昭和二十八年八月十日　衆議院会議録第三十九号附録（その一）（一）

官報
号外
昭和二十八年八月十日
第三種郵便物認可

○第十六回国会　衆議院会議録第三十九号附録（その一）（一）

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案　二百十四件
内
予算　九件　両院通過
条約　二十三件　両院承認
予備費支出の件　六件　両院承諾
決算その他　五件
内
委員長報告の通り議決　一件
閉会中審査　一件
審査未了　三件
右の外第十三回国会に提出され、今期国会において審査を終了した決算一件がある。

法律案　百六十九件
内
成立　百五十九件
閉会中審査　二件
本院通過、参議院審査未了　一件
本院審査未了　六件
消滅　一件

国有財産法第十三条の規定に基き国会の議決を求めるの件　二件
両院可決

議員提出議案　百四十三件
内
法律案　八十八件
内
成立　五十四件
本院閉会中審査　十一件
参議院閉会中審査　一件
本院審査未了　十三件
参議院審査未了　二件
本院委員会未付託　一件
撤回　六件
規則案　二件
内
可決　一件
未決　一件
決議案　二十二件
内
可決　十件
否決　二件
閉会中審査　一件
審査未了　二件
未決　一件
撤回　六件
重要動議　二十七件　可決
懲罰事犯の件　四件　議決
参議院議員提出法律案　十六件
内
成立　十三件
本院閉会中審査　一件
参議院閉会中審査（本院予備審査）一件
参議院審査未了（本院予備審査）一件
日本国憲法第五十四条第三項に基く同意を求めるの件　七件
内
予算　三件　同意
法律　四件　同意
国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件　六件　両院可決
各種の委員任命につき同意を求めるの件　十一件　両院同意
請願　五千七百七十件（六千三百二十九通）
内
採択、内閣に送付　四千九百十三件（五千三百三十三通）
採択とみなし、内閣に送付　六十九件（百三十六通）
採択　二件
採択とみなす　四件

委員会において議院の会議に付するを要しないと決したもの
百八十七件（二百八通）
委員会取下許可　一件
委員会審査未了　五百九十四件（六百四十五通）

質問　四十九件
内
質問　四十三件　書面答弁
緊急質問　六件　口頭答弁

議長の報告

一、今十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
社会保険審査官及び社会保険審査会法
地方税法の一部を改正する法律
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律
昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律

一、今十日本院は昭和二十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十五年度政府関係機関収入支出決算について議決した旨内閣に通知した。

一、今十日本院は畑地農業改良促進対策審議会委員に衆議院議員小枝一雄君、同松山義雄君、同神戸眞君、同芳賀貢君及び同前田榮之助君を指名した旨内閣に通知した。

一、今十日大池事務総長から井川参議院事務総長及び福永内閣官房長官宛、本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨通知した。
内閣委員会において
一、行政機構並びにその運営に関する件
二、保安隊及び警備隊に関する件
三、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等に関する件
人事委員会において
一、公務員の給与に関する件
地方行政委員会において
一、地方自治及び地方財政に関する件
二、警察及び消防に関する件
三、地方自治法の一部を改正する法律案（門司亮君外七名提出、衆法第七七号）
四、地方財政再建整備法案（床次徳二君外三名提出、衆法第八七号）
法務委員会において
一、接収不動産に関する借地借家臨時処理法案（吉田安君外三名提出、衆法第八二号）
二、裁判所の司法行政に関する件
三、法務及び検察行政に関する件
四、国内治安及び人権擁護に関する件
五、法廷秩序維持に関する件
六、交通輸送犯罪に関する件
七、駐留軍及び国連軍の裁判管轄権に関する件
八、戦犯服役者に関する件
外務委員会において
一、国際情勢に関する件
二、行政協定の実施に関する件
三、石川県内灘村海岸を試射場として強制使用することに反対する決議案（山田長司君外百三十六名提出、決議第六号）
大蔵委員会において
一、米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案（森幸太郎君外二十二名提出、衆法第五七号）
二、資金運用部資金法の一部を改正する法律案（福田赳夫君提出、衆法第五一号）
三、税制に関する件
四、金融制度に関する件
五、専売事業に関する件
六、国有財産の管理状況に関する件
文部委員会において
一、学校教育、社会教育及び教育委員会制度に関する件
二、文化財保護に関する件
三、宗教情操教育に関する件
四、教育施設の復旧及び接収解除に関する件
五、へき地教育に関する件
厚生委員会において
一、公衆衛生、医療制度、社会保障、婦人、児童保護に関する件
農林委員会において
一、治山治水に関する件
二、土地改良に関する件
三、畜産振興に関する件
四、農業災害補償制度に関する件
五、臨時硫安需給安定法案（内閣提出第一六七号）
水産委員会において
一、加工水産物の輸出振興に関する法律案（佐竹新市君外四十五名提出、衆法第二七号）
二、公海漁業及び水産貿易に関する件
三、水産金融に関する件
四、漁業制度及び水産資源の保護増殖に関する件
通商産業委員会において
一、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案（内閣提出第一六八号）
二、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（山手満男君外十一名提出、衆法第一七号）
三、電気事業及びガス事業に関する事項

四、貿易の振興状況並びに貿易資金調達の現状に関する事項
五、中小企業の金融状況並びに中小企業等協同組合の組合の結成及び活動状況に関する事項
六、鉱業、採石業、鉱鉄業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業の実状特に需給並びに金融状況及び企業合理化の進行状況等に関する事項

運輸委員会において
一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第七号）
二、陸運特に国鉄の経営合理化に関する件
三、船舶港湾に関する件
四、観光に関する件
五、空運事業に関する件
六、株式会社鉄道会館に関する件

郵政委員会において
一、郵政事業並びに監察制度に関する件

電気通信委員会において
一、電気通信事業の経営に関する件
二、有線電気通信の規律に関する件
三、電波及び放送の規律に関する件

労働委員会において
一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（山花秀雄君外六名提出、衆法第二号）
二、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（山花秀雄君外六名提出、衆法第三号）
三、失業対策、労使関係及び労働基準に関する件

建設委員会において
一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（岡良一君外二十六名提出、衆法第一九号）
二、建築基準法の一部を改正する法律案（瀬戸山三男君外十四名提出、衆法第三七号）
三、国土計画、地方計画、都市計画に関する件
四、住宅、建築に関する件
五、道路に関する件
六、河川に関する件
七、調達庁の業務に関する件
二、国土総合開発に関する件
三、電源開発に関する件

予算委員会において
一、日本経済の自立計画策定に関する件
二、予算の実施状況に関する件

決算委員会において
一、昭和二十六年度一般会計歳入歳出決算
二、昭和二十六年度特別会計歳入歳出決算
三、昭和二十六年度政府関係機関決算報告書
四、株式会社鉄道会館に対する鉄道用地貸付等に関する件
五、朝鮮向輸出に対する対米債権に関する件

議院運営委員会において
一、国会関係法規の改正に関する事項
二、議長よりの諮問事項

図書館運営委員会において
一、国立国会図書館運営に関する件

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会において
一、海外同胞引揚に関する件
二、遺家族援護に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会において
一、公職選挙法改正に関する調査の件

水害地緊急対策特別委員会において
一、北九州の豪雨による被害並びに西日本一帯の水害に対する対策樹立の件
二、和歌山及び奈良両県を中心とする南近畿地方における豪雨による被害調査の件
三、長野県下における豪雨による被害調査の件
四、北海道における豪雨による被害調査の件
五、鹿児島県下における豪雨による被害調査の件

一、今十日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

委員会名	件名
内閣委員会	行政機構の整備に関する調査
同	国家公務員の給与問題に関する調査
人事委員会	公務員制度に関する調査
同	地方行政の改革に関する調査
地方行政委員会	検察及び裁判の運営等に関する調査
法務委員会	国際情勢等に関する調査
外務委員会	租税特別措置法の一部を改正する法律案
大蔵委員会	協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案
同	租税、金融制度及び専売事業等に関する調査
同	動労青年教育振興法案
文部委員会	教育、文化及び学術に関する一般調査
同	社会保障制度に関する調査
厚生委員会	臨時硫安需給安定法案（予備審査）
農林委員会	農林政策に関する調査
同	水産政策に関する調査
水産委員会	硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案（予備審査）
通商産業委員会	通商及び産業一般に関する調査
同	運輸一般事情に関する調査
運輸委員会	郵政事業の運営実情に関する調査
郵政委員会	電波行政に関する調査
電気通信委員会	電気通信事業運営状況に関する調査
同	けい肺法案
労働委員会	労働基準法の一部を改正する法律案
同	労働情勢一般に関する調査
同	建設行政に関する調査
建設委員会	日本経済の安定と復興に関する調査
同	昭和二十八年度予算の執行状況に関する調査
経済定安委員会	昭和二十六年度一般会計歳入歳出決算
予算委員会	昭和二十六年度特別会計歳入歳出決算
同	昭和二十六年度政府関係機関決算報告書
同	国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
同	議院の運営に関する件
議院運営委員会	国会図書館の運営に関する件
図書館運営委員会	中共地域からの帰還者援護に関する調査
中共地域からの帰還者援護に関する特別委員会	水害地緊急対策に関する調査
水害地緊急対策特別委員会	

一、今十日議院運営委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　渡邊　良夫君（理事椎熊三郎君去る六日委員辞任につきその補欠）
理事　椎熊　三郎君（理事渡邊良夫君去る七日委員辞任につきその補欠）

一、今十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　加藤　勘十君
人事委員　古井　喜實君
法務委員　高橋　英吉君
高橋　禎一君
古屋　貞雄君
伊藤　好道君
外務委員　淡谷　悠蔵君
川上　貫一君
大蔵委員　水谷長三郎君
文部委員　高橋　禎一君
厚生委員　飛鳥田一雄君
岡　良一君
和田　博雄君
三和　精一君
小西　寅松君
大橋　忠一君
林　譲治君
和田　博雄君
古屋　貞雄君
有田　八郎君
運輸委員　渡邊　良夫君
郵政委員　三池　信君
堤　康次郎君
淡谷　悠蔵君
労働委員　竹山祐太郎君
片山　哲君
建設委員　三木　武夫君
山田　彌一君
経済安定委員　鈴木茂三郎君
予算委員　山村新治郎君
勝間田清一君
池田　清志君
決算委員　中野　四郎君
佐藤虎次郎君
議院運営委員　松浦周太郎君
山崎　岩男君
池田　禎治君
野原　覺君
重光　葵君
懲罰委員　高橋　禎一君
淡谷　悠蔵君
図書館運営委員　池田　禎治君
竹山祐太郎君

一、今十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　片山　哲君
人事委員　池田　禎治君
法務委員　三木　武夫君
林　譲治君
伊藤　好道君
古屋　貞雄君
外務委員　鈴木茂三郎君
和田　博雄君
大橋　忠一君
大蔵委員　加藤　勘十君
文部委員　武藤運十郎君
厚生委員　小西　寅松君
岡　良一君
三和　精一君
有田　八郎君

水産委員
高橋　英吉君　古屋　貞雄君
淡谷　悠藏君　勝間田清一君
通商産業委員
川上　貫一君　山崎　岩男君
運輸委員
郵政委員
山田　彌一君　櫻内　義雄君
松浦周太郎君　浅沼稲次郎君
労働委員
高橋　禎一君
建設委員
三池　信君
経済安定委員
飛鳥田一雄君
予算委員
伊藤　好道君
決算委員
三木　武吉君
議院運営委員
館林三喜男君
渡邊　良夫君　佐藤　芳男君
淡谷　悠藏君　中川　俊思君
懲罰委員
堤　康次郎君
電光　熒君
上林與市郎君
水谷長三郎君
図書館運営委員
松浦周太郎君

一、今十日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
水害地緊急対策特別委員
赤澤　正道君

一、今十日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
水害地緊急対策特別委員
田中　久雄君

一、今十日議員から提出した議案は次の通りである。
奄美大島返還声明に対し米国への感謝決議案（床次徳二君外五名提出）

一、今十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
肥料管理法案（平野力三君提出）

一、今十日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案
昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案

一、今十日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
地方税法の一部を改正する法律案

一、今十日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
社会保険審査官及び社会保険審査会法案

一、去る七月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議長喜多壮一郎君提出石川県河北郡内灘地区の「内灘演習場一時使用に関する件」についての質問に対する答弁書
衆議院議員坂田道太君提出国営土地改良事業費支出と地元負担金との関係に関する質問に対する答弁書
衆議院議員栗田英男君提出吉田内閣の綱紀粛正に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

石川県河北郡内灘地区の「内灘演習場一時使用に関する件」についての質問主意書

一　石川県河北郡内灘地区は日米行政協定に基く「内灘演習場一時使用に関する件」として、昭和二十七年十二月五日の閣議において、閣議了解事項として決定せられた。その閣議了解要旨によれば、「内灘演習場一時使用に関する件」として、石川県河北郡内灘地区は、昭和二十八年一月一日より同年四月末まで一時使用すると明確に示されている。且つ、閣議において決定以前、地元民との交渉折衝においても政府当局はあきらかに「昭和二十八年一月一日より同年四月末まで一時使用する」の旨をたびたび明言してきた。それのみか、「内灘演習場」の昭和二十八年一月から四月末までの期限づき使用は、その代地の発見確定までの一時的の使用であつて、その当初の交渉折衝の過程においては、「無期限使用」ないしは「継続使用」などについては、政府当局は内灘地区地元民に対していささかも明確なる意思表示はなかつたのである。

以上の事実は、内灘地区地元民の陳情によつても、また明らかにこれを確認することができる。のみならず昭和二十八年一月から四月末までの一時使用については、本件についての政府代表として、地元民と交渉折衝した林屋前国務相も、第十六回国会の衆・参両院の各委員会の参考人として陳述している。

二　政府は、昭和二十七年十二月五日の閣議了解要旨どおりに、「内灘演習場一時使用に関する件」と、その題目においてさえも「一時使用に関する件」と明白にしていたために内灘地区の試射演習は、二十八年四月末日これを停止した。しかしてその停止は、政府当局は内灘地区地元民に対するいわゆる「公約」によるとも言明したのである。

三　政府はかくして昭和二十八年四月末日、内灘演習場の試射はこれを停止したが、その後いえども地元民との交渉折衝はすこぶる不充分であつたが、それにもかかわらず同年六月十三日に「六月十五日から試射を開始する」と言明したのみか、六月十五日に試射演習を開始した。この事実に対しては、内灘地区の地元民はもちろんのこと石川県民あげて政府の公約違反に対してはげしい反対をいまだに続行している。

これを要するに内灘地区の演習場に使用については、そのはじめから政府側に交渉説得上にあきらかな手落ち、食言等があつたことはいうまでもないことである。それのみならず政府は当初のいわゆる「公約」に違反する不信的な行為をあえて犯しているのである。かるがゆえに政府は、昭和二十七年十二月五日閣議了解要旨が明示するがごとくに「内灘演習場」はこれを昭和二十八年一月から同年四月末日までの一時使用とし、すみやかにその代地を他に求め、内灘地区から演習施設いつさいを即時撤去すべきである。

以上に対する政府の明確なる回答を承りたい。

右質問する。

昭和二十八年七月三十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員喜多壮一郎君提出石川県河北郡内灘地区の「内灘演習場一時使用に関する件」についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員喜多壮一郎君提出石川県河北郡内灘地区の「内灘演習場一時使用に関する件」についての質問に対する答弁書

一　在日米軍は、昨年春以来わが国において砲弾類の発注を開始し、これら砲弾の試射を必要とするに至つたので昨年九月日米合同委員会において試射場一箇所の要求を提出した。

右要求に応じ、全国にわたりこれが候補地を物色し関係事務当局において鋭意検討を加えた結果、石川県内灘地区が最も適当であるとの結論に達した。その理由は、地形上技術上試射場としての最適条件を備えており、且つ、農、漁業等の産業に及ぼす影響が他地区に比し著しく少いものと認めたからである。

二　政府は、右の結論に基き、昨年十一月当時の林屋国務大臣外関係各省局課長等をして内灘村において地元側と交渉を行わしめたが、地元側の猛烈な反対をうけた。その反対の主要な理由は、同地区の使用により地元農、漁民の生活権が侵害せられること及び米軍の駐留に伴い風紀上好ましからざる事態が派生すること等であつた。

三　政府は、もとより同地区使用に伴い地元村民のこうむる損失の補償等については、法令の許す範囲内において最大限度の考慮を加えるとともに、一方米軍に対しては、強く風紀対策等につき交渉し鋭意地元側と折衝を行つた結果、地元側もようやく納得しとりあえず本年一月一日から四月末日までの四箇月間一時使用することについて了解に到達した。

四　試射場の提供は、安全保障条約及び行政協定に基くわが国の義務であり、且つまた、政府としては、内灘地区が最適当であると認めていた関係上五月以降においても引き続き同地区を使用したい意図を有していたのであるが、当時の情勢よりして現実に試射を開始し、その結果地元で最も憂慮している風紀問題等に関する懸念が解消されるのをまち改めて継続使用の話合を開始することを適当と考えた。三月中旬試射が開始されたが、続いて議会解散総選挙となつたため、右話合は選挙終了の四月下旬まで持ち越されるに至り、結局時日切迫のため四月末日までには話合は妥結を見なかつた。よつて政府は、昨年施設決定の際の話合に従い、五月一日以降は米軍の試射を中止せしめ、更に内灘村各部落より試射場に立ち入る通路八カ所を開放し、村民の漁業操業を可能ならしめた。

五　内灘地区の使用については、以上のごとき経緯を経てきた次第であるが、特に同地区を使用しようとする理由は、次のごときものである。

（イ）技術的、地形的見地から内灘地区が試射場として最も適当な条件を備えている。

（ロ）産業、経済に及ぼす影響が最も少い、即ち何れの地区を使用するにしても産業的影響は免かれ得ないが、政府としては比

較検討の上、最も影響の少い地区を選定する必要がある。

（八）地元のこうむる不利益、損失等については政府としては、充分に考慮を払つている。即ち内難地区に対しては既に特別の補償措置を講じたが今後の施策としてもでき得る限りの努力を払うこととしている。政府としては、これらの措置の結果として地元民の生活は将来むしろ改善せられるものと確信している。

（ニ）当初憂慮せられた風紀関係については、駐留米軍将兵の数が二十名以下であり、且つ、米軍側の自粛により問題を起していない。

（ホ）試射の音響については弾丸の種類によつては内難村並びに宇ノ気、七塚、高松等関係町村に対しても相当の影響を与えているものもあるが、試射弾数は、さほど多くはない。

六　政府は、前述のごとく五月一日以降試射を停止したが、政府部内において、更に本問題を検討した結果あらゆる観点からして本地区の使用を必要と認めたので、県、村当局に対し引き続きその使用につき交渉を行うとともに、各種団体等による陳情に対しても誠意を披瀝して政府側の意とするところを説明し、もつぱら円満な了解を得るよう努力を傾け約一箇月半を経過し、その間六月上旬には内閣官房副長官、外務省国際協力局長、農林省農地局長を現地に派遣し、極力交渉に努めたが、最終的な円満解決を得るに至らず、一方在日米軍側においては、六月中旬には是非とも試射の再開を必要とする状況に至つたのやむを得ず試射場地区の国有財産の部分を米軍の使用に供し試射の再開を認めた次第である。政府は、内難地区使用に伴う補償措置等においては可能なる限りの対策を考慮しており、且つ、同地域にある民有地使用を含め問題全般の円満解決に到達するよう引き続き極力努力している。

右答弁する。

国営土地改良事業費支出と地元負担金との関係に関する質問主意書

一　国営土地改良事業を行う場合、土地改良事業地域を包含する単一土地改良区をつくらなければ、国は、当該国営土地改良事業に必要な経費を予算に計上しないということがいわれているが、それは事実であるかどうか。

もし事実であるとすれば、その根拠法規を示されたい。

二　土地改良法第九十条によれば、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある受益者に対し、国営土地改良事業の一部を負担させることができる規定になつているが、その場合、当該地区に単一の土地改良区を設立し、且つ、その改良区の定款中に一部負担金を負担する旨を明記しなければ、国営土地改良事業に必要な経費の支出を大蔵省はがえんじないといわれているが、それは事実かどうか。

また事実とすれば如何なる法的根拠に基くものか明示されたい。

右質問する。

昭和二十八年七月三十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員坂田道太君提出国営土地改良事業費支出と地元負担金との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員坂田道太君提出国営土地改良事業費支出と地元負担金との関係に関する質問に対する答弁書

一　土地改良法第八十五条第三項は、土地改良区を設立すべきことを規定しているが、単一土地改良区をつくらなければ、国は、当該国営土地改良事業を行うことができぬという趣旨のものではなく、又その事業に必要な経費を予算に計上してはならぬということもない。然しながら、一つの国営土地改良事業計画の施行地域内に多くの土地改良区が存在し、又それらの連合をつくることは、事業の施行及び事業完成後の管理等について不便を生ずる場合もあるので、当該事業地域について可及的に単一の土地改良区をつくるように指導している。

二　国営土地改良事業の経費分担に関しては、土地改良法第九十条第一項及び同法施行令第五十二条の規定によつて、国は、当該事業に要する費用の四〇％以内に相当する額を都道府県に負担させることができる。また、当該都道府県は、同法第九十条第二項によつて、その負担金の一部を当該土地改良事業施行地域内の土地改良区から徴集することができる。然して、これらの規定に対応して同法第十六条第五号又は同法第七十九条第五号により、土地改良区又は土地改良区連合は、その定款に経費の分担に関する事項を記載せねばならぬことになつている。

右答弁する。

吉田内閣の綱紀粛正に関する質問主意書

大蔵大臣小笠原三九郎氏が、前社長、現在代表取締役である本町興業、太平洋海運西会社を被告とした「登記抹消並びに土地返還請求」の訴訟が、現在東京地裁で審理されているが、訴状によれば、小笠原氏は、同居人杉本喜一氏の死亡時刻を故意に遅らせ、同居人の死後登記に必要な印鑑証明を取り、死亡者である杉本喜一氏所有の土地を相続人の知らぬ間に、小笠原氏設立の本町興業によつて所有権移転の登記を行わしめた。原告側は、登記申請は所有者の死亡後に行われたのであるから無効だと主張している。

つまりこの紛争の背後には、登記手続をめぐつて小笠原氏に対して幾多の疑惑が持たれるのである。

吉田総理は、常に綱紀粛正を口にする以上、本件は、小笠原氏が通産大臣在任中のことであるので、この疑惑を一掃するため本件に対する政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十八年七月三十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員栗田英男君提出吉田内閣の綱紀粛正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員栗田英男君提出吉田内閣の綱紀粛正に関する質問に対する答弁書

太平洋海運及び本町興業両会社を被告人とする「登記抹消並びに土地返還請求」の訴訟は、原告側において、本年七月二十四日これを取り下げ、不動産売買に関する原契約は、そのまま認められたものと承知している。

従つて、本件については、小笠原大蔵大臣の綱紀粛正をうんぬんするがごときことはないと考える。

右答弁する。

一、去る四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長野長廣君提出産業教育振興法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川久衛君提出菅平硫黄採掘に関する質問に対する答弁書

衆議院議員勝間田清一君提出富士山ろく駐留軍演習場内土地借上料の改訂並びに生活権の保障に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

産業教育振興法に関する質問主意書

第十回国会において成立した産業教育振興法は、わが国の経済的再建の基礎が、学校教育における産業教育の振興にあることを目的として制定せられたものであるが、その施行後三年目であるのにその実効が充分でないように思われる。

この法律の制定に努力した一人として、その施策について深い関心を持つものであるが、次の諸項に関し、当局の所見を承りたい。

一　学校教育の全般的問題と産業教育との関連について。

イ　勤労尊重精神の涵養について。

元来わが国民性の中には、いわゆる東洋的封建制の弊風ともいうべき勤労者軽視の傾向がある。一応は勤労そのものは尚ぶべきものであることを観念上では知しつしていても、実際には、自らは勤労者たることを避け、知識的な、あるいは支配者的な地位や職業におもむく傾向が依然として強い。これが学校教育上普通科偏重となつて職業科は二次的課程のように取り扱われている。この点に関し、小、中学校及び高等学校普通科、特に一生のコースを決定する中学校において、人生観、社会観に関連して正しい職業観を養成すること、及び自己の性能に適する職業を発見して早く方針を決定し得るように、現行の教育内容について工夫することが望ましいと思うものであるが、当局の意向を伺いたい。

ロ　高等学校の普通科に産業教育課程を強化する件。

高等学校普通科卒業者の現況を見るに、その約三割ぐらいまでが上級学校に進学するにとどまり、じ余の七割は職業についている。しかも進学のための予備校的性格を帯びつつある修学課程を経て卒業するので、職業的には無準備状態で社会に出る。

中学校時代に職業上の適性を見出すことに遅れた者を救うためにも、右の欠陥を補うためにも、高等学校普通科について、職業課程を強化する必要があると思うが、当局の見解を伺いたい。

二　信念の啓培と産業教育について。

イ　訓練訓育の強化について。

ひとり産業教育に限らず、戦後全般的傾向として、教育の中心的作業ともいうべき訓育面が著しく閉却せられ、そのために徳性の向上が遅々として進まず、これが青少年の犯罪の増加となつて現れ、放縦、無責任、薄志弱行等の傾向を生じつつあるものと思われる。私はこの原因を次のように思うものである。

戦後、民主主義、自由主義、社会主義等等の思想の波に圧倒せられそれその帰趨するところに混迷をきたしたのであるが、特に民主主義、自由主義あるいは基本的人権の尊重等の考え方が強い影響をきたし、これが教育手段として児童生徒の自主的自発的活動を原則とする方法となり、戦前のような強圧的詰込み的、一定の型に入れようとするような方法とは全く逆転した。ここに教育方法上の反動的な変革からくる退歩現象が現れるに至つたのではないかと思う。

すなわち西欧の個人主義を基調とする民主主義や社会主義や自由、人権尊重等の思想は、個人の義務心、責任感を裏付けとして発達した思想であるから、健康な性格を持つているのであるが、わが国では東洋的な聖賢の道、先人の教えに随順するということが教学の基本となつて永年の伝統を維持してきた。しかるに敗戦の衝撃によることと、占領政策とによつて、根底から日本的なものが否定せられ、一挙に西欧的な行き方に移行することとなつたために核心のない形がいにおちて終つた。すなわち責任感を伴わない個人主義となつたために自由の最も堕落した放縦となつたのである。

私は、日本文化の精粋は、本来の日本人の自然的環境の影響による明朗な民族性を基盤とし、儒仏思想を消化してでき上つた道徳上の修練主義にあつたと思う。すなわち「道」という人生の完成を、絶対的な自己否定の工夫修練によつて達成しようとする、一技一能もすべて道徳実現の手段方法とし、究極的には天人合一の境地に入ることを目的とした。「道」という一定の形式を手段として一意専心その内容を心身に具現するため努力精進し神人合一境に到達するのが人生の意義を全くするものとした。特殊を通して普遍に入ることに努力した。従つて「学問」ということを「道を知ること」と心得た。学問は聖者の道と心得、如何なる職業も道を離れては人生の意義にそむくものとされた。

政治の目的も修身を根本とし、徳治主義をもつて一貫したのである。ここに絶対的な立場で内面的な自己を省察しその到らざるを憂え、欲望を否定して精神的な自由を求めながら、他人の欲望はこれを肯定して愛の内容とし、これを誠とし慈悲とした。

この伝統につちかわれきたつた日本文化は、人生観の貴重な内容をもつものであつて、敗戦の原因が、この文化にあるものではなく、一に経済や政治的な、いわゆる力関係の相対的な事情に基くものである限り、この文化は敗戦によつて根本から棄却しさるべきものではないと思うのである。

これに対して西洋思想の根幹は個人の現実的な欲望を肯定する立場から、他人の欲望も肯定しようとするために、相対的な人間生活を、権利義務の法律的関係をもつて規正しようとするものである。民主主義も自由主義、社会主義、功利主義等等みな政治的、法律的な思想であり、相対的な人間生活を如何に、どこに線を引くかという方法的論義である。人間の欲望の対象である経済、物質観が基礎である。これを東洋思想に対比するとき、著しく物質観に基くものといえよう。従つて個々人の精神生活内容を主とするものではないから、直接他人に累を及ぼさない限り自由なものとされる。戦後、急激にこの西欧思想に移行したために、教育の民主化ということが、教育方法の上に取上げられたために、児童生徒の精神生活内容について、外部から強制することは、一種の人権侵害であると考えられるに至り、児童の欲しないところをしいてはならぬ、という風潮となつた。このことは果して教育方法の進歩といえるであろうか。私は多大の疑問をもつものである。というのは、人間の内面生活の改造なくして真の人生の完成はあり得ない。すなわち自己自身を知ることによつて、自己の改造あり人格の向上もあり、自覚反省こそ人格育成の根本的方法でなければならぬ。人間社会から犯罪や悪を駆逐するには相対関係を規正する法律にあるのではなく、人の心の中にある。

しかして現実には相対的な社会関係の中に生きるものであるから、政治、法律と離れ得るものではないが、一面には絶対なもの、永遠なものと直接する人の一生であり、空前絶後の人生であるから、内面生活上の絶対性を閑却しては帰すうするところのない、単なる物欲の奴隷たるに過ぎぬ一生となる。政治、法律といえども一度決定したことはこれを守るという責任感を前提とする。人心の道徳こそ一切の根底である。

民主主義は、一個人の心の内面生活に立ち入ることを否定しているが、社会の改善は政治の改善であり、政治の改善は人間の改善に基き、人間の改善はまた人の心そのものの改善にまたねばならぬ限り、民主主義といえども教育による人間の改造によつてその発達を予想し期待しなければならぬ。ここに民主主義と自由主義の矛盾がある。この矛盾のまま教育における自由主義自発主義を重視し過ぎるときは、おのずから児童生徒の「わがまま」「放縦」を許さなければならず、教育の本質的な作用であるべき改善が期待され得ない。従つて知識技能において進歩面はあつても、人間性の進歩はなく、人間の堕落となる。しかも人間は一個の絶対者であつて、親が聖人でも子は犯罪者であることもある。道徳はその人一代限りのものであり、道徳論は理論にとどまるので、これを実現するのは、その人の一代にとどまる努力以外にない。息れば外界的なものは進歩してとどまらない。

如上の見地から、私は日本の今日の教育について、あえて「訓育」というが、程度問題であり、児童の能力相応の程度において、強制面が必要であることを強調したい。しつけにしても、礼儀作法にしても、練習によつてわが物となすには、「かくなければならぬ」という至上命令に従つて努力せねばならぬ。

強制といつても児童の理性に訴えるときは、すなわち自覚を促がせば強制ではない。同時に激励と賞揚と批評によつてその促進を図れば理想向上心の強い青少年は、強制といえども理想実現の暁には喜びをもつてさらに努力すべきことを用意する。

単なる私の一家見にすぎぬとはいえ、私は戦前における教育方法を全面的に否定し、児童の自発活動のみに重点を置き過ぎる教育は、人としての心の内面作用を閑却するため、わが国精神文化を忘却し、民族の堕落をきたし、たとえ物質文明の進歩をきたすといえども、道徳文化、すなわち真の意味の文化を失うことを深く危ぐするものである。

今般文部当局が道義高揚を文教振興の第一に掲げられたことはむしろ遅きに過ぎるほどであるが、学校教育全般を風靡している「自発的活動」一点張りのごとき方法については深く検討する必要があると思うので私見を添えた次第であるが、この点に関して、あるいは必ずしも心配することはないかどうか簡単に当局の意向を伺いたい。

信念の啓培と産業教育について。

教育は一にその人にまつものであることはいうまでもないが、その人の信念こそ教育作用の根源である。信念を持たずに教壇に立つ教師は単なる知能労働者に過ぎない。特に職業教育に従事する教員は、技術と理論とを持つ上に、生徒の技術修習の努力心を常に鼓舞しなければならないので、確固たる信念がないときは、生徒を動かす力が弱い。

職業の修習には、努力心が一段と強くなければ、仕事に飽きやすい。特に勤労量の多い農、水産、工業等にあつては労働の苦痛を克服し、生産の喜びと技術向上の満足感を味わうに至らしめなければならないのであるが、勤労の苦しみを苦しみと思わぬ心の状態は、不屈不撓の精神力によるものであり、この精神力は気はくである。気はくは信念あるいは信仰に基く。この点について教師にまつことは理想であるからその対策は第一であり、別項で伺うつもりである

が、教科書あるいは参考書等の手段をもつてこの点を激励、指導する対策が必要であると思う。

たとえば農業ならば、生々化育して余すところのない大自然の大愛ともいうべき無限の法則と神秘性を知らしめ、この無限に生育生産する自然と融和一致して働きかけ、無限の豊庫をひらく喜びをもつて勤労を楽しむことは、自然と人生に関する信仰的信念に基くことである。特に国土狭少なわが国ではいかなる不毛の地、津津浦浦といえども開発して美田と化し、郷土をよりよく住みよい地として開発することは農村青年の至上の喜びであり使命でなければならない。

この点に関する当局の具体策を示されたい。

ハ　科学心の養成について。

科学する精神の態度は、その根本信念として、深い人生愛、社会愛に根拠せしめなければならない。単なる物欲、あるいは政治経済的イデオロギーに出発するときは、心の目が外界にだけ向つて、道徳性を没却する危険があり、社会をひ益するのでなく、かえつて社会に禍害を及ぼすこととなる。結局は正しい人格に基くことであつて、すなわち科学を正善と一致させる方向に努力をするのでなければ、科学的法則が人生をそこなうこともある。

真理法則はただ単に真理たるにとどまるので善でも悪でもない。人がこれを用うるに当つて、心のあり方によつて善にも悪にも使い得る。

薬物の法理は人を生かしも、殺しもする。弁護士必ずしも人を救わない。一方を害し一方を益せしめる。水は人畜を害しもするがこれがなければ人畜の生命は保てない。真理の大海に分け入つて人生を建設するのが科学者の仕事である。

時とともに科学は発達してとどまらないが、これを利用する人間性は、人の内面性の問題であるため時の古今にかかわらないので、物質文明は進歩しても人の道徳性の進歩がない限り、悪はますます巧妙となり複雑を加える。物資的な福利増進があつても、精神的な幸福は得られない。

純真な青年をして、この重要な分岐点を誤らしめないように指導する必要があると思う。このことは単なる常識にとどまることと思われるが、特にこのことに思いを至さないときは、科学の進歩がかえつて社会の禍害の因となる。

この点についての当局の努力点を伺いたい。

三　産業教員の養成の件。

イ　大学における産業教育養成施設の不充分のため、いまだこの種の教員が充実せられない状態にあるように思うが、産業科担当教員を充実しなければ最もその進展を妨げる原因となることは改めて指摘するまでもない。その需給関係を調査して全国所要の大学に設置することを急がれる必要があると思うが、その具体的措置について伺いたい。

ロ　奨学制度の設置について。

日本育英会の貸費制度を、産業科担任教師養成施設に拡充し、義務教育教員養成の制度にならつて、卒業後一定の義務年限にわたつて勤務した者については、その貸費を免除することとし、優秀な者を吸収する方策を講ずることは適切な措置ではないかと思うのであるが、当局の所見如何。

四　産業科担当教師の待遇に関する特別措置について。

「産業教育振興法第三条の三」をもつて、産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、特別の措置が講ぜられなければならないことになつているが、この条項に関し、この法の実施三年になるのに、ほとんど見るべき具体的措置が講ぜられていないのはすこぶる遺憾に堪えない。

この条の実現には人事院と折渉する必要があるわけであるが、もし交渉せられたならば、如何なる障害があるものか、もし何等の手段も講ぜられておらないとすればその理由について知らされたい。学校当事者は、この条の実現を深く期待している。

五　産業教育の高等学校及び中学校の施設及び設備について。

イ　産業の高等学校においては、施設及び設備が中心的なものであるが。その施設及び設備を充実するに当つては、最も進歩したものを用意しなければならないと思う。一般民間のものより遅れている旧式のものでは一応の操作は修習されても、実社会に出て間に合わないものとなる。この点如何なる実情になつているかを承りたい。

ロ　高等学校の基礎教育は中学校であるから、中学校における施設及び設備を充実する必要のあることはもちろんである。

高等学校に併行して基礎教育上の施設及び設備の充実に図られたいと思うが、その現状及び今後の計画に関して知らされたい。

六　産業教育予算について。

人を養成する投資は最良の投資であり、特に産業人養成のための投資は、数年後において数倍あるいは予期以上の成果を挙げることは、すでにこれを米国の例に見ることができる。米国はおよそ三十年前このことに着目し、連邦政府において一局を設け、熱心に施策を講じ、他の要因も幸したとはいえ、今日の盛況の一大要因であつたことは明りようである。予算多事であるほど、産業教育面の充実を急ぐ必要があると思う。昭和二十八年度は約九億円であるが、来年度においては少くとも二十五億円を下つてはならないものと思うが概略の予定、あるいは決意について承りたい。

出来得れば中学校に対する予算について、学校数が多いので、特に考慮せられたい。

七　産業教育内容に関する国、学校及び民間の連絡機関の設置について。

学校における教科内容は、急速に進歩する各般の状況と常に連絡調整する必要がある。さもなければ学校における教育内容や技術が社会と遊離し、あるいは、遅となる嘆れがなしとしない。

あるいは職業種別によつて生徒の需給に不均衡を生ずることもありうるので、これらの要件を満たすため、産業教育調査連絡の機関のようなものを設置する必要があると思うが如何。

八　産業教育課の充実について。

産業教育振興法の実施を徹底し充実するため、現在の文部省中等初等教育局の産業教育課を拡充し、その指導及び連絡又は教科書編修等々特殊事情が多いのにかんがみこれが万全を期せられたいと思うのであるが、当局の意向を示されたい。

右質問する。

昭和二十八年八月四日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員長野長廣君提出産業教育振興法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長野長廣君提出産業教育振興法に関する質問に対する答弁書

一　児童生徒に勤労尊重の精神を育成することは、教育上きわめて重要なことであるが、御指摘のような傾向もあるので、今後この点に関して教育内容の改善その他指導の徹底を図るように努力したい。

ロ　御説に同感である。現に教育課程審議会において、この問題について審議されているので、近く答申をまつてこれが具体的な措置を講じたいと考えている。

二　道徳教育の内容

イ　道徳教育の徹底を文教政策の基本と考えている。このため現在教育課程審議会に付議して教育内容と方法の改善に努力している。

道徳教育の内容としては、民主主義の正しい理解とともに、日本の伝統的精神のよい面は、これを充分活かしてゆきたい。民主主義教育を誤まつて、児童生徒の「放縦」「わがまま」を許し、しつけや訓練をなおざりにするごときは、充分戒めなければならない。

ロ　職業教育に従事する教員が、確固たる信念をもつて、その職分にいそしむとともに、生徒にそれぞれ将来の職業に信念をもつて従事するように導かねばならない。今後指導書、手引書等において、又現職教育講座等を通じてこのことを強調してゆきたい。

ハ　科学によつて求められる真理法則を社会の福祉のために奉仕させる心構えを養うことはきわめて肝要と考える。今後科学教育、道徳教育においてこの点を強調してゆきたい。

三　産業教育に従事する教員

イ　産業教育に従事する教員は、調査の結果、数において不足し、しかも優秀な教員が少いので、これが養成並びに資質の向上については、産業教育振興上きわめて重大な問題である。現在中央産業教育審議会において教員養成専門部会を設け審議された結果、これについての建議がなされたので、これを基礎として具体的方法を研究している。

ロ　御趣旨の線に沿つて研究したい。

四　産業教育に従事する教員は、産業界の現場経験と技術が尊重されなくてはならない。又実験実習に従事する者については、特別の労苦と負担がかかることが考慮されなくてはならない。このような点から教員の待遇の改善を図る必要があるので、人事院と折衝を続けている。

五

イ　高等学校における産業教育設備の充実については、昭和二十七年度より重点的に取り上げ、これが整備に努力しているが、いまだきわめて不充分な状態である。施設についても非常に貧弱であるので、昭和二十九年度より国の助成の対象としたいと考えている。

ロ　中学校における産業教育施設及び設備の状態は、はなはだしい不足状態であるが、産業教育振興法による助成の対象は、現在までは研究指定校の設備費のみに限られ、金額も僅少である。明年度予算においては増額に努力したい。

六　産業教育予算の増額については、昭和二十九年度において充分努力したい。

七　産業教育は、産業界との連絡を緊密にする必要のあることはもち論である。その具体的方法については、御趣旨の線に沿つて今後大いに研究したい。

八　産業教育振興法の実施に伴い、産業教育に関する内容及び方法の改善と指導、産業教育教科書の編集、地方に対する助成事務等事務量は相当に増加している現状であるから今後研究したい。

右答弁する。

菅平硫黄採掘に関する質問主意書

長野県小県郡長村十ノ原における硫黄採掘に関し、左の二点について質問する。

一　鉱害水中和に要する石灰の中和能力は、一回につき三日間有効であるというが、長村近在には石灰の産地なく、従つて輸送費にばく大の経費を要する。硫黄含有量の低い本鉱区は、この条件下で採算可能なりや。採算第一主義とすれば、中和作業は怠慢となるおそれがある。これ等に対する政府の所見如何。

二　鉱害中和が完全に行われることによつて、飲料水としてさしつかえない程度に無酸化する事ができても、土じょう環元性があつて、酸が元にもどるというが、事実であるか、事実とすれば神川の流域水田千五百四十六町歩に対する政府の対策如何。

右質問する。

昭和二十八年八月四日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員吉川久衛君提出菅平硫黄採掘に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川久衛君提出菅平硫黄採掘に関する質問に対する答弁書

一　長野県小県郡長村における硫黄掘採の地域は、いまだ探鉱中であつて本格的操業をなす段階に至つていない。従つて、企業上の採算の目途が確定していない現状では、鉱害水中和のため石灰を投入して遂行することが硫黄掘採の採算上可能であるか否かは、いまだ判断することができない実情にある。

然し、この地区の硫黄の掘採をなす場合には、鉱毒水を石灰により中和することが絶対的要件であると思われるので、この点を充分考慮して、本件鉱業に対する今後の根本的対策につき目下検討中である。

二　酸性水の中和が完全に行われれば理論的には還元することは考えられないが、現地調査の結果によれば多少還元の事実がみられるので、今後完全中和により還元を防止し得るか否かは問題であり、完全中和が行われないときは、下流水田に及ぼす影響は大きいから、今後掘採を認めるべきか否かについては、この点に留意し一の問題とも関連して現在検討中であるので、その結論により決定致したい。

右答弁する。

富士山ろく駐留軍演習場内土地借上料の改訂並びに生活権の保障に関する質問主意書

昭和二十八年二月十八日提出質問第二十八号に対する答弁第二十八号に係る提供地区内民公有地の使用に伴う借上料及び損失補償額は、昭和二十七年七月四日閣議了解による「駐留軍の用に供する土地等の損失補償要綱」の該当条項に照し、個々の実情に応じ適正に算出する旨の答弁であるが、前述の要綱の適用条項中実情に即さない左の点について具体的な打解策を示されたい。

一　農地の借上料の算定に当つては、実際の土地収益力に対応せるものを借上料と解すべきではないか。

二　山林は植林し、且つ育管理をなすいわゆる山林経営をなす目的の土地であり、また原野は採草、萱刈、山菜、薬草類を採取する目的で土地を所有しているが、立入禁止あるいは制限並びに駐留軍の軍事施設の築造による経済価値の壊滅利用の阻害のため土地所有者並びに利用者に深刻な生活不安と動揺を与えているが、これら土地に対しても農地と同様に実際の土地収益力に対応せる借上料に改訂することが絶対に必要と思うが如何。

三　当該地区は無期限使用に決定される公算が大である旨の答弁である。しかし当該地区は全域にわたり被弾損傷林となつているため立木の成長はいちじるしく阻害され、且つ価値も半減あるいは壊滅されており、これらは前述の要綱により使用解除時に補償する旨と解しているが、まことに無責任な要綱と思うが如何。

二と同様、山林の収益力を借上料の基礎とすれば、将来に対する被弾の補償は解決され、土地所有者も了解すると思うが如何。

四　二及び三について、それぞれ使用土地の実情に応じた取扱いをなすよう前述の要綱中不備不即の点を早急に改正の必要ありと思うが、これが具体的措置如何。生命財産安全確保のため危害防止対策として村落附近の火薬庫、弾薬集積所の設置替え、水源かん養林等の保安林の砲爆撃回避等の具体的措置如何。

3　生活環境の健全化のため風紀上、衛生上からしゃつ起される社会悪排除についての根本的施策如何。

右質問する。

昭和二十八年八月四日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員勝間田清一君提出富士山ろく駐留軍演習場内土地借上料の改訂並びに生活権の保障に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員勝間田清一君提出富士山ろく駐留軍演習場内土地借上料の改訂並びに生活権の保障に関する質問に対する答弁書

1　一　農地については、実際の土地収益力に対応せる借上料を算定することになつており、実際の土地収益力の基礎としては、税法上の課税の基礎となつた所得額によることになつているが、税法上の所得額がないか、又はそれが実体を表わさない場合は、実地調査によつて所得額を算定する。

二　山林については、固定資産税の評価額に基く借上料を山林経営をなす目的の土地の収益力を基礎とした借上料に改訂するよう研究中であるが、現在において原野については、利用妨害され収益が得られない場合は、滅収部分について別個に補償することになつているので、借上料には土地の収益力を含めていない。

三　被弾損傷林の立木で滅失（枯死、倒壊、焼失）したものについては、中間補償をなすが、これら以外の被弾木については、中間補償は技術的には考慮を要する点もあるので、補償等については、関係各庁間において、協議研究中である。

四　前述二及び三に関する要綱中の改正を要すべき点については、関係各省と協議研究中である。

2　イ　在日米軍の火薬庫、弾薬集積所の設置については、米軍において生命財産の安全を確保するため、危害防止に関する安全規程に基いて、設置の位置及び場所が選定されており、又土塁掩体を設置し、これが管理にも万全を期している次第であり、附近村落等住民に害危を及ぼさないものと認められるので、火薬庫、弾薬集積所等の設置替えの必要は起らないものと考えられる。

ロ　地方住民の日常生活に影響のある重要な水源かん養林等の水源地は、日米合同委員会において検討の上、演習場の使用条件中に水源地の位置を指定して「在日米軍はこれを保護することに最善の努力をすることに同意する。」旨明記し、これが実行を期するようにしてゆく考えである。

3　日米合同委員会において米軍当局との合意により、

イ　現地軍と地元日本側との風紀、衛生、犯罪等社会関係改善のため、現地日米関係者をもつて地方連絡協議会を組織し、問題を現地的に処理することとし、右不可能の際は、それぞれ上級機関を通じて処理すること。

ロ　風紀、性病、麻薬等社会悪取締のため、警察活動を更に強化し政府はこれに必要な援助を行うこと。

ハ　警察取締のみにて充分効果が上らぬ時は、地方連絡協議会により現地等において一定地区又は建造物に対し軍要員の立入禁止を命ずる等適切な協力をなすこと。

を当面の対策とし、全国関係地方団体に協力方を促しておいた。富士地区においても静岡県庁のあつ旋により七月下旬、関係町村長、公安、教育、衛生、福祉関係者と現地軍司令官と協議会が結成せられ前記方針に則り、現地軍と緊密なる連絡の下にせつかく努力中である。

右答弁する。

一、今十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員坂田道太君提出国営土地改良事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高津正道君提出国立大学教授の権限に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員坂田道太君提出国営土地改良事業に関する質問に対する答弁書

現在国営土地改良事業に要する費用は、土地改良法第九十条第一項及び同法施行令第五十二条第一項によつて、その四十パーセント以内を都道府県に負担させ、当該都道府県は、土地改良法第九十条第二項によつてその負担額の全部又は一部を地元受益者に負担させている。地元受益者に負担させる場合、直接受益者から徴収する外、その受益者を組合員とする土地改良区が存在するときは、便宜上、その土地改良区から、組合員に対する負担金に代えてこれに相当する金額を徴収できるものとしている。この場合、土地改良区が維持管理団体であると否とによつて差別する必要を認めず、また現在差別していない。

右答弁する。

国立大学教授の権限に関する質問主意書

昭和二十八年七月二十二日、私は衆議院文部委員会において、国立大学の経理に関し、また国立大学教授の権限に関して、文部当局に対して質問いたしました。その質問の要旨は、東京大学工学部の岸田日出刀教授が、静岡県清水市の市庁舎の設計を二百五十万円で引受け、市当局との契約書には岸田氏は、東京大学建築科岸田・丹下研究室代表者岸田日出刀という名儀を使用している。従つてこれは岸田個人ではなく、教授たる公職の名前が使用されていますが、このような場合、その報酬金は教授個人、同研究室会計、同大学会計、この三つのうち、いずれの所有であるべきか、これが第一の質問でありました。

その時の私の第二の質問の要旨は、岸田教授はその設計書の仕様書の中に、工事請負人、すなわち入札参加者として、鹿島組、清水組など中央の五大業者を指名し、清水市会の市庁舎建設委員会が、入札当日、前記の清水組を入札から除外していると、教授は「わが国代表的建築業者を加えないということは了解できない、もし清水組を加えないならば、この設計書を引揚げて帰京する」と強硬に出たので、建設委員会ではやむを得ず、清水組を入札者の中に加えました。設計を頼まれたとしても、教授にはそのような入札者の指名指示をなす権限ありや否や。それは教授の越権行為であろうと質問したのでありました。ちなみに同教授は、以上の主体工事のみならず、清水市庁舎の電気附帯工事の入札に際しても、その請負人として関東電気工業、沖電気、東光電気という中央の三つの大会社を指名しており、そのことは地元の静岡県の業者を、この清水市庁舎建築工事から一切締め出すこととなり、さなきだに苦しみつつある中小企業者から仕事を奪つて、中小企業を圧迫するという事実をさえ生じていますが、これは公務員たる教授の行き過ぎであり、越権行為でなくて何でありましようか、これに対する政府委員（文部省稲田大学局長）の答弁は、「初めて聞くことで、調査をしていないから」という理由で、一般論的な抽象論でありました。しかしもはや二週間以上を経過しているので調査は完了していると思われます。そこで私は、この問題に関して、政府から明確な回答を得たいと存します。

前記二点のほか、第三の質問を新たにここに申し述べます。岸田教授が、営業でなく、「教授個人の内職」として、設計や監督をやつておられると仮定いたしましても、八月三日の読売新聞も社会面に大きくこの問題を報道しておりますように、岸田教授の研究室は、清水市庁舎の設計のほか、

銀座正路商業協同組合ビル
新宿区信濃町の「生長の家」ビル
松山市体育館
宇野市児童文化会館
東京都庁ビル

等を引受けていられるのでありますが、このように次から次へ多くの設計監督を引受けて消化していても、やはり「内職」あるいは「アルバイト」であつて、教授たる者の本分たる勤務に差支えはないものと、文部省並びに政府はお認めになつているのでありますか、この点を質問いたします。

質問の第四点でありますが、民間の設計建築士は全国で約六万名あり、この人々は、岸田教授を先頭とするこの種の大学教授の「内職」と称しつつも、大規模で、実際には「営業」を大たんに行うことのために、非常な打撃を受けております。そのことは七月二十二日の本委員会でも下川儀太郎委員によつて指摘された通りであります。

民間の設計建築士は、建築士法第二十三条によつて、それぞれ所在地の都道府県知事に「建築事務所」の開設を届出なければならないことを義務付けられており、税金を払つておりますが、国立大学の場合は、国家公務員たる教授には、「営業」を行うことを禁止しておりますから、それは「内職だ」というのが、文部当局のお考えかとも思われます。しかし岸田・丹下計画研究室は、家賃のいらない「大学の施設」を使つており人件費、光熱費の点を考えましても、民間業者と競争して勝つにきまつているのであります。このような不利な立場におかれている民間業者には、泣くにも泣けない苦しみがあるのであります。

東大の丹下教授、Y教授、O教授、東京工大のT教授、G教授などは、前に申上げた国家公務員たる教授という有利な陣地に立てこもつて、民間業者を泣かせていると業者は認めているのであります。

ちなみに、私立大学においては、教授も、助教授も、公務員でありませんから、おおつぴらに建築事務所の看板をかかげ、もちろん税金を納め、中には注文取りに歩いているのもあるとて、業者側はこぼしていますが、私は今これをせめようとは考えていません。

このように、国立大学教授の「内職」と称する事実上の営業行為によつて、中小企業者や多くの民間の設計建築士が、そのために営業不振に陥り、世の中はこれでよいものかと大いになげいているのでありますが、政府として、文部当局として、なんらの対策もないと申されるのでありましようか、もし対策ありといわれるならば、その大綱だけでも承わつておきたいと存じます。

質問の第五点として私は私個人の持論として、また私の属する日本社会党（左派）の立場を守るものとして、大学の自治とか学問の自由とかいうものに対しては、擁護してまいりたいという態度を堅持しております。しかしまた私は同時に、独占的大業者の専横から中小企業者を是非とも守つて行かねばならないという信念と政策の上に立つ者であります。そこで、岸田教授の問題を知るにつけても、私は学問の自由と大学の自治とをおかすことなく、しかも民間業者を圧迫することなからしめるがごとき政策が極めて必要であるということを痛感している次第であります。

そして、もう一つ重要なことは、岸田教授は結局、教授中の例外であつて、他の多くの教授も、それらの研究室も、研究費の不足のために、研究はほとんど不可能な状態にありながらも、学者的良心とその責任感から、乏しい研究費の中から、けなげにも研究を続けているのであります。七月十六日の当文部委員会で、町村金五委員も科学技術の振興の必要を強調されましたが、私も同感であります。そして私は、文部省としても、政府としても、大学の研究機関のうち、民間会社の委託研究の入つて来ないところの研究機関の財政的窮状の目に余るものの存在する事実を、一層留意せられんことを要望せざるを得ません。そして、国立大学の研究室に対し、もつと大幅に予

算を組んで与えることこそが、根本の解決策の一つであろうかと存じます。政府は、大体の線において、私のこの認識を妥当なりとお認めになるか否か。

質問の第六点は岸田教授はそれら多くの設計あるいは設計・監督による報酬金を、大学の会計にも、同研究室の会計にも納入せず、自分の所有として、自ら取り、その中から製図その他、部下的関係者に氏自身の任意で若干配分されているというのが現状であることは、清水市の当局や業者が岸田氏を訪問して帰市してからの報告に明らかであります。すなわち多くの設計監督の報酬金は、岸田氏の個人所有となつているのであります。

しかるに、岸田氏の居住地の税務署に対する氏の総合所得申告は、月額にして四万九千何百円、年間五十八、九万円となつており、その内訳は、俸給、印税、譲渡所得となつております。

当該税務署も、これは不正申告で脱税だと申していると私は承つておりますが、一人の大学教授が一年ならず数年にわたり脱税行為を続けておるという事例に対し、政府はそのことは教授たる地位にはなんの関係もないという見解をおとりになるのでしょうか、それとも当該大学の教授会ないしは大学当局に対して、なんらかの勧告を発する御意志があるのでしょうか。

私は、以上六つの点の質問を致しましたが、これは岸田日出刀氏に対し、私が毫末も個人的な私怨ないし反感をいだいているからではなく、大土建業者と結託して、中小企業者をいやが上にも苦しめている二、三の学者を見るにつけ、国民代表としての私の任務上、最も顧著な一人たる岸田教授の問題をとらえ来つたに過ぎないのであります。しかしながら、問題ははなはだ重要でありますので、質問各項にわたり御回答あらんこと要請いたします。

右質問する。

昭和二十八年八月十日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院議員高津正道君提出国立大学教授の権限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高津正道君提出国立大学教授の権限に関する質問に対する答弁書

第一点について

清水市庁舎の設計を東大工学部岸田・丹下研究室代表岸田日出刀名義で引き受けたのは、当該研究室の岸田教授を中心とする数人の者の代表という意味で引き受けたので大学の教育活動として引き受けたのではないと認められる。その設計委託費は、それらの者の行う設計等に対する諸経費として二百五十万円の約束で引き受け、現在までその約六割を受領費消しているものと認められる。

第二点について

請負業者の範囲については、設計担当者として希望意見を述べたものと認められる。

第三点及び第四点について

国立大学の教授のうちでも応用関係の人は、その専攻学科の性質上実際面に興味をもち又これに関係することもありがちのことである。ただ、そのやり方や限界については大学教授の職分上自ら制約があると思うが、その点についての判断は、法令に違反しない限り結局当該大学教授会の判断にまつ外はないと思う。

第五点について

大学の教官研究費については、適正額が計上されるように今後も充分努力したいと考えている。

第六点について

設計委託費の性質及び使用状況については、清水市と岸田教授その他の関係者との間の問題であるが、それが実費弁償的な意味をもつのか、又謝礼金的な意味をもつかによつて税法上の取扱いも異なつてくるものと考えられる。

右答弁する。

〔第五号参照〕

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は参議院の緊急集会において議決された昭和二十八年度一般会計暫定予算について、日本国憲法第五十四条第三項に基く本院の同意を求めようとするものであつて、その内容は次の通りである。

歳入　一千百四十五億二百万円

歳出　一千四百十七億四千万円

歳入及び歳出の主な内訳は次の通りである。

歳入

1 租税及印紙収入　一千三十四億六千三百万円

2 官業益金その他　百十億三千九百万円

歳出

1 防衛支出金　百五十億円

2 保安庁経費　五十八億一千六百万円

3 公共事業費　二百四億八千百万円

4 食糧増産対策費　九十九億七千七百万円

5 住宅対策費　十四億九千六百万円

6 農林漁業金融公庫出資　二十億円

7 留守家族等援護費　六億二千万円

8 義務教育費国庫負担金　八十九億円

9 地方財政平衡交付金　百八十七億円

10 衆議院議員総選挙費参議院議員通常選挙費　二十八億八千万円

11 引揚者援護費　五億九千七百万円

二　本件の議決理由

本暫定予算は、国政運営上の最少限度必要な四月及び五月分の経費を計上したものであつて、参議院の緊急集会において採られた措置は、きわめて適切且つ妥当なものと認め、これに同意すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求めるの件外六件特別委員長　尾崎　末吉

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件外六件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は参議院の緊急集会において議決された昭和二十八年度特別会計暫定予算について、日本国憲法第五十四条第三項に基く本院の同意を求めようとするものであつて、その内容は次の通りである。

歳入　四千二百二十二億五千七百万円

歳出　四千百十七億二百万円

二　本件の議決理由

本暫定予算は、国政運営上の最少限度必要な四月及び五月分の経費を計上したものであつて、参議院の緊急集会において採られた措置は、きわめて適切且つ妥当なものと認め、これに同意すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求めるの件外六件特別委員長　尾崎　末吉

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件外六件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は、参議院の緊急集会において議決された昭和二十八年度政府関係機関暫定予算について、日本国憲法第五十四条第三項に基く本院の同意を求めようとするものであつて、その内容は次の通りである。

歳入　一千百五十九億八百万円

歳出　九百四十五億二千七百万円

二　本件の議決理由

本暫定予算は、国政運営上、最少限度必要な四月及び五月分の経費を計上したものであつて、参議院の緊急集会において採られた措置は、きわめて適切且つ妥当なものと認め、これに同意すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

衆議院議長堤康次郎殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十二号）につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は、参議院の緊急集会において採られた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正の措置について、日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めようとするものであつて、その内容は昭和二十七年末において行われた公務員の給与の改訂に伴い、投票、開票、選挙会その他の選挙事務に携わる都道府県及び市区町村の吏員に支給される超過勤務手当額を増額しようとするものである。

二　本件の議決理由

衆議院の解散に伴う衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙に際して、選挙の円滑且つ適正な運営をはかるために、参議院の緊急集会において採られた措置は、きわめて適切且つ妥当なものと認め、これに同意すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求める件外六件特別委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十五号）につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は、参議院の緊急集会において採られた国立学校設置法の一部改正の措置について、日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く

本院の同意を求めようとするものであつて、その内容は、昭和二十八年四月一日から北海道大学、東北大学、東京大学、東京教育大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学及び九州大学の十二の国立大学に大学院を設置し、又既設学部の学年進行及び大学院の開設に伴う定員を五百二十七名増加しようとするものである。

二　本件の議決理由

昭和二十八年四月一日以降大学院へ進学すべき新制大学の卒業生及び学年進級をする学生に対し、その教育及び研究に支障なからしめるために参議院の緊急集会で採られた措置は、きわめて適切且つ妥当なものと認め、これに同意すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求める件外六件特別委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

不正競争防止法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十六号）につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は、貨物の原産地虚偽表示の防止に関するマドリッド協定に加入のため、参議院の緊急集会において採られた不正競争防止法の一部改正の措置について、日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く本院の同意を求めようとするものであつて、改正の要点は次の通りである。

1　商品の原産地虚偽表示行為等につき取締の範囲を拡張し、取引上の書類又は通信にまで及ぼすこと。

2　商品の普通名称のうち、ぶどうをもつて生産せられた物の原産地の地方的名称について特例を設けること。

二　本件の議決理由

日本国との平和条約附属の宣言により、昭和二十八年四月二十八日までに貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定に加入するに必要な法的措置であつて、参議院の緊急集会において採られた措置は、きわめて適切且つ妥当なものと認め、これに同意すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求める件外六件特別委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律（昭和二十八年法律第二十四号）につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は、過日の衆議院の解散に伴い、有効期限等の定のある法律中今特別国会開会までの間に、その期限等の到来によつて生ずる支障を避けるために参議院の緊急集会において採られた期限の延長等所要の改正を講じた措置について同意を求めようとするものである。

二　本件の議決理由

期限の定のある法律について特別国会開会までの間に期限等の到来することによつて生ずる支障を避けるために参議院の緊急集会において採られた措置は、きわめて適切且つ妥当なものと認め、これに同意すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求める件外六件特別委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十二号）につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件は、参議院の緊急集会において採られた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正の措置について、日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めようとするものであつて、その内容は昭和二十七年末において行われた公務員の給与の改訂に伴い、投票、開票、選挙会その他の選挙事務に携わる都道府県及び市区町村の吏員に支給される超過勤務手当額を増額しようとするものである。

二　本件の議決理由

衆議院の解散に伴う衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙に際して、選挙の円滑且つ適正な運営をはかるために、参議院の緊急集会において採られた措置は、きわめて適切且つ妥当なものと認め、これに同意すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求める件外六件特別委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年五月二十七日

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求める件外六件特別委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年五月二十七日

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求める件外六件特別委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年五月二十七日

昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求める件外六件特別委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年五月二十六日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、旧軍人軍属及びその遺族等の恩給を廃止又は制限した恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の有効期限を本年七月三十一日まで二箇月延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国政運営上適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の有効期限を二箇月延長する取扱いに準じ、保安庁職員給与法第二十八条の退職手当の特例に関する規定の適用を受ける二等保安及び警査長以下の警備官の採用期限を昭和二十八年七月三十一日まで二箇月延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、保安庁の人事行政上、適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

大蔵省関係法律のうち期限等の定のあるものについて当該期限等を変更するための法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

有効期限、免税期限等の定のある大蔵省関係の法律について、その期限等を変更するため、とりあえず所要の措置を講ずる等の改正をするものである。

二　議案の可決理由

本案は、諸般の状況からみてきわめて適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十七日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
昭和二十八年度において予定されている税制改正の措置に対応して、所得税の七月予定申告書の提出を要しない場合及び七月予定申告書の記載事項について特例を設けるとともに、相続税の申告書の提出期限を延長する等の改正をするものである。
二　議案の可決理由
本案は、諸般の状況からみてきわめて適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年五月二十七日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

物品税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
今次の税制改正の一環として、最近における物品税の負担の状況等にかんがみ、実用的性格の強い物品について負担を軽減するとともに、貴石等の物品について小売課税の方法を採用する等の改正をするものである。
二　議案の可決理由
今次の税制改正の一環として、負担の軽減とその合理化を図ることはきわめて適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年五月二十七日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

少年院法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行法においては、代用少年鑑別所、代用特別少年院等の経過措置は、昭和二十八年三月三十一日までで廃止することとなつておるのでこれに必要な改正法律案が第十五回特別国会に提出されたが、審議未了となつたため、期限等の定のある法律による法律につき当該期限等を変更するための法律（昭和二十八年法律第二十四号）第一条第三号の規定によつて、これらの制度は、五月三十一日まで存置し得ることとなつたのである。
しかしながら、政府は、さきに審議未了となつたものと同趣旨の改正法律案を今国会に提出する予定であるが、これが審議に要する期間を考慮するとき、五月三十一日までに、その施行を期待することは到底不可能と想われるので、これらの特例的措置の認められる期間を、さらに二箇月間延長し、七月三十一日までに改めようとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、緊急已むを得ない措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年五月二十七日
法務委員長　小林　錦
衆議院議長堤康次郎殿

外国人登録法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行法においては、外国人が登録証明書の交付を申請するときは指紋を押なつしなければならない旨、規定されており、その施行については附則において、一年間猶予してあつたのである。この猶予期間をさらに一年間延期する趣旨の改正法律案が第十五回特別国会に提出されたが審議未了となつたため、期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律（昭和二十八年法律第二十四号）第六条の規定によつて、昭和二十八年六月一日までの間に政令で定めることとしたのである。
しかしながら、一般外国人に強制的に指紋を押なつさせるためには現在の諸情勢にかんがみ、相当の準備期間がいるので、今回、本法施行の日から二年間、すなわち昭和二十九年四月二十七日まで延期して、施行の万全を期そうとするのが本案の目的である。
二　議案の可決理由
市区町村における外国人登録証明書発行の現状をみるに、相当数の不正発行並びに偽変造が行われている実情よりしても指紋押なつ制度の実施は必要と認められる。
しかしながら、この制度に関する一部外国人の誤解は未だ解消しきれず、かたがた、最近その好転が期待されている日韓両国の友好的交渉に無用の障害を与える結果となるおそれもあろうかと思われるのでこの際、猶予期間を延長することは、妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年五月二十七日
法務委員長　小林　錦
衆議院議長堤康次郎殿

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
ニッケル、コバルト等国際的供給不足物資は、今年度も依然として需給を調整することが、世界経済の正常な運行及び国民生活の健全化のため、必要があると思われるので、現行法の有効期間を、更に昭和二十九年三月末日まで延長しようとするものである。
二　議案の可決理由
国際的供給不足物資等の目下の需給事情にかんがみ、本案の趣旨は、妥当なものと認め、全会一致をもつて、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年五月二十七日
通商産業委員長　大西　禎夫
衆議院議長堤康次郎殿

農業災害補償法の臨時特例に関する法律案（井出一太郎君外二十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
農業災害補償制度については、第十三回国会以来根本的な検討が加えられてきたが、第十五回国会において、農業災害補償法の一部改正案が審査未了となり、制度上の空白が生じていたところ、昭和二十八年に広範囲にわたる地域がじん大な凍霜害を受け、早急なる救済対策の実施が要請されることとなつた。
このため、農業災害補償制度の根本的改革とは一応切り離して、凍霜害対策の一環として必要な、昭和二十八年産の蚕繭と麦についての臨時特例を設け、もつて被害地農家の困窮を救済するとともに、再生産の確保を図ろうとするのが本案の目的である。
その内容は、昭和二十八年産の蚕繭及び麦について次の諸点を適用しようとするものである。
1　蚕繭共済の共済掛金の国庫負担について、農家負担の軽減を図るため、通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全国を通じて最低となる都道府県のその平均被害率（最低率）の部分の三分の一及び当該都道府県の通常共済掛金標準率から最低率を差し引いて得た率の二分の一を新たに国庫負担とし、また、当該都道府県の異常共済掛金標準率の部分を二分の一国庫負担に改める。
2　蚕繭共済において、共済事故による減収が組合員の平均収繭量の三割以上の場合に共済金を支払うこととする。
3　蚕繭共済の共済目的を春蚕繭及び夏秋蚕繭に改める。
4　麦の共済掛金の国庫負担について、通常共済掛金標準率を定めるため基礎とした平均被害率が全国を通じて最低となる都道府県のその平均被害率と当該都道府県の通常共済掛金標準率との差に相当する部分の二分の一を新たに国庫負担とする。
5　共済金額は、被害の危険階級の別に定めることとする。
二　議案の可決理由
本案は、昭和二十八年の凍霜害対策の重要な一環として有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年五月二十七日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

〔第六号参照〕
昭和二十八年度一般会計暫定予算補正（第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨
本暫定予算は、既定の四、五月分暫定予算に追加し、これとあわせて昭和二十八年四月一日から六月三十日までの期間に係るものであつて、追加する六月分の暫定予算は年間予算が成立するまでの暫定的なものである。
従つて四、五月分暫定予算と同様に原則として新規計画に伴う経費及び政策的経費は計上せず、真に国政の運用上必要な経費のみであつて、いわば骨格予算であることにおいては、四、五月分暫定予算と異ならないものである。
主な内訳は次の通りである。

暫定予算補正の追加額は、
歳入　六百四十三億円余
歳出　九百二十七億円余
であつて、これを四、五月分の暫定予算に加えると、
歳入　千七百八十八億円余
歳出　二千三百四十四億円余
となり、差引五百五十五億円余の歳出超過となつており、この不足額は国

庫余裕金及び大蔵省証券の発行によつて支弁することになつている。

歳入の六月中における収入見積額は、

租税及び印紙収入　五百九十億円余
官業益金その他　五十三億円余
計　六百四十三億円余

であつて、これを既定の四、五月分暫定予算に加えれば、

租税及び印紙収入　千六百二十五億円余
官業益金その他　百六十三億円余
計　千七百八十八億円余

となり、専売納付金及び前年度剰余金は納入時期等の関係上、四、五月分暫定予算と同様計上していないのである。

歳出の六月中における主な経費は、

1 保安庁経費　三十二億円余
2 公共事業費　百億円余
3 食糧増産対策費　四十五億円余
4 出資及投資　三十億円
5 生活保護費　二十二億円余
6 失業対策費　十六億円余
7 国立学校運営費　二十八億円余
8 義務教育費国庫負担金　六十四億円余（含期末手当分）
9 地方財政平衡交付金　二百八十億円（含期末手当分）
10 国家地方警察費　二十二億円余
11 国債費　四十四億円余
12 輸入食糧価格調整補給金　二十億円
13 災害対策予備費　五億円

その他一般経費は原則として政府機構を維持運営するための人件費、事務費及び前年度からの継続の事業について一箇月分を計上したほか、期末手当（〇・五箇月分）として国家公務員の一般会計負担分約三十五億円が計上されている。

以上が昭和二十八年度一般会計暫定予算補正（第1号）に関する歳入及び歳出の概要である。

二　本予算の可決理由

本予算は、真に国政の運用上、必要なものであり、且つ、諸般の情勢からみて年間予算成立までの経過措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十九日

予算委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度特別会計暫定予算補正（特第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

各特別会計の昭和二十八年度暫定予算補正は、既定の四、五月分暫定予算に追加し、又は修正を行い、あわせて、これは昭和二十八年四月一日から六月三十日までの期間に係るものであつて、年間予算成立までの暫定的なものであることは一般会計と同様である。

各特別会計暫定予算補正の追加額は、

歳入　八百三十一億円余
歳出　六百八十三億円余

であつて、これを四、五月分の暫定予算に加えれば、

歳入　五千五十四億円余
歳出　四千八百億円余

となり、差引二百五十四億円余の歳入超過となつている。

対日援助見返資金特別会計及び対日援助物資等処理特別会計は引き続きこれを存置することとし、また特定道路整備事業特別会計については、継続事業施行のため資金運用部より二億円を借り入れることになつている。

以上が昭和二十八年度特別会計暫定予算補正（特第1号）の概略である。

二　本予算の可決理由

本予算は、国政の運用上、必要なものであり、且つ、諸般の情勢からみて年間予算成立までの経過措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十九日

予算委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

各政府関係機関暫定予算補正の追加額は、

歳入　五百九十九億円余
歳出　五百十一億円余

であつて、これを既定の四、五月分暫定予算に加えれば、

歳入　千七百五十八億円余
歳出　千四百五十六億円余

となる。

日本開発銀行、国民金融公庫等に対しては、見返資金より五十億円、資金運用部資金より三十二億円、一般会計より三十億円がそれぞれ投融資されている。

投融資の内訳は次の通りである。

日本開発銀行（見返資金）　五十億円
日本国有鉄道（資金運用部資金）　十億円
国民金融公庫（〃　〃）　八億円
農林漁業金融公庫（〃　一般会計）　四億円　二十四億円
住宅金融公庫（〃　資金運用部資金）　十億円　十億円　二十億円

以上が昭和二十八年度政府関係機関暫定予算補正（機第1号）の概要である。

二　本予算の可決理由

本予算は、諸般の情勢上、年間予算成立までの経過措置としていずれも妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年五月二十九日

予算委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度政府関係機関暫定予算補正（機第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本暫定予算補正は、一般会計及び特別会計暫定予算補正と同様既定の暫定予算に追加し、あわせて昭和二十八年四月一日から六月三十日までの期間に係る年間予算成立までの暫定的なものであつて、各政府関係機関の維持運用上、必要な経費が計上されている。

〔第十一号参照〕

民生委員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1 民生委員の職務について、福祉事務所その他の関係行政機関との協力関係を明らかにすること。

2 民生委員推薦会の組織を改めること。

3 民生委員協議会の任務中に、福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当ることを加えること。

4 常務委員及び常務委員協議会に関する規定を削除し、民生委員協議会の自主的運営にゆだねること。

5 民生委員事務所を廃止すること。

6 民生委員の改選を全国一斉に行うため、補欠による民生委員の任期を前任者の残任期間とすることに改め、現在の民生委員の任期を本年十一月末日までとすること。

二　議案の可決理由

民生委員推薦会の組織を改め、及び福祉事務所その他の関係行政機関に対する民生委員の協力関係を明確にすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国は、千八百七十七年以来万国郵便連合の加盟国となつているが、現行の万国郵便条約及び関係諸約定を改正するため昨年五月からブラッセルで開かれた万国郵便連合の大会議に代表者を出席させて、同会議で採択された本万国郵便条約及び関係諸約定すなわち価格表記の書状及び箱物に関する約定、小包郵便物に関する約定、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定、郵便振替に関する約定及び郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済に関する追加書並びに代金引換郵便物に関する約定に署名した。この条約は、現行条約と同様万国郵便連合の組織及び構成を規定するとともに通常郵便の業務を規律し、関係諸約定は

その他の特殊業務を規律するものであるが、五年前のバリー会議で採択された現行条約及び関係諸約定の実施の経験にかんがみ、今日の事態に適応した改正を加えたものである。

政府は、本条約及び関係諸約定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国が、万国郵便連合を通じて、国際協力を維持増進することは必要且つ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、千八百九十一年四月十四日マドリッドで最初に成立し、その後三回にわたり修正されたが、本年四月二十一日政府が加入の手続をとつたのは千九百三十四年六月二日にロンドンで修正され、千九百三十八年八月一日に効力を生じた協定で、現在締約国は十六箇国にのぼつているものである。本協定の目的は、締約国の一又はそのうちにある場所を原産地として虚偽に表示した生産物をその輸入に際して差押え、輸入を禁止し、又は国内において差し押える等の措置によつて不正競争を防止することにある。

わが国は、サン・フランシスコにおいて平和条約の調印に際し、この協定に加入する意思を宣言しているので、政府は、本協定を第十五回特別国会に提出し、加入について国会の承認を求めたが、審議半ばにして衆議院が解散された。従つて、右加入について、事前に国会の承認を得ることができなかつたので、政府の責任において、平和条約附属宣言の期間内にこの協定への加入の手続をとつたので、右加入について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の事後承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定に加入することは、わが国の国際信用を高め国際通商におけるわが国の地位の改善を計るため必要且つ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

〔第十二号参照〕

と畜場法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　新たに簡易と畜場の制度を設け、衛生上支障のない限り、と畜場の設置の途をできるだけ広くすること。

2　と畜場以外の場所で、食用の目的で獣畜を処理できる場合を明定するとともに、その処理が衛生上適正に行われるようにすること。

3　と畜検査員の検査を受けていない食肉等を販売の用に供する目的で譲り受けることを禁止する外、と畜場の監督に関する規定の整備を図ること。

二　議案の可決理由

新たに、と畜場法を制定することは、公衆衛生上、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十三日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

市町村農業委員会及び都道府県農業委員会の委員の任期は、それぞれ昭和二十八年七月十九日及び八月二十日に満了するので、農業委員会法により任期満了前三十日以内に選挙を行わなければならないこととなつているが、現在農業委員会制度の根本的な改正に関する検討が加えられつつあり、この方策が決定するまで、とりあえず委員の任期を六箇月延長しようとするのが本案の目的である。

その内容は、市町村農業委員会の委員の任期は昭和二十九年一月十九日、都道府県農業委員会の委員の任期は昭和二十九年二月二十日までとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、農業委員会制度の改正に関する方策が決定するまでの措置として、必要なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十四日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

国土調査法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

国土調査法施行後二箇年の実績にかんがみ、補助金の交付及び国土調査の実施の手続に関し、現行の規定を改める必要がある。その主要な改正点は次の通りである。

1　国土調査の補助金は、国土調査を行う者に対して補助金を交付する都道府県に対しても交付し得るように改める。

2　都道府県の行う国土調査の実施計画及び作業規程についての調査審議は、都道府県総合開発審議会において、これが行われるように改める。

3　国土調査の成果の閲覧の場所について、実際上の便宜に即するように改める。

二　議案の可決理由

適当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十四日

経済安定委員長　佐伯　宗義

衆議院議長堤康次郎殿

理容師美容師法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　理容師又は美容師の養成施設における知識及び技能の修得期間をその施設における養成の態様に応じて省令で定めることができるようにするとともに、理容師養成施設又は美容師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができるようにすること。

2　昭和二十八年六月三十日限り試験のみによる資格取得の制度がなくなるので、従来受験して合格しなかつた者について、昭和二十八年十二月三十一日まで都道府県知事が行う試験に合格したときは、免許を受けて理容師又は美容師になることができるようにすること。

3　旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者等は、当分の間学校教育法第四十七条に規定する者とみなすこと。

二　議案の可決理由

理容師美容師法第二十一条の試験のみによる免許の制度が廃止されるに伴い、従前の試験を出願したものに限つて暫定的に試験のみにより資格を取得することができるようにする等の措置を講ずることは、最も時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十五日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

道路整備費の財源等に関する臨時措置法案（田中角榮君外二十九名提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

昭和二十九年度以降五箇年間における一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路のほ装その他の改築及び修繕に関する道路整備五箇年計画を樹立し、毎年度揮発油税法による当該年度の税収入額に相当する金額を、同計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に基く国の負担金又は補助金の財源に充当することにより、わが国道路の整備促進を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

極端に立ち遅れたわが国道路の現況と戦後における自動車交通量の激増とにかんがみ、道路のほ装その他の改築及び修繕を急速に促進して道路の整備を図ることは、緊急やむを得ない措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十五日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

〔第十三号参照〕

昭和二十八年度一般会計暫定予算補正（第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本暫定予算は、七月分に必要な経費を既定予算の昭和二十八年四月一日から六月三十日までの暫定予算に追加し、暫定予算補正（第2号）

として提出されたものであつて、その歳入、歳出の総額は、歳入において、一千四億五千八百余万円歳出において、九百六十七億八千四百余万円であつて、差引歳入超過額は、三十六億七千三百余万円となつている。

歳入の主な内訳は次の通りである。

1	租税及印紙収入	五百十八億九千三百万円
2	官業益金及官業収入	十億四千百余万円
3	政府資産整理収入	九億五百余万円
4	雑収入	十億四千五百余万円
5	前年度剰余金受入	四百五十五億七千二百余万円
計		千四億五千八百余万円

この歳入のうちに、前年度剰余金が計上されているため本年度の暫定予算としては、はじめての歳入超過となつていることは本暫定予算の特色といえる。

歳出の主な内訳は次の通りである。

1	防衛支出金	三十一億四千六百余万円
2	保安庁経費	百四十一億六千六百余万円
3	公共事業費	七十三億五千七百余万円
4	食糧増産対策費	九億五千五百余万円
5	文教施設費	十九億二千余万円
6	住宅対策費	十億一千七百余万円
7	官庁営繕費	六億九千三百余万円
8	出資及投資	二十二億五千四百余万円
9	生活保護費	四億七千四百余万円
10	児童保護費	六億五千六百余万円
11	社会保険費	十億七千余万円
12	結核対策費	十五億六千五百余万円
13	失業対策費	四億一千八百万円
14	遺家族等援護費	千八百余万円
15	留守家族等援護費	二十億五千六百余万円
16	国立学校運営費	三億七百余万円
17	育英事業費	三十九億二千八百万円
18	義務教育費国庫負担金	百八億円
19	地方財政平衡交付金	七億一千六百余万円
20	農業保険費	十八億五百余万円
21	国家地方警察費	五億二千余万円
22	海上保安費	四億一千七百余万円
23	刑務所等収容および作業費	十二億一千百余万円
24	徴税費	七億円
25	租税払戻金	二十四億九千七百余万円
26	国債費	二億二千三百余万円
27	在外公館費	三十億円
28	輸入食糧価格調整補給金	二十六億五千九百余万円
29	文官等恩給費	十五億円
30	災害対策予備費	九十億二千七百余万円
31	雑件	九百六十七億八千四百余万円
計		

歳出中の特色は次の通りである。すなわち、経常的経費のほか、

1　日米間の行政協定に基いて、七月中に在日米軍に交付しなければならない、第二・四半期分の防衛支出金が計上されていること。

2　公共事業費、食糧増産対策費、住宅対策費等の緊急を要する建設的経費が六月分暫定予算以上に計上され、事業の時期的関係の考慮が払われていること。

3　財政資金の投融資に意を用い、四月より六月までの分を上廻る金額が上されていること。

二　本予算の可決理由

本暫定予算は、昭和二十八年度本予算成立までの暫定措置として七月分に必要な経費として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

予算委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度特別会計暫定予算補正（特第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本暫定予算は、一般会計と同様七月分の必要経費を計上し、暫定予算補正（特第2号）として提出されたものである。

各特別会計の歳入、歳出の総額は、歳入において、八百四十八億一千四百余万円歳出において、六百四十一億二千六百余万円となつている。

その差引歳入超過額は、二百六億八千七百余万円である。

米国対日援助見返資金特別会計は七月まで存置されることとなつた。

二　本予算の可決理由

本暫定予算は、一般会計と同様の趣旨により、適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

予算委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度政府関係機関暫定予算補正（機第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本暫定予算は、一般会計及び特別会計と同様七月分に必要な経費を計上し、暫定予算補正（機第2号）として提出されたものである。

各政府関係機関の歳入、歳出の総額は、歳入において、五百四十億二千四百余万円歳出において、五百九億九千三百余万円であつて、この差引歳入超過額は、三十億三千余万円となつている。

一般会計および特別会計からの投融資内訳は次の通りである。

1	国民金融公庫	入億円（資金運用部資金）
2	住宅金融公庫	四十億円（一般会計）
3	農林漁業金融公庫	二十三億円（一般会計）
4	日本開発銀行	四十五億円（見返資金）
計		百十六億円

二　本予算の可決理由

これによつて民間および政府関係事業の促進を図つている。

本暫定予算は、一般会計および特別会計と同様の趣旨により、適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

予算委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、本年一月十五日から改正された鉄道小荷物運賃との調整を図る目的で小包郵便物の料金を改正するとともに、航空郵便制度を速達郵便制度に統合してこれを合理化する等のため、郵便法の一部を改正しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

(一)　小包郵便物の料金改正

		現行	改正
第一地帯	市内（改正しない）		
	その他 重量二キログラムまでごとに	五十円	五十五円
	以上二キログラムまでごとに	十五円を増す	二十円を増す
第二地帯	重量二キログラムまでごとに	六十五円	七十円
	以上二キログラムまでごとに	十五円を増す	二十五円を増す
第三地帯	重量二キログラムまでごとに	八十五円	九十円
	以上二キログラムまでごとに	十五円を増す	三十円を増す

(二)　航空郵便制度の速達郵便制度への統合等

1　速達とした郵便物で、航空路により運送する方が速達すると認められる場合は、省令の定めるところにより、航空路により運送することとし、航空郵便制度を廃止すること。

2　速達郵便物の配達地域を法定せず、郵政大臣が定めること。

3　重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに重量四キログラムをこえ、又は長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物は、速達とすることができないこととすること。

4　小包郵便物の速達料は、現行四十円であるのを五十円に改めること。

(三)　書留郵便物の転送料金及び還付料金の改正

書留とした郵便物を転送し、又は還付した場合において受取人又は差出人に納付させる書留料の額は、すべて最低額の三十五円のみとすること。

(四)　無料郵便物の範囲改正

無料郵便物に、郵政省において行う国民貯蓄債券の売さばき、買上及び償還の事務に関する郵便物を追加すること。

(五)　本案の施行期日は、昭和二十八年七月一日とすること。

二　議案の可決理由

本案は、鉄道小荷物運賃との調整を図る目的で小包郵便物の料金を改正するとともに、航空郵便制度を速達郵便制度に統合してこれを合理化する等のため妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

〔第十四号参照〕

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、平和条約発効後の漁場の拡大に応じて、沿岸漁業から遠洋漁業への進出を図り、漁場の調整をするとともに、資源の開発に努めて、わが国漁業の健全な発展を期するため、かつて、以西機船底びき網漁船であつて、マッカーサー・ラインの設定に伴う減船整理の際、中間漁区に制限されていた中型機船底びき網漁船並びに同様の漁場制限のため多数集中していた七十トン以上の中型かつお・まぐろ漁船について、それぞれ大型化して指定遠洋漁業の許可を優先的に行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の合理的発展を図るため、妥当な措置と認め、別紙の通り附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

一　東経百三十度と同百二十八度三十分との間のいわゆる中間漁区の将来の問題については、本海区が、各種沿岸漁業によつて高度に利用されている現状にかんがみ、政府は、関係県及び漁業者と充分協議し、いやしくも将来本海区において漁業者間に紛争をしやく起することがないよう処置すべきである。

二　以西機船底びき網漁業並に遠洋かつお・まぐろ漁業に対する本法施行に伴う代船建造資金の金融対策については、万全の措置を講ずべきである。

皇室経済法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、過去の実績と最近の状勢にかんがみ、皇室がなす外国交際のための儀礼上の贈答並びに公共のためになす遺贈又は遺産の賜与が、その時期を失しないようにするため、これらの場合を皇室が財産の授受をなすにつき、そのつど国会の議決を要しないものとされている事項のなかに加えるとともに、年額による皇族費のうち、独立の生計を営まれる親王の妃に対するものは、定額の二分の一となつているのを、夫たる親王が薨去され、妃殿下が独立の生計を営まれる場合は、皇室経済会議の認定を経て、定額相当額を支出しようとするものである。

なお、その他国有財産法等と重複する規定を整理している。

二　議案の可決理由

本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十九日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在の内廷費及び皇族費の定額は、それぞれ年三千万円及び百四十万円となつているが、諸般の関係から、これを年三千八百万円及び百九十万円に改めようとするものである。

なお、今年度においては、内廷費は三千六百万円、皇族費は一時金額により支出する場合を除き、百七十七万五千円とされている。

二　議案の可決理由

本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算案中、増額分として内廷費六百万円及び皇族費七十七万五千円（雍仁親王薨去に伴う減少分を含む。）計六百七十七万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年六月二十九日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

〔第十五号参照〕

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約は、国際航空運送の条件を、その運送のために使用する証券及び運送人の責任に関し統一的に規制することにより、国際航空運送の円滑な発展を促進することを目的としたもので、この条約に基く国際協力に参加することによりわが国航空運送の国際信用を高めようとするものである。

わが国は、千九百五十一年九月八日サンフランシスコにおいて本条約の批准を宣言しているので、この批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約に基く国際協力に参加することによつて国際信用を高め、さらにわが国自身の実際的利益にかんがみ、本条約を批准することは適切且つ妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、日本国とスウェーデンとの間に航空業務を開設するため、協定の附表において、各締約国の航空企業が航空業務を運営すべき路線を定め、その業務運営の権利を相互に許与するとともに、その運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定している。

政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、日本国とスウェーデンとの間に航空業務を開設するため、協定の附表において各締約国の航空企業が航空業務を運営すべき路線を定め、その業務運営の権利を相互に許与するとともに、その運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定している。

政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、日本国とスウェーデンとの間に航空業務を開設するため、

必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、日本国とノールウェーとの間に航空業務を開設するため、協定の附表において各締約国の航空企業が航空業務を運営すべき路線を定め、その業務運営の権利を相互に許与するとともに、その運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定している。

政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、日本国とノールウェーとの間に航空業務を開設するため、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、日本国とデンマークとの間に航空業務を開設するため、協定の附表において各締約国の航空企業が航空業務を運営すべき路線を定め、その業務運営の権利を相互に許与するとともに、その運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定している。

政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、日本国とデンマークとの間に航空業務を開設するため、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、日本国とタイとの間に航空業務を開設するため、協定の附表において各締約国の航空企業が航空業務を運営すべき路線を定め、その業務運営の権利を相互に許与するとともに、その運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定している。

政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、日本国とタイとの間に航空業務を開設するため、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、日本国とタイとの間に航空業務を開設するため、協定の附表において各締約国の航空企業が航空業務を運営すべき路線を定め、その業務運営の権利を相互に許与するとともに、その運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定している。

政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、日本国とタイとの間に航空業務を開設するため、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

鉱業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行鉱業法は、終戦後の法制民主化の線に沿つて、在来の鉱業法に広範な修正を加えたものであるが、二箇年有余の運営の結果、若干の修正と補充をすることが必要となつてきたのである。

本案の要旨は次のごときものである。

1　鉱業と一般公益その他の地上の利益との関係について、社会の実状により適応した方法を採用したことであり、具体的には、鉱区禁止地域指定の制度を、一段と強化したり、公益のためにする鉱業出願不許可の要件及び鉱業権等の取消の要件を従来より拡張すること等である。

2　鉱業権等の取消処分を公益のために、どうしてもせねばならぬ場合、財産権としての鉱業権等を保護するため、損失補償の規定を設けることである。

3　昨年四月日本国との平和条約の発効により、朝鮮人等は、日本国籍を喪失したわけであるが、現行鉱業法によれば、国際条約に別段の定めのある場合を除き、鉱業権等は、日本国民又は日本国法人に限つて享有できることになつているので、その意味で朝鮮人等が、従来鉱業権等をもつていたものも、昨年四月からもてなくなつたのである。

しかしながら、一昨年末からの日韓会談に、何らかの条項が挿入されるものと期待していた経緯等を考慮して、この際国籍喪失者の鉱業権及び租鉱権を、昭和二十九年四月二十七日まで引き続き保有させることとすること等である。

二　議案の可決理由

鉱業法の運用の適正を期するため、鉱業と他の一般公益との調整に関する規定を整備し、鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消の場合における損失補償の規定を設け、日本国との平和条約の規定に基き、日本の国籍を喪失した者の鉱業権等の取扱いに関する経過的措置等を定めようとする本案の趣旨は、妥当と認め、多数をもつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

火薬類取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十七年十月二十四日をもつて「兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件」のポツダム共同省令が失効になり、ために打揚煙火及び仕掛煙火の消費を規制する法律がなくなつたので、煙火の消費について、主要なものを許可制にするとともに、がん具用煙火その他の火工品の範囲を明文化し、火薬庫の譲受に関する規定等を追加し、手数料の規定及び罰則の一部を改正しようとするのが本案の目的であり、その要点は次の通りである。

1　第十二条の二の追加

火薬庫を譲りうけた者は、従来、新たに設置の許可を必要としたが、その旨を都道府県知事に届け出ることによつて、設置の許可を受けた者の地位を承継するように改める。

2　第二十五条及び第五十一条の改正

従来、打揚煙火及び仕掛煙火の消費は、「兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件」によつて許可制であつたが、前記省令が失効したので、本法により煙火の一部の消費を許可制とし、煙火の消費は技術上の基準に従つて行わねばならぬようにする。

3　第四十八条の改正

火薬庫の設置の許可に際し、条件を附することに改める。

4　第四十九条の改正

煙火の消費許可手数料の徴収を追加するとともに、高圧ガス取締法の場合と同様に、主任者免状交付手数料を主任者試験の受験手数料に改め、その一部を都道府県の収入とすること。

二　議案の可決理由

煙火の消費には、都道府県知事の許可を受けなければならないこととするとともに、煙火の消費の技術上の基準を定め、この法律の適用を受ける火工品の範囲を明確にし、火薬庫の譲受等の場合における設置の許可制度を、簡素化する等の趣旨をもつ本案は、妥当なものと認め、多数をもつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年六月二十七日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

木船再保険法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、政府が木船相互保険組合の負う保険責任を再保険し、もつて当該組合の健全な経営を確保しようとするものであつて、その内容の主な点は、次のとおりである。

1　木船相互保険組合とその組合員との間に保険関係が成立すると同時に、政府と当該組合との間に再保険関係が成立すること。

2　再保険金額は、保険金額の百分の七十とすること。

3　再保険事業の業務の執行に要する経費は、一般会計から木船再保険特別会計に繰り入れること。

4　船主相互保険組合法において、木船相互保険組合の設立要件として付保隻数百隻以上と規定されているが、これを三百隻以上に改めること。

二　議案の可決理由

木船相互保険組合の健全な発達を図るため、有効適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和二十八年度一般会計予算中、木船再保険実施に必要な経費として、百二十八万五千円を計上している。
右報告する。
昭和二十八年六月二十九日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

航空機抵当法案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
現行の金融取引において、航空機を担保に供するためには、譲渡担保の形式による外なく、譲渡担保は法律上きわめて不備であり、且つ取引の安全を期し得ないのである。よつてこれらの弊害を除去するため、航空機について、最も近代的な担保方法たる抵当制度を設けようとするのが本案の目的であつて、その内容の主な点は、次のとおりである。
1　航空法による登録を受けた飛行機及び回転翼航空機を抵当権の目的とすること。
2　抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿に登録を受けなければ、第三者に対抗することができないこと。
3　抵当権の内容、効力等に関し、ほぼ民法の抵当権に関する規定に相当する規定を設けること。
二　議案の可決理由
本案は、民間航空の健全な発達を図るための育成措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年六月二十九日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する法律案（倉石忠雄君外六名提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
本案は、連合国軍労務者であつて、日本国との平和条約の効力発生の日において引き続き駐留軍労務者となつたものに対し、その者の退職前に、その者が連合国軍労務者として在職した期間に対する退職手当について現金支払の措置を講じようとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、最近退職証書現金化に伴う資金の見通しもつき、速やかに現金支払の措置を講ずることが適切妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年六月三十日
労働委員長　赤松　勇
衆議院議長堤康次郎殿

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
国際復興開発銀行等からの外資の受入を促進するため、外資に関する法律の特例を設け、日本開発銀行又は日本輸出入銀行の借入外貨債務について政府が保証することができることとし、また、貸付契約の定めるところにより、債券を引き渡す必要がある場合に、日本開発銀行又は日本輸出入銀行が債券を発行することができることとするものである。
二　議案の可決理由
わが国の経済基盤を強化充実するため、外資の導入は必要不可欠であり、本案は、国際復興開発銀行等からの外資の受入を促進するため、きわめて適切な措置であることを認め、別紙の通り附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和二十八年六月三十日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案に対する附帯決議
今後の外資導入による電源の開発は、水力に主力を注ぐべきである。
一　電源の開発に伴つて、政府は、電気料金の引下に努力すること。

〔第十六号参照〕
離島振興法案（綱島正興君外七十一名提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
本土より隔絶した外海の離島は、幾多の海陸資源を蔵しながらも、自然的社会的諸条件の制約によつて、今なお未開発の部面が多く、島民は文明の恩沢に浴することがはなはだ薄く、その民度水準はきわめて低いまま取残されたところが多い。かかる離島の開発のための基礎条件を速やかに整備し、産業振興の施策を強力に推進して離島の後進性を除去するとともに、島民生活の向上を図り、国民経済文化の発展を寄与せしめる必要がある。
本案の主な内容は次の通りである。
1　内閣総理大臣は、国土総合開発審議会の意見を聞いて、離島振興対策実施地域を指定する。
2　関係都道府県知事は、離島振興計画を作成し、内閣総理大臣に報告する。但し、国土総合開発法に基く総合開発計画がある場合には、これと調和させる。
3　内閣総理大臣は、報告を受けた離島振興計画を関係行政機関の長に送付し、経済審議庁長官は、これらの意見をとりまとめて、国土総合開発審議会に提出する。
4　内閣総理大臣は、国土総合開発審議会の答申に基いて、離島振興計画を決定する。
5　関係都道府県知事は、毎年度、事業計画を作成し、関係各行政機関の長及び経済審議庁長官に提出する。
6　国は、離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、予算に計上する。
7　国は、離島振興計画の事業を行う地方公共団体等に対し補助金の交付、資金の融通又はあつ旋等の助成措置を講ずる。
二　議案の修正議決理由
本案は、離島の後進性を除去し、島民の生活安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与するため、有効適切な措置であるが、更に地元の意見を的確に反映させ、又迅速円滑な事務運営を図るため、別箇に離島振興対策審議会を設置し、手続の簡素化を図る等の必要があることを認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月一日
経済安定委員長　佐伯　宗義
衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕
（小字及び――は修正）
（指定）
第二条　内閣総理大臣は、離島振興対策審議会の意見を聞いて、国土総合開発審議会の意見を聞いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島を、離島振興対策実施地域として指定する。
2　内閣総理大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
（○計画の審査）
第五条　内閣総理大臣は、第三条○第一項○の規定による離島振興計画の報告があつたときは、離島振興対策審議会の意見を聞いて、離島振興計画を定める。国土総合開発審議会に諮問すると

ともに、関係行政機関の長に送付しなければならない。
2　内閣総理大臣は、前項の離島振興計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知する。
関係行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、所管の事項に関する意見を経済審議庁長官に提出し、経済審議庁長官は、これらの意見をとりまとめて国土総合開発審議会に提出しなければならない。
（計画の決定）
第六条　内閣総理大臣は、毎年度、国土総合開発審議会の答申に基き、第一条の目的を達成するために必要な離島振興計画を決定し、閣議の決定を求めなければならない。
2　内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつた場合においては、当該離島振興計画を関係行政機関の長に通知するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。
（事業計画の実施）
第七条　前条第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるもの外当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施する機関の長及び経済審議庁長官に提出しなければならない。
2　経済審議庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について、必要な調整を行うものとする。
3　経済審議庁長官は、毎年度、各行政機関の長から離島振興計画に関する公共事業関係資金計画の書類の提出を求め、これについて前

項の規定により調整した事業計画の円滑な実施をはかるため、必要な調整を行うものとする。

（経費の計上）

第八条　国は、第六条〇五の〇第一項の規定により決定した離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

（特別の助成）

第九条　国は、第六条〇五の〇第一項の規定により決定した離島振興計画の事業を行う地方公共団体その他の者に対し、政令の定めるところにより、補助金を交付し、必要な資金を融通し〇又は、あつ旋し、その他必要と認める措置を講じなければならない。

2　第六条〇五の〇第一項の規定により決定した離島振興計画の事業に要する費用について国が負担し又は補助する割合は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第一項及び第三項、同法第四十三条第二号及び第三号、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第二項及び第三項並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定（これらの法律に基く命令の規定を含む。）にかかわらず、別表の通りとする。

3　前項の場合において、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条に規定する普通交付金の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減ずることができる。但し、同項に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

4　政府は、別表に掲げる費用以外の費用についても、〇これに対し国が補助する割合及び対象を定める政令がある場〇第二項の規定に準じ〇当該合においては、〇政令の定めるところにより、国が負担し又は補助する割合及び対象について特例を設けるものとする。

（離島振興対策審議会の設置及び権限）

第十条　この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他離島に関する重要事項を調査審議するために、総理府に離島振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、離島振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第十一条　審議会は、左に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　七人

二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　四人

三　自治庁次長

四　経済審議庁次長

五　大蔵事務次官

六　文部事務次官

七　厚生事務次官

八　農林事務次官

九　通商産業事務次官

十　運輸事務次官

十一　郵政事務次官

十二　建設事務次官

十三　都道府県知事　三人

十四　市町村長　三人

十五　学識経験のある者　三人

2　前項第十三号から第十五号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4　会長は、会務を総理する。

5　委員は、非常勤とする。

6　前各号に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第十〇二条　この法律の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和三十八年三月三十一日限りその効力を失う。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表のうち国土中特殊土地対策を除く。調査法（昭和二十六年法律第百八十号）を「、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）及び離島振興法（昭和　年法律第　号）」に改める。

4　経済審議庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号に次のように加える。

十九　離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

5　農山漁村疲弊復興促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「開拓地」の下に「及び離島振興法国土総合開発法」を加える。

第六条の二中「その他特定地域」を「（昭和二十八年法律第　号）第二条の規定による離島振興対策実施地域」を加える。

別表

（一）港湾法第四十二条第一項及び第三項並びに同法第四十三条第二号及び第三号に規定する費用について

港湾の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
特定重要港湾以外の重要港湾	水域施設又は外かく施設の建設又は改良（重要な工事に限る。） けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	港湾管理者	十分の十 十分の七・五
避難港	水域施設又は外かく施設の修築 けい留施設の修築	港湾管理者	百分の百 百分の七十五
地方港湾	水域施設又は外かく施設の建設又は改良 けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	港湾管理者	十分の十 十分の七・五

（二）漁港法第二十条第二項及び第三項に規定する費用について

漁港の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
第一種漁港 第二種漁港 第三種漁港	外かく施設又は水域施設の修築 けい留施設の修築	国以外の者	百分の百 百分の七十五
第四種漁港	外かく施設又は水域施設の修築 けい留施設の修築	国以外の者	百分の百 百分の八十

（三）道路法第五十六条に規定する費用について

道路の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助割合
建設大臣の指定する主要な都道府県若しくは市道	新設及び改築	道路管理者	三分の二
資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に整備する必要のある道路	新設及び改築	道路管理者	三分の二

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業災害補償制度については、制度実施以来五箇年の経験に徴

し、種々改善の必要があるので、現行制度に対し更に、農家負担の軽減、蚕繭共済制度の改善、農業共済団体の性格に即した監督の適正化等必要な改正を加え、もつて農業災害補償制度の円滑な運営を図ろうとするのが本案の目的であつて、その内容の主なものは次のとおりである。

1　農作物共済及び蚕繭共済の共済掛金の国庫負担について、通常共済掛金標準率から安全割増率を差し引いた率が全国を通じて最低のものの三分の一の部分を新たに国庫負担とする。

2　農作物共済及び蚕繭共済の共済金額は、被害の危険階級ごとに定め得ることとする。

3　蚕繭共済において、現行法では減収が組合員の平年収繭量の四割以上の場合に共済金を支払うことなつているのを、三割以上の場合に支払うことに改める。

4　蚕繭共済の共済目的を春蚕繭及び夏秋蚕繭に分ける。

5　共済団体に対し、適正な監督を行いうることとし、また役員の責任を明確にする。

二　議案の修正議決理由

本案は、農業災害補償制度に関し、農家負担の軽減等により制度運営の円滑を図るために有効な措置と認めるが、昭和二十八年六月に制定された「農業災害補償法の臨時特例に関する法律」との関係等により、本案に修正を加える必要がある。

また、農業災害補償制度に関する諸般の事情は、現行制度を今後久しく存続することを許さず、可及的すみやかに制度の根本的改正を図る必要があるものと認めるので、本案は、別紙のごとき附帯決議を附して、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度農業共済再保険特別会計予算において、農作物共済及び蚕繭共済に係る共済掛金国庫負担分として、一般会計よりの受入七十六億四千十六万二千円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小学及び――は修正）

第十二条第一項中「農作物共済」の下に「及び蚕繭共済」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のもの」を「最低率」に改め、同号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　当該共済目的に係る第百七条第四項第一号の通常共済掛金標準率を定めるために基礎とした平均被害率のうち同号の規定により加えられた安全割増率に相当する部分を除いて得た率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその平均被害率を除いて得た率（以下この項において「最低率」という。）の三分の一

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二　役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第百七条第三項中「都道府県知事が、」の下に「主務大臣の承認を受けて、」を加え、同条第四項第一号中「通常標準被害率を基礎として」を「通常標準被害率を基礎とし、必要な安全割増率を加算して」に改める。

第百十一条に次の一項を加える。

前項の議決については、第四十三条第二項の規定を準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の農業災害補償法第十二条第一項第一号及び第百六条の規定は、水稗、陸稗及び蚕繭については昭和二十八年産のものから、麦○及び蚕繭○については昭和二十九年産のものから適用する。

3　改正後の農業災害補償法第十二条第一項第二号の規定は、昭和二十八年産の水稗、陸稗、麦及び蚕繭から適用する。

4　改正後の農業災害補償法第八十四条第一項第二号、第百九条第二号及び第百十条第二号の規定は、昭和二十九年産の蚕繭から適用する。

5　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（同法第十三条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を削り、第四条中「第十三条ノ四」を「第十三条ノ三」に改める。

5　昭和二十八年産の麦及び蚕繭についての農業災害補償法及び農業共済再保険特別会計法の規定の適用については、なお従前の例による。

〔別紙〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和二十二年農業災害補償法の施行をみて以来今日まで数次の改正を行い、その間続発した農業災害に対処して、農業経営の安定、農業生産の確保のため、相当の効果を発揮して来たが、災害の集中的発生の傾向、農家の掛金負担の過重、連合会の赤字累積等に関連して、本制度の基本性格に対する批判もまた無視すべからざる程度に至つた。

今回政府より提出された改正法律案は、現行制度の存続を前提とする限り、水稗の農家負担を引下げる等の点で一応の改善案であり、且つ水稗共済の引受を控えて早急に成立を図るべきものであるが、わが国農業経営の現状に関連して農業共済制度の今後のあり方に関し、根本的な検討を加えたものでないことははなはだ遺憾とするものである。

よつて、本委員会は、政府がしゃ、穀の事情を率直に認識し、可及的すみやかに、制度の根本的改廃の措置を講ずべきことの必要を認めるものである。

〔第十七号参照〕

農産物検査法の一部を改正する法律案（金子與重郎君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農産物の大宗たる米麦については、現行農産物検査法に基いて国の強制検査を行い、それによつて規格の統一と取引の公正迅速化を図つて生産者及び消費者双方の利益を擁護することとなつているが、昭和二十七年に麦の統制方式が変更されて以来、無検査麦の取引が横行し、生産者に損害を与える事態も発生している現状である。

これらの点を改善するため、麦類の受検義務の整備その他現行法に対して所要の改正を加え、もつて農産物の公正円滑な取引及び品質改善を図ろうとするのが本案の目的であつて、その内容の主なものは次のとおりである。

1　大麦、はだか麦又は小麦の生産者は、生産した麦類の加工の委託をする場合、委託前に国の検査を受けなければならない。但し、みずから消費する目的の場合は、この限りでない。

2　米麦又は精米の売買取引業者又は加工業者の未検査米麦又は精米の買受売渡の委託又は加工の委託を禁止する。

3　検査規格の設定、変更又は廃止の場合、災害その他の事情により、農林大臣が必要と認めるときは、公示の日から施行期日までの期間（三十日）を短縮することができる。

4　農林大臣は、法律の目的達成のため必要があるときは、農産物の生産者、販売業者、加工業者又は倉庫業者に対し、報告の徴収又はは場、事務所、事業場、倉庫その他必要な場所における立入調査を行うことができる。

5　罰則を整備する。

二　議案の可決理由

本案は、農産物検査の確実を図つて農産物取引の公正円滑化に寄与するために有効な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年四月から五月の間における凍霜害はその規模がはなはだ大であり、被害を被つた農家の損失もまたきわめて大きく、政府は、これに対処して被害農家の購入する肥料、蚕種等の代金及び被害農家に対する技術指導費の一部を助成する等の措置を講じたのであるが、更に被害農家は今後の農業経営を維持するために営農資金の融通を必要としているので、この資金が円滑に且つ低利で融通されるための助成措置を講じ、もつて被害農家の経営の安定を図ろうとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　農業協同組合その他の金融機関が、平年収穫量の三割以上の被害を受けた被害農家に対し、肥料、薬剤等の購入資金その他の営農資金を償還期限二年以内及び利率年六分五厘以内の条件で貸し付けた場合、政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左のとおり補助する。

イ　金融機関に対し、都道府県又は市町村が利子補給を行つた場合、利子補給額の二分の一又は利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘で計算した額の範囲内を補助する。

ロ　金融機関に対し、都道府県又は市町村が損失補償を行つた場合、損失補償額の二分の一又は損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の十五のいずれか低い額の範囲内を補助する。

2　政府が都道府県に対し、利子補給及び損失補償について補助する場合における営農資金の総額は、二十億円を限度とする。

3　農林漁業金融公庫は、その本来の業務の外、特例として被害農家、農業協同組合又は農業協同組合連合会に対し、凍霜害を受けた桑、茶その他の樹勢回復のため昭和二十八年に施用する肥料の購入資金、昭和二十八年産夏秋蚕を増産するために要する蚕種の購入資金及び被害そ菜の代作用種子の購入資金の貸付をすることができる。

二　議案の修正議決理由

本案は、凍霜害被害農家に対する営農資金融通の円滑を図つて、被害農家の経営安定に寄与する措置として有効なものと認めるが、特別の事情の場合は償還期限を延長し、あるいは利子補給の国庫負担分を増額する措置をとるべきであり、また、損失補償の国庫負担については、これを更に増額する必要があるので、本案に対し、修正を加えるべきものと認める。

また、本案の施行にあたり、助成の対象となる融資限度（二十億円）については、融資要望額がこれを超過する場合は、これを増額すること及び損失補償に関連して、地方自治体に対する特別平衡交付金を増額することについて遺憾なき措置を講ずる必要を認め、本案は、別紙のごとき附帯決議を附して、これを別紙のとおり修正議決すべきものと決議した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計災害対策予備費中より、都道府県に対する利子補給補助として四千三百四十万円を支出することとしており、また、農林漁業金融公庫は、昭和二十八年度において、凍霜害被害農家に対する樹勢回復用肥料等の購入資金の貸付として総額九千三百万円を予定している。

右報告する。

昭和二十八年七月三日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

（小字及び――は修正）

（定義）

第一条　この法律において「被害農家」とは、養蚕業者又は茶その他政令で定める農作物を栽培している農業者であつて、昭和二十八年四月から五月までの間における凍霜害（以下「凍霜害」という。）による繭又は当該農作物の減収がその平年における収穫量の百分の三十以上である旨の市町村長（特別区のある地にあつては特別区の区長、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合管理者。次項において同じ。）の認定を受けたものをいう。

2　この法律において「営農資金」とは、農業協同組合又は金融機関が、被害農家に対し、肥料、薬剤等の購入資金その他農業経営に必要な資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限二〇年（政令で定める場合は三年）以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十八年九月三十日までに貸し付けるものをいう。

第四条　前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の営農資金の総額は、二十億円を限度とする。

2　前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘〇（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十五に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

〔別紙〕

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する附帯決議

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

記

一、助成の対象となる融資限度は二十億円となつているが、融資要望額がこれを超過する場合においては、これが増額につき措置すること。

二、地方自治体が将来負担すべき損失補償に関連して融資に円滑を欠く如き事態の発生を防ぐため、政府は今後、地方自治体の損失補償額に相当する特別平衡交付金増額の措置を講ずること。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林漁業金融公庫は、昭和二十八年四月一日に発足して以来、農林漁業生産力の維持増進のための長期低利資金融通機関として相当の貸付成績をあげている。

昭和二十八年度における公庫の貸付計画としては、長期資金として二百四十億円、更に昭和二十八年四月及び五月の凍霜害被害農家に対する樹勢回復用肥料、晩々秋蚕増産用の蚕種並びに代作用そ菜種子の購入資金として九千三百万円を予定しており、この資金源として、一般会計よりの出資金百八十億九千三百万円、資金運用部よりの借入五十億円及び既貸付金の回収十億円を予定している。

このため、現行農林漁業金融公庫法において昭和二十八年度一般会計よりの出資金百億円となつているのを改めて、百八十億九千三百万円とし、もつて公庫の事業運営の基礎を堅実にするとともに、昭和二十八年の凍霜害による被害農家に対する低利資金融通の措置にも遺憾なきを期そうとするのが本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、農林漁業金融の円滑を図るために、また、昭和二十八年の凍霜害被害農家に対する援助対策の一環として、有効な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算において、農林漁業金融公庫への出資金百八十億九千三百万円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月三日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

産業労働者住宅資金融通法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現下の住宅難は特に勤労者においてはなはだしい状況にかんがみ、国と事業者の協力によつて産業に従事する労働者に対し、低家賃の住宅を供給するために産業労働者住宅を建設しようとする事業者等に対し、住宅金融公庫を通じ、長期低利の資金を融通しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

貸付割合及び償還期間に関し、原案を若干ゆるやかにし、資力少なき事業者の利用を可能にするとともに、家賃の低減をはかることが適当であるとして、この部分を修正し、他は原案の趣旨が妥当であると認め、別紙の通り附帯決議を附して、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

三　経費

昭和二十八年度分として、二十億円が資金運用部資金より融資さ

れる予定である。なお、一般会計予算には特別な経費は計上せられていない。

右報告する。

昭和二十八年七月三日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（貸付の条件）

第九条　第七条の規定による貸付金（以下「貸付金」という。）の一戸当りの金額の限度並びに貸付金の利率及び償還期間は、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	貸付金の利率	貸付金の償還期間
耐火構造の住宅（主要構造部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。以下本条において同じ。）及び簡易耐火構造の住宅（外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造としたもの。以下本条において同じ。）の建設並びにこれらに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。）の五割に相当する金額	年六分五厘	二十五年以内
簡易耐火構造の住宅（外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造としたもの。以下本条において同じ。）の建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	年六分五厘	二十五年以内
耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の五割〇五分〇に相当する金額	年六分五厘	十五年以内

2　公庫法第二十条第三項の規定は前項の場合における住宅の床面積について、公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は前項に規定する標準建設費及び標準価額について、それぞれ準用する。

3　公庫法第二十一条第三項、第四項（第五号、第六号及び第八号を除く。）及び第五項の規定は、貸付金の償還について準用する。この場合において、公庫法第二十一条第四項第四号中「第十七条第一項第一号又は第三号」とあるのは、「産業労働者住宅資金融通法第七条第一項各号の一」と読み替えるものとする。

4　公庫法第二十二条の規定は、貸付金の貸付の条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更について準用する。

〔別紙〕

産業労働者住宅資金融通法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に際し次の措置を講ずべきである。

一　現下の深刻な住宅難特に住宅不足のはなはだしい勤労庶民階層の事情にかんがみ、これに対する住宅対策を更に強化するとともに、その一環たる本法に基く産業労働者住宅の建設については、最近の機会において貸付資金の増額をはかる措置を講じ、あわせて資金貸付の範囲の拡大、貸付金の限度の引上及び貸付金の利率の低減に努めること。

二　住宅対策審議会に所要の部会を設け、本法に関する重要事項についての住宅対策審議会の意見を充分に尊重すること。

三　貸付金に係る住宅の入居者の資格及び家賃その他の賃貸の条件について入居者の意見を充分に反映させるために、必要な措置を講ずること。

四　勤労庶民住宅の建設を促進するため、これに課せられている税金の減免に関し適当な措置を講ずること。

北海道防寒住宅建設等促進法案（瀬戸山三男君外三十八名提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

北海道における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設及び防寒改修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、もつて北海道の開発に寄与し、あわせて北海道における火災その他の災害の防止及び木材の消費の節約に資することが、本案の目的である。

二　議案の修正議決理由

現下の北海道の住宅事情にかんがみ、本案の趣旨及び、産業労働者住宅資金融通法案の修正に伴う必然的修正はともに妥当なものと認め、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に、北海道住宅改善研究費補助金として九十四万六千円、北海道五ブロック建築指導所整備費補助金として二百万円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月三日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅）

第八条　住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）（以下「公庫法」という。）第十七条（業務の範囲）第一項の規定により、北海道の区域内において住宅の建設（あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本条において同じ。）をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ、公庫法第十九条（貸付をすることができる住宅）並びに第二十条（貸付金額の限度）第一項及び第二項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅でなければならない。

2　公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫法第十七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、〇貸付金の利率は年五分五厘とし、〇貸付金の一戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、公庫法第二十条第一項及び第二十一条（貸付金の利率並びに償還の期間及び方法）第一項の規定にかかわらず、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本条において同じ。）又は土地の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下本条において同じ。）の五割に相当する金額	三十年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額	三十五年以内

3　第一項に規定する住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、公庫法第二十条第二項に規定する主務省令で定めるものの外、建設省令・大蔵省令で定める。

4　公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、同条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される産業労働者住宅）

第九条　公庫が産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第　号）（以下「融通法」という。）第

七条（資金の貸付の範囲）第一項の規定により、北海道の区域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条及び融通法第九条（貸付の条件）第一項に規定する耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅でなければならない。

2　公庫が北海道の区域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、○貸付金の利率は年六分五厘とし、付金の一戸当りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、融通法第九条第一項の規定にかかわらず、左のとおりとする。

区分	貸付金の限度	貸付金の償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費○。以下本条において同じ。）又は土地の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価○。以下本条において同じ。）の五割に相当する金額	三十○年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附随する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の価額の六割に相当する金額	三十年以内

3　第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で定める。

4　融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

らい、予防法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

らいは、慢性の伝染病で根治困難な疾病であり、且つ、患者及びその家族がこうむる社会的不幸は測り知れぬものがあるが、現行法は現状に適しないので、新時代に即応するらい予防法を制定しようというのが、本案の目的である。

本案の要旨は次の通りである。

1　都道府県知事がらい患者及びその疑のある者を診察させる規定と、らいを伝染させるおそれのある患者を国立療養所に入所させるための措置を定めること。

2　国立療養所入所患者は、特別の場合の外、外出を制限すること。

3　国立療養所内の秩序維持のため、所長に戒告又は謹慎の処分を行いうるようにすること。

4　患者及びその家族の更生指導及び福祉に必要な措置を講ずること。

5　本法施行のため、都道府県が要する費用の二分の一を国庫負担とすること。

6　秘密漏えいの罰則その他を規定したこと。

二　議案の可決理由

らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もつて公共の福祉の増進を図るため、あらたに、らい予防法を制定することは最も時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

十六億七千四百九十三万九千円を昭和二十八年度一般会計予算に計上してある。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔第十八号参照〕

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年度において、一般会計の歳出の財源に充てるため、緊要物資輸入基金特別会計の緊要物資輸入基金から十五億円を限り、一般会計に繰り入れることとするとともに、基金に属する現金に不足が生じたときは、一時借入金をし、又は融通証券を発行して一時これを補足することができるみちを開くこととしようとするものである。

二　議案の可決理由

緊要物資輸入基金特別会計の運用の実情にかえりみ、本案は、きわめて適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度予算において、緊要物資輸入基金から一般会計への繰り入れとして、十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十一年度における一般会計、旧帝国鉄道会計及び旧通信事業特別会計の借入金については、その償還期限が昭和二十八年八月一日まで延期せられているのであるが、同期限までに償還することは困難であるので、償還期限をさらに昭和三十一年三月三十一日まで延長することとし、その間において必要な場合には、公債に借り換えることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国の財政状況にかんがみ、適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

造幣局特別会計の補助貨幣の製造に要する経費並びに同特別会計の固定資産の拡張及び改良に必要な金額を補助貨幣回収準備資金から使用することができるようにするとともに、従来一般会計に納付することとなつていた同特別会計の決算上の利益金については、これを回収準備資金に編入することに改めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、補助貨幣回収準備資金の状況及び一般会計の財源の必要からみて、適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

造幣局特別会計の補助貨幣の製造に要する経費並びに同特別会計の固定資産の拡張及び改良に必要な金額を補助貨幣回収準備資金から使用することができるようにするとともに、従来一般会計に納付することとなつていた同特別会計の決算上の利益金については、これを回収準備資金に編入することに改めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、補助貨幣回収準備資金の状況及び一般会計の財源の必要からみて、適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、今後一円未満の通貨発行を停止することとし、さらにこれに伴い、現金支払の場合における支払金の端数計算の基準を定めて取引の円滑化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、去る第十五回特別国会に提出され審議未了となつたもので、今回小額通貨の通用期限等に所要の調整を加え改めて提出されこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年度において国債の元金の償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金について特例を設けるとともに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が一般会計に対し負う債務の償還金等を国債整理基金特別会計の歳入として受け入れて経理の簡素化を図ることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、最近における国の財政状況並びに国債の償還状況からして適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

一円以下の臨時補助貨幣並びに一円未満の貨幣、小額紙幣及び日本銀行券を整理するとともに、今後一円未満の通貨発行を停止することとし、さらにこれに伴い、現金支払の場合における支払金の端数計算の基準を定めて取引の円滑化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、去る第十五回特別国会に提出され審議未了となつたもので、今回小額通貨の通用期限等に所要の調整を加え改めて提出され

たのであるが、最近における取引の実情にかんがみ、適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

金管理法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の目的は、今後政府としては新産金の一部のみを買い上げることとし、それ以外の金については、一切の統制を廃止して、価格及び取引とも自由にしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、去る第十五回特別国会で審議未了となり、今回改めて同内容をもつて提案されたものであるが、最近における金の生産及び金に対する実需の状況等にかんがみ、適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の領事館の駐在している地に在留する在外国民が生活の困窮のため帰国を余儀なくされあるいは在留する国の官憲による退去強制の処分を受ける場合において、それらの者が自己の負担で帰国できないときに、その帰国を援助する等の措置を講ずる必要がある。よつて、これらの在外国民の帰国に関し領事官の職務、援助の措置、その費用の償還等の事項を規定しようというのである。

二　議案の可決理由

本案は、国の援助等を必要とする帰国者の帰国を図るため、必要且つ適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

キューバ、コスタ・リカ、パナマ、ヴエネズエラ、ボリヴイア、イラン、オーストリア、ルクセンブルグに公使館を、ベレーン、ダツカ、ナイロビ、ラゴスに領事館を新設し、在マニラ日本政府在外事務所以外の日本政府在外事務所を廃止するとともに、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十三号）の施行に伴い、大使及び公使の期末手当を新設する必要がある。よつて所要の立法措置を講じようというのである。

二　議案の可決理由

本案は、わが国外交施策の推進のため、必要且つ適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月四日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　現行法の適用範囲を拡大し、新たに、土木、建築、教育、研究又は調査、医療、助産、通信又は報道、社会福祉事業及び更生緊急保護の事業を適用事業とすること。

2　標準報酬を現行最低二千円から最高二万四千円までの十九等級を改め、三千円から三万六千円の二十等級とするとともに、標準報酬の決定は、毎年一回定時に行うこととすること。

3　療養の給付期間二年を三年に延長すること。

二　議案の可決理由

最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、健康保険の適用範囲の拡張、療養の給付期間の延長等は時宜に適するものと認め、本案は、別紙のとおり附帯決議を附して、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月六日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

健康保険法第五十七条の医療期間延長に伴い、政府は此の際医療の万全を尽すため可及的速かに懸案中の諸問題の解決と医療給付に対する国庫負担の実現に努力ぜられんことを望む。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　適用範囲を拡大し、新たに、土木、建築、教育、研究又は調査、医療、助産、通信又は報道、社会福祉の事業及び更生緊急保護の事業を強制適用に加えること。

2　標準報酬を三千円から八千円までの六等級とし、毎年一回定時に決定することとすること。

3　廃疾の認定時期を療養給付開始後二年以内とあるを改め三年以内とすること。

二　議案の可決理由

本案は、最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、厚生年金保険制度の拡充を図ることは、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月六日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　療養の給付及び傷病手当金の支給期間を一年延長して三年とすること。

2　傷病のなおらない場合廃疾認定の時期を療養の給付開始後二年とあるを改め三年とすること。

二　議案の可決理由

最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、船員保険制度の拡充を図ることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月六日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国民健康保険の保険財政の現状にかんがみ、保険者に対する貸付金の増額を図ろうとするもので、本案の要旨は次の通りである。

1　現行法では、昭和二十六年度末までの未払診療報酬は、昭和二十九年度までに解消することになつているのを、昭和二十七年度末までのものを昭和三十年度までに解消するように改めること。

2　貸付要件で保険料収納割合が百分の八十以上となつているのを百分の七十以上に引き下げること。

3　貸付対象額を未収保険料の百分の五十相当額から百分の八十相当額に引き上げ、且つ貸付割合を引き上げること。

4　保険者が未払診療報酬の支払に充てるべき自己資金額が、貸付金額と同額以上であつたのを、貸付金額の四分の一相当額に引き下げること。

5　昭和二十七年度の貸付においても右にならつて貸付対象額を増額することができるようにすること。

二　議案の可決理由

保険者の診療報酬の未払を解消するため、貸付金額を増加し、その再建整備計画を促進することは、国民健康保険の財政の現状にかんがみ、最も時宜に適する措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に二億五百三十六万円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月六日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

消防施設強化促進法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨

1　消防の用に供する施設の強化を促進するため、これらを購入し、又は設置しようとする市町村に対し、予算の範囲内において、国がその費用の一部を補助すること ができる。

2　補助すべき対象は、消防の用に供する機械器具及び設備で政令で定めるものとする。

3　補助は、施設の種類及び規格ごとに、内閣総理大臣が定める基準額の三分の一以内とする。

4　内閣総理大臣は、一定の事由があるときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができることとする。

この場合、当該市町村長に対し、釈明のため、意見を述べ、及び自己のため有利な証拠を提出する機会を与えることとする。

5 内閣総理大臣は、目的達成のため必要な限度において報告書の提出を命じ、又は職員に実地検査をさせることができることとする。

二 議案の目的
火災による損害は、逐年増加し、昭和二十七年の年間統計によると、火災件数二万二千余件、焼失坪数約七十二万坪、損害見積額は、三百八十六億円の多きに及んでいる。これに対し、市町村における消防施設は、きわめて、劣悪であつて、しかも、市町村財政の窮乏せる今日、消防の財源については、充分な措置を講ずることは困難であつて、ここに、国庫補助の必要が生じてくる。
しかるに、消防組織法第二十五条の規定によると、「市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては法律でこれを定める」旨の規定があり、しかもこの法律は、まだ制定されていない。
そこで、本案を作成して、市町村消防に対する国庫助成の具体的方途を講ぜんとするものである。

三 議案の修正議決理由
本案は、以上の趣旨及び目的により、これを制定する必要があるものと認め、しかも、自治権尊重の上から且つ、報告書の徴取又は実地検査をもつて監督の目的を達し得るので、内閣総理大臣の指示を不必要と認め、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月六日
地方行政委員長 中井 一夫
衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（補助金の交付の取消、停止等）
第六条 内閣総理大臣は、市町村に対して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該市町村に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
一 正当な理由がなくて、消防施設の購入又は設置の全部又は一部を行わないこととなつたとき。
二 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
三 前各号の外、内閣総理大臣の指示に違反したと認められるとき。
2 前項の規定により内閣総理大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該市町村長に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該市町村のため有利な証拠を提出する機会を与えければならない。
（指示監督）
第七条 内閣総理大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける市町村の長に対して、消防施設の購入若しくは設置について必要な指示を行い、又は部下の職員をして当該補助に係る消防施設を実地検査させることができる。

臨時船舶建造調整法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
従来船舶の建造は、臨時船舶管理法により許可を要することになつていたが、同法は、本年四月二十八日限り失効し現在は何等の規則を受けないことになつているが、わが国商船隊の健全な復興を図るためには、昭和三十二年三月三十一日まで建造される船舶について調整を行う必要があるので総トン数五百トン以上の外航船舶の建造について許可制度を設けようとするものである。

二 議案の可決理由
本案は、わが国商船隊の整備拡充を図るため、有効且つ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月六日
運輸委員長 關内 正一
衆議院議長堤康次郎殿

海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、船舶の旅客の利益を保護するため、利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、運輸大臣は、当該航路事業者に対し保険契約を締結するよう命令し得るようにしようとするものである。

二 議案の修正議決理由
政府原案は、利便を阻害している事実を認めて保険締結の命令を出し得るようにしようとするのであるが、これを事前に命令を発し得るようにするとともに、総トン数五トン未満の旅客船の旅客の安全を確保するため、別紙の通り修正し、更に五トン未満の船舶による旅客定期航路事業者の保護育成に関して、別紙の通り附帯決議を附して、これを修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月六日
運輸委員長 關内 正一
衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

第十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。
三 旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結すること。
第十九条の二、第十九条の三及び第十九条の四をそれぞれ第十九条の三、第十九条の四及び第十九条の五とし、第十九条の次に次の一条を加える。
（保険契約締結の命令）
第十九条の二 運輸大臣は、旅客定期航路事業を永続的に確保し、且つ、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、運輸審議会にはかり、旅客定期航路事業者に対し、当該旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結することを命ずることができる。
第二十条の二中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。
第三十条第三号及び第三十条の三中「第十九条の三（第十九条の四において準用する場合を含む。）」を「第十九条の四（第十九条の五において準用する場合を含む。）」に改める。
第四十三条に次の但書を加える。
但し、総トン数五トン未満の船舶（ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）のみをもつて営む旅客定期航路事業については、この限りでない。
第四十四条中「前条中」を「前条及び第四十五条の二中」に改める。
第四十五条の次に次の一条を加える。
（職権の委任）
第四十五条の二 この法律に規定する運輸大臣の職権で総トン数五トン未満の船舶のみをもつて営む旅客定期航路事業に関するもののうち省令で定めるものは、海運局長が行う。
2 この法律の規定中運輸審議会に関する部分は、海運局長が前項の規定により委任された運輸大臣の職権を行う場合には、適用しない。
第四十九条第一号中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改める。
第四十九条第二号中「第十九条の三（第十九条の四において準用する場合を含む。）」を「第十九条の四（第十九条の五において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）
1 この法律中第十九条の二、第二十条の二、この法律は、公布の日から施行する。第三十条第三号、第三十条の三、第四十九条第一号及び第四十九条第二号の改正規定は、公布の日から施行し、その他の規定は、公布の日から九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。
（経過規定）
2 この法律中第四十三条の改正規定施行の際現に改正後の同条の規定により新たに旅客定期航路事業となる事業を営んでいる者は、同条の改正規定の施行の日から六十日以内は、海上運送法第三条第一項の規定にかかわらず、当該事業を従前の例により引き続き営むことができる。その期間内に当該航路について旅客定期航路事業の免許を申請した場合において、その申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様である。
3 運輸大臣が前項の申請を受けた日から百八十日以内に、当該申請について免許をする旨又は免許をしない旨の通知をしないときは、当該申請は、免許されたものとする。
（他の法律の改正）
4 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第一号を次のように改める。
一 総噸数五噸未満ノ船舶（旅客運送ノ用ニ供スルモノヲ除ク）
第五条の次に次の一条を加える。
第五条ノ二 前条ノ規定ニ拘ラズ総噸数五噸未満ノ船舶及第三十二条各号ニ掲グル船舶ニシテ旅客運送ノ用ニ供スルモノニ付テノ検査ハ主務大臣ニ於テ必要ト認ムル時ニ臨時之ヲ行フモノトシ当該検査ノ方法及検査ニ基キ交付スル証書ソノ他ノ書類ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第七条中「第五条」の次に「、第五条ノ二」を加える。
第二十四条ノ二中「第十条第二項」を「第五条ノ二、第十条第二項」に改める。
第三十二条に次の但書を加える。
但シ旅客運送ノ用ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
5 船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「船舶」の下に「（旅客運送の用に供する船舶を除く。）」を加える。
別表第一の船舶の欄中平水区域を航行区域とする汽船の項中
「総トン数五トン未満のもの　船長　機関長」の前に
「総トン数五トン未満のもの　丙種航海士　丙種機関士　小型船舶操縦士」を加える。
6 別表第七の船舶の欄中「平水区域を航行区域とする汽船」を「平水区域を航行区域とする汽船（総トン数五トン未満の旅客運送の用に供するものを除く。）」に改める。
運輸大臣は、附則第五項施行の際、現に総トン数五トン未満の船舶で旅客運送の用に供するものにおいて、船長の職務を行つている者に対しては、その居住する市町村の長（特別区にあつては特別区の長）その他の者及び当該船舶が旅客運送の用に供されていることの証明があつた場合に限り、昭和二十九年八月三十一日までの者の申請により、試験を行わないで、小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。
〔別紙〕
海上運送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
本法の実施に伴い、船舶職員法の適用、船舶安全法及び船舶職員法の実施等のため、五トン以下船舶による旅客定期航路事業者の負担の増加を免れない。よつて政府は、之等中小業者の保護育成に関

し万遺憾なき措置を採られんことを望む。

臨時船質等改善助成利子補給法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の船腹は、外航船舶は著しく不足しているに反し内航船舶は、きわめて過剰でありしかもその大部分は性能の低い船舶が占めている現状である。よつて、これら低性能船舶の所有者でその船舶を解撤し又は解撤のために処分する者が外航船舶を建造する場合に建造に要する資金の融通について、政府が年二分乃至五厘の利子補給金を支給し、もつて、低性能船舶の減少を図り、あわせて外航船舶の建造を促進しようとするのである。

二　議案の可決理由

本案は、船質の改善を図るため、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算総則に一億八千五百二十二万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月六日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

〔第十九号参照〕

青少年問題協議会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、青少年の指導、育成、保護及びきよう正に関する総合的施策の樹立及びその施策の適正な実施に関し、関係行政機関の連絡調整を図るため、総理府の附属機関である中央青少年問題協議会を強化するとともに、現に、各都道府県及び大半の市町村に設けられている青少年問題協議会にその法的根拠を与え、地方公共団体においては、その附属機関としてそれぞれの青少年問題協議会を設置することができるようにするものである。

なお、地方協議会を設置する都道府県に対しては、国が、その経費の一部を補助することができることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、青少年問題の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に、中央青少年問題協議会分として百四十万六千円、都道府県青少年問題協議会の補助金として千七百二十九万七千円、計千八百七十万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月七日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、わが国の当面する重要問題の一つたる人口問題に関する事項の調査審議に当らしめるため、厚生省の附属機関として人口問題審議会を設置しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、人口問題の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に七十一万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月七日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

司法試験法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、司法試験の受験科目を調整し、あわせて受験料の増額をしようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　司法試験第二次試験の必須科目である憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の外に、新たに商法を加えること。

2　第一次試験の受験料二百円を五百円に、第二次試験の五百円を千円に、それぞれ増額すること。

3　弁護士法との関係法文の整理をすること。

二　議案の可決理由

最近商事に関する係争事件が多くなりつつあること、その他商法を必須科目とすべき理由が認められ、又受験料の増額も物価その他の事情に照し妥当であると認め、政府原案の通り、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月七日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

少年法及び少年院法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

第一　少年法の一部改正においては

(1)　本年八月一日から、代用少年鑑別所の制度が廃止されるので、家庭裁判所が少年鑑別所に送致する観護の措置をとつた場合、交通事情等のため、直ちに少年鑑別所に収容することが困難な場合には、最寄の少年院又は拘置監の特に区別した場所に七十二時間を限つて仮収容することができるものとすること。

(2)　これに関連して、この仮収容の決定の執行に関する規定並びに経過措置に関する規定を設けること。

第二　少年院法の一部改正においては

(1)　医療少年院は必ずしも男女別に施設する必要がないものとすることで、すなわち、現行法では、本年七月三十一日までの経過措置として、男子の医療少年院の一部を特に区別して女子をあわせて収容することができるものとされているが、元来、医療少年院は、同一施設内であつても、男女を分離することができれば十分であつて、必ずしも男女別に従つて、別々に設置するには及ばないものとすること。

(2)　少年院及び少年鑑別所に収容中の少年を調査、審判等のため、同行する場合には、やむを得ない事由のあるときは、これを最寄の少年鑑別所若しくは少年院又は拘置監の特に区別した場所に仮収容できる規定を設けること。

以上が提案の要旨である。

二　議案の可決理由

本案は、少年犯罪の取扱いにおいて、合理的且つ実効運用を期するため、おおむね妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に七千六百七十四万三千二百五十五円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月七日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国立大学の学部、附置研究所その他の施設の新設並びに国立短期大学の新設等について規定を設けるとともに、国立大学に置かれる職員の定員を昭和二十八年度予算に計上した定員に合致させようとするものであつて、内容のおもな点は次の通りである。

1　北海道大学、大阪大学、奈良女子大学、富山大学及び広島大学について、学科の充実に伴い、又公立から国立へ移転合併することにより八つの学部を新設しようとしている。

2　群馬大学工業短期大学外四つの国立短期大学を新設する。

3　東京大学及び岡山大学にそれぞれ大学附置研究所を新設する。

4　国立大学共同利用の研究施設として東京大学に宇宙線観測所、京都大学に基礎物理学研究所を新設する。

5　北海道大学外十六の大学に学部附属の臨海実験所、農場及び家畜病院等を新設する。

6　国立大学に置かれる職員の定員を昭和二十八年度予算に合致させるように六万一千二百九十四名とする。

二　議案の可決理由

国立大学の整備充実と学術の振興に寄与するため本案の趣旨はきわめて適切なものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

文部省所管昭和二十八年度一般会計予算中に新規事項総額約八千六百七十二万五千円

内訳　人件費　三千五百十九万七千円

物件費　千九百五十八万八千円

設備費　三千百九十四万円

が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

大日本育英会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、大日本育英会の名称を日本育英会に改め、その貸与金の返還期限の猶予及び返還の免除等について所要の規定を設けるとともに、過料の金額を引き上げる等規定を整備しようとするものであつて、内容のおもな点は次の通りである。

1　法律の題名及び条文中の「大日本育英会」の名称を「日本育英会」に改める。

2　学徒に対する貸与金の猶予の、方法等貸与条件を法律に明記する。

3　貸与金の返還免除に関する規定を新設し、又返還免除によつて生じる日本育英会の損失については、日本育英会に対する政府貸付金の償還義務の免除によつて補償しようとする。

4　日本育英会に対する政府の貸付金及び貸付を行う場合は無利子である旨の規定を設ける。

5　日本育英会の役員に対する罰則について過料の金額を現在適当額にまで引き上げる。

二　議案の可決理由

大日本育英会の名称その他現状に即した改正を行い、又教育、学術面に専念する人材育成のため特別な援助措置を講ずることの必要なことを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

文部省所管昭和二十八年度一般会計予算に三十四億三千九百七十二万七千円（内訳貸付金三十三億五千十二万四千円、補助金八千九百六十万三千円）が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十号参照〕

地方鉄道軌道整備法案（關谷勝利君外三十九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方鉄道、軌道の整備の促進を図るため、地方鉄道業、軌道業に対する特別の助成及び補償に関する措置を講ずることを目的とするものであつて、その内容の主な点は次の通りである。

1　助成の対象とする地方鉄道及び軌道については、運輸大臣がこれを認定又は承認すること。

2　運輸大臣は、助成の対象となつた地方鉄道、軌道に対し、適切な経営を図らせるため、財産の運用、兼業、投資等につき必要な指示をすることができることとすること。

3　運輸大臣の認定又は承認する地方鉄道、軌道であつて、建設又は大規模な改良を行うものに対しては、その完了後十年を限り、投下資本の六分の範囲で国庫補助を行い、又、営業の維持が困難なものに対しては、欠損額以内を国庫において補てんすることとすること。

4　運輸大臣の指示する改良に要する資金の借入を、地方鉄道業者並びに軌道業者が行つたときは、その利子の一部を補給することとすること。

5　助成の対象となつた地方鉄道、軌道に係る地方税中、固定資産税及び事業税の減免を行い得ることとすること。

6　日本国有鉄道が、地方鉄道、軌道に接近し、若しくは並行して鉄道を敷設したため、地方鉄道、軌道の被る損失を日本国有鉄道が補償することとすること。

但し、日本国有鉄道の新線建設が、政府の命令に基く場合には、政府が、日本国有鉄道に当該補償金額を交付することとすること。

7　地方鉄道補助法及び北海道拓殖鉄道補助法は廃止するが、現に北海道拓殖鉄道補助ニ関スル法律の適用ある地方鉄道、軌道については、昭和二十八年度に限り、なお、従前の例により補助できることとすること。

8　本法施行の日に敷設されている地方鉄道、軌道で、いまだ運輸を開始しないもの及び運輸開始後十年を経過しないものは、本法施行後敷設されたものとみなすこととする。

二　議案の可決理由

本案は、産業の発達及び民生の安定に寄与するため、有効且つ適切な措置であるが、運輸大臣の行う助成対象の認定又は承認の決定は、特に慎重且つ公平に行われる必要があると認めるので、別紙のとおり附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十七年七月八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

地方鉄道軌道整備法案に対する附帯決議

本法第三条の規定による認定又は承認を行うに当つては、政府は、広く関係方面の意見を徴取する等、飽くまでも公正且つ妥当を期すべきである。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、税関行政の整備拡充を図るため、横浜税関に属している東京及び羽田の二税関支署を、東京税関として独立せしめるとともに、九州地区の特殊事情にかんがみ長崎税関を復活し、並びに税関職員に対する組織的な指導訓練を行うため、本省の附属機関として税関研修所を設置する外主計局及び税関の事務に関する規定を整備しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、税関事務の実情にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月八日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、千九百四十九年三月二十三日にワシントンで作成された国際小麦協定を修正更新するため千九百五十三年四月十三日にワシントンで作成されたもので、本年七月十五日までに一定の署名国によりその憲法上の手続に従つて受諾されることによつて効力を生ずることになつている。

本協定の目的は、公正且つ安定した価格で国際的に小麦の需給を確保することであつて、わが国は、年間消費量百五十万トンのうち百万トンがこの協定によつて確保されることになるのである。

二　本件の議決理由

国際小麦協定を修正更新する協定を受諾することは、わが国の食糧事情よりして妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

土地収用法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　土地収用法第三条各号の一に規定する事業の準備のために、他人の占有する土地に立ち入つて地質調査のための試掘等を行うことができるようにする。

2　土地等の取得に関し、関係当事者間の合意が成立するに至らない場合、事件の解決に資するため、あつ旋委員の制度を設ける。

二　議案の可決理由

公共事業の円滑を促進を図るため妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月九日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十一号参照〕

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、電気事業及び石炭鉱業の特殊性と国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、争議権と公益の調和を図り、公共の福祉を擁護することを目的として、電気事業については、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為ないし電気の正常な供給に直接の障害を生ぜしめる行為を禁止し、また石炭鉱業については、争議行為として、保安業務の正常な運営を停廃する行為であつて、人に対する危害、鉱物資源の損壊、重要施設の荒廃等を生ずるものは、禁止しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、公共の福祉と勤労者の基本的権利についての憲法解釈並びにその他種々の点において相対立する意見が、終始審査の過程に展開されたが、採決の結果、多数をもつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十二号参照〕

昭和二十六年度一般会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により提出されたものであつて、昭和二十六年度一般会計予備費予算額は十億円であるが、このうち、八億一千五百余万円は昭和二十六年五月一日から同年十二月七日までに使用され、すでに第十三回国会において承諾済みであり、その後昭和二十七年一月十六日から同年三月二十五日までの間に風水害施設復旧費補助に必要な経費、公共学校建物風水害復旧費補助に必要な経費、治岸警備力強化に必要な経費等に八千五百余万円が使用されたものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認めその旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月八日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により提出されたものであつて、昭和二十六年度各特別会計予備費の予算総額は二百二億三千八百余万円であるが、このうち、三十二億七千百余万円は昭和二十六年五月十五日から同年十二月二十五日までの間に使用され、すでに第十三回国会において承諾済みであり、その後昭和二十七年二月十五日から同年三月二十八日までの間に、厚生保険、農業共済再保険、漁船再保険及び労働者災害補償保険の各特別会計における保険金の支払に必要な経費、電気通信事業特別会計における電信電話事業設備に必要な経費等に三十八億八千二百余万円が使用されたものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月八日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十六年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和二十六年度特別会計予算総則第七条の規定に基き、資金運用部特別会計において預金利子支払に必要な経費四億五千四百余万円、厚生保険特別会計健康勘定において健康保険給付費に必要な経費二十八億三千五百余万円を、又同予算総則第八条の規定に基き、郵政事業特別会計において業務量の増加に伴い必要な経費五億五千万円を、それぞれ使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月八日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十七年度一般会計予備費使用総調書（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により提出されたものであつて、昭和二十七年度一般会計予備費予算額は三億三千四百余万円であるが、このうち、三億七千百余万円は昭和二十七年四月二十五日から同年十二月二十五日までの間に使用され、すでに第十三回国会において承諾済みであり、その後昭和二十七年二月十五日から同年三月二十八日までの間に、厚生保険、農業共済再保険、漁船再保険及び労働者災害補償保険の各特別会計における保険金の支払に必要な経費、電気通信事業特別会計における電信電話事業設備に必要な経費等に三十八億八千二百余万円が使用されたものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月八日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十七年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により提出されたものであつて、昭和二十七年度特別会計予備費予算総則第八条及び第九条に基く使用総調書（承諾を求める件）に関する報告書

本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和二十七年度特別会計予算総則第九条の規定に基き、国債整理基金特別会計において、外貨債処理に必要な経費外三件に百六十一億六千五百余万円、同予算総則第十条の規定に基き、郵政事業特別会計において、業務量の増加等に伴い必要な経費五億四千万円をそれぞれ使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月八日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十七年度特別会計予算総則第九条及び第十条に基く使用総調書（承諾を求める件）に関する報告書

本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和二十七年度特別会計予算総則第九条の規定に基き、国債整理基金特別会計において、外貨債処理に必要な経費外三件に百六十一億六千五百余万円、同予算総則第十条の規定に基き、郵政事業特別会計において、業務量の増加等に伴い必要な経費五億四千万円をそれぞれ使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月八日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長堤康次郎殿

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における移民の漸増にかんがみ、従来、外務省欧米局の所掌事務の一つであつた移民事務を円滑且つ一元的に処理するため、同省の内部部局として海外移住局を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、移民事務の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に、増員六人に伴う経費として百七十六万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月九日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

保安庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、保安庁職員の現在定員十一万九千九百四十七人に、警備官二千七百三十三人、保安官並びに警備官以外の一般職員四百七十二人、計三千二百五人を増員しようとするものである。

その理由は、警備官については、さきにアメリカ合衆国より追加貸与を受けることとなつたパトロール・フリゲート八隻分の要員を初めとして、第二幕僚監部の充実及び部隊、学校その他の施設の拡充等に因るものであり、保安官並びに警備官以外の職員については、保安研修所及び保安大学校における教育訓練の開始、技術研究所の研究、調査の充実その他調達、設営等の業務遂行の円滑を期する等のための措置である。

二　議案の可決理由

本案は、保安庁の任務遂行のため、必要な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に五億九千八百七十七万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国有林野のいわゆる立木の売払において、それが大量である場合又は搬出設備のない奥地林のものである場合には、その現金化に相当長期間を必要とする実情にかんがみ、右立木売払代金の延納期間を半年より一年に延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

樹木の現金化に長期間を要する

実情にかんがみ、きわめて適切なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、政府が輸出に係る為替損失補償契約を締結することができる範囲を拡大するとともに、補償契約の期間の限度を延長し、又、補償契約の締結の限度額を引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

設備を中心とする輸出の振興は、最近一段とその重要性を加えているので、本案は、本邦の設備等の輸出を促進するためきわめて時宜をえた適切な措置であると認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本邦の輸出入貿易の一層の振興を図るため、日本輸出入銀行の業務として外国法人に出資するための資金、設備以外の製品の輸出の資金等に係る融資を加え、同行の行う融資の期間の限度を延長し、また、同行に外国為替業務を行わせる等の措置を講ずるものである。

二　議案の可決理由

最近における貿易の状況及び日本輸出入銀行の業務運営の経験等に顧みて、同行の機能の拡充を図ることは適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国の行う直轄事業について、地方公共団体が道路法、河川法、土地改良法及び港湾法等の法律に基いて負担する負担金については、当分の間、政令で定めるところにより、当該地方公共団体の発行する地方債の証券をもつて納付することができることとしようとするものである。

なお、昭和二十七年度以前の負担金でその納付期日までに納付されなかつたものについては、延滞利子を附することができることとし、その滞納の防止を図ることとしている。

二　議案の可決理由

最近における地方財政の状況に顧み、適切なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十二年以来、神社、寺院等に無償で貸し付けてあつた国有財産の処分にあたり、大蔵大臣の諮問機関として大きな役目を果してきた社寺境内地処分審査会が、現段階においては、おおむねその設置の目的を達成したと認められるに至つたので、この際社寺境内地処分審査会等に関する規定を削除しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、社寺境内地処分審査会の使命がほぼ達成された今日、適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

木船再保険特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途今国会に木船再保険法案が提出されているが、この木船再保険法が実施されることとなる場合において、政府の再保険関係の経理を明確にするため、木船再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、木船再保険法が実施されることとなる場合の措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度特別会計予算において三千九百九十一万一千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、航空保険事業の現状にかんがみ、海上保険事業と同じく、航空保険事業について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用を除外するとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

航空保険事業の現状にかんがみ、適切なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特定道路整備事業特別会計においては、道路整備特別措置法に基き実施せられる国の道路整備事業及び地方公共団体に対する資金の貸付等に関する政府の経理を取り扱つているのであるが、昭和二十八年度においてはその財源に充てるため一般会計より二十五億円を限度として、繰り入れることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

国の財政状況にかんがみ、適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度予算において、一般会計より特定道路整備事業特別会計への受入として二十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁船損害補償法第三条第二項の規定による特殊保険について昭和二十七年四月一日から同年十一月三十日までの間における漁船再保険特別会計に生じた損失を補てんするため、昭和二十八年度において一般会計から五千万円をこの会計の特殊保険勘定に繰り入れることができることとなつているが、同年十二月以降引き続き特殊保険の保険事故が異常に発生し、本年三月までに更に二千八百万円余の損失を生ずるに至つたので、一般会計からの繰入額五千万円を七千八百万円に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

国の財政状況等にかんがみ、適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は二千八百万円である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

印刷局、造幣局、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計において、能率の向上により、収入が増加し又は経費を節減した場合においては、公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員に対し、その増加額又は節減額の一部に相当する金額を特別の給与として支給することができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、右各特別会計の実情等にかんがみ、適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、現在の金

融情勢下においてなお多大の困難を有する中小企業金融の促進のためにはこの際、本制度に及ぶ限りの改善を施し、その効果を一層大ならしめようとするものである。

改正の要点は次の通りである。

1　中小企業者の定義中、資本の額若しくは出資の総額による制限を引き上げること。

2　現在の五百万円以下を一千万円以下に、従業員の数による制限を現在の二百人以下から三百人以下に、又三百人以下の医業を行う法人・調整組合及び調整組合連合会を加えること。

3　保険関係が成立する貸付のうちに、相互銀行及び無尽会社の給付を加えること。

4　金融機関を相手方とする保険について、保険金額の保険価格に対する割合を「百分の七十五」から「百分の八十」に引き上げること。

5　保険関係が成立する一中小企業者に対する貸付金の合計額は一中小企業者五百万円を一千万円に、一中小企業者が中小企業等協同組合である場合二千万円を、中小企業等協同組合が調整組合又は調整組合連合会であるときは、三千万円に各々引き上げること。

6　保険金支払請求権行使の始期を保険事故発生後六月を経過したときからを三月を経過したときに繰り上げること。

7　指定法人を相手方とする保険について、保険金額の保険価格に対する割合を「百分の五十一」から「百分の六十」に引き上げること。

8　中小企業金融金庫、日本開発銀行又は国民金融公庫の代理貸に伴う債務の保証につき保険する制度を設けること。

二　議案の修正議決理由

中小企業の振興のため、中小企業の定義の拡大、貸付金額の増額及びてん補率の引上げは、その趣旨妥当なものと認めるが、更に施行期日を早急に実施すべき現状であるので、その要旨も妥当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日――昭和二十八年八月一日から施行する。

2　この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。但し、第七条第一項及び第八条（これらの各規定を第九条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3　中小企業信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第九条の五第三項」を「第九条の五第二項及び第九条の七第二項」に改め、「代位による」を削る。

第十二条中「基金に相当する金額を限度として、」を削る。

輸出信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の貿易取引の正常化に伴い、信用状を用いない代金決済方法による輸出取引について生ずる危険を担保する保険制度を新たに確立するとともに、現行制度について必要な改正を加えることによつて、輸出貿易の振興を図ろうとするのが本案の目的である。

改正の要点は、次のとおりである。

1　輸出手形保険の創設

2　現行乙種保険制度の適用を拡大し、海外に対し設備の輸出に伴い、技術の提供を行つた場合におけるその対価の回収をも保険し得ること。

3　現行丁種保険制度の適用地域の制限を撤廃すること。

4　題名を「輸出保険法」と改めるとともに各種保険の名称を改めること。

5　てん補率を引き上げること。

二　議案の可決理由

輸出の伸長を一段と強化する方途としてその趣旨妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

鉄道敷設法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、戦後におけるわが国経済情勢の推移にかんがみ、国有鉄道の鉄道網を整備し、もつて経済の発達及び文化の向上を図るため、鉄道敷設法の別表に、新たに十三の線路を追加すること、及び鉄道建設審議会の委員の任命、任期並びに手当等の事務的な規定について、所要の改正をしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、鉄道敷設法が大正十一年に制定され、その別表については現在まで、ほとんど改正せられていない実情にかんがみ、適切且つ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

水先法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法施行後の実情にかんがみ、水先を強制される船舶の範囲を縮少するとともに、一部の水先区について、その区域を変更しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、水先業務の円滑な遂行を期するため、適当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十七年十二月に、国立学校の教員の給与の額と種類とが、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、教育公務員特例法第二十五条の五の規定により、市町村立学校職員給与負担法の第一条中「年末手当」を「期末手当、勤務手当」に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う関連法規の改正の必要を認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月九日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

教育職員の資質の向上を図り、その需給関係を円滑にするとともに、現場の実情に即応せしめるため、次の諸点について改正しようとするものである。

1　養護教諭養成機関において行う看護婦の再教育に関する従来の規定を改正するとともに、新たに大学においても養護教諭の養成を行いうるようにする。

2　従来の現職教育のほか、教員検定試験制を新たに設ける。

3　大学の教員養成課程は、その適否が教員の資質に影響が多いので、その課程は、文部大臣が教育職員養成審議会に諮問して適当と認める課程とする。

4　中学校または高等学校の免許状を所有する者は、検定試験によつて修得した単位によつても免許教科をとることができる。

5　小規模な中学校高等学校においては、授与権者の許可によつて、一年を限り、免許以外の教科でも担当することができる。

二　議案の可決理由

国民教育の充実発展は、一に教育職員の資質の向上にまたなければならない見地から、本案の趣旨を適切なものと認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十一日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

人権擁護委員法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、全国の市町村に人権擁護委員を設け、人権侵犯の予防とその救済並びに基本的人権思想の普及高揚に当らしめてきたのであるが、過去四箇年の運営実績にかんがみ、不便な点を改正点しようとするのが、本案の目的である。

改正点の主なものは、次の通りである。

1　人権擁護委員推薦手続の改正

である。すなわち、市町村長が定数の倍数の人権擁護委員の候補者を推薦するときは、法務大臣の委嘱に際し、常に半数は委嘱から落されることになり、運用上支障が多いので、市町村長は単に候補者を推薦すればよいことに改正するのである。

2　市町村と人権擁護委員との関

係の緊密化を図るため、市町村長に対し、協力義務の規定を新設したのである。

3　人権擁護委員の任期が従来二年であつたのを、三年とする点である。

4　新たに全国人権擁護委員連合会の規定を設けて、全国的団結の基礎を置こうとするものである。

二　議案の可決理由

人権擁護制度は、新憲法によつてうち立てられた新しい思想であるだけに、歴史も浅く、啓もう宣伝や施策においていまだ不十分のきらいがある。ことに、運営の主体となる人権擁護委員の候補者の推薦に際しては、市町村長の独善に陥らぬよう、その地域の労働組合、教員組合、農民組合、青年団、婦人団体等の意見を広く徴する等、あくまで民主的方法を採るべしとの強い意見があり、政府もこれを了承したので、今回の改正は妥当なりと認め、政府原案の通り、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月九日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十三号参照〕

逃亡犯罪人引渡法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本国との平和条約第七条(a)に基き、アメリカ合衆国は、昭和二十八年四月二十二日わが国に対して、日米犯罪人引渡条約を同日より三箇月後の七月二十二日から有効とする旨の通告をしてきた。犯罪人の引渡とは、外国政府の請求により、その外国の法令に係る罪を犯した犯罪人の現在する国の政府がその犯罪人を審判又は刑の執行のために、外国政府に引き渡すことをいうのである。

現在のわが国においては、アメリカ人の逃亡犯罪人を引き渡すための国内法として、明治二十年に制定された「逃亡犯罪人引渡条例」があるが、同条例は、新憲法後の今日の事情に適合しない規定が多々あるので、今回アメリカの通告を機会に、諸外国の立法例を参しゃくして、新たに本法を制定しようとするものである。

現行の条例と本案との異なる点は、第一に、逃亡犯罪人の身柄を拘束するには検察官の発する逮捕状によることになつているのを、裁判官の発する令状によるものとしたこと。第二に、条例では検察官の報告を受けて法務大臣が犯罪人を引渡すべきか否かを決定することになつているが、本案では、東京高等裁判所の審査により犯罪人の引渡ができる旨の決定をした場合に限り、法務大臣は引渡ができることとしたことである。

以上が議案の要旨及び目的である。

二　議案の修正議決理由

審議の結果、左記のごとき理由をもつて本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

第一に、引渡要求の犯罪人は、たとい外国人の犯罪人であつても、その手続は行政的専断よりも国際的司法化に向かうところに近世民主化の努力が認められる。この意味で弁護士の補佐をうけ得るとすべきである。

第二に、政治犯罪人は、引き渡さないのを原則とするけれども具体的に犯罪人が政治犯なりや否やを定めることは相当に困難であり、これにつき国際的紛議をかもし易い。

ゆえに引渡要求の犯罪人の引渡の適否は、あくまで裁判所の決定により、これを土台として定まらねばならない。けれども大局的立場から裁判所の決定を基本としながらも、法務大臣は、政治的採量により手続、時期、場所等において余裕ある引渡をできるようにする必要がある。

右報告する。

昭和二十八年七月十四日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（東京高等裁判所の審査）

第九条　東京高等裁判所は、前条の審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

2　逃亡犯罪人は、前項の審査に関し、弁護士の補佐を受けることができる。

3　東京高等裁判所は、第一前項の決定をする前に、逃亡犯罪人○及びこれを補佐する弁護士に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。但し、次条第一項第一号又は第二号の決定をする場合は、この限りでない。

4　東京高等裁判所は、第一項の審査をするについて必要があるときは、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。この場合においては、その性質に反しない限り、刑事訴訟法第一編第十一章から第十三章まで及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

（引渡に関する法務大臣の命令等）

第十四条　法務大臣は、第十条第一項第三号の決定があつた場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことができ、且つ、引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡を命ずるとともに、逃亡犯罪人にその旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないと認めるときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2　東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたとき、又は第十条第三項の規定により同条第一項第三号の決定の裁判書の謄本の送達を受けた日から十日以内に前項の規定による引渡の命令がないときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

3　法務大臣は、第一項の規定により逃亡犯罪人を引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪人の引渡を命ずることができない。但し、第二条第六号の場合に関し引渡条約に別段の定がある場合において、同条同号に該当するため逃亡犯罪人を引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後同条同号に該当しないこととなつたときは、この限りでない。

（拘禁の停止）

第十二条　東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を親族その他の者に委託し、又は逃亡犯罪人の住居を制限して、拘禁の停止をすることができる。

2　東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。第十七条第一項の規定により法務大臣から東京高等検察庁検事長に対して引渡状の交付があつたときは、拘禁の停止を取り消さなければならない。

3　東京高等検察庁の検察官は、前項の規定により拘禁の停止を取り消したときは、検察事務官等に逃亡犯罪人を拘束をさせることができる。

4　前項の規定による拘束は、拘禁許可状の謄本及び東京高等検察庁の検察官が作成した拘禁の停止を取り消した旨の書面を逃亡犯罪人に示した上、これを拘禁すべき監獄に引致して行う。

5　前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、逃亡犯罪人に対し拘禁の停止が取り消された旨を告げて、これを拘禁すべき監獄に引致することができる。但し、その書面は、できる限りすみやかに逃亡犯罪人に示さなければならない。

6　東京高等検察庁検事長は、第二項後段の規定による拘禁の停止の取消があつた場合において、逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

7　左の各号の一に該当するときは、停止されている拘禁は、その効力を失う。

一　逃亡犯罪人に対し、第十条第一項第一号又は第二号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二　逃亡犯罪人に対し、第十一条第二項の規定による通知があつたとき。

三　逃亡犯罪人に対し、第十四条第一項の規定により、法務大臣から、引き渡すことができず、又は引き渡すことが相当でないと認める旨の通知があつたとき。

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

終戦後インフレーションの抑制と経済の安定に寄与するため、地方財政の面においても、極度に健全財政の方針を貫き、地方公共団体が地方債をもつて財源とし得る場合を強く制限してきたのであるが、近来経済も安定に向つてきたのと他面、小規模の地方公共団体の薄弱な財政事情等にかんがみ、地方債の制限を適当に緩和し、且

つ、その分量を増加するとともに、公募債の育成を図る必要がある。かような趣旨から本案が提案されたのであるが、その内容は次のごときものである。

1　地方公共団体は、公用施設の建設事業費の財源とする場合においても、地方債を起すことができるようにすること。

2　公募債を中心として地方債に関する規定を整備して、地方債の信用を高めること。すなわち

イ　公共施設又は公用施設を建設するために起した地方債の償還年限は、当該施設の耐用年数をこえてはならないものとすること。

ロ　証券発行の方法による地方債について、割引発行及び抽せん償還の途をひらくこと。

ハ　地方債募集の委託を受けた会社の権限及び義務について、商法の社債に関する規定の一部を準用して、受託会社が地方債権者のために、地方債償還を受けるに必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を保障するとともに、他面受託会社に特定の場合、公告の義務及び連帯支払の義務を負わせることとすること。

ニ　地方公共団体が一部事務組合を設けて起す地方債については、当該組合と組合を組織する地方公共団体とが連帯して償還及び利息支払の責に任ずるようにすること。

ホ　個人に対する市町村民税の所得割について、標準税率とみなすべき場合の税率の算定方法を規定する等規定の整備をする。

二　議案の修正議決理由

本案は、地方財政法における地方債の制限の緩和と地方債の信用の向上とを目的としたもので、地方財政の現状にかんがみ、その趣旨はきわめて妥当なものであるから、委員会は、原案の方針を承認したのであるが、更に地方債の制限緩和の点について一歩を進めるため、別紙のごとく修正議決すべきものと議決した次第である。修正の内容は次の通りである。

1　第五条第一項第五号の改正に関する部分について、原案の外更に、「その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設等」を加え、これらの施設に対しても地方債が認められうるようにすること。

2　附則第三十三条の改正に関する部分中において、同条第一項第二号中「創設」の下に「及び整備」を加えて、自治体警察については、創設のみならず、その後の整備についても、当分の間、地方債を起すことが認められるようにすること。

右報告する。

昭和二十八年七月十一日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（ホ字及び――は修正）

第五条第一項第五号中「○公共施設」を「○学校、河川、道路、港湾等の○学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾等の○公共施設」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、当該市町村の課税額の総額が、所得税額を課税標準とし、税率を百分の十八とした場合における課税額の総額（納税義務者の所得税額に百分の十八を乗じて得た額が当該納税義務者に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第四号本文に規定する課税総所得金額に百分の十を乗じて得た額をこえる場合においては、当該納税義務者に係る課税額は、その課税総所得金額の百分の十の額として算定するものとする。）と同額になる税率とする。

附則第三十三条○に次の一項を加え、同条に「及び整備」を加える。

○第二号中「創設」の下

2　第五条の二の規定は、前項の規定により起す地方債について準用する。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案（加藤精三君提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十七年十二月二十一日から昭和二十八年七月三十一日までに警察法第四十条の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げたい旨を昭和二十八年八月二十日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年八月三十一日までにその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、同条第八項の規定にかかわらず、同年九月一日に行われるものとしようとするのが、本案の要旨である。

二　議案の可決理由

町村の財政事情、議決後の管内情勢等により、本案の程度のごとき特例法の制定は、やむを得ないものと認めたので、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案と同種の特例の立法は、昨年以来今回をもつてすでに三回にわたる。かくのごとき特例を連出することは警察法それ自体を改正すると同様な結果となるから将来は重ねて提出されることは好ましからぬ旨の強い希望意見があつたことをここに附記する。

右報告する。

昭和二十八年七月十四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

社会保険審査官及び社会保険審査会法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近の審査請求増加の傾向は、各種社会保険の適用範囲の拡大又は審査事項の拡張等により、益々拍車を加えられるものと予想せられるので審査の能率の向上及びその公正を期する施策を行い、もつて、本制度本来の目的である簡易迅速に被保険者及び事業主の権利を救護しようとするのが本案の目的である。

その要旨は次の通りである。

1　公益、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する非常勤委員により構成されている社会保険審査会の組織を改め、内閣総理大臣が国会の承認を得て任命する特別職たる常勤の委員長及び委員二名の組織とし、他に利益代表者の制度をもうけること。

2　各種社会保険法の改正に伴い標準報酬に関する処分について、審査の請求を認めることとしたこと。

3　審査手続に関し、必要な整備を行つたこと。

二　議案の可決理由

審査請求件数の激増が予想される今日、最も時宜に適する措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

医師等の免許及び試験の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　今次引揚者中、医師法第三十六条第三項又は、歯科医師法第三十三条第三項該当者に医師免許又は歯科医師免許を受ける資格を昭和三十年末まで認め、以上の者及び前各条第四項該当者に、医師国家試験予備試験、又は歯科医師国家試験予備試験受験資格を昭和三十一年末まで認めること。

2　引揚前に診療エックス線技師の業務を行つていた今次の引揚者で、一定条件を具えた者に業務の暫定的継続を認めるとともに、診療エックス線技師の免許を受けうる途を開くこと。

3　今次引揚者でいわゆる看護婦の業務を行つていたものに、准看護婦試験の受験資格を昭和三十一年末まで認める特例を設けること。

二　議案の可決理由

本案は、時宜に適する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十一日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

教科用図書は、学校教育の中心的な重要性を持つ教材であるが、その検定権について、「教育委員会法」、「私立学校法」、「学校教育法」、及び「文部省設置法」の四つの法律にわたつて規定せられていて、矛盾した点と、不明確な所があるので、この際、文部大臣の所属として明確ならしめ、もつと教科書内容の充実改善を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

教科用図書の検定権を文部大臣に所属せしめ、その内容の改善向上を図ることは、教科書行政上、妥当なものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十四日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

道路運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法実施後、自動車運送の発達著しく、諸情勢もまた変化したので、これに対処するためその一部を改正しようとするもので、内容の主なる点は次の通りである。

1　自動車運送事業の種類ごとの定義を改正して実情に適応するようにすること。

2　自動車運送事業の免許基準の一部を改正して、その運用について事業の種類及び地方の実情に対応させるようにすること。

3　自動車運送事業の運賃料金を改正し、事業の一部については最高及び最低運賃制度を採ることができることとすること。

4　道路運送審議会を廃止し、自動車運送に関する基本的な方針について陸運局長の諮問に応ずるため、自動車運送協議会を設置するとともに、聴聞制度を設け、行政の民主化をはかること。

5　自家用乗用車の使用届制、軽車両運送事業の届出制の廃止等行政手続の簡素化をはかること。

二　議案の可決理由

本案は、自動車運送の急激な発達に伴う措置として適切なものと認めるが、自動車運送事業に対する事業区域を定めるに当つては慎重を期するの要があるので、別紙の通り附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十五日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

道路運送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、自動車運送事業に対する事業区域を定めるに当つては、経済交通圏の実情に即してこれを行うべきであり、同時に又、常習としてその事業区域外のみにおいて営業する者に対しては、厳にこれを取締るべきである。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（小笠公韶君外十八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国経済事情の変遷に伴い、経済界における中小企業の特殊性にかんがみるとともに、本法施行の実施にてらし、更に業種指定の方法の変更、その条件の緩和その他所要の改正をしようとするのが本案の目的である。

その改正の要点は次のごとくである。

1　本法を「中小企業安定法」と題名を改め、恒久法とすること。

2　業種指定の方式は、法の機動的運用を期するために一定条件の下に政令でも指定し得ること。

更に、指定の条件として、コスト割れによる損失が発生する虞がある場合にも指定し得ることとすること。

3　調整組合及び同連合会の事業分野を拡大すること。

4　調整組合又は同連合会が生産調整資金を借り入れる場合、政府は、特に必要ありと認めるときは、予算の範囲内において、年五分を限度として融資機関に対し、利子の補給をすること。

その他事務の手続上の簡素化公示するのである。

二　議案の可決理由

中小企業は、経営が細部多種多岐にわたり、資本はぜい弱である現実にかんがみ、今後起り得るであろうコスト割れの不況に対処し、本案は趣旨妥当であるものを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十五日

通商産業委員長　大西　融夫

衆議院議長堤康次郎殿

公認会計士法の一部を改正する法律案（苫米地英俊君外二十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別公認会計士試験の施行期間は、本年七月をもつて満了することとなつているが、受験者側の事情を考慮するときは、なお、相当数の有能な適格者が存在することが考えられるので、これらのものに引き続き受験の機会を与えるようにするため、その施行期間を更に一箇年延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

公認会計士法の運用の実情にかんがみ、本案は、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十五日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案改正の要点は次の通りである。

第一に、現在旧陸海軍の共済組合及び外地関係共済組合等の組合員であつた者で、年金受給権を有していたものに対しては年金を支給することとなつているのであるが、これらの組合の共済組合規則が各組合まちまちであつたので、その不均衡を是正するため、旧陸軍及び外地関係の共済組合の組合員であつた者のうち、昭和二十年八月十五日において二十年以上勤続していたものについては、国家公務員共済組合法の規定による退職手当金又は遺族年金に相当する年金を支給することとし、なお、旧陸軍兵器廠職工扶助令の適用をうけていた者についても同様の措置を講ずることとしている。

第二に、国家公務員共済組合法の改正については、組合員の範囲を明確にするとともに、健康保険法との権衡上、ほ育手当金について組合員の資格喪失後も継続支給ができるように改めようとするものである。

二　議案の可決理由

当該各組合員の窮状等にかんがみ、適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度予算において旧令共済組合等年金特別措置費として二千九百十五万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月十五日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十七年十一月一日に行われた国家公務員の給与水準の改訂に伴い、「国家公務員共済組合法」及び「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」の規定による年金の額を、昭和二十八年十月分以降国家公務員の現行給与水準にあわせて改定することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

国家公務員の給与水準の改訂に伴う措置としてきわめて適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度予算において、旧令共済組合等年金特別措置費として八千八百二十万九千九百七十八円、一般共済分として四千六百三十一万八千円、計一億三千四百五十二万七千九百七十八円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月十五日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の適正化を図るための措置として、本案は、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度予算において、旧令共済組合等年金特別措置費として三千五百二十六万九千九百六十円、一般共済分として一千八百二十三万一千円、計五千三百五十万九百六十円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月十五日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報
号外
昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　衆議院会議録第三十九号附録（その一）（二）

一　議案の要旨及び目的
納税貯蓄組合預金を租税の委託納付以外の目的のために引き出される場合においても、その金額が一定の期間内において五万円以下であるときは、その利子について所得税を課さないこととしようというのが本案の目的である。
二　議案の可決理由
納税貯蓄組合制度の一層の普及を図るため、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

登録税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
不正印紙を使用した場合等における登録税の追徴規定を設けることとするとともに、所要の規定の整備を図ろうとするのが本案の目的である。
二　議案の可決理由
今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

揮発油税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
揮発油税について、新たに利子税の徴収の制度を設けるとともに、担保に関する規定の整備を図るというのが本案の目的である。
二　議案の可決理由
今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

国税徴収法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
延滞加算税額の計算の簡素化を図るとともに、過誤納に係る国税及び滞納処分費の還付方法の合理化を図るため、税務署の所在地内の納税者についても、もよりの郵便局において還付を行うことができることとするのである。
二　議案の可決理由
今次税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
議案の要旨及び目的
所得税法、法人税法等の改正と同様に、三百円未満の利子額等を徴収しないこととするとともに、重加算税額の計算の基礎となる通行税額には隠べい又は仮装されていない事実に基く税額を含まないこととしようとするものである。
二　議案の可決理由
今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
酒類製造業及び酒類販売業の金融を容易にするために酒類業組合等が自ら資本を借り入れこれを組合員に貸し付けること等ができるようにしようとするのが本案の目的である。
二　議案の可決理由
本案は、時宜に適した妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
本案は、外国為替相場の変動に備えるため、外国為替資金特別会計において決算上の剰余金ができたときは、これを積立金として積み立て、また、決算上不足を生じたときは、この積立金をもつて補足することができることとしようとするものである。
二　議案の可決理由
外国為替相場の変動等に伴う損失に備えるための措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十八年七月十六日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十四号参照〕
昭和二十八年度一般会計予算に関する報告書
一　本予算の要旨
本予算は、不成立予算を基礎として編成されたものであつて、一般会計の歳入、歳出の総額は、九千六百八十二億八千四百余万円である。これを前年度の九千三百二十五億三千五百余万円に比べれば、三百五十七億四千八百余万円の増加であり、国民所得に対する比率においても前年度の十七・四パーセントに比べて、十六・六パーセントと下廻つている。
主なる内容は、次の通りである。

歳入

1	租税及び印紙収入	七千百六十億九千七百余万円
2	専売納付金	千四百三十七億四千五百余万円
3	官業益金及官業収入	百三十八億二千三百余万円
4	政府資産整理収入	百十八億七千五百余万円
5	雑収入	三百七十一億六千九百余万円
6	前年度剰余金受入	四百五十五億七千二百余万円
	合計	九千六百八十二億八千四百余万円

歳出

1	防衛支出金	六百二十億円
2	保安庁経費	七百十八億八千四百余万円
3	平和回復善後処理費	百億円
4	連合国財産補償費	四億余万円
5	公共事業費	一千二十億二百余万円
6	食糧増産対策費	四百九十三億八千九百余万円
7	文教施設費	六十五億六千六百余万円
8	住宅対策費	百二十五億三千二百余万円
9	官庁営繕費	三十九億二千百余万円

10 出資及投資　三百九十五億九千三百万円
11 生活保護費　二百五十五億七千二百余万円
12 児童保護費　五十二億二千八百余万円
13 社会保険費　八十五億一千百余万円
14 結核対策費　百二十五億三千六百余万円
15 失業対策費　百九十一億六千九百余万円
16 遺家族等援護費　二十八億四千二百余万円
17 留守家族等援護費　二十一億五千七百余万円
18 旧軍人等恩給費　四百五十億円
19 国立学校運営費　二百六十六億四百余万円
20 育英事業費　三十四億三千九百余万円
21 義務教育費国庫負担金　五百四十億円
22 地方財政平衡交付金　一千二百五十億円
23 農業保険費　百八億八千五百余万円
24 国家地方警察費　二百十五億四百余万円
25 海上保安費　六十二億六千七百余万円
26 刑務所等収容及作業費　四十八億七千九百余万円
27 衆議院及び参議院議員選挙費　二十八億八千余万円
28 徴税費　百五十二億六千四百余万円
29 租税払戻金　六十億円
30 国債費　四百五十三億四千三百余万円
31 在外公館費　三十四億四千余万円
32 郵便貯金特別会計損失補てん　三十一億五千百余万円
33 輸入食糧価格調整補給金　三百億円
34 日本電信電話公社交付金　三十二億円
35 文官等恩給費　百十五億一千三百余万円
36 予備費　三十億円
37 災害対策予備費　百億円
以上重要経費計　八千六百五十六億八千五百余万円
38 雑件　一千二十五億九千九百余万円

内訳

皇室費　二億九百余万円
国会　三十一億四千三百余万円
裁判所　七十九億一千七百余万円
会計検査院　三億四千八百余万円
内閣　四億二千九百余万円
総理府　七十七億六千百余万円
法務省　百二十八億三百余万円
外務省　十六億三千五百余万円
大蔵省　六十三億四千三百余万円
文部省　五十七億六千七百余万円
厚生省　百三十三億九千四百余万円
農林省　二百三億四千八百余万円
通商産業省　五十七億八千百余万円
運輸省　七十四億三千余万円
郵政省　十二億九千三百余万円
労働省　四十六億五千八百余万円
建設省　三十三億三千百余万円
合計　九千六百八十二億八千四百余万円

本予算の編成については、四、五、六、七月の暫定予算をもつて今日まで経過し、一刻も速やかに本予算の成立を図る必要があり、また、最近において朝鮮休戦協定の成立もあつたが、予算編成の前提となる経済事情には、当面、急激な変化は生じないものとの考えから、不成立予算案を大幅に改編することをさけ、その後の情勢の変化に伴う必要な調整を加えるにとどめたものであるから、内容の詳細については省略する。

二　本予算の修正議決理由

政府提出の予算案に対して、左右両派社会党より編成替を求める動議が出されたが、これは多数をもつて否決され、つづいて自由党、改進党、分自党三派の共同による左のごとき修正案が提出され、多数をもつておおむね妥当なものと認め、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

修正の内容は次の通りである。

歳入

政府提出予算額　九千六百八十二億八千四百余万円
修正減少額
1 輸出生産者、貿易業者に対する所得特別控除制度による減　△十六億六千六百万円
2 預貯金等利子課税の軽減による減　△十一億四千万円
計　△二十八億六百万円
修正予算額　九千六百五十四億七千八百余万円

歳出

政府提出予算額　九千六百八十二億八千四百余万円
修正増減額
1 国民健康保険助成交付金の増加　十一億二千百余万円
2 食糧増産対策費の増加　十億円
内訳　小規模土地改良　七億円
畑地かんがい　二億二千万円
酸性土壌改良　五千万円
耕土培養　三千万円
3 中小企業金融公庫出資金の増加　三十億円
4 船舶建造利子補給の増加　九億八千二百余万円
5 科学振興費の増加　四億円
内訳　P・Bレポート等購入費（国立国会図書館）　八千万円
理科教育振興費（文部省）　二千万円
科学振興費（文部省）　二億円
科学技術研究助成費（工業技術院）　一億円
6 義務教育危険校舎改築費補助の増加　十億円
7 中学校屋内体操場建築費補助の増加　二億円
8 公立学校建物戦災復旧費補助の増加　六億円
9 私学振興費の増加　五億円
10 教育給与体系是正費の増加　一千八百万円
11 国土総合開発に関する調査費の増加　五千万円
12 地方財政平衡交付金の増加　五十億円
小計　百三十八億七千二百余万円
13 一般行政費の節約　△百一億七千八百余万円

14　[illegible]　[illegible]

小計　[illegible]

差引計　[illegible]

歳出予算額　[illegible]

右報告する。

昭和二十八年七月十七日

予算委員長　[illegible]　[illegible]

衆議院議長　[illegible]

昭和28年度一般会計予算修正案

昭和28年度一般会計予算

予　算　総　則

第1条　昭和28年度歳入歳出予算総額を歳入歳出各々965,478,349,000円と定める。その組織別の区分及び組織内における歳入の性質別の款、項の区分、歳出の目的別の項の区分は、別冊甲号歳入歳出予算による。

第2条　財政法第14条の2の規定による新規の継続費の総額及び年割額は、別冊乙号継続費による。

第3条　財政法第14条の3の規定によつて、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、別冊丙号繰越明許費による。

第4条　財政法第15条第1項の規定によつて、昭和28年度において、国が債務を負担する行為をすることができる事項は、別冊丁号国庫債務負担行為による。

第5条　歳入予算の詳細は、別に添附する歳入予算明細書にかかげる。

第6条　歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の内訳は、別に添附する各省各庁予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書にかかげる。

第7条　財政法第15条第2項の規定によつて、昭和28年度において、災害復旧その他緊急の必要のある場合、国が債務を負担する行為をすることができる金額を3,000,000,000円と定める。

第8条　財政法第7条の規定によつて、昭和28年度において、大蔵省証券を発行し、又は日本銀行から一時借入金の借入をすることのできる金額の最高限度額を40,000,000,000円と定める。

第9条　昭和28年度において、政府が電源開発促進法又は国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基き、電源開発株式会社又は日本開発銀行が昭和28年度以降5ケ年度内において借入れる外貨で支払わなければならない借入金の債務につき支払の保証契約をすることのできる限度額は、元本については588億円、利子及び手数料の債務については488億円を借入契約締結の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法第7条第1項の基準外国為替相場をいう。）で換算した金額に相当する合衆国ドルの金額とする。

第10条　昭和28年度において、政府が外航船舶建造融資利子補給法（昭和28年法律第1号）の規定に基き、金融機関が外航船舶の建造に必要な資金を融資する場合（昭和25年12月1日以降の着工に係る外航船舶の建造に必要な資金を融資した場合を含む。）において、当該融資額につき利子の補給をする旨の契約を結ぶ限度は、昭和28年度以降8ケ年度の期間を通じ補給すべき利子の総額が16,752,162,000円を超えない金額とする。

第11条　昭和28年度において、政府が離島航路整備法（昭和27年法律第266号）第12条の規定に基き、金融機関が離島航路事業者に対しその事業の用に供する船舶の建造又は改造のために融資する場合において、当該融資額につき利子の補給をする旨の契約を結ぶ限度は、補給すべき利子の総額が30,196,000円を超えない金額とする。但し、当該融資額につき補給すべき利子の金額は、船舶の建造については元本2ケ年据置8ケ年間年賦均等償還、船舶の改造については、元本1ケ年据置4ケ年間年賦均等償還の条件で計算した場合における融資残高に対し、年4分の割合で計算した利子の金額を超えることができない。

第12条　昭和28年度において、政府が船質改善助成臨時措置法（仮称）の規定に基き、外航船舶の建造を発注するため低性能船舶をくず鉄化する船主に対し、金融機関が当該外航船舶の建造のために融資する場合において、当該融資額につき補給すべき利子の総額の限度は、昭和28年度以降8ケ年度の期間を通じて185,220,000円を超えない金額とする。但し、毎年度補給すべき利子の利率は当該外航船舶の竣工までになされた融資の残高については年2分、竣工以後の融資の残高については年5厘を超えてはならない。

第13条　政府は、日本国有鉄道が昭和28年度において発行する鉄道債券につき、その額面8,500,000,000円を限り、元金及び利子の支払につき保証することができる。

政府は、日本電信電話公社が昭和28年度において発行する電信電話債券につき、その額面7,500,000,000円を限り、元金及び利子の支払につき保証することができる。

政府は、前2項の規定による債券の発行価格差減額を補塡するため必要ある場合において発行する債券についても、その元金及び利子の支払につき保証することができる。

第14条　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、職務権限の変更によつて、別冊各号に定める所管及び組織別区分により、予算を執行することができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算を移し替えることができる。

第15条　旧軍人等の恩給並びに戦傷病者戦没者遺族及び留守家族等の援護に関する歳出予算の執行上必要あるときは、内閣は、総理府所管（組織）総理本府の旧軍人等恩給費の項の金額と、厚生省所管（組織）引揚援護庁の留守家族等援護費及び戦傷病者戦没者遺族等援護費の各項の金額とを彼此移用することができる。

第16条　総理府所管（組織）北海道開発庁に計上した北海道開発事業費（北海道水道施設費、北海道住宅施設費、北海道河川等事業費、幾春別川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道山林事業費、北海道土地改良事業費、北海道開拓事業費、北海道農業機械整備費、北海道漁港施設費、北海道道路事業費、北海道港湾事業費、北海道都市計画事業費及び北海道建設機械整備費をいう。以下同じ。）を使用する場合においては、その実施に当る各省所管の当該組織に予算を移し替えるものとする。

第17条　大蔵省所管（組織）大蔵本省に計上した公務員宿舎施設費を使用する場合においては、宿舎審議会の議決を経た宿舎の設置に関する計画にもとづき、国会、裁判所又は会計検査院所管の当該組織に、その必要とする予算を移し替えることができる。

第18条　大蔵省所管（組織）大蔵本省に計上した防衛支出金及び平和回復善後処理費を使用する場合においては、それを必要とする各省各庁所管の当該組織に、その予算を移し替えることができる。

第19条　歳出予算執行上の必要により、各省各庁の長が、財政法第33条第1項但書の規定にもとづき、各組織の間又は組織内の各項の間において、経費の金額を移用することができるのは、下記各号の場合に限る。

（1）　同一名称の下記各項の経費の金額を、異なる組織の間。
　国家地方警察官署、国家地方警察通信費、矯正官署、矯正収容費、更正保護官署。

（2）　第16条に定める、北海道開発事業費に属する各項の間。

（3）　厚生省所管（組織）引揚援護庁の留守家族等援護費と戦傷病者戦没者遺族等援護費の項の間。

（4）　予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当、職員特別手当の予算額に過不足を生じた場合における各組織又は各項の間。

第20条　予算金額の範囲内であつても、予定経費要求書に定める職階級別定員以上の政府職員の増加又は給与の増額を、みだりに行つてはならない。

〔別冊〕

甲号　歳入歳出予算

歳入

国会主管

		円
(部) 官業益金及官業収入		17,486,000
(款) 官業収入		17,486,000
(項) 製品等売払収入	17,486,000	
(部) 雑収入		10,733,000
(款) 官有財産利用収入		4,490,000
(項) 官有財産貸付料	4,490,000	
(款) 諸収入		6,243,000
(項) 恩給法納金及特別会計等恩給負担金	5,894,000	
不用物品等売払代	259,000	
雑入	90,000	
計		28,219,000

裁判所主管

(部) 雑収入		66,912,000
(款) 官有財産利用収入		5,841,000
(項) 官有財産貸付料	5,841,000	
(款) 諸収入		61,071,000
(項) 恩給法納金及特別会計等恩給負担金	34,228,000	
免許及手数料	474,000	
不用物品等売払代	1,154,000	
懲罰及没収金	17,876,000	
弁償及返納金	6,264,000	
雑入	1,075,000	

会計検査院主管

(部) 雑収入		3,200,000
(款) 官有財産利用収入		819,000
(項) 官有財産貸付料	819,000	
(款) 諸収入		2,381,000
(項) 恩給法納金及特別会計等恩給負担金	1,938,000	
不用物品等売払代	430,000	
弁償及返納金	12,000	
雑入	1,000	

内閣主管

(部) 雑収入		2,162,000
(款) 官有財産利用収入		306,000
(項) 官有財産貸付料	306,000	
(款) 諸収入		1,856,000
(項) 恩給法納金及特別会計等恩給負担金	1,785,000	
不用物品等売払代	70,000	
弁償及返納金	1,000	

総理府主管

(部) 官業益金及官業収入		27,542,000
(款) 官業収入		27,542,000
(項) 病院収入	9,077,000	
製品等売払収入	18,465,000	
(部) 雑収入		1,639,564,000
(款) 官有財産利用収入		24,284,000
(項) 官有財産貸付料	24,284,000	
(款) 諸収入		1,615,280,000
(項) 恩給法納金及特別会計等恩給負担金	139,479,000	
用途指定寄附金等収入	60,000	
不用物品等売払代	14,487,000	
弁償及返納金	96,811,000	
特別調達資金受入	1,196,886,000	
雑入	167,557,000	
計		1,667,106,000

法務省主管

(部) 官業益金及官業収入		1,920,295,000
(款) 官業収入		1,920,295,000
(項) 刑務作業収入	1,899,564,000	
製品等売払収入	20,731,000	
(部) 政府資産整理収入		202,338,000
(款) 同収金等収入		202,338,000
(項) 特別会計等整理収入	202,338,000	
(部) 雑収入		1,109,664,000
(款) 官有財産利用収入		4,401,000
(項) 官有財産貸付料	4,401,000	
(款) 諸収入		1,105,263,000
(項) 恩給法納金及特別会計等恩給負担金	69,861,000	
不用物品等売払代	30,170,000	
懲罰及没収金	709,739,000	
弁償及返納金	25,801,000	
雑入	269,692,000	
計		3,232,297,000

外務省主管

(部) 雑収入		36,204,000
(款) 官有財産利用収入		1,183,000
(項) 官有財産貸付料	1,183,000	
(款) 諸収入		35,021,000
(項) 恩給法納金及特別会計等恩給負担金	4,009,000	
免許及手数料	25,751,000	
不用物品等売払代	1,032,000	
弁償及返納金	2,957,000	
雑入	1,272,000	

大蔵省主管	
（部）租税及印紙収入	696,744,000,000
（款）租税	696,168,000,000
（項）所得税	265,685,000,000
法人税	168,807,000,000
相続税	3,216,000,000
富裕税	851,000,000
再評価税	13,651,000,000
酒税	146,221,000,000
砂糖消費税	30,253,000,000
揮発油税	18,684,000,000
物品税	22,183,000,000
取引所税	200,000,000
有価証券取引税	1,288,000,000
通行税	2,401,000,000
関税	22,500,000,000
屯税	228,000,000
（款）印紙収入	576,000,000
（項）印紙収入	576,000,000
（部）専売納付金	143,398,076,000
（款）日本専売公社納付金	143,398,076,000
（項）日本専売公社納付金	143,398,076,000
（部）官業益金及官業収入	296,518,000
（款）官業益金	288,466,000
（項）印刷局特別会計納付金	288,466,000
（款）官業収入	8,052,000
（項）製品等売払収入	8,052,000
（部）政府資産整理収入	9,113,305,000
（款）国有財産処分収入	8,006,038,000
（項）国有財産売払代	8,006,038,000
（款）回取金等収入	1,107,267,000
（項）特別会計等整理収入	1,050,000,000
政府出資回収金収入	47,530,000
貸付金等回収金収入	9,737,000
（部）雑収入	21,726,914,000
（款）官有財産利用収入	2,552,934,000
（項）官有財産貸付料	861,684,000
配当金及利子収入	1,691,250,000
（款）納付金	11,808,027,000
（項）日本銀行納付金	9,979,126,000
国民金融公庫納付金	456,726,000
住宅金融公庫納付金	67,567,000
農林漁業金融公庫納付金	30,066,000
中小企業金融公庫納付金	174,542,000
当せん金附証票受託発売者納付金	1,100,000,000
（款）諸収入	7,365,953,000
（項）恩給法納金及特別会計等恩給負担金	4,474,355,000
特別会計受入金	1,718,478,000
免許及手数料	240,753,000
不用物品等売払代	69,005,000
懲罰及没収金	416,179,000
弁償及返納金	158,077,000
雑入	289,106,000
（部）前年度剰余金受入	45,572,577,000
（款）前年度剰余金受入	45,572,577,000
（項）前年度剰余金受入	45,572,577,000
計	916,851,390,000
文部省主管	
（部）官業益金及官業収入	4,121,972,000
（款）官業収入	4,121,972,000
（項）病院収入	3,688,087,000
学校農場及演習林収入	428,268,000
製品等売払収入	5,617,000
（部）政府資産整理収入	93,000
（款）回取金等収入	93,000
（項）貸付金等回収金収入	93,000
（部）雑収入	1,315,044,000
（款）官有財産利用収入	24,717,000
（項）官有財産貸付料	23,686,000
版権特許権等収入	1,031,000
（款）諸収入	1,290,327,000
（項）恩給法納金及特別会計等恩給負担金	107,913,000
授業料及入学検定料	1,021,838,000
免許及手数料	31,860,000
用途指定寄附金等収入	505,000
受託調査試験及役務収入	33,765,000
不用物品等売払代	4,928,000
弁償及返納金	3,664,000
雑入	85,854,000
計	5,437,109,000
厚生省主管	
（部）官業益金及官業収入	5,800,908,000
（款）官業収入	5,809,908,000
（項）病院収入	5,759,939,000
製品等売払収入	40,969,000
（部）雑収入	330,030,000
（款）官有財産利用収入	1,161,000
（項）官有財産貸付料	1,161,000

（款）諸収入	328,869,000
（項）恩給法納金及特別会計等恩給負担金	16,454,000
免許及手数料	53,859,000
受託調査試験及役務収入	13,868,000
不用物品等売払代	39,482,000
弁償及返納金	160,629,000
雑入	44,577,000
計	6,130,938,000
農林省主管	
（部）官業益金及官業収入	1,505,801,000
（款）官業益金	1,198,397,000
（項）国営競馬特別会計受入金	1,198,397,000
（款）官業収入	307,404,000
（項）製品等売払収入	307,404,000
（部）政府資産整理収入	480,000,000
（款）回収金等収入	480,000,000
（項）政府出資回収金収入	480,000,000
（部）雑収入	3,645,650,000
（款）官有財産利用収入	24,806,000
（項）官有財産貸付料	24,806,000
（款）諸収入	3,620,844,000
（項）恩給法納金及特別会計等恩給負担金	35,793,000
特別会計受入金	2,200,000,000
公共団体工事費分担金	603,160,000
授業料及入学検定料	2,166,000
免許及手数料	652,384,000
用途指定寄附金等収入	26,276,000
受託調査試験及役務収入	1,073,000
不用物品等売払代	8,349,000
弁償及返納金	83,921,000
雑入	7,722,000
計	5,631,451,000
通商産業省主管	
（部）専売納付金	347,647,000
（款）アルコール専売事業特別会計納付金	347,647,000
（項）アルコール専売事業特別会計納付金	347,647,000
（部）官業益金及官業収入	17,825,000
（款）官業収入	17,825,000
（項）製品等売払収入	17,825,000
（部）政府資産整理収入	2,080,000,000
（款）国有財産処分収入	520,000,000
（項）国有財産売払代	520,000,000
（款）回収金等収入	1,560,000,000
（項）特別会計等整理収入	60,000,000
政府出資回収金収入	1,500,000,000
（部）雑収入	2,302,046,000
（款）官有財産利用収入	93,736,000
（項）官有財産貸付料	90,708,000
配当金及利子収入	371,000
版権特許権等収入	2,657,000
（款）納付金	2,079,000,000
（項）自転車競走納付金	1,919,000,000
小型自動車競走納付金	160,000,000
（款）諸収入	129,310,000
（項）恩給法納金及特別会計等恩給負担金	19,488,000
免許及手数料	355,000
受託調査試験及役務収入	36,752,000
不用物品等売払代	21,768,000
弁償及返納金	49,950,000
雑入	997,000
計	4,747,518,000
運輸省主管	
（部）官業益金及官業収入	28,313,000
（款）官業収入	28,313,000
（項）製品等売払収入	28,313,000
（部）雑収入	759,062,000
（款）官有財産利用収入	244,296,000
（項）官有財産貸付料	76,417,000
配当金及利子収入	167,879,000
（款）納付金	35,640,000
（項）モーターボート競走納付金	36,640,000
（款）諸収入	479,126,000
（項）恩給法納金及特別会計等恩給負担金	46,173,000
公共団体工事費分担金	353,717,000
授業料及入学検定料	8,909,000
免許及手数料	3,861,000
不用物品等売払代	15,158,000
弁償及返納金	4,884,000
雑入	46,424,000
計	787,375,000
郵政省主管	
（部）租税及印紙収入	16,547,000,000
（款）印紙収入	16,547,000,000
（項）印紙収入	16,547,000,000
（部）官業益金及官業収入	1,456,000
（款）官業収入	1,456,000
（項）製品等売払収入	1,456,000

（部）雑収入	21,092,000
（款）官有財産利用収入	3,116,000
（項）官有財産貸付料	803,000
版権特許権等収入	2,313,000
（款）諸収入	17,976,000
（項）恩給法納金及特別会計等恩給負担金	5,536,000
不用物品等売払代	457,000
弁償及返納金	11,983,000
計	16,569,548,000
労働省主管	
（部）雑収入	204,324,000
（款）官有財産利用収入	1,188,000
（項）官有財産貸付料	1,188,000
（款）諸収入	203,136,000
（項）恩給法納金及特別会計等恩給負担金	8,559,000
免許及手数料	1,395,000
不用物品等売払代	72,000
弁償及返納金	3,024,000
雑入	190,086,000
建設省主管	
（部）官業益金及官業収入	85,518,000
（款）官業収入	85,518,000
（項）製品等売払収入	85,518,000
（部）雑収入	3,997,078,000
（款）官有財産利用収入	36,815,000
（項）官有財産貸付料	36,815,000
（款）諸収入	3,960,263,000
（項）恩給法納金及特別会計等恩給負担金	12,153,000
公共団体工事費分担金	3,874,714,000
受託調査試験及役務収入	8,240,000
不用物品等売払代	40,332,000
弁償及返納金	22,636,000
雑入	2,188,000
計	4,082,596,000
歳入合計	965,478,349,000
歳出	
皇室費	
（項）内廷費	36,000,000
宮廷費	165,425,000
皇族費	7,635,000
計	209,060,000
国会所管	
（組織）衆議院	
（項）衆議院	1,659,152,000
国際会議其他諸費	40,616,000
衆議院施設費	142,884,000
衆議院予備経費	7,000,000
計	1,849,652,000
（組織）参議院	
（項）参議院	1,092,055,000
国際会議其他諸費	24,600,000
参議院施設費	57,816,000
参議院予備経費	5,000,000
計	1,179,471,000
（組織）国立国会図書館	
（項）国立国会図書館	343,182,000
国立国会図書館施設費	85,874,000
計	429,056,000
（組織）裁判官訴追委員会	
（項）裁判官訴追委員会	10,725,000
（組織）裁判官弾劾裁判所	
（項）裁判官弾劾裁判所	6,502,000
裁判費	1,584,000
計	8,086,000
国会所管会計	3,476,990,000
裁判所所管	
（組織）最高裁判所	
（項）最高裁判所	745,753,000
裁判所研修費	268,794,000
衆議院議員総選挙及参議院議員通常選挙関係諸費	926,000
国際会議其他諸費	1,474,000
裁判費	981,425,000
裁判所施設費	688,786,000
裁判所予備経費	8,000,000
計	2,695,158,000
（組織）下級裁判所	
（項）高等裁判所	522,076,000
地方裁判所	3,715,613,000
家庭裁判所	1,268,132,000
検察審査費	62,634,000
衆議院議員総選挙及参議院議員通常選挙関係諸費	4,515,000
計	5,572,970,000
裁判所所管会計	8,268,128,000
会計検査院所管	
（組織）会計検査院	
（項）会計検査院	334,489,000
内閣所管	
（組織）内閣官房	
（項）内閣官房	73,198,000

(組織) 法制局	
(項) 法制局	30,755,000
(組織) 人事院	
(項) 人事院	301,975,000
内閣所管合計	405,928,000
総理府所管	
(組織) 総理本府	
(項) 総理本府	591,486,000
文官等恩給費	11,485,546,000
旧軍人等恩給費	45,000,000,000
文官等恩給支給事務費	215,333,000
旧軍人等恩給支給事務費	353,505,000
統計調査費	143,503,000
昭和25年国勢調査費	126,376,000
在外研究員費	22,000,000
科学振興費	49,450,000
国際会議其他諸費	3,600,000
計	57,990,799,000
(組織) 国立世論調査所	
(項) 国立世論調査所	23,288,000
(組織) 南方連絡事務局	
(項) 南方連絡事務局	36,636,000
南西諸島関係職員未払諸給与費	74,930,000
計	111,566,000
(組織) 資源調査会	
(項) 資源調査会	25,252,000
(組織) 日本学術会議	
(項) 日本学術会議	85,176,000
日本学術会議会員選挙費	13,520,000
国際学術会議其他諸費	37,402,000
計	136,098,000
(組織) 公正取引委員会	
(項) 公正取引委員会	88,859,000
(組織) 国家地方警察中央官署	
(項) 国家公安委員会	7,763,000
国家地方警察官署	1,580,299,000
国家地方警察通信費	515,980,000
皇宮警察費	216,592,000
国家地方警察施設費	254,876,000
国際会議其他諸費	1,360,000
特別区自治体警察費補助	404,766,000
計	2,981,636,000
(組織) 国家地方警察地方官署	
(項) 国家地方警察官署	15,554,498,000
国家地方警察通信費	2,330,065,000
計	17,884,563,000

(組織) 国家消防本部	
(項) 国家消防本部	48,080,000
国家消防本部施設費	1,170,000
消防機械器具整備費補助	252,737,000
計	301,987,000
(組織) 土地調整委員会	
(項) 土地調整委員会	14,658,000
(組織) 宮内庁	
(項) 宮内庁	278,713,000
(組織) 調達庁	
(項) 調達庁	1,263,006,000
調達労務管理費	949,547,000
調達庁施設費	43,312,000
英連邦軍使用施設諸費立替金	10,580,000
計	2,266,445,000
(組織) 行政管理庁	
(項) 行政管理庁	116,110,000
統計調査事務委託費	530,638,000
国際会議其他諸費	665,000
計	647,413,000
(組織) 地方監察官署	
(項) 地方監察官署	526,106,000
(組織) 北海道開発庁	
(項) 北海道開発庁	163,620,000
北海道開発計画費	22,509,000
北海道開発局	805,342,000
北海道水道施設費	44,000,000
北海道住宅施設費	850,691,000
北海道河川等事業費	2,151,397,000
幾春別川総合開発事業費	750,000,000
北海道砂防事業費	54,340,000
北海道山林事業費	679,715,000
北海道土地改良事業費	2,321,479,000
北海道開拓事業費	2,603,422,000
北海道農業機械整備費	75,000,000
北海道漁港施設費	727,979,000
北海道道路事業費	3,326,540,000
北海道港湾事業費	630,343,000
北海道都市計画事業費	72,550,000
北海道建設機械整備費	409,300,000
北海道開発事業附帯事務費	153,810,000
計	15,842,037,000
(組織) 自治庁	
(項) 自治庁	103,169,000
地方自治研修費	7,987,000

衆議院議員総選挙及参議院議員通常選挙費	2,880,592,000
衆議院議員及参議院議員補欠等選挙費	51,039,000
地方財政平衡交付金	130,000,000,000
国際会議其他諸費	850,000
計	133,043,637,000
（組織）保安庁	
（項）保安庁	47,487,614,000
保安庁施設費	13,898,755,000
計	61,386,369,000
（組織）経済審議庁	
（項）経済審議庁	196,517,000
国土開発調査費	13,031,000
土地調査費	124,822,000
国際会議其他諸費	4,416,000
計	338,786,000
総理府所管合計	293,888,212,000
法務省所管	
（組織）法務本省	
（項）法務本省	1,124,168,000
国際会議其他諸費	3,572,000
法務省施設費	861,116,000
解散団体財産処理費	10,838,000
衆議院議員総選挙及参議院議員通常選挙取締諸費	1,653,000
更生保護会補助	33,344,000
訟務費	21,830,000
外国人登録事務費	54,462,000
計	2,100,983,000
（組織）法務研修所	
（項）法務研修所	46,146,000
（組織）法務局	
（項）法務局	1,465,231,000
登記諸費	159,613,000
計	1,624,844,000
（組織）最高検察庁	
（項）最高検察庁	51,455,000
検察費	409,067,000
衆議院議員総選挙及参議院議員通常選挙取締諸費	61,417,000
計	521,939,000
（組織）高等検察庁	
（項）高等検察庁	257,162,000
衆議院議員総選挙及参議院議員通常選挙取締諸費	991,000
計	258,153,000
（組織）地方検察官署	
（項）地方検察官署	2,504,165,000
衆議院議員総選挙及参議院議員通常選挙取締諸費	19,010,000
計	2,523,175,000
（組織）矯正管区	
（項）矯正官署	79,291,000
（組織）矯正研修所	
（項）矯正官署	28,111,000
（組織）刑務所	
（項）矯正官署	3,521,148,000
矯正収容費	3,021,864,000
刑務作業費	1,020,321,000
計	7,563,333,000
（組織）少年院	
（項）矯正官署	499,129,000
矯正収容費	515,366,000
計	1,014,495,000
（組織）少年鑑別所	
（項）矯正官署	267,422,000
矯正収容費	143,829,000
計	411,251,000
（組織）巣鴨刑務所	
（項）巣鴨刑務所	192,561,000
（組織）地方更正保護委員会	
（項）更正保護官署	102,406,000
（組織）保護観察所	
（項）更正保護官署	312,138,000
補導援護費	148,433,000
計	460,571,000
（組織）地方入国管理官署	
（項）地方入国管理官署	256,375,000
護送収容費	185,353,000
計	441,728,000
（組織）公安審査委員会	
（項）公安審査委員会	6,712,000
（組織）公安調査庁	
（項）公安調査庁	633,620,000
法務省所管合計	18,009,319,000
外務省所管	
（組織）外務本省	
（項）外務本省	1,118,433,000
未引揚邦人調査費	24,633,000
旧外地関係整理事務費	5,272,000
旧外地職員給与費	60,000,000
移民振興費	167,768,000

国際会議其他諸費	221,417,000
計	1,597,523,000
（組織）在外公館	
（項）在外公館	3,292,568,000
国際会議其他諸費	14,620,000
計	3,307,188,000
外務省所管合計	4,904,711,000
大蔵省所管	
（組織）大蔵本省	
（項）大蔵本省	945,780,000
財政経済調査統計費	12,537,000
国際会議其他諸費	31,256,000
会計事務職員研修費	13,132,000
非現業共済組合連合会補助	69,143,000
旧令共済組合等年金特別措置費	1,252,992,000
平和回復善後処理費	10,000,000,000
防衛支出金	62,000,000,000
貿易調査統計費	32,157,000
国庫受入預託金等利子	315,900,000
国債償還	22,786,289,000
国債諸費	22,557,419,000
証券取引法施行費	8,195,000
公認会計士法施行費	7,290,000
有価証券処分費	100,000,000
ドイツ財産管理費	2,720,000
公務員宿舎施設費	1,000,000,000
国民金融公庫出資	4,500,000,000
住宅金融公庫出資	8,000,000,000
農林漁業金融公庫出資	18,093,000,000
中小企業金融公庫出資	11,000,000,000
国際航空事業出資	1,000,000,000
日本電信電話公社交付金	3,200,000,000
連合国財産補償費	400,103,000
連合国財産返還補償事務処理費	33,894,000
貯蓄増強費	39,952,000
保険社会特別損失補償	5,048,000
予備費	3,000,000,000
災害対策予備費	10,000,000,000
計	180,406,897,000
（組織）財務局	
（項）財務局	1,501,027,000
財務局施設費	48,997,000
特殊施設処理費	241,990,000
計	1,792,014,000
（組織）税関	
（項）税関	1,063,320,000
密貿易取締費	30,654,000
特派官吏費	236,881,000
税関施設費	39,239,000
税関船舶建造費	99,812,000
計	1,469,906,000
（組織）国税庁	
（項）国税庁	1,714,380,000
税務職員養成訓練費	175,828,000
国税庁施設費	9,280,000
計	1,899,488,000
（組織）税務官署	
（項）税務官署	11,944,250,000
滞納整理費	488,165,000
酒類密造取締費	119,734,000
税務官署施設費	234,377,000
租税払戻金	6,000,000,000
計	18,786,526,000
大蔵省所管合計	204,354,741,000
文部省所管	
（組織）文部本省	
（項）文部本省	1,073,446,000
国際会議其他諸費	9,207,000
教育統計調査費	63,370,000
日本芸術院	24,008,000
教育及研究諸施設運営費	13,428,000
臨時教員養成費	7,539,000
教員資格賦与講習費	167,840,000
初等中等教育助成費	66,584,000
義務教育教科書無償配付費	389,394,000
産業教育振興費	911,002,000
教員保健費補助	25,944,000
科学振興費	1,033,327,000
育英及学徒援護事業費	3,474,227,000
社会教育助成費	157,272,000
私立学校助成費	1,509,740,000
国立文教施設整備費	1,939,804,000
公立文教施設整備費補助	6,083,760,000
国立文教施設災害復旧費	61,772,000
公立文教施設災害復旧費補助	273,312,000
義務教育費国庫負担金	54,000,000,000
文化功労者年金	28,000,000
計	71,312,976,000

	（組織）国立学校	
（項）	国立学校	19,581,721,000
	大学附属病院	5,267,615,000
	大学附置研究所	1,594,500,000
	計	26,443,836,000
	（組織）日本ユネスコ国内委員会	
（項）	日本ユネスコ国内委員会	47,076,000
	（組織）国立教育研究所	
（項）	国立教育研究所	26,546,000
	（組織）国立科学博物館	
（項）	国立科学博物館	48,131,000
	（組織）国立近代美術館	
（項）	国立近代美術館	33,000,000
	（組織）緯度観測所	
（項）	緯度観測所	16,069,000
	（組織）統計数理研究所	
（項）	統計数理研究所	21,732,000
	（組織）国立遺伝学研究所	
（項）	国立遺伝学研究所	25,578,000
	（組織）国立国語研究所	
（項）	国立国語研究所	23,340,000
	（組織）文化財保護委員会	
（項）	文化財保護委員会	88,605,000
	文化財保存事業費	452,730,000
	国立博物館	112,572,000
	文化財研究所	24,096,000
	計	678,003,000
文部省所管合計		98,676,287,000
厚生省所管		
	（組織）厚生本省	
（項）	厚生本省	1,325,078,000
	国立公園等運営費	77,041,000
	厚生統計調査費	214,678,000
	科学研究費補助	28,750,000
	国際会議其他諸費	67,074,000
	厚生省施設費	39,966,000
	精神衛生費補助	316,855,000
	保健所費補助	1,594,987,000
	結核予防費補助	2,059,227,000
	伝染病予防費補助	794,125,000
	性病予防費補助	108,371,000
	水道施設費	640,338,000
	水道施設災害復旧事業費	63,827,000
	簡易水道施設費補助	400,000,000
	医療施設費補助	1,159,284,000
	医師等国家試験費	18,917,000
	国立病院特別会計へ繰入	1,157,853,000
	特殊医薬品買上諸費	37,632,000
	生活保護費	25,372,700,000
	身体障害者保護費	684,516,000
	婦人保護費	30,247,000
	社会福祉施設費補助	998,528,000
	災害救助費	70,000,000
	児童保護費	4,558,527,000
	母子福祉費	795,626,000
	社会保険国庫負担金	2,445,953,000
	健康保険組合補助	587,644,000
	国民健康保険助成費	6,867,960,000
	計	52,515,704,000
	（組織）引揚援護庁	
（項）	引揚援護庁	608,766,000
	引揚者援護費	758,155,000
	留守家族等援護費	2,097,628,000
	戦傷病者戦没者遺族等援護費	2,842,372,000
	旧軍人等恩給事務処理費	265,339,000
	計	6,572,260,000
	（組織）人口問題研究所	
（項）	人口問題研究所	16,282,000
	（組織）国立公衆衛生院	
（項）	国立公衆衛生院	71,396,000
	国立公衆衛生院施設費	6,020,000
	計	77,416,000
	（組織）国立栄養研究所	
（項）	国立栄養研究所	20,785,000
	（組織）国立予防衛生研究所	
（項）	国立予防衛生研究所	119,750,000
	血清其他製造及検定費	50,711,000
	国立予防衛生研究所施設費	23,100,000
	計	193,561,000
	（組織）国立精神衛生研究所	
（項）	国立精神衛生研究所	12,316,000
	国立精神衛生研究所施設費	275,000
	計	12,591,000
	（組織）検疫所	
（項）	検疫所	209,297,000
	検疫所施設費	22,880,000
	計	232,177,000
	（組織）国立療養所	
（項）	国立結核療養所	8,246,474,000
	国立癩療養所	1,215,418,000

国立精神頭部療養所	195,090,000
国立脊髄療養所	28,613,000
国立療養所看護婦養成費	150,952,000
特殊医薬品買上諸費	573,625,000
国立療養所施設費	944,968,000
計	11,355,135,000
（組織）国立衛生試験所	
（項）国立衛生試験所	65,201,000
医薬品等検定費	18,592,000
国立衛生試験所施設費	2,218,000
計	86,011,000
（組織）国立光明寮	
（項）国立光明寮	41,577,000
国立光明寮施設費	19,524,000
計	61,101,000
（組織）国立身体障害者更生指導所	
（項）国立身体障害者更生指導所	40,159,000
国立身体障害者更生指導所施設費	69,172,000
計	109,331,000
（組織）国立保養所	
（項）国立保養所	37,152,000
国立保養所施設費	6,486,000
計	43,638,000
（組織）国立救護院	
（項）国立救護院	15,739,000
国立救護院施設費	8,979,000
計	24,718,000
（組織）医務出張所	
（項）医務出張所	24,580,000
（組織）麻薬取締官事務所	
（項）麻薬取締官事務所	52,592,000
厚生省所管合計	71,397,882,000
農林省所管	
（組織）農林本省	
（項）農林本省	1,284,904,000
国際会議其他諸費	16,566,000
農林漁業研究補助	100,000,000
農村振興補助	457,325,000
農業委員会費補助	2,973,307,000
農林漁業組合再建整備補助	678,883,000
農業保険費	10,876,799,000
農林漁業統計調査費	173,143,000
土地改良事業処理費補助	194,595,000
開拓省助成費	274,565,000
開拓者資金融通特別会計出資	1,725,453,000
自作農創設維持助成費	957,338,000
農産物増産助成費	1,447,679,000
農作物病虫害防除助成費	1,367,423,000
農業改良普及事業費補助	1,394,535,000
畜産振興費	331,897,000
有畜農家創設資金利子補給	170,718,000
家畜業検査費	22,909,000
家畜伝染病予防費補助	548,810,000
蚕糸業振興費	420,271,000
農林本省施設費	143,924,000
土地改良事業費	15,229,824,000
開拓事業費	8,883,980,000
農林機械整備費	275,000,000
農業施設災害復旧事業費	13,686,108,000
土地改良開拓事業等附帯事務費	150,575,000
計	63,786,531,000
（組織）食糧庁	
（項）食糧庁	675,706,000
食生活改善費	1,624,453,000
輸入食糧価格調整補給金	30,000,000,000
食糧庁施設費	387,000
計	32,300,546,000
（組織）林野庁	
（項）林野庁	210,985,000
林業振興費	631,768,000
農林漁業組合再建整備補助	16,464,000
森林害虫駆除事業助成費	279,189,000
林野庁施設費	1,287,000
山林事業費	10,196,624,000
山林施設災害復旧事業費	810,127,000
山林事業附帯事務費	29,345,000
計	12,175,789,000
（組織）水産庁	
（項）水産庁	528,007,000
日光養魚場及十和田孵化場費	4,289,000
漁業調整事務局費	9,157,000
漁船研究費	10,170,000
水産業振興費	446,717,000
農林漁業組合再建整備補助	78,187,000
漁業調整事業助成費	230,680,000

漁業災害復旧資金融通利子補給	66,477,000
減船整理補助	256,995,000
北海道魚田開発施設補助	41,571,000
水産庁施設費	53,877,000
漁業調査取締船建造費	345,393,000
漁港施設費	1,634,331,000
漁港施設災害復旧事業費	1,352,918,000
漁港整備事業附帯事務費	1,430,000
計	5,059,699,000
（組織）農業技術研究所	
（項）農業技術研究所	267,038,000
（組織）農業試験場	
（項）農業試験場	655,304,000
（組織）農業総合研究所	
（項）農業総合研究所	45,256,000
（組織）蚕糸試験場	
（項）蚕糸試験場	277,372,000
（組織）家畜衛生試験場	
（項）家畜衛生試験場	125,833,000
獣疫血清製造費	69,599,000
計	195,432,000
（組織）肥料検査所	
（項）肥料検査所	26,629,000
（組織）農薬検査所	
（項）農薬検査所	9,367,000
（組織）輸出品検査所	
（項）輸出品検査所	121,497,000
（組織）生糸検査所	
（項）生糸検査所	179,368,000
（組織）植物防疫所	
（項）植物防疫所	83,472,000
（組織）動物検疫所	
（項）動物検疫所	29,525,000
（組織）農村工業指導所	
（項）農村工業指導所	6,811,000
（組織）馬鈴薯原原種農場	
（項）馬鈴薯原原種農場	99,106,000
（組織）種畜牧場	
（項）種畜牧場	361,010,000
（組織）地方農地事務局	
（項）地方農地事務局	612,547,000
（組織）統計調査事務所	
（項）統計調査事務所	2,881,310,000
（組織）食糧研究所	
（項）食糧研究所	35,678,000
（組織）林業試験場	
（項）林業試験場	238,278,000
（組織）水産研究所	
（項）水産研究所	253,438,000
（組織）真珠検査及研究所	
（項）真珠検査及研究所	35,516,000
（組織）水産講習所	
（項）水産講習所	76,845,000
（組織）北海道鮭鱒孵化場	
（項）北海道鮭鱒孵化場	82,381,000
農林省所管合計	119,895,695,000
通商産業省所管	
（組織）通商産業本省	
（項）通商産業本省	1,033,157,000
商工鉱業統計調査費	118,710,000
貿易振興補助	195,350,000
工作機械試作補助	100,000,000
自転車産業振興費	74,638,000
自動車産業振興費	23,953,000
爆薬処理費	35,604,000
資源開発補助	158,738,000
通商産業省施設費	72,265,000
国際会議其他諸費	20,000,000
計	1,832,415,000
（組織）工業技術院	
（項）工業技術院	104,776,000
国際会議其他諸費	4,786,000
科学技術研究助成費	600,000,000
試験所特別研究費	172,752,000
計	882,314,000
（組織）特許庁	
（項）特許庁	205,879,000
国際会議其他諸費	1,197,000
特許庁施設費	10,000,000
発明実施化助成費	34,900,000
計	251,976,000
（組織）中小企業庁	
（項）中小企業庁	58,053,000
中小企業振興費	252,816,000
計	310,869,000
（組織）通商産業局	
（項）通商産業局	922,833,000
資源開発事業費	12,778,000
商工鉱業統計調査費	23,617,000
計	959,228,000

（組織）中央計量検定所

（項）中央計量検定所	76,846,000

（組織）機械試験所

（項）機械試験所	101,048,000

（組織）東京工業試験所

（項）東京工業試験所	130,223,000

（組織）大阪工業技術試験所

（項）大阪工業技術試験所	99,695,000

（組織）名古屋工業技術試験所

（項）名古屋工業技術試験所	99,248,000

（組織）発酵研究所

（項）発酵研究所	19,752,000

（組織）繊維工業試験所

（項）繊維工業試験所	42,981,000

（組織）地質調査所

（項）地質調査所	172,103,000

（組織）電気試験所

（項）電気試験所	285,655,000
電気計器検定費	37,328,000
計	322,983,000

（組織）産業工芸試験所

（項）産業工芸試験所	74,128,000

（組織）資源技術試験所

（項）資源技術試験所	102,722,000

（組織）工業品検査所

（項）工業品検査所	87,993,000

（組織）繊維製品検査所

（項）繊維製品検査所	88,252,000
通商産業省所管合計	5,654,776,000

運輸省所管

（組織）運輸本省

（項）運輸本省	974,499,000
運輸審議会	1,939,000
観光事業費	80,727,000
科学研究補助	50,000,000
国際会議其他諸費	15,029,000
統計調査費	12,727,000
帰還輸送費	261,125,000
船舶動静調査費	48,649,000
離島航路補助	44,000,000
罹災木船再建資金貸付利子補給	7,440,000
船舶建造及改造資金貸付補助	1,085,449,000
木船再保険業務費	1,285,000
船員通信教育費	4,467,000
港湾事業費	4,220,675,000
港湾災害復旧事業費	3,106,037,000
港湾事業附帯事務費	60,785,000
鉄道特別鉱害復旧補助	41,443,000
北海道開発鉄道及軌道補助	10,894,000
航空保安官署	216,053,000
航空保安協力業務費	134,326,000
航空機乗員養成補助	50,000,000
計	10,427,549,000

（組織）海運局

（項）海運局	682,161,000
船舶動静調査費	11,524,000
計	693,685,000

（組織）港湾建設局

（項）港湾建設局	656,507,000

（組織）陸運局

（項）陸運局	662,809,000
道路運送審議会	6,667,000
陸運局施設費	21,398,000
計	690,874,000

（組織）船員労働委員会

（項）船員労働委員会	51,240,000

（組織）海上保安庁

（項）海上警備救難費	349,348,000
海上保安費	377,719,000
国際会議其他諸費	1,650,000
海上保安施設費	11,668,000
船舶建造費	502,240,000
航路標識整備費	445,020,000
計	1,687,645,000

（組織）管区海上保安本部

（項）海上警備救難費	3,450,774,000
海上保安費	574,417,000
海上保安施設費	60,147,000
計	4,085,338,000

（組織）海難審判庁

（項）海難審判庁	78,025,000

（組織）捕獲審検再審査委員会

（項）捕獲審検再審査委員会	4,218,000

（組織）気象官署

（項）気象官署	1,601,693,000
安点観測業務費	340,147,000
マーカス島観測業務費	64,261,000
気象官署施設費	43,824,000
計	2,049,925,000

（組織）運輸技術研究所	
（項）運輸技術研究所	161,679,000
（組織）海技専門学院	
（項）海技専門学院	38,616,000
（組織）航海訓練所	
（項）航海訓練所	278,524,000
航海練習船整備費	254,800,000
計	533,324,000
（組織）海員学校	
（項）海員学校	80,950,000
海員学校施設費	22,491,000
計	103,441,000
運輸省所管合計	21,262,066,000
郵政省所管	
（組織）郵政本省	
（項）郵政本省	18,184,000
国際会議其他諸費	24,321,000
郵便貯金特別会計歳入不足補塡	3,151,741,000
電波監理局	159,339,000
電波監理費	140,348,000
電波研究所	149,785,000
海外放送交付金	43,000,000
電波諸施設費	51,595,000
計	3,738,313,000
（組織）地方電波監理局	
（項）地方電波監理局	627,655,000
郵政省所管合計	4,365,968,000
労働省所管	
（組織）労働本省	
（項）労働本省	548,787,000
失業保険費負担金	9,169,570,000
身体障害者職業更生援護費	62,299,000
職業補導費	288,475,000
失業対策事業費補助	9,700,000,000
政府職員等失業者退職手当	300,000,000
労働衛生研究補助	3,450,000
労働統計調査費	37,495,000
国際会議其他諸費	81,313,000
労働省施設費	18,662,000
計	20,210,051,000
（組織）労働委員会	
（項）中央労働委員会	48,602,000
公共企業体等労働関係調整委員会	55,705,000
計	104,307,000

（組織）産業安全研究所	
（項）産業安全研究所	11,895,000
（組織）労働保護官署	
（項）労働保護官署	1,148,218,000
労働統計調査費	4,903,000
計	1,153,121,000
（組織）職業官署	
（項）職業官署	2,236,109,000
身体障害者職業更生援護費	1,597,000
計	2,237,706,000
労働省所管合計	23,717,080,000
建設省所管	
（組織）建設本省	
（項）建設本省	584,452,000
建設技術研究補助	17,250,000
首都建設委員会費	2,839,000
国土総合開発調査費	59,812,000
水防施設費	10,000,000
道路交通情勢調査費	20,056,000
高速自動車道路調査費	13,495,000
防火建築帯造成補助	220,000,000
建設機械整備費	1,443,368,000
河川等事業費	18,836,001,000
鬼怒川外2河川総合開発事業費	1,665,900,000
利根川外2河川総合開発事業費	1,200,000,000
砂防事業費	4,728,388,000
道路事業費	10,770,538,000
都市計画事業費	4,730,592,000
河川等災害復旧事業費	25,104,305,000
都市災害復旧事業費	290,241,000
建設事業附帯事務費	272,978,000
住宅施設費	10,138,651,000
住宅施設災害復旧事業費	192,832,000
官庁営繕費	1,485,645,000
特定道路整備事業特別会計へ繰入	2,500,000,000
計	84,287,343,000
（組織）地理調査所	
（項）地理調査所	238,568,000
受託測量費	6,875,000
地図調製印刷費	52,002,000
計	297,445,000
（組織）土木研究所	
（項）土木研究所	71,525,000

（組織）建築研究所

（項）建築研究所　35,797,000

（組織）地方建設局

（項）地方建設局　1,964,907,000

建設省所管合計　86,657,017,000

歳出総計　965,478,349,000

乙号　繰越繰越費

建設省所管

（組織）建設本省

（項）利根川外2河川総合開発事業費

総額　4,933,000,000円

年割額

昭和28年度　1,200,000,000円

昭和29年度　2,070,000,000円

昭和30年度　1,663,000,000円

（説明）利根川藤原堰堤、十津川猿谷堰堤及び江合川鳴子堰堤の築造工事等は事業の性質上、一貫した計画の下にその全部を完成しなければ支出した経費の効用を期待することができないので、上記の総額及び年割額による繰越費とする。

丙号　繰越明許費

国会所管

（組織）衆議院

（項）衆議院施設費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（組織）参議院

（項）参議院施設費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（組織）国立国会図書館

（項）国立国会図書館施設費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

裁判所所管

（組織）最高裁判所

（項）裁判所施設費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

総理府所管

（組織）総理本府

（項）旧軍人等恩給費

旧軍人等恩給支給事務費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（組織）北海道開発庁

（項）北海道水道施設費

北海道住宅施設費

北海道河川等事業費

北海道砂防事業費

北海道山林事業費

北海道土地改良事業費

北海道開拓事業費

北海道漁港施設費

北海道道路事業費

北海道港湾事業費

北海道都市計画事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（組織）保安庁

（項）保安庁

上記の経費のうち、器材費、被服費及び運搬費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（項）保安庁施設費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

法務省所管

（組織）法務本省

（項）法務省施設費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

大蔵省所管

（組織）大蔵本省

（項）非現業共済組合連合会補助

上記の経費のうち、非現業共済組合医療施設整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（項）平和回復善後処理費

防衛支出金

公務員宿舎施設費

連合国財産補償費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

文部省所管

（組織）文部本省

（項）産業教育振興費

上記の経費のうち、高等学校産業教育設備費補助金、高等学校産業教育実習船建造費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（項）国立文教施設整備費

公立文教施設整備費補助

国立文教施設災害復旧費

公立文教施設災害復旧費補助

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（組織）文化財保護委員会

（項）文化財保存事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

厚生省所管

（組織）厚生本省

（項）水道施設費

上記の経費のうち、上水道施設補助金、下水道施設補助金、地盤変動対策事業補助金、一般鉱害対策事業補助金及び特別鉱害対策事業補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（項）簡易水道施設費補助

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（項）医療施設費補助
上記の経費のうち、精神病院整備補助金、保健所整備補助金、結核療養所整備補助金、伝染病院隔離病舎整備補助金、公立病院整備補助金及び財団法人癌研究所施設整備補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（項）社会福祉施設費補助
上記の経費のうち、社会福祉施設整備補助金及び児童福祉施設整備補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（項）健康保険組合補助
上記の経費のうち、結核病床整備補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（項）国民健康保険助成費
上記の経費のうち、直営診療所建設補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（組織）引揚援護庁
（項）引揚者援護費
上記の経費のうち、引揚者住宅建設補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（項）戦傷病者戦没者遺族等援護費
旧軍人等恩給事務処理費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（組織）国立療養所
（項）国立療養所施設費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

農林省所管

（組織）農林本省
（項）農林漁業組合再建整備補助
土地改良事業費
開拓事業費
農業施設災害復旧事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（組織）食糧庁
（項）輸入食糧価格調整補給金
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（組織）林野庁
（項）農林漁業組合再建整備補助
山林事業費
山林施設災害復旧事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（組織）水産庁
（項）農林漁業組合再建整備補助
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（項）水産庁施設費
上記経費のうち、真珠研究所施設費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（項）漁港施設費
漁港施設災害復旧事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

通商産業省所管

（組織）通商産業本省
（項）資源開発補助
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

運輸省所管

（組織）運輸本省
（項）港湾事業費
港湾災害復旧事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
（組織）海上保安庁
（項）船舶建造費
航路標識整備費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

建設省所管

（組織）建設本省
（項）河川等事業費
砂防事業費
道路事業費
都市計画事業費
河川等災害復旧事業費
都市災害復旧事業費
住宅施設費
住宅施設災害復旧事業費
官庁営繕費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

丁号　国庫債務負担行為

総理府所管

（組織）総理本府
（事項）外国人恩給
元傭外国人教師24名に対し「昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律」及び「恩給法の一部を改正する法律」に準拠して、昭和28年1月以降9月まで年金年額として1,592,886円、昭和28年10月以降年金年額として2,171,634円を支給する契約を昭和28年度において結ぶことができる。
（組織）保安庁
（事項）船舶建造
保安庁における警備船等船舶建造のため、8,900,000,000円を限り昭和29年度において国庫の負担となる契約を昭和28年度において結ぶことができる。
（事項）施設整備
保安庁における営繕工事等施設整備のため、3,500,000,000円を限り昭和29年度において国庫の負担となる契約を昭和28年度において結ぶことができる。

外務省所管

（組織）在外公館
（事項）在外公館事務所及び館長公邸借料
在外公館における事務所及び館長公邸用土地、建物を借り入れるため、借料年額83,337,000円の限度で借入契約を昭和28年度において結ぶことができる。

大蔵省所管

（組織）　大蔵本省

（事項）　船舶及び積荷等保険再保険

政府は、東亜火災海上再保険株式会社に対し、捕鯨船の船舶保険、修繕保険、修繕費保険及び積荷保険又は大型船の船舶保険、建造保険、修繕保険、修繕費保険及び船費保険の事故による損害であつて、昭和28年5月1日以降昭和29年5月31日までの間に生じたものにつき、一回の保険事故による損害金額が次の各号に掲げる金額を超過する場合、その超過金額の総額3,000,000,000円を限り、昭和28年度又は昭和29年度において国庫の負担となる再保険契約を昭和28年度において結ぶことができる。

（1）　船舶保険の損害金額
（大型船の場合においては、船舶保険及び船費保険の損害金額の合計額）　300,000,000円
但し原保険契約額が　800,000,000
以上のものについては　400,000,000

（2）　積荷保険の損害金額　300,000,000

（3）　船舶の建造保険、修繕保険及び修繕費保険の損害金額　各　400,000,000
但し原保険契約額が　800,000,000
以上のものについては　各　500,000,000

（4）　以上各号を通じて戦争危険担保特約のある場合における戦争危険による損害金額　200,000,000

（事項）　戦時海上保険補償

政府は、東京海上火災保険株式会社外9社に対し、戦時海上保険に関する損失の補償に関し、昭和25年度において上記各会社との間に結んだ契約を更め、総額10,000,000円を限り、昭和28年度以降3ヶ年内にこれを補償する契約を昭和28年度に結ぶことができる。

昭和二十八年度特別会計予算に関する説明書

1　予算の概要

三十四の特別会計の歳出入総計は、歳入一兆三千九百六十八億余円、歳出一兆三千三百六十八億余円である。

以下、さきの予算案と対比しながら、主な特別会計の内容を説明する。

1　外国為替資金特別会計

予算の基礎となつている国際収支の見込は、歳出が十一億八千万ドルで予算より五千万ドル減、歳入が十七億八千万ドルで同じく七千五百万ドル減、全体として極度では四千五百万ドルの受取超過であつたのが、今回は、収支差引〇となつていることが注目される。

2　資金運用特別会計

資金運用利益の総額が予算よりも八十四億円程少く、一千七百六億円となつている。

3　簡易保険資金特別会計および郵便貯金特別会計

両勘定とも予算不足を生じたため、政府資金会計は、十月末まで延期され、簡易保険資金会計の繰延は八月からとなつている。

この原因をなすものは年度の資金運用総額は六百二十三億円で、予算よりも九十二億円減少しているが、これは主として郵便貯金で前年度繰越分を加算の三百億円から二百億円に減少したためである。

4　食糧管理特別会計

米麦の輸入予定数量は、ほぼ前年度と同じであるが、食糧輸入数量を若干減らし、米を九十六万トンから九十万トンに、麦を八十二万トンから六十二万トンにしている。

5　国有林野事業特別会計

予算全体を通じ、特に、国有林野の開発を一層強化し、また、国有林野の利用増進をはかることとしている。

6　新産業資金特別会計

予算全体を通じ、日貿人民銀の業務に伴う事務費を新規に計上しているほか、国会その他の議決権に約三十億円を計上しているほか、利益剰余金の十二%繰入を予定している。

7　特定地域産業開発資金特別会計

予算全体を通じ、資金はすべて一般会計から受入れることとしている。なお、資金運用益からの繰入金五億円が計上されているが、これは、本年度末までのものなる関係であつて、全額年度内に返還される予定である。

11　本年度の税収見積

本年度税収見積は、経済情勢の変化に対処すべき規模が充分に織り込まれているが、この不確定要素を含んでいる。高度産業に対し、国際社会の要請をもとする調整と、自、酒、砂糖、物品三税等国の税収見積額は、極力、極度に減じられた。

税収の内訳は次のとおりである。

1　一般会計収入　今年度予算と比べ、法人その他の一般行政費を約十億。税収額は、総計二千二億円である。

2　新産業、国有林野、石炭鉱業の資本勘定に関する歳出予算の増額を特別、これら産業の発展を促進し、これら産業の発展を促進する。

3　食糧管理特別会計は、国内産米買入のため、五億八百円の米出納勘定資金を支出することとし、このため食糧買入資金二百億円を繰入する。

右説明する。

昭和二十八年七月十七日

予算委員長　吉田　茂

米国政府援助見返資金

昭和28年度特別会計予算修正案

昭和28年度特別会計予算

予算総則

第1条　下記各特別会計の昭和28年度歳入歳出予算を、別冊甲号のとおりに定める。

大蔵省所管	造幣局
	印刷局
	資金運用部
	国庫整理基金
	貴金属
	外国為替資金
	米国対日援助見返資金
	産業投資
厚生省所管	厚生保険
	船員保険
	国立病院
農林省所管	食糧管理
	農業共済再保険
	森林火災保険
	漁船再保険
	自作農創設特別措置

	開拓者資金融通
	国有林野事業
	国営競馬
	糸価安定
	中小漁業融資保証保険
通商産業省所管	アルコール専売事業
	米国対日援助物資等処理
	輸出保険
	中小企業信用保険
	緊要物資輸入基金
	特別鉱害復旧
運輸省所管	木船再保険
郵政省所管	郵政事業
	郵便貯金
	簡易生命保険及郵便年金
労働省所管	労働者災害補償保険
	失業保険
建設省所管	特定道路整備事業

第2条　財政法第14条の3の規定によつて、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、別冊丙号繰越明許費による。

第3条　財政法第15条第1項の規定によつて、昭和28年度において国が債務を負担する行為をすることができる事項は、別冊丁号国庫債務負担行為による。

第4条　国債整理基金特別会計において、発行する公債又は借り入れる借入金につき、財政法第5条但書の規定によつて、日本銀行に引き受けさせ、又は日本銀行から借り入れることのできる金額は、日本銀行の所有する公債、又は日本銀行から借り入れている借入金の借換のために必要とする金額に限る。

第5条　郵政事業特別会計法の規定によつて、昭和28年度において公債を発行し、又は借入金の借入をすることのできる金額の限度額を500,000,000円とする。

第6条　各特別会計法の規定によつて、昭和28年度において一時借入金をなし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金の繰替使用をすることのできる金額の最高限度額を、次のとおりに定める。

	円
造幣局において	700,000,000
印刷局において	200,000,000
貴金属において	300,000,000
産業投資において	7,000,000,000
国立病院において	400,000,000
国有林野事業において	2,000,000,000
アルコール専売事業において	1,600,000,000
輸出保険において	1,000,000,000
郵政事業において	1,000,000,000

外国為替資金特別会計法の規定によつて、外国為替資金に属する現金の補足のため、昭和28年度において一時借入金をなし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金の繰替使用をすることのできる金額の最高限度額を200,000,000,000円とする。

緊要物資輸入基金特別会計法の規定によつて、緊要物資輸入基金に属する現金の補足のため、昭和28年度において一時借入金をなし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金の繰替使用をすることのできる金額の最高限度額を1,500,000,000円とする。

第7条　印刷局特別会計予算に計上した予備費のうち300,000,000円は、外国紙幣の製造に必要な経費以外に使用してはならない。

第8条　造幣局、印刷局、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計において、公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員に対して、昭和28年度において支給する給与（職員基本給、石炭手当、寒冷地手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、奨励手当、超過勤務手当及び休職者給与をいう。）の総額を、次のとおりに定める。但し、この予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合において、経費の移用、流用及び予備費の使用により、又は第9条及び第10条の規定により、大蔵大臣の承認を経て給与総額が変更されたときはこの限りでない。

	円
造幣局において	392,964,000
印刷局において	1,729,155,000
国有林野事業において	3,776,600,000
アルコール専売事業において	302,387,000
郵政事業において	45,110,250,000

前項の規定にかかわらず造幣局、印刷局、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を経て、収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和28年度において公共企業体等労働関係法の適用を受ける職員に対し、特別の給与として支給するため前項に定める給与総額を変更することができる。

第9条　造幣局特別会計及び印刷局特別会計において、注文品の製造数量の増加又は原材料の値上り等に伴う売払価格の変更により、事業収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部を、製造数量の増加又は売払価格の変更のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

資金運用部特別会計において、郵便貯金等の資金の増加に伴い、支払利子が増加して、予備費の使用によつても支弁することができないときは、収入額が予算額を超える範囲内において、利子の支払に充てることができる。

国債整理基金特別会計において、国債、借入金、一時借入金又は融通証券の償還金、利子及び発行償還に関する諸費の支出に充てるための他会計より受入の増加に伴い、その収入がこの予算において予定した額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を債務償還又は利子及び割引料等の支払に充てることができる。

厚生保険特別会計、労働者災害補償保険特別会計及び失業保険特別会計において、保険金の支出が増加するため予備費の使用によつても支弁することができないときは、保険料収入がこの予算において予定した額に比し増加する金額のうち、純保険料に相当する金額の範囲内において、保険金の支出に充てることができる。

国有林野事業特別会計において、素材、製材、木炭、薪等直営生産の作業量が予定に比して増加し、林野加工品売払代収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部を、作業量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

国営競馬特別会計において、勝馬投票券発売金又は勝馬投票券過誤受入金の収入が、この予算において予定した額に比して増加し、これに伴つて勝馬投票券の払戻金及び返還金又は過誤受入金の払戻金の支払額が増加し、予算に不足を生ずるときは、収入増加額のうちこれらの支払に充当すべき金額をかぎつて、競馬支払金の支出に充てることができる。

アルコール専売事業特別会計において、アルコールの販売数量の増加又は原材料の値上り等に伴う販売価格の変更により、事業収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部を、販売数量の増加又は販売価格の変更のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

特別鉱害復旧特別会計において、納付金の増加等により、その収入がこの予算において予定した額に比して増加するときは、その収入増加額に相当する金額を、特別鉱害復旧のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

木船再保険特別会計において、再保険料収入がこの予算において予定した金額に比し増加するときは、その増加額に相当する金額を、再保険金の支払に充てることができる。

簡易生命保険及郵便年金特別会計保険勘定において、保険契約者の増加等に伴い保険料収入がこの予算において予定した額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部を、保険契約者の増加等に伴い直接必要とする経費の支出に充てることができる。

郵便貯金特別会計において、郵便貯金の増加に伴い、資金運用部特別会計から受け入れる預金利子がこの予算において予定した額に比し増加するときは、その増加する収入金額の一部を、郵便貯金の増加に伴い必要な利子の支払に充てることができる。

前11項の場合においては、財政法第35条第2項、第3項本文及び第4項の規定の例による。

第10条　郵政事業特別会計において、事業量の増加により、その業務収入又は他会計からの受入収入がこの予算において予定した金額に比して増加したときは大蔵大臣の定める基準に従い、その増加する収入金額の一部を、事業量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

前項に定めるものの外郵政事業特別会計において、業務外収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その収入増加額に相当する金額を、業務外支出に充てることができる。

前各項により支出する場合においては、郵政事業特別会計法第26条の規定の例による。

第11条　財政法第33条第1項の規定にもとづき、下記各特別会計においては、歳出予算の各項の経費を彼此移用することができる。

資金運用部、外国為替資金、厚生保険、国立病院、食糧管理、国有林野事業、アルコール専売事業、米国対日援助物資等処理、郵政事業、労働者災害補償保険、失業保険及び特定道路整備事業。

第12条　中小漁業融資保証保険特別会計において、昭和28年度に、政府が締結する保険契約の保険価格の総額は20,000,000,000円とし、この契約にもとづき政府が支払うべき保険金の総額の限度を1,400,000,000円とする。

第13条　輸出保険特別会計において、昭和28年度に、政府が締結する保険契約の限度を、次のとおりに定める。

	円
普通輸出保険の保険金額の総額	32,000,000,000
輸出代金保険の保険金額の総額	10,000,000,000
輸出手形保険契約にもとづいて成立する保険関係の保険金額の総額	6,000,000,000
輸出手形保険契約にもとづいて支払うべき保険金の総額	600,000,000
輸出金融保険契約にもとづいて成立する保険関係の保険金額の総額	38,000,000
輸出金融保険契約にもとづいて支払うべき保険金の総額	3,800,000,000
海外広告保険の保険金額の総額	100,000,000

第14条　中小企業信用保険特別会計において、昭和28年度に、政府が締結する保険契約の限度を、次のとおりに定める。

(1) 融資保険

	円
保険価格の総額	24,000,000,000
支払うべき保険金の総額	1,800,000,000

(2) 保証保険

指定法人を相手方とする保険

保険価格の総額	18,000,000,000
支払うべき保険金の総額	1,080,000,000

金融機関を相手方とする保険

保険価格の総額	2,400,000,000
支払うべき保険金の総額	144,000,000

第15条　郵政事業特別会計において、郵政事業特別会計法第15条の規定により、同会計に属する現金をもつて、事業上必要な作業資産を保有するため取得する限度額は6,000,000,000円とする。

第16条　予算金額の範囲内であつても、予定計算書に定める職階級別定員以上の政府職員の増加、又は給与の増額をみだりに行つてはならない。

〔別冊〕

甲号　歳入歳出予算

大蔵省所管

造幣局

歳入

(款) 事業収入	1,028,064,000
(項) 事業収入	1,028,064,000
(款) 資金より受入	1,626,060,000
(項) 資金より受入	1,626,060,000
(款) 雑収入	13,339,000
(項) 雑収入	13,339,000
歳入合計	2,667,463,000

歳出

(項) 事業費	2,553,227,000
他会計へ繰入	7,582,000
予備費	106,654,000
歳入合計	2,667,463,000

印刷局

歳入

(款) 事業収入	4,947,143,000
(項) 事業収入	4,947,143,000
(款) 雑収入	84,610,000
(項) 雑収入	84,610,000
(款) 予備収入	300,000,000
(項) 予備収入	300,000,000
歳入合計	5,331,753,000

歳出

(項) 事業費	4,545,900,000
他会計へ繰入	15,338,000
予備費	357,320,000
歳出合計	4,918,558,000

資金運用部

歳入

(款) 資金運用収入	34,422,317,000

（項）運用利殖金収入	34,422,317,000
（款）一般会計より受入	37,500,000
（項）一般会計より受入	37,500,000
（款）雑収入	866,000
（項）雑収入	866,000
歳入合計	34,460,683,000
歳出	
（項）事務費	119,135,000
預金利子	32,654,215,000
他会計へ繰入	1,650,137,000
予備費	37,196,000
歳出合計	34,460,683,000
国債整理基金	
歳入	
（款）他会計より受入	215,811,101,000
（項）他会計より受入	215,811,101,000
（款）公債金	60,850,303,000
（項）公債金	60,850,303,000
歳入合計	276,661,404,000
歳出	
（項）国債整理基金支出	276,661,404,000
貴金属	
歳入	
（款）貴金属売払代	2,026,519,000
（項）貴金属売払代	2,026,519,000
（款）雑収入	341,000
（項）雑収入	341,000
（款）前年度剰余金受入	1,000
（項）前年度剰余金受入	1,000
歳入合計	2,026,861,000
歳出	
（項）貴金属買入費	2,026,013,000
事務費	717,000
予備費	131,000
歳出合計	2,026,861,000
外国為替資金	
歳入	
（款）外国為替等売買差益	1,405,050,000
（項）外国為替等売買差益	1,405,050,000
（款）運用収入	5,142,168,000
（項）運用収入	5,142,168,000
（款）雑収入	170,444,000
（項）雑収入	170,444,000
歳入合計	6,717,662,000
歳出	
（項）事務取扱費	81,655,000
諸支出金	37,500,000
国債整理基金特別会計へ繰入	5,442,150,000
予備費	1,156,357,000
歳出合計	6,717,662,000
米国対日援助見返資金	
歳入	
（款）運用収入	11,053,336,000
（項）運用利殖金収入	1,968,336,000
運用資金回収	9,085,000,000
（款）前年度剰余金受入	8,140,000,000
（項）前年度剰余金受入	8,140,000,000
歳入合計	19,193,336,000
歳出	
（項）再建及安定費	18,500,000,000
産業投資	
歳入	
（款）資金収入	20,693,336,000
（項）国債発行収入	20,000,000,000
旧米国対日援助見返資金特別会計承継余裕金受入	693,336,000
（款）運用収入	23,124,831,000
（項）運用資金回収	536,000,000
運用利殖金収入	11,708,831,000
国債償還及売却	10,880,000,000
歳入合計	43,818,167,000
歳出	
（項）産業投資支出	42,500,000,000
事務費	346,000
国債整理基金特別会計へ繰入	636,775,000
予備費	681,046,000
歳出合計	43,818,167,000
厚生省所管	
厚生保険	
健康勘定	
歳入	
（款）保険料収入	34,362,630,000
（項）保険料収入	34,362,630,000
（款）積立金より受入	1,000,000,000
（項）積立金より受入	1,000,000,000
（款）雑収入	15,880,000
（項）雑収入	15,880,000
歳入合計	35,378,510,000
歳出	
（項）保険給付費	30,972,586,000
業務勘定へ繰入	810,710,000

国債整理基金特別会計へ繰入	70,200,000
諸支出金	3,200,000
予備費	3,521,814,000
歳出合計	35,378,510,000

日雇健康勘定

歳入

(款) 保険料収入	375,730,000
(項) 保険料収入	375,730,000
(款) 一般会計より受入	19,770,000
(項) 一般会計より受入	19,770,000
(款) 雑収入	120,000
(項) 雑収入	120,000
歳入合計	395,620,000

歳出

(項) 保険給付費	142,028,000
諸支出金	10,000
予備費	253,582,000
歳出合計	395,620,000

年金勘定

歳入

(款) 保険料収入	19,238,240,000
(項) 保険料収入	19,238,240,000
(款) 運用収入	4,124,915,000
(項) 運用収入	4,124,915,000
(款) 雑収入	3,362,000
(項) 雑収入	3,362,000
(款) 一般会計より受入	447,877,000
(項) 一般会計より受入	447,877,000
歳入合計	23,814,394,000

歳出

(項) 保険給付費	4,105,687,000
業務勘定への繰入	1,230,221,000
諸支出金	697,000
予備費	615,853,000
歳出合計	5,952,458,000

業務勘定

歳入

(款) 他勘定より受入	2,040,931,000
(項) 他勘定より受入	2,040,931,000
(款) 一般会計より受入	1,668,552,000
(項) 一般会計より受入	1,668,552,000
(款) 雑収入	100,000,000
(項) 雑収入	100,000,000
歳入合計	3,809,483,000

歳出

(項) 業務取扱費	1,408,724,000
庁舎新営費	61,919,000
公務員宿舎施設費	13,094,000
保健施設費	203,643,000
福祉施設費	1,965,615,000
予備費	156,488,000
歳出合計	3,809,483,000

船員保険

歳入

(款) 保険料収入	3,042,507,000
(項) 保険料収入	3,042,507,000
(款) 運用収入	78,600,000
(項) 運用収入	78,600,000
(款) 雑収入	5,174,000
(項) 雑収入	5,174,000
(款) 一般会計より受入	309,754,000
(項) 一般会計より受入	309,754,000
歳入合計	3,436,035,000

歳出

(項) 保険給付費	2,304,489,000
業務取扱費	89,538,000
福祉施設費	167,285,000
予備費	223,085,000
歳出合計	2,784,397,000

国立病院

歳入

(款) 病院収入	5,079,968,000
(項) 料金収入	5,064,572,000
義肢販売及修理収入	15,396,000
(款) 一般会計より受入	1,157,853,000
(項) 一般会計より受入	1,157,853,000
(款) 雑収入	45,811,000
(項) 雑収入	45,811,000
歳入合計	6,283,632,000

歳出

(項) 病院管理費	290,475,000
病院経営費	5,349,469,000
施設整備費	447,052,000
義肢製作費	6,758,000
看護婦養成費	109,753,000
予備費	80,125,000
歳出合計	6,283,632,000

農林省所管

食糧管理

歳入

(款) 食糧管理収入	404,082,204,000

（項）食糧売払代	404,082,204,000
（款）農産物等売払代	12,697,285,000
（項）農産物等売払代	12,697,285,000
（款）他会計より受入	32,148,888,000
（項）一般会計より受入	32,148,888,000
（款）食糧証券及借入金収入	178,400,000,000
（項）食糧証券及借入金収入	178,400,000,000
（款）雑収入	632,866,000
（項）雑収入	632,866,000
歳入合計	627,961,243,000
歳出	
（項）事務費	7,782,600,000
食糧買入費	411,549,236,000
農産物等買入費	13,327,448,000
食糧管理費	26,131,897,000
農産物等管理費	1,224,515,000
特別施設整備費	429,711,000
他会計へ繰入	157,515,836,000
予備費	10,000,000,000
歳出合計	627,961,243,000

農業共済再保険

再保険金支払基金勘定

歳入	
（款）農業共済再保険基金収入	2,818,427,000
（項）前年度繰越資金受入	2,818,427,000
（款）雑収入	98,000,000
（項）雑収入	98,000,000
歳入合計	2,916,427,000
歳出	
（項）農業共済再保険基金支出	2,916,427,000

農業勘定

歳入	
（款）農業再保険収入	8,359,473,000
（項）再保険料	13,739,000
他会計より受入	7,640,162,000
前年度繰越資金受入	705,572,000
（款）支払基金受入	2,605,927,000
（項）再保険金支払基金勘定より受入	2,605,927,000
（款）一般会計繰入金返還金財源受入	480,000,000
（項）一般会計繰入金返還金財源受入	480,000,000
（款）雑収入	50,010,000
（項）雑収入	50,010,000
歳入合計	11,495,410,000
歳出	
（項）農業再保険費	7,406,496,000
他会計へ繰入	480,000,000
予備費	3,608,914,000
歳出合計	11,495,410,000

家畜勘定

歳入	
（款）家畜再保険収入	2,371,018,000
（項）再保険料	1,103,216,000
他会計より受入	619,400,000
前年度繰越資金受入	648,402,000
（款）支払基金受入	310,500,000
（項）再保険金支払基金勘定より受入	310,500,000
（款）雑収入	30,000
（項）雑収入	30,000
歳入合計	2,681,548,000
歳出	
（項）家畜再保険費	1,537,246,000
予備費	1,144,302,000
歳出合計	2,681,548,000

業務勘定

歳入	
（款）他会計より受入	104,857,000
（項）一般会計より受入	104,857,000
（款）雑収入	343,000
（項）雑収入	343,000
歳入合計	105,200,000
歳出	
（項）農業共済再保険業務費	92,670,000
他会計へ繰入	592,000
予備費	11,938,000
歳入合計	105,200,000

森林火災保険

歳入	
（款）森林火災保険収入	195,675,000
（項）保険料	111,486,000
前年度繰越資金受入	84,189,000
（款）雑収入	7,890,000
（項）雑収入	7,890,000
歳入合計	203,565,000
歳出	
（項）森林火災保険業務費	52,851,000
保険金	39,974,000
他会計へ繰入	75,000
予備費	110,665,000
歳出合計	203,565,000

漁船再保険

普通保険勘定

歳入

(款) 漁船再保険収入	829,236,000
(項) 再保険料	517,265,000
他会計より受入	106,408,000
前年度繰越資金受入	205,563,000
(款) 雑収入	3,657,000
(項) 雑収入	3,657,000
歳入合計	832,893,000

歳出

(項) 漁船再保険費	434,259,000
他会計へ繰入	31,095,000
予備費	367,539,000
歳出合計	832,893,000

特殊保険勘定

歳入

(款) 漁船特殊再保険収入	129,163,000
(項) 特殊再保険料	108,639,000
前年度繰越資金受入	20,524,000
(款) 雑収入	14,001,000
(項) 雑収入	14,001,000
(款) 他会計より受入	78,000,000
(項) 一般会計より受入	78,000,000
(款) 借入金	170,000,000
(項) 借入金	170,000,000
歳入合計	391,164,000

歳出

(項) 漁船特殊再保険費	157,298,000
他会計へ繰入	53,167,000
予備費	180,699,000
歳出合計	391,164,000

給与保険勘定

歳入

(款) 給与再保険収入	21,164,000
(項) 給与再保険料	19,559,000
(項) 前年度繰越資金受入	1,605,000
(款) 借入金	10,000,000
(項) 借入金	10,000,000
(款) 雑収入	1,000
(項) 雑収入	1,000
歳入合計	31,165,000

歳出

(項) 給与再保険費	16,306,000
他会計へ繰入	600,000
予備費	14,259,000
歳出合計	31,165,000

業務勘定

歳入

(款) 漁船再保険業務収入	28,872,000
(項) 他会計より受入	28,872,000
(款) 前年度剰余金受入	4,018,000
(項) 前年度剰余金受入	4,018,000
(款) 雑収入	35,000
(項) 雑収入	35,000
歳入合計	32,925,000

歳出

(項) 漁船再保険業務費	29,847,000
他会計へ繰入	146,000
予備費	2,932,000
歳出合計	32,925,000

自作農創設特別措置

歳入

(款) 自作農創設特別措置収入	1,671,833,000
(項) 農地等売払収入	1,587,194,000
農地等貸付収入	35,797,000
譲渡価格差金収入	48,842,000
(款) 他会計より受入	188,198,000
一般会計より受入	188,198,000
(款) 雑収入	1,860,000
(項) 雑収入	1,860,000
(款) 前年度剰余金受入	1,000
(項) 前年度剰余金受入	1,000
歳入合計	1,861,892,000

歳出

(項) 自作農創設事務費	191,166,000
農地等買入金	1,547,975,000
他会計へ繰入	122,751,000
歳出合計	1,861,892,000

開拓者資金融通

歳入

(款) 他会計より受入	1,813,641,000
(項) 一般会計より受入	1,813,641,000
(款) 償還金収入	249,000,000
(項) 償還金収入	249,000,000
(款) 雑収入	30,000
(項) 雑収入	30,000
(款) 前年度剰余金受入	25,000,000
(項) 前年度剰余金受入	25,000,000
歳入合計	2,087,671,000

歳出

(項) 開拓者資金貸付	1,725,453,000
他会計へ繰入	362,188,000

払戻金	30,000
歳出合計	2,087,671,000

国有林野事業

歳入

(款) 国有林野事業収入	30,588,548,000
(項) 業務収入	28,547,724,000
林野売払代	1,271,496,000
雑収入	769,328,000
(款) 他会計より受入	108,053,000
(項) 一般会計より受入	108,053,000
(款) 前年度剰余金受入	1,000,000
(項) 前年度剰余金受入	1,000,000
歳入合計	30,697,601,000

歳出

(項) 国有林野事業管理費	6,013,124,000
伐木造林事業費	20,869,233,000
労務厚生費	548,717,000
他会計へ繰入	2,294,923,000
予備費	971,604,000
歳出合計	30,697,601,000

国営競馬

投票券勘定

歳入

(款) 競馬収入	11,014,396,000
(項) 競馬収入	11,014,396,000

歳出

(項) 競馬支払金	8,266,857,000
業務勘定へ繰入	2,747,539,000
歳出合計	11,014,396,000

業務勘定

歳入

(款) 競馬業務収入	238,736,000
(項) 競馬業務収入	238,736,000
(款) 投票券勘定より受入	2,747,539,000
(項) 投票券勘定より受入	2,747,539,000
歳入合計	2,986,275,000

歳出

(項) 競馬施行費	1,784,953,000
一般会計へ繰入	1,201,322,000
歳出合計	2,986,275,000

糸価安定

歳入

(款) 糸価安定収入	1,840,000,000
(項) 生糸売払代	1,840,000,000
(款) 雑収入	3,726,000
(項) 雑収入	3,726,000
(款) 前年度剰余金受入	3,150,431,000
(項) 前年度剰余金受入	3,150,431,000
歳入合計	4,994,157,000

歳出

(項) 糸価安定事務費	14,896,000
生糸買入費	3,060,000,000
生糸管理費	32,525,000
他会計へ繰入	198,000
予備費	1,886,538,000
歳出合計	4,994,157,000

中小漁業融資保証保険

歳入

(款) 保険料収入	210,000,000
(項) 保険料収入	210,000,000
(款) 雑収入	22,582,000
(項) 雑収入	22,582,000
(款) 前年度剰余金受入	504,074,000
(項) 前年度剰余金受入	504,074,000
歳入合計	736,656,000

歳出

(項) 事務取扱費	4,227,000
委託手数料	14,625,000
賠償償還及払戻金	2,110,000
他会計へ繰入	131,000
予備費	715,563,000
歳出合計	736,656,000

通商産業省所管

アルコール専売事業

歳入

(款) アルコール専売事業収入	3,374,641,000
(項) 事業収入	3,374,641,000
(款) 雑収入	63,690,000
(項) 雑収入	63,690,000
歳入合計	3,438,331,000

歳出

(項) 管理費	543,078,000
生産及収納費	2,517,776,000
アルコール専売事業施設費	80,573,000
他会計へ繰入	40,714,000
予備費	45,037,000
歳出合計	3,227,178,000

米国対日援助物資等処理

歳入

(款) 援助物資等処理収入	202,527,000
(項) 援助物資等処理収入	202,527,000

(款) 雑収入		51,000,000
(項) 雑収入	51,000,000	
(款) 前年度剰余金受入		1,101,160,000
(項) 前年度剰余金受入	1,101,160,000	
歳入合計		1,354,687,000
歳出		
(項) 事務取扱費		2,495,000
援助物資輸入諸掛費		12,540,000
諸支出金		5,000,000
予備費		1,334,652,000
歳出合計		1,354,687,000

輸出保険

歳入		
(款) 保険料収入		457,815,000
(項) 保険料収入	457,815,000	
(款) 運用収入		92,358,000
(項) 運用収入	92,358,000	
(款) 雑収入		1,851,405,000
(項) 雑収入	1,851,405,000	
(款) 前年度剰余金受入		2,937,282,000
(項) 前年度剰余金受入	2,937,282,000	
歳入合計		5,338,860,000
歳出		
(項) 事務取扱費		22,136,000
保険金		1,989,137,000
予備費		3,327,587,000
歳出合計		5,338,860,000

中小企業信用保険

歳入		
(款) 保険料収入		699,300,000
(項) 保険料収入	699,300,000	
(款) 運用収入		70,000,000
(項) 運用収入	70,000,000	
(款) 雑収入		119,209,000
(項) 雑収入	119,209,000	
(款) 前年度剰余金受入		2,262,837,000
(項) 前年度剰余金受入	2,262,837,000	
歳入合計		3,151,346,000
歳出		
(項) 事務取扱費		6,379,000
支払保険金		495,650,000
委託手数料		16,153,000
予備費		2,633,164,000
歳出合計		3,151,346,000

緊要物資輸入基金

歳入		
(款) 基金運用収入		50,000,000
(項) 基金運用収入	50,000,000	
(款) 雑収入		324,000
(項) 雑収入	324,000	
歳入合計		50,324,000
歳出		
(項) 事務取扱費		13,158,000
予備費		37,166,000
歳出合計		50,324,000

特別鉱害復旧

歳入		
(款) 特別鉱害復旧事業収入		450,630,000
(項) 特別鉱害復旧事業収入	450,630,000	
(款) 雑収入		108,210,000
(項) 雑収入	108,210,000	
(款) 前年度剰余金受入		8,660,000
(項) 前年度剰余金受入	8,660,000	
歳入合計		567,500,000
歳出		
(項) 事業費		567,500,000

運輸省所管

木船再保険

歳入		
(款) 木船再保険収入		38,523,000
(項) 再保険料	38,523,000	
(款) 一般会計より受入		1,285,000
(項) 一般会計より受入	1,285,000	
(款) 雑収入		103,000
(項) 雑収入	103,000	
歳入合計		39,911,000
歳出		
(項) 木船再保険費		38,523,000
木船再保険業務費		1,222,000
予備費		166,000
歳出合計		39,911,000

郵政省所管

郵政事業

歳入		
(款) 事業収入		94,804,884,000
(項) 業務収入	33,924,655,000	
他会計より受入	41,795,999,000	
雑収入	1,657,500,000	
業務外収入	17,426,730,000	

（款）資本収入	1,076,000,000
（項）公債又は借入金	500,000,000
設備負担金	576,000,000
歳入合計	95,880,884,000

歳出

（項）業務費	75,538,171,000
業務外支出	17,426,730,000
局舎其他建設費	2,631,673,000
公債及借入金償還金	104,556,000
予備費	179,754,000
歳出合計	95,880,884,000

郵便貯金

歳入

（款）事業収入	19,441,670,000
（項）利子収入	19,404,812,000
雑収入	36,858,000
（款）他会計より受入	3,151,741,000
（項）一般会計より受入	3,151,741,000
歳入合計	22,593,411,000

歳出

（項）支払利子	10,750,549,000
郵政事業特別会計へ繰入	11,842,862,000
歳出合計	22,593,411,000

簡易生命保険及郵便年金

保険勘定

歳入

（款）保険料収入	60,790,008,000
（項）保険料	60,790,008,000
（款）運用収入	5,942,320,000
（項）運用収入	5,942,320,000
（款）雑収入	10,796,000
（項）雑収入	10,796,000
歳入合計	66,743,124,000

歳出

（項）保険費	10,523,719,000
郵政事業特別会計へ繰入	16,952,735,000
予備費	300,000,000
歳出合計	27,776,454,000

年金勘定

歳入

（款）掛金収入	763,705,000
（項）掛金	763,705,000
（款）運用収入	212,776,000
（項）運用収入	212,776,000
（款）雑収入	826,000
（項）雑収入	826,000
歳入合計	977,307,000

歳出

（項）年金費	343,882,000
郵政事業特別会計へ繰入	65,000,000
予備費	10,000,000
歳出合計	418,882,000

労働省所管

労働者災害補償保険

歳入

（款）保険料収入	15,989,000,000
（項）保険料収入	15,989,000,000
（款）運用収入	17,500,000
（項）運用収入	17,500,000
（款）雑収入	194,743,000
（項）雑収入	194,743,000
（款）前年度繰越資金受入	4,979,373,000
（項）未経過保険料受入	163,546,000
支払備金受入	4,815,827,000
歳入合計	21,180,616,000

歳出

（項）業務取扱費	822,547,000
他会計へ繰入	52,960,000
公務員宿舎施設費	17,432,000
保険金	12,840,000,000
保険施設費	239,481,000
病院新営費	446,746,000
諸支出金	437,341,000
予備費	6,324,109,000
歳出合計	21,180,616,000

失業保険

歳入

（款）保険料収入	17,200,000,000
（項）保険料収入	17,200,000,000
（款）運用収入	901,934,000
（項）運用収入	901,934,000
（款）他会計より受入	9,673,570,000
（項）一般会計より受入	9,169,570,000
郵政事業特別会計より受入	504,000,000
（款）雑収入	270,007,000
（項）雑収入	270,007,000
（款）積立金より受入	1,500,000,000
（項）積立金より受入	1,500,000,000
歳入合計	29,545,511,000

歳出

（項）業務取扱費	920,743,000
他会計へ繰入	73,146,000

公務員宿舎施設費	17,432,000
保険金	26,244,000,000
諸支出金	7,204,000
保険施設費	147,055,000
予備費	2,135,931,000
歳出合計	29,545,511,000

建設省所管

特定道路整備事業

歳入

(款) 特定道路整備資金収入	3,000,000,000
(項) 他会計より受入	2,500,000,000
借入金	500,000,000
(款) 事業収入	122,758,000
(項) 事業収入	122,558,000
雑収入	200,000
(款) 前年度剰余金受入	71,000,000
(項) 前年度剰余金受入	71,000,000
歳入合計	3,193,758,000

歳出

(項) 関門国道整備事業費	712,000,000
戸塚国道等整備事業費	364,668,000
貸付金	1,470,000,000
事務費	1,487,000
国債整理基金特別会計へ繰入	643,000,000
予備費	2,603,000
歳出合計	3,193,758,000

丙号　繰越明許費

厚生省所管

厚生保険

業務勘定

(項) 福祉施設費

上記の経費のうち、健康保険医療施設費、健康保険結核病床施設費及び厚生年金病院施設費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

国立病院

(項) 施設整備費

上記の経費のうち、施設費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

農林省所管

食糧管理

(項) 特別施設整備費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

国有林野事業

(項) 国有林野事業管理費

上記の経費のうち、林野庁本庁舎新営費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

郵政省所管

郵政事業

(項) 局舎其他建設費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

労働省所管

労働者災害補償保険

(項) 病院新営費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

建設省所管

特定道路整備事業

(項) 戸塚国道等整備事業費

貸付金

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

丁号　国庫債務負担行為

郵政省所管

郵政事業

(事項) 事業用器具機械材料購入費及び証票類調製費等	400,000,000円
昭和29年度国庫債務負担額	400,000,000円
(事項) 局舎その他諸施設工事費	2,128,048,000円
昭和29年度国庫債務負担額	1,829,576,000円
昭和30年度国庫債務負担額	298,472,000円
(事項) 土地及び建物借料	3,113,200,000円
昭和29年度国庫債務負担額	622,640,000円
昭和30年度国庫債務負担額	622,640,000円
昭和31年度国庫債務負担額	622,640,000円
昭和32年度国庫債務負担額	622,640,000円
昭和33年度国庫債務負担額	622,640,000円
計	5,641,248,000円

上記金額を限り、昭和29年度以降昭和33年度まで毎年国庫の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

昭和二十八年度政府関係業務予算に関する説明書

一　予算の概要

予算は、日本専売公社外八業務に関するものである。その内訳、新設は電信電話会社及び日本航空会社の二業務である。

政府業務を通ずる

収入合計	七千二百七十五億六千二百余万円
支出合計	五千八百十四億五千二百余万円

となるが、福祉費に対し、

収入において	九百三十億一千七百余万円
支出において	七百七十一億七千四百余万円

の剰余となっている。

予算は、他の二会計予算と同様、国会に提出される前に閣議決定、予算立案に基づき（予算は可決）ことは閣議決定により確定された。但し、次の二点において、予算立案に際しただけ相違を示している。

その一は、予算総額と実績の相違、各会計における資金計画に相当の影響を生じたりと、又その相違、事業、事務本全の収入超過を大幅に増加するりと。

その二は、朝鮮休戦成立が目しようの間に迫り、その経済的諸影響も明確となつてきたので、国民経済の弱い面を補強するため中小企業貸付資金及び国民金融公庫の資金調達を拡大、又産業貿易面の政策を推進せしめるため、日本開発銀行の貸出資金を更に強化すること。等である。

次に、これを機関別に不成立予算と比較して、簡単に説明する。

1　日本専売公社

歳入　二千二百四十六億二千三百余万円
歳出　八百四十六億二千三百余万円
差引歳入超過　千四百億円

本公社は、不成立予算とその総額において、又内容において全く同様である。

2　日本国有鉄道

収入、支出とも　二千九百八十八億一千六百余万円

である。これは前年度に比し

収入、支出とも　三百七億九千二百余万円

の増加である。

本会計における事業内容、資金量はほぼ不成立予算と同様である。ただ資金計画内容に異動を生じたのは、予算成立遅延の結果、鉄道債券公募百二十億円を減少せざるを得なくなり、八十五億円となつたため、その埋合せとして資金運用部の借入を三十五億円増加して当初の資金量を確保する。

3　日本電信電話公社

損益勘定
収入、支出とも　九百四十九億一千九百余万円
建設勘定
収入、支出とも　四百六十一億六千九百余万円
資本勘定
収入、支出とも　四百二十七億九百余万円
貯蔵品割掛勘定
収入、支出とも　十五億七千四百余万円
工作勘定
収入、支出とも　十三億七千三百万円

これを損益勘定及び建設勘定において前年度に比較すると

収入、支出において、それぞれ　百九十三億九千四百余万円
百一億八千六百余万円

の増加である。

本予算は、不成立予算と根本的な変化を生じた。すなわち、不成立予算においては、電信、電話料金はほぼ十%程度の値上げによる増収と、債券公募百四十八億円及び借入金四十億円を予定して事業計画を策定してあつたが、予算成立遅延のため公募を七十五億円に削り、その代り二十五%に及ぶ値上げの断行と借入予定を廃して、不成立予算の事業量を達成しようとしている。

4　国民金融公庫

収入　二十二億三千二百余万円
支出　十五億五千九百余万円

これを前年度に比較すると

収入において　八億八千八百余万円
支出において　六億九千六百余万円

の増加となつている。

公庫の本年度原資調達は、二百六十八億円となり、不成立予算に比し二十億円を増加する。

5　住宅金融公庫

収入　二十八億八千百余万円
支出　二十三億四千四百余万円

これを前年度に比較すると

収入において　九億八千百余万円
支出において　九億五千万円

の増加である。

本年度原資の増加は、一般会計出資、八十億円、資金運用部の借入、百億円及び回収金を含め、二百二億円と不成立予算と同額となつている。本年度融資対象戸数は、一般公庫住宅四五千戸、労務者住宅六五千戸である。

6　農林漁業金融公庫

収入　二十五億五千余万円
支出　二十一億八千六百余万円

本年度新設機関である。農業者の個人、協同組合を対象とする長期の貸付金融機関であり、農林漁業融資特別会計を引き継いだものである。

事業資金は、不成立予算と同額二百四十億円を調達する。但し、一般会計よりの出資は、不成立予算より八十億円増加している反面資金運用部よりの借入は同額減少している。

7　中小企業金融公庫

収入　五億九千四百余万円
支出　三億六千百余万円

新設機関で中小企業者に対する長期運転資金及び設備資金を供給する。不成立予算に比し、十五億円を増加し百億円をもつて運用する。

8　日本開発銀行

収入　百七十九億七千二百余万円
支出　四十五億八千二百余万円

これを前年度に比すると

収入において　五十五億六千九百余万円
を増加し
支出において　五億二千万円
を減少している。

本会計の資金調達は、昨年度より二百六十一億円を増加、八百七十八億円のうち、翌年度繰越を差し引いた八百六十億円をもつて運用する。

これは、不成立予算の資金計画に比して三十八億円の増加であり、又その内容が異動を生じたのは、産業投資特別会計の成立遅延に伴い、主要財源である減税国債発行の縮少を余儀なくされたためである。すなわち産業投資特別会計からの借入は三百十五億円と百九十五億円も減少しているが、当然同特別会計に繰り入れられる見返資金会計の余剰金百四十五億円が暫定予算期間に本行へ直接入つたためであり、又資金運用部よりの借入、五十億円増及び

回収金の増五十億円により前述の資金量総額の増加をきたしたのである。その増加分の運用計画には、合成繊維産業に対し、新に二十五億円が加わり、電力、石炭については、それぞれ十五億円、十億円の貸出増を予定した。

9　日本輸出入銀行

収入	十一億四千六百余万円
支出	二億三千三百余万円

これを前年度に比すると

収入において	二億六千百余万円
を減少	
支出において	八千四百余万円

を増加している。

本年度資金調達は、二百六十七億円、ほぼ不成立予算と同額となつている。但し、産業投資特別会計からの借入四十億円の予定はなくなつて、前年度繰越額が増え、資金量は確保されている。

二　本予算の修正議決理由

以上の政府原案に対し、自、改、分自三派共同修正案及び両派社会党より編成替を求めるの動議が提出され、後者は否決、前者により修正議決すべきものと議決した。その修正により、政府案に対し、

収入において	一億一千三百余万円
支出において	六千五百余万円

を増加し、よつて、政府関係機関を通じ、

収入合計	七千三百七十六億七千五百余万円
支出合計	五千八百十五億一千九百余万円

となる。

但し、修正増加の機関は中小企業金融公庫のみである。他は機関内の経理に現われるが総額は動かない。

修正の要点は次の通りである。

（一）行政費削減を各機関を通じて行い、総額五十一億円に達する。しかして、節約額は各経理とも予備費の増加となるが経理面には出ない。

（二）中小企業に対する金融強化のため、政府出資を三十億円増額する。

（三）金利負担の軽減を行う。

1　開発銀行においては

（イ）製鉄会社に対する貸付利率を引き下げる。

（ロ）貨物船六次船、油槽船八次船より利率を引き下げる。

2　輸出入銀行

最高―最低金利を引き下げる。

（註）本機関のうち、各金融機関の貸出利率、貸出条件等は別紙（一）に添付する。なお、参考として本年度末予定の貸付、出資金、借入金残高総額は別紙（二）に添付する。

右報告する。

昭和二十八年七月十七日

予算委員長　尾崎　末吉

衆議院議長堤康次郎殿

別紙（一）

政府関係機関のうち、金融業務を行う左の六機関の貸出利率貸出条件に関する一覧表

（括弧内数字は三派修正前の政府原案）

機関別	種類	利率(%)	貸付条件	償還
国民金融公庫	普通貸付　甲種	一二	一人二〇万円迄	三年以内
	乙種	一二	遠帯一人五〇〃	五年以内
住宅金融公庫	更生資金	九	遠帯一人二〇―五〇万円迄	五年以内
	一般公庫住宅	五・五	一人五千円―二〇万円迄	五年以内
	産業労務者住宅	六・五	木造―標準建設八〇％ 耐火―〃八五〃 五〇〃	一五―三五年
農林漁業金融公庫	最高	八・〇		
中小企業金融公庫		一〇	三千万円迄	
日本開発銀行	一般	一〇		
	電力	七・五		
	海運	七・五		
	造船	五・〇		
（三派修正）	鉄	七・五		
	一般	七・〇		
日本輸出入銀行	最低	三・〇―三・五（平均四・五）		
（三派修正）	緊急	五・〇―七・〇（平均五・四）		

別紙（二）

政府関係機関のうち、金融業務を行う左の六機関における本年度末日予定の出資金、借入金、貸付残高総額表

（単位　百万円）

各機関別	昭和二九、三、三一末出資金残高	〃借入金残高	〃貸付金残高
国民金融公庫	一七、五〇〇	八、三五四	二九、二八〇
住宅金融公庫	二九、〇〇〇	三六、六五四	六六、五三四
農林漁業金融公庫	三三、五九三	二二、〇〇〇	五四、九五六
中小企業金融公庫	一三、〇〇〇	二、〇〇〇	一五、〇〇〇
日本開発銀行	二四六、二二〇	八八、三三八	三三八、八九四
日本輸出入銀行	二一、〇〇〇	三、〇〇〇	二二、〇八九
総計	三六〇、三一三	一六〇、三三七	五二六、七五三

昭和28年度政府関係機関予算修正案

昭和28年度政府関係機関予算

予　算　総　則

第1章　総　則

第1条　下記政府関係機関の昭和28年度収入支出予算を、別冊甲号のとおりに定める。

日本興業銀行

日本国有鉄道

日本電信電話公社
国民金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
日本開発銀行
日本輸出入銀行

第2章　日本専売公社

第2条　日本専売公社法第34条の2の規定によつて、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、別冊丙号繰越明許費による。

第3条　日本専売公社法第35条第1項の規定によつて、昭和28年度において日本専売公社が債務を負担することができる事項は、別冊丁号債務負担行為による。

第4条　日本専売公社法第35条第2項の規定によつて、昭和28年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に日本専売公社が債務を負担することのできる金額を100,000,000円と定める。

第5条　日本専売公社法第43条の14の規定によつて、昭和28年度において、日本専売公社が、短期借入金の借入をすることのできる金額の最高限度額を21,000,000,000円と定める。

第6条　日本専売公社において、事業量の増加により、その収入がこの予算において予定した金額に比し増加するときは、大蔵大臣の承認を経て、その増加する収入金額の一部を、事業のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

第7条　日本専売公社は、この予算の執行上必要を生じたときは、歳出予算の各項の金額を彼此流用することができる。但し、次に掲げる経費の金額を相互間に流用し、又はこれらの経費を他の経費の金額に流用し、若しくは他の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（1）役職員給与
（2）建設及造林費
（3）補助金及交付金
（4）交際費

日本専売公社は、前項の経費に予備費を使用する場合は、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第8条　日本専売公社法第43条の21の規定による日本専売公社の役員及び職員に対して昭和28年度において支給する給与（給料、勤務地手当、扶養手当、石炭手当、寒冷地手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当及び休職者給与をいう。）の総額を8,005,563,000円とする。但し、この予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合において、経費の流用、予備費の使用により、又は第6条の規定により、給与総額の変更につき大蔵大臣の承認を経たときは、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、日本専売公社は、昭和27年度決算の結果、日本専売公社法第43条の13第1項の規定による専売納付金の額が、予定の金額を超える場合におけるその超える金額の一部に相当する金額、又は昭和28年度において職員の能率向上にもとづく企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、若しくは経費を予定より節減した場合における、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、大蔵大臣の承認を経て、昭和28年度において、職員に対し特別の給与として支給するため前項に定める給与総額を変更することができる。

第3章　日本国有鉄道

第9条　日本国有鉄道法第39条の2第1項の規定によつて、昭和28年度において日本国有鉄道が債務を負担することができる事項は、別冊丁号債務負担行為による。

第10条　日本国有鉄道法第39条の2第2項の規定によつて、昭和28年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に日本国有鉄道が債務を負担することのできる金額を1,000,000,000円と定める。

第11条　日本国有鉄道法第42条の2第2項の規定によつて、日本国有鉄道が昭和28年度において建設費及び改良費の財源に充てるため借り入れることのできる長期借入金の限度額を14,500,000,000円と、鉄道債券を発行することのできる限度額を8,500,000,000円とそれぞれ定め、短期借入金の最高限度額を15,000,000,000円と定める。

前項の規定による鉄道債券の発行価格差減額を補塡するため必要がある場合においては、前項の制限を超えて鉄道債券を発行することができる。

第12条　日本国有鉄道の昭和28年度における借入金の償還額は3,000,000,000円とする。

第13条　日本国有鉄道において、事業量の増加により、その収入がこの予算において予定した金額に比し増加するときは、運輸大臣が大蔵大臣と協議して定めるところにより、その増加する収入金額の一部を、事業のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

第14条　日本国有鉄道は、この予算の執行上必要を生じたときは、歳出予算の各項の金額を彼此流用することができる。但し、次に掲げる経費の金額を相互間に流用し、又はこれらの経費の金額を他の経費の金額に流用し、若しくは他の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、運輸大臣の承認を受けなければならない。

（1）役職員給与
（2）交際費
（3）建設及び改良のための事業費

日本国有鉄道は、前項の経費に予備費を使用する場合は、運輸大臣の承認を受けなければならない。

第15条　日本国有鉄道法第44条の規定による日本国有鉄道の役員及び職員に対して昭和28年度において支給する給与（役職員給、扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、石炭手当、期末手当、奨励手当及び休職者給与をいう。）の総額を96,420,047,000円とする。但し、この予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合において、経費の流用、予備費の使用により、又は第13条の規定により、給与総額の変更について運輸大臣の承認を経たときは、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、日本国有鉄道は、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の承認を経てその収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、昭和28年度において、職員に対し特別の給与として支給するため、前項に定める給与総額を変更することができる。

第16条　昭和28年度末において、日本国有鉄道の貯蔵品の保有額は17,000,000,000円を超えてはならない。但し、運輸大臣が大蔵大臣に協議して承認した場合はこの限りでない。

第4章　日本電信電話公社

第17条　日本電信電話公社法第47条第1項の規定により、昭和28年度において日本電信電話公社が、債務を負担する事項は、別冊丁号債務負担行為による。

第18条　日本電信電話公社法第47条第2項の規定により、昭和28年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に日本電信電話公社が、債務を負担することができる金額を、500,000,000円と定める。

第19条　日本電信電話公社法第53条第2項の規定により、日本電信電話公社は、次に掲げる経費の金額を相互間に流用し、又はこれらの経費の金額を他の経費の金額に流用し、若しくは他の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、郵政大臣の承認を受けなければならない。

（1）役職員給与
（2）交際費

日本電信電話公社は、前項の経費に予備費を使用する場合は、郵政大臣の承認を受けなければならない。

前2項に定めるものの外、日本電信電話公社は、建設改良費のうち給与及び事務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合は、郵政大臣の承認を受けなければならない。但し、諸施設の保修工事の実施に当り郵政大臣の定める基準に従つて流用する場合はこの限りでない。

第20条　日本電信電話公社は、次に掲げる経費の金額を繰り越して使用する場合は、日本電信電話公社法第54条第1項但書の規定により、郵政大臣の承認を受けなければならない。

（1）役職員給与
（2）交際費

第21条　日本電信電話公社法第62条の規定によつて、日本電信電話公社が、昭和28年度において借入をすることができる一時借入金の最高限度額を12,000,000,000円と、電信電話債券のうち公募により発行するものの限度額を7,500,000,000円と、電話設備費負担臨時措置法、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（仮称）に関連して発行するもの並びに受益者の引受により発行するものの限度額を8,500,000,000円とそれぞれ定める。

前項の規定による公募により発行する電信電話債券の発行価格差減額を補塡するため必要がある場合においては、前項の制限を超えて電信電話債券を発行することができる。

第22条　日本電信電話公社において、事業量の増加により、その収入がこの予算において予定した金額に比し増加するときは、郵政大臣の承認を経て、その増加する収入金額の一部を、事業のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

前項に定めるもののほか、日本電信電話公社において、電気通信施設建設に伴う設備負担金の収入又は公募以外の方法により発行する電信電話債券の収入が、別冊甲号収入支出予算において予定した金額に比し増加したときは、郵政大臣の承認を経て、これに相当する金額を電気通信施設の建設改良費の支出に充てることができる。

第23条　日本電信電話公社法第72条の規定による日本電信電話公社の役員及び職員に対して昭和28年度において支給する給与（役職員給、扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、石炭手当、期末手当、奨励手当及び休職者給与をいう。）の総額を33,520,724,000円とする。但し、この予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合において、経費の流用、予備費の使用により、又は前条の規定により、給与総額の変更につき郵政大臣の承認を経たときはこの限りでない。

前項の規定にかかわらず、日本電信電話公社は、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより郵政大臣の承認を経て、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、昭和28年度において、職員に特別の給与として支給するため前項に定める給与総額を変更することができる。

第24条　日本電信電話公社法第72条但書の規定により、昭和28年度において、経済事情の変動その他予測することができない事態に応ずるため日本電信電話公社が、臨時に支給することのできる給与の限度額を200,000,000円と定める。

前項により支出するときは、郵政大臣の承認を受けなければならない。

第25条　日本電信電話公社は、この予算の執行上必要を生じたときは、損益勘定及び建設勘定の金額をこえない限り、貯蔵品割掛勘定及び工作勘定の支出につきおのおのその勘定の金額をこえて支出することができる。

第26条　昭和28年度末において、日本電信電話公社が保有する貯蔵品の限度額は15,000,000,000円をこえてはならない。但し、郵政大臣の承認を受けた場合はこの限りでない。

第5章　国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行

第27条　国民金融公庫法第22条の2の規定によつて、国民金融公庫が昭和28年度において借入をすることのできる金額の限度額を3,500,000,000円と定める。

第28条　住宅金融公庫法第27条の2の規定によつて、住宅金融公庫が昭和28年度において住宅建設貸付資金のため借入をすることのできる金額の限度額を10,000,000,000円と定める。

第29条　農林漁業金融公庫法第24条の規定によつて、農林漁業金融公庫が昭和28年度において借入をすることのできる金額の限度額を5,000,000,000円と定める。

第30条　中小企業金融公庫法（仮称）の規定によつて、中小企業金融公庫が昭和28年度において借入をすることのできる金額の限度額を2,000,000,000円と定める。

第31条　各金融公庫の昭和28年度における固定資産取得費を次のとおりとする。

	円
国民金融公庫	128,587,000
住宅金融公庫	116,691,000
農林漁業金融公庫	22,000,000
中小企業金融公庫	11,000,000

第32条　日本開発銀行及び日本輸出入銀行において、下記に定める各目の経費の金額を各目相互間において流用し、又は、下記各目以外の経費の金額を下記の各目に流用する場合においては、大蔵大臣の承認を経なければならない。

（1）役職員給与
（2）交際費

第33条　日本開発銀行において、日本開発銀行法第37条の規定により外貨資金の借入れに伴つて、借入金利息の支払が増加し予備費の使用によつても支弁することができないときは、大蔵大臣の承認を経て、当該外貨資金の運用による利息収入の増加額の範囲内において利子並びに手数料の支払に充てることができる。

第34条　農林漁業金融公庫が日本開発銀行が保有する中小企業に対する貸付債権（見返資金承継分、日本開発銀行の固有貸付分及び旧復興金融金庫よりの承継分）を引継いだ場合においては、その収入の増加の限度において、大蔵大臣の承認を経て引継による業務量の増加のため直接必要とする経費にその収入の一部を充てることができる。

第35条　中小企業金融公庫が日本開発銀行が保有する中小企業に対する貸付債権（見返資金承継分、日本開発銀行の固有貸付分及び旧復興金融金庫よりの承継分）を引継いだ場合においては、その収入の増加の限度において、大蔵大臣の承認を経て引継による業務量の増加のため直接必要とする経費にその収入の一部を充てることができる。

第36条　国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行は、この支出予算の範囲内であつても、役職員の定員及び給与を、この予算において予定したところの定員及び給与の基準を超えて、みだりに増加し又は支給してはならない。

〔別冊〕

甲号　収入支出予算

日本専売公社

歳入	円
（款）日本専売公社事業収入	224,186,534,000
（項）たばこ事業収入	201,415,280,000
塩事業収入	21,889,985,000
しよう脳事業収入	881,269,000
（款）雑収入	437,000,000
（項）雑収入	437,000,000
歳入合計	224,623,534,000

歳出	
（款）日本専売公社事業費	84,623,534,000
（項）たばこ事業費	48,774,364,000

塩事業費	19,137,415,000
しょう脳事業費	758,705,000
管理費	1,233,927,000
給与	8,005,563,000
建設及造林費	3,981,112,000
補助金及交付金	1,159,446,000
政府会計へ繰入	113,185,000
予備費	1,459,817,000

日本国有鉄道

歳入

（款）事業収入	243,154,534,000
（項）運輸収入	239,065,134,000
雑収入	4,047,973,000
政府会計より受入	41,427,000
（款）資本収入	55,661,633,000
（項）借入金	14,500,000,000
鉄道債券	8,500,000,000
不用施設及物品売却収入	100,000,000
損益勘定資金受入	32,561,633,000
歳入合計	298,816,167,000

歳出

（款）事業費	234,747,218,000
（項）管理費	10,591,367,000
施設保守費	31,669,591,000
電力施設保守費	4,158,056,000
信号通信施設保守費	8,851,132,000
車両保守費	37,484,776,000
輸送費	38,593,869,000
運転費	50,341,713,000
鉄道公安費	748,275,000
自動車費	4,061,104,000
船舶費	3,963,751,000
厚生保健費	3,862,084,000
教習所費	841,315,000
技術研究所費	212,015,000
減価償却費	4,951,393,000
特別補充取替費	27,610,240,000
利子及債務取扱諸費	6,806,537,000
（款）建設費	8,948,943,000
（項）建設工事費	7,014,127,000
車両費	1,217,500,000
総係費	717,316,000
（款）改良費	46,424,006,000
（項）電化設備費	7,805,000,000
車両費	13,650,000,000
諸設備費	21,212,296,000
総係費	3,756,710,000
（款）出資金	96,000,000
（項）出資金	96,000,000
（款）借入金償還	3,000,000,000
（項）借入金償還	3,000,000,000
（款）予備費	5,600,000,000
（項）予備費	5,600,000,000
歳出合計	298,816,167,000

日本電信電話公社

損益勘定

収入

（款）事業収入	94,919,256,000
（項）電信収入	8,929,477,000
電話収入	82,883,533,000
受託工事収入	778,286,000
雑収入	2,327,960,000

支出

（款）事業支出	85,469,611,000
（項）電信電話運用費	32,133,590,000
電信電話保守費	20,510,951,000
管理共通費	6,620,986,000
医療費	992,198,000
試験研究費	742,916,000
職員訓練費	747,031,000
受託工事費	468,896,000
利子及債券取扱費	4,129,043,000
減価償却費	19,124,000,000
（款）予備費	1,819,935,000
（項）予備費	1,819,935,000
（款）資本勘定へ繰入	7,629,710,000
（項）資本勘定へ繰入	7,629,710,000
支出合計	94,919,256,000

建設勘定

収入

（款）建設資金収入	46,169,292,000
（項）資本勘定より受入	42,675,215,000
政府会計より受入	3,200,000,000
資産充当	294,077,000

支出

（款）建設改良費	46,169,292,000
（項）給与及事務費	5,200,581,000
電信電話施設費	33,625,103,000
局舎建設費	6,698,616,000
諸施設費	624,992,000

資本勘定

収入

（款）借入資本収入	15,785,000,000
（項）電信電話債券	12,300,000,000

電話設備負担金	3,485,000,000
(款) 自己資本収入	26,753,710,000
(項) 減価償却引当金	19,124,000,000
損益勘定より受入	7,629,710,000
(款) 資本剰余金	171,261,000
(項) 設備負担金	171,261,000
収入合計	42,709,971,000
支出	
(款) 債務償還	34,756,000
(項) 借入金償還	29,756,000
電話設備負担金還付金	5,000,000
(款) 建設勘定へ繰入	42,675,215,000
(項) 建設勘定へ繰入	42,675,215,000
支出合計	42,709,971,000
貯蔵品割掛勘定	
収入	
(款) 貯蔵品取扱費回収額	1,574,370,000
(項) 損益勘定より受入額	503,835,000
建設勘定より受入額	1,058,035,000
工作勘定より受入額	12,500,000
支出	
(款) 貯蔵品取扱費	1,574,370,000
(項) 貯蔵品取扱費	1,574,370,000
工作勘定	
収入	
(款) 工作費回収額	1,373,000,000
(項) 損益勘定より受入額	728,919,000
建設勘定より受入額	100,689,000
貯蔵品割掛勘定より受入額	15,000,000
工作勘定より受入額	23,000,000
貯蔵品工作費受入額	505,392,000
支出	
(款) 工作費	1,373,000,000
(項) 工作費	1,373,000,000
国民金融公庫	
収入	
(款) 事業益金	2,226,117,000
(項) 事業益金	2,218,381,000
特別勘定収益	7,736,000
(款) 雑収入	6,324,000
(項) 雑収入	6,324,000
収入合計	2,232,441,000
支出	
(項) 事業損金	1,386,989,000
予備費	172,627,000
支出合計	1,559,616,000
住宅金融公庫	
収入	
(款) 事業益金	2,846,396,000
(項) 事業益金	2,846,396,000
(款) 雑収入	34,676,000
(項) 雑収入	34,676,000
収入合計	2,881,072,000
支出	
(項) 事業損金	2,182,787,000
予備費	191,632,000
支出合計	2,344,419,000
農林漁業金融公庫	
収入	
(款) 事業益金	2,479,294,000
(項) 事業益金	2,479,294,000
(款) 雑収入	70,734,000
(項) 雑収入	70,734,000
収入合計	2,550,028,000
支出	
(項) 事業損金	2,148,075,000
予備費	38,821,000
支出合計	2,186,896,000
中小企業金融公庫	
収入	
(款) 事業益金	668,330,000
(項) 事業益金	668,330,000
(款) 雑収入	39,375,000
(項) 雑収入	39,375,000
収入合計	707,705,000
支出	
(項) 事業損金	296,177,000
予備費	130,986,000
支出合計	427,163,000
日本開発銀行	
収入	
(款) 事業益金	17,952,476,000
(項) 事業益金	17,952,476,000
(款) 雑収入	20,000,000
(項) 雑収入	20,000,000
収入合計	17,972,476,000
支出	
(項) 事業損金	4,354,817,000
予備費	227,352,000
支出合計	4,582,169,000
日本輸出入銀行	
収入	
(款) 事業益金	1,146,579,000

（項）事業益金	1,146,579,000	
（款）雑収入		10,000
（項）雑収入	10,000	
収入合計		1,146,589,000

支出

（項）事業損金	128,914,000	
予備費	105,085,000	
支出合計		233,999,000

丙号 繰越明許費

日本専売公社

（項）たばこ事業費
塩事業費
しよう脳事業費
建設及造林費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

丁号 債務負担行為

日本専売公社

塩事業費 4,000,000,000円
（説明）外国より塩を購入するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本専売公社の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

日本国有鉄道

施設保守費 5,000,000,000円
（説明）線路及び諸建物の保守に必要な物品を購入し又は工事を施行するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

電力施設保守費 100,000,000円
（説明）電力、電燈施設の保守に必要な物品を購入し又は工事を施行するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

信号通信施設保守費 1,000,000,000円
（説明）信号通信施設の保守に必要な物品を購入し又は工事を施行するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

車両保守費 3,600,000,000円
（説明）車両保守に必要な物品を購入し又は工事を施行するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

輸送費 100,000,000円
（説明）輸送に必要な物品を購入し又は諸役務の提供を受けるため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

運転費 1,100,000,000円
（説明）運転に必要な物品及び電力を購入し又は諸役務の提供を受けるため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

自動車費 180,000,000円
（説明）自動車営業に必要な物品を購入するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

船舶費 20,000,000円
（説明）船舶の運航に必要な物品を購入するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

電化設備費 5,000,000,000円
（説明）電化設備工事に必要な物品を購入し又は工事を施行するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

車両費 4,300,000,000円
（説明）車両を購入するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務の負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

諸設備費 3,600,000,000円
（説明）事業の諸施設の工事に必要な物品を購入し又は工事を施行するため、上記の金額を限り昭和29年度中に日本国有鉄道の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

日本電信電話公社

貯蔵品購入費 5,000,000,000円
（説明）電気通信事業に必要な器具、機械、材料等で購入に多くの日子を要するものは、前年度において注文する必要があるため、昭和29年度中に日本電信電話公社の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

局舎建設費 3,000,000,000円
（説明）局舎建設工事中、工事の性質上予め前年度において、契約を結ぶ必要があるため、昭和29年度中に日本電信電話公社の債務負担となるべき行為を、昭和28年度内にすることができる。

【第二十五号参照】

建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

昭和二十四年法律第百号をもつて建設業法が制定せられ、ほぼ所期の成果を収めて今日に至つているのであるが、施行以来四年間にわたる経験にかんがみ、本法律の適用範囲の拡大、建設業者の登録要件の強化、一括下請負の禁止の強化及び建設業審議会の委員の任期の延長と権限の強化等を図ることにより建設工事の適正な施行を確保し、且つ、建設業の健全な発達に資しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、将来、更に強化すべきものではあるが、現段階においては適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十七日

建設委員長 久野忠治

衆議院議長堤康次郎殿

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

戦争又はその他の武力紛争の場合において、戦争犠牲者、すなわち傷者、病者、難船者、捕虜及び文民を戦争の危険から保護し、戦争の惨禍を国際的協力によつてできる限り軽減する目的をもつて、千九百四十九年四月二十一日から同年八月十二日までジュネーヴで外交会議が開催され、その結果、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約、捕虜の待遇に関する条約及び戦時における文民の保護に関する条約の四条約が作成された。これらの条約は、千九百五十年十月二十一日に効力を生じ、その締約国は、本年四月二十日現在で二十

三箇国に上つている。わが国は、一昨年九月にサン・フランシスコにおいて、平和条約の署名に際し、平和条約の最初の効力発生の後一年以内にこれらの条約に加入する意思を宣言しているので、政府は、これらの条約への加入について事前に国会の承認を求めるため、第十五回特別国会に提出する準備を進めていたが、これらの条約を国会に提出する直前に衆議院が解散された。従つて右加入について事前に国会の承認を得ることができなかつたので、政府の責任において、平和条約附属宣言の期間内たる本年四月二十一日にこれら条約への加入の手続を執つたので、右加入について日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の事後承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件諸条約に加入することは、不幸にして国際紛争が発生した場合、わが国民の保護に資し、又積極的に国際的人道主義の立場から他国の戦争犠牲者の保護のための活動を容易ならしめるゆえんであることにかんがみ、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、千九百四十九年国際労働機関の第三十二回総会で採択され千九百五十一年七月に効力を生じたもので、労働者が有する基本的権利である団結権及び団体交渉権の擁護を目的とする。

わが国においては、労働組合法及び公共企業体等労働関係法によりこれらの権利の保障が確保されており、本条約の規定する条件はすでに実施されているが、本条約を批准することによりわが国がこれらの労働者の権利を保障する事実を世界に知らせるとともに、将来もその保障を維持することを国際間に約束する訳である。よつて政府は、本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、国際労働機関憲章の趣旨に沿つた国際協力を進めわが国の海外における信用を高めるため、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

工業及び商業における労働監督に関する条約（第八十一号）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、千九百四十七年国際労働機関の第三十回総会で採択され千九百五十年四月に効力を生じたもので、国際労働機関の加盟国に労働監督制度を採用させて、各国における労働者保護に関する法規を忠実に実施させ、よつて労働者の保護を確保しようとすることを目的とする。わが国においては、労働基準法により監督機関の設置及び権限等が定められており、本条約の規定の内容はすでに実施されているが、本条約を批准することにより、わが国が公正な国際労働慣行を遵守している実情を世界に知らせ、又将来もこの制度を維持することを国際間に約束する訳である。よつて政府は、この条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、国際労働機関憲章の趣旨に沿つた国際協力を進め、わが国の海外における信用を高めるため必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

職業安定組織の構成に関する条約（第八十八号）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、千九百四十八年国際労働機関の第三十一回総会で採択され千九百五十年八月に効力を生じたもので、職業安定組織の設置により雇用市場を組織化して失業防止及び雇用の増大を図ることを目的とする。わが国においては、職業安定法、失業保険法等により職業安定組織が維持され、安定組織の構成、業務の内容等本条約の規定する条件はすでに実施されているが、本条約を批准することにより、わが国がこの組織を有する事実を世界に知らせるとともに、将来もこれを維持することを国際間に約束する訳である。

政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、国際労働機関憲章の趣旨に沿つた国際協力を進め、わが国の海外における信用を高めるため、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、わが国とフランスとの間に伝統的に存在している密接な文化関係を今後も維持すると同時に、ますます緊密化することを目的としている。本協定を実施することにより、両国民間の文化交流を通じて、日仏両国民間の相互理解は従前以上に深められ、ひいて両国間の政治的、文化的友好関係の増進に資すべきことはもちろん、欧州文化の中心地たるフランスを通じて欧州諸国に対して日本文化を紹介し、文化交流、相互理解を深めることにも、その効果が期待できるのである。

本協定は、両国政府の意見一致に基き、本年五月十二日に外務大臣と在京フランス大使との間において署名調印を了したものである。

よつて日本政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は、日仏文化交流を増進するため妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、千九百四十九年九月にワシントンで開催された国際気象機関の気象台長会議で作成され、千九百五十年三月二十三日に効力を発生したものである。

気象機関がその業務を通じて人類の活動に寄与するためには、各国の気象機関が協力して観測網を完成し、同一の基準による観測を行い、その結果を相互に交換することが必要である。本条約は、気象業務の遂行に不可欠なこの国際協力を実施するための機関として、世界気象機関の設立を定めたものである。

わが国は、日本国との平和条約に関する宣言に基いて、昨年十月に加盟の申請を行つていたが、今般これが承認されたので、本条約に加入しようとするのである。

よつて日本政府は、本条約の加入について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

世界気象機関への加盟によつて気象業務において国際的に協力することは、真に妥当適切であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

相互銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、相互銀行が行う金融を一層円滑にするため、相互銀行が内国為替取引の業務を営むことができることとするものである。

二　議案の可決理由

相互銀行が中小金融部門に占める役割の重要性にかんがみ、且つ、取引者の利便を図るためにもきわめて適切妥当な措置であることを認め、本案は、別紙のごとき附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

相互銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、なるべく速かに、相互銀行に対し、内国為替取引を認可するよう善処されたい。

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

千二百余年にわたつて保存されてきた正倉院の宝物を、今後さらに永久且つ完全に収蔵保存するため、昭和二十六年度及び昭和二十七年度の二箇年度にわたる計画により新築した新宝庫を皇室用財産として管理し、その適正を図ろうとするものである。

二　本件の可決理由

従来の本庫及び仮宝庫では、保存設備が不十分なので、これらの宝物を整とん、整備して災害及び盗難から防止する外、換気、通風を適度に保ち、温湿度からの変質を保護する必要がある。

以上の理由により、本件は、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

現在の皇居内吹上御文庫は、戦時中天皇、皇后両陛下の空襲時の待避所として建設されたものであるために、住居としての使用には不向きであり、且つ、狭あいであるので、一部を増築し、且つ、適当な修理を行い、これらに伴う増築建物及び工作物を皇室用財産として取得しようとするものである。

二　本件の可決理由

吹上御文庫の現状にかんがみ、本件は、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

食品衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は、次の通りである。

1　衛生上有害のおそれのある食品及び相手国政府発行の証明書のない食肉の輸入を禁止すること。

2　1に違反して輸入された食品には厚生大臣が必要な行政処分を行いうることとすること。

二　議案の可決理由

食品輸入の現状にかんがみ、本案は、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

入百六十七万七千円を昭和二十八年度一般会計予算に計上してある。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の防潜網の設置あるいは防風施設の除去その他の行為により、農林漁業者等がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国が、その損失を適正に補償しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、適切な措置と認めるが、なおアメリカ合衆国軍隊の行為若しくは農林漁業者の利用を著しく阻害する行為等を具体的に規定し、あるいはこれが適用について日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日に遡及するよう改めることが、きわめて適切且つ妥当な措置と認め、本案は、別紙のごとき附帯決議を付して、これを別紙のとおり修正決議すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く米軍の駐留に関連して、わが国で支出を必要とする経費として防衛支出金六百二十億円が計上されて、このうちから、事故補償費として支出される。

右報告する。

昭和二十八年七月二十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第一条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一　防潜網その他の水中工作物の設置又は維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚濁、障がい物の投棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

二　防風施設又は防砂施設の除去又は損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

三　その他政令で定める行為

2　前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。

3　第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。

2　前項の損失に関して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に設当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内払とみなす。

3　調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

六　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第　号）の施行に関すること。

第十二条第一項を次のように改め、同条第三項中「二十人」を「二十三人」に、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産の評価」を「及び第一項各号に掲げる事項」に改める。

中央調達不動産審議会（以下「中央不動産審議会」という。）は、調達庁長官の諮問に応じ、左に掲げる事項についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

一　調達不動産及びこれに附属する動産の評価

二　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

三　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律による損失の補償

第十七条第二項中「管轄区域内にある調達不動産及びこれに附属する動産の評価」を「管轄区域内における第十二条第一項各号に掲げる事項」に改め、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産」を「及び第十二条第一項各号に掲げる事項」に改める。

〔別紙〕

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に際しては、特に次の措置を講ずべきである。

一、損失補償の申請について、これが手続の簡素化を図ること。

二、各省間の緊密なる連絡の下に、これが損失の適確なる調査及び補償金の迅速なる交付を期し、且つ、補償金については予算上の制約等によりいやしくも削減払い、補償繰延べ若しくは補償停止等をせざること。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁船損害補償法は、漁船の事故によつて生じた損害を補償して、その復旧を容易にし、漁業経営の安定に資することを目的としている。

しかしながら、漁業経営の実情から、事故による損害の復旧を補償する普通損害保険制度だけでなく、更に損害保険と代船建造資金の積立とを兼ねたいわゆる満期保険制度の実施が緊要と認められるので、本案は、現行法に所要の規定を加えて、満期保険の制度を新設しようとするものである。

その内容の主なものは、次の通りである。

1　漁船保険組合が、従来の普通損害保険事業及び特殊保険事業

の外に、新たに満期保険の事業を行うことができるようにするとともに、政府が、これを再保険することとすること。

2　満期保険の保険料は、満期支払のための積立金部分と、満期前の事故による損害てん補のための損害保険料部分から成るものとし、この積立金部分に該当する保険金額は全額政府で再保険し、損害保険料部分については、普通損害保険と同様九割を再保険することとすること。

3　当分の間、満期保険の加入を奨励するため、この保険の加入者が代船を建造する場合には、所要資金の利子の一部に相当する奨励金を交付することができることとすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、適切な措置と認めるが、更に政令で指定する二十トン未満一トン以上の動力漁船即ち指定漁船については、漁業の実態からして百トン未満一トン以上に引き上げ、これが適用については、昭和二十九年度からとすることに現行法を改正することを妥当と認め、これを別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

（付保義務の発生）

第百十二条　漁業協同組合の地区内に住所を有し、且つ、指定漁船（一年政令で指定を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該地区内に主たる根拠地を有する漁船をいう。以下同じ。）を所有する者の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該地区内に住所を有する指定漁船の所有者（以下「指定漁船所有者」という。）はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意をしたときは、指定漁船所有者（同意があつた後に指定漁船所有者となつた者を含む。）は、その所有する指定漁船の全部を、政令で定める金額を下らない額を保険金額として、普通損害保険に付さなければならない。当該漁船についての保険期間が満了したときも、同様とする。

2　前項の規定により普通損害保険の目的とすべき漁船が、同項の規定による同意（以下「義務付保の同意」という。）があつた時において現に普通損害保険、満期保険若しくは保険会社の普通海上保険に付されている場合又はその後において満期保険に付された場合には、同項の規定の適用については、当該保険の保険金額の限度において同項の規定により普通損害保険に付されたものとみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　改正後の第百十二条第一項の規定の適用については、昭和二十九年三月三十一日までの間は、同項中「百トン」とあるのは「二十トン」と読み替えるものとする。

3　漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

当分ノ間業務勘定ニ於テハ第三条ノ三ニ規定スルモノノ外法附則第三項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

4　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章」を「漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第五章」に改める。

5　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第三十七条（保険証券の交付及び記載事項）、第四十条（相殺できない場合）及び第四十一条（保険金額の削減）」を「第九十二条（保険料の相殺の制限）、第九十三条（保険証券の交付及び記載事項）及び第百七条（保険金額の削減）」に、「第三十七条及び第四十条中」を「第九十三条及び第四十一条中」を「第百七条中」に、「第四十一条中」を「第百七条中」に改める。

第三十五条中「第百十五条から第百十七条まで」を「第百十五条、第百十七条、第百十六条第一項、第百十七条」に改める。

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、郵便事業の特質並びにその後における諸情勢の推移にかんがみ、郵便物運送等委託の契約方法を合理化して事業の円滑なる運営を確保しようとするものである。

本案の要旨は、次の通りである。

1　郵便物の運送等のため利用しようとする運送事業の運送料金が法令又はこれに基く行政官庁の処分により確定額をもつて定められている場合には、随意契約によることができることとすること。

2　郵政大臣において、郵便物の運送等の委託を受けた者が、その業務を誠実に執行し、且つ、その者に当該業務を継続して行わせることが郵便事業の円滑な運営のため有利であると認める場合は、その者の同意を得て、契約の期間を更新することができることとすること。

3　郵政大臣が随意契約により郵便物の運送等を委託する場合において、会計法第二十九条但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することを要しないことに規定されていたが、会計法第二十九条但書の改正に伴い、この条項は不必要となつたので削ること。

4　施行期日は、公布の日とすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、郵便物の運送等を運送業者等に委託して行わせる場合、郵便物の運送等のため利用しようとする運送事業の運送料金が法令又はこれに基く行政官庁の処分により確定額をもつて定められているときには、競争に付してもその効果がないので、この場合は随意契約に付することができることとし、又運送等の契約の期間の更新を全く認めないことは、業務の運営上支障が少くないので、一定の条件の下に契約の期間の更新を認めることとする等契約方法を合理化し、もつて郵便事業の円滑な運営を確保するため、おおむね妥当なものと認められるが、第八条第一項の運送施設を随意契約により利用する場合における運送料金は確定額でなければならないのに、その点明確を欠くので、別紙のとおり修正することとし、なお、本法施行に当り若干留意する必要を確められるので、別紙のとおり附帯決議を付して、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十日

郵政委員長　田中　織之進

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（――は修正）

第四条第一項中「この場合においては、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することを要しない。」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　第八条第一項に掲げる者の運営する運送施設を利用するとき、又は同項に掲げる者以外の運送事業を営む者の運営する運送施設を利用する場合であつてその運送料金が法令若しくはこれに基く行政官庁の処分により確定額をもつて定められているとき。

［別紙］

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法施行に当り左の諸点に留意すること。

一、これによつて事業の施設の改善、技術の向上及び能率の増進を期すること。

二、郵便業務は国家専掌とする本旨にかんがみ、委託業務は漸次出来得る限り縮少すること。就中通常郵便物の取集、配達等を請負とすることは、特例の場合を除き避くべきこと。

三、受託業者の監督を厳にし、苟も誠実を欠く行為があれば直ちに解約すること。

四、委託契約の更新に当つては、少数業者の私的独占の弊に陥らないよう留意すること。

五、不当の利潤を抑制するため、委託料金の公正を期すること。

日本航空株式会社法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、わが国の航空事業の現状にかんがみ、強固な基礎を有する新たな日本航空株式会社を設立し、もつて、国際航空運送事業の健全な発達を図ろうとするものであつて、内容の主な点は、次のとおりである。

1　会社は、国際路線及び国内幹線における定期航空運送事業並びにこれに附帯する事業を経営することを目的とすること。

2　政府は、会社設立に際し、十億円を出資すること。

3　株式の譲渡制限をすることができること。

4　代表取締役の決定の決議、定款の変更、社債の募集及び重要施設の譲渡等については、運輸大臣の認可を要すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当のものと認められるが、更に事業の育成を図るため、会社の債務を政府が保証し政府所有株式の後配制を設けるとともに、一方会社の特殊性にかんがみ、必要に応じ会社の経理監査を行い得るよう、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年一般会計予算中、大蔵省所管国際航空事業出資に必要な経費として、十億円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

日本航空株式会社法

（会社の目的）

第一条　日本航空株式会社（以下「会社」という。）は、国際路線及び国内路線における定期航空運送事業並びにこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

（株式）

第二条　会社の株式は、額面株式とする。

2　会社の株式は、記名株式とする。

3　会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四条の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四条第一項各号に掲げる者が議決権の三分の一以上を占めることとならないようにするため、株式の譲渡を制限することができる。

4　前項の規定により株式の譲渡を制限する定をしたときは、その定を登記しなければならない。

（政府の出資）

第三条　政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

（代表取締役の決定の決議）

第四条　商法第二百六十一条第一項の会社を代表すべき取締役の決定の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（社債発行限度の特例）

第五条　会社は、商法第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の二倍をこえてはならない。

（一般担保）

第六条　会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（社債の募集等）

第七条　会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（補助金の交付）

第八条　政府は、会社に対し、その行う定期航空運送事業のうち当該路線の性質上経営が困難なものにつき公益上必要な最少限度の運送を確保するため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（債務保証）

第九条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の債務について、保証契約をすることができる。

（政府所有株式の後配）

第十条　会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎営業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2　会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の八の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては一、政府の所有する株式に対しては五の割合で配当しなければならない。但し、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の十の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

（定款の変更等）

第十一条　会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の合併の決議（会社と定期航空運送事業を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。）についての運輸大臣の認可は、航空法第百十五条第一項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

（重要な施設の譲渡等）

第十二条　会社は、航空機その他運輸省令で定める重要な施設を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（協議）

第十三条　運輸大臣は、第七条、第九条第一項（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）及び前条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（財産目録等の提出）

第十四条　会社は、毎営業年度終了後三箇月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を運輸大臣に提出しなければならない。

（商号の使用制限）

第十五条　会社以外の者は、その商号中に日本航空株式会社という文字を使用してはならない。

（経理の監査）

第十六条　運輸大臣は、必要があると認めるときは、会社の経理の監査をすることができる。

（報告及び検査）

第十七条　運輸大臣は、前条の規定による監査をするため必要があると認めるときは、会社からその経理に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、経理の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（罰則）

第十八条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の取締役は、十万円以下の罰金に処する。

一　第七条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

二　第十二条の規定に違反して、施設を譲渡し、又は担保に供したとき。

三　第十四条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

第十九条　第十三条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第二十条　第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

附　則

1　（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

2　（会社の設立）運輸大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3　設立委員は、定款を作成したときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

4　政府は、会社の設立に際し、十億円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

5　昭和二十七年十月二十日航空法第百条第一項の免許を受けた日本航空株式会社（以下「免許会社」という。）は、会社の設立委員の任命後二箇月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、会社に対してその営業の全部を出資することができる。

6　免許会社が前項の出資をする場合においては、免許会社の株主は、その所有する株式の数に比例して、会社の株式引受人となる。

7　前項の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する免許会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができる。

8　免許会社は、附則第五項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

9　附則第五項の規定により免許会社が出資する営業の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。

10　前項の評価審査会は、委員七人をもつて組織する。

11　免許会社は、附則第五項の出資をする場合においては、会社の成立の時において、解散するものとし、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合においては、商法第百七十七条第三項の規定は、適用しない。

12　前項の場合において、免許会社の株式を目的とする質権は、附則

第六項の規定により免許会社の株主が受けるべき株式又は附則第七項の処分により免許会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

13　商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権に準用する。

14　会社の株式申込証には、商法第百七十五条第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三項の規定による定款の認可の年月日を記載しなければならない。

15　附則第四項及び附則第六項の規定により政府及び免許会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

16　商法第百六十七条及び第百八十一条の規定は、会社の設立については適用しない。

17　附則第二項から前項までに規定するものの外、第九項の評価審査会の運営の手続その他会社の設立及び免許会社の解散に関して必要な事項は、政令で定める。

（定期航空運送事業者等の地位の承継）

18　免許会社が附則第五項の出資をする場合においては、会社は、その成立の時において、免許会社の航空法の規定による定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者及び航空機使用事業者としての地位を承継する。

（商号についての経過規定）

19　第十三条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本航空株式会社という文字を使用している者については、会社の成立後六箇月間は、適用しない。

20　（債務保証の限度額）
政府が第九条の規定に基き債務を保証することのできる限度額は、昭和二十八年度においては、会社がその事業を経営するために必要とする借入金の金額三十四億四千六百万円及びその利子額五億一千七百万円とする。

（他の法令の改正）

21　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

22　別表乙号第六号を次のように改める。

六　日本航空株式会社

23　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三　日本航空株式会社が左の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。但し、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第　号）附則第五項の出資に係る部分に限る。

一　会社の設立

二　会社の資本増加

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　日本航空株式会社に関する認可及び補助金の交付に関すること。

第二十八条の二第二項中「第十三号、第十四号」を「第十三号から第十四号の二まで」に改める。

海事代理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法の施行実績にかんがみ、次のとおり改正しようとするものである。

1　従来は、対価を得ないで行う代願行為は、法の適用を受けないことになつていたが、対価を得ると否とにかかわらず、法の適用を受けしめることとすること。

2　海事代理士試験に関し意見を聴く学識経験者の選定に際し、海事代理士会の意見を徴することとすること。

3　木船運送法及び航海の制限等に関する件に関する業務を本法の適用から除外すること。

二　議案の可決理由

本案は、海事代理業務の健全な発達を図るため、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

海上衝突予防法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、千九百四十八年ロンドンにおいて開催された「海上における人命の安全のための国際会議」において採択された「国際海上衝突予防規則」に基き、現行法を廃止して、新たに規定しようとするものであつて、現行法と比較して主な相違点は次のとおりである。

1　水上にある水上航空機に関する規定を新たに設けること。

2　燈火の視認距離を一部延長すること。

3　増掲マスト燈及び船尾燈を常に掲げること。

4　狭い水道を航行する場合における信号に関する規定を追加すること。

5　操船号令について、新たに規定を設けること。

二　議案の可決理由

本案は、海上における衝突を予防するため、有効且つ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

公衆電気通信法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

現在、公衆電気通信業務については、有線電気通信業務は電信法及び電信線電話線建設条例、無線電気通信業務は電波法、料金は電信電話料金法により、それぞれ規律せられているが、電信法及び電信線電話線建設条例は、いずれも明治中期の制定に属するものであつて、新憲法下現在の実情に照し、その全面的改正を必要とするに至つたので、これら両法律及び電信電話料金法を廃止し、有線電気通信設備に関する監督規定を有線電気通信法として別に制定するとともに、有線及び無線を通ずる公衆電気通信業務に関する基本法として、本法律を制定しようとするものである。

二　議案の要旨

本案は、八章百十六箇条、附則及び別表よりなつている。現行法と比較し、その主な改正点を挙げれば次の通りである。

1　現在、省令等の規則をもつて定められている各種の電信電話役務のうち、基本的なものは法律をもつて規定すること。

2　現在、公衆電気通信事業保護のために設けられている各種の特権的規定及び罰則は、事業の特殊性に基き真に必要とするもののみを存続せしめ、その他はこれを廃止し、なお、公衆電気通信役務の提供について、利用の公平、検閲の禁止等の規定を新たに設けること。

3　公衆電気通信業務委託の範囲を拡張して、従来電報事務の一部を日本国有鉄道、船舶等に命令をもつて取り扱わせていたのを、現在の郵政省委託と同様にし、なお、必要に応じ他の者にもひろく電報、電話事務の一部を委託できることとすること。

4　国際電気通信について、日本電信電話公社（以下「公社」という。）と国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）との業務範囲を重複させないこと、及び相互事務委託のできることとすること。

5　電報について、現在の官報、局報及び私報の区別をやめること、及び特別電報中現行の新聞電報及び新聞無線電報をそれぞれ報道電報及び報道無線電報に改め、これらの利用者として新たに放送事業者を加えることとすること。

6　加入電話の種類を現在の単独電話、共同電話の外に、新たに構内交換電話を加えて三種とするほか、加入電話の利用が私法上の契約関係であることを明らかにし、且つ、電話加入権を譲渡した者に対しては、同一加入区域においては、一年間加入を制限することとすること。

7　電信電話料金は、現在すべて法律をもつて定められているが、これを改め、主要な料金は法律で定め、その他の料金は公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定めることとすること。

8　料金滞納の場合、現在、その徴収を国税滞納処分の例によることになつているのを改めて、延滞金を課する等、本法に規定する民事上の手続によつて取り立てることとすること。

9　公社が、公衆電気通信業務の用に供する線路等設置のため、他人の土地等を使用するときは、土地収用法によらず、本法に規定する手続により使用権を設定できることとし、これに伴う対価の支払、損失の補償等についても本法に規定することとすること。

10　構内交換電話の設備、船舶に設置する加入電話の設備、公衆通信の専用設備等の設置、保存について、現在原則として公社の独占となつているのを改めて加入者又は専用者の自営でできることとすること。

11　公衆電気通信役務を提供しなかつたため利用者に損害を与えた場合、現行の賠償無責任の規定を改めて、一定の場合、料金

の五倍相当額までの限定賠償をすることとすること。

12　別表に現行電信電話料金法の別表を整理表示し、なお、長期建設計画に基く電話設備の拡張及び老朽施設の取替を行うために必要な資金の不足を補うとともに、公社財政の確立を図るため、料金額の一部に概要次のような改訂を加え、本年八月一日より電信電話料金収入の約二割五分の増収を図ることとすること。

イ　市外電報料について、基本料十字までの現行五十円を六十円に引き上げること。

ロ　電話使用料について、度数制局においては、度数料を現行の五円を十円に引き上げるとともに、基本料に最低度数制を採用し、一箇月六十度数までの通話の度数料は、これを基本料に含め、事務用と住宅用との区別を廃止すること等により、基本料、度数料の合計額を平均五割引き上げ、均一制局においては、定額料金を平均二割七分引き上げること。

（ハ　市外通話料について、待時区間の最低料金、現行の七円を十円とし、三百八十粁までの各区間の料金をそれぞれ十円ずつ引き上げ、即時、準即時区間の割増率を、現行の三割乃至六割から五割乃至八割に引き上げること。

ニ　公衆電話料について、市内通話一度数ごとに、現行の五円を十円に引き上げること。

三　議案の修正議決理由

公衆電気通信業務に関する基本法として、本案は、その規定するところおおむね妥当と認められるが、現下の国内事情に照し、料金引上げに伴う電信電話料金収入の増収率を二割程度にとどめるため、本委員会は原案の別表の一部を修正することを適当と認め、別紙の通り、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

【別紙】

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

第一　通常電報の料金

（小字及び――は修正）

料金種別	料金額
一　普通電報料	
イ　市内電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで　三十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに　七円
ロ　市外電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで　六十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに　十円
二　至急電報料	普通電報料の二倍
三　翌日配達電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで　三十円
累加料	和文五字までごとに又は欧文一語ごとに　七円
四　第十五条又は第十六条に規定する電報の電報料	至急電報料と同額

第二　電話使用料（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）

料金種別	料金額	
一　度数料金制による場合		
イ　基本料		
単独電話及び構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに月額　事務用	住宅用
一級局	千円	七百円
二級局	九百円	六百三十円
三級局	八百円	五百六十円
四級局	七百円	四百九十円
五級局	六百円	四百二十円
六級局	五百円	三百五十円
ロ　度数料		
一加入電話について毎月六十度数をこえる市内通話一度数ごとに	十円　七円	
二　定額料金制による場合		
イ　単独電話	一加入電話ごとに月額	
五級局	千八百円	千八十円
六級局	千九百五十円	千百五十円
七級局	千四百五十円	八百七十円
八級局	千六百円	九百五十円
九級局	千三百五十円	六百九十円
十級局	千三百円	八百円
十一級局	九百五十円	五百七十円
十二級局	千百五十円	六百五十円
基本額	八百五十円	五百十円
加算額	七百五十円	四百五十円
	六百五十円	三百九十円
	七百円	四百円
普通加入区域内の関係線路百メートルまでごとに	百五十円	九十円
	二百円	二十四円
	四十円	

ロ　構内交換電話（内線電話機及び構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに月額	
五級局	二千七百 二千八百五十円	千六百 千七百円
六級局	二千二百 二千四百円	千三百 千四百円
七級局	千七百五十 千九百五十円	千五十 千二百円
八級局	千四百五十 千六百五十円	九百 千円
九級局	千三百五十円	八百円
十級局	千百五十 千二百円	七百円
十一級局	千五十円	六百円

備考

一　住宅用とは、加入者（法人たるもの及び第二十八条第二項に規定する加入者を除く。）がもつぱら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

二　事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第三　装置料（加入申込を承諾された場合のもの。但し、内線電話機及び構内交換設備の装置に要するもの並びに契約の期間が三十日以内のものに係るものを除く。）　一加入電話ごとに　四千円

第四　市外通話料（公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話による場合のものを除く。）

料金種別	料金額			
	毎三分又はその端数ごとに 毎三分又はその端数ごとに		第四十七条第二項の規定により公社が指定する地域相互間の通話（八十キロメートルをこえる市外通話地域において午後八時から翌日の午前七時までの間に通話の請求に応じたものを除く。）	
一　普通通話料　市外通話地域	下記以外のもの 下記以外のもの	六十キロメートルをこえる市外通話地域において午後十時から翌日の午前六時までの間に請求に応じた通話	下記以外のもの	六十キロメートルをこえる市外通話地域において午後八時から翌日の午前七時までの間に請求に応じた通話
十キロメートルまで	十円		十四 二十円	
二十　〃	二十円		二十 三十円	
三十　〃	二十五円		二十八 四十円	
四十　〃	三十円		三十五 五十円	
六十　〃	三十五円		四十九 六十円	
八十　〃	四十円	三十五円	六十五 七十円	四十円
百　〃	四十五円	三十五円	七十五 八十円	四十五円
百二十　〃	五十円	四十円	八十五 九十円	五十円
百六十　〃	六十円	四十円	百円	六十円
二百　〃	七十円	五十円	百二十円	七十円
二百四十　〃	八十円	五十円	百四十円	八十円
二百八十　〃	九十円	六十円	百六十円	九十円
三百二十　〃	百円	六十円	百八十円	百円
三百八十　〃	百十円	七十円	二百円	百十円
四百七十　〃	百二十円	八十円	二百二十円	百二十円
五百九十　〃	百四十円	九十円	二百五十円	百四十円
七百十　〃	百六十円	百円	二百九十円	百六十円
八百三十　〃	百八十円	百十円	三百三十円	百八十円
九百五十　〃	二百十円	百三十円	三百八十円	二百十円
千百　〃	二百四十円	百五十円	四百三十円	二百四十円
千二百五十　〃	二百七十円	百七十円	四百八十円	二百七十円
千五百　〃	三百円	百九十円	五百三十円	三百円
千八百　〃	三百三十円	二百十円	五百八十円	三百三十円
二千百　〃	三百六十円	二百三十円	六百四十円	三百六十円
二千四百　〃	三百九十円	二百五十円	七百円	三百九十円
二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十円	二百七十円	七百六十円	四百二十円
二　至急通話料	普通通話料の二倍		普通通話料と同額	
三　特別至急通話料	普通通話料の三倍			
四　第四十九条又は第五十条に規定する通話の市外通話料	普通通話料の三倍			
五　定時通話料	普通通話料一の料金額の欄の上段に掲げる額の四倍		上記の料金額と同額	
六　予約通話料（予約の期間が一月未満のものに係るものを除く。）	（月額）普通通話料一の料金額の欄の上段に掲げる額の九十倍		（月額）上記の料金額と同額	

第五　公衆電話料

料金種別	料金額
一　公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域内に設置されたものによる場合 イ　市内通話 ロ　市外通話	一度数ごとに　十円
二　公衆電話又は第八条第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域外に設置されたものによる場合 イ　市内通話 ロ　市外通話	一度数ごとに　十五円
第四に掲げる料金額と同額	毎三分又はその端数ごとに　第四に掲げる料金額に十円を加算した額

第六　専用設備たる回線の専用（市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が一年以上のものに限る。）の料金

毎三分又はその端数ごとに	第四の一の料金額の欄の上段に掲げる額の六千倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額（月額）

有線電気通信法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

有線電気通信を規律する現行電信法は、私設有線電気通信設備に対する監督規定と公衆電気通信に関する業務規定とを含み、明治三十三年の制定にかかるものであつて、新憲法下今日の情勢に照し、全面的改正を必要とするに至つたので、これを廃止し、公衆電気通信業務に関しては、別に公衆電気通信法を制定することとし、もつぱら有線電気通信設備の規律に関する基本法として本法律を制定しようとするものである。

二　議案の要旨

本案は、本則二十七箇条及び附則よりなつている。現行法と比較し顕著な改正点を挙げれば、次の通りである。

1　現行法においては、有線電気通信は、政府管掌を原則とし、私設有線電気通信設備（以下「私設設備」という。）の設置範囲を極度に制限しているが、本案においては、私設設備の設置及び使用はでき得る限り自由とする建前をとり、一人の専用設備はこれを無制限に認め、二人以上の共同設置、他人の設備との接続、他人の通信の媒介、他人の通信用に提供すること等も、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社の独占を侵害するおそれのない特定の場合には、これを認めることとすること。

2　私設設備の設置及び使用に関する規律保持についても、できる得る限り設置者の自律にまつこととし、許可事項を少くし、届出事項も設備の技術基準について指導の要あるものに限ることとすること。

3　私設設備の設置及び維持についての技術基準は、他人の電気通信設備に対する妨害及び人体又は物件に対する危害、損傷を防止するため、必要最小限度の条件を政令で定めるものとし、これに照して検査を行い、その結果により、郵政大臣は、設備の改修等を命ずることができることとすること。

4　郵政大臣が許可の取消の処分をしようとするとき、又は郵政大臣の処分に対する異議の申立があつた場合は、公開による聴聞を行うこととすること。

5　一般有線電気通信設備の保護、及び私設設備による通信の秘密の確保のために罰則を設けること。

三　議案の可決理由

有線電気通信の現状並びに新憲法の精神に照し、本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、有線電気通信法及び公衆電気通信法（以下「新法」という。）の施行期日を定めるとともに、これらの法律を施行するため必要な経過措置及び関係法令の改廃につき規定しようとするものである。

二　議案の要旨

本案は、本則三十四箇条及び附則よりなり、その主要点を挙げれば次の通りである。

1　新法の施行期日を昭和二十八年八月一日とすること。

2　電信法、電信線電話線建設条例及び電信電話料金法を廃止すること。

3　電信法等により現に設置せられている有線電気通信設備は新法によつて設置したものとみなし、又命令により現に公衆通信の用に供されている私設の電気通信設備は、なお、三月間は現在と同一の体様をもつて新法により委託を受けているものとみなすこととすること。

4　電信法に基く旧電話規則により受理された加入申込であつて、現に加入電話の設置に至らないものについては、なお、従前の例によることとすること。

5　国税徴収法、電話設備費負担臨時措置法等の規定中、新法の規定に照応させるため必要な部分を改正することとすること。

三　議案の可決理由

本案は、その内容妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十六号参照〕行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十八年度における各行政機関の事業計画に即応して、必要やむを得ない増員を認めるとともに、事務処理の合理化、能率化による欠員の整理等に伴う定員の縮減を行つて、行政機関全般の定員の適正化を図ろうとするものである。

増員の主なものは、現に郵政省に在職する電気通信業務の賃金職員の定員法計上による四千七百八十五人、旧軍人等の恩給復活のための事務増加による五百九十人、入国管理事務の増加による入国警備官等五百二十七人及び私設保税地域の出願増加による税関特派職員二百人等であり、減員の主なものは、国立病院の地方移譲による三百四十二人、賠償指定解除国有財産管理事務の減小による二百人及び水産業基礎調査員制度の廃止による百十八人等であり、定員の表の上では総定員において六十九万四千三百四十七人となり、四千七百六十六人の増員となつている。

なお、実人員の整理を円滑に実施する等のため、経過措置を規定している。

二　議案の可決理由

本案は、行政運営上妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に伴う退職者の退職手当の分として、昭和二十八年度一般及び特別両会計予算に合計約八千二百万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、行政監察の効果を確保し、行政運営の能率化を図るため、行政管理庁長官の権限を強化しようとするものである。

その改正の要点は次の通りである。

1　行政管理庁長官は、必要な範囲において各行政機関の業務を実地に調査することができることとすること。

2　各行政機関の監察に関連して行う公共企業体の業務及び国の委任又は補助に係る業務の調査について、当該行政機関と協力して書面により、又は実地に調査することができることを明らかにすること。

3　勧告に基いて執つた措置について、当該行政機関の長から報告を求めることができることとすること。

4　内閣総理大臣に対し、関係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することができることとすること。

5　監察の結果、綱紀維持のため必要があると認めたときは、速やかにこれを関係行政機関の長に連絡し、適宜の措置が講ぜられるよう意見を述べることができることとすること。

二　議案の可決理由

本案は、行政監察の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

旧軍人等に恩給を給する事務は、きわめて複雑多量でしかも多数の職員を統御して急速に処理する必要があるため、恩給局に特別な職として次長一人を置くこととし、なお、総理府部内における図書管理の実を挙げるため、すべての図書について大臣官房をしてその管理に当らしめようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、旧軍人等に関する恩給事務の円滑、且つ、迅速な処理をなすため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に、次長一人の経費として、八箇月分五〇三、四〇〇円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十一年勅令第六十八号により廃止又は制限された旧軍人軍属及びその遺族に対する恩給を、新たな基準のもとに復活支給することを主たる目的として、恩給法特例審議会の建議を尊重し、国家財政の現況及び国民感情等を考慮し、遺族、重傷病者及び老齢者の援護に重点をおき、本年度予算の許す範囲内において恩給を給することとし、これに伴つて現行恩給法に若干の改正を行おうとするものである。

その内容中、本則の改正の主な第一点は、在職年に対する各種の加算並びに加給の制度を廃止すること。

第二点は、特殊公務と普通公務の区別を廃止し、また、第七項症の増加恩給及び傷病年金を廃止し、従来の第七項症及び款症をもつて新たに一時金たる傷病賜金の制度を設けること。

第三点は、普通恩給についての若年停止年令を五歳ずつ引き上げ、多額所得の基準金額を若干引き上げること。

第四点は、公務傷病恩給年額の算出方法を退職当時の俸給年額に対する定率制から、退職当時の俸給年額による数個の区分に対応する定額制とすること。

第五点は、特殊公務と普通公務の区別の廃止に伴い、公務扶助料についてもその区別を廃止し、その年額の算出方法を普通扶助料年額に対する一定倍率制から、退職当時の俸給年額による数個の区分に対応する倍率制とすること。

次に、旧軍人等に関する附則の規定の主な第一点は、この法案の附則に規定のない事項については、恩給法の規定を適用して恩給を給すること。

第二点は、各種恩給の計算の基礎となる仮定俸給年額は、附則別表第一により、文官に比較し若干低位で、旧階級別の十七階級に対応する金額とすること。

第三点は、在職年の通算は、旧政令第六十八号施行前の既裁定者については、従前の加算年数を認め、それらに支給する恩給年額の計算においては、実在職年のみをもつて計算すれば最短恩給年限に満たない者については、一定割合をもつて減額支給することとし、未裁定者については、原則として、引き続き七年以上の実在職年に限り恩給法上の基礎在職年とすること。

第四点は、一時恩給又は一時扶助料の所要在職年は、引き続く実在職年が七年以上の者に限り支給することとし、今回あらたに、兵たる旧軍人またはその遺族に対しても、同一の取扱いをすること。

第五点は、第六項症以上の増加恩給を現に受けている者及びこれが未裁定者に対しては、改正後の恩給法の規定により文官と同様に取り扱い、又、改正後の傷病賜金の傷病程度に該当するもので、旧勅令第六十八号により、傷病賜金を受けていない者については、恩給法の規定により文官と同様に取り扱い、更に第一目症及び第二目症に該当する下士官兵にして、昭和二十八年四月一日以降の裁定に係る者に対しては、附則別表第二に掲げる傷病賜金を支給すること。

第六点は、いわゆる戦犯者及びその遺族に対しては、恩給を受ける権利又は資格を与えるが、現に拘禁中の者に対しては、その支給を停止すること。

第七点は、未帰還公務員に対し、一定条件のもとに恩給を給し、留守家族の請求に応じてこれを支給すること。

第八点は、現に職傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受けるものが、本法の適用を受ける場合には、受給権者の選択により、いずれか一つの適用を受けることができること。

なお、この法律の施行日は、本年八月一日であるが、旧軍人関係の年金恩給については、この改正法律により改定される文官等の増加恩給及び公務扶助料とともに、実質的に本年四月分から支給することとしている。

二　議案の修正議決理由

わが国の独立をみた現在、旧軍人軍属等の恩給について、財政の許す範囲内において措置することは、恩給制度の沿革に徴し、また、国民感情及びこれらの者の生活実情にかんがみ、おおむね妥当と認めるが、なお、下級者に対する処置を一層厚くし、且つ、傷病者についての受給対象を拡大するとともに、今日の家族制度の実情に適応する措置を講ずることを適当と認め、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、修正の要旨は次の通りである。

1　兵長以下の階級を無くし、これを兵一本にまとめ、その仮定俸給年額は、兵長と同額とすることとする。

2　第七項症及び第一款症乃至第四款症を設け、第七項症には増加恩給を、各款症には傷病年金を給することとし、これらの年金恩給を傷病賜金とについては選択を認めるがその施行の日は昭和二十九年四月一日とする。

3　増加恩給を受ける者の妻で、給与事由の発生した後に妻となつた者に対しても扶養家族加給を給することとする。

4　遺族のうち、父母、祖父母が婚姻してもその氏を改めない場合は、扶助料を受ける資格又は権利を失わせぬようにする。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算には、旧軍人等恩給費が、九箇月分として、四百五十億円、旧軍人等支給事務費が、三億七千七百九十九万一千円計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

恩給法の一部を改正する法律

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「傷病年金」を「傷病賜金」に改め、同条第二項中「、傷病年金」を削り、「一時恩給」を「傷病賜金、一時恩給」に改める。

第六条中「普通恩給、増加恩給又ハ傷病年金」を「普通恩給又ハ増加恩給」に改める。

第八条第二項中「、第六十五条ノ二第三項」を削る。

第十一条第一項に次の但書を加える。

但シ国民金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一条から第四十条までを次のように改める。

第三十一条乃至第四十条　削除

第四十六条ノ二を次のように改める。

第四十六条ノ二　公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廃疾ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ガ為不具廃疾ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ恩給審査会ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且恩給審査会ニ於テ其ノ傷病ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顕著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

前条第四項ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依リ給スベキ傷病賜金ニ付之ヲ準用ス

傷病賜金ハ国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条若ハ労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ニハ之ヲ給セズ但シ当該補償又ハ給付ノ金額ガ傷病賜金ノ金額ヨリ少キトキハ此ノ限ニ在ラズ

傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ゲズ

第四十八条第二号中「別表第一号表ノ二」を「別表第一号表」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

第四十九条ノ二中「別表第一号表ノ四ニ掲グル八項」を「別表第一号表ノ二ニ掲グル七項」に改める。

第四十九条ノ三を次のように改める。

第四十九条ノ三　傷病賜金ヲ給スベキ傷病ノ程度ハ別表第一号表ノ三ニ掲グル五款トス

第五十条第三項を削る。

第五十五条第二項を削る。

第五十五条ノ二を削る。

第五十六条中「前三条」を「前二条」に改める。

第五十八条ノ二中「、増加恩給及傷病年金」を「及増加恩給」に改める。

第五十八条ノ三第一項中「四十歳」を「四十五歳」に、「五十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項中「傷病年金」を「傷病ノ程度ガ別表第一号表ノ三ニ掲グル第一款症乃至第五款症ニ係ル傷病賜金」に改める。

第五十八条ノ四第一項中「六万五千円」を「八万円」に、「三十三万円」を「四十六万円」に、「三十九万五千円」を「五十四万円」に、「四十六万円」を「六十二万円」に、「五十九万円」を「七十八万円」に、「七十八万円」を「百万円」に改める。

第五十八条ノ五中「及傷病年金（第六十五条ノ二第三項ノ規定ニ依ル加給ヲ含ム）」を削り、「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」を「国家公務員災害補償法」に、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」を「労働基準法」に改める。

第六十条第三項を削り、同条第六項中「、第五十五条ノ二」を削る。

第六十三条第三項を削り、同条第四項中「、第五十四条第一項第二号若ハ第三号又ハ第五十五条ノ二」を「又ハ第五十四条第一項第二号若ハ第三号」に改め、同条第五項中「及第四項」を削る。

第六十五条第一項本文を次のように改める。

増加恩給ノ年額ハ退職当時ノ俸給年額及不具廃疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二号表ノ金額トス

第六十五条第三項中「扶養家族トハ」の下に「増加恩給ヲ受クル者ノ妻並」を加え、「、妻」を削る。

第六十五条ノ二を次のように改める。

第六十五条ノ二　傷病賜金ノ金額ハ退職当時ノ俸給年額及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三号表ノ金額トス

前条第一項但書ノ規定ハ傷病賜金ヲ給スベキ者ノ退職当時ノ俸給年額ニ付之ヲ準用ス

第四十六条ノ二第五項但書ノ規定ニ依リ給スベキ傷病賜金ノ金額ハ第一項ノ規定ニ依ル金額ト其ノ者ノ受ケタル国家公務員災害補償法第十三条若ハ労働基準法第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノノ金額トノ差額トス

第六十五条ノ三　傷病賜金ヲ受ケタル後四年内ニ第四十六条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ増加恩給ヲ受クルニ至リタルトキハ傷病賜金ノ金額ノ六十四分ノ一ニ相当スル金額ニ傷病賜金ヲ受ケタル月ヨリ起算シ増加恩給ヲ受クルニ至リタル月迄ノ月数ト四十八月トノ差月数ヲ乗ジタル金額ノ傷病賜金ヲ之ヲ負担シタル国庫又ハ都道府県ニ返還セシム

前項ニ規定スル場合ニ於テハ増加恩給ノ支給ニ際シ其ノ返還額ニ達スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相当スル金額ヲ控除シテ返還セシム

第一項ノ場合ニ於テ都道府県傷病賜金ヲ負担シ国庫増加恩給ヲ負担シタルトキ若ハ国庫傷病賜金ヲ負担シ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキ又ハ一ノ都道府県傷病賜金ヲ負担シ他ノ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ傷病賜金ノ返還ヲ受ケタル国庫又ハ都道府県ハ其ノ返還額ヲ傷病賜金を負担シタル都道府県又ハ国庫ニ還付スベシ

第七十五条第一項第一号中「乃至第四号」を「及第三号」に改め、同第二号から第四号までを次のように改める。

二　公務員公務に因ル傷病疾病ノ為死亡シタルトキハ前号ノ規定ニ依ル金額ニ退職当時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第四号表ノ率ヲ乗ジタル金額

三　増加恩給ヲ併給セラルル者公務ニ起因スル傷病疾病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ第一号ノ規定ニ依ル金額ニ退職当時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第五号表ノ率ヲ乗ジタル金額

第七十五条第二項中「乃至第四号」を「及第三号」に改める。

第七十六条第三号中「婚姻シタルトキ」を「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタルトキ」に改める。

第七十九条ノ三　第七十五条第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル扶助料ヲ受クル者国家公務員災害補償法第十五条若ハ労働基準法第七十九条ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ナルトキハ当該補償又ハ給付ヲ受クル事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ六年間其ノ扶助料ノ年額ト第七十五条第一項第一号ノ規定ニ依ル金額トノ差額ニ同条第二項ノ規定ニ依ル加給年額ヲ加ヘタル金額ヲ停止ス但シ停止年額ハ当該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一ニ相当スル金額ヲ超ユルコトナシ

第八十条第一項第三号中「婚姻シタルトキ」を「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタルトキ」に改める。

第四章中第八十二条ノ二の次に次の一条を加える。

第八十二条ノ三　内閣総理大臣ハ国庫ノ支弁ニ係ル恩給ノ支給ニ必要ナル資金ヲ郵政大臣ノ指定スル出納官吏ニ交付スベシ

別表第一号表を削り、別表第一号表ノ二を別表第一号表とし、別表第一号表ノ三を削り、別表第一号表ノ四中第七項症の項を削り、同表を別表第一号表ノ二とし、別表第一号表ノ五

中「傷病ノ程度」「傷病ノ状態」を

傷病ノ程度	傷病ノ状態
第一款症	一　一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得ザルモノ 二　一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得ザルモノ 三　一側胃腸ヲ失ヒタルモノ 四　一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ 五　一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ 六　一側足関節ガ直角位ニ於テ強直シタルモノ 七　一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ

に、

「第一款症」を「第二款症」に、「第二款症」を「第三款症」に、「第三款症」を「第四款症」に、「第四款症」を「第五款症」に改め、同表を別表第一号表ノ三とする。

第二号表

退職当時ノ俸給年額 / 不具廃疾ノ程度	三八二、八〇〇円ヲ超ユルモノ	二二三、六〇〇円ヲ超エ三八二、八〇〇円以下ノモノ	一二八、一〇〇円ヲ超エ二二三、六〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一二八、一〇〇円以下ノモノ	九九、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	九九、八〇〇円以下ノモノ
特別項症	円	円	円	円	円	円
第一項症	一五九、一〇〇	一三五、四〇〇	一二七、六〇〇	一二〇、四〇〇	一二〇、四〇〇	一二六、〇〇〇
第二項症	一二二、八〇〇	一〇八、一〇〇	一〇五、四〇〇	一〇一、四〇〇	九四、〇〇〇	九四、〇〇〇
第三項症	九五、〇〇〇	八六、四〇〇	八二、四〇〇	八一、〇〇〇	九八、八〇〇	九八、八〇〇
第四項症	八九、一〇〇	八〇、一〇〇	七七、一〇〇	七四、一〇〇	七四、一〇〇	七四、一〇〇
第五項症	七四、六〇〇	六七、五〇〇	六四、五〇〇	六二、〇〇〇	六二、〇〇〇	六二、〇〇〇
第六項症	一〇、四〇〇	一九、六〇〇	一八、七〇〇	一七、八〇〇	一七、八〇〇	一七、八〇〇

特別項症ハ第一項症ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

別表第三号表を次のように改める。

第三号表

退職当時ノ俸給年額 / 傷病ノ程度	二一八、一〇〇円ヲ超ユルモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ二一八、一〇〇円以下ノモノ	九九、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	九九、八〇〇円以下ノモノ
第一款症	九五、三〇〇円	九二、八〇〇円	八九、三〇〇円	八五、〇〇〇円
第二款症	七四、八〇〇	七二、四〇〇	七〇、三〇〇	六八、〇〇〇
第三款症	六五、三〇〇	六三、四〇〇	六二、三〇〇	五九、三〇〇
第四款症	五六、一〇〇	五五、三〇〇	五四、六〇〇	五二、〇〇〇
第五款症	四六、八〇〇	四五、九〇〇	四四、六〇〇	四三、三〇〇

別表に次の二表を加える。

第四号表

退職当時ノ俸給年額	率
四六五、六〇〇円以上ノモノ	一七・〇割
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未満ノモノ	一七・〇割ニ四六五、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一九・〇割ニ二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	二〇・〇割
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	二〇・五割
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	二〇・五割ニ一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	二二・五割
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	二四・〇割
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割ニ九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	二六・五割
七六、八〇〇円以下ノモノ	二七・〇割

第五号表

退職当時ノ俸給年額	率
四六五、六〇〇円以下ノモノ	一二・八割
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未満ノモノ	一二・八割ニ四六五、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合

二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一四・三割	
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一四・三割ニ二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合	
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	一五・〇割	
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	一五・四割	
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	一五・四割ニ一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合	

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、○附則第二十二条の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、○恩給法第五十八条ノ四の改正規定は昭和二十八年七月分の恩給から、附則第三十七条の規定は昭和二十七年六月十日から、附則第三十六条の規定は昭和二十八年四月一日から適用する。

（法令の廃止）

第二条　左に掲げる法令は、廃止する。

一　恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）

二　恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百五号）

（この法律施行前に給与事由の生じた恩給の取扱）

第三条　この法律施行前に給与事由の生じた恩給については、この法律の附則に定める場合を除く外、なお、従前の例による。

（現に在職する者の在職年に附すべき加算年の取扱）

第四条　この法律施行の際現に在職する者のこの法律施行後六月を経過する日の属する月までの在職年の計算については、この法律の附則に定める場合を除く外、恩給法第三十八条から第四十条までの改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（現に第七項症の増加恩給又は傷病年金を受ける者の恩給の取扱）

第五条　この法律施行の際現に第七項症に係る増加恩給又は傷病年金を受ける者に対しては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつてはその者が同条の規定の適用を受けなくなつた後、同条の規定の適用を受けていない者にあつてはこの法律施行後、当該恩給を受ける者の請求により、改正後の恩給法第六十五条ノ二（第三項を除く。）の規定により計算して得た金額の傷病賜金を給することができるものとする。

2　前項の規定により傷病賜金を給する場合においては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつてはその者が同条の規定の適用を受けなくなつた日の前日、同条の規定の適用を受けていない者にあつてはこの法律施行の日の前日において、それぞれその者は、当該増加恩給（恩給法第六十五条第二項の規定による加給を含む。）及び普通恩給（普通恩給についての最短恩給年限に達している者の普通恩給を除く。）又は傷病年金（改正前の同法第六十五条ノ二第三項の規定による加給を含む。）を受ける権利を失つたものとみなす。

（普通恩給の停止に関する改正規定の適用）

第六条　改正後の恩給法第五十八条ノ三及び第五十八条ノ四の規定は、この法律施行前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。但し、この法律施行の際現に普通恩給を受ける者に改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、この法律施行の際現に受ける年額の普通恩給について改正前の同条の規定を適用した場合に支給する額は、支給するものとする。

2　この法律施行の際現に在職する者でこの法律施行後六月以内に退職するものに改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その退職の際受ける年額の普通恩給について改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができる額は、支給するものとする。

3　旧恩給法の特例に関する件（以下「旧勅令第六十八号」という。）第六条第一項の規定による傷病賜金を受けた者で普通恩給を受けるものに改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その者は、普通恩給に改正後の恩給法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金を併給されるものとみなす。

九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	一七・六割	
九一・八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	一八・〇割	
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割	
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割ニ九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割合	
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	一九・九割	
七六、八〇〇円以下ノモノ	二〇・三割	

（勤続在職年についての加給に関する改正規定の適用）

第七条　この法律施行の際現に在職する公務員でこの法律施行後退職するものに普通恩給を給する場合において、その在職年のうちに、この法律施行後六月を経過する日の属する月までの実勤続在職年で改正前の恩給法第六十条第三項（改正前の同法第六十三条第五項において準用する場合を含む、以下本項において同じ。）の規定に該当するものを含むときは、当該実勤続在職年の年数から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、同項の規定による割合をもつて加給するものとする。

2　この法律施行の際現に在職する警察監獄職員でこの法律施行後退職するものに普通恩給を給する場合において、その在職年のうちに、この法律施行後六月を経過する日の属する月までの勤続在職年で改正前の恩給法第六十三条第三項の規定に該当するものを含むときは、当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、同項の規定による割合をもつて加給するものとする。

（文官等の増加恩給○、傷病年金○及び扶助料の年額の改定）

第八条　この法律施行の際現に増加恩給を受ける者（旧恩給法の特例に関する件（以下「旧勅令第六十八号」という。）第五条に規定する増加恩給を受ける者及び附則第五条第一項に規定する者を除く。）及び改正前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料を受ける者については、この法律施行の日の属する月分以降、その年額○（恩給法第六十五条第二項及び第七十五条第二項の規定による加給年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五条○又は第七十五条○第一項の規定により計算して得た年額に改定する。但し、改定金額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2　この法律施行の際現に第七項症に係る増加恩給を受ける者（附則第五条第二項に規定する者を除く。）については、この法律施行の日の属する月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項の規定による加給年額を除く。）を、附則別表第四の年額に改定する。但し、附則別表第四の年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

3　この法律施行の際現に傷病年金を受ける者（附則第五条第二項に規定する者を除く。）については、この法律施行の日の属する月分以降、その年額を、附則別表第五の年額に改定する。但し、附則別表第五の年額が従前の年額

（改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定による加給年額を含む）に適しないものについては、この改定を行わない。

24 ○三 前項の恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

5 この法律施行の際現に増加恩給を受ける者（旧勅令第六十八号第五条に規定する増加恩給を受ける者を除く）に、改正後の恩給法第六十五条第三項の規定に該当する妻で当該増加恩給の加給の原因となつていないものがあるときは、この法律施行の日の属する月分以降、改正後の恩給法第六十五条（第一項を除く）の規定により、当該増加恩給の年額に加給するものとする。

6 この法律施行の際現に改正前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料を受ける者に、その者により生計を維持しつゝあるその者と生計を共にする者で、附則第九条の規定により扶助料を受ける資格を取得したものがあるときは、この法律施行の日の属する月分以降、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定により、当該扶助料を受ける者の扶助料の年額に加給するものとする。

（文官等の父母又は祖父母の扶助料を受ける権利又は資格の取得）

第九条 公務員又は公務員に準ずる者の父母又は祖父母で昭和二十三年一月一日以後婚姻に因り扶助料を受ける権利又は資格を失つたものゝうち、その婚姻に因り氏を改めなかつた者は、この法律施行の時から、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得するものとする。但し、父母の後順位者たる遺族がこの法律施行の際現に扶助料を受ける場合においては、その父母は、当該後順位者たる遺族が扶助料を受ける権利を失つた時から扶助料を受ける権利を取得するものとする。

（旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得）

第十九条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号。以下「法律第三十一号」という。）による改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人（以下「旧軍人」という。）若しくは準軍人（以下「旧準軍人」という。）又はこれらの者の遺族のうち、左の各号に掲げる者は、この法律施行の時から、それぞれ当該各号に掲げる恩給を受ける権利又は資格を取得するものとする。

一 左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人で、失格原因がなくて退職し、且つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたものについては、旧軍人又は旧準軍人の普通恩給を受ける権利

イ 旧軍人又は旧準軍人としての在職年（附則第二十一条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年及び加算年を除く。以下本号において同じ。）が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限に達する者

ロ 旧軍人又は旧準軍人としての在職年に旧軍人以外の公務員としての在職年（附則第二十一条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年及び加算年を除く。）を通算するときは旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限に達する者

ハ 本号イ及びロに掲げる者以外の者で、この法律施行の際現に増加恩給を受けるもの

左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人の遺族で、当該旧軍人又は旧準軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由○に該当しなかつたもの（旧軍人又は旧準軍人の父母及び祖父母については、昭和二十三年一月一日以後の婚姻（氏を改めなかつた場合に限る。）は、この法律施行の際未成年である者を除く。以下附則第二十九条までにおいて同じ。）得るみちのない者に限る。）については、旧軍人又は旧準軍人の遺族の扶助料を受ける権利又は資格

イ 旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けた者及びその後順位者たる遺族

ロ 本号イに掲げる者以外の者で、この法律施行前に公務に起因する傷病のため死亡したもの（実在職年七年以上の旧軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具廃疾で生活資料を得るみちのない者に限る。）については、旧軍人の遺族の一時扶助料を受ける権利

二 退職後この法律施行前に公務に起因する傷病に因らないで死亡した実在職年七年以上の旧軍人の遺族については、当該旧軍人がその退職の日において死亡したものとみなして前項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。（兵たる旧軍人に対する一時恩給）

第十一条 兵たる旧軍人で、兵たる旧軍人としての引き続く実在職年が七年以上であり、且つ、普通恩給を給されないもののうち、失格原因がなくて退職し、且つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、一時恩給を給するものとする。

（兵たる旧軍人の遺族に対する一時扶助料）

第十二条 在職中公務に起因する傷病に因らないで死亡した兵たる旧軍人で、その死亡を退職とみなすときは前条の規定により一時恩給を給されるべきものの遺族のうち、当該兵たる旧軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつた者（兵たる旧軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具廃疾で生活資料を得るみちのない者に限る。）に対しては、一時扶助料を給するものとする。

2 前条に規定する兵たる旧軍人で、退職後この法律施行前に公務に起因する傷病に因らないで死亡したものの遺族については、当該兵たる旧軍人が退職の日において死亡したものとみなして前項の規定を適用する。

（旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合における俸給年額）

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合においては、附則別表第一に定める旧軍人又は旧準軍人の各階級に対応する仮定俸給年額をもつて、それぞれその階級に対応する俸給年額とする。

2 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額の計算については、前項の俸給年額をもつて恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額の計算に関する恩給法の規定の号俸又は級俸とする。

（旧軍人又は旧準軍人に給する普通恩給の年額）

第十四条 旧軍人又は旧準軍人に給する普通恩給の年額は、実在職年の年数に応じ、左の各号に定める率を前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額（昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応する同条第一項の俸給年額）に乗じたものとする。

一 実在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての所要最短在職年数である場合及び増加恩給を併給される者の実在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての所要最短在職年数未満の場合にあつては、百五十分の五十

二 実在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての所要最短在職年数をこえる場合にあつては、百五十分の五十に所要最短在職年数をこえる一年ごとに百五十分の一を加えたもの

三　実在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての所要最短在職年数未満である場合（増加恩給を併給される者の場合を除く。）にあつては、百五十分の五十から所要最短在職年数に不足する一年ごとに百五十分の三・五を減じたもの。但し、百五十分の二十五を下らないものとする。

（旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額）

第十五条　附則第十条から第十二条までの規定により旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、附則第十三条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額の十二分の一に相当する金額に実在職年の年数を乗じたものとする。

（下士官以下の旧軍人に給する傷病賜金）

第十六条　第一目症から第四目症までに係る傷病賜金については、この法律施行後給与事由の生ずるものについても、第二項に規定する場合を除く外、なお、従前の例による。

2　第一目症又は第二目症に係る傷病賜金（昭和二十八年三月三十一日以前に給与事由の生じたものを除く。）の金額は、退職当時の俸給年額及び傷病の程度により定めた附則別表第二の金額とする。

（旧軍属及びその遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得）

第十七条　附則第十条の規定は、旧軍属及びその遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得について準用する。この場合において、左の表の上欄に掲げる条項の中欄に掲げる字句は、下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十条第一項第一号イ	旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限	旧勅令第六十八号第一条に規定する軍人軍属のうち旧軍人及び旧準軍人以外の者（以下「旧軍属」という。）で警察監獄職員以外の公務員たるものにあつては警察監獄職員以外の公務員（旧軍人を除く。）の普通恩給、警察監獄職員たる旧軍属にあつては警察監獄職員の普通恩給についてのそれぞれの最短恩給年限
附則第十条第一項第一号ロ	旧軍人以外の公務員としての在職年	旧軍属でない公務員としての在職年
	旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての最短恩給年限	警察監獄職員以外の公務員たる旧軍属にあつては警察監獄職員以外の公務員（旧軍人を除く。）の普通恩給、警察監獄職員たる旧軍属にあつては警察監獄職員の普通恩給についてのそれぞれの最短恩給年限
附則第十条第一項第三号	下士官以上の旧軍人で、旧軍人若しくは旧準軍人としての引き続く実在職年（旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されていた実在職年を除く。）又は、旧勅令第六十八号第一条に規定する軍人軍属のうち旧軍人及び旧準軍人以外の者（以下「旧軍属」という。）から旧軍人に転じた者並びに旧軍属から引き続いて旧軍人になつた者で旧軍属から旧軍人になつた場合が恩給法第五十二条第一項の規定に該当するものにあつては、その旧軍属及び旧軍人としての引き続く実在職年（旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されていた実在職年を除く。）が、七年以上であり、且つ、旧軍人の普通恩給についての最短恩給年限に達しないもの（以下本条において「実在職年七年以上の旧軍人」という。）	旧軍属で、旧軍属としての引き続く実在職年（旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されていた実在職年を除く。）又は、下士官以上の旧軍人から旧軍属に転じた者並びに下士官以上の旧軍人から引き続いて旧軍属になつた者で下士官以上の旧軍人から旧軍属になつた場合が恩給法第五十二条第一項の規定に該当するものにあつては、その旧軍人及び旧軍属としての引き続く実在職年（旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されていた実在職年を除く。）が、七年以上であり、且つ、警察監獄職員以外の公務員たる旧軍属にあつては警察監獄職員以外の公務員（旧軍人を除く。）の普通恩給、警察監獄職員たる旧軍属にあつては警察監獄職員の普通恩給についてのそれぞれの最短恩給年限に達しないもの（以下本条において「実在職年七年以上の旧軍属」という。）
附則第十条第一項第四号及び第二項	実在職年七年以上の旧軍人	実在職年七年以上の旧軍属

（旧軍属又はその遺族に給する年金たる恩給の年額）

第十八条　旧軍属又はその遺族に給する年金たる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額は、これらの者が、当該旧軍属の退職又は死亡の時からこの法律施行の日まで年金たる恩給を給されていたものとしたならばこの法律施行の際受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とする。

2　附則第十四条の規定は、旧軍属に給する普通恩給の年額について準用する。この場合において、同条中「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額（昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応する同条第一項の俸給年額）」とあるのは「附則第十八条第一項の規定による恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員たる旧軍属にあつては、百五十分の三・五）」と読み替えるものとする。

（旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額）

第十九条　旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、当該旧軍属に普通恩給を給するものとしたならば前条第一項の規定により普通恩給の年額の計算の基礎となるべきであつた俸給年額の十二分の一に相当する金額に実在職年の年数を乗じたものとする。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の増加恩給の年額の改定）

第二十条　この法律施行の際現に旧勅令第六十八号第五条に規定する増加恩給を受ける者については、この法律施行の日の属する月分以降、その年額を、改正後の恩給法第六十五条の規定により計算して得た年額に改定する。

2　前項の恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。但し、増加恩給の加給年額については、この限りでない。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の公務傷病恩給の特例）

第二十一条　この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までに、旧勅令第六十八号第六条第一項に規定する傷病賜金を受けるべき事由に該当した者のその恩給については、附則第二十二条に規定する場合を除く外、なお、この法律施行の際の従前の例による。

第二十二条　この法律施行前に公務のため負傷し、又は疾病にかかり、且つ、恩給法第四十六条又は改正前の恩給法第四十六条ノ二の規定に該当し、又は該当すべきであつた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で、その傷病の程度が改正後の恩給法別表第一号表ノ三に掲げる第一款症から第五款症までに該当するもののうち、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、改正後の恩給法第四十六条ノ二の規定にかかわらず、これに相当する退職当時の俸給年額及び傷病の程度により定めた附則別表第四の年額の第七項症の増加恩給及び普通恩給（附則第十条第一項（附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者にあつては、その普通恩給）又は退職当時の俸給年額及び傷病の程度により定めた附則別表第五の年額の第一款症から第四款症までの傷病年金を給するものとする。但し、その者の請求に

より、改正後の扶給法第六十五条ノ二の規定により計算して得た金額の傷病賜金を給することができるものとする。

2　前項但書の規定により傷病賜金を給する場合においては、これを受ける者に対しては、同項本文に規定する増加恩給（第三項の規定による加給を含む。）及び普通恩給（附則第十条第一項（附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定により普通恩給を受ける権利を放棄した者の普通恩給を除く。）又は傷病年金は、給しないものとする。

3　第一項本文の規定により給する増加恩給及び傷病年金については、前二項に規定する場合を除く外、なお、改正前の恩給法（第六十五条ノ二第三項を除く。）の規定の例による。但し、増加恩給については、附則第八条第五項の規定を準用する。

（旧勅令第六十八号第二条の規定の適用を受けた公務員及びその遺族の恩給）

第二十三条　旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。以下第五項までにおいて「一般公務員」という。）で旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けたもの又は一般公務員の遺族で旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けたもののうち、旧勅令第六十八号第二条の規定の適用を受けた者については、同条の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年を通算して、この法律施行の時から普通恩給若しくは扶助料を給し、又はこの法律施行の日の属する月分以降現に受ける普通恩給若しくは扶助料を改定する。

2　この法律施行前に死亡した一般公務員でこの法律施行の日まで生存していたならば前項に規定する一般公務員に該当すべきであつたものの遺族又はこの法律施行前に恩給法に規定する扶助料を受ける権利を失うべき事由に該当した一般公務員の遺族でその事由に該当しなかつたならば同項に規定する一般公務員の遺族に該当すべきであつたものの後順位者たる遺族については、この法律施行の時から、当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた普通恩給に基く扶助料若しくは当該先順位者たる一般公務員の遺族又は旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けたもの又は一般公務員の遺族で旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けたもののうち、旧勅令第六十八号第二条の規定の適用を受けた者若しくはその後順位者たる遺族について準用する。この場合において、第一項中「同条の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年を通算して、」とあるのは、「旧勅令第六十八号第二条の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年（附則第二十三条の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年を除く。）を通算して、」と読み替えるものとする。

4　第一項（前項において準用する場合を含む。）及び第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない者で、左の各号に掲げるものについては、適用しないものとする。

一　旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当した一般公務員

二　旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由（死亡を除く。）に該当した一般公務員の遺族

三　前号に掲げる者以外の一般公務員の遺族で、当該一般公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当したもの

四　前二号に掲げる者以外の一般公務員の子で、この法律施行前に成年に達したもの（不具廃疾で生活資料を得るみちのない子を除く。）

5　この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない一般公務員又はその遺族に第一項（第三項において準用する場合を含む。）又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により給すべき恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額は、これらの者が、当該一般公務員の退職又は死亡の時からこの法律施行の日まで年金たる恩給を給されていたものとしたならばこの法律施行の際受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とする。

6　附則第十三条の規定は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により給する恩給の年額について準用する。この場合において、同条中「実在職年」とあるのは「在職年（旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年にあつては実在職年とし、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）の在職年にあつては旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を除いた在職年とする。）」と、「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額（昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応する同条第一項の俸給年額）」とあるのは「この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない一般公務員又はその遺族にあつては附則第二十三条第五項の規定による恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額、この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受ける一般公務員又はその遺族にあつては当該恩給の年額の計算の基礎となつている俸給年額」と、「百五十分の二・五」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五）」と読み替えるものとする。

（在職年の計算）

第二十一条　旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての実在職年は、左の各号に掲げるものを除く外、恩給の基礎在職年に算入しないものとする。

一　旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者（在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達しない者で第七項症に係る増加恩給を受けていたものを除く。）の当該普通恩給の基礎在職年に算入されていた実在職年

二　前号に掲げる実在職年以外の引き続く七年以上の実在職年

三　前二号に掲げる実在職年を除く外、旧陸軍又は海軍部内の旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての引き続く実在職年にこれに引き続く旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続く実在職年を加えたものが七年以上である者のその旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続く実在職年

四　前三号に掲げる実在職年を除く外、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての引き続く実在職年にこれに引き続く旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続く実在職年及び更にこれに引き続く旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての引き続く実在職年を加えたものが七年以上である者のその旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続く実在職年

2　旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての実在職年に附すべき加算年は、旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者（在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達しない者で、第七項症に係る増加恩給を受けていたものを除く。）の当該普通恩給の基礎在職年に算入されていたものを除く外、恩給の基礎在職年に算入しないものとする。

3　旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての実在職年に附すべき加算年のうち、旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年は、旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者（在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達しない者で、第七項症に係る増加恩給を受けていたものを除く。）の当該普通恩給の基礎在職年に算入されていたものを除く外、恩給の基礎在職年に算入しないものとする。

（再就職した者等の取扱）

第二十二条　附則第九条、第十六条又は第二十三条の規定により普通恩給を給されるべき者（この法律施行前に死亡した者で、この法律施行の日まで生存していたならばそつたものを含む。）が、この法律施行前に公務員に再就職していた場合においては、当該普通恩給を受ける者が再就職したものとみなし、これに恩給法第五十四条から第五十六条までの規定を適用する。

2　附則第九条、第十六条又は第二十三条の規定により普通恩給を給

されるべき者が、この法律施行の際現に公務員として在職する場合においてはその公務員を退職する日の属する月まで、この法律施行の際現に恩給法第五十八条ノ二に規定する普通恩給を停止すべき事由に該当している場合においてはその事由の止む日の属する月まで、それぞれ当該普通恩給を停止する。

3　附則第十条又は第十一条の規定により旧軍人の一時恩給を給されるべき者で、この法律施行の際現に公務員として在職しているものに恩給法第六十四条ノ二及び第六十四条ノ三の規定を適用する場合においては、その者は、旧軍人を退職した月において公務員に再就職したものとみなす。

（恩給の選択）

第二十三条　附則第九条、第十六条、第二十三条又は第二十六条の規定により二以上の年金たる恩給を給すべき場合及び年金たる恩給を受ける者にこれらの規定により年金たる恩給を給すべき場合においては、改正後の恩給法第八条の規定を適用する。

（改正後の恩給法別表第二号表から別表第五号表までの規定の読替）

第二十四条　旧軍人、旧準軍人及び昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員（旧軍人を除き、旧準軍人以外の公務員に準ずる者を含む。以下本条において「退職公務員」という。）並びにこれらの者の遺族に給する恩給の年額の計算について改正後の恩給法別表第二号表から第五号表までの規定を適用する場合においては、これらの表中、附則別表第三上欄に掲げるものは、退職公務員及びその遺族の恩給については同表中欄に掲げるものに、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの者の遺族については同表下欄に掲げるものに、それぞれ読み替えるものとする。

（旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給についての恩給法の規定の適用）

第二十五条　旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給については、この法律の附則に定める場合を除く外、恩給法の規定を適用する。

（旧勅令第六十八号第八条第一項の規定により恩給を受ける権利又は資格を失つた者の当該権利又は資格の取得）

第二十六条　旧恩給法の特例に関する法律による改正前の措置に関する法律による改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項（以下本条において「改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項」という。）の規定により恩給を受ける権利若しくは資格を失つた公務員（公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。）若しくはその遺族又は改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項の規定により恩給を受ける権利若しくは資格を失つた公務員の遺族は、附則第九条又は第十六条の規定により恩給を受ける権利又は資格を取得する場合を除く外、この法律施行の時から、これらの者が失つた恩給を受ける権利又は資格に相当するこの法律の附則の規定及び改正後の恩給法の規定による恩給を受ける権利又は資格を取得するものとする。

2　前項の規定は、左の各号に掲げる公務員又はその遺族については、適用しないものとする。

一　旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当した公務員

二　旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由（死亡を除く。）に該当した公務員の遺族

三　前号に掲げる者以外の公務員の遺族で、当該公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当したもの

四　前二号に掲げる者以外の公務員の子で、この法律施行前に成年に達したもの（不具廃疾で生活資料を得るみちのない子を除く。）

3　第一項の規定により公務員又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、これらの者が当該公務員の退職又は死亡の時から年金たる恩給を給されていたものとしたならばこの法律施行の際受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額の十二分の一に相当する金額に在職年（旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を除く。）の年数を乗じたものとする。

4　改正前の旧勅令第六十八号第八条第一項の規定に該当して拘禁されている者については、その拘禁中は、年金たる恩給を停止し、又は一時金たる恩給の支給を差し止めるものとする。

（未帰還公務員）

第二十七条　昭和二十年九月二日から引き続き公務員（公務員に準ずる者を含む。）として海外にあつてまだ帰国していない者（以下「未帰還公務員」という。）に対しては、その者が左の各号の一に該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる日に退職したものとみなして恩給を給する。

一　未帰還公務員が昭和二十八年七月三十一日において普通恩給についての最短恩給年限に達している場合にあつては、同日

二　未帰還公務員が昭和二十八年七月三十一日において普通恩給についての最短恩給年限に達していない場合にあつては、当該最短恩給年限に達する日

三　未帰還公務員が普通恩給についての最短恩給年限に達しないで帰国した場合にあつては、その帰国した日

2　前項第一号又は第二号に該当する未帰還公務員に給する普通恩給の給与は、当該未帰還公務員が帰国した日の属する月から始めるものとする。但し、未帰還公務員の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものがある場合において、これらの者から請求があつたときは、同項第一号に該当する者に給する普通恩給の給与は昭和二十八年八月から、同項第二号に該当する者に給する普通恩給の給与は同号に規定する日の属する月の翌月から始めるものとする。

3　前項但書の規定による普通恩給の給与は、未帰還公務員が帰国した日（海外にある間に死亡した場合にあつては、死亡の判明した日）の属する月まで、妻、未成年の子、父母（養父母を先にして実父母を後にする。）、祖父母（養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして実父母を後にする。）の順位により、請求者に対し行うものとする。

4　未帰還公務員が帰国するまでの間に自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合において、裁定庁がこれを在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかつた場合と同視することを相当と認めたときは、その者を在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかかつたものとみなし、その者又はその遺族に対し相当の恩給を給するものとする。但し、未帰還公務員に給する恩給で当該未帰還公務員が帰国するまでの間に給与事由の生じたものは当該未帰還公務員が帰国した日の属する月の翌月から（一時金たる恩給にあつては、当該未帰還公務員が帰国した時において）、遺族に給する恩給は未帰還公務員の死亡が判明した日の属する月の翌月から給するものとする。

5　第一項の規定は、未帰還公務員が帰国後においても引き続いて公務員として在職する場合又は帰国後引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる職員となつた場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については適用しないものとする。但し、第二項及び第三項の規定により給された普通恩給は、返還することを要しないものとする。

（この法律施行後給する文官等の普通恩給の年額）

第二十八条　附則第十三条の規定は、この法律施行後給与事由の生ずる旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）の普通恩給で、その基礎在職年のうちに旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属としての在職年又は旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を含むものの年額について準用する。この場合において、同条中「実在職年」とあるのは「在職年（旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年にあつては実在職年とし、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての在職年にあつては旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を除いた在職年とする。）」と、「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額（昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応する同条第一項の俸給年額）」とあるのは「退職当時の俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五）」と読み替えるものとする。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の傷病賜金の返還）

第三十二条　附則第十六条第二項に規定する金額の傷病賜金を受けた後四年内に増加恩給又は傷病年金を受けることとなつた者については、当該傷病賜金の金額の六十四分の一に相当する金額に傷病賜金を受けた月から増加恩給又は傷病年金を受けることとなつた月までの月数と四十八月との差月数を乗じた傷病賜金を、国庫に返還させるものとする。

2　前項の場合においては、増加恩給又は傷病年金の支給に際し、その返還額に達するまで支給額の三分の一に相当する金額を控除して返還させるものとする。

3　前二項の規定は、旧勅令第六十八号第六条第一項に規定する金額の傷病賜金を受けた後一年内に附則第二十二条第一項本文の規定により増加恩給又は傷病年金を受けることとなつた者について準用する。この場合において、第一項中「六十四分の一」とあるのは「十六分の一」と、「四十八月」とあるのは「十二月」と読み替えるものとする。

（この法律の附則の規定による年金たる恩給等の給与の特例）

第二十九条（三十三）　附則第八条、第九条、第十六条（七）、第十九条（二十）、第二十三条（二十三）又は第二十六条（九）の規定によりこの法律施行の日の属する月分から年金たる恩給を受ける者及び昭和二十八年四月一日からこの法律施行の日の前日までに給与事由の生じた傷病賜金で旧勅令第六十八号第六条第一項に規定するものを受ける者に対しては、この法律が昭和二十八年四月一日から施行されていたものとしたならば給されるべきであつた恩給（その者が昭和二十八年四月一日以後死亡した公務員（公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。）の遺族又は同日以後恩給法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失うべき事由に該当した遺族の後順位者である場合にあつては、その者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族に給されるべきであつた恩給）を給するものとする。

（旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の支給）

第三十条（三十四）　この法律施行前に退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族に附則第九条から第十二条までの規定により給する一時恩給又は一時扶助料は、昭和二十九年一月、昭和三十年一月及び昭和三十一年一月の三期に分割して支給するものとする。但し、前支給期月に支給すべきであつた恩給は、支給期月でない月においても支給する。

2　前項の規定により各支給期月において支給すべき金額は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の三分の一に相当する金額に、昭和二十八年四月一日（同日以後退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族については、その退職又は死亡の日の翌日）から各支給期月の前月末日までの当該金額に対する利子（利率は、年六分とする。）を加えた金額とする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法により障害年金又は遺族年金を受ける者に対する恩給の支給）

第三十一条（五）　この法律施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者にこの法律の附則の規定により給する増加恩給又は扶助料を支給する場合においては、その増加恩給を受ける者又は扶助料を受ける者（その扶助料が扶養遺族について加給される場合にあつては、その扶助料を受ける者及びその扶養遺族とし、その扶助料を受ける者が昭和二十八年四月一日以後死亡した公務員（公務員に準ずる者を含む。以下本項において同じ。）の遺族又は同日以後恩給法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失うべき事由に該当した遺族の後順位者である場合にあつては、その扶助料を受ける者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族とする。）に対する昭和二十八年四月分以降の障害年金又は遺族年金（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）附則第十四項の規定により、遺族年金とみなされるものを含む。）の額は、これらの者に支給する恩給（増加恩給を受ける者にあつては、普通恩給を含む。）の額から控除する。

2　この法律施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を有する者で、この法律の附則の規定により旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利又は資格を取得すべきものが、遺族年金を受ける権利を失わなかつた場合においては、その者は、この法律の附則の規定の適用については、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

（総理府設置法の一部改正）

第三十二条（六）　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中恩給法特例審議会の項を削る。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条（七）　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項第七号中「第四項」を「第五項」に改める。

第三十四条（八）　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「従前のこれらの規定」の下に「（同法第六十二条については、同条の規定中第三項及び第四項の規定並びに同条第六項の規定中第六十条第三項の規定を準用する部分を除いた部分とし、同法第六十四条については、同条第三項の規定中第六十条第三項の規定を準用する部分を除いた部分とする。）」を加える。

（恩給法を準用される者の勤続在職年についての加給に関する改正規定の適用）

第三十五条（九）　附則第七条の規定は、恩給法以外の法律によつて恩給法の規定が準用される者に対して、前条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、附則第七条第一項中「改正前の同法第六十三条第五項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第六十二条第六項又は第六十四条第三項（同法第六十条第三項を準用する部分に限る。）」と、同条第二項中「改正前の恩給法第六十三条第三項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第六十二条第三項又は第四項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

（北海道開発関係職員に対する恩給法の準用）

第三十六条（四十）　昭和二十八年三月三十一日において地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条の規定に基く国の公共事業又は産業経済費の支弁に係る北海道開発に関する事務に従事する地方事務官又は地方技官であつた者が、引き続いて都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合（その地方事務官又は地方技官が引き続いて地方事務官又は地方技官として在職し、更に引き続いて都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合を含む。）においては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除く外、これを文官として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により恩給法の規定を準用する場合に準用する。

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
	円
大将	四九四、四〇〇
中将	三九〇、〇〇〇
少将	二九二、八〇〇
大佐	二四四、八〇〇
中佐	二二八、〇〇〇
少佐	一八六、〇〇〇
大尉	一四六、四〇〇
中尉	一一五、二〇〇
少尉	九九、六〇〇
准士官	八七、六〇〇
曹長又は上等兵曹	七三、二〇〇
軍曹又は一等兵曹	七〇、八〇〇
伍長又は二等兵曹	六八、四〇〇
兵長	六〇、六〇〇
上等兵	五八、八〇〇
一等兵	五七、〇〇〇
二等兵	五五、二〇〇

備考　各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第二

傷病の程度 ＼ 退職当時の俸給年額	六〇、六〇〇円をこえ七三、二〇〇円以下のもの	六〇、六〇〇円以下のもの
第一目症	二六、八〇〇円	二五、五〇〇円
第二目症	一七、九〇〇	一七、〇〇〇

附則別表第三

(イ) 改正後の恩給法別表第二号表の規定を適用する場合

上欄	中欄	下欄
三八二、八〇〇円ヲ超ユルモノ	二八三、二〇〇円ヲ超ユルモノ	二四四、八〇〇円ヲ超ユルモノ
二二三、六〇〇円ヲ超エ三八二、八〇〇円以下ノモノ	一六八、〇〇〇円ヲ超エ二八三、二〇〇円以下ノモノ	一四六、四〇〇円ヲ超エ二四四、八〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ヲ超エ二一三、六〇〇円以下ノモノ	九九、六〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ	八七、六〇〇円ヲ超エ一四六、四〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	八二、八〇〇円ヲ超エ九九、六〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ八二、八〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

(ロ) 改正後の恩給法別表第三号表の規定を適用する場合

上欄	中欄	下欄
一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ	九九、六〇〇円ヲ超ユルモノ	八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	八二、八〇〇円ヲ超エ九九、六〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ八二、八〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

(ハ) 改正後の恩給法別表第四号又は第五号表の規定を適用する場合

上欄	中欄	下欄
四六五、六〇〇円以上ノモノ	三三八、四〇〇円以上ノモノ	二九二、八〇〇円以上ノモノ
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未満ノモノ	二九二、八〇〇円ヲ超エ三三八、四〇〇円未満ノモノ	二五四、四〇〇円ヲ超エ二九二、八〇〇円未満ノモノ
四六五、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円	三三八、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一二、〇〇〇円	二九二、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一九九、二〇〇円ヲ超エ二九二、八〇〇円以下ノモノ	一七四、〇〇〇円ヲ超エ二五四、四〇〇円以下ノモノ
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一九二、〇〇〇円ヲ超エ一九九、二〇〇円以下ノモノ	一六八、〇〇〇円ヲ超エ二七四、〇〇〇円以下ノモノ
二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円	二〇六、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額七、二〇〇円	一八〇、〇〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額六、〇〇〇円
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	九九、六〇〇円ヲ超エ一九二、〇〇〇円以下ノモノ	八七、六〇〇円ヲ超エ一六八、〇〇〇円以下ノモノ
一一四、六〇〇円ヲ超エ一八二、二〇〇円以下ノモノ	九六、六〇〇円ヲ超エ九九、六〇〇円以下ノモノ	八五、二〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	八二、八〇〇円ヲ超エ九六、六〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八五、二〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円	九九、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額二、七〇〇円	八七、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額二、四〇〇円
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	八〇、四〇〇円ヲ超エ八二、八〇〇円以下ノモノ	七〇、八〇〇円ヲ超エ七三、二〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	七八、〇〇〇円ヲ超エ八〇、四〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ七〇、八〇〇円以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	七五、六〇〇円ヲ超エ七八、〇〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ七五、六〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円	七八、〇〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額二、四〇〇円	六八、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一、八〇〇円
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四〇〇円以下ノモノ	五八、八〇〇円ヲ超エ六〇、六〇〇円以下ノモノ
七六、八〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円以下ノモノ	五八、八〇〇円以下ノモノ

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十七年十一月一日実施された国家公務員の給与水準の改定に伴い、国家公務員の恩給について生じた不均衡を是正するため、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた年金恩給（第七項症に係る増加恩給及び旧軍人軍属の増加恩給を除く。）について、その年額計算の基礎となつている仮定俸給年額を現在の国家公務員の給与水準まで引き上げ、昭和二十八年十月分から、その年額を、従来の恩給年額改定の方法に準じて増額改定することとし、これに伴つて、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）について不必要となる規定を整備しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、恩給制度の趣旨にかんがみ、妥当な措置と認めるが、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）の修正議決により、同法律において、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた者で、現に第七項症にかかる増加恩給又は傷病年金を受けている者の恩給は引き続き年金制とし、その年金額は、新しい附則別表第四又は第五により、実質的に、現行国家公務員給与ベースに基く年金相当額にそれぞれ改定されるため、これらの者にかかる恩給年額計算の基礎となつている仮定俸給年額についても、今回あわせて、改定するほか、この措置により、不要となる関連規定の整備等のため、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算（第十六回国会提出）の文官等恩給費のうちに、五億八千七百六十六万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

1　恩給法（大正十二年法律第四十八号）に基く普通恩給、増加恩給（第七項症に係る増加恩給及び恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号。以下「法律第　号」という。）附則第十九条の規定によつて年額を改定された増加恩給を除く。）○傷病年金又は扶助料で、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じたもの（以下本項において「年金恩給」という。）については、昭和二十八年十月分以降、その年額を左の各号による年額に改定する。但し、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。

一　第二号及び第三号に掲げる年金恩給以外の年金恩給については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第　号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

二　昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号。以下「法律第三百六号」という。）附則第三項第二号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつている俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後給与事由の生じた年金恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第　号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

2　前項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

3　昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した恩給法上の公務員若しくは公務員に準ずる者又はその遺族で、法律第　号附則第十六条、第二十七条、第二十九条又は第二十六条の規定により恩給法に基く普通恩給又は扶助料を受けるものの当該普通恩給又は扶助料については、これらをその退職又は死亡の時に給与事由の生じたものとみなし、第一項中「法律第　号による改正前の恩給法の規定」とあるのは「恩給法の規定」と変更して、同項の規定を適用する。

4　第一項又は前項の規定により年額を改定された恩給法に基く普通恩給を受ける者で法律第　号施行の際恩給法に基く普通恩給を受けていたものに恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その改定された年額の普通恩給（前項の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者にあつては、法律第　号施行の際受けていた年額を同項の規定により改定した普通恩給）について法律

附則別表第四

傷病の程度 ＼ 退職当時の俸給年額	旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの	旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したもの	旧軍人及び旧準軍人	第七項症
	三八三、八〇〇円をこえるもの	二八三、二〇〇円をこえるもの	二四四、八〇〇円をこえるもの	一四、四〇〇円
	二一三、六〇〇円以下のもの	一六八、〇〇〇円をこえ二八三、二〇〇円以下のもの	一四六、四〇〇円をこえ二四四、八〇〇円以下のもの	一三、八〇〇円
	一一八、二〇〇円をこえ一三、六〇〇円以下のもの	九九、〇〇〇円をこえ一六八、〇〇〇円以下のもの	八七、六〇〇円をこえ一四六、四〇〇円以下のもの	一三、二〇〇円
	九七、八〇〇円をこえ一一八、〇〇〇円以下のもの	八二、八〇〇円をこえ九九、〇〇〇円以下のもの	七三、二〇〇円をこえ八七、六〇〇円以下のもの	一三、〇〇〇円
	七九、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六〇、六〇〇円をこえ七三、二〇〇円以下のもの	一二、六〇〇円
	七九、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円以下のもの	六〇、六〇〇円以下のもの	一二、〇〇〇円

附則別表第五

傷病の程度 ＼ 退職当時の俸給年額	旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの	旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したもの	旧軍人及び旧準軍人	
第一款症	一一八、二〇〇円をこえるもの	九九、六〇〇円をこえるもの	八七、六〇〇円をこえるもの	一五、四〇〇円
第二款症	九七、八〇〇円を一一八、二〇〇円以下のもの	八二、八〇〇円をこえ九九、六〇〇円以下のもの	七三、二〇〇円をこえ八七、六〇〇円以下のもの	一三、〇〇〇
第三款症	七九、八〇〇円を九七、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六〇、六〇〇円をこえ七三、二〇〇円以下のもの	一二、六〇〇
第四款症	七九、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円以下のもの	六〇、六〇〇円以下のもの	一〇、五〇〇
				九、五〇〇
				一一、〇〇〇
				一〇、八〇〇
				九、九〇〇
				一五、一〇〇円
				一三、〇〇〇
				一〇、八〇〇
				九、七〇〇
				一四、七〇〇円
				一二、六〇〇
				一〇、五〇〇
				九、五〇〇
				一四、〇〇〇円
				一二、〇〇〇
				一〇、〇〇〇
				九、〇〇〇

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八に相当する金額とする。

第　号による改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができる額は、法律第　号附則第六条第一項但書の規定にかかわらず、支給するものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

2　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）の一部を次のように改正する。

七　附則第二十四条中「旧軍人、旧準軍人」を「旧軍人及び旧準軍人」に改め、「及び昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員（旧軍人を除き、旧準軍人以外の準公務員を含む。以下本条において「退職公務員」という。）」、「退職公務員及びその遺族の恩給については同表中欄に掲げるものに、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの者の遺族については」及び「それぞれ」を削る。

附則別表第三中欄を削る。

附則別表第四及び附則別表第五中「で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの」及び旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したものの項を削る。

別表第一

恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
五五、二〇〇円	六四、八〇〇円
五七、〇〇〇	六六、六〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、二〇〇
六二、四〇〇	七二、〇〇〇
六四、二〇〇	七四、四〇〇
六六、〇〇〇	七六、八〇〇
六八、四〇〇	七九、八〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇
七三、二〇〇	八五、八〇〇
七五、六〇〇	八八、八〇〇
七八、〇〇〇	九一、八〇〇
八〇、四〇〇	九四、八〇〇
八二、八〇〇	九七、八〇〇
八五、二〇〇	一〇〇、八〇〇
八七、六〇〇	一〇三、八〇〇
九〇、六〇〇	一〇七、四〇〇
九三、六〇〇	一一一、〇〇〇
九六、六〇〇	一一四、六〇〇
九九、六〇〇	一一八、二〇〇
一〇三、二〇〇	一二三、〇〇〇
一〇六、八〇〇	一二七、八〇〇
一一一、〇〇〇	一三三、二〇〇
一一五、二〇〇	一三八、六〇〇
一一九、四〇〇	一四四、〇〇〇
一二三、六〇〇	一四九、四〇〇
一二七、八〇〇	一五四、八〇〇
一三二、〇〇〇	一六〇、八〇〇
一三六、八〇〇	一六八、〇〇〇
一四一、六〇〇	一七五、二〇〇
一四六、四〇〇	一八二、四〇〇
一五一、二〇〇	一八九、六〇〇
一五六、〇〇〇	一九六、八〇〇
一六二、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一六八、〇〇〇	二一三、六〇〇
一七四、〇〇〇	二二二、〇〇〇
一八〇、〇〇〇	二三〇、四〇〇
一八六、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
一九二、〇〇〇	二四九、六〇〇
一九九、二〇〇	二五九、二〇〇
二〇六、四〇〇	二六八、八〇〇
二一三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二〇、八〇〇	二九〇、四〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二三五、二〇〇	三一四、四〇〇
二四四、八〇〇	三二七、六〇〇
二五四、四〇〇	三四〇、八〇〇
二六四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
二七三、六〇〇	三六七、二〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇
二九二、八〇〇	三九八、四〇〇
三〇二、四〇〇	四一四、〇〇〇
三一四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三二六、四〇〇	四四七、六〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇
三五〇、四〇〇	四八三、六〇〇
三六三、六〇〇	五〇一、六〇〇
三七六、八〇〇	五一九、六〇〇
三九〇、〇〇〇	五三七、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四一六、四〇〇	五七三、六〇〇
四三二、〇〇〇	五九四、〇〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四六三、二〇〇	六三四、八〇〇
四七八、八〇〇	六五七、六〇〇
四九四、四〇〇	六八〇、四〇〇
五一〇、〇〇〇	七〇三、二〇〇
五二八、〇〇〇	七二六、〇〇〇
五四六、〇〇〇	七五一、二〇〇
五六四、〇〇〇	七七六、四〇〇
五八二、〇〇〇	八〇一、六〇〇
六〇〇、〇〇〇	八二八、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が五五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千百七十三倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が六〇〇、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百八十倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

別表第二

	恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
（イ）秘書官又はその遺族の恩給	一六二、〇〇〇円	二〇四、〇〇〇円
	一九二、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
	二二二、〇〇〇	二八八、〇〇〇
	二五二、〇〇〇	三三六、〇〇〇
	二八二、〇〇〇	三八四、〇〇〇
	三一二、〇〇〇	四三二、〇〇〇
	三四八、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
	三八四、〇〇〇	五二八、〇〇〇
（ロ）秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	四六八、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円
	五〇五、〇〇〇	六八四、〇〇〇
	五三四、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
	五六四、〇〇〇	七六八、〇〇〇
	六三六、〇〇〇	八六四、〇〇〇
	六八四、〇〇〇	九三六、〇〇〇
	七二〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇
	七六八、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
	九六〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇

秘書官又はその遺族の恩給についてその恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が一六二、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千二百五十九倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給についてその年額計算の基礎となつている俸給年額が四六八、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千三百五十八倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

別表第三

恩給年額計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
一一五、二〇〇円	一三八、六〇〇円
一二三、六〇〇	一四九、四〇〇
一三二、〇〇〇	一六〇、八〇〇
一三九、二〇〇	一七五、二〇〇

一四六、四〇〇	一八二、四〇〇
一六二、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一八一、二〇〇	二三〇、四〇〇
一九九、二〇〇	二五九、二〇〇
二一三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二五五、六〇〇	三四〇、八〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇
二九八、八〇〇	四一四、〇〇〇
三一四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇
三七〇、八〇〇	五一九、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四九四、四〇〇	六八〇、四〇〇
五四六、〇〇〇	七五一、二〇〇
六〇〇、〇〇〇	八二八、〇〇〇
六三六、〇〇〇	八六四、〇〇〇
六八四、〇〇〇	九三六、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇
七六八、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
九六〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が一一五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百三倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

北緯二十九度以南の元南西諸島官公署職員の身分、恩給、退職手当、死亡賜金等については、昭和二十一年一月二十九日、いわゆる行政分離以降何ら措置されることなく、今日に至つているのであるが、わが国が独立した現在、なお、そのまま放置することは好ましくないばかりでなく、現地における該当者及びその遺族の生活実情にかんがみ、本案は、これらの者について、本土の公務員なみの取扱をしようとするものである。

その内容の主なる第一点は、いわゆる行政分離の日の前日の昭和二十一年一月二十八日に、元南西諸島官公署職員で、引き続き琉球諸島民政府職員となつたもの及び未帰還の職員以外のものは、同日をもつて退職したこととして取り扱い、これらの者に対しては、その日までの未払俸給、恩給その他の諸給与を支給すること。

第二点は、元南西諸島官公署職員で、引き続き琉球諸島民政府職員となつた者については、恩給、退職手当及び死亡賜金に関する法令の適用上勤続したものとみなし、恩給、退職手当及び死亡賜金を本土の公務員に準じて支給する取扱とすること。

第三点は、元南西諸島官公署職員で、引き続き、琉球諸島民政府職員となつた者が在職のまま恩給を受け得る途を開くこと。

第四点は、元南西諸島官公署職員が琉球諸島民政府職員となつた後一定の条件のもとに、本邦の官公署の職員となつた場合には、引き続き本邦の官公署職員として勤続するものとみなし、又未帰還職員については本邦の未帰還官公署職員の例に準じ措置すること。

第五点は、元沖縄県の職員について支給すべき諸給与及び恩給は、国庫が負担することとし、元沖縄県以外の都道府県の職員で琉球諸島民政府職員となつた者についても支給すべき諸給与は、その都道府県が支弁し、その経費は国又はその都道府県が分担することとし、また、これらの職員について給すべき恩給は、その都道府県が負担し、その経費は、当分の間、国庫が交付することとしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、北緯二十九度以南の元南西諸島官公署職員に対する未払俸給等の支給、及びこれらの者の身分、恩給等について、措置しようとするものであり、国政運営上おおむね、妥当なものと認めるが、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）の修正議決に伴い、関係条文の整備を行う必要を認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

未払俸給等の諸給与についての合計額は、約一億五千万円程度であるが、昭和二十八年度一般会計予算には、その半額の七千四百九十三万円を計上しておる。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（未帰還職員）

第九条　昭和二十年九月二日から引き続き海外にあつて昭和二十一年一月二十八日までに帰国しなかつた元南西諸島官公署職員（以下「未帰還職員」という。）については、第三条の規定は、適用しない。

2　昭和二十八年七月三十一日までに帰国した未帰還職員は、その帰国の日から九十日以内に琉球諸島民政府職員又は本邦官公署職員となつた場合にあつては、その琉球諸島民政府職員又は本邦官公署職員となつた日の前日まで元南西諸島官公署職員として有していた身分を失わなかつたものとし、その他の場合にあつては、その帰国の日から三十日を経過した日において退職したものとする。

3　昭和二十八年七月三十一日までに帰国しなかつた未帰還職員は、恩給法の規定の適用を受ける者にあつては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）附則第二十七条の規定により退職したものとみなされる日又は死亡した日において、その他の者にあつては、恩給法の規定の適用を受ける者の例に準じ政令で定める日において退職したものとする。

4　元沖縄県がその俸給その他の給与を支給していた未帰還職員に対しては、本邦官公署職員の例に準じ政令で定めるところにより、俸給その他の給与及び退職手当を支給する。

中小企業金融公庫法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業の振興を図るため、中小企業者の行う事業の必要な設備資金及び長期運転資金を積極的に導入すべく国家資金により融通し、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する機関として、中小企業金融公庫を設立しようとするのが本案の目的である。

本案の要旨は次の通りである。

1　中小企業者の範囲を限定すること。

2　中小企業金融公庫は法人とすること。

3　資本金は一般会計からの出資金百億円と、産業投資特別会計からの法定出資金との合計額とすること。

4　役員については、総裁及び監事は、政府任命とし、理事の任命についても主務大臣の認可を要すること。

5　貸付に関する業務の方法及び業務委託の基準は業務方法書に記載することとし、なお、業務方法書、事業計画書等の事項について、主務大臣の認可を要することとし、行政との密接な関連を保持せしめることとすること。

二　議案の修正議決理由

現在の中小企業向融資状況をみると、各金融機関別一年以上の貸付割合（国民金融公庫六八・五％、相互銀行一二・八％、商工組合中央金庫九・四％、都市銀行三・七％、地方銀行六・六％）にかんがみ、本案の趣旨妥当なるものと認めるが、別紙の通り九州地区並びに中小企業の金融の円滑化に万全の処置をとるように附帯決議を附して、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

（資本金）

第五条　公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百〇億円（〇三十）と第

三十三条第六項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

〔別紙〕

中小企業金融公庫法案に対する附帯決議

本公庫の運用に当りては次の諸点を特に留意すること。

一　貸付対象に就いては通産省所管の業種にウエイトを置き、農林漁業金融公庫の業務との重複を避けると共に、両公庫の貸付対象の間に間げきを生ぜざるよう業務の調整を図ること。

なお、可及的速かに農林漁業等原始産業に直結する事業に対する融資は、農林漁業公庫において取扱うよう措置すること。

二　貸付金利年一割は高きに失するを以つて、年七分五厘程度に低減するよう努めること。

三　受託機関は当分の間左記の通りとすること。

イ　商工組合中央金庫（信用協同組合向融資を含む）

ロ　相互銀行

ハ　信用金庫

ニ　地方銀行及び日本興業銀行

ホ　農林組合中央金庫

四　一企業に対する貸付金の総額は差当り三〇〇万円程度とすること。

但し特に必要あるときは一、〇〇〇万円迄貸付け得るものとす。

五　本公庫資金の運用は、業種別地域別に出来うる限り不公平のそしりなきよう普遍的に均てんし、広く零細企業に及ぼすこと。

六　公庫の資金量は過少に失するを以つて速かに増加すること。

七　受託金融機関固有の不良貸付を本公庫よりの委託分を以つて肩替することなきよう厳重監督すること。

八　受託手数料は最高年四分程度とし、能うれば段階制を設け、小額貸付の場合を有利ならしめる措置をとること。

九　出資金中「自転車産業貸付」は今回の四億円に限定し、今後は自転車競技法第九条の規定により本公庫の出資金とは別途に支出すること。

十　公庫役員には、中小企業に理解ある者を充て、商工組合中央金庫の業務との円滑化を図る為、要すれば役員人事の交流を図ることとする。

開拓融資保証法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国食糧自給促進の重要な一環としての開拓営農の確立を図るため、開拓者に対する長短期融資の確保が必要であつて、農具、家畜等に要する長期融資は、現在開拓者資金融通法によつて行われており、更に肥料等に要する短期営農資金の融通は、昭和二十五年より開拓者、都道府県及び政府が一定の金額をきよ出して借入の担保とする開拓信用基金制度を設けて、これによつて行われている。

この開拓信用基金制度を法制的に整備確立するため、開拓者の団体を構成員とする開拓融資保証協会を中央及び都道府県に設立し、保証財源の管理運営を明確適切にするとともに、政府及び都道府県の出資による助成の方途を明らかにしようとするのが本案の目的であつて、その内容の主なものは次のとおりである。

1　都道府県及び中央に、法人としての開拓融資保証協会を設置する。地方保証協会は、開拓営農資金の借入による会員の債務の保証を業務とし、中央保証協会は、地方保証協会が負担する保証債務の保証、全国開拓農業協同組合連合会の債務の保証及び地方保証協会に対する業務の指導を業務とする。

2　保証協会の基金は、都道府県の出資金、財団法人中央開拓信用基金協会から承継する政府の出資金一億円及び会員の出資金等とする。

3　地方保証協会の会員は、開拓農業協同組合及び都道府県開拓農業協同組合連合会とし、中央保証協会の会員は、地方保証協会及び全国開拓農業協同組合連合会とする。

二　議案の可決理由

本案は、開拓者に対する短期営農資金の融通の円滑を図つて開拓地における農業生産力の発展と農業経営の確立に寄与する措置として有効なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農産物価格安定法案（足立篤郎君外二十三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国農産物の生産は、終戦以来年々増大し、現在米麦以外の農産物の需給は著しく緩和されているが、生産者たる農家が零細であること及び農産物の特性上、出廻期が集中し、また需要の変化に応じた生産調節が困難であること等の理由により、季節によりまた年により、相当な価格の変動をきたし、正常な価格水準から低落する事態をも示すに至つている。

これを放置するならば、農業生産を不安定にするとともに、農家経済に深刻な影響を及ぼすことなるので、いも類のごとき、米麦についで重要な農産物の価格の安定措置を講ずることは、現下の農業政策上緊急を要する施策である。

以上の理由に基き、重要農産物の価格が正常な水準から低落することを防止する措置を講じ、もつて農業生産及び農家経済の安定に寄与しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　政府は、甘しよ生切干、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉及びなたねを、毎年農林大臣の定める数量の範囲内において、生産者団体の売渡の申込により買い入れる。その数量は、生産者団体の意見を聞き、農産物の需給事情、時価等を勘案して定める。

2　買入にあたつては、農産物の自主的販売調整を行う生産者団体から優先的に行うものとする。

3　でん粉の原料である甘しよ又は馬鈴しよの価格維持のための措置を講ずる。

4　農産物の買入価格は、農業パリティ指数に基く価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参しやくし、加工品については加工費等をこれに加えた「買入基準価格」を基準とし、生産者団体にはかり、その意見を尊重して定める。

5　政府が買い入れた農産物は、需給事情を勘案し、農産物等の時価に悪影響を及ぼさないように売り渡すものとし、その価格は、特定の場合を除き、買入基準価格及び時価を下つてはならない。

6　政府は、生産者団体に対し、農産物価格の低落を防止するため必要な勧告を行うとともに、資金のあつ旋を行う。

7　農産物の買入は、食糧管理特別会計によつて経理する。

二　議案の可決理由

本案は、重要農産物の価格の低落を防止し、農業生産及び農家経済の安定に資する措置として有効なものと認める。

なお、農産物の価格安定のための生産者団体の自主的活動の助長を図ること等によつて、本案の措置の運用の適正を期すべきものと認めるので、本案は、別紙のとおり、附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度食糧管理特別会計予算において、でん粉買入費二十二億五千九百五十三万円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月二十一日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

農産物価格安定法の制定に当り、政府は、左記事項に留意し、もつてその運用の適正を期すべきである。

記

一　農産物等の価格の安定をはかることは、生産者団体の本来の使命であるにかんがみ、政府は、まずもつて、これら生産者団体が自主的販売調整を行うに必要な低利資金の斡旋等必要な措置をとるものとし、政府の買入は生産者団体の自主的活動の助長をはかる考えの下に行うこと。

二　特に甘しよ切干については、長期貯蔵が困難な事情にかんがみ、極力、生産者団体をして販売調整を行わしめ、糖蜜の輸入を抑制し、自主的調整品をアルコール専売特別会計で買い上げる等の措置をとり、政府買入に伴い財政負担とならないよう留意すること。

三　政府は、価格安定の目的を達成するため必要がある場合は、本法の対象品目に対する競合物資の輸入制限等適切な対策を併せ講ずること。

四　生産者団体が本法に定める農産物の需給調整のため農林大臣の勧告又は承認に基きこれを保管した場合、その農産物等が、天災、地変等の不可抗力により損害を蒙つたとき、政府は適切な救済措置を講ずること。

五　本法に定められた以外の大豆その他の農産物であつて、今後特に

価格安定措置を必要とするものが生じた場合は、情勢に応じてこれを追加すること。

六　農産物等の政府買入価格の決定については、米価審議会に報告すること。

〔第二十七号参照〕

農林漁業組合連合会整備促進法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の農林漁業を振興し、もつて経済自立に寄与するために、農林漁業組合の果すべき役割ははなはだ大きく、このため政府は、昭和二十六年度から「農林漁業組合再建整備法」によつて、事業不振組合の再建整備に着手し、二年間に相当の実績をあげてきている。

しかし、特に農林漁業組合連合会については、現在の再建整備方式のみによつては、連合会の真に健全な発達を期することが困難である。すなわち、農林漁業組合連合会の再建整備の目標としての増資は、おおむね順調に進ちよくしているが、いずれも多額の欠損金を有しているため、今後の増資には相当の困難が伴うのみならず、増資の目標に達した場合においても、短期間に欠損金の補てんと固定化債権の償還に足る事業利益を上げ得ない実情にある。

以上の状況にかんがみ、従来の再建整備方式を確実に実行するとともに、更に、農林中央金庫その他農林漁業系統金融機関が農林漁業組合連合会に対し、固定化債権の利子を軽減する等の積極的な援助を行うことを期待するため、その援助を行う金融機関に対して国が助成する措置を講じて、もつて農林漁業組合連合会の整備の促進とその健全な発達を図ろうとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　法律により再建整備を行おうとする農林漁業組合連合会は、省令で定める金融機関と協議し、総会の議決を経て、整備計画をたてる。

この整備計画は、十箇年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補てんを目標とし、そのための手段を内容とする。

農林大臣は、この整備計画につき、農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て、大蔵大臣と協議の上、計画の適否を認定する。

2　農林省に、農林漁業組合連合会整備促進審議会を置く。これは、農林漁業組合連合会の整備計画の実施状況その他についての調査審議及び関係行政機関の長に対する建議を行うものとし、学識経験者その他の委員九人以内で組織する。

3　整備計画に従つて整備を行う農林漁業組合連合会に対し、金融機関が債権の利息を減免した場合、政府は、その金融機関に対して、前会計年度中に減免した利息の額を限度として、当該金融機関が減免した利息に係る元本債権の残高につき年五分以内の額の補助金を交付する。

4　整備計画が適当であると認定されている農林漁業組合連合会の欠損金は、整備期間中の各事業年度において、法人税法の所得の計算上、これを損金に算入する。

二　議案の可決理由

本案は、農林漁業組合連合会の整備の促進と健全な発達を図る措置として有効なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算において、農林漁業組合連合会整備促進審議会に要する経費四十五万七千円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月二十二日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

建築士法の一部を改正する法律案（田中角榮君外十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

一級建築士の受験資格について、短期大学の卒業者に対し、三年制の場合と二年制の場合とを区別し、また、すでに実施した建築士選考の申請期限後に海外より引き揚げた者等に対しては、その引揚の日から一年以内は選考の申請をすることができるようにするのが、本案の目的である。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、当然と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十二日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

商工会議所法案（小平久雄君外三十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

商工会議所が商工業の振興上果している重要使命にかんがみ、商工会議所の地域的総合経済団体としての特性を完全に発揮せしめるため、又、商工会議所を国際的視野において健全化し、その国際的声望を高めること等商工会議所を特殊法人化し、その実質的な強化を図る必要がある。

以上が本案の目的であり、その要点は次の通りである。

1　商工会議所の設立認可の要件を決定し、その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有することを認可の基準とすること。

2　商工会議所の組織の簡素強力化を図ること。

3　商工会議所の事業は、相当に制限されていたのを、その範囲を拡大し、商工会議所の地区内の商工業者に関する法定台帳の作成等をなし得ること。

4　商工会議所の公共性にかんがみ、その財政的基礎を強化するため登録税、所得税、法人税、地方税の全部又は一部について非課税の法人とする措置を講じ、なお、商工業者法定台帳の作成、管理、運用に要する経費は、その台帳の被登録者から納付せられた負担金をもつて当て得ること。

二　議案の可決理由

商工業の振興のため、地域的結合団体として、その実態をは握し、その実状にもとづく、具体策等の調整を計るものとする本案は、趣旨妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十二日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

商工会議所法案に対する附帯決議

政府は、貿易及び中小企業の振興、技術の普及、商工業に関する調査等につき商工会議所を一層活用すると共に特に中小企業金融に関し、商工会議所の行う信用調査を活用する途を講ずること。

危険校舎改築促進臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方財政及び公立義務教育学校の危険校舎の現状にかんがみ、その改築費について、臨時に、国が補助を行うことを定め、その補助の対象、補助率等所要の規定を設けて学校教育の円滑な実施を確保することにある。

二　議案の可決理由

本案は、全国の公立学校の危険校舎の現状にかんがみて、当該改築費について国が補助することは適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算として二十二億円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校施設費国庫負担法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、学校教育の円滑な実施を確保するために、公立学校の施設の現況にかんがみ、公立学校の施設の災害復旧及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の建設に要する経費について、国が負担する割合等を定めようとするものである。

二　議案の修正議決理由

公立学校の施設の整備は、学校教育の円滑な実施を確保する上に適切なものと認めるが、国庫負担率については、災害復旧は三分の二として、その対象に設備、工作物、土地を加え、戦災復旧は二分の一とし、又義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費については、その基準となる坪数は中学校、盲学校及びろう学校の教育を行うに必要な最低限度の坪数と規定し、災害復旧の適用除外については国庫負担の対象に設備、工作物、土地を加えて、それぞれ政令で定める金額に達しないものとしており、義務教育年限の延長に伴う建設の経費については過渡的規定を設け、附則において昭和二十八年四月一日から適用するという修正を適切と認め、本案は、別紙の通りの附帯決議を付して、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算と

して二十六億八千万円が計上せられている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十二日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

一　公立学校の施設の災害復旧

二　公立学校の施設の戦災復旧

三　義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設

2　前項各号の施設の範囲は、政令で定める。第一号に規定する施設は、建物、建物以外の工作物、土地及び設備とし、同項第二号及び第三号に規定する施設は、建物とする。（事業に要する経費の種目）

第四条　公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費の種目は、当該災害復旧又は戦災復旧の本工事費及び附帯工事費（及び設備費の合計額（以下本条中「工事費」という。）並びに事務費とする。

2　公立学校の施設の戦災復旧に要する経費の種目は、当該戦災復旧の工事費（設備費を除く。）及び事務費とする。

23　義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の種目は、左に掲げる事業の工事費○設備費を除く。○及び事務費とする。但し、買収その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合については、当該校舎又は寄宿舎の買収費及び事務費とする。

一　義務教育年限の延長によつて必要となつた公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎（盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下本条において同じ。）の建築（買収その他これに準ずる方法によるこれらの取得を含む。以下本条及び次条において同じ。）

（別紙）

（国庫負担率）　（小字及び――は修正）

第三条　左の各号に掲げる事業に要する経費について国が負担する割合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三　二分の一

二　義務教育年限の延長によつて増加する児童及び生徒を収容するため、公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎に転用された他の公立の小学校の校舎で、同一の設置者（都の特別区は、これを合して一の設置者とみなす。）の設置に係るものの建築

34　前二項に規定する事務費の工事費（買収その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、買収費）に対する割合は、政令で定める。

（事業に要する経費の算定基準）

第五条　公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費は、政令で定める基準により、当該公立学校の施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。

2　義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、中学校、盲学校及びろう学校の校舎又は寄宿舎について、その教育を行うのに必要な最低限度の政令で定める児童及び生徒一人当りの坪数及び一坪当りの建築単価を基準として算定するものとする。

（負担金の還付）

第八条　国の負担金の交付を受ける地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、文部大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業等に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合においては、文部大臣は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2　前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3　文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市（特別区を含む。以下第十条及び第十一条において同じ。）町村（市町村の組合を含む。以下第十条及び第十一条において同じ。）に対して第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

（都道府県の教育委員会の事務）

第十条　国が市町村に対して交付する災害復旧事業等の事業費の負担○交付及び金の額の算定、○還付及び並びに及び災害復旧事業等の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が行う。

2　国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（監督）

第十一条　文部大臣は、災害復旧事業等の施行に関し、この法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業等を適正に実施させるため必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

2　文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に対して、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

（適用除外）

第十二条　この法律の規定は、左に掲げる公立学校の施設の災害復旧については適用しない。

○建物、建物以外の工作物、土地又は設備の額が一学校

一　○災害による被害が大破（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する建築物の主要構造部が破損した場合をいう。）の程度に達しないもの

二　明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

三　著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

2　昭和二十八年三月三十一日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については、なお従前の例による。

3　義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、第五条第二項の規定にかかわらず、当分の間、左に掲げる基準により算定するものとする。

一　第四条第三項第一号に規定する建築の坪数は、左の表に掲げる学校の種類別の児童及び生徒一人当りの基準坪数に、政令で定めるところにより算定した当該学校の児童及び生徒の数（寄宿舎については、収容する児童及び生徒の数）を乗じた坪数から、従来の保有坪数を控除した坪数とする。但し、児童及び生徒一人当りの基準坪数については、当該学校の所在地の隣接第

冷度、当該学校の学級数若しくは一学級の児童及び生徒の数又は当該学校の校舎若しくは寄宿舎の構造に応じ、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

学校の種類		
	校舎について児童及び生徒一人当りの基準坪数	寄宿舎について児童及び生徒一人当りの基準坪数
中学校	〇・七坪	
盲学校及びろう学校	二・五五坪	三・二〇坪

二　第四条第三項第二号に規定する建築の坪数は、当該転用坪数とする。

（別紙）

公立学校施設費国庫負担法案に対する附帯決議

本委員会は、公立学校施設費国庫負担の実施に関し、政府は、すみやかに左記の措置をとられるよう決議する。

一　災害復旧及び戦災復旧に要する経費の算定基準を政令で定めるにあたつては、従来の基準によることなく、とりあえず少くとも最低基準（小学校一人当〇・九坪、中学校一人当一・二六坪）までの復旧を実現するとともに、更に将来は原形復旧するよう考慮すること。

二　戦災復旧については、少くとも五ケ年を限度として措置すること。

昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員に対して、期末手当として本年六月十五日に給与月額の半月分を支給したのであるが、本年度に限り、年末に支給すべき期末手当に相当する額の一部を繰り上げて支給しようとするものである。

その支給額は、給与月額の二割五分を最高とし、在職期間に応じて支給額に差をつけることとし、支給日は、政令で定めることとするものである。

議案の可決理由

本案は、妥当なものと認め、こ

れを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

一般会計十七億五千五百万円特別会計十一億八百万円政府関係機関二十二億一千八百万円が、昭和二十八年度予算に計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

有価証券取引税法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

有価証券の譲渡者の租税負担の調整を図るため、新たに有価証券取引税を課することとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

相続税の負担の軽減と課税の簡素化を図るため、累積課税制度を廃止し、相続及び包括遺贈によつて取得した財産には相続税を、贈与及び特定遺贈によつて取得した財産には贈与税を課することとする外、基礎控除の引上、死亡保険金及び退職金控除の引上等を行おうとするのである。

二　議案の可決理由

今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

資産再評価法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

経済情勢、物価の推移等に顧み、一層資本の蓄積を促進するとともに、資産の譲渡に因る所得に対する課税の調整を図るため、資産の第三次再評価を行うのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

塩業組合法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、塩業者が塩業組合を設立することを認め、この組合について、組合員の出資口数の制限並びに議決権及び役員選挙権の数に関する特例その他組合経営の基礎を強固にするための規定を設けるものである。

二　議案の修正議決理由

わが国における塩業の特殊性にかんがみ、その経営の合理化によつて塩の生産の推持増進を図るとともに、塩業者の経済的地位の向上に資するため、本案は適切な措置であることを認め、なお、塩業組合が組合員の貯金の受入を行うことができることとする修正案が出されたが、これもきわめて適切な措置であることを認め、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（地区塩業組合）

第八条　地区塩業組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　塩、にがり又はかん水の製造、加工又は保管その他組合員の事業に関する共同施設

二　組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入

三　組合員の事業に必要な物資の購入及び加工

四　塩田その他の製塩施設の改良、造成、取得及び災害復旧

五　組合員の福利厚生に関する施設

六　組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上のため必要な指導、研究及び調査に関する施設

七　組合員の組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

八　組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

九　前各号の事業に附帯する事業

十　地区塩業組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額は、その事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一をこえてはならない。

3　地区塩業組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

4　第一項第九号の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5　第一項第九号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6　組合員が第一項第九号の団体協約の相手方と締結する契約であつて、その内容がその団体協約の内容に違反するものについては、その違反する契約の部分は、その団体協約の内容に従つて契約したものとみなす。

（創立総会）

第二十五条　発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3　中央会の創立総会は、連合会の過半数の同意を得なければ、開くことができない。

4　発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

6　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

7　創立総会については、第十一条（第一項但書を除く。）並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「塩業組合法第五十二条」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条第一」とあるのは「塩業組合法第五十六条第一」と読み替えるものとする。

（準備金及び繰越金）

第六十条　組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3　第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4　第八条第一項第七号若しくは第八号又は第九条第一項第四号若しくは第五号の事業を行う場合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（報告の徴収及び検査）

第七十二条　公社は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合に対して、その業務又は会計に関し必要な報告書の提出を命じ、その事実について調査することができる。

2　公社は、前項の報告書が提出されず、又はその報告書が虚偽であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3　公社は、第八条第一項第三号の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

（公社の命令）

第七十四条　公社は、第七十二条第一項の規定による調査又は第七十一条第二項若しくは第七十二条第二項○若しくは第三項○の規定による検査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令、定款若しくは規約

に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合に対し、期限を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第七十七条　第七十一条第二項又は第七十二条第二項〇〇若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の長期資金の調達を円滑ならしめるため、これらの者が発行する債券及びこれらの者が借り入れる外貨払を要する長期借入金に係る債務について、政府が保証契約をすることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十八年度政府関係機関予算において、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、それぞれ鉄道債券八十五億円及び電信電話債券七十五億円を公募して、その収入をもつて改良工事その他施設工事関係の経費の財源に充当することが予定せられているが、本案は、これらの債券の募集を円滑ならしめるための措置として適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は、次の通りである。

1　もとの軍人軍属で、公務により死亡した者の遺族に対し、援護対策の一環として、旧財団法人軍人会館が所有していた国有財産たる建物を財団法人日本遺族会に無償で貸し付けようとすること。

2　貸付財産の用途を宿泊所、集会所等の利用、生活相談、育英事業等遺族の福祉に必要な事業に制限すること。

3　貸付契約の解除、役員の解職等必要な監督規定を設けること。

二　議案の可決理由

戦没者の遺族に対し、旧軍人会館を無償貸与し、援護の一環として遺族の福祉を目的とする事業の用に供することは、最も時宜に適するものと認め、別紙のとおり附帯決議を付し、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案に対する附帯決議

本法における公務死亡の範囲は、これを実情に即して可及的広義に解釈するとともに、旧軍人会館の運営については、明朗にして民主的なるを期し、政府は適切なる監督措置を講ずることを要望する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昨年四月一日から施行され、戦傷病者戦没者遺族等に対し、国家補償の精神に基き、援護の措置を講じてきたが、今回、これをさらに強化しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1　太平洋戦争中旧国家総動員法に基いて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員は、軍人軍属と同様の任務に服していたが、これら船員を本法の援護の対象とするため、新たに軍属の範囲に加えること。

2　年金額を引き上げ、援護の強化を図ろうとするもので、すなわち、障害年金については、不具廃疾の程度に応じ九万円から二万四千円を十八万一千円から二万四千円に、遺族年金については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序により、先順位者と、その他の遺族に区分し、一人につきそれぞれ二万五千二百円、五千円に改めること。

3　旧軍人恩給の復活に伴い恩給法と本法との調整を行うこと。

二　議案の修正議決理由

現在の社会経済事情下戦傷病者戦没者遺族等に援護の措置を強化することは必要であり、別紙の通り修正することは、最も時宜に適するものと認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本法施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に二十八億四千二百三十七万二千円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

（小字及び――は修正）

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「恩給法の特例に関する件」を「旧恩給法の特例に関する件」に改め、同項第二号中「以下「軍属」という。」を削り、同項に次の一号を加え、同条第二項中「前項各号」を「前項第一号及び第二号」に改める。

三　旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧関東州国家総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）に基いて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員

第三条第一項第二号中「軍属」を「前条第一項第二号に掲げる者」に改め、同条第一項に次の一号を加え、同条第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

三　前条第一項第三号に掲げる者については、昭和十七年四月一日以後船舶運営会の運航する船舶に乗り組み戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間

第四条に次の一項を加える。

第二条第一項第三号に掲げる者が業務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

第七条第一項中「恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症」を「恩給法別表第一号表ノ二に、同条第三項中「軍属」を「第二条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下「軍属」という。）」に改める。

第八条の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に五八、〇〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	一二三、〇〇〇円
第二項症	一〇一、〇〇〇円
第三項症	八二、〇〇〇円
第四項症	四八、〇〇〇円
第五項症	三〇、〇〇〇円
第六項症	二四、〇〇〇円

第十二条の見出し中「減額及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「恩給法の特例に関する件」を「旧恩給法の特例に関する件」に改め、同項を同条第一項とする。

第二十二条中「障害年金を受ける権利を有する者で重度の不具廃疾の状態にあるもの」を「軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより重度の不具廃疾の状態にあるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　厚生大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により国立保養所に収容した者から、その実費の一部を徴収することができる。

第二十六条を次のように改める。

（遺族年金の額等）

第二十六条　遺族年金の額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき左の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき五千円とする。

一　先順位者が一人の場合においては、二万七千六百円（昭和二十八年十二月三十一日までは二万五千二百円）

二　先順位者が二人以上ある場合においては、二万七千六百円（昭和二十八年十二月三十一日までは二万五千二百円）に先順位者のうち一人を除いた者一人につき五千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

2　前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序による。但し、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3　先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族年金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。

4　先順位者として遺族年金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合においては、同順位者（同順位者がないときは、次順位者）の申請により、その所在不明

中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

5　先順位者として遺族年金を受ける者につき当該遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合において、同順位者があるときは、当該遺族年金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とみなす。

第三十一条第七号中「婚姻したとき。」を「婚姻によりその氏を改めたとき。」に改める。

（二以上の遺族年金を受ける権利を有する者に支給する遺族年金）

第三十二条　二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、そのうちの最高額の遺族年金（額が同じであるときは、当該遺族年金を受ける権利を有する者が選ぶ一の遺族年金）を支給する。

2　二以上の遺族年金を受ける権利を有する者が、前項の規定により支給を受けるべき遺族年金の支給事由以外の事由で、先順位者として遺族年金を受ける権利を有するときは、同項の規定にかかわらず、これらの遺族年金を併給する。

3　前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年十二月三十一日までは二万二百円、昭和二十九年一月一日以後は二万二千六百円（第二十三条第一項第二号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合は、昭和二十八年十二月三十一日までは一万二千百二十円、昭和二十九年一月一日以後は一万三千五百六十円）を、当該遺族年金を受ける権利につき同順位にある者の数で除して得た額とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（遺族年金の返還の免除）

第三十二条の二　死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に遺族年金が支給されているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支給した遺族年金は、国庫に返還させないことができる。

2　前項に規定する場合において、軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族と認定され、遺族年金の支給を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

第三十四条第二項中「旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）」を「旧国家総動員法（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州国家総動員令を含む。）」に、「第二条第一項第二号又は第三号」を「第二条第一項第二号又は第三号」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定の適用については、第二条第一項第三号に掲げる者の徴用令書を受けた日から徴用を解除された日までの期間（その者の第三条第一項第三号の期間を除く。）をその者の在職期間とみなす。

第三十六条に次の一項を加える。

2　前項の規定により弔慰金を受けるべき順位にある遺族が、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において生死不明であり、且つ、その日以後引き続き二年以上（その者が昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明の場合において、同順位者がないときは、次順位者の申請により、当該次順位者（当該次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を弔慰金を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

第三十七条第一項中「死亡した者が第三十四条第二項及び第三項に掲げるものである場合には、」を「第三十四条第二項から第四項までの規定により支給する弔慰金にあつては、」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（国債の元利金の返還の免除）

第三十八条の二　第三十二条の二の規定は、死亡したものと認定されている軍人軍属又は軍人軍属であつた者（第三十四条第二項又は第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。）が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に第三十七条に規定する国債の元利金が支払われている場合に準用する。

第三十九条中「同条」を「同条第二項及び第三項」に、「又はその支給の請求について準用する。」を「又はその権利の裁定について準用し、同条第三項の規定は、第三十七条に規定する国債の記名者が死亡し同順位の相続人が数人ある場合において、その者の死亡前に支払うべきであつた同条に規定する国債の元利金の請求若しくはその支払又は同条に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。」に改める。

第四十六条に次の但書を加える。

但し、国民金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

第四十八条第二項中「援護に関する書類」の下に「及び第三十七条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類」を加える。

第五十条中「又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する援護の実施機関が行う。」を「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する援護の実施機関その他政令で定める者に委任することができる。」に改める。

附則中第九項を削り、第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　前項の者に対して、その者が、この法律の規定による障害年金又は遺族年金を受ける権利の裁定を受けるまでの間に、同項の規定によつて停止すべき船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金を支給したときは、同項の規定にかかわらず、保険給付として支給したものとみなす。この場合においては、政令の定めるところにより、その障害年金又は遺族年金の額（遺族年金については、前項の規定により停止すべき部分の額）に相当する額を、この法律の規定による障害年金又は遺族年金の額から控除して支給することができる。

附　則

1　この法律は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号。以下「恩給法中改正法」という。）の施行の日から施行する。

2　この法律中第三十四条、第三十七条第一項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

3　この法律中第八条及び第二十六条の改正規定○並びに第四条第二項の編定は、昭和二十八年四月一日から適用する。但し、附則第十○三項、附則第十一四項、附則第十二六項、附則第十三八項及び附則第十五九項に規定する者については、この限りでない。

4　この法律中第十二条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

5　この法律中第二条から第四条まで及び第七条の改正規定は、弔慰金に関しては、昭和二十七年四月一日から、障害年金又は遺族年金に関しては、昭和二十八年四月一日から適用する。

6　改正後の第二十二条第二項の規定は、厚生大臣が国立保養所に収容した者の昭和二十八年四月一日からの在所について、適用する。

7　軍人軍属又は軍人軍属であつた者の父、母、祖父又は祖母のうち、この法律の施行前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下同じ。）したことにより第二十九条の規定により遺族年金の支給を受けることができなかつた者又は改正前の第三十一条の規定により遺族年金を受ける権利を失つた者で、その婚姻により氏を改めないもの（これらの者が婚姻した日以後この法律の施行前に第三十一条第一号から第四号までの一に該当した者を除く。）はこの法律の施行の際、遺族年金を受ける権利を取得するものとする。

8　前項の遺族年金は、昭和二十八年八月分から支給する。

9　改正後の第三十二条の二及び第三十八条の二の規定は、死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者（第三十四条第二項又は第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。）が生存していることが法律の施行前に判明した場合においても、適用する。

10　改正後の第二条第一項第三号に掲げる者又はその遺族に関し改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第二条（第一項中各号を除く。）、第二十五条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第十一条第二号及び第二十九条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第十一条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」とする。

11　改正後の第三十二条第二項の規定により二以上の遺族年金の併給を受ける者に対して支給する遺族年金のうち、この法律の施行の際現に支給している遺族年金以外の遺族年金の支給に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合においては、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年八月」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年八月一日」とし、同条第二項中「同条第一項各号の一に掲定す

る条件に該当するに至つた日の属する月」とあるのは「昭和二十八年八月又は同年九月一日以後同条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つた日の属する月」とする。

912 軍人たるによる障害年金又は軍人若しくは軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金は、この法律の施行の際、現にこれを受ける権利を有する者以外の者には、支給しない。但し、この法律の施行の際、現に軍人たるによる障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による増加恩給を受ける権利を有しないものが死亡した場合に支給すべき遺族年金は、この限りでない。

1018 この法律の施行の際、現に障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人たるによる増加恩給を受ける権利を有するものは、この法律の施行の際において当該障害年金を受ける権利を失う。

1114 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料（以下「公務扶助料」という。）を受ける権利を有するもの（附則第十六条第三項に規定する者を除く。）は、この法律の施行の際、当該遺族年金を受ける権利を失う。

1215 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料を受ける資格を有するもの（同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するものを除く。）は、厚生省令で定める期間内に厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければ、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失う。

1316 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料及び当該軍人又は軍人であつた者が軍人以外の公務員として在職したことにより支給される扶助料（以下「普通扶助料」という。）を受ける権利をあわせ有すべきものが、この法律の施行後、公務扶助料を選択したときは、その者は、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失うものとし、普通扶助料を選択したときは、その者に支給する当該遺族年金の額は、改正後の第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1417 前三項に規定する者については、同一の事由による公務扶助料を受ける権利の裁定がある日の属する月分まで、この法律の施行の際現に受けている遺族年金の額に相当する額を、遺族年金とみなして支給する。

1518 この法律の施行の際、現に軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があるものについては、その者に支給する遺族年金の額は、改正後の第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1619 この法律の施行の際、現に障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八条又は第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、この法律の施行の際現に受けている障害年金又は遺族年金の額と特別措置法の規定による年金の額の合算額が改正後の第八条又は第二十六条の規定により受けることができる障害年金又は遺族年金の額に満たない場合においては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八条又は第二十六条の規定により受けることができる障害年金又は遺族年金の額からこの法律の施行の際現に受けている特別措置法の規定による年金の額を控除した金額とする。

20 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁された者（以下「被拘禁者」という。）が、当該拘禁中に死亡した場合（被拘禁者が軍人、軍属であつた在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより当該拘禁中に死亡した場合を除く。）には、その者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給する。この場合においては、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による遺族年金及び弔慰金（第三十四条第一項の規定により支給するものをいう。）に関する規定を準用する。

21 この法律の施行の際（この法律の施行後被拘禁者が死亡した場合は、当該死亡の際）当該被拘禁者の死亡に関し扶助料を受ける権利を有する者がある場合においては、当該死亡に関し、前項の遺族年金は支給しない。

22 前項に規定する場合において、被拘禁者の遺族全員が受けるべき遺族年金の総額が当該扶助料の額をこえるときは、附則第二十項の遺族年金を支給し、扶助料を支給しない。

23 附則第二十項に規定する者の遺族に関し改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法を準用する場合において、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十六条第二号、第四号及び第六号並びに第三十八条第二号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第二十九条第二号、第三十六条第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五条第一項及び第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と読み替えるものとする。

1724 郵政大臣は、当分の間、第四十九条第一項及び第三項の規定により障害年金、遺族年金及び第三十七条に規定する国債の元利金の支払に関する事務を処理する場合において、特に必要があるときは、これらの規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

1825 郵政大臣は、前項の場合において同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

1926 附則第十七項（二十四）の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

27 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「附則第十四項」を「附則第十七項」に改める。

未帰還者留守家族等援護法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案の要旨は、次の通りである。

1 未帰還者の範囲を未復員者及び昭和二十年八月九日以降ソ連、中共地区等で生存していたと認められる一般邦人でいまだ帰らない者並びに日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者とすること。

2 留守家族の範囲を配偶者、子、孫、父母、祖父母とし、家族手当の額を先順位者月額二千百円、他に一人当り月額四百円を加給しようとすること。

3 留守家族手当の支給を受ける期間を限定するとともに、国は、未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない旨を明記すること。

4 未帰還者が帰還した後必要な療養の給付を行い又障害一時金、帰郷旅費、遺骨埋葬費、遺骨引取費等の支給を行うこと。

二、議案の修正議決理由

未帰還者留守家族等に実情に即した援護を行うことは必要であり、別紙の通り修正することは、最も時宜に適するものと認め、別紙のごとき附帯決議を附して、修正議決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に二十億九千七百六十二万八千円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

未帰還者留守家族等援護法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　援護（第五条―第二十八条）
第三章　調査究明（第二十九条）
第四章　雑則（第三十条―第三十六条）
附則

第一章　総則（この法律の目的）

第一条　この法律は、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任において、その留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合において必要な療養の給付等を行い、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

（未帰還者）

第二条　この法律において「未帰還者」とは、左の各号に掲げる者であつて、日本の国籍を有するものをいう。

一　もとの陸海軍に属していた者（もとの陸海軍から俸給、給料又はこれに相当する給与を受けていなかつた者を除く。）であつて、まだ復員していないもの（以下「未復員者」という。）

二　未復員者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの

（自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在つた者を除く。）

2　日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者及び同条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者であつて、その拘禁を解かれまだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者とみなす。但し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

（帰還）

第三条　この法律において「帰還」とは、本邦以外の地域から居住の目的をもつて、本邦に帰ることをいう。

2　前条第二項の規定により未帰還者とみなされる者であつて、本邦において拘禁されているものが、その拘禁を解かれたときは、帰還したものとみなす。

（留守家族）

第四条　この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいう。

2　留守家族は、当該未帰還者が死亡していたことが後に判明した場合においても、その死亡の日にさかのぼつて留守家族でなかつたものとして取り扱われることはない。

第二章　援護

（留守家族手当の支給）

第五条　未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2　留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基いて行う。

（留守家族の順位）

第六条　留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とし、父母については、養父母は実父母に、祖父母については、養父母の父母は実父母の父母に、父母の養父母は父母の実父母に、それぞれ先だつものとする。

2　先順位者たるべき者が、次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が留守家族手当の支給を受けることができなくなつた後に限り、適用する。

（留守家族手当の支給条件）

第七条　留守家族手当は、未帰還者が帰還しているとすれば、留守家族が主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められる場合であつて、且つ、夫○、子、父母、孫又は祖父母については、○（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）これらの者がそれぞれ左の各号に規定する条件に該当する場合に支給する。

一　夫については、不具廃疾であること。

二　子については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

三　父母については、六十歳以上であること、不具廃疾であること、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

四　孫については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

五　祖父母については、六十歳以上であること、又は不具廃疾であること。

（留守家族手当の額）

第八条　留守家族手当の月額は、二千三百円（昭和二十八年十二月三十一日までは二千百円）とする。但し、前条の規定に該当する留守家族が二人以上ある場合においては、二千三百円（昭和二十八年十二月三十一日までは二千円）に二千百円（昭和二十八年十二月三十一日までは二千円）これらの留守家族のうち一人を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

（同順位者数人ある場合の支給の申請）

第九条　留守家族手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上あるときは、これらの者は、同順位者全員のために、そのうち一人を選定して留守家族手当の支給の申請をしなければならない。

（留守家族手当の支給方法）

第十条　留守家族手当は、毎月、その月分を支払うものとする。

（支給の始期及び終期等）

第十一条　留守家族手当の支給は、留守家族が、留守家族手当の支給の申請をした日の属する月の翌月（留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたことにより、次順位者に転給する場合においては、当該転給の原因たる事由が生じた日の属する月の翌月）から始め、左の各号の一に該当するに至つた日の属する月で終る。

一　未帰還者が帰還したとき。

二　厚生大臣によつて未帰還者が自己の意思により帰還しないものと認められたとき。

三　未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき。

四　前各号のほか、留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたとき。

2　留守家族手当の支給を受けている留守家族は、未帰還者が死亡したものと確認するに足りる資料を得た場合又は左に掲げる事実を知るに至つた場合には、厚生省令で定める場合を除き、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一　未帰還者が帰還したこと。

二　未帰還者が自己の意思により帰還しない状態にあること。

3　前項第一号に規定する実事について届出があつた場合においては、未帰還者が帰還した日の属する月の翌月以後、当該留守家族がその事実を知るに至つた日までに、すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させないことができる。

4　第一項第二号又は第三号の規定により留守家族手当の支給を終えた場合において、その支給の終了前に当該留守家族が第二項に規定する資料を得、又は同項第二号に掲げる事実を知つていたものであるときは、その資料を得、又はその事実を知るに至つた日の属する月の翌月以後すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させることができる。

（留守家族手当の額の改定）

第十二条　留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、新たに第八条但書の規定により加給すべき留守家族があるに至つた場合における留守家族手当の額の改定は、当該留守家族手当の支給を受けている留守家族の申請により、当該申請のあつた日の属する月の翌月（当該加給の原因となつた事由の生じた日から一箇月以内に申請があつた場合においては、当該事由の生じた日の属する月の翌月）から行う。

2　留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、加給の原因となつた留守家族がなくなつた場合又はその数が減じた場合における留守家族手当の額の改定は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

（留守家族手当の支給をしない場合）

第十三条　この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足りる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。

（恩給法との調整）

第十四条　未帰還者に関し、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による普通恩給（地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む。）を受ける権利につき裁定があつた場合においては、当該未帰還者の留守家族には、当然普通恩給の支給額の限度において、留守家族手当を支給しない。

（帰郷旅費）

第十五条　未帰還者が帰還したときは、厚生省令の定めるところにより、帰郷旅費として、一人につき千円から三千円まで（十八歳未満の者については、五百円から千五百円まで）を支給する。

（遺骨埋葬経費）

第十六条　未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として、その遺族（遺族がない場合においては、葬祭を行う者）に対し、その者の申請により、死亡者一人につき三千円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2　前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、葬祭を行う遺族があるときはその者を先にし、その者がないときは配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。

（遺骨引取経費）

第十七条　前条第一項に規定する者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の申請により、死亡者一人につき二千七百円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 衆議院会議録第三十九号附録（その一）（三）

（療養の給付）

第十八条　厚生大臣は、第十六条第一項に規定する者が自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合においては、帰還後三年を限り、その者の申請により、必要な療養の給付を行う。

2　前項の療養の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が同項の規定に該当する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

3　厚生大臣は、第一項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに三年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

4　第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（療養の給付の範囲）

第十九条　療養の給付の範囲は、左の通りとする。

一　診察
二　薬剤又は治療材料の支給
三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
四　病院又は診療所への収容
五　看護
六　移送

（療養の給付の機関）

第二十条　療養の給付は、厚生大臣の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において、行うものとする。

2　前項の規定により指定医療機関へ収容して療養の給付を行う場合において、収容された者が恩給法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）の規定による障害年金を受ける権利を有するとき（傷病賜金については、政令で定めるところにより、その者からその者に係る収容中の実費の一部に相当する額を一部負担金として徴収するものとする。

（診療方針及び診療報酬）

第二十一条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2　前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることが適当でないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

（医療費の審査）

第二十二条　厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従わなければならない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあたつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

（報告の請求及び検査）

第二十三条　厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（療養費の支給）

第二十四条　厚生大臣は、第十八条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため、指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2　療養費の額は、療養に要する費用○（療養費の支給を受けるべき者が医療機関に収容されて療養を受けた場合であつて、傷病年金若しくは傷病賜金又は遺族援護法の規定による障害年金を受ける権利を有するとき（傷病賜金については、その支給を受けた場合を含む。）は、療養に要する費用から第二十条第二項の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額）を基準として、厚生大臣が定める。

3　療養に要する費用の額は、指定医療機関が請求することができる診療報酬の額の例による。

（療養中の死亡者）

第二十五条　第十八条の規定により療養の給付（前条の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。）を受けている者が、当該負傷又は疾病につき療養を受けている間に死亡した場合においては、第十六条の規定を準用する。

（障害一時金）

第二十六条　第十六条第一項に規定する者が、自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還の際なおつている場合、帰還後三年（療養の給付を受ける者については、その受けることのできる期間）以内になおつた場合又はなおらないがその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時金として、同表下欄に定める金額を支給する。

（再給付等の禁止）

第二十七条　障害一時金の支給を受けた者には、同一の事由については、以後療養の給付を行わず、また、重ねて障害一時金を支給しない。

2　同一の事由について、他の法令の規定により障害一時金に相当する給付を受けることができる者には、この法律による療養の給付を行わず、又は障害一時金を支給しない。但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。

3　同一の事由について、他の法令の規定により療養の給付に相当する給付を受けている者には、この法律による療養の給付を行わない。

（報告の請求）

第二十八条　厚生大臣は、療養の給付及び障害一時金の支給（以下「療養の給付等」という。）に関して必要があると認めるときは、療養の給付等を受ける者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

第三章　調査究明及び未帰還者の帰還促進

（調査究明○及び帰還促進）

第二十九条　国は、未帰還者の状況について調査究明○をするとともに、その帰還の促進○に努めなければならない。

第四章　雑則

（時効）

第三十条　療養の給付等を受ける権利は、これらの給付事由の生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（譲渡等の禁止）

第三十一条　この法律により援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（非課税）

第三十二条　この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2　援護に関する書類には、印紙税を課さない。

（本邦）

第三十三条　この法律において「本邦」には、北緯二十九度以南の南西諸島を含むものとする。

（権限又は事務の委任）

第三十四条　この法律の施行に関する厚生大臣の権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）に規定する行政機関の長、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

（省令への委任）

第三十五条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（罰則）

第三十六条　第二十八条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（未復員者給与法等の廃止）

2　未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十一号。以下「旧法」という。）及び特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）は、廃止する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

3　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「公務員給与法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三項に次の但書を加える。

但し、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

（申請主義の特例）

4　この法律の施行の際、現に旧法（特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は従前の公務員給与法附則第三項（他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。）の規定により、俸給又は扶養手当（以下単に「俸給」という。）の支払を受けている者で、この法律の規定により留守家族手当の支給を受けることができるものに対しては、第五条第二項の申請を要しないで、昭和二十八年八月分から留守家族手当を支給する。

（留守家族手当の始期の特例）

5　この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までの間に、留守家族が第七条の規定に該当するに至つた場合において、当該留守家族が、同年十月三十一日までの間に、留守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に対する留守家族手当の支給の始期は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が第七条の規定に該当するに至つた日の属する月の翌月とする。

6　この法律の施行後本邦に帰つたことにより留守家族となつた者が、本邦に帰つた日から起算して二箇月以内に第七条の規定に該当するに至つた場合において、本邦に帰つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときも、前項と同様とする。

（順位の特例）

7　この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による俸給の支払を受けている者が、第七条の規定に該当する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その者を先順位者とみなして、その者及び第六条第一項の規定によりその者と同順位にある者に、留守家族手当を支給する。

8　附則第四項の規定は、前項の者について準用する。

（特別手当）

9　この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができない場合には、その者及び従前の例によりその者と同順位にある者に対して、昭和二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、特別手当を支給しない。

10　この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合において、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者を除く。）があるときは、その者に対して、その日の属する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。

11　前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に対して支給するものとする。

12　従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から特別手当の額を改定するものとし、改定後の額については、従前の例による。

13　第十三条及び第十四条の規定は、特別手当について準用する。

14　特別手当は、当該未帰還者につき、この法律の規定による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族があるに至つた場合には、その日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、支給しない。

（額の特例）

15　附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者及び第七条の規定に該当する者を除く。）一人につき四百円を加えた額とする。

16　前項の規定は、この法律の施行の際現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者に支給する留守家族手当の額について準用する。

（差額支給）

17　従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五項（前項において準用する場合を含む。）又は第八条に規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を留守家族手当に加えて支給する。

一　第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給している俸給の額

二　附則第十四項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給をはじめた際支給していた特別手当の額

前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減ずべき額については、従前の例による。

18

（扶養手当の額の改訂）

19　昭和二十八年四月から七月までの間において、旧法の規定により扶養手当の支払を受けた者（未帰還職員に関し、従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けていた者を除く。）に対しては、その者に支払われた同年四月分から七月分までの扶養手当を左の各号に定めるところにより算定した場合の総額からこれらの月分としてすでに支払つた扶養手当の総額を控除した額をとりまとめて支給するものとする。

一　扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に三百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

二　前号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻又は子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に五百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

三　第二号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに第七条の規定に該当する留守家族に相当する者があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に七百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

（未支給の給与）

20　旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお、従前の例による。

（俸給の返還をさせない場合）

21　旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつていたことが判明した場合には、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以降の分として、その事実が判明した日までの間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還させないことができる。

（療養の給付）

22　第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者が療養の給付を受けることができる期間については、従前の例による。

23　この法律の施行前に、旧法第八条の二第一項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号。以下「旧法中改正法」という。）附則第二条第一項又は旧法第八条の二第二項（旧法中改正法附則第二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認めた負傷又は疾病については、厚生省令で定める場合を除くほか、それぞれ第十八条第二項又は同条第四項において準用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。

（指定医療機関）

24　この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。

（指定医療機関以外の医療機関から受けた療養）

25　第二十四条第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた者についても、適用する。

（再給付の禁止）

26　この法律の施行前、他の法令の規定によりこの法律による障害一時

金に相当する給付を受けた者には、同一の事由について、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。

（実績の保障）

26 27　この法律の施行の際、現に旧法の規定による給与の支給を受けている者で、第二条に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六条第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による援護を行うことができる。

27 28　前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国したとき（日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、拘禁のまま本邦に入国したときを除く。）は、この法律の適用については、その者が帰還したものとみなす。前項に掲げる者で、日本国との平和条約第十一条と掲げる裁判により本邦において拘禁されていたものが、拘禁を解かれたときも、同様とする。

（恩給法との調整）

28 29　未帰還者が恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項但書の規定により普通恩給の給与が行われる場合において、当該未帰還者に関し、その退職したものとみなされた日の属する月の翌月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

（陸軍刑法を廃止する等の政令第七条の改正）

29 30　陸軍刑法を廃止する等の政令（昭和二十二年政令第五十二号）第七条を次のように改める。

第七条　もとの陸海軍に属していた者であつて、まだ復員していないものは、復員するまでの間、なお、従前の未復員者としての身分を有するものとする。

2　前項の未復員者が帰還し、又は自己の意思により帰還しないと認められるときは、厚生大臣は、その者の復員に関して必要な手続をとらなければならない。

（厚生省設置法の一部改正）

30 31　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「戦没者遺族等」を「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

第五条第六十四号を次のように改める。

六十四　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第　号）の定めるところにより、留守家族手当の額を改定し、及び療養の給付の必要の有無を認定すること。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

（引揚援護庁設置令の一部改正）

31 32　引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二　戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び未帰還者留守家族等の援護に関する事務を行うこと

第五条に次の二号を加える。

八　未帰還者留守家族等の援護に関する調査企画の事務を行うこと

九　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第　号）に基く援護の実施に関する事務を行うこと

第六条中第三号を削り、第三号の二を第三号とする。

（結核予防法の一部改正）

32 33　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項但書中「未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）又は特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）」を「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第

号）」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

33 34　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九条第三項」を、「、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第十九条第三項又は未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第　号）第二十二条第三項」に改める。

（地方自治法の一部改正）

34 35　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「、その家族等に対する俸給その他の給与に関する事務」及び「並びに特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の施行に関する事務」を削る。

（地方税法の一部改正）

35 36　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第六号を次のように改める。

六　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第　号）の規定により支給を受ける金品

第六百七十二条第六号を次のように改める。

六　未帰還者留守家族等援護法の規定により支給を受ける金品

第七百四十四条第十一項及び第七百七十七条第四項中「特別未帰還者給与法」を「特別未帰還者給与法、未帰還者留守家族等援護法」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

36 37　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）に規定する未復員者である職員及び特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）に規定する特別未帰還者である職員」を「及び未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第　号）第十六条第一項に規定する未帰還者である職員」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

37 38　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）第八条の二又は未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）附則第二条」を「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第　号）第十八条」に改める。

第十二条中「又は未復員者給与法」を「若しくは旧未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）又は未帰還者留守家族等援護法」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（遺族年金支給の特例）

第二十九条の二　軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の事実が判明しなかつたため、その親族に対して未帰還者留守家族等援護法第五条の規定による留守家族手当又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による特別手当が支給されていた場合においては、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支給すべき遺族年金は、当該留守家族手当又は特別手当が支給されていた期間に係る分は、支給しない。

第三十四条第三項中「特別未帰還者給与法」を「旧特別未帰還者給与法」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する経過規定）

38 39　昭和二十七年四月一日以後、この法律の施行前に旧法第八条の二又は旧法中改正法附則第二条の規定により療養を受けることができた者であつて、同期間内に負傷又は疾病がなおつたもの又はこれらの規定により療養を受けることができる期間を経過したものに関する不具廃疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、従前の例による。

別表

障害の程度	障害の状態	金額
第一級	一　両眼が失明したもの 二　咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三　精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五　半身不随となつたもの 六　両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七　両上肢の用を全廃したもの 八　両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九　両下肢の用を全廃したもの	三八、〇〇〇円
第二級	一　一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二　両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 三　両上肢の腕関節以上で失つたもの 四　両下肢を足関節以上で失つたもの	三四、〇〇〇円
第三級	一　一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二　咀嚼又は言語の機能を廃したもの 三　精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 五　十指を失つたもの	三〇、〇〇〇円
第四級	一　両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二　咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三　鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四　一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五　一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六　十指の用を廃したもの 七　両足をリスフラン関節以上で失つたもの	二七、〇〇〇円
第五級	一　一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二　一上肢を腕関節以上で失つたもの 三　一下肢を足関節以上で失つたもの 四　一上肢の用を全廃したもの 五　一下肢の用を全廃したもの 六　両足の指を全部失つたもの	二四、〇〇〇円
第六級	一　両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三　鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができないもの 四　脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五　一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六　一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七　一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指を失つたもの	二一、〇〇〇円
第七級	一　一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二　鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話声を解することができないもの 三　精神に障害を残し軽易な労務のほか服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務のほか服することができないもの 五　一手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失つたもの 六　一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指の用を廃したもの 七　一足をリスフラン関節以上で失つたもの 八　両足指全部の用を廃したもの 九　女子の外貌に著しい醜状を残すもの 一〇　両側の睾丸を失つたもの	一八、〇〇〇円
	一　一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの	

第八級		
二　脊柱に運動障害を残すもの 三　神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な労務のほか服することができないもの 四　一手のおや指をあわせ二指を失つたもの 五　一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廃したもの 六　一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 七　一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八　一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 九　一上肢に仮関節を残すもの 一〇　一下肢に仮関節を残すもの 一一　一足の指の全部を失つたもの 一二　脾臓又は一側の腎臓を失つたもの	一五、〇〇〇円	
第九級		
一　両眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二　一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 三　両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五　鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七　鼓膜全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八　一手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指を失つたもの 九　一手のおや指をあわせ二指の用を廃したもの 一〇　一足の第一指をあわせ二指以上を失つたもの 一一　一足の指の全部の用を廃したもの 一二　生殖器に著しい障害を残すもの	一二、〇〇〇円	
第一〇級		
五　一手のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの 六　一手のおや指の用を廃したもの、ひとさし指をあわせ二指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廃したもの 七　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八　一足の第一指又は他の四指を失つたもの 九　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	九、六〇〇円	
第一一級		
一　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四　鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四〇センチメートル以上では尋常の話声を解することができないもの 五　脊柱に奇形を残すもの 六　一手のなか指又はくすり指を失つたもの 七　一手のひとさし指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の二指の用を廃したもの 八　一足の第一指をあわせ二指以上の用を廃したもの 九　胸腹部臓器に障害を残すもの	七、二〇〇円	
第一二級		
一　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三　七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 四　一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 五　鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの	四、八〇〇円	

八　長管骨に奇形を残すもの 九　一手のなか指又はくすり指の用を廃したもの 一〇　一足の第二指を失つたもの、第二指をあわせ二指を失つたもの又は第三指以下の三指を失つたもの 一一　一足の第一指又は他の四指の用を廃したもの 一二　局部に強固な神経症状を残すもの 一三　男子の外貌に著しい醜状を残すもの 一四　女子の外貌に醜状を残すもの	第一三級	三、二〇〇円
一　一眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二　一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三　両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの 四　一手のこ指を失つたもの 五　一手のおや指の指骨の一部を失つたもの 六　一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの 七　一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九　一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの 一〇　一足の第二指の用を廃したもの、第二指をあわせ二指の用を廃したもの又は第三指以下の三指の用を廃したもの	第一四級	一、六〇〇円

備考

一　視力の測定は、万国式視力表にする。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。

二　指を失つたものは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　指の用を廃したものとは、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足指の用を廃したものとは、第一指は末関節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一指関節（第一指にあつては足指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

〔別紙〕

未帰還者留守家族等援護法案に対する附帯決議

従来ソ連地区および中共地区に残留すると認められる未帰還者の消息につき調査不充分と思われる点のあつた事実にかんがみ、政府はこの際徹底的にその消息の調査究明につとめ、生存者の留守家族の手当が不当に打ち切られるが如き事態を生ぜざるよう善処を要望する。

右決議する。

〔第二十八号参照〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法施行六ケ年の経験に徴し、且つ内外諸情勢の推移にかんがみ、本法の諸規定を、わが国経済の特質と実態によりよく即応するよう、適当な改正をする必要がある。

その主要な改正点は次の通りである。

1　不況に対処するため、または、合理化の遂行上特に必要がある場合における事業者の共同行為（不況カルテル、合理化カルテル）を、一定の条件の下に、公正取引委員会の認定を得て主務大臣が認可し得るようにした。

2　一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか、または、不公正な取引方法を用いる場合のほか、原則的に自由に株式を保有し、役員を兼任し得ることとした。

3　「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」と改めて、その内容を整備した。

4　事業者団体法を廃止し、その必要な規定を、本法中に収容した。

5　不当廉売、おとり販売等の不当な競争を防止するため、一定の日用品、書籍等（指定商品）に限り、再販売価格維持契約（定価拘束制度）を認めた。

二　議案の修正議決理由

本案は、大体適当な措置であるが、なお、本法の基本精神を明確に貫くため、特定共同行為の認可機関及び認可手続その他について、更に改正を加える必要があると認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

経済安定委員長　佐伯　宗義

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第六章中第二十四条の次に次の三条を加える。

第二十四条の二　この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価

格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買い受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。但し、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一　当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。

二　当該商品について自由な競争が行われていること。

第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体を含まないものとする。但し、第八号に掲げる法律の規定に基いて設立された団体にあつては、事業協同組合又は協同組合連合会が当該事業協同組合又は協同組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買い受ける場合に限る。

一　国家公務員法

二　農業協同組合法

三　国家公務員共済組合法（日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。）

四　消費生活協同組合法

五　水産業協同組合法

六　公共企業体等労働関係法

七　労働組合法

八　中小企業等協同組合法

九　地方公務員法

十　森林法

十一　地方公営企業労働関係法

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。但し、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第二十四条の三　この法律の規定は、特定の商品の需給が著しく均衡を失したため左の各号に該当する事態が生じた場合において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事業者団体（以下「生産業者等」という。）が、次項又は第三項の認可を受けてする共同行為（事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。）については、これを適用しない。但し、不公正な取引方法を用いるとき、又は若しくは事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は第七項の規定による公示があつた後一箇月を経過したとき（第六項の請求に応じ、当該事業に係る主務大臣（以下「主務大臣」という。）が、第五項の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一　当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。

二　企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

生産業者等は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克服するため、生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為（設備の更新又は改良を妨げるものを除く。）をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、主務大臣の認可を受けることができる。

生産業者等は、第一項に規定する場合であつて、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、主務大臣の認可を受けることができる。

前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する共同行為のみをもつては第一項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様とする。

公正取引委員会主務大臣は、前二項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならない。次項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一　第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。

二　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　不当に差別的でないこと。

四　その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退すること を不当に制限しないこと。

主務大臣は、第二項又は第三項の認可をした後において、当該共同行為が左の各号の一に該当するに至つたと認めるときは、その行為をしている生産業者等に対し、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消すことができる。

一　第二項又は第三項に規定する要件を欠くこと。

二　その内容が前項各号に該当するものでないこと。

公正取引委員会は、前項の規定による処分をする必要があると認めるときは、主務大臣に対し、当該処分をすべきことを請求することができる。

公正取引委員会は、第二項若しくは前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、当該申請を認可し、若しくは却下し、又は○○当該処分の理由を附して○○その旨を官報に公示しなければならない。

第二項又は第三項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、当該共同行為を廃止したときは、公正取引委員会主務大臣に遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

主務大臣は、第五項の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第二項又は第三項の認可に対して不服がある利害関係人は、認可があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立をすることができる。

公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による聴聞を行つて決定をし、当該主務大臣及び申立人に文書をもつて通知しなければならない。

主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その決定に従い必要な措置をとらなければならない。

公正取引委員会主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第二項又は第三項に掲げる認可について、第六十六条第一項の規定による処分をしようとするときは、同様とする。

第二十四条の四　この法律の規定は、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、生産業者等が次項の認可を受けてする共同行為については、これを適用しない。

生産業者等は、前項に規定する場合において、技術若しくは生産品種の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。

公正取引委員会主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならな

ト　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）

チ　損害保険料率算出団体に関する法律

リ　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

ヌ　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）

ル　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

ヲ　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

ワ　漁船損害補償法

カ　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）

ヨ　塩業組合法（昭和二十八年法律第　号）

タ　信用保証協会法（昭和二十八年法律第　号）

レ　開拓融資保証法（昭和二十八年法律第　号）

三　左に掲げる団体。但し、それぞれの団体に固有な業務を遂行するに必要な範囲に限る。

イ　手形法（昭和七年法律第二十号）及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）の規定により指定されている手形交換所

ロ　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一条の規定に基いて指定された団体

ハ　証券取引法の規定に基いて設立された証券取引所に所属する決済機関

ニ　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第二十五条第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体及びその連合体

四　従業員の数が二十人をこえない事業者である個人が相互扶助を目的として設立した団体であつて、構成事業者の数が十九人をこえないもの

8　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二を次のように改める。

第十二条ノ二　削除

第十二条ノ三中「及事業者団体法」を削り、同条但書中「不公正ナル競争方法」を「不公正ナル取引方法」に改める。

第百四十四条ノ二を削る。

第百四十九条中「又ハ第百四十四条ノ二」を削る。

9　蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二　農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ繭ヲ買受ケントスル者（以下繭需要者ト称ス）ガ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ繭ノ売買ニ関スル農業協同組合法第十条第一項第十一号ノ団体協約又ハ繭ノ売買契約ヲ結ブ旨ノ申込ヲ受ケタル場合ニ於テ当該申込ニ係ル団体協約又ハ売買契約ニ付行フ繭価ニ関スル協定、契約又ハ共同行為（以下協定等ト称ス）左ノ各号ノ要件ヲ具備スルトキハ私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ不公正ナル取引方法ヲ用フルトキ又ハ不当ニ繭価ヲ引下グルコトトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　其ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト

二　其ノ協定等ニ参加シ又ハ其ノ協定等ヨリ脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト

繭需要者ハ前項ノ協定等ヲ為サントスルトキハ予メ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

繭需要者ハ第一項ノ協定等ヲ為シタルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第四十八条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十五条ノ二第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

第四十九条中「前条第一号」の下に「若ハ第二号」を加える。

10　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項及び第七項中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

11　外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第十二条ノ二から第十二条ノ三まで（保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外）」を「第十二条ノ三から第十二条ノ七まで（私的独占禁止法の適用除外）」に改める。

第三十三条の二を削る。

第三十五条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

12　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「及び事業者団体法」を削り、同条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、同条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

13　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

14　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「又は事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

15　農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中第四号及び第五号を削る。

16　船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

（私的独占禁止法との関係）

第五十五条　この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用又は同法に基き公正取引委員会が行使する権限を排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

17　商工会議所法（昭和二十五年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、「並びにこれらの法律」を「及び同法」に改める。

18　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条但書中「又は事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削る。

19　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十五条中「事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の定めるところに従い、」を削る。

20　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「及び第二項」を削る。

21　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百十一条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

22　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第九十三条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、同条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

23　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに第十一条第一項及び第二項」を「第十条第一項及び第十一条第一項」に改め、同項但書中「第四条第一項、第五条、」を削り、「第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項、第十一条第二項若しくは第四項、第十条、第一項若しくは第二項」を「第六条第一項若しくは第二項、第十条、第十一条第一項」に改め、「又は不当な事業能力の較差があることとなると認められる場合」及び「第八条第一項、」を削り、同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項又は第十一条第一項」に改める。

24　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

い。次項において準用する前条第五項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一　需要者の利益を害するおそれがないこと。

二　一般消費者及び関連事業者（需要者たる者を除く。）の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　不当に差別的でないこと。

四　その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。

五　共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。

前条第一項但書及び同条第五項から第十三項までの規定は、第二項の共同行為について、これを準用する。

第三十五条の四第二号中「不公正競争方法」を「不公正な取引方法」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　認可、認定、同意、協議及び処分の請求並びに届出、報告及び通知の受理に関すること。

第六十五条中「第十一条第五項」を「第十一条第一項又は第二項○、第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項」に改める。

第六十七条第一項を次のように改める。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第三条、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項若しくは第二項、第十四条第一項、第十六条において準用する場合を含む。）、第十七条又は第十九条の規定に違反する疑のある行為をしているものに対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第二十四条の三第二項の規定により認可を受けたものに対し、第六十六条第一項の規定により第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項に掲げる認可を取り消し、又は変更すべき事由が生じている疑のある場合において、当該認可を受けた行為を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

第六十八条第一項を次のように改める。

前条第一項○又は第二項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、その執行を免かれることができる。

第七十五条中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一条の二」に改める。

第八十六条中「第六十七条第一項、」を「第六十七条第一項、同条第二項、」に改める。

第八十九条第一項を次のように改める。

左の各号の一に該当するものは、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二　第八条第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

第九十四条の二を次のように改める。

第九十四条の二　左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の三第十三項（第二十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

二　第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したもの

三　第四十六条第一項第一号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

四　第四十六条第一項第二号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

五　第四十六条第一項第三号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

六　第五十三条の二において準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

第九十八条中○「違反した者」を「第六十七条第一項○又は第二項」に、「違反したもの」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）は、廃止する。

3　この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）及び旧事業者団体法の規定を適用する。

4　この法律の施行の際、公正取引委員会の審決が確定していない事項については、旧法の規定による不公正な競争方法であつて、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）の規定による不公正な取引方法であるものに関する事項を除き、前項の規定にかかわらず、新法を適用する。但し、既に行つた手続の効力を妨げない。

5　この法律の施行に際し、公正取引委員会が、旧法第七十二条第一項の規定により告示した不公正な競争方法について新法第二条第七項の規定による指定をしようとするときは、新法第七十一条の規定は、適用しない。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号の一部を次のように改正する。

第一条中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加え、「法律（昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ。）」を「法令」に、「その法律」を「その法令」に改め、但書を削り、第一号から第八号までを次のように改め、第九号及び第十号を削る。

一　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第二十五条第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）

二　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同条第二項

三　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）

四　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）

五　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章

六　電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十五条

七　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第　号）第十二条第一項

八　旧ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基く命令であつて、現に法律としての効力を有するもの

第二条但書を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条　私的独占禁止法第八条の規定は、左に掲げる団体に対しては、これを適用しない。

一　私的独占禁止法第二十四条各号に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基いて設立された協同組合その他の団体

イ　貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）

ロ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

ハ　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

ニ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

二　左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体

イ　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

ロ　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）

ハ　国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）

ニ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

ホ　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）

ヘ　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

砂糖消費税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

砂糖消費税の負担の実情等にかんがみ、その税率を二割程度引き上げるとともに、利子税の徴収の制度を新たに設けようとするのである。

二　議案の可決理由

今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

富裕税法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

租税負担の調整と税制の簡素化を図るため、富裕税法を廃止しようとするのである。

二　議案の可決理由

今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国際復興開発銀行からの外貨資金の借入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子で日本に住所等を有しない個人又は外国法人が受けるものについては、所得税を免除しようとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

本案の改正は、時宜に適した妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議行した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

閉鎖機関令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、閉鎖機関の整理の一層の促進を図るとともに、その最終的な処理体制を整えるため、在外活動閉鎖機関について、従来禁止されていた社債の外済及び残余財産の分配を認める外、閉鎖機関の指定を解除し、また株式会社である閉鎖機関について、指定解除後に株主総会の決議により会社を継続しうることとし、さらにその国内資産をもつて新会社を設立しうるみちを開くとともに、所要の規定の整備を図ることとしている。

二　議案の修正議決理由

閉鎖機関の現況等にかんがみ、本案は、大体において妥当なるものと認めたが、次のような理由により、別紙の通り、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

1　閉鎖機関の清算の結了を一層促進するため、特定の場合には、閉鎖機関の持つている金融機関の調整勘定受益権の譲渡を認めるとともに、右の調整勘定受益権の外、閉鎖機関の持つている交易営団、横浜正金銀行等に対する債権及び残余財産分配請求権等についても、特定の場合に限り、これらの財産権のすべてを信託することによつて、閉鎖機関は、その債務及び残余財産を分配すべき義務を免かれるものとする必要がある。

2　閉鎖機関が新会社を設立する場合における株主総会の議決の要件としては、原案においては、発行済株式の総数の過半数の賛成を必要としているのであるが、引揚等の事情により、このような要件を充たすことは著しく困難であると認められるので、これを出席株主の議決権の三分の二以上で、且つ、発行済株式の総数の十分の一以上の賛成をもつて足りることとする必要がある。

なお、本案に関しては更に別紙のような附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第十九条の三を第十九条の二十一とし、以下第十九条の七までを十八条ずつ繰り下げ、第十九条の二の次に次の十八条を加える。

第十九条の三　株式会社（これと同種の外国会社を含む。）である閉鎖機関については、その発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、当該機関の株主に対し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせることにより当該機関の本邦内に在る財産（第十九条第一項に規定する閉鎖機関については、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額）（当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときにはその金額にそれぞれ相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を留保した後の財産に限る。）をもつて株式会社を設立すべきことを特殊清算人に対して申し立てることができる。

前項の申立は、書面でしなければならない。

前項の書面（以下申立書という。）には、左の事項を記載しなければならない。

一　申立人の氏名又は名称及び住所

二　閉鎖機関の名称

三　申立の趣旨

四　新たに設立しようとする株式会社（以下新会社という。）の目的及び業務の概要

五　その他必要な事項

第十九条の四　特殊清算人は、前条第一項の規定による申立があつたときは、遅滞なく大蔵大臣にその旨を報告するとともに、新会社の設立手続の開始の承認を求めなければならない。

特殊清算人は、前項の規定による承認があつたときは、その承認に際し大蔵大臣の指定する日（以下計画基準日という。）以後当該閉鎖機関の債務（大蔵大臣の指定するものを除く。）の弁済を停止し、その承認のあつた日から三月以内に申立書の趣旨に従つて新会社設立計画案（以下計画案という。）を作成し、これについて株主総会の決議を経なければならない。

前項の計画案には、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二　新会社が発行する株式の総数及び設立に際して発行する株式の総数

三　新会社が額面株式を発行するときは、一株の金額

四　新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に与えることを定めたときは、これに関する事項

五　閉鎖機関の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

六　新会社の負担となるべき設立費用

七　その他新会社の定款に記載すべき事項

八　設立の際における新会社の資本及び準備金の額

九　新会社の設立の際に閉鎖機関から新会社に移転すべき財産及びその価格

十　新会社の設立の日から一年間の事業計画及び資金計画の概要

十一　その他必要な事項

特殊清算人は、計画案を作成する場合には、申立人の意見を参酌しなければならない。

第十九条の五　特殊清算人は、前条第二項の株主総会の決議を求めるため、会日を定めて株主総会を招集しなければならない。

前項の場合において、本邦外に本店を有する閉鎖機関については、他の法令又は定款にかかわらず、本邦内の主たる営業所の所在地において、株主総会を招集することができる。

第一項の規定により株主総会を招集する場合には、会日から二週間前に、株主に対し株主総会の会日及び会議の目的である事項を通知する外、命令の定めるところにより、これらの事項を公告しなければならない。

前条第二項の株主総会の決議は、○当該総会に出席した株主の議決権の十分の二以上で、且つ、○発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を有する株主の賛成によるものでなければならない。

特殊清算人は、第三項の規定による公告をする場合においては、計画案の外、閉鎖機関の計画基準日の午前零時における財産目録及び貸借対照表、指定日から計画基準日までの収支計算書並びに債務の弁済及び残余財産の分配に関する一覧表をその主たる事務所に備え置き、株主の閲覧に供しなければならない。

第十九条の六　特殊清算人は、計画案について第十九条の四第二項の株主総会の決議があつたときは、

遅滞なく当該計画案に前条第五項に規定する書類を添えて、これを大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

第十九条の七　特殊清算人は、前条の規定による認可を申請したときは、遅滞なく、閉鎖機関に対して債権（本邦内に在る財産に限る。）を有する者（以下国内債権者という。）に対し、当該申請に係る計画案及び新会社の設立により当該債権が当該新会社に移転することについて異議があるときは一月以内に事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、知れている国内債権者には、当該期間内に各別にその旨を催告しなければならない。

国内債権者は、前項の期間が経過した後は、同項の異議を申し出ることができない。

第十九条の五第五項の規定は、第一項の規定による公告をする場合に、これを準用する。この場合において、第十九条の五第五項中「株主」とあるのは「国内債権者」と読み替えるものとする。

第十九条の八　大蔵大臣は、第十九条の六の規定による認可の申請があつた場合において、その申請に係る計画案が左に掲げる要件を備えていると認めるときは、前条第一項の期間の経過後、当該計画案を認可するものとする。

一　計画が法律の規定と違反していないこと。

二　計画が公正、衡平であり、且つ、遂行可能であること。

大蔵大臣は、前項の規定により計画案の認可をする場合において、閉鎖機関の国内債権者が前条第一項の異議を申し出たときは、当該閉鎖機関をして、当該国内債権者につき弁済せしめ若しくは相当の担保を供せしめ又は当該国内債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託せしめることを条件として、且つ、計画案に所要の修正を加えて認可するものとする。

前項の場合の外、大蔵大臣は、第一項の規定による計画案の認可に際し、計画案に所要の修正を加えて認可することができる。

第十九条の九　特殊清算人は、前条の規定による計画案の認可があつたときは、遅滞なく、その旨を公告し、且つ、認可を受けた計画案（以下決定計画という。）をその主たる事務所に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

第十九条の十　特殊清算人は、やむを得ない事由により決定計画に定める事項を変更する必要を生じたときは、これを変更し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第十九条の四第二項から第四項まで及び第十九条の五から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十九条の十一　特殊清算人は、第十九条の八の規定による計画案の認可があつたときは、遅滞なく、募集設立に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定に準じ決定計画の定に従つて新会社を設立しなければならない。この場合において、発起人の職務は、特殊清算人が行う。

前項の場合においては、検査役を選任することを要しない。

第十九条の十二　新会社の創立総会においては、決定計画に定める事項に反して決議をすることができない。

第十九条の十三　新会社の設立の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百八十七条第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第七号から第九号までに掲げる書類の外、第十九条の八の規定による認可を証する書面を添附しなければならない。

第十九条の十四　新会社が成立した場合には、他の法令の規定にかかわらず、その成立のときにおいて、決定計画の定に従い、閉鎖機関の権利義務は、新会社に移転し、閉鎖機関の株主は、新会社の株主となる。

閉鎖機関の株式を目的とする質権は、閉鎖機関の株主が、決定計画の定に従い受けるべき金銭及び新会社の株式の上に存在する。

閉鎖機関が、前項の質権を有する者の請求により、その氏名及び住所を当該閉鎖機関の株主名簿に記載し、且つ、その氏名を株券に記載してあるときは、当該質権を有する者は、新会社に対し、前項の株主の受けるべき新会社の株券の引渡を請求することができる。

第十九条の十五　閉鎖機関の特殊清算事務は、新会社成立の日において終るものとする。

第十九条の十六　特殊清算人は、新会社が設立したときは、遅滞なく、大蔵大臣にその旨を報告しなければならない。

第十九条の十七　第十九条の八の規定による計画案の認可があつた後、決定計画の遂行の見込がないことが明らかになつたときは、大蔵大臣は、特殊清算人若しくは利害関係人の申立により又は職権で、新会社の設立の手続の廃止を命ずることができる。

第十九条の十八　特殊清算人は、第十九条の八の規定による計画案の認可がなかつたとき又は前条の規定による新会社の設立の手続の廃止の命令があつたときは、その旨を公告し、第十九条の四第二項の規定により停止している閉鎖機関の債務の弁済を続行しなければならない。

第十九条の十九　新会社の設立に関して支出した費用は、決定計画に定められた設立費用の額を限度として、新会社が成立したときは、その新会社の負担とし、新会社が成立しなかつたときは、当該閉鎖機関の負担とする。

第十九条の二十　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条、第十一条及び第十四条の規定は、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）第一条第八号の規定にかかわらず、決定計画の定に従い新会社の株式を取得した者が、その取得の日から二月をこえてこれを所有する場合に適用する。但し、当該株式を取得した者が、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめその期間の延長について公正取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。この場合における公正取引委員会の認可は、その者が当該株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

第二十条の前に次の二条を加える。

第十九条の二十六　閉鎖機関又は閉鎖機関に対して債務を有する者で命令で定めるものは、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三十七条の九の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、同法第三十七条の二の規定により金融機関から調整勧告受益の利益金の分配を受ける権利（以下調整勧告受益権という。）を譲渡することができる。

第十九条の二十七　閉鎖機関が、調整勧告受益権及び大蔵大臣の指定する債権並びに信託報酬に充てるべきその他の資産以外の資産を有しない場合において、命令で定めるところにより、その有する調整勧告受益権及び当該大蔵大臣の指定する債権のすべてを信託したときは、当該機関は、その債権者に対する債務及び現金財産を分配すべき義務を免れるものとする。

第二十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第十九条第一項に規定する閉鎖機関については、特殊清算の目的である債務（社債に係る債務を除く。）を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務について、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を削除した後において、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときには、その金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、大蔵大臣の承認を得て、それぞれ留保した後でなければ、前項の規定による指定の解除をすることができない。

〔別紙〕

閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本委員会は、事実上閉鎖機関を終止せしめるよう、殊に閉鎖機関の株主が会社設立案を具して申請したときで、当該閉鎖機関の実情に照らしその必要があると認められるものについては、政府において直ちに特殊清算人をその機関の旧関係者より選任し、新会社の設立を促進せしめる措置をとられるよう決議する。

日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本専売公社の行う業務内容に投資を加え、同公社の予算に弾力性を与えて予算の流用、繰越その他の制度を改正し、専売納付金の計算に当り、たな卸資産の増加額を控除しないこととし、また、同公社の業務に係る現金の取扱に関する規定等の整備を図るものである。

二　議案の可決理由

専売事業の企業的な運営を図るために、これらの改正は必要であることと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における証券市場の実状に

かんがみ、有価証券の募集又は売出に関する届出の制度を簡素化するとともに、証券業者に対する監督規定を整備し、あわせて証券取引所の機能の公共性に顧みその設立に免許を要するものとするものである。

二　議案の可決理由

有価証券の募集又は売出に関する届出の制度を簡素化することは、適切な措置であり、また、証券業者に対する監督規定を強化することは、最近の実情にかんがみて必要な措置であることと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

証券投資信託法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

委託会社についての登録制度を廃止して免許制度を採用するとともに、その監督に関する規定の整備を図ろうとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

最近における証券投資信託の実情にかんがみ、免許制度を採用し、その他監督規定を整備することは、必要適切な措置であることと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業機械化促進法案（平野三郎外十六名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の農耕技術は、品種の改良、施肥技術の改善等の面においては著しい発達を示しているが、生産手段の高度化、能率化については進歩が遅く、今なお多くの農民は、かの酷な労働の下にあるため、生産増加の限界は低く、現在の状態では農業経営及び農民生活の改善も達成が困難である。

しかしながら、最近においては農機具に関する試験研究も相当進展し、農業機械化に対する農民の意欲もたかまつてきたので、この際、動力又は畜力を利用する農機具の急速な改良普及を図つて、もつて農業生産力の増進と経営の合理化に寄与しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　国は、共同利用農機具の導入に必要な長期低利の資金を確保する措置を講ずる。

2　農業機械化促進に必要な科学的試験研究については、国が積極的に助長する。

3　都道府県が農機具の展示、教習施設の設置運営、共同利用組織の整備運営についての指導及び農業技能者の養成等の事業を行うに要する経費の二分の一を国が補助する。

4　農林大臣は、依頼により農機具の検査を行う。すなわち、農機具の構造、性能、耐久性及び操作の難易が検査基準に適合するか否かによつて合格又は不合格を決定し、合格農機具には検査合格証票を附する。また、検査合格証票を附した農機具についても随時検査を行つて検査基準に適合しないときは、合格を取り消す。他方、検査成績及び合格の取消に対しては異議の申立ができることとする。

5　農林省に農業機械化審議会を置く。審議会は、法律の適正な運営について意見を述べること、農林大臣の諮問に応ずること、農業機械化に関する重要事項の調査審議及び必要な建議を行うこととし、その組織等は政令で定める。

6　以上の措置の外、国又は都道府県は、研修会、共進会その他農業機械化促進に有効な事項を積極的に行わなければならない。

二　議案の修正議決理由

本案は、農機具の改良普及によつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与する措置として有効なものと認めるが、農業を営む個人の農機具導入資金の確保についても国が必要な措置を講ずる必要がある等の理由により、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算において、経営改善に必要な経費中、農業機械化に関する経費約二千万円、農機具対策に必要な経費約四百五十万円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字は修正）

（定義）

第二条　この法律において「農機具」とは、耕うん整地、肥培管理、○有害動植物の防除、家畜家きんの飼養管○調製加工その他農作業（これに附随する作業を含む。）を効率的に行うために必要な機械器具（その附属品及び部品を含む。）をいう。

2　この法律において「農業機械化」とは、動力又は畜力を利用する優良な農機具を効果的に導入して農業の生産技術を高度化することをいう。

（融資）

第四条　国は、○農業を営む者が農機具を導入し又は○農業を営む者が組織する営利を目的としない法人がこれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期且つ低利の資金を確保するよう必要な措置を講じなければならない。

（国の補助）

第六条　国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事業を行うに要する経費の二分の一を補助することができる。

一　農民に対して農機具の展示及びその利用についての教習を行うために必要な施設の設置及び運営

二　農機具の普及を促進するための農機具共同利用組織の整備及び運営についての指導

三　農機具の共同利用を推進する農民技能者の養成

四　農機具の修理施設の設置及び運営

有畜農家創設特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農家に家畜を導入して有畜営農を振興せしめることは、農業経営の改善と安定のため緊急の要件であるとともに、動物たん白質及び脂肪資源の供給増大によつて国民の食生活改善に寄与する所が大であつて、このため、農林省において昭和二十七年度より「有畜農家創設要綱」によつて、家畜導入資金の融通とこれに対する利子補給を行い、有畜農家創設事業を推進してきている。

しかしながら、現行の創設事業においては、金融機関の借用力の低い農業協同組合は、融資を受けることがはなはだ困難であるので、融資を円滑を行うために、国が有畜農家創設事業資金の確保につとめるとともに、利子補給の外に、金融機関に対して損失補償を行うことが必要である。

また、この措置によつても、なお、家畜導入が困難な場合には、都道府県が家畜を購入してこれを貸し付ける制度を奨励することが適切であり、更に、特に必要があれば、国で家畜を購入して貸し付ける途をひらくことが必要であると考えられる。

以上の必要な諸施策を確立し、同時にこの有畜農家創設事業に根拠を与えてこれを制度的に完備しようとするのが本案の目的であつて、その内容の主なものは次のとおりである。

1　政府は、有畜農家創設事業を行う組合等に対する資金融通のあつ旋に努める。

2　政府は、資金の利子の全部又は一部及び都道府県が組合等に貸し付ける家畜の購入費の利子を補助する。この補助額は、家畜の購入又は借受に要した資金の百分の七十につき年五分以内の額とする。

3　政府は、都道府県が農林中央金庫その他の政令で定める金融機関に対し損失補償を行うときは、その二分の一を補助する。損失補償の限度は、融資機関ごとに、融通した有畜農家創設事業資金の百分の七十以内の額についてその百分の三十の額とする。

なお、損失補償に関する政府補助の対象となる融資総額は、毎年予算でその限度を定め、昭和二十八年度においては二十二億円を限度とする。

4　「物品の無償貸付及び譲与等に関する法律」の一部を改正して、都道府県又は国の所有する家畜を、有畜営農の普及を図るために無償又は時価以下で貸し付けることができることとする。

二　議案の可決理由

本案は、有畜農家創設事業の促進によつて農業経営の安定と総合生産の向上を図るために、有効な措置と認める。

なお、有畜農家創設事業の実施とともに、農家経済と国民食生活の改善向上を目的とする一連の農振興諸施策確立を図る必要があると認めるので、本案は、別紙のとおり附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算において、有畜農家創設資金利子補給金等、有畜営農確立に必要な経費一億七千二百六十七万四千円及

び集約酪農地区の設定に必要な経費八千七百四十二万四千円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

有畜農家創設特別措置法案に対する附帯決議

政府はかねてより畜産振興の一環として、酪農事業に重点をおいた有畜農家の創設事業を実施し来り、今回これを法制化するため、有畜農家創設特別措置法案を提出したが、酪農業の現状をみるに、依然原料乳価は割安であるに拘らず、酪農食品の市価は一般に割高であつて、乳牛の導入はそのまま必ずしも農家経済と国民食生活の改善向上のため十二分なる機能を果すに至つていない。

政府は、かかる事情を率直に認識し、一面において自給飼料の増産確保、無家畜農家の解消に一段の努力を傾倒すると共に、他面において牛乳生産経済の集約化、酪農に関する農民組織の育成強化、牛乳取引の改善、酪農食品の集団的消費の促進等一連の酪農振興施策確立のため諸般の措置をすみやかに講ずべきである。

右決議する。

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地籍の所属が不明確のため青森・秋田両県の間に紛争があつた久六島周辺の海域における漁業の調整を図るため、農林大臣が、同島周辺の漁場を管轄する県知事の漁業法に基く権限の全部又は一部を行うことができるように、漁業法の特例を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、久六島周辺の漁場の利用関係を調整し、同島の地籍を決定するため有効な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道の事業の能率的な経営を図り、もつて公共の福祉を増進するために、管理制度並びに会計及び財務に関する規定を整備しようとするもので、その内容の主な点は次の通りである。

1　監理委員会を廃止し、新たに経営委員会を設け、日本国有鉄道の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とすることとし、総裁は、同委員会の特別委員として議決権を有すること。

2　総裁の任命は、経営委員会の同意を得て、内閣が任命し、副総裁は同委員会の同意を得て総裁が任命することとする。

3　予算には、事業を企業的に運営できるように、経済事情の変動等に対応できる弾力性を与えることとし、その他予算の形式、予算の繰越、利益金の処分、現金の取扱、資金の調達等の諸規定について所要の整備をすること。

4　能率の向上による収入の増加又は経費の節減によつて生じた金額の一部を、予算の定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、役員及び職員に対し、特別の給与として支給することができることとする。

5　予算の調整を行う場合、運輸大臣は、大蔵大臣と協議することとし、大蔵大臣との協議事項を会計規程の基本事項の認可の場合の外は、借入金及び鉄道債券の認可等資金に関する事項とすること。

6　日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、その業務に直接関連し、且つ、業務の運営に必要な事業に投資することができることとすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、公共企業体としての日本国有鉄道の能率的な経営をはかるための措置として、大体において適切なものと認めたが、予算の調整及び関連事業に対する投資に関する条項等について修正するを適当と認め、別紙の通り、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

第三条に次の一項を加える。（小字及び――は修正）

3　日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、その業務に直接関連し、且つ、業務の運営に必要な事業に投資することができる。

第十条を次のように改める。

（経営委員会の権限）

第十条　経営委員会は、日本国有鉄道の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする。

2　左の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一　予算、事業計画及び資金計画

二　決算

三　長期借入金及び短期借入金の借入並びに鉄道債券の発行

四　長期借入金及び鉄道債券の償還計画

五　投資

六　その他経営委員会が特に必要と認めた事項

（予算の作成及び提出）

第三十九条の二　日本国有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを大蔵大臣と協議して必要な調整を行い、閣議の決定を経て適当であると認めたときは、大蔵大臣に送付しなければならない。

3　大蔵大臣は、前項の規定により予算の送付を受けたときは、運輸大臣と協議して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4　内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5　前項の予算には、第一項に規定する添付書類を附するものとする。

（予算総則）

第三十九条の四　予算総則には、収入支出予算、継続費及び債務負担行為に関する総括的規定（第三十九条に規定する弾力性に関する規定を含む。）を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一　第三十九条の八第二項の規定により債務を負担する行為の限度額

二　第三十九条の十四第二項に規定する経費の指定

三　第三十九条の十五第一項但書に規定する経費の指定

四　長期借入金、短期借入金及び鉄道債券の限度額

五　第四十四条第一項に規定する役員及び職員に対して支給する給与の総額及び同条第二項の給与の支給に関する事項

六　日本国有鉄道の投資の目的及び金額

七　その他予算の実施に関し必要な事項

（予備費）

第三十九条の六　災害の復旧その他予見することができない事由による支出予算の不足を補うため、日本国有鉄道の予算に予備費を設けることができる。

2　日本国有鉄道は、予備費を使用したときは、直ちにその旨を運輸大臣及び大蔵大臣に通知しなければならない。

（追加予算）

第三十九条の十一　日本国有鉄道は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2　第三十九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算に準用する。

（予算の修正）

第三十九条の十二　日本国有鉄道は、前条第一項の場合を除く外、予算成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2　第三十九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による予算の修正に準用する。

（暫定予算）

第三十九条の十三　日本国有鉄道は、必要に応じて、一事業年度のうち一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2　第三十九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3　暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、この暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとみなす。

（予算の繰越）

第三十九条の十五　日本国有鉄道は、予算の実施上特に必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、逐次繰り越して使用することができる。

3　日本国有鉄道は、前二項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（収入支出等の報告）

第三十九条の十七　日本国有鉄道は、毎月、第三十九条の八の規定により負担した債務の金額並びに収入及び支出をした金額を、政令で定めるところにより、運輸大臣、大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

第四十条の二　日本国有鉄道は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前条第一項の規定により運輸大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、運輸大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

運輸大蔵大臣は、前項に規定する報告書及び財務諸表（以下「決算書類」という。）の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

2　第一項に規定する報告書の形式及び内容は、政令で定める。

3　第四十五条を次のように改める。

（大蔵大臣に対する報告）

第四十五条　大蔵大臣は、必要があるときは、運輸大臣を経て、日本国有鉄道からその予算の実施に関する報告を徴することができる。

第四十七条中「第三十九条の十一、第四十条第一項及び」を削り、第四十三条第三項「同条第二項但書」を「同条第六項」に改める。

1　この法律（日本国有鉄道法第三条の改正規定を除く。）は、公布の日から、同法第三条の改正規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、改正後の同法第三十九条から第三十九条の十五まで、○第三十九条の十五第二項、○第三十九条の十七及び第四十五条の規定は、昭和二十九年度以降の予算について、改正後の同法第三十七条第二項及び第四十条から第四十条の三までの規定は、昭和二十九年度以降の決算について適用する。

2　日本国有鉄道の昭和二十八年度の予算の繰越についての改正後の日本国有鉄道法第三十九条の十五第一項の規定の適用については、同項中「支出予算」とあるのは「繰出予算」と読み替えるものとする。

3　日本国有鉄道の昭和二十八年度の予算の繰越を除く。）○（繰出予算の繰越を除く。）昭和二十七年度及び昭和二十八年度の決算並びに昭和二十七年度の損益の処理については、なお従前の例による。

4　この法律施行の際、現に日本国有鉄道の監理委員会の委員である者は、改正後の日本国有鉄道法第十二条の規定により最初に経営委員会の委員が任命されるまで経営委員会の委員としての職務を行う。

5　改正後の日本国有鉄道法第十二条の規定により最初に任命される経営委員会の委員の任期は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、内閣が定めるところにより、任命の日から、一人は一年、一人は二年、一人は三年、二人は四年とする。

6　この法律の施行の際現に日本国有鉄道の総裁又は副総裁である者は、改正後の日本国有鉄道法第二十条の規定により総裁又は副総裁として任命された者とみなす。この場合において、これらの者の任期は、改正前の総裁又は副総裁としての任期の残存期間とする。

港湾整備促進法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、一定の港湾において、港湾管理者が整備計画に基いて行う上屋、荷役機械及び引船の整備に要する費用に充てるため、政府は、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を融通するように努め、もつて港湾の整備を促進しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、港湾施設の整備拡充を図るため、有効且つ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十四日

運輸委員長　関内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

社会福祉事業振興会法案（青柳一郎君外二十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

民間社会福祉事業の振興を図るため、社会福祉法人その他社会福祉を目的とする施設を経営する者に対しその経営に必要な資金を融通し、その他社会福祉事業に関し必要な助成を行うことを目的とする社会福祉事業振興会を設立しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　振興会は、特殊法人とし、資本金は、その全額を政府が予算の定めるところにより出資すること。

2　振興会の業務は、社会福祉事業施設の修理、改造、拡張、整備若しくは災害復旧に要する資金又は経営に必要なその他の資金等を貸付け、又は助成を行うこととすること。

3　業務方法書は、厚生大臣の認可を受けることとし、事業計画及び予算は、厚生大臣の認可、決算は、承認を受けしめ、又剰余金の処分、余裕金の運営等について制限を加えること。

4　振興会の監督は、厚生大臣の権限とし、監督上必要な命令を発し、報告を徴し、立入検査をなすことを得又役職員に対する解任の規定を設けること。

5　振興会は、昭和二十九年四月から発足することとし、厚生大臣が、設立委員を任命し設立の事務を処理させることとし、又免税等の規定を設けること。

二　本案の可決理由

終戦後、民間社会福祉事業の必要性が益々増大したにもかかわらず、補助金の制限、物価高騰等のため、その財政窮迫のはなはだしい実情にかんがみ、この社会福祉事業の振興を図るため、社会福祉事業振興会を設立し、資金の融通及び必要な助成を行うことは、最も時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

災害救助法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外二十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

災害救助法の施行の実績、殊に今次西日本並びに近畿地方の災害の経験にかんがみ、救助の種類及び内容の拡大充実を期するとともに、国庫負担の規定を改正し、あわせて、災害救助基金を充実せしめ、もつて非常災害時の応急措置に遺憾なからしめようとするのが本案の目的である。

本案の要旨は次の通りである。

1　収容施設中に応急仮設住宅、救助の種類中に飲料水の供給、り災者の救出、り災住宅の応急修理を加えること。

2　厚生大臣、都道府県知事等は、必要な場合、電気通信設備を使用しうることとすること。

3　救助に要する事務費を国庫負担の対象とすること。

4　国庫負担の基礎額と国庫負担の割合とを改めること。

5　災害救助基金を充実せしめること。

6　本法は、公布の日より施行するとともに、費用の支弁区分及び国庫負担に関する規定は、本年四月一日より適用することとすること。

二　議案の可決理由

従来における災害救助の実績と地方財政窮乏の状況とにかんがみ、災害救助の応急措置に遺憾なきを期するため、今次の改正を行うことは、最も時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十九号参照〕

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　旧刑事訴訟法に対し根本的な改正を加えた現行刑事訴訟法は、制定当時の特殊事情から比較的短時日の間に本案を実施された関係上、実施四箇年半を経過した今日、わが国情にそわないこと等、当初から法律自体に内在していた問題のうち、運用によつては解決することのできない点が、次第に明りようになるとともに、現行法をもつてしては、その後の社会情勢の変化に適応し得ない問題も現われたので、現行法の基本的性格を維持しつつ、運用上現実に障害のある点をさしあたり除去するに必要な部分的改正を施そうとするもので、改正の内容は六十数箇条の多数にわたつているが、その主なものは、次の通りである。

1　起訴前の勾留期間は、現行法では、原則として十日以内であり、やむを得ない場合に限り、最大限十日の延長が認められているが、なお、特別の場合に限つて、さらに最大限五日だけ延長できることとし、又、起訴後の勾留期間も現行法では更新が行われても、原則として、三箇月に限られているのを、禁錮以上の実刑の宣告があつた後の勾留期間の更新は、裁判所の裁量にゆだねることとすること。

2　いわゆる権利保釈の除外理由を拡張しようとするもので、イ　すなわち現行法で、イ　被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当る罪を犯した場合とあるのに加え、短期一年以上の刑に当る罪を犯した場合まで、これを拡張するとともに、ロ　被告人が多衆共同して罪を犯した場合、及びハ　いわゆるお礼まわりなどによつて、被害者等に脅迫がましい態度をとる危険が多分にある場合にも、権利保釈を許さないこととすること。

3　勾留理由の開示に関するもので、現行規定では、開示の手続は公開の法廷で行うこととなつているのを、勾留理由の開示は、これを公開の法廷で行うものとするとともに、現在、関係人の意見の陳述は口頭によりできることとなつているのを、書面によつてのみ行うことができるものとすること。

4　現行規定の第百九十三条第一項は解釈上疑義があるので、同項後段を「この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする」と改め、これを明確にしようとすること。

5　第百九十九条に二項を追加し、まずイ　司法警察員が逮捕状を請求するには、検察官が、あらかじめ、一般的に同意を与えた事件を除き、検察官の同意を得なければならないこととし、ロ　右の場合、その同意を得ていないことが明らかなときは、裁判官は、逮捕状を発付しないことができることとすること。

6　簡易公判手続を新たに設けようとすることである。すなわち、裁判所は、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる、いわゆる重罪事件を除くその他の軽微な事件について、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人が有罪の陳述のあつた訴因に限り、相当と認めるときは、簡易な手続、すなわち証拠能力に関する制限が多少緩和され、且つ、証拠調も公判期日において適当と認める方法で行う手続によつて審理を行うことができるものとすること。

7　控訴審における事実の取調の範囲を拡張すること。すなわち、第一審判決後の被害の弁償その他の情状に関する事実については、控訴審においてもこれを考慮することができることとするとともに、第一審の当時から存在しながらやむを得ない事由によつて、公判審理の過程において法廷に顕出されなかつた事実も控訴趣意書に記載することができることとすること。

8　第百八十九条のいわゆる供述拒否権告知の規定の改正で、捜査機関が取調をするに際し、被疑者に対し、あらかじめ「供述を拒むことができる旨」を告げなければならないとあるのを「自己に不利益な供述を強要されることがない旨」を告げなければならないこととすること。

9　以上主要な改正の外、なお次の諸点がある。

勾留中の被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引渡を著しく困難にした場合に、被告人の出頭なくしてその期日の公判手続を行うことができることとすること。

訴訟促進の要請に応えるため、死刑以外の判決に対しては、書面によつて上訴権の放棄をすることができるものとすること。

起訴状謄本の送達不能の場合には、その法律関係を明確にするため、公訴棄却の裁判によつて訴訟を終結すべきものとすること。

略式手続に関する規定を一部改正して、その適正迅速な進行を図ること等である。

二　議案の修正議決理由

第一点、勾留期間延長に関する今回の改正中、起訴前の特別延長の五日は、政府原案では、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件で、犯罪の証明に欠くことのできない芸能その他の関係人又は証拠物が多数である場合と限定されてはいるが起訴前の勾留については刑事補償法の適用もなく、いやしくも勾留期間の延長は必要やむを得ない場合、すなわち内乱、外患、国交、騒擾等に関する罪に限るべきである。

第二点、権利保釈の除外事由として新たに加えようとする「被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき」の「多衆共同して」という場合の範囲は必要以下に拡張解釈される虞れがある、権利保釈の範囲は不当にこれを狭めるべきではない。

第三点、勾留理由の開示に際し関係人の意見の陳述は書面をもつてすることとし権利としての口頭の陳述を許さないこととすることは、憲法第三十四条の精神及び人権保障を全うする上からいつても適当ではないから、現行通り口頭の陳述を建前としつつ、相当と認めるときに書面によるものとすべきである。

第四点、政府原案では、逮捕状濫用防止の措置として、司法警察員が逮捕状を請求するに際し、検察官の同意を得るものとしようとするのであるが、妥当ではない。むしろ、逮捕状発付の権限を有する裁判官の適切な判断によることとするのが妥当である。すなわち、現行法は、裁判官は、逮捕状の請求があつた場合に、その適法、不適法の刑式的判断をするにとどまる建前となつているが、さらにこれが相当性、乃至必要性の判断をもすべきものとするのが妥当である。なお、逮捕状を請求する司法警察員を警部以上の者に限定し逮捕状の濫用防止を図ることが必要である。

第五点、簡易公判手続により審判する旨の決定をするには被告人及び弁護人双方の意見を聴くことの必要がある。

第六点、第二百十九条の二として捜査機関による緊急差押処分ともいうべき場合の規定を新たに設けることは、運用上弊害が予想され妥当を欠く。

第七点、第百九十八条のいわゆる供述拒否権告知の内容を改め「自己に不利益な供述を強要されることがない旨」とすることは、運用上、種々の弊害が予想されるばかりでなく、被疑者の地位の保障を全うする上に妥当な改正とはいい得ない。

第八点、上訴権の放棄ができない場合を「死刑」の場合だけに限ることは妥当でない、無期の場合も同様にする必要がある。

等の理由により、本案は、別紙の通り、修正する必要があるがその他の部分については、政府原案をおおむね妥当と認め、本案は、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第六十条第二項但書中「第八十九条第一号又は第三号乃至第五号」を「第八十九条第一号、第三号乃至第四五号又は第六七号」に改める。

第八十四条第二項中「請求者は、」の下に「書面で」を加える。

検察官又は被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができる。但し、裁判長は、相当と認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を差し出すべきことを命ずることができる。

第八十九条第一号中「無期の懲役」を「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改め、同条第五号中「氏名及び住居」を「氏名又は住居」に改め、同号を同条第六七号とし、同条第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき。

第八十九条第五号の次に次の一号を加える。

五　被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる充分な理由があるとき。

第百九十八条第二項中「供述を拒むことができる旨」を「自己の意思に反して不利益な供述を強要される虞のないこと」に改める。

第百九十九条第二項の次に次のように改め一項を加える。

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑かに足りる相当な理由があると認めるときを請求するには、検察官（検察官又は司法警察員（警察官又は警察吏員たる司法警察員については、国家公安委員会、警視庁公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求を受けた事件については、この限により、裁判官は、逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

裁判官は、逮捕状の請求が検察官の同意を要する場合において、その同意を得ていないことが明らかなときは、逮捕状を発付しないことができる。

第二百八条の次に次の一条を加える。

第二百八条の二　裁判官は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、犯罪の証明に欠くことのできない鑑定その他の関係人又は証拠物が多数であるため検察官が前条の期間内にその取調を終ることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では甚しく困難になると認められる場合に限り、検察官の請求により、同条第二項の規定により延長された期間の期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

第二百十九条の次に次の一条を加える。

第二百十九条の二　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、令状に差し押えるべき物の所在すべき場所が記載されており、且つ、その場所においてこれを発見することができない場合において、その物の所在する場所が明らかとなつたときは、急速を要する場合に限り、処分を受けるべき者にその事由及び被疑事件を告げてその場所を看守することができる。

第二百九十一条の次に次の二条を加える。

第二百九十一条の二　被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十一条の三　裁判所は、前条の決定があつた事件が簡易公判手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならない。

第三百六十条中「被告人の同意」を「書面による被告人の同意」に、「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百六十条の二　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第三百六十条の三　上訴放棄の申立は、書面でこれをしなければならない。

［別紙］

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

検察官の定める一般的指示を行う場合には検察と警察とがあらかじめ、緊密に連絡し相互に協力することを政府は建前とせられたい。

右の一般的指示により個々の事件の捜査を直接指揮しないよう留意されたい。

右決議する。

青年学級振興法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

勤労青年教育の重要性にかんがみ、社会教育法の精神に基き、自然発生的に開設、運営されている青年学級に法的根拠を与え、青年学級の助成及び振興のための措置を講じて、その健全な発達を図り、国家及び社会の有為な形成者の育成に寄与しようとするものであつて、本案の内容のおもなる点は次のとおりである。

1　青年学級とは、勤労に従事し、又は従事しようとする青年に対し、実際生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させるとともに、一般的教養の向上を図ることを目的として、市町村が開設する事業であること。

2　実施機関は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学を除く。）であること。

3　青年学級の開設、運営についての基本方針を明らかにし、開設の申請に関する規定を設けていること。

4　青年学級を実施する機関に、青年学級主事及び講師を置くものとし、講師補佐を置くことができることを明らかにするとともに、その職務を規定していること。

5　青年学級に対する国庫補助について、国は、一定の要件をそなえる青年学級を開設する市町村に対し、予算の範囲内で、その運営費の三分の一以内を補助する旨の規定を設けていること。

二　議案の可決理由

教育の機会均等の精神にのつとり、恵まれぬ環境にある勤労青年の自主的共同学習組織に対し、援助育成のための措置を講ずることは、きわめて時宜に適したものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　議案の施行に要する経費

文部省所管　昭和二十八年度一般会計予算に

青年学級運営費補助　七千二百二十五万円

青年学級主事講習補助　七十三万六千円

計　七千二百九十八万六千円

が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

武器等製造法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、武器の製造の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、武器及び猟銃等の製造、販売その他の取扱を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

内容の主なる点は次のとおりである。

1　公共の安全を確保するため、武器及び猟銃等の製造、販売その他の規制を行うのみでなく、武器製造事業について、国民経済との均衡を失わしめず、この事業の濫立による弊害を排除するなどの理由から、武器製造事業はこれを許可制とし、その製造能力を、必要限度にとどめること。

2　本案の適用をうけるものは、武器については、鉄砲、銃砲弾、爆発物等公共の安全を確保するとともに、事業の調整を行う必要の特に大きいものに限定し、猟銃等については、公共の安全確保という観点より選定したこと。

3　武器の製造、販売等を行う者の契約の内容を届出制として、契約が不当であるときは、戒告することができることにして、不公正な競争を防ぐこと。

二　議案の可決理由

昨年十月「兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件」ポツダム共同省令の失効により現在武器等の製造に関して、法の規制がなく、武器生産の混乱からくる国民経済への悪影響をさけるとともに、公共の安全を確保するための本案の趣旨は、きわめて妥当なものと認め、多数をもつて別紙の附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

武器等製造法案に対する附帯決議

（一）　本法施行上大企業偏重に堕することを避けるため中小企業の活用、擁護について政府は特別の配慮をすること。

（二）　武器生産審議会を最高度に活用するは勿論特に本法第五条第一項第三号『当該武器の製造能力』の

判定に就いては、公正を期すると共に武器製造に関連する下請企業をも包含して生産系列としての能力を判定すること。

（三）過度の競争による弊害は、元請業者相互間に於てのみならず、当該受註業者の下請業者間に於ても起り得る点に鑑み、此等下請業者間に於ける不当なる競争の排除に就いても、本法律案の趣旨が徹底する様、運用上特に意を用いること。

木材防腐特別措置法案（首藤新八君外四十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特定の用途に使用する木材に適正な防腐の措置を施すことによつて木材の消費の節約に寄与することが本案の目的である。又わが国の木材需給に関する現状は、昭和二十七年度において、需要量の合計約一億石に対して、供給量は総計九、三〇〇万石であり、差引約七〇〇万石の供給不足である。このような傾向は、逐年激化の一途をたどるすう勢にあるにかんがみ、かような木材需給の不均衡を調整するため、本案を立案したものであり、その要旨は、次のごとくである。

1　鉄道及び軌道の枕木その他特定の用途に供する木材は、省令に定める方法によつて、防腐措置を施さなければならないが、第三条第二項に規定してある場合には、除外規定を設けてある。

2　第六条において、第三条第一項各号に掲げる物に省令で定める表示した木材の使用者に対し、所要資金の調達が困難な場合には、政府において、融資のあつ旋をするものとする等である。

二　議案の可決理由

わが国の木材需給の不均衡を調整するため、特定の用途に使用する木材に適正な防腐措置を施すことによつて、木材の消費の節約に寄与しようとする本案の趣旨は、きわめて適切妥当なものと認め、全会一致をもつて、本案は可決すべきものと、議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

運商産業委員長　大西　誠夫

衆議院議長堤康次郎殿

日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

日本政府は、フイリピン共和国との国交の調整のために可及的速やかに賠償の実施を開始することが必要であることを認め、本年一月マニラ湾及びセブ湾にある沈没船舶の調査を目的として君島丸を派遣し調査に当らしめるとともに、マニラにおいて、わが在外事務所とフイリピン外務省との間で沈船引揚に関する取極につき交渉せしめていたところ、双方の意見が一致したので、本年三月十二日にマニラで双方が協定に署名したのである。かくしてわが国は、沈没船舶を引き揚げるための役務を提供するという形式において賠償の一部を実施することになるのであるが、このように賠償実施に対するわが国の誠意を示すことによつて、フイリピン共和国との友好関係の樹立に寄与するものである。

よつて日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号の但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、わが国が賠償実施に対する誠意を示すことにより日比両国間の友好を確立するために、妥当適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

外務委員長　上塚　一司

衆議院議長堤康次郎殿

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途今国会に日雇労働者健康保険法案が提出されているが、この日雇労働者健康保険法による日雇労働者健康保険事業に係る政府の経理を厚生保険特別会計において新たに日雇健康勘定を設けて行うこととしようとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

日雇労働者健康保険法が実施されることとなる場合の措置としてきわめて適切なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度特別会計予算において、日雇健康勘定として三億九千五百六十二万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の目的は、国において直接公共の用に供する財産の管理を適正にするため、国有財産の分類及び種類に変更を加え、公共福祉用財産と公共物を統合して、行政財産の中に、新たに、公共用財産という種類を設けるとともに、皇室用財産の取得、用途廃止等についての手続を緩和し、また国立大学の施設の集合整備を図るため国立大学の施設と地方公共団体その他の者の所有する施設との交換について特例を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

国有財産制度を整備し、関係事務の適切な運営を期するための措置として、本案は、きわめて適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

歯科医師法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法では、歯科医師は、死亡診断書を交付できないが、口くう外科において治療中に大出血のため死亡した場合等に死亡診断書を交付できるようにするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

本案は、最も時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十五日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔第三十号参照〕

漁業法の一部を改正する法律案（鈴木善幸君外三十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の民主化並びに経済再建の一環として実施された漁業制度改革において、旧漁業権はこれを消滅させ、同時に計画的に新漁業権の免許を行い漁場の整理を行つた。この時消滅する漁業権者に対して、政府は、補償として約百八十一億円の漁業権証券を交付した。

しかもこの補償金にその利子約五十億円を加算した二百三十一億円余を見返り財源として漁業の免許料及び許可料として、昭和二十七年以降二十五年間に、毎年漁民から徴収する制度が規定されている。

本案は、この他産業に類例のない不合理なる免許料及び許可料徴収の制度を昭和二十八年度から撤廃して、漁民の過重の負担を軽減しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、免許料及び許可料徴収の制度を廃止して、漁業制度改革の実効を挙げ、漁民生活の安定を図るため、適切な措置と認め、別紙のごとき附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十三日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

漁業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　政府は、昭和二十七年度分の免許料及び許可料の徴収については、災害、接収、演習其の他の事情により納入困難なる者に対しては、減免等の措置をすること。

二　昭和二十七年度分の漁業免許料及び許可料の未納入分については納期内に必ず納入せしむる様万全の措置を講ずること。

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、外航船舶の建造に対して、利子補給制度が規定されているが、最近における造船融資の実状にかんがみ、更に助成策強化の一環として、外航船舶建造融資に対し融資総額の百分の三十を限度として、政府が、その損失を補償しようとするのが本案の目的である。

二　議案の修正議決理由

本案は、外航船舶の建造を促進するため、おおむね妥当と認められるが、更に利子補給の強化を図るとともに、利益金に対する納付

金制度等を設ける必要があるので、別紙のとおり修正し、更に外航新造船及び外国購入船等に関する日本開発銀行並びに日本銀行別口外貨貸の金利引下げ及び海運、造船業者の企業努力の強化等につき、別紙のとおり附帯決議を附して、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算総則において、昭和二十八年度以降八箇年度の期間を通じ補給すべき利子の総額の限度として、百六十七億五千二百十六万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十七日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律

外航船舶建造融資利子補給法（昭和二十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法

第一条中「利子補給金を支給する○ことにより、外航船舶の建造を促進する○」を「利子補給金を支給し、及び○ことにより、外航船舶の建造を促進するとともにわが国海運の健全な振興を図ること損失補償を行う○」に改める。

第二条の見出しを「（利子補給金の支給及び損失補償）」に改める。

第二条中「日本船舶を所有することができる者が、」を「日本船舶を所有することができる者（会社申請）の請求により、その者（会社）が」に、○「政令で定める範囲の金融機関」を「日本開発銀行以外の金融機関を支給する」を「利子補給金を支給○「利子補給金を支給して政令で定める範囲のものに、」に、し、又は当該融資によつて受けた損失を補償する」に改める。

第三条中「前条の規定による契約」を「前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に改める。

第四条中「第二条の規定による契約」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に、「国会の議決を経た金額」を「予算で定める金額」に改める。

第五条第一項中「第二条の規定による契約」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」○に、「年七分五厘」を「年五分」に改め、同条第二項中「五年間半年賦均等償還」を「十年間半年賦均等償還」○に改める。

第六条中「第二条に規定する契約」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に改める。

第七条から第九条までを次のように改める。

（補償金の総額）

第七条　政府は、第二条の規定による損失を補償する旨の契約を結ぶ場合には、補償金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

（損失の範囲）

第八条　第二条の損失は、金融機関が当該融資に係るすべての担保権を実行し、且つ、当該融資について保証人があるときはすべての保証人に対し債務の履行を請求し、当該担保権に基く競売の申立若しくは委任若しくは差押命令の申請又は保証人に対する履行の請求のうち最後に行われたものが行われた日から一年を経過してもなお取り立てることができなかつた元本、利子（政令で定める遅延利子を含む。）及び債権行使のために要した費用であつて政令で定める範囲のものに相当する金額とする。但し、金融機関が当該融資に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権を行使してもこれに要する費用を償うことができない場合その他当該融資に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権を行使することが著しく不利である場合において、債権金額から政府と当該金融機関とが協議により定める担保物の評価額及び保証人に対する債権行使による取立見込額を控除した金額をもつて第二条の損失とすることについて政府と当該金融機関との協議が成立したときは、その額とする。

（損失補償の限度）

第九条　政府は、前条に規定する損失のうち当該融資の融資総額の百分の三十に相当する金額をこえる部分については、補償しない。

第九条の次に次の十一条を加える。

（債権の保全及び取立）

第十条　金融機関は、第二条の規定による損失を補償する旨の契約に係る融資については、善良な管理者の注意をもつて、当該融資に係る債権を保全し、且つ、その取立に努めなければならない。

2　金融機関が、第二条の規定による損失を補償する旨の契約に係る融資について当該契約による損失補償を受けた場合において、当該融資に係る債権を取り立てたときは、取り立てた金額を債権行使のために要した費用であつて政令の定める範囲のもの及び当該融資について損失補償を受けない第八条に規定する損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、これを政府に納付しなければならない。但し、当該契約により政府から受けた補償金の額を限度とする。

3　金融機関は、前項の規定により残額を政府に納付する場合において、次条第一項の規定により交付された国債証券（当該国債の借換のため発行された国債証券を含む。）を有するときは、当該国債証券をもつて納付することができる。

（補償金の国債証券による交付）

第十一条　第二条の規定による損失を補償する旨の契約により政府が支払うべき補償金は、国債証券をもつて交付することができる。

2　政府は、前項の規定による交付のため、必要な額を限度として、国債証券を発行することができる。

3　第一項の国債証券の交付価格その他前二項の国債証券に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（利益配当の場合の納付金）

第十二条　第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社は、政令で定める限度をこえて利益の配当をしたときは、政令で定めるところにより、当該利益に係る営業年度（その決算期に属する。）の期間について金融機関が支給を受ける利子補給金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十三条　第二条の規定による利子補給金を支給損失を補償する旨の契約に係る融資を受けている会社は、当該契約が政令で定結ばれた日から十五年以内に、その決算において計上した利益（政令で定めるものをいう。以下同じ。）の額が当該会社の資本（発行済額面株式の株金総額及び発行済無額面株式の発行価額の総額をいう。以下同じ。）に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、決算期に属し、当該利益の額から資本に政令で定めるときは、当該利益の額から資本に政令で定めの三十に相当する金額に、政令で定める率を乗じて算出した金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。但し、当該融資について金融機関が支給を受けた利子補給金に相当する金額から当該決算までに当該融資について金融機関が支給を受けた利子補給金に相当する金額を控除した金額の二分の一に相当する。

第十四条　運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けた会社に対し左の各号に掲げる勧告又は監査をすることができる。但し、利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社に対しては当該契約が結ばれた日から十五年以内であり、且つ、当該会社がこの法律の規定により国庫に納付した金額が当該融資に関し金融機関が支給を受けた利子補給金の総額に達するまでの期間に、損失を補償する旨の契約に係る融資を受けた会社に対しては当該契約の存続する期間に限る。

一　不当な経理の是正その他経理の改善に関する勧告

二　不当な競争の排除についての必要な勧告

三　業務又は経理の監査

2　運輸大臣は、第二条の申請をした会社に対し船価の低減を図るため、当該申請に係る外航船舶の仕様について必要な勧告をすることができる。

（勧告に従わなかつた場合等における納付金）

第十五条　運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けた者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、その者に関し当該事実が生じた日までに当該融資に関し支給を受け、又は受けるべき利子補給金に相当する金額を国庫に納付し、又は納付すべき金額、当該事実が生じた日までに第十二条の規定により国庫に納付し、又は納付すべき金額、当該事実が生じた日までに第十三条の規定により国庫に納付し、又は納付すべき金額及び当該事実が生じた日の前日までに本条の規定により国庫に納付し、又は納付すべき金額に相当する金額の合計額を、当該金融機関が当該事実が生じた日までに当該契約に関し支給を受け、又は受けるべき利子補給金に相当する金額から控除した金額を限度とする。

一　前条第一項第一号又は第二号の規定による勧告に従わなかつたとき

二　第二条の規定による契約に係る融資により、同条の申請に係る船舶の仕様と異つた仕様によつて船舶の建造を請け負わせたとき

（強制徴収）

第十六条　運輸大臣は、第十二条、第十三条又は前条第一項の規定による納付金を納付しない者があるときは、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定により督促するときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、その到来の日が督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　運輸大臣は、前二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限にその督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを処分する。

（延滞金）

第十五条　運輸大臣は、前条第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

（監査の実施）

第十六条　運輸大臣は、第十四条第一項第三号の規定による監査を行うため必要があると認めるときは、当該会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、当該会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（日本開発銀行に対する利子補給金の支給）

第十九条　政府は、当分の間、第二条の会社の申請によりその会社が同条の外航船舶の建造を同条の造船事業者に請け負わせる場合において、日本開発銀行がその資金を融通するときは、政令で定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を同行と結ぶことができる。

第二十条　第三条から第五条までの規定は、前条の規定による契約について準用する。この場合において第三条中「会計年度以降八箇年度以内」とあるのは「会計年度以降十七箇年度以内」と、第五条第一項中「当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率と年五分との差の範囲内」とあるのは「日本開発銀行が当該契約に係る融資を行う場合における利率と年三分五厘との差の範囲内」と、同条第二項中「十年間半年賦均等償還」とあるのは「当該融資契約が結ばれた日以後、貨物船に係る融資にあつては元本三年間据置十二年間半年賦均等償還、油槽船に係る融資にあつては元本三年間据置十年間半年賦均等償還」と読み替えるものとする。

2　第十二条から第十八条までの規定は、前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社について準用する。この場合において第十四条第一項中「十五年以内」とあるのは「二十年以内」と読み替えるものとする。

3　第二十二条の規定は、日本開発銀行が前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資をした場合について準用する。

第二十一条　日本開発銀行は、第十九条の規定による契約により政府から利子補給金の支給を受けるときは、当該融資契約により受ける利子額を当該融資の契約上の利子額から利子補給金に相当する額だけ差し引いたものとしなければならない。

（貸借対照表の提出等）

第十六条　運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けている会社に対し、当該事業に関する貸借対照表その他の書類の提出又はその業務の状況に関する報告を求めることができる。

（利益金の処分についての勧告等）

第十七条　運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けている会社に対し、その利益金の処分について勧告することができる。

第十八条　運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けている会社に対し、利益の配当について必要な命令をすることができる。

2　第二条の規定による契約に係る融資を受けている会社は、前項の規定による命令に違反して利益の配当をしてはならない。

（金融機関の法令等の違反に対する措置）

第十九条　政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、補償すべき損失の全部若しくは一部を補償せず、又は支給した利子補給金若しくは補償金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（罰則）

第二十三条　第十八条第一項の規定（第二十条第二項において準用する場合を含む。）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2　会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その会社に対して同項の刑を科する。

（罰則）

第二十六条　第十六条の規定による報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した場合には、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2　会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その会社に対して同項の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、貨物船にあつては昭和二十五年十二月一日以降の賃貸に係るものの融資について、油槽船にあつては昭和二十六年十二月一日以降の賃貸に係るものの融資について適用する。

2　この法律施行前の賃貸に係る外航船舶の建造融資利子補給及び損失補償法第十九条の規定による利子補給金を支給する旨の契約を日本開発銀行と結ぶ場合には、同法第二十条において準用する同法第四条の規定にかかわらず利子補給金の総額が八十五億四百七十三万円をこえることとならないようにしなければならない。

補償金については昭和二十六年十二月一日以降三条から第六条まで及び第十二条の賃貸に係るものの融資について適用する。

但し、損失補償に関しては、この法律の施行前になされた融資については、適用しない。

の規定以外の規定であつて損失補償に関するものは、日本船舶を所有することができる者が昭和二十八年三月一日以後に外航船舶の建造を造船事業者に請け負わせる場合におけるこの法律の施行の日以後にされる当該外航船舶の建造のための融資に関して適用する。

3　改正前の第二条の規定により結ばれた利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社については、当該契約に係る利子補給金に関する限り、改正後の第十二条から第十五条までの規定は適用しない。

4　改正前の第七条及び第八条の規定は、改正前の第二条の規定により結ばれた利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社については、なおその効力を有する。

25　政府は、昭和二十八年度において改正後の外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法第二条の規定による損失を補償する旨の契約を結ぶ場合には、改正後の同法第七条の規定にかかわらず、補償金の総額が五十九億七千万円をこえることとならないようにしなければならない。

6.　政府は、昭和二十八年度において改正後の外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法第十九条の規定による利子補給金を支給する旨の契約を日本開発銀行と結ぶ場合には、同法第二十条において準用する同法第四条の規定にかかわらず利子補給金の総額が八十五億四百七十三万円をこえることとならないようにしなければならない。

37　臨時船質等改善助成利子補給法（昭和二十八年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第六条中「外航船舶建造融資利子補給法」を「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法」に改める。

［別紙］

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当つては、次の諸点を特に留意すること。

一　政府は、本法の目的達成を期するため、外航新造船及び外国よりの購入船に関する開発銀行並びに日本銀行別口外貨貸の金利の引下げを図ると共に、鉄鋼業者に対する開発銀行融資及び外貨貸の金利の引下げ造船用特殊規格鋼材の価格引下げにつき遺憾なき措置を講ずること。

二　利子補給制度の強化により、海運会社は多大の助成を国家より受けることに鑑み、海運会社の自粛を図り、その企業努力を更に強化せしめるよう政府においてこれが指導監督の遺憾なき措置を講ずること。

三　造船業及びこの関連工業の合理化及び近代化を促進し、船価の低減に関し一層の企業努力を徹底せしめるよう政府において適切なる指導を行うこと。

四　本法による助成を円滑に実施するため、政府は可及的速かに助成の均衡を図るよう適宜の措置を講ずること。

日雇労働者健康保険法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

健康保険制度が広く一般被用者を対象としているものであり、全被用者が本制度の利益を享受すべきにもかかわらず、日雇労働者は、いまだその利益にあづかり得ない現状にかんがみ、日雇労働者健康保険制度を創設して、療養の給付及び家族療養費の支給を行おうとするものである。

本案の要旨は、次の通りである。

1　保険者は、政府とすること。

2　対象は、健康保険法の適用事務所に使用される日雇労働者を被保険者とするとともに、失業対策事業又は公益事業に就労する日雇労働者も被保険者とすること。

3　保険給付として、被保険者及び被扶養者に対し、療養の給付及び家族療養費を支給すること。その療養期間は、三箇月とすること。

4　受給要件としては、被保険者が疾病にかかり、又は負傷した日の属する月の前二箇月間に、二十八日分以上の保険料が納付されていること。

5　保険料を一級と二級とに区分して、事業主に印紙をもつて納付させること。

二　議案の可決理由

日雇労働者は、就労浮動、低賃金等のため、つねに生活基盤が不安定であり、傷病によつて直ちに深刻な困窮におちいることの多い現状にかんがみ、これに健康保険制度を創設して、療養の給付及び家族療養費の支給を行うことは、最も時宜に適する措置と認め、本

案は、別紙附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算に二億八千六百九十三万円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月二十七日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

日雇労働者健康保険法案に対する附帯決議

政府原案は日雇労働者の保護に必らずしも満足の効果を与えるものとは思われぬから、その実施に当つて政府は、次の事項に充分に留意することを要望する。

一　本法案がその所期の目的を達成し得るため、政府は全責任を以て、その運用に遺憾なきよう十全の努力を払うこと。

二　本案の実施に関しては、政府は将来、社会保険制度の体系確立上支障を生ぜざるよう充分指導すること。

右決議する。

日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国と中華民国との間の通商及び航海に関する事項は、千九百五十二年四月二十八日に台北で署名された日本国と中華民国との間の平和条約及び同条約附属議定書第二項の通商及び航海に関する取極によつて律せられているが、元来これは、日華両国の間に通商航海条約が締結されるまでの暫定取極であつて、その存続期間も一箇年と定められている。しかるに、本年八月四日をもつてその効力が失われることになるのであるが、日華両国間にいまだ通商航海条約が締結されるに至らないため、このたび現行取極の存続期間の延長に関して両国間の交渉の結果、現行取極をさらに二年間又は通商航海条約が締結されるいずれか早い方の時期まで延長することに意見が一致した。よつて本年七月十八日日本国外務大臣と在日中華民国大使との間に、その旨の議定書に署名を了した次第である。

政府は、日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、日華両国間の通商貿易関係の増進に資し、且つ、相互の利益に合致するもので、本議定書の締結は、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（岡本忠雄君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法の施行実績にかんがみ、所要の改正を行おうとするものであつて、その内容の主な点は、次のとおりである。

1　はしけ運送事業及び沿岸荷役事業の範囲を拡げるとともに、木船運送法との調整を図ること。

2　適用港湾の範囲を拡げること。

3　事業の登録要件を整備すること。

4　確定運賃及び料金の変更を勧告し得ること。

5　運輸大臣が公益命令を発し得ること。

6　施設の共用に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び事業者団体法の適用を除外すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、港湾運送事業の健全な発達を図るため、おおむね妥当なものと認められるが、七月二十五日私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が本院において修正議決されたので、これに伴い別紙のとおり修正し、更に、本法第三十三条の三により登録を必要としないものに対する行政府指導につき、別紙のとおり附帯決議を附して、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第十九条を次のように改める。

（私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外）

第十九条　港湾運送事業者が他の港湾運送事業者とする施設の共用に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為（以下「協定等」という。）については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の規定を適用しない。但し、不公正な取引方法（競争）を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に運賃及び料金を引き上げその他利用者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

〔別紙〕

港湾運送事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は港湾運送事業を行わんとする木船運送事業者であつて本法第三十三条ノ三により登録を必要としないものに対し可及的速に港湾運送事業法（改正法）第四条、第五条第二項及び第七条第四項の主旨に従つて適切な行政指導を行うことを強く要望する。

輸出取引法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国貿易の実情は、輸出面において、輸出業者間の協定又は現行法による輸出組合の活動をもつてしても、いまだ輸出取引の秩序を確立するには不充分であり、他方、輸入取引面においても、過度の競争から貴重な外貨を浪費する結果を招き、通商協定の遂行上、割高な物資を輸入する場合を生じ、ために輸入取引の秩序の確立を要請されるに至つた。よつて、これらの必要性を満たすために、現行法に所要の改正を加え、公正な国際貿易の拡大に寄与しようとするのが本案の目的である。

その要点は次の通りである。

1　題名を「輸出入取引法」に改めること。

2　輸出業者間の協定の締結を、生産業者又は販売業者との間でも、協定を締結することができ得ること。

3　輸出組合について、出資制を採ることができるようにし、且つ、組合事業に団体協約の締結を行いうること。

4　輸出業者の協定、又は輸出組合の組合員の遵守すべき事項が定められている場合、以上の事項をもつては実効が挙らざる場合、命令をもつて、その貨物の輸出業者に対し、一般的な制限を課することができること。

5　輸入業者が、輸入貨物（当該貨物）の需要者又販売業者との間に協定を締結することができること。

6　政令で定める貨物について、その輸入業者につき、輸入組合の設立を認め、輸入組合は、輸入貨物の価格、数量等について組合員の遵守規定を定め、又団体協約の締結を行いうること。

7　本法に基く認可を受けてする正当な行為に対しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外とすること。

二　議案の修正議決理由

輸出取引の伸長増大を計り、輸入取引に対しては外貨の有効適切な使途を講ずる本案は、その趣旨妥当適切なものと認めるが、本案は、別紙の通り輸入組合の成立により国内価格並びに消費者を圧迫せざるように、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（設立）

第十九条の三　輸入組合は、当該貨物の輸入組合の設立が輸入取引の秩序の確立のためには輸入組合の設立が必要やむを得ないと認められる貨物に寄与すると認められる貨物であつて、政令で定めるものの輸入業者又は輸入組合でなければ、設立することができない。

〔第三十一号参照〕

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十七年十一月から実施された給与改訂に伴い平衡交付金の額の算定に用いる単位費用に所要の改訂を加える必要が生じ、また、義務教育教職員の給与費等を国庫において負担する制度が実施されることに伴い、この種経費財源の一部を平衡交付金で保障する要がなくなるため、所要の改正を加える必要が生ずるとともに、港湾費等に係る測定単位を改め、地方税法の一部を改正する法律案に伴う基準財政収入額の算定方法の規定

整備を行う必要もあり、また、道府県の義務的経費の財源保障を厚くし、且つ、財政の均衡化を推し進めるため、基準財政収入額算定に用いる基準税率を引き上げることを適当と認め、本案が提案せられたのである。

法案の内容は、次の通りである。

1　義務教育に従事する教職員の給与関係費、児童保護措置費及び義務教育教材費に対する国庫負担金制度の復活乃至新設に伴うものであつて、道府県及び市町村の「社会福祉費」、「小学校費」及び「中学校費」のそれぞれ単位費用を減額することとすること。

2　「港湾費」の測定単位が「船舶の出入とん数」であつたのを改めて「けい船岸の延長」と「防波堤の延長」とを併用することとし、また「社会福祉費」の測定単位は、「人口」の外、当分の間「児童福祉施設入所者数」と「被生活保護者数」を用いることとなつていたのを「人口」一本に改め、「公債費」を「災害復旧費」と改め、その測定単位から「防空関係事業費」の財源に充てた地方債の元利償還金を削除すること。

3　給与改訂に伴い、算定に当つて職員の配置を予想しない若干の項目を除く大部分の項目について、単位費用の増額を行うこと。その他恩給負担金の算入方法を変更するなどのため若干単位費用の改訂を行うこと。

4　道府県について、基準財政収入額の算定に用いる基準税率を標準税率の百分の七十から百分の八十に引き上げること。

5　地方税法の一部を改正する法律案では、第一方式による個人に係る標準税率が削除されることとなるのに伴つて、平衡交付金の基準財政収入額の算定方法を従前通りに維持するための規定を設けること。

二　議案の可決理由

本案は、六月二十九日本委員会に付託せられ、翌三十日提案理由の説明を聴取し、じ後数回の委員会にわたつて、窮乏せる地方財政一般との関連、義務教育費国庫負担制度や、予算修正による交付金総額の五十億円増額との関係において、多角的な論議が行われたのであるが、七月二十八日討論、採決の結果、多数の賛成をもつて、自由党両派及び改進党の共同提案による別紙のごとき附帯決議を附して、原案通り、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、政府の策定した昭和二十八年度地方財政計画はこれに算入された地方職員給与費につき実態に即しないものがあり、ために地方財政を圧迫していると認められるのでさきに行われた予算修正の趣旨に則りこれを修正すること。

一、地方財政平衡交付金の予算計上額増額を機会に単位費用その他同制度の全般に亘つて更に必要な検討を加え一段と運営の適正化を期するとともにその結果については、政府は次の国会において必要なる措置を講ずること。

右決議する。

自治大学校設置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員の資質を向上し、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を施すことを主たる任務とする機関たる自治大学校を自治庁の附属機関として東京に設置しようとするものである。

二　議案の可決理由

校長の諮問機関として自治大学校運営審議会を設け、現在欠けている中堅職員に対する適切な高度の研修を行い、あわせて地方自治に関する制度並びにその運営上の理論乃至応用について、基本的調査研究を行うことのごときは必要妥当なものと認め、本案は多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年八月一日より施行するものとして必要な予算措置は、昭和二十八年度一般会計予算において七百九十八万七千円計上してある。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

道路交通取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、司亮君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

自動車の増加とともに、交通事故もまた増加し、従つて事故を起した運転者に対する一定期間の免許の停止及び取消という行政処分も増加したので、公安委員会が、これらの行政処分を行うに際し、当該運転者をして充分に意見を述べる機会を得しめ、更に第三者の公平な思慮と判断とによる公正な措置を期するため、聴聞会を開かなければならないこととしたのが、本案の趣旨である。

二　議案の修正議決理由

本案は、時宜に適したものではあるが、聴聞会を開くためには、左の諸項を織り込むことを必要と認めたので、別紙の通り、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

1　聴聞会に出頭する義務のある者が、聴聞会当日、正当の理由がなくて、出頭しないときは、聴聞を行わないで、行政処分をなし得ること。

2　聴聞会に出頭を求める者は、専門知識を有する参考人の外、当該事案の関係人を加えること。

3　本案の施行期日を十二月に改め、以て準備に遺憾なきを期すること。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第九条第六項中「前項」を「第五項」に改め、第五項の次に次の三項を加える。

公安委員会は、前項の規定による運転免許の取消又は停止（停止については公安委員会の定める期間以上のものに限る。）をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ及び証拠を提出することができる。

公安委員会は、聴聞を行う場合において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する者につき参考人として出頭を求め、その意見○又は事情○をきくことができる。

公安委員会は、当該処分に係る者又はその代理人が正当の理由がなくて聴聞当日に出頭しないときは、第六項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第五項の規定による運転免許の取消又は停止をすることができる。

第九条の二第四項中「第四項乃至第八項」を「第四項乃至第十一項」に、「第五項乃至第八項」を「第五項乃至第十一項」に改める。

第六項及び第九項乃至第十一項を改める。

第二十九条第一号中「若しくは第七項」を「若しくは第十〇項」に改める。

第三十条中「第九条第八項」を「第九条第十一項」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十八年十二月一日から施行する。

特別減税国債法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

新たに設けられる蚕業投資特別会計の昭和二十八年度の財源に充てるため、特別減税国債を発行することと、その消化を促進するため、その応募者に対して所得税又は法人税を軽減しようというのである。

二　議案の可決理由

本案は、時宜に適した妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

産業投資特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、米国対日援助見返資金特別会計を廃止して新たに産業投資特別会計を設置し、同特別会計の負担において、特別減税国債の発行に因る収入金及び米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金等を主要財源として投資を行うこととしようとするものである。

二　議案の可決理由

わが国経済の再建、産業の開発及び貿易の振興に必要な資金について、財政投資の一層の充実強化を図ろうとするものであつて、適切なものと認め本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度特別会計予算において、四百三十八億一千八百十

六万七千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現下の情勢に顧み、わが国産業の維持育成を図るためセメンシナその他の物品の輸入税を引き上げるとともに、輸入税の免税品目を整備し、また、児童給食用ミルク等の輸入税の免税期間を延長する等の措置を講ずることとしている。

二　議案の修正議決理由

わが国産業の維持育成のため、大体において妥当なものと認めたが、更に次のような理由により別紙のごとく、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

1　こんにやく芋の輸入税率は、政府原案においては、一割五分から一挙四割五分に引き上げられている。国内農家の保護を図ることはもちろん大切であるが、反面一般大衆の食生活の負担に及ぼす影響を考慮することも必要かと考え、これを四割程度の引上げにとどめることを適当と認める。

2　四エチル鉛は、現在二割の輸入税を課せられているが、これは揮発油に必要欠くことのできない重要原料であり、戦事中のストックも枯渇し、現在国内生産の見込もないので、本年三月末までこれを免税とする必要がある。

3　カーボンブラックは今回一割から二割に輸入税率の引上げが図られているが、なお輸入を確保する必要があるので、来年三月末まで現行一割の税率をすえ置くことを適当と認める。

4　新聞用紙の現行輸入税率は、現在一割となつているが、国内森林資源の保持育成の必要と新聞用紙の需給の現状等にかんがみ、新聞用紙の必要なストックを確保するため、来年三月末まで七分五厘に軽減する必要がある。

5　みぞレールの輸入税は、本年九月末までの輸入については、これを引き続き免税することになつているが、地方公共団体向けの既契約品の船積が遅れた関係もあるので、その免税期間を本年十二月末まで延長する必要がある。

6　鋼矢板（シートパイル）は港湾、河川等の土木工事用として必要不可欠のものであつて、輸入品の需要先はもつぱら官公署であるが、現在国産品では到底品質規格等の点でその需要を満足させることはできないので本年十二月末まで引き続きこれを免税とする必要がある。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「ヂウレチンノ製造ニ使用スル為ノココア豆」を「飼料ノ製造ニ使用スル為ノ高粱及玉蜀黍、油ノ製造ニ使用スル為ノ落花生」に改める。

附則第二項中「命令ノ定ムル手続ニ依リ昭和二十八年七月三十一日」を「政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日」に改め、

附則第三項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル乾燥脱脂ミルクガ同項ニ規定スル給食ノ用ニ供セラレザリシ場合ニハ政府ハ輸入申告者ヨリ国税徴収ノ例ニ依リ当該ミルクノ輸入税ヲ追徴ス但シ変質其ノ他ノ事由ニ因リ同項ニ規定スル給食ノ用以外ノ用ニ供シタル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ税関長ノ承認ヲ受ケタルトキ又ハ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

金鉱業ニ使用スル物品ニシテ本法ノ別表ニ掲グル物品中左ノ表ノ下欄ニ掲グルモノノ輸入税ハ政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日迄ノ輸入ニ付テハ之ヲ免除ス

輸入税表	
番号	品名
一四〇六	特殊鋼
一五二二	機械用の刃物（金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る。）工匠具、農具及びこれらの部分品（別号に掲げるものを除く。）一　ドリル、ビット、リーマー及びスクリューダップ（柄又はわくを付けたものを除く。）
一六七八	ニューマチックツール及びニューマチックマシン（別号に掲げるものを除く。）
一六八六	機械（別号に掲げるものを除く。）
一六八八	機械の部分品（別号に掲げるものを除く。）

免税物品	
ドリルスチール	
ビット	
ドリフター	
選鉱用機械	
ドリフターノ部分品及選鉱用機械ノ部分品	

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金鉱業者ガ当該物品ヲ其ノ金鉱業ノ用以外ノ用ニ供セザリシ場合又ハ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ金鉱業ノ用ニ供セザリシ場合ニハ政府ハ当該金鉱業者ヨリ国税徴収ノ例ニ依リ輸入税ヲ追徴ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ其ノ用ニ供セザリシコトニ付税関長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

関税法第百一条ノ二第三項ノ規定ハ第二項及第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

別表輸入税表中「六〇二　サフラン、セメンシナ及び丁子　無税」を「六〇二　サフラン、セメンシナ及び丁子　一割」に改め、

「一　セメンシナ　無税」を「二　その他　一割」に改め、

同表第六百十一号税率の欄中「無税」を「一割」に改め、同表第六百七十五号税率の欄中「無税」を「二割」に改め、同表第七百十号税率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第七百十九号税率の欄中「一割」を「二割」に改め、同表第千六百三十七号品名の欄及び税率の欄中

「二　無線電信機及び無線電話機（ラジオ受信機及びテレビジョン受信機を含む。）　二割
三　その他　三割
甲　真空管　三割
乙　その他　一割五分」

を

「二　無線電信機及び無線電話機（ラジオ受信機及びそのシヤシを含み、テレビジョン受像機及びそのシヤシを除く。）　二割
三　テレビジョン受像機及びそのシヤシ　三割
四　その他　一割五分」

に改め、同表第千七百四号税率の欄中「一割五分」を「四割五分」に改める。

（関税定率法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和二十八年七月三十一日（別表甲号第千百一号に掲げる印刷用紙にあつては、昭和二十七年九月三十日）」を「昭和二十九年三月三十一日」に、「別表乙号に掲げるものの輸入税は、昭和二十八年七月三十一日」を「別表乙号に掲げるものの輸入税は、昭和二十九年三月三十一日」に改め、同項別表甲号中こうりやんの項及びとうもろこしの項を削り、同表豆類の項中「三　落花生」を削り、同表中菜種及びからし菜の種の項、印刷用紙の項及び船舶の項を削り、

「一六五八　内燃機関　二　その他のうち航空機用のもの」を

「一六五八　内燃機関
一六八六　二　その他のうち航空機用のもの
機械（別号に掲げるものを除く。）のうちせん孔カード式統計会計機械（せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計会計機械を構成する機械を含む。）」

に改め、同表の備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

「七〇五　合成染料
六　建築染料
乙　その他　一割五分」を

「七〇五　合成染料
六　建築染料　一割五分
乙　その他　一割
七一九　カーボンブラック
一一〇一　印刷用紙
二　その他（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）
甲　一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの（砕木パルプを含むもので巻取のものに限る。）　七分五厘」

に改める。

附則第六項中「輸入税表第十六類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえるもの」を「輸入税表に掲げる物品のうち左に掲げる要件をそなえる機械類」に、「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、関税定率法第九条第二項の改正規定中こうりやん及びとうもろこしの輸入税免除に関する部分は、昭和二十九年一月一日から適用する。

2　改正前の関税定率法（以下「旧法」という。）第九条第二項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入税の免除を受けたココア豆については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有する。

3　旧法附則第二項の規定に基く命令は、この法律施行前に同項の規定により輸入税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクについては、なおその効力を有する。

4　旧法附則第二項の規定により輸入税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクで、この法律施行前にその輸入者が既に譲渡したものに係る輸入税の追徴については、なお従前の例による。

5　関税定率法別表輸入税表第二百八号に掲げるこうりやん及び同表第二百九号に掲げるとうもろこしの輸入税は、昭和二十八年十二月三十一日までの輸入について、免除する。

6　関税定率法別表輸入税表第千四百五号に掲げる〇軌条のうち側矢板及びレールの輸入税は、昭和二十八年十二月三十一日までの輸入について、昭和二十八年九月三十一日までの輸入について、政令で定める基準に従い、高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。但し、産業教育振興法第十九条（私立学校に関する補助）において準用する同法第十五条又は第十六条の規定により国が補助するものを除く。

2　前項の規定により国が高等学校の設置者である学校法人に対し補助をする場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第六項まで（助成の規定の適用があるものとする。

（補助金の返還等）

第六条　文部大臣は、第四条第二項〇〇、第五条〇〇又は前条の規定により補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一　この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二　補助金の交付の条件を違反したとき。

三　虚偽の方法によつて補助金を受けたことが明らかになつたとき。

（政令への委任）

第七条　第四条から前条までの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年八月十日　衆議院会議録第三十九号附録（その一）（三）

十二　三十一
九月三十日までの輸入について、同号に掲げる板のうち厚さ〇・六ミリメートルをこえない発生品（同号に掲げる板の製造工程中において生じたきずものをいう。）でめつきしてないものの輸入税は、昭和二十九年三月三十一日までの輸入について、それぞれ免除する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、支所設置の制限の撤廃、資本金の増加、及び借入金の制限の緩和を行うとともに、同公庫の業務を代理する金融機関の役職員の責任を強化し、また、同公庫の役職員に対する退職手当については国家公務員の例によらないこととし、これに伴つて国家公務員共済組合法の適用を除外しようとするものである。

二　議案の可決理由

国民金融公庫の業務の円滑な遂行を図るために、きわめて有効適切にして必要な措置であることと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（内藤友明君外二十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、米穀の生産者が政府又は命令に基き定められた特別指定集荷業者に売り渡した場合超過供出の奨励金等に対して所得税を課さないこととしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、食糧需給の現況にかんがみ、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案（中川源一郎君外十七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、中学校卒業後、勤労に従事しながら、更に進んで高等学校に学ぼうとする青年に対し、教育の機会均等を保障する措置を講じ、高等学校の定時制教育及び通信教育の充実を図ろうとするものである。

二　議案の修正議決理由

働きながら学ぼうとする青年に対し、高等学校の定時制及び通信教育の振興を図ることは、きわめて適切な措置であるが、なお、私立学校の定時制教育に対しても同様の措置を講ずべき必要を認め、別紙の通り、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（傍点及び――は修正）

（公立学校についての国の補助）

第五条　国は、公立の高等学校の設置者が定時制教育又は通信教育の設備について、政令で定める基準にまで高めようとする場合においては、これを要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助する。但し、第四条第二項の規定及び第五条第一項中通信教育に関する部分〇〇及び第六条分〇〇の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

私立学校教職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図るため、特殊法人として私立学校教職員共済組合を設立し、その組織、運営、業務、経費の補助及び監督

（私立学校についての国の補助）

第六条　国は、私立の高等学校の設置者が定時制教育の設備について、政令で定める基準に

等に関して必要な事項を規定しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

私立学校のわが国教育上における重要性にかんがみ、その教職員の福利厚生を図るため、私立学校教職員共済組合を設立することは、教育行政上適切なものと認めるが、都道府県の補助及び選択加入の適用除外及び組合の民主的運営等に関し修正する必要を認め、別紙の通り附帯決議を附して、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十八日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十一条）
第三章　運営審議会（第十二条・第十三条）
第四章　組合員（第十四条―第十七条）
第五章　業務
第一節　総則（第十八条・第十九条）
第二節　給付（第二十条―第二十五条）
第三節　福祉施設（第二十六条）
第六章　掛金及び国庫補助金（並びに国及び都道府県の補助）（第二十七条―第三十五条）
第七章　審査会（第三十六条―第三十八条）
第八章　会計（第三十九条―第四十一条）
第九章　監督（第四十二条―第四十五条）
第十章　雑則（第四十六条―第四十九条）
第十一章　罰則（第五十条―第五十三条）
附則

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　組合に役員として、理事長一人、理事三人以上六人以内及び監事二人を置く。

（役員の職務）

第八条　理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款で定めるところにより、組合を代表し、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、組合の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第九条　役員は、組合の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　役員の任期は、二年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

（代表権の制限）

第十条　組合と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

（兼職の禁止）

第十一条　理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、文部大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

第六章　掛金及び国庫補助金（並びに国及び都道府県の補助）

（国及び都道府県の補助国庫補助金）

第三十五条　国は、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費を補助することができる。

一　退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の十

二　組合の事務に要する費用

2　都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、組合の業務に要する経費について補助することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第二項から第六項まで及び第二十四項の規定は、公布の日から施行する。

（組合の設立）

2　文部大臣は、組合の設立前に、第九条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された者は、組合成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4　文部大臣は、設立委員を命じ、組合の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6　前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8　組合は、設立の登記をすることによつて成立する。

（最初の事業年度）

9　組合の最初の事業年度は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、昭和二十九年一月一日に始まり、同年三月三十一日に終るものとする。

（学校法人とみなされるもの）

10　私立の盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。

（恩給財団等の解散）

11　財団法人私学恩給財団（以下「恩給財団」という。）及び財団法人私学教職員共済会は、組合成立の日に解散し、その権利義務は、組合が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

12　前項の財団法人の解散の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

（厚生年金保険の被保険者であつた期間）

13　組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期間の計算については、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の定めるところによる。以下同じ。）は、この法律による組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算する。

（恩給財団の加入教職員であつた期間）

14　第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の恩給財団の加入教職員であつた期間（その期間の計算については、従前の例による。以下同じ。）は、この法律による組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算する。

（組合員であつた期間の標準給与）

15　第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなす場合においては、その期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなし、前項の規定により恩給財団加入の教職員であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなす場合においては、その期間における標準給与の月額は、一万円であつたものとみなす。

（期間の合算及び平均標準給与の月額の計算に関する特例）

16　組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、且つ、恩給財団の加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかわらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間と第十四項の規定により合算されるべき恩給財団の加入教職員であつた期間のうち、いずれか長い方の期間（その期間が等しい場合には、そのうち一方の期間）のみと、その者がこの法律により組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算するものとし、この場合における平均標準給与の月額の計算については、政令で必要な定を設けることができる。

（給付費の負担の特例）

17　第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなして、退職給付、廃疾給付又は遺族給付が行われた場合において、退職給付又は遺族給付については、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたとき、廃疾給付については、その期間が組合員であつた期間とみなされたことにより給付が行われたものであるときは、その給付に要する費用は、組合と厚生保険特別会計とが負担する。但し、当該組合員を厚生年金保険の被保険者とみなし、組合員であつた期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付

に相当する保険給付を行うことができないときは、この限りでない。
前項の場合において、負担の割
18 合その他費用の負担に関して必要な事項は、政令で定める。
（保険給付の調整）
19 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者である者に対する厚生年金保険法による保険給付については、第十三項の規定によりその者の厚生年金保険の被保険者であつた期間が、この法律による組合員であつた期間とみなされることに伴い相当と認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。
（恩給財団の例による長期給付）
20 第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者が、組合成立の日から十日以内に文部大臣に申請したときは、その者の退職、廃疾又は死亡に関する給付（埋葬に関する給付を除く。）に関する事項のうち、給付の種類、給付事由、給付の内容及び掛金の額については、組合成立の日から引き続き恩給財団における従前の例によるものとする。
21 前項の規定により恩給財団における従前の例による給付を行う場合においては、同項の者がこの法律による組合員となつた後の組合員であつた期間は、恩給財団の加入教職員であつた期間とみなし、これとその者の恩給財団の教職員であつた期間とを合算する。
（適用除外）
22 組合成立の際現に健康保険又は厚生年金保険の被保険者である者を使用組合が設立されている学校法人する　その設置する私立学校（この法律によが、当該健康保険組合を組織するる組合員となるべき当該私立学校に勤務する被保険者の三分の二以上の同意をすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ。）ごとに当該私立学校に勤務する教職員（健康保険組合を組織している場合においては当該組合の組合員たる教職員。以下同じ。）の過半数

得て、組合成立の日から二十日以内に○○文部大臣の認可を受けたとに対し、当該申請に係る私立学校の教職員が健康保険法（大正十一年きは、当該健康保険組合を組織す法律第七十号）による保険給付を受け、又はる被保険者は、保険給付、り災給厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法第十二条第一項の規定にかかわらず、同法による保険給付を受けることができ、又は厚生年金保険法第十六条ノ二の規定にかかわらず厚生年金保険の被保険者となるものとする。この場合において、健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者は、付及び休業給付に関しては、、厚生年金保険このみの被保険者となつた者は、退職給付、廃法律による組合員にならないもの疾給付及び遺族給付に関しては、それぞれことする。組合成立後に新たに当該の法律による組合員でない者とみなし、健康学校法人に使用される者で、健康保険法による保険給付を受け、且つ、厚生年保険法（大正十一年法律第七十号）金保険の被保険者となつた者は、第十四条のに照らし当該健康保険組合を組織規定にかかわらず、この法律による組合員にすべきものも、同様とする。ならないものとする。組合成立後新たに当該同意に係る私立学校に勤務することとなつた教職員についても同様とする。
23 前項の者については、健康保険この法律による組合員であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた法第五十七条ノ三第一号中「厚生年金保険法ニ依ル障害年金又ハ障害手当金」とあるのは、「私立学校教職員共済組合法ニ依ル廃疾年金読み替えて又ハ廃疾一時金」と変更して、同し、この条の規定を適用するものとする。法律による組合員であつて同項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者について、第二十五条において組合の保険給付に関し国家公務員共済組合法の規定を準用する場合においては、同法第三十四条第一項第一号中「廃疾給付」とあるのは「厚生年金保険法による障害年金又は障害手当金」と読み替えるものとする。
（教育の事業）
24 私立学校法第三条に定める学校法人又は同法第六十四条第四項の法人に使用される者（第十四条各号に掲げる者を除く。）については、組合成立の日までは、健康保険法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第　号）による健康保険法又は厚生年金保険法の改正にかかわらず、教育の事業は、健康保険法第十三条第一号又は厚生年金保険法第十六条第一号に規定する事業とならないものとする。
（他の法律の一部改正）
25 健康保険法の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「又ハ地方公共団体ノ事務所ニ使用セラルル被保険者」を「、地方公共団体ノ事務所ニ使用セラルル被保険者又ハ法人に使用セラルル被保険者」に改める。
26 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第　号）の一部を次のように改正する。
第十八条第一項中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」の下に「（私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第　号）第二十五条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。
27 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「私立学校振興会」の下に「、私立学校教職員共済組合」を、「私立学校振興会法」の下に「、私立学校教職員共済組合法」を加え、同条第十八号中「私立学校振興会」の下に「、私立学校教職員共済組合」を加え、同条に次の一号を加える。
二十三　私立学校教職員共済組合ガ私立学校教職員共済組合法第十八条第三号ノ業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記
28 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ十の次に次の一号を加える。
六ノ十ノ二　私立学校教職員共済組合ノ私立学校教職員共済組合法第二十条ニ掲グル給付、同法第二十六条第二号ノ貸付及同条第三号ノ業務ニ関スル証書、帳簿
29 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十二号中「並びに町村職員恩給組合連合会」を「、町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合」に改める。
第八条第六項第六号の次に次の一号を加える。
六の二　私立学校教職員共済組合法の規定により組合員として負担する掛金
30 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第五条第四号中「並びに町村職員恩給組合連合会」を「、町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合」に改める。
31 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七百四十三条第四号中「並びに町村職員恩給組合連合会の事業」を「、町村職員恩給組合連合会の事業並びに私立学校教職員共済組合の事業」に改める。
32 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。
第二十三条　第五条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第　号）附則第十七項ノ規定ニ依ル本会計ノ負担金ハ年金勘定ノ歳出トス
33 私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第二十二条第一項第三号中「施設等」を「施設、事業等」に改める。

〔別紙〕

私立学校共済組合法案に対する附帯決議

本委員会は、私立学校共済組合法案に対し左記の通り決議する。

一、役員の指命については、文部大臣が任命することになつているが、出来るだけ各界の代表を選び、将来運営審議会が選任する方法を考慮すること。

二、運営審議会の役員の構成については、組合員たる教職員代表、学校法人代表を各同数とし、選挙制にて選出するよう今後努力すること。

三、掛金については、政令の委任を速かに改め、標準給与月額に対し、短期給付千分の五十六、長期給付千分の六十四の比率にするよう今後努力すること。

四、掛金及び給付については、今後少くとも、公立学校職員共済組合の内容が改正せられた場合は改正するよう努力すること。

五、国庫及び都道府県の負担は、出来るだけ大幅に補助するよう要請すること。

信用金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

信用金庫以外の資金の融通を業とする者に対し、他の法律により使用する場合を除く外、その名称中に金庫という文字を使用することを禁止しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

金融秩序の維持を図るため、かかる文字の使用制限もやむを得ない措置であることを認め、なお、これに匿名組合組織のものをも、含めるため修正案が出されたが、現在匿名組合組織のもので金庫の文字を使用しているものも相当あるので、これまた必要な措置であることを認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

第六条第二項を次のように改める。（小字は修正）

2　この法律によつて設立された金庫及び他の法律によつてその名称中に金庫という文字を用いる者を除き、金銭の貸付（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。○その他政令で定める投資○を業として行う者は、その名称中に金庫という文字を用いてはならない。

第二十四条第六項中「この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「債権金庫法第四十八条」と読み替えるものとする。」を削る。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在小学校における児童への給食の用に供する麦等については、食糧管理法の一部を改正する法律附則第二項の規定により、農林大臣の定める特別の価格をもつて売り渡すこととなつているが、これに因つて食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするため、予算の定める範囲内において、当分の間、一般会計から同特別会計に繰入金をすることができることとしようとするのが本案の目的で、昭和二十八年度においては、繰入金として十五億円余を予定している。

二　議案の修正議決理由

国の財政状況にかんがみ、大体において妥当なものと認めたが、更に次のような理由により、別紙の通り、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

今回の昭和二十八年度予算の修正によつて、昭和二十八年産米について、供出完遂奨励金石当り八百円を支出することになつたことに伴い、これに要する経費二百億円を賄うため、食糧証券発行限度額を二千二百億円より二千四百億円に拡張する必要がある。

なお、本案に関しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決定した。

三　本案施行に要する経費

昭和二十八年度特別会計予算において、十五億六千六百二十三万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

第四条ノ二中「二千二百億円」を「二千四百億円」に改める。（小字は修正）

附則に次の一項を加える。

政府ハ当分ノ内食糧管理法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百五十八号）附則第二項ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル所ニ依ル同項ノ麦ノ売渡ニ因リ生ズル損失ヲ補塡スル為予算ニ定ムル金額ノ範囲内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

〔別紙〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本委員会は、食糧の事故品等を売却処理する場合において、不必要な中間機関を介在させることなく、その相手方が官たると民たるとを問わず、当該事故品等の実需者と直接契約を締結することとする等鋭意その取扱事務の改善を図られるよう政府に対し要請する。

土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行土地改良法は、施行以来三年余を経過し、その間、土地改良区の組織の下に、かんがい排水施設、農業用道路の整備、農地の区画整理、農地の集団化、農地の造成及び保全ならびにその災害復旧等の土地改良事業を実施してきたのであるが、土地改良法の運営実施の経験よりみて、土地改良事業の実施手続の面で形式的煩さに過ぎ、あるいは法律実施上不備であると考えられる点が生じてきている。

これらの点を是正して、土地改良事業の一層円滑な推進を図ろうとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　土地改良区の設立については、従来の予備審査と本審査の二段階の審査方式を改めてこれを簡素化し、農業水利施設等の維持管理のみを行う土地改良区の設立については、本審査により、また、かんがい排水施設等の工事を行う土地改良区の設立については、予備審査に代えて土地改良事業計画の審査により、事業の適否の認定を行う。

2　役員について、必要により、土地改良区の理事の定数の五分の一以内及び監事の定数の二分の一以内に限り組合員外の役員を置くことができることとするとともに、都道府県知事の任命による監事を廃止して、役員の選任はすべて選挙によることとする。

3　国営及び都道府県の開田又は干拓事業において、その事業とあわせて近傍の民有地についてかんがい排水事業又は開田事業を行うことが事業の効率を高め、農業経営の合理化に寄与すると認められるときは、国又は都道府県が農民の同意を得て、民有地の土地改良事業をあわせ行うことができる。

4　国営及び都道府県営の土地改良事業計画について、必要に応じ一定の手続により計画を変更することができることとする。

5　従来の国、都道府県、土地改良区及び農業協同組合の外、市町村も一定の手続により土地改良事業を行うことができることとする。

議案の可決理由

本案は、土地改良事業の実施手続の簡素化等によつて土地改良事業の一層円滑な推進を図る措置として適切なものと認める。

なお、土地改良法により助成の対象となる事業の範囲を更に拡大すべきものと認めるので、本案は、別紙のとおり、附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

土地改良法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法による政府の助成対象面積は、一事業主体につき五町歩以上とすること。

畑地農業改良促進法案（金子與重郎君外二十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の耕地面積約五百万町歩のうち、畑地面積は、二百余万町歩にも及び、水田面積にも匹敵する面積をもつて広く全国に分布しているのであるが、従来、畑地農業においては一般にかんがい施設がなく、その豊凶は自然的降雨条件によつて左右される結果、栽培技術及び栽培品種も固定化し、農業生産力も低い状況である。

これらの畑地のうち、河川、ため池、地下水等によつてかんがい可能な畑地に対し、農業改良計画によりかんがい施設の設置その他の土地改良及び農業技術の普及改善を行つて、土地利用の高度化を図るならば、比較的短期間内に飛躍的な増産効果を期することができるとともに、畑地地域における農民の農業経営の安定に寄与するところがはなはだ大であつて、これらの諸施策を総合的計画に基いて実施し、もつて農産物の急速な増産を図ろうとするのが本案の目的である。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　本案において、「畑地地域」とは、畑地の土じょう及び地下水位その他が政令で定める基準に適合し、且つ、これらの畑地が集団的に存在する地域を指すこととし、農林大臣は、畑地農業改良促進対策審議会の意見を聞いて、畑地地域を含む都道府県の全部又は一部の地域を指定する。

指定された都道府県の知事は、市町村の全部又は一部の地域を畑地地区として指定する。

2　市町村長、都道府県知事及び農林大臣は、それぞれ、畑地地区、都道府県及び国の農業改良計画を定め、政府は、予算に基いて、この農業改良計画の実施に必要な経費を補助するとともに、必要な資金の融通又はそのあつ旋についての計画を定める。

3　農業改良計画は、畑地かんがいその他の土地改良事業及びそれに伴い必要な農業技術の改良その他農業生産に関する事項を含むものとし、計画に基く事業は、都道府県その他の者が実施する。

4　農林省に畑地農業改良促進対策審議会を置く。審議会は、その権限に属する事項その他の重要事項の調査審議及び関係行政機関の長に対する意見の申出等を行うものとし、国会議員その他の委員二十五人以内で組織する。

二　議案の可決理由

本案は、畑地地域における土地改良及び農業技術の改善を総合的計画のもとに行つて、農産物の増

産を図る措置として有効なものと認める。

なお、本案による政府助成は、できる限り広い範囲にこれを及ぼすべきものと認めるので、本案は、別紙のとおり、附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

畑地面積中かんがい可能地十九万町歩について土地改良事業を行い、百四十一万三千六百石の増産を得るための事業費補助等として、二百二十五億六千二百五十万円を要するものと見込まれており、昭和二十八年度一般会計予算において、畑地かんがい事業費補助等に要する経費二億四千五百二十九万八千円を計上している。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

畑地農業改良促進法案に対する附帯決議

本法による政府の助成対象面積は、一事業主体につき五町歩以上とすること。

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行農業災害補償法においては、家畜共済は、死亡廃用共済、疾病傷害共済及び生産共済の三つに分れているが、疾病傷害共済の普及徹底によつて家畜診療の普遍化を図ることが畜産振興上必要であることよりみて、また、診療の普遍化によつて死亡廃用の事故率が低下し、従つて全般的に農家の掛金負担を軽減できるという点よりみて、死亡廃用共済と疾病傷害共済とを一元化することが有利であると考えられる。

以上の点にかんがみ、農業共済組合の一部に対し、死亡廃用共済と疾病傷害共済とを一元化した死廃病傷共済を試験的に実施させ、それによつて一元化された場合の共済掛金率等各般にわたる基礎資料を得るとともに、家畜共済制度の運営上の諸問題についても検討を加えようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次の通りである。

1　農林大臣は、死廃病傷共済を行うべき農業共済組合をその組合の同意を得て指定する。

2　死廃病傷共済の共済掛金率は、従来の死亡廃用共済及び疾病傷害共済の掛金率を基礎として定めるが、農家負担の共済掛金の一部を補助金の形で割りもどすこととする。

3　共済金は、死亡又は廃用については従来と同じ額とし、疾病又は傷害については、政令に基いて定める。

二　議案の可決理由

本案は、家畜についての死廃病傷共済を試験的に実施することによつて家畜共済の合理化に資する措置として有効なものと認める。なお、死廃病傷共済の実施にあたつては、その運用について万全の措置を講ずべきものと認めるので、本案は、別紙の通り附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律制定後、左記の方法に基き運用すること。

記

一　主務大臣が死廃病傷共済掛金標準率を定める場合においては、無制限診療給付を実施し且つ共済の種類を簡素化することを旨として、診療費のうち技術料等を除いた部分を共済の目的とするもの、及び診療者の技術料等を含んだ診療費を共済の目的とするもののうち掛金標準率を現行のものの八割とするものの二種類とすること。

二　政府は本法を実施する場合、必要に応じ、獣医師の専門科別職能又は技能に従い、診療所専任者及び現地開業者を相互に協力せしめるとともに畜主の自主的な判断に基いて両者を自由に選択しうるよう開業獣医師の有給嘱託制度を広く採用せしめ、且つ専任獣医師偏重となるような特別の指導方針を執らしめざること。

三　特別賦課金制度はこれを設けざることとし、農業共済団体が家畜診療所の運営に必要とする経費として、賦課金を賦課する場合の方法、最高規準等については省令をもつてこれを定めること。

なお、家畜診療所の経営費等に不足を生じたときは、農業共済再保険特別会計の運用により政府において極力助成の措置を講ずること。

四　本法が実験法たる趣旨にかんがみ、二十八年度において実験の対象とする牛馬頭数は、これを五十万頭以内とすること。

五　農業共済再保険審査会及び都道府県農業共済保険審査会に獣医師会の代表を参加せしめ、其の意見を尊重するよう運用せしめること。

六　繁殖障碍等畜産振興上重大なる事故については、畜主の自己負担額を増大せしめないよう一事故の診療給付限度の引上に努めること。

〔第三十二号参照〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（益谷秀次君外二十三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在教育職員は、「一般職の職員の給与に関する法律」第六条の規定による一般俸給表の適用を受けているのであるが、教育職員の勤務の特殊性にかんがみ、教育職員級別俸給表を設け、教育職員の待遇改善を図ろうとするもので、その要点は次の通りである。

1　教育職員に適用すべき俸給表を一般俸給表より分離して、教育職員級別俸給表を設けること。

2　教育職員級別俸給表を

イ　大学等教育職員級別俸給表

ロ　高等学校等教育職員級別俸給表

ハ　中学校、小学校等教育職員級別俸給表

の三表に区分し、教育職員のそれぞれの職域に応じて、適用範囲を定めること。

3　大学、高等学校、中小学校全般を通じて俸給の最高額を引き上げ、待遇の改善を図ること。

4　施行期日を昭和二十九年一月一日と定めること。

5　その他、新俸給表への切替規定を設けること。

二　議案の可決理由

本案は、教育職員の勤務の特殊性にかんがみ、その趣旨をおおむね妥当と認め、多数の賛成をもつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十九年一月以降三月まで三箇月分として、一千八百万円が昭和二十八年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

日米両国間の通商航海関係は、明治四十四年に締結された旧日米通商航海条約が昭和十五年一月に失効して以来十二年余の間無条約の状態であつたが、サン・フランシスコの平和条約の発効後は、同条約第十二条の規定によつて律せられている。しかし、本規定は暫定的性質のものであつて、この規定によつてわが国は、連合国が特定の事項について内国民待遇又は最恵国待遇をわが国に与える限度においてのみ、その事項に関し、当該連合国に内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負つているが、連合国に対して何ら積極的な待遇保障を要求する権利がなく、又わが国民の入国、旅行、滞在、居住等について何らの保障も与えられていない。従つて、政府は、まず米国との間に平等互恵の立場に立ち、且つ、包括的な待遇保障を含む新しい通商航海条約を締結するため、一昨年末から在京米国政府代表者との間で非公式な折衝を行つていたが、本年二月下旬に至りわが国の主張を充分に採り入れた条約案の妥結をみ、条文及び字句の整理を行つた上、本年四月二日に外務大臣岡崎勝男と在日アメリカ合衆国特命全権大使ロバート・マーフィーとの間に署名調印を了した。よつて、政府は、本件友好通商航海条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本友好通商航海条約を締結することは、日米両国間の通商航海関係を安定した基礎の上に置くことになるとともに、両国間の友好関係並びに両国民間の一層緊密な経済的及び文化的関係を促進するゆえんであることにかんがみ、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

法人の清算所得に対し新たに法人税を課税することとするとともに、益金に算入しない配当等の計算方法を改め、また、外国で納付した法人税に相当する税を控除する等の措置を講じようとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

基礎控除、扶養控除、給与所得控除の限度額、生命保険料控除の限度額及び退職所得の控除限度額の引上、医療費控除、勤労学生控除及び青色申告者の専従者控除の範囲の拡張並びに低額所得者に対する税率の引下、富裕税の廃止に伴う最高税率の引上を行い、有価証券の譲渡に因る所得を非課税とし、又山林所得、譲渡所得及び一時所得等について、租税負担の軽減と課税の簡素化等を図ろうとするのが本案の目的である。

二　議案の修正議決理由

今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認めたが、更に次のような理由により別紙の通り、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

所得税法第四十六条の三の規定すなわち企業組合等に対する規定を緩和する必要がある。

なお本案に関しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第四十六条の三第一項中「若しくは第三十六条の二」を「乃至第三十六条の三」に改め、同条を第四十六条の四とし、第四十六条の二の次に次の一条を加える。

第四十六条の三　法人に五十五以上の営業所がある場合において、その営業所の三分の二以上に当る営業所につき、当該営業所の所長、主任その他これらに類する地位を有する者（以下所長等という。）又は所長等の親族その他の当該所長等と命令で定める特殊の関係のある個人が前に当該営業所において個人として同一の事業を営んでいた事実があり、且つ、当該所長等が現に当該営業所に係る事業を主宰していると認められる事実があるときは、それらの営業所における資金の預入及び借入、商品の仕入及び販売その他の取引のすべてが当該法人の名においてなされている場合を除き、政府は、当該所長等が当該営業所から生ずる収益を享受する者であると推定して、第四十六条の更正又は決定をなすことができる。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。

3　この附則において特別の定のあるものを除く外、新法の規定（新法第三条の二の規定を除く。）は、昭和二十八年分以後の所得税について適用し、昭和二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4　新法第一条第四項、第五条第一項第一号、同条第二項、第六条第七号及び第八号、第九条第二項第二号及び第四号、第十八条第一項、第三十七条並びに同法第六十一条の二の規定は、株式の消却、資本の減少、出資の減少、退社、脱退又は合併に因り株主、社員又は出資者が取得する財産については、昭和二十八年八月一日以後に、株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議、退社、脱退又は合併があつた場合にこれらの事由に因り株主、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同日前にこれらの事由があつた場合においてこれらの事由に因り株主、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。

5　新法第六条第六号及び第九条第二項第三号の規定は、昭和二十八年八月一日以後に解散した法人又はこの法律施行の際清算中の法人（昭和二十五年四月一日前に解散した法人を除く。）で、昭和二十八年八月一日前に残余財産の分配をしていないもの若しくは同日前に分配した残余財産の額が、当該法人の解散の時における資本若しくは出資の金額の合計額、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定による再評価積立金額（同法第百四条の規定により再評価積立金を取りくずした場合には、その取りくずした金額を控除した金額）並びに法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条の二から第九条の四までの規定により益金に算入されなかつたもの及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金で留保した金額の合計額をこえていないものから、その解散に因り残余財産の分配として同年一月一日以後株主、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同年八月一日前に解散したその他の法人からその解散に因り同年一月一日以後に残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。

6　新法第六条第五号及び第十号並びに第九条第二項第一号及び第五号の規定は、昭和二十八年一月一日以後において生じた所得又は損失で有価証券（新法第六条第五号に規定する有価証券をいう。）の譲渡又は証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因るもの（前二項の規定により従前の例によることとされる旧法第十条の二の規定によつて譲渡所得とみなされるものを含む。）について、適用する。

7　新法第九条の二第三項の規定の適用については、昭和二十七年分以前の山林所得及び譲渡所得は、新法第十四条第一項に規定する変動所得とみなす。

8　新法第十一条の五の規定は、昭和二十六年十二月三十一日以前に支払うべきであつた社会保険料については、適用しない。

9　昭和二十五年分から昭和二十七年分までの各年分の旧法第十四条第一項に規定する変動所得について同項の規定の適用があつた場合においてその変動所得のうちに同条第二項に規定する乙種変動所得があつたとき（昭和二十五年分及び昭和二十六年分の旧法第十四条第二項に規定する乙種変動所得について同条第一項の規定の適用があつた場合において、その取りくずした金額を控除した金額）並びに法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条の二から第九条の四までの規定により益金に算入されなかつたもの及び同法第九条の五第一項に規定する合併減資益金で留保した金額の合計額をこえていないものから、その解散に因り残余財産の分配として同年一月一日以後株主、社員又は出資者が取得する財産について適用し、同年八月一日前に解散したその他の法人からその解散に因り同年一月一日以後に残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する財産については、なお従前の例による。

10　新法第十五条の八の規定は、昭和二十八年一月一日以後外国において課せられた所得税に相当する税額について適用する。

11　昭和二十八年分の所得税に係る七月予定申告については、なお従前の例による。

12　昭和二十八年分の所得税について新法第二十二条第三項において準用する新法第二十一条の二の規定の適用については、同条に規定する前年分の総所得金額は、新法第九条の規定により計算した金額とする。但し、昭和二十七年において確定申告書を提出する義務があつたかどうかは、旧法第九条の規定により計算した同年分の総所得金額を基礎として旧法第十一条の六及び旧法第二十六条第一項前段の規定を適用して定める。

13　昭和二十八年分の所得税に係る七月予定申告書を提出した者（附則第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十一条の二第十項の規定により七月予定申告書を提出したものとみなされた者を含む。）は、新法の規定により計算した総所得金額、所得税額又は予定納税額の同年十一月一日における見積額が、当該申告書に記載された総所得金額の見積額（附則第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十一条の二第十項の規定により通知を受けた所得税額の見積額（以下「通知に係る所得税額の見積額」という。）の計算の基礎となつた総所得金額の見積額を含む。）、所得税額の見積額（通知に係る所得税額の見積額を含む。）又は予定納税額（通知に係る所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額を含む。）に比し増加し、又は減少することとなつた場合においては、新法第二十三条第一項又は第二項の規定により、修正予定申告書を政府に提出し、又は政府に対し総所得金額の見積額若しくは予定納税額の更正の請求をすることができる。

14　昭和二十八年において純損失の金額がある場合における新法第三十六条の規定の適用については、旧法の規定により計算した昭和二十七年分の課税総所得金額（同年分の所得税について、旧法第十四条第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、旧法第十四条の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額。以下本項において同じ。）に対し旧法

第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額（旧法第十五条の規定の適用がある場合には、同条の規定による所得税額。以下本項において同じ。）と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して旧法第十三条から第十四条の二までの規定により計算した所得税額との差額（旧法の規定により計算した同年分の総所得金額に対する旧法第十一条の三から第十五条の七まで及び第二十八条又は第三十三条第三項の規定により計算した税額をこえる場合には、当該税額）に相当する金額を新法第三十六条第一項の規定により還付の請求をなすことができる所得税額とし、当該課税総所得金額を同条第二項の規定により記載すべき課税総所得金額とする。

15　新法第一条第二項第三号、同条第四項、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第三十七条、第四十一条並びに第四十二条第三項の規定は、附則第四項又は第五項の規定の適用がある場合を除く外、昭和二十八年八月一日以後に支払を受けるべき所得（無記名債券の利子、無記名株式の配当、無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益及び無記名の証券投資信託の受益証券につき受ける収益の分配については、同日以後に支払を受けるもの）について適用する。

16　新法第三十八条及び第三十八条の二の規定は、昭和二十八年八月一日以後の支給に係る給与所得及び退職所得について適用し、同日前の支給に係る給与所得及び退職所得については、なお従前の例による。

17　昭和二十八年一月一日以後この法律施行前旧法第三十九条第一項又は第二項の規定により申告書を提出した者は、この法律施行の際その者の生計を一にする他の納税義務者がある場合には、その者及び当該他の納税義務者のすべてと生計を一にする扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族である場合を除き、政令で定めるところにより、この法律施行後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、これらの扶養親族がすべて一の納税義務者の扶養親族であることとするため、新法第三十九条第二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。但し、新法第八条第一項後段但書の規定の適用がある場合には、その規定によることができる。この場合において、その者は、同日までに新法第十一条の七第二項の規定の適用を受ける旨及び当該扶養親族について同項各号の順位を記載した申告書を提出しなければならない。

18　前項本文の規定により当該申告書が提出された場合においては、当該申告書を提出した者が旧法第三十九条第一項の規定により提出した申告書の記載事項は、前項本文の規定による申告書に記載されたところにより変更されたものとみなし、同項但書の規定により申告書が提出された場合においては、当該申告書に記載された事項が、当該申告書を提出した者の旧法第三十九条第一項の規定により提出した申告書に記載されたものとみなす。

19　新法第四十条の規定は、その年最後に給与の支払をなす日が、昭和二十八年八月一日以後である場合について適用し、その日が同日前である場合については、なお従前の例による。

20　新法第四十三条第三項の規定は、昭和二十八年八月一日以後所得税額の還付又は充当をする場合について適用する。

21　新法第四十六条の三及び第六十七条第三項の規定は、昭和二十八年七月三十一日以前に死亡した者又は同日以前にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなつた者の昭和二十八年分の所得税で、同日以前に生した所得に係るものについては、適用しない。

22　新法第五十五条（新法第五十六条第三項、第五十七条第六項及び第五十七条の二第六項において準用する新法第五十五条第四項並びに新法第五十六条第三項において準用する新法第五十五条第七項を含む。）の規定は、昭和二十八年八月一日以後納付し、又は徴収される利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額について適用し、同日前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。

23　この法律施行の際未納に係る所得税額、追徴税額又は新法第四十七条第二項から第四項までに規定する税額が十万円未満である場合（前項の規定により新法第五十五条第七項（新法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第五十五条第一項から第三項まで及び第六項（新法第五十六条第三項において準用する新法第五十五条第二項及び第三項を含む。）並びに新法第五十六条第一項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に応じ、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。

24　新法第五十五条第四項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。

25　新法第五十七条の二第一項から第五項までの規定は、昭和二十八年八月一日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。

26　新法第六十一条の四の規定は、証券投資信託の終了若しくは証券投資信託契約の一部の解約に因り又は元本の追加信託をなしうる証券投資信託につき昭和二十八年八月一日以後証券投資信託の収益の分配をなす場合について適用し、これらの事由に因り同年一月一日以後同年七月三十一日までの間に証券投資信託の収益の分配をした場合においては、当該収益の分配を受けた者から請求があつた場合に限り、同条に規定する法人は、同条の規定に準じ通知しなければならない。

27　新法第六十二条の規定は、昭和二十八年八月一日以後提出又は交付される源泉徴収票について適用する。

28　この法律施行前昭和二十八年分の所得税につき旧法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律施行前旧法第四十六条第五項において準用する同条第一項から第三項までの規定又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和二十八年九月三十日までに、政府に対し、更生の請求をすることができる。

29　新法第二十七条第七項及び第八項並びに新法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなす。

30　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五十七条の二第一項から第三項まで又は第五十七条の二第一項から第三項まで」に、「重加算税額又は加算税額」を「又は重加算税額」に改め、同条第二項中「同法第十四条第二号」を「同項第一号」に改める。

第三条第一項及び第三項中「第三十八条第一項」を「第三十八条第一項若しくは第四項」に、「同項」を「これらの項」に改める。

［別紙］

所得税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

第三条ノ二、第四十六条ノ三の施行は中小企業法人の組織と発達とに重大なる影響を及ぼすものであるから政府はその実施に当り十分慎重を期せられたい。

よつて、法第四十六条の三の適用に当つては当該地方における所轄官公庁、当該法人の所属する団体の代表者並びに学識経験者よりなる諮問機関の意見を徴したる上、当該地方国税局長がこれを決定することとし、以つて中小企業法人の発達を阻害するがごときことのないよう厳重留意致されたい。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

預金の利子等の源泉選択課税の税率を引き下げ、同族会社に対する積立金についての非課税限度の引き上げ、新たに輸出損失準備金制度の創設、海外支店設置費の特別償却等と山林所得等に対する課税の簡素化を図ろうとするのが本案の目的である。

二　議案の修正議決理由

今次の税制改正の一環として、きわめて適切な措置であることを認めるが、昭和二十八年度本予算の修正に伴う等の理由により、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に関しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税」を、「揮発油税及び通行税」に改める。

第二条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第二条の二　所得税法第一条第一項に規定する者が、昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき同法第九条第一項第一号に規定する利子所得（以下「利子所得」という。）（無記名の公債及び社債並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利子所得について は、当該期間中に支払を受けたもの。以下本条において同じ。）については、同法第九条第一項第一号及び第十三条の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受けるべき金額（無記名の公債及び社債並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利子所得については、支払を受けた金額。以下本条において同じ。）に対し、百分の十（昭和二十八年一月一日から同年七月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得については、支払を受けるべき金額の百分の二十）の税率を適用して、所得税を課する。

昭和二十八年八月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第十七条又は第十八条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

昭和二十八年八月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第三十七条又は第四十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

第一項及び第二項に規定する利子所得の支払を受ける者及び支払をなす者については、所得税法第五十九条及び第六十一条第一項中利子所得に係る部分の規定は、これを適用しない。

第三条第一項中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項」を「又は第四十一条」に改める。

第四条に次の一項を加える。

第一項に規定する者が同項に規定する給与所得の支払を受ける場合においては、所得税法第二十一条第二項（同法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十六条第二項の規定は、これを適用しない。

第五条の五第一項中「及び第五条の九」を「、第五条の九、第七条の〇、第七条の六及び第八条」に改める。

第五条の六第一項中「及び第五条の十」を「、第五条の十、第七条の〇、第七条の七及び第八条の二」に改める。

第五条の九第一項中「第十条の三」を「第十条の二」に改め、「（国債証券を除く。）」を削る。

第五条の十第一項中「事業年度を除く。」を「事業年度及び清算中の各事業年度を除く。」に改め、「国債証券を除く。」を削る。

第五条の十一中「第二号」を「第三号」に改める。

第五条の十二中「第二号」を「第三号」に、「年五十万円」を「、百万円」に、「当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額の百分の二十五に相当する金額とのいずれか多い金額」を「当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の月数は、暦に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条　青色申告書を提出する個人で貿易業その他命令で定める外国貿易の促進に寄与する事業を営むものが、昭和二十八年一月一日から昭和三十二年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に機械及び装置、車両及び運搬具その他の資産で命令で定めるもの（以下本条及び第七条の二において海外支店用設備という。）を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該海外支店用設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。但し、当該海外支店用設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。以下本条及び第七条の二において同じ。）及び構築物を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後五年間、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該建物及び構築物について同法の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額を、当該個人の事業所得の計算上必要な経費に算入する。

第一項に規定する個人が、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合においては、その支出金額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日を含む年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

第五条の七第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について、第五条の五第二項の規定は、前二項の場合について、それぞれこれを準用する。

第七条の二　青色申告書を提出する法人で前条第一項に規定する事業を営むものが、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に法人税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に海外支店用設備を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該海外支店用設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物及び構築物を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後五年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額は、その事業の用に供した日以後五年間を限り、これらの規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第一項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合において、その支出金額に満たない金額を当該権利金の帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載された価額との差額に相当する金額は、その支出金額の二分の一に相当する金額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

第五条の六第二項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

第五条の六第三項の規定は、第一項から第三項までの場合について、これを準用する。

第七条の三　個人が、各年において、その有する総トン数二十トン未満の漁船につき満期保険（漁船損害補償法第三条に規定する満期保険をいう。以下第七条の四において同じ。）の保険料を支払つた場合においては、その年の所得の計算上当該漁船の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その年中に支払つた当該保険料のうち積立保険料（漁船損害補償法第百十三条の十一に規定する積立保険料をいう。以下第七条の四において同じ。）に相当する額（その額が所得税法第十条第二項の規定により総収入金額から控除することができる当該漁船の減価償却費の額に満たないときは、当該減価償却費の額）とする。

第五条の五第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七条の四　法人が、各事業年度において、その有する総トン数二十トン未満の漁船につき満期保険の保険料を支払つた場合において、その支払金額のうち積立保険料に相当する金額が当該事業年度における法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該漁船の償却範囲額をこえるときは、当該漁船の当該事業年度の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その支払金額のうち積立保険料に相当する金額とする。

第五条の六第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七条の五　青色申告書を提出する農業協同組合、農業協同組合連合

会、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会が昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に協同事業の経営の合理化に資する機械その他の設備で命令で定めるもの（以下本条において協同事業用機械等という。）のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は協同事業用機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額を含む。）に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五条の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七条の六　青色申告書を提出する個人については、昭和二十八年から昭和三十一年までの各年において、当該年中（昭和二十八年については、八月一日から十二月三十一日までの間とし、昭和三十一年については、一月一日から七月三十一日までの間とする。）の左の各号に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の一）に相当する金額と当該取引に係る当該年分の事業所得の金額（その年において第八条第一項の規定により必要な経費に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該年分の事業所得の金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少い金額は、当該年分の事業所得の計算上、これを必要な経費とみなす。

一　輸出業者（他から購入した物品の輸出を主たる業とする者をいう。以下同じ。）のなす輸出

二　自己の製造、採掘、採取、飼育、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出（前号に掲げる輸出を除く。）

三　前号に規定する物品の輸出のためにする輸出業者への販売（輸出業者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下本条及び第七条の七において同じ。）

四　輸出業者の委託を受けて行う輸出のための物品の加工

五　対外支払手段を対価として行う運送、修理又は加工

前項の規定により必要な経費とみなす金額の計算の基礎となる同項第一号、第二号又は第五号に掲げる取引に因る収入金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと又は当該取引に係る役務が対外支払手段を対価としてなされたものであることについて、命令の定めるところにより証明されたものに因る収入金額に限るものとする。

個人が第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる取引に関し必要な経費に算入した金額がある場合において、これらの各号に規定する物品のうちにこれらの各号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品がなされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明のなされなかった物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該翌年の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる取引に関し必要な経費に算入した金額がある個人が、年の中途で死亡し、又は所得税法第六十六条に規定する納税管理人の届を有しないこととなる場合において、これらの各号に掲げる物品のうちにこれらの各号に掲げる取引の行われた日から同法第二十九条第一項又は第二項に規定する申告書の提出期限までに当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明のなされなかった物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該事由の生じた日を含む年分の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

青色申告書を提出する個人が、昭和二十八年八月一日から昭和三十一年七月三十一日までの間に第一項第二号に規定する物品の輸出業者への販売をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のために販売又は加工をなした場合を除く。）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引の行われた日の属する年の翌年十二月三十一日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引を前項第三号又は第四号に掲げる取引とみなして前項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引の行われた日の属する年分に係る所得税法第二十六条又は第二十六条の二に規定する申告書の提出期限までに、その証明のなされた日の属する年の翌年一月一日からこれらの各条に規定するこれらの申告書の提出期限までに、同項の規定による更正の請求をすることができる。

第一項の規定は、所得税法第二十一条、第二十二条、第二十六条、第二十六条の二若しくは第二十九条の規定による申告書又は前項の規定による請求書に第一項の規定により必要な経費とみなされる金額を必要な経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書又は請求書に当該金額の計算に関する昭和三十一年七月三十一日までの間に当該物品がなされないものがあるときは、これを適用する。

第七条の七　青色申告書を提出する法人については、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中（昭和二十八年八月一日から当該事業年度終了の日までの間とし、昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度については、当該事業年度開始の日から同年七月三十一日までの間とする。）の前条第一項各号に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（同項第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の一）に相当する金額と当該取引に係る当該事業年度の所得の金額（当該事業年度において第八条第二項第一項の規定により損金に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該事業年度の所得金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少い金額を、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

前条第二項の規定は、前項の規定により損金に算入する金額の計算の基礎となる収入金額について、これを準用する。

法人が第一項の規定により前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引に関し損金に算入した金額がある場合において、これらの各号に規定する物品のうちにこれらの各号に掲げる取引の行われた日以後一年を経過した日の属する事業年度終了の日までに当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、当該損金に算入した金額のうち当該証明のなされなかった物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項の規定により前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引に関し損金に算入した金額がある法人が前項の規定により解散又は合併に因り消滅した場合において、解散した場合にあつては残余財産の確定の日まで、合併に因り消滅した場合にあつてはこれらの各号に掲げる取引の行われた日以後一年を経過した日の属する合併法人の事業年度終了の日までに当該取引に係る物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該損金に算入した金額のうち当該証明のなされなかった物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額を、清算所得の計算上損金算入額の価額に算入し、又は合併法人の当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

青色申告書を提出する法人が、昭和二十八年八月一日から昭和三十一年七月三十一日までの間において前条第一項第二号に規定する物品の輸出業者への販売をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のために販売又は加工をなした場合を除く。）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引の行われた日以後一年を経過した日の属する事業年度終了の日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引を前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引とみなして第一項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引の行われた日の属する事業年度分に係る法人税法第十八条から第二十一条までの申告書の提出後になされたときは、当該取引の行われた事業年度分に係る同法第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定による申告書に記載された課税所得又は法人税額について、これらの額の更正の請求をなすことができる。

前項後段の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、これを同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

第一項の規定の適用を受けた法人について各事業年度の積立金に対する法人税を課する場合においては、同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の積立金額に算入する。

第一項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定による申告書又は第五項後段の規定による請求書に、第一項の規定により損金に算入された金額の損金算入に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書又は請求書にその損金に算入された金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第八条　青色申告書を提出する個人で貿易業を営むものが、輸出契約の全部若しくは一部の取消又は当該契約の履行についてのその相手方に対する損害賠償義務の発生その他の命令で定める事由に因る損失の補てんに充てるため、昭和二十八年から昭和三十二年までの各年において、当該年中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその年中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額がその年の末日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額とし、以下第二項において輸出契約高の合計額という。）の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該年分の事業所得の金額とのいずれか少い金額以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

前項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている個人のその年の末日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに第三項の規定により総収入金額に算入すべきであつた金額又は前年十二月三十一日までに本項の規定により総収入金額に算入すべきであつた金額があるときは、これらの金額を控除した金額）が、当該年の輸出契約高の合計額の千分の十に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該個人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失の補てん以外の目的に支出し、貿易業を廃止し、青色申告書の提出の承認を取り消され、若しくは死亡した場合においては、命令の定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日を含む年分及びその翌年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

第一項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている個人の昭和三十四年十二月三十一日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに前二項の規定により総収入金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）は、当該年分の事業所

得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第五条の九第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第八条の二　青色申告書を提出する法人で貿易業を営むものが、前条第一項に規定する命令で定める事由に因る損失の補てんに充てるため、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額）の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該事業年度の所得の金額として命令の定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか少い金額以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている法人のその事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに第三項の規定により益金に算入すべきであつた金額又は前事業年度終了の日までに本項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）が、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額に十二を乗じ当該事業年度の月数で除して計算した金額（その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額）の千分の十に相当する金額（当該金額が当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額と法人税法第九条の六第二項第一号に規定する資本積立金額及び再評価積立金額並びに当該事業年度開始の日における同法第十六条に規定する積立金額の合計金額をこえる場合には、当該合計金額に相当する金額）をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該法人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失の補てん以外の目的に支出し、青色申告書の提出の承認を取り消され、若しくは解散した場合（合併に因り解散した場合を除く。）においては、命令の定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日以後二年内の日を含む各事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

第一項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている法人の昭和三十五年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに前二項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第五条の十第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第五条の十二第二項の規定は、第二項の月数の計算について、これを準用する。

第八条の三　個人が、昭和二十八年一月一日から昭和三十二年十二月三十一日までの間に開墾、埋立又は干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十一日までに耕作○又は採塩（塩専売法第一条第一項又は第三○の用に供した場合においては、その用に供した年及びその翌年から五年間、当該土地における米、麦その他命令で定める農産物の栽培○又は採塩○から生ずる所得に対する所得税を免除する。

第八条の四　個人が、土地改良法に基く土事改良事業を行つた土地につき、昭和三十三年十二月三十一日までに水稲の後作として麦又は菜種の植付（以下「植付」という。）をした場合（当該土地改良事業の実施前に植付がなされたことのある土地で命令の定めるものに植付をした場合を除く。）においては、命令の定めるところにより、植付をした年の翌年から三年間、当該土地における麦又は菜種の栽培から生ずる所得に対する所得税を免除する。

第八条の五　非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が各事業年度の所得のうち積み立てた法律の規定による積立金及びその他の積立金の金額がある場合において、当該法人の各事業年度開始の日におけるこれらの積立金の金額の合計額が同日における出資総額の四分の一に達しないときは、当該法人の各事業年度の所得のうち積み立てた金額に対しては、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

第九条第三項中「農林漁業資金融通法第二条第二号の二」を「農林漁業金融公庫法第十八条第三号」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

塩又はかん水（塩専売法第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。）の採取（以下「採塩」という。）を目的とする土地（以下「塩田」という。）について、所有権の交換をした場合においては、交換に因る所有権の取得又は交換のためにする所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

前項の規定は、他人の所有する塩田の上に存する慣習上認められるかん水採取の権益で命令で定めるものと当該塩田以外の塩田の所有権との交換をした場合について、これを準用する。

国有林野整備臨時措置法第一条第一項の規定による国有林野と民有林野との交換に因る所有権の取得又は交換のためにする所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

第九条の三の次に次の二条を加える。

第九条の四　外国航路に就航する目的をもつて昭和二十八年八月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新造した船舶で命令で定めるものの所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第三条の規定にかかわらず、当該船舶の価格の千分の二とする。

外国航路に就航する目的をもつて昭和二十七年十一月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新造する船舶で命令で定めるものの建造のための資金の貸付がなされる場合に、その貸付に係る債権の担保として当該船舶の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、命令の定めるところにより、登録税法第三条の規定にかかわらず、債権金額の千分の三とする。

第九条の五　船舶公団の共有持分の処理等に関する法律第一条第一項の規定により国に引き継がれた旧船舶公団法に基く船舶公団の他の船舶所有者との船舶の共有契約に基く持分を当該船舶所有者が国から譲り受けた場合の所有権の所得の登記については、命令の定めるところにより、その登記の登録税の額は、登録税法第三条の規定にかかわらず、当該持分の価格の千分の四とする。

第九条の六　宗教法人法附則第十八項の規定により同法の規定による宗教法人が旧宗教法人令の規定による宗教法人の権利を承継した場合におけるその承継に因る不動産に関する権利の取得の登記（登録税法第十九条第二号ノ六に規定する登記を除く。）については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

第十二条　個人が、昭和二十一年三月三日から引き続き所有していた山林を伐採し、又は譲渡した場合において、当該伐採又は譲渡に因る所得税法第九条第一項第七号に規定する山林所得の計算上総収入金額から控除すべき植林費、取得費、管理費、伐採費その他の必要な経費の金額は、納税義務者の選択により、命令の定めるところにより、同法第十条第二項及び第三項並びに第十条の四第一項の規定にかかわらず、当該伐採又は譲渡に因る収入金額（当該伐採又は譲渡に関し伐採費、運搬費その他命令で定める経費を要したときは、当該収入金額から当該経費の金額を控除した金額）に命令で定める割合を乗じて算出した金額（当該伐採又は譲渡に関し当該命令で定める経費を要したときは、当該経費の金額を加算した金額）とすることができる。

前項の規定の適用については、相続又は被相続人からの遺贈に因り取得した山林は、相続人が引き続きこれを有していたものとみなす。但し、昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈に因り取得した山林については、この限りでない。

資産再評価法第九条の規定は、第一項の規定の適用があつた場合における当該山林については、これを適用しない。

第一項に規定する割合は、山林について通常要すべき植林費、取得費、管理費その他の必要な経費の金額の合計額を基礎とし、山林の譲渡に因り通常課される再評価税額を考慮に入れて、これを定めるものとする。

昭和二十八年八月十日　衆議院会議録第三十九号附録

官報 号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　衆議院会議録第三十九号附録（その二）（一）

請願に関する報告書

〔第三十七号附録参照〕

人事委員会

山口県蒲野村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県大島郡蒲野村長世良栄之輔外一名）（青柳一郎君紹介）（第一号）

及び同（請願者　山口県大島郡蒲野村地域給対策協議会長星田義博）（佐藤榮作君紹介）（第一三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県大島郡蒲野村は、その周辺地がことごとく地域給一級地又は二級地の指定地で、これら隣接町村と経済上不可分の関係を有し、諸物資は生産都市及び広島市、柳井町から高い運賃をかけて仕入れるため、村内の物価は都市を上まわり、公務員の生活に重大な影響を及ぼしている。ついては、蒲野村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

周辺地がことごとく、地域給の指定地である蒲野村の地理的経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県東河村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県朝来郡東河村長足立雅之助）（佐々木盛雄君紹介）（第二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡東河村は、二級地の和田山町及び大蔵村に隣接し、農地は狭あいで農産物少なく、生活必需物資を遠隔地より輸送する関係上、物価は和田山町の二割高を示し、なお、地域給の無給地であるため、本村の公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、東河村の地域給を一挙に二級地として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東河村は、生活必需物資を遠隔地に依存している関係上、勢い生計費の増高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県南谷村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県養父郡南谷村長石田吉太郎外六名）（佐々木盛雄君紹介）（第三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県養父郡南谷村は、全国屈指の大鉱山である三菱金属明延鉱業所を有し、村民の大部分がこれに関係しているため、一般農山村とはすべての面でその趣を異にし、交通はひん繁をきわめ、文化程度は高く、あらゆる物価が都市以上の高物価である。ついては、民間給与に比して著しく低位にある公務員の生活窮状を考慮し、南谷村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三菱金属明延鉱業所を有している南谷村の特殊な産業事情交通事情よりして高物価は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県東村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県勢多郡東村長坂本正雄外十三名）（藤枝泉介君紹介）（第四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡東村は、渡良瀬川上流の山間地に位し、生活物資の大部分を足尾、大間々町及び桐生市から移入しているため、諸物価はきわめて高く、公務員の生活は窮乏している。ついては、東村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県勢多郡東村は、生活必需物資の大部分を桐生市等から移入している関係上、生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県黒保根村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県勢多郡黒保根村長大塚悦治外八名）（藤枝泉介君紹介）（第五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡黒保根村は、近くに足尾銅山を控え、足尾鉄道が敷設されて以来、経済、文化がとみに発達し、また利根郡奥地と結ぶ道路は大間々町、桐生市との物資交易の中継地として重要な地点である関係上、経済環境は桐生市と同様である。ついては黒保根村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県勢多郡黒保根村は、その地理的、経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県大野町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県大野郡大野町長大野基尚外二十名）（金光庸夫君紹介）（第六号）

及び同（請願者　大分県大野郡大野町大分県立大野高等学校長十河靖外二十名）（村上勇君紹介）（第一三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡川上村は、入街地域に包含され、道路の開発と相まって物資の交流が活発となり、雑貨、自転車、料理及び肉商等の営業者が農村としては珍らしく特異の発展をし、諸物価は高騰し、地域給の関係上村民は他町村へ通勤し、本村の公務員を隣接町村から求めることを困難にしている。ついては、川上村の地域給を入街地区なみの三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡川上村の経済地理的諸条件により、諸物価は高騰して、在勤公務員の生活を困難ならしめ、大野郡下鉄道沿線を除く第一の産業、文化、交通の要地であるが、本町は鉄道から隔離しているため、運賃がかさみ、生活物資は非常に高価であるとともに近時本町の発展に伴い、住宅の不足を来し、家賃及び下宿代等の騰貴が著しく、公務員の経済的負担をますます過重にしている。ついては、大野町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大野町の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県川上村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡川上村長山本昇）（竹尾弌君紹介）（第七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡川上村は、入街地域に包含され、道路の開発と相まって物資の交流が活発となり、雑貨、自転車、料理及び肉商等の営業者が農村としては珍らしく特異の発展をし、諸物価は高騰し、地域給の関係上村民は他町村へ通勤し、本村の公務員を隣接町村から求めることを困難にしている。ついては、川上村の地域給を入街地区なみの三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡川上村の経済地理的諸条件により、諸物価は高騰して、在勤公務員の生活を困難なら

しめ、隣接町村との人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県八代市の地域給引上げの請願（請願者　熊本県八代市長古閑清紀外四十二名）（坂田道太君紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県八代市は、十条製紙をはじめ五つの大規模工場を控え、これら民間産業従業者と官公署勤労者の所得は著しいアンバランスを示し、加えるに農、水産物等生活必需物資の供給が不足なため、他地方より高価な物資を仕入れる関係上、本市の官公署勤労者の生活を強く圧迫している。ついては、八代市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

八代市の立地条件等からして、生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県宮原町の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県八代郡宮原町大字宮原町三十二番地井芹三代治外百三十四名）（坂田道太君紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県八代郡宮原町は、熊本市及び八代市の郊外都市であつて、生活必需品の大部分を両市に依存しなければならないため、物価はつり上げられ、本町在勤公務員は著しい生活苦に陥つている。ついては、宮原町の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮原町の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県国東町の地域給引上げの請願（請願者　大分県東国東郡国東町長吉武義信外四百二十名）（西村英一君紹介）（第一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県東国東郡国東町は、七島表及び砂鉱の生産地であるが、日用必需品の生産工場を有せず、大分、別府等の卸商を経て京阪、東京方面から仕入れるため、諸物価は著しく高価となつて、本町在勤の公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、国東町の地域給を二級地若しくは三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国東町の物価水準及び消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県伊美町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県東国東郡伊美町長藤原千利外五十九名）（西村英一君紹介）（第一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県東国東郡伊美町は、国東半島北部の文化、政治、交通及び産業の中心地であり、別府市、大分市との交通はひん繁で、町民の経済事情、消費生活は全くこれらの市と同一であり、さらに本町はすでに一級地に指定されている隣接各町よりも文化程度は高いにもかかわらず、いまだ地域給の支給地となつていないことはなはだ遺憾である。ついては、伊美町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊美町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県富来町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県東国東郡富来町長吉武聡気外八十一名）（西村英一君紹介）（第一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県東国東郡富来町は、七島表の生産地であるが、附近に日用必需品の生産工場を有せず、大分、別府等の卸商を経て京阪、京浜方面より仕入れるため、諸物価は高騰して、本町在勤の公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、富来町の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

富来町の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県安岐町及び西安岐町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県東国東郡安岐町長今富真三外十七名）（西村英一君紹介）（第一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県東国東郡安岐町及び西安岐町は、七島表及び砂鉱の生産地であるが、附近に日用必需品の生産工場を有せず、大分、別府等の卸商を経て京阪、京浜方面より仕入れるため、諸物価は高騰し、両町在勤の公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、安岐町及び西安岐町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

安岐、西安岐両町の物価水準及び消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県宮地村の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県八代郡宮地村長坂西林吉外七名）（坂田道太君紹介）（第一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県八代郡宮地村は、八代市の近距離にあつて、八代市周辺の市町村中もつとも八代市と関係が深く、地理的に見ても市に包囲された全くの消費村で、諸物価は高く、消費生活は八代市と一体である。ついては、宮地村を八代市と同等の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮地村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県八木町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県高市郡八木町長三浦賢造外一名）（秋山利恭君紹介）（第一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県高市郡八木町は、県下交通上の最重要地点で、商工業もこれに伴つて枢要中心地であるが、主食類は県下及び遠く三重県方面に求め、日常生活物資は京阪神よりの移入に依存しているため、物価は上昇するばかりである。ついては、八木町の地域給を四級地に

引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

八木町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県室田町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県群馬郡室田町長中島憲治外十五名）（小峯柳多君紹介）（第一九号）及び同（請願者　群馬県群馬郡室田町立室田小学校長戸塚寛一外十三名）（福田赳夫君紹介）（第一一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県群馬郡室田町は、交通の要衝高崎市に近く、周辺に多数の製材、製糸業を有し、特に工業は特殊な事情で発展しているが、これら工業従業員の盛んな購買力に物価は日々上昇して、公務員の生活に多大な圧迫を加えている。ついては、室田町の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県群馬郡室田町は、高崎市に近く、特殊な工業地帯として発展して、公務員の生活に多大な圧迫を加えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県宝泉村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県新田郡宝泉村長塚越累平外二十七名）（長谷川四郎君紹介）（第二〇号）及び同（請願者　東京都浜谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外三十八名）（笹本一雄君紹介）（第二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県新田郡宝泉村は、太田市、尾島町に隣接し、職時中は中島飛行機工場が設置されていたため、今日人口の密度大で、物価の需給状態は窮迫し、太田市とともに県下最高の物価率を示している。しかるに本村はいまだ無給地であるため、教職公務員は地域給支給地に転出を希望するもの増加し、優秀職員が望められず、能率は低下し、教育の機会均等の原則にも大きな問題となつている。ついては、宝泉村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県新田郡宝泉村は太田市に近く、人口の密度大にして物価高く、教育職員の人事に支障を来している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県相生村の地域給引上げの請願（請願者　群馬県山田郡相生村長鈴山茂吉外八名）（長谷川四郎君紹介）（第二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県山田郡相生村は、桐生市に近接し、交通至便と相まつて桐生市の一部を形成している状態で、生活必需物資はすべて桐生市を経て移入しているため、本村の物価指数は桐生市よりも上まわり、公務員の生活は困窮をつづけ、これがため桐生市に就職を希望するもの多く、執務完遂に支障を来すおそれがある。ついては、相生村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県山田郡相生村は桐生市に近接し、その経済事情は全く桐生市と同様にて公務員の生活は困窮をつづけている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道中川村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道中川郡中川村長斎藤吉平外七名）（松浦周太郎君紹介）（第二二号）及び同（請願者　北海道中川郡中川村議会議長下村常信外六名）（芳賀貢君紹介）（第五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡中川村は、北海道の北端に位し、生活必需物資を旭川市、札幌市に依存するため物価は高騰し、農業者は物交するも公務員にはその対象物なく、燃料、被服費にもこと欠き、その生活はきわめて困窮するばかりである。ついては、中川村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道中川郡中川村は、北海道の北辺に在り、その経済地理的条件よりして公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県横芝町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県山武郡横芝町長井上勇外百一名）（千葉三郎君紹介）（第二三号）、同（請願者　千葉県山武郡横芝町教育委員長中村淳外一名）（千葉三郎君紹介）（第三八五一号）及び同（請願者　千葉県山武郡横芝町教育委員長中村淳外一名）（川島正次郎君紹介）（第四三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡横芝町は、国鉄総武本線の中枢に位し、職時中戦災者、疎開者等が移入して、人口は激増し、農産物は東京、千葉方面に搬出され、さらに少量収獲の魚類も都市に直送される現状で、日常生活物資は逆に東京相場で販売されているが、公務員及び俸給者は現実の物価高に脅威を感じ困窮な生活を続けている。ついては、横芝町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡横芝町の位置ならびに、その経済事情から公務員は困難なる生活をつづけている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県木更津市の地域給引上げの請願（請願者　木更津市長山崎直外三十一名）（千葉三郎君紹介）（第二四号）及び同（請願者　千葉県君津地方事務所長鈴木義光外三十名）（小高熹郎君紹介）（第三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県木更津市は、国鉄房総西線の中枢地で、交通、産業、政治の中心をなし、終戦後は連合軍の駐留とともに、生活は派手となり、物価指数の変動にもきわめて敏で、県内の地域給支給の各市町村に比べ、高物価のため、公務員の生活は困窮している。ついては、木更津市を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

木更津市の位置ならびに連合軍駐留の事情から起る経済の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県常金丸村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県芦品郡常金丸村長内田重郎外十五名）（高橋鶴一君紹介）（第二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県芦品郡常金丸村は、芦品郡北部における中心地にして、全国的に有名な菊花の産地であるのみならず、古くから備後がすりの産地として大小の綿布工場を始め、その他の工場も加えて四十余に達し、商人の出入がひん繁である。従つて生活水準が高く、すでに一級地に指定された郡内他町村に比べてなんら変らず、公務員の生活は困窮をきわめている。つい

では、常金丸村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

菊花及び備後がすりの産地として著名な常金丸村の経済的諸事情等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県福富村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県杵島郡福富村長久原獅子太郎外七名）（館林三喜男君紹介）（第二六号）及び同（請願者　佐賀県杵島郡福富村議会議長藤井清一）（江藤夏雄君紹介）（第二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県杵島郡福富村は、開港場住の江港の所在地で、官公署、民間会社等数多く、県下でもまれな特異性を有するため、必然的に物価指数が高く、魚類や野菜等でさえも、佐賀市よりも高価となつている。ついては、福富村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福富村の立地条件及び経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県巨勢村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県佐賀郡巨勢村長執行増夫外五名）（館林三喜男君紹介）（第二七号）及び同（請願者　佐賀県佐賀郡巨勢村教育長中地栄次）（江藤夏雄君紹介）（第二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県佐賀郡巨勢村は、佐賀市に隣接し、物価指数及び生活程度等は佐賀市とほとんど異ならないにもかかわらず、同市が地域給三級地で、巨勢村が無給地として除外されていることは、人事行政上はなはだ障害となつている。ついては、巨勢村を、二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

巨勢村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県東多久村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県小城郡東多久村長前山涿磨外八名）（館林三喜男君紹介）（第二八号）及び同（請願者　佐賀県小城郡東多久村議会議長木下広）（江藤夏雄君紹介）（第二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県小城郡東多久村は、小城炭坑、別府炭坑の開発に伴い、人口の増加、商店街の発展はなはだしく、物価高と住宅難を来し、本村在勤者の生活はきわめて困窮しているが、未だ勤務地手当の無給地となつているため、人材の確保並びに職務能率に多大の影響を及ぼしている。ついては、東多久村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東多久村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県北多久町の地域給引上げの請願（請願者　佐賀県小城郡北多久町長東郷嘉八外十名）（館林三喜男君紹介）（第二九号）及び同（請願者　佐賀県小城郡北多久町議会議長野口貞吉）（江藤夏雄君紹介）（第二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県小城郡北多久町は、三菱古賀山鉱業所を始め十数箇所の炭鉱の開発に伴い、一躍鉱都として発展して、商店街の活況著しく、人口が急増し、現在すでに市形態を呈するに至つているが、これがため、物価、家賃等が高騰し、佐賀市を上まわり、一般俸給生活者はきわめて困窮している。ついては、北多久町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北多久町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県伊集院町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県日置郡伊集院町地域給級地引上げ委員会委員長種子島秀夫外二十七名）（床次徳二君紹介）（第三一号）及び同（請願者　鹿児島県日置郡伊集院町長有馬秀一）（池田清君紹介）（第一〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県伊集院町は、日置郡の中央部に位し、交通上の要衝にして、古来政治、経済及び文化の中心地となつており、郡内の官公署並びに銀行等は本町に集中され、加うるに昨年建設省より都市計画地域として指定を受け、将来一大発展を期待されている。しかるに戦後五割余の人口が急増したため、消費地として勢い物価の高騰を招来し、公務員の日常生活を圧迫している。ついては、伊集院町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日置郡の中央部に位いする伊集院町の立地条件及び経済的諸事情等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県下の地域給引上げ等の請願（請願者　鹿児島県知事重成格）（床次徳二君紹介）（第三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は、最近の物価、県民の消費生活の実情及び他の市町村との均衡を考慮した場合、地域給の取扱いに著しく均衡を失している。ついては、鹿児島市を四級地に、川内市、鹿屋市、枕崎市、串木野市及び熊毛郡西之表町を三級地に、阿久根市、出水郡出水町、姶良郡加治木町、揖宿郡指宿町、川辺郡加世田町、伊佐郡大口町、肝属郡垂水町、日置郡伊集院町外十一箇町村を二級地に引き上げ並びに薩摩郡東郷町を二級地に、肝属郡上高隈村、下高隈村、囎唹郡西志布志村、出水郡野田村、三笠町、川辺郡笠沙町、伊佐郡菱刈町を一

級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県下の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県東市来町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県日置郡東市来町長上村琢磨外二十二名）（池田清君紹介）（第三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県日置郡東市来町は、鹿児島市への観光ルートの一環をなし、また串木野市の水産業と直結し、流通経済の様相を呈しているため、県内屈指の高物価町として知られている。ついては、東市来町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東市来町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県知覧町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県川辺郡知覧町長柚木弘親外四十名）（池田清君紹介）（第三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川辺郡知覧町は、生活主要物資である魚肉類、野菜類のすべてを鹿児島市、枕崎市等から移入するため、隣接する勤務地手当二級地の枕崎市、谷山町等との物価指数を比較した場合、同率か、それ以上を示している現状で、公務員の生活は苦しい実情である。ついては、知覧町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

知覧町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県余部村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡余部村長上田庄蔵外七名）（佐々木盛雄君紹介）（第三五号）及び同（請願者　兵庫県城崎郡余部村議会議長松島千一外六名）（有田喜一君紹介）（第九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡余部村は、きわめて交通不便な山間のへき地に位し、耕地は狭く、主食は村民需要の六箇月分しか供給できず、他の生活物資に至つてはほとんど他町村より移入しなければならないため、運賃等が加算され、諸物価は二級地に指定されている隣接香住町よりも二割方高くなつている。ついては、余部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

余部村は、その立地条件からして、勢い生計費の増高を免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県砥川村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県小城郡砥川村長相川岩吉）（江藤夏雄君紹介）（第四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県小城郡砥川村は、地域給一級地である牛津町と炭坑地帯である江北町に隣接し、これら隣接地と交通上密接であるばかりでなく、経済的にも両町に依存するところ大きく、従つて諸物価も両町と差異なく、生活費の高低はほとんどない現状で、本村在勤の公務員の精神的、経済的打撃がきわめて深刻である。ついては、砥川村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

砥川村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる現状にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県古枝村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県藤津郡古枝村長諸岡七郎外七名）（江藤夏雄君紹介）（第四一号）及び同（請願者　佐賀県藤津郡古枝村議会副議長岩永勲）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県藤津郡古枝村は、日本三大稲荷の一つである祐徳稲荷神社の所在地で、また観光地としても鎮西日光として知られ、神社参けいを兼ねて来遊するもの年間四百万人を数え、本村の経済環境は小都会的な性格を帯び、生計費の高騰はいちじるしく、公務員の生活を圧迫している。ついては、古枝村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

古枝村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県朝日村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県杵島郡朝日村長中村源一外六名）（江藤夏雄君紹介）（第四二号）及び同（請願者　佐賀県杵島郡朝日村議会議長藤崎祐二郎）（館林三喜男君紹介）（第九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県杵島郡朝日村は、郡の中央に位し、国道三十四号線を通じ、県道の縦横起点地で、従つて外来取引商人も多く、村内生産物は他町村に搬出せられ、日常生活必需品は都市より移入される実情で、隣接武雄町、北方町及び大町町とは物価の差違なく地理的もなんら異なるところなきため、公務教職員の隣接地に転勤希望者が続出して教育上重大なる結果を招来する虞れがある。ついては、朝日村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

朝日村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県南川副町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県佐賀郡南川副町長吉武喜久志）（江藤夏雄君紹介）（第四四号）及び同（請願者　佐賀県佐賀郡南川副町議会議長山本太八）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県小城郡南山村は、古湯温泉、熊川温泉の観光地を有し、年間を通じて観光浴客の往来は激しく、消費する物資は、ばく大で、そのほとんどを佐賀市、唐津市及び小城町に依存し、多額の運賃を要するため、地域給三級地の佐賀市、唐津市よりも二割高の現況である。ついては、南山村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南山村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀市佐賀郡南川副町は、佐賀市南部に接し、生活水準はほとんど変らず、日常必需物資のすべてを同市より仕入れるため、物価指数は上まわっている実情であり、現在公務員として本町より佐賀市に通勤するもの百名、佐賀市より本町に通勤するもの四十名あるが、一方は三級地であるにもかかわらず、本町は無級地にして、人事の交流上種々困難を来している現状である。ついては、南川副町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南川副町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県旭村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県三養基郡旭村長池尻勝三郎外五名）（江藤夏雄君紹介）（第四五号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県三養基郡旭村は、交通至便な地区に介在しているので、生産品は容易に隣接する消費地鳥栖町、久留米市及び福岡方面に流出し、村内消費者は農産物に至るまで、逆に都市から運賃加算搬入されたものを購入せねばならぬ現況であり、従つて物価指数は全く都市と同一である。ついては、旭村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

旭村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県北茂安村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県三養基郡北茂安村長北原定外六名）（江藤夏雄君紹介）（第四六号）及び同（請願者　佐賀県三養基郡北安茂村議会議長西大六）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県三養基郡北茂安村は、生活必需品のほとんどを久留米市から移入するため、運賃が加算され、高価格となり、特に最近隣接地に保安隊目達原補給所の設置による諸物資の値上りが予想され、本村在勤者の生活はますます深刻化している現状である。ついては、北茂安村の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北茂安村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県上峰村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県三養基郡上峰村長大園藤一外三名）（江藤夏雄君紹介）（第四七号）及び同（請願者　佐賀県三養基郡上峰村議会議長春野清次）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県三養基郡上峰村は、給職手当、復員等により人口が増加し、衣料、日用品は久留米方面よりも高価で、特に保安隊補給廠の設置に伴い、ますます上昇の傾向にある。ついては、上峰村の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上峰村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県三田川村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県神埼郡三田村長江口伊四郎外六名）（江藤夏雄君紹介）（第四八号）及び同（請願者　佐賀県神埼郡三田川村議会議長福山実外五名）（井手以誠君紹介）（第三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県神埼郡三田川村は、久留米市及び佐賀市の中間に位する関係上、生産物資のほとんどはこれら消費都市に吸収せられ、また消費物資のすべてを佐賀、久留米市に依存せねばならない現状にあるため、生活必需品の物価指数は佐賀市のそれと何ら異ならず、次類等はむしろ高価となつている。ついては、三田村の地域給を三級地又は二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三田村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県北波多村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県松浦郡北波多村長井手芳蔵外五名）（江藤夏雄君紹介）（第四九号）及び同（請願者　佐賀県東松浦郡北波多村議会議長岡本富三郎外四名）（井手以誠君紹介）（第七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県松浦郡北波多村は、唐津炭田を控えた炭坑村で、人口の半数は炭坑に従事し、産業、交通の発展と相まつて、文化的生活水準は高く、また炭坑従業員の旺盛な購買力によつて、物価はつり上げられ、給与水準の低い公務員の生活を非常に困難としている。ついては、北波多村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北波多村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県蓮池町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県神埼郡蓮池町長武田資義）（江藤夏雄君紹介）（第五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県神埼郡蓮池町は、地域的、交通上、あるいは物価等において、地域給支給地の指定を受けている佐賀市を始め隣接町村とほとんど同一条件にありながら、これが指定を受けず、人事の交流に多大の支障を来たしている。ついては、蓮池町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

蓮池町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県鍋島村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県佐賀郡鍋島村長池田利夫外四名）（江藤夏雄君紹介）（第五一号）及び同（請願者　佐賀県佐賀郡鍋島村議会議長坂井健一）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県佐賀郡鍋島村は、食料品、衣料品及び雑貨等のほとんどを佐賀市より仕入れる関係上、運賃が加算されて、村内の諸物価は佐賀市より約一割の高価を示しているが、勤務地手当の無給地であるため本村在勤者の転勤希望の傾向が著しく、人事交流に多大の支障を来している。ついては、鍋島村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鍋島村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県春日村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県佐賀郡春日村長福田平寿馬）（江藤夏雄君紹介）（第五二号）及び同（請願者　佐賀県佐賀郡春日村県立農芸高等学校永淵簿）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県佐賀郡春日村は、佐賀市北方北六キロに位し、日用品、雑貨、衣料、食料その他の生活必需品のすべてを佐賀市等から仕入れるため、運賃、諸雑費が加算されて、佐賀市の諸物価より一割前後の高価となつて、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、春日村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
春日村の立地条件ならび経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県久保田村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県佐賀郡久保田村長村田隆長外八名）（江藤夏雄君紹介）（第五三号）及び同（請願者　佐賀県佐賀郡久保田村第一農協藤戸安）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県佐賀郡久保田村は、視在勤務地手当支給区分については無給地となつているが、その地域的実情は一例を消費者価格について見ても、すでに支給地域に指定されている隣接の年令町、三泊川村、小城町及び佐賀市とほとんど異なるところがない。ついては、久保田村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
久保田村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県塩田町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県藤津郡塩田町長前田政入外十名）（江藤夏雄君紹介）（第五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県藤津郡塩田町は、有名な武雄温泉と、嬉野温泉と、祐徳稲荷神社の玄関である鹿島町及び浜町の三地点の中心として、あるいは有田焼の原料供給地として、常時海陸よりの出入繁く、近来飛躍的発展を遂げつつあるが、武雄町及び嬉野町と生活水準、物価指数等において、なんら異るところないにもかかわらず、これら各町は二級地に指定され、本町のみ無級地であることは不合理である。ついては、塩田町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
塩田町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県中原村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県三養基郡中原村長牛島利雄）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇六号）及び同（請願者　佐賀県三養基郡中原村長古賀市丸広次外千九十二名）（三池信君紹介）（第三九三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県三養基郡中原村は、村の大部分が山林であるため農産物の増殖力なく、その他目的必需品も久留米市及び鳥栖町に仰ぐので、これら都市よりもさらに高物価であり、加うるに本村所在の国立佐賀療養所のほう大な購買力によつて、諸物資の不足は増大し一般と生活費の高騰を来している。ついては、中原村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
中原村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県大町町の地域給引上げの請願（請願者　佐賀県杵島郡大町町長三根寛作）（江藤夏雄君紹介）（第五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県杵島郡大町町は、県下一の規模と出炭量を誇る大採鉱を有し、人口においても県下第一位で、諸物価、家賃の高騰はなはだしく、公務員の生活はきわめて窮乏している現状である。ついては、大町町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
大町町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県北方町の地域給引上げの請願（請願者　佐賀県杵島郡北方町長田崎四郎）（江藤夏雄君紹介）（第五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県杵島郡北方町は、県下一の規模と出炭量を誇る杵島炭鉱並びに明治西杵炭鉱を有し、近来の炭鉱景気による人口増加、商店街の活況等のため、県下市町村別小売物価地域差指数においては第四位で、物価高と住宅難に公務員の生活はきわめて窮乏している現状である。ついては、北方町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北方町の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県小城町の地域給引上げの請願（請願者　佐賀県小城郡小城町長相原義人外一名）（江藤夏雄君紹介）（第五九号）及び同（請願者　佐賀県小城郡小城町小城地方事務所長串間俊一外

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県神埼町の地域給引上げの請願（請願者　佐賀県神埼郡神埼町長和田常雄外三名）（江藤夏雄君紹介）（第五八号）、同（請願者　佐賀県神埼郡神埼町神埼地方事務所長副島俊郎外一名）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇九号）及び同（請願者　佐賀県神埼地方事務所長副島俊郎外一名）（井手以誠君紹介）（第三五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県神埼郡神埼村は、久留米市と佐賀市の中間に位し、特に佐賀市に近接し、同市の行政、経済が及ぼす影響はなはだ大で、本町の生活水準高く、物価指数においても、必需品の多くをこれら都市に依存するため、むしろ生まわつている。ついては、神埼町の地域給を三級地若しくは二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
神埼町の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

二十七名）（館林三喜男君紹介）（第九九七号）に関する　報告書

一、　請願の要旨及び目的

佐賀県小城郡小城町は、佐賀市と約二里の五距離にあり、佐賀市在住の職員で本町の官公署に勤務する者、また住居を有する者が相当数に上つている。しかるに佐賀市は本町より物資が豊富であり、割安であるにもかかわらず地域給においては三級地で、本町は一級地に過ぎないため、人事の交流に支障を来している。ついては、小城町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小城町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県鹿島村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県藤津郡鹿島村長吉田勝海外九名）（江藤夏雄君紹介）（第六〇号）、同（請願者　佐賀県藤津郡鹿島村議会副議長宮崎新八）（館林三喜男君紹介）（第九九八号）、同（請願者　佐賀県藤津郡鹿島村中学校長並松誠外二名）（山口喜久一郎君紹介）（第四七八一号）及び同（請願者　佐賀県藤津郡鹿島村中学校長並松誠）（井手以誠君紹介）（第二〇四三号）に関する報告書

一、　請願の要旨及び目的

佐賀県藤津郡鹿島村は、鹿島町とともに郡内の中心地で、現在鹿島市建設計画のもとに、鹿島町、本村を中心として着々市街地の建設に当つている現状であるが、本村が地域給の無給地であることはその実態よりはなはだ不合理であり、また他の地域に比べていちじるしく不均衡である。ついては、鹿島村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿島村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県鹿島町の地域給引上げの請願（請願者　佐賀県藤津郡鹿島町松浦茂）（江藤夏雄君紹介）（第六一号）及び同（請願者　佐賀県藤津郡鹿島町議会議長成松昌平外一名）（館林三喜男君紹介）（第一〇〇八号）に関する報告書

一、　請願の要旨及び目的

佐賀県藤津郡鹿島町は、近くに九州大手筋の杵島炭田を控え、地元には年間三百万人の参けい者を数える祐徳神社を擁するほか、武雄、嬉野の温泉郷に隣接するため、消費物価は勢い高騰し、加うるに立地的には長崎市や海路対岸の大牟田市と不可分の経済事情にあるので、他の地域給三級地に比べ格段の地域差は認められない。ついては、本町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、　請願の議決理由

鹿島町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県一宮村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県香川郡一宮村長日下誠一外入名）（成田知巳君紹介）（第六二号）に関する報告書

一、　請願の要旨及び目的

香川県香川郡一宮村は、高松市にわずか七・五キロの近接地にして、生計費等は同市内となんら異なることがなく、加えるに本村は地域給が支給されないため、近時高松市より通勤するものはもちろん、村内在勤者まで高松市をはじめ都市に転勤するもの続出し、人事交流上多大の支障を来している。ついては、一宮村を二級地に指定されたいというのである。

二、　請願の議決理由

香川県香川郡一宮村は、その地理的条件により生計費等は高松市と異なるところなく、人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県香川郡上笠居村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県香川郡上笠居村長池田鉄次外四名）（成田知巳君紹介）（第六三号）に関する報告書

一、　請願の要旨及び目的

香川県香川郡上笠居村は、日常生活必需物資は高く、すでに二級地として認められている各地域に比較しても、物価指数は相当上まわる実情で、これがため、公務員の生活ははなはだ困窮し、事務能率に及ぼす影響はもちろん、人事交流についても大きな障害となつている。ついては、上笠居村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、　請願の議決理由

香川県香川郡上笠居村は、その経済事情により物価は高騰して公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県大鐸村外七箇村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県小豆郡大部村長三浦正義外二十七名）（成田知巳君紹介）（第六四号）に関する報告書

一、　請願の要旨及び目的

香川県小豆郡大鐸村、二生村、三都村、四海村、北浦村、大部村、福田村及び豊島村の各村は、消費物資の大半を阪神市場に求め、且つ、阪神間の交通が至便なため、消費物価は阪神ブロックに編入され、これが村内経済に及ぼす影響は多大である。ついては、大鐸村外七箇村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、　請願の議決理由

香川県小豆島大鐸村、二生村、三都村、四海村、北浦村、大部村、福田村及び豊島村は、その経済事情等により物価を著しく高騰させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県財田村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡財田村長大西豊外六名）（成田知巳君紹介）（第五六号）に関する報告書

一、　請願の要旨及び目的

香川県三豊郡財田村は、現在地域給無級地であるが、すでに一級地として指定されている隣村に比較し、むしろ高物価であり、本村在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、財田村を一級地に指定されたいというのである。

二、　請願の議決理由

香川県三豊郡財田村は、その経済事情により高物価をきたし公務員の生活は著しく困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県榎井村の地域給引上げの請願（請願者　香川県仲多度郡榎井村長篠原義孝外十四名）（成田知巳君紹介）（第六六号）に関する報告書

一、　請願の要旨及び目的

香川県仲多度郡榎井村は、琴平山金刀比羅宮を有し、全国からの参拝客は年間四百万人を数えるほどで、さらに例年の電産、国鉄等労働組合の全国大会が行われ、これらの需要による食料品はもちろん、日常必需品は他地域に見ない高騰振りを示して、公務員の生活はますます困窮の度を加えるのみである。ついては、榎井村の地域給を二級地に引き上げられたいと

いうのである。

二、請願の議決理由

香川県仲多度郡榎井村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県豊田村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡豊田村長富田巌外六名）（成田知巳君紹介）（第六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡豊田村は、地域給の無給地であるが、隣接粟井村は一級地に、また近距離にある観音寺町は二級地にそれぞれ指定されており、生活水準はこれら町村となんら異るところなく、物価においては観音寺町よりむしろ高い現状である。ついては、豊田村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県三豊郡豊田村は、その近接支給地よりも生活水準高く物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県辻村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡辻村長原敦栄外五名）（成田知巳君紹介）（第六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡辻村は、さきに地域給一級地に指定された財田大野村及び粟井村に隣接し、地理的、経済的には両村以上に中心的立場にあつて、物価は琴平、観音寺両町以上の指数を示し、本村の公務員は消費生活においてけとんど都会地なみの負担を余儀なくされ、生活苦におびやかされている。ついては、辻村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県三豊郡辻村は、その経済事情によつて物価は著しく高騰して公務員の消費生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県高城町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡高城町長瀬崎政男外一名）（持永義夫君紹介）（第六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡高城町は、二級地の都城市と一級地の高岡町に南北に隣接しているが、魚介、野菜、その他の食料品、衣類等の日常生活必需品のほとんどを都城市より求めているため、運賃その他が加算されて、物価指数は都城市よりも高率を示している実情である。ついては、高城町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高城町の物価水準及び消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県北諸県郡高崎町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡高崎町長真方敬義）（持永義夫君紹介）（第七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡高崎町は、あらゆる生活物資を都城、小林両市に依存するため、両市の物価よりも高価を余儀なくされ、且つ、子弟の教育には両市へ通学する交通費を要する等本町官公庁職員の生計費は加重され、生活は困窮を極めている。ついては、高崎町の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高崎町の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県庄内町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡庄内町長有田三義）（持永義夫君紹介）（第七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡庄内町は、地理的にも、経済的にも、都城市と同一条件を具備する町で、桜島火山の噴火と毎年の台風による災害で、農産物は低位であり、加えて日常生活必需品のほとんどは都城市より移入され、物価は高騰し、公務員は経済的圧迫により困窮な生活をつづけている現況である。ついては、庄内町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

庄内町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県三股町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡三股町長桑畑孜沖）（持永義夫君紹介）（第七三号）及び同（請願者　宮崎県北諸県郡三股町議会議長小倉義常）（片島港君紹介）（第三三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡三股町は、都城市に隣接して、経済、交通、文化等はすべて都城市に属し、町民の生活水準も同市と同一であるが現在地域給に差異があるため、人事の交流、事務能率増進等に支障を来たしているのみならず、公務員の生活も困窮をきわめている。ついては、三股町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三股町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県多賀城町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県宮城郡多賀城町長賀川邦雄）（佐々木更三君紹介）（第七四号）、同（請願者　宮城県宮城郡多賀城町議会議長伊藤博外二十三名）（佐々木更三君紹介）（第一二三六号）及び同（請願者　宮城県宮城郡多賀城町郵便局長田口精外二十三名）（竹谷源太郎君紹介）（第五二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡多賀城町は、仙台市、塩釜市の二大都市の緩衝地帯であつて、町民の七割五分までが

給料生活者で、仙台、塩釜両市に通勤し、生活必需物資のほとんどを両市より購入するため、他町村よりはるかに高物価となり、加えるに駐留軍の無期限的駐留は家賃、物価を仙台市、塩釜市以上につり上げ、有能な公務員を採用するのを困難にしている。ついては、多賀城町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県宮城郡多賀城町はその特殊事情ならびに経済事情により物価の著しき高騰をきたし、公務員の人事に支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県松山町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県志田郡松山町役場代表桜井多寿得外百四十二名）（佐々木更三君紹介）（第七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県志田郡松山町は、遠田郡不動堂町に接続しともに東北本線に沿い、古川市に市制が布かれてから地理的に志田郡の中心部となり、文化、経済の中枢地であるが、生活必需物資は主として仙台、古川市より購入するため、野菜、衣類は二割高く、また古川市より全般的に二割方の高値を示す現状である。ついては、かかる実情が給料生活者の家計に及ぼす影響は多大であるから、松山町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県松山町はその特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたし給料生活者の家計は苦境にある実情により本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県松島町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県宮城郡松島町官公庁職域連合会地域給対策委員会代表武山仁治）（佐々木更三君紹介）（第七六号）、同外一件（請願者　宮城県松島町議会議長大和仁一郎外十一名）（佐々木更三君紹介）（第一六二号）、同（請願者　宮城県松島町地域給対策委員会代表鈴木権治）（日野吉夫君紹介）（第一七一〇号）及び同（請願者　宮城県宮城郡松島町郵便局長大友吉五郎君外二十三名）（竹谷源太郎君紹介）（第五二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡松島町は、観光地として年々発展しつつあるが、特に仙台、塩釜両市に通勤する給料生活者は四十二パーセントに達し、本町物価の上昇景気に多大の影響を与え、在住公務員の生活を一層窮迫ならしめている実状である。ついては、松島町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県宮城郡松島町は、その特殊事情により著しき物価高をきたし、公務員の生活を著しく苦境に追いやつている事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県小牛田町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県遠田郡小牛田農林高等学校長渡辺靖外五名）（佐々木更三君紹介）（第七七号）及び同（請願者　宮城県小牛田町小学校長蒲沢俊次郎外五名）（佐々木更三君紹介）（第八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県遠田郡小牛田町は、東北本線から石巻線及び陸羽東線の分岐点で、生活必需物資のすべてを仙台市、石巻市及び古川市より移入している関係上、必然的に物価は仙台市その他の価格より上まわり、本町の官公署職員の生計費は相当支出が多く、生活は困窮するばかりである。ついては、小牛田町の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県遠田郡小牛田町は、その交通事情ならびに経済事情により物価の著しい高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県三本木町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県志田郡三本木町給与対策委員会代表寺沢武内外八名）（佐々木更三君紹介）（第七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県志田郡三本木町は、亜炭、米を除いて生産物を有しない消費地で、生活必需物資を古川市から仕入れるため、物価高を示し、在住公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、三本木町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県志田郡三本木町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高を示し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

宮城県志田郡三本木町は、亜炭、米を除いて生産物を有しない消費地で、生活必需物資を古川市から仕入れるため、物価高を示し、在住公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、三本木町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県志田郡三本木町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高を示し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県岩沼町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県岩沼地区官公庁職員連絡協議会長岡崎太郎外三十名）（佐々木更三君紹介）（第七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県名取郡岩沼町は、仙台市の南方わずか十キロの位置にあつて、国鉄東北線と常磐線の合する交通上の要衝で、仙台市の郊外として密接不離の地にあるが、近年人口が激増し、県下随一の人口密度を有し、購消費者多く、生活必需品のほとんどを仙台市より移入しているため、物価は仙台市となんら異ならない状況で在勤公務員の生活はきわめて窮迫している。ついては、岩沼町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県名取郡岩沼町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の生活はきわめて窮迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡津之郷村は、福山市の西側市外地で、山陽本線及び国道が貫通し、交通もひん繁であり、近時多数の転入者をかかえ、人口は激増し物価は福山市と同一水準になつている。ついては、津之郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津之郷村の立地条件ならびに経済的諸事情等より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県赤坂村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡赤坂村長三原友四郎）（高瀬正道君紹介）（第八一号）及び

同（請願者　広島県沼隈郡赤坂村会議長木下升夫）（高橋鎮一君紹介）（第一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡赤坂村は、福山、尾道両市の中間に位し、藺草の栽培、加工を家庭経済の主軸としているが、戦後引揚者及び転入者多く、人口は激増するに対し、村内における生産物資はきわめて少なく、生活必需品は福山市より移入するため、諸物価は福山市に比べ高価格の現状である。ついては、赤坂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

赤坂村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県瀬戸村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡瀬戸村長三谷保市）（高津正道君紹介）（第八二号）、同（請願者　広島県沼隈郡瀬戸村議会議長友谷安夫）（高橋鎮一君紹介）（第二九五号）及び同（請願者　広島県沼隈郡瀬戸村瀬戸小学校長倉田正一）（岡本忠雄君紹介）（第一〇六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡瀬戸村は、藺草の栽培、加工を唯一の副業としているが、戦後引揚者及び転入者多く、人口は激増するに対し、村内における生産物資はきわめて少なく、生活必需品のほとんどを福山市より移入するため、諸物価は福山市に比べ高価格の現状である。ついては、瀬戸村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬戸村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県浮穴村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡浮穴村長相原健太郎外五名）（鵜谷勝利君紹介）（第八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡浮穴村は、松山市の東南に近接し、伊予鉄道森松線の終点地にして交通上の要衝であるが、本村の消費物資は松山市より移入するため、諸物価はむしろ松山市より高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、浮穴村の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県温泉郡浮穴村は、その交通事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮をきわめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県杷木町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県朝倉郡杷木町長飯田鉄次）（熊谷憲一君紹介）（第八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡杷木町は、純消費地で、地理的にバスを利用することが多く、交通費がかさみ、商工業の発達とともに、食料の自給ができず、生活必需物資は久留米、福岡両市より移入するため、相当の物価高となつている。ついては、杷木町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

杷木町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県宝珠山村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡宝珠山村長井上佐太郎外八名）（熊谷憲一君紹介）（第八五号）及び同（請願者　福岡県朝倉郡宝珠山村議会議長熊谷理一郎外八名）（中島茂喜君紹介）（第三三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡宝珠山村は、郡内唯一の鉱業村にして、米の生産量は人口の半分にも満たない現状で、純消費村であり、加えるに生活必需品は村外より搬入するため、物価高となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、宝珠山村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宝珠山村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県朝倉郡宝珠山村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡宝珠山村長井上佐太郎外八名）（熊谷憲一君紹介）（第八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県対馬本島は、ほとんど岩盤で、耕地面積少なく、福岡市と毎日一回の連絡のみで、諸物を搬入するため、運賃加算となり、加えるに、密航、密輸入の中継基地として諸物価のつり上げがはなはだしい。ついては、本島下県郡厳原町の地域給を五級地に、久田村、佐須村、雞知町、仁位村、船越村、奈村、琴村、仁田村、峯村をそれぞれ三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

厳原町外十一箇村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県安城市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県安城市長大見為次）（伊藤好道君紹介）（第八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

安城市は、産業奨励館を始め、大小工場の設置等近代的都市の性格を備えている今日、近隣都市の地域給と比較して均衡を失し、なお、本市所在の名古屋大学農学部が三級地の指定を受けている現状である。ついては、安城市を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

安城市は、その特殊事情より近隣都市の地域給と比較して均衡を失している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県稲荷山町の地域給指定に関する請願（請願者　長野県更級郡稲荷山町長永井友雄）（倉石忠雄君紹介）（第八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県更級郡稲荷山町は、近隣の都市と肩を並べて発展しており、勤務地手当支給実施地である長野、上田の両市及び最近新たに地域給地に指定せられた篠ノ井町、屋代町、埴生町と比較して、同地はむしろ生活実体面において高物価の状況である。ついては、稲荷山町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県更級郡稲荷山町はその地理的条件により近接の支給地よりもむしろ高物価となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道阿寒村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道阿寒郡阿寒村長小村義馬外十二名）（伊藤郷一君紹介）（第九四号）及び同（請願者　北海道阿寒郡阿寒村議会議長大野直栄外十二名）（森三樹二君紹介）（第三八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道阿寒郡阿寒村は、釧路市に隣接し、生活必需品などを釧路市からの供給にまたねばならない状況にあるため、その物価は輸送費が加算される関係で、釧路市に比べはるかに高額となつている。ついては、阿寒村の地域給を四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道阿寒郡阿寒村はその経済事情により物価は著しく高くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道鹿追村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道河東郡鹿追村長蔵外三名）（伊藤郷一君紹介）（第九五号）及び同（請願者　北海道河東郡鹿追村教育委員会教育長榎波弥一郎外二名）（森三樹二君紹介）（第三八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道河東郡鹿追村は、純農村であるが、火山灰地と湿地地帯のため米麦の生産は少く、主食をはじめ生活必需品のほとんどを帯広市より移入するため、物価は高騰し、公務員の生活は困難をきわめている。ついては、鹿追村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道河東郡鹿追村はその特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道昆布森村の地域給引上げの請願（請願者　北海道釧路郡昆布森村全官公協議会議長三原坂雄外一名）（伊藤郷一君紹介）（第九六号）及び同（請願者　北海道釧路郡昆布森村長高橋睦）（森三樹二君紹介）（第三七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道釧路郡昆布森村は、交通不便で交通費がかさみ、生活物資のすべてを物価高の釧路市に求めているため、物価指数は全国的、全道的に高位を示している。ついては、昆布森村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道釧路郡昆布森村はその交通事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道標茶町の地域給引上げの請願（請願者　北海道川上郡標茶町内学校長会長高島幸次外十名）（伊藤郷一君紹介）（第九七号）及び同（請願者　北海道川上郡標茶町長千葉軍治外九名）（森三樹二君紹介）（第三六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道川上郡標茶町は、本道において最も寒冷の地にあり、従つて、米作は皆無で、魚類を含むいつさいの食糧及び生活物資を釧路市から移入するため、交通不便と相まつて物価は非常に高くなつている。ついては、標茶町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道川上郡標茶町は、その特殊事情ならびに経済事情により、物価は著しく高くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道弟子屈町の地域給引上げの請願（請願者　北海道川上郡弟子屈町全官公庁協議会代表佐藤操外二名）（伊藤郷一君紹介）（第九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道川上郡弟子屈町は、寒冷地で、観光地で、へき地で、且つ、町財政が貧困であり、生活必需物資のすべてを釧路市に依存しているため、物価は釧路市に比べて一割高となつている。ついては、弟子屈町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道川上郡弟子屈町は、その特殊事情ならびに経済事情により、物価は釧路市より高くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道釧路郡釧路村の地域給引上げの請願（請願者　北海道釧路郡釧路村議会議長大沼重吉外六名）（森三樹二君紹介）（第九九号）及び同（請願者　北海道釧路郡釧路村議会議長大沼重吉外六名）（森三樹二君紹介）（第三七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道釧路郡釧路村は、本道の東端に位し、生活物資のすべてを全道的に物価の高い釧路市に求めるため生活費が高く、しかも農業不適地で、米の生産は皆無であり、暖房費、保険費、主食費等他地方で想像できない費用がかかり、公務員の生活は特に困窮している。ついては、釧路村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道釧路郡釧路村は、その産業事情ならびに経済事情により、物価は著しく高く公務員の生活は特に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道音別村の地域給引上げの請願（請願者　北海道白糠郡音別村地域給対策協議会長岩田高治郎外四名）（伊藤郷一君紹介）及び同（請願者　北海道白糠郡音別村議会議長牧幾太郎外四名）（森三樹二君紹介）（第三六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道白糠郡音別村は、湿潤、寒冷地帯で、米麦、衣料の生産まつたくなく、これら生活必需品を釧路市一帯広市に求めるため、交通費がかさみ、物価は両市以上となつている。ついては、音別村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道白糠郡音別町は、その特殊事情ならびに経済事情により、物価が著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道白糠町の地域給引上げの請願（請願者　北海道白糠郡白糠町全官公協議会議長尾原力男）（伊藤郷一君紹介）（第一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道白糠郡白糠町は、湿潤、寒冷地で、米麦の生産なく、しかも交通不便で、生活物資のすべてを全道的物価高の釧路市に求めているため、本町の物価指数は全国でも高位である。ついては、白糠町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道白糠郡白糠町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて、物価は著しく高騰している実

情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道厚岸町の地域給引上げの請願（請願者　北海道厚岸郡厚岸町全官公協議会議長風間左右平）（伊藤郷一君紹介）（第一〇二号）及び同（請願者　北海道厚岸郡厚岸町佐藤文男）（森三樹二君紹介）（第三七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道厚岸郡厚岸町は、べき遠の地にあるため、十二トンの渡船により消費物資を移入している状態であるが、これが輸送費は多額を要し、物価は高騰し、公務員の生活は困窮している。ついては、厚岸町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道厚岸郡厚岸町は、その地理的悪条件ならびに経済事情により、物価高にて公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県日間賀島村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県知多郡日間賀島村長斎藤佐七）（久野忠治君紹介）（第一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡日間賀島村は、〇・七四平方キロの狭い島に二千七百人の人口を有し、主に漁業をもつて生計を維持しているが、主要食糧をはじめ生活必需品を島外から搬入するため、物価は名古屋市以上となつて、生活費はばく大となり、公務員の生活は困窮している。ついては、日間賀島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡日間賀島村は、その地理的条件ならびに産業、経済事情により物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県篠島村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県知多郡篠島村長榊原愛治）（久野忠治君紹介）（第一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡篠島村は、海の幸地として外来遊客多く、日々の主要食糧及び他の生活必需品のすべてを島外より搬入するため、消費物価は高い指数を示し、公務員の生活は困窮している。ついては、篠島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡篠島村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県常滑町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡常滑町長伊奈長三郎外十六名）（久野忠治君紹介）（第一〇五号）及び同（請願者　愛知県知多郡常滑町常滑郵便局長高山信治外十五名）（加藤清二君紹介）（第四六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡常滑町は、陶磁器、繊維の産地として知られ、人口の密度大で、農耕地少なく、生活必需品のほとんどを近接町村より移入するため高物価となり、公務員の生活はきわめて不安定で、他の市町村への転出者が続出する現況である。ついては、常滑町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡常滑町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたし、公務員の生活はきわめて不安である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県大府町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡大府町長山口愛次外十五名）（久野忠治君紹介）（第一〇六号）及び同（請願者　愛知県知多郡大府町大府駅長野滝八郎外三名）（加藤清二君紹介）（第四五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡大府町は、さきに地域給二級地の指定を受けたが、その後社会情勢並びに町の発展に伴い、物価は名古屋市を上まわり、公務員の生活は困難を加え、本町所在の国立愛知療養所及び国立療養所大府荘も今回三級地の個別指定を受けている。ついては、大府町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡大府町は、その経済事情により物価の著しい高騰となり、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県大野町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡大野町長平野昭三外七名）（久野忠治君紹介）（第一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡大野町は、人口密度大で、海水浴場、公園その他由緒ある名勝に富み、観光遊客多く、観光地であるとともに消費町であるため、物価は高騰を示している。ついては、大野町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡大野町は、その特殊事情ならびに経済事情により、物価高をきたしている事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県三濃村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡三濃村長稲垣利夫）（平野三郎君紹介）（第一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡三濃村は、農山村であるが、米の自給ができず、他の生活必需品も都市等より搬入するため、隣接町村より高物価となり、有能な公務員を求めることができない。ついては、三濃村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡三濃村は、その産業事情ならびに経済事情により高物価をきたし、有能な公務員を求めることが出来ない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県洲原村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県武儀郡洲原村長加納精吾外九名）（野田卯一君紹介）（第一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県武儀郡洲原村は、農山村であるが、水田は皆無に等しく、日常生活品は美濃市、関市より移入される関係上、運賃その他の加算によつて、関市以上の販売価格となり、生活は困窮するばかりで、これがため公務員の人事交流、教育振興に大なる影響を来たしてい

る。ついては、洲原村の地域給を隣接町村と同様の一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県武儀郡洲原村は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたしている実情に交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県武並村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡武並村長遠山準治外一名）（楯兼次郎君紹介）（第一一〇号）及び同（請願者　岐阜県恵那郡武並村議会議長篠原義衛）（平野三郎君紹介）（第一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡武並村は、大井町、長島町、多治見市等に囲まれ、これら隣接消費地より常時多くの人が入り込み、食料品等を買ひ出し、また生活必需品は多治見市、名古屋市より購入するため、運賃その他の諸かかりが加わつて、物価は消費地と変らず、むしろ名古屋市より上まわる実情である。ついては、武並村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡武並村は、その地理的条件ならびに経済的事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願を議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県東野村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡東野村長西尾実）（楯兼次郎君紹介）（第一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡東野村は、大井町、長島町とともに恵那盆地の中に存し、すでに三箇町村合併のうわさあるほどの地理的、経済的に密接不離な関係にあつて、大井町には地方事務所その他の諸官庁が集まり、本村よりの通勤者すこぶる多く、その待遇も本村の公務員より良好なため、転任者が多く、これがため村内の事務に支障をきたす実情である。ついては、東野村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡東野村は、その地理的条件ならびに経済事情により、公務員の人事に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県大井町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡大井町長松下辰造）（楯兼次郎君紹介）（第一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡大井町は、天下の絶勝恵那峡を控え、観光客の往来はげしく、これがため諸物価は高騰し、国立療養所の患者の見舞客の来訪は一層物価面に影響を与えている。ついては、大井町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡大井町は、その特殊事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下呂町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県益田郡下呂町全官公協議会長野村嘉兵衛）（楯兼次郎君紹介）（第一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県益田郡下呂町は、温泉の名声高く、従つて湯治客多く、日用品雑貨は名古屋、岐阜方面より約三割高く、特に鮮魚、野菜類は五割を上まわる実情で、これがため一般物価は高騰するばかりで、官公吏職員の生活は誠に困窮している実情である。ついては、下呂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県益田郡下呂町は、その特殊事情ならびに経済事情により、物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県釜戸村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡釜戸村長溝口掬）（楯兼次郎君紹介）（第一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡釜戸村は、陶磁器原料の主要産地で、陶磁器工業に経済の左右されることはなはだしく、公務員の生活の実情は困窮をきわめている。しかるに今回本郡下の陶磁器工業関係町村はほとんど地域給二級地に指定されたが、本村のみが一級地とされており、この結果本村在勤公務員に与えた精神的影響は深酷なものがある。ついては、釜戸村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡釜戸村は、その産業の特殊性により経済事情は左右されて公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県長島町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡長島町長小林豊）（楯兼次郎君紹介）（第一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡長島町は、観光地恵那峡があるため、名古屋方面からの観光客が非常に多く、これが物価及び生活水準に及ぼす影響はまことに大である。なお、本町は、隣接大井町とともに都市計画区域に編入され、将来恵那郡中部の小都市を目標に、現在両町共同で都市計画を樹立中である等、行政、経済、文化その他の点において県下特異の位置を占めている。ついては、長島町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡長島町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて、物価及び生活水準は上昇している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県中有知村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県武儀郡中有知村長松村透外三名）（野田卯一君紹介）（第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県武儀郡中有知村は、北に美濃町、南に関市とそれぞれ隣接し、日常生活必需品は美濃町並びに関市に依存しているので、物価はむしろ高くなつている。しかるに地域的関係からこれら市町より通勤するもの多く、関市は地域給二級地、美濃町は一級地であるが、本村は無級地のため毎年人事の交流に多大の困難を生じている。ついては、中有知村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県武儀郡中有知村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県婁木町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡婁木町長木村義一外五名）（野田卯一君紹介）（第一一七号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡婁木町は、多治見市、下石町、駄知町、土岐津町及び泉町等とともに、美濃焼の産地として互に隣接し、経済的には同様な環境にある。しかるに、多治見市は地域給三級地に、他の各町は二級地に指定され、本町のみが一級地であることは不均衡である。ついては、婁木町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡婁木町は、その産業の特殊性ならびに経済事情において近隣市町と何ら異るところなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県肥田村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡肥田村長鈴木甲子郎外三名）（平野三郎君紹介）（第一一八号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡肥田村は、多治見市を中心として美濃焼を主産とするいわゆる土岐郡地方の一環にして、よう業をもつて生活の根拠としているので、よう業関係の町村としては経済環境が一体となつている。従つて本村を囲む駄知町、土岐津町、泉町等が二級地として地域給を支給され、本村のみ一級地とされていることは不合理である。ついては、肥田村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡肥田村は、その産業の特殊性ならびに経済事情において、近隣の町と何ら異るところなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県竹田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡竹田村長吉見嘉一外五名）（有田喜一君紹介）（第一一九号）及び同（請願者　兵庫県氷上郡竹田村教育長余田泰治）（佐々木盛雄君紹介）（第一七九号）に関する報告

請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡竹田村は、福知山市の南に、吉見村の北に接し、交通の便よく、近接町村の産業中心村として発展しているが、本村周辺の村落への買出客と闇取引が盛んで、一般物価はもちろん、農産物まで高騰し、阪神地方及び福知山市よりもはるかに高価を示し、本村在勤公務員は生活苦に悩まされている現状である。ついては、竹田村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県氷上郡竹田村は、その地理的条件ならびに経済事情により、物価著しき高騰をきたし公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県竹田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡竹田村長吉見嘉一外五名）（有田喜一君紹介）（第一一九号）及び同（請願者　兵庫県氷上郡竹田村教育長余田泰治）（佐々木盛雄君紹介）（第一七九号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡粟鹿村は、耕地面積少なく、農産物もわずかで、日用品のほとんどを他に依存しているため、物価は現在地域給一級地、二級地に指定された町村よりも割高である。ついては、粟鹿村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

粟鹿村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県朝来郡粟鹿村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県朝来郡粟鹿村長木村熊三外一名）（有田喜一君紹介）（第一二〇号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡粟鹿村は、耕地面積少なく、農産物もわずかで、日用品のほとんどを他に依存しているため、物価は現在地域給一級地、二級地に指定された町村よりも割高である。ついては、粟鹿村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

粟鹿村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県与布土村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県朝来郡与布土村長藤本藤郎外四名）（有田喜一君紹介）（第一二一号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡与布土村は、隣接する粟瀬町及び竹田町は地域給一級地に、生野町は二級地にそれぞれ指定されているが、本村の諸物価は阪神地区と大差なく、すでに地域給を支給されている町村に比較しても、なんら異ならない実情である。ついては、与布土村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

与布土村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県竹田町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県朝来郡竹田町長足立荘太郎外九名）（佐々木盛雄君紹介）（第一二二号）及び同（請願者　兵庫県朝来郡竹田町竹田駅長岡村健二外九名）（有田喜一君紹介）（第九六七号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡竹田町は、播但線に臨む交通の要衝にあり、農家の余剰産米は絹路市、生野鉱山方面からの買出し多く、その価格はつり上げられ、また水産物並びに一般生活物資は生産地が遠距離にあるため物資の出まわり稀く、生活費全般にわたつて但馬地区において豊岡市、和田山町より上まわつている。ついては、竹田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

竹田町は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県高岡郡蓮池村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡蓮池村長馬淵重馬外二名）（長野長廣君紹介）（第一二三号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

高知県高岡郡蓮池村は、高岡町に接し、日常生活必需物資を高岡町を経てトラックの便によつて高知市から搬入しているため、運賃が加算され、本村の物価は都市を上まわつている。ついては、蓮池村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡蓮池村は、高石村同様、高岡町に接し且つ又高知市とも極めて近距離に位するため、右の二都市町に影響され、生活水準も高い、従つて其要求は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県大崎村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県吾川郡大崎村長井上三房外十四名）（長野長廣君紹介）（第一二四号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

高知県吾川郡大崎村は、高吾北地区における産業、経済及び文化の中心地で、木材、製紙原料、茶等の生産物に富み、これらの収益は相当に高く、商工業者の生活は高水準で、物価指数において県下一、二位の高位にあるが、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、大崎村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県吾川郡大崎村は、愛媛県境にある生産村で村の平均の生活

は高水準にある、従つてその要求は概ね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県三和村及び前浜村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県長岡郡三和郵便局長小川益俊外七名）（長野長廣君紹介）（第一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡三和村及び香美郡前浜村は、地域給二級地の後兎町、日章村に接し、三級地の高知市には一村を距てるのみで、日常必需物資は高額で、特に主食価格は全国の最高位にあり、公務員の生活の苦しさは想像外である。ついては、三和村及び前浜村を二級地に指定せられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県長岡郡三和村及び香美郡前浜村は、地域給二級地の後兎町、日章村に接し、三級地の高知市から極めて近距離のところにある。従つてその要求も妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県加茂村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡加茂村長吉村太郎）（長野長廣君紹介）（第一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡加茂村は、さきに地域給一級地に指定された佐川町と生活条件はほぼ同じであるが、諸物資を佐川町に依存するため、はるかに高額となり、加えるに本村は無給地で在村公務員の生活は脅かされている。ついては、加茂村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡加茂村は、要衝佐川町に隣接し、これと大差なき生活水準を保有する、従つてその要求は概ね妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県名野川村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県吾川郡名野川村長大倉秀吉外十二名）（長野長廣君紹介）（第一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県吾川郡名野川村は、古来予土文化交流の通路にあたり、これがために、一般的産業経済状態は活況を呈し、茶、和紙原料及び木材等の産出が多く、また学校、図書館、病院等の施設に富み、文化程度は農村としては珍しいほど高く、物価においては高知市よりも高価格となつている。ついては、名野川村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県吾川郡名野川村は、愛媛県境に位し、物価の高いことは驚くべきところである。従つてその要求は概ね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県塩川町の地域給引上げの請願（請願者　高知県高岡郡塩川町長山崎増美外一名）（長野長廣君紹介）（第一二八号）及び同（請願者　高知県高岡郡塩川町議会議長中平宗晴外一名）（佐竹晴記君紹介）（第二〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡塩川町は、国鉄土讃線の本町まで延長以来、町勢とみに発展し、高知以西随一の新興都市となり、人口は急増し、文化水準高く、諸物価は高騰し、渡川ダムの設定と林産輸送幹線道路の開通により、更にこれが度合ますます大となり、公務員の生活はきわめて窮迫している。ついては、塩川町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡塩川町は、昨年一級地となつたところであるが消費物価の高騰、渡川ダムの開発等により極めて生活水準が高くなりつつある現在、塩川の級地引上は概ね妥当なものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県佐川町の地域給引上げの請願（請願者　高知県高岡郡佐川町乙二百番地山地耕）（長野長廣君紹介）（第一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡佐川町は、典型的な消費地であつて、生活必需物資はすべて高知市、須崎町から購入するため、これら市町より高物価であるのみならず、住宅不足から家賃は非常に高く、一般公務員の生活はいちじるしく困難な実情にある。ついては、佐川町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡佐川町は、勧告において一級地となつたところであるが消費地であること、はなはだしい物価高であること等の理由からその要求は概ね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県岩川町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県曽唹郡岩川町長黒木良行）（山中貞則君紹介）（第一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県曽唹郡岩川町は、曽唹郡行政の中心地として政治、教育、経済、交通のあらゆる機関が備わり、諸官公署、公社、銀行及び工場等多く、純消費地としてこれらの購買力は非常に大で、本町の立地的悪条件と相まつて、常に物価の高騰を来し、公務員の生活を圧迫している。ついては、岩川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩川町の立地条件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県末吉町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県曽唹郡末吉町長松下七二）（山中貞則君紹介）（第一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県曽唹郡末吉町は、人口約三万人、県下第三位の大町で、近く市制施行の準備を進めているが、物価は一般に鹿児島市より約一割高く、都城市（二級地）とは同一経済圏にある、ついては、末吉町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

末吉町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県財部町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県曽唹郡財部町長谷口治秀）（山中貞則君紹介）（第一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県曽唹郡財部町は、都城市に接して消費物資の大部分を同市に依存しているが、物価は同市よりも割高で、特に魚介類は海岸から遠隔の地点にあるため、運賃その他で都城市の一割高、鹿児島市の三割高となつている。ついては、財部町の地域給を都城市と同じ二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
財部町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県石井村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡石井村長浮田武則外四名）（關谷勝利君紹介）（第一三四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛媛県温泉郡石井村は、松山市に隣接し、地方行政上密接不離の関係により、村内の消費物資は松山市より移入するため、物価は同市以上であり、本村公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、石井村の地域給を三級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
愛媛県温泉郡石井村は、その地理的条件、経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県山梨町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県周智郡山梨町長石黒源吉外六名）（足立篤郎君紹介）（第一三五号）及び同（請願者　静岡県周智郡山梨町議会議長本間藤四郎外六名）（長谷川保君紹介）（第五〇九二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県周智郡山梨町は、小笠、磐田両郡に接し、国鉄、静岡鉄道秋葉線及び秋葉バス等の要衝地で、町内に官公署多く、近接地に神社、仏閣を有し、多数の遊覧、参拝者の来訪おびただしく、諸物価は高価なもの多く、公務員の日常生活は困窮を告げ不安定な状態におかれている現況である。ついては、山梨町の地域給を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県周智郡山梨町は、その交通事情ならびに特殊事情により物価は高くなり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県福岡村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県山田郡福岡村長松島保　衛外七名）（長谷川四郎君紹介）（第一三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
群馬県山田郡福岡村は、地域給支給地となつている大間々町と隣接し、政治、教育殊に経済的に密接な関係を有し、生活物資等は大間々町より移入するため、村内の諸物価は一、二の野菜類を除く外は、同町よりも高価となつている。ついては、福岡村は地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
群馬県山田郡福岡村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

青森県板柳町の地域給指定に関する請願（請願者　青森県北津軽郡板柳町長斉藤正次外十二名）（三和精一君紹介）（第一三七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
青森県北津軽郡板柳町は、県下における最有価値のりんごの生産地として、また、板柳公園の桜花の開花時には岩木の峰とともに観光町としても重要な位置を占めているため、中央大都市に比肩する県下最高の物価高を示し、一般公務員の生活は極度に脅かされている。ついては、板柳町の地域給を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
青森県北津軽郡板柳町は、その産業事情ならびに特殊事情により物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県加子母村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡加子母村長伊藤佐右衛門）（平野三郎君紹介）（第一三八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡加子母村は、周囲を山によつて囲まれた標高五五〇メートルの農山村で、射光時間少なく、農作物の生育不良で、農産物の寒害はなはだしく、積雪期には唯一の交通機関も、絶する状況で、不利、不便は大である。ついては、かかる悪条件下にある加子母村の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡加子母村は、その産業と地勢条件による寒冷度の影響が著しい実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県福岡村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡福岡村長長瀬公平）（平野三郎君紹介）（第一三九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡福岡村は、冬期間長く、低温且つ日照時間少なく、しかも特有の北風と年間数回の降ひようがあつて、その被害は多大である。ついては、かかる寒冷地に勤務する公務員の生活上の脅威を除くため、福岡村の寒冷地手当を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡福岡村は、その不良なる気象条件によつて公務員の生活が脅威をうけている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県坂下町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡坂下町長吉村新六）（平野三郎君紹介）（第一四〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡坂下町の気候条件は木曽谷一帯とほぼ等しく、寒冷地手当三級地の指定を受けている長野県西筑摩郡山口村及び神坂村と比べ、気象、気温の状況並びに農作物の成育、成績等において、本町は悪条件下にある。ついては、坂下町の寒冷地手当を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡坂下町の気象条件は木曽谷一帯と大差なき実情にか

んがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県川上村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡川上村長高原清）（平野三郎君紹介）（第一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡川上村は、現在寒冷地手当二級地に指定されている長野県西筑摩郡田立村、読書村及び大桑村の各村に比べ、寒冷の度合等において異なるところがない。ついては、川上村の寒冷地手当を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡川上村は、その気象条件は長野県の各村と大差なき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県大井町及び長島町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡大井町長松下辰造外一名）（横象次郎君紹介）（第一四二号）及び同（請願者　岐阜県恵那郡長島町長小林豊）（平野三郎君紹介）（第一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡大井町及び長島町は、孝瀬第一の高山恵那山などの高山にはさまれた村で、内陸的気候を呈し、日照時間少なく、毎年気温は寒冷長期にわたり、農産物の成育が悪い等のきわめて気候的悪条件下にあり、ついては、大井町及び長島町の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡大井町及び長島町は、その気象条件の不良なるにより、つて著しく影響を受けている実情と認められる。よつて本請願は妥当これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道愛別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡愛別村長森畑森太郎外三名）（芳賀貢君紹介）（第一五三号）及び同（請願者　北海道上川郡愛別村議会議長前仏豊作外二名）（芳賀貢君紹介）（第五八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡愛別村は、人口密度大で、旭川市に近接し、同市と経済的関係密接で消費物資のすべてを同市に依存しているため、高物価となり、地域給支給地の隣接町村となんら異ならずむしろ生活必需物資は割高である。ついては、愛別村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡愛別村は、その経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡羽幌町は、その地域給を三級地に指定されている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道羽幌町の地域給引上げの請願（請願者　北海道苫前郡羽幌町長渡邊賢次郎外一名）（玉置信一君紹介）（第一五四号）及び同（請願者　北海道苫前郡羽幌町議会議長清水春吉外二十二名）（森三樹二君紹介）（第三六六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡羽幌町は、留萌市に次ぐ町であるが、生計費がいちじるしく高く、官公署職員の給与は民間企業体に比べて非常に悪く均衡を欠いている実情にある。ついては、羽幌町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道苫前郡羽幌町は、その特殊事情ことに民間給与と不均衡なるがゆえに公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道朝日村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡朝日村長織戸三松外三名）（玉置信一君紹介）（第一五五号）、同（請願者　北海道上川郡朝日村議会議長穴田正清外四名）（芳賀貢君紹介）（第五八〇号）及び同（請願者　北海道上川郡朝日村地区全官公労働組合協議会長山田喜代市外三名）（堤康次郎君紹介）（第三三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡朝日村は、農地狭あいで、村民の食糧を自給自足できず、食糧、副食物及びそ菜の三十パーセントは移入しなければならない状態で、特に冬期においては交通ほとんどだ不便となり、諸物資の移送費はばく大となり、生活必需品は都市に比べて二割五分高が普通の価格であるため、公務員の生活は貧困をきわめている。ついては、朝日村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡朝日村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は貧困をきわめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道小平村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道留萌郡小平村会議長守谷浩外二十一名）（玉置信一君紹介）（第一五六号）及び同（請願者　北海道留萌郡小平村長太田照雄外二十名）（森三樹二君紹介）（第三七七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道留萌郡小平村は、生活必需品の全部を都市より移入するため、物価は高く、しかも冬期は積雪多く、厳寒の地で、日本海からの風速三十メートルの冬期季節風に見舞われ、その上交通が不便で、医療設備及び文化的施設がない等の悪条件下にあつて、公務員の生活は困窮している。ついては、小平村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道留萌郡小平村は、その経済事情ならびに特殊事情により物価は高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道遠別町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道天塩郡遠別町長小森嘉藤外一名）（玉置信一君紹介）（第一五七号）及び同（請願者　北海道天塩郡遠別町議会議長広瀬勲外二名）（森三樹二君紹介）（第三七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡遠別町は、北海道の北端に位し、諸物価は他市町村に比べはるかに高く、ことに冬期は積雪量多く、気温低く、風速強烈で、被服、燃料、住居及び保健衛生に要する経費はばく大で、公務員の生活はきわめて窮迫している。ついては、遠別町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道天塩郡遠別町は、その自然条件により経済事情の悪化により物価は高く公務員の生活はきわめて窮迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道占冠村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道勇払

郡占冠村長吉田益雄外七名）（玉置信一君紹介）（第一五八号）、同（請願者　北海道勇払郡占冠村議会議長高畑留蔵外六名）（芳賀貢君紹介）（第五八一号）及び同（請願者　北海道勇払郡占冠村議会議長高畑留蔵外七名）（松浦翼太郎君紹介）（第一四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道勇払郡占冠村は、鉄道沿線より一九・九キロの遠隔地にあり、主要食糧をはじめ、生活必需品のほとんどを他町村より移入しているため、運賃が加わり、物価は旭川市及び富良野町よりはるかに高価となつている。ついては、占冠村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道勇払郡占冠村は、その地理的悪条件ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道苫前町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道苫前郡苫前町長斎藤孝治郎外十四名）（玉置信一君紹介）（第一五九号）及び同（請願者　北海道苫前郡苫前町議会議長広瀬仁三郎外十五名）（森三樹二君紹介）（第三八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡苫前町は、留萌支庁管内の漁業の根拠地として、また農産物の集散地としてその将来を期待されている町であるが、本町住民の生活環境は全道有数の悪条件下にあり、ことに冬期は積雪量多く、住居、燃料、被服及び保健衛生に要する費用は多大であり、しかも生活必需品のうち、衣料品、雑貨類のほとんどを中央に依存する関係上、諸物価は他町村に比してはるかに高い現状である。ついては、苫前町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道苫前郡苫前町は、その産業事情ならびに特殊事情により諸物価は著しく高くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道中富良野村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道空知郡中富良野村長森善治外六名）（玉置信一君紹介）（第一六〇号）及び同（請願者　北海道空知郡中富良野村議会議長岡田長栄外五名）（芳賀貢君紹介）（第五八二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡中富良野村は、旭川市及びその周辺と同様冬期本道の極寒地帯であつて、多額の燃料、被服費を要し、諸物価高く、本村に居住する者は最低東京より二割以上の生計費を必要とするが、現実には二割程度低い給与を受けており、極度に生活水準を下げることによつて、生活を維持している状態である。ついては中富良野村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡中富良野村は、その特殊事情ならびに経済事情により諸物価は著しく高く生計費の増高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道鬼鹿村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道留萌郡鬼鹿村鬼鹿村長沖田稔外十一名）（玉置信一君紹介）（第一六一号）及び同（請願者　北海道留萌郡鬼鹿村議会議長大友栄吉外十一名）（森三樹二君紹介）（第三八三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道留萌郡鬼鹿村は、日本海に望むにしん漁場の中心地であるが、交通及び気候に恵まれず、物資のすべてを留萌市より移入しているため、諸物価は同市より約一割高となつて、本村在住者は衣食住及び経済面において非常な困難を来たしている。ついては、鬼鹿村の地域給を四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道留萌郡鬼鹿村は、その特殊な産業事情により諸物価は高くなり在住者の生活は著しく困難をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県金井村外十一箇町村の地域給指定に関する請願（請願者　山形市近郊町村地域給対策協議会連合会長高橋幸男外十名）（牧野寛索君紹介）（第一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形市近郊町村は、すべての面において山形市に依存する地域で、農産物、衣類、魚穀類及び雑貨類等は山形市より高く、冬期は衣服、暖房、防雪設備費等多額を要し、山形市より悪条件にある。ついては、南村山郡金井村、蔵王村、東沢村、南沼原村、飯塚村、椹沢村、東村山郡津山村、楯山村、出羽村、金井村、長崎村及び山辺村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県南村山郡東村山郡の各町村は、それぞれ山形市と経済事情を同じくし物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県勝呂村外四箇村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡入西村長浅見敏外四名）（山口六郎次君紹介）（第一六四号）及び同（請願者　埼玉県入間郡入西村議会議長平田吉之助外六十名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡勝呂村、三芳野村、入西村、大家村及び鶴ヶ島村は、交通上の要所で、且つ、武蔵自然公園の一部にして、本地区内に駐留軍の航空無線基地を有し、駐留軍将士及び都会人の来住がきわめて多く、ために物価は必然的に高く、公務員は生活の不安におそわれている。ついては、該勝呂村外四箇村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡勝呂村、三芳野村、入西村、大家村及び鶴ヶ島村は、その特殊事情により物価高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県坂戸町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡坂戸町長御厨利夫外九名）（山口六郎次君紹介）（第一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡坂戸町は、本郡西部地区における交通、経済、政治上の要衝であり、駐留軍基地があるため物価は必然的に高騰となり、生活費が他の市町と比べ割高となつているため、人事の交流に支障を来たしている。ついては、坂戸町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡坂戸町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内

閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県元狭山村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡元狭山村長栗原為吉外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡元狭山村は、同郡の南西部県境に位し、地域給二級地豊岡町、金子村、瑞穂町に接しているが、商品はおおむね入間川、所沢、八王子、青梅等より仕入れている関係上、これらの町村より物価高の実情にある。しかるに本村のみが一級地として取残されている。ついては、元狭山村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県入間郡元狭山村は、その経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県宮寺村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡宮寺村長石川佐助外四名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六七号）及び同（請願者　埼玉県入間郡宮寺村教育委員会教育長水野恵猛外四名）（山口六郎次君紹介）（第二四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡宮寺村は、東京都に隣接し、本村を囲む豊岡、立川、横田の米軍航空基地の存在は必然的に物価を高め、さらに生活必需品は都内より仕入れるため諸物価は一段と高騰している。ついては、宮寺村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県入間郡宮寺村は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県金子村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡金子村長中島幸太郎外六名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡金子村は、豊岡町、都下福生町及び所沢市に近接し、これらの町に米軍航空部隊の駐留するにおよんで物資の流出、労務の供給が激増し、日用雑貨、衣類、鮮魚等も高物価の青梅、八王子及び立川市方面から仕入れるため、物価は一般に割高となつている。ついては、金子村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県入間郡金子村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県三保谷村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡三保谷村三保谷中学校鈴木達二外四名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六九号）及び同（請願者　埼玉県比企郡三保谷村三保谷中学校職員代表田中康雄外二名）（山口六郎次君紹介）（第四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡三保谷村は、川越市に徒歩で二十分の地に位し、山田村に隣接し、この方面との交通ひん繁で人々の交流もおびただしく、物価も両市村に劣らぬ実情である。ついては、三保谷村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県比企郡三保谷村は、その交通事情ならびに経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県川角村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡川角村長小久保一郎外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第一七〇号）及び同（請願者　埼玉県入間郡川角村川角中学校長島野義三外五名）（松山義雄君紹介）（第四九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡川角村は、越生町、毛呂山町及び梅園村とともに越生ブロックを組織し、さきに地域給一級地に指定された越生町、毛呂山町とはまつたく一体不可分の関係にあり、加えて近年村勢は大いなる発展を遂げ、一級地としての指定条件は十分と認められる。ついては、川角村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県入間郡川角村は、その地理的条件によつて経済事情は支給地と同等である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県伊草村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡伊草村立伊草小学校職員代表林与三次外二名）（平岡忠次郎君紹介）（第一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡伊草村は、川越市に近接し、村内の諸物価は、川越市以上であり、さきに地域給一級地の指定をみた山田村とあらゆる点でそん色がない。ついては、伊草村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県比企郡伊草村は、川越市との関係によつて諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県出丸村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡出丸村出丸小学校長鈴木三郎外二名）（平岡忠次郎君紹介）（第一七二号）及び同（請願者　埼玉県比企郡出丸村長長沢亀寿外一名）（山口六郎次君紹介）（第四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡出丸村は、川越市及び大宮市に近接し、生活必需品はすべて両市からの供給によつてまかなわれているため、諸物価は両市よりも高い。ついては、出丸村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県比企郡出丸村は、その経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県中山村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡中山村大字中山関口政治外七名）（平岡忠次郎君紹介）（第一七三号）及び同（請願者　埼玉県比企郡中山村中山小学校職員代表石川正一郎外五名）（山口六郎次君紹介）（第四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡中山村は、川越市松山町の中間に位置し、物価はこれ等市町よりも高価なものもあつて、地域給一級地たるの資格は充分備えている。ついては、中山村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県比企郡中山村は、その地理的条件によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県入ッ保村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡入ッ保村小学校長立川政司外三名）（平岡忠次郎君紹介）（第一七四号）及び同（請願者　埼玉県比企郡入ッ保村立入ッ保小学校職員代表大曾根武治外三名）（山口六郎次君紹介）（第四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡入ッ保村は、北本宿村及び川越市に近接し、交通がひん繁で町からの影響が大きく、諸物価はこれら地域給支給地に比べて高位を示している。ついては、入ッ保村を地域給支給地に指定されたいというのである。

三、請願の議決理由

埼玉県比企郡入ッ保村は、交通事情等から諸物価は高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県小見野村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡小見野村立小見野小学校代表山口右喜外二名）（平岡忠次郎君紹介）（第一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡小見野村は、地域給一級地の北足立郡石戸村、入間郡松山田町と一里半、二級地の比企郡松山町と二里、三級地川越市と二里半のそれぞれ近接地にあり、生活条件も近似しているにもかかわらず無給地のため、優秀な人材をえ難いのみならず、村内在勤公務員は困窮をきわめている。ついては、小見野村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡小見野村は、その地理的条件により支給地の経済事情と同様にて公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県多胡村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県多野郡多胡村長大沢要八外二名）（小峯初多君紹介）（第一七六号）及び同（請願者　群馬県多野郡多胡村立多胡中学校長神宮勝茂外一名）（福田越夫君紹介）（第一一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県多野郡多胡村は、吉井町の南に隣接し、経済的には同町の一部であるがごとき状態にある。近年交通の発達とともに高崎市、富岡町、藤岡町に通勤するもの多く、生活様式もなんら都市と変らず、現在地域給支給の県下各地域に比べ、諸条件は少しもそん色がない。ついては、多胡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県多野郡多胡村は、その交通事情ならびに経済事情によつて、生活様式はなんら都市と異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県流山町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県東葛飾郡流山町長中村寅次外百七十八名）（吉川象光君紹介）（第一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡流山町は、松戸市及び野田市の中間に位し、これらの市内とほとんど変らない経済事情にあり、また東京都の衛星都市として人口はますます増加しつつある。ついては、野田市の地域給は三級地であり、松戸市が四級地であるにもかかわらず、流山町のみが一級地となつていることは不合理であるから、三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡流山町は、その地理的条件により経済事情は松戸市、野田市と異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県黒田庄村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多可郡黒田庄村長宮崎増之助外七名）（小林絹治君紹介）（第一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多可郡黒田庄村は、播州織の大生産地として、織布業を中心とする各種の商工業の躍進は実に目覚しいものがある。なお、本村は昨年西脇市制の発足に際し、これに編入されるべきところ地方自治法の関係から延期となつたもので、同市と同一経済事情にある。ついては、黒田庄村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

黒田庄村は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県田富村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県中巨摩郡田富村長田中重貞）（古屋貞雄君紹介）（第一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県中巨摩郡田富村は、甲府市に隣接する昭和村と密接不離の関係にあり、昭和村の児童も田富村の小、中学に通学している状況で、ともに甲府市依存の経済圏にある。しかるに甲府市の地域給は三級地、昭和村は一級地に指定され、田富村は甲府市以上の高物価であるにもかかわらず、無級地とされていることは不均衡である。ついては、田富村も昭和村同様の一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県中巨摩郡田富村は、その経済事情において甲府市と大差なく、物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県巨摩町の地域給引上げの請願（請願者　山梨県中巨摩郡巨摩町長名執斎一外十二名）（鈴木正文君紹介）（第一八二号）及び同（請願者　山梨県中巨摩郡巨摩町中学校教育委員長中込国治外十一名）（小村信一君紹介）（第九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県中巨摩郡巨摩町は、日常必需品を甲府市及び小笠原町に依存しているが、物価は各種統計においても割高となつており、近時交通機関の発達により甲府市に三十分、小笠原町に十分ということから、生活程度もこれら市町とほとんど同一となつている。ついては、巨摩町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県中巨摩郡巨摩町は、その経済事情によつて、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県上道町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県上道郡上道町藤原安三郎外二名）（和田博雄君紹介）（第一八三号）、同（請願者　岡山県上道郡上道町役場内軽部由喜夫外百七名）（小枝一雄君紹介）（第四七六七号）及び同（請願者　岡山県上道郡上道町岡山食糧事務所平島出張所藤原義雄外百七名）（大村清一君紹介）（第四七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上道郡上道町は、平島村、御休村及び角山村を合併

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡和気町は、県備南の中心地にして交通上の要地であり、特に昨年より宇野、東京間の急行列車も停車し、人と物との交流が盛んであり、日常生活必需品は阪神、常に高物価指数を示し、本町在勤公務員の生活ははなはだ困窮している。ついては、和気町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
和気町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県久米郡加美町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県久米郡加美町長杉山定香外一名）（橋本龍伍君紹介）（第一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県久米郡加美町は、地方事務所をはじめ各官公庁等の出先機関を擁し、郡下の政治、産業及び文化の中心地であり、郡内諸物資の集散地として岡山市、津山市に連けいしているため生活程度が高く、日常生活必需品も主にこの両市に依存するため両市よりも割高となつている。ついては、加美町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
加美町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県勝間田町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県勝田郡勝間田町長剱保清）（和田博雄君紹介）（第一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県勝田郡勝間田町は、消費地であるため生活必需品のほとんどを阪神地方に依存しているため、物価は阪神地方の一割ないし二割高となつており、加うるに主食並びに雑穀は姫新線を利用した買出人のやみ価格につり上げられ、現行一級地の勤務地手当では公務員の生活はますます困窮し、他地域への転出希望者が続出する現状である。ついては、勝間田町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
勝間田町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県矢掛町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県小田郡矢掛町地域給引上対策委員長石井強一郎外十名）（橋本龍伍君紹介）（第一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県小田郡矢掛町は、小田郡の中心地であるが、生活必需物資を倉敷市、玉島市及び笠岡市に求めているため、物価は常にこれら都市を上まわり、生活水準においてもほとんど差異を認められず、従つて本町が地域給一級地ということは不合理である。ついては、矢掛町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
矢掛町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県伊里町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡伊里町役場代表河崎亀三郎外九名）（橋本龍伍君紹介）（第一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡伊里町は、古来岡山県の文化発祥の地として、住民の文化的水準はきわめて高く、また工業地帯として近時よみに発達し、近く伊里町を中心とする市制実施の気運も高まつているが、生活必需品のすべてを京阪神及び岡山市方面に求めているので、これら都市よりも割高になり、公務員は日々の生活に苦しんでいる。ついては、伊里町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
伊里町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県吉永町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡吉永町地域給対策協議会長武元栗太郎外六十八名）（橋本龍伍君紹介）（第一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡吉永町は、全国的なグレー工業地帯で、その生産額は年間三億円に達するも、生活必需品は阪神及び岡山市に依存する消費地であるから、物価は岡山市よりも高く、加うるに工場新設等により住宅は極度に不足し、家賃の高いことは近郷にその例を見ないほどで、これら生活の悪条件は公務員の生活を著しく困窮ならしめている。ついては、吉永町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
吉永町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県日生町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡日生町議地引上対策委員会代表有吉敏治）（橋本龍伍君紹介）（第一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡日生町は、完全な消費地であつて、食糧品をはじめ生活必需品のすべてを阪神及び岡山市等に依存するため、非常に高物価となつているところ、本町主産業であるれんが工業の好景気に支配されて、ますます高騰せしめられている。ついては、近接諸市町との均衡を考慮して、日生町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
日生町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県和気町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡和気町長山崎重市外十八名）（橋本龍伍君紹介）（第一八九号）
同（請願者　岡山県和気郡和気町役場内日笠政治外四十四名）（進藤寛君紹介）（第四三〇三号）及び同（請願者　岡山県和気郡和気町議地設定対策委員会代表滝本増吉外四十四名）（大村清一君紹介）（第四四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡和気町は、県備南の中心地にして交通上の要地であり、特に昨年より宇野、東京間の急行列車も停車し、人と物との交流が盛んであり、日常生活必需品は阪神、常に高物価指数を示し、本町在勤公務員の生活ははなはだ困窮している。ついては、和気町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
和気町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県加美町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県久米郡加美町長杉山定香外一名）（橋本龍伍君紹介）（第一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県久米郡加美町は、地方事務所をはじめ各官公庁等の出先機関を擁し、郡下の政治、産業及び文化の中心地であり、郡内諸物資の集散地として岡山市、津山市に連けいしているため生活程度が高く、日常生活必需品も主にこの両市に依存するため両市よりも割高となつている。ついては、加美町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
加美町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して

採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県勝山町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県真庭郡勝山町長人見茂三郎）（橋本龍伍君紹介）（第一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡勝山町は、美作地方の政治、交通、文化及び経済の中心地にして、真庭郡におけるほとんど総ての官公署、学校等の施設が集中され、また本町附近に四箇所の温泉地の外、名所、古せきに恵まれ、四季観光客の出入がひん繁なるに加え、電源開発による労務者の大量流入によつて、物価の騰貴はいちじるしいものがある。ついては、勝山町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

勝山町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県香登町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡香登町長柴都寿男外六十六名）（橋本龍伍君紹介）（第一九二号）及び同（請願者　岡山県和気郡香登町小林敏男外六十名）（逢澤寛君紹介）（第二七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡香登町は、耕地面積が少なく、食糧を他地域に求めることはもちろん、その他日常必需品も大阪市、岡山市等に依存しているので、これら価格は都市を上まわつているが、近来隣接備前町の製鉄、れんが工業の好景気に影響され、物価はさらに高騰しており、公務員の生活は深刻なものがある。ついては、香登町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県和気郡香登町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しい高騰をきたし公務員の生活は深刻である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県妹尾町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県都窪郡妹尾町長同前才治外四名）（橋本龍伍君紹介）（第一九三号）及び同（請願者　岡山県都窪郡妹尾町議会議長沖久治外三名）（山崎始男君紹介）（第二一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡妹尾町は、都窪郡における政治、経済、交通及び文化の中心地で、県特産の花むしろ、畳表の集荷地であり、商店街は繁栄をきわめて、一大地方都市として発展の途上にあるが、米麦以外の必需物資のほとんどを岡山、倉敷両市より移入するため、物価は高騰し、住宅難とともに公務員の生活は困窮している。ついては、妹尾町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県三石町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡三石町長桑原強寿治外十二名）（橋本龍伍君紹介）（第一九四号）及び同（請願者　岡山県和気郡三石町役場西谷光男外百七十二名）（逢澤寛君紹介）（第二四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡三石町は、同地方まれに見る純工鉱業地帯であり、特殊の地形をなして周辺の農漁村との連携がなく、あらゆる面で阪神諸都市の経済的影響を受けている。従つて生活水準も生活必需物資の価格等もはなはだ高く、地域給四級地の岡山市と比べなんら異ならない実情にある。ついては、三石町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三石町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県北川村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡北川村長茂木恒之外六名）（橋本龍伍君紹介）（第一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡北川村は、東に矢掛町、西に井原町、南に笠岡市と接し、経済活況を呈する市町に接し、経済的影響を強く受けているので、生活程度が上昇し、物価は高く、本村在勤公務員の生活を脅かしている。ついては、北川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北川村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ難い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県三国村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡三国村長鳥本均外十名）（橋本龍伍君紹介）（第一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本請願の要旨は、岡山県和気郡三国村は、日常生活必需品のすべてを京阪神方面及び近隣市町村から移入するため、運賃、手数料が加算され、まれにみる高物価となり、本村在勤公務員に深刻な影響を与えている。ついては、三国村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三国村の経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鶴山村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡鶴山村長松田厚夫）（橋本龍伍君紹介）（第一九七号）及び同（請願者　岡山県邑久郡鶴山村農地農産対策委員会代表黒田幹一）（逢澤寛君紹介）（第三五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡鶴山村は、生活物資中農産物を除いては、むしろ都市よりも高価であり、東に香登町、備前町に、南に邑久町、西大寺市に、西は岡山市にそれぞれ接して、同一経済圏にあるにもかかわらず、これら市又は町が一級地ないし四級地の地域給を支給され、本村のみが無級地であることは不均衡である。ついては、鶴山村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鶴山村は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県春日村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡春日村長橋本明一外三十一名）（高橋瞬一君紹介）（第一九九号）及び同（請願者　広島

県浜安郡春日村議会議長高橋貞雄外三十名）（高橋等君紹介）（第三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県浜安郡春日村は、福知山市にバスで僅か十五分で達する近距離にあつて、生活必需物資のすべてを福知山市に依存するためと、近時本地方諸産業の発展に伴う従業員の待遇向上及び本村の消費地的性格と相まつて、諸物価は高騰し、公務員の生活は困難ならしめている。ついては、春日村を福知山市並びに福知山市隣接町村に劣らない地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

春日村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県大洲町の地域給引上げの請願（請願者　愛媛県喜多郡大洲町全官公庁地域給対策連絡協議会代表大野佐蔓）（井谷正吉君外三名紹介）（第二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県喜多郡大洲町は、本郡内の政治、経済、産業、交通及び文化の中心地であつて、町勢盛んで、町民の生活水準は近接の八幡浜市、松山市と大差なく、物価もそ菜を除く外、主食、衣料等はすべて両市から移入するため、両市より物価高となつている。ついては、大洲町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県喜多郡大洲町は、その経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県北宇和郡近永町の地域給引上げの請願（請願者　愛媛県北宇和郡近永町長川添日和郎）（井谷正吉君外三名紹介）（第二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県北宇和郡近永町は、宇和島市に隣接し、附近十一箇町村の中心地として、最近著しく発達した町で、人口の半数は俸給生活者及びその家族で占められ、生活物資は主食を除く外、すべてを宇和島市からの供給を受けているため、物価は高騰し、住宅難とともに公務員の生活は困難ならしめている。ついては、近永町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県北宇和郡近永町は、その経済事情により物価は著しく高騰して、公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県熊本市の地域給引上げの請願（請願者　熊本市南千反畑町三十六番地森高清次外一名）（松前重義君紹介）（第二〇七号）及び同（請願者　熊本市京町本町五十七番地林田正治）（松前重義君紹介）（第四一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県熊本市は、人口二十九万を有する全国第十三位の都市で、米軍の駐留、保安隊の設置による人口の増加と物価の高騰はなはだしく、現在地域給四級地の指定を受けている他の都市とまつたく同様の状態にある。ついては、熊本市を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

熊本市の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県岩戸村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡岩戸村長白杵丈次郎外七名）（熊谷憲一君紹介）（第二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡岩戸村は、福岡市と隣接し、本村人口の約三分の一は福岡市への通勤者家庭で、自然購買力は福岡市に移り、物価は常に上昇の傾向におかれ、本村在勤公務員は絶えず生活の脅威を受けている。ついては、岩戸村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩戸村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県志和池村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡志和池村長内村茂吉外二名）（持永義夫君紹介）（第二〇九号）及び同（請願者　宮崎県北諸県郡志和池村議会議長中水流万吉外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第三一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡志和池村は、日常生活物資のほとんどを都城市に求めているため、諸物価は運賃や仲買費が加わり、都城市よりはるかに高く、例年の台風、豪雨により田畑、家屋の被害は多大で、収入は半減し、加うるに環境衛生上の不利な立地にあるため、伝染病続発し、保健衛生費等の支出も多額を要し、物価の高騰と相まつて、公務員の生活を一そう窮地に追い込んでいる。ついては、志和池村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

志和池村の経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県下甑村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡下甑村長町弘志外七名）（冨吉栄二君紹介）（第二一〇号）及び同（請願者　鹿児島県薩摩郡下甑村議会議長戸塚哲三外六名）（池田清志君紹介）（第三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡下甑村は、きわめて交通不便な山間のへき地に位し、生産資源に乏しく、物資のほとんどを他から搬入しているため、物価は高騰し、さらに本年度から手打港築港工事及び奥地林道開設工事の開始が確定的であり、また駐留軍の駐とんが決定して、これらに伴う関係業者の流入は自然物価をつり上げ、生計費の激増することは明らかである。ついては、下甑村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

下甑村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県越ケ谷町及び大沢町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県南埼玉郡草加町字吉町山本勝市外二十名）（山本勝市君紹介）（第二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡越ケ谷町及び大沢町は、橋一つをもつて結びつき、埼玉県埼葛地方南部の行政、教育及び産業上の中心であり、交通の便よく、東武電車により東京都へ十五分で達し、東京都への通勤者もきわめて多く、町民の生活水準も高く、経済は東京都と直接関連している。ついては、越ケ谷町及び大沢町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町及び大沢町は、地理的条件により経済事情は東京都と直結している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県七塚町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県河北郡七塚町長笠田列和外九名）（喜多壮一郎君紹介）（第二四一号）及び同（請願者　石川県河北郡七塚町外日角遞査駐在所平内竹男外八名）（南好雄君紹介）（第九一二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県河北郡七塚町は、金沢市及び七尾市の中間に位し、人口一万を有しているが、日本海砂丘地にあつて、主食の米は皆無にひとしく、耕作面積も少なく、漁業、機業で生計をたてているため、生活必需物資のすべてを金沢市、津幡方面より移入販売されている実情で、都市以上の物価高である。ついては、七塚町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
石川県河北郡七塚町は、その地理的条件ならびに産業事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県河北郡宇ノ気町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県河北郡宇ノ気町長喜千城外十名）（喜多壮一郎君紹介）（第二四二号）及び同（請願者　石川県河北郡宇ノ気町郵便局長北野龍二外九名）（南好雄君紹介）（第九一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県河北郡宇ノ気町は、金沢市とあらゆる交通機関によつて結ばれ、日常生活物資のすべてを依存しているので、必然的に物価は金沢市以上となり、本町在勤公務員は生活苦に悩んでいる。ついては、宇ノ気町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
石川県河北郡宇ノ気町は、その交通事情にも金沢市ときわめて密接であり、経済事情は一体をなして物価は著しく高騰して公務員の生活を苦しめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県高松町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県河北郡高松町長山口弥太郎外五名）（喜多壮一郎君紹介）（第二四三号）及び同（請願者　石川県河北郡高松町高松駅長安田米吉外四名）（南好雄君紹介）（第九一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県河北郡高松町は、金沢市と七尾市の中間に位し、人口一万を有し、漁業、機業、かわら業の生産と高松ぶどうの生産中心地で、地方商業の要衝であるが、日本海砂丘地帯に属するため、米の生産少なく、生活必要物資のほとんどを金沢市の問屋を経て移入販売され、従つて金沢市以上の物価高で、郡内最も高物価を示している実情である。ついては、高松町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
石川県河北郡高松町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県阿下喜町の地域給指定に関する請願（請願者　三重県員弁郡阿下喜町長松本留雄外七名）（木村俊夫君紹介）（第二四四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県員弁郡阿下喜町は、郡内の中央に位し、隣村には大小工場が遠立して商工業、交通、金融の郡内中心地として来往商人も多く、町民の生活水準も高いが、生活必需品のすべてを名古屋、大阪方面より仕入るため、運賃、手数料の加算で高物価となり、さらに工場勤務者の好景気が一層物価を引上げている実情である。ついては本町公務員の生活がますます困窮しているから、阿下喜町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県員弁郡阿下喜町は、その産業事情ならびに経済事情により物価の高騰著しく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県宇治山田市の地域給引上げの請願（請願者　三重県宇治山田市黒瀬町千五百六十三番地宇治山田全官公庁協議会代表田島勘平）（橋本清吉君紹介）（第二四五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県宇治山田市は、伊勢神宮鎮座の都市で、旅館、みやげ物店その他接客業者が総人口の四割以上を占め、大阪、名古屋方面との交通至便のため、伊勢志摩国立公園指定以来、神宮参拝客と観光客が激増し、商人の往来もはげしく、諸物価は高騰し、町民の生活費はますます上昇する実情で、公務員の生活は困窮している。ついては、宇治山田市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県宇治山田市は、その経済事情ならびに特殊事情により諸物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県北郷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡北郷村長黒木一郎）（伊東岩男君紹介）（第二四六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮崎県南那珂郡北郷村は、県の南端山間へき地であり、俗に陸の孤島と呼ばれるごとく、交通の便がきわめて悪く、この地理的悪条件は物価に多大な影響を及ぼしており、さらに風水害県である宮崎県の中でも、もつとも被害を受ける特殊事情と相まつて、公務員の生活は過重の負担になやんでいる。ついては、北郷村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮崎県南那珂郡北郷村は、その地理的悪条件ならびにその特殊事情により、公務員は過重の負担に苦しんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県豊岡市の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県豊岡市長佐川辰夫外二名）（小島徳三君紹介）（第二四七号）及び同（請願者　兵庫県豊岡市議会議長谷岡友造外一名）（有田喜一君紹介）（第九五八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県豊岡市は、丹後の舞鶴市、丹波の福知山市、丹但の豊岡市、いわゆる三丹地方の三中心地として、両市と同格のものであり、物価指数においても同様である。しかるに地域給については、両市が四級地であり、すべての点において下

位にある豊岡市も三級地とされ、本市のみ二級地であることは不均衡である。ついては、豊岡市を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

豊岡市は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ難い実情であり、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県蕨沢村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡蕨沢村長石田弥一外六名）（平岡忠次郎君紹介）（第二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡蕨沢村は、農村地帯とはいえ、駐留軍基地豊岡町に隣接している関係上、諸物資は祖悪品にしている関係で、良質品を得るには豊岡、入間川、所沢等で購入するため、運賃だけ上まわり、俸給生活者は困窮している。ついては、蕨沢村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡蕨沢村は、その特殊事情ならびに経済事情により高物価にて、俸給生活者は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県東金子村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡東金子村長吉田善平外六名）（平岡忠次郎君紹介）（第二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡東金子村は、交通の便よく、東京都心に所要時間約一時間余で達する位置にあるため、文化の面において都会地の影響を受け、生活程度は高くなつており、また商品の大部分を豊岡、飯能、入間川等より購入しているため、物価は近接町村より高い状態である。ついては、東金子村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡東金子村は、その交通事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県三ケ島村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡三ケ島村中学校長大井貞三外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡三ケ島村は、地域給支給地の所沢市、豊岡町及び入間川町に近接し、経済生活上に大なる影響を受け、生活水準高く、生活必需品を他市町より購入するため生活費は上昇して、本村在勤公務員の生活は困難である。ついては、三ケ島村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡三ケ島村は、その経済事情により、生活費は高くして公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県羽生町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北埼玉郡羽生町羽生郵便局長萩原吉三郎外十名）（吉本正君紹介）（第二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡羽生村は、交通上の要地に位し、近来たび、被服を中心とする工業の異常な発展と相まつて、生活必需品の諸物価は近接の地域給二級地及び三級地となんら異ならず、公務員は最低の生活を余儀なくされている。ついては、羽生村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡羽生村は、特殊な産業事情ならびに経済事情により物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県北泉村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡北泉村長井上寿郎外六名）（杉村沖治郎君紹介）（第二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北泉村は、すでに地域給一級地に指定された本庄町に近接し、同町と生業物資の取引、生活用務の交渉きわめて密接で、文化及び生活水準においても、なんら異なるところがない。ついては、北泉村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡北泉村は、その経済事情によつて生活水準は本庄町と同等にあるという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県賀美村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡賀美村長伊藤浜五郎外五名）（杉村沖治郎君紹介）（第二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡賀美村は、生活物資の大半を本庄町並びに群馬県新町に求めるため、物価は両町より割高で、また地域給一級地の旭村及び神保原村と比べても物価高となつて、公務員の生活は困窮している。ついては、加美村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡賀美村は、その経済事情により物価高となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県小松市の地域給引上げの請願（請願者　石川県小松市長和田伝四郎外二十四名）（鍋島一君紹介）（第二六二号）及び同（請願者　石川県小松市郵便局長村上浅松外二十名）（喜多壮一郎君紹介）（第九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県小松市は、加賀地区の中心地であり、消費都市としての性格が強く、京阪神地方と密接なる経済関係にあるが、日用品雑貨品を中心とする生活必需品等は同方面より金沢経由で供給されるため、物価はこれらの地区に比較して高価で、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、小松市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小松市の物価水準および影響影響等よりして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県田鶴浜町の地域給指定に関する請願外一件（請願者　石川県鹿島郡田鶴浜町長杉森信也外十二名）（佐谷秀次君外一名紹介）（第二六三号）及び同（請願者　石川県鹿島郡田鶴浜郵便局長杉沢正治外十二名）（喜多壮一郎君紹介）（第九〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県鹿島郡田鶴浜町は、地域給二級地の七尾市に隣接し、地域的に、経済的に同市とまつたく同

[illegible]にあれども、[illegible]地[illegible]である。ついては、田鶴浜町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

七尾市に隣接する田鶴浜町の経済的諸事情等よりして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県坂本村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡坂本村長糸魚川政一）（平野三郎君紹介）（第二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡坂本村は、中津川市及び大井町の中間に位する農村で、交通の便良く、農産物の買出人多く、その物価指数は同市町より一割高であり、本郡内の最高を示して、公務員の生活は困窮している。ついては、坂本村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡坂本村は、その地理的条件によって物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県加茂郡太田町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県加茂郡太田町地域給支給地引上期成同盟会長上田吏朗）（平野三郎君紹介）（第二六五号）及び同（請願者　岐阜県加茂郡太田町長渡辺栄一外二名）（加藤鰐造君紹介）（第一〇六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡太田町は、半商半農の住民が多く、主食の生産量は年間需要量の三分の一にとどまり、日常生活物資は遠隔の地より供給を受けているため、物価は高騰し、住民の生活費は岐阜市、多治見市等と同等以上を要する現状である。ついては、太田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡太田町は、その産業事情ならびに経済事情によって物価は高騰し住民の生活は苦しい実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県岩村町及び本郷村の地域給引上げ等の請願（請願者　岐阜県恵那郡岩村町長平出善次外一名）（平野三郎君紹介）（第二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡岩村町及び本郷村は、恵南地区における経済、交通上の中心地で、一般商品を遠く名古屋市より移入するため他町村に比べて物価高で、また厳寒の冬期が長い関係上、保温用燃炭、衣料の出費が多大で、公務員の生活は困窮している。ついては、岩村町の地域給を二級地に引き上げ、無級地の本郷村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡岩村町及び本郷村は、その経済事情によって物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県付知町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡付知町長長谷川満二）（平野三郎君紹介）（第二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡付知町は、耕作面積わずか五パーセントという現状で、主食はもちろん野菜等も他地方からの移入に依存しているため、物価の高騰をきたしているが、木材の工業地及び集散地としての本町は特需景気と相まって木材及びその生産品の高騰に伴い、物価高に一層の拍車を加え、本町公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、付知町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡付知町は、その産業事情によって物価高をきたし、公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県明知町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡明知町長村上道保外十名）（平野三郎君紹介）（第二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡明知町は、古来より名古屋市との取引がさかんで、これがため運賃等が加算され、中津、大井、岩村方面より物価高となって、人事の交流に支障を来たしている。ついては、明知町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡明知町は、その経済事情によって物価高をきたし人事の交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県落合村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡落合村長井沢兵次郎）（平野三郎君紹介）（第二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡落合村は、隣接の地域給三級地の中津川市と地勢、文化、人情、風俗及び経済等なんら変るところなき地域で、日常生活物資のすべてを中津川市より移入しているため、高物価となり、人事の交流に多大の支障を来たしている。ついては、落合村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡落合村は、その経済事情によって高物価となり、人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県遠山村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡遠山村長佐々木村八外五名）（平野三郎君紹介）（第二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡遠山村は、現在地域給一級地の指定を受けているが、一般の生活水準と公務員の生活水準とに大きな隔離があり、且つ、現在二級地の指定を受けている各町村との間にもすこぶる不均衡、不合理なものがあって、人事の交流に大きな障害を来たしている。ついては、遠山村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡遠山村は、その経済事情によって公務員の生活水準低く、人事の交流に大きな支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県坂下町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡坂下町長吉村新六）（平野三郎君紹介）（第二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡坂下町は、現在地域給一級地に指定されているが、町制施行以来四十余年の歴史を有し、小市街の形態をなして交通、通光、特に附近一帯の木材集散地である等の点から、県下特異の位置を占めており、級地引上げの措置が必要と認められる。ついては、坂下町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡坂下町は、その産業事情の特殊性により物価も高くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県中野方村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡中野方村長山田稔）（平野三郎君紹介）（第二七二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡中野方村は、その大半が農家であるが、村民は村内の工場及び他の職場に職を求めている実状にあるため、衣類、副食物等の物資を高物価の大井町、長島町より移入するので、価格はそれ以上となり、公務員の生活に大なる脅威を与えている。ついては、中野方村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡中野方村は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたし、公務員の生活に大なる脅威を与えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県福岡村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡福岡村長瀬公平）（平野三郎君紹介）（第二七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡福岡村の生活水準は、隣接の地域給指定他町村とならん異なるところなく、物価指数は運賃等の加算によりむしろ高価であるにかかわらず、本村が地域給の無給地であることは不均衡、不合理であつて、人事の交流等に支障を来たしている。ついては、福岡村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡福岡村は、その経済事情によつて物価は著しく高いのにもかかわらず、無給地であることは人事交流等に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県笠置村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡笠置村長石原高一）（平野三郎君紹介）（第二七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡笠置村は、地域給の無支給地であるが、現在支給地となつている大井町及び長島町に近接し、村民の生活様式は両町とならん異ならず、生活水準は向上しており、人事の交流等に支障を来たしている。ついては、笠置村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡笠置村は、その村民の生活様式は隣接する大井町及び長島町と異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県阿木村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡阿木村長西尾源太外二名）（平野三郎君紹介）（第二七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡阿木村は、農山村でありながら、麦作の不適地で、主食は米に依存するの外なく、加えて国有林開発人夫による主食の消費は大きく、主食の需給自足は困難な現状にあり、又その他の生活必需品のすべてを大井、名古屋方面より移入するため、物価は高騰し、公務員の生活状態はきわめて苦しい。ついては、阿木村の地域給を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡阿木村は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は高騰し、公務員の生活状態は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下原田村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡下原田村長安藤重雄）（平野三郎君紹介）（第二七六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡下原田村は、村民の大部分が農業を営みつつ、林業に従事しており、従つて最近の木材界の好況に伴い自然生活程度は高くなり、一方物価は生活物資を主として名古屋、大井町から移入するため、運賃等がかさんで、高騰し、公務員生活の脅威となつている。ついては、下原田村の地域給を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡下原田村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は高騰し、公務員の生活を脅しているの実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県鶴岡村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡鶴岡村長西尾茂重外五名）（平野三郎君紹介）（第二七七号）及び同（請願者　岐阜県恵那郡鶴岡村議会議長加藤俊三外四名）（橋爪文郎君紹介）（第三一〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡鶴岡村は、陶土及び寒天の産業を主とし、その生産量は全国的なものであり、生活水準及び物価指数は相当高位にあるが、地域給の支給を受けていないので、公務員の給与は本村の民間給与に比し著しく低位におかれ、さらに現在これが支給地町村に比べてもすこぶる不均衡となつている。ついては、鶴岡村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡鶴岡村は、その産業事情の特殊性により公務員の給与は民間給与に比し、著しく低くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県串原村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡串原村長成瀬清）（平野三郎君紹介）（第二七八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡串原村は、豊山村であるが、土質悪く米の生産少なく、年間七百石を移入している状態で、また魚介類、衣類等を明知町、愛知県方面より購入するため、諸物価はこれら地域より高価であり、公務員の生活に脅威を与えている。ついては、串原村の地域給を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡串原村は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰して公務員の生活に脅威を与えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、

内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県三郷村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡三郷村長小林喜八）（平野三郎君紹介）（第二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡三郷村は、日常生活必需品を近接する大井町及び長島町より移入しているので両町よりも割高で、文化的影響も強く、生活程度が両様に高くなっている。しかるに両町は地域給二級地に指定され、本村が無級地であるのは、はなはだ不均衡である。ついては、三郷村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡三郷村は、その経済事情により生活程度が上昇している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県上村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡上村長五島鹿之右衛門）（平野三郎君紹介）（第二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡上村は、労働者の入割が林業に従事し、木材業の好況に伴つて賃金が上昇しており、また発電所も三箇所あつて従業員の高収入などから、本村の生活水準は高く、しかも山村の地理的条件から生活物資も高価で、民間給与よりはるかに低位にある公務員の生活はいちじるしく窮乏している。ついては、上村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡上村は、その産業、経済事情により生活水準は高く、物価高騰して、公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県加子母村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡加子母村長伊藤佐右衛門）（平野三郎君紹介）（第二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡加子母村は、米麦の三分の二を自給できるのみで、生活必需物資は中津川市をはじめ岐阜、名古屋両市より移入するため、これらの都市を上まわる物価指数を示し、また文化施設に乏しく、地域給が支給されない等の生活の悪条件は人事行政上はなはだ障害となつている。ついては、加子母村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡加子母村は、その経済事情により物価は著しく高騰し、公務員の人事行政に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県蛭川村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡蛭川村長永沿清逸）（平野三郎君紹介）（第二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡蛭川村は、天然奇岩多く、わけても紅岩及び「ひとつばたご」は有名で、また本村西側には笠置山があつて、南朝遺せきの数々を残し、近郷官庁、会社工場の職員慰安の遊山として中京、名古屋を中心とする都会人の往来ひん繁で、自然物価水準は割高である。ついては、蛭川村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡蛭川村は、その特殊事情によつて、物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県錦津村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県可児郡錦津村長川村房雄外二名）（平野三郎君紹介）（第二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県可児郡錦津村は、南は御嵩町及び中町に、西は伏見町及び兼山町に、北東は八百津町にそれぞれ隣接し、経済並びに文化等相互に交流して、地域給支給の条件としては同一環境にあるが、これら各町はすべて一級地とされ、無級地の本村は人事交流等においてはなはだ困難な実情にある。ついては、錦津村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県可児郡錦津村は、その経済事情ならびに文化事情において周辺の支給地と異るところなく、人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県吉田村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡吉田村長阿部廉平）（平野三郎君紹介）（第二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県恵那郡吉田村は、すでに地域給を支給された明知町（一級地）、恵町（二級地）の中間に位し、諸物価は高く、公務員の生活は隣接両町に比して苦しいにもかかわらず、地域給が支給されていないことはまことに遺憾である。ついては、吉田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県恵那郡吉田村は、その地理的条件並びに経済事情において物価高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県武佐村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡武佐村長中村作三）（青柳一郎君紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
滋賀県蒲生郡武佐村は、すべての日常必需品を京阪神に依存し、物価は運賃等が加算され、常に京阪神を上まわつている。さらに都市よりひん繁にやみ商人が出入し、主食その他の農産物を不当につり上げ、機会量の多い地理的特殊性と相まつて、公務員の生活はいちじるしく窮迫している。ついては、武佐村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
武佐村は、地理的、経済的特殊事情等からして、生活必需物資は他より依存しているため、いきおい在住公務員の生計費も増高を来たしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県金田村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡金田村長松原五百蔵）（青柳一郎君紹介）（第二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
滋賀県蒲生郡金田村は、地域給二級地である八幡町の隣接近江八幡駅の所在地にして、八幡町とは密接不離の関係にあり、さらに都市よりひん繁にやみ商人が出入し、諸物価を不当につり上げ、本村在勤公務員の生活は困窮している。ついては、金田村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
金田村は、地理的、経済的特殊事情等からして、生活必需物資は他より依存しているため、いきお

い在住公務員の生計費も増高を来たしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県丹波市町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県山辺郡丹波市郵便局長川村茂樹外二十名）（八木一男君紹介）（第三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県山辺郡丹波市町は、天理教会本部の所在地で、全国にもまれにみる宗教都市として発展して、人口の密度大で、生活水準高く、物価は県下随一の高物価で、本町在勤公務員の生活は窮乏の度合を深めている。ついては、丹波市町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

丹波市町は、その立地条件からして、生活必需物資は他より依存しているため、いきおい在住公務員の生計費も増高を来たしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県二階堂村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県山辺郡二階堂村長堀内喜内外六名）（仲川房次郎君紹介）（第二八八号）及び同（請願者　奈良県山辺郡二階堂村二階堂郵便局長上田喜一外五名）（八木一男君紹介）（第三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県山辺郡二階堂村は、一万二千の人口を擁する大村で、丹波市町に隣接する関係から住宅地として発展し、生活水準高く、且つ、大阪市との交通至便で、その影響を受けること敏感で、諸物価は高騰し、在勤公務員の生活は困窮している実情にある。ついては、二階堂村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

二階堂村は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県中荘村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡中荘村校場職員代表鶴本圭作外四名）（仲川房次郎君紹介）（第二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡中荘村は、いわゆる林業吉野の玄関に当つて、上市町及び吉野町とともに木材の集散、製材工場の中心地帯で、産業、交通上の要地であるのみならず、観光大和の一環となつている。しかるに地域給においては、両町が二級地となつているにもかかわらず、本村は無級地として放置されているのは遺憾である。ついては、中荘村も二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中荘村は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県吉野町外三箇町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県吉野郡上市町長島田弘）（仲川房次郎君紹介）（第二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡吉野町、上市町、下市町及び大淀町は、総人口三万六千を有し、近く吉野市として市制実施の計画が進められているが、これら各町は吉野熊野国立公園を控え、五十万人を下らぬ観光客が来遊し、さらに木材関係業者の豊富な購買力によつて、古来「吉野の高価」といわれるごとく、県下第一位の高物価地域である。ついては、該吉野町外三箇町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

奈良県吉野郡吉野町外三箇町の地理的、経済的特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県龍門村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡龍門村官公庁職員代表谷口政市外二名）（仲川房次郎君紹介）（第二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡龍門村は、主産業である木材価格の騰貴、あるいは現在計画進行中の吉野川、十津川総合開発に伴う労務者の移住等により近来物価の高騰著しく、同様の経済事情下にある上市、吉野、大淀及び大宇陀の隣接各町はいずれも地域給二級地に指定されている。ついては、これら各町と同様に龍門村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

龍門村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県美作町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県英田郡美作町長水島計次郎）（大村清一君外二名紹介）（第二九二号）及び同（請願者　岡山県英田郡美作町北山中谷秀雄外八十二名）（小枝一雄君紹介）（第一五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡美作町は、姫路、津山両市の間に位する国鉄姫新線沿線の消費都市で、生活必需品のすべてを遠く阪神地区又は山陰地方等から移入しているため、その価格は運賃等が加算されて、阪神地区あるいは近接中小都市のそれを上まわるものが数多く、公務員は生活上の苦境にあえいでいる。ついては、美作町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

美作町は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県大宮村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡大宮村柴田剛太）（並木寛君紹介）（第二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡大宮村は、西に隣接する西大寺市が地域給二級地であり、東及び北に隣接する鹿忍町、邑久町はいずれも一級地に指定され、その中間にある本村のみが無級地とされているため、人材の採用にも少なからず困難を来している。ついては、大宮村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大宮村は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

国府村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡国府村全官公職員協議会代表若浦上今治）（第二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡国府村は、西大寺市、牛窓町、香登町及び備前町等に近接し、生活水準はこれらと同等であり、物価はむしろ上まわっている現状であるにかかわらず、ひとり本村のみ、地域給支給地となっていないことは、はなはだ不均衡であり、このため人事の交流に多大の支障を来している。ついては、国府村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県邑久郡国府村は、その地理的条件により近接支給地よりも物価は高騰して人事の交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県三原市の地域給引上げの請願（請願者　広島県三原地区地域給対策協議会長三原市助役西原直外八名）（第二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年三月二十日広島県三原市に合併された旧長谷村（現在の新倉町、長谷町、沼田町及び小坂町）は、地域的に、経済的に三原市とまったく同一条件下にある。ついては、地域給の均衡上、本村を旧三原市と同等の三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三原市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県弘岡上ノ村外八箇村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県吾川郡弘岡中ノ村長森岡深太外四十一名）（長野長廣君紹介）（第二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県吾川郡弘岡上ノ村、西分村、芳原村、秋山村、森山村、仁西村、諸木村、弘岡中ノ村及び弘岡下ノ村の九箇村は、現在地域給一級地の指定をうけている高岡町、八田村等と地理的諸条件並びに経済産業上の諸事情及び文化生活程度等においてなんら異ならず、むしろそれ以上の条件を具備している。ついては、該各村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県吾川郡弘岡上ノ村、西方村、芳原村、秋山村、森山村、仁西村、諸木村、弘岡中ノ村、弘岡下ノ村の九箇村は高知市の西南隣接地であり、現行三級地の高知市と可成の断層を形成する。従つてその均衡をうる意味からいつて当該諸村の要求は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県大崎町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県囎唹郡大崎町長溝口猛男）（山中貞則君紹介）（第二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県囎唹郡大崎町は、交通の要衝に位し、製糸その他の工業が発達した南部大隅五箇町村の中心地であつて、生活程度高く、且つ、日常必需品を鹿児島市及び都城市より購入しているため、村内の販売価格はこれら仕入先価格より上まわり、加えて工場労務者の増加により、物価は一層つり上げられている。ついては、大崎町の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大崎町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県入来町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡入来町長今村冨士廣外一名）（池田清志君紹介）（第三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡入来町は、薩摩郡の中央に位する交通至便な温泉地で、四季観客及び湯治客の来往がひんぱんであり、しかも生活必需物資を川内市、串木野市、鹿児島市方面からの移入に依存しているため、諸物価の高騰著しく、隣接の川内市と同様の物価指数を示している。ついては、入来町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

入来町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道三石郡三石町の地域給引上げの請願（請願者　北海道三石郡三石町長広田時治外四名）（山中貞則君紹介）（第三一〇号）及び同（請願者　北海道教員組合三石支部長田口哲夫外二名）（森三樹二君紹介）（第三六八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道三石郡三石町は、地理的悪条件から生産工場は皆無で、すべての消費物資を他町村より移入し、加えて浦河、幌泉等方面よりの主要食糧の買出人多く、むしろ札幌市より物価高の状況である。ついては、三石町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道三石郡三石町は、その地理的悪条件ならびに経済事情より物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道女満別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道網走郡女満別町長杉本氏一外二名）（本名武君紹介）（第三二一号）及び同（請願者　北海道網走郡女満別町議会議長吉田要治外二名）（永井勝次郎君紹介）（第三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道網走郡女満別町は、純農村地帯であるが、米麦非生産地帯の根室、釧路、十勝の消費地を控えているため、農産物価は高く、また生活必需物資のすべてを近接各都市よりの移入に依存している関係上、その物価は近接諸都市を上まわつて、本町在勤公務員の生活は困窮するばかりである。ついては、女満別町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道網走郡女満別町はその産業事情ならびに経済事情より高物価をきたし公務員の生活は困窮するばかりである実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道江別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道札幌郡江別町長古田島富平外二十四名）（横路節雄君紹介）（第三二三号）、同（請願者　北海道札幌郡江別町議会議長中村幸佐久外二十三名）（森三樹二君紹介）（第三七一九号）及び同（請願者　北海道札幌郡江別町江別地区警察署長森敦男外二十四名）（横路節雄君紹介）（第五〇五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡江別町は、札幌市とまったく同一の経済圏内にあるのみならず、その物価は東京都に匹

敵している。ついては、江別町の地域給を札幌市と同一の四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道札幌郡江別町は、その経済条件は全く札幌市と同一であるという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道由仁町の地域給引上げの請願（請願者　北海道夕張郡由仁町長多田了介外一名）（山中日雲史君紹介）（第三二四号）及び同（請願者　北海道夕張郡由仁町議会議長亀淵丈平）（森三樹二君紹介）（第三七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道夕張郡由仁町は、東は大炭鉱都市夕張市（三級地）の交通の要衝にあり、南は新興都市の千歳町（三級地）及び純消費地の追分村（二級地）と接し、文化の交流並びに物資流通の中心をなしており、諸物価は札幌市をはるかに上まわる現状である。ついては、由仁町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道夕張郡由仁町は、その交通上ならびに経済上の諸条件より物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県五城目町の地域給引上げ等の請願（請願者　秋田県南秋田郡五城目町長菊地米蔵外一名）（石山權作君紹介）（第三二五号）及び同（請願者　秋田県五城目町議会議長畠山秋太）（細野三千雄君紹介）（第八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡五城目町は、主食その他の生活必需物資が自給できず、その大半を他の市町村より移入するため、運賃、諸経費の加算によつて、相当の物価高となり、また、冬期は積雪、寒冷はなはだしく、半年間は冬ごもりの実態で、衣料、燃料費の額は大きく俸給生活者は最低生活も維持しえない有様である。ついては、五城目村の地域給及び寒冷地手当を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡五城目町は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県矢立村の地域給指定等に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡矢立村長岩沢義男外十九名）（石山權作君紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県北秋田郡矢立村は、本県の北端に位し、白沢営林署の出かせぎ人夫、温泉湯治客等のため、諸物価は高騰し、隣接市町となんら異なるところなく、さらに冬期は最低気温零下十八度内外で、これがため燃料費は年々増加し、公務員の生活は困窮している。ついては、矢立村を地域給支給地並びに北海道と同様な石炭手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県北秋田郡矢立村は、その地理的条件ならびに特殊事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県外旭川村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡外旭川村長三浦金治外三名）（石山權作君紹介）（第三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡外旭川村は、まつたく秋田市同様の近接村で、単作地であり、米以外のすべての生活必需品を秋田市より移入するため、物価は同市と同じであるが、地域給無級地の関係上、公務員の生活は困窮している。ついては、外旭川村を秋田市なみの地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡外旭川村は、その経済事情は秋田市と何ら異なるところなく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県早口町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡早口町長高橋怡一郎外二名）（石山權作君紹介）（第三二八号）、同外一件（請願者　秋田県北秋田郡早口町早口中学校田中長七外十九名）（細野三千雄君紹介）（第八八一号）及び同（請願者　秋田県北秋田郡早口町郵便局小笠原末治外十六名）（細野三千雄君紹介）（第二二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県北秋田郡早口町は、大館市、鷹巣町の中間に位する消費地で、生活必需品をはじめ衣料、魚貝、果実等のすべてを他から移入しているため、物価は非常に高く、公務員の生活はいちじるしく困窮している。ついては、早口町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県北秋田郡早口町は、その経済地理的条件によつて物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県昭和町の地域給指定等に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡昭和町長高橋清一外五名）（石山權作君紹介）（第三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡昭和町は、商業都市として、また交通の要衝として発展して来た都市的町村で、生活水準高く、物価も本郡下最も高いが、未だ地域給の無級地であるため、本町在勤公務員の生活は困窮している。ついては、昭和町の地域給を二級地並びに寒冷地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県昭和町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県川連町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県雄勝郡川連町長橋渡辰次郎外九名）（石山權作君紹介）（第三三〇号）及び同（請願者　秋田県雄勝郡川連町議会議長上坂六太郎外八名）（飯塚定輔君紹介）（第二八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県雄勝郡川連町は、漁業地であり、消費地である関係上、主食その他の生活必需品を他町村より移入するため、物価が著しく高価となり、特に冬期は降雪量多く、物資の仕入れが困難となり、物価は必然的に高騰して、本町在勤公務員は困窮している。ついては、川連町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県雄勝郡川連町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県川連町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県雄勝郡川連町長橋渡辰次郎外九名）（石山權作君紹介）（第三三〇号）及び同（請願者　秋田県雄勝郡川連町議会議長上坂六太郎外八名）（飯塚定輔君紹介）（第二八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県雄勝郡川連町は、漁業地であり、消費地である関係上、主食その他の生活必需品を他町村より移入するため、物価が著しく高価となり、特に冬期は降雪量多く、物資の仕入れが困難となり、物価は必然的に高騰して、本町在勤公務員は困窮している。ついては、川連町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県雄勝郡川連町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会衆議院会議録第三十九号附録（その一）（二）

宮城県生出村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県名取郡生出村大字茂庭中ノ瀬十三番地生出村勤務地手当対策協議会委員長佐々木勇）（内海安吉君紹介）（第三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県名取郡生出村は、仙台市に隣接し、その地理的関係より人口は毎年に増加し、農業を主とした本村の農産物では三、四箇月分をまかなうに過ぎず、従つて生活必需品のほとんどを仙台市より移入し生活を維持しているが、近年同市の人口の激増はあらゆる物価の高騰を来し、ために村民の生活はきわめて不安におそわれている現状である。ついては、生出村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県名取郡生出村は、その経済事情により著しき物価高をきたし、村民の生活はきわめて不安であるという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県角田町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県伊具郡角田町長佐藤聡平外九名）（佐々木更三君紹介）（第三三二号）、同（請願者　宮城県伊具郡角田町牛舘二番地加藤誠外十五名）（竹谷源太郎君紹介）（第四九五号）、同（請願者　宮城県伊具郡角田町県教育委員会事務局伊具地方出張所長大野睦雄外十五名）（只野直三郎君紹介）（第三三三号）、同（請願者　宮城県伊具郡角田町伊具家畜保健衛生所長吉田寿外十五名）（小山倉之助君紹介）（第三八四五号）及び同（請願者　宮城県伊具郡角田町立角田中学校加藤誠外九名）（庄司一郎君紹介）（第四一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡角田町は、鉄道に恵まれないところで、すべての物資を自動車によつて搬入するため、運賃がかさみ、日用品、雑貨類は仙台市及びその他の地域と比べて著しく高価となり、本町在勤公務員の生活はおびやかされ、交通利便な物の安い地方に転出を希望するものが多い現状である。ついては、角田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県伊具郡角田町は、その特殊な経済事情によつて物価は著しく高騰をきたし公務員の生活は脅威をうけている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県津田沼町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県千葉郡津田沼町長白鳥義三郎）（吉川兼光君紹介）（第三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県千葉郡津田沼町は、国鉄及び京成電鉄沿線の新興市街地として唯一の市制未施行地であり、さきに千葉市、船橋市が地域給四級地に、本町は三級地と指定されているが、本町は生活必需品を両市に依存する関係上、物価は割高となり、人事の交流等に困難を来たしている。ついては津田沼町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県千葉郡津田沼町は、その特殊事情により物価は著しく高騰し、人事交流に困難をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県小金町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県東葛飾郡小金町長林重喜外六名）（吉川兼光君紹介）（第三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡小金町は、東京都の近郊地にして、松戸、市川、船橋、野田等一円の都市に囲まれ、経済事情は都市なみの高騰を示している現状で、本町公務員は高物価の生計費のため困窮している。ついては、小金町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡小金町は、その経済、地理的条件により、物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県加須町及び不動岡町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北埼玉郡加須町長関口茂忠外十九名）（青木正君紹介）（第三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡加須町及び不動岡町は、近時工業市街として発達目覚ましく、近隣町村より工員の集散は日に七千余に上り、これが消費物価の高騰に影響し住宅、日用品等の入手もすこぶる困難で、特に日常必需物資は東京都方面より移入する関係上、運賃が加算されて、高価格を示している。ついては、加須町及び不動岡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡加須町及び不動岡町は、その産業経済事情により、物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県北吉見村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡北吉見小学校職員代表江中朔良外三名）（山口六郎次君紹介）（第三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡北吉見村は、地域給二級地の松山町、鴻巣町及び吹上町の中間に位し、本村より東京及び県南都市に通勤する者きわめて多く、人口の密度大で、物品はむしろ近接三箇町以上である。ついては、北吉見村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡北吉見村は、その地理的条件より物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県八和田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡八和田村長千野幸三郎外三十八名）（山口六郎次君紹介）（第三三八号）及び同（請願者　埼玉県比企郡八和田村議会議長塚越靖太郎外三十九名）（赤城宗徳君紹介）（第四五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡八和田村は、地域給一級地の小川町、大河村とともに、いわゆる小川盆地を形成する地域として、行政上、産業上まつたく軌を一にし、その生活水準は小川町と同様である。ついては、八和田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡八和田村は、その産業事情より生活水準は小川町と同様であるという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県東吉見村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡東吉見村第一小学校職員代表岡安熊次外四名）（山口六郎次君紹介）（第三三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡東吉見村は、本郡の中心都市松山町と北足立郡鴻巣町との中間に位し、物価は両町を上まわつており、生活の程度においても差異を認められないが、両町の地域給は二級地に指定され、木村は無級地であるため、人事の交流上はなはだ支障を来している。ついては、東吉見村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡東吉見村は、その地理的条件より周辺の町と生活程度を同じくして、無級地であるが故に人事交流に支障を来している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県南吉見村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡南吉見小学校職員代表柳田恵外四名）（山口六郎次君紹介）（第三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡南吉見村は、本郡の中心都市松山町と北足立郡鴻巣町との中間に位し、経済的に直結しているが、今般地域給の指定に当つては、両町はそれぞれ二級地とされ、本村が無級地であることは不均衡であるのみならず、人事交流上はなはだ支障を来している。ついては、南吉見村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡南吉見村は、その経済事情により人事交流に大いに支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県犬山町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県丹羽郡犬山町長岩田金平）（河野金昇君紹介）（第三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県丹羽郡犬山町は、日本ライン並びに白帝城等をもつて著名の観光都市である上に、大日本及び東洋の二大紡績会社その他の工場を擁する産業都市として、濃尾平野東北部における交通、文化の中心地である、従つてあらゆる方面からしても、町民一般の生活程度は相当に高く、物価は大都市以上である。ついては、犬山町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県丹羽郡犬山町は、その特殊事情ならびに産業事情により、物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県古知野町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県丹羽郡古知野町長古池元吉）（河野金昇君紹介）（第三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県丹羽郡古知野町は、戸数の約半数以上は集団して都市形態をなし、商家軒を連ねて繁栄し、各種工業もまた盛んであるため、一般の日常生活程度はきわめて高く、諸物価も名古屋市、一宮市に比べてむしろ高価であり、本町在勤公務員は生活難に追われている。ついては、古知野町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県丹羽郡古知野町は、その産業、経済事情により諸物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県富雄町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県生駒郡富雄町長吉崎治郎外九名）（仲川房次郎君紹介）（第三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県生駒郡富雄町は、大阪市の最近接町にして大阪経済圏にあり、有産階級の別荘地として大阪市民的存在となり、娯楽、文化、衛生等の施設が必然的に高度に取り入れられているので、一般生計係数がすこぶる高まつている。しかるに地域給は一級地に据え置かれ、この特殊事情を考慮されていないのは遺憾である。ついては、富雄町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

富雄町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を来たし、在住公務員の生活は貧困を極めている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県白銀村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡白銀村長米田作長外十五名）（仲川房次郎君紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡白銀村は、近時果実、ゆり等農産物の増産が盛んで、村経済をいちじるしく豊かにし、またバスの運行開始、縦貫道路の完成等により、隣接地域給一、二級地以上の発展を遂げているが、無級地のため公務員の生活は困難な状況にある。ついては、白銀村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

白銀村は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を来たしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県賀名生村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡賀名生村長桝田亮雄外十三名）（仲川房次郎君紹介）（第三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡賀名生村は、近時総合開発の着工、五新鉄道の敷設、観光施設の完備及び村内産業の開発等により、隣接地域給一、二級地以上の発展を遂げているが、未だ無級地であるため公務員の生活は困難な状況にある。ついては、賀名生村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

賀名生村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ難い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。な

お、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県宗檜村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡宗檜村長和泉要市外二十一名）（仲川房次郎君紹介）（第三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡宗檜村は、吉野杉の産地として、年間の生産高は実に九万五千石に達するのみならず、ひのき、松及びしゆろ等の林産に恵まれ、斯業の好況は強く生活程度に反映し、物価に影響している。しかも紀の川、十津川総合開発着工に伴う人口増加は、さらに物価を刺激し、公務員の生活にはなはだ脅威を与えている。ついては、宗檜村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宗檜村は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を来たしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県本山町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県長岡郡本山町長山中利亀外十八名）（濱田幸雄君紹介）（第三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡本山町は、地勢的に土佐のチベットと称せられるごとく交通不便の地にあるが、嶺北地方の政治、経済及び文化の中心地であり、生活必需物資の相当量を高知市から仕入れるので、物価は同市よりもはるかに上まわり、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、本山町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県長岡郡本山町は、物価の高い点からいうも、又生活水準の点から見ても、従来やや不遇の観があった。従つて当町の要求は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県吾桑村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡吾桑村長島崎秀則外七名）（濱田幸雄君紹介）（第三四八号）及び同（請願者　高知県高岡郡吾桑村吾桑中学校長白木南海四外六名）（佐竹晴記君紹介）（第五四二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡吾桑村は、須崎町より四キロの地点にあり、いわゆる須崎地区として同町と一体的共同関係にあつて、県下中央部の一大文化、商工業地帯を構成している。しかるに須崎町は地域給二級地に指定され、本村が未だ無給地であることはなはだ不合理である。ついては、吾桑村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡吾桑村は、須崎町（現行二級）より一里のところにあり、その経済的、地理的観点からその要求は概ね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県佐喜浜町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県安芸郡佐喜浜町長金野二吉外一名）（濱田幸雄君紹介）（第三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡佐喜浜町は、年間漁業による産額一億数千万円、林業においては数千万円の生産を挙げる活況を呈し、交易上、阪神地区と密接な関係にある実情から、町民の生活は高水準であり、高物価であるがため、低給与にある公務員の生活は過重な負担にあえいでいる。ついては、佐喜浜町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県安芸郡佐喜浜町は、漁業生産、林業生産において可成の生産額がありその生活水準は高い、従つて当町の要求は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県甲浦町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県安芸郡甲浦町長井上役松外一名）（濱田幸雄君紹介）（第三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡甲浦町は、県の最東部の徳島県境に位し、生活必需物資は地域的悪条件から、運賃が加わり、他地域に比べいちじるしく高物価である。加うるに指定避難港としての甲浦港を擁するので、漁船及び貨物船の出入はげしく、さらに物価をつり上げ、公務員の生活に深刻な影響を与えている。ついては、甲浦町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県安芸郡甲浦町は、当県の最東部徳島県との境にあり、極めていん振な漁港で其生活水準も極めて高い。従つて当町の要求は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県安芸郡甲浦町の地域給引上げの請願（請願者　高知県安芸郡安芸町西浜三百七十六番地安芸町地域給引上連絡協議会長浜川寿男）（濱田幸雄君紹介）（第三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡安芸町は、高知県東部における要衝として、本郡の行政、経済の中心地であるとともに、県下東部各町村の物資の集散地として、活況をきわめ、名実ともに県下第一の町であるが、隣村東川村の発電工事施工に伴い、四千余りの人夫が移住したので、物価は二、三割の高騰を来して、優秀公務員の保留、確保に困難を来たしている。ついては、安芸町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県安芸郡安芸町は、県東部の中心都市であり、高知市についての生活水準の高いところである。従つてその要求は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県戸波村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡戸波村長矢野武章）（濱田幸雄君紹介）（第三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡戸波村は、本郡東部地域では高岡に次ぐ大村で、主食を除く、日用品、衣類等のほとんどを高知市からトラックにより移入されるため、運送費がきわめて高額となり、総体的に高知市、高岡町、須崎町等に比べ、同等あるいはそれ以上の高物価である。ついては、戸波村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡戸波村は、高物価の地として有名であり、その要求も自から妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県宇佐町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡宇佐町長福田清太郎）（濱田幸雄君紹介）（第三五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡宇佐町は、総戸数の四割は水産加工、魚商、船大工等の水産業に従事し、生活必需品は水産物を除く全部を高知市、高べきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡町に依存する消費地であるため、物価はこれら都市を上まわるほどであり、本町在勤公務員の毎月の生活は困難をきわめている。ついては、宇佐町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡宇佐町は、狭あいなる地域に人口密度も高く県水産業、水産加工業の最も盛なところでその要求は妥当なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県高岡郡高岡町の地域給引上げの請願（請願者　高知県高岡郡高岡町長西原貞外十三名）（濱田幸雄君紹介）（第三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡高岡町は、本郡東部及び隣接吾川郡南部地域の政治、文化、経済の中心地であるが、日常生活物資は高知市よりトラックで搬入されるため、必然的に同市より高物価で、生活水準においても同市に近似している。ついては、高岡町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡高岡町は、郡の中心都市で生活水準もまた極めて高い、従つて当町の要求も概ね妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県夜須町外四箇町村の地域給引上げ等の請願（請願者　高知県香美郡赤岡税務署長大橋龍一外三十四名）（濱田幸雄君紹介）（第三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡夜須町、野市町、岸本町、赤岡町及び吉川村は、耕地少なく、日々消費する野菜はもちろん、その他の必需品をほとんど阪神地方に依存し、いわゆる香南地区としてその経済事情を同じくしているが、本地区はさきの地域給の指定に当り、吉川村を除く、各町は一級地に指定されたのであるが、県下諸市町村に比較し、いちじるしく不均衡となつている。ついては、夜須町外四箇町村を二級地に引き上げ又は指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県香美郡夜須町、野市町、岸本町、赤岡町、吉川村一帯の地域は高知市、安芸町の野菜の供給地であり、阪神地方への早場野菜の供給地でもあつて経済的に富裕であり、生活水準も高い、従つて各町村の要求も妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県佐岡村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県香美郡佐岡村長中内清泉外一名）（濱田幸雄君紹介）（第三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡佐岡村は、本郡の交通及び文化の中枢地域であり、隣接片地村とは政治的、経済的関係が強く、同一の経済事情にあるが、片地村は地域給一級地に指定され、本村が無級地であることは、はなはだ遺憾である。ついては、佐岡村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県香美郡佐岡村は、現行一級地の片地村と隣接し、その生活水準も全く同一と認められる、従つてその要求は妥当なるものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県斗賀野村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡斗賀野村長村田鹿吉）（濱田幸雄君紹介）（第三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡斗賀野村は、農民が多数を占め、米麦の外、すいか、たばこ等を栽培し、なお、山林を所有しているので経済的に恵まれ、一般の生活水準は高くなつているが、本村在勤公務員は地域給が支給されないため、その生活はいちじるしく困窮して、近接高知市、須崎町、佐川町等の地域給支給地に転出希望者が続出している実情にある。ついては、斗賀野村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

斗賀野村は、経済的に恵まれ一般の生活水準は高いのであるが、本村在勤公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県野根町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県安芸郡野根町長村山操外十五名）（濱田幸雄君紹介）（第三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡野根町は、農林水産物に恵まれ、隣接甲浦港を外港として高知県東部における政治、経済、交通の中心地であり、経済的に京阪神と連けいし、生産物のすべてを京阪神に移出し、必需物資はほとんどを同地方に依存しているため、物価及び生活水準高く、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、野根町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

野根町は、生活必需物資のほとんどを京阪神方面に依存している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県多ノ郷村の地域給引上げの請願（請願者　高知県高岡郡多ノ郷村全官公庁連絡協議会長森光良吉）（濱田幸雄君紹介）（第三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡多ノ郷村は、高知県中央部における要衝須崎町に隣接し、経済的にも、文化的にも須崎地区と不離一体の一地区を形成して、村内に高知県造船須崎工場があり、また渡川電源開発に伴うビニール工場の誘致が確定的となる等、日を追つて市街地が拡大され、これがため諸物価はますます高騰している。ついては、多ノ郷村を須崎町と同様の地域給二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

多ノ郷村の産業的、経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県羽根村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県安芸郡羽根村長久保茂男外八名）（濱田幸雄君紹介）（第三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡羽根村は、地域給二級地の奈半利町と吉良川町とに隣接し、農、林、水産物の生産地で、交通の要路で、経済力に富み、物資の交流は盛んであるが、生活必需品のすべてを阪神方面より室戸港に移入され、さらに本村に販売されている実情で、農、林、水、商工業者の生活は比較的裕福であるが、これに反し、公務員の生活は困窮している。ついては、羽根村の地域給を隣接地同様の二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

羽根村は、生活必需品のすべてを阪神方面より移入している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県吉良川町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県安芸郡吉良川町長綱木幸右衛門外六名）（演田幸雄君紹介）（第三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県安芸郡吉良川町は、主食の生産少なく、需要さえ満せない現状で、加えるに交通不便なため、必需物資が僅少であるばかりでなく、相次ぐ大規模の土木工事と海、浜各漁場特に遠洋漁業に必要な大量の食糧需要で、さらに諸物資を不足ならしめ、ますます物価の高騰と入手難を促進している。ついては吉良川町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
吉良川町の必需物資需給の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道稚内市の地域給引上げの請願（請願者　北海道稚内市長西岡斌外二名）（武田信之助君紹介）（第三七一号）及び同（請願者　北海道宗谷地方行政協議会宗谷支庁長佐藤三郎外一名）（森三樹二君紹介）（第三七六一号）、同（請願者　北海道稚内市議会議長岩田直蔵外一名）（芳賀貞君紹介）（第四四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道稚内市は、現在地域給二級地であるが、地理的な悪条件のため生計費は著しく高額を示しており、特に最近水産業、食品加工業等が盛んで、民間給与水準が上昇し、本市は高物価、高賃金の代表都市となつている。かくのごとき経済事情の下に生活する公務員は精神的、物質的にまことに悲惨である。ついては、稚内市を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道稚内市は、その産業事情ならびに地理的悪条件のために高物価をまねき公務員の生活は実に悲惨である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

東京都五日市町の地域給引上げの請願（請願者　東京都西多摩郡五日市町長星野良一外八名）（福田篤泰君紹介）（第三七二号）、同（請願者　東京都西多摩郡五日市町武蔵五日市機関支区長幸田幸吉外八名）（山花秀雄君紹介）（第四九九号）、同（請願者　東京都西多摩郡五日市町五日市町官公署勤務地域給引上促進協議会出田辰己外八名）（中村高一君紹介）（第五〇〇号）、同（請願者　東京都西多摩郡五日市郵便局長奥秋一郎外九名）（舘林三喜男君紹介）（第八八四号）、同（請願者　東京都五日市町五日市簡易裁判所吉津義雄外八名）（小山倉之助君紹介）（第一一三七号）、同（請願者　東京都武蔵五日市駅長宮崎勝五郎外四名）（山花秀雄君紹介）（第一五〇七号）、同（請願者　東京都八王子客貨車区五日市派出所峰岸正雄外五名）（中村高一君紹介）（第一七二一号）、同（請願者　東京都五日市町東京法務局五日市出張所長寿福博外八名）（福田鷹泰君紹介）（第二三八四号）及び同（請願者　東京都西多摩郡五日市町武蔵五日市駅長宮崎勝五郎外八名）（中村高一君紹介）（第五二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都西多摩郡五日市町は、比較的山間に近接し、生活必需品のすべてを東京都内より移入するので、物価は東京都心より高価な実情にあり、また隣接青梅市、福生町、国立町及び昭和町等は今回地域給四級地の指定を受け、本町のみが三級地に据え置かれたのは遺憾である。ついては、五日市町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
東京都西多摩郡五日市町は、その経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

東京都西多摩村の地域給引上げの請願（請願者　東京都西多摩郡西多摩村長下田伊右衛門外百一名）（並木芳雄君紹介）（第三七三号）及び同（請願者　東京都西多摩郡西多摩村羽村郵便局長堀本武外四名）（中村高一君紹介）（第三二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都西多摩郡西多摩村は、青梅市及び福生町に近隣し、村内に官公署多く、人口も激増し、都市的傾向へと躍進しつつある。従つて生計費は他の市町村に比べ、増高の傾向にあつて、公務員の生活は困窮している。ついては、西多摩村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
東京都西多摩郡西多摩村は、その地理的条件ならびに経済事情により生計費は著しく増高して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

富山県魚津市の地域給引上げの請願（請願者　富山県魚津市長地引上促進協議会長金光邦三）（三綱儀二君紹介）（第三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山県魚津市は、近年日本カーバイト工業株式会社魚津工場をはじめとして、新興工業とみに活況を呈し、工業従業者の給与は高額に上り、生活程度は高く、ために諸物価は高騰し、生活必需品の増高を招いている現状で、公務員の生活は決して容易なものではない。ついては、魚津市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
魚津市の物価水準ならびに消費形態等よりして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県大平村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡大平村長古屋吉蔵外五名）（勝間田清一君紹介）（第三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県駿東郡大平村は、地域給三級地の沼津市及び二級地の三島市の中間に位し、観光地伊豆温泉への通路に当る関係と、主食を除く、すべての物資を両市に求むるため、交通費が加わり、諸物価の高騰を来たし、公務員の生活は不安定となり、他市町への転出希望者が増大している実情である。ついては、大平村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県駿東郡大平村は、その経済事情により物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県清水村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡清水村長梅田信蕃外六名）（勝間田清一君紹介）（第三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県駿東郡清水村は、地域給二級地の三島市及び三級地の沼津市に接続し、本村戸数の三分の二は市街地、住宅地の形態をなしており、また生活必需品のほとんどを両市に求むるため運賃が加算され、諸物価は高騰し、本村在勤公務員の生活は困窮し、両市への転出希望者多く、職員の配置上多大の支障を来たしている。ついては、清水村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡清水村は、その経済事情により諸物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県長泉村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡長泉村長永井保外五名）（勝間田清一君紹介）（第三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡長泉村は、地域給二級地の三島市及び三級地の沼津市に隣接し、その一部は市街地を形成し、生活必需品のすべてを両市に依存しているため、物価は両市よりも割高となり、本村在勤公務員の生活は困難をきわめ、両市への転出者が続出している実情である。ついては、長泉村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡長泉村は、その経済事情により物価は高騰し、公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県中ノ町村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県浜名郡中ノ町村長鈴木惣太郎外九名）（足立篤郎君紹介）（第三七八号）及び同（請願者　静岡県浜名郡中ノ町村議会議長高橋準平外十一名）（長谷川保君紹介）（第五〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡中ノ町村は、浜松市及び磐田市の中間に位し、生活必需品のほとんどを物価高の浜松市に求むるため運賃が加わり、物価指数は両市より高率を示し、公務員の日常生活は困窮している。ついては、中ノ町村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県浜名郡中ノ町村は、その地理的条件ならびに経済事情により高物価となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県中津川市の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県中津川市長市岡鈴介）（櫻内義次郎君紹介）（第三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県中津川市は、商工業の中心地にして人口多く、需要は過大で、必然的に物価は高騰しているばかりでなく、物資を大都市より移入している関係上、交通費、人件費の負担が加算され、物価に対して二重の作用をして物価高を来たし、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、中津川市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県中津川市は、その産業事情ならびに経済事情によつて、物価の著しき高騰をきたし公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県笠松町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡笠松町岐阜県立工業試験場長池田秀穂外一名）（野田卯一君紹介）（第三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡笠松町は、名岐本線の要衝で、竹ケ鼻の分岐点にあり、乗降客おびただしく、物資の集散ひん繁であつて、東海有数の機業地であるのと、月々行われる競馬によつて物価はつり上げられ、岐阜、一宮両市を上まわるものさえ見られる実情にある。ついては、笠松町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県羽島郡笠松町は、その交通事情、産業事情等によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府石川村外八箇村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府南河内郡石川村長竹綱治一郎外八名）（田中萬逸君紹介）（第三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府南河内郡石川村、碓長村、山田村、白木村、河内村、中村、赤坂村、千早村及び東条村の九箇村は、地域給五級地の富田林市に隣接し、同市と政治、経済のあらゆる面において不離一体の関係を有し、物価指数はむしろ高位であるにかかわらず、現在一級地である。ついては、石川村外八箇村を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

石川村外八箇村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を来たしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府志紀村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府南河内郡志紀村長大橋清治）（田中萬逸君紹介）（第三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府南河内郡志紀村は、純農村であつたが、近時工場地帯と化し、また村内に連合軍の航空基地を有して、地域給四級地の柏原町及び五級地の八尾市に接し、これら市町と政治、経済等がすべての点において同一であるにかかわらず、本村のみが地域給三級地であることはまことに不合理である。ついては、志紀村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

志紀村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県西黒部村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県飯南郡西黒部村長井阪俊一外三名）（濱地文平君紹介）（第三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県飯南郡西黒部村は、地域給三級地の松阪市に隣接し、相互依存の関係にあつて、公務員の生活は同市におけるのとまつたく同様で、なんら変るところがない実情である。ついては、西黒部村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県飯南郡西黒部村は、その経済事情等は隣接松阪市と何ら異るところなく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県志賀村外七箇村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡志賀村長井上長次郎外七名）（世耕弘一君紹介）（第三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡志賀村、内原村、矢田村、野口村、丹生村、稲

原村、切目村及び藤田村の八箇村は、さきに地域給一級地の指定を受けた近接各村と全く同じ生計指数を示し、近来特に工場がぼつ興して公務員の生活はきわめて圧迫されている。ついては、志賀村外七箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

志賀村外七箇村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県田辺市の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県田辺市長小森嘉一外二名）（世耕弘一君紹介）（第三八七号）及び同（請願者　和歌山県田辺市教育長庄田五一郎外千五百五十二名）（辻原弘市君紹介）（第三五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県田辺市は、産業上の要衝で、人口は県下第二位であり、対岸に白浜温泉を控える観光都市であるが、生活必需品のほとんどを京阪神方面より仕入れるため、諸物価は高く、現在地域給五級地である寝屋川市及び泉北郡和泉町と諸物価及び立地条件等を比べると本市が三級地であることは実に不合理である。ついては、田辺市を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

田辺市は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的はまた妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県豊浜村及び北浜村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡豊浜村長大仲義一外十六名）（橋本清吉君紹介）（第三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡豊浜村及び北浜村は、宇治山田市に近接し、産業、経済は相互依存の関係にあつて、公務員の生活状態は同市におけると全く同様でなんら変るところがない。ついては、豊浜村及び北浜村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県度会郡豊浜村及び北浜村は、その産業、経済事情は隣接宇治山田市と何ら異なるところなく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県中谷村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県川辺郡中谷村長福原丈太郎外二名）（山口丈太郎君紹介）（第三八九号）及び同（請願者　兵庫県川辺郡中谷村中谷小学校平尾清外二名）（富田健治君紹介）（第二四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡中谷村は、地域給五級地の池田市及び四級地の川西町、宝塚町に近接し、商工業の発達と都市的傾向が強いため、村民の生活水準も高まり、阪神地区と大差がない状態で、物価においても周辺の物価高の影響を受け同地区より一、二割高い現状である。ついては、中谷村を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

中谷村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県三谷村及び山田村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡三谷村長山部義夫外十名）（橋本龍伍君紹介）（第三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡三谷村及び山田村は、朝鮮動乱以来林業の好況等により地方的インフレは飛躍的に増進し、加えるに、隣接町村は地域給の増率ないし新支給をみており、本二箇村のみが取り残されているのはまことに遺憾である。ついては、三谷村及び山田村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三谷村及び山田村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

徳島県能林村の地域給指定に関する請願（請願者　徳島県那賀郡見能林村長青木寛教外九名）（阿部五郎君紹介）（第三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県那賀郡見能林村は、海岸線が非常に長く、物資集散地である答島港の外、大潟、中林の両漁港を有し、さらに那賀川電源開発とともにますます発展している。かかる現状より次第に都市の形態を備えつつ、消費地としての性格が強くなつて、村内の生活費は急騰の一途をたどつている。ついては、見能林村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

徳島県那賀郡見能林村は、その産業事情により消費地としての性格が強くなり生活費は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県比地二村及び勝間村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡比地二村長西弘亀一外十五名）（成田知巳君紹介）（第三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡比地二村及び勝間村は、すでに地域給一級地として指定された上高瀬村とまつたく両一の経済事情で、しかも交通至便のため農産物のすべてを都会地商人に買い占められ、物価はつり上り、在村公務員は生活苦に悩んでいる。ついては、比地二村及び勝間村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県三豊郡比地二村及び勝間村は、その経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県神谷村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県吾川郡神谷村長片岡清重外七名）（長野長廣君紹介）（第三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県吾川郡神谷村は、高知市（二級地）よりわずか数キロに近接し、伊野町（二級地）に隣接しているが、ほとんど同町内の感があり、農産物に乏しく、消費物資のほとんどを高知市及び伊野町に依存するため、物価はむしろ両市町を上まわつている。ついては、神谷村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県吾川郡神谷村は、現行三級地たる高知市と近接し、現行二級地たる伊野町とも隣接している。従つて此両都市にはさまれ均衡を失しているため、当町の要求は概ね妥当なるものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これが議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県田野町の地域給引上げの請願（請願者　高知県安芸郡田野町長村岡卓右エ門）（長野長

廣君紹介）（第三九六号）及び同（請願者　高知県安芸郡田野町全官公署地域給対策委員会大塚秀武）（佐竹晴記君紹介）（第二〇八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡田野町は、本郡下の政治、経済、文化の中心地で、従来本町の背後には日本三大美林の一つである魚梁瀬地域を控えている関係上、林業を中心とする商工業地で、京阪神との取引が盛んであり、民間企業者は経済的に恵まれ、一般の生活水準は相当高くなっている。ついては、田野町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県安芸郡田野町当県東部の要地であって、土佐美林、漁業、早期野菜の中心地であり、当町の要求は概ね妥当であると認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県金谷村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡金谷村長横田善蔵）（三宅正一君紹介）（第三九七号）、同（請願者　新潟県中頸城郡金谷村矢沢三十郎外一名）（田中彰治君紹介）（第一六〇七号）及び同（請願者　新潟県中頸城郡金谷村議会議長矢沢三十郎）（寒田十二郎君紹介）（第五四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡金谷村は、高田市の傍系地として発展し、その大半は同市隣接地に密集しているので、村の生活程度その他は同市となんら変らない実情にある。しかるに地域給については同市と区別され、加うるに積雪地帯である地域的特殊事情にあるため、公務員ははなはだ苦境にある。ついては、金谷村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金谷村の立地条件並びに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県柏崎市の地域給引上げの請願（請願者　新潟県柏崎市長洲崎義郎）（三宅正一君紹介）（第三九八号）及び同（請願者　新潟県柏崎市長洲崎義郎）（櫻井奎夫君紹介）（第一〇四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県柏崎市は、高田市、三条市及び新津市とほぼ似た規模の市であるが、物価はむしろ割高で、本市在勤公務員は他市以上の辛酸をなめているにもかかわらず、今次長岡市外三市二町が地域給二級地に引き上げられ、本市のみが一級地に据え置かれたことはまことに遺憾である。ついては、柏崎市を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

柏崎市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県利府村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県宮城郡利府村成瀬芳郎）（佐々木更三君紹介）（第三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡利府村は、仙台市及び多賀城町に接するのみならず、大漁港の塩釜市、日本三景の一である松島町に挟まれている梁の産地で、経済的、文化的にこれら都市と密接不可分の関係にあり、とくに国際港としての塩釜市の発展に伴い、経済的影響による高物価は一般農村と比較にならない状態である。ついては、利府村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県宮城郡利府村は、その特殊事情により高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県摺沢町の地域給指定に関する請願（請願者　岩手県東磐井郡摺沢町立摺沢中学校長小山昌一外百六十五名）（北山愛郎君紹介）（第四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県東磐井郡摺沢町は、千厩町とならび郡内の政治、経済、交通、教育等の中心地で、千厩町、大原町及び藤沢町に比べ、生活物資は高額であるのみならず、住宅が払底している等生活条件が悪く、本町がいまだ地域給の無級地であることは不合理である。ついては、摺沢町を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県東磐井郡摺沢町は、その経済事情等によって物価は高く、生活条件が著しく悪い実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県高畠町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県東置賜郡高畠町長遠藤力外十二名）（西村力弥君紹介）（第四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東置賜郡高畠町は、商業面においては東京都に直結し、工業面では東北一の産絹を誇る片倉両羽製糸工場、日本製乳会社等の大工場を有する商工業都市として、生活事情は米沢市、赤湯町及び宮内町と異らない現状である。ついては、高畠町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県東置賜郡高畠町は、その産業事情により、物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県白岩町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西村山郡白岩町長鈴木亘）（西村力弥君紹介）（第四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡白岩町は、耕地面積少なく、日常生活物資は野菜に至るまで山形市その他より移入する現状で、特に冬期は寒冷、積雪はなはだしく、公務員の生活はきわめて窮迫している。ついては、白岩町の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県西村山郡白岩町は、その産業事情等によって、物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県石橋町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡石橋町官公職員連合会長小平利岡）（山田長司君紹介）（第四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県下都賀郡石橋町は、衣類及び魚介類等を宇都宮市から移入するため、物価は同市を上まわり、米作地帯でありながら東京地方からのやみ商人によって、主食類の価格は不当につり上げられている。かかる現状から県下の各地域給支給地と比較し、本町が無給地であることはなはだ不均衡である。ついては、石橋町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県下都賀郡石橋町は、その経済事情ならびに産業事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願

は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県宮城村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県勢多郡宮城村長阿久沢千代吉）（藤枝泉介君紹介）（第四〇四号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡宮城村は、前橋刑務所赤城青年農場、前橋営林局宮城村治山事業所を始め、各種の工場等の施設が急激に増加し、消費量の増大と購買力の上昇は必然的に物価を高騰せしめ、公務員の生活を圧迫する結果となつている。ついては、宮城村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県勢多郡宮城村は、その産業事情ならびに経済事情等により物価高をきたし、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県高崎市の地域給引上げの請願（請願者　群馬県高崎市国鉄管理局内高崎地区全官公庁連絡協議会議長安藤安次郎外九十五名）（中曽根康弘君紹介）（第四〇五号）、同（請願者　群馬県知事北野重雄）（武藤運十郎君紹介）（第五〇三号）及び同（請願者　群馬県高崎地区全官公庁連絡協議会議長安藤安次郎外九十七名）（綱田桂夫君紹介）（第八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県高崎市は、西関東における交通、文化の中心地であつて貨客の往来はげしく、物価の平均も、生活文化の水準も、東京都に接近しつつありながら、地域給においては非常に差異があり、公務員の生活ははなはだ困窮している。ついては、高崎市を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県高崎市は、その交通事情ならびに経済事情等により物価の高騰をきたし公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は、妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県境町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡境町長田島好作外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第四〇六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡境町は、伊勢崎市とともに蚕繭集散地として全国的に知られ、近年繊物産業をはじめとする工業と隣接農村を顧客とする商業により、商工業の総合都市として発展し、東京都にもわずか二時間の交通距離にあるため、生活水準及び物価指数は都内と変らない現状である。ついては、境町の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡境町は、その産業事情ならびに物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県薄根村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県利根郡薄根村長松井定次郎外四名）（藤枝泉介君紹介）（第四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県利根郡薄根村は、本郡下の中心地沼田町に接し、近来商工業がとみに振興して、沼田町にそん色のない発展ぶりであるが、特に近時村内の戸神鉱山が採掘を開始し、商店街が活況を呈し、物価の高騰はいちじるしいものがある。ついては、薄根村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県利根郡薄根村は、その産業事情等により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県古馬牧村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県利根郡古馬牧村長真庭武外十五名）（藤枝泉介君紹介）（第四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県利根郡古馬牧村は、本郡西部地域の中心地にして、近接地に水上温泉等の温泉地に恵まれ、特に最近電源開発事業の進ちょくに伴い、諸物価の高騰著しく、民間従業員の給与に比べ、本村在勤公務員の給与は低く、生活はきわめて困窮している。ついては、古馬牧村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県利根郡古馬牧村は、その産業事情ならびに特殊事情等によつて物価高をきたし公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県桃野村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県利根郡桃野村長後閑祐次外七名）（藤枝泉介君紹介）（第四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県利根郡桃野村は、官公署、銀行等重要施設が多く、利根郡西部における産業、経済、文化の中心をなしているが、沼田町、水上町の温泉郷に近接しているので、消費物価に及ぼす影響は非常に大きく、公務員は物価高に悩み生活苦に追われている。ついては、桃野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県利根郡桃野村は、その経済事情ならびに特殊事情によつて物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県伊勢崎市の地域給引上げの請願（請願者　群馬県伊勢崎市長大沢三郎外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第四一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県伊勢崎市は、伊勢崎銘せんの名によつて知られた繊物工業地帯であるが、近来自動車工業、発電ランプ工業等の各種工業の発展に伴い、次第に消費都市としての様相を呈し、さらに東京都内ともわずか二時間余の至近距離にあるため、諸物価は割高となり、民間産業勤務者に比べ、本市在勤公務員の給与水準きわめて低く、常に生活をおびやかされている。ついては、伊勢崎市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県伊勢崎市は、その産業事情ならびに経済事情によつて諸物価の高騰をきたし、公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県伊勢崎市の地域給引上げの請願（請願者　群馬県伊勢崎市長大沢三郎外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県伊勢崎市は、伊勢崎銘せんの名によつて知られた繊物工業地帯であるが、近来自動車工業、発電ランプ工業等の各種工業の発展に伴い、次第に消費都市としての様相を呈し、さらに東京都内ともわずか二時間余の至近距離にあるため、諸物価は割高となり、民間産業勤務者に比べ、本市在勤公務員の給与水準きわめて低く、常に生活をおびやかされている。ついては、伊勢崎市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県伊勢崎市は、その産業事情ならびに経済事情によつて諸物価の高騰をきたし、公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県玉川村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡玉川村長高柳弥市外八名）（山口六郎次君紹介）（第四一一号）及び同（請願者　埼玉県比企郡玉川村議会議長岡口英三外七

名）（赤城宗徳君紹介）（第四五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡玉川村は、近隣のすでに地域給を支給されている町村に比べ、衣料品及び食料品の価格はなんら変ることなく、むしろ衣料品は上まわる状態で、本村の公務員は地域給指定町村の公務員に比べても、村内他産業の労務者に比べても、きわめて苦しい実情にある。ついては、玉川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡玉川村は、その経済事情により物価高をきたし公務員の生活は苦しい実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県明覚村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡明覚村長山岸泰吉外六名）（山口六郎次君紹介）（第四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡明覚村は、地域給一級地の二町及び大河村に隣接し、これらの町村と物価においても、生計費においても、統計に明らかであるとおり、少しも変るところがなく、さらに近時立川、横田等米軍基地に勤務する労務者の激増するに及んで、この傾向は著しくなつている。ついては、明覚村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡明覚村は、その特殊事情ならびに経済事情により生計費等の増高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県入女郡下の地域給指定等に関する請願（請願者　福岡県入女地方事務所長國田慶右外一名）（田中稔男君紹介）（第四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県入女郡下の各町村は、地域給について県下の他地域と比較検討するに、経済的実態から見てはなはだ低位におかれている。ついては、入女郡下の各町村中現行二級地を三級地に、一級地を二級地にそれぞれ引き上げるとともに、北川内、北山、木屋、串毛、白木、辺春、笠原、大潤、星野、矢部、横山村の十一箇村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

入女郡下各地区の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大善寺町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡大善寺町長津留崎朝二）（山崎巌君外三名紹介）（第四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡大善寺町は、隣接荒木町、安武村とともに久留米市に連なり、町民の日常生活はほとんど同市の商業圏内にあるため、物価は久留米市と同様で、生計費等についてもほとんど異らない実情にある。ついては、大善寺町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大善寺町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県西牟田町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡西牟田町長永田友次外五名）（山崎巌君外三名紹介）（第四一九号）及び同（請願者　福岡県三潴郡西牟田町西牟田中学校長鍾ケ江三郎外四名）（田中稔男君紹介）（第四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡西牟田町は、地域給二級地の荒木、羽犬塚両町の中間に位し、産業、交通、文化等は両町と同一条件下にありながら、一級地として取り残されていることはきわめて不均衡である。ついては、西牟田町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

西牟田町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県三潴郡西牟田町の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡西牟田村長鍾ケ江三郎外二名）（山崎巌君外三名紹介）（第四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡西牟田町は、地域給無級地であるため、在勤公務員は他に転出を希望するものが多く、村政運営に多大の支障となつている。ついては、川口村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川口村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県川口村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡川口村長石川喜久外五名）（山崎巌君外二名紹介）（第四二一号）及び同（請願者　福岡県三潴郡川口村川口中学校長宮崎弘外四名）（田中稔男君紹介）（第四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡川口村は、柳河市、佐賀市及び大川町に近接し、経済面の交流著しく、殊に主要生活必需物資等は運賃等の関係で柳河市、大川町よりも相当割高であり、なかでも衣料品は二割程度高くなつているが、本村はいまだ地域給無級地であるため、在勤公務員は他に転出を希望するものが多く、村政運営に多大の支障となつている。ついては、川口村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

蒲池村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県蒲池村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡蒲池村長北原幸吉）（山崎巌君外三名紹介）（第四二三号）及び同（請願者　福岡県三潴郡蒲池村蒲池中学校長田中春義外二名）（田中稔男君紹介）（第四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡蒲池村は、柳河市と隣接し、経済的に同市と不可分の関係にあり、また西鉄急行電車の開通は大牟田、久留米市或くは福岡市の生活と直結し、文化水準は向上し、諸物価においても都市と同等の高値を示している現状である。ついては、蒲池村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

蒲池村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県田口村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡田口村長島崎林太郎外二名）（山崎巌君外三名紹介）（第四二五号）及び同（請願者　福岡県三潴郡田口村中学校長古賀隆）（田中稔男君紹介）（第四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡田口村は、地域給二級地の大川町と柳河市に隣接し、殊に大川町市街とは連続して、一見して境界線が判然としない状態にあつて、交通、経済状況は大川町となんら異ならないが、本村はいまだ無給地となつているため、転出希望者が多く、村政の執行、産業開発等に重大な支障を来している。ついては、田口村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

田口村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。な

お、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県三又村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡三又村長中村実外四名）（山崎巌君外三名紹介）（第四二七号）及び同（請願者　福岡県三潴郡三又村三又中学校長長尾善光外三名）（田中稔男君紹介）（第四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県三潴郡三又村は、生活必需品の大部分を物価高の大川町に依存しているため、一そう諸物価は高騰し、更に生産物の主食さえも闇価格の影響によつて、都市なみの高価を示している実情である。ついては、三又村の地域給を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
三又村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大莞村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡大莞村長松永万吉外三名）（山崎巌君外三名紹介）（第四二九号）及び同（請願者　福岡県三潴郡大莞村大莞小学校長松永喜久次外一名）（田中稔男君紹介）（第四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県三潴郡大莞村は、米麦のみの生産村で、野菜類に至るまで入手難で、生活必需物資のすべてを久留米市及び柳川市に求めるため高物価となり、公務員の生活は困窮している。ついては、大莞村を地域給一級地以上に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
大莞村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に附して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県安武村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡安武村長滝優信外四名）（山崎巌君外三名紹介）（第四三一号）及び同（請願者　福岡県三潴郡安武村議会議長末安清外三名）（田中稔男君紹介）（第四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県三潴郡安武村は、久留米市と隣接している関係上、生活水準は市内となんら変らず、村民の多くは同市に勤務し、且つ、主要物資を市内に求めるため、むしろ割高となつている実情である。ついては、安武村の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
安武村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県青木村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡青木村長津城政吉外三名）（山崎巌君外三名紹介）（第四三三号）及び同（請願者　福岡県三潴郡青木村青木小学校長岡杉雄外二名）（田中稔男君紹介）（第四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県三潴郡青木村は、田地のみで米麦だけを生産し、野菜類その他の必需食糧品は農業者の自家消費さえ満たすことができず、これらを久留米、柳川、佐賀各市と近隣城島町、大川町に求め、衣料品その他の生活必需品もまた同様であつて、農村とはいえ自由物価指数は近隣町村よりむしろ高位にある。ついては、青木村の地域給を城島町と同様の二級地と指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
青木村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県三潴村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡三潴村長宮松幸登外二名）（山崎巌君外三名紹介）（第四三五号）及び同（請願者　福岡県三潴郡三潴村三潴小学校長石川一外一名）（田中稔男君紹介）（第四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県三潴郡三潴村は、地域給二級地の大善寺町及び城島町に隣接し、三級地久留米市に近接する米、麦の単作農村で、比較的経済に恵まれ、最近酒造業、紡織業及びゴム工業等の市況が活潑化しているが、これに反して公務員は野菜さえも久留米市の市場を経たものを買い求める状態で、その生活は誠に苦しい内情にある。ついては、三潴村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
三潴村の立地条件からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県木佐木村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡木佐木村長徳永喜三次外六名）（山崎巌君外三名紹介）（第四三七号）、同（請願者　福岡県三潴郡木佐木村木佐木小学校長川村利雄外五名）（田中稔男君紹介）（第四三八号）及び同（請願者　福岡県三潴郡木佐木村小学校長川村利雄外五名）（中島茂喜君紹介）（第一〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県三潴郡木佐木村は、交通の要衝に位し、近接する久留米市、柳河市及び大牟田市の経済的圧迫を強く受け、物価指数は大都市となんら異ならず、むしろ上まわる現状で、俸給生活者の生活を脅かしている実情である。ついては、木佐木村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
木佐木村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

福岡県大溝村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡大溝村長古賀彦次郎外三名）（山崎巌君外二名紹介）（第四三九号）、同（請願者　福岡県三潴郡大溝村大江中学校長富重淑郎外二名）（田中稔男君紹介）（第四四〇号）及び同（請願者　福岡県三潴郡大溝村大江中学校長富重淑郎外二名）（中島茂喜君紹介）（第一〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県三潴郡大溝村は、交通機関の発達と商工業のぼつ興により、村の状勢は一変して純農村から商工業並びに給与所得者の村となり、半都市の状況を呈するに至つている。従つて商工業者、会社員等の生活程度はいちじるしく上昇し、それに反し、本村在勤公務員はきわめて困窮している。ついては、大溝村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
大溝村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県荒木町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡荒木町長近藤卓雄外八名）（山崎巌君外三名紹介）（第四四一号）、同（請願者　福岡県三潴郡荒木町荒木中学校長増田徳太郎外七名）（田中稔男君紹介）（第四四二号）及び同（請願者　福岡県三潴郡荒木町中学校長増田徳太郎外七名）（中島茂喜君紹介）（第一〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡荒木町は、久留米市に近接し、数年前より合併問題が考究されているほどの関係で、まったく同市の一部の観を呈し、市外地としての本町に大工場は次々に建設され、このため生活費等経済事情は同一であるにもかかわらず、地域給は久留米市の四級地に比べ、本町が二級地に過ぎないことは不合理である。ついては、荒木町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

荒木町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大川町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡大川町長江頭清外十六名）（山崎巌君外三名紹介）（第四四三号）及び同（請願者　福岡県三潴郡大川町若津郵便局長満永鉄雄外十五名）（田中稔男君紹介）（第四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡大川町は、人口二万一千を擁する郡内の政治、経済、文化の中心地で、各種官公署、学校、銀行及び工場等が集り、特に木工業は全国一であつて、重要木工集団地の指定を受けている職人の町であるから、他の市町村とは経済的にまつたく異つた事情を有し、しかも近くに大牟田、久留米、佐賀等大都市を控え、これが与える経済的圧迫はいちじるしいものがある。ついては、大川町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大川町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県木室村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡木室村長佐藤嘉市外三名）（山崎巌君外三名紹介）（第四四五号）及び同（請願者　福岡県三潴郡木室村木室中学校長古賀英次外二名）（田中稔男君紹介）（第四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡木室村は、隣接大川町とは特に関係深く、同町の木工業は木室村と一連のもとに発展し、電話の取扱い及び商工会議所会員の加入等も、町内として取り扱われている。しかるに大川町は今次地域給一級地より二級地に引き上げられ、ひとり木室村が無級地のままにあることは遺憾である。ついては、木室村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

木室村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県江上村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡江上村長島辰生外二名）（山崎巌君外三名紹介）（第四四七号）及び同（請願者　福岡県三潴郡江上村江上小学校長与田長一外一名）（田中稔男君紹介）（第四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡江上村は、日常生活のほとんどが地域給四級地の久留米市の商勢圏内にあつて、特殊な物資を除いた外は同市より割高となり、本村在勤公務員の生活は困窮し、他町村への転出を希望するもの多く、本村の行政、教育及び文化等に大きな支障を来たしている。ついては、江上村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

江上村の立地条件ならびに経済的諸事情により、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大野島村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡大野島村長武下一郎外三名）（山崎巌君外三名紹介）（第四四九号）及び同（請願者　福岡県三潴郡大野島村大野島中学校長原静雄外二名）（田中稔男君紹介）（第四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡大野島村は、耕地面積少なく、その収穫の生活必需品のすべてを地域給二級地大川町及び柳川市から求めるため、両市町より物価は一割以上の高価となり、本村公務員の生活は困窮している実情である。ついては、大野島村の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大野島村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県昭代村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡昭代村長田中瑞穂外六名）（山崎巌君外三名紹介）（第四五一号）及び同（請願者　福岡県三潴郡昭代村昭代中学校長志牟田敏雄外五名）（田中稔男君紹介）（第四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡昭代村は、米麦の単作地帯で、野菜等の日常生活必需物資のすべてを地域級二級地の柳川市を経て搬入するため、諸物資は割高となり、特に飲料水は沖端地区の水道の水を購入する現状で、公務員の生活状態は貧困をきわめている。ついては、昭代村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

昭代村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大塚村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡大塚村長宮原幸雄外四名）（山崎巌君外三名紹介）（第四五三号）及び同（請願者　福岡県三潴郡大塚村大塚小学校長鶴岡春三外三名）（田中稔男君紹介）（第四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡大塚村は、十キロないし二十キロの周辺に大工業地大牟田市、商工業都市久留米市及び柳河市を有し、それら大都市の経済的影響は大きく、本村の物価指数は久留米、柳河両市に比べ、なんら異ならない状態で、生活は常に窮乏している。ついては、大塚村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大塚村の経済的諸条件よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県城島町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三潴郡城島町長中園喜久男外六名）（山

崎龍君外三名紹介）（第四五五号）及び同（請願者　福岡県三潴高等学校長中田藤次郎外五名）（田中稔男君紹介）（第四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡城島町は、畑地は皆無で、町の四十パーセントは市街地で占められ、重要産物の清酒、かわらは全国的にその名を知られており、一般の生活程度は高く、且つ、生活物資の多くを久留米、柳河方面より移入し、特に地域がデルタ地帯のため、飲料水が遠く、全国的に比類のない高料金で飲料水の供給を受け、従つて生活費はかさみ、給料生活者は著しい苦境に陥つている。ついては、城島町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

城島町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県山川町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県揖宿郡山川町長伊佐丑之助）（池田清君紹介）（第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県揖宿郡山川町は、交通の要衝に当るため、本町の文化、経済はただちに鹿児島市の影響を受け、生活水準高く、本町在勤公務員の生活は著しく苦境にある。ついては、山川町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山川町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県牧園町の地域給指定に関する請願（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第四五八号）及び同（請願者　鹿児島県給良郡牧園町議会議長池上栄助外八十三名）（永田良吉君紹介）（第五三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

霧島国立公園の大部分を包含する鹿児島県給良郡牧園町は、年間七十万人を超える観光客の消費と、すべての生活物資を他からの供給にまたねばならない本村の消費地的性格とに相まつて、物価は著しく高く、在勤公務員の生活を極度に脅している。ついては、牧園町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

牧園町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道栗沢町の地域給引上げの請願（請願者　北海道空知郡栗沢町長山田利忠外八名）（南條篠男君紹介）（第四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡栗沢町は、地域給三級地の岩見沢市、江別町及び夕張市と隣接し、同三級市と生活条件等なんらの差異がなく、生活諸物資は主として他から供給をうけるため、物価は高騰して日常生活に多額の生活費を必要とする現状である。ついては、栗沢町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡栗沢町は、その地理的条件ならびに経済事情より物価高となり、生活費の増高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道様似町の地域給引上げの請願（請願者　北海道様似郡様似町長留目四郎外二名）（南條篠男君紹介）（第四九四号）、同（請願者　北海道様似郡様似町議会議長藤原重外一名）（森三樹二君紹介）（第三七一五号）及び同（請願者　北海道様似郡様似町全官公庁労働組合協議会議長南部孝一）（山中日雲史君紹介）（第四四五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道様似郡様似町は、北海道の最南端に位する漁村で、漁業の盛衰によつて購買力に著しい差異があり、従つて諸物価は高く、また物資不足で、他市町村に比較できない程の物価高を示し、公務員の生活は困窮している。ついては、様似町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道様似郡様似村は、その地理的条件ならびに産業事情により物価は著しく高く公務員の生活は著しく苦しい実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県宮内町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県東置賜郡宮内町長菅野貞吉）（牧野寛索君紹介）（第四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東置賜郡宮内町は、隣接する赤湯の温泉街を控えているため、物価は山形市、米沢市に比べ割高を示し、特に燃料のごときは相当の額になつている。また日本三熊野の一つとして知られている熊野神社は、菊の宮内とともに観光地の一つとして県内外よりの参けい団体多く、常に中央部との物価の比較は敏感で、各種商品は高騰を示している実情である。ついては、宮内町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県東置賜郡宮内町は、その特殊事情ならびに経済事情等により物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県西根村の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西村山郡西根村長佐藤平作）（牧野寛索君紹介）（第四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡西根村は、農業者が半数以上を占める農村であるが、近時著しく発達した隣接寒河江町の商工業の余波をうけ、物価は上昇の一途をたどり、また衣料、食料等はこれを山形市より仕入れるため、運賃加算となつて同市に比べて高価格である。ついては、西根村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県西村山郡西根村は、その産業事情ならびに経済事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県荒砥町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西置賜郡荒砥町長樋本周司）（牧野寛索君紹介）（第四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西置賜郡荒砥町は、耕地面積少なく、需要物資を自給自足できず、年々の人口増加は必然的に食糧をはじめ生活必需品の不足と高騰を示し、在勤公務員はその生計を維持できない実情である。ついては、荒砥町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県西置賜郡荒砥町は、その経済事情により物価は著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付し

で採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県禾女村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡禾女村長高田東次郎外七名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡禾女村は、さきに地域給一級地として指定された尾島町、小泉町、崎玉県深谷町、旭村、大宮村及び岡部村等と比べて、生活条件はなんら異ならず、かえつて太田市、伊勢崎市の中間にあるため、物価において多大の影響をこうむり、むしろ割高となつて、公務員の生活は困窮している。ついては、禾女村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡禾女村は、その生活条件は近接の支給地と何ら異るところなく、物価高をきたし公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県名和村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡名和村長小花波治作外八名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡名和村は、さきに一級地として指定された尾島町、崎玉県深谷町、本庄町、旭村、岡部村等と比べて生活条件はなんら異ならず、かえつて伊勢崎市、本庄町の中間にあるため、物価に多大な影響をこうむり、むしろこれら市町より高位である。ついては、名和村を地域給支給地に指定されたというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡名和村は、その生活条件が近接の支給地と異るところなく、物価高をきたして公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県大川村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県邑楽郡大川村長久保田千吉外七名）（長谷川四郎君紹介）（第五〇四号）及び同（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外八名）（笹本一雄君紹介）（第六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県邑楽郡大川村は、太田市、小泉町及び妻沼町の中間に位し、生活必需品はこれら市町に求むるため運賃が加算されて、高物価となり、加えて連合軍の駐留に伴い、必然的に物価を急騰させ、給料生活者は困窮している。ついては、大川村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県邑楽郡大川村は、その経済、地理的条件ならびに特殊事情によつて、物価の著しき高騰をきたし、給料生活者は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県吉沼村の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県筑波郡吉沼村吉沼小学校大関延雄外七十三名）（丹羽喬四郎君紹介）（第五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県筑波郡吉沼村は、土浦市、下館町、下妻町及び真壁町等に近接し、東京都にも自動車でわずか一時間余りの近距離にあるため、都市的風潮強く、且つ、生活必需品のほとんどをこれら市町村に求むるため輸送費が加算せられ、諸物価は高騰している。ついては、吉沼村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県筑波郡吉沼村は、その地理的条件ならびに経済事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県土浦市の地域給引上げの請願（請願者　茨城県土浦市長天谷虎之助外二千二百六十二名）（丹羽喬四郎君紹介）（第五〇六号）及び同（請願者　茨城県土浦市助役河原井長平外二千二百八十五名）（原彪君紹介）（第二八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県土浦市は、東京の衛星都市として、通勤者の住宅都市として膨脹を続け、同時に経済的には消費都市としての性格を濃化しつつあり、加うるに旧航空隊跡には保安隊が設置される等の結果、物価は漸次高騰の状態を続け、地域給三級地の水戸市及び四級地松戸市に比べて高物価となつている。ついては、土浦市を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県土浦市は、その経済事情ならびに特殊事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県原市場村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡原市場村長馬場治郎外七十一名）（松山義雄君紹介）（第五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡原市場村は、山間の交通不便の地で、村内における生産物資は少なく、主食をはじめ生活必需物資のほとんどを他市町村に求むるため、運搬費、交通費等がかさみ物価は高騰し、公務員の生活は困窮している。ついては、原市場村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡原市場村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県金屋村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡金屋村小学校職員代表久保元治外二名）（荒船清十郎君紹介）（第五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡金屋村は、地域給一級地の児玉町に近接し、生活必需物資を同町に求むるため、諸物価においても、また生活水準においても、同町となんら異なるところがない。ついては、金屋村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡金屋村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県彩森村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡彩森村長松本多治見外五十七名）（荒船清十郎君紹介）（第五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県秩父郡影森村は、秩父市に接続した市街地であり、生活必需物資のほとんどを同市に求むるのであるが、秩父市は他の市町よりその物資を移入し、更にこれを本村に仕入れる関係上、物価は同市以上である。ついては、影森村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県秩父郡影森村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県折原村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡折原村長川島米作　外二十八名）（荒船清十郎君紹介）（第五一〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡折原村は、地域給一級地の寄居町と荒川を隔てて相対し、同町との物資の交流等はきわめてひん繁で、本村の生産物の多くは寄居町に運ばれ、衣料品をはじめその他の雑貨はすべてを同町より購入し、生活条件はなんら異なるところがない。ついては、折原村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県大里郡折原村は、その経済事情により生活条件は寄居町となんら異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県本郷村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡本郷村長小林恒治　外三名）（荒船清十郎君紹介）（第五一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡本郷村は、交通の便よく、村内には耕地開拓団が設立され、これに伴う人口の激増、工場の設置等は本村の経済に多大な影響を与え、都市移行の過渡期的な現象を呈している。ついては、本郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県大里郡本郷村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県用土村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡用土村長鈴木熊吉　外七名）（荒船清十郎君紹介）（第五一二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡用土村は、地域給一級地の深谷町、藤沢村及び寄居町に接し、これら町村と同様に文化、交通の中心となり、生活程度もつとに向上し、物価指数は寄居町以上であるが、未だ地域給が支給されないため公務員の待遇等に大きな差を生じ、支障を来たしている。ついては、用土村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県大里郡用土村は、その経済事情により物価高をきたし物価は高く公務員の生活に圧迫を加えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県榛沢村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡榛沢村長武政郁三　外三名）（荒船清十郎君紹介）（第五一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡榛沢村は、深谷町、岡部村とともに野菜物供給地であつて東京都の台所となり、近時は一変して近代的都市の性格をおびるに至つているが、本村を囲む隣接町村はことごとく地域給一級地であるにかかわらず、本村のみは無級地であることは遺憾である。ついては、榛沢村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県大里郡榛沢村は、その経済事情により近代都市化しているが、周辺町村はすべて支給地となつているのにいまだ支給地となつていない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県小原村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡小原村長笹原義信　外百十六名）（荒船清十郎君紹介）（第五一四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡小原村は、熊谷市に近接し、産業、経済等は同市と密接不離の関係にあつて、物価指数及び生活水準等は急激に上昇している現状である。ついては、小原村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県大里郡小原村は、その経済事情により物価水準は急激に上昇している現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県花園村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡花園村長須藤利一　外十一名）（荒船清十郎君紹介）（第五一五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡花園村は、東北に深谷町、藤沢村に接し、西は寄居町に囲まれ、秩父線の永田、小前田の二駅を有し、前記町村と同様郡下の文化、交通の中心として、近来生活程度とみに向上し、物価指数も寄居町以上である。しかるにこれら町村は地域給一級地となつているが、本村は無級地である。ついては、花園村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県大里郡花園村は、地理的条件ならびに経済事情により物価指数の上昇している現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県寄居町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県大里郡寄居町長岩田興外二百四十六名）（荒船清十郎君紹介）（第五一六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡寄居町は、熊谷市、川越市及び高崎市等の中間に位し、経済的にその影響を強く受け、さらに観光地としての特殊性が加わつて、生活水準及び物価高は前記諸都市をしのぐ勢いである。ついては、寄居町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県大里郡寄居町は、その経済事情ならびに特殊事情により、物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県原谷村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡原谷村長町田久外四十名）（荒船清十郎君紹介）（第五一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県秩父郡原谷村は、秩父市の北方に接続する市街地で、同市及び皆野町等とともに秩父地方の産業の中心をなし、ことに秩父織物あるいは紡績工場等の工場が多く、近年は製材業も興つて、経済

環境は都市と同様になつている。ついては、原谷村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡原谷村は、その産業事情により、経済環境は都市と同様になつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県男衾村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡男衾村長石沢義夫外十五名）（荒船清十郎君紹介）（第五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡男衾村は、寄居町及び小川町に近接し、経済的、文化的に緊密な関係を有しているが、物価においては両町を上まわつている。しかるに地域給が支給されないため、公務員ははなはだ困窮しているとともに、人事交流上の障害となつている。ついては、男衾村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡男衾村は、その経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県武川村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡武川村長塚越禎三郎外十四名）（荒船清十郎君紹介）（第五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡武川村は、東に県北の中心都市熊谷市（三級地）に隣接し、北は駐留軍専用の旧三尻飛行場がある三尻、藤沢両村（一級地）に接続して、近時映画館、旅館、飲食店その他の商店が並び、都市的景観を呈するに至つている。かかる現況は経済事情に反映し、公務員の生活を強く圧迫している。ついては、武川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡武川村は、その特殊事情により物価高をきたし、公務員の生活を強く圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県仁手村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡仁手村長島田一郎外八名）（荒船清十郎君紹介）（第五二〇号）及び同（請願者　埼玉県児玉郡仁手村助役茂木増一外三十三名）（杉村沖治郎君紹介）（第一一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡仁手村は、生活状況及び消費物価等、すでに地域給一級地として指定を受けた本庄町、旭村となんら差異がなく、本村の公務員は例外なく赤字生活を送つている状態で、しかも無級地としての悪条件は人事行政上に重大な影響をもたらしている。ついては、仁手村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡仁手村は、その経済事情により相当の物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県本畠村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡本畠村長大沢正保外六名）（荒船清十郎君紹介）（第五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡本畠村は、熊谷市及び深谷、小川、寄居の各町に囲まれ、とくに熊谷市とは隣接して、これら都市の経済的、文化的影響下に、公務員は常に困窮にあえいでいる。ついては、本畠村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡本畠村は、その地理的条件ならびに経済事情より、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県秩父市の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県秩父市長高野利兵衛外三十六名）（荒船清十郎君紹介）（第五二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父市は、秩父盆地における政治、産業及び文教上の中心地で、ことに昭和二十五年市制施行以来人口とみに増加し、文化は急速に発展し、生活程度も向上しつつある。しかしながら、主要食糧をはじめ、その他生活必需品のすべてを他の地方に依存しなければならず、熊谷市（三級地）、浦和市（四級地）を上まわる物価高を示している。ついては、秩父市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父市は、その産業事情ならびに経済事情によつて、物価は著しく高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県鉢形村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡鉢形村長鳥塚仁外三十名）（荒船清十郎君紹介）（第五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡鉢形村は、隣接寄居町と政治、経済、産業及び文化等のあらゆる面において、不離一体の関係にあるにもかかわらず、地域給を支給されないので、公務員には不利な待遇となつており、人事の交流にも支障を来している。ついては、鉢形村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡鉢形村は、経済事情によつて相当の物価高をきたし、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県吉見村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡吉見村長柿沼良平外四十一名）（荒船清十郎君紹介）（第五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡吉見村は、熊谷市（三級地）、比企郡松山町（二級地）、北足立郡吹上町（一級地）にそれぞれ隣接し、交通ひん繁にして生活水準高く、物価においても前記都市を上まわるほどである。ついては、吉見村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡吉見村は、その交通事情、経済事情によつて、物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県入基村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡入基村長尾高浩一外六十八名）（荒船清十郎君紹介）（第五二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡入基村は、その特産地であるが、東京直売の仲買人に買占められて安価に入手できず、主食は村内需要の三分の二を

生産するに過ぎず、勤労者のやみ買による出費は多大で、さらにその他の必需品は運賃加算等によつて都市を上まわり、隣接地域給指定村に比べ、なんらそん色がない。ついては、入基村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡入基村は、その産業事情によりむしろ物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県吉岡村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡吉岡村長広田之進外六十七名）（荒船清十郎君紹介）（第五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡吉岡村は、熊谷市南方に接し、同市より比企郡松山町並びに小川町に通ずる交通上唯一の幹線道路を有し、交通きわめてひん繁且つ便利にして、ほとんど熊谷市の延長地域の観を呈している、従つて物価指数、生活水準はきわめて高い。ついては、吉岡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡吉岡村は、その交通事情ならびに経済事情により物価水準はきわめて高い実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県明戸村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡明戸村長倉上源次郎外四名）（荒船清十郎君紹介）（第五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡明戸村は、深谷町に隣接し、交通、経済及び文化の重要地点であるが、地域給の指定がなく、すでに一級地に指定されている深谷町、岡部村、藤沢村及び三尻村等の周辺町村に比べ、経済事情においてはなんらそん色がない。ついては、明戸村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡明戸村は、その交通事情ならびに経済事情により物価は支給地たる周辺町村と何ら変りがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県三尻村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県大里郡三尻村長綱見大緘外十一名）（荒船清十郎君紹介）（第五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡三尻村は、古来文化及び交通の発達した地域で、隣接する熊谷市をはじめ東京、浦和、大宮方面との往来ひん繁にして、生活程度等は高く、とくに本村に米軍キャンプ及びこれに附随する機関が多く設置されて以来、消費都市的性格を帯び物価は急騰している。ついては、三尻村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県三尻村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県深谷町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県大里郡深谷町長安部彦平外四百三十四名）（荒船清十郎君紹介）（第五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡深谷町は、輸出用生糸、建築資材のかわら及び陶管等の生産地として、また周辺農村の農産物集散地として、中小商工業がきわめて活況を呈している。従つて本町の経済事情は熊谷市及び行田市等の地域給上級地と比べ、なんら差異を認められない現状にある。ついては、深谷町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡深谷町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県小川町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県比企郡小川町小熊稲一外十五名）（山口六郎次君紹介）（第五三〇号）及び同（請願者　埼玉県比企郡小川町長梅沢惣兵衛外十五名）（赤城宗徳君紹介）（第四五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡小川町は、現在十有余の官公庁を有する本郡の中心地として、あるいは製紙、絹織物、木材等を主とする商工業都市として活況を呈しており、町民の生活程度高く、しかも高物価の町として知られているほどで、零細な給与所得者の生活はきわめて窮迫している。ついては、小川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡小川町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし給与所得者の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県市田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡市田村長武田一好外二十九名）（松崎朝治君紹介）（第五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡市田村は、熊谷市の延長地域の観を呈し、物価指数、生活水準等はきわめて高く、同市と異ならない実情にあるにかかるに熊谷市の地域給が三級地に比べ、市田村は無級地であり、本村公務員の大半が熊谷市より通勤している現状においては、種々人事行政上支障を来している。ついては、市田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡市田村は、その経済事情から物価高をきたし人事行政上支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県奈良村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡奈良村長福田市郎外六名）（松崎朝治君紹介）（第五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡奈良村は、熊谷市に近接し、経済事情は同市と密接な関係にあつて、同市の新市街地とほとんど変らない状況にある。ついては、奈良村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡奈良村は、その経済事情を熊谷市と同じくしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県御正村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡御正村長福田専助外十一名）（松崎朝治君紹介）（第五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県大里郡御正村は、熊谷市に隣接しているので、諸物価はもちろん一般生活程度等なんら同市と異ならない。しかるに同市は地域給三級地で、その西北部の三尻、籠沢両村も一級地に追加指定されており、本村のみが無級地に据え置かれていることは公務員に及ぼす精神的影響はなはだ大である。ついては、御正村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県大里郡御正村は、その経済事情からみて無級地に据えおかれていることは公務員の生活に甚しき圧迫を加えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県朝日野村外四箇村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡桜川村長田中安平外十八名）（今井耕君紹介）（第五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
滋賀県蒲生郡朝日野村、西桜谷村、桜川村、東桜谷村及び鎌掛村は、地域給一、二級地の町村によつて囲まれ、これら町村と文化程度並びに経済事情等の生活条件が同一にして、地理的にも、歴史的にも関係の深い地域である。ついては、該朝日野村外四箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
朝日野村外四箇村の立地条件からして、いきおい生計費の高騰を来たしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県戸倉町及び上山田町の地域給引上げの請願（請願者　長野県更級郡戸倉郵便局長柳沢勝三）（倉石忠雄君紹介）（第五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県更級郡戸倉町及び埴科郡上山田町は、ともに隣接する信越地方最大の温泉郷として全国的に有名で、内外観光客の来訪はげしく、これがため信越地方屈指の高物価地域となつている。ついては、戸倉町、上山田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
長野県更級郡戸倉町及び埴科郡上山田町は、その特殊事情により物価の著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県川中島村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県更級郡川中島村長更級秋男）（倉石忠雄君紹介）（第五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県更級郡川中島村は、畑地少なく、米麦を除いてそ菜類等も農家の自給程度で、他に特別な農産物もなく、ほとんど村外より移入し、一般生活必需品は運賃等の関係から、むしろ長野市、篠井町より高く、また新開地として発展過程にあるため、貸家払底による家賃の高騰等生活の実態はきわめて悪条件下にある。ついては、川中島村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
長野県更級郡川中島村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県近永町の地域給引上げの請願（請願者　愛媛県北宇和郡近永町長川添日和郎）（高橋英吉君外一名紹介）（第五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県北宇和郡近永町は、宇和島市の東部に接し、近隣十一箇町村の中心地として発達しているが、昭和十六年町制施行以来、各官公庁、文化厚生施設の拡充による職員の増加、宇和島市の戦災による疎開者の受入れ等、人口が近来激増し、著しい住宅難を生ずるとともに、物価の高騰を来している。ついては、近永町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
愛媛県北宇和郡近永町は、その特殊事情ならびに経済事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県大淀町の地域給指定に関する請願（請願者　三重県多気郡大淀町長辻一雄外二名）（橋本清吉君紹介）（第五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県多気郡大淀町は、宇治山田市及び松阪市の中間に位し、生活物資を両市に仰いでいるので、物価は両市より割高となり、しかも両市をはじめ大阪、名古屋方面との交渉がひん繁であるため、生活程度は比較的高く、公務員は生活苦に悩み、近時地域給の関係から転出希望者が続出している。ついては、大淀町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県多気郡大淀町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて、物価の高騰をきたし公務員は生活苦になやみ人事交流に支障がある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県斎宮村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県多気郡斎宮村長長谷川伝四郎外三名）（橋本清吉君紹介）（第五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県多気郡斎宮村は、宇治山田市及び松阪市の中間に位し、日常生活物資は主として両市より仕入れるので、両市を上まわる物価高であり、しかも経済事情を同じくする隣接の相可町、明星村はすでに地域給一級地に指定され、ひとり本村のみ無級地として取り残されている。ついては、斎宮村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県多気郡斎宮村は、その地理的条件ならびに経済事情により、物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県酒谷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡酒谷村長坂元末盛外一名）（伊東岩男君紹介）（第五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡酒谷村は、九州の最南端に位し、陸の孤島と呼ばれるごとく交通の便きわめて悪く、日常生活物資を隣接日南市に仰いでいるが、同市は朝鮮動乱によるパルプ景気と、油津港の最近の豊漁によつて一段と物価をつり上げ、本村に及ぼす経済的影響はじん大である。ついては、酒谷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

酒谷村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県津屋崎町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡津屋崎町長麦野時雄）（中島茂喜君紹介）（第五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡津屋崎町は、結核療養所が六箇所もあり、また国定玄海公園の指定予定地で、九州の鎌倉と呼ばれる高級別荘地帯にして、交通機関の完備に伴つて外来客が激増し、昨夏の海水浴客は三十万人を算するほどである。従つて生活物資の需要多く、物価はいちじるしく高騰している。ついては、津屋崎町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

津屋崎町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県池野村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡池野村長高橋盛平）（中島茂喜君紹介）（第五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡池野村は、福岡県の北端に位し、西鉄バス線の起点地で、福岡及び博多方面への通勤者多く、また西部に大和炭鉱を有し、湯川山には目下テレビジョンの中継所が設置中で、これら従業員の好況に伴なつて生活必需物資は都市以上に高騰して公務員の生活は困窮している実情である。ついては、池野村の地域給を二級地ないし三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

池野村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県神興村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡神興村長大庭米造）（中島茂喜君紹介）（第五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡神興村は、地域給三級地の福間町及び二級地の津屋崎町に隣接して交通至便な村であるが、生活必需物資のほとんどを北九州五市と福岡市に依存している関係上、物価は両町よりも上まわり、人事の交流等に支障を来している。ついては、神興村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神興村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県上西郷村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡上西郷村長溥久雄）（中島茂喜君紹介）（第五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡上西郷村は、北九州五市と福岡市の中位に位し、交通の要衝である関係上、これらの都市へ通勤者多く、地域給二、三級地の支給を受けているので、本村在勤者との均衡を失い、また生活物価は福岡、博多地方よりも高価であるため、人事の交流、村政運営上にも多大な支障を来たしている。ついては、上西郷村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上西郷村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県田島村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡田島村長田中範次外三名）（中島茂喜君紹介）（第五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡田島村は、東は河東村（一級地）、南は東郷町（三級地）、西は津屋崎町（三級地）に隣接する小農村であるが、周辺に炭鉱地帯を控え、且つ、宗像神社、鎮国寺等を有するため、商人及び参詣人の往来が激しく、これがため物価は都市なみに上昇し、現在地域給支給町村となんら異なるところがない。ついては、田島村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

田島村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県東郷町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡東郷町長安部幸兵衛）（中島茂喜君紹介）（第五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡東郷町は、本郡の中央に位し、八幡市、福岡市に近接し、近年人口が急速に膨脹して純消費地となり、小売価格、自由価格は急角度に上昇の一途をたどり、ことに農産物においてすら、北九州地区を上まわる状況で、公務員の生活はきわめて窮迫している実情である。ついては、東郷町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東郷町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県福間町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡福間町長池浦慶次郎）（中島茂喜君紹介）（第五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡福間町は、福岡市と北九州工業地帯及び直方市に近接する交通上の要地で、年々県営住宅等の設置に伴い、入居者の増加とともに町勢は発展し、物価は都市と一律に高騰し、給与生活者は他の農業者に比べて、非常な苦境に陥つている。ついては、福間町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福間町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県神湊町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡神

濱町役場青木雄助）（中島茂喜君紹介）（第五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡神湊町は、福岡市と北九州の中間に位し、交通は至便で、海水浴客が多く、従つて六月より九月にかけての遊覧客は一日平均千人以上で、品質及び価格を問わず、物資を購入するため物価はつり上り、これとともに生活必需品もまた高騰するばかりである。ついては、神湊町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神湊町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県赤間町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡赤間町長山本哲）（中島茂喜君紹介）（第五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡赤間町は、福岡市及び北九州五市の中間に位し、両地区の同一経済圏内にあるため、諸物価は福岡市より二割高で、また隣接の岡垣村と比較しても本町が高物価の現状であつて、公務員の生活は窮乏の極に達している。ついては、赤間町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

赤間町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県南郷村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡南郷村地域給対策協議会代表天野雄一）（中島茂喜君紹介）（第五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡南郷村は、地域給三級地の被手郡若宮村、笠松村及び東郷町等に囲まれ、これらの町と生活水準はなんらかわらず、且つ、村内の高生炭坑開掘以来、就業者が転入増加して生活必需物資の需要量は増大し、生活物価は高騰の一途をたどりつつある。ついては、南郷村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

南郷村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大島村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡大島村役場大島俊基）（中島茂喜君紹介）（第五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡大島村は、福岡市と北九州地区のほぼ中間に位し、海上交通の要路にあたるが、生産物は水産品のみで、他のすべては海を渡り、他の町村より移入するため、物価の高いことは全国的にも有名である。ついては、大島村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大島村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県立石村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三井郡立石村長柳直次郎外十五名）（田中稔男君紹介）（第五五三号）及び同（請願者　福岡県三井郡立石村助役福永兼吉外十二名）（荒木萬壽夫君紹介）（第一〇一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三井郡立石村は、郡の北部に位し、交通利便な村で、久留米、福岡市方面への通勤者多く、生活水準も高まつているが、生活必需物資のすべてを都市に依存するため、物価高となり、公務員の生活は困窮している実情である。ついては、立石村の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

立石村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県遠山村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡遠山村長佐々木利八外五名）（平野三郎君紹介）（第五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡遠山村は、郡下でも最も寒い地帯で、二級地の隣接岩村町とは地勢上、気象上あるいは産業上にもなんら異なるところなく、冬期の生計費は著しく高騰を来たしている。ついては、遠山村の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡遠山村は、隣接岩村町（二級地）とあらゆる条件において異なるところなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道風連村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡風連村長田中弥太郎外七名）（芳賀貢君紹介）（第五七〇号）及び同（請願者　北海道上川郡風連村議会議長渡辺儀市外六名）（森三樹二君紹介）（第三三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡風連村は、経済的には隣接する地域給二級地の名寄町より深刻で、また立地条件、文化的水準より見ても同町となんらそん色がない。ついては、風連村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡風連村は、その経済事情によつて隣接名寄町と同じ条件にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道東神楽村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡東神楽村長安井吉典外三名）（芳賀貢君紹介）（第五七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡東神楽村は、旭川市の接続地にあるので、生活程度はまつたく旭川市も同一であり、物資によつては旭川市の価格に交通費を加算しただけ、物価高となつている。ついては、東神楽村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡東神楽村の地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道鷹栖村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡鷹栖村長栗林由松外五名）（芳賀貢君紹介）（第五七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡鷹栖村は、旭川市に隣接してその外廓を形成している村であるが、交通網の発達によつて経済関係は旭川市ときわめて密接であり、消費物資のほとんど

を同市より移入するため、物価、消費生活は旭川市を上まわつている。ついては、鷹栖村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡鷹栖村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道東鷹栖村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡東鷹栖村長飛鷹仁男外五名）（芳賀貢君紹介）（第五七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡東鷹栖村は、旭川市の東北部に隣接し、一部は旭川市の都市計画区域に属しているほどで、経済的には同一圏内にあり、最近保安隊の設置に伴い、ますます消費都市として旭川市と不離一体となつてきている。ついては、東鷹栖村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡東鷹栖村は、その経済事情ならびに特殊事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道比布村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡比布村長宮崎乗雄外十五名）（芳賀貢君紹介）（第五七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡比布村は、旭川市に近接し、消費物資のすべてを同市に依存する等その経済的関係はきわめて密接であり、本村より旭川市に通勤、通学する者の数は宗谷線随一であり、物価消費生活は同市と類似している。ついては、比布村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡比布村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道東旭川村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡東旭川村長案川孝三外五名）（芳賀貢君紹介）（第五七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡東旭川村は、旭川市の母村であり、歴史的にも、環境的にも、同市と同一生活地域にあつて、消費物資はすべてを旭川市に求むるため、物価は同市に比べて高価である。ついては、東旭川村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡東旭川村は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道当麻村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡当麻村長安達利淳外九名）（芳賀貢君紹介）（第五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡当麻村は、旭川市に近接し、消費物資のほとんどを同市に求むるため、消費物価並びに生活水準はまつたく類似している。ついては、当麻村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡当麻村は、その特殊事情によつて物価および生活水準は全く旭川市と同一である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道神楽村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡神楽村長村上一郎外二十名）（芳賀貢君紹介）（第五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡神楽村は、旭川市に接続し、生活物資のほとんどを同市より購入する関係上、生活条件はまつたく同様で、一部の物価は割高の現状である。ついては、神楽村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡神楽村は、その位置ならびに経済事情によりまつたく同市と一体化しているにもかかわらず、旭川市は地域給四級地に指定され、本村が一級地であることは不合理である。ついては、永山村を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡永山村の地理的条件ならびに経済事情によつて全く旭川市と同一条件にあるという実情により本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道永山村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡永山村長斎藤享外十二名）（芳賀貢君紹介）（第五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡永山村は、旭川市に近接し、地理的、経済的にはまつたく同市と一体化しているにもかかわらず、旭川市は地域給四級地に指定され、本村が一級地であることは不合理である。ついては、永山村を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡永山村の地理的条件ならびに経済事情によつて全く旭川市と同一条件にあるという実情により本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道剣淵村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡剣淵村長保喜千代松外八名）（芳賀貢君紹介）（第五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡剣淵村は、泥炭地帯で米の生産少く、且つ、積雪、極寒はなはだしく、諸物資を旭川、士別等より仕入れるため、旭川市より割高となつている。ついては、剣淵村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡剣淵村は、その産業事情ならびに特殊事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道山部村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道空知郡山部村長中田寿晴外四名）（芳賀貢君紹介）（第五八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡山部村は、地域給一級地の富良野町に隣接し、石綿鉱業の中心地として、その従業者が本村人口の四分の一を占め、日常物資のほとんどを他地域に依存しなければならないため、諸物価は富良野町より割高となつている。ついては、山部村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡山部村は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道神居村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡神居村長下田基外三名）（芳賀貢君紹介）（第五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡神居村は、開発当時は旭川市を含んだ戸長役場を構成していたほどで、現在も同市に接続しており、歴史的にも、また現在の環境より見ても、同市と同等の地域給を支給されるのが妥当と思われる。ついては、神居村地内の現在二級地の地区を四級地に、一級地の地区を三級地にそれぞれ引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡神居村の特殊事情により、旭川市と同一条件にあるという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道南富良野村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道空知郡南富良野村長村上寿造外五名）（芳賀貢君紹介）（第五八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡南富良野村は、富良野町に近接する雑戦の生産地帯で、主食は年々深刻な運動をして購入し、生活必需物資のほとんどを富良野町を経て旭川市に移存するため、輸送等の加算で、物価は常に二、三割の高騰を示し、公務員の生活は困窮している。ついては、南富良野村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡南富良野村は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道温根別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡温根別村長七条成良外七名）（芳賀貢君紹介）（第五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡温根別村は、鉄道沿線より十数キロ奥地にあり、医療その他の文化施設に乏しく、しかも、冬期は馬そりが唯一の交通機関であるため、消費物価は都市より割高となり、公務員の生活をいちじるしく困窮ならしめている。ついては、温根別村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡温根別村は、その特殊事情により物価は高くなり、公務員の生活を著しく困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道常盤村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道中川郡常盤村長渡辺順一外四名）（芳賀貢君紹介）（第五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡常盤村は、宗谷線、北見線の分岐点に位する交通の要衝で、消費物価が都市より二、三割高く、冬期はその期間が中央に比べ二箇月程長いため、被服費、薪炭費が増高し、公務員の生活は困窮している。ついては、常盤村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道中川郡常盤村は、その特殊事情ならびに交通事情等より物価高をきたし公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道智恵文村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道中川郡智恵文村長山本政平外七名）（芳賀貢君紹介）（第五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡智恵文村は、名寄町及び美深町の中間に位し、日常生活物資はこれら両町をはじめ旭川市より移入されるため、相当割高になつている。しかるに地域給においては名寄町は二級地、美深町は一級地に指定され、本村のみが無級地で、はなはだ不均衡であるのみならず、人事交流に支障を来している。ついては、智恵文村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道中川郡智恵文村は、その位置ならびに経済事情により物価高をきたし人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道東山村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道空知郡東山村長前田正三外五名）（芳賀貢君紹介）（第五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡東山村は、消費物資を旭川市及び富良野町に仰ぐため、これら都市を上まわる物価高であり、生活水準においても、近隣の地域給支給地に比べ、なんら差異がないのに、本村のみが無級地であることはなはだ不均衡である。ついては、東山村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡東山村は、その経済事情により物価高をきたし生活水準は近隣の地域給支給地と差異がない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上士別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡上士別村長中田熊雄外七名）（芳賀貢君紹介）（第五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡上士別村は、地域的、経済的に旭川市と密接な関係にあり、物価及び生活程度は同市近郊地域ならびに士別町等、地域給支給地に類似しているにもかかわらず、無級地であるため、在勤公務員は不合理な待遇をうけ、特に冬期の出費が増高するのできわめて困窮している。ついては、上士別村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡上士別村は、その地理的条件ならびに経済事情等によつて物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道江丹別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡江丹別村長久保政一外五名）（芳賀貢君紹介）（第五九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡江丹別村は、交通に恵まれない山間のへき地で、冬期間はまつたく交通が途絶して陸の孤島となり、生活物資は旭川市より移入するため、同市の二割高で、しかも長い冬の極寒に備えるための精神的、物的負担はまことに深刻なものがある。ついては、江丹別村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡江丹別村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを

議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道東川村の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡東川村長藤田繁外十名）（芳賀貢君紹介）（第五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡東川村は、ほとんど旭川市と接続するほどの近接地にして、消費物資はすべて同市に仰ぐのみならず、文化機関もこれに依存している現状で、生計費はむしろ同市を上まわつている。ついては、東川村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡東川村は、その経済事情等により生計費は増高している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議院の会議に付して、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道名寄町の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡名寄町長鈴木秀吉外一名）（芳賀貢君紹介）（第五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡名寄町は、名寄線及び深名線の分岐点をなしている交通の要衝であり、上川平野の中心であるが、日常生活物資を札幌市、旭川市から移入するため、両市よりも割高となり、加えるに、先般保安隊三千数百名が駐とんするに及び一段と高騰している。ついては、名寄町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡名寄町は、その交通事情ならびに経済事情、保安隊駐とんの事情から高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議院の会議に付して、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道空知郡富良野町の地域給引上げの請願（請願者　北海道空知郡富良野町長古東久平外三名）（芳賀貢君紹介）（第五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡富良野町は、道内の代表的炭鉱及び石綿鉱の地帯に隣接する関係上、経済的環境の実態は旭川市、名寄町、芦別町及び岩見沢市等と比べ、なんら差異がなく、むしろ割高である。ついては、富良野町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡富良野町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議院の会議に付して、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道士別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡士別町長佐々木良五郎外五名）（芳賀貢君紹介）（第五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡士別町は、近隣七箇町村の中心地として、行政的には旭川市所在の各官公庁に隷属する各機関が多く、同市との交流がひん繁なため、文化的水準及び経済的事情を同じくし、且つ、当地方特有の厳寒と積雪は他都市以上の出費を必要とし、在住公務員の生活は困窮している。ついては、士別町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡士別町は、その旭川市との関係および経済事情等により、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道美瑛町の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡美瑛町長鴻上覚一外三名）（芳賀貢君紹介）（第五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡美瑛町は、旭川市の衛星都市として密接な関係にあり、交通、金融機関、文化施設及び衛生施設等の生活諸条件はまつたく都市なみとなつているが、物価は旭川市を一、二割を上まわり、住民税においては他の市町村の二倍ないし三倍の高額となつているので、現在の地域給一級地ではなはだ不均衡である。ついては、美瑛町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡美瑛町は、その交通事情ならびに経済事情等により、高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道中川郡美深町の地域給引上げの請願（請願者　北海道中川郡美深町長西尾六七外一名）（芳賀貢君紹介）（第五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡美深町は、一般日用品の仕入れ先の旭川、札幌及び小樽の各市に比べ、二割から三割の高物価で、また主食は地農村であるにもかかわらず、やみ買人が殺到して著しく価格をつり上げ、しかも長い極寒の冬期に備える燃料、衣料等が必要であり、本町在住公務員は経済的悪条件下に困窮生活を余儀なくされている。ついては、美深町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道中川郡美深町は、その産業事情ならびに経済事情より、高物価をきたし公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上川町の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡上川町長伊集院兼清外八名）（芳賀貢君紹介）（第六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡上川町は、高原樹木地帯で、食糧は自給自足ができず、その他の生活物資も旭川市等より購入しているため、高物価となり、年々増加する大雪山の観光客は一層物価高を促進して、公務員の生活はますます窮迫するばかりである。ついては、上川町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡上川町は、その特殊事情ならびに経済事情により、物価高をきたし、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道和寒町の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡和寒町長南雲源一郎外十三名）（芳賀貢君紹介）（第六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡和寒町は、地域的にも、経済的にも、旭川市と密接な関係にあるため、物価及び消費生活はほとんど変らず、しかも冬期は厳寒期が長く、燃料費、保健費等の多大の出費を要する実情である。ついては、和寒町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡和寒町は、その経済事情ならびに特殊事情によ

り、物価及び消費生活は旭川市と同じである実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道下川町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡下川町長宮地誠次外八名）（秀賀頁君紹介）（第六〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡下川町は、戦後未開地への入植と、森林資源の開発で、人口増大し、躍進的な発展を来たし、加えるに村内に硫化鉱山三菱鉱業所を有するため、主食をはじめ日常必需物資は近隣町村に比べ一段と高価格となつている。ついては、本町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡下川町は、その特殊事情ならびに産業事情によつて、高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県鶴岡市の地域給引上げの請願（請願者　山形県鶴岡市地域給引上対策協議会議長三浦才助）（池田正之輔君紹介）（第六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県鶴岡市は、終戦後人口急増し、日常諸物資の高騰はなはだしく、物価指数は県下の最高を示す現状で、生計費は増大し、特に冬期の燃料費、防寒衣類等の出費が多額となつて、公務員の生活は困窮している実情である。ついては、鶴岡市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県鶴岡市は、その経済事情によつて、物価は著しき高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県余目町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県東田川郡余目町地域給指定地対策協議会長大森富六外十四名）（池田正之輔君紹介）（第六〇四号）及び同（請願者　山形県東田川郡余目町議会議長遠田善兵衛）（池田正之輔君紹介）（第五七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東田川郡余目町は、鶴岡、酒田の二大都市に近接して産業、文化、交通の要衝であるが、農産物は自給自足の程度で、生活必需物資のほとんどを鶴岡、酒田に求めているため、両市を上まわる物価高で、隣接町に比べても高物価を示す実情である。ついては、余目町を地域給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県東田川郡余目町は、その地理的条件ならびに商業、経済事情によつて、著しき物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県槻木町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県柴田郡槻木町長大沼金治外十二名）（庄司一郎君紹介）（第六〇五号）、同（請願者　宮城県柴田郡槻木郵便局長北条逸平外十二名）（竹谷源太郎君紹介）（第一〇三二号）及び同（請願者　宮城県柴田郡槻木町入間野玉淵隆平外十二名）（竹谷源太郎君紹介）（第一五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県柴田郡槻木町は、生活必需物資のすべてを仙台市に依存するため、二割ないし三割の物価高を示し、本町在住公務員は地域給指定地に転出を希望するもの続出する現状である。ついては、槻木町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県柴田郡槻木町は、その特殊事情により、物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県広淵村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県桃生郡広淵村長佐々木利平外八名）（佐々木更三君紹介）（第六〇六号）、同（請願者　宮城県桃生郡広淵村助役小野寿夫外七名）（長谷川峻君紹介）（第八一三号）、同（請願者　宮城県桃生郡広淵郵便局長広瀬秀光外八名）（日野吉夫君紹介）（第一一二九号）、同（請願者　宮城県桃生郡広淵村中学校長小泉甚造外七名）（内海安吉君紹介）（第一四五七号）、同（請願者　宮城県石巻地区警察署広淵部長派出所長谷地飯栄治郎外七名）（小山倉之助君紹介）（第一五八六号）及び同（請願者　宮城県石巻地区警察署広淵部長派出所長谷地飯栄治郎外八名）（本間俊一君紹介）（第三一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡広淵村は、石巻市に近く、生活必需品のすべてを石巻市及び仙台市から移入している ため、運賃等が加わり、物価は高騰して、両市より常に一割ないし二割高となり、公務員の生活は困窮している。ついては、広淵村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県桃生郡広淵村は、その特殊な経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県上遠野村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡上遠野村長荒川久馬外七名）（松井政吉君外一名紹介）（第六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡上遠野村は、常磐炭田地帯にあつて躍進的な好況地区であるが、日常生活物資のほとんどを平市を中心として湯本、植田町に移存しているため、常に一、二割高となり、特に炭田の好況による物価の上昇はなはだしく、公務員は赤字生活に苦しみ、他地区への転出者が続出する実情である。ついては、上遠野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡上遠野村は、その産業事情ならびに経済事情により公務員の生活は困難に当面している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県一箕村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県北会津郡一箕村長古川一馬外二名）（松井政吉君紹介）（第六〇八号）、同（請願者　福島県北会津郡一箕村立一箕小学校長酒井正外一名）（山下春江君紹介）（第八一二号）及び同（請願者　福島県北会津郡一箕村中学校長若林武）（助川良平君紹介）（第八七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県北会津郡一箕村は、会津若松市と近接し、経済上ほとんど同一で、生活水準も、また同等である。ついては、一箕村の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県北会津郡一箕村は、会津若松市と経済事情をおなじくし、従つて生活水準も同等である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当

と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県若松市の地域給引上げの請願（請願者　福島県若松市栄町二百三十一番地鈴木精一外一名）（松井政吉君紹介）（第六〇九号）、同（請願者　福島県若松市福島食糧事務所北会津支部長半沢卯右ェ門外一名）（山下春江君紹介）（第六一〇号）同（請願者　福島県若松市大町一之町十三番地斎藤一次外二名）（助川良平君紹介）（第六一一号）、同（請願者　福島県若松市会津若松電話局長武藤武雄外二名）（館林三喜男君紹介）（第八一三号）及び同（請願者　福島県若松市字栄町一番地福島地方裁判所若松支部長鷲倉正治外一名）（小山倉之助君紹介）（第一一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県若松市は、会津地方の政治、経済、産業及び文化の中心地であるとともに、近距離に東山温泉をはじめ猪苗代湖、磐梯山等を有し、交通の便と相まつて物価の変動はなはだしく、本市の消費的性格は物価の上昇を促進し、給料生活者はきわめて困窮している。ついては、若松市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県若松市の経済事情ならびに産業事情によつて、物価は高騰し、給料生活者は相当に苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県着田村の地域給引上げの請願（請願者　千葉県千葉郡着田村長島田稔外四名）（吉川愛光君紹介）（第六一二号）及び同（請願者　千葉県千葉郡着田村着田郵便局長今井太喜雄外三名）（川島正次郎君紹介）（第四三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県千葉郡着田村は、地域給四級地の千葉市と二級地の生浜町に接し、両市町と経済及び生活条件はなんら異なるところなく、しかも生活物資を両市町に依存するため、物価は割高となり、公務員の生活は困窮して人事の交流に多大の支障を来たしている。ついては、着田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県千葉郡着田村は、その地理的条件により千葉市と経済事情を同じくし物価は高騰し、人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県富里村の地域給引上げの請願（請願者　千葉県印旛郡富里村長鈴木弐雄）（竹尾弐君紹介）（第六一三号）及び同（請願者　千葉県印旛郡富里村富里中学校長貝塚勇吉外九名）（川島正次郎君紹介）（第四三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡富里村は、八街町と接続し、諸物資を八街、成田両町を中心に仕入れているため、物価は両町に劣らない高騰を示し、地域給においても、八街町は三級地、成田町は二級地に指定され、本村のみが一級地となつていることは不均衡である。ついては、富里村を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡富里村は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県本埜村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡本埜村長岩井伊外四名）（竹尾弐君紹介）（第六一四号）及び同（請願者　千葉県印旛郡本埜村本埜中学校長高橋虎雄外二名）（川島正次郎君紹介）（第四三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡本埜村は、諸物資を安食、成田及び佐倉等の近接小都市から移入しているため、近隣町村に比べ、諸物価は常に高く、加うるに数百名に及ぶ東京行商の日々搬出する物資はおびただしい数に上り、諸物価の高騰に拍車をかけている実情である。ついては、本埜村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡本埜村は、その経済事情により諸物価は著しく高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県弥富村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡弥富村長福谷正雄外三名）（竹尾弐君紹介）（第六一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡弥富村は、地域給三級地の八街町と、二級地の旭村を隔てて四級地の千葉市に接し、消費面における物資の八割を千葉市及び八街町に依存しているため、運賃その他の関係から、これら都市よりも高物価となり、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、弥富村を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡弥富村は、その地理的条件により高物価となり公務員の生活を困窮せしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県太田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡太田村長岩崎貞作外六名）（荒船清十郎君紹介）（第六一六号）及び同（請願者　埼玉県南埼玉郡太田村農業協同組合長高橋徳之丞外二名）（松山義雄君紹介）（第三四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡太田村は、文化及び生活水準において、地域給一級地の隣接妻沼町と同等で、生活費も同町及び近接一級地町村となんら異らない。ついては、太田村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡太田村は、その文化、生活水準は支給地町村と異るところのない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日、

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県別府村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡別府村長高橋恵七外五名）（松崎朝治君紹介）（第六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡別府村は、熊谷市と接続し、特に南部は熊谷市新堀と密接不離の関係を有し、生活水準物価等において同市となんら差異が認められない実情である。ついては、別府村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡別府村は、熊谷市との関係において生活水準を同じくする実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県赤堀村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡赤堀村長石田長太外三名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第六一九号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡赤堀村は、桐生市、前橋市、伊勢崎市及び大間々町に囲まれ、自動車交通の発達とともに物資の交流はげしく、村内の農産物は都市へ吸収されて、逆輸入の形となり、また生鮮魚介等は他県から移入するため、運賃が加算されて割高となり、公務員の生活は常に脅威にさらされている。ついては、赤堀村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡赤堀村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県豊受村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡豊受村長松本宗蔵外十一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡豊受村は、織物工業の発達した農工村で、文化水準高く、消費物価も高価であり、民間給与に比べて、著しく低位にある公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、豊受村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県豊受村は、その産業事情により、物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県芝根村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡芝根村長木暮一太郎外七名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第六二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡芝根村は、交通機関に恵まれず、しかも諸物資を他町村より移入するため、物価は高騰し、公務員の生活はきわめて苦しい実情である。ついては、芝根村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡芝根村は、その地理的悪条件ならびに経済事情により、物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県三郷村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡三郷村長新井勇二外七名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡三郷村は、養蚕織物家内工業又は穀類の生産地で、生活及び文化水準高く、生活必需物価は地域給支給地の町村を上まわり、給与水準の低い公務員の生活は困窮している。ついては、三郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡三郷村は、その産業事情等により物価は著しく高騰し、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県上陽村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡上陽村長関根福司外三名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡上陽村は、伊勢崎市、高崎市及び藤岡町に近接し、高崎線によつて東京都の中心部にわずか二時間半の至近距離にあるため、生活必需物資の価格は東京都に匹敵する程で、民間事業所等に比較して著しく給与水準の低い公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、上陽村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡上陽村は、その地理的条件によつて、物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

神奈川県南下浦町の地域給引上げの請願（請願者　神奈川県三浦郡南下浦町長新倉誠一外十五名）（志村茂治君紹介）（第六三一号）及び同（請願者　神奈川県三浦郡南下浦町教育委員会長長島郁太郎外十四名）（山本正一君紹介）（第四一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県三浦郡南下浦町は、地域給四級地の横須賀市北下浦と接し、生活水準、諸物価においてなんら異ならず、また隣接初声村が二級地に引き上げられ、本郡及び高座郡中、本町のみが一級地であることはまことに不合理である。ついては、南下浦町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神奈川県三浦郡南下浦町は横須賀市と接続し、生活水準において何ら異るところなく、諸物価も高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県一迫町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県栗原郡一迫町長狩野文朔外六名）（佐々木更三君紹介）（第六三二号）、同（請願者　宮城県栗原郡一迫町背原俊伍外七名）（長谷川峻君紹介）（第八七九号）、同（請願者　宮城県栗原郡一迫町一迫中学校長黒沢二郎外六名）（日野吉夫君紹介）（第一四六〇号）、同（請願者　宮城県食糧事務所一迫出張所長阿部公平外三名）（小山倉之助君紹介）（第一五八五号）及び同（請願者　宮城県食糧事務所一迫出張所長阿部公平外六名）（本間俊一君紹介）（第三三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県栗原郡一迫町は、人口の激増と数次の大水害による農業生産の減退及び復旧工事費の拠出等のため、著しく物価は高騰し、住宅の払底を来し、本町在勤公務員の消費生活はきわめて脅威にさらされている。ついては、一迫町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県栗原郡一迫町は、その特殊事情ならびに経済事情により、物価高をきたし公務員の消費生活は脅威をうけている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県気仙沼地区の地域給引上げ等の請願（請願者　宮城県気仙沼市気仙沼地区官公庁給与対策協議会執行委員長渡辺真吉）（日野吉夫君紹介）（第一三五二号）及び同（請願者　宮城県気仙沼市議会議長小野寺寅七外一名）（小山倉之助君紹介）（第五七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県気仙沼市は、水産物を除く、すべての消費物資を他の市町村等に求むるため、物価は東京に比べ、はるかに高価で、東北の上海ともいわれる程の高物価都市である。ついては、気仙沼市の地域給を三級地に引き上げるとども

に新城地区を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

気仙沼市は、その特殊事情により著しく物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県戸田村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡戸田村長勝呂計三外六名）（勝間田清一君紹介）（第六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡戸田村は、沼津市に接し、生活物資は薪炭類を除いたすべてを同市に求めるため、運賃加算等で、物価は同市に比べはるかに高価格である。ついては、戸田村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡戸田村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県大洲村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡大洲村長岩本愛助外七名）（西村直己君紹介）（第六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡大洲村は、地域給一級地の青島町、藤枝町及び二級地の島田市と密接な関係を有し、消費物資のほとんどをこれら市町より移入しており、特に青島町の経済的影響をうけ、本村在勤公務員の生活はきわめて窮迫している。ついては、大洲村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡大洲村は、その経済事情により、物価高く公務員の生活はきわめて窮迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県豊田村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡豊田村長藤科茂七郎外七名）（西村直己君紹介）（第六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡豊田村は、静岡市及び焼津市に近接し、生活必需品のほとんどを他地域に求むるため、必然的に物価は上昇し、品種によつてはこれら両市を上まわる物価高である。ついては、豊田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡豊田村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県伊久身村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡伊久身村長森田桂策外九名）（西村直己君紹介）（第六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡伊久身村は、地域給二級地の島田市に隣接し、しかも消費物資のすべては同市を経て供給される現状で、島田市と同一経済圏内にある。ついては、伊久身村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡伊久身村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県瀬戸谷村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡瀬戸谷村長加藤利雄外十一名）（西村直己君紹介）（第六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡瀬戸谷村は、静岡市、焼津市及び島田市をはじめ郡下の藤枝、青島両町との交流ひん繁で、文化水準は地域給一、二級地に指定されている他町村と同等であり、村内物資は米穀をはじめ生活必需品をこれら各市町からの行商人より購入するため、著しく高価となつている。ついては、瀬戸谷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡瀬戸谷村は、その経済事情等により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県大富村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡大富村長塚本熊次外七名）（西村直己君紹介）（第六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡大富村は、生活必需品のすべてを焼津市及び小川町に求めるため、高物価となり、本村在勤公務員の生活は極度に圧迫され、毎月赤字経済にあえいでいる実情である。ついては、大富村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡大富村は、その経済事情により物価高をきたし公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県静浜村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡静浜村長池谷宇右エ門外十名）（西村直己君紹介）（第六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡静浜村は、米軍保安隊が駐留している関係上、主食をはじめ野菜等の物価は近隣都市以上で、しかも生活必需物資を他地域に求めるため高物価となり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、静浜村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡静浜村は、その特殊事情ならびに経済事情により高物価をきたし公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県相川村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡相川村長斎藤修次外七名）（西村直己君紹介）（第六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡相川村は、地域給二級地の静岡市、焼津市及び一級地の青島町、吉田町等に接し、生活必需物資のすべてをこれら各市町より移入するため、高物価となり、在勤公務員の生活は極度に窮迫している。ついては、相川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡相川村は、その経済事情により高物価をきたし、公務員の生活は極度に窮迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきもの

と認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県高洲村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡高洲村長浅井寿郎外十名）（西村直己君紹介）（第六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡高洲村は、地域給一級地の青島町、藤枝町及び二級地の焼津市に隣接する関係上、消費生活面において、これら都市の影響を受けること大であり、青島町とは本村との境界が混然として同一町内の形態をなし、すべての面にわたつて同町とまつたく同一条件下にある。ついては、高洲村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡高洲村は、その経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県葉梨村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡葉梨村長森谷林造外五名）（西村直己君紹介）（第六四三号）

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡葉梨村は、静岡市、藤枝町及び岡部町に近接し、特に藤枝町とは商業面において関係深く、物価指数は同町よりも上まわつている現状で、公務員の生活はきわめて困難である。ついては、葉梨村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡葉梨村は、その経済事情により高物価をきたし、公務員の生活はきわめて困難である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県清沢村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県安倍郡清沢村長尾崎礦作外七名）（西村直己君紹介）（第六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡清沢村は、静岡市に近接し、主食をはじめとする生活必需物資のすべてを静岡市より仕入れる関係上、運賃が加算され、物価は同市に比べ高価であるにかかわらず、本村は地域給の無級地であつて、公務員の生活は困窮している。ついては、清沢村を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県安倍郡清沢村は、その経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県大川村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県安倍郡大川村長前川亀之助外八名）（西村直己君紹介）（第六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡大川村は、静岡市に近接し、主食をはじめとする生活必需物資のすべてを静岡市より仕入れるため、運賃が加算され、物価は同市に比べ高価であるにかかわらず、本村は地域給の無級地であつて、公務員の生活は困窮している。ついては、大川村を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県安倍郡大川村は、その経済事情により高物価をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県坂部村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡坂部村長池ケ谷文四郎外六名）（西村直己君紹介）（第六四六号）及び同（請願者　静岡県榛原郡坂部村議会議長宗嵩外五名）（佐藤虎次郎君紹介）（第二〇一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡坂部村は、地域給支給地の川崎町、吉田町及び金谷町に接続し、生活物資の多くをこれら各町に求むるため、毎日行商人の往来ひん繁で、必然的に本村の諸物価は上昇を来たして、公務員の生活は極度に困窮している。ついては、坂部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡坂部村は、その経済事情により高物価をきたし公務員の生活は極度に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県勝間田村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡勝間田村長枝村幕次郎外七名）（西村直己君紹介）（第六四七号）及び同（請願者　静岡県榛原郡勝間田村議会議長谷下新治外六名）（佐藤虎次郎君紹介）（第二〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡勝間田村は、地域給一級地の川崎町、金谷町に隣接し、生活必需物資のほとんどを静岡市よりも高物価な両町に求むるため、運賃等の加算により両町よりも常に高価な現状にある。ついては、勝間田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡勝間田村は、その経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県萩間村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡萩間村長横山正平外十一名）（西村直己君紹介）（第六四八号）及び同（請願者　静岡県榛原県税事務所長中野博司外十一名）（吉塚九一郎君紹介）（第一五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡萩間村は、地域給支給地たる金谷町、南相良町及び東川崎町の中間に位し、生活物資のすべてをこれら各町より搬入しているため、高物価となり、生活水準も高い現状で、無給地の本村在勤公務員の生活苦をますます深刻にしている。ついては、萩間村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡萩間村は、その経済事情により高物価となり公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県中川根村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡中川根村長鈴木宗一郎外十六名）（西村直己君紹介）（第六四九号）及び同（請願者　静岡県榛原郡中川根村議会議長栗下栄一外十六名）（塩原時三郎君紹介）（第二〇一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡中川根村は、主食をはじめ生活必需物資のほとんどを他地域に求めるため、必然的に物価は高く、また物資輸送路として大井鉄道一本のみに依存する関係上、輸送運賃もまた全国一高く、本村在勤公務員の生活は困窮している。ついては、中川根村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡中川根村は、その経済事情により高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情に

かんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県下川根村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡下川根村長鈴木幸一外十二名）（西村直己君紹介）（第六五〇号）及び同（請願者　静岡県榛原郡下川根村下川根中学校長清水啓一外十一名）（塩原時三郎君紹介）（第二〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡下川根村は、島田市及び金谷町に近接し、消費物資のすべては両市町を経て供給され、また医療機関、官公署、公共施設、娯楽機関等も両市町に依存し、同一経済圏にあるため、生計費がばく大となり、公務員の生活は窮迫している。ついては、下川根村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡下川根村は、その経済事情により生計費の著しき増高をきたし公務員の生活は困窮しているの実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県両河内村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県庵原郡両河内村長柴山久一郎外八名）（西村直己君紹介）（第六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡両河内村は、新貿易港として日ごとに隆盛を加える清水市と密接不離な関係を有するため、本村の物価は高く、食糧品及び衣料品は同市よりはるかに高価格となり、公務員の生活は困難をきわめている。ついては、両河内村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県庵原郡両河内村は、清水市との関係においての経済事情により物価高く公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県松野村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県庵原郡松野村長天野謙一外四名）（西村直己君紹介）（第六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡松野村は、地域給二級地の富士町及び富士宮市に隣接する関係上、行政面において密接不可分な関係を有し、物価についても、これら隣接都市に比べてきわめて高く、生活程度においてもなんら差異がない現状である。ついては、松野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県庵原郡松野村は、その地理的条件による経済事情から物価高くまた生活程度も相当に高くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県内房村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県庵原郡内房村長望月定一外六名）（西村直己君紹介）（第六五三号）及び同（請願者　静岡県庵原郡内房村立中学校長佐野文雄外五名）（佐藤虎次郎君紹介）（第二〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡内房村は、諸物価きわめて高く、食料及び衣料品は富士宮市等を上まわり、少額の品物を購入するにも高い交通費を支払つて富士宮市、清水市及び静岡市におもむくため、これが生計費に及ぼす影響は大きく、本村在勤公務員の生活は困難をきわめている。ついては、内房村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県庵原郡内房村は、その経済事情により諸物価はきわめて高く、それが生計費におよぼすところ大にして公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県梅ケ島村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県安倍郡梅ケ島村長杉山藤十外五十名）（西村直己君紹介）（第六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡梅ケ島村は、主食をはじめ他の生活必需物資のほとんどを静岡市に求むるため、運賃及び仲買人の手数料等の加算によつて高物価となり、本村在勤公務員の生活は困窮している。ついては、梅ケ島村の地域給を四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県安倍郡梅ケ島村は、その経済事情により高物価をきたし、公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県朝比奈村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡朝比奈村長酒井元巳外六名）（西村直己君紹介）（第六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡朝比奈村は、静岡市、岡部町、焼津市及び藤枝町と経済的関係深く、消費物資のほとんどを直接、間接にこれら都市の業者を経て移入されるため、諸物価高く、本村在勤公務員の生活は困難をきわめている。ついては、朝比奈村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡朝比奈村は、その経済事情により物価高く公務員の生活は困窮をきわめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下石町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡下石町長伊藤修一外五名）（加藤鎌造君紹介）（第六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡下石町は、主食をはじめ野菜、魚介等のすべてを多治見市及び名古屋市の市場を経て搬入するため、運賃加算で、諸物価は多治見市に比べ、常に一割ないし二割高の現状である。ついては、下石町を多治見市と同様の地域給三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡下石町は、その経済事情によつて諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県稲津村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡稲津村長和田利通外四名）（加藤鎌造君紹介）（第六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡稲津村は、土岐郡及び多治見市を一環とする陶磁器工業地帯のうちにあつて、生活文化の進歩、諸物価の高価格なことは全国的に見ても上位にあり、陶磁器工業の隆盛に伴い、民間諸賃金は著しく上昇したに反し、給与水準の低い公務員の生計はきわめて困難な実情である。ついては、稲津

村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡稲津村は、その産業事情ならびに経済事情によつて、公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県瑞浪土岐町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町長清水快導外九名）（加藤錦造君紹介）（第六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡瑞浪土岐町は、郡内第一の人口を擁する町であるが、主食の生産少なく、従つてその大部分を他地方より移入し、その産業事情ならびに経済事情によつて公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県瑞浪土岐町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町長清水快導外九名）（加藤錦造君紹介）（第六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡瑞浪土岐町は、郡内第一の人口を擁する町であるが、主食の生産少なく、従つてその大部分を他地方より移入し、その産業事情ならびに経済事情によつて公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県恵那郡陶町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡陶町長加藤快三外四名）（加藤錦造君紹介）（第六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡陶町は、さきに地域給二級地の指定を受けたが、本町は北米向高級ディナーセット及び南方向輸出陶磁器製造の盛んな町で、労賃と生計費が著しく高く、給与の低い公務員は常に貧困に迫われている。ついては、陶町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡陶町は、その産業事情ならびに経済事情によつて公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県十岐津地区の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡十岐津町長鈴木槙次郎外一名）（加藤錦造君紹介）（第六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県十岐郡十岐津地区（十岐津町及び泉町の一部）は、陶磁器商工業の最も盛んな地区で、購買力に富み、名古屋の商圏内にあつて、その経済的活動は名古屋市に直結するため、文化面も名古屋市の影響を強く受けている。かかる環境下に薄給の公務員は高物価にあえぎ窮乏に嘆息している。ついては、十岐津地区の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県十岐郡土岐津地区は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰し公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県日吉村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県土岐郡日吉村長有賀一樹外十二名）（加藤錦造君紹介）（第六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡日吉村は、亜炭の生産地であるため、純農村に比べ、民間の労賃がすこぶる高いので、商店街は活ばつとなり、また周囲の町村はすべてよい桑地帯であり消費地であるので、生活物資の高価であることは土岐郡一円と並び全国屈指となつている。ついては、日吉村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡日吉村は、その産業事情ならびに経済事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県歌知町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県土岐郡歌知町長塚本連郎外二名）（加藤錦造君紹介）（第六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡歌知町は、年産額十億円に及ぶ陶磁器を生産する県下屈指の工業地であるが、地理的にあるいは商取引の関係から名古屋市に連結し、経済並びに文化は強く同市の影響を受けている。しかも常に商人の出入きわめて多く、生産程度又は物価の高いことは大都市と同様である。ついては、歌知町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡歌知町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県曽木村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県土岐郡曽木村長浦野聞平外四名）（加藤錦造君紹介）（第六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡曽木村は、農山村の形態をしている郡下第二の小村ではあるが、農産物は自給自足さえもできず、経済的には勢い隣接歌知町及び陶町と直結し、陶磁器原料の陶土、たきぎ及び労働力の供給地として、両町の一部落的存在であるが、地域給は無級地として不均衡な待遇を受けている。ついては、曽木村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡曽木村は、その産業事情ならびに経済事情において隣接歌知町、陶町と同一条件にありながら無級地であることは不合理であろ実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県明世村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県土岐郡明世村長須藤治兵衛外三名）（加藤錦造君紹介）（第六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡明世村は、東に瑞浪土岐町（一級地）、西に泉町（二級地）と接し、多治見市（三級地）を中心とする美濃焼生産地帯と密接な関係にあつて、経済事情を同じくするにもかかわらず、本村は地域給を支給されず、はなはだ不合理な待遇を受けている。ついては、明世村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡明世村は、その産業事情ならびに経済事情において近接する支給地と同一条件にありながら無給地となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県大八賀村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県大野郡大八賀村役場吏員代表堀ノ上市郎右ェ門外三名）（橋擎次郎君紹介）（第六六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県大野郡大八賀村は、高山市と歴史的にとくに関係が深く、現在両市との境界も判然とせず、市の一部分のごとき現状を呈しているため、さきの地域給の指定に際しては、本村の一部は高山市と同様三級地に指定されたのであるが、その他の区域も、もちろん同市と同じ経済的条件を具備している。ついては、大八賀村地内のすべてを三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県大野郡大八賀村は、その一部分が高山市と同様に指定されているが、その他の部分も同一条件にあるという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県岩村田町の地域給引上げの請願（請願者　長野県北佐久郡岩村田町長服部良太郎）（羽田武嗣郎君紹介）（第六六六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県北佐久郡岩村田町は、中央官庁の出先機関である各官署のほとんど全部を有し、郡下の政治、経済、文化の中心地となっているが、米麦を除いてなんら特産なく、生活必需品はすべて他地域に仰ぎ、地域給二級地の上市、小諸町を上まわる物価高である。ついては、岩村田町を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県北佐久郡岩村田町は、その産業事情ならびに経済事情によって、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県御代田村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県北佐久郡御代田村官公が職員代表市川久吉）（羽田武嗣郎君紹介）（第六六七号）、同（請願者　長野県北佐久郡御代田村御代田村最地引上委員会代表酒井善助外二十五名）（松平忠久君紹介）（第二八六一号）、同（請願者　長野県北佐久郡御代田村御代田中学校甘利忠孝外二十三名）（井出一太郎君紹介）（第二九四〇号）及び同（請願者　長野県北佐久郡御代田村地域給引上委員会鵜沢今朝一外二十六名）（岡良一君紹介）（第三〇八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県北佐久郡御代田村は、国際都市軽井沢町の一環として都市形態を備え、小諸町及び岩村田町に近接し、諸物価は両町並びに上田市に比べ数段高く、車馬賃をかけてもこれら市町に買入れに行く方が有利な状態にある。しかるにこれら市町は地域給一級地ないし二級地に指定され、本村はいまだ不均衡な待遇におかれている。ついては、御代田村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県北佐久郡御代田村は、その経済事情ならびに特殊事情によって物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県北佐久郡御代田村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県北佐久郡御代田村最地引上委員会代表酒井善助外二十五名）（松平忠久君紹介）（第二八六一号）、同（請願者　長野県北佐久郡御代田村御代田中学校甘利忠孝外二十三名）（井出一太郎君紹介）（第二九四〇号）及び同（請願者　長野県北佐久郡御代田村地域給引上委員会鵜沢今朝一外二十六名）（岡良一君紹介）（第三〇八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県北佐久郡御代田村は、国際都市軽井沢町の一環として都市形態を備え、小諸町及び岩村田町に近接し、諸物価は両町並びに上田市に比べ数段高く、車馬賃をかけてもこれら市町に買入れに行く方が有利な状態にある。しかるにこれら市町は地域給一級地ないし二級地に指定され、本村はいまだ不均衡な待遇におかれている。ついては、御代田村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県北佐久郡御代田村は、その経済事情ならびに特殊事情によって物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県根上町の地域給引上げの請願（請願者　石川県能美郡根上町浜小学校長道本吉太郎外七名）（岡良一君紹介）（第六六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県能美郡根上町は、地理的にも、経済的にも、隣接小松市の一部を形成している状態であるが、生活必需物資を同市及び金沢市に依存するため、諸物価は両市を上まわり、公務員の生計実態は小松市以上となっている。ついては、根上町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
小松市に隣接する根上町の経済的諸事情等よりして、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県能登部町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県鹿島郡能登部町長大西理三郎外七名）（喜多壮一郎君紹介）（第六六九号）、同（請願者　石川県鹿島郡能登部町郵便局長戸部功外六名）（岡良一君紹介）（第七六〇号）及び同（請願者　石川県鹿島郡能登部町組合立鹿西中学校長井上正雄外七名）（南好雄君紹介）（第一四七一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県鹿島郡能登部町は、本郡の中心地として官公署、学校、銀行、会社及び工場等多く、農産物を除く生活必需品はすべて七尾市、金沢市方面を経て供給され、これら都市から受ける経済的影響はきわめて大にして、公務員の生計はいちじるしく窮乏している。ついては、能登部町を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
能登部町の立地条件および経済的諸事情等よりして、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県鵜川町の地域給指定に関する請願外一件（請願者　石川県鳳至郡鵜川町長竹内久雄外十一名）（益谷秀次君外一名紹介）（第六七〇号）及び同（請願者　石川県鳳至郡鵜川町鵜川郵便局長浜谷清次外十五名）（喜多壮一郎君紹介）（第九〇六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県鳳至郡鵜川町は、主要産業である水産業並びに林産業のもつ性格から、大都市の消費生活に直結し、その経済的影響を受けることが多いため、本町公務員の経済的負担は他に比べはるかに大である。ついては、鵜川町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
鵜川町の経済的諸事情等よりして、生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県越路町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県鹿島郡越路町長田中平治外四名）（益谷秀次君紹介）（第六七一号）及び同（請願者　石川県鹿島郡越路町郵便局長橋本亮外三名）（喜多壮一郎君紹介）（第九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県鹿島郡越路町は、七尾市に接続し、農業を業とする小商工業地であるが、生活物資を七尾市に依存しているので、運賃が加算されて同市より高価となり、本町在勤公務員は高物価のためいちじるしく困窮している。ついては、越路町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
七尾市に接続する越路町の経済的諸事情等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県根上町外二篇町村の地域給引上げの請願（請願者　石川県能美郡根上郵便局長中田久二外二十二名）（岡良一君紹介）（第六七二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県能美郡根上町、寺井野町及び山上村は、北陸本線の沿線に位する交通上の要地で、旧来から絹、人絹織物及び九谷焼等の生産をもつて有名な地域であるが、生活必需物資のすべてを金沢、小松

の両市から移入するため、相当割高となり、近時急激な人口増加によつて深刻な住宅難を呈している。ついては、根上町、寺井野町及び山上村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

根上町外二箇町村の立地条件及び経済的諸事情等よりして、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県本庄町の地域給引上げの請願外一件（請願者　埼玉県児玉郡本庄町長中島一十郎外三十六名）（杉村神治郎君紹介）（第六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡本庄町は、官公庁、学校及び地方事務所を始めとして三十二箇所あるいは工場、会社、組合等主要のもの四十五箇所を数え、都市的施設その他の要件を備え、近接町村を合併して遠からず市制実現の運びに至る情勢にある。かくのごとき本町の経済事情は地域給三級地の熊谷市、二級地の伊勢崎市及び藤岡町に比較し、なんら差異を認められない現状である。ついては、本庄町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡本庄町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県柏原村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡柏原村長早川元次郎外三名）（平岡忠次郎君紹介）（第六七四号）及び同（請願者　埼玉県入間郡柏原村柏原小学校長岸八郎外三名）（赤城宗徳君紹介）（第四二八八号）に関する報告

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡柏原村は、今なほ、地域給の指定がなく、近隣の鶴岡町、入間川町及び飯能町はいずれも二級地に、高麗、高麗川、高萩及び霞ケ関の各村はすでに一級地に指定され経済的諸条件を同じくする本村のみが取り残されているのではなはだ不合理である。ついては、柏原村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡柏原村は、周辺の支給地町村の経済事情については同様である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県新合村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡新合村長笹井護衛外五名）（青木正君紹介）（第六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡新合村は、耕地少なく、農民の生活をささえるだけの農産物もなく、半農半商の性格を帯び、野菜は出荷組合をつくつて東京市場と直結する等のため、本村在勤公務員は農村でありながら、農産物を安価に入手することは困難であり、その他の必需物資も相当割高で、日常生活は困窮している。ついては、新合村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡新合村は、その産業事情により物価高をきたし、公務員の日常生活を困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県高柳村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡高柳村小学校長新井甚一外十三名）（青木正君紹介）（第六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡高柳村は、隣接の加須町、礼羽村及び騎西町等地域給支給地に比べ、生計費の貴要な要素となつている物価事情、地理的位置等の生活条件においてなんら差異なきにかかわらず、本村が無級地であるため待遇上はなはだしく不均衡を生じ、公務員に及ぼす精神的、物的影響はまことに深刻である。ついては、青柳村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡高柳村は、その地理的条件ならびに経済事情により公務員の生活は苦境におかれている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県奥富村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡奥富村長平本金十郎外三名）（平岡忠次郎君紹介）（第六七七号）及び同（請願者　埼玉県入間郡奥富村立奥富中学校長原田豊作外三名）（赤城宗徳君紹介）（第四二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡奥富村は、商工業が発達して織布工場、農産物加工場及び木工場等が増加するとともに商店が進出し、小都会の様相を呈しているが、生活必需物価は隣接の入間川町、川越市を上まわる価格である。ついては、奥富村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡奥富村は、その産業事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県入間郡水富村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡水富村長久下恭次外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第六七八号）及び同（請願者　埼玉県入間郡水富村水富中学校長斎藤勝治外五名）（赤城宗徳君紹介）（第四二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡水富村は、豊岡町及び入間川町と南に、西は観光地飯能町に接しているが、各町はいずれも地域給二級地であり、これらと交通、経済、文化において密接な関係にある本村公務員は地域給の支給もなく、常に困窮生活を送つている。ついては、水富村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡水富村は、交通事情ならびに経済事情により公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県堀兼村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡堀兼村長栗原藤蔵外四名）（平岡忠次郎君紹介）（第六七九号）及び同（請願者　埼玉県入間郡堀兼村堀兼中学校長宮崎茂景外四名）（赤城宗徳君紹介）（第四二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡堀兼村は、今なお、地域給の指定なく、隣接の所沢市は三級地に、入間川町は二級地に、福原、入間及び大東の各村は一級地の指定を受け、本村のみが中間に取り残されている現状であるが、日常の必需物資は所沢市、入間町以上の高価であり、生活程度においては各地域となんら異なつていない。ついては、堀兼村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡堀兼村は、その特殊事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報
号外
昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　衆議院会議録第三十九号附録（その二）（三）

埼玉県豊岡町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡豊岡町長田代七郎外十六名）（平岡忠次郎君紹介）（第六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡豊岡町は、東京都の西北部に隣接し、所沢市、立川市並びに横田航空基地に囲まれ、米軍ジョンソン航空基地を有するため、物資の消費地となり、経済的には隣接諸都市に類似した事情にあつて、公務員の生活は深刻な状態である。ついては、豊岡町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡豊岡町は、その特殊事情ならびに経済事情により公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県大間々町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県山田郡大間々町長北村吉三郎外十一名）（松井豊吉君紹介）（第六八一号）及び同（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外十二名）（笹本一雄君紹介）（第一九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県山田郡大間々町は、往時生糸取引市場によつて発展した町で、文化及び経済的水準高く、山田郡の中心都市として桐生市に隣接し、奥日光、赤城山観光地及び足尾銅山を控え、諸物価は桐生市より割高である。ついては、大間々町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県山田郡大間々町は、その産業事情により諸物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認められる。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県玉村町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡玉村町長渡辺裏外八名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡玉村町は、伊勢崎市、前橋市、高崎市及び藤田町等に囲まれ、高崎線により東京都の中心部にわずか二時間半の近距離にあるため、生活必需物価は東京都に匹敵して高価となり、生活の程度もこれら都市の影響下にある関係から比較的に高く、常に公務員の生活を脅かしている。ついては、玉村町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡玉村町は、その経済地理的条件により物価高をきたし、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県松井田町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県碓氷郡松井田町新堀清水幸男外十三名）（小峯柳多君紹介）（第六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県碓氷郡松井田町は、立地条件がきわめて不利で、その経済活動は衰退に傾かざるを得ないにもかかわらず、過去の宿場町としての繁栄はその生活程度を低下させることを招き、教育、文化に対する理想が高く、生活は現実との二重の苦しみに直面し、地方行政の関係上、比較的多数存する本町在勤公務員は日々の生活にあえいでいる。ついては、松井田町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県碓氷郡松井田町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたし公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県倉賀野町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県群馬郡倉賀野町二千十番地大山七次郎）（小峯柳多君紹介）（第六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県群馬郡倉賀野町は、工業の発達とともに隣接高崎市の会社工場の分工場等が建設せられ、ほとんど同市内の観を呈しているが、物価は高崎市を上まわるほどで、その指数は東京を百として実に九七・一を示し、前橋市の九二・六をはるかにりようがしている。ついては、倉賀野町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県群馬郡倉賀野町は、その産業事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県間々田町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡間々田町官公職員連合会長中村長兵衛外七名）（山田長司君紹介）（第六八五号）、同（請願者栃木県下都賀郡間々田町長渡辺佐一外六名）（黒澤幸一君紹介）（第一一四八号）及び同（請願者　栃木県下都賀郡間々田町長渡辺佐一外七名）（山口好一君紹介）（第二九一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県下都賀郡間々田町は、地域給二級地の小山町及び古河市に接し、両市町の商業圏内にあるため、諸物価等は都市並となり、公務員は一般生活水準を下まわる窮乏生活を営んでいる。ついては間々田町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県下都賀郡間々田町は、経済地理的条件により諸物価高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県烏山町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県那須郡荒川村大字鴻野山千八番地青木久外五百六十四名）（戸叶里子君紹介）（第六八六号）及び同（請願者　栃木県那須郡烏山町長龍福礒次外五百二十七名）（船田中君紹介）（第一〇四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡烏山町は、本郡南部における文化、行政の中心地として、官公署、学校等三十有余を数える消費都市であり、交通不便のため、他の大中都市に比べ、著しく物価高で、現行地域給一級地ではなはだ実情に添わない。ついては、烏山町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
栃木県那須郡烏山町は、その地理的条件ならびに経済事情等により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大阪府矢田村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡矢田村長川本谷一外八名）（田中萬逸君紹介）（第六八七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大阪府中河内郡矢田村は、隣接加美村及び巽町に比べ、生活水準あるいは物価指数においてなんら差異がないにもかかわらず、両町村は地域給五級地に引き上げられ、矢田村のみ依然として三級地に据え置かれていることはなはだ遺憾である。ついては、矢田村を五級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
矢田村は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の高とうを来たしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県田原村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡田原村役場職員代表上森嘉兵衛外四名）（仲川房次郎君紹介）（第六八八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県吉野郡田原村は、名勝吉野川、あるいは旧跡吉野熊野国立公園を擁し、交通の発達に伴い、遠く京阪神よりの遊覧客多く、また古来吉野杉等の木材工業地として知られ、諸物価は大都市となんら差異がない実情である。ついては、田原村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
田原村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県片桐町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県生駒郡片桐町全官公庁代表吉尾利太郎）（前田正男君紹介）（第六八九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県生駒郡片桐町は、奈良、郡山、王寺までわずかの距離にあるので、経済事情をほぼ同じくしているにもかかわらず、これら市町は地域給三級地ないし四級地に指定され、本町が一級地に過ぎないことはなはだ不合理で、人事交流上にも極々支障を来している。ついては、片桐町を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
片桐町の地理的、経済的事情からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県大屋村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県養父郡大屋村長栃尾宜人外十三名）（小島徹三君紹介）（第六九〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県養父郡大屋村は、耕地面積、山林ともに少なく、商産地帯として特殊な性格を有し、大屋谷四箇村の中心地である関係上、官公庁、銀行及び会社等も多く、物価は非常に高く、且つ、住宅不足で、家賃が高騰し、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、大屋村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
大屋村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山梨県西野村及び今諏訪村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県中巨摩郡西野村外一箇村組合長谷部保外六名）（鈴木正文君紹介）（第六九一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山梨県中巨摩郡西野村、今諏訪村は、主食が村内需要の一部を生産できるのみで、ほとんどを他からの補給にまつ状態で、衣料その他は甲府市、小笠原町に依存するため、これら市町を上まわる物価高で、しかも両村の公務員は甲府市、巨摩町等地域給支給地からの通勤者が多く、無級地の両村は人事の交流上きわめて支障を来している。ついては、西野村及び今諏訪村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山梨県中巨摩郡西野村及び今諏訪村は、その産業、経済事情により物価高となり公務員の生活は苦しく人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山梨県豊村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県中巨摩郡豊村長五味大八外八名）（鈴木正文君紹介）（第六九二号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡豊村地域給指定促進協議会長沢登守外七名）（古屋貞雄君紹介）（第三〇八一号）及び同（請願者　山梨県中巨摩郡豊村地域給指定促進協議会長沢登守外八名）（平野力三君紹介）（第三四三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山梨県中巨摩郡豊村は、水利に乏しく、米田が皆無で、主食はもとより野菜類まで他町村より移入するため、村民の経済は非常に窮屈であるが、公務員の生活はそれにも増した苦境にある。ついては、豊村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山梨県中巨摩郡豊村は、その産業、経済事情により物価高となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県碧南市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県碧南市長中村庄太郎外二十名）（中野四郎君紹介）（八九三号）及び同（請願者　愛知県碧南市碧南郵便局長松川久蔵外二十二名）（小林錨君紹介）（第二五〇一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県碧南市は、商工、観光都市として目覚しく発展しているが、さきの地域給の改訂に際して、本市と実情の類似する半田市、刈田市、幸田市及び豊川市等が三級地に指定され、本市のみが二級地に据え置かれているのは実に不合理である。ついては、碧南市を実情に適した級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
愛知県碧南市は、その経済事情ならびに特殊事情により物価は著しい高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県鏡野町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県苫田郡鏡野町長岡計男）（大村清一君紹介）（第六九四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県鏡野町は、その産業、経済事情により物価高となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

一、請願の要旨及び目的
岡山県苫田郡鏡野町は、昭和二十七年十一月六箇村を合併して発足したもので、郡の中央に位し、諸物資の集散地として隣接津山市に連けいし、生活物資は岡山市よりも高価である。また本町商工業者の生活水準は一般に高く、俸給生活者の家計は赤字に苦しんでいる。ついては、鏡野町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
鏡野町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県金田村及び川滝村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県宇摩郡金田村長宇高信雄外一名）（前田正男君紹介）（第六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県宇摩郡金田村及び川滝村は、製糸業地帯としての三島、川之江、上分町と密接不離な関係にあつて、生活水準等になんら変るところなく、物価指数も高松市を上まわる実情である。ついては、金田村及び川滝村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛媛県宇摩郡金田村及び川滝村は、その産業事情により生活水準等は近接の支給地と異るところなく物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県南宇和郡西海町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県南宇和郡西海町長岡田庄松）（井谷政吉君外三名紹介）（第六九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県南宇和郡西海町は、漁業地で、生活必需物資のすべてを近接都市及び遠隔地に移存している関係と、漁業労務者の高収入によつて、物価は著しく高騰して、公務員の生活は窮迫している。ついては、西海町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛媛県南宇和郡西海町は、その産業事情により物価は著しく高騰して、公務員の生活は窮迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県那珂村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県宮崎郡那珂村長清製袋次郎）（相川勝六君紹介）（第六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県宮崎郡那珂村は、宮崎市に隣接して同市の経済圏内におかれ、常に物価は宮崎市と差異がなく、特に文化、医療の施設に乏しいため同市を利用して、これに伴う出費も大きく、公務員の生活は極度に圧迫され、教職員中には他地域への転出を希望する者多く、人事の交流に支障を来たしている。ついては、那珂村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
那珂村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県高鍋町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県児湯郡高鍋町長柿原政一郎外一名）（相川勝六君紹介）（第六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県児湯郡高鍋町は、一部の食糧が自給できるだけで、その他の物資のほとんどを他地区より移入しているため、物価は高く、最近の物価総合指数は全国平均を上まわり、東京を百として九十・三の高物価指数を示している。ついては、高鍋町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
高鍋町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県下の地域給指定等に関する請願（請願者　宮崎県庁内宮崎県官公庁地域対策協議会長田中長茂）（伊東岩男君紹介）（第六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県下は、地理的に災害の多い県であり、また観光地としての環境県であるが、一般生活物資の生産はきわめて少なく、多くを阪神、北九州より移入しているため、物価は高騰している。しかるに地域給については、本県は九州各県の最低位にある。ついては、本県の現行地域給指定地を各々一級ずつ引き上げ、無指定地の児湯郡川南町外九箇町及び南那珂郡北郷村外二十二箇村をそれぞれ一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
宮崎県下各地区の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県高岡町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県東諸県郡高岡町長長野恕男）（伊東岩男君紹介）（第七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県東諸県郡高岡町は、宮崎市の西方に位し、農耕地少なく、主食類及び生活必需物資を宮崎市より移入するため、輸送費等が加算され、宮崎市場よりも高物価となり、公務員の生活は困窮し、人事の交流にも多大の支障を来している。ついては、高岡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
高岡町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県飯野町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県西諸県郡飯野町長市来武夫外一名）（伊東岩男君紹介）（第七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県西諸県郡飯野町は、国鉄飯野駅を有し、交通至便であるが、生活必需物資のほとんどを隣接の小林市及び都城市に依存しているため、両市より物価高となり、なお、霧島国立公園と白鳥及びエビス温泉の観光入湯客の激増によつて、物価はますますつり上がり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、飯野町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
飯野町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県小林市の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県小林市長岡商助左衛門）（伊東岩男君紹介）（第七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県小林市は、南九州の要衝

で、鵜島国立公園等の観光資源に恵まれ、市勢は活況を呈しているが、例年の台風による被害は多大で、建築資材、野菜及び鮮魚等の生活必需物資の高騰を来し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、小林市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小林市の経済的諸事情等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県長洲町の地域給引上げの請願（請願者　大分県宇佐郡長洲町長高橋常市外一名）（木下郁君紹介）（第七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県宇佐郡長洲町は、県北屈指の漁港兼商港で、海陸の交通きわめてよく、経済、産業の中心地であるが、農産物に恵まれず、人口密集して純然たる消費都市の形態となり、物価指数は別府、大分市より高率を示し、なお、漁業の好景気は一層物価をつり上り、公務員の生活は困難に陥つている。ついては、長洲町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長洲町の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県甘木町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県朝倉郡甘木町長井口久七郎）（中島茂喜君紹介）（第七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡甘木町は、福岡、久留米に近接して、農林、水畜産物の集散地であるが、生活物資は福岡、久留米市に直結して再市の価格で販売され、公務員の生活はきわめて困窮するばかりでなく、隣接町村は三級地であるため、人事の交流に支障をきたしている。ついては、甘木町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

甘木町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを請院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県加世田町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県川辺郡加世田町長松山賢太郎外四十三名）（床次徳二君紹介）（第七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川辺郡加世田町は、政治、経済、産業及び文化各般にわたつて発達した消費地で、生活物資のすべてを他地域よりの移入にまつため、運賃等が加算されて、鹿児島市をしのぐ物価高となり、公務員の生活は非惨なものである。ついては、加世田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

加世田町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県阿久根市の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県阿久根市長松田進外三十五名）（池田清志君紹介）（第七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県阿久根市は、キャンプ場、海水浴場等を有し、また天草島、甑島を結ぶ海陸交通の要衝であるため、あらゆる物資が集散され、観光客、商人等の来訪はなはだしく、物価を一層つり上げ、給与の低い公務員の生活を圧迫している。ついては、阿久根市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

阿久根市の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県陶町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡陶町長加藤快三外四名）（加藤錦造君紹介）（第七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡陶町は、南アルプス山脈の背上部に位し、斜面は西北に向つているため、冬期は日照少なく、気温低く、寒冷地手当二級地の岩村町と平均気温は一度の差もない程で、養蚕飼育もできない。ついては、陶町の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡陶町は、その地勢条件により、二級地と同等の気温である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県勿来町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡勿来町長青天目治郎外九名）（岩川與助君紹介）（第七五一号）、同（請願者　福島県石城郡勿来町勿来第一小学校長竹岡伝外八名）（松井政吉君紹介）（第一〇三〇号）、同（請願者　福島県石城郡勿来郵便局長赤津作衛外九名）（高木松吉君紹介）（第一〇三一号）及び同（請願者　福島県石城郡勿来町立勿来中学校長安尻善良外七名）（松井政吉君紹介）（第一七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡勿来町は、人口一万七千余の鉱業を主とする消費地で、日用必需物資のすべてを平市及び植田町に依存するため、常に一割以上の高値を示し、農産物は隣接する植田町、山田、川部村より入荷するため、生産地より二割高となり、公務員の生活に及ぼす影響がまことに大である。ついては、勿来町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡勿来町は、その産業事情ならびに経済事情によつて公務員の生活は相当に困難である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県鴨川町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県安房郡鴨川町長相川政治外八百五名）（千葉三郎君紹介）（第七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県安房郡鴨川町は、外房の商業の中心地にして、風光明びで、清澄山等の名所を有するため、観光客の来訪多く、これを対象とする料理店等の発展は本町を次第に消費都市化し、しかも漁港的雰囲気の下にある住民の多くは浪費的で、常に物価高を来している。ついては、鴨川町の地域給を相当級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県安房郡鴨川町は、その産業事情ならびに特殊事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県沼田町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県利根郡沼田町長鯖谷浅松外四十一名）（藤枝泉介君紹介）（第七五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県利根郡沼田町は、利根盆地の中心で、交通の要衝であり、また国立公園日光の裏関門として発展している町であるが、地域給二級地の館林町、浜川町、富岡町等の各町と比べ、本町が物価指数の最高を示しているにかかわらず、未だに一級地であるのは、はなはだ遺憾である。ついては、沼田町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県利根郡沼田町は、その交通事情ならびに特殊事情により、物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県福寿村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡福寿村長渡辺諒逸外二名）（大橋忠一君紹介）（第七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡福寿村は、織物工業の発達著しく、商工業者の生活程度が高く、しかも生活必需品の物価は名古屋市、一宮市及び岐阜市等に比べ、はるかに高価であるため、俸給生活者の生活は極度に窮迫している。ついては、福寿村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県羽島郡福寿村は、その産業情により、物価の高騰をきたし、俸給生活者の生活は極度に窮迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県高富町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県山県郡高富町長杉山直一外九名）（大橋忠一君紹介）（第七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県山県郡高富町は、岐阜市に近接し、しかも生活諸物資のほとんどを同市に求めるため、運賃等の加算により物価指数は高く、生活水準その他において岐阜市となんら異なるところがない。ついては、高富町の地域給を岐阜市なみに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県山県郡高富町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて、物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県吉田村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡吉田村長阿部康平）（加藤錦造君紹介）（第七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡吉田村は、明知町（一級地）、駒町（二級地）の中間に位し、隣接両町の影響で、諸物価は高く、公務員の生活はまことに苦しいにもかかわらず、未だ地域給が支給されないのは遺憾である。ついては、吉田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡吉田村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて諸物価の高騰をきたし、公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県静波村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡静波村長梅村好）（加藤錦造君紹介）（第七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡静波村は、地域給一級地の明知町に接続し、しかも日用品をはじめ生活必需物資のすべてを同町に依存するため、運賃等の加算で、同町より高物価となつているにもかかわらず、本村が無級地であることは不合理である。ついては、静波村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡静波村は、その経済事情によつて、隣村明知町（一級地）よりも高物価であるという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県高遠町の地域給指定に関する請願（請願者　長野県上伊那郡高遠町長馬場恒好外九名）（原茂君紹介）（第七五八号）及び同（請願者　長野県上伊那郡高遠町長馬場恒好）（原茂君紹介）（第四七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県上伊那郡高遠町は、純然たる消費地で、生活必需物資のほとんどを松本市、飯田市等より仕入れるため、高物価となり、地域給一級地の隣接伊那町と比べ、なんら差異がない実情である。ついては、高遠町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県上伊那郡高遠町は、その経済事情により高物価となり、隣接伊那町となんら差異がない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県伊那町の地域給引上げの請願（請願者　長野県上伊那郡上伊那地方事務所長平野浩一）（原茂君紹介）（第七五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県上伊那郡伊那町は、寒冷度が高く、冬期の薪炭費、副食費等はもとより、生活必需品等の諸物価の高額なることは県下六市となんら異ならず、むしろ上まわる現況で、本町在勤公務員の生活は困窮している。ついては、伊那町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県上伊那郡伊那町は、その自然条件ならびに特殊事情により、物価の著しき高騰をきたし、公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府東郷村外三箇村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府豊能郡東郷村長谷知裕外十九名）（井上良二君紹介）（第七六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府豊能郡東郷村、歌垣村、田尻村及び吉川村は、池田市、大阪市等と交流ひん繁で、しかも当地区に能勢妙見山、妙見宗総本山本滝寺等の著名な寺院仏閣を有するため、観光客の往来はなはだしく、諸物価及び生活文化水準高く、大阪市内を上まわる実情である。ついては、東郷村外三箇村の地域給を引き上げられたいというのである。

三、請願の議決理由

東郷村外三箇村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府福知山市の地域給引上げの請願（請願者　京都府福知山市長牧野源太郎外一名）（加賀田進君紹介）（第七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府福知山市は、昨年地域給の改訂によつて、中心部を四級地に、周囲部を三級地に指定せられたが、中心部と周囲部との間にはなんら地理的障害なく、物価についても食糧、衣料費等が消費都市の周辺部として非常に高額であつて、他の四級地都市と差異が認められない。ついては、福知山市周囲部を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福知山市の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県馬見町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県北葛城郡馬見町長井上忠太郎外五名）（前田正男君紹介）（第七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県北葛城郡馬見町は、靴下工場が八十五工場もあり、さらに綿糸布、メリヤス、セルロイド工場等が数多く、従業員の増加とともに商店街も繁栄し、地域的、経済的に近畿大和高田市（三級地）と同一圏内にあり、生活水準も同市と変らず、物価においては一、二割を上まわる実情である。ついては、馬見町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

馬見町は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県一身田町の地域給引上げの請願（請願者　三重県河芸郡一身田町長辻孫一郎外十二名）（田中久雄君紹介）（第七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県河芸郡一身田町は、津市に隣接し、同市と同じ生活経済圏内にあつて、日常生活必需物資のほとんどを津市に求めるため、同市より高物価の現状である。ついては、一身田町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県河芸郡一身田町は、その経済事情によつて、物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県池田町の地域給引上げの請願（請願者　香川県小豆郡池田町長佐々木幸治外十七名）（大西誠夫君紹介）（第七六五号）及び同（請願者　香川県小豆郡池田町議会議長藤本覚次外十五名）（成田知巳君紹介）（第二一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県小豆郡池田町は、古来政治、経済、交通の各面にわたつて阪神地域に直結し、その往来もひんぱんをきわめ、町民の生活はまつたく阪神経済圏の一部をなし、衣食住ともに地方農村の水準とは比較できない高度を示している。ついては、池田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県小豆郡池田町は、その経済事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県二日市町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡二日市町長武石源太郎外八名）（田中昌子君紹介）（第七六七号）及び同（請願者　福岡県筑紫郡二日市町二日市中学校長斉藤茂義外七名）（熊谷憲一君紹介）（第二〇四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡二日市町は、福岡市の延長としてその経済、文化はほとんど同市と同様であり、現在では福岡市の住宅地帯として発展しつつあつて、本町の消費生活は福岡市となんら差異がないのにかかわらず、地域給においては、本町は三級地であり、福岡市は五級地であることは不合理である。ついては、二日市町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

二日市町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県江南村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県浮羽郡江南村長中川勝）（田中稔男君紹介）（第七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡江南村は、地域給二級地の吉井町に隣接し、近時同町との合併気運にある等、きわめて密接な関係を有し、経済的諸条件もまつたく同じである。ついては、江南村の地域給を吉井町と同様二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

江南村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県水分村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県浮羽郡水分村長山本公平）（田中稔男君紹介）（第七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡水分村は、苗木及び植木を主に生産しているが、地域給二級地の田主丸町と接するのみならず、伝染病院、新制中学校は組合立として共同である等、密接不可分の関係を有し、経済事情においても両等の条件下にある。ついては、水分村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

水分村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県吉井町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県浮羽郡吉井町長大鶴寅夫）（田中稔男君紹介）（第七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡吉井町は、郡の中心地として官公署、会社及び工場が多く、事実上市街地的形態を整えた純消費地にして、生活水準並びに物価指数は久留米市に匹敵する状態である。ついては、吉井町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

吉井町の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県田主丸町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県浮羽郡田主丸町長田中為五郎）（田中稔男君紹介）（第七七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡田主丸町は、郡の政治、経済、文化及び交通の中心地として、官公署、学校、銀行及び会社等多数を擁し、現在地域給二級地に指定されているが、交通至便であるため久留米市（四級地）、福岡市（五級地）及び飯塚市（四級地）と経済的に直結し、生活条件もこれらの地域に左右されつつある現状である。ついては、田主丸町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
田主丸町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県浮羽郡の地域給引上げの請願（請願者　福岡県浮羽郡浮羽町長田中敏太）（田中稔男君紹介）（第七七二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡浮羽町は、国鉄久大線、西鉄バス網の発達著しく、日田市、久留米市及び福岡市等都外都市との交通ひん繁で、近代的郊外都市としてのあらゆる条件を具備し、物価についても隣接地域給二級地の吉井町に比べ高価であるにかかわらず、本町が一級地であるのは不合理である。ついては、浮羽町の地域給を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
浮羽町の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県福富村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県浮羽郡福富村長大石信）（田中稔男君紹介）（第七七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡福富村は、吉井町に近接する農村であるが、耕地狭少のため、村民の大部分は吉井町、久留米市の、工場、会社、官公署等に勤める消費村で、物価指数は前記市町を上まわるほどである。ついては、福富村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福富村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県船越村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県浮羽郡船越村長三浦義人）（田中稔男君紹介）（第七七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡船越村は、吉井町及び田主丸町の中間に位し、両町に至近の距離にあり、経済的には主として田主丸町との関係深く、生活必需品は同町を上まわる高価である。しかるにこれら各町は地域給二級地で、本村が無級地であることは均衡を失している。ついては、船越村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
船越村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県水縄村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県浮羽郡水縄村長林新吾）（田中稔男君紹介）（第七七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡水縄村は、果樹、木材及び製粉業等盛んで、生活水準も高まり、地域給二級地の田主丸町と隣接するが、同町と生活条件はまつたく同じで、東に接する一級地福富村を上まわる実情である。ついては、水縄村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
水縄村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県筑陽村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県浮羽郡筑陽村長福島政太）（田中稔男君紹介）（第七七六号）及び同（請願者　福岡県浮羽郡筑陽村小学校長井上太郎外五十名）（稲富稜人君紹介）（第一三二四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡筑陽村は、日田、久留米線の指定県道が村の中央を縦断し、ほとんどが商工業地帯を形成して、地域給二級地である隣接田主丸町の一員となつているので、生活水準等なんら異なるところがない。ついては、筑陽村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
筑陽村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県竹野村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県浮羽郡竹野村長鳥越政伊）（田中稔男君紹介）（第七七七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡竹野村は、田主丸町に隣接し、経済及び文化等密接不離の関係にあり、特産物であるすいか、柿等の生産多く、市場は常に活況を呈し、また南に縦走する耳納連峰は発心公園を起点とするハイキングコースに指定されているので、都会地からの来訪者多く、観光竹野として有名であるため、本村の生活事情は都市となんら異なるところがない。ついては、竹野村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
竹野村の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県千年村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県浮羽郡千年村長久保田秀生）（田中稔男君紹介）（第七七八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県浮羽郡千年村は、隣接吉井町とともに郡の中心市街地を形成し、学校、病院、工場及び商店は同町と一連の関係にあり、また筑後川を隔てて祀木町、原鶴温泉と相対し、近年ますます発展している。従つて本村は先般地域給一級地の指定を受けたのであるが、諸般の経済事情あるいは他地域との均衡上から、なお便きに失している。ついては、千年村を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
千年村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道岩内町の地域給引上げの請願（請願者　北海道岩内郡岩内町長山本律外二十五名）（苫米地英俊君紹介）（第八〇九号）、同（請願者　北海道岩内郡岩内町後志支庁税務課岩内出張所長村山和夫外二十六名）（椎熊三郎君紹介）（第八六五号）、同（請願者　北海道後志支庁税務課岩内出張所長村山和夫外二十六

名）（町村金五君紹介）（第一〇二八号）、同（請願者　北海道食糧事務所岩内出張所長前田栄外二十一名）（横路節雄君紹介）（第一四四九号）及び同（請願者　北海道岩内郡岩内町北海道水産物検査所岩内派出所長木村重成外二十二名）（森三樹二君紹介）（第三七四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡岩内町は、西海岸における機船漁業の根拠地として全国的に有名であるが、商業的には小樽、札幌の商業圏内に包含され、生活物資の多くは札幌市より移入しており、その価格は函館本線沿線の倶知安、余市等より上まつている実情である。ついては、岩内町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道岩内郡岩内町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道手稲町の地域給引上げの請願（請願者　北海道札幌郡手稲町長峯輪早三郎外十九名）（苫米地英俊君紹介）（第八一〇号）、同（請願者　北海道札幌郡手稲町議会議長竹内専一外十九名）（町村金五君紹介）（第一〇二九号）、同（請願者　北海道札幌郡手稲町議会議長竹内専一外二十名）（横路節雄君紹介）（第一四五〇号）及び同（請願者　北海道札幌郡手稲町議会議長竹内専一外十八名）（森三樹二君紹介）（第三七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡手稲町は、政治、産業、交通、文化の中心都市である札幌、小樽両市にはさまれ、近時急激に発展し、この両市に職場を持つ官公庁、会社等に通勤するものは一日平均千六百七人に達し、日とともにその数が増加している現状である。従つて文化程度と生活環境において両市とともに同水準位であるが、物価指数においてはさらに上まわつている現状である。ついては、これが不均衡を是正するため、両市同様に現在二級地の手稲町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道札幌郡手稲町は、その地理的条件ならびに通勤者の関係より物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県渡波町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県牡鹿郡渡波町長馬場勤外）（佐々木更三君紹介）（第八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡渡波町は、昭和二十七年十二月地域給支給地に指定されたが、その後経済事情は大幅に変化し、電気料金を始め新聞、図書代の値上げや、生活必需品の値上りがあつたため、日常生計費はすべて三割程の増加を来しており、本町在住公務員はなはだしい生活の脅威を受けている。ついては、渡波町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県牡鹿郡渡波町は、その経済事情により、生計費の著しく増高して公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県蛇田村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県牡鹿郡蛇田村長宍戸孔一）（佐々木更三君紹介）（第八一六号）、同（請願者　宮城県牡鹿郡蛇田村蛇田中学校長岸野義昌外九名）（小山倉之助君紹介）（第一一三〇号）、同（請願者　宮城県牡鹿郡蛇田村中学校長岸野義昌外八名）（日野吉夫君紹介）（第一三五三号）、同（請願者　宮城県牡鹿郡蛇田村蛇田郵便局長宇都宮広外七名）（庄司一郎君紹介）（第二四八四号）、同（請願者　宮城県牡鹿郡蛇田村蛇田小学校長長兵衛外七名）（長谷川峻君紹介）（第二六一〇号）及び同（請願者　宮城県牡鹿郡蛇田村郵便局長宇都宮広外六名）（只野直三郎君紹介）（第二六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡蛇田村は、石巻市に隣接し、市の中心地と本村の中心地とはわずかに二キロに満たぬほど接近し、経済的にも、行政的にも、本村は石巻市に依存しており、同一の経済圏内にあるにもかかわらず、いまだに地域給の無級地であるのは遺憾である。ついては、蛇田村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県牡鹿郡蛇田村は、その経済的事情により相当の物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県坂元村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県亘理郡坂元村長青田泰平）（佐々木更三君紹介）（第八一七号）、同（請願者　宮城県亘理郡坂元村郵便局代表阿部一男外十二名）（竹谷源太郎君紹介）（第二一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県亘理郡坂元村は、郡部にあるとはいつても給与生活者にとつては、主食が配給統制であり、副食物はいちいち現金購入で、しかも仙台市などよりも高い状況にある。ついては、坂元村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県亘理郡坂元村は、その特殊事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県牡鹿郡蛇田村は、その経済事情により相当の物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県亘理郡吉田村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県亘理郡浜吉田郵便局長鈴木久雄外五名）（佐々木更三君紹介）（第八一八号）、同（請願者　宮城県黒川郡吉田村地域給支給地区編入期成連盟会長茂泉哲代蔵）（佐々木更三君紹介）（第一三五〇号）及び同（請願者　宮城県黒川郡吉田村地域給支給地区編入期成連盟代表山本健一）（日野吉夫君紹介）（第一四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県亘理郡吉田村は、仙台市の南方三十一キロの地点にあつて常磐線の沿線であり、また仙南交通バスの基点でもあるので、仙台市との往復がすこぶる多く、本村の生活必需品はほとんど仙台市より仕入れられてその価格はむしろ同市を上まわつており、しかも農産品は農民が直接仙台市に搬入して販売するので、地元はかえつて高値を呼ぶ有様で、本村在勤公務員の生活実態は真に困窮の実情である。ついては、吉田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県亘理郡吉田村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県南郷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県遠田郡南郷村地域給対策委員長松田真治外一名）（佐々木更三君紹介）（第八一九号）、同（請願

者　宮城県遠田郡南郷村長牛渡正外三名）（内海安吉君紹介）第三〇二六号）、同（請願者　宮城県遠田郡南郷村教育長久保重資外二名）（只野直三郎君紹介）（第三〇二七号）及び同（請願者　宮城県遠田郡南郷村教育委員会教育長久保重資外二名）（本間俊一君紹介）（第三二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県遠田郡南郷村は、すでに地域給の指定が行われた町村に接続し、且つ、国有鉄道東北本線及び石巻線沿いに位置しているので、これらの市町村との交通量が大きく、物資の移入集散が活潑であり、従つて文化的発達が著しく、各種の施設があり、一般に他地域より高物価であるから公務員の生活は著しく困難である。ついては、南郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県遠田郡南郷村は、交通事情ならびに経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県津谷町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県本吉郡津谷農林高等学校長西巻正夫外十五名）（佐々木更三君紹介）（第八二一〇号）、同（請願者　宮城県本吉郡津谷町立津谷中学校長近江和平外十五名）（小山倉之助君紹介）（第一一三一号）及び同（請願者　宮城県本吉郡津谷町立津谷中学校長近江和平外十五名）長谷川峻君紹介）（第一九一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県本吉郡津谷町は、郡の中央にあつて交通の要衝ではあるが、林産物以外のものはすべて他の町村からの移入にまつ消費地で、諸物価はさきに地域給の指定を受けた気仙沼町、志津川町を上まわつている実情である。ついては、速やかに津谷町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県本吉郡津谷町は、その特殊事情により諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県館腰村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県名取郡館腰村長斎藤才吉）（佐々木更三君紹介）（第八二一号）、同（請願者　宮城県名取郡館腰村阿部誠三外四名）（竹谷源太郎君紹介）（第四一一七号）及び同（請願者　宮城県名取郡館腰村郵便局長斎藤才兵衛外四名）（只野直三郎君紹介）（第四一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県名取郡館腰村は、北は増田町を経て仙台市に三キロ、南は岩沼町に二キロに接し、東北本線及び国道四号線が南北に縦貫しておるため、仙台市との交通がひん繁であり、その生産水準及び物価は増田町及び岩沼町となんら異ならない状況である。ついては、館腰村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県名取郡館腰村は、その交通事情ならびに経済事情により物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県遠田郡南郷村長牛渡正外三名）（内海安吉君紹介）第三〇二六号）、同（請願者　宮城県遠田郡南郷村教育長久保重資外二名）（只野直三郎君紹介）（第三〇二七号）及び同（請願者　宮城県遠田郡南郷村教育委員会教育長久保重資外二名）（本間俊一君紹介）（第三二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県遠田郡南郷村は、すでに地域給の指定が行われた町村に接続し、且つ、国有鉄道東北本線及び石巻線沿いに位置しているので、これらの市町村との交通量が大きく、物資の移入集散が活潑であり、従つて文化的発達が著しく、各種の施設があり、一般に他地域より高物価であるから公務員の生活は著しく困難である。ついては、南郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県遠田郡南郷村は、交通事情ならびに経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県館腰村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県名取郡館腰村長斎藤才吉）（佐々木更三君紹介）（第八二一号）、同（請願者　宮城県名取郡館腰村阿部誠三外四名）（竹谷源太郎君紹介）（第四一一七号）及び同（請願者　宮城県名取郡館腰村郵便局長斎藤才兵衛外四名）（只野直三郎君紹介）（第四一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県名取郡館腰村は、北は増田町を経て仙台市に三キロ、南は岩沼町に二キロに接し、東北本線及び国道四号線が南北に縦貫しておるため、仙台市との交通がひん繁であり、その生産水準及び物価は増田町及び岩沼町となんら異ならない状況である。ついては、館腰村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県名取郡館腰村は、その交通事情ならびに経済事情により物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県鳥矢崎村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県栗原郡鳥矢崎村長佐竹稲一郎外三名）（長谷川峻君紹介）（第八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県栗原郡鳥矢崎村は、村内にある県立岩ケ崎高等学校及び岩崎町との組合立の中学校もすでに地域給を指定されておるにもかかわらず、その他の職種にあるものには地域給を認められず、はなはだ不均衡な取扱いとなつている。ついては、かかる不均衡を是正するため、鳥矢崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県栗原郡鳥矢崎村は、その特殊事情により公務員の給与に不均衡をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県矢立村の寒冷地手当指定に関する請願（請願者　秋田県秋田郡矢立村長岩沢義男外十九名）（細野三千雄君紹介）（第八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県秋田郡矢立村は、東北地方の北端にあつて、寒冷度は北海道と大差なく、最低気温は零下十八度内外であり、積雪量も県内随一で、毎年十月より翌年五月末までは晴天なくしてはしのがれない実情である。ついては、矢立村を北海道と同様に寒冷地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県北秋田郡矢立村は、その自然条件が北海道と大差なき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

川県川崎市姓田一五八一日吉宗寛外五号）（辻原弘市君紹介）（第八二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化施設、厚生施設の乏しい山間へき地の教職員の生活は非常に困窮しているが、現在山間へき地手当として支給されている額は現在の物価から見てほとんど申しわけの程度にしかすぎない。ついては、へき地教育発展のため、（一）この手当を本俸プラス扶養手当の一割、一、五割、二割、二、五割、三割とし、（二）へき地教職員住宅建設費の補助を増額する等必要なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、現在の物価高からして、山間へき地は、殊に生計費の高とうを免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道倶知安町の地域給引上げの請願（請願者　北海道虻田郡倶知安町議会議長上原覚浄外二名）（椎熊三郎君紹介）（第八六四号）、同（請願者　北海道虻田郡倶知安町議会議長上原覚浄外二名）（町村金五君紹介）（第一一二六号）及び同（請願者　北海道虻田郡倶知安町代表村上清治外一名）（森三樹二君紹介）（第三七五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡倶知安町は、純然たる消費地を形成して、生活物資を隣接地の余市町及び小樽市から移入するため、これらの地域に比べ、諸物価は非常に高い実情である。ついては倶知安町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道虻田郡倶知安町は、その経済事情より物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県東沢村の地域給指定に関する請願（請願者　山形県南村山郡東沢村長佐藤甚兵衛）（西村力弥君紹介）（第八六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡東沢村は、産業、経済、文化等すべての生活条件が山形市と直結し、本村公務員もまた山形市より通勤する者多い

実情にかんがみ、物価その他を勘案して公務員の待遇は山形市と同様の取扱いをする必要がある。ついては、東沢村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県南村山郡東沢村は、その産業事情ならびに経済事情等は山形市と直結し、物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県三戸町外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　青森県三戸郡三戸町向村留崎村大字梅内字城ノ下勤務地手当支給地域指定促進委員会委員長一ノ渡力外十九名）（淡谷悠蔵君紹介）（第八六七号）、同（請願者　青森県三戸郡三戸町長梅内清見外十九名）（山崎岩男君紹介）（第一二三〇号）及び同（請願者　青森県三戸郡三戸町長梅内清見外十九名）（三浦一雄君紹介）（第五三五二号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

青森県三戸郡三戸町、向村及び留崎村大字梅内字城ノ下は、農産物の集散地であり、商業的経済を主とし、八戸市及び大三沢町との交流盛んで、りんご、木炭等は東京、阪神方面等へ搬出している、従つて村内の物価はこれら都市に影響され、物価指数は高く、特に衣料、魚類は常に他町村を上まわつている。ついては、三戸町外二箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森県三戸郡三戸町のほか向村及び留崎村大字梅内字城ノ下は、その産業、経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎・

衆議院議長堤康次郎殿

福島県白河市の地域給引上げの請願（請願者　福島県白河市白河地区官公労組地域給対策委員会議長遠藤繁外二名）（山下春江君紹介）（第八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

前回の人事院勧告によれば、白河市の地域給は現状のまますえおくことになつているが、これに使用された資料は昨年六月のC・P・Sにより決定されたもので、これは一般市場より約二十五パーセント以上の生活費が節限できる鉄道官舎地域を標準にしたものであつて、白河市が福島県下でも一番物価の高い都市とされている現実とはかけはなれている。ついては、白河市の実情を考慮して三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

白河市の生活費の増高の現状ならびに現行の級地決定の基準となつた統計の調査対象に欠陥があつた実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県金浦町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県由利郡金浦町長三浦庚子郎外二名）（石山權作君紹介）（第八六九号）及び同（請願者　秋田県由利郡金浦町教育長神馬長之助外二名）（川俣清音君紹介）（第八八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県由利郡金浦町は、半農半漁商の地方小都市であり、年中生活必需品を中心とする物価が著しく高く、特に冬期間は薪炭等の出まわりが悪いため、薪炭の高騰は一段と物価を高め、俸給生活者は困窮している。ついては、金浦町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県由利郡金浦町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたし、俸給生活者は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県仁井田村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県河辺郡仁井田村長相場圭太郎外一名）（石山權作君紹介）（第八七〇号）及び同（請願者　秋田県河辺郡仁井田村地域給指定促進協議会長堀川鉄五郎外一名）（細野三千雄君紹介）（第八八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県河辺郡仁井田村は、秋田市と接続し、密接不離の関係にあるため、生活水準及び文化水準ともに秋田市とほとんど同一で、自然多額の交通費、生計費の支出が多い状態である。しかるに秋田市は地域給二級地であり、本村が無級地であることは不合理である。ついては、仁井田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県河辺郡仁井田村は、その経済事情において秋田市と何ら差異なき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県飯田川町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡飯田川町長羨路巌外三名）（石山權作君紹介）（第八七一号）及び同（請願者　秋田県南秋田郡飯田川町議会議長三浦哲蔵外四名）（細野三千雄君紹介）（第二一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡飯田川町は、秋田市及び能代市の中間に位し、両都市的形態をなした外、観光地を有するため、諸物価高く、地域給一級地の町村に比べ、はるかに高価格である。ついては、飯田川町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡飯田川町は、その地理的条件ならびに特殊事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県秋田市の地域給引上げの請願（請願者　秋田県秋田市長武塙祐吉）（石山權作君紹介）（第八七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県秋田市は、人口とみに激増し、近時工業都市としての躍進めざましく、その好況は必然的に諸物価を高め、公務員の生活は困窮している。ついては、秋田市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県秋田市は、その産業事情により諸物価の高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県鉛木村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県鹿角郡鉛木村長佐々木鉄蔵外五名）（石山權作君紹介）（第八七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県鹿角郡鉛木村は、日常生活物資を大館市、毛馬内町に依存するため、異常に高く、特に附近鉱山の好況で、諸物価は高騰を来たして、公務員の生活は年とともに困難の度を加えるばかりである。ついては、鉛木村を地域給一級地に指定されたいというのである

二、請願の議決理由
秋田県鹿角郡錦木村は、その経済事情により諸物価の高騰をきたし、公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県平沢町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県由利郡平沢町長斎藤幸男外三名）（齋藤憲三君紹介）（第八七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県由利郡平沢町は、秋田市以南、酒田市以北の羽越本線沿線中随一の工業地帯を形成し、都市的性格が強く、食料品その他生活物資は著しく高く、公務員の生活は他地域に比較にならないほどの困窮を来している。ついては、平沢町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県由利郡平沢町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県七ケ浜村の地域給引上げの請願（請願者　宮城県宮城郡七ケ浜村長渡辺今助外五名）（佐々木更三君紹介）（第八七六号）及び同（請願者　宮城県宮城郡七ケ浜村七ケ浜中学校長佐川清人外四名）（庄司一郎君紹介）（第二四八一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県宮城郡七ケ浜村は、塩釜市（二級地）、仙台市（三級地）に近接するいわゆる仙塩地区の一部として、両都市と文化、経済等あらゆる面で一体不可分の関係を有し、また観光地としても避暑、海水浴の客は一日七、八万人におよび、本村の性格は都市以上の生計費を余儀なくさせている。ついては、七ケ浜村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県宮城郡七ケ浜村はその特殊事情により生計費の著しき増高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県須江村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県桃生郡須江村長市川康治）（佐々木更三君紹介）（第八七七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県桃生郡須江村は、石巻市に近接し、同市を上まわる高物価となつているが、地域給の支給なく、しかも村内の東北電波監視局勤務者のみはこれを支給され、本村内の同じ公務員でありながら不公平な待遇となつている。ついては、須江村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県桃生郡須江村は、地理的条件ならびにその特殊事情によつて、公務員の給与に不均衡をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県荒浜町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県亘理郡荒浜町郵便局長渋谷嘉七外六名）（佐々木更三君紹介）（第八七八号）及び同（請願者　宮城県亘理郡荒浜町長阿部平十郎外四名）（竹谷源太郎君紹介）（第一〇三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県亘理郡荒浜町は、仙台市の郊外地域として同市と密接な関係にあり、戦後疎開者、引揚者等により急激に人口の増加を来し、仙台市への通勤者は相当の数に上つている。また本町は海水浴場としてにぎわい、漁港として発展を期待され、近時生活水準及び物価の高騰はいちじるしい実情にある。ついては、荒浜町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県亘理郡荒浜町は、特に仙台市との関係ならびにその経済事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県増田町の地域給引上げの請願（請願者　秋田県平鹿郡増田町長石田喜兵衛外四名）（飯塚定輔君紹介）（第八八三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県平鹿郡増田町は、立地条件上から物資の輸送に経費を要し、また単作地帯であるため野菜も他町村から購入している現状であり、特に最近の鉱山地帯の好況は物価をさらに高騰ならしめ、公務員の生活は困窮するばかりである。ついては、増田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県平鹿郡増田町は、その産業事情、経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮するばかりである実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十九年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県佐倉町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県印旛郡佐倉町長木倉和一郎）（竹尾弐君紹介）（第八八五号）及び同（請願者　千葉県印旛地方事務所長高橋進外四名）（小川豊明君紹介）（第二二四三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
千葉県印旛郡佐倉町は、郡行政の中心地として各官公署集まり、これらに勤務する公務員は七百四十五名を数えるが、地域的に千葉市に直結するため、その経済的影響激しく、常に貧困に苦しむ原因となつている。ついては、佐倉町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
千葉県印旛郡佐倉町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて、高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県八生村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡八生村長湯浅為司郎外五名）（竹尾弐君紹介）（第八八六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
千葉県印旛郡八生村は、純農村であるが、生活物資のほとんどを成田町に依存するため、物価は同町を上まわり、交通至便なため、東京方面へ物資の搬出はなはだしく、高物価に拍車をかけている現状で、教職員の他町村へ転勤希望者が続出し、村政運営上にも支障を来たしている。ついては、八生村の地域給を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
千葉県印旛郡八生村は、その経済、地理的条件により高物価となり、公務員の生活は困窮し人事に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県木崎町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県新田

郡木崎町議会議長石塚伝四郎外四十名）（長谷川四郎君紹介）（第八八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県新田郡木崎町は、生活必需物資のすべてを隣接の太田市、尾島町及び伊勢崎市等から仕入れるため、勢い高物価となり、加えて太田市、尾島町に駐留する外国軍隊のキャンプ及びこれに附随する特殊接待郷により、物価は一層つり上げられ、民間事業に比べ、給与の低い公務員の生活は極度に困窮している。ついては、木崎町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県新田郡木崎町は、その経済事情ならびに特殊事情により物価は著しき高騰をきたし、公務員の生活は極度に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県強戸村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県新田郡強戸村長平田政吉外三名）（長谷川四郎君紹介）（第八八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県新田郡強戸村は、東武線の要衝を占め、生活水準高く、北に景岡温泉を有するため、浴客の来訪はなはだしく、諸物価は高騰しているが、地域給について、山田郡の各町村が支給をうけ、生活指数の高い本村が除外されているのは遺憾である。ついては、強戸村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県新田郡強戸村は、その経済地理的諸条件によつて、諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県箕輪町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県群馬郡箕輪町長石川龍男外八名）（福田越夫君紹介）（第八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県群馬郡箕輪町は、郡下随一の地方小都市的形態をなし、高崎、前橋及び渋川の二市一町に近接して、交通至便なため、産業、文化、経済の中心をなし、生計費高く、町民企業従事者の収入に比べ、本町在勤公務員はきわめて低額で、生活上にも支障を来たしている実情である。ついては、箕輪町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県群馬郡箕輪町は、その交通事情ならびに経済事情等により生計費高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県車郷村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県群馬郡車郷村長高橋吉録外二名）（福田越夫君紹介）（第八九一号）及び同（請願者　群馬県群馬郡車郷村車郷中学校長小林卯吉外一名）（小峯柳多君紹介）（第一一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県群馬郡車郷村は、高崎市、前橋市及び渋川町に近接し、これら都市からの影響をうけ、生活費高く、同市町と生活条件等なんら異るところなく、しかも本村より高崎、前橋両市に勤務する者に比べ、在勤公務員はきわめて薄給で、地域給なきため有能な職員の他町村への転出希望者続出している実情である。ついては、車郷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県群馬郡車郷村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて生活条件は高崎市等と何ら異るところがなく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県黒岩村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県甘楽郡黒岩村長軌使原蔵之助外二名）（福田越夫君紹介）（第八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県甘楽郡黒岩村は、地域給二級地の富岡町に隣接し、経済的、文化的関係は同町の圏内にあり、密接不離の関係を有し、生活水準高く、物価指数も上昇の一途をたどり、生活必需品の購入にも多額の費用を要し、本村在勤公務員の生活は危機にさらされ、苦境にあえいでいる。ついては、黒岩村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県甘楽郡黒岩村は、その位置ならびに経済事情等により生活水準高く、物価高をきたし公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県総社町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県群馬郡総社町議会議長福島蔵之助外七名）（中曾根康弘君紹介）（第八九三号）及び同（請願者　群馬県群馬郡総社町長都丸高親外八名）（福田越夫君紹介）（第八九四号）、同（請願者　群馬県群馬郡総社町総社中学校長篠原秀男外八名）（小峯柳多君紹介）（第一一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県群馬郡総社町は、前橋市に接し、文化水準及び生活程度は同市となんら異ならず、また物価も、村内物資のすべてを同市から購入するため、同等以上の物価高を示している。ついては、総社町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県群馬郡総社町は、その経済事情等によつて著しき物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県敷島村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県勢多郡敷島村長石田一郎外七名）（福田越夫君紹介）（第八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡敷島村は、最近鉄道、バスの開通に伴つて、半都市的形態を示しつつあり、諸物価も都市なみで、その上農村独自の古い慣習行事も多く、公務員の生活様式は複雑多岐にわたり、他の市町村より生計費の増高を余儀なくされているが、いまだ無級地となつているため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、敷島町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県勢多郡敷島村は、その交通事情ならびに経済事情により生活費の増高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県横野村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県勢多郡横野村長都丸英内外六名）（福田越夫君外一名紹介）（第八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡横野村は、渋川町に隣接し、農産物の出荷販売や生活必需物資の購入等は渋川町と相互依存の関係にあり、文化水準等も大差は認められないが、渋川町は地域給二級地に指定され、本村は無級地となつていることは不均衡である。ついては、横野村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県勢多郡横野村は、その隣接渋川町との経済関係によつて文化水準等と何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県北橋村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県勢多郡北橋村長井上義雄外八名）（綱田魁夫君外一名紹介）（第八九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
群馬県勢多郡北橋村は、渋川町と前橋市に隣接し、諸物資を両市町より供給を受けているため、あらゆる物価は両市町よりも高く、さらに農村の古い慣習的行事に伴う出費の増高はますます公務員の生活を困窮に陥れている。ついては、北橋村の地域給を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
群馬県勢多郡北橋村は、その経済事情によつて物価高をきたし、公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県名栗村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡名栗村長有馬忠直外九名）（松山義雄君紹介）（第八九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡名栗村は、主食をはじめ副食物のほとんどを飯能町及び東京都に依存するため、村内の諸物価は輸送費等が加算されて、それらの地区よりも一割以上高く、また本村は文化水準の高い富裕村であつて、薄給の在勤公務員の生活はきわめて苦しい。ついては、名栗村の地域給を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県入間郡名栗村は、その経済事情より物価高をきたし、公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県百間村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡百間村長斎藤甲馬外十二名）（青木正君紹介）（第八九九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡百間村は、東武、伊勢崎・日光線に沿い、杉戸、岩槻の両駅を有し、地域給一級地の杉戸町の支関として商店街は活況を呈し、経済、交通及び文化等の生活実態は杉戸町となんら異なるところがない。ついては、百間村は地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡百間村は、その交通事情ならびに経済事情により相当の物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県屈巣村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡屈巣村長藤村篤治外五名）（青木正君紹介）（第九〇〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県北埼玉郡屈巣村は、行田市及び鴻巣町に近隣接する農村であるが、物資の出まわり豊富な今日においては、都市と村落との差異がなく、むしろ生活必需品は村落の方が高くなつている実情で、本村の教職員は地域給支給地に転出希望する者が多く、教育上少なからぬ悪影響を及ぼしている。ついては、屈巣村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県北埼玉郡屈巣村は、その経済事情により物価高をきたし、教育公務員の生活を苦境におく実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県富多村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡富多村長平野勝次外一二名）（青木正君紹介）（第九〇一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県北葛飾郡富多村は、交通の発達とともに東京都に通勤する者多く、生活水準は向上し、且つ、諸物資を東京都等から移入するため、物価は運賃等が加算されて非常に高騰している。ついては、富多村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県北葛飾郡富多村は、その交通事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県久喜町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県南埼玉郡久喜町長橋本亮外十三名）（青木正君紹介）（第九〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡久喜町は、上野より東北線で一時間、浅草より東武線で一時間の短距離に位するため、京浜地区の影響を強く受け、生活水準高く、諸物価も他町村より高騰している。ついては、久喜町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡久喜町は、その交通事情ならびに経済事情により諸物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県広田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡広田村長新井義外四十二名）（青木正君紹介）（第九〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県北埼玉郡広田村は、行田、騎西、加須、羽生、鴻巣等の中間地帯に位し、諸物資をこれら市町より移入するため、物価は運賃等が加算されて高騰し、在勤公務員の生活は他地域よりも苦しい実情である。ついては、広田村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県北埼玉郡広田村は、その位地ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の生活を苦境におく実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県大田原町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県那須郡大田原町長益子万吉外三十名）（高橋傳君紹介）（第九〇四号）、同（請願者　栃木県那須郡大田原町立大田原小学校長松本静外三十名）（船田中君紹介）（第一一四六号）及び同（請願者　栃木県那須郡大田原町県立大田原女子高等学校長森豊外三十名）（黒澤幸一君紹介）（第一一四七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
栃木県那須郡大田原町は、水田耕作地が比較的少なく、畑作もタバコの生産にむけ、生活必需品のほとんどを宇都宮市、東京方面より供給されているため、物価高となり、官公庁職員の家計に及ぼす影響は大で、はなはだしく苦境に陥つている。ついては、大田原町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
栃本県那須郡大田原町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰し、公務員の生活を脅している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県御祖村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県鹿島郡御祖村御祖郵便局長菊地武男外二名）（第九〇九号）、同（請願者　石川県鹿島郡御祖村長小林昌幸外二名）（南好雄君紹介）（第九一〇号）及び同（請願者　石川県鹿島郡御祖村立御祖中学校長高橋信一外二名）（岡良一君紹介）（第二六四〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県鹿島郡御祖村は、生活必需物資のすべてを金沢、七尾、羽咋方面より仕入れるため、諸物価は著しく高く、公務員の生活は極度に困窮している。ついては、御祖村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
御祖村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県横越村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中蒲原郡横越村長大野為作外十二名）（小林準君紹介）（第九一四号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡横越村議会議長五十嵐孝平外十二名）（井伊誠一君紹介）（第一二七六号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡横越村議会議長五十嵐孝平外十三名）（佐藤芳男君紹介）（第一六〇八号）及び同（請願者　新潟県中蒲原郡横越村沢海郵便局長大町繁太郎外十三名）（稲葉修君紹介）（第三四五七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県中蒲原郡横越村は、地域給二級地の新津市と一級地の亀田町との中間に位し、生活必需物資を両市町より流入するため、物価は運賃等が加算されて、両市町よりかえつて高く、在勤公務員の生活は極度に困窮している。ついては、横越村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
新潟県中蒲原郡横越村は、その経済、地理的条件により物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県新穂村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡新穂村長後藤億衛）（三宅正一君紹介）（第九一五号）及び同（請願者　新潟県佐渡郡新穂村行谷小学校長古堀角次）（櫻井奎夫君紹介）（第二八二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県佐渡郡新穂村は、島内唯一の港都両津に近接し、交通産業の発達著しく、生活文化の高いことは郡内随一であり、生活全般にわたつてまつたく都市的形態を呈し、諸物価は高騰の一途をたどり、給料生活者は困窮にあえいでいる。ついては、新穂村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
新潟県佐渡郡新穂村は、その産業事情により諸物価は高騰して給料生活者は困窮にあえいでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県桜井村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県碧海郡桜井村長杉山嘉英外八名）（小林錡君紹介）（第九一六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県碧海郡桜井村は、人口、文化、交通及び産業等あらゆる面において、隣接の安城市及び西尾町等となんら異なることなく、むしろ周辺の地域給支給地よりも高価な物資が多いのにかかわらず、いまだ地域給が指定されないことは、はなはだ不均衡である。ついては、桜井村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
愛知県碧海郡桜井村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県拳母市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県拳母市長渡辺氣吉外二十一名）（小林錡君紹介）（第九一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県拳母市は、さきに地域給三級地の指定を受けたが、本市における商工業はいよいよ発展をきわめ、物価は上昇の一途をたどり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、拳母市を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
愛知県拳母市は、その産業事情によつて物価は著しく高騰して公務員の生活をきわめて困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県東浦町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡東浦町長水野新外一名）（久野忠治君紹介）（第九一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県知多郡東浦町は、さきに地域給一級地に指定されたが、名古屋市を中心とした同一生活圏内にあつて、三級地又は二級地に指定されている刈谷市、半田市及び大府町とは産業、経済、文化及び交通等のあらゆる面において同一条件下にあり、諸物価も名古屋市以上の高騰を示している。ついては、東浦町を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
愛知県知多郡東浦町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県八幡町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡八幡町長花井東外十名）（久野忠治君紹介）（第九一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県知多郡八幡町は、名古屋市近郊の準都市的形態を有する町であつて、最近の物資の集散が大都市中心となる経済状態下においては、かえつて高物価に悩まされ、公務員は想像以上の生活苦を余儀なくされているが、本町が未だに地域給一級地であることは不合理である。ついては、八幡町の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
愛知県知多郡八幡町は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県大高町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡大高町長荒木岩太郎外六名）（久野忠治君紹介）（第九二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡大高町は、名古屋市の都市計画に包含されている郊外地であつて、生活物資のほとんどは名古屋市から供給されているため、物価は同市より二割方高くなり、本町在勤公務員の生活は著しい苦境にある。ついては、大高町の地域給を大幅に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡大高町は、その経済事情により物価は著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府大宮町の地域給引上げの請願（請願者　京都府中郡大宮町長堀利男外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第九二一号）及び同（請願者　京都府中郡大宮崎口大野郵便局長伊東深外一名）（前尾繁三郎君紹介）（第一二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府中郡大宮町は、古くより丹後縮めんの主産地として知られ、その生産額は年十億円を突破する盛況であるが、生活物資のほとんどを他地域より移入するため、物価は高く、給料生活者の生活は都市と同様の生活状態である。ついては、大宮町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大宮町の地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府大江町の地域給引上げの請願（請願者　京都府加佐郡大江町大江郷便局長仲田太郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第九二二号）、同（請願者　京都府加佐郡大江町河守上郵便局長佐藤高平外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第一〇四九号）、同（請願者　京都府加佐郡大江町南有路郵便局長木村鍾一外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第二〇五一号）、同（請願者　京都府加佐郡大江町長高宮岩太郎）（綱田秀一君紹介）（第二四一九号）及び同（請願者　京都府加佐郡大江町長高宮光次郎）（綱田秀一君紹介）（第四九三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡大江町は、福知山市、舞鶴市、綾部市及び宮津町の中間に位する消費地で、米麦をはじめ諸物資をこれら都市より移入するため、物価は三割以上高価となり、公務員の生活は困窮して他町村への転出希望者が続出している実情である。ついては、大江町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大江町の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県永源寺村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県神崎郡永源寺村長川島善次）（堤康次郎君紹介）（第九二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県神崎郡永源寺村は、県下第一の人口を擁する村で、愛知川沿岸土地改良事業のダム工事の進展並びに永源寺渓谷の観賞等のため、自由労務者及び観光客の入村は数多く、需要食糧の三分の一は不足を来し、諸物価は著しく高騰して、村内給料生活者は困窮している。ついては、永源寺村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

滋賀県神崎郡永源寺村は、その産業事情、経済事情ならびに特殊事情により諸物価は著しく高騰して給料生活者を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県北都留郡猿橋町の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県北都留郡猿橋町長坂本隆市外十二名）（古屋貞雄君紹介）（第九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北都留郡猿橋町は、甲斐絹の名産地としてまた観光地として繁栄をきわめ、交通の要衝で、甲府、立川及び新宿方面への通勤、通学者激増し、東京の郊外地の観を呈し、文化、生活水準高く、本町在勤公務員は深刻な苦境に追い込まれている。ついては、猿橋町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県北都留郡猿橋町は、その産業事情ならびに経済事情により生活水準高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県飯地村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡飯地村長鳥林繁郎）（平野三郎君紹介）（第九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡飯地村は、地域給二級地の大井町及び長島町と物資の交流盛んで、村民の生活様式は両町となんら異ならず、生活水準の向上も著しく、在勤公務員の生活に及ぼす影響は大で、地域給支給町村との間に不均衡を生じ、人事の交流に支障を来たしている。ついては、飯地村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡飯地村は、その経済事情により生活水準も高く、公務員の生活は著しく人事交流に支障がある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下米田村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡下米田村長渡辺光夫外三十名）（平野三郎君紹介）（第九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡下米田村は、地域給一級地の古井町に接し、耕地面積少なく、生活必需物資のすべてを他から移入するため、高物価となつている。ついては、下米田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡下米田村は、その経済事情により高物価となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県恵那郡川上村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県恵那郡川上村長高原清）（平野三郎君紹介）（第九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡川上村は、耕地面積少なく、米の生産量は村民の半年間を支えるにすぎず、生活必需物資のすべては隣接坂下町（一級地）及び中津川市（二級地）より供給されるため、両市町の生活水準となんら異ならず、物価はむしろ割高となつている。ついては、川上村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡川上村は、その経済事情により物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は

妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県萩原町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県益田郡萩原町長水谷忠成外十名）（岡村利右衛門君紹介）（第九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県益田郡萩原町は、南飛騨の政治、文化及び交通の中心地で、耕地面積少なく、主食をはじめ生活必需品のすべてを他地方に依存するため、魚介類は名古屋市及び富山市に比べ、五割高、その他の物価は二割高で、加えるに住宅不足による家賃の高騰はなはだしく、生活費は高額となつて、公務員の生活は困窮し、他町村への転出希望者が続出している現状である。ついては、萩原町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県益田郡萩原町は、その経済事情によつて生活費は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県朝日村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県大野郡朝日村長清水広吉）（岡村利右衛門君紹介）（第九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県大野郡朝日村は、その経済事情によつて生活費は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県大野郡朝日村は、その産業事情により需給のバランスを失い、公務員の生活は極度に脅威を受けている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県有度村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県安倍郡有度村長栗田錦三外五名）（西村直己君紹介）（第九三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡有度村は、村民の八割以上が静岡市及び清水市へ通勤し、また村内の各職場に勤務する者のうち六割以上は両都市から通勤している状態で、本村と両都市とのあいだに地域給の差別があることはなはだ不合理である。ついては有度村を清水市同様の三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県安倍郡有度村は、その特殊事情により静岡市、清水市と地域給に差別があるのは不合理である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県吉田町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県榛原郡吉田町長武田千春外十三名）（西村直己君紹介）（第九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡吉田町は、米麦以外の生活必需品を遠く京浜、関西方面より仕入れるため、運賃が加算され、近接地域給一級地の都市をはるかに上まわる高物価となり、本町在勤公務員は生活苦に毎日悩まされている。ついては、吉田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡吉田町は、その産業事情から高物価をきたし、公務員の生活は相当の困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県五和村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡五和村長山田寛司外九名）（戸塚九一郎君紹介）（第九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡五和村は、地域給二級地の島田市と一級地の金谷町に接し、特に金谷町とはまつたく区別できない程の同一経済状態の下にあつて、大井川総合開発による発電工事の進展に伴い、とみに経済的活況を呈し、諸物価は高騰を続け、本村在勤公務員の生活はいよいよその苦しさを増している。ついては、五和村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡五和村は、その経済事情ならびに特殊事情により諸物価は高騰し、公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県網代町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県田方郡網代町長向笠長作外七名）（遠藤三郎君紹介）（第九三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡網代町は、漁業と観光の町で、人口密度大きく、生活必需物資のほとんどを熱海、伊東両市に求めるため、生活条件等は両市とまつたく同様である。ついては、網代町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡網代町は、その特殊事情ならびに経済事情により、生活条件は熱海、伊東両市と同様である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県宇佐美村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県田方郡宇佐美村長森寮平外七名）（遠藤三郎君紹介）（第九三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡宇佐美町は、地域給四級地の伊東市及び熱海市の中間に位し、特に伊東市とは近接し、生活物資のほとんどを同市から求めており、生活条件等はなんら異なるところがない実情である。ついては、宇佐美町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡宇佐美町は、その経済事情は全く伊東市と同一条件にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県宇佐美村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県田方郡宇佐美村長森寮平外七名）（遠藤三郎君紹介）（第九三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡宇佐美町は、地域給四級地の伊東市及び熱海市の中間に位し、特に伊東市とは近接し、生活物資のほとんどを同市から求めており、生活条件等はなんら異なるところがない実情である。ついては、宇佐美町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡宇佐美町は、その経済事情は全く伊東市と同一条件にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県田原村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県東牟婁郡田原村長田中音松外四名）（世耕弘一君紹介）（第九三六号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡田原村郵便局長中道弗二郎外四名）（田渕光一君紹介）（第三一八六号）及び同（請願者　和歌山県東牟婁郡田原村田原中学校長山口耕外一名）（辻原弘市君紹介）（第三一五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県東牟婁郡田原村は、山林原野がほとんどを占める山村で、食糧は総人口の三箇月分を生産するにすぎず、生活必需品のすべてを古座町、串本町及び田辺市等に求めるため、物価は地域給指定町村をはるかに上まわつている実情である。ついては、田原村を

地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

田原村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県紀見村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県伊都郡紀見村長山田清蓋外十名）（田中緑之進君紹介）（第九三七号）、同（請願者　和歌山県伊都郡紀見村議会議長岡民三郎外十名）（坊秀男君紹介）（第一二七七号）及び同（請願者　和歌山県伊都郡紀見村教育委員長北村俊平外八名）（辻原弘市君紹介）（第三五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県伊都郡紀見村は、大阪市、堺市方面との交通至便なため、都市通勤者の住宅地として発達し、地域給三級地の橋本町と二級地の大阪府南河内郡に接し、生活及び文化水準高く、諸物価も橋本町を上まわる程であるが、地域給指定地から除外されているのは遺憾である。ついては、紀見村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

紀見村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県深伊沢村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡深伊沢村地域給対策協議会長鈴木徳）（木村俊夫君紹介）（第九三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡深伊沢村は、耕地面積多く、農産物豊富であるが、交通機関に恵まれず、日常生活必需品の購入に多額の運賃等が加算され、市街地より高価格となっている。ついては、深伊沢村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡深伊沢村は、その産業事情ならびに経済事情により、物価は相当に高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県井田川村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡井田川村地域給対策委員会長中野忠孝）（木村俊夫君紹介）（第九三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡井田川村は、大阪、京都方面からの買出しの本場で、諸物価は都市となんら異ならないが、隣接町村のほとんどが地域給の支給をうけているのに、本村のみが取り残されているのは不合理である。ついては、井田川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡井田川村は、その経済事情により、物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県神辺村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡神辺村地域給対策協議会長安藤保）（木村俊夫君紹介）（第九四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡神辺村は、終戦以来大阪、京都方面よりの買出しが激増し、これがために主食を始め諸物価はつり上げられ、大都会並となっている。特に本村は亀山町（二級地）、関町（一級地）に接続しているので、両町の経済的影響が強く、公務員の生活はいちじるしく困窮している。ついては、神辺村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡神辺村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県関町の地域給引上げの請願（請願者　三重県鈴鹿郡関町長伊藤偉作外五名）（木村俊夫君紹介）（第九四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡関町は、主食の一部を生産するのみの消費地で、生活必需品のほとんどを津、四日市及び名古屋に求める関係上、これら都市を上まわる高物価であり、また観光地として名所古せきが多く、四季絶えることのない観光客はさらに物価を高騰せしめている。ついては、関町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡関町は、その産業、経済事情によって、物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県榊原村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県一志郡榊原村全官公庁協議会代表増田三郎）（木村俊夫君紹介）（第九四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県一志郡榊原村は、県内屈指の温泉郷で、旅館、料てい及び游覧施設が多く、近時とみに活況を呈し、さらに布引山系を控え、都市方面からの観光客が相当数に上っている。このような本村は温泉地として、また観光地として生活水準、物価指数は必然的に高くなり、公務員の生活を圧迫している。ついては、榊原村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県一志郡榊原村は、その特殊事情による経済事情のために、物価は著しく高騰して、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県田丸町外三箇村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡田丸町長加藤渡外十三名）（中村清君紹介）（第九四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡田丸町、東外城田村、有田村及び下外城田村は、宇治山田市に隣接し、経済生活その他すべての点において、同市及び四郷村、御薗村、二見町等の既地域給支給地となんら変るところがない。ついては、該田丸町外三箇村を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県度会郡田丸町、東外城田村は、有田村及び下城田村は、その経済事情において周辺市町村と何ら異るところなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県船越村外四箇村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県志摩郡和具町小学校長東川源司外四名）（中村清君紹介）（第九四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県志摩郡船越村、片田村、布施田村、越賀村及び御座村は、真珠養殖の一大事業地と全国に知られ、また伊勢志摩国立公園の中心をなして、その観光客は年々激増し、生産必需物資の高騰著しく、公務員の生活をはなはだしく困窮ならしめている。ついては、船越村外四箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県志摩郡船越村、片田村、布施田村、越賀村及び御座村は、その特殊事情により物価の高騰著しく、公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県和具町の地域給引上げの請願（請願者　三重県志摩郡和具町小学校長東川源司外四名）（中村清君紹介）（第九四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県志摩郡和具町は、全国に誇る遠洋漁船の碇泊港が近く完成の運びにあり、養殖真珠の中心地として知られ、あるいは志摩国立公園を控える等、各種の条件に恵まれた本町は躍進の一途をたどつているが、反面生活程度の上昇、物価の高騰は公務員を憂慮すべき事態に陥らしめている。ついては、和具町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県志摩郡和具町は、その産業事情ならびに特殊事情により物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県小俣町の地域給引上げの請願（請願者　三重県度会郡小俣町長橋爪幹生外十一名）（中村清君紹介）（第九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡小俣町は、宇治山田市に接続し、主食をはじめ他の生活必需物資のほとんどを両市、松阪市及び津市等に求むるため、交通費加算等により諸物価はこれら各市よりも上まわつている現状で公務員の生活は困窮している。ついては、小俣町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県度会郡小俣町は、その経済事情により物価の高騰をきたし公務員の生活を困窮せしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県鳥羽町の地域給引上げの請願（請願者　三重県志摩郡鳥羽町長家田綱吉）（中村清君紹介）（第九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県志摩郡鳥羽町は、観光地として、また真珠の名産地として知られ、観光客は年々増加して、物価の高騰を来し、公務員の生活は困窮している。ついては、鳥羽町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県志摩郡鳥羽町は、その産業、経済事情によつて物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県川崎村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡川崎村地域給協議会代表川戸波斯生）（田中久雄君紹介）（第九四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡川崎村は、地域給二級地の亀山町、鈴鹿市に接続し、米麦の生産地なため、京阪方面よりのやみ商人の往来は必然的に物価を高め、また日用雑貨及び衣料等は名古屋、四日市等に求める関係上、これら都市に比べ高物価となつている。ついては、川崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡川崎村は、その地理的条件ならびに産業事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県岡山村の地域給引上げの請願（請願者　岡山県都窪郡吉備町長難波謙治外五名）（橋本龍伍君紹介）（第九五〇号）及び同（請願者　岡山県都窪郡吉備町議会議長熊代四郎外五名）（大蔵健君紹介）（第一六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡吉備町は、岡山、倉敷両市の間における大消費都市であるが、米麦以外の産物なく、他の生活必需物資を両市に求むるため物価高を来し、公務員は日々の生計を維持するに困難な実情である。ついては、吉備町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

吉備町は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県射添村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県美方郡射添村長宅見寿市外十名）（佐々木盛雄君紹介）（第九五三号）及び同（請願者　兵庫県美方郡射添村郵便局長小谷勝三外九十四名）（有田喜一君紹介）（第九五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡射添村は、耕地狭少なため、主食はもとより野菜類に至るまで他地方に依存しているため、その価格は都市とほとんど異なるところがなく、公務員の生活においては、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県北河内村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡北河内村長和田義一外一名）（有田喜一君紹介）（第九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡北河内村は、京阪神地方との交通はきわめて便利であり、衣料、日用雑貨等必需物資はこれらの都市に依存しているため、その価格は、篠山、京阪神方面より二、三割高くなつている現状である。ついては、北河内村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北河内村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

生活は窮迫している。ついては、射添村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

射添村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県中川村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県朝来郡中川村長藤尾義諦外八名）（佐々木盛雄君紹介）（第九五五号）及び同（請願者　兵庫県朝来郡中川村郵便局長心得池基稚一郎外七名）（有田喜一君紹介）（第九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡中川村は、地域給一級地の山口村及び竹田町の中間に位しているが、本村のみが無級地であることは、はなはだ不合理であり、物価高なことは近接町村となんら変るところがない。ついては、中川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中川村は、その立地条件からして、いきおい生計費の高とうを免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県八田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県美方郡八田村長北村廣三外九名）（有田喜一君紹介）（第九五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡八田村は、地域給一級地の温泉町に隣接し、経済状態並びに生活事情は同町とまったく同様で、生活必需物資の購入については著しく不利な現況である。ついては、八田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八田村の立地条件からして、いきおい生計費の高とうを免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県日置村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多紀郡日置村長渡部宗次郎）（有田喜一君紹介）（第九五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡日置村は、現在地域給二級地として指定されている八上村に隣接し、交通、通信機関の利用度及び生活上の諸物価は八上村より上まわる実情にありながら、一級であることはなはだ不合理である。ついては、日置村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日置村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県小坂村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県出石郡小坂村長太田四郎外七名）（有田喜一君紹介）（第九六〇号）、同（請願者　兵庫県出石郡小坂村官公職員協議会長井崎一夫外五十五名）（佐々木盛雄君紹介）（第一五三七号）及び同（請願者　兵庫県出石郡小坂村議会議長田中秀夫外三名）（小島徹三君紹介）（第一八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県出石郡小坂村は、県の北部に位し、豊岡市に隣接し、生活物資のほとんどを同市から供給をうけており、主食、野菜等は生産地でありながら買出し、売込み等の関係から物価は都市と変りなく、衣料品及び日用雑貨等はかえつて豊岡市の価格を上まわっている現状である。ついては、小坂村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小坂村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県室埴村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県出石郡室埴村長関太一外一名）（有田喜一君紹介）（第九六一号）及び同（請願者　兵庫県出石郡室埴村級地対策協議会代表千野正一）（佐々木盛雄君紹介）（第一六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県出石郡室埴村は、地域給一級地の出石町に隣接し、同町との合併問題も起りつつあるほどの密接な関係を有し、生活費の面についてもなんらの差異もない。ついては、室埴村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

室埴村は、地理的、経済的特殊事情からしていきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県福住村の地域給引上げ等の請願（請願者　兵庫県多紀郡福住村長住野丙馬）（有田喜一君紹介）（第九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡福住村は、京阪神地区への交通の要地に位し、貨客の集散盛んで、出入商人、農林物資の買出人等の往来がひん繁をきわめ、村内の日常生活必需品は高騰の一途をたどっている。ついては、福住村大字福住地区を二級地に引き上げ、その他の地区を一級地に指定せられたいというのである。

二、請願の議決理由

福住村は、その立地条件からして、勢いきおい生計費の増高を免れ難い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県久下村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県氷上郡久下村長直田久太郎外五名）（有田喜一君紹介）（第九六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡久下村は、播州方面、阪神地方との交易ひん繁で、これら方面からの経済的影響が強く、近隣の西脇市及び篠山町の物価の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県鴨庄村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡鴨庄村長一色綾雄外一名）（有田喜一君紹介）（第九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡鴨庄村は、福知山市及び黒井町に近接し、京阪神地方へもわずか二、三時間以内の近距離にあるため、日々この方面からの主食の買出し等が絶えず、このため農産物価は京阪神とほとんど異ならず、特に衣料その他の日用品は京阪地区に依存するため、これら大都市を上まわっている実情である。ついては、鴨庄村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鴨庄村は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ難く、在住公務員の生活も困窮している実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

価に比べ、まさるとも劣らない状態である。ついては、久下村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

久下村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、兵庫県小川村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡小川村長横山吉兵衛外四名）（有田喜一君紹介）（第九六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡小川村は、大商工業地の西脇市（三級地）に近接し、相互の往来がひん繁であり、生活程度も高く、物価においてはむしろ上まわる状態である。しかるに西脇市と本村の中間に位置する久下村、黒田庄村はすでに地域給支給地に指定され、本村はいまだ無給地である。ついては、小川村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小川村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、兵庫県沼貫村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡沼貫村長尾花逸平外四名）（有田喜一君紹介）（第九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡沼貫村は、北は地域給二級地の成松町に、東北は一級地の生郷村、東に二級地の柏原とそれぞれ隣接しているが、本村のみ無級地のまま据え置かれているため、公務員の困窮はもとより、人事行政上著しく障害となっている。ついては、沼貫村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

沼貫村は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、兵庫県神美村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県出石郡神美村長平尾源太夫外五名）（佐々木盛雄君紹介）（第九六八号）、同（請願者　兵庫県出石郡神美村議会議長森谷亀助外四名）（有田喜一君紹介）（第一〇五七号）及び同（請願者　兵庫県出石郡神美村郵便局長井上博貴外三名）（小島徹三君紹介）（第一〇五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県出石郡神美村は、豊岡市（二級地）及び出石町（一級地）に囲まれ、生活必需品を両市町から移入するので、むしろ上まわる物価高となっている。しかるに神美村は無級地のため、公務員の困窮はもちろん、人事交流上著しく支障を来している。ついては、神美村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

神美村は、地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、兵庫県口大屋村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県養父郡口大屋村長鎌田三郎兵衛外十一名）（有田喜一君紹介）（第九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県養父郡口大屋村は、主食及び野菜等の食料に乏しく、また生活必需品は遠く豊岡市、八鹿町、広谷町より入手する結果、地域給三、四級地の都市よりも物価高となっている。ついては、口大屋村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大屋村は、その立地条件からして、いきおい物価高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県伊佐村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県養父郡伊佐村長佐々木操一）（有田喜一君紹介）（第九七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県養父郡伊佐村は、地域給二級地の八鹿町、日高町に近接し、村内の生活必需物資のすべてを両町に求めるため、輸送費、交通費等の加算により、物価はこれら近接町に比べ、むしろ高価格であるにかかわらず、本村は無級地であること。ついては、伊佐村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊佐村は、その地理的、経済的特殊事情からして生活必需物資は他より依存している関係上、いきおい生計費の増高を免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県大庭村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県美方郡大庭村長宇野真外十名）（有田喜一君紹介）（第九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡大庭村は、浜坂町及び温泉町（一級地）に隣接し、文化又は経済等の事情は両町とほとんど同じであるにもかかわらず、本村が地域給無級地のため、公務員の精神的、経済的影響は多大である。ついては、大庭村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大庭村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県西気村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡西気村長和多田忠榮外五名）（有田喜一君紹介）（第九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡西気村は、交通不便な山間のへき地であるが、関西随一の神鍋スキー場を有し、また観光地としても避暑、ハイキングの客がすこぶる多く、県立公園に内定している。かかる特殊性から物価及び生活水準はきわめて高い。ついては、西気村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

西気村は、その地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県川西町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県川辺郡川西町長滝井善治郎外十一名）（富田健治君紹介）（第九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡川西町は、阪神間に介在し、地域給四級地に指定されているが、本町一連の地帯は阪神間の特殊な地域であり、文化的、経済的に阪神の五級地となんら異なっていない。ついては、川西町を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
川西町は、地理的、経済的特殊事情からして、生活必需物資は他より依存せる関係上、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県長尾村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県川辺郡長尾村長池田璧澄外十二名）（富田鉉治君紹介）（第九七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県川辺郡長尾村は、伊丹市及び池田市に隣接し、文化、経済的水準きわめて高く、両市となんらの差異がないのみならず、諸物価は両市を上まわるほどである。ついては、長尾村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
長尾村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県相生市の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県相生市長岡田源吾外一名）（大上司君紹介）（第九七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県相生市は、橋梁造船所のほか、各種の大工場を有し、交通の発達と相まつて、生活水準高く、また物資は近郊大都市に依存する関係上、非常に高騰し、消費生活者はきわめて困窮している。ついては、相生市の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
相生市は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県千種村外六鶴村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県宍粟郡千種村長石原積二郎外五十六名）（大上司君紹介）（第九七六号）、同（請願者　兵庫県宍粟郡三河村長阿曾実外六名）（河本敏夫君紹介）（第一五三九号）及び同（請願者　兵庫県宍粟郡千種村三河村土方村教育長大久保虎夫外四名）（大西道君紹介）（第五三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県宍粟郡千種村、三河村、土万村、染河内村、繁盛村、奥谷村及び三方村の七鶴村は、東は地域給二級地の神崎郡、山崎町、佐用町及び平福町などに囲まれ、生活必需物価のほとんどはこれらの地域を上まわる現状である。ついては、該千種村外六鶴村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
千種村外六鶴村は、その地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ難く、在住公務員の生活は困窮を来たしている実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県港村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県城崎郡港村長高倉実太郎外十名）（佐々木盛雄君紹介）（第九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡港村は、但馬随一の観光地で、四季を通じて来遊する者多く、また日本海沿岸各県の遠洋漁船の入港著しく、諸物価は隣接温泉地の城崎町の高物価が影響して、上昇の一途をたどり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している実情である。ついては、港村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
港村は、観光地としての特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県大正村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県芦品郡大正村長小田秀雄外二十一名）（高津正道君紹介）（第九七八号）、同（請願者　広島県芦品郡大正村議会議長三木丈左衛門外十九名）（船越弘君紹介）（第一一七一号）、同（請願者　広島県芦品郡大正村図書館長小田玄三外二十名）（高橋禎一君紹介）（第一三〇四号）、同（請願者　広島県芦品郡大正村議会議長三木丈左衛門外十九名）（中川俊思君紹介）（第一五五一号）及び同（請願者　広島県芦品郡大正村教育委員会委員長長谷川有沢外二十名）（高橋等君紹介）（第三一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県芦品郡大正村は、附近一帯の農、畜、林産物の集散地にして、交通の要衝であるため、生活水準高く、且つ、高物価地域である。しかるに地域給に関しては、隣接岩谷村が一級地の指定をうけたにもかかわらず、本村が取り残されているのは不合理である。ついては、大正村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
大正村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県瀬野村の地域給引上げの請願（請願者　広島県安芸郡瀬野村長満田賢三外一名）（宮原幸三郎君紹介）（第九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県安芸郡瀬野村は、地形、交通その他すべての点で広島市の郊外地として発達し、村民の生活形態も同市とほとんど異ならず、物価はむしろ上まわつている実情で、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、瀬野村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
瀬野村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は、妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県田島村及び横島村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県田島村長渡辺虎一外二十一名）（高橋禎一君紹介）（第九八一号）及び同（請願者　広島県沼隈郡横島村長岡崎為一外二十一名）（岡本忠雄君紹介）（第九八〇号）、同（請願者　広島県沼隈郡田島村会議長岡田春一外二十一名）（高津正道君紹介）（第一〇六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県沼隈郡田島村及び横島村は、文化、生活水準高く、米及び野菜その他生活必需品を尾道市、四国方面より移入するため、対岸千年村や尾道市よりも高価で公務員の生活は窮迫を告げている実情である。ついては、田島村及び横島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
田島村及び横島村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県原村の地域給引上げの請願（請願者　広島県賀茂郡原村長黒川宗吉外六名）（中川俊思君紹介）（第九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県賀茂郡原村は、広島市（四級地）、安芸郡海田市町（三級地）、本郡寺西町及び西条町（二級地）に近接し、村内原村演習場は英連邦部隊の戦斗教育学校に使用され、商店街は好景気を呈し、諸物価の高騰はなはだしく、在勤公務員の生活は窮迫し、他地域への転出希望者続出する状態で、人材確保に多大の支障を来している。ついては、原村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
原村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県中黒瀬村及び乃美尾村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県賀茂郡中黒瀬村長西川繁馬外一名）（中川俊思君紹介）（第九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県賀茂郡中黒瀬村及び乃美尾村地区は、呉市の三角頂点に隣接する黒瀬郷の中心地で、村民の生活物資の購入はそのほとんどを同市内でまかなわれている現状であるため、当地の生活様式並びに消費水準ならびに消費

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県本郷町の地域給引上げの請願（請願者　広島県豊田郡本郷町長和田理一郎外十四名）（中川俊思君紹介）（第九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県豊田郡本郷町は、三原市に近接しているため、自然地価及び家賃は三原市に準じ、隣接町村よりはるかに高価であるばかりでなく、生活必需品においては三原市、尾道市等の近接都市よりも二割方高い物資を購入している実情である。ついては、本郷町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
本郷町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県大柿町の地域給引上げの請願（請願者　広島県佐伯郡大柿町長平野千太郎）（難尾弘吉君紹介）（第九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県佐伯郡大柿町は、自給不可能な純然たる消費町であり、主食をはじめ他の生活必需物資のほとんどを他から移入している現状で、物価は広島市及び呉市より高価である。ついては、大柿町の地域給を三級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
大柿町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県鹿川町外六箇村の地域給引上げの請願（請願者　広島県佐伯郡鹿川町役場平岡秀吉外三十二名）（難尾弘吉君紹介）（第九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県佐伯郡鹿川町、中村、高田村、三高村、沖村、深江村及び飛渡瀬村は、広島市、呉市及び江田島町とともに経済圏を一にしており、また隣接する地域給三級地の江田島町とは特に経済、交通、文化、治安及び産業の各方面より見て不離一体の関係にある。ついては、前記鹿川町外六箇村を二級地以上の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
鹿川町外六箇村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県大竹町の地域給引上げの請願（請願者　広島県佐伯郡大竹町長二階堂哲明外二十一名）（難尾弘吉君紹介）（第九八七号）及び同（請願者　広島県佐伯郡大竹村大竹消防署長泉熊夫外二十二名）（難尾弘吉君紹介）（第五一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県佐伯郡大竹町は、近来とみに新興商工業都市としての要件を具備し、町民の生活水準は著しく向上しているが、その反面、農耕地少く、生活必需物資は広島市等から移入に依存している広島市、町内の物価は広島市及び岩国市より高く、民間給与に比べ著しく低位にある公務員の生活苦はじん大である。ついては、大竹町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
広島県佐伯郡大竹町は、その産業事情ならびに経済事情によつて、物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県観音村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県佐伯郡観音村長橋本覚一外九名）（難尾弘吉君紹介）（第九八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県佐伯郡観音村は、地域給二級地の五日市町及び廿日市町と経済圏を一にし、交通、文化、治安及び産業等の各方面より見ても不離一体の関係にある。ついては、観音村を二級地以上の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
観音村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県八重町の地域給指定に関する請願（請願者　広島県山県郡八重町長庄司敏男外十七名）（難尾弘吉君紹介）（第九八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県山県郡八重町は、山陰、山陽を結ぶ交通の要地に位し、各種の学校、病院、神社、仏閣及び劇場等を有し、近年とみに発展し、主食類は都市からのやみ商人の出入多く、物価はつり上げられ、鮮魚、野菜、衣料品等は他地方よりの供給にまたねばならないため、諸物価は広島市より高値を示している現状である。ついては、八重町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
八重町の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目

的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県津田町外六箇村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県佐伯郡津田町長新居逸太郎）（第九九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県佐伯郡津田町、弥島、友和、浅原、栗谷、四和及び吉和の六箇村は、古来より林産を生業の中心として発展している地方で、食料品の生産が少なく、生活必需物資を広島市、甘日市町方面より移入するため、輸送上の不便と相まつて、諸物価は著しく高く、また林産業界の好況によつて生活水準は向上し、公務員の生活は窮迫している。ついては、津田町外六箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津田町外六箇村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県宇部市及び小野田市の地域給引上げの請願（請願者　山口県小野田市宇部小野田地区全官公庁地域給対策協議会長山本利男外二十七名）（今澄勇君紹介）（第九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県宇部市及び小野田市は、工鉱業部市として特殊な経済事情にあるため、物価水準は北九州五市に比べて高く、特に最近上昇の傾向著しいものがあり、両市に勤務する公務員は経済面で非常に困窮し、生活不安な現状である。ついては、宇部、小野田両市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇部、小野田両市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県室戸町及び室戸岬町の地域給引上げの請願（請願者　高知県安芸郡室戸町長島田時馬外一名）（長野長廣君紹介）（第九九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡室戸町及び室戸岬町は、主として諸物資を高知市から移入するため、両町の物価指数は本県の最高を示す高知市をはるかに上まわる実情であり、収入の多い遠洋、近海水産業関係者はきわめて恵まれた生活をしているが、薄給の官公署職員の生計は困窮している。ついては、室戸、室戸岬両町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県安芸郡室戸町及び室戸岬町は、わが国有数なる遠洋航海の基地であり、その経済的事情により両町の平均の生活水準は極めて高きことを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県片地村の地域給引上げの請願（請願者　高知県香美郡片地村長公文暁外五名）（長野長廣君紹介）（第九九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡片地村は、現在地域給一級地の指定を受けているが、その立地条件、経済及び文化生活の面において、二級地の支給を受けている町村となんらそん色が認められない実情である。ついては、片地村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県香美郡片地村の経済地理的事情から級地引上の妥当が認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県介良村及び稲生村の地域給引上げの請願（請願者　高知県長岡郡介良村長今井良栄外十名）（長野長廣君紹介）（第九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡介良村及び稲生村は、高知市の東部に接続し、消費物資のほとんどを同市に依存するため、諸物価は同市を上まわり、生活水準においてもなんら差異が認められない実情である。ついては、介良、稲生両村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県長岡郡介良村村が高知市の隣村であり、石灰工業の中心地であることを考慮すれば、その要求は妥当なるものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県岩松町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県岩松町地域給対策協議会代表杉垣藤太郎）（井谷正吉君外三名紹介）（第九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県北宇和郡岩松町は、宇和島市に約十四キロをもつて隣接する本郡第二の中小商工業都市で、生活状態、物価ともに宇和島市と同一であり、殊に日用品、雑貨品等のすべてを宇和島市より購入するため、一般的に同市より割高となつている。ついては、岩松町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県北宇和郡岩松町は、その産業事情ならびに経済事情によりり、物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県中山町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡中山町地域給対策連絡協議会長亀本好恵）（井谷正吉君外三名紹介）（第九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡中山町は、耕地少なく、主食の自給不可能のため他地域より移入しなければならず、生活必需品のすべてを、松山、八幡浜等よりトラック便で搬入するため、運送費が加算されて、高物価となり、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、中山町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県伊予郡中山町は、その経済事情により、物価高をきたし、公務員の生活は困窮をきわめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県江北町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県杵島郡江北町勤務地手当確保推進委員会委員長岩石十郎外一名）（館林三喜男君紹介）（第一〇一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県杵島郡江北町は、地域給一級地の白石、六角両町に隣接し、県下第一の出炭量を誇る杵島炭鉱を有し、炭鉱職員及び家族は毎年本町に移住し、人口の急増とともに諸物価もまた高騰し、生計費の膨脹はなはだしく、生活は極度に脅されており地域給一級地の隣接白石、六角両町と比べても、著しく均衡を失している。ついては、江北町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

江北町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免

れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大塚村外十九箇町村の地域給指定等に関する請願（請願者　福岡県三潴郡町村長会長富松幸登外四十六名）（稲富稜人君紹介）（第一〇一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡大塚村外十九箇町村は、他の地域に比べ地域給の指定不均衡である。ついては、大善寺町、大川町、荒木町及び城島町を三級地に、大塚村、西牟田町、安武村、三潴村及び昭代村を二級地に引き上げ、川口村、蒲池町、田口村、大莞村、大野島村、大溝村、江上村、青木村、木室村、木佐木村及び三又村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大塚村外十九箇村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県大野町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県大野郡大野町長大野基尚外二十名）（木下郁君紹介）（第一〇一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県大野郡大野町は、交通機関に恵まれず、物資のすべてをトラック輸送によつて搬入するため、運賃が加算され、物価が著しく高騰しているにもかかわらず、現在まで地域給支給地から除外されているのは遺憾である。ついては、大野町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大野町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県市来町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県日置郡市来町長富永義雄外一名）（迫水久常君紹介）（第一〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県日置郡市来町は、地域給二級地の串木野市とわずか五十メートルの川を隔てて隣接し、同市と同一経済圏内にあり、土地狭く、人口過大で、生活必需品のすべてを他から移入するため、物価は鹿児島市を上まわる高物価となり、本町在勤公務員の生活は困難をきわめている。ついては、市来町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

市来町の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県指宿町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県揖宿郡指宿町長肥後正横）（池田清君紹介）（第一〇一八号）及び同（請願者　鹿児島県揖宿郡指宿町議会議長田中藤太郎外三十名）（迫水久常君紹介）（第四七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県揖宿郡指宿町は、純消費地であり、主食をはじめ生活必需物資のほとんどを鹿児島方面より移入するため、物価は地域給三級地の鹿児島市より平均一割高となつている。ついては、指宿町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

指宿町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県川内市の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県川内市長岩満重）（池田清志君紹介）（第一〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市は、地域給三級地である鹿児島市、熊本市、佐賀市及び唐津市等や、四級地である広島市、長崎市等にも決して劣らない物価及び消費水準を示して、二級地としては他の都市を大きく引離しているので、県下第二の都市としても鹿児島市と当然同級地であるべきである。ついては、川内市を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

川内市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県横川町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡横川町長日床秋彦）（池田清志君紹介）（第一〇二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡横川町は、物資の集散地であり、主として農産物、林産物及び畜産を鹿児島市を始め九州から本土方面に移出し、日常必需品をほとんど鹿児島市に求めているが、同市へ遠隔なため必然的に物価は同市より平均二割高であり、加うるに高冷地帯であるから生計費はきわめて高くなつている。ついては、横川町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

横川町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県栗野町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長田代春美外二名）（池田清志君紹介）（第一〇二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡栗野町は、消費地であるため、自給できるものはわずかに家具、建具のみで、生活必需品のほとんどを鹿児島市に求めるため、物価は同市の二割ないし三割高である。ついては、栗野町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栗野町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県宮之城町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町長手塚城）（池田清志君紹介）（第一〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡宮之城町は、北薩地区における交通の要衝として産業の発達いちじるしく、特に片倉製糸工場は活況を呈し、その他教育、文化の中心地として都市的形態を備え、諸殷の都市的施設は町民の生活水準の向上を促し、物価指数においても都市を上まわり、本町在勤公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、宮之城町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮之城町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を

免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県付知町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡付知町長谷川満二）（平野三郎君紹介）（第一〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡付知町は、山間部特有の気象を呈し、特に国有林事業に従事する公務員が大部分を占め、その事務所の関係から高い山林内で居住しており、暖房施設等の不備のため東北、北海道よりも生計費が高くなつている。ついては、付知町の寒冷地手当を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡付知町はその自然環境にも公務員が相当に生活苦になやんでいる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県恵那郡岩村町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡岩村町長平出善次）（平野三郎君紹介）（第一〇二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡岩村町は、寒冷地手当二級地に指定されているが、特殊の地勢等の関係から、東濃の満洲とさえ言われる厳寒の土地であり、県内及び隣接長野県下における寒冷地手当の上級地に比べ、はなはだ不均衡である。ついては、岩村町の寒冷地手当を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡岩村町はその特殊の地勢条件により隣接長野県での上級地に比し不均衡である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県上村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡上村長五島鹿之右衛門）（平野三郎君紹介）（第一〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡上村は、寒冷地手当一級地になつているが、特殊の地勢、その他の関係から現在の二級地に指定されている諸地域に比較して、なんら寒冷度において差がない厳寒の土地である。ついては、上村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡上村はその特殊の地勢条件により現在の二級地と同等の寒冷の地である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県落合村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡落合村長井沢兵次郎）（平野三郎君紹介）（第一〇二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡落合村は、積雪寒冷単作地帯に編入され、その気候条件は長野県の接続二箇村とほとんど等しくなつているが、両村は寒冷地手当三級地として落合村より上位にあることは均衡を失している。ついては、落合村の寒冷地手当を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡落合村は、その自然条件、産業事情等において隣接村と何ら異るところなき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県大曲町及び花館村の地域給引上げの請願（請願者　秋田県仙北郡大曲町長福原定吉外五十二名）（飯塚定輔君紹介）（第一〇三三号）及び同（請願者　秋田県仙北郡大曲町郵便局長伊藤廸明）（根本龍太郎君紹介）（第一二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県仙北郡大曲町及び花館村は秋田市に次ぐ商都で、県内、及び近県一帯にその販路を有する等商況は活潑で、生計費は高騰し、公務員の生活は困窮している。ついては、大曲町及び花館村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県仙北郡大曲町及び花館町はその特殊の産業事情、経済事情により物価は高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県鷹巣町の地域給引上げの請願（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町長成田喜八）（石田博英君紹介）（第一〇三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県北秋田郡鷹巣町は、純然たる消費都市の形態を呈し、主食をはじめ、その他の生活必需品のほとんどを他町村に依存しているため、物価はいちじるしく高価であり、また厳寒地帯の関係上、衣料、燃料の消費が大きく、生計費は都市を上まわつている。ついては、鷹巣町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県北秋田郡鷹巣町はその経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県村田町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県柴田郡村田町長丹健蔵外二百二十二名）（佐々木更三君紹介）（第一〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県柴田郡村田町は、県下で仙台市に次ぐ一大消費都市であり、生活必需物資は他地区から移入する関係上、運賃加算等で、物価は高く、衣料、野菜、青果物等は仙台市より二、三割高となつているため、公務員の生活は困窮している。ついては、村田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県柴田郡村田町はその経済事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は圧迫されている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県藤岡町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県多野郡藤岡町藤岡税務署長角田直忠外二十四名）（小峯柳多君紹介）（第一〇三七号）及び同（請願者　群馬県多野郡藤岡町藤岡郵便局長鯛谷治郎外二十三名）（福田赳夫君紹介）（第二六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県多野郡藤岡町は、当地方における政治、行政の中心地で、町民の生活水準及び諸物価は地域給二級地の伊勢崎市、高崎市に比べ、はるかに高く、その他慣習的行事多く、公務員の生活費も両市より出費が多い実情である。ついては、藤岡町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県多野郡藤岡町はその特殊事情ならびに経済事情によつて諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これ

を議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県富士見村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県勢多郡富士見村長十友常見）（藤枝泉介君紹介）（第一〇三八号）

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡富士見村は、前橋市に隣接し、消費物資のほとんどを同市に求めるため、物価指数は前橋市を上まわり、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、富士見村の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県勢多郡富士見村はその前橋市との関係において物価は著しく高騰して公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県喜連川町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県塩谷郡喜連川町長小森谷義男外八名）（黒澤幸一君紹介）（第一〇三九号）、同（請願者　栃木県塩谷郡喜連川町喜連川郵便局長小川実外八名）（船田中君紹介）（第一一四五号）及び同（請願者　宇都宮地方法務局喜連川出張所長黒尾久外六名）（高瀬傳君紹介）（第一四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県塩谷郡喜連川町は、交通不便なへき地に位し、郡内各地に比べ生活水準高く、野菜、魚介及び衣料等の物価は地域給三級地の宇都宮市よりもはるかに高価で、本町在勤公務員の生活は困窮をきわめ、人事の交流に多大な支障を来たしている。ついては、喜連川町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県塩谷郡喜連川町はその交通事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県宝立町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県珠洲郡宝立町長山崎長次外八名）（南好雄君紹介）（第一〇四一号）及び同（請願者　石川県珠洲郡宝立町珠洲保健所長池田秀夫外七名）（喜多壮一郎君紹介）（第一三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県珠洲郡宝立町は、本郡における産業の中枢を占め、物価においても郡内第一の高価格であるため、公務員生活はきわめて困窮している。ついては、宝立町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宝立町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県宇出津町の地域給引上げの請願（請願者　石川県鳳至郡宇出津町長川端時太郎外十六名）（南好雄君紹介）（第一〇四二号）、同（請願者　石川県鳳至郡宇出津町田家地方警察石川県宇出津地区署長西井外二外十五名）（喜多壮一郎君紹介）（第一三七一号）及び同（請願者　石川県鳳至郡宇出津町宇出津公共職業安定所長安田喜一郎外十六名）（喜多壮一郎君紹介）（第四一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県鳳至郡宇出津町は、木材、水産物等の生産及び集積地で、これを金沢、富山、京都、大阪等に移出する関係により、大都市の市場価格がそのまま生産価格に影響するため、生計費、物価は高く、特に衣料品、日用雑貨等はこれら各都市から供給を受け非常に高価格となつている。ついては、宇出津町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇出津町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県珠洲郡宝立町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県珠洲郡宝立町珠洲保健所長池田秀夫外七名）（喜多壮一郎君紹介）（第一三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県珠洲郡宝立町は、本郡における産業の中枢を占め、物価においても郡内第一の高価格であるため、公務員生活はきわめて困窮している。ついては、宝立町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宝立町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県鳳至郡宇出津町宇出津公共職業安定所長安田喜一郎外十六名）（喜多壮一郎君紹介）（第四一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県鳳至郡宇出津町は、本郡における産業の中枢を占め、物価においても郡内第一の高価格であるため、公務員生活はきわめて困窮している。ついては、宝立町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宝立町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県松波町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県珠洲郡松波町長栗本吉太郎外十三名）（南好雄君紹介）（第一〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県珠洲郡松波町は、地域給一級地の飯田町と近接し、しかも生活必需物資のほとんどを同町等に求むるため、物価ははるかに上まわつているにもかかわらず、本村が無級地であることは不合理である。ついては、松波町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松波町の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県飯田地区の地域給引上げの請願（請願者　石川県珠洲郡福祉事務所長善養寺外十八名）（南好雄君紹介）（第一〇四四号）及び同（請願者　石川県珠洲郡飯田町珠洲地方出納室長富田清一郎外二十名）（喜多壮一郎君紹介）（第一三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県珠洲郡飯田地区（上戸村字北方、若山村字小山田）は、主食の生産が少ないのに反し、需要が多く、必然的に主食等の自由価格は高騰し、衣料、雑貨等のすべてを遠隔地より移入するため、運賃等の加算によつて高物価である。ついては、飯田地区を地域給二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡安食町はその産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたし消費生活者は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県布鎌村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡布鎌村長長沢七衛外二名）（竹尾弐君紹介）（第一〇四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡安食町は、大商店なく、ほとんどの物資を他町村より仕入れて小売販売しているため、附近町村より諸物価は常に高く、加うるに五百余名に達する東京方面からの行商は毎日多量の物資を搬出して物価高に拍車をかけ、消費生活者の生計費は成田町を上まわり、非常に困窮した生活を続けている。ついては、安食町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡安食町はその産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたし消費生活者は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県安食町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県印旛郡安食町長後藤栄一外九名）（竹尾弐君紹介）（第一〇四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡安食町は、大商店なく、ほとんどの物資を他町村より仕入れて小売販売しているため、附近町村より諸物価は常に高く、加うるに五百余名に達する東京方面からの行商は毎日多量の物資を搬出して物価高に拍車をかけ、消費生活者の生計費は成田町を上まわり、非常に困窮した生活を続けている。ついては、安食町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡安食町はその産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたし消費生活者は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の趣旨及び目的
千葉県印旛郡布鎌村は、純農村であるが、他町村と異なり、山林がないため、薪炭費が高価につき、また生活必需品は木下、安食、大森等の各町から移入するため、常に物価高となり、その上東京方面からの毎日数百名に上る行商が農産物を搬出し、物価高に拍車をかけ、俸給生活者の家計を困難にしている。ついては、布鎌村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
千葉県印旛郡布鎌村はその産業事情ならびに経済事情によつて物価高となり俸給生活者の家計を困難ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県木下町及び大森町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県印旛郡木下町長山崎時治郎外十六名）（竹尾弓君紹介）（第一〇四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県印旛郡木下町及び大森町は、本郡の産業、交通、文化の中心地であつて、近来人口の増加著しく、しかも近隣地区の行商人が本町の農産物を搬出するため、物資の欠乏を来し、諸物価は常に附近町村より高く、俸給生活者の家計は想像以上に困窮している。ついては、木下町及び大森町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
千葉県印旛郡木下町及び大森町はその経済事情によつて諸物価の高騰をきたし俸給生活者の家計は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県和田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡和田村長植野謙次郎外三名）（有田喜一君紹介）（第一〇五〇号）及び同（請願者　兵庫県氷上郡和田村和田中学校長黒田栄弌外三名）（有田喜一君紹介）（第一六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡和田村は、多可郡西脇市（三級地）、氷上郡柏原町、成松町（二級地）、本郡久下村、生郷村、幸世村、佐治町、多可郡中町、黒田庄村（一級地）に囲まれ、これら各市町村に比べ、同等又はそれ以上の悪条件のもとにあるため、俸給生活者は常に物価高に悩まされている。ついては、和田村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
氷上郡和田村は、その立地条件および特殊事情よりして、在住公務員の生計費は増高を窮めている実状にかんがみ、本請願の趣旨ならびにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県今田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡今田村長荻野秀治）（有田喜一君紹介）（第一〇五一号）及び同（請願者　兵庫県多紀郡今田村助役小西新右衛門）（佐々木盛雄君紹介）（第一二九二号）に関する報告書

請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡今田村は、西脇市、住吉町（二級地）、味間村（二級地及び一級地）、藍村、古市村（一級地）と接し、古くからこれら各地域と産業、交通その他各般にわたり、密接な関係を有し、なんら地域的差異は認められない。ついては、今田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
今田村はその立地条件よりして、生計費の増高を免れ得ない実情である。これらの点にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県口佐津村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県城崎郡口佐津村長岩本秀治郎外十二名）（有田喜一君紹介）（第一〇五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡口佐津村は、主食及び副食物の生産少なく、そのほとんどを他地区から移入するため、高物価となり、また水産業好況の余波を受けて経済、生活水準は高く、薄給な本村公務員の生活は困窮している。ついては、口佐津村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
口佐津村は、その立地条件および特殊事情よりして、生活は困窮を来たしている実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県浜坂町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外十四名）（有田喜一君紹介）（第一〇五三号）、同（請願者　兵庫県美方郡浜坂町議会議長平沢実雄外十五名）（有田喜一君紹介）（第二四七四号）及び同（請願者　兵庫県美方郡浜坂町議会議長平沢実雄外十五名）（佐々木盛雄君紹介）（第二六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県美方郡浜坂町は、地域給一級地の指定を受けているが、主食をはじめ生活必需品のほとんどを他地域に求めるため、物価は都市を上まわる高価格であるが、今回本町と同一条件にある香住町、日高町、和田山町及び八鹿町が二級地に引き上げられ、本町のみが据え置かれているのは、まことに遺憾である。ついては、浜坂町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
浜坂町はその経済的特殊事情よりして、生活必需物資は他より依存している関係上、いきおい生計費の増高は免れざる実情である。これらの点にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県奈佐村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡奈佐村議会議長今井喜右衛門外三名）（有田喜一君紹介）（第一〇五四号）、同（請願者　兵庫県城崎郡奈佐村長岡谷藤右衛門外三名）（小島徹三君紹介）（第一〇五五号）及び同（請願者　兵庫県城崎郡奈佐村奈佐中学校長松井秀雄外二名）（佐々木盛雄君紹介）（第二四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡奈佐村は、豊岡市、日高町及び城崎町に隣接して、地理的、経済的に密接不離な関係を有するが、これら市町は地域給二級地に指定されているにもかかわらず、本村は無級地として取り残されていることは、はなはだ遺憾である。ついては奈佐村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
奈佐村はその地理的、経済的諸事情よりしていきおい生計費の高騰は免れ得ない実情である。これらの点にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県雲部村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡雲部村長岸本良太郎）（佐々木盛雄君紹介）（第一〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡雲部村は、地域給一級地の日置村に隣接し、商工

業、交通、諸物価及び生活状態等は同村となんら異なるところがない。ついては、奥部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

奥部村はその立地条件よりしていきおい生計費の高騰は免れざる実状であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県奥竹野村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡奥竹野村長坂本勘治郎外八名）（小島徹三君紹介）（第一〇五九号）及び同（請願者　兵庫県城崎郡学校組合立奥小中学校長熊田猛外八名）（佐々木盛雄君紹介）（第一七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡奥竹野村は、豊岡市に隣接し、日常生活必需物資を豊岡市等より仕入れるため、物価は高騰し、道路敷設工事等の関係者の入村は一層物価高に拍車をかけ、公務員の生活を圧迫している。ついては、奥竹野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

奥竹野村は、その地理的、経済的諸事情よりして、生活必需物資は他より依存しているため、いきおい生計費の増高は免れざる実情である。これらの点にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府正雀郵便局職員の地域給引上げの請願（請願者　大阪府三島郡味舌町長深田丈夫外一名）（原田憲君紹介）（第一〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府吹田局区内正雀郵便局は、吹田、高槻、茨木各市の中間に位し、吹田市内局と事務量の差なく、また吹田局区内の局が地域給五級地の支給を受け、本局が三級地であることは不合理であり、且つ、本地区の生活条件はきはめて悪い。ついては、正雀郵便局職員の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪府吹田局区内正雀郵便局職員は他地区と何ら事務量の差がないにもかかわらず、生活条件にもめぐまれていない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県桃園村外四箇村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県一志郡桃園村長小田一男外二十八名）（田中久雄君紹介）（第一〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県一志郡桃園村、高岡村、川合村、戸木村及び七栗村の各村は、松坂市、津市（三級地）に近接し、久居町（二級地）の周辺村であつて、日常生活物資のほとんどを遠く名古屋、大阪、京都等から仕入れるため、運賃、手数料が加算されて、各村内の販売価格はこれら都市より高くなつている。ついては、桃園村外四箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県一志郡桃園村、高岡村、川合村、戸木村及び七栗村はその地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県大里村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県河芸郡大里村長中川林助外二百四十八名）（田中久雄君紹介）（第一〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県河芸郡大里村は、交通至便な中京と京阪の中間に位し、近隣三大都市の高物価の影響を直接受ける関係と接続の津市及び一身田町と同一の経済圏内にあるため、本村の物価指数はこれら市町と同一であるが、未だ地域給の無級地であるのは、はなはだ遺憾である。ついては、大里村の実情を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県河芸郡大里村はその経済事情のため物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県御前崎村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県榛原郡御前崎村長小野田喜平外九名）（戸塚九一郎君紹介）（第一〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡御前崎村は、交通不便で、文化程度高く、生産物資は少なく、人口多く、諸物資の需要者が多数である等のため、諸物価は高く、給与水準の低い公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、御前崎村の地域給を静岡市に準ずる級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡御前崎村はその地理的条件ならびに経済事情等により物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県古井町の地域給引上げ等の請願（請願者　岐阜県加茂郡古井町長渡辺誠也）（加藤繁造君紹介）（第一〇六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡古井町は、現在大字上古井と大字下古井に分れ、下古井は太田町とともに地域給一級地に指定されているが、上古井は無級地のままである。しかるに実際の生活事情はほとんど変りがなく、これを区分することは不合理であり、また最近の物価事情は太田町、古井町の両町とも二級地に引き上げを必要とする状況である。ついては、古井町全体として三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡古井町はその経済事情は太田町と異るところなきにかかわらず級地に差違あるは不合理である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県明治村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県香美郡明治村長安岡重寿）（長野長廣君紹介）（第一〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡明治村は、地域給一級地の山田町の一部として活動しているため、生活程度も同町と同等で、公務員の生活は次第に窮地に追い込まれている現状である。ついては明治村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県香美郡明治村は山田町と接しその生活水準もまた山田町と大差ない、よつてその要求は概ね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県大楠頼村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県香美郡大楠頼村長依光芳郎）（長野長廣君紹介）（第一〇六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県香美郡大栃植村は、隣接の山田町と地理的、経済的、あるいは交通上まったく同一条件下にある。ついては、大栃植村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県香美郡大栃植村はその経済地理的事情、山田町と大差がない、よつてその要求は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県久礼田村及び国府村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県長岡郡十市村長沢村正路外四名）（長野長廣君紹介）（第一〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県長岡郡久礼田村及び国府村は、高知市に隣接し、あらゆる物資を東京、大阪及び隣接県からの移入に依存しているため、物価は高く、すでに地域給支給地となつている隣接長岡村、山田町とは同一の経済条件下にある。ついては、久礼田村及び国府村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県長岡郡久礼田村及び国府村は高知市隣接の村にして高知市の経済的影響顕著である。よつてその要求亦妥当するものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県十市村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県長岡郡十市村長沢村正路外四名）（長野長廣君紹介）（第一〇七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県長岡郡十市村は、高知市に接続し、生活必需物資を同市より移入するため、高物価となり、在勤公務員の生活は困窮し、高知へ転勤を希望するものが多く、本村の教育、文化に支障を来たしている実情である。ついては十市村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県長岡郡十市村は高知市の南に隣接し、高知市に食糧野菜等を供給する場所であり、高知市の生活水準の影響を蒙ること顕著である。従つてその要求もまた概ね妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県後免町外五箇村の地域給引上げの請願（請願者　高知県長岡郡土佐長岡地方事務所長藤平栄外三十三名）（長野長廣君紹介）（第一〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県長岡郡後免町及び野田、長岡、大篠、大津、日章の各村は、高知市に接続して密接不可分の関係を有し、すべての物資を同市に依存しているため、諸物価は高知市となんら異ならず、生活条件等も同一である。ついては、後免町外五箇村の地域給を高知市同様の三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県長岡郡後免町、野田、長岡、大篠、大津、日章の各村は高知市の郊外であつて最も密接な関係があり、とくに昨年二級地に指定された地域である。従つてその要求は概ね妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県新居村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡新居村長門田武治）（長野長廣君紹介）（第一〇七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡新居村は、県の中央部に位し、その大部分は宇佐町に続いて帯状に市街地を形づくり、かつては新宇佐町であつたものが分村したので、すべての条件が宇佐町と同じであり、セメントれんが、かわら製造工業、テックス工場、製縄工場などもあつて、文化程度も高く、また消費地として物価は高岡を上まわり、公務員の生活は予想以上に困難をきわめている。ついては、新居村を一挙に三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県高岡郡新居村の経済的地理的事情並びに生活水準を考慮してその級地引上げは妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県川内村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡川内村長片岡万蔵）（長野長廣君紹介）（第一〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡川内村は、高岡町（一級地）、高知市（三級地）、伊野町（二級地）に近接し、主食の配給を除くすべて生活必需品をこれら各市町より移入するため、物価は交通費等の加算でこれら隣接町村よりも高価であるにかかわらず、地域給無級地で、公務員の生活は困窮している。ついては、川内村を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県高岡郡川内村の経済地理的条件を考慮すればその要求は概ね妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県田布施町の地域給引上げの請願（請願者　山口県熊毛郡田布施町長西本儀人外一名）（佐藤榮作君紹介）（第一〇七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県熊毛郡田布施町は、光市、柳井町の中間に位し、これら市町と経済的に密接な関係を有する純消費地であつて、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はまことに困窮している。ついては、田布施町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
田布施町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県平生町の地域給引上げの請願（請願者　山口県熊毛郡平生町長長藤蔵外十名）（佐藤榮作君紹介）（第一〇七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県熊毛郡平生町は、本郡の文化経済の中心地として、玖珂郡の中心柳井町及び光市とともに従来地域給一級地の指定を受けていたが、今回柳井町、光市は二級地に引き上げられ、同様の経済事情にある本町のみが据え置かれたことは、はなはだ公正を欠くものである。ついては、平生町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
平生町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県佐賀村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県熊毛郡佐賀村全官公労協議会長前迫秀男外一名）（佐藤榮作君紹介）（第一〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県熊毛郡佐賀村は、地域給一級地の伊保庄村、平生町に隣接し、しかも生活必需物資のすべてをこれら隣接町村より仕入れるため、高物価となり、公務員の生活は困窮している。ついては、佐賀村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
佐賀村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県大島町の地域給引上げの請願（請願者　山口県大島郡大島町長安元作十外一名）（佐藤栄作君紹介）（第一〇七八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山口県大島郡大島町は、島の玄関に位し、諸物資を広島市、岩国市及び柳井町から仕入れるため、鉄道運賃より数倍高い海上運賃が加算され、諸物価は非常な高騰を来している。ついては、現在の地域給一級地をもつても公務員の生活は著しく困難であるから、二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
大島町の物価水準ならび消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県久賀町の地域給引上げの請願（請願者　山口県大島郡久賀町長升井五郎左衛門外十三名）（佐藤栄作君紹介）（第一〇七九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山口県大島郡久賀町は、地域的及び文化的特殊事情によつて生計費がいちじるしく高く、物価指数はかえつて大都市を上まわる実情にあり、本町在勤公務員の家計はまことに窮乏している。ついては、久賀町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
久賀町の経済的諸事情等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県日良居村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県大島郡日良居村長浜本亀市外七名）（佐藤栄作君紹介）（第一〇八〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山口県大島郡日良居村は、島であり、しかも主食をはじめ、その他の生活必需物資のほとんどを、中国、四国本土から移入するため、運賃、中間商人の利潤等が加算され、物価指数は大都市を上まわる現状である。ついては、日良居村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
日良居村の立地条件ならびに経済的諸条件等より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県大島郡沖浦村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県大島郡沖浦村長谷坂俊郎外一名）（佐藤栄作君紹介）（第一〇八一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山口県大島郡沖浦村は、地域給一級地の大島、安下庄両町と交通、文化、経済的に密接不離の関係を有しているが、本村のみ未だ無級地として取り残されているため、人事交流等あらゆる面に支障を来している。ついては、沖浦村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
沖浦村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県西志布志村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県囎唹郡西志布志村長前田千秋外三十二名）（山中貞則君紹介）（第一〇八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿児島県囎唹郡西志布志村は、志布志町と大崎町に隣接し、両町と文化、経済が同一圏内にあるが、主食を除く日常生活物資を鹿児島市及び都城市より移入している関係上、物価は常に鹿児島市より一割以上の高値なり、公務員の生活は苦境にある。ついては西志布志村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
西志布志村の立地条件ならび経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道篠路村の地域給引上げの請願（請願者　北海道札幌郡篠路村長大沼三四郎外五名）（町村金五君紹介）（第一一一四号）及び同（請願者　北海道札幌郡篠路村教職員代表阿波武外三名）（森三樹二君紹介）（第三七五五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道札幌郡篠路村は、札幌市から約九キロの地点にあつて、地元の商店が少なく、諸物資を札幌市より購入しているため、村内の諸物価は同市をはるかに上まわつている。ついては、篠路村の地域給を札幌市及び琴似町同様の四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道札幌郡篠路村は、その地理的条件ならびに経済事情により諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道塩谷村の地域給引上げの請願（請願者　北海道忍路郡塩谷村長金沢啓次外十二名）（町村金五君紹介）（第一一一六号）及び同（請願者　北海道忍路郡塩谷村議会議長夏野清宗外十一名）（森三樹二君紹介）（第三七三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道忍路郡塩谷村は、小樽市の郊外にあつて交通の便よく、観光を兼ねざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

光地として有名であるが、その反面米麦などの主要食糧の生産なく、高価な食糧費に悩み、その他衣料品、日常品いっさいを小樽市より供給を受けているため、消費地として必然的に同市以上の高物価を免れない実情である。ついては、塩谷村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道忍路郡塩谷村は、その特殊事情ならびに経済事情により小樽市以上の物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道余市郡余市町の地域給引上げの請願（請願者　北海道余市郡余市町長坂本角太郎外二十六名）（町村金五君紹介）（第一一一七号）、同（請願者　北海道余市郡余市町長坂本角太郎外二十七名）（横路節雄君紹介）（第二六〇八号）、同（請願者　北海道余市郡余市町北海道立水産試験場長大島幸吉外二十六名）（椎熊三郎君紹介）（第二八一一号）及び同（請願者　北海道立水産試験場長大島幸吉外二十五名）（森三樹二君紹介）（第三六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道余市郡余市町は、現在地域給二級地に指定されているが、隣接小樽市の経済圏内にあって、生活の実態は同市とまったく同様な状態で、自由物価は逆に小樽市よりも上まわっている。ついては、余市町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道余市郡余市町は、その経済事情によって相当の物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道狩太町の地域給引上げの請願（請願者　北海道虻田郡狩太町地区全官公協議会長木村慶太郎外三名）（町村金五君紹介）（第一一一八号）及び同（請願者　北海道虻田郡狩太町議会議長片山兵治郎外三名）（森三樹二君紹介）（第三七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡狩太町は、徒志の蝦倉地帯に位し、その産物のほとんどを京阪神方面に出荷する外、道内では札幌市や小樽市と緊密な取引関係があるため、当然廉価と思われるものも一流都市なみにつり上げられ、また本町一帯は冬期降雪量が多く、生活費も高く、公務員は困窮生活を重ねている。ついては、狩太町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道虻田郡狩太町は、その経済事情により物価高をきたし公務員は困窮生活をしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道浜益郡浜益村の地域給引上げの請願（請願者　北海道浜益郡浜益村長星野菊太郎外三十二名）（町村金五君紹介）（第一一一九号）及び同（請願者　北海道浜益郡浜益村議会議長内山末造外三十一名）（森三樹二君紹介）（第三七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道浜益郡浜益村は、村内物資の九十パーセントを滝川町及び札幌市から仕入れるため、村内の物価はこれら諸都市を上まわり、村内公務員はその生活維持に非常な苦労を重ねている。ついては、浜益村の地域給を三級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道浜益郡浜益村は、その経済事情によって物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道広島村の地域給引上げの請願（請願者　北海道札幌郡広島村全官公協議会長近藤政男外二十名）（町村金五君紹介）（第一一二〇号）及び同（請願者　北海道札幌郡広島村長中下武雄外二十名）（森三樹二君紹介）（第三七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡広島村は、地理的、経済的に札幌市と同一圏内にあって、千歳町、恵庭町その他の近郊地域の発展とともに、文化、経済的にも高度の地位にあり、札幌市及び近郊都市となんら異なるところがない。ついては、広島村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道札幌郡広島村は、その経済事情ならびに地理的条件によりかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道恵庭町の地域給引上げの請願（請願者　北海道千歳郡恵庭町地域給対策協議会長小池健兒外二十七名）（町村金五君紹介）（第一一二一号）、同（請願者　北海道千歳郡恵庭町議会議長北岡善信外二十六名）（森三樹二君紹介）（第三七三六号）及び同（請願者　北海道千歳郡恵庭町立恵庭小学校長牧野節哉外二十七名）（横路節雄君紹介）（第四一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道千歳郡恵庭町は、地域給三級地の千歳町と隣接し、米駐留軍の大演習地を有し、且つ、保安隊の恵庭南部隊、北部隊及び島松における保安隊の補給廠等の増強を見て、これに伴う経済、文化、保健施設等の進展は日々に著しく、町の様相は一変している。ついては、恵庭町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道千歳郡恵庭町は、その特殊事情ならびに経済事情によって隣接千歳町と同じ条件にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道大江村の地域給引上げの請願（請願者　北海道余市郡大江村長鳥海万作外三名）（町村金五君紹介）（第一一二二号）、同（請願者　北海道余市郡大江村議会議長宇山秀太郎外二名）（横路節雄君紹介）（第二一五〇号）及び同（請願者　北海道余市郡大江村議会議長宇山秀太郎外三名）（森三樹二君紹介）（第三七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道余市郡大江村は、余市町を経て小樽市に隣接し、生産物の九割を小樽市に出荷し、消費物資の九割五分を同市から移入する等経済的に密接不可分の関係を有し、文化娯楽等にあっても小樽市に依存している実情である。ついては、大江村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道余市郡大江村は、その経済事情により著しく物価高となり全く小樽市と同一条件にあるという実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道琴似町の地域給引上げの請願（請願者　北海道札幌郡琴似町全官公庁労働組合協議会議長渋谷新時）（町村金五君紹介）（第一一二三号）及び同（請

願者　北海道札幌郡琴似町長曾我初親外一名）（横路節雄君紹介）（第三二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡琴似町は、札幌市の西北に位し、交通至便で、人口の増加著しく、札幌市に連続する住宅地帯として、また工場地帯として、きわめて緊密な関係を有し、本町民の生活実態は札幌市とまったく同一である。ついては、琴似町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道札幌郡琴似町は、その特殊事情より全く札幌市と同一条件にあるという実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道美国町の地域給引上げの請願（請願者　北海道美国郡美国町全官公労連絡協議会長原川太司馬外九名）（町村金五君紹介）（第一一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道美国郡美国町は、日常必需品のほとんどを小樽市に依存するが、交通機関に恵まれないため、物価は小樽市、余市町より二割高を示し、また寒冷地として半年以上も悪天候が続き、被服燃料の支出がぼう大となつて、公務員の生活は苦しい実情にある。ついては、美国町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道美国郡美国町は、その交通事情ならびに経済事情によつて支出の増大をきたし公務員生活は苦しい実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道古平町の地域給引上げの請願（請願者　北海道古平郡古平町長伊藤由松外三名）（町村金五君紹介）（第一一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道古平郡古平町は、漁業の不振と経済の変化によつて、漁獲物の相場は重大なる影響をうけ、しかも生活必需物資のほとんど小樽市に依存しているため、本村の物価は運賃その他が加算され、同市の市場価格をはるかに上まわつている。ついては、古平町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道古平郡古平町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県金沢町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県仙北郡金沢町役場木村利一男外十八名）（川俣清音君紹介）（第一一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県仙北郡金沢町は、南は横手市、北は商都として活潑な商況にある六郷町、大曲町の中間に位し、経済的諸条件は全く同じであるが、両町はすでに地域給の指定受けているにもかかわらず、本町はいまだに無級地である。ついて、金沢町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県仙北郡金沢町は、その経済事情において近接支給地と何ら異るところなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県豊里町の地域給指定の請願（請願者　宮城県登米郡豊里町長佐藤省三外一名）（日野吉夫君紹介）（第一一二八号）、同（請願者　宮城県登米郡豊里町議会議長伊藤助右衛門）（佐々木更三君紹介）（第一二四〇号）及び同（請願者　宮城県登米郡豊里町議会議長伊藤助右衛門外一名）（小山倉之助君紹介）（第二二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県登米郡豊里町は、人口一万一千人で、郡下経済の一中心地であり、交通の要衝にあたつているので、生活水準や物価等は登米郡の地域給支給地である佐沼町、登米町をはるかに上まわつている実情である。ついては、豊里町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県登米郡豊里町は、その経済事情ならびに交通事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県赤井村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県桃生郡赤井村長菊地千代治外十二名）（佐々木更三君紹介）（第一一三二号）、同（請願者　宮城県桃生郡赤井村陸前赤井駅長小野寺文三郎外十二名）（長谷川峻君紹介）（第一一三三号）、同（請願者　宮城県桃生郡赤井村全官公赤井地区地域給対策協議会代表畑山末雄外十二名）（日野吉夫君紹介）（第一一三五一号）、同（請願者　宮城県桃生郡赤井村石巻地区警察赤井村駐在所斎藤栄輔外十名）（小山倉之助君紹介）（第二二四〇号）、同（請願者　宮城県桃生郡赤井村赤井小学校長鈴木匡）（本間俊一君紹介）（第三二五二号）、同（請願者　宮城県桃生郡赤井村赤井中学校長米善太郎外十四名）（内海安吉君紹介）（第三二五三号）及び同（請願者　宮城県桃生郡赤井村中学校長米善太郎外十二名）（只野直三郎君紹介）（第五二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡赤井村は、石巻市と米軍駐留地矢本との中間にあり、その物価は地域給二級地の石巻市と比べ、常に一ないし二割の高値であつて、生活必需品の買物等は交通費をかけても石巻市で求めた方がよい位である。ついては、赤井村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県桃生郡赤井村の特殊事情ならびに経済事情によりて物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県細田町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡細田町長隅本二郎外一名）（伊東岩男君紹介）（第一一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡細田町は、現在地域給二級地に申請中の日南市と、一級地として指定されている南郷町との中間に位し、経済的、地理的条件において両市町となんら異ならない。ついては、細田町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

細田町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨又び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外 昭和二十八年八月十日

○第十六回国会衆議院会議録第三十九号附録（その二）（四）

宮崎県大東村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡大東村長谷口盛行外一名）（伊東岩男君紹介）（第一一三五号）、同（請願者　宮崎県南那珂郡大東村議会議長森義一外一名）（持永義夫君外一名紹介）（第一七四九号）、同（請願者　宮崎県南那珂郡大東村議会議長森義一外一名）（片島港君紹介）（第三三〇九号）及び同（請願者　宮崎県南那珂郡大東村長谷口盛行）（伊東岩男君紹介）（第三三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡大東村は、県の南端に位し、地域給一級地の鹿児島県志布志町及び福島町と境し、二級地の都城市及び日南市の中間にあつて、林業の中心地である。が、最近木材等の騰貴により労務者の需要は急激に増加し、そのため物価は騰貴し、公務員の生活はきわめて悲惨な状態となつている。ついては、大東村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大東村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県鎌ケ谷村の地域給引上げの請願（請願者　千葉県東葛飾郡鎌ケ谷村長浅海喜一外五名）（吉川兼光君紹介）（第一一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡鎌ケ谷村は、地域給四級地の松戸、市川、船橋の三市に隣接包囲されていながら、従来地域給においては、いはゆる陥没地帯として無視されて来たが、本村はその地理的位置及び交通の利便から、東京方面への通勤、通学者がきわめて多く、全世帯の四〇パーセントを占めており、村民の日常生活も市街地のものと同一の生活様式をとるものが多い有様で、公務員の生活は困窮をきわめており、他町村への転出を希望するもの続出の状況である。ついては、鎌ケ谷村を三級地に引き上げられたというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡鎌ケ谷村は、その地理的条件によつて物価の著しい高騰をきたし公務員の生活は困窮をきわめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県柏町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県東葛飾郡柏町柏二十九番地柏町官公庁協議会長杉山一之外十五名）（吉田兼光君紹介）（第一一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡柏町は、郡の中心をなし、東京都心に近接しているため、本町の物資はほとんど東京都に吸収され、従つて物価は東京都なみの価格で、物によつてはそれ以上の価格を示し、本村在勤公務員の生活費は上昇し困窮をきわめている。ついては、柏町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡柏町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価著しき高騰をきたし、公務員の生活は困窮をきわめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県佐野市の地域給引上げの請願（請願者　栃木県佐野市長伊藤弘憲外四十一名）（武知勇記君紹介）（第一一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県佐野市は、県下足利市に次ぐ両毛機業地帯の主軸都市であり、産業経済面はいちじるしく活況を呈して物資の消費量はなはだ多く、ために生活費も上昇しており、公務員の生活水準は低下し困窮の状況にある。ついては、佐野市の地域給を足利市と同率の三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県佐野市は、その産業事情により生計費は増高し、公務員の生活は甚しく困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県藤田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡藤田村長松本正嘉外六名）（荒船清十郎君紹介）（第一一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡藤田村は、すでに地域給一級地に指定された本庄町及び岡部村に隣接し、両町村と物価、生活水準等なんら異なるところなく、その他あらゆる点においても緊密な関係を有しているにかかわらず、本村が無級地であることは不合理である。ついては、藤田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡藤田村は、その地理的条件によつて生活水準は隣接の支給地とかわるところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県出羽村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県南埼玉郡出羽町長堀井真之助外一名）（青木正君紹介）（第一一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡出羽村は、越ケ谷町に接続し、草加町に近接しているが、東京都には東武電車の十分余りの距離で、都市の影響強いため文化的水準が高く、従つて生活程度も都会と同様になつているので、本村の公務員は常に赤字生活に苦しんでいる。ついては、出羽村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡出羽村は、その交通事情ならびに経済事情より公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大桑村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡大桑村長門井不二雄外百四十二名）（青木正君紹介）（第一一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡大桑村は、主食を除く生活必需品を加須町、鷲宮

町等に求めているので物価は都市を上まわる高さで、公務員は衣食費に追われ、娯楽その他の文化生活を味うなどの余地なく、医療費にさえ事欠く実情である。ついては、大桑村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡大桑村は、その経済事情により物価高をきたし公務員の生活は相当に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県志多見村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡志多見村長町田立家外五百四十二名）（青木正君紹介）（第一一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡志多見村は、本郡陸路交通の要衝にして、加須町、行田市、騎西町及び羽生町のいずれにも近くに控え、相互の往来ひん繁なるため経済的影響を強く受け、地域給支給条件においてはなんら差異を認められない。ついては、志多見村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡志多見村は、その交通事情ならびに経済事情により支給地と同一条件にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県美足村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡美足村加藤藤吉外二百九十一名）（青木正君紹介）（第一一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡美足村は、騎西町（一級地）及び富蒲町（一級地）に隣接し、経済的条件はもちろんその他の点においても、両町とまつたく差異が認められないにもかかわらず、いまだに無級地であることはなはだ不均衡である。ついては、美足村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡美足村は、その経済事情により支給地と同一条件にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県共和村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡共和村長熊井忠外二百九十三名）（青木正君紹介）（第一一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡共和村は、周囲の都市との交通きわめて不便で、文化施設に乏しく、日常必需品は地域給一、二級地に比較し、むしろ高価であるにもかかわらず、無級地のため他地域より本村官公署への転入希望者なく、かかる現状においては村の発展上寒心にたえないものがある。ついては、共和村に地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡共和村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の人事について困難である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県田ケ谷村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡田ケ谷村長渡辺博一外四百七十五名）（青木正君紹介）（第一一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡田ケ谷村は、隣接騎西町（一級地）と不離一体の関係にあり、郡下の産業上重要な位置にあるが、消費物価は加須町その他の地域給地を上まわる高値で、公務員は辛うじて最低生活を維持している現状である。ついては、田ケ谷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡田ケ谷村は、その産業事情により物価高をきたし公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県鴻茎村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡鴻茎村長小野田昇一外四百九十三名）（青木正君紹介）（第一一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡鴻茎村は、騎西、富蒲両町とは隣接町村として一体の関係にあり、両町はもちろん加須町及び不動岡町の地域給一級地と、なんら異らない経済環境にあつて、無級地の本村公務員はようやく最低生活を維持している現状である。ついては、鴻茎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡鴻茎村は、その経済事情は支給地たる周辺町村と異るところなく公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県水深村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡水深村長神田一郎外二百八十七名）（青木正君紹介）（第一一五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡水深村は、地域給一級地の加須、騎西、鷲宮、富蒲の四町に囲まれ、これらとの交渉がひん繁にして、なんらの生活条件の差異もなく、かえつて物価は東京都より平均三割、前記各町より五分ないし一割高となつているため、本村に奉職する公務員は例外なく苦しい生活をしている。ついては、水深村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡水深村は、その交通事情ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府養老村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡養老村長島崎真外一名）（柳田秀一君紹介）（第一一五九号）、同（請願者　京都府与謝郡養老村議会議長小川義雄外一名）（柳田秀一君紹介）（第四八四九号）、同（請願者　京都府与謝郡養老村議会議長小川義雄）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五六号）及び同（請願者　京都府与謝郡養老村岩ヶ鼻郵便局長岡本繁一外一名）（田中好君紹介）（第五七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡養老村は、漁村で、主食の絶対量が不足しているのに加えて、海上労働のために代用食でまかなうことができず、主食の買あさりが盛んな結果、主食は常に他地域に比べ二割程度の高値を示しており、その他の物資も地域給二級地の宮津町を介入して移入されるので、一般物価は宮津町より二、三割高である。ついては、養老村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

養老村は、地理的、経済的諸事情等よりして、いきおい生計費の増高は免れざる実状であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府海部村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府熊野郡海部村議会議長岡田徳一）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇二号）及び同（請願者　京都府熊野郡海部村海部小学校長木村芳一外一名）（田中好君紹介）（第五六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府熊野郡海部村は、地勢、交通、経済、生活環境等において、すでに地域給の支給を受けている町村となんら差異がない状態である。ついては、海部村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
海部村は、その立地条件よりして、いきおい物価高は免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県朝和村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県山辺郡朝和村長　中川渉外三名）（仲川房次郎君紹介）（第一一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奈良県山辺郡朝和村は、大阪市と交通至便で、天理教の根源地たる丹波市町に隣接し、諸物価は著しく高騰し、全国まれにみる高物価村である。ついては、朝和村の地域給を一級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
朝和村は、その立地条件よりして、いきおい高物価は免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県田原本町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県磯城郡田原本町役場職員代表　辰巳脩二郎外十名）（仲川房次郎君紹介）（第一一六二号）及び同（請願者　奈良県磯城郡田原本郵便局職員代表森田鉄男外九名）（八木一男君紹介）（第一五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奈良県磯城郡田原本町は、本県平たん部の中央に位し、交通、産業の中心地で、商都として古来より知られ、京阪神との経済的交流はげしく、生活必需物資は京阪神より二割以上の高価となっている。従って本町在勤公務員は最低生活にも事欠く状態にある。ついては、田原本町の地域給を二級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
田原本町は、その地理的、経済的諸事情よりして、いきおい高物価は免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県周参見町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県西牟婁郡周参見町長塩中定一外五名）（田渕光一君紹介）（第一一六三号）及び同（請願者　和歌山県西牟婁郡周参見地区警察署長西本秀夫外五名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県西牟婁郡周参見町は、田辺市と串本町の中間に位し、古来名勝、旧せきに富み、来遊客がひん繁であるが、経済事情は前記市町と同様で、とくに主食の配給状況悪く、やみ米価は県下でも最高で、公務員の生活は常に窮乏をきわめている。ついては、周参見町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
周参見町は、その立地条件よりして、勢い高物価は免れない実状であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県南部町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県日高郡南部町長田中大一郎外二名）（田渕光一君紹介）（第一一六四号）、同（請願者　和歌山県日高郡南部町議会議長森忠一郎外三名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六二号）及び同（請願者　和歌山県日高郡南部町官公署協議会長石井房一）（辻原弘市君紹介）（第三五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県日高郡南部町は、田辺市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、高物価であり、生活水準も同市となんら異ならないにもかかわらず、本町が地域給一級地であることは不合理である。ついては、南部町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
南部町は、その地理的、経済的諸事情等よりして、いきおい物価高は免れない実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県太地町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県東牟婁郡太地町長和田三雄外入名）（田渕光一君紹介）（第一一六五号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡太地町太地小学校長宮川守三外八名）（世耕弘一君紹介）（第三〇七七号）及び同（請願者　和歌山県東牟婁郡太地中学校長東王次外六名）（辻原弘市君紹介）（第三五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県東牟婁郡太地町は、紀伊半島の最南端に位し、唯一の漁港で、農耕地はきわめて狭少で、生活必需物資のほとんどを附近の町村に求めるため、諸物価は高騰し、公務員の生活は苦しく、特に住宅難のため、生活出費はかさむ実情である。ついては、太地町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
太地町はその地理的、経済的諸事情よりして、いきおい生計費の高とうは免れない実状であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県白浜町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県西牟婁郡白浜町長南和七外十九名）（田渕光一君紹介）（第一一六六号）、同（請願者　和歌山県西牟婁郡白浜町第一小学校長大谷七郎外十七名）（辻原弘市君紹介）（第二〇三七号）及び同（請願者　和歌山県西牟婁郡白浜町官公署連合会長岩城一治外十九名）（辻原弘市君紹介）（第三〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県西牟婁郡白浜町は、温泉、観光の特異的な町で、年間四十万の観光客が京阪神地方より来遊するため、生活必需物資に及ぼす影響が大で、在勤公務員の生活は圧迫され苦境にある実情である。ついては、白浜町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
白浜町は、観光地としての経済的特殊事情よりして、いきおい高物価は免れざる実情である。これらの点にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県名田村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡名田町長小野能弘外一名）（田渕光一君紹介）（第一

一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡名田村は、耕地少なく、主食をはじめ、生活必需品を遠隔地より移入するため、物価は高騰し、公務員の生活は苦境にある。ついては、名田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

名田村は、その立地条件よりして、生計費の増高は免れない実情であり、これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県湯浅町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県有田郡湯浅町長金野魁一郎外十九名）（田渕光一君紹介）（第一一六八号）、同（請願者　和歌山県有田郡湯浅郵便局長石田弥吉外二十名）（辻原弘市君紹介）（第三〇四七号）及び同（請願者　和歌山県有田郡湯浅町全逓湯浅郵便局支部長金野正和外十八名）（世耕弘一君紹介）（第三〇四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県有田郡湯浅町は、和歌山市及び大阪市に近接し、商工業盛んで、交通、経済の中心地であるため、文化、生活水準高く、諸物価は都市と異なるところなく、公務員の生活は困窮している実情である。ついては、湯浅町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

湯浅町は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高は免れない実情であり、在住公務員の生活は困窮している現状である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県志賀村外七箇村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡志賀村長井上長次郎外七名）（田渕光一君紹介）（第一一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡の御坊町の周辺並びに紀勢西線沿線にある志賀村、内原村、藤田村、矢田村、野口村、丹生村、稲原村及び切目村は、県下でも最も物価指数の高い地域であつて、近時工業の発達に伴い、交通はひん繁となり、ために物価はますます騰貴し、当地方に勤務する給料生活者は生活に追われている。ついては、志賀村外七箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日高郡志賀村外七箇村は、その地理的、経済的特殊事情等よりして、いきおい生計費の増高は免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県藤尾村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県芦品郡藤尾村長柏原鶴寿外七名）（高津正道君紹介）（第一一七〇号）同（請願者　広島県芦品郡藤尾村長前金登芽一外六名）（船越弘君紹介）（第一三〇一号）、同（請願者　広島県芦品郡藤尾村教育長梶原正外七名）（岡本忠雄君紹介）（第一七三二号）及び同（請願者　広島県芦品郡藤尾村教育長梶原正外七名）（高橋禎一君紹介）（第二〇〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県芦品郡藤尾村は、鉱物資源豊富で、しかも観光地である関係上、村民の生活水準はすこぶる高く、諸物価は地域給支給町村と比べ、はるかに上まわつている現状であるにもかかわらず、本村が無給地であることは不合理である。ついては、藤尾村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県芦品郡藤尾村は、その産業事情ならびに特殊事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道厚田村の地域給引上げの請願（請願者　北海道厚田郡厚田村長吉田喜久次郎外二名）（町村金五君紹介）（第一二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道厚田郡厚田村は、交通に恵まれない地域で陸の孤島と呼ばれ、特に冬期は積雪多く馬そりに頼るのみの状況であるから、物価は移入先の札幌市又は小樽市をはるかに上まわつている。しかも越冬物資の貯蔵、石狩管内最高の税負担等の生活の悪条件による公務員の困窮はいちじるしくなつている。ついては、厚田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道厚田郡厚田村は、その交通事情ならびに経済事情等により物価の著しき増高をきたし、公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道豊平町の地域給引上げの請願（請願者　北海道札幌郡豊平町高谷己次外一名）（横路節雄君紹介）（第一二二二号）及び同（請願者　北海道札幌郡豊平町地域給対策委員会委員長山根正太郎）（森三樹二君紹介）（第三七一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡豊平町は、耕地が少ないため蔬菜物も自給できない実情で、日用品及び衣料品等はすべて札幌市内より求める者が多く、価格も一、二割高となつて、在町公務員の生活を極度に圧迫している。ついては、豊平町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道札幌郡豊平町は、その経済事情により物価高をきたし、公務員の生活を極度に圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道喜茂別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道虻田郡喜茂別町長菊地久治外十五名）（横路節雄君紹介）（第一二二三号）、同（請願者　北海道虻田郡喜茂別町議会議長斎藤末蔵外十三名）（横路節雄君紹介）（第二六〇九号）及び同（請願者　北海道虻田郡喜茂別町議会議長斎藤末蔵外十五名）（森三樹二君紹介）（第三七一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡喜茂別町は、周囲を山におおわれた地勢的に恵まれない辺境のため、主食はもちろん生活必需物資はすべて札幌市、小樽市等に依存する関係上、これら都市を上まわる高物価で、本町在勤公務員は著しく困窮している。ついては、喜茂別町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道虻田郡喜茂別町は、その自然条件ならびに経済事情により著しく物価高をきたし公務員の生活は圧迫されている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道泊村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道古宇郡泊村長石山勘七外十四名）（横路節雄君紹介）（第一二二四号）及び同（請願者　北海道古宇

郡泊村議会議長上野専太郎外十三名）（森三樹二君紹介）（第三七八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道古宇郡泊村は、南部北海道日本海岸の主要漁港岩内町の北に接する海岸村落であるが、物価は距離的に運賃がかさみ、しかも芳沼炭鉱があるため、その影響を受け、すでに地域給二級地の指定を受けた倶知安町、岩内町よりも物価高である。ついては、泊村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道古宇郡泊村は、その特殊事情ならびに経済事情により著しく物価高となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道磯谷村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道磯谷郡磯谷村長　吉田丑蔵外三名）（横路節雄君紹介）（第一二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道磯谷郡磯谷村は、寿都線湯別駅まで十七キロ、函館本線蘭越駅まで二十二キロも離れた交通不便な地で、ことに冬期間はわずか馬そりの通行あるのみにして、日用雑貨類は都市を三割ないし四割上まわる高物価であり、かかる経済的、地理的悪条件下に本村の公務員は困苦と戦つている。ついては、磯谷村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道磯谷郡磯谷村は、その地理的悪条件により物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道当別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道石狩郡当別町地域給対策協議会長井村為次外二名）（横路節雄君紹介）（第一二二六号）及び同（請願者　北海道石狩郡当別町議会議長鍛冶銀二外一名）（森三樹二君紹介）（第三七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道石狩郡当別町は、札幌、小樽の経済圏の一部を形成し、町民の生活程度並びに日用諸物資の価格は両市と大差ないにもかかわらず、地域給は一級地に過ぎず、公務員の生活は常に困窮をきわめている。ついては、当別町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道石狩郡当別町は、その経済事情により物価は相当に高く、公務員の生活は著しく苦しくなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県小浜町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県安達郡小浜町長鈴木和一）（栗山博君紹介）（第一二二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県安達郡小浜町は、主食はもちろん副食物、日用品に至るまで他よりの移入に頼る外なく、しかも鉄道沿線より遠隔地のため、その価格も県下諸都市に比べ、一割以上の高価となつて、俸給生活者の不安を増大せしめている。ついては、小浜町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県安達郡小浜町は、その経済事情によつて物価は増高をきたし、俸給生活者の不安を増大せしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県久慈町の地域給引上げ等の請願（請願者　岩手県九戸郡久慈町教員組合委員長中屋鋪仁太郎）（柴田義男君紹介）（第一二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡久慈町は、耕地面積が少ない寒冷地のため、衣料、魚介類はもちろん主食、そ菜類に至るまで他地域に求めねばならず、しかも物資の集散地として地方商人の出入はなはだしく、勢い物価をつり上げ、また冬期は潮風害、冷害等生活条件悪く、内陸部山岳地帯に劣らない寒冷地である。ついては、久慈町の地域給を三級地に、寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県九戸郡久慈町は、その経済事情ならびに自然条件によつて物価の高騰著しき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県百石町の地域給指定に関する請願（請願者　青森県上北郡百石町三上与作外八名）（山崎岩男君紹介）（第一二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県上北郡百石町は、本郡大三沢町及び三戸郡市川村に駐留軍が進駐以来、とみに物価の騰貴はなはだしく、住民の生活費は増高の一途をたどり、公務員ははなはだ困窮している。ついては、百石町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森県上北郡百石町は、その特殊事情により物価高をきたし、公務員の生活は甚だ困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県大三沢町の地域給引上げの請願（請願者　青森市長鳴町一丁目青森県官公庁労働組合協議会長村木市太郎外二十四名）（山崎岩男君紹介）（第一二三一号）及び同（請願者　青森県上北郡大三沢町仙台調達局三沢出張所長大平功外二十三名）（淡谷悠蔵君紹介）（第四五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県上北郡大三沢町は、米駐留軍三沢航空基地の所在地にして、その環境の特異性は一般消費都市には見られないほど、あらゆる消費物価の高騰を招来し、これがため公務員の生活を脅かし、勤労意欲の低下等職務に及ぼす影響はきわめて大である。ついては、大三沢町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

青森県上北郡大三沢町は、その特殊事情により諸物価の異常と思われるほどの高騰をきたし公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県雄勝町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県桃生郡雄勝町長藤野徳蔵外五名）（内海安吉君紹介）（第一二三二号）、同（請願者　宮城県桃生郡雄勝町地区官公庁地域給対策協議会代表今泉誠外五名）（日野吉夫君紹介）（第一四五八号）、同（請願者　宮城県桃生郡雄勝町小田捷太郎外三名）（佐々木更三君紹介）（第一五八四号）、同（請願者　宮城県桃生郡雄勝町雄勝郵便局長小田健外二名）（小山倉之助君紹介）（第二二四一号）及び同（請願者　宮城県桃生郡雄勝村雄勝郵便局長小田健外五名）（内海安吉君紹介）（第四三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡雄勝町は、交通に恵まれない消費地で、日常生活必

鶴島は陸路石巻市に四時間、海路女川町に四時間の不便をおかして移入するため、著しく高物価で、県下の地域給支給地に比較し、住民の生計費はむしろ上まわっている実情である。ついては、雄勝町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県桃生郡雄勝町は、その地理的悪条件のため著しき物価高をきたし住民の生計費は増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県北郷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県伊具郡北郷村長渡辺俊助外四名）（竹谷源太郎君紹介）（第一二三三号）、同（請願者　宮城県伊具郡北郷村立北郷中学校長大槻広人外四名）（佐々木更三君紹介）（第一四五五号）及び同（請願者　宮城県伊具郡北郷村立北郷中学校長大槻広人外三名）（庄司一郎君紹介）（第二四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡北郷村は、鉄道沿線から遠隔の地であるため、すべての物資は自動車によって運搬されるので、輸送費がかさみ著しく高物価である。従って生計費は高騰し、公務員の生活は常に困窮している。ついては、北郷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県伊具郡北郷村は、地理的条件により高物価となり生計費を増高して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県桜村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県伊具郡桜村長一条巌外五名）（竹谷源太郎君紹介）（第一二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡桜村は、村内に店舗がなく、鉄道の沿線でないため、すべての物資が自動車によって輸送され、運賃がかさんで著しく割高となっている角田町にほとんどを求めている状況で、農村とはいえ生活費が著しく高くなっている。ついては、桜村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県伊具郡桜村は、その特殊事情により農村といえども生計費が著しく増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県愛島村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県名取郡愛島村小学校斎孝助外十七名）（佐々木更三君紹介）（第一二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県名取郡愛島村は、地域給一級地の岩沼町及び増田町と隣接し、経済的諸条件を同じくしているが、本村のみ無級地であることはまことに不均衡であるため、人事の交流においてもはなはだ障害となっている。ついては、愛島村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県名取郡愛島村は、近隣支給地と経済条件を同じくしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県川崎町の地域給指定に関する請願外一件（請願者　宮城県柴田郡川崎町長丹野丹治外十三名）（佐々木更三君紹介）（第一二三七号）、同（請願者　宮城県柴田郡川崎町今宿原前畑菅原武雄外十四名）（竹谷源太郎君紹介）（第一四五三号）及び同（請願者　宮城県柴田郡川崎町教育長吉田礼治外十二名）（庄司一郎君紹介）（第二四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県柴田郡川崎町は、東北本線大河原駅より西へ五里の山間へき地であるため、物価は仙台市をはるかに上まわり、住民はわざわざ仙台市、大河原町に物資を買いに行く状況であり、またその他文化施設に乏しく、子弟の教育にも困難な地域であるので、鉄道沿線に転勤を希望する公務員が続出している。ついては、川崎町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県柴田郡川崎町は、その特殊事情ならびに経済事情によって物価高をきたし公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県塩釜市の地域給引上げの請願（請願者　宮城県塩釜市長桜井辰治外四十二名）（佐々木更三君紹介）（第一二三八号）、同（請願者　宮城県塩釜市鹿倉五十四番地塩釜市教職員組合執行委員長熱海忠雄外二百二十五名）（竹谷源太郎君紹介）（第一二三九号）、同（請願者　宮城県塩釜市官公庁職員代表吉村順之外四十三名）（竹谷源太郎君紹介）（第一七一二号）、同（請願者　宮城県塩釜市税務署長永井幸一外四十名）（庄司一郎君紹介）（第二四八五号）、同（請願者　宮城県塩釜市塩釜郵便局長手塚岐外四十二名）（只野直三郎君紹介）（第二六一二号）及び同（請願者　宮城県塩釜市東北海区水産研究所長木村喜之助外四十二名）（森三樹二君紹介）（第五〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県塩釜市は、仙台市とともに東北地方における中枢地区で、且つ、港都と観光都市を兼ねる関係上、他地方人の出入は市自体の規模と人口に比べ余りにも過大であり、しかもこれらの人による一時的消費は市の発展を促している反面、異常な物価高を招来する結果となり、市内三千名の公務員はきわめて困難な生活に追い込まれている。ついては、塩釜市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

塩釜市はその特殊事情ならびに経済事情により異常な物価高をきたし、公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県取手町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県北相馬郡取手町全官公庁協議会代表塚本信外二百八十四名）（葉梨新五郎君紹介）（第一二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県北相馬郡取手町は、東京都の郊外都市として都心までわずか五十分の距離で、その生活環境は都内とまったく変らない実情にあり、また本町は利根川に面した景勝、保健の地として、県営住宅、引揚者集団住宅その他一般住宅も増加の一途をたどり、これらほとんどの者は東京都への通勤者であり、一般の生活程度も都内と同様である。ついては、取手町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県北相馬郡取手町は、その産業事情ならびに経済事情において東京都と異るところなく生活程度は著しく上昇している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県館林町の地域給引上げの請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外二十九名）（笹本一雄君紹介）（第一二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県邑楽郡館林町は、東京都の衛星都市として東武線で一時間余の近距離に位し、最近は懸案の近接数箇村を合併する都市計画も漸々実現の運びにある。従つて物資の供給は常にひつ迫を告げ、勢い諸物価をつり上げ、県下においても高位の騰貴率を示している。ついては、館林町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県邑楽郡館林町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県郷谷村の地域給指定に関する請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外三名）（笹本一雄君紹介）（第一二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県邑楽郡郷谷村は、本郡の中心地である館林町に近接し、東京都に近接しているため、日常の消費物価は県下最高位にあり、消費者の生活は極度に脅かされているので、公務員は生活に追われ、職務の完遂にも支障を来している窮状にある。ついては、郷谷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県邑楽郡郷谷村は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県六郷村の地域給引上げの請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外五名）（笹本一雄君紹介）（第一二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県邑楽郡六郷村は、東京都より東武線にて一時間余の近距離に位する東京の衛星都市であり、工業地として進展をきわめる館林町とまつたく同一の経済生活圏内にあつて、県下においても最高に近い物価の騰貴率を示している。ついては、六郷村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県邑楽郡六郷村は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたしている実情により本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県伊奈良村の地域給指定に関する請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外九名）（笹本一雄君紹介）（第一二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県邑楽郡伊奈良村は、佐野市、館林町の中間に位し、生活必需物資のほとんどをこれら各市町より購入するため、物価は運賃等の加算で、佐野市、館林町に比べ一割高となり、公務員の生活は困窮している。ついては、伊奈良村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県邑楽郡伊奈良村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県渡瀬村の地域給指定に関する請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外四名）（笹本一雄君紹介）（第一二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県邑楽郡渡瀬村は、地域給二級地の館林町に隣接し、生活必需品のほとんどを同町に求めるため、物価は館林町以上であり、しかも生活水準も高く、公務員の生活は困窮している。ついては、渡瀬村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県邑楽郡渡瀬村は、その経済事情等により物価の高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県小泉町の地域給引上げの請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外十一名）（笹本一雄君紹介）（第一二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県邑楽郡小泉町は、現在米軍が駐在するため、これに働く勤労者の賃金は高く、またやみの女等の無軌道な消費は本町の諸物価を必然的に高騰させており、また商品の入手経路が繁雑で、物価指数は隣接都市に比べ著しく高率を示している。ついては、小泉町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県邑楽郡小泉町は、その特殊事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県赤羽村の地域給指定に関する請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外六名）（笹本一雄君紹介）（第一二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県邑楽郡赤羽村は、地域給二級地の隣接館林町と比べ、諸物価は同町以上であり、しかも生活水準は飛躍的に上昇し、小都市以上であるため公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、赤羽村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県邑楽郡赤羽村は、その隣接館林町（二級地）との経済事情により諸物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県永楽村の地域給指定に関する請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外五名）（笹本一雄君紹介）（第一二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県邑楽郡永楽村は、半商半農の消費村で、主食をはじめその他の生活必需物資のほとんどを他地区に求める関係上、運賃等の加算で、物価は上館林、小泉町より高価となり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、永楽村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県邑楽郡永楽村は、その産業、経済事情により物価高をきたし公務員の生活は困窮をきわめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県中野村の地域給指定に関する請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外五名）（笹本一雄君紹介）（第一二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県邑楽郡中野村は、繊維工業が発達し、しかも館林町、太田市、足利市等の都市の中間に位するため、文化、経済、生活水準等あらゆる面においてこれら各都市と同様の水準を示し、生活費は高く、薄給の公務員の生活は困窮している。ついては、中野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県邑楽郡中野村は、その産業事情ならびに経済事情において、生活費の増高をきたし公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県川内村の地域給引上げの請願（請願者　群馬県山田郡川内村長星野昌義外五名）（長谷川四郎君紹介）（第一二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県山田郡川内村は、桐生市等に接続し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、諸物価は桐生市よりも高く、公務員の生活は困窮している。ついては、川内村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県山田郡川内村は、その経済事情により諸物価の高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県藪塚本町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県新田郡藪塚本町長小川茂外八名）（長谷川四郎君紹介）（第一二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県新田郡藪塚本町は、桐生市、伊勢崎市、太田市等に隣接するため、これら各都市の影響を直接に受け、生活費は著しく高く、また藪塚鉱泉の所在は物価高に一段ゝ拍車をかけ、公務員の生活は常に脅かされている。ついては、藪塚本町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県新田郡藪塚本町は、その経済地理的諸条件により生計費は著しく増高し、公務員の生活は増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県庁南町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県長生郡庁南町長加藤邦男外一名）（千葉三郎君紹介）（第一二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県長生郡庁南町は、地域性に基く消費地化、また茂原市に隣接するので、その物価指数の鋭敏な影響及び鉄道のないための自動車、馬車等による輸送費のかさみは一層本町の物価を高騰ならしめている。ついては、庁南町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
千葉県長生郡庁南町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県大里村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県北佐久郡大里村長田中一太郎外六十一名）（井出一太郎君紹介）（第一二五四号）及び同（請願者　長野県北佐久郡大里村長地引上委員会代表寺島有鳴外百二十六名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県北佐久郡大里村は、地域給二級地の小諸町に隣接し、生活必需物資のほとんどを同町より仕入れるため、諸掛費等の加算で、諸物価は小諸町より高価格である。ついては、大里村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
長野県北佐久郡大里村は、その経済事情により諸物価は隣接小諸町より上まわつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県蒲岡村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県西加茂郡蒲岡村長青木弥曽一外六名）（小林錡君紹介）（第一二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県西加茂郡蒲岡村は、現在地域給の指定を受けていないが、村民の生活水準並びに経済的条件より見て、なんら隣接の地域給支給市町村と異ならない現状である。ついては、蒲岡村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県西加茂郡蒲岡村は、その村民の生活水準ならびに経済的条件は隣接の支給地市町村と何ら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県高橋村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県西加茂郡高橋村長渡辺見道外四名）（小林錡君紹介）（第一二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県西加茂郡高橋村は、地域給三級地の挙母市に近接し、生活必需物資のすべてを同市に求めるため、諸物価及び生活水準はきわめて高く、同市をはるかに上まわつている実情である。ついては、高橋村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県西加茂郡高橋村は、その地理的条件ならびに経済事情により諸物価はきわめて高い実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県小原村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県西加茂郡小原村長加藤和一郎外八名）（小林錡君紹介）（第一二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県西加茂郡小原村は、過去

数年間にわたり、あらゆる角度から本村の物価を中心とする人口、交通、産業等の実態を調査し、その諸条件を検討した結果、周辺の地域給となんら異なることなく、むしろ周辺町村よりも高価な物が多い実情である。ついては、小原村も地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県西加茂郡小原村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県猿投村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県西加茂郡猿投村長大岩安五郎外十三名）（小林錡君紹介）（第一二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県西加茂郡猿投村は、郡下における政治、経済、文化等の中心地であり、一昨年四月には加茂地区県公園の指定を受け、四季を通じて観光客は増加し、観光地として県下においてはきわめて特殊な状況下におかれ、諸物価の値上り著しいにもかかわらず、未だに地域給の支給地に指定されたいことはなはだ遺憾である。ついては、猿投村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県西加茂郡猿投村は、その特殊事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県高岡村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県碧海郡高岡村長石川藤吉外十二名）（小林錡君紹介）（第一二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡高岡村は、名古屋市、岡崎市及び挙母市等に隣接し、生活必需物資のほとんどをこれら大都市から購入するため、運賃等加算で、物価、生活水準はこれらの都市に比べ、はるかに上まわつている現状である。ついては、高岡村を地域給二級地以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県碧海郡高岡村は、その経済事情によつて物価は著しい高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県上郷村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県碧海郡上郷村長酒井一三外七名）（小林錡君紹介）（第一二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡上郷村は、挙母市に連なり、諸物価を周辺の町村と比べると、なんら異なることなく、むしろ高価な物がきわめて多い現状である。ついては、上郷村を地域給二級地以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県碧海郡上郷村は、その地理的条件による経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県石野村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県西加茂郡石野村長松井福一外十五名）（小林錡君紹介）（第一二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県西加茂郡石野村は、周辺の市町村と諸物価を比較するにならんら異なることなく、むしろ魚介類をはじめ一般生活必需物資は名古屋、挙母市方面より移入するため、運賃等加算で、割高となり、地域給三級地の挙母市以上である。ついては、石野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県西加茂郡石野村は、その経済事情により諸物価は著しき高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県岡崎市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県岡崎市長竹内京治）（小林錡君紹介）（第一二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県岡崎市は、県下の産業、経済、文化等の中心であり、且つ、名古屋市と近距離にあるため、交通ひん繁で、その経済的影響をうけ、生活費は著しく上昇し、特に生活必需品のほとんどを他地域より移入するので、物価は高騰し、給与水準の低い公務員の生活は困窮している。ついては、岡崎市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県岡崎市は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価の著しき高騰をきたし公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県西浦町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡西浦町長久田慶三外六名）（久野忠治君紹介）（第一二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡西浦町は、地域給二級地の常滑町に接続し、同町とは経済、文化等あらゆる面において不離一体の関係を有し、物資の交流はひん繁で、生活水準及び諸物価もまつたく同一である。ついては、西浦町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県岩津町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県額田郡岩津町長加藤錦太郎外十五名）（小林錡君紹介）（第一二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県額田郡岩津町は、岡崎市と密接不離の関係を有し、町民の生活状態は同市と同様でまた生活必需品である野菜、果物、魚介類及び衣料品等のほとんどを岡崎市を経て移入されるため、その物価指数はかえつて同市を上まわつている現状である。ついては、岩津町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県額田郡岩津町は、その経済事情により物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

二、請願の議決理由
愛知県知多郡西浦町は、その経済的諸条件は隣接常滑町（二級地）と全く同一である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県津幡町の地域給引上げの請願（請願者　石川県河北郡津幡町長村佐一外二十一名）（喜多壮一郎君紹介）（第一二六八号）、同（請願者　石川県河北郡津幡町津幡駅長小泉正男外二十名）（喜多壮一郎君紹介）（第二九三〇号）、同（請願者　石川県河北郡津幡町津幡高等学校長森井康男外二十一名）（南好雄君紹介）（第三一五五号）及び同（請願者　石川県河北郡津幡町国鉄本津幡駅長小泉正男外二十名）（益谷秀次君紹介）（第三一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県河北郡津幡町は、隣接村に米単作地帯が多いとはいえ、京阪神地方、金沢市よりやみ米の買出し影響を受けて主食のみならず、諸物価は高騰し、また生活必需品は隣接金沢市の間屋を経て移入されるため、金沢市以上の高物価となつている。ついては、津幡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
津幡町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山梨県河口村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県南都留郡大石村長渡辺多一外二十名）（古屋貞雄君外四名紹介）（第一二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山梨県南都留郡河口村、大石村及び西浜村は、風光明びな観光地で、河口湖北三箇村として、湖南三箇村とともに不離一体の地域であり、近接機業都市富士吉田市の影響とおびただしい観光客の影響を受けて、生活水準及び物価指数の高いことは、地域給二級地の湖南三箇村と同様であることに不合理である。ついては、河口、大石、西浜の三箇村も二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
山梨県南都留郡河口村、大石村及び西浜村の特殊事情ならびに経済事情によつて生活水準はきわめて高い実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県直江津町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県中頸城郡直江津町長川澄農治外三十二名）（塚田十一郎君紹介）（第一二七〇号）、同（請願者　新潟県中頸城郡直江津町地域給協議会長新保巻春外三十三名）（田中彰治君紹介）（第一三六七号）及び同（請願者　新潟地方法務局直江津出張所長近藤保江外三十名）（稲葉修君紹介）（第三四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡直江津町は、信越化学、ステンレス、日曹等の大工場を有し、また信越線、北陸線の分岐点にあたるのみならず、直江津港と相まつて海陸交通の一大要衝であるが、純消費都市であるため物価は著しく高く、公務員の生計費はますます増大し、行政事務上に多大の支障を来たしている。ついては、直江津町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
直江津町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県中頸城郡直江津町外四箇町村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡有田村長滝沢善勝外七名）（塚田十一郎君紹介）（第一二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡有田村は、県下の主要都市直江津町に隣接し、同町所在の信越化学、日本ステンレス、日曹の大工場及び国鉄諸機関に数百名の従業員を送つている等、経済事情は同町になんら変らず、これが公務員の生活に及ぼす影響ははなはだ大きくなつている。ついては、有田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
有田村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県糸魚川町外四箇町村の地域給指定等に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡青海町長柳沢新太郎外六名）（塚田十一郎君紹介）（第一二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県西頸城郡糸魚川町、青海町、西海村、大野村及び今井村は、食糧の自給もできず、生活必需品の高いことはすでに定評があり、しかも今回大糸線全通工事の着工に伴つて、姫川一帯の開発は一段と進ちよくし、無尽蔵の石灰石と山林資源を中心とした工場誘致が活発化する等の状況から、諸物価はさらにつり上げられている。ついては、糸魚川、青海両町を地域給三級地に引き上げ、西海、大野及び今井の三箇村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
糸魚川町外四箇町村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県松代村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県東頸城郡松代村長柳宗一郎外十五名）（塚田十一郎君紹介）（第一二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県東頸城郡松代村は、交通、文化に恵まれない不便なへき地であるが、一面本郡東部の中心をなし、各種官公署を擁し、生活必需物資を他町から移入するも、交通不便のため諸物価は高騰して、公務員の生活はきわめて困窮している実情である。ついては、松代村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
松代村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県下船渡村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中魚沼郡下船渡村長中沢貞司）（塚田十一郎君紹介）（第一二七四号）及び同（請願者　新潟県中魚沼郡下船渡村長清水春長）（田中彰治君紹介）（第一六〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中魚沼郡下船渡村は、本郡津南地区の中心として官公署、学校、病院等公共施設が集中され、これに伴つて必然的に商業が発達し、一般に生活水準が高まつているが、しかも積雪寒冷地域のため、冬期の出費が特に多く、公務員の生活は著しく困難を来している。ついては、下船渡村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
下船渡村の立地条件ならびに経済

的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県大和川村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡大和川村長岩崎栄二外七名）（塚田十一郎君紹介）（第一二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡大和川村は、隣接する糸魚川町に政治、経済、教育及び文化等すべてを依存しており、事実上同町の付属地帯となつているため、経済的諸条件はまつたく同じであるにもかかわらず、同町のみが地域給二級地に指定されていることは不均衡である。ついては、大和川村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大和川村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県那智町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県東牟婁郡那智町長速水万太郎外十一名）（田渕光一君紹介）（第一二七八号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡那智町那智中学校長高橋近夫外十名）（世耕弘一君紹介）（第一〇二四号）及び同（請願者　和歌山県東牟婁郡那智町那智第一小学校長山口国市外九名）（辻原弘市君紹介）（第三五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県東牟婁郡那智町は、那智の滝を始めとして名所旧跡に富み、また海岸地帯は風光明びにして温泉至る所にわく等、観光客すこぶる多く、那智地区開発による観山景気と相まつて、物価の高いことは日本一の定評がある。ついては、那智町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

和歌山県東牟婁郡那智町は、その特殊事情ならびに産業事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県中川村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県引佐郡中川村長石甚裕外六名）（足立鹿蔵君紹介）（第一二七九号）、同（請願者　静岡県引佐郡中川村議会議長井石官一郎外六名）（第一〇九号）、同（請願者　静岡県賀茂郡中川村中川中学校長小俣広吉外五名）（遠藤三郎君紹介）（第二〇六〇号）、同（請願者　静岡県賀茂郡中川村立中川中学校長小俣広吉外五名）（山田親一君紹介）（第二一八二号）及び同（請願者　静岡県引佐郡中川村議会議長井石官一郎外六名）（長谷川保君紹介）（第五〇九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県引佐郡中川村は、引佐町、気賀町及び浜松市との交通ひん繁で、特に経済的関係が深く、消費物資のけとんどを依存しているため物価は割高であるが、生活程度は近年著しく上昇して前記市町と同様になつている。ついては、中川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県引佐郡中川村は、その経済事情により高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県岡部町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県志太郡岡部町長近藤小七外九名）（西村直己君紹介）（第一二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡岡部町は、静岡市、焼津市等に隣接し、周辺地区におけるみかん等の農産物の集散地又は生産地として、その活況は近年つとに上昇し、生活諸物資の高騰を来し、公務員の生活は困窮している。ついては、岡部町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡岡部町は、その特殊事情により物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県初倉村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡初倉村長水野玄雄外八名）（西村直己君紹介）（第一二八一号）、同（請願者　静岡県榛原郡初倉村議会議長太田清之助外七名）（佐藤虎次郎君紹介）（第二〇一六号）及び同（請願者　静岡県榛原郡初倉村立初倉中学校長水口多美郎外七名）（塩原時三郎君紹介）（第二六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡初倉村は、大井川を隔てて島田市に隣接し、同市との物資の交流盛んであり、従つて本村の諸物価は同市とほとんど異なるところなく、公務員の生活は困窮している。ついては、初倉村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡初倉村は、その経済事情によつて物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県青島町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県志太郡青島町長大石節外十四名）（西村直己君紹介）（第一二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡青島町は、島田、焼津両市の中間に位し、これらの都市と物資等の交流盛んであり、また年々の人口増加は必然的に諸物価を高め、本町公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、青島町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県青島町は、その経済事情により物価を著しく高騰せしめ、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県金谷町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県榛原郡金谷町線路班線路工手長杉本真作外十七名）（西村直己君紹介）（第一二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡金谷町は、地域給三級地の島田市に隣接し、同市と交流ひん繁で、経済的、産業的に不離一体の関係を有し、風俗、習慣、生活程度に至るまでなんら異なるところないにもかかわらず、本町が未だ一級地であることは不合理である。ついては、金谷町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡金谷町は、その経済事情等は隣接島田市と何ら異なるところなき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県白羽村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡白羽村長松井仁平次外十二名）（西村直己君紹介）（第一二

二、請願の議決理由

静岡県志太郡青島町は、その経済事情によつて物価を著しく高騰せしめ、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県引佐郡中川村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県引佐郡中川村長石甚裕外六名）（足立鹿蔵君紹介）（第一二七九号）、同（請願者　静岡県引佐郡中川村議会議長井石官一郎外六名）（第一〇九号）、同（請願者　静岡県賀茂郡中川村中川中学校長小俣広吉外五名）（遠藤三郎君紹介）（第二〇六〇号）、同（請願者　静岡県賀茂郡中川村立中川中学校長小俣広吉外五名）（山田親一君紹介）（第二一八二号）及び同（請願者　静岡県引佐郡中川村議会議長井石官一郎外六名）（長谷川保君紹介）（第五〇九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県引佐郡中川村は、引佐町、気賀町及び浜松市との交通ひん繁で、特に経済的関係が深く、消費物資のけとんどを依存しているため物価は割高であるが、生活程度は近年著しく上昇して前記市町と同様になつている。ついては、中川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県引佐郡中川村は、その経済事情により高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県岡部町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県志太郡岡部町長近藤小七外九名）（西村直己君紹介）（第一二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡岡部町は、静岡市、焼津市等に隣接し、周辺地区におけるみかん等の農産物の集散地又は生産地として、その活況は近年つとに上昇し、生活諸物資の高騰を来し、公務員の生活は困窮している。ついては、岡部町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡岡部町は、その特殊事情により物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県榛原郡初倉村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡初倉村長水野玄雄外八名）（西村直己君紹介）（第一二八一号）、同（請願者　静岡県榛原郡初倉村議会議長太田清之助外七名）（佐藤虎次郎君紹介）（第二〇一六号）及び同（請願者　静岡県榛原郡初倉村立初倉中学校長水口多美郎外七名）（塩原時三郎君紹介）（第二六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡初倉村は、大井川を隔てて島田市に隣接し、同市との物資の交流盛んであり、従つて本村の諸物価は同市とほとんど異なるところなく、公務員の生活は困窮している。ついては、初倉村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡初倉村は、その経済事情によつて物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県青島町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県志太郡青島町長大石節外十四名）（西村直己君紹介）（第一二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡青島町は、島田、焼津両市の中間に位し、これらの都市と物資等の交流盛んであり、また年々の人口増加は必然的に諸物価を高め、本町公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、青島町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡青島町は、その経済事情によつて物価を著しく高騰せしめ、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県金谷町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県榛原郡金谷町線路班線路工手長杉本真作外十七名）（西村直己君紹介）（第一二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡金谷町は、地域給三級地の島田市に隣接し、同市と交流ひん繁で、経済的、産業的に不離一体の関係を有し、風俗、習慣、生活程度に至るまでなんら異なるところないにもかかわらず、本町が未だ一級地であることは不合理である。ついては、金谷町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡金谷町は、その経済事情等は隣接島田市と何ら異なるところなき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県白羽村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県榛原郡白羽村長松井仁平次外十二名）（西村直己君紹介）（第一二

入四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡白羽村は、土地が狭あいと砂丘地帯で、食糧の自給自足ができず、しかも交通不便で、人口の密度が大であるため、諸物価は高騰するばかりであり、加えるに漁業の好況が物価に影響するところ大で、公務員の生活は常に最低位である。ついては、白羽村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡白羽村は、その特殊事情によつて、諸物価は高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県藤枝町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県志太郡藤枝町長井口政右衛門外二十四名）（西村直己君紹介）（第一二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡藤枝町は、焼津市及び島田市に近接し、生活必需物資のほとんどを他地区に求め、しかも生活、文化水準は両市よりも高く、諸物価においても常に高価で、両市に比べても割高である。ついては、藤枝町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡藤枝町は、その経済事情により諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県興津町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県庵原郡興津町長田中辰治郎外十一名）（西村直己君紹介）（第一二八六号）及び同（請願者　静岡県榛原郡興津町立興津中学校長高橋勝外十一名）（塩原時三郎君紹介）（第二〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡興津町は、袖師町を経て清水市に接続し、経済諸団体も清水市と同一体にあるため、本町の生活水準も清水市、静岡市と異なることがなく、特に産業の発達と観光客の来訪等によつて、諸物価は著しく高騰して、公務員の生活はまことに困窮している。ついては、興津町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県庵原郡興津町は、その経済事情ならびに特殊事情によつて諸物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県久居町の地域給引上げの請願（請願者　三重県一志郡久居町地域給対策協議会委員長西村四郎）（木村俊夫君紹介）（第一二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県一志郡久居町は、津市、松阪市の中間に位し、特に津市とは密接不可分の関係を有し、経済的に市内と同様であり、また保安隊の常駐は必然的に物価の増高を来し、物価高に拍車をかけている現状である。ついては、久居町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県一志郡久居町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価の高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県梅戸井村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県員弁郡梅戸井村長萩野為一外五名）（木村俊夫君紹介）（第一二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡梅戸井村は、名古屋市、桑名市等に近接し、これら各都市の住宅街ともいうべき土地で、生活水準高く、生活諸物価も日増しに上昇して、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、梅戸井村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡梅戸井村は、その経済地理的条件によつて諸物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県桑名市の地域給引上げの請願（請願者　三重県桑名市上之輪新田全官公協議会代表片桐勝己外二名）（木村俊夫君紹介）（第一二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県桑名市は、名古屋市の衛星都市で、物価指数においても、生計費においても、県内七市はもちろん、名古屋市に比してそん色なく、むしろ割高であるため、本市在勤公務員約千五百名と家族七千名の生活はいよいよ困窮をきわめている実情である。ついては、桑名市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県桑名市は、その経済地理的条件によつて物価は著しく高騰して公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県中龍門村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡中龍門村長殿与一郎外三名）（仲川房次郎君紹介）（第一二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡中龍門村は、吉野杉の名産地であり、木材工業、運送業及び商業等は急激な興隆を示し、その取引は大阪市等の大都市との間に行われる関係上、これら都市の経済的影響を直接に受け、物価、生活水準は高騰している。ついては、中龍門村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中龍門村は、経済的特殊事情よりして、いきおい生計費の増高は免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県奥佐津村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡奥佐津村長森田義雄外一名）（小島徹三君紹介）（第一二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡奥佐津村は、山間地帯で、製材業者の出入はげしく、これら業者による消費は大であり、また本村の生活必需品のほとんどを遠離の阪神方面等より仕入れる関係上、運賃等が加算され高物価となつている。ついては、奥佐津村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

奥佐津村は、その地理的及び産業経済的諸事情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県八田村の地域給引上げの請願（請願者　高知県吾川郡八田村長津野正孝外一名）（長野長蔵君紹介）（第一二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知縣吾川郡八田村は、高知市等に接続し、生活必需物資のほとんどを高知市等に求めるため運賃、手数料等が加算され、物価は同市を上まわつている現状である。ついては、八田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
高知縣吾川郡八田村は、高知市南接の農村であるが、高知市近接の故をもつて生活水準は高いことが認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知縣池川町の地域給指定に関する請願（請願者　高知縣吾川郡池川町長大原成晴外二十五名）（長野長廣君紹介）（第一二九四号）及び同（請願者　高知縣吾川郡池川町議会議長筒井幸吉外二十四名）（佐竹晴記君紹介）（第一〇九〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知縣吾川郡池川町は、高知市に接続し、主食を除く生活必需物資のすべてをトラック輸送によつて同市に求めるため、必然的に高騰を来し、諸物価は高知市に比べ、一、二割高となつている現状である。ついては、池川町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
高知縣吾川郡池川町は、高知市と近接しその生活水準がさまで低くない事情にかんがみその要求は概わ妥当なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知縣宿毛町の地域給引上げの請願（請願者　高知縣幡多郡宿毛町長山縣省三）（廣田幸雄君紹介）（第一二九五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知縣幡多郡宿毛町は、本地方の政治、経済、産業、交通、文化等の中心地であり、地方都市の形態と機能を有するため諸物価及び生活水準は高く、町民に比べ給与水準の低い本町在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、宿毛町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
宿毛町は、高知県と愛媛県との間に位する漁港にして運輸交通の要路にあたり極めて物価の高いところであるためその生活水準も高い。従つてその要求は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県池田村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡池田村、大和村、秦村地域給級地指定促進委員会長角柾夫外十名）（橘本龍伍君紹介）（第一二九六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県吉備郡池田村は、大和村及び秦村は、岡山市、倉敷市、高梁町、昭和町等に隣接し、諸物価はこれら市町とくらべ異ならないにもかかわらず、本三箇村が地域給無級地であることは不合理であり、在勤公務員の生活はきわめて窮迫している。ついては、池田村、大和村及び秦村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
池田村は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高は免れない実状であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県日近村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡日近村、岩田村、福谷村級地引上対策委員会長大田英郎外十七名）（橘本龍伍君紹介）（第一二九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県吉備郡日近村、岩田村及び福谷村は、倉敷市、岡山市等に近接した住宅地あるいは観光地であつて、生活程度も高く、物価は両市と同等の高騰を示しており、公務員の生活は苦境にある。ついては、日近、岩田、福谷の各村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
日近村、岩田村及び福谷村は、その立地条件よりしていきおい生計費の高騰を免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県新本村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡新本村、山田村、久代村地域給指定促進委員会長鎌田睦夫外十三名）（橘本龍伍君紹介）（第一二九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県吉備郡新本村、山田村及び久代村は、主食を除く、日常生活物資のほとんどを村外より移入しているため、諸物価は近郷都市よりむしろ割高で、公務員の生活は困窮して、地域給支給地への転出を希望するものが多い実情である。ついては、新本、山田、久代の各村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
吉備郡新本村、山田村及び久代村は、その立地条件よりして、いきおい物価高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びに月的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県雄神村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県上道郡雄神村長斎藤岐）（和田博雄君紹介）（第一二九九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県上道郡雄神村は、西大寺市、上道町に隣接し、産業、経済、文化等あらゆる面においてこれら市町となんら異なるところなく、生活水準も高いが、地域給の無級地であるため、人事交流に支障を来たしている実情である。ついては、雄神村を二級地に指定されたいというのである。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県新本村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡新本村、山田村、久代村地域給指定促進委員会長鎌田睦夫外十三名）（橘本龍伍君紹介）（第一二九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県吉備郡新本村、山田村及び久代村は、主食を除く、日常生活物資のほとんどを村外より移入しているため、諸物価は近郷都市よりむしろ割高で、公務員の生活は困窮して、地域給支給地への転出を希望するものが多い実情である。ついては、新本、山田、久代の各村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
吉備郡新本村、山田村及び久代村は、その立地条件よりして、いきおい物価高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びに月的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県雄神村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県上道郡雄神村長斎藤岐）（和田博雄君紹介）（第一二九九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県上道郡雄神村は、西大寺市、上道町に隣接し、産業、経済、文化等あらゆる面においてこれら市町となんら異なるところなく、生活水準も高いが、地域給の無級地であるため、人事交流に支障を来たしている実情である。ついては、雄神村を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
雄神村は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高は免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県茶屋町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県都窪郡茶屋町長福山恒治外五名）（星島二郎君紹介）（第一三〇〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県都窪郡茶屋町は、岡山、倉敷、玉野、児島の四市をつなぐ分岐点に位し、これら各都市に匹敵する中商工業都市で、生活必需物資のほとんどをこれら四市に求めるため、諸物価は四市をはるかに上まわる現状である。ついては、茶屋町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
茶屋町の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県服部村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県芦品郡服部村長広本三右衛門外十一名）（高津正道君紹介）（第一三〇二号）、同（請願者　広島県芦品郡服部村議会議長月崎教

一外十名）（高橋禎一君紹介）（第一三〇三号）、同（請願者　広島県芦品郡服部村議会議長目崎敎一外十名）（岡本忠雄君紹介）（第一七三五号）及び同（請願者　広島県芦品郡服部村教育委員長佐藤馳一外九名）（高橋禎一君紹介）第三一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県芦品郡服部村は、地域給一級地の駅家町と網引村に隣接して一ブロックを形成し、近来機業の発展目覚ましく、生活水準は自然に向上し、交通、産業等の各面は両町となんら異なるところがなく、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、服部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

服部村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れない実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県和田村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県佐波郡和田村長小田寿雄外三名）（青柳一郎君紹介）（第一三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡和田村は、東南部一帯が徳山市に接続し、農林産物を同市に搬出して、村の経済を維持して来たので、同市と生活事情をほとんど同じくしているにもかかわらず、地域給においては三級地と無級地の差異をつけられることは遺憾である。ついては、和田村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和田村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県出雲村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県佐波郡出雲村長坂本諫介外二名）（青柳一郎君紹介）（第一三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡出雲村は、本郡の中心に位し、地域給二、三級指定地と隣接し、最近出雲鉱山の進出に伴い、鉱業の発展著しく、また本地方の政治、経済、文化、産業の中心をなし、生活状態は隣接支給地と大差なく、物資によっては高い運賃をかけて移入する関係上、物価は一層上昇するばかりで、公務員の生活は予想以上の出費を要する現状である。ついては、出雲村を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

出雲村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県島地村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県佐波郡島地村長井上清一）（青柳一郎君紹介）（第一三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡島地村は、郡内では防府市に次ぐ商業地で、物価は同市よりも高いものが多く、加うるに昭和二十六年の再度の大災害に田畑を流失したため、米麦の価格は上昇し、日常生活は予想外の出費を要する現状で、今後早急に物価の復元は困難な実情にある。ついては、島地村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

島地村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県小野村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県佐波郡小野村長石井芳夫外二名）（青柳一郎君紹介）（第一三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡小野村は、徳山、防府市に接し、生活必需物資を両市より移入しているため、生活水準も両市と同等で、物価はむしろ割高を示す実状であり、これがため隣接地域給指定地との不均衡を欠き、教育、行政上に及ぼす影響はきわめて大である。ついては、小野村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小野村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県串村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県佐波郡串村長松田馬之丞外三名）（青柳一郎君紹介）（第一三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡串村は、防府市、山口市及び徳山市の中間に位し、生活消費物資はこれら三市に仰ぐ関係から、物価はむしろ上まわっており、本村公務員の生活は著しく不離全になっている。ついては、串村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

串村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県小鯖村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県吉敷郡小鯖村長古屋豊樋外二名）（青柳一郎君紹介）（第一三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡小鯖村は、山口市、防府市に接続して経済上密接不離な関係を有し、日常生活物資のほとんど両市より移入するため、物価は両市を上まわり、また隣接村が地域給一、二級地に指定され、本村のみが無級地なので、人事の交流に支障を来たしている実情である。ついては、小鯖村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小鯖村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県仁保村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県吉敷郡仁保村長嘉村道亮外三名）（青柳一郎君紹介）（第一三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡仁保村は、地域給三級地の山口市と二級地の大内村に隣接し、文化、経済は山口市と同一圏内にあって、生活物資も林産物を除いてすべてを山口市に依存しているため、生活費は上昇し、しかも無級地なので、隣接地区との均衡を失し、人事の交流等に困難を来している。ついては、仁保村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

仁保村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県柚野村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県佐波郡柚野村長田中義顕外三名）（青柳一郎君紹介）（第一三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡柚野村は、昨年四月より佐波川防災ダム建設のため、その大半が水没することとなり、現在着々工事が進展しているが、この工事関係者の入村と消費物価のほとんどを山口、防府両市に依存する関係から、諸物価は急激に高騰し、両市を上まわる実情で、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、柚野村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

柚野村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県入坂村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県佐波郡入坂村長山本重政外三名）（青柳一郎君紹介）（第一三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡入坂村は、災害復旧工事と防災ダム建設工事の進展に伴い、工事人夫の飯場が増設され、村内の諸物価は急騰し、その消費物資を防府市及び山口市に依存するため、実質購入価格はむしろ両市を上まわり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、入坂村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八坂村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県阿知須町の地域給引上げの請願（請願者　山口県吉敷郡阿知須町長兼定好太郎外二名）（青柳一郎君紹介）（第一三一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡阿知須町は、地域給三級地と山口市と宇部市の中間に位し、両市の経済圏内におかれ、生活及び文化水準はなんら異なるところなく、物価指数は鉱業景気が伴なつてますます上昇するばかりで、在勤公務員の生活は極度に窮乏している実情である。ついては、阿知須町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

阿知須町の物価水準ならび消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県秋穂町の地域給引上げの請願（請願者　山口県吉敷郡秋穂町長安光元一外三名）（青柳一郎君紹介）（第一三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡秋穂町は、地域給三級地の山口市と防府市との間に位し、その物価指数は運搬、交通等のため、両市を上まわるものが多く、町民の生活状態は著しく不健全となつている。ついては、秋穂村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋穂村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県大内村の地域給引上げの請願（請願者　山口県吉敷郡大内村長和田八十一外二名）（青柳一郎君紹介）（第一三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡大内村は、県下で最も物価指数の高い山口市の中枢部に接し、生活必需物資を同市に求めるため、その物価高に、さらに運賃その他が加算されて本村の実質購入価格は山口市以上となり、在勤公務員は困窮している。ついては、大内村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大内村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県大道村の地域給引上げの請願（請願者　山口県吉敷郡大道村長杉山逸蔵外二名）（青柳一郎君紹介）（第一三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡大道村は、地域給三級地の防府市に接続し、生活物資を防府市及び山口市に依存しているため、運賃等が加算されて、実質購入価格はかえつて両市を上まわつている。ついては、大道村を山口市及び防府市と同等の地域給に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大道村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県東岐波村の地域給引上げの請願（請願者　山口県吉敷郡東岐波村長片岡明一外三名）（青柳一郎君紹介）（第一三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡東岐波村は、山口市、小郡町及び宇部市の中間に位し、これら市町との経済上の交流激しく、生活水準はなんら異なるところがないのみならず、生活物資のほとんどを隣接の消費都市に吸収され、日常生活物資をこれら都市から移入するため、物価は非常な高騰を示している実情である。ついては、東岐波村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東岐波村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県鋳銭司村の地域給引上げの請願（請願者　山口県吉敷郡鋳銭司村長松永弁蔵外二名）（青柳一郎君紹介）（第一三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡鋳銭司村は、地域給三級地の山口市に接続し、消費物資を県下で最も物価指数の高い山口市及び防府市に依存しているため、運賃等が加算されて、実質購入価格はかえつて両市を上まわる現状であるにかかわらず、地域給は一級地で、優秀な人材を採用することができない。ついては、鋳銭司村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鋳銭司村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県白木村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県大島郡白木村長山崎季二外十一名）（青柳一郎君紹介）（第一三二

○号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県大島郡白木村は、村全体がほとんど山岳地帯であるため、農業経営は著しく困難で、農産物を他地区よりの移入にまつ外なく、従つて農産物価は都市なみに高価であり、その他生活必需物資も全部都市依存で、その物価は都市より高く、公務員の生活は窮乏の一途をたどつている。ついては、白木村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

白木村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県佐伯市の地域給引上げの請願（請願者　大分県佐伯市長矢野龍雄外三十六名）（村上勇君紹介）（第一三二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県佐伯市は、旧軍都より興国人絹パルプ、日本セメント工場等を有する工業都市へと変転し、諸外国船の入航とともに人口の増加著しく、その経済状況は一変し、別府、大分両市になんら劣らない物価高の地域となつている。ついては、佐伯市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

佐伯市の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県東郷町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡東郷町長福田実蓼外一名）（池田清志君紹介）（第一三二六号）及び同（請願者　鹿児島県薩摩郡東郷町議会議長井神澄枝外千三百六十名）（池田清志君紹介）（第一九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡東郷町は、生活物資及び鮮魚類を鹿児島市及び川内市から移入するため、諸物価は川内市より上まわり、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、東郷町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東郷町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県野田村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県出水郡野田村長角市左衛門）（池田清志君紹介）（第一三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水郡野田村は、高尾野町、米之津町、阿久根市に囲まれ、これらの市町はいずれも地域給の指定を受けているが、まつたく同一の条件下にある本村のみが除外されていることは、はなはだ不均衡である。ついては、野田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

野田村の立地条件ならびに経済的諸事情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道新十津川村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道樺戸郡新十津川村議会議長松本貞夫外二名）（森三樹二君紹介）（第一三四六号）、同（請願者　北海道樺戸郡新十津川村長島田薫外二名）（山中日露史君紹介）（第一三四七号）及び同（請願者　北海道樺戸郡新十津川村本多徳次外三十三名）（森三樹二君紹介）（第一三七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道樺戸郡新十津川村は、地理的条件並びにその生活環境より本道中央部の都市に比べ、一般物価は相当高価であり、公務員の生活は困窮しているが、地域給については、近接町村はこれが支給を受け、本村のみが無級地であることは、はなはだ不合理である。ついては、新十津川村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道樺戸郡新十津川村は、地理的条件ならびに経済事情によつて高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県下伊場野村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県志田郡下伊場野村長今野元治郎外二十八名）（佐々木更三君紹介）（第一三四八号）、同（請願者　宮城県志田郡下伊場野村桑添健治外二十九名）（竹谷源太郎君紹介）（第一五八八号）、同（請願者　宮城県志田郡下伊場野村役場武井雅雄外二十八名）（庄司一郎君紹介）（第二四八二号）及び同（請願者　宮城県志田郡下伊場野村役場藤原政治外二十八名）（只野直三郎君紹介）（第二六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県志田郡下伊場野村は、古川市の郊外地で、三本木町及び鹿島台町に隣接しているため、生活程度はこれら市町と同様であるのみならず、物価指数においてはむしろ上まわつているが、地域給については、本村のみが無級地で、在勤公務員の物心両面に打撃を与えている。ついては、下伊場野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県下伊場野村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価指数高く公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県仙台市の地域給引上げの請願（請願者　東北地方官庁代表仙台管区監察局長高柳保）（佐々木更三君紹介）（第一三四九号）及び同（請願者　宮城県仙台市国税局長原三郎外六名）（只野直三郎君紹介）（第二四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県仙台市は、昭和二十七年における調査によると一世帯当り、月間平均支出金額（五人家族に換算）は現行地域給四級地の広島市、千葉市を上まわり、五級地の名古屋市に迫り、物価指数の年間平均はこれら三市及び東京都、福岡市と比べ最高を示している。ついては、仙台市を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
仙台市はその経済事情により物価指数の上昇している実情により本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県船津村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県神崎郡山田村長前田隆二外二名）（大西正道君紹介）（第一三五四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県神崎郡船津村、山田村及び八千種村は、南に地域給二級地の豊富村を隔て四級地の姫路市に近接し、半農半勤労者の村で、勤労者の九割は姫路市に通勤しており、生活必需品は同市を上まわる高物価であり、娯楽その他の文化機関のすべてを同市に依存している現状であるから、生計費等は姫路市とほとんど差異がない。ついては、船津村、山田村及び八千種村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
船津村、山田村及び八千種村は、経済的事情よりして、物価水準及び消費形態の実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県中寺村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県神崎郡中寺村長橋本照治外五名）（大西正道君紹介）（第一三五五号）及び同（請願者　兵庫県神崎郡溝口郵便局長大野宗一外十七名）（大上司君紹介）（第一五四〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県神崎郡中寺村は、地域給二級地の香呂村及び福崎町と隣接し、しかも村内にある田鉄溝口駅については一級地の待遇を受けて、駅を除いた現状で、人事の交流に支障を来している。ついては、中寺村を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
中寺村の地理的条件よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県若狭野村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県赤穂郡若狭野村長幸田正規外八十四名）（大上司君紹介）（第一三五六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県赤穂郡若狭野村は、山陽本線並びに国道が村の中央を縦貫し、東に相生市（四級地申請中）、龍野市（三級地）、西に有年村（二級地申請中）、西南にわたつて赤穂市（三級地）に囲まれ、文化的、経済的に密接不離の関係にありながら、地域給においては最低の級地である。ついては、若狭野村を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
若狭野村の立地条件よりして、物価水準及び消費形態の実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県七郷村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡七郷村長杉田政之助外四十七名）（山口六郎次君紹介）（第一三五七号）及び同（請願者　埼玉県比企郡七郷村議会議長青木義夫外五十名）（赤城宗徳君紹介）（第四五八九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡七郷村は、交通機関に恵まれず不便な地で、生活物資を熊谷市、松山町、小川町等より移入するため、物価はこれら都市をはるかに上まわつている。ついては、七郷村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県比企郡七郷村はその経済事情より物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県今宿村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡今宿村長新崎喜作外五名）（山口六郎次君紹介）（第一三五九号）及び同（請願者　埼玉県比企郡今宿村鳩山中学校長戸口久義外六名）（荒船清十郎君紹介）（第五二四七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡今宿村は、隣接地域給一級地の越生町及び坂戸町に比べ、物価においても、生計費においても、少しも変らず、むしろ交通不便等の地域的特殊事情によつて高くなつている。ついては、今宿村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県比企郡今宿村は地域的特殊事情により物価高をきたし、隣接支給地と同一条件にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県宮前村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡宮前村役場代表大塚長蟻外二名）（山口六郎次君紹介）（第一三五八号）及び同（請願者　埼玉県比企郡宮前村立宮前小学校代表小川清太郎外二名）（赤城宗徳君紹介）（第一六三七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡宮前村は、人口の密度大で、東上線を利用して東京方面への通勤者はきわめて多く、物価はむしろ地域給二級地の松山町を上まわる実情である。ついては、宮前村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県比企郡宮前村は、その交通事情より相当の物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県福田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡福田村役場代表黄田長作外三名）（山口六郎次君紹介）（第一三六〇号）及び同（請願者　埼玉県比企郡福田村立福田小学校代表服部栄外三名）（赤城宗徳君紹介）（第二六三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡福田村は、地域給二級地の松山町に近接し、経済、文化等あらゆる面において同町との交流はなはだしく、生活水準においては同町を上まわり、人事の交流等に支障を来たしている。ついては、福田村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県比企郡福田村はその経済事情により生活水準高く、人事の交流に支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県亀井村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡亀井村長石井友治外八名）（山口六郎次君紹介）（第一三六一号）及び同（請願者　埼玉県比企郡亀井村議会議長岡田正人外八名）（荒船清十郎君紹介）（第五二四八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡亀井村は、すでに地域給の指定を受けている隣接町村と比べ、物価、生活費等なんら異なるところなく、近時立川、横

田等の米軍基地へ勤務する者が激増するに及んで、生計費の上昇傾向は著しくなつている。ついては、亀井村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡亀井村は隣接支給地と経済事情を同じくし、さらにその特殊事情により生計費の増高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県萩島村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡萩島村長会田伝兵衛外十一名）（山本勝市君紹介）（第一三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡萩島村は、東武鉄道並びに奥州街道等の主要交通路との連絡が良いので、東京都及び近接都市間の物資の交流はひん繁に行われ、物価指数、生活水準ともに相当高くなつているが、地域給が支給されないため、公務員はきわめて困窮している。ついては、萩島村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡萩島村はその交通事情により物価高く、生活水準は相当に上昇して、公務員の生活を苦しくしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県笠原村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡笠原村長野崎幸春外八名）（青木正君紹介）（第一三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡笠原村は、地域給一級地の鴻ノ巣町に接し、消費経済面において同町と密接な関係を有し、また村民に小農が多く、他に生活の資を得るため必然的に俸給生活者が激増している。しかるに本村は地域給が支給されないので、他町村に勤務するものとの収入面の差は年毎に増大し、人事交流を阻害している。ついては、笠原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡笠原村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高く公務員の人事交流を妨げている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県幡羅村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県大里郡幡羅村長栗原元一外十名）（青木正君紹介）（第一三六四号）及び同（請願者　埼玉県大里郡幡羅村議会議長栗原次幹外九名）（杉村沖治郎君紹介）（第四四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡幡羅村は、西は深谷町（二級地）に、東は熊谷市（二級地）に接続し、近時商店、工場の進出によつて都市形態を成すに至り、これら市町と地域的、経済的に一体となつて、生活条件はなんら差別を認められない状況である。ついては、幡羅村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡幡羅村は、その経済事情により生活条件は深谷町、熊谷市と差違なき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県清久村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡清久村長細田平作外三名）（青木正君紹介）（第一三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡清久村は、地域給支給地の久喜、菖蒲、鷲宮の三町に囲まれ、生活必需品をこれら三町に求めているので、諸物価は運賃だけ高くなり、従つてそれだけ生計費に影響しているが、地域給については本村のみが無級地に取り残され、人事交流等に大きな支障を生じている。ついては、清久村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡清久村は、その経済事情により物価高をきたし生計費の増大により人事交流等に支障を生じている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

神奈川県初戸村の地域給引上げの請願（請願者　神奈川県三浦郡初戸村長山田孝三郎）（志村茂治君紹介）（第一三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県三浦郡初戸村は、地域給四級地の横須賀に接続し、生活必需物資の多くを同市に求めている関係から、消費者価格調査に基く地域差指数はなんら劣らず、また全国有数の高物価特殊地域であるにもかかわらず、いまだに二級地である。ついては、初戸村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神奈川県三浦郡初戸村は、横須賀市と接続し、その経済事情によつて高物価特殊地帯となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県下早川村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡下早川村長渡辺貫外八名（田中彰治君紹介）（第一三六八号）及び同（請願者　新潟県西頸城郡下早川村立中学校長山岸恵二外八名）（塚田十一郎君紹介）（第一六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡下早川村は、産業、経済及び交通等、地域給支給地の糸魚川町、青海町と密接不離の関係を有し、生活物資のほとんどを西町に求めているので、その消費価格は常に一割高となつている。ついては、下早川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

下早川村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県西村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡西村長井上敏明）（船越弘君紹介）（第一三七二号）、同（請願者　広島県沼隈郡西村小学校長友野旭雄）（高津正道君紹介）（第一五五〇号）及び同（請願者　広島県沼隈郡西村議会議長井上将一）（高橋禎一君紹介）（第二六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡西村は、経済的に同一圏内にあつて生活水準及び物価指数が同様である鞆津村、高須村等が地域給一級地に、松永町が二級地に指定されたにもかかわらず、無級地として据え置かれたことはまことに遺憾である。ついては、西村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

西村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県新改村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県長岡郡新改村長三木豊秀外四名）（長野長廣君紹介）（第一三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県長岡郡新改村は、地域給一級地の山田町に隣接し、村内に若宮温泉、鐘乳洞の観光地を有し、常に観光客の往来はげしく、これがため村民の生活水準は向上し、諸物価は高騰している実情である。ついては、新改村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県長岡郡新改村は、高知市の西北、山田町を中心とする経済圏に属し、若干の観光地的性格もあるので新規指定の要求は妥当なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県白田川村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県幡多郡白田川村長金子福馬）（長野長廣君紹介）（第一三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県幡多郡白田川村は、郡下における海陸交通の要衝に当る関係上、船員及び商人などによる都会地との交流が多く、従つて生活様式は都市的傾向を帯び、諸物価は自然高くなつている。ついては、白田川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県幡多郡白田川村は、幡多郡の他の地域と同様、他郡とやや隔絶し、物価の高昇が認められる。かつ此村の海港的性格がこれに拍車をかけている事情にあるので、その要求は概ね妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県社村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡社村長小谷潤太郎外一名）（足鹿覺君紹介）（第一三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県東伯郡社村は、地域給二級地の倉吉町に隣接し、近く同町との合併が予想される程で、県立の倉吉農業高等学校もあり、その経済生活は倉吉町と軌を一にしている。ついては、社村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
社村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県法勝寺村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡法勝寺村長磯田俊二外十三名）（足鹿覺君紹介）（第一三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県西伯郡法勝寺村は、米子市に隣接する本郡南部十一箇村の政治、経済、文化の中心地であつて、純然たる消費都市の形態をとり、農産物は隣村より、日常生活物資は米子市より移入するため、運賃手数料が加算されて、物価は米子市より上まわつている実情である。ついては、法勝寺村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
法勝寺村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県崎津村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡崎津村長角方一外二名）（足鹿覺君紹介）（第一三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県西伯郡崎津村は、全世帯の約五割が農家で占められ、これより生産される主食類は全村需要の約二箇月分にすぎず、一般生活必需品のほとんどを米子市、境町より移入しているため、運賃、手数料が加算されて、村内の物価は近接町村を上まわつている。ついては、津崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
津崎村は立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県大和村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡大和村長村上忠治外三名）（足鹿覺君紹介）（第一三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県西伯郡大和村は、さきに地域給一級地の指定をうけた米子市の隣接箕蚊屋地区の日吉津、岸村と同じ環境にありながら、地域給支給地の指定をうけなかつたが、本村は一級地淀江町と隣接し、農産物を除き、生活物資のすべてを米子市、淀江町に依存しているため、周囲の地域給指定地よりも物価は高くなつている。ついては、大和村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
大和村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県富益村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡夜見村長森川恒作外十名）（足鹿覺君紹介）（第一三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県西伯郡富益村、夜見村及び彦名村は、さきに地域給二級地に指定された米子市、美保地区、境町と経済的事情はその差が認められないため、地域給の指定差から生ずる種々の障害に直面し、他の指定地に比べ、ますますその疲弊の度を深めつつある現状である。ついては、富益村外二箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
富益村外二箇村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県成実村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡成実村長佐藤虎市外四名）（足鹿覺君紹介）（第一三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県西伯郡成実村は、米子市に隣接し、ことに大正十五年九月には本村の約五割は米子市と合併の歴史を有し、隣接といつても事実上米子市と同様の条件下にあるが、米子市が現在地域給二級地であるにもかかわらず、本村が無級地であるのは余りに不均衡である。ついては、成実村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
成実村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県県村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡県村長影山嘉重外三名）（足鹿覺君紹介）（第一三八一号）及び同（請願者　鳥取県西伯郡寒鮫屋第一中学校長内田龍外二名）（赤澤正道君紹介）（第三二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡県村は、米子市より八キロの地点にあつて、米以外の農産物及び日常生活必需品のほとんどを同市より移入している状況で、米子市の市価よりも村内の物価は高くなり、最近は日本パルプ工場の設置に伴い、村内の生活水準が向上し、公務員の生活は著しく困難を加えて来た。ついては、県村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

県村の経済的諸条件より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県春日村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡春日村長林原正二外一名）（足鹿覺君紹介）（第一三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡春日村は、米子市に隣接し、産業、交通上密接な関係を有し、消費者の生計状態は米子市在住のものとなんら異ならない実情にある。ついては、春日村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

春日村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県大山村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡大山村長美谷邦安外七名）（足鹿覺君紹介）（第一三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡大山村は、観光、スポーツのため来村する者が多いため、生活程度は向上し、加えて諸物価は高騰しているにもかかわらず、地域給が支給されていないのは、はなはだ遺憾である。ついては、大山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大山村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県高麗村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡高麗村長古志太郎外六名）（足鹿覺君紹介）（第一三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡高麗村は、本郡の中央部にあつて淀江町に接続し、給料生活者が多く、消費物資のほとんどを同町に依存しているため、必然的に生活費の増高を来し、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、高麗村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高麗村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県和田村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡和田村長森脇孝外二名）（足鹿覺君紹介）（第一三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡和田村は、農家が全世帯の四割六分であるが、畑作中心の養蚕を主としており、従つて主食の大部分を他の町村に依存しており、しかも魚介類その他一般生活必需品もほとんど米子市に仰いでいる状態で、一般物価は米子市をはるかに上まわつている。ついては、和田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和田村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県渡村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡渡村長松本優治外四名）（足鹿覺君紹介）（第一三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡渡村は、中浜、大篠津の地域給二級地に近隣し、両町村と生活水準が同一であり、また美保航空基地が設置されて多くの接客婦及び関係者が多数移住したため、日常諸物価の高騰は著しく、公務員の生活は困窮している。ついては渡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

渡村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県余子村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡余子村長富谷栄外五名）（足鹿覺君紹介）（第一三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡余子村は、主食をはじめ生活必需物資のほとんどを地域給二級地の中浜、米子市等より移入するため、物価は一割ないし一割五分の高価を示し、県内各市町よりいずれも高物価の現象を呈している。ついては、余子村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

余子村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県外江町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡外江町長高梨光栄外五名）（足鹿覺君紹介）（第一三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡外江町は、諸物価高く、特に一般生活必需物価は地域給二、三級地の隣接町村よりも上位にある現状である。ついては、外江町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

外江町の物価水準ならびに消費

形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県御来屋町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡御来屋町長角田斉市）（足鹿覺君紹介）（第一三九〇号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡御来屋町は、農作物に恵まれず、主食、薪炭及び衣料品等のほとんどを米子市に依存しているため、非常な物価高であり、また本町は大山国立公園の観光ルートの最東端に位し、遊客、行商人等の来訪によつて、物価はつり上げられ全国的な高物価指数を示している。ついては、御来屋町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

御来屋町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県日野村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県日野郡日野村長川上武一郎外六名）（足鹿覺君紹介）（第一三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡日野村は、地域給一級地の根雨町及び黒坂町とにはさまれ、物資の需要関係が両町とまつたく一体で物価が高く、また交通、通信、経済、文化その他の生活水準が両町と不離一体の関係にある。ついては、日野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日野村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県阿毘縁村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県日野郡阿毘縁村岸正章外七名）（足鹿覺君紹介）（第一三九二号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡阿毘縁村は、耕地少なく、主食は自給自足ができず、また積雪が多いため冬期は諸物資をすべて肩負つて運ぶ関係上、物価は非常に高く、日常生活品も行商人より購入するので高騰するばかり、公務員の生活は困窮している。ついては、阿毘縁村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

阿毘縁村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県用瀬町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県八頭郡用瀬町長佐々木勲外十一名）（足鹿覺君紹介）（第一三九三号）及び同（請願者　鳥取県八頭郡用瀬町農林省鳥取食糧事務所郡家支所用瀬出張所長松原幸雄外九名）（古井喜實君紹介）（第三〇九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡用瀬町は、鳥取市の南方二十キロに位する人口の密集地帯で、消費生活者が多く、生活必需物価は鳥取市、津山市よりも高価である。ついては、用瀬町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

用瀬町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県河原町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県八頭郡河原町長松本義親外十名）（足鹿覺君紹介）（第一三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡河原町は、農家が全世帯の三割七分を占めているが、生産する主食は全町の需要を満たすことができず、しかも交通の要衝にあるため、鳥取、姫路等方面よりの来訪者が多く、主食の価格は鳥取市と同額であり、また一般生活必需物資は近接各都市から移入している関係上、運賃等が加算され、高価額となつている。ついては、河原町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

河原町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県船岡町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県八頭郡船岡町長橋本道明外十七名）（足鹿覺君紹介）（第一三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡船岡町は、有名な畜産市場を有し、全国より集まる業者等のため、飲食店、商工業が発達し、これらの消費物資は主として鳥取、津山方面より購入する関係上、物価指数高く、また農産物は主食すら町内の需要を満たすことができず、他地方から供給をうけている実情である。ついては、船岡町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

船岡町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県東郷松崎町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡東郷松崎町長山桝忠興外十一名）（足鹿覺君紹介）（第一三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡東郷松崎町は、東郷松崎温泉の所在地として京阪神方面からの浴客多く、温泉町の常として、諸物価は高く、しかも隣接各町村はすでに地域給の指定をうけ、本町のみが取り残され、在勤公務員はみじめな生活を営んでいる実情である。ついては、東郷松崎町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東郷松崎町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡由良町長松井鶴男外十四名）（足鹿覺君紹介）（第一三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡由良町は、県下の交通の要衝であり、また重要な教育町であつて、その関係職員多数を擁しているが、生活必需物資のほとんどを隣接地域給二級地の倉吉町より搬入するため運賃等の加算で、物価は鳥取、米子市より十五パーセント以上高い実情である。ついては、由良町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

由良町の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

脇を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県泊村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡泊村長山本文平外十名）（足鹿覺君紹介）（第一三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡泊村は、専業農家少なく、食糧は全村需要量のわずか三箇月分を生産するのみで、他は隣村より移入し、また一般生活必需品のほとんどを鳥取、倉吉等より移入するため、諸物価は運賃、手数料等が加算され、県下各地域よりも高価格である。ついては、泊村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

泊村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県浦富町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県岩美郡浦富町長中島峯次外十二名）（足鹿覺君紹介）（第一三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県岩美郡浦富町は、官公署、学校及び病院等多数を有し、司法、行政、経済、文化の県東部における中心地であり、また山陰松島と呼ばれる海岸景勝地に面し、来遊客多く、本町の消費都市的性格と相まつて、物価は非常に高騰している。ついては、浦富町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

浦富町の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県津ノ井村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県岩美郡津ノ井村長松田静治外八名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県岩美郡津ノ井村は、地域給二級地の鳥取市、宇部野村及び一級地の郡家町に囲まれ、鳥取市、津山方面よりの主食はもちろん、野菜、魚介類その他やみ買人多く、生活物資を鳥取市より移入されるため、諸物価は高騰している実情である。ついては、津ノ井村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津ノ井村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県美穂村及び大和村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県気高郡美穂村長三田吉之外七名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡美穂村及び大和村は、地域給二級地の鳥取市、大正村に隣接し、諸物価高く、両村在勤公務員はその生活苦に悩み、鳥取市、大正村へ転勤を希望する者多く、人事の交流に多大の支障を来たしている実情である。ついては、美穂村及び大和村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

美穂村及び大和村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県吉岡村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県気高郡吉岡村長稲村福寅外四名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡吉岡村は、鳥取市に隣接する温泉地で、文化水準高く、農産物、鮮魚介類を鳥取市より移入しているため、その価格はお、本請願の上は、内閣に送付すべきものと認める。

鳥取市を上まわり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、吉岡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

吉岡村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県鹿野町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県気高郡鹿野町長井上秀堯外六名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡鹿野町は、農産物の生産少なく、しかも一般生活必需物資のほとんどを京阪神地方より移入するため、諸物価は地域給一級地の浜村町及び青谷町より上まわり、在勤公務員の生活は困窮している実情である。ついては、鹿野町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿野町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県末恒村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県気高郡末恒村長倭島藤蔵外四名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡末恒村は、交通上又は地勢上地域給支給地の湖山村、浜村町と同一境環にあり、物価の点においても鳥取市より高価なものが多い実情である。ついては、末恒村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

末恒村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県湖山村の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県気高郡湖山村長上山雄次外六名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡湖山村は、地域給二級地の鳥取市に隣接し、主食をはじめ、その他生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、運賃等の加算で高物価となつている。ついては、湖山村の地域給を鳥取市と同一の級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

湖山村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県郡家町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県八頭郡地方事務所長西尾律実外二十名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡郡家町は、官公署多数を擁し、郡下の政治、文化の中心をなし、米麦の生産少なく、また一般生活物資のすべてを鳥取、津山方面より移入しているため、運賃、手数料等が加算され、物価高となつている。ついては、郡家町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

郡家町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県国中村の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県八頭郡国中村長古井万寿治外八名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡国中村は、農耕地少なく、主食をはじめ、日常生活物資を京阪神地方より鳥取市あるいは津山市を経て移入するため、運賃、手数料が加算され、諸物価は鳥取市より高額となつている。ついては、国中村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国中村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県黒坂町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県日野郡黒坂町長梅林真朗外十四名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡黒坂町は、城下町として発達してきた関係上、生活水準が高く、主食の自給ができず、近隣町村に依存し、その他の生活必需物資も境町及び岡山、島根県方面より移入するため、物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、黒坂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

黒坂町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県八橋町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県東伯郡八橋町長中井光蔵外十五名）（足鹿覺君紹介）（第一四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡八橋町は、主食の生産少なく、生活必需品も他の市町村から移入するため、諸物価は鳥取市及び米子市より高価格のもの多く、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、八橋町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

八橋町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県赤碕町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県東伯郡赤碕町長三好久義外十四名）（足鹿覺君紹介）（第一四一〇号）、同（請願者　鳥取県東伯郡赤碕町議会議長前田豊秋外十四名）（古井喜實君紹介）（第三〇九一号）及び同（請願者　鳥取県東伯郡赤碕町議会議会前田豊秋外十三名）（赤澤正道君紹介）（第三二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡赤碕町は、郡西部の中心地で、県下屈指の漁港として発展しつつあるが、最近陸上交通の発達に伴つて、鳥取、米子市及び京阪神方面からの買付が激しく、水、農産物は生産地でありながら、逆に消費地よりの移入によつて需要を満たしている現況であり、従つて物価は必然的に高く、公務員の生活は困窮している。ついては、赤碕町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

赤碕町の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県淀江町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県西伯郡淀江町長石原徹浩外十名）（足鹿覺君紹介）（第一四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡淀江町は、県下屈指の海水浴場並びに運動場を有し、観光やスポーツのため来町する者多く、町民の生活程度を高め、諸物価は著しく高騰している。ついては、淀江町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

淀江町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県境町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県西伯郡境町長足立民一郎外十八名）（足鹿覺君紹介）（第一四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡境町は、水産業を主とする消費地で、海陸交通の要衝となつているが、特に水産物の陸揚地のため全国各地より漁船が集結し、その数二百に達し、これら漁船乗組員の購入する食糧、野菜等は非常な数量に上り、勢い諸物価の高騰を来す結果、山陰各都市随一の高物価地である。ついては、境町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

境町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県上道村の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県西伯郡上道村長松永誠一郎外五名）（足鹿覺君紹介）（第一四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡上道村は、交通の利便とともに古くから商工業が発達し、村民の生活水準は向上し、年々消費地としての形態を呈し、村民の生活必需品のすべてを隣接の境町に求めるため、物価は境町と同等か、あるいはそれ以上となつている。ついては、上道村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上道村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県喜入村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県揖宿郡喜入村長白浜重任外三十

四名）（池田清君紹介）（第一四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県揖宿郡喜入村は、地域給二級地の谷山町及び一級地の指宿町、今和泉村、頴娃町、知覧町等に接し、鹿児島市の郊外地であつて、文化面、経済面のすべてを鹿児島市に依存し、文化程度も、生活水準も、他の町村に比べて著しく高くなつている。ついては、喜入村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

喜入村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は、妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県小松町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　山形県東置賜郡小松町長小関芳太郎）（西村力弥君紹介）（第一四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東置賜郡小松町は、置賜盆地の西北端飯豊連峰山麓地帯に位し、冬期は積雪量多く、十一月下旬から翌年四月まではまつたく雪に埋もれ、気温も連日零下十五度を示す状態で、耐寒冷生活費は、置賜地方の四級地域とは全然比較にならないほど多額を要し、公務員の生活は極度の困難を来している。ついては、小松町の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県東置賜郡小松町はその自然条件により、多額の出費を要し公務員の生活は極度に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は、妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県下早川村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　新潟県西頸城郡下早川村長渡辺貢外八名）（田中彰治君紹介）（第一四一六号）及び同（請願者　新潟県西頸城郡下早川村立中学校長山岸慈二外七名）（塚田十一郎君紹介）（第一六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡下早川村は、焼山、火打の頸城連山を控え、南北の丘りょうに囲まれた狭あいな土地に散在する村落によつて構成され、冬季は積雪多量で、十一月中旬より翌年三月下旬までは、まつたく雪に埋もれ、交通はと絶する状態にあるため、物価は高騰し、薪炭は近接町村より三割高を示し、在勤公務員は苦しい生活を続けている。ついては、下早川村の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

下早川村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県阿毘縁村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　鳥取県日野郡阿毘縁村長岸正章外七名）（足鹿覆君紹介）（第一四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡阿毘縁村は、高原地帯に位し、年間を通じて気温低く、特に冬期においては、積雪深く、交通機関はと絶し、必需物資の輸送は人夫の背負いによるため、物価は高騰している。ついては、阿毘縁村の寒冷地手当を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

阿毘縁村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県遠野町の地域給引上げの請願（請願者　岩手県上閉伊郡遠野町長平野三夫）（柴田養男君外二名紹介）（第一四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県上閉伊郡遠野町は、寒冷地で高原地帯に位するため、農産物の生産少なく、日常必需物資を多くの中間業者を経て購入するので、物価は大都市より高くなつている。ついては、遠野町の地域給を二給地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県上閉伊郡遠野町は、その経済事情ならびに自然条件によつて物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県大山村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　鳥取県西伯郡大山村立大山小学校長森脇慎吾外五名）（足鹿覆君紹介）（第一四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡大山村は、中国地方第一の高峰大山のすそ野にあつて、四季を通じて近隣町村より平均温度二度低く、また降雨、降雪の日数多く、十月から翌年の四月まで雪におおわれているため、本村の公務員は冬期暖房に多額の出費を余儀なくされている。ついては、大山村の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大山村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県石巻市の地域給引上げの請願（請願者　宮城県石巻市清野源助外五十二名）（佐々木更三君紹介）（第一四五六号）、同（請願者　宮城県石巻市立湊小学校長辻正外五十二名）（日野吉夫君紹介）（第一五九〇号）及び同（請願者　宮城県石巻市鬱察署長小泉卯之吉外五十名）（長谷川峻君紹介）（第二四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県石巻市は、湊水港として、また観光地として有名で、市民の生活水準高く、諸物価も、仙台市と比較して、常に一割ないし二割の高値であり、生活必需品の買物は交通費をかけても仙台市で求めた方が有利という状態にある。ついては、石巻市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

石巻市はその産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県赤井村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡赤井村地域給引上促進協議会長吉田万吉外十一名）（第一四六一号）及び同（請願者　福島県石城郡赤井村赤井第一小学校長高木重太郎外二十二名）（松井政吉君紹介）（第一七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡赤井村は、主食をはじめその他生活必需物資を他地域に求めるため、諸物価は高く、隣接平市（二級地）、好間村（一級地）と生活程度はほぼ同一であるにかかわらず、本村が未だ無級地であることは不合理である。ついては、赤井村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡赤井村は、その経済事情ならびにその地理的条件によつて、生活程度は隣接平市とほぼ同一であるという実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県夷隅郡興津町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県夷隅郡興津町長吉野貫）（森清君紹介）（第一四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県夷隅郡興津町は、隣接の小湊町、勝浦町と経済事情が同一で、しかも物価は本県の主要都市を上まわる実情にあるにかかわらず、未だ地域給無級地であることは不合理である。ついては、興津町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
千葉県夷隅郡興津町は、その経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県松尾町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県山武郡松尾町長加藤彦治外十二名）（森清君紹介）（第一四六四号）に関する報告書

原町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
神奈川県足柄下郡湯河原町は、その特殊事情により物価は著しく高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県興津町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県夷隅郡興津町長吉野貫）（森清君紹介）（第一四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県夷隅郡興津町は、その経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県松尾町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県山武郡松尾町長加藤彦治外十二名）（森清君紹介）（第一四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県山武郡松尾町は、生活必需物資のすべてを他地域に求めるため、諸物価は高く、隣接の八街町（三級地）、成東町（二級地）とまつたく同様であるにもかかわらず、現在地域給一級地であることはきわめて不合理である。ついては、松尾町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
千葉県山武郡松尾町は、その経済事情によつて諸物価は高くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県長者町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県夷隅郡長者町長金綱弘外一名）（森清君紹介）（第一四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県夷隅郡長者町は、古くから宿場町として栄え、本郡北部における教育、産業、経済の中心地であつて、交通上の要路に当るため人の交流ひん繁となり、諸物価は隣接の大原町（一級地）、茂原市（二級地）を上まわる実情で、生活水準高く、公務員の生活は困窮している。ついては、長者町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
千葉県夷隅郡長者町は、その経済事情等によつて物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大久保村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡大久保村教育委員会委員長渡本太平外二名）（井堀繁雄君紹介）（第一四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北足立郡大久保村は、地域給四級地の浦和市、大宮市に隣接し、文化的、経済的にこれら都市とほぼ同様で、諸物価、生活水準も高く公務員の生活は困窮している。ついては、大久保村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県北足立郡大久保村は、その地理的条件により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大和田町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡大和田町長並木庄兵衛外十名）（井堀繁雄君紹介）（第一四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北足立郡大和田町は、駐留軍通信隊を有し、しかも隣接の朝霞町（三級地）、大和町（三級地）と比べ、諸物価は高価であり、本町在勤公務員の生活は困窮している。ついては、大和田町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県北足立郡大和田町は、その特殊事情により物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県谷浜村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡谷浜村長小林六一郎外十名）（塚田十一郎君紹介）（第一四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡谷浜村は、耕地少なく、主食その他の自給できず、また県観光地指定の北陸第一の海水浴場を有するため、観光客等の来遊は必然的に諸物価を高め、生活水準も高く、公務員の生活は困窮している。ついては、谷浜村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
谷浜村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県中島村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県鹿島郡中島村長岳為次外十名）（益

谷秀次君紹介）（第一四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県鹿島郡中島村は、七尾市、穴水町の中間に位し、しかも主食をはじめ他の生活必需物資のほとんどを七尾、金沢両市より移入するため、物価は必然的に高騰し、両市に比べはるかに高価の実情である。ついては、中島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

七尾市と穴水町の中間に位いする中島村の経済的諸事情等よりして本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

東京都青梅市の地域給引上げの請願（請願者　農林省東京統計調査事務所青梅出張所長山上茂樹外十六名）（山花秀雄君紹介）（第一五〇六号）、同（請願者　農林省東京食糧事務所青梅出張所長矢田部正道外十六名）（並木芳雄君紹介）（第一五九七号）、同（請願者　東京都青梅市農林省東京食糧事務所西多摩支所長永田克司外十六名）（福田篤泰君紹介）（第二三八五号）及び同（請願者　東京都青梅市国鉄東京鉄道管理局青梅電車区長桑原重徳外十六名）（中村高一君紹介）（第二九一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都青梅市は、地域給五級地の立川市、八王子市、国分寺町及び府中町等に近接し、生活必需物資のすべてを都心から搬入するため物価は都心より上まわり、生活水準、諸物価等においてこれら四市町となんら異なるところがない。ついては、青梅市を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

青梅市の位置ならびに経済事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

東京都南多摩郡日野町農林省淡水区水産研究所長黒沼勝造外六名）（山花秀雄君紹介）（第一七一九号）、同（請願者　東京都南多摩郡日野地区警察署長永島陽外六名）（中村高一君紹介）（第一七二〇号）及び同（請願者　東京都南多摩郡日野町長斎野次郎外六名）（福田篤泰君紹介）（第二一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都南多摩郡日野町は、地域給五級地の立川市、八王子市に隣接し、生活環境並びに物価水準は都区内となんら異ならず、八王子、立川及び国立等と比較しても、物価ははるかに上まわつているが、未だに本町が三級地であることは不合理である。ついては、日野町を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都南多摩郡日野町の位置ならびに経済事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

東京都南多摩郡日野町の地域給引上げの請願（請願者　東京都南多摩郡日野町八千八百五十二番地中村敏夫外四名）（並木芳雄君紹介）（第一五〇八号）、同（請願者　東京都南多摩郡日野町農林省淡水区水産研究所長黒沼勝造外六名）（山花秀雄君紹介）（第一七一九号）、同（請願者　東京都南多摩郡日野地区警察署長永島陽外六名）（中村高一君紹介）（第一七二〇号）及び同（請願者　東京都南多摩郡日野町長斎野次郎外六名）（福田篤泰君紹介）（第二一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都南多摩郡日野町は、地域給五級地の立川市、八王子市に隣接し、生活環境並びに物価水準は都区内となんら異ならず、八王子、立川及び国立等と比較しても、物価ははるかに上まわつているが、未だに本町が三級地であることは不合理である。ついては、日野町を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都南多摩郡日野町の位置ならびに経済事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県杭瀬下村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県埴科郡杭瀬下村長長坂武平外五名）（井出一太郎君紹介）（第一五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県埴科郡杭瀬下村は、地域給一級地の屋代町及び埴生町と街続きをなし、三鶴町村合併の機運に向いつつある程、密接な関係を有するが、本村のみ未だ無級地であることは不合理である。ついては、杭瀬下村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県埴科郡杭瀬下村の地理的条件ならびにその政治経済事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県振岡村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県北都留郡振岡村長山口賢次外五名）（小林信一君紹介）（第一五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北都留郡振岡村は、地域給二級地の大月町と一級地の猿橋町に近接し、生活必需物資のほとんどを両町に求めるため、諸掛費等が加算され、高物価となり、また生活水準もきわめて高い。ついては、振岡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県北都留郡振岡村の地理的条件ならびに経済事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県笹子村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県北都留郡笹子村長天野寛造外五名）（小林信一君紹介）（第一五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北都留郡笹子村は、地域給二級地の大月町、一級地の勝沼町に隣接し、主食をはじめその他の生活必需物資のほとんどを両町に求めるため、諸物価は高く、また寒冷地であるため光熱費被服費等がかさみ、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、笹子村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県北都留郡笹子村の位置からできる経済事情によつて公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県富浜村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県北都留郡富浜村長小田幸策外十名）（小林信一君紹介）（第一五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北都留郡富浜村は、交通の便よく、村民の九割までが東京都に通勤し生活を維持している関係上、生活水準は小都市に等しく、東京都の生活圏内にあるため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、富浜村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県北都留郡富浜村の東京都との交通関係から考えられる経済事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県巌村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県北都留郡巌村長小林善雄外六名）（小林信一君紹介）（第一五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北都留郡巌村は、交通の便よく、村民のほとんどは京浜、東京方面に通勤して生活を維持しているため、都市の生活圏内にあって、生活水準がきわめて高いので公務員の生活は困窮している。

ついては、巌村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県北都留郡巌村の位置から生活水準はきわめて高く、従って公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県初狩村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県北都留郡初狩村長柴田吉朗）（小林信一君紹介）（第一五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北都留郡初狩村は、交通の便よく、甲斐絹機織業が盛んで、しかも東京方面への通勤者が多いため、必然的に諸物価は高騰し、生活水準はきわめて高い。ついては、初狩村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県北都留郡初狩村の交通上、また産業事情により物価は高騰し、生活水準は高くなる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県七保村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県北都留郡七保村長小高維徳外九名）（小林信一君紹介）（第一五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北都留郡七保村は、地域給二級地の大月町及び一級地の猿橋町に隣接し、産業、経済、文化、交通等は両町となんら異なるところなく、また生活水準においても同様である。ついては、七保村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県北都留郡七保村の位置ならびに経済事情等によって生活水準は高くなっている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県敷島町の地域給引上げの請願（請願者　山梨県中巨摩郡敷島町長深正昇外八名）（小林信一君紹介）（第一五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県中巨摩郡敷島町は、甲府市、千塚町及び山宮町に近接し、生活必需物資のほとんどを甲府市に求めるため、諸物価は高く、生活水準はきわめて高位である。ついては、敷島町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県中巨摩郡敷島町の位置特に甲府市との経済関係よりして生活水準が高くなる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県龍王村の地域給引上げの請願（請願者　山梨県中巨摩郡龍王村長斎藤敏夫外八名）（小林信一君紹介）（第一五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県中巨摩郡龍王村は甲府市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、諸物価は高く、消費生活は甲府市と同位にある。ついては、龍王村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県中巨摩郡龍王村は甲府市との地理的、経済的諸条件から、その消費生活は甲府市と同様である事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県昭和村の地域給引上げの請願（請願者　山梨県中巨摩郡昭和村長清水匡潤外十六名）（小林信一君紹介）（第一五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県中巨摩郡昭和村は、甲府市に隣接し、文化、経済的に同市と不離一体の関係を有し、生活水準もなんら異なるところがない実情である。ついては、昭和村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県中巨摩郡昭和村の位置ならびに文化経済事情より甲府市と生活水準を同じくする実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県奥野田村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県東山梨郡奥野田村長中村政雄外一名）（小林信一君紹介）（第一五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県東山梨郡奥野田村は、地域給二級地の塩山町に接続し、その一部を形成するがごとき現状にあり、また一級地の勝沼町、日下部町、加納岩町ともそれぞれ近接地にあって、経済的事情は少しも差異が認められず、特に塩山町とは不可分の関係を有し、すべてを同町に依存している状態である。ついては、奥野田村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県東山梨郡奥野田村の地理的条件より塩山町とその経済事情を同じくする実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県大鎌田村外一箇村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県中巨摩郡大鎌田村外一箇村組合長川口昇外八名）（小林信一君紹介）（第一五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県中巨摩郡大鎌田村及び二川村は、地理的、経済的に甲府市と不離一体の関係にあり、特に経済的には同市依存の経済圏内で、生活水準を同じくするのみならず、物価はむしろ高くなっている。ついては、大鎌田村及び二川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県中巨摩郡大鎌田村及び二川村は地理的経済的に甲府市と一体をなし生活水準を同じくする実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県玉幡村の地域給引上げの請願（請願者　山梨県中巨摩郡玉幡村長新海文三郎外五名）小林信一君紹介）（第一五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県中巨摩郡玉幡村は、先般甲府市周辺七箇町村とともに地域給一級地の指定を受けたが、今次同市は二級地より三級地に引き上げられ、本村は、そのまま取り残され不均衡な状態におかれているが、本村は甲府市の経済圏に属し、生活水準も高く、物価も異ならない状況である。ついては、玉

幡村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県中巨摩郡玉幡村は、地理的、経済的に甲府市と一体をなして、生活水準を同じくする実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県小笠原町の地域給引上げの請願（請願者　山梨県中巨摩郡小笠原町長金丸親太郎外十七名）（小林信一君紹介）（第一五二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県中巨摩郡小笠原町は、都市計画指定地域となつた二町七箇村の中心となつており、又既製服の主産地であるが、行商人の出入ひん繁で、一般物価は甲府市に比較して、一割は高く、都市計画の進ちよくに伴い家賃も著しく高騰している。ついては、小笠原町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県中巨摩郡小笠原町の産業的事情により、公務員の生活は相当の圧迫を受けている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県梁川村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県北都留郡梁川村長田村信一外十三名）（小林信一君紹介）（第一五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北都留郡梁川村は、一昨年甲府以東が東京鉄道管理局に移管され、列車の増発、電車の運転等交通状況の改善に伴つて、東京都の衛星都市的存在として、近来生活様式の都会化あるいは家賃の高騰等、生計費の増高はいちじるしく公務員の生活を圧迫している。ついては、梁川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県北都留郡梁川村の交通上の位置による経済事情により、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県竹麻村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡竹麻村長鈴木政之外七名）（石橋湛山君紹介）（第一五二四号）、同（請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所癩病院長今川平次外七名）（勝間田清一君紹介）（第三四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡竹麻村は、伊豆半島の最南端三方山に囲まれた農漁村で、主食の二分の一は他より移入し、魚類も海岸遠浅のため収穫少なく、日常生活必需品のほとんどを沼津市より搬入しているが、遠隔のへき地であるため、物価は沼津市、下田町をはるかに上まわつている。ついては、竹麻村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡竹麻村は、その産業事情ならびに経済事情により高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県南上村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡南上村長山田知機男外四名）（石橋湛山君紹介）（第一五二五号）、同（請願者　静岡県賀茂郡南上村立南上中学校長土屋慶太郎外四名）（山田彌一君紹介）（第一六五一号）及び同（請願者　静岡県賀茂郡南上村監査駐在所須藤正敬外三名）（勝間田清一君紹介）（第一七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡南上村は、伊豆半島の観光地帯の一環として発展し、観光客の来遊するものすこぶる多く、これがため同地方の諸物価は高騰し、必然的に本村もその影響を受け、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、南上村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡南上村は、その特殊事情により諸物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県小島村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県庵原郡小島村長片平清伍外八名）（佐藤虎次郎君紹介）（第一五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡小島村は、静岡みかんの主産地で、経済的に恵まれ、生活程度が高いが、生活必需物資を県下有数の高物価地帯興津町、清水市に依存するため、両市町よりさらに高くなり、本村在勤公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、小島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県庵原郡小島村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県仁科村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡仁科村長堤伝平外十名）（勝間田清一君紹介）（第一五二七号）、同（請願者　静岡県賀茂郡仁科村立仁科中学校長石川才一外九名）（山田彌一君紹介）（第二一七九号）及び同（請願者　静岡県賀茂郡仁科村仁科中学校長石川才一外十名）（遠藤三郎君紹介）（第二四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡仁科村は、土肥町とともに西伊豆における観光地として知られ、避暑、避寒の客は年年その数を激増する傾向にあつて、物価をつり上げる等消費生活にじん大な影響を与えているにかかわらず、近接の地域給支給町村と比較して、本村が無級地にあることはなはだ不合理である。ついては、仁科村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡仁科村は、その特殊事情ならびに経済事情によつて高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県熱海市の地域給引上げの請願（請願者　静岡県熱海市長山形文雄外六名）（山田彌一君紹介）（第一五二八号）及び同（請願者　静岡県熱海市熱海郵便局長小川孟敏外五名）（勝間田清一君紹介）（第三四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県熱海市は、全国の各都市に見られない温泉、観光、遊覧地としての特殊な事情を有するので、消費者価格は現在地域給五級地のいずれの都市に比べても高価であり、俸給生活者には一段と生計費の増高を来たし窮乏をきわめている。ついては、熱海市の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県熱海市は、その特殊事情により物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認めら

れる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県中大見村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡中大見村長杉本清作外四名）（山田彌一君紹介）（第一五二九号）及び同（請願者　静岡県田方郡中大見村立中大見中学校長土屋又次外五名）（勝間田清一君紹介）（第四一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡中大見村は、伊東温泉と修善寺温泉を結ぶ中央に位し、これら温泉地の発展に伴い農業中心の本村も飛躍的に発展し、今や村内の一部は市街地を形成するに至つているが、特に観光地、温泉地近郊の特殊事情とわさび、しいたけ等の特産物収入による農家の経済的水準は高く、温泉地となんら変らない事情にある。ついては、中大見村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡中大見村は、その地理的条件による経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県戸田村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡戸田村遠査駐在所野田寅雄外五名）（山田彌一君紹介）（第一五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡戸田村は、生活物資のほとんどを沼津市より移入しており、また遠洋漁業基地であるから漁船の需要による物価のつり上げ等で、沼津市をはるかに上まわる高物価となつて、公務員はきわめて窮乏し、他の地域給支給地に転出の傾向が強くなつている。ついては、戸田村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡戸田村は、その産業事情ならびに経済事情によつて高物価となり公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県朝日村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡朝日村長外岡文雄外五名）（山田彌一君紹介）（第一五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡朝日村は、地域給二級地の下田町に隣接し、同町と人事、物資の交流盛しく、経済、産業、文化等あらゆる面において密接不可分の関係にあり、生活状態はなんら異なるところがないにもかかわらず、無級地であることは不均衡である。ついては、朝日村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡朝日村は、その地理的条件により経済事情は隣接下田町と何ら異るところなき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県浜崎村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡浜崎村長田中長之助外七名）（山田彌一君紹介）（第一五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡浜崎村は、近くに蓮台寺温泉を控え、地域給二級地の下田町に接し、同町とともに名所旧跡多く、風光明びにして常に観光客が後を絶たない。かかる環境から物価が高く、生活水準も上昇し、経済的には下田町と一体の関係にある。ついては、浜崎村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡浜崎村は、その特殊事情により物価の高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県上大見村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡上大見村長荻原文清外七名）（山田彌一君紹介）（第一五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡上大見村は、伊豆中部の観光地として各地からの来遊者すこぶる多く、なかんずく近接各地に温泉がわき、三島市（三級地）、長岡町、大仁町、修善寺町（一級地）と相呼応して発展している。ついては、上大見村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡上大見村は、その特殊事情により生活水準は相当上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県佐倉村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県小笠郡佐倉村長清水操一外六名）（戸塚九一郎君紹介）（第一五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県小笠郡佐倉村は、本郡及び榛原郡南部の代表的産物である茶、甘しょその他果実類の集荷地として重要な地位を占め、近隣の掛川町、池田町、池頭方村及び御前崎村等地域給一級地となんら異らない経済事情にある。ついては、佐倉村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県小笠郡佐倉村は、その産業事情により近隣の支給地たる町村と何ら異らぬ経済条件にあるる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県口吉川村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県美嚢郡口吉川村長密祐成外九名）（岡田五郎君紹介）（第一五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美嚢郡口吉川村は、近隣の地域給一級地淡河村及び細川村と経済事情を同じくし、二級地の三木町よりも諸物価は高くなつているので、本村在勤公務員の生活は困窮はなはだしく、近時地域給支給地へ転出の傾向が著しくなつている。ついては、口吉川村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

口吉川村の特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びにその目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県三方郵便局職員の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県宍粟郡三方郵便局長秋田仁外一名）（大上司君紹介）（第一五四一号）及び同（請願者　兵庫県宍粟郡三方村議会議長柄尾勇外一名）（堀川恭平君紹介）（第二四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県宍粟郡三方村地内の三方郵便局は、地域給一級地の下三方村及び西谷村を集配区域とし、また本村は生活必需物資を二級地の山崎町よりトラックで移入しているため、著しく高物価となつている。ついては、三方郵便局職員に対して、勤務地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由
三方村の郵便局職員は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高を来たし、勤務状態は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県阿閉村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県加古郡阿閉村長平郡清外七名）（岡田五郎君紹介）（第一五四二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県加古郡阿閉村は、地域給四級地の明石市に隣接し、姫路市に近接する神戸消費経済ブロック圏内にあつて、両市と消費経済環境はまつたく同一であり、日用品、雑貨等はむしろ高価格である。ついては、阿閉村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
阿閉村は、その地理的、経済的諸事情よりして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県味間村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多紀郡味間村丹波大山駅長阪西幾三郎外三名）（有田喜一君紹介）（第一五四三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡味間村は篠山町に近接し、同町を中心とする交通網の重要地点にあつて、常に密接な関係を有するとともに阪神地方との物資の交流はげしく、純農村でありながら、都市からの買出人等によつて農産物価はつり上げられ、且つ、雑貨等は阪神地区から仕入れるため、運賃等が加算され、三割高となつている。ついては、味間村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
味間村は、その地理的、経済的特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びにその目的また妥当と認め、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県阿彌陀村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県印南郡阿彌陀村長元原利一外八名）（岡田五郎君紹介）（第一五四四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県印南郡阿彌陀村は、国家地方警察印南地区警察署、兵庫県統計調査事務所及び神戸法務局阿彌陀出張所等を有する本郡の中心地であつて、地域給四級地の姫路市、三級地の加古川市及び荒井村に囲まれている。ついては、阿彌陀村を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
阿彌陀村は、その特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びにその目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県阿閉村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県加古郡阿閉村長平郡清外七名）（岡田五郎君紹介）（第一五四二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県加古郡阿閉村は、地域給四級地の明石市に隣接し、姫路市に近接する神戸消費経済ブロック圏内にあつて、両市と消費経済環境はまつたく同一であり、日用品、雑貨等はむしろ高価格である。ついては、阿閉村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
阿閉村は、その地理的、経済的特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ本請願の趣旨並びにその目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県味間村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多紀郡味間村丹波大山駅長阪西幾三郎外三名）（有田喜一君紹介）（第一五四三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡味間村は篠山町に近接し、同町を中心とする交通網の重要地点にあつて、常に密接な関係を有するとともに阪神地方との物資の交流はげしく、純農村でありながら、都市からの買出人等によつて農産物価はつり上げられ、且つ、雑貨等は阪神地区から仕入れるため、運賃等が加算され、三割高となつている。ついては、味間村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
味間村は、その地理的、経済的特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びにその目的また妥当と認め、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県阿彌陀村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県印南郡阿彌陀村長元原利一外八名）（岡田五郎君紹介）（第一五四四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県印南郡阿彌陀村は、国家地方警察印南地区警察署、兵庫県統計調査事務所及び神戸法務局阿彌陀出張所等を有する本郡の中心地であつて、地域給四級地の姫路市、三級地の加古川市及び荒井村に囲まれている。ついては、阿彌陀村を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
阿彌陀村は、その特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びにその目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県蓮戸町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県児島郡蓮戸町長山本主一外七名）（星島二郎君紹介）（第一五四六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県児島郡蓮戸町は、地域給四級地の岡山市、三級地の倉敷市、玉野市、児島市及び牟浦町に隣接し、諸物価はこれら市町より二、三割高いが、未だ一級地として取り残されているため、公務員の生活は困窮をきわめ、他市町村への転勤希望者が続出している実情である。ついては、蓮戸町の地域給を一挙に三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
蓮戸町の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県北川村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡北川村長蔵本恒之外六名）（星島二郎君紹介）（第一五四七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県小田郡北川村は、周囲に活気旺盛な矢掛町、井原町及び笠岡市を控え、これら市町に経済的影響を受けること多く、生活程度も向上し、生活物資の価格は上昇するばかりで、在勤公務員の生活は困窮の度を深めつつある。ついては、北川村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北川村の特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情であり、本請願の趣旨並びに目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県宜山村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県芦品郡福相村長近江章外十一名）（高津正道君紹介）（第一五四九号）、同（請願者　広島県芦品郡有磨村長河村秀市外十名）（高橋禎一君紹介）（第二〇〇一号）及び同（請願者　広島県芦品郡福相村門田信太郎外十一名）（船越弘君紹介）（第二五〇〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
広島県宜山村、福相村及び有磨村の三箇村は、福知山市に隣接し、すべての生活環境はまつたく同市の経済圏内にあつて、文化的にも高水準にあるため、在勤公務員の生活は困窮している。ついては宜山村外二箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宜山村外二箇村の経済的諸条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

徳島県桑野町の地域給指定に関する請願（請願者　徳島県那賀郡桑野町長国行文雄外一名）（小笠公韶君紹介）（第一五五二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
徳島県那賀郡桑野町は、丹生谷山分といわれる十一箇町村の玄関に位し、これら町村への物資及び旅客は一応本町に集散または通過するので、その運輸並びに、交通量ともに郡内の他町村を圧し、且つ、那賀川の電源開発に伴い、ますます本町の重要性が加重され、物価指数は県南の最高を示している。ついては、桑野町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
徳島県那賀郡桑野町は、その産

業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

徳島県海部郡赤河内村は、もつぱら林産物の集荷地で、農産物を除き、日常生活物資のほとんどを村外より移入しているため、物価は高く、給与所得者の生活はきわめて困窮している。ついては、赤河内村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

徳島県海部郡赤河内村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高となり給与所得者の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

徳島県海部郡赤河内村の地域給指定に関する請願（請願者　徳島県海部郡赤河内村議会議長張西恒房外三名）（阿部五郎君紹介）（第一七四八号）に関する報告書

徳島県海部郡赤河内村は、もつぱら林産物の集荷地で、農産物を除き、日常生活物資のほとんどを村外より移入しているため、物価は高く、給与所得者の生活はきわめて困窮している。ついては、赤河内村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

徳島県海部郡赤河内村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高となり給与所得者の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

高知県山田町の地域給引上げの請願（請願者　高知県香美郡山田町長町先（長野長廣君紹介）（第一五五四号）に関する報告書

高知県山田町は、本郡下の政治、経済、文化の中心地であつて、文化程度は高く、物価は高知市と同程度の高騰を示し、衣料品、食糧品等はむしろ高価であつて、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、山田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県香美郡山田町の政治経済的環境及びその文化等を考慮すればその要求は概ね妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県日下村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡日下村長藤崎好生）（佐竹晴記君紹介）（第一五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡日下村は、高知市に近く、富岡、伊野、佐川の各町に囲まれた農村であるが、低湿地帯であるため、農業は振わず、主食その他生活物資のほとんどを村外より移入しており、現在の物価指数は伊野町となんら異なるところなく、公務員は生活苦にあえいでいる。ついては、日下村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡日下村は、高知市の近隣であること、従つてその経済地理的事情からもその要望は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

豊津村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県京都郡豊津村長熊谷兼治）（平川義一君紹介）（第一五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県京都郡豊津村は、地域給三級地の行橋町、苅田町及び二級地の泉村、犀川町に隣接し、諸物資の一切を北九州五都市から仕入れるため、物価は行橋町及び北九州諸都市を上まわる高騰を示しているにかかわらず、未だ一級地として取り残されていることは、はなはだ不合理である。ついては、豊津村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

豊津村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県八屋町外二十箇町村の地域給引上げ等の請願（請願者　福岡県築上郡八屋町二葉町築上郡地域給対策協議会委員長安部譲治外二十名）（平井義一君紹介）（第一五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県築上郡は、北九州五市に隣接し、経済事情はこれら都市に依存し、郡下の乗行場拡張工事の進展に伴い諸物価は高騰し、公務員は生活苦に悩まされている。ついては、本郡下の地域給を八屋町は四級地に、吉富町、椎田町、八津田村及び築城村は三級地に、南吉富村、三毛門村、千東村、山田村、角田村、西角田村、葛城村及び下城井村は二級地にそれぞれ引き上げ、唐原村、友枝村、西吉富村、黒土村、横武村、合河村、岩屋村及び上城井村は一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八屋町外二十箇町村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県柳川市の地域給引上げの請願（請願者　福岡県柳川市長古賀慶蔵外二十四名）（山崎巌君紹介）（第一五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県柳川市は、地域給四級地の大牟田、久留米の両市の中間に位し、筑後地方の文化、産業の中心にして、消費都市であるため、物価は両市を上まつている実情であるが、地域給が未だに二級地におかれていることは、まことに不合理である。ついては、柳川市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

柳川市の経済的諸事情等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道納内村の地域給引上げの請願（請願者　北海道雨龍郡納内村長村上落孝外十四名）（小平忠君紹介）（第一五七六号）、同（請願者　北海道雨龍郡納内郵便局長坂谷勇一外十四名）（森三樹二君紹介）（第三八〇二号）、同（請願者　北海道雨龍郡納内村教育委員会委員長佐川兼蔵外十四名）（南條徳男君紹介）（第三九一二号）及び同（請願者　北海道雨龍郡納内村議会議長竹田栄松外十三名）（山中日露史君紹介）（第四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡納内村は、旭川市と深川町の中間に位し、日常生活諸物資を同市町から移入している関係と、寒冷地であるため生活費が特にかさんで、公務員の生活は苦しい状態にある。ついては納内村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道雨龍郡納内村は、その位置ならびに経済事情により生活費がかさんで、公務員の生活は苦しい状態にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道浦臼村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道樺戸郡浦臼郵便局長佐藤勇外二十名）（小平忠君紹介）（第一五七七号）及び同（請願者　北海道樺戸郡浦臼村議会議長松田遠一外十九名）（森三樹二君

紹介）（第三八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道樺戸郡浦臼村は、札幌及び旭川の両市に近接する純農村であるが、近郷各鉱業地帯へ主食及び野菜等を供給するため、これらは意外な高値となり、日常生活物資も札幌、小樽及び留萌等より移入する関係上、物価はこれらの都市に上まわっている実情で、公務員の生活はきわめて窮迫している。ついては、浦臼村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道樺戸郡浦臼村は、その特殊事情ならびにその経済事情により物価高をきたし公務員の生活は窮迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道西興部村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道紋別郡西興部村長酒井政四郎外五名（永井勝次郎君紹介）（第一五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡西興部村は、純農村であるが、米作は皆無で、これを上川、空知方面より移入し、日常生活物資のすべてを小樽、札幌等より購入するため、これらの都市よりも物価高となり、特に積雪寒冷地で燃料費等の出費も多く、公務員の生活は困難な状態である。ついては、西興部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡西興部村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活は困難である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上渚滑村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道紋別郡上渚滑村長林重晴外三名）（永井勝次郎君紹介）（第一五七九号）及び同（請願者　北海道紋別郡上渚滑村議会議長辰田長吉外三名）（森三樹二君紹介）（第三八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡上渚滑村は、隣接する地域給一級地の滝上町、紋別町と諸物価及び生活費はなんら異ならず、むしろ割高のものが多いのにかかわらず、いまだ無級地であることは不合理である。ついては、上渚滑村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡上渚滑村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県鹿又村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県桃生郡鹿又村長伊藤強外二十六名）（日野吉夫君紹介）（第一五八〇号）、同（請願者　宮城県桃生郡鹿又村教育長松原貞雄外二十六名）（小山倉之助君紹介）（第一五八一号）、同（請願者　宮城県桃生郡鹿又村立鹿又中学校長水沢一郎外二十六名）（内海安吉君紹介）（第一九一三号）及び同（請願者　宮城県桃生郡鹿又村立鹿又小学校長菅原千秋外二十六名）（佐々木更三君紹介）（第二一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡鹿又村は、石巻市の隣接地域で、同市と地理的、経済的に不離一体の関係にあつて、本村の物価は常に石巻市より五分ないし一割五分高価であり、生計費は同市とほとんど同様である。ついては、鹿又村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県桃生郡鹿又村は、石巻市と地理的にも経済的にも一体をなし物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県鳴子町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県玉造郡鳴子町長遊佐武治）（日野吉夫君紹介）（第一五八二号）及び同（請願者　宮城県玉造郡鳴子町地域給対策協議会長遊佐武治）（内海安吉君紹介）（第一九一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県玉造郡鳴子町は、県下第一の温泉観光地で、年間多数の浴客、観光客が来町する消費地で、生活必需品は県第一の物価高を示し、地域給三級地の仙台市に比べはるかに上まわり、公務員の生計は困難を来たしている。ついては、鳴子町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県玉造郡鳴子町は、その特殊事情により著しき物価高をきたし公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県鶴巣村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県黒川郡鶴巣村菊地一男）（日野吉夫君紹介）（第一五八三号）及び同（請願者　宮城県黒川郡鶴巣村村地域給支給地編入期成連盟会長朴沢光夫）（佐々木更三君紹介）（第一七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県黒川郡鶴巣村は、仙台市、塩釜市の中間に位し、主食を除き、他の生活必需物資のほとんどをこれら各都市に求めるため高物価となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、鶴巣村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県黒川郡鶴巣村は、その位置ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県敷玉村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県志田郡敷玉村役場代表宍戸一雄外五名）（竹谷源太郎君紹介）（第一五八七号）、同（請願者　宮城県志田郡敷玉村役場宍戸一雄外五名）（庄司一郎君紹介）（第一九一四号）、同（請願者　宮城県志田郡古川地区警察署敷玉駐在所小山勇外五名）（只野直三郎君紹介）（第一九一五号）、同（請願者　宮城県古川地区警察署敷玉駐在所小山勇外五名）（佐々木更三君紹介）（第二一四〇号）及び同（請願者　宮城県志田郡敷玉村協和中学校長松本宗治外五名）（本間俊一君紹介）（第三二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県志田郡敷玉村は、地域給一級地の古川市、三本木町に隣接し、同市町と文化、経済、人事等密接不離の関係を有し、村民の生計費はこれら市町をはるかに上まわる実情である。ついては、敷玉村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県志田郡敷玉村は、古川市、三本木町と隣接し、経済事情を同じくし、村民の生計費を増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報
号外
昭和二十八年八月十日

第十六回国会　衆議院会議録第三十九号附録（その二）（五）

宮城県大衡村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県黒川郡大衡村地域給支給地区編入期成連盟会長庄子親太郎）（日野吉夫君紹介）（第一五九一号）

及び同（請願者　宮城県黒川郡大衡村地域給支給地区編入期成連盟十葉義雄）（佐々木更三君紹介）（第一二三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県黒川郡大衡村は、地域給一級地の吉岡町及び志田郡三本木町に隣接し、経済、産業、交通の要衝に位し、しかも村内に駐留軍の大演習地を有する等のため、物価は必然的に高騰し、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、大衡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県黒川郡大衡村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価の高騰をきたし公務員の生活はきわめて窮乏している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県阿仁合町の地域給引上げの請願（請願者　秋田県北秋田郡阿仁合町長小武海修治外二名）（石山權作君紹介）（第一五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県北秋田郡阿仁合町は、耕地面積少なく、米麦の生産は村民の約四箇月分を満たすのみで、従つて主食をはじめ、その他生活必需物資のほとんどを能代市、大館市等より移入するため、諸物価はきわめて高価である。ついては、阿仁合町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県北秋田郡阿仁合町は、その経済事情により物価は、著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県沼館町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡沼館町長佐々木順外十五名）（石山權作君紹介）（第一五九三号）及び同（請願者　秋田県平鹿郡沼館町教育長加藤熊六外十四名）（石山權作君紹介）（第三三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡沼館町は、交通の不便な地で、しかも半商半農の消費都市のため、生活必需物資のほとんどを他地区に求める関係上、運賃加算等で、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している。ついては、沼館町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県平鹿郡沼館町は、その経済事情によつて諸物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県小坂町の地域給引上げの請願（請願者　秋田県鹿角郡小坂町長山田孝蔵外二名）（石山權作君紹介）（第一五九四号）及び同（請願者　秋田県鹿角郡小坂町議会議長沢田芳雄外一名）（細野三千雄君紹介）（第二一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県鹿角郡小坂町は、鉱山地であり、また消費都市であるため、本町の生活必需物資のほとんどを他地区より移入する関係上、諸物価はきわめて高く、民間従業員に比べ、給与水準の低い公務員の生活は困窮している。ついては、小坂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県鹿角郡小坂町は、その産業事情ならびに経済事情により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県盛岡市外六十五箇市町村の地域給指定等に関する請願（請願者　盛岡市内丸五十七番地の八岩手県官公労組対策協議会長増井嘉一）（北山愛郎君外一名紹介）（第一五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県は、物資の供給地より隔遠に位するため、諸物価は全面的に大都市を上まわり、県民の生計費に及ぼす影響は多大である。ついては、盛岡市、釜石市、甲子村及び宮古市の地域給を四級地に、一関市、大船渡市、久慈町、長内町、大槌町及び鵜住居村を三級地に、花巻町、水沢町、遠野町、黒沢尻町、福岡町、岩谷堂町、岩泉町、田老町、千厩町、一戸町、山田町、高田町、気仙町、沼宮内町、前沢町、藤沢町、大原町及び巻堀村を二級地にそれぞれ引き上げ、並びに松尾村、湯本村、日詰町を二級地に、金ケ崎町、石鳥谷町、広田町、軽米町、大迫町、土沢町、種市町、葛巻町、滝沢町、世田米町、浄法寺町、雫石町、平館村、田山村、石切所村、御所村、湯田村、平泉村、岩崎村、和賀仙人、相去村、大更村、花泉村、見前村、徳田村、古館村、滝沢村大字滝沢、江釣子村、鬼柳村、金田一村、荒沢村荒屋新町、田頭村、寺田村、御堂村及び福岡村をそれぞれ一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県下の各市町村は、その経済地理的諸条件により物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県沼宮内町の地域給引上げの請願（請願者　岩手県岩手郡沼宮内町岩手県教員組合岩手郡支部沼宮内小学校分会皆川福松外一名）（柴田義男君紹介）（第一五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡沼宮内町は、盛岡市に隣接し、生活必需物資のけとんどを同市に求めるため、運賃等が加算され、物価、生計費は盛岡市を上まわる実情である。ついては、沼宮内町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県岩手郡沼宮内町は、その経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県千田村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡千田村長槇東海）（三宅正一君紹介）（第一五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡千田村は、郡の中心で、地域給一級地の小千谷町

及び片見町と同一経済圏にあり、両町と生活水準並びに物価指数等なんらの差異も認められない実情にある。ついては、千田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千田村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県田麦山村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡田麦山村長大渕鉄太郎外一名）（三宅正一君紹介）（第一五九九号）及び同（請願者　新潟県北魚沼郡田麦山村議会議長菅崎勝太郎）（稲葉修君紹介）（第四七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡田麦山村は、地域給一級地の小千谷町及び堀之内町の中間にあつて、両町と同一経済圏に含まれ、ほとんどの生活物資を両町に依存するので、物価はむしろ割高となつており、生活程度も変らない実情である。ついては、田麦山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

田麦山村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県堀之内町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県北魚沼郡堀之内町長佐藤栄太郎外一名）（三宅正一君紹介）（第一六〇〇号）及び同（請願者　新潟県北魚沼郡堀之内町議会議長森山政吉外一名）（小林進君紹介）（第三四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡堀之内町は、郡内第二の大町で諸官署、学校及び会社等多く、まつたくの消費地であり、物価は県内の地域給二級地よりも高くなつており、特に豪雪地帯という悪条件下にあるので、本町在勤公務員の生活は著しく窮迫している。ついては、堀之内町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

堀之内町の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県金沢村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡金沢村長児玉富平治）（三宅正一君紹介）（第一六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡金沢村は、各官公署並びに諸機関の数は郡内随一であり、諸物資は新潟市より移入するので、物価は同市を上まわり、特に冬期は新潟市よりの定期船欠航が多いのでさらに高く、しかも今般都市計画実施に伴つて家賃が著しく高騰し、公務員の生活を圧迫している。ついては、金沢村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金沢村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県相川町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県佐渡郡相川町長井口源太郎）（三宅正一君紹介）（第一六〇二号）及び同（請願者　新潟県佐渡郡相川町中学校長三浦友作）（櫻井奎夫君紹介）（第二八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡相川町は、離島という地理的悪条件に加えて、観光都市としての影響は必然的に物価の高騰を来し、しかも冬期間は新潟市との定期航路の欠航が多いためさらに高くなり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、相川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

相川町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県藪神村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡藪神村長和田又右エ門外一名）（三宅正一君紹介）（第一六〇三号）及び同（請願者　新潟県北魚沼郡藪神村議会議長茂野光茂）（稲葉修君紹介）（第四七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡藪神村は、地域的、経済的に小出町と一体の関係にあり、同町は只見川電源開発の進展並びに全国有数の大湯、栃尾温泉を控える等によつて、労働者、観光客の来町おびただしく、必然的に諸物価の高騰を招来している現状で、これがそのまま本村に影響している。ついては、藪神村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

藪神村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県小千谷町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町長位下松五郎）（三宅正一君紹介）（第一六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡小千谷町は、小千谷郷一町十五箇村の経済、文化の中心地であり、純然たる消費都市であつて、官公署、公共企業体の集結によつて、生計費が著しく高く、加えるに本町は全国一の豪雪地という生活悪条件下にあるため、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、小千谷町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小千谷町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県川井村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡川井村長佐藤[illegible]外一名）（三宅正一君紹介）（第一六〇五号）及び同（請願者　新潟県北魚沼郡川井村議会議長佐藤金七）（稲葉修君紹介）（第四七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡川井村は、信濃川をはさんで地域給一級地の小千谷町に接し、生活必需物資のほとんどを同町に求めているので、物価はむしろ上まわり、また全国一の豪雪地帯であるため、冬期間の出費はきわめて多く、本村在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、川井村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川井村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県亀田町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県中蒲原郡亀田町長渡辺幸太郎外五百四名）（佐藤芳男君紹介）（第一六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中蒲原郡亀田町は、北は新潟市に、南は新津市に接続し、交通至便にして彼我の通勤者は四千名を数え、日常生活条件においては両市とほとんど差異がないにもかかわらず、新潟市は地域給三級地に、新津市は二級地にそれぞれ引き上げられ、給与上著しく均衡を失している。ついては、亀田町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
亀田町の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県四倉町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡四倉町長花沢乙丸外十名）（松井政吉君紹介）（第一六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡四倉町は、常磐地区の北辺に位し、漁業を中心としているが、住民の大部分は純消費者で、生活必需品はほとんど平市に求めている関係上、両市を上まわる高物価となつている。ついては、四倉町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡四倉町の特殊事情ならびに特殊性により物価の高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県石城郡豊間町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡豊間町長四家健雄外四名）（松井政吉君紹介）（第一六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡豊間町は、平市及び小名浜町に生活物資を依存する純消費地であるために、物価指数は県下最高を示している。ついては、豊間町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡豊間町の特殊事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県鹿島村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡鹿島村長八代義定外四名）（松井政吉君紹介）（第一六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡鹿島村は、純農村であるが、特有な産物もなく、県下随一の高物価地である平市に接続しているため、公務員の生活は著しく苦境に置かれている。ついては、鹿島村の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡鹿島村は、その特殊事情によつて高物価をきたし、公務員の生活は著しく苦境に置かれている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県泉町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡泉町長三瓶本三郎外六名）（松井政吉君紹介）（第一六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡泉町は、常磐地域に含まれ、隣接市町における人口の密集並びに消費物価指数の高騰による影響は大である。ついては、泉町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡泉町は、その特殊事情によつて高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県江名町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡江名町長中田佑一郎外九名）（松井政吉君紹介）（第一六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡江名町は、純漁業地であつて、特殊地域のため、物価指数は県下最高を示している。ついては、江名町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡江名町は、その特殊事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県渡辺村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡渡辺村長高木信定外五名）（松井政吉君紹介）（第一六一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡渡辺村は、高物価で大消費地たる平市を中心とする常磐地区に包含され、その影響を受けること大であるが、未だ地域給が支給されないことは、はなはだ不均衡である。ついては、渡辺村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡渡辺村は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県内郷町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡内郷町議会議長菅本三義外二十名）（松井政吉君紹介）（第一六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県石城郡内郷町は、常磐炭田の中心地で、人口の六割が炭坑従業員及びその家族で占められ、日用品、雑貨、衣料品等はすべて東京方面からの供給に依存するため、県下一の高物価地となり、薄給の在勤公務員の生活は苦境におかれている。ついては、内郷町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県石城郡内郷町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて高物価をきたし公務員の生活は苦境におかれている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県平市の地域給引上げの請願（請願者　福島県平市長諸橋久太郎外十四名）（松井政吉君紹介）（第一六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県平市は、常磐炭坑を控える純消費都市であつて、物価指数は県下最高を示している。ついては、平市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
平市の特殊事情ならびに経済事情によつて物価は著しい増高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県錦町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡錦町長高木武一郎外四名）（松井政吉君紹介）（第一六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡錦町は、常磐炭田を控える人口密集地帯で、且つ、純消費地であるため、物価の高騰著しく、物価指数は県下最高を示している。ついては、錦町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡錦町は、その特殊事情によつて物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県小名浜町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡小名浜町長水野政次郎外二十五名）（松井政吉君紹介）（第一六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡小名浜町は、県下有数の都市として躍進を続け、急速に人口が増加して、住宅は著しく不足となり、一般俸給者は多額の権利金をとられるため、遠隔地からの通勤を余儀なくされ、その上、主食及び生活物資を他地方より移入するため、省線に遠い本町の物価は高騰し、俸給生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、小名浜町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡小名浜町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価は高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県平市外十七箇町村の地域給引上げ等の請願（請願者　福島県平市長諸橋久太郎外百七十一名）（關内正一君紹介）（第一六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県平市を中心とする常磐地帯は、生活物資を他地方に依存しており、炭坑地帯の人口の増加とともに需要の増大を来し、そのため県下随一の高物価地域となつている。ついては、平市、内郷町、湯本町、小名浜町、勿来町、植田町、豊間町及び好間村の地域給を三級地に、四倉町、江名町、錦町及び泉町を二級地にそれぞれ引き上げ並びに磐崎村、赤井村を二級地に、渡辺村、産業村、上遠野村及び山田村を一級地にそれぞれ指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県の平市を中心とする常磐地帯はその産業事情により高物価をきたし、それぞれの市町村における公務員の生活を苦境においている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県石城郡小名浜町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡小名浜町長水野政次郎外二十五名）（松井政吉君紹介）（第一六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡小名浜町は、県下有数の都市として躍進を続け、急速に人口が増加して、住宅は著しく不足となり、一般俸給者は多額の権利金をとられるため、遠隔地からの通勤を余儀なくされ、その上、主食及び生活物資を他地方より移入するため、省線に遠い本町の物価は高騰し、俸給生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、小名浜町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡小名浜町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価は高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県石城郡小名浜町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡小名浜町長水野政次郎外二十五名）（松井政吉君紹介）（第一六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡小名浜町は、県下有数の都市として躍進を続け、急速に人口が増加して、住宅は著しく不足となり、一般俸給者は多額の権利金をとられるため、遠隔地からの通勤を余儀なくされ、その上、主食及び生活物資を他地方より移入するため、省線に遠い本町の物価は高騰し、俸給生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県石城郡小名浜町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡小名浜町長水野政次郎外二十五名）（松井政吉君紹介）（第一六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡小名浜町は、県下有数の都市として躍進を続け、急速に人口が増加して、住宅は著しく不足となり、一般俸給者は多額の権利金をとられるため、遠隔地からの通勤を余儀なくされ、その上、主食及び生活物資を他地方より移入するため、省線に遠い本町の物価は高騰し、俸給生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県石城郡錦町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡錦町長高木武一郎外四名）（松井政吉君紹介）（第一六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡錦町は、常磐炭田を控える人口密集地帯で、且つ、純消費地であるため、物価の高騰著しく、物価指数は県下最高を示している。ついては、錦町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡錦町は、その特殊事情によつて物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県平市外十七箇町村の地域給引上げ等の請願（請願者　福島県平市長諸橋久太郎外百七十一名）（關内正一君紹介）（第一六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県平市を中心とする常磐地帯は、生活物資を他地方に依存しており、炭坑地帯の人口の増加とともに需要の増大を来し、そのため県下随一の高物価地域となつている。ついては、平市、内郷町、湯本町、小名浜町、勿来町、植田町、豊間町及び好間村の地域給を三級地に、四倉町、江名町、錦町及び泉町を二級地にそれぞれ引き上げ並びに磐崎村、赤井村を二級地に、渡辺村、産業村、上遠野村及び山田村を一級地にそれぞれ指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県の平市を中心とする常磐地帯はその産業事情により高物価をきたし、それぞれの市町村における公務員の生活を苦境においている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県石城郡好間村の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡好間村長鈴木栄一）（松井政吉君紹介）（第一六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡好間村は、常磐炭田地帯の中心地に位し、日常生活物資のほとんどを平市を中心とする商勢圏内に求めるため、運賃等が加算されて高物価となり、給与水準の低い公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、好間村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡好間村は、その特殊事情により高物価をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県石城郡好間村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡好間村長鈴木栄一）（松井政吉君紹介）（第一六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡好間村は、常磐炭田地帯の中心地に位し、日常生活物資のほとんどを平市を中心とする商勢圏内に求めるため、運賃等が加算されて高物価となり、給与水準の低い公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、好間村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡好間村は、その特殊事情により高物価をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県植田町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡植田町長渡辺国之助外十七名）（松井政吉君紹介）（第一六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡植田町は、平市を中心とする常磐炭田地帯に包含された人口密集地帯で、純消費地であるため、物価指数は常に平市と同様で、物によつては同市を上まわる状態で、給与水準の低い公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、植田町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡植田町は、その特殊事情によつて物価高をきたし、公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県左沢町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西村山郡左沢町長金子仙太郎）（牧野寛索君紹介）（第一六二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡左沢町は、県南置賜地方と県北庄内とを結ぶ最上川交通路の中継地に位し、物資流通の集散地として発達して来たもので、生産物資少なく、主要食糧を附近農村より移入し、一般生活物資を山形市及び寒河江町より購入しているため、物価は常に両市町より高騰している。ついては、左沢町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県西村山郡左沢町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県宮宿町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西村山郡宮宿町長今井治三郎）（牧野寛索君紹介）（第一六二六号）及び同（請願者　山形県西村山郡宮宿町東海林恒雄）（西村力弥君紹介）（第一六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡宮宿町は、近く左荒線の実現を見、また朝日国立公園の観光開発を計画している等、ますます発展を期待されているが、自給できるものはきわめて少なく、日常必需物資はほとんど山形市、寒河江町に仰ぎ、山形市の二割ないし三割の高物価となつている。ついては、宮宿町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
山形県西村山郡宮宿町はその特殊事情、経済事情によつて物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山形県大石田町及び尾花沢町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県北村山郡大石田町長田中一策外一名）（松岡俊三君紹介）（第一六二七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山形県北村山郡大石田町及び尾花沢町は、昭和二十六年最上地域が特定開発地域として指定されて以来、とみにその中心地として、鉱工業資源を対象とする一般企業の開発気運が活ばつとなり、経済的開拓地にみる通有現象として物価指数は上昇の一途をたどり、消費生活はきわめて困難である。ついては、大石田町及び尾花沢町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山形県北村山郡大石田町及び尾花沢町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しき高騰をきたし、消費生活は非常に窮屈である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県三芳村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡三芳村中学校長木下正平外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六二八号）及び同（請願者　埼玉県入間郡三好村議会議長金谷英男外四名）（山口六郎次君紹介）（第二二七一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡三芳村は、西は地域給三級地の所沢市及び一級地の福原村に、南は一級地の柳瀬村及び二級地の大和田町に、東は三級地の志木町及び一級地の水谷村に接して、経済事情はこれら市町村とほとんど類似しているにもかかわらず、無級地に取残されていることはまことに不均衡であり、人事交流においても支障を来している。ついては、三芳村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県入間郡三芳村は、その経済事情により周辺の支給地と同一条件にあり人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県鶴瀬村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡鶴瀬村立鶴瀬小学校長坪井儀重外六名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六二九号）及び同（請願者　埼玉県入間郡鶴瀬村議会議長塩野美雄外五名（山口六郎次君紹介）（第二二六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡鶴瀬村は、本郡の東端に位し、水谷村、志木町及び大和田町に近接しており、これらの町村一帯は米駐留軍基地朝霞町を中心として、すでに地域給一級地ないし三級地に指定され、西は三級地川越市を囲む九鉤村と福岡村とがいずれも一級地に編入され、本村のみ取り残されている。ついては、鶴瀬村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県入間郡鶴瀬村は、その隣接支給地町村と諸条件を等しくしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大井村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡大井村苗間大井小学校長阿川茂外七名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六三一号）及び同（請願者　埼玉県入間郡大井村議会議長木村安平外六名）（山口六郎次君紹介）（第二二七二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡大井村は、全戸数の五割が非農家であり、村内には練馬保安隊が駐在し、物価は必然的に高騰し、生活水準は都市とほとんど同様の状態にあるため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大井村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県入間郡大井村は、その特殊事情により物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県南畑村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡南畑村立南畑中学校長村松由治外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六三二号）及び同（請願者　埼玉県入間郡南畑村教育委員長渋谷市作外五名）（山口六郎次君紹介）（第二二六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡南畑村は、地域給三級地の志木町に接続し、生活必需物資のほとんどを同町に求めるため諸物価は高く、生計費は同町とほとんど差異がなく、隣接町村はすでに地域給の支給をうけ、本村のみが取り残されている。ついては、南畑村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県入間郡南畑村は、その経済事情により諸物価は高く生計費を上昇せしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県福岡村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡福岡村立福岡小学校長木木篤三郎外七名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六三四号）及び同（請願者　埼玉県入間郡福岡村立福岡小学校長本木篤三郎外七名）（山口六郎次君紹介）（第二四九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡福岡村は、交通の便よく、村民の多くは東京、川越、大宮及び浦和方面へ通勤し、諸物価は川越と同様であり、生計費は県下一流の都市と比べ、なんら異なるところない指数を示している。ついては、福岡村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県入間郡福岡村は、地理的条件ならびに経済事情により生計費は著しく上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県坂戸町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡坂戸町長御厨利夫外十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡坂戸町は、地域給三級地の川越市及び二級地の松山町、入間川町に隣接し、村内に駐留軍無線基地の設立も決定し、発展の途上にあるが、生活必需物資のほとんどを川越市、東京方面に求めるため、諸物価は高騰している。ついては、坂戸町を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県入間郡坂戸町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県入間村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡入間中学校長藤宮圭介外一名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡入間村は、地域給三級地の所沢市、豊岡町及び入間川町に囲まれ、村民の生活様式はこれらの市町と同等であり、生活必需物資についても近接市町村に比べ、著しく高価となつている。ついては入間村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県入間郡入間村は、地理的条件ならびに経済事情により著しく高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県柳瀬村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡柳瀬小学校長平岡正次外六名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六三六号）及び同（請願者　埼玉県入間郡柳瀬村議会議長新井計次外五名）（山口六郎次君紹介）（第二二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡柳瀬村は、東京都、所沢市、大和田町等に隣接し、生活必需物資のほとんどをこれら各都市に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は高騰している。ついては、柳瀬村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県入間郡柳瀬村は、その経済事情により諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県柳瀬村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡柳瀬小学校長平岡正次外六名）（平岡忠次郎君紹介）（第一六三六号）及び同（請願者　埼玉県入間郡柳瀬村議会議長新井計次外五名）（山口六郎次君紹介）（第二二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡柳瀬村は、東京都、所沢市、大和田町等に隣接し、生活必需物資のほとんどをこれら各都市に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は高騰している。ついては、柳瀬村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県入間郡柳瀬村は、その経済事情により諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県川西町及び黒羽町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県那須郡川西町長磯政光外二十二名）（船田中君紹介）（第一六三七号）、同（請願者　栃木県那須郡黒羽町議会議長大野清司外二十一名）（黒澤幸一君紹介）（第二一二五号）及び同外四件（請願者　栃木県那須郡黒羽町議会議長大野清司外九十六名）（黒澤幸一君紹介）（第四七三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県那須郡川西町及び黒羽町は、本県北部の政治、経済、文化の中枢的存在をなし、商工業の発展目覚ましく、生活必需物資のほとんどを宇都宮市、東京方面に求めるため、諸物価は高く、地域給一級地の各町村となんら異なるところがない。ついては、川西町及び黒羽町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
栃木県那須郡川西町及び黒羽町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県蘇原町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県稲葉郡蘇原町長水野善吾外一名）（山本幸一君紹介）（第一六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県稲葉郡蘇原町は、隣接の岐阜市、那加町及び鵜沼町と同一物価指数を示し、これら市町と本町は同一の扱いを受けてきたが、今回那加町や岐阜市が地域給三級地に引き上げられたにもかかわらず、本町のみが一級地に据え置かれたことはまことに遺憾である。ついては、蘇原町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県稲葉郡蘇原町は、その経済事情により物価等は隣接の岐阜市、那加町と同位にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県岩科村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡岩科村長菊池庸雄外五名）（山田彌一君紹介）（第一六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県賀茂郡岩科村は、伊豆の観光地として海岸に多くの名勝を有し、観光客、避暑客の往来はひん繁をきわめ、本村の物価を必然的に高騰させ、また生活必需物資のほとんどを東京、下田等に求めるため、運賃等の加算で一段と高物価の実情にある。ついては、岩科村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県賀茂郡岩科村は、その特殊事情により物価を高騰させている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県三坂村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡三坂村長外岡和平治外四名）（山田彌一君紹介）（第一六四〇号）、同（請願者　静岡県賀茂郡三坂村三坂郵便局長萩原弘二外三名）（石橋湛山君紹介）（第二〇一四号）及び同（請願者　静岡県賀茂郡三坂村三坂郵便局長萩原弘二外四名）（勝間田清一君紹介）（第三四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県賀茂郡三坂村は、伊豆半島の最南端に位し、交通不便で、生活必需物資のほとんどを東京、沼津、下田町等に求めるため、運賃等が加算され、高物価となり、生計費は都市居住者となんら異ならない。ついては、三坂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県賀茂郡三坂村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県西浦村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡西浦村長大谷信雄外四名）（山田彌一君紹介）（第一六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県田方郡西浦村は、連峰山等の観光地を有し、観光客の往来はひん繁で、本村の諸物価を必然的に高騰させ、また生活必需物資のほとんどを沼津市に求めるため、さらに高物価となり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、西浦村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県田方郡西浦村は、その特殊事情ならびに経済事情により高物価となり、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県江間村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡江間村長佐々木秀哉外四名）（山田彌一君紹介）（第一六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県田方郡江間村は、伊豆長岡等の観光温泉都市に接続し、生活必需物資のほとんどを三島、沼津方面に求めるため、物価は高く、また近接町村は地域給一級地に指定され、本村のみが無級地で、在勤公務員の生活実態は困窮している。ついては、江間村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県田方郡江間村は、その特殊事情ならびに経済事情から高物価となり、公務員の生活を困窮せ

しめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県下大見村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡下大見村長藤辺正二外二名）（山田彌一君紹介）（第一六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡下大見村は、観光温泉都市の修善寺町及び伊東市の中間に位し、隣接の宇佐美村、北狩野村はすでに地域給の指定をうけ、本村の物価は東京、沼津、三島等と比べ上まわる現状で、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、下大見村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡下大見村は、その特殊事情により、物価は相当に高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県下狩野村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡下狩野村長酒井友信外四名）（山田彌一君紹介）（第一六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡下狩野村は、観光温泉地であるため来遊客ひん繁で、必然的に諸物価は高騰し、物価及び生活水準は東京、三島に比べ上まわるほどで、公務員の生活は困窮している。ついては、下狩野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡下狩野村は、その特殊事情により物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県上狩野村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡上狩野村長城所啓外十四名）（山田彌一君紹介）（第一六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡上狩野村は、観光温泉地であるため来遊客ひん繁で、必然的に諸物価は高騰し、物価及び生活水準は東京、沼津等を上まわるほどで、公務員の生活は困窮している。ついては、上狩野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡上狩野村は、その特殊事情により物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県内浦村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡内浦村長大川渉外四名）（山田彌一君紹介）（第一六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡内浦村は、地域給三級地の沼津市及び一級地の長岡町、大仁町等に近接し、しかも本村は観光地を有するため観光客の来遊は必然的に諸物価を高騰させ、これら各市町と物価及び生活水準はなんら異なるところがない。ついては、内浦村を地域給支給地として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡内浦町は、その特殊事情により諸物価を高騰させ生活水準は上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県西豆村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡西豆村長永岡伝作外六名）（山田彌一君紹介）（第一六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡西豆村は、温泉、観光地及び海水浴場を有するため、来遊客ひん繁で、諸物価は必然的に高騰し、しかも本村の生活必需物資のほとんどを沼津市等に求める関係上、諸物価、生活水準はきわめて高位にある。ついては、西豆村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡西豆村は、その特殊事情ならびに経済事情により諸物価は高く生活水準は上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県賀茂郡下河津村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡下河津村長千葉蓉山外十二名）（山田彌一君紹介）（第一六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡下河津村は、温泉観光地の消費町であつて、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は高く、生活水準もきわめて高位にあり、公務員の生活は窮乏している。ついては、下河津村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡下河津村は、その特殊事情ならびに経済事情により諸物価は高く生活水準は上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県南崎村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡南崎村長平山富次外七名）（山田彌一君紹介）（第一六四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡南崎村は、風光明びの景勝地を有し、観光客の来遊ひん繁で、生活必需物資のほとんどを下田町より移入するため、諸物価は高騰し、生活水準もきわめて高位にある。ついては、南崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡南崎村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は高騰し生活水準はきわめて高いという実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県両河内村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県庵原郡両河内村長柴山久一郎外八名）（佐藤虎次郎君紹介）（第一六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡両河内村は、みかん及び茶の産地として、また新貿易港清水市の近接地として、生活程度が高く、物価は清水市、興津町を上まわる高価となつているので、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、両河内村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県庵原郡両河内村は、その特殊事情により生活程度高く、物価は高騰して公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣

に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

富山県阿尾村の地域給指定に関する請願（請願者　富山県氷見郡阿尾村全官公協議会長茱谷儀兵衛）（内藤友明君外二名紹介）（第一六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県氷見郡阿尾村は、氷見市と接し、単に行政区域を異にするのみで、地理的形態及び交通状況は同市に包含され、密接不可分の関係にあるが、地域給においては同市は二級地であり、公務員の給与面の懸隔がはなはだしく、人事交流に支障を来たしている。ついては、阿尾村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

氷見市に隣接する阿尾村の経済的諸事情よりして本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

富山県上庄村の地域給指定に関する請願（請願者　富山県氷見郡上庄村長伯水正英）（内藤友明君外二名紹介）（第一六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県氷見郡上庄村は、氷見市と接続し、その境界は本村の全境界の半ばを占め、従来密接不離の関係にあつて、彼我の通勤者は相当数に上り、生活必需品はもちろん文化、娯楽に至るまで同市に依存しているが、地域給においては氷見市は二級地で、本村は無級地というはなはだ不均衡な待遇にある。ついては、上庄村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

氷見市に接続する上庄村の立地条件等よりして本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

富山県十二町村の地域給指定に関する請願（請願者　富山県氷見郡十二町村全官公協議会長積良徹）（内藤友明君外二名紹介）（第一六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県氷見郡十二町村は、地域給二級地の氷見市に接続して密接な関係にあり、生活必需品はもちろん文化、娯楽に至るまで同市に依存しているので、生活水準も物価指数もはなはだ高く、しかも無級地のため公務員は同市以上の生活難を余儀なくされている。ついては、十二町村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

氷見市に接続する氷見郡十二町村の経済的諸事情等よりして本請願の趣旨並びに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府山田郵便局職員の地域給引上げの請願（請願者　大阪府三島郡山田村長箕林信雄外一名）（原田憲君紹介）（第一六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府吹田局区内山田郵便局職員は、所在地山田村に勤務しているが、同村は吹田市、茨木市及び箕面町に接続してその中間にあり、大阪駅には約二十分の近距離にあるため、生活程度もはなはだ高く、物価は大阪市内よりはるかに高くなつているが、地域給においては近隣各地域に比較し、きわめて不均衡な低位におかれている。ついては、山田郵便局職員の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪府山田村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府中村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府南河内郡中村長土井一郎外一名）（杉山元治郎君紹介）（第一六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府南河内郡中村は、富田林市と地理的、経済的にきわめて密接な関係にあり、生活程度及び物価指数において同市となんら差異がなく、また大阪市内にも近いので、通勤者等がはなはだ多く、すべて生活環境はこれら都市の影響下にある。ついては、中村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪府南河内郡中村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高くすべての生活環境は富田林市なみにある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県村岡町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美方郡村岡町長松岡保治外十四名）（佐々木盛雄君紹介）（第一六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡村岡町は、つとに文化が発達し、町制実施以来七十年、本郡東部における行政、経済の中心地にして、木材及び木炭の一大生産地であり、県下屈指の畜産地で、商取引、交通等盛んで小都市を形成し、その経済事情に基く、先般の地域給一級地の指定は近隣各町村に比較して低きに失している。ついては、村岡町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県美方郡村岡町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県三方村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡三方村長小田垣陸三外六名）（有田喜一君紹介）（第一六六〇号）及び同（請願者　兵庫県城崎郡三方村議会議長佐藤正鶴外五名）（小島徹三君紹介）（第二三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡三方村は、人口、戸数ともに県下第三位、但馬において首位を占める文化的大村で、隣接地域給二級地の日高町と関係深く、生活上実質的に同一区内となつている。しかも同町を始め二級地の八鹿町、三級地の豊岡市、一級地の国府村及び村岡村が囲んでいるので、無級地の本村は人事行政上多大な影響を受けている。ついては、三方村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県城崎郡三方村は、その経済事情において日高町と異るところなく、さらに支給地が周辺を囲んでいるため人事行政に支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県新井村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡新井村長田口猪之助外二名）（有田喜一君紹介）（第一六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡新井村は、地域給二級地の柏原町、一級地の生郷村に隣接し、近い将来当然合併を予想される環境にあるので、生活事情をほとんど同じくしており、諸一物資を阪神地方に仰いでいる関係上、阪神を上まわる高価となり、公務員の生活は常に脅かされている。ついては、新井村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県氷上郡新井村は、その経

済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は脅かされている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県加古川市の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県加古川市長浅見久夫外五十五名）（岡田五郎君外一名紹介）（第一六六二号）及び同（請願者　兵庫県加古川市税務署長松川道哉外五十四名）（岡田五郎君紹介）（第一四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加古川市は、明石市及び姫路市の中間にあつて、明姫経済圏の一環として枢要な地位を占め、市民生活には多くの共通性を有し、同市を中心とする周辺はいわゆる播州工業地帯を形成し、生産及び消費ともに著しく、物価は明石市、姫路市より常に上位にあつて、公務員は生活に苦しんでいる。ついては、加古川市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県加古川市は、その経済事情ならびに産業事情により物価は著しく高騰して公務員は生活に苦しんでいる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県小田町村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県上浮穴郡小田町村長篠崎長之進外六名）（關谷勝利君紹介）（第一六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県上浮穴郡小田町村は、県下における木材の生産額は第一位で、労働者の賃金水準及び農家の所得は相当高く、また松山市、久万町の経済的影響下にあるため、生計費においてはこれら市町と差異が認められない。ついては、小田町村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県上浮穴郡小田町村は、その産業事情により生計費は松山市と差異がない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県横河原郵便局職員の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県横河原郵便局長坂本良雄外四名）（關谷勝利君紹介）（第一六六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県横河原郵便局は、郵便市内地にある他の諸官庁がすべて地域給を支給され、本局のみが無級地となつているが、本局は横河原町の中心地にあつて、同町は物価指数においても松山市と同等にあり、同市と経済事情になんらの差異を認められない状況下にある。ついては、横河原郵便局職員を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県横河原郵便局は、その地理的条件により経済事情は松山市となんら差異がない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県富士松村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県碧海郡富士松村長近藤伊三郎外六名）（小林錡君紹介）（第一六六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡富士松村は、物価を中心とする人口、交通、産業等あらゆる実態を調査し、その諸条件を検討した結果、周辺地域給支給地の各町村となんら異らないのみならず、むしろ高物価な位である。ついては、富士松村の地域給を二級地以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県碧海郡富士松村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県明治村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県碧海郡明治村長沢田芳男外十一名）小林錡君紹介）（第一六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡明治村は、生活水準並びに物価指数等において、地域給支給地の近隣諸市町村と異ならない実状にありながら、無級地に取り残されているので、本村の人事交流ひいては発展のためはなはだ障害となつている。ついては、明治村を二級地又はそれ以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県碧海郡明治村は、その経済事情により物価は高騰して人事の交流を妨げている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県倉敷市の地域給引上げの請願（請願者　岡山県倉敷市長高橋勇雄外一名）（星島二郎君紹介）（第一六六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県倉敷市は、従来より地域給の引き上げについて、すでに再三請願、陳情をしており、他府県の都市あるいは県内における岡山市との物価、生計費等の実情を比較するに、本市の地域給は不当に低く、公務員はきわめて不利の待遇を余儀なくされている。ついては、倉敷市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県倉敷市は、その経済事情よりみるに地域給は不当に低く公務員はきわめて不利な待遇を受けている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県高松町外三箇町村の地域給引上げの請願（請願者　岡山県吉備郡高松町長桐野寛外三名）（犬養健君紹介）（第一六六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡高松町、真金町、生石村及び都窪郡加茂村は、吉備郡東部並びに都窪郡北部にわたる交通、経済の要点をなし、将来合併の気運にあるが、岡山市に近接し、物価は県下主要都市に比較して、その差異が認められるのみならず、むしろ高い実情である。ついては、高松町、真金町、生石村及び加茂村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県吉備郡高松町、真金町、生石村及び都窪郡加茂村は、その産業事情ならびに地理的条件により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県福田村の地域給引上げの請願（請願者　岡山県都窪郡福田村長増田敏庠外三名）（犬養健君紹介）（第一六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡福田村は、由来岡山、倉敷両市を結ぶ連さ区域であり、県南部の交通、産業及び経済上の重要地域として、両市を中心とする緊密な一環を形成し、先般両市に編入され、一躍地域給三級地に指定された近隣各農村と同様な経済条件にある。ついては、福田村を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県都窪郡福田村は、その地

理的条件により岡山市、倉敷市と同様な経済事情にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県庄村の地域給引上げの請願（請願者　岡山県都窪郡庄村長難波時太郎外五名）（犬養健君紹介）（第一六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡庄村は、県南部の交通上、経済上の重要地域として、岡山、倉敷両市を中心とする緊密な一環を形成し、先般両市に編入され、一躍地域給三級地に指定された近隣各農村と同様な経済条件にあるので、本村が一級地のまま据え置かれていることは不合理である。ついては、庄村を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県都窪郡庄村は、その地理的条件により岡山市倉敷市と同様な経済事情にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県津山市の地域給引上げの請願（請願者　岡山県津山市長中島琢之外一名）（小枝一雄君紹介）（第一六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県津山市は、県北部の政治、教育、文化の中心地として、岡山市を始め県内外の主要都市との交流がひん繁に行われているので、市民の生活文化は著しく程度が高く、また非戦災消費都市として商業都門の発達目覚しく、諸物資は京阪神に依存する関係上、これら都市を上まわる高物価である。ついては、津山市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

諸物資を京阪神に依存する津山市の地理的、経済的諸事情よりして、高物価は免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県嘉瀬村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県佐賀郡嘉瀬村長高取吉次外九名）（井手以誠君紹介）（第一六七四号）、同（請願者　佐賀県佐賀郡嘉瀬村議会議長高津秀作外八名）（館林三喜男君紹介）（第一九九八号）及び同（請願者　佐賀県佐賀郡嘉瀬村議会議長高津秀作外九名）（江藤夏雄君紹介）（第二七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県佐賀郡嘉瀬村は、県より厚生住宅地として指定され、また地域給三級地の佐賀市が近く具体化、実現をみる大都市計画の第一次計画に編入されており、同市へのバス往復は日に三百回という状況にあるので、経済環境はほとんど同様である。ついては、嘉瀬村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀県嘉瀬村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県佐賀郡嘉瀬村長高取吉次外九名）（井手以誠君紹介）（第一六七四号）、同（請願者　佐賀県佐賀郡嘉瀬村議会議長高津秀作外八名）（館林三喜男君紹介）（第一九九八号）及び同（請願者　佐賀県佐賀郡嘉瀬村議会議長高津秀作外九名）（江藤夏雄君紹介）（第二七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県佐賀郡嘉瀬村は、県より厚生住宅地として指定され、また地域給三級地の佐賀市が近く具体化、実現をみる大都市計画の第一次計画に編入されており、同市へのバス往復は日に三百回という状況にあるので、経済環境はほとんど同様である。ついては、嘉瀬村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

星野村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県八女郡星野村長西田定夫外十五名）（稲富稜人君紹介）（第一六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡星野村は、星野金山として知られる鉱山地帯で、また県下第一位の製材地であり、あるいは名所池の山公園は県下唯一の湖水で、キャンプ村開設により遊覧地である等、これらの特殊事情によつて文化水準、生活程度が高いのみならず、諸物資も著しく高価である。ついては、星野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

星野村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県八女郡星野村長西田定夫外十五名）（稲富稜人君紹介）（第一六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡星野村は、星野金山として知られる鉱山地帯で、また県下第一位の製材地であり、あるいは名所池の山公園は県下唯一の湖水で、キャンプ村開設により遊覧地である等、これらの特殊事情によつて文化水準、生活程度が高いのみならず、諸物資も著しく高価である。ついては、星野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

星野村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県八女郡星野村長西田定夫外十五名）（稲富稜人君紹介）（第一六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県田川郡採銅所村は、交通機関の発達に伴い、近接田川市の郊外地として、消費地的様相を呈し、物価指数は逐年上昇し、公務員の生活は圧迫している。ついては、採銅所村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

採銅所村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県採銅所村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県田川郡採銅所村長奥友太郎外十名）（池田禎治君紹介）（第一六七六号）及び同（請願者　福岡県田川郡採銅所村岩永伝一外七名）（鶴田昌子君紹介）（第二〇四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県田川郡採銅所村は、交通機関の発達に伴い、近接田川市の郊外地として、消費地的様相を呈し、物価指数は逐年上昇し、公務員の生活は圧迫している。ついては、採銅所村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

採銅所村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県武蔵町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県東国東郡武蔵町長西村栄一外五名）（西村英一君紹介）（第一六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県東国東郡武蔵町は、日用雑貨の生産工場を有せず、これを大分、別府、中津等の卸商を経て、京阪神、東京方面から仕入れるので、運賃諸掛りが加算されて高価となり、公務員の生活を極度に脅威している。しかるに本町は無級地であるため、公務員は定住する意思なく、機会あるごとに転勤を希望し、本町の行政事務等に多大の支障を来している。ついては、武蔵町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

武蔵町の物価水準ならびに消費形態等より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県隼人町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県姶良郡隼人町長末永武蔵外二名）（宿吉栄二君紹介）（第一六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡隼人町は、近時住宅及び上水道施設の促進や観光資源の開発と相まつて、鹿児島市その他県外との交通並びに文化、経済の交流はますますひん繁となり、消費都市的様相を呈し、主食を除いた他の生活必需品の五十五パーセントを鹿児島市の問屋筋に求めている状況で、町内の小

兼本県隈庄町の地域給指定に関する請願（請願者　兼本県下益城郡隈庄町長木下乙吉外八名）（上塚司君紹介）（第一六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兼本県下益城郡隈庄町は、鉄道沿線を遠く離れて交通機関に恵まれず、生活必需品を兼本市より移入するため、物価は同市をはるかに上まわつているのみならず、人口の増加により在職公務員は住宅難、生活苦にあえいでいる状況である。ついては、隈庄町を地域給二級地若しくは一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

隈庄町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

物価は同市より高く、公務員の生活を著しく圧迫している。ついては、隼人町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

隼人町の立地条件ならびに経済的諸事情にかんがみ本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県樋脇町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡樋脇町長木場早兵衛）（池田清志君紹介）（第一六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡樋脇町は、現在地域給の指定を受けていないが、二級地の川内市、串木野市に隣接して、経済的に同一状況下にあり、且つ、温泉街を有するため、物価は両市よりむしろ高くなつている。ついては、樋脇町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

樋脇町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県開聞村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県揖宿郡開聞村長日高万里彦）（池田清志君紹介）（第一六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県揖宿郡開聞村は、今泉村に接続する薩南交通の要衝の地で、薩南地区における産業、教育、文化の中心地であるとともに県下における優秀な景勝地として広く知られ、四季観光客の絶えることなく、町内の人口も五千に達し、まつたく近代都市の様相を呈し、物価は高く、文化水準においても一級地の隣接町となんら異ならない。ついては、開聞村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

開聞町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県下の寒冷地手当引上げの請願（請願者　盛岡市内丸岩手県官公労組対策協議会長増井嘉一）（北山愛郎君外一名紹介）（第一六八二号）及び同（請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第五四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県は、寒冷且つ交通不便のため、在勤公務員は他府県に比べ、著しく生活費の増高をみ、低額ベースの現況下にあつて、赤字生活に困窮している。ついては、寒冷地手当の五級地を十割とし、以下二割刻みに改訂するとともに、本県の寒冷地手当三級地を解消し、九戸郡、紫波郡、神賀郡、江刺郡、和賀郡、胆沢郡及び下閉伊郡のうち有芸村、刈屋村、上閉伊郡のうち土淵村、青笹村、上郷村、気仙郡のうち世田米町、上有住村、下有住村、東磐井郡のうち興田村、西磐井郡厳美村を五級地に並びにその他の町村を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県は、その自然条件によつて公務員の生活は相当の圧迫をうけ困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県宮内町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　山形県東置賜郡宮内町長菅野貞吉）（黒金泰美君紹介）（第一六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東置賜郡宮内町は、三方山に囲まれているため、気候は大陸的で、十一月下旬より翌年四月までの間は丈余の積雪と寒波のうちに埋もれ、交通はと絶し、燃料費、被服費、雪害復旧費等の経費は多額を要し、生計費の大半は耐寒費に向けざるを得ない状態にある。ついては、宮内町の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県東置賜郡宮内町は、その自然条件により多額の経費を要し生活に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道小清水村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道斜里郡小清水村長静原教外二名）（永井勝次郎君紹介）（第一七〇四号）、同外一件（請願者　北海道斜里郡小清水村議会議長高橋隆志外一名）（森三樹二君紹介）（第三七六九号）、同（請願者　北海道斜里郡小清水村地区全官公議長加藤久信外二名）（森三樹二君紹介）（第四九三九号）及び同（請願者　北海道斜里郡小清水村議会議長高橋隆志）（小平忠君紹介）（第四九四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡小清水村は、交通が不便なため、生活必需物品の札幌、小樽、北見、網走各市よりの移入輸送費が意外にかさんで、物価はこれらの各市よりも上まわる実情である。ついては、小清水村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道斜里郡小清水村は、その地理的条件によつて物価は相当の上昇を余儀なくされている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県古川市及び三本木町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県古川市及三本木町地域給対策委員会代表猪股春雄）（佐々木更三君紹介）（第一七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県古川市及び三本木町は、本県北部の政治、経済、文化の枢要地で、諸物価は想像以上に高騰して公務員の生活を窮迫し、人事の交流に支障を来たしている実情である。ついては、古川市、三本木町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県古川市及び三本木町は、その特殊事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活を苦境におく実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県富谷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県黒川郡富谷村地域給支給地区編入期成連盟会長気仙栄次郎）（佐々木更三君紹介）（第一七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県黒川郡富谷村は、仙台、塩釜の両市と経済の交流ひん繁で、文化水準高く、生活必需品を両市に依存するため、物価は両市に比べ二割ないし三割高を示めしている。ついては、富谷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県黒川郡富谷村は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県田尻町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県遠田郡田尻町長佐々木敬一外七名）（佐々木更三君紹介）（第一七〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県遠田郡田尻町は、大消費地の古川市に隣接して経済、文化、交通の枢要部を占め、生活必需物価は仙台、古川の両市と比べてその差がなく、附近の地域給一級地の各町よりも高物価な実情である。ついては、田尻町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
宮城県遠田郡田尻町は、その特殊事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県落合村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県黒川郡落合村地域給支給地区編入期成連盟会長佐藤運治）（日野吉夫君紹介）（第一七一一号）、同（請願者　宮城県黒川郡落合村武藤運三郎）（佐々木更三君紹介）（第二二三七号）及び同（請願者　宮城県黒川郡落合村地域給支給地区編入期成連盟会長佐藤運治）（本間俊一君紹介）（第三二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県黒川郡落合村は、地域給一級地の吉岡町に隣接し、主食を除き、すべての生活物資を仙台、塩釜の両市に依存しているため、物価は常に一割ないし二割の高値を示し、俸給生活者は生活難に追れている実情である。ついては、落合村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
宮城県黒川郡落合村は、その経済事情によつて物価高をきたし俸給生活者は生活難にあえいでいる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山形県東根町の地域給引上げの請願（請願者　山形県北村山郡東根町全駐労山形地区本部委員長田中利一外十三名）（上林與市郎君外一名紹介）（第一七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県北村山郡東根町は、戦後に米軍が駐留するとともに一躍準消費都市に変じて、日常生活物資は著しくはね上り、他に比類なき物価指数を示し、公務員の生活は根底からゆすぶられている。ついては、東根町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
山形県北村山郡東根町は、その特殊事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活はすつかり困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県十二所町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡十二所町長野口弘外一名）（石山襁作君紹介）（第一七一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
秋田県北秋田郡十二所町は、大館、鷹巣、尾去沢の各市町に隣接した米単作地であるが、主食以外の生活物資をこれらの市町に依存しているため、物価は同市町となんら異ならず、特に大滝温泉を有するため、観光渇客の増加に伴い、更に高物価となり、公務員の生活は困窮している。ついては、十二所町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
秋田県北秋田郡十二所町は、その産業事情、経済事情及び特殊事情により物価高となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県豊岩村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県河辺郡豊岩村長鈴木時之助外三名）（石山襁作君紹介）（第一七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
秋田県河辺郡豊岩村は、秋田市に接続し、主食以外の生活物資を秋田市より供給するので、物価は同市と変らず、むしろ上まわる実情にありながら地域給が指定されないことは遺憾である。ついては、豊岩村の地域給を秋田市と同様の二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
秋田県河辺郡豊岩村は、その経済事情によつて物価はほとんど秋田市と差異がない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

神奈川県三崎町の地域給引上げの請願（請願者　神奈川県三浦郡三崎町長草場林太郎）（志村茂治君紹介）（第一七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
神奈川県三浦郡三崎町は、漁港の関係上、従来より生産地と見なされていたが、実情は消費地で、一般生活必需品は輸送その他の関係で、横浜、横須賀両市より一割ないし二割の高額で、近隣の地域給四級地の逗子町、葉山町及び五級地の橋須賀と比較すれば、本町の地域給は不合理である。ついては、三崎町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
神奈川県三浦郡三崎町は、その産業事情ならびに経済事情により高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県大和田町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県千葉郡大和田町長大沢石松外八名）（吉川兼光君紹介）（第一七二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県千葉郡大和田町は、千葉、船橋両市の中間に位し、津田沼、幕張、三宮の三町に接続し、近時京成電鉄沿線における重要な位置を占めるに至り、新興市街地として発展しつつあつて、物価の高騰及び近代都市化傾向の点において、前記二市三町と事情を同じくしている。ついては、大和田町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
千葉県千葉郡大和田町は、その経済地理的条件によつて物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県新発田市の地域給引上げの請願（請願者　新潟県新発田市長近藤勇次外二名）（渡邊良夫君紹介）（第一七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県新発田市は、下越蒲原平野の産業、文化、交通の中心地で、既設工場の拡張及び企業の進展、国鉄白新線の敷設、あるいは保安隊の駐屯等、市勢の躍進に伴つて人口の増加も激しく、諸物価の上昇又は住宅事情の悪化等のため、公務員の生計は著しく困窮している。ついては、新発田市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
新発田市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを

議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県神郷村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県上水内郡神郷村長矢島清隆外十名）（中澤茂一君紹介）（第一七二四号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
長野県上水内郡神郷村は、郡下商工業のもつとも発展した地域で、交通網の充実によつて長野市の郊外都市たるを期しているが、生活必需物資の多くを長野市に依存している関係上、同市はもちろん近接地域給指定地の須坂、中野両町を上まわる物価高である。ついては、神郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県上水内郡神郷村は、その産業経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山梨県石和町の地域給引上げの請願（請願者　山梨県東八代郡石和町長杉田五平）（古屋貞雄君紹介）（第一七二五号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
山梨県東八代郡石和町は、甲府市の東玄関に当り、近時産業、経済とみに進展し、生活様式は非常に近代化し、物価もきわめて騰貴しておるにもかかわらず、地域給においては甲府市は三級地にして、本町は一級地とはなはだ不均衡を生じ、公務員の人事行政上幾多の支障を来している。ついては、石和町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
山梨県東八代郡石和町は、産業経済事情より公務員の人事行政に多くの支障を来している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山梨県相興村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県東八代郡相興村中学校長七沢治雄）（古屋貞雄君紹介）（第一七二六号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
山梨県東八代郡相興村は、地域給一級地の加納岩町、日下部町、日川村及び勝沼町と同一経済圏にあつて、生活程度も高く、物価もこれら町村よりむしろ上まわるほどであるため、公務員の生活はきわめて困難を来している。ついては、相興村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山梨県東八代郡相興村の地理的条件経済事情により公務員の生活は相当に困難に当面している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県御嵩町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県可児郡御嵩町郵便局長蕪井一雄外十四名）（加藤鐐造君紹介）（第一七二七号）及び同（請願者　岐阜県可児郡御嵩町長須田太郎外十五名）（平野三郎君紹介）（第一八九五号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
岐阜県可児郡御嵩町は、日常生活必需物資のほとんどを名古屋、岐阜及び多治見方面から移入しているが、これら都市が遠隔地にあるため、運賃が加算され、著しく割高となり、しかも乖炭採掘の労務者が増加するに伴い、物価はさらに高騰し、比較的生活程度の高い本町の公務員は常に困窮している。ついては、御嵩町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県可児郡御嵩町の経済事情ならびに特殊事情により物価は高騰し公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下呂町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県益田郡下呂町全官公協議会長野村嘉兵衛）（加藤鐐造君紹介）（第一七二八号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
岐阜県益田郡下呂町は、飛騨南部に位する観光の町で、高山線、中央線及び連絡バス等により、入湯客は日に数百人を数え、諸物価は自然高騰し、一般日用品においては名古屋、岐阜方面より約三割高く、鮮魚、野菜等は約五割以上も高価を示し、公務員の生活はきわめて悲惨である。ついては、下呂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県益田郡下呂町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県本郷村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡本郷村長有山環山）（高津正道君紹介）（第一七三一号）及び同（請願者　広島県沼隈郡本郷村金川静一）（高橋鎮一君紹介）（第二四四七号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
広島県沼隈郡本郷村は、地域給二級地の松永町に隣接し、地形的はもちろん、経済的にも同町と同一圏内にあつて、物価指数においてもまつたく同一条件下にある。ついては、本郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
本郷村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県市村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県御調郡市村長川崎忠外二十四名）（岡本忠雄君紹介）（第一七三三号）、同（請願者　広島県御調郡市村全官公衆地域給対策委員会調委員長掛江正之）（高津正道君紹介）（第一七三四号）及び同（請願者　広島県御調郡市高等学校長掛江正之外二十四名）（高橋禎一君紹介）（第三一三〇号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
広島県御調郡市村は、尾道市の郊外地で、生活物資のほとんどを尾道市及び府中町から移入しており、交通的、文化的且つ産業的にみても、これら都市と密接な関係を有し、一般に生活水準高く、物価も尾道、三原市よりも一、五割ほど上まわり、生計費ははなはだしく上昇して公務員の生活を著しく圧迫している。ついては、市村を地域給三級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
市村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県川面村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡川面村長妹尾富太外三名）（橋本龍伍君紹介）（第一七三六号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
岡山県小田郡川面村は、生活必需品のほとんどを附近の都市から移入するため、運賃、手数料がかさみ、村内の消費価格は常に都市より二割以上高く、しかも隣接の各

町村はいずれも地域給の支給を受け、本村のみが取り残されていることは不均衡である。ついては、川面村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県小田郡川面村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県川永村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県海草郡川永村長平松茂弘外四十名）（田中緑之進君紹介）（第一七三七号）及び同（請願者　和歌山県海草郡川永村助役松山源太郎外三十九名）（坊秀男君紹介）（第三五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県海草郡川永村は、地域給四級地の和歌山市と二級地の岩出町の中間に位し、最近地域給の指定をうけた附近の紀伊村、直川村、安原村、西山東村等に比べて、生活費においてなんら異ならない。ついては、川永村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和歌山県海草郡川永村は、その地理的条件による経済事情において近接の支給地と何ら異るところなき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県三栖村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県西牟婁郡三栖村長東海良円外三名）（辻原弘市君紹介）（第一七三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡三栖村は、田辺市に隣接し、近く同市と合併の機運にある程密接な関係を有し、生活様式及び生活水準は同市となんら異ならない。ついては、三栖村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和歌山県西牟婁郡三栖村は、その地理的条件により生活水準は田辺市となんら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県鵜殿村及び御船村の地域給引上げの請願（請願者　三重県南牟婁郡鵜殿村千八百二十六番地大橋和吉外十名）（田中幾三郎君紹介）（第一七三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県南牟婁郡鵜殿村及び御船村は、熊野川を挟んで、地域給三級地の和歌山県新宮市に相対し、生活、文化、産業、経済面においても直結し、まつたく同一のブロックを形成している。ついては、鵜殿村及び御船村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県南牟婁郡鵜殿村及び御船村は、その地理的条件ならびに経済事情において近接の支給地と何ら異るところなき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県阿田和町の地域給引上げの請願（請願者　三重県南牟婁郡阿田和町長榎本耕造外九名）（田中幾三郎君紹介）（第一七四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県南牟婁郡阿田和町は、地域給三級地の和歌山県新宮市と二級地の本県木本町との中間に位し、町民の日常生活のすべてを新宮市に依存し、従つて日常生活物価も同市を上まわるほどで、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、阿田和町の地域給を二級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県南牟婁郡阿田和町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県有井村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県南牟婁郡有井村長榎本義光外六名）（田中幾三郎君紹介）（第一七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県南牟婁郡有井村は、地域給二級地の木本町に隣接し、交通、経済、文化面において、まつたく密接不離の関係を有し、すべての日常生活必需品を同町に依存しているため、諸物価は高く、三級地の新宮市よりはるかに生活は困難である。ついては、有井村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県南牟婁郡有井村は、その経済事情において隣接木本町と異るところなく物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県船木村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県新居郡船木村地域給対策委員会石川貞義外一名）（安平鹿一君紹介）（第一七四三号）及び同（請願者　愛媛県新居郡船木村地域給対策委員会代表横川輝正外一名）（安平鹿一君紹介）（第三五二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県新居郡船木村は、地域給二級地の新居浜市に接続し、同市と不離一体の関係を有し、地域的、経済的にも全く同一の条件下にあるが、本村はいまだ地域給の無級地である。ついては、船木村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県新居郡船木村は、その経済事情は新居浜市となんら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県大保木村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県新居郡大保木村地域給対策委員長伊藤一）（安平鹿一君紹介）（第一七四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県新居郡大保木村は、地域給二級地の新居浜市及び西条市に接し、物価はこれら両市より一割ないし三割高であるため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大保木村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県新居郡大保木村は、その地理的条件により物価高となり公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県新居浜市の地域給引上げの請願（請願者　愛媛県新居浜地区地域給対策協議会加藤宗茂外一名）（安平鹿一君紹介）（第一七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県新居浜市は、四国最大の重工鉱業都市として発展し、その企業は三百社に及ばんとし、外国船の出入による輸出入は陸上輸送の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

ともに四国で最高を示し、完全な消費都市であり、地域給四級地としての内容は十分具備している。ついては、新居浜市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

新居浜市は、その産業事情により完全なる消費都市となり地域給四級地と何ら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県加茂村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県新居郡加茂村地域給対策協議会長中野秀雄外二名）（安平鹿一君紹介）（第一七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県新居郡加茂村は、地域給二級地の西条市に隣接し、生活水準高く、消費物資のほとんどを同市に求めるため、諸物価は高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、加茂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県新居郡加茂村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたし公務員は生活に苦しんでいる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県東新地区の地域給引上げの請願（請願者　愛媛県新居郡東新地区地域給対策委員会安藤道夫）（安平鹿一君紹介）（第一七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県新居郡東新地区は、地域給三級地の新居浜市と地理的、経済的及び文化的に不離一体の関係を有し、本地区の諸物価、生活水準はきわめて高く、公務員の生活は困窮している。ついては、中萩町、角野町及び泉川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県新居郡中萩町、角野町及び泉川町（東新地区）は、新居浜市と一体の関係にあり物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県糸島郡下の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡前原町長吉村重助外十三名）（福田昌子君紹介）（第一七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県糸島郡は、福岡市に隣接し、政治、経済、文化等すべて同市を中心とした一単位に包含されているが、現在の地域給は福岡市に比べ、はなはだ低位にあつて、公務員の生活と人事運営に多大の困難と不便をもたらしている。ついては、本郡の前原町、雷山村大字篠原、周船寺村、元岡村及び北崎村を三級地に、深江村、福吉村、怡土村、可也村、雷山村、芥屋村、小富士村、一貴山村、椎野村及び長糸村を二級地にそれぞれ引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

糸島郡下各地区の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県味坂村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三井郡味坂村長佐々木敏雄外三名）（鯨谷慶一君紹介）（第一七五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三井郡味坂村は、福岡市と久留米市を結ぶ西日本鉄道大牟田線の沿線に位し、沿線一帯の谷町村と同様経済、文化等あらゆる面において両市の影響を直接に受け、物価指数、生活水準はきわめて高位にあるため、公務員の生活は困窮している。ついては、味坂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

味坂村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県加治木町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県姶良郡加治木町長曽木隆輝）（冨吉榮二君紹介）（第一七五二号）及び同（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第二五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡加治木町は、鹿児島市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、諸物価は運賃等加算で鹿児島市に比べ、はるかに高価なものが多く、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、加治木町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

加治木町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県東国分村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡東国分村長中馬時雄外一名）（冨吉榮二君紹介）（第一七五三号）及び同（請願者　鹿児島県姶良郡東国分村東国分中学校長原口勲）（池田清志君紹介）（第一九八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡東国分村は、地域給一級地の国分町及び集人町に隣接し、歴史的にも不離一体の関係にあつて、その生活程度、経済事情にほとんど変ることなく、日用品等は両町に比べむしろ割高となり、また鹿児島市に汽車で一時間の距離にあり、本村よりの通勤者は五百名を数え、郊外住宅地的な様相を示している。ついては、東国分村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東国分村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県古川市外十五箇町村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　宮城県古川市給与対策協議会長猪股春雄）（佐々木更三君紹介）（第一七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県古川市外十五箇町村は、奥羽山脈に連なる山々が周囲に起伏する地域で、冬期間における気象条件のもたらす経済的影響は深刻なものがある。ついては、古川市、中新田町、色麻村、加美石村、広原村、鳴瀬村、高倉村、三本木町、真山村、岩出山町、西大崎村、一栗村及び川渡村の寒冷地手当を四級地に、鳴子町、宮崎村及び小野田町を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

古川市外十五箇町村は、それぞれその特殊な気象条件によつて経済的影響はじん大である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県小梨村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岩手県東磐井郡小梨村昆野繁雄外六名）（北山愛郎君紹介）（第一七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県東磐井郡小梨村は、積雪寒冷地帯で、年間の平均気温が低く、なお遠隔地のため物価は大都市をはるかに上まわり、且つ、薪炭費及び衣料費も多額に上り、生計費に及ぼす影響は多大である。ついては、小梨村の寒冷地手当を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県東磐井郡小梨村は、その自然条件ならびに経済事情により物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県与布土村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県朝来郡与布土村長藤本義郎外四名）（小島徳三君紹介）（第一八四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡与布土村は、地域給支給地の染瀬町、竹田町、生野町及び和田山町に囲まれ、諸物価、生活水準等はこれら各町に比べ、なんら異なるところがないにもかかわらず、本村のみが無級地であることはまことに不合理である。ついては、与布土村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

与布土村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県幕山村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県佐用郡幕山村長佐川駒一外五名）（河本敏夫君紹介）（第一八四九号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡幕山村幕山中学校長吉永孝外四名）（大上司君紹介）（第二四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県佐用郡幕山村は、姫路、津山の中間にある姫新線の最僻地にあつて、山陽、山陰連絡の要衝であり、従つて人と物との交流はげしく、生活必需物資は姫路と鳥取から流入して常に高物価の指標となり、加うるに地元における自給物資が乏しく、給料生活者を対象とする住宅その他の設備も皆無であるため、公務員の生活は困難である。ついては、幕山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

幕山村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県石井村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県佐用郡石井村長岡本正雄外七名）（河本敏夫君紹介）（第一八五〇号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡石井村助役恒内千晴外六名）（大上司君紹介）（第二四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県佐用郡石井村は、郡の北部に位し、地域給二級地の佐用町及び一級地の平福町と隣接する山陽、山陰連絡の要衝に位するため、人と物との交流がはげしく、生活必需物資は阪神、姫路方面から流入しているので、常に高物価の状態となつている。ついては、石井村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

石井村の物価水準並びに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県久崎町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県佐用郡久崎町高谷幟三外六名）（河本敏夫君紹介）（第一八五一号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡久崎町久崎中学校長鍬名定夫外五名）（大上司君紹介）（第二四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県佐用郡久崎町は、郡の門戸に位し、姫新線の要地で、山陽山陰連絡の重要地点であるため、人と物との交流激しく、生活必需物資を阪神地方及び姫路方面より購入するので、常に高物価の状態となつて、公務員の生活は極度に困窮している。ついては、久崎町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

久崎町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県佐用町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県佐用郡佐用町長永引清一外十六名）（河本敏夫君紹介）（第一八五二号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡佐用町佐用高等学校長花田好定外十五名）（大上司君紹介）（第二四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県佐用郡佐用町は、本郡の政治、文化の中心都市で、山陽、山陰並びに近畿、中国を結ぶ交通の要路に当り、人と物との交流激しく、生活必需物資を姫路と鳥取より移入するため、物価は高騰し、しかも地元における自給物資に乏しく、給料生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、佐用町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

佐用町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県徳久村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県佐用郡徳久村長春井正八外七名）（河本敏夫君紹介）（第一八五三号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡徳久村上津中学校長宮本要治外六名）（大上司君紹介）（第二四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県佐用郡徳久村は、郡の中心である佐用町に接続し、姫路津山の中間にある姫新線の最僻地であるため人と物との交流激しく、生活必需物資を姫路と鳥取より移入しているので、常に高物価となつている。ついては、徳久村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

徳久村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院に

いて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県大広村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県佐用郡大広村長和田常太郎外九名）（河本敏夫君紹介）（第一八五四号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡大広村大広小学校長春名賈外七名）（大上司君紹介）（第二四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県佐用郡大広村は、姫路、津山の中間にある姫新線の最要地であつて、山陽、山陰連絡の要衝であるため、人と物との交流が激しく、生活必需物資は阪神及び姫路より移入しているので、常に高物価の実情にある。ついては、大広村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
大広村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県江川村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県佐用郡江川村長西崎美雄外七名）（河本敏夫君紹介）（第一八五五号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡江川村佐用江川組合立中学校長横山幸作外六名）（大上司君紹介）（第二四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県佐用郡江川村は、本郡の中心たる佐用町に接し、経済的影響は佐用町と一体で、文化、経済等の水準は急激に高騰し、公務員の生活は困窮しているにもかかわらず、現在地域給はいまだ無級地のまま取り残されている。ついては、江川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
江川村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県平福町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県佐用郡平福町長吉田春済外八名）（河本敏夫君紹介）（第一八五六号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡平福町利神中学校長上田賢治外六名）（大上司君紹介）（第二四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県佐用郡平福町は、寒冷狭あいの地にして生産物少なく、日常生活物資を主に姫路、津山方面より移入するため、地域給二級地の佐用町より物価は高く、公務員の生活は極度に困窮している。ついては、平福町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
平福町の経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県中安村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県佐用郡中安村長村中俊一外六名）（河本敏夫君紹介）（第一八五七号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡中安村上津中学校長宮本要治外六名）（大上司君紹介）（第二〇八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県佐用郡中安村は、郡の南部に位し、姫路、津山の中間にある姫新線の最要地で、山陽、山陰連絡の要地であるため、人と物との交流激しく、生活物資は姫路と鳥取から移入する関係で、常に高物価となつている。ついては、中安村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
中安村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県西庄村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県佐用郡西庄村長井口彦二外七名）（河本敏夫君紹介）（第一八五八号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡西庄村西庄中学校長岡田仁外六名）（大上司君紹介）（第二四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県佐用郡西庄村は、播美因備並びに山陽、山陰連絡の重要な地点に位するため、人と物との交流が激しく、生活必需物資は阪神地方及び鳥取、姫路方面より移入しているので、常に高物価の実情にある。ついては、西庄村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
西庄村の物価水準ならびに消費形態よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県三日月町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県佐用郡三日月町長船東俊雄外九名）（河本敏夫君紹介）（第一八五九号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡三日月町三日月中学校長保井茂外八名）（大上司君紹介）（第二四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県佐用郡三日月町は、山陽、山陰を結ぶ因幡街道の要地に位し、古くより城下町として政治、文化、経済の地方的中心地として発展しており、生活水準高く、諸物価も都市からの買出人等による影響と日常生活必需物資の他地方依存等によつて、著しく高価となり、俸給生活者の生活窮状は見るに忍びない状況がある。ついては、三日月町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
三日月町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県長谷村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県佐用郡長谷村長阿山隣外三名）（河本敏夫君紹介）（第一八六〇号）及び同（請願者　兵庫県佐用郡長谷村長谷小学校長瀬戸譲一外一名）（大上司君紹介）（第二四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県佐用郡長谷村は、かつて佐用町の一部であつたが、現在は戸数三百七十、人口二千の村として独立しているものの、その経済的条件は佐用町となんら異なるところがないにもかかわらず、佐用町は地域給二級地に、隣接の平福町は一級地に指定され、本村のみが無級地として取り残されているのは遺憾である。ついては、長谷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
長谷村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県北谷村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県美囊郡北谷村長松本昂史外一名）（岡田五郎君紹介）（第一八六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県美囊郡北谷村は、地域給一級地の藍村、広野村、奥吉川村の各村と接し神戸市に接続し、地理的、経済的条件にはなんら異なるところなく、日常生活物資も阪神方面より移入されるため、むしろ高価の実情で、公務員の生活に甚大な脅威を与えている。ついては、北谷村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北谷村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県下東条村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県加東郡下東条村長藤井卓外八名）（岡田五郎君紹介）（第一八六二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県加東郡下東条村は、隣接町村のほとんどが地域給一級地又は二級地に指定されているにもかかわらず、本村のみが無級地であることは、はなはだ不合理であり、且つ阪神方面よりの買出し人の増加によつて、ますます本村の諸物価を高騰せしめている。ついては、下東条村の地域給を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
下東条村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県上福田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県加東郡上福田村長高瀬栄一外八名）（堤康次郎君紹介）（第一八六三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県加東郡上福田村は、地域給四級地の西脇市と三級地の社町、龍野町及び二級地の加茂村に接しているため、これら四箇市町村の影響を受け、購買力は盛んで、生活必需物資を阪神、姫路方面より移入している関係上、物価は高騰し、消費生活に多大の脅威を与えている。ついては、上福田村を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
上福田村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県市場村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県加東郡市場村長荻野尊治外四名）（岡田五郎君紹介）（第一八六四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県加東郡市場村は、地域給二級地の三木町と、小野町の中間に位し、日常生活物資をこれら両町より購入するため、物価は阪神地区よりも高価な現況で、公務員の生活は困窮している実情である。ついては、市場村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
市場村の経済的諸条件よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県加茂村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県加東郡加茂村長土江孫次外四名）（岡田五郎君紹介）（第一八六五号）及び同（請願者　兵庫県加東郡滝野町加茂村学校組合立加茂小学校長三戸豊外三名）（小林絹治君紹介）（第二三二六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県加東郡加茂村は、西脇市と社町及び滝野町に挟まれた交通の要衝で、隣接市町の影響で購買力が盛んであるため、生活必需品の物価は高騰し、特に西脇市の工業発展に伴なつて、従業員の入村者は激増し、諸物価をつり上り、公務員の生活は困窮している。ついては、加茂村の地域給を二級地に引上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
加茂村の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県小野町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県加東郡小野町長藤原雄次外八名）（岡田五郎君紹介）（第一八六六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県加東郡小野町は、最近町勢とみに発展し、特産品のそろばん、金物の生産も増加し、ことに昨年来神戸電鉄の延長により阪神地区と直結され、その結果大都市生活の様相を備え、物価指数もますます上昇の一途をたどり、生活の困窮度は大都市となんら異なるところがない。ついては、小野町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
小野町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県淡河村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美嚢郡淡河村長宮脇平一外六名）（岡田五郎君紹介）（第一八六七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県美嚢郡淡河村は、阪神経済ブロックの一環をなしているため、必然的に日常生活費の割高を来たし、平均物価指数は神戸市を上まわり、また生活様式は大都市と同等で、在勤公務員の生活安定を計ることはきわめて困難である。ついては、淡河村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
淡河村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県志染村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美嚢郡志染村長南野英鷹外二名）（岡田五郎君紹介）（第一八六八号）及び同（請願者　兵庫県美嚢郡志染村松下俊彦外六名）（吉田賢一君紹介）（第四一六〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県美嚢郡志染村は、神戸市に隣接し、神戸市並びに三木町への通勤者きわめて多く、両都市とまつたく同一の経済圏内にあつて、日常生活必需物資及び副食物を両都市に依存するため、消費価格はかえつて両市町を上まわり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、志染村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
志染村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県美嚢郡細川村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美嚢郡細川村長久米孝二外五名）（岡田五郎君紹介）（第一八六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県美嚢郡細川村は、神戸市の住宅地帯として、同市と密接な関係を有し、日常生活必需物資等を神戸市に依存するため、諸物価は同市をはるかに上まわり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、細川村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
細川村の立地条件ならびに経済

的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県上淡河村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美嚢郡上淡河村長吉川光次外二名）（岡田五郎君紹介）（第一八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美嚢郡上淡河村は、神戸市の近郊村で、交通の発達とともに準都市的形態を備え、生活、文化水準の向上著しく、勢い都市物資の流入を誘発する結果、無激な生活費の膨脹を来し、俸給生活者は物価の高騰と準都市生活環境のうちにあつて、その生活はきわめて困窮している。ついては、上淡河村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上淡河村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県奥吉川村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美嚢郡奥吉川村長沢井利市外四名）（岡田五郎君紹介）（第一八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県奥吉川村は、神戸市に隣接し、同市の郊外地というよりむしろ一体の関係にあつて、生活水準、生活様式は同市となんら異なるところなく、在勤公務員は物価高のため、きわめて不安定な生活を続けている。ついては、奥吉川村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

奥吉川村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県中吉川村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県美嚢郡中吉川村長玉田隆栄外十名）（岡田五郎君紹介）（第一八七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美嚢郡中吉川村は、郡内において三木町に次ぐ交通、文化の中心地であつて、阪神、三木、三田方面との物資の交流激しく、従つて経済活動は活潑で、物価は高騰し、阪神方面より仕入れる食料品の大部分及び衣料品は、阪神地区をはるかに上まわる状態である。ついては、中吉川村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中吉川村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県三木町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美嚢郡三木町兵庫県美嚢地方事務所長岡崎元次外二名）（岡田五郎君紹介）（第一八七三号）及び同（請願者　兵庫県美嚢郡三木町長堀出光雄外一名）（吉田賢一君紹介）（第四一五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美嚢郡三木町は、古くより金物の三木として全国的に有名であつて、最近業界の経済状勢はとみに活況をきわめているが、これと併行して諸物価の高騰は免れず、近接せる神戸市と生活様式、生活水準はなんら異ならない本町における公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、三木町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三木町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県別所村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美嚢郡別所村長神沢良蒼生外八名）（岡田五郎君紹介）（第一八七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美嚢郡別所村は、神戸市に隣接し、神戸電鉄の終点の三木町と接続している関係で、本村の経済状態は三木町と同一であつて、神戸市以上の高物価を示し、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、別所村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

別所村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県米田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県加東郡米田村長谷川一男外十三名）（岡田五郎君紹介）（第一八七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加東郡米田村は、農村でありながら、交通便利のため、阪神、明石及び西脇方面からの買出人の増加により、主食をはじめ生活物資の諸物価は高騰し、また東条川ダムの建設及び観光客の増加は物価高に一層拍車をかけ、公務員の生活をきわめて困難にしている。ついては、米田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

米田村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県中東条村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県加東郡中東条村長藤原健治外八名）（岡田五郎君紹介）（第一八七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加東郡中東条村は、最近とみに工場が増加し、消費地的性格を増大して、各都市との交流はげしく、都市からの買出人、行商人は村内の諸物価をつり上げ、かえつて近接都市に買出しに行く方が割安になる物価現象を呈している。ついては、中東条村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中東条村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県県村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県小県郡県村田中駅長野崎雅一外四名）（松平忠久君紹介）（第一八七七号）、同（請願者　長野県小県郡県村長荻原改司郎外四名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一八七八号）及び同（請願者　長野県小県郡県村田中郵便局長大矢精一外四名）（井出一太郎君紹介）（第二四四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県小県郡県村は、地域給二級地の上田市と小諸町の中間に位する交通上の要地に当り、官公署、学校、会社、商店等多く、一般物価及び生活水準高く、在勤公務員の生活は現在両市町と同じ状態にある。ついては、県村の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
長野県小県郡県村は、その地理的条件、経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県松代町の地域給引上げの請願（請願者　長野県埴科郡松代町長八田恭平外五名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一八七九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県埴科郡松代町は、元大本営予定地以来、日本一の高物価の土地として、地域給に対しては当初県の人事課においても長野市、上田市と肩を並べ、須坂町、小諸町、福島町より上位に置かれて来た経歴もあり、今なおかかる特殊の地域であるにもかかわらず、これら市町より低位にあるは不合理である。ついては、松代町の地域給を二級地以上に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県埴科郡松代町は、その特殊事情により著しき物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県塩尻村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県小県郡塩尻村長工藤巌外三名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一八八〇号）、同（請願者　長野県小県郡塩尻村塩尻小学校長中村義一外一名）（井出一太郎君紹介）（第二八五九号）及び同（請願者　長野県小県郡塩尻村塩尻中学校長古池許由外二名）（松平忠久君紹介）（第二八六〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県小県郡塩尻村は、地域給二級地の上田市に接続し、地域的、経済的にその一部を形成しているので、生活程度は同市と変るところなく、生活必需物資を同市に求めているため、諸物価はむしろ上まわつている。ついては、塩尻村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県小県郡塩尻村は、その地理条件、経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県三岡郵便局職員の地域給指定に関する請願（請願者　長野県北佐久郡三岡郵便局長井出幸雄）（羽田武嗣郎君紹介）（第一八八一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県北佐久郡三岡村は、地域給二級地小諸町の隣村として同一経済圏にあり、日常必需物資のほとんどを同町に求めるため、諸物価は同市よりも高価となり、また本村は元来農業、果樹栽培が盛んで、一般の生活水準も比較的高位である。ついては、三岡郵便局職員の地域給を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県三岡郵便局職員の地域給指定に関する請願（請願者　長野県北佐久郡三岡郵便局長井出幸雄）（羽田武嗣郎君紹介）（第一八八一号）及び同（請願者　長野県埴科郡坂城町高地延美）（羽田武嗣郎君紹介）（第一八八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県埴科郡坂城町は、観光温泉郷として全国的にその名声を唱われる戸倉、上山田両町に隣接し、長野、上田両市の中間にあるため、生活必需品は県下屈指の高価格で、公務員の生活に過重の負担となつている。ついては、坂城町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県埴科郡坂城町は、その経済地理的条件により高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県塩坂城町の地域給指定に関する請願（請願者　長野県埴科郡坂城町高地延美）（羽田武嗣郎君紹介）（第一八八二号）及び同（請願者　長野県埴科郡坂城町長鈴木甚四郎）（松平忠久君紹介）（第三〇八六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県埴科郡坂城町は、観光温泉郷として全国的にその名声を唱われる戸倉、上山田両町に隣接し、長野、上田両市の中間にあるため、生活必需品は県下屈指の高価格で、公務員の生活に過重の負担となつている。ついては、坂城町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県埴科郡坂城町は、その経済地理的条件により高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山梨県上野原町の地域給引上げの請願（請願者　山梨県北都留郡上野原町長富田千代蔵）（鈴木正文君紹介）（第一八八三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山梨県北都留郡上野原町は、東京都に近接し、新宿より一時間三十分の距離に位し、物心両面の生活様式はその影響を受けることきわめて大で、近時は観光上野原として都会人の来訪多く、物価の高いことは山梨県下町村中随一である。ついては、上野原町の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
山梨県北都留郡上野原町の位置ならびに交通事情その特殊性により物価はきわめて高い実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山梨県玉幡村の地域給引上げの請願（請願者　山梨県中巨摩郡玉幡村長新海文三郎外五名）（鈴木正文君紹介）（第一八八四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山梨県中巨摩郡玉幡村は、甲府市の経済圏に属し、日常の生活物資は九割まで同市に依存して、交通の至便と相まつて生活水準は高く、物価もまた甲府市と変らない状況にあるので、現行の地域給において、甲府市の三級地に比べはなはだ不均衡である。ついては、玉幡村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
山梨県中巨摩郡玉幡村は、地理的、経済的に甲府市と一体をなして、生活水準を同じくする実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県御嵩町外十二箇町村の地域給指定等に関する請願（請願者　岐阜県可児郡御嵩町長須田太郎）（平野三郎君紹介）（第一八八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県可児郡御嵩町外十二箇町村は、全国屈指の亜炭鉱業地で、生活は多治見、名古屋と直結し、亜炭鉱業の好況と相まつて生活程度が高く、物価はすこぶる高価である。ついては、御嵩、広見、兼山、中、伏見、今渡の各町の地域給を二級地に引き上げ、土田、春里、久々利、帷子、姫治、平牧、上之郷の各村を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県可児郡御嵩町外十二箇町村は、その産業事情の特殊性により生活程度高く物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県広見町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県可児郡広見町長金子鄰外十名）（平野三郎君紹介）（第一八八六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県可児郡広見町は、本郡下

交通、産業及び経済の中心であるのみならず、全国一の亜炭の産地として、とみに活況を呈し、これら関係者により住宅難を生じ、物価は高騰の一途をたどり、公務員の生活は日に困難の度を深めている。ついては、広見町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡広島町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は高騰の一途をたどり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県平牧村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県可児郡平牧村長加知才三郎外十名）（平野三郎君紹介）（第一八八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡平牧村は、全国有数の亜炭鉱業地帯の一環として、亜炭の好況による物価の高騰著しく、また岐阜市、名古屋市に近接しているので、両市への通勤者多く、生活様式はこれら都市の影響を受けて比較的高くなつている。ついては、平牧村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡平牧村は、その産業事情の特殊性ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県春里村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県可児郡春里村長大沢四郎外四名）（平野三郎君紹介）（第一八八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡春里村は、本郷下亜炭鉱業地の一環であり、また名古屋市、岐阜市及び犬山町等への交通至便にて、これら都市との交流が盛んなため、経済的影響を強く受け、生活様式あるいは物価は比較的高位にある。ついては、春里村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡春里村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県帷子村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県可児郡帷子村長小池汀外五名）（平野三郎君紹介）（第一八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡帷子村は、名古屋市及び岐阜市へ鉄道で一時間の距離に位し、昨年バスの開通をみて以来、両市への往来はさらにひん繁となり、両市方面に通勤する者多数を存し、生活様式もはなはだ高く、衣料店の一軒もない本村は困難な消費生活を余儀なくされている。ついては、帷子村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡帷子村は、その地理的条件により生活様式も相当に高く村民の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県土田村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県可児郡土田村長金子敬雄外四名）（平野三郎君紹介）（第一八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡土田村は、大東亜戦争とともに壹場工場、本州紡績会社等の新設により、一躍工場地帯となり、現在都市計画の下に道路の新設、住宅増築等都市工場地区の観を呈するに至つているが、俸給生活者は物価の高騰と食事情の困難にあえいでいる状態にある。ついては、土田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡土田村は、その産業事情により俸給生活者は物価の高騰等により困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県今渡町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県可児郡今渡町長奥村幸夫外四名）（平野三郎君紹介）（第一八九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡今渡町は、郡内交通の中枢として急速な発展を遂げつつあり、国鉄広見駅、名古屋鉄道新広見、今渡の両駅を擁し、常時貨客ふくそうし、また消費生活においては農村とはいえ都市に比較して少しも変らず、公務員の生活は常に困難な状況にある。ついては、今渡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡今渡町は、その交通事情ならびに経済事情によつて、物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県兼山町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県可児郡兼山町長伊藤外一名）（平野三郎君紹介）（第一八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡兼山町は、城下町として史跡に富み、郡下商工業の中心地として活況をきわめ、町の東西に名鉄東美線の二駅を有し、常時貨客ふくそうし、また生活水準は近隣町村に比べはるかに高く、物価は名古屋市、岐阜市を上まわるため、公務員の生活は著しく窮乏している。ついては、兼山町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡兼山町は、その産業事情により生活水準高く物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県伏見町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県可児郡伏見町長岡田正成）（平野三郎君紹介）（第一八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡伏見町は、亜炭鉱業の好況が経済的に大きな影響を与え、極度の住宅難と異常な物価高を招来し、在勤公務員は窮乏はなはだしく、教養を高めることも、体面を維持することも困難である。ついては、伏見町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡伏見町は、その産業事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の窮乏はなはだしき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県中町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県可児郡中町長原貞雄外一名）（平野三郎君紹介）（第一八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡中町は、全国屈指の亜炭生産地として知られ、亜炭鉱は実に五十余を数え、これらに

従事する者は大部分他地域からの転入者で、本町の人口は増加の一途をたどり、今や郡内最大の町として亜炭産業の中心をなしているが、かかる現況は経済的に重大なる影響を伴い、公務員はまつたく収支の均衡を保ち得なくなつている。ついては、中町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡中町は、その産業事情の特殊性ならびに経済事情により公務員は収支の均衡を保つことができずに苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県上之郷村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県可児郡上之郷村長日比野剛平外五名）（平野三郎君紹介）（第一八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡上之郷村は、本郡亜炭鉱業地帯の一環として、一日数十トンを産出し、その他木材及び薪炭の村外移出も多く、消費物資は名古屋、岐阜方面から搬入され、相当高価にもかかわらず、一般の購買力は強大で、ひとり公務員のみ生活難に追われている。ついては、上之郷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡上之郷村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活は困難である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県白川町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡白川町地域給指定期成同盟会長新田亀三）（平野三郎君紹介）（第一八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡白川町は、交通の利便とともに人口は増加の一途をたどつているが、山間に位するため、平地少なく、住民の大部分は林産業に従事し、農産物の生産は年間需要の三分の一に止まり、日常生活物資のすべてを遠隔地からの供給にまつ外ない現況で、消費物価は地域給一級地の附近町村に比べ、著しく高くなつている。ついては、白川町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡白川町は、産業事情ならびに経済事情によつて消費物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県八百津町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県加茂郡八百津町長佐藤鉄喜外十名）（平野三郎君紹介）（第一八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡八百津町は、物資集散の中心地であつて、町民は商工業を主体とし、農産物の生産少なく、しかも関西電力丸山発電所の開発に伴う人口の激増は物価高と住宅難を招来し、在勤公務員の生活を極度に圧迫している。ついては、八百津町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡八百津町は、その産業事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県多々良村の地域給指定に関する請願（請願者　東京都渋谷区代々木上原千三百六番地笹本一雄外五名）（笹本一雄君紹介）（第一八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県邑楽郡多々良村は、館林町に隣接する関係で、経済、文化、交通等あらゆる面にわたつて、その影響を受けること大きく、村民の生計費はほとんど館林町と変らないが、同町は地域給二級地の指定を受け、本村は無級地となつていることは不合理である。ついては、多々良村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県邑楽郡多々良村は、その経済的諸条件において隣接館林町（二級地）の影響の下にあつて村民の生計費は増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県世良田村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県新田郡世良田村長大野道衛外八名）（長谷川四郎君紹介）（第一九〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県新田郡世良田村は、東武線によつて東京都内とわずか二時間余りの至近距離にあるため、農産物は都市からの買出人によつて、都市に吸収され、生産地高の現象を呈し、その他の生活物資は他に依存する関係で、諸物価は近隣町村のうちでもつとも高くなつている。ついては、世良田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県新田郡世良田村の交通事情ならびに経済事情により諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県小林村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡小林村長島田得一外九名）（宮木正君紹介）（第一九〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡小林村は、地域給一級地の菖蒲町に近接し、生活必需物資のほとんどを同町に求めるため、諸物価は高く、日常生活面において菖蒲町となんらそん色がない実情である。ついては、小林村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡小林村の経済事情より考察して本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県宝珠花村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡宝珠花村長森進外二名）（宮木正君紹介）（第一九〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡宝珠花村は、地域給一級地の春日部町と三級地の野田市の中間に位し、生活必需物資のほとんどを両市町及び東京都に求めるため、運賃等が加算されて諸物価は東京都に比べ、割高となつている。ついては、宝珠花村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡宝珠花村の特殊事情ならびに経済事情により、物価の高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県茂原市の地域給引上げの請願（請願者　千葉県茂原市長松本敏四郎外三十二名）（千葉三郎君紹介）（第一九〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県茂原市は、さきに地域給の決定に際し、市制施行に伴う特別事由のもとに、旧茂原町、旧東郷村の地域を二級地に、旧鶴枝村、旧五郷村、旧二宮本郷村、旧豊田村の地域を一級地に指定されているが、本市における市街地と郊外とは感覚的差こそあれ、経済事情は市域全体を通じて一貫したものであり、しかも生計費は著しく高位にある。ついては、茂原市全域を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
千葉県茂原市の特殊事情ならびに経済事情より考察して、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県野田村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県信夫郡野田村長佐藤義美外九名）（佐藤喜一郎君紹介）（第一九〇五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福島県信夫郡野田村は、福島市に接続し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、諸物価は福島市に比べ割高となつている。ついては、野田村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
福島県信夫郡野田村の位置およびその経済事情より考察して、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山形県大山町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西田川郡大山町長加藤寿十郎外六名）（加藤精三君紹介）（第一九〇七号）及び同（請願者　山形県西田川郡大山町大山中学校長杉本金三外五名）（池田正之輔君紹介）（第五七二四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山形県西田川郡大山町は、地域給一級地の加茂町及び鶴岡市の中間に位し、これら市町の経済的影響をうけ、諸物価は著しい値上りを示し、しかも積雪寒冷地であるため、防雪施設、薪炭、防寒衣服等の生計費は公務員の生活を一層苦しめている。ついては、大山町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山形県西田川郡大山町の特殊事情、経済事情により公務員の生活を相当に苦しめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県大河原町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県柴田郡大河原町長吉田新三郎）（庄司一郎君紹介）（第一九〇八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県柴田郡大河原町は、仙台、石巻、塩釜の各市に次ぐ、政治、経済、産業等の要衝地であるとともに一大消費地帯であり、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、諸物価は仙台市に比べ、はるかに上まわる実情にあるので、公務員の生活は困窮している。ついては、大河原町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県柴田郡大河原町の経済産業の諸事情により、諸物価は高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県金ケ瀬村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県柴田郡金ケ瀬村長鈴木一郎）（庄司一郎君紹介）（第一九〇九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県柴田郡金ケ瀬村は、地域給一級地の大河原町に隣接し、生活必需物資のほとんどを仙台市及び大河原町に求めるため、諸物価は仙台市に比べはるかに上まわる実情で、公務員の生活は困窮している。ついては、金ケ瀬村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県柴田郡金ケ瀬村の特殊事情、経済事情によつて、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県沼辺村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県柴田郡沼辺村長大槻胃三郎）（庄司一郎君紹介）（第一九一〇号）及び同（請願者　宮城県柴田郡沼辺村助役遠藤兵吉）（佐々木更三君紹介）（第一一四二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県柴田郡沼辺村は、地域給一級地の村田町及び大河原町の中間に位し、これら各町の経済的影響を直接に受けるため、物価は高く、主食、衣料品等は大河原町に比べ一割高となつている。ついては、沼辺町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県柴田郡沼辺村の位置ならびに経済事情によつて物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県大張村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県伊具郡大張村長佐藤万外七名）（庄司一郎君紹介）（第一九一一号）、同（請願者　宮城県伊具郡大張村立大張小学校長佐藤桂樹外六名）（竹谷源太郎君紹介）（第四一一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県伊具郡大張村は、交通不便の地で、地域給一級地の角田町及び丸森町に隣接し、生活必需物資のほとんどをこれら各町に求めるため、運賃等が加算され、物価は仙台市及びその他の地域に比べ著しく高価である。ついては、大張村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県伊具郡大張村の地理的条件ならびに経済事情により、諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県吉松町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県給良郡吉松町長中水千利外一名）（池田清志君紹介）（第一九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県給良郡吉松町は、鹿児島市の経済圏内にあり、人吉市、都城市、小林市、大口町等の都市を結ぶ交通上の中心的地点にあるが、元来が消費地的性格が強く、主食はもちろん、そ菜、魚介類等も他より移入しており、その他の生活必需物資はおおむね鹿児島市より移入している関係上、諸物価は同市をはるかに上まわつている現況である。ついては、吉松町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県給良郡吉松町は、その経済地理的諸条件により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県菱刈町の地域給指定に関する請願（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第一九七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県伊佐郡菱刈町は、人口一万二千余、本郡唯一の湯之尾温泉を有し、風光明びの観光地として近来多数の湯治客、観光客が来遊して、県内有数の新興町となつて来たため、町民の生活水準も高くなり、消費都市的性格がいよいよ増大して来たので、公務員の生活はきわめて窮迫している実情である。ついては、菱刈町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県菱刈町はその特殊事情、経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は窮迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県国分町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県給良郡国分町長吉満定一外一名）（池田清志君紹介）（第一九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県給良郡国分町は、鹿児島市に近く町民の多数がわずか五十分の列車を利用して同市に通勤しており、また逆に同市より本町に通勤しておるものも相当数にのぼつているほどで、同市との歴史的、地理的関係から本町の文化的、消費的な水準も相当に高く、ほとんど同一の経済圏内にある。ついては、国分町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県給良郡国分町は、鹿児島市との関係において同一経済水準にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県三笠町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県出水郡三笠町長早水貫雄）（池田清志君紹介）（第一九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水郡三笠町は、町内に漁民多数を擁しており、また附近漁民の買あさりもあつて、漁期になると食糧価格のつり上げが行われ、日用品雑貨、衣料品等も附近市町村より移入するため、自然物価が高くなり、さらに本町特異のはでな冠婚葬祭の風習によつて、公務員の生活は相像以上に困難をきわめている。ついては、三笠町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県出水郡三笠町は、その産業事情ならびに特殊事情により物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県西長島村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県出水郡西長島村長飯塚登喜男外一名）（池田清志君外二名紹介）（第一九八二号）及び同（請願者　鹿児島県出水郡西長島村議会議長荒川伝之助）（尾崎末吉君紹介）（第一九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水郡西長島村は、本郡の最北端に浮ぶ離島であるため、交通は不便で、また小島のため産業も振わず、生活必需物資はほとんど他に依存しているので、生計費は著しく高く、従つて生活困難なため在勤公務員の多くは他に転出を希望しいる実情で、村行政上ゆゆしい問題となつている。ついては、西長島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県出水郡西長島村は、その特殊事情ならびに経済事情により生活費は著しく高くなり公務員の生活に圧迫を加えている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県仲原町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡仲原村箱田徳次郎）（長正路君紹介）（第一九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県粕屋郡仲原村は、福岡市に隣接しているため同市の躍進的発展の影響を受け、郊外住宅地区として諸官庁、会社、工場等の勤労者の入村する者が多く、従つて最近は家賃、下宿料等もすべて福岡市に準ずる有様であり、諸物価も同市となんら異ならない状況である。しかるに地域給に関して、本村のみ隣接の志免町、宇美町、須恵村より低級地となつているのは遺憾である。ついては、仲原町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県粕屋郡仲原村は、その特殊事情ならびに経済事情により諸物価は福岡市となんら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県久原村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡久原村井上哲次郎）（長正路君紹介）（第一九八七号）に関する報告書

福岡県古賀町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡古賀町長篠崎順一外十一名）（長正路君紹介）（第一九八六号）及び同（請願者　福岡県粕屋郡古賀町古賀郵便局長吉川鷹助外十名）（熊谷憲一君紹介）（第二八七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県粕屋郡古賀町は、従来地域給三級地であるが、福岡市に近接している関係で、近時県営住宅や一般住宅、工場等も日を追つて建設されるに至り、しかも消費都市として物価も福岡市を上まわる情勢となり、本町在住の公務員は五級地の福岡市又は四級地の志賀島村、和白村、香椎町等に転勤を希望するもの多数にのぼる状態である。ついては、古賀町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県粕屋郡古賀町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価の著しき高騰をきたし、公務員の人事にも支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的
福岡県粕屋郡久原村は、福岡市の東方に位し、市の中心まで十三キロ、市境までわずか七キロに過ぎず、同市に通ずる国営自動車の便もあり、村民は日用品等をほとんど福岡市で購入するのみならず、鮮魚、そ菜に至るまで同市より購入販売せられる関係で、生活費においては住宅費を除いて福岡市と同等又はそれ以上の実情である。ついては、久原村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県粕屋郡久原村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価等は福岡市となんら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県新宮村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡新宮村長古川栄造外十一名）（長正路君紹介）（第一九八八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福島県粕屋郡新宮村は、現在地域給二級地に指定されているが、福岡市に近接する香椎、和白、志賀島の町村は四級地に、古賀町は三級地に指定され、なお、本村所在の新宮無線局も三級地であり、在勤公務員の志気に及ぼす影響は多大である。ついては、新宮村を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県粕屋郡新宮村は、その近接の支給地である町村に比較して低い級地となつているので公務員の生活に圧迫を加えている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県須恵町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡須恵町長稲永卯十郎外四名）（長正路君紹介）（第一九八九号）及び同（請願者　福岡県粕屋郡須恵町旅石郵便局長伊藤昇外四名）（熊谷憲一君紹介）（第二八七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県粕屋郡須恵村は、福岡市に隣接し、粕屋炭田の実質的中心部をなす炭田地帯で、人口の七十五パーセントが鉱山従業者である消費都市であり、しかも人口は年年増加し、生活必需品である肉類、魚類、衣類等は福岡市より高価となつている。ついては、須恵村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県粕屋郡須恵村は、その産業事情ならびに経済事情により物価はむしろ福岡市を上まわつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県山田村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡山田村長田鍋仁兵衛）（長正路君紹介）（第一九九〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県粕屋郡山田村は、福岡市より十キロの近接地で、職後疎開者の永住と引揚者及び麻生鉱業所山田炭坑の開さくにより、急激に人口増大し、生活水準及び物価が上昇して、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、山田村の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県粕屋郡山田村は、その産業事情ならびに特殊事情により物価高をきたし、公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大川村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡大川村長孝志外八名）（長正路君紹介）（第一九九一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県粕屋郡大川村は、戸数千二百のうち三分の一は炭坑従業者で、生活必需物資はほとんど移入されているが、近接の福岡市よりも高物価で、住宅が少なく、家賃はきわめて高い等のため、生計費が福岡市に匹敵する有様である。ついては、大川村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県粕屋郡大川村は、その産業事情ならびに経済事情により生計費は著しく増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県篠栗町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡篠栗町長藤清外七名）（長正路君紹介）（第一九九三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県粕屋郡篠栗町は、篠栗四国霊場を有し、年々三十万の参詣観光客を迎え、町内に十数箇所の中小炭坑があり、中部粕屋炭田の中心地をなしている。かかる特殊事情によつて、日常消費物資は福岡市よりも一割ないし二割高となつている。ついては、篠栗町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県粕屋郡篠栗村は、その特殊事情ならびに産業事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県勢門村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡勢門村長今長谷甚八外四名）（長正路君紹介）（第一九九二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県粕屋郡勢門村は、福岡市に近く、炭坑就業者は本村動労者の半数以上を占める大消費村で、生活必需品の価格も必然的に高価となつて、公務員の生活を脅かしているため、近来地域給の高い地区への転出希望者が続出している。ついては、勢門村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県粕屋郡勢門村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活を脅かしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県篠栗町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡篠栗町長藤清外七名）（長正路君紹介）（第一九九三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県粕屋郡篠栗町は、篠栗四国霊場を有し、年々三十万の参詣観光客を迎え、町内に十数箇所の中小炭坑があり、中部粕屋炭田の中心地をなしている。かかる特殊事情によつて、日常消費物資は福岡市よりも一割ないし二割高となつている。ついては、篠栗町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県粕屋郡篠栗村は、その特殊事情ならびに産業事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県青柳村外二箇村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県粕屋郡青柳村長占部伴蔵外九名）（長正路君紹介）（第一九九四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県粕屋郡立花村、青柳村及び小野村は、福岡市に近接し、郡下の他町村が全部地域給二級地ないし四級地に指定されているにもかかわらず、いまだ一級地で、他町村と比べ諸物価も高く、俸給生活者は困窮著しく、他町村への転出希望者が続出している。ついては、立花村、青柳村及び小野村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
福岡県粕屋郡立花村、青柳村及び小野村は、その近接の支給地より低い級地に指定されており、さらに高物価のため俸給生活者は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県高原町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県西諸県郡高原町長北迫栄吉）（瀬戸山三男君紹介）（第一九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県西諸県郡高原町は、地域給一級地の小林市及び二級地の都城市の中間に位し、地方産業、交通の中心地で、生活必需物資のほとんどを両市をはじめ北九州及び大阪方面より搬入するため、運賃等の加算で、諸物価は高く、給料生活者の家計費に与える影響は大である。ついては、高原町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
宮崎県西諸県郡高原町は、その経済事情により諸物価は高く給料生活者は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県日南市の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県日南市長井戸川一）（瀬戸山三男君紹介）（第一九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県日南市は、年々人口増加の一途をたどり、消費都市としての性格をいよいよ明確化して来たが、さらにパルプ工場の新設と油津港の隆盛は一段と本市の物価をつり上げ、在勤公務員の生活を一層困難ならしめている。ついては、日南市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
宮崎県日南市は、その産業事情により消費都市の性格を著しくし、物価は高騰して公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県鹿島村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県藤津郡鹿島村議会議長中山儀作外一名）（舘林三喜男君紹介）（第一九九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県藤津郡鹿島村は、地域給一級地の鹿島町に隣接し、生活必需物資のほとんどを同町に求め、地域給指定の条件も全く同町にそん色なく、また大牟田市及び長崎市とも大差がない状態である。ついては、鹿島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
佐賀県藤津郡鹿島村は、その経済事情により物価高となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大分県湯町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県直入郡長湯町長甲斐斌外十名）（木下郁君紹介）（第一九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大分県直入郡長湯町は、本郡北部の文化、政治の中心地として発展した温泉町で、名所古蹟に富み、療養地又は避暑地としても繁栄をきわめ、浴客、観光客の来遊激しく、且つ、県営芹川ダムの建設に伴い、諸物価は高騰し、在勤公務員の生活は困窮の度を加えつつある。ついては、長湯町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
大分県直入郡長湯町は、その特殊事情ならびに経済事情により諸物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきもの と議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県清水町の地域給引上げの請願（請願者　高知県幡多郡清水町松岡常雄）（長野長庸君紹介）（第二〇〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県幡多郡清水町は、県下最大の町で、多数の官公署、銀行、会社等を有し、一般生活水準高く、交通不便なへき地である関係上、生活必需物資はきわめて高価で、地域給二級地の中村町はもちろん、三級地の高知市よりも生活が困難である。ついては、清水町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県幡多郡清水町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰して生活が困難である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県日南市の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県日南市長井戸川一）（瀬戸山三男君紹介）（第一九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県日南市は、年々人口増加の一途をたどり、消費都市としての性格をいよいよ明確化して来たが、さらにパルプ工場の新設と油津港の隆盛は一段と本市の物価をつり上げ、在勤公務員の生活を一層困難ならしめている。ついては、日南市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
宮崎県日南市は、その産業事情により消費都市の性格を著しくし、物価は高騰して公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県鹿島村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県藤津郡鹿島村議会議長中山儀作外一名）（舘林三喜男君紹介）（第一九九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県藤津郡鹿島村は、地域給一級地の鹿島町に隣接し、生活必需物資のほとんどを同町に求め、地域給指定の条件も全く同町にそん色なく、また大牟田市及び長崎市とも大差がない状態である。ついては、鹿島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
佐賀県藤津郡鹿島村は、その経済事情により物価高となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大分県湯町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県直入郡長湯町長甲斐斌外十名）（木下郁君紹介）（第一九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大分県直入郡長湯町は、本郡北部の文化、政治の中心地として発展した温泉町で、名所古蹟に富み、療養地又は避暑地としても繁栄をきわめ、浴客、観光客の来遊激しく、且つ、県営芹川ダムの建設に伴い、諸物価は高騰し、在勤公務員の生活は困窮の度を加えつつある。ついては、長湯町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
大分県直入郡長湯町は、その特殊事情ならびに経済事情により諸物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきもの と議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県清水町の地域給引上げの請願（請願者　高知県幡多郡清水町松岡常雄）（長野長庸君紹介）（第二〇〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県幡多郡清水町は、県下最大の町で、多数の官公署、銀行、会社等を有し、一般生活水準高く、交通不便なへき地である関係上、生活必需物資はきわめて高価で、地域給二級地の中村町はもちろん、三級地の高知市よりも生活が困難である。ついては、清水町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県幡多郡清水町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰して生活が困難である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県宜山村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県芦品郡宜山村長豊田静一外五名）（高橋順一君紹介）（第二〇〇三号）、同（請願者　広島県芦品郡宜山村教育委員会教育長石川重一郎外三名）（岡本忠雄君紹介）（第二八五五号）及び同（請願者　広島県芦品郡宜山村岡本寿一外四名）（佐竹新市君紹介）（第二八五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県芦品郡宜山村は、経済更生指定村、教化指定村として、全村挙げて経済、文化の向上に努めているが、地域給三級地の福山市に接続し、同市の経済圏に属し、村民の生活水準は著しく上昇し、物価もまつたく福山市と同じである。ついては、宜山村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
広島県芦品郡宜山村はその経済事情並びに特殊事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県国府村及び広谷村の地域給引上げの請願（請願者　広島県芦品郡国府村長高橋敬夫外十三名）（高橋順一君紹介）（第二〇〇四号）及び同（請願者　広島県芦品郡広谷村長亟田清人外十三名）（高橋等君紹介）（第二四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県芦品郡国府村及び広谷村（二級地の大字府川、町を除く。）は、機業地及び木工品の生産地として知られ、福山市、府中町をつなぐ幹線道路及び鉄路は同地域の中央を貫き、次第に市街地の形態を整えつつあり、交通の便もきわめてよい。かかる実情から人口は増加の一途をたどり、生活水準並びに物価指数は県内五市をしのぐ状況である。ついては、国府村及び広谷村（府川、町を除く。）の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
広島県芦品郡国府村及び広谷村はその産業事情並びに交通事情によつて、生活水準は向上し物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県河佐村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県芦品郡河佐村長若林太一外十八名）（高橋順一君紹介）（第二〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県芦品郡河佐村は、本郡の北部に位し、地域給二級地の府中町の門戸で、交通の便よく、福山市、尾道市及び三原市と直接して、郡内一級地指定町村よりはるかに生活、文化水準高く、在勤公務員の生活のみが困窮している。

ついては、河佐村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県芦品郡河佐村はその地理的条件ならびに経済事情により生活水準高く公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県西高屋村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県賀茂郡西高屋村長坪島只夫外十名）（前田榮之助君紹介）（第二〇〇六号）及び同（請願者　広島県賀茂郡西高屋村高屋中学校長光岡始外八名）（池田勇人君紹介）（第二八五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡西高屋村は、すでに地域給二級地の指定を受けている西条町と同じ盆地にあつて隣接し、諸穀の事情全く同じく、物価は同町その他広島市、三原市等県下の諸都市よりも高価であつて、公務員の生計はすこぶる困難である。ついては、西高屋村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県賀茂郡西高屋村はその地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県龍川村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県磐田郡龍川村長高良伊平外十一名）（中村幸八君紹介）（第二〇〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県磐田郡龍川村は、山間へき地の上、交通不便であり、生活必需物資のほとんどを二俣町及び浜松、磐田両市に求めるため輸送費等が加算され、高物価となり、在勤公務員の生活は困窮するのみである。ついては、龍川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県磐田郡龍川村はその地理的条件ならびに経済事情により高物価となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県伊平村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県引佐郡伊平村長前島幸雄外六名）（中村幸八君紹介）（第二〇〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県引佐郡伊平村は、園芸的経営が行われ、主食について消費地であり、生活必需物資についても、そのほとんどを浜松、気賀等に求めるため、運賃等の加算で、これら各都市に比べるはるかに高物価となつている。ついては、伊平村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県引佐郡伊平村はその産業事情、経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県袋井町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県磐田郡袋井町長戸倉莞爾外十六名）（塩原時三郎君紹介）（第二〇一二号）及び同（請願者　静岡県磐田郡袋井町議会議長石川庄治郎外十六名）（長谷川保君紹介）（第五〇八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県磐田郡袋井町は、東海道の沿線に位し、県西部における交通の要衝であるばかりか、多数の観光地を有するため、観光客の往来は必然的に諸物価を高め、浜松、磐田両市をはるかに上まわる高物価となつている。ついては、袋井町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県磐田郡袋井町はその特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県桂城村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県北牟婁郡桂城村官公庁協議会代表松田宣哉外六名）（橋本清吉君紹介）（第二〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県北牟婁郡桂城村は、地域給無級地であるが、二級地の紀伊長島町及び松阪市より諸物価はるかに上まわり、三級地の他都市に比べても、生活費は高く、在勤公務員の生活は他の町民と同程度の文化生活を営むことは困難な状態にある。ついては、桂城村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県北牟婁郡桂城村はその近接の支給地よりも諸物価は高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県相賀町及び引本町の地域給引上げの請願（請願者　三重県北牟婁郡相賀町引本町官公庁協議会代表浜口岩一郎外十名）（橋本清吉君紹介）（第二〇二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県北牟婁郡相賀、引本の両町は、地域給二級地の山田市及び松阪市より、諸物価は上まわり、三級地の他の都市と比べても、生活費は多くなり、在勤公務員の生活は他の町民と同程度の文化生活を営むことは困難な状態にある。ついては、相賀町及び引本町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県北牟婁郡相賀町及び引本町はその近接の支給地よりも諸物価は高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県内城田村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡内城田村長中世古繁一）（橋本清吉君紹介）（第二〇二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡内城田村は、宮川を隔てて宇治山田市に接しているが、宇治山田市をはじめその周辺の二見町、小俣町、四郷村等はすでに地域給を支給されているのに、これらの市町村と同じ条件を具備する本村がその恩恵に浴し得ないのはまことに遺憾である。ついては、内城田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県度会郡内城田村はその地理的条件により経済事情等は近接の支給地と何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県安土村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡安土村長国弁治敏外五名）（堤ツルヨ君紹介）（第二〇二二号）及び同（請願者　滋賀県蒲

生郡安土村安土駅長清水龍蔵外四名）（森幸太郎君紹介）（第二九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡安土村は、県下六位の人口を有し、近く町制を実施せられんとしているほどの村で、有名な安土城趾をはじめ摠見寺、浄厳寺、桑実寺の国宝文化財があり、また佐々木神社等があつて参観者諸人が多く来往し、物価は県下でも屈指の高地区である。ついては、安土村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

滋賀県蒲生郡安土村はその特殊事情により著しき高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県横須賀町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡横須賀町大字加木屋字白拍子高津元治外二百五十六名）（久野忠治君紹介）（第二〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡横須賀町は、名古屋市に近接し、名古屋港外に位し、経済的にも、文化的にも、また交通運輸の点から見ても、市部となんら異なるところなく、特に物価指数においては名古屋市より高位にある奇現象を呈しつつある現状であつて、本町に職場をもつ者の苦しみは言語に絶するものがある。ついては、横須賀町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡横須賀町はその地理的条件並びに経済事情によつて物価は著しく高騰し公務員の生活に困窮をきわめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府田尻町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府泉南郡田尻町長地井儀外二十三名）（小西寅松君外一名紹介）（第二〇二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府泉南郡田尻町は、経済的に隣接の泉佐野市に類似するところ多く、日常必需品はむしろ上まわつているため、町民はかえつて大阪市、泉佐野市に買い出しに行くほどで、住宅難による家賃、地代の高いことも他に類を見ないところである。ついては、田尻町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪府泉南郡田尻町はその経済事情により物価は著しく高くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県阿保町の地域給引上げの請願（請願者　三重県名賀郡阿保町長塚本秀郎外十三名）（川崎秀二君紹介）（第二〇二六号）及び同（請願者　三重県名賀郡阿保町名賀郡教職員組合委員長藤森健外十二名）（中井徳次郎君紹介）（第二三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡阿保町は、上野市及び名張町を中心とする伊賀経済圏に含まれ、経済的に両市町の影響を受け、また別府温泉を始め名勝赤目四十八滝、香落渓等を控える関係から物価は上昇し、公務員の経済的負担は増大しつつある。ついては、阿保町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡阿保町はその経済事情ならびに特殊事情により物価は著しく高騰して公務員の生活を苦しめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県花垣村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県名賀郡花垣村長泰羅英太郎外六名）（川崎秀二君紹介）（第二〇二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡花垣村は、地域給二級地の名張町及び上野市にそれぞれ南北に接し、生活必需物資は両市町から供給されるため、物価はその一割ないし二割高く、魚介類のごときは二割以上も高くなつているので、無級地の本村在勤公務員はきわめて窮乏している。ついては、花垣村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡花垣村はその地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県古山村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県名賀郡古山村長西浦喜市外六名）（川崎秀二君紹介）（第二〇二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡古山村は、地域給二級地の名張町及び上野市に隣接し、生活必需物資は両市町から搬入されているが、本村に教多い亜炭、わん土炭坑従業員の強力な購売力に影響され、諸物価は両市町の一割ないし二割高である。ついては、古山村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡古山村はその地理的条件ならびに産業、経済事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県滝川村の地域給引上げの請願（請願者　三重県名賀郡滝川村長稲森登外三名）（川崎秀二君紹介）（第二〇二九号）及び同（請願者　三重県名賀郡滝川村滝川小学校長辻森虎男外三名）（中井徳次郎君紹介）（第二三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡滝川村は、赤目四十八滝の名勝があるので、都市からの観光客が多く、年間五十万人以上に達するため、観光地特有の物価高と生活の華美は公務員の生活を著しく圧迫し、しかも地域給は近接市町村に比較してはなはだ不均衡な級地におかれている。ついては、滝川村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡滝川村はその特殊事情によつて物価の著しき高騰をきたし公務員の生活を苦しめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県上津村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県名賀郡上津村長中野真一郎）（川崎秀二君紹介）（第二〇三〇号）及び同（請願者　三重県名賀郡上津村職員団体連絡協議会藤森健外一名）（中井徳次郎君紹介）（第二三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡上津村は、かつて参宮街道の宿場の一つとして栄えたところで、電車で大阪へ一時間半、名古屋に二時間の至近距離にあつて、両都市の中間に位するため、その受ける影響は経済的に多大なものがあり、公務員は常に生活難に追われている。ついては、上津村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡上津村はその地理的条件並びに経済事情により公務員は生活難におわれている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、こ

れを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県比自岐村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県名賀郡比自岐村長福井邦造外一名）（川崎秀二君紹介）（第二〇三一号）及び同（請願者　三重県名賀郡比自岐村地域給対策委員会代表藤森健外二名）（中井徳次郎君紹介）（第二三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡比自岐村は、県下においても物価高の上野市の経済圏内にあり、さらに大阪市の影響を受けているため、農村とはいえ本村の物価は常に高価で、地域給二級地の上野市、一級地の阿保町に隣接し、不均衡な待遇のもとに、在勤公務員は常に困窮生活を続けている。ついては、比自岐村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡比自岐村はその経済事情並びに産業事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県神戸村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県名賀郡神戸村長大北啓正）（川崎秀二君紹介）（第二〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡神戸村は、近鉄本線の急行停車駅伊賀神戸の外駅を擁し、この交通機関を利用して物資の交流、人の移動はげしいため、大阪、名古屋等大都市の影響を直接受けて、物価が高く、生活水準は向上し、生活費が膨脹して、公務員を経済的不安に直面させている。ついては、神戸村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡神戸村はその交通事情並びに経済事情により物価高をきたし公務員の生活を不安ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県名張町の地域給引上げの請願（請願者　三重県名賀郡名張町長道浦一夫外六名）（川崎秀二君紹介）（第二〇三三号）及び同（請願者　三重県名賀郡名張町地域給対策委員会豊浜護外一名）（中井徳次郎君紹介）（第二三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡名張町は、近畿日本鉄道により大阪にわずか一時間の距離に位し、商取引はすべて直接大阪と行われるので、諸物価はその影響を受けて非常に高く、また本町よりの通勤者は千名を数え、町内給与生活者と大阪市へ通勤する者との経済的不均衡著しく、人事の交流上支障を来している。ついては、名張町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡名張町はその交通事情並びに経済事情により諸物価は著しく高く給与生活者の生活を脅し、人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県箕曲村の地域給引上げの請願（請願者　三重県名賀郡箕曲村地域給対策委員会代表山門一夫外二名）（川崎秀二君紹介）（第二〇三四号）及び同（請願者　三重県名賀郡箕曲村地域給対策委員会谷戸喜外二名）（中井徳次郎君紹介）（第二三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡箕曲村は、地域給二級地の名張町（三級地申請中）に隣接し、数年前までは同町に合併されており、政治的な立場から一応分離しているものの、地域的にも、経済的にも、きわめて密接な関係にあるから、同町と同じ級地に指定されるべきである。ついては、箕曲村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡箕曲村はその経済事情において隣接名張町と何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県依那古村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県名賀郡依那古村長喜多嶋辰雄外四名）（川崎秀二君紹介）（第二〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡依那古村は、南に地域給二級地の名張町を控え、北は二級地の上野市に隣接し、上野市の郊外地となつているが、交通に恵まれているため相互の交流がひん繁となり、物価及び生活程度は都市同様につり上げられている。ついては、依那古村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡依那古村はその交通事情により隣接の支給地名張町、上野市と物価を同じくしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県三輪町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県磯城郡三輪町長土谷宗一郎外七名）（秋山恭君紹介）（第二〇三六号）及び同（請願者　奈良県磯城郡三輪町三輪土木出張所中村重之外八名）（前田正男君紹介）（第三〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県磯城郡三輪町は、地域給五級地の大阪市に国鉄及び近鉄により一時間京都市へは国鉄及び奈良電により一時間半の距離にあり、三級地の桜井町とは隣接して、小学校児童も多数委託されているほどの関係にある。従つて本町の経済事情はこれら都市の影響下にあつて、生計費等はなはだ高くなつている。ついては、三輪町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

奈良県磯城郡三輪町はその交通事情ならびに経済事情によつて生計費は著しく増高されている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県大口町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県伊佐郡大口町長薗田長仁）（池田清志君紹介）（第二〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県伊佐郡大口町は、町下でもつとも早く町制を施行して、文化的にも進歩しており、地域給二級地の水俣市、人吉市、川内市等は同町の周辺都市にして、経済及び文化の交流圏にあり、従業員三百二十名を有する大口鉱業株式会社を擁し、法人税は県内市制施行地よりも高額である。ついては、大口町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県伊佐郡大口町はその産業事情並びに経済事情により物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県八千把村の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県八

代郡八千把村長寺田武男）（松前重義君紹介）（第二〇三九号）

一、請願の要旨及び目的

熊本県八代郡八千把村は、地域給二級地の八代市に包囲され、同市街の一部を形成しており、村民の生活は経済的にも、文化的にも、同市に依存し、生活条件はまったく同様となつている。ついては、八千把村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

熊本県八代郡八千把村はその地理的条件によつて経済事情は八代市となんら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県北郷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡北郷村長黒木一郎）（伊東岩男君紹介）（第二〇四〇号）及び同（請願者　宮崎県南那珂郡北郷村議会議長菊田道治外一名）（片島港君紹介）（第二八七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡北郷村は、陸の孤島と呼ばれるごとく交通の便きわめて悪く、この地理的悪条件に加えて、村民の多数を占める日本パルプ日南工場従業員の好景気と、本村より搬出される木材の好況が物価及び生活程度をつり上げ、公務員の生活をさらに窮迫せしめている。ついては、北郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎県南那珂郡北郷村はその地理的悪条件ならびに産業事情による高物価となり公務員の生活を苦しめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長崎県北有馬村の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県南高来郡北有馬村長八木敏行外一名）（田口長治郎君紹介）（第二〇四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南高来郡北有馬村は、観光地雲仙、小浜の観消費地を近くに控えているので、主食はもちろん、野菜類等に至るまで自然に高騰を来し、衣料及び雑貨類も遠く阪神、福岡方面より移入するため、島原市を上まわる高物価である。ついては、北有馬村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県南高来郡北有馬村はその特殊事情並びに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長崎県川棚町の地域給引上げの請願（請願者　長崎県東彼杵郡川棚町地域給対策協議会長藤野英陽）（辻文雄君紹介）（第二〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県東彼杵郡川棚町は、戦時中海軍工廠の設置されるに及んで、半農半漁の自給形態を破壊されたのみでなく、終戦による工員の定着及び引揚者の関係も加わり、急激に消費都市の形態を呈し、また佐世保市に近接するため、経済的にも、同市の衛星的存在の地域であるから、特需景気以来の影響を受け相当の物価高を来している。ついては、川棚町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県東彼杵郡川棚町はその産業事情ならびに経済事情により物価は著く高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県上広川村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県入女郡上広川村長重野新外三名）（山崎巌君紹介）（第二〇四五号）及び同（請願者　福岡県入女郡上広川村広川中学校長背柳四一外三名）（荒木萬寿夫君紹介）（第二五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県入女郡上広川村は、北に地域給四級地の久留米市、南に本郡の中心地で二級地の福島町に境を接し、両都市の中間にはさまれているため、物資の交流及び交通がひん繁で、経済的にこれら市町の影響を直接受けているが、地域給は一級地で、はなはだ不均衡である。ついては、上広川村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県入女郡上広川村はその地理的条件ならびに経済事情によつて久留米市、福島町とほとんど異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県高田村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三池郡高田村長柿原積雄）（山崎巌君紹介）（第二〇四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三池郡高田村は、地域給四級地の大牟田地区に隣接し、交通、産業、経済上の関係も正に同一のつながりをもつて、物価指数及び生計指数等の上からも、ほとんどその差を見出すことができない。ついては、高田村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県三池郡高田村はその地理的条件により産業経済事情は大牟田市となんら異るところなく物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的

福岡県三池郡高田村は、地域給四級地の大牟田地区に隣接し、交通、産業、経済上の関係も正に同一のつながりをもつて、物価指数及び生計指数等の上からも、ほとんどその差を見出すことができない。ついては、高田村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県三池郡高田村はその地理的条件により産業経済事情は大牟田市となんら異るところなく物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県城陽町外二箇村の地域給引上げの請願（請願者　京都府久世郡城陽町役場西村義一外十五名）（柳田秀一君紹介）（一〇四八号）、同（請願者　京都府久世郡佐山村役場代表今田吉之助外十五名）（田中好君紹介）（第五〇九九号）及び同（請願者　京都府久世郡城陽町議会議長岡田秋太郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府久世郡城陽町、佐山村、御牧村は、隣接する周辺各市町村がそれぞれ地域給三級地ないし五級地となつたにもかかわらず、二級地に指定されており、特に京都市から同三箇町村より遠隔にある田辺町、多賀村が三級地に指定され、または御牧村所在の電電公社等六官署が特定三級地になつている。ついては、城陽町、佐山村及び御牧村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府久世郡城陽町、佐山村、御牧村はそれぞれ周辺の支給地市町村より下位にあつて不均衡であり、さらにその官署指定によつて村内にも不均衡を生じている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府宮津町の地域給引上げの請願（請願者　京都府与謝郡宮津郵便局支部長金谷俊一）（柳田秀一君紹介）（第二〇四九号）、同（請願者　京都府与謝郡宮津町長徳田富治）（柳田秀一君紹介）（第四九一一号）、同（請願者　京都府与謝郡宮津町議会議長三宅熊）（大石ヨシエ君紹介）（第五四三五号）及び同（請願者　京都府与謝郡宮津町宮津小

学校長十倉秀雄外一名）（田中好君紹介）（第五六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡宮津町は、名勝天の橋立を控える観光都市であり、隣接の舞鶴、福知山、綾部等の地域給三級地又は四級地の諸都市に比較してもそん色のない経済条件を有しているので、本町の現行地域給は不均衡な低位にある。ついては、宮津町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府与謝郡宮津町はその特殊事情並びに経済事情によつて著しき物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府神野村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府熊野郡神野村長森本筆雄外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第二〇五〇号）、同（請願者　京都府熊野郡神野村神野郵便局長定川覚治外一名）（柳田秀一君紹介）（第二四九八号）及び同（請願者　京都府熊野郡神野村神野小校学長中江順外一名）（田中好君紹介）（第五六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府熊野郡神野村は、奥丹後地方の特産物果実の集散地で、久美浜町とともに郡内の二大中心地をなしているが、地域給は無級地であり、経済、文化及び交通等本村となんら差異がない近隣地域給支給町村に比較してまことに不合理である。ついては、神野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府熊野郡神野村はその産業事情その他により、経済事情は近隣の支給地と何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県中藁科村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県安倍郡中藁科村長森鈴一外八名）（西村直己君紹介）（第二〇五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡中藁科村は、静岡市の西端、安倍川よりわずかに六キロの地点にあるので、物価及び生活程度等の事情が近似しているにもかかわらず、地域給一級地のため人事交流等に著しく支障を来している。ついては、中藁科村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県安倍郡中藁科村はその地理的条件によつて生活程度等は静岡市とのみならず物価事情等は静岡市と何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県玉川村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県安倍郡玉川村長田部文平外八名）（西村直己君紹介）（第二〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡玉川村は、橋一つを距てて地域給四級地の静岡市に接し、同市と生活諸条件をほとんど同じにしているにもかかわらず、地域給においては一割五分の手当差があるため、人事交流に著しい支障を生じている。ついては、玉川村を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県安倍郡玉川村はその地理的条件によつて生活程度等は静岡市とのみならず物価事情等は静岡市となんら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県南藁科村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県安倍郡南藁科村長玉井源気雄外四名）（西村直己君紹介）（第二〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡南藁科村は、静岡市に接続するため、村内居住者のうち多数の者が同市に通勤するか、又は直結する職業を有する実情で、同一経済圏内で密接不離の関係にあり、同市との地域給の著しい級地差は本村公務員の人事交流を阻害している。ついては、南藁科村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県安倍郡南藁科村はその地理的条件並びに経済事情によつて静岡市と密接不離にして著しい級地の差は人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県相良町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県榛原郡相良町長長野宇恵茂外十名）（西村直己君紹介）（第二〇五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡相良町は、県人事委員会の指定により、県内五市五町二箇村とともに、町内生活諸物資の消費実態調査を実施して来たところ、地域給二級地の焼津市をしのぎ、興津町に近い消費物価を示しているので、本町在勤公務員の生活が困窮していること、すなわち地域給地が低位に失していることは明らかである。ついては、相良町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡相良町は県人事委員会の消費実態調査によつて明らかにされたとおり物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県稲葉村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡稲葉村長大塚弘外五名）（西村直己君紹介）（第二〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡稲葉村は、地域給一級地の藤枝町、青島町、六合村及び大津村にそれぞれ接続し、同一経済圏内にあつて、生活諸条件を同じにしているにもかかわらず無級地のため、公務員の人事交流に種種支障を来している。ついては、稲葉村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡稲葉村はその近接の支給地と同一経済圏にあつて生活諸条件を同じくしているのに無級地であることは公務員の人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県服織村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県安倍郡服織村長蒲田賢司外七名）（西村直己君紹介）（第二〇五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡服織村は、地域給四級地の静岡市と物価が同水準にあるが、俸給においては一割五分の差異があり、公務員は同市への転出希望者が続出し、人事交流に多大の支障を来している。ついては、服織村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県安倍郡服織村はその物価事情は静岡市と同一水準にありながら低い級地にあるので公務員の人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県大河内村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県安倍郡大河内村長大村平三郎外九名）（西村直己君紹介）（第二〇五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県安倍郡大河内村は、地域給四級地の静岡市に隣接し、衣料及び雑貨類はもちろん、野菜類に至るまで同市に依存するため、運賃等の加算で同市よりも物価高となつているが、地域給においては著しい差異があるので、公務員の人事交流に多大の支障を生じている。ついては、大河内村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県安倍郡大河内村は、その地理的条件、経済事情により著しい物価高をきたして公務員の人員交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県美和村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県安倍郡美和村長遠藤赳夫外八名）（西村直己君紹介）（第二〇五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県安倍郡美和村は、地域給四級地の静岡市に隣接し、同一経済圏内にあり、公務員の生活はきわめて困難な実情にあるが、地域給[illegible]五分の差異があり、本村の公務員に物心両面に重大な影響を与えている。ついては、美和村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県安倍郡美和村はその地理的条件により静岡市と同一の経済圏にありながら低い級地に格付されているので公務員の生活に脅威を与えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大阪府西能勢村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府豊能郡西能勢村長松尾源良外八名）（原田憲君紹介）（第二〇六一号）及び同（請願者　大阪府豊能郡西能勢村中学校長今仲安雄外七名）（井上良二君紹介）（第二八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府豊能郡西能勢村は、府の最北部に位する山岳地帯で、経済的にはすべて池田市、大阪市に依存し、両市を上まわる高物価に加えて、本庁及び地方事務所等への連絡、出張に多大な時間と費用を費すためまことに困惑している。ついては、西能勢村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
大阪府豊能郡西能勢村はその地理的条件により著しき高物価をきたし、公務員の生活を脅威している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山梨県源村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県中巨摩郡源村長河西豊一郎外十三名）（鈴木正文君紹介）（第二〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山梨県中巨摩郡源村は、隣接地又は近接地として、地理的にも、経済的にも、地域給一級地の巨摩町及び三級地の甲府市と密接不離の関係にあり、特に交通関係から甲府市の経済圏に属し、消費生活は同一水準ないしそれ以上となつている。ついては、源村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
山梨県中巨摩郡源村はその地理的条件並びに経済事情により消費生活は甲府市と同一水準にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県姫治村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県可児郡姫治村小学校長樣峨丞外二十七名）（平野三郎君紹介）（第二〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県可児郡姫治村は、地域給三級地の多治見市に隣接し、同市の経済圏に属しているので、その強大な購買力と都市的生活水準の経済的影響を受けて、物価並びに生活程度がはなはだ高く、公務員の生活はきわめて困難になつている。ついては、姫治村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県可児郡姫治村はその地理的条件ならびに経済事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活はきわめて困難である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

富山県新湊市内作道外五箇地区の地域給指定に関する請願（請願者　富山県新湊市長杉本兵太外一名）（内藤友明君紹介）（第二〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山県射水郡の旧作道町及び片口、堀岡、海老江、七美、本江の五箇村は、去る四月一日をもつて新湊市に合併編入されたのであるが、同地域は従来地理的、経済的に同市と密接不離の関係にあつて、経済環境を同じくしていた。ついては、今般新湊市に編入された作道、片口、堀岡、海老江、七美及び本江の六地区を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
富山県射水郡の旧作道町及び片口、堀岡、海老江、七美、本江の五箇村は本年四月一日に新湊市に合併されたが、従来より経済的に新湊市と密接な関係にあり経済環境を同じくしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

兵庫県出石郡出石町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県出石郡出石町加藤由蔵外二百九名）（有田喜一君紹介）（第二〇七五号）及び同（請願者　兵庫県出石郡出石町議会議長荒井恭一外二名）（佐々木盛雄君紹介）（第二四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県出石郡出石町は、県北部の日本海に面する山間地であるが、消費地的性格が顕著で、日常生活必需品は他より移入される結果、二割程度の物価高となり、とに冬季は積雪によつて交通が、絶する等、生活の悪条件によつて公務員はきめて窮乏している。ついては、出石町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県出石郡出石町は、その地理的条件ならびに経済事情により、物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

官報
号外
昭和二十八年八月十日

○第十六回国会衆議院会議録第三十九号附録（その二）（六）

兵庫県生野町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県朝来郡生野町議会議長松下喜八郎外十八名）（有田喜一君紹介）（第二〇七六号）及び同（請願者　兵庫県朝来郡生野町長白滝五郎外十八名）（佐々木盛雄君紹介）（第二〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県朝来郡生野町は、播但線の交通の要衝に位し、人口一万を有し、生野鉱山の発展に伴い、人口の七割が従業員となり、その福利施設がきわめて完備しているため、一般の生活必需物資はこれに比べ二割以上の高値である。ついては、生野町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県朝来郡生野町は、その特殊事情により、物価は著しく高騰しているの実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県港村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県城崎郡港村長高谷実太郎外十名）（有田喜一君紹介）（第二〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県城崎郡港村は、日和山公園及び気比の海水浴場を擁する但馬随一の観光地で、温泉郷城崎町と一体的存在をなし、常に遠洋漁船乗組員数千が滞在する大消費地のため、高物価、高生活水準となつて、著しく生計費の増高を来している。ついては、港村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県城崎郡港村は、その特殊事情、産業事情により、高物価となり、著しく生計費を増高させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県小代村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県美方郡小代村議会議長吉田庄一）（有田喜一君紹介）（第二〇七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県美方郡小代村は、木材、木炭の生産高が郡下第一位で、物資の交流が盛んである上に、諸物価は現に地域給二級地の温泉町、香住町及び一級地の村岡町より高く、公務員の生活は困難である。ついては、小代村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県美方郡小代村は、その産業事情ならびに経済事情により、物価は著しく高く、公務員の生活は困難である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県村岡町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県美方郡村岡町長松岡保治外十六名）（有田喜一君紹介）（第二〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県美方郡村岡町は、若干の農産物を除く、他の衣、食料品等はすべて都市より購入するため、運賃が加算されて、物価は著しく高く、米、野菜等土地で生産されるものでさえも、都市の価格に左右されて高価となつている。ついては、村岡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県美方郡村岡町は、その経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県来住村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県加東郡来住村長松尾輝雄外四名）（岡田五郎君紹介）（第二〇八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県加東郡来住村は、北条線、神戸電鉄等の終起点に接近しているため、交通はきわめて至便で、近時まつたく都市的色彩を帯びるとともに生活水準は高くなり、その結果物価の高騰を招いている現状である。ついては、来住村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
兵庫県加東郡来住村は、その交通事情の良好なるため消費都市的性格をおびて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県常磐村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡常磐村長弓削八十一外四名）（大平正芳君紹介）（第二〇八三号）及び同（請願者　香川県三豊郡常磐村商工会長有明新太郎外三名）（福田繁芳君紹介）（第二五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県三豊郡常磐村は、地域給二級地の観音寺町と隣接し、同町に就職場が新設されて以来、数万の来客が物価を急騰せしめ、これらの影響で本村の生活必需品も高騰し、公務員の生活は極度に脅かされている。ついては、常磐村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
香川県三豊郡常磐村は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

香川県津田町の地域給引上げの請願（請願者　香川県大川郡津田町長田中修三外十七名）（大平正芳君紹介）（第二〇八四号）及び同（請願者　香川県大川郡大川地方事務所長町応勝外十六名）（成田知巳君紹介）（第四三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県大川郡津田町は、郡の政治、文化、交通の中心地であるが、近隣町村は地域給二級地ないし三級地に引き上げられているにもかかわらず、本町のみが一級地であることは不合理であり、また高松市に近接している関係で、物価も高騰している現況である。ついては、津田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
香川県大川郡津田町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これ

を議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県作田村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡作田村長大西治郎外五名）（大平正芳君紹介）（第二〇八五号）

及び同（請願者　香川県三豊郡作田村議会議長片山正茂外四名）（福田繁芳君紹介）（第四一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡作田村は、地域給二級地の観音寺町に隣接しているが、商店及び住宅が軒を並べて、あたかも同町の一部となつており、近く合併して市制実施を予定されているほどで、経済事情は同町とほとんど同様になつている。ついては、作田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県三豊郡作田村は、その経済事情は全く観音寺町と異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県高室村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡高室村長富原是光外五名）（大平正芳君紹介）（第二〇八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡高室村は、隣接する地域給二級地の観音寺町と都市計画に編入されているとおり、地域的にも、経済的にも、観音寺町と密接な関係にあつて、村民の生活水準高く、また観光地有明浜を連ねる一帯は県工場地指定地となつているので、本村の物価は観音寺町の発展とともに急激に上昇している。ついては、高室村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県三豊郡高室村は、その地理的条件により経済的に観音寺町と密接であり、さらに特殊事情もあつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県香宗村及び徳王子村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県香美郡北原村長中平寛）（濱田幸雄君紹介）（第二〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡北原村は、地域給三級地の高知市の西南二十キロに位し、一級地の高岡町に隣接する純農村で、日用雑貨は高知市、高岡町、佐川町等よりも高物価となつており、生活水準も相当上昇しているため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、北原村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県高岡郡北原村は、その地理的条件により物価高となり公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県香宗村及び徳王子村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県香美郡香宗村長熊瀬孫外二名）（濱田幸雄君紹介）（第二〇八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡香宗村及び徳王子村は、衣料品、雑貨等のほとんどを高知市又は阪神地方より移入し、主食、魚介類も自給するに至らず、高知市に依存する状態で、まつたくの消費地としての性格を備えて、物価の高騰著しく、高知市をはるかに上まわる実情である。ついては、香宗村及び徳王子村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県香美郡香宗村及び徳王子村は、その経済事情等により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県南吉井村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡南吉井村農林省愛媛統計調査事務所東温出張所長佐藤嗣雄外三名）（中村時雄君紹介）（第二〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡南吉井村は、日本の最大を誇る愛媛国立療養所を始め、林産試験場及び県直営の重信川復旧工事務所その他学校等が所在する近村の文化の中心地で、特に愛媛国立療養所は患者及び職員等約千二百人を擁し、その日常必需物資のぼう大なる消費によつて、物価は著しく高くなつている。ついては、南吉井村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県温泉郡南吉井村は、その特殊事情により純然たる消費地帯をなし物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県田窪郵便局職員の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡田窪郵便局長高橋関三郎外四名）（中村時雄君紹介）（第二〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡田窪郵便局は、南吉井村に所在し、同村は官公署の施設多く、東温文化の中心地であるが、特に日本最大なる愛媛国立療養所のぼう大なる消費を控えるため、物価は松山市を上まわるほどである。従つてこの療養所はすでに地域給一級地の指定を受けている。ついては、田窪郵便局職員の地域給を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県温泉郡田窪郵便局は、南吉井村に在り、同村はその特殊事情により消費地帯をなして物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県砥部町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡砥部町地域対策協議会渡川諸朝）（中村時雄君紹介）（第二〇九四号）及び同（請願者　愛媛県伊予郡砥部町長佐川義一外百三名）（鶴谷勝利君紹介）（第二九四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡砥部町は、伊予名産として名のある砥部焼の産地で、近時は外国向け陶磁器を多量に産出しつつあるが、従来消費地で、諸物価の高いことは愛媛県一の定評があり、山市を常に上まわつている。ついては、砥部町を地域給二級地に指定されたいというのである

二、請願の議決理由

愛媛県伊予郡砥部町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県新見町及び上市町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県阿哲郡新見町長太池貞治外三十八名）（橋本龍伍君紹介）（第二〇九五号）に関する報告書

二、請願の要旨及び目的

岡山県阿哲郡新見町及び上市町は、特殊産業地域であり、生活必需品の大部分が他より移入されている現状で、物価は他の地域給二級地ないし三級地よりむしろ高く

なつており、さらに備北交通の要地に当り、官公署が集まり、公務員は相当多数に上り、住宅難もまた深刻なものがある。ついては、新見町及び上市町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県阿哲郡新見町及び上市町は、その特殊なる産業事情、経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県於福村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県美祢郡於福村地域給引上期成同盟会長野村武男外一名）（田中龍夫君紹介）（第二〇九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県美祢郡於福村は、深川、大嶺、西市、豊田前の各町に隣接し、経済的にこれら消費地の影響を受け、さらに大嶺炭田に続く村内各炭鉱の従業員等が村内人口の半数を占め、過去の農村よりぜん次鉱工業的色彩を深めて、消費物資も他町村に比べ著しい高騰を示している。ついては、於福村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山口県美祢郡於福村は、その経済事情ならびに産業事情により物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県大嶺町の地域給引上げの請願（請願者　山口県美祢郡大嶺町地域給引上期成同盟会長中島輝夫）（田中龍夫君紹介）（第二〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県美祢郡大嶺町は、鉄道が南北に走つて交通上の中心地であるとともに、地下資源に恵まれた一大鉱工業地帯で、大小多くの工場及び官公署を有するため、物資の消費きわめて活ぱつとなり、諸物価の騰貴はなはだしく、また住宅難等によつて生活費の増高を来している。ついては、大嶺町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山口県美祢郡大嶺町は、その交通事情ならびに産業事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県萩市の地域給引上げの請願（請願者　萩市椿東山口県阿武地方事務所長福富穣外十二名）（田中龍夫君紹介）（第二〇九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県萩市は、生活必需品のほとんどを近畿地区その他主要都市から移入している現状で、物価はむしろ他都市より高価となつているが、本市は地域給二級地で、他都市に比べ不利な待遇となつているため、公務員に及ぼす影響は多大である。ついては、萩市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山口県萩市は、その経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は深刻な影響を受けている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県柳井町の地域給引上げの請願（請願者　山口県玖珂郡柳井町長新納新吉）（受田新吉君紹介）（第二〇九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡柳井町は、岩国、徳山、下松の各都市の中間に位し、経済上密接不可分の関係にあつて、ほとんど同等の経済上、生活上の条件下にある純消費地であるにもかかわらず、本町よりその規模の小さい厚狭町、小郡町、福川町、富田町がすでに地域給三級地に指定されていることは不合理である。ついては、柳井町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山口県玖珂郡柳井町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて純消費地にして近接の支給地より低位にあることは不合理である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県西高屋村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県賀茂郡西高屋郵便局長天野貫外九名）（中川俊思君紹介）（第二一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡西高屋村は、すでに地域給二級地の指定を受けている西条町と同じ西条盆地にあつて、経済事情をまつたく同じくし、物価のごときは同町その他広島市、三原市等県下の諸都市よりも著しく高価で、公務員の生活はすこぶる困難である。ついては、西高屋村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県賀茂郡西高屋村は、二級地たる西条町と同一の経済事情にあり著しく高物価となり、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県神村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡神村長河井三郎）（高津正道君紹介）（第二一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡神村は、地域給二級地の松永町の表玄関に当り、同町の経済圏内に属して木履工場その他の大小工場多く、地方交通の中心として商取引が盛んであるが、日常諸物資は福山市、尾道市を上まわる高物価となつている。ついては、神村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県沼隈郡神村は、その地理的条件ならびに産業経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県新倉町外三箇町の地域給指定に関する請願（請願者　広島県三原市長戸田勝巳外八名）（高津正道君紹介）（第二一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年三月三原市に合併した旧広島県豊田郡長谷村は、現在三原市新倉、長谷、沼田及び小坂の各町として、従来より同市の経済圏に含まれ、一般に生活水準高く、物価高となつており、経済的諸条件においてなんら旧市内と差異を認められない地域である。ついては、三原市内の新倉、長谷、沼田及び小坂の各町を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県の三原市の新倉、長谷、沼田及び小坂の各町は、最近三原市に合併したのであるが、従来より三原市と同一経済圏にあり著しく物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県駅家町の地域給引上げの請願（請願者　広島県芦品郡駅家町長下江晴一外十七名）（高橋等君紹介）（第二一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県芦品郡駅家町は、福山市と府中町との中間に位し、遂年都市的様相を呈するに至り、特に備後機業地域の中心であつて、生活水準及び物価指数は福山市をしのぐ現状にあり、私企業関係に比べ著しく低給与の公務員はますます困窮している。ついては、駅家町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
広島県芦品郡駅家町は、その地理的条件ならびに産業事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県金江村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡金江村長前田正一）（高橋等君紹介）（第二一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県沼隈郡金江村は、地域給一級地の柳津村、高須村及び二級地の松永町と地形的にはもちろん、経済的にも同一の圏内にあつて、物価指数もこれらの町村と同じでありながら、地域給の指定を受けないのは不合理である。ついては、金江村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
広島県沼隈郡金江村は、その近接の支給地と同様の経済条件にありながら地域給なきは不合理である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県浦崎村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡浦崎村長桑田蔵秋）（高橋等君紹介）（第二一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県沼隈郡浦崎村は、古くから海運業発達し、九州各地、阪神地方及び四国各港との交通盛んで、人口の密度大にして、消費物資のすべてを尾道市より移入しているので、生活費の高いことは都会をはるかに上まわつている。ついては、浦崎村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
広島県沼隈郡浦崎村は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県八千浦村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡八千浦村長笹川精一外七名）（田中彰治君紹介）（第二一〇六号）、同（請願者　新潟県中頸城郡八千浦村議会議長伊倉益三外六名）（塚田十一郎君紹介）（第二一〇七号）及び同（請願者　新潟県中頸城郡八千浦村議会議長伊倉益三外七名）（稲葉修君紹介）（第二一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡八千浦村は、県下の主要都市直江津町に隣接し、同町所在の信越化学、日本ステンレス及び日曹の三大工場に数百名の従業員を送り、物価指数は直江津町となんら異なるところなく、むしろ運賃加算により上まわる状態で、これが公務員の生活費に及ぼす影響は大である。ついては、八千浦村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
新潟県中頸城郡八千浦村は、その産業事情ならびに経済事情において直江津町となんら異なるところなく高物価となり公務員の生活を苦しめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県東谷奥村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県江沼郡東谷奥村長宮下理吉外七名）（岡良一君紹介）（第二一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県江沼郡東谷奥村は、温泉郷の山中町、山代町に近接し、生活必需物資のほとんどを両町に依存するため、諸物価は高騰し、生活費はかさむばかりであり、また郡内各町村はいずれも地域給を支給され、本村のみが無級地として取り残されている。ついては、東谷奥村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
石川県江沼郡東谷奥村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰して生計費の増高に苦しんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県寺井野町の地域給引上げの請願（請願者　石川県能美郡寺井野町長米沢清一外七名）（岡良一君紹介）（第二一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県能美郡寺井野町は、九谷焼の生産地で、地理的、交通的に加賀方面の要衝に位し、官公署、学校、事業場等多数を擁し、住民の生活水準高く、主要食糧及び生活必需物資の価格は他町村より高価で、最近急激な人口増加によつて、住宅難も深刻となり、在勤公務員の生計は困難の度を加えるばかりである。ついては、寺井野町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
石川県能美郡寺井野町は、その産業事情の特殊性により物価は著しく高騰して公務員の生計は困難の度を加えるばかりである実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県羽咋郡の地域給引上げの請願（請願者　石川県羽咋郡羽咋町長本多六郎）（南好雄君紹介）（第二一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県羽咋郡羽咋町は、能登半島の関門に位する政治、経済、交通、教育の枢要地であり、当地方唯一の完全消費地であるため、物価の高騰著しく、公務員の生活は困窮の極に達している。ついては、羽咋町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
石川県羽咋郡羽咋町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価の高騰著しく公務員の生活は困難である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県国府村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県能美郡中海村郵便局長村木一男外十名）（岡良一君外二名紹介）（第二一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県能美郡国府村、中海村及び金野村は、小松市に隣接し、生活条件も同市と差異なく、生活必需物資も金沢市、小松市に依存し、最近人口の増加に伴なつて諸物価は高騰して、公務員の生活は困窮している実情である。ついては、国府、中海、金野の三箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
石川県能美郡国府村、中海村及び金野村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて諸物価は高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県高浜町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県羽咋郡高浜町長竹内隆作外十一名）（南好雄君紹介）（第二一一一号）、同（請願者　石川県羽咋郡高浜地区農業改良事務所主任清水政次郎外十一名）（岡良一君紹介）（第四三五四号）及び同（請願者　石川県羽咋郡高浜町石川食糧事務所高浜出張所長西川勇太郎外十一名）（登谷秀太君外一名紹介）（第四三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県羽咋郡高浜町は、能登における教育、経済、交通及び文化の枢要地で、商工業の発展に伴い、地域給一級地の羽咋町に劣らぬ完全消費地であるため、生活必需品は金沢市及び七尾市より供給される関係上、物価高は県下でも上位にあつて公務員の生活は深刻をきわめている。ついては、高浜町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
石川県羽咋郡高浜町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県羽咋郡高浜町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県七尾市の地域給引上げの請願（請願者　石川県七尾市長神野亮二外五十二名）（南好雄君外一名紹介）（第二一一二号）同（請願者　石川県七尾市七尾労政事務所府和一郎外二十九名）（喜多壮一郎君紹介）（第二四三七号）及び同（請願者　石川県七尾市長神野亮二外五十名）（喜多壮一郎君紹介）（第二六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県七尾市は、能登半島の関門に位する県下唯一の港都で、古くより能登における政治、経済の中心地で、観光地和倉温泉を控え、人口四万余の市であるが、金沢市が地域給三級地に指定され、本市が二級地であることは不合理である。ついては、七尾市を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
石川県七尾市は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県唐子村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡唐子村神戸小学校代表新井仲蔵外六名）（山口六郎次君紹介）（第二一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡唐子村は、地域給二級地の松山町に接し、同町及び東京方面への通勤者きわめて多く、人口密度大で、物価は松山町を上まわり、他の地域給支給町村と比べてもなんらそん色がない。ついては、唐子村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県比企郡唐子村は、その地理的条件ならびに特殊事情により物価の高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県高坂村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡高坂小学校長岡田光治外二名）（山口六郎次君紹介）（第二一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡高坂村は、地域給二級地の松山町に近接し、同町及び東京方面への通勤者多く、生活水準は向上し、諸物価等は松山町となんら異ならない。ついては、高坂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県比企郡高坂村は、その地理的条件ならびに特殊事情により物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県西吉見村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡西吉見村役場代表中村尊輝外四名）（山口六郎次君紹介）（第二一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡西吉見村は、地域給二級地の松山町と人家ほとんど軒を連ねその境界をつけ難いほど密接し、名所旧蹟に富み、観光客の来遊きわめて多く、生活水準、物価等は松山町に匹敵するほどである。ついては、西吉見村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県比企郡西吉見村は、その地理的条件ならびに特殊事情により物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県竹沢村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡竹沢村長吉田信俊外五十九名）（山口六郎次君紹介）（第二一一七号）及び同（請願者　埼玉県比企郡竹沢村議会議長齊木輝武外六十三名）（赤城宗徳君紹介）（第二八二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡竹沢村は、地域給一級地の小川町、大河村に接し、耕地面積少なく、米麦の産額は村民のわずか四箇月を満たすに過ぎず、村内諸物価は両町に比べむしろ割高で、在勤公務員の生活は赤字続きの状態におかれている。ついては、竹沢村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県比企郡竹沢村は、その産業事情により物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県野本村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡野本村野本小学校職員代表吉川作意外三名）（山口六郎次君紹介）（第二一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡野本村は、地域給二級地の松山町に接し、同町との境界をつけ難いほど密接の関係を有し、村民の多くは同町及び東京方面へ通勤し、諸物価は松山町を上まわるほどである。ついては、野本村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
埼玉県比企郡野本村は、その地理的条件ならびに特殊事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県越生町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡越生町長深田喜一郎外十二名）（第二一一九号）及び同（請願者　埼玉県入間郡越生町越生中学校長五十嵐金平外十二名）（第五二三五号）（赤城宗徳君紹介）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡越生町は、交通の要路で、政治、経済、文化は川越、所沢、飯能、入間川、豊岡の各市町と共通してそん色なく、物価は東京より遠隔のため割高で、町民の浦和、川口、大宮の各市へ通勤する者と比較すれば、一割五分ないし二割の給与差があつて、本町の物価高と相まつて、公務員の生活は苦境にある。ついては、越生町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡越生町は、その経済事情において近接の諸町村と何等異ることなく物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県毛呂山町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡毛呂山町毛呂山郵便局長伊藤省蔵外五名）（山口六郎次君紹介）（第二一一〇号）及び同（請願者　埼玉県入間郡毛呂山中学校長岩上孝平外五名）（赤城宗徳君紹介）（第五二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡毛呂山町は、地域給二級地ないし三級地の川越市、所沢市、飯能町、松山町、入間川町及び豊岡町と比較し、各種条件に共通点が多く、日常生活物価は都心より遠隔地にあるため平均に高価となり、公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、毛呂山町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡毛呂山町は、その経済事情等について、近接の高級支給地と何ら異るところなく高物価をきたして公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県一宮町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県長生郡一宮町長近藤三郎）（水田三喜男君紹介）（第二一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県長生郡一宮町は、避暑地、別荘地、海水浴場として著名な土地であつて、東京都方面との接触はげしく、従つて生活水準が他町に比較して、はなはだ高く、物価指数においても、地域給二級地の町村と同等の高率を示している。ついては、一宮町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県長生郡一宮町は、その特殊事情により生活水準高く物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県館山市の地域給引上げの請願（請願者　千葉県館山市長吉田敬三）（水田三喜男君紹介）（第二一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県館山市は、夏期海水浴客をはじめ、年間観光客が多く、また全国唯一のかつおの産地として、漁期には多数のかつお船が入港するため、純消費都市である本市の物価は著しく高騰し、県内都市生計費調査において、最高を示す状態である。ついては、館山市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県館山市は、その特殊事情ならびに産業事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県天津町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県安房郡天津町長今井三郎外五名）（水田三喜男君紹介）（第二一二三号）及び同（請願者　千葉県安房郡天津町東京大学農学部附属千葉県演習林文部教官高原末蔭）（千葉三郎君紹介）（第二一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県安房郡天津町は、観光地として遊客の往来はげしく、これがため生活必需品の価格は館山市、勝浦町等と比較してはるかに高価である。ついては、天津町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県安房郡天津町は、その特殊事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県和田町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県安房郡和田町長庄司盛外三名）（水田三喜男君紹介）（第二一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県安房郡和田町は、古くより漁港として発達した町で、耕地面積が少い関係上、主食、野菜類のほとんどを他よりの供給にまたわばならず、また一般生活物資は館山市、鴨川町、東京都方面から仕入れて小売販売をするため、その価格は著しく高く、漁民の浪費性に伴う買あさりは一層この物価高に拍車をかけ、公務員の生活を圧迫している。ついては、和田町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県安房郡和田町は、その産業事情ならびに経済事情により、物価は著しく高く公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県笠懸村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県新田郡笠懸村長赤石哲一郎外五名）（長谷川四郎君紹介）（第二一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県新田郡笠懸村は、桐生市（二級地）、相生村（二級地）、大間々町（二級地）、新里村（二級地）と隣接し、桐生市の郊外地として、生活文化等は同一圏内にあつて、生活必需物資の購入は同市及び大間々町に依存するため、諸物価は近接諸町村をはるかに上まわつている実情である。ついては、笠懸村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県新田郡笠懸村はその地理的条件ならびに、経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県永盛町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県安積郡永盛町長河原治外百六十九名）（栗山博君紹介）（第二一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県安積郡永盛町は、交通至便な郡下唯一の工業都市で、地域給二級地の郡山市と密接不離な関係を有し、生活必需品の物価指数においては同市を上まわつているにかかわらず、いまだ地域給の支給地となつていないことはなはだ遺憾である。ついては、永盛町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県安積郡永盛町は、その産業事情ならびに経済事情により、物価の高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岩手県一戸町の地域給引上げの請願（請願者　岩手県二戸郡一戸町岩手県教育員組合二戸支部会長久慈三郎外二名）（中居英太郎君紹介）（第二一三二号）、同（請願者　岩手県高等学校教職員組合一戸高校分会長高橋五一郎外二名）（小澤佐重喜君紹介）（第二一四九九号）及び同（請願者　岩手県立一戸病院職員組合長牟岐栖樓外二名）（田子一民君紹介）（第五五六五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岩手県二戸郡一戸町は、山間のへき地に位し、都市に遠く離れているため、都市からの移入に依存する生活必需品の価格は著しく高くなつている。ついては、一戸町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岩手県二戸郡一戸町は、その地理的悪条件ならびに経済事情によつて著しき物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県道川療養所職員の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県由利郡道川村国立道川療養所長黒丸五郎）（齋藤寛三君紹介）（第二一三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県由利郡道川村は、日常生活必需品の生産なく、また砂土のため食糧供給源の貧弱な農村で、食糧のほとんどを近隣の秋田市及び本荘町より商人を通じて購入する関係上、物価指数は全国の平均物価指数をはるかに上まわり、本村所在の道川療養所職員の生活はきわめて困窮している。ついては、該療養所職員に対し地域給を支給されたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県由利郡道川村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県不動堂町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県遠田郡不動堂町長佐々木英信外七名）（日野吉夫君紹介）（第二一三四号）及び同（請願者　宮城県遠田郡不動堂町立中学校長佐々木敏雄外六名）（佐々木更三君紹介）（第二一三五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県遠田郡不動堂町は、単作地帯のため、野菜及び日用品、雑貨その他生活必需品のすべてを仙台市より供給を受けている関係上、諸物価は仙台市よりも高く、在勤公務員の生活は他地域に比べ極度に窮乏している。ついては、不動堂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県遠田郡不動堂町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高く公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県宮床村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県黒川郡宮床村地域給支給地区編入期成連盟会長浅野敬治）（日野吉夫君紹介）（第二一三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県黒川郡宮床村は、小農経営者多く、米以外に自給できず、そ菜、果物類等を仙台市から地方卸商を経て購入するため、その価格は仙台市より一割ないし一割五分程度高価となり、生鮮魚介類においては二割から三割高く、在勤公務員の生活苦は極度なものがある。ついては、宮床村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県黒川郡宮床村は、その産業事情、経済事情により物価は著しく高く公務員は生活苦にあえいでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県色麻村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県加美郡色麻小学校斎川芳雄外二十五名）（佐々木更三君紹介）（第二一三九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県加美郡色麻村は、現在地域給の指定を受けていないため、公務員特に教職員は生活の不安におびやかされ、教育に立つても教育の効果は半減され、児童の不幸ひいては国家の損失と考えられる。ついては、色麻村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県加美郡色麻村は、その公務員特に教育職員が地域給が支給されないために困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県篭岳村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県遠田郡篭岳村長高橋徳雄外一名）（佐々木更三君紹介）（第二一四一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県遠田郡岳篭村は、交通の不便な農山村であり、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、輸送費等の加算で、諸物価は高価となり、在勤公務員の生活は困窮し、人事の交通に支障を来している。ついては、篭岳村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県遠田郡篭岳村はその経済事情により諸物価は高騰して公務員の生活を困窮せしめ人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県大平村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県刈田郡大平村長黒沢登外二名）（佐々木更三君紹介）（第二一四三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県刈田郡大平村は、白石町市制施行計画村として、政治、経済、文化、交通等、白石町の影響を直接に受けるため食料、衣料、日用雑貨品等の価格は仙台市及び福島市等と比べ高価なものが多く、著しく生計費は高騰し、公務員の生活は困窮している。ついては、大平村を地域給三級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県刈田郡大平村は、その経済事情により物価高く生計費は著しく増高し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県近田村の地域給引上げの請願（請願者　広島県芦品郡近田村長信岡昇一外二名）（高橋等君紹介）（第二一四四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
広島県芦品郡近田村は、福山

市、府中町の中間に位し、これら各都市に勤務する者多く、経済的影響を直接に受け、生活水準高く、諸物価は同市町に比べはるかに高価である。ついては、近田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県芦品郡近田村はその地理的条件及び経済事情によりて諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県十貫村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県名取郡千貫村役場代表大村友治外三名）（佐々木更三君紹介）（第二一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県名取郡千貫村は、仙台市に接続し、同市の郊外地として密接な関係を有し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、諸物価は高く、従つて生計費は著しく高位にあつて、在勤公務員は極度に窮乏している。ついては、千貫村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県名取郡千貫村は、その経済事情により物価高をきたし公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県古川市外十六箇町村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　宮城県古川市中里字大町猪股春雄）（竹谷源太郎君紹介）（第二一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県古川市外十六箇町村は、奥羽山脈に連なる山々が周囲に起伏し、気候の変化が冬期間ほど顕著で、これが自然現象は直接経済生活に影響を与えるため、公務員の生活は困窮している。ついては、古川市、中新田町、色麻村、加美石村、広原村、鳴瀬村、高倉村、三本木町、直山村、岩出山町、西大崎村、一栗村及び川渡村の寒冷地手当を四級地に、鳴子町、宮崎村、小野田町を五級地にそれぞれ引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県古川市外十六箇町村は、それぞれ自然条件が経済生活に影響を与え、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県古川市及び三本木町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県古川市中里字大町古川労働基準監督署長佐藤庄一郎外十三名）（竹谷源太郎君紹介）（第二一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県古川市及び志田郡三本木町は、県北部における政治、経済、文化等の枢要地で純消費都市であり、生活水準高く、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、諸掛費等の加算で、物価は仙台、石巻の両市に比べ二割高となつている。ついては、古川市及び三本木町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県古川市及び志田郡三本木町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県東根村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県伊具郡東根村長渡辺初負外四名）（竹谷源太郎君紹介）（第二一四九号）及び同（請願者　宮城県伊具郡東根村立東根小学校長仙石龍治外四名）（佐々木更三君紹介）（第二一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡東根村は、鉄道沿線より遠く離れ、自動車、人力によつてすべての物資を輸送するため、輸送費は倍加され、日常必需品は仙台市、角田町及び亘理町に比べ、著しく高価となり、在勤公務員は他町村への転出希望者続出している実情である。ついては、東根村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県伊具郡東根村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活を苦しめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県安徳村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡安徳村長神院定吉外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二一五二号）及び同（請願者　福岡県筑紫郡安徳村全官公協議会長山本義夫）（中島茂喜君紹介）（第二一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡安徳村は、福岡市に接続し、交通圏も、経済圏も、また文化もすべて同市と一体で、村民のほとんどが福岡市へ通勤することによつて生計を維持している状態で、最近同市との合併の気運にある。ついては、安徳村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県筑紫郡安徳村は、その経済、地理的条件により福岡市とならん一ら異るところなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県木屋村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県八女郡木屋村長内藤勘蔵外五名）（山崎巌君紹介）（第二一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡木屋村は、地域給二級地の黒木町に隣接し、生活必需物資のほとんどを同町に求めるため、諸物価は同町に比べはるかに高価で、公務員の生活は困窮している、ついては、木屋村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県八女郡木屋村は、その地理的条件による経済事情によつ

で、諸物価は著しく高くなり、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県下の地域給引上げ等の請願（請願者　福岡県庁職員組合執行委員長山田彰）（福田昌子君紹介）（第二一五四号）及び同（請願者　東京都港区赤坂福吉町一番地中島茂喜）（中島茂喜君紹介）（第二五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県下の現在地域給の差は給与の実効値に少なからぬ不均衡を生じ、人事の交流は阻害され、道府県庁所在地の配置、学校差の平均化等に及ぼす行政上、教育上の支障著しい状態にある。ついては、本県下の地域給を筑紫郡那珂町を五級地に、柳川市、筑紫郡二日市町、大野町、月佐町、粕屋郡須恵町、古賀町、京都郡行橋町、苅田町、桑上郡入屋町、宗像郡東郷町、鞍手郡若宮町、笠松村、吉川村、田川郡採銅所村、赤村、津野村、桑上郡嘉城町、入津田町、椎田町、三池郡高田村、粕屋郡新宮村、嘉穂郡上穂波村、千手村、足白村及び津野村を四級地に、糸島郡前原町、雷山村字篠原、周船寺村、元岡村、北崎村、三潴郡大川町、荒木町、大善寺町、城島町、浮羽郡吉井町、田主丸町、八女郡福島町、羽犬塚町、岡山郡、山門郡三橋町、瀬高町、筑紫郡太宰府町、水城村、宗像郡福間町、津屋崎町、赤間町、吉武村、朝倉郡甘木町、早良郡田隈村、粕屋郡仲原村、勢門村、篠栗町、大川村、京都郡泉村、犀川町、桑上郡吉富町、粕屋郡久原村、桑上郡千束村及び八女郡黒木町を三級地に、朝倉郡杷木町、立石村、早良郡金武村、入部村、京都郡豊津村、仲津村、小波瀬村、今元村、筑郷村、神田村、延永村、今川村、蓑島村、三井郡北野町、宮ノ陣村、小郡村、善導寺町、山本村、草野村、三国村、筑紫郡筑紫村、岩戸村、山家村、八女郡水田村、中広川村、下広川村、忠見村、光友村、豊岡村、古川村、川崎村、上広川村、浮羽郡浮羽町、千年町、水分村、江南村、福富村、三潴郡安武村、西牟田村、犬塚村、昭代村、三潴村、山門郡大和町、桑上郡三毛門村、山田村、西角田村、葛城村、南吉富村、角田村、下城井村、粕屋郡青柳村、山田村、立花村、小野村、糸島郡福吉村、芥屋村、小富士村、筑紫郡安徳村、糸島郡桜野村、長糸村、雷山村（字篠原を除く。）、宗像郡河東村、神興村、神湊町、岬村、上西郷村、南郷村、勝浦村、田島村、池野村及び大島村を二級地にそれぞれ引き上げ並びに現在無級地の七十四箇村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県下の各市町村は、それぞれの事情によつて現在の支給地区分に不均衡が生じ人事交流等に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県福島町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県南那珂郡福島町長神戸俊一外一名）（持永義夫君紹介）（第二一五五号）、同（請願者　宮崎県南那珂郡福島町議会議長瀬尾今朝行）（片島港君紹介）（第三三〇三号）及び同（請願者　宮崎県南那珂郡福島町議会議長瀬尾今朝行）（伊東岩男君紹介）（第二三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡福島町は、県南部の政治、経済、文化の中心地で、各官公署多く林立し、港湾、炭鉱等活潑にして純然たる消費都市を形成し、地域給二級地の日南市、都城市の影響を直接に受けるため、諸物価は著しく高価となり、生計費は高騰して、公務員の生活は困窮している。ついては、福島町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎県南那珂郡福島町は、その産業事情、経済事情によつて諸物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県三重町の地域給引上げの請願（請願者　大分県大野郡三重町長首藤卓美外一名）（金光庸夫君外一名紹介）（第二一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県大野郡三重町は、郡の政治、教育、産業、金融、治安、交通の中心地にして、諸物価は他都市に比べ割高で、住宅は私底して家賃、下宿代は非常に高く、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、三重町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大分県大野郡三重町は、その経済事情等によつて物価は著しく高騰して、公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県石田村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県大川郡石田村長　植村芳高外十一名）（成田知巳君紹介）（第二一五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県大川郡石田村は、高松市の都心より約五十分の位置にあり、交通の便と相まつて、人と物の交流激しく、従つて諸物価は高騰し、高松市に比べて高物価となつているため、公務員の生活は困窮している。ついては、石田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県大川郡石田村は、その地理的条件による経済事情により諸物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県亀山町の地域給引上げの請願（請願者　三重県鈴鹿郡亀山町地域給審議会代表宮崎佐郎）（木村俊夫君紹介）（第二一五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡亀山町は、米麦以外の生活必需物資のほとんどを四日市、名古屋方面に求めるため、諸物価は高く、加えるに人口の割合に俸給生活者が多く、生活水準高く、消費地として他に類をみないほどの高物価地域である。ついては、亀山町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡亀山町は、その経済事情により諸物価高く、生活水準が高位にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県昼生村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡昼生村所在官公庁地域給対策協議会麻生義雄外一名）（木村俊夫君紹介）（第二一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡昼生村は、地域給二級地の亀山町に接続し、本村の生活様式は農村というより寧ろ都市的形態を備え、しかも生活必需物資のほとんどを亀山町、一身田町に求めるため、諸物価は高騰し、生計費は著しく高位である。ついては、昼生村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡昼生村は、その地理的条件による経済事情により諸物価は高騰して生計費は著しく高位である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県加太村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡加太村代表杉野丈夫）（木村俊夫君紹介）（第二一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県鈴鹿郡加太村は、地域給一級地の関町、祝園町の間に位し、主要産業は木材の伐採販売で、他村より伐採人夫として入るもの多く、しかも木材景気は必然的に諸物価を高めて、生活程度は著しく高位にある。ついては、加太村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県鈴鹿郡加太村は、その地理的条件、産業事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県磯部村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県志摩郡磯部村官公庁連絡協議会代表谷崎幸夫）（中村清君紹介）（第二一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県志摩郡磯部村は、地域給二級地の宇治山田市及び鳥羽町に隣接し、生活必需物資のほとんどを両市町に求めるため、運賃等の加算で高物価となり、経済生活は両市町となんら異なるところがない実情である。ついては、磯部村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県志摩郡磯部村は、その地理的条件ならびに経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県大河内村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県飯南郡大河内村長伊左衛門外七名）（中村清君紹介）（第二一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県飯南郡大河内村は、松阪市、花岡町及び松尾村に隣接し、産業、経済、文化等村民の生活はすべて松阪市に依存し、従つて在勤公務員の生活状態も同市とほとんど異ならないにもかかわらず、いまだ地域給の指定を受けず、人事交流等に支障を来たしている。ついては、大河内村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県飯南郡大河内村は、その地理的条件により経済事情は松阪市となんら異るところなく、公務員の生活は困窮して人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県港村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県飯南郡港村長浜口峰蔵外四名）（中村清君紹介）（第二一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県飯南郡港村は、地域給三級地の松阪市に接続し、生活必需物資のほとんどを同市に求め、また村民の主産業は漁業で、採漁された獲物は松阪市に供給される等、産業、経済は同市と相互依存の関係にあつて生活程度もまつたく同様である。ついては、港村を松阪市と同等の地域給に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県飯南郡港村は、その地理的条件ならびに経済事情により松阪市と同様の生活程度にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県錦町の地域給引上げの請願（請願者　三重県北牟婁郡錦町官公庁協議会代表山崎享吾外十名）（中村清君紹介）及び同（請願者　三重県北牟婁郡錦町助役西村千太郎外九名）（横本清吉君紹介）（第二三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県北牟婁郡錦町は、さきに地域給二級地に指定された長島町及び三級地に指定された尾鷲町に比べ、生活費は多額を要し、公務員の生活は他の町民と同様の文化生活を営むことは困難な状態にある。ついては、錦町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県北牟婁郡錦町は、その近接の高級支給地と何ら異るところなく、生活費は増高して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県海南市の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県海南市長森本伊助外十八名）（世耕弘一君紹介）（第二一六七号）、同（請願者　和歌山県海南市立第一中学校長中山魁三郎外二十名）（山口喜久一郎君紹介）（第二一八七九号）、同（請願者　和歌山県海南市立黒江小学校長福井英一外二十一名）（坊秀男君紹介）（第二一八八〇号）及び同（請願者　和歌山県海南市立黒江小学校長福井英一外十七名）（田中織之進君紹介）（第二九三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県海南市は、地域給四級地の和歌山市に隣接し、生活必需物資のほとんどを大阪方面及び和歌山市に求めるため、物価指数はむしろ和歌山市より高く、また同市とは地理的にも、経済的にも、同一区画にある本市が三級地であるのは不均衡であり、在勤公務員の生計に及ぼす影響はもちろん、人事交流等にも支障を来たしている。ついては、海南市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
和歌山県海南市は、その経済事情ならびに地理的条件によつて著しき物価高をきたし、公務員の生活に重大な脅威を与えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県南野上村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県海草郡南野上村長岩橋堅三外四名）（坊秀男君紹介）（第二一六八号）及び同（請願者　和歌山県海草郡南野上村教育長松尾綱一外三名）（田中織之進君紹介）（第二八三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県海草郡南野上村は、総

柏製島の加工地の本場で、家庭工業のもつとも発達した地区であり、生活程度も勢い向上しているが、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、諸物価は必然的に高く、公務員の生活は困窮している。ついては、南野上村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和歌山県海草郡南野上村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県関ケ原町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県不破郡関ケ原町議会議長高木勘四郎外二名）（山本幸一君紹介）（第二一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県不破郡関ケ原町は、東海道沿線中まれに見る積雪地で、寒冷はなはだしく、積雪期間は長期にわたり、農産物の生産少なく、これが供給を大都市の市場に求めるため、諸物価は大垣、岐阜市より高価であり、積雪による自然的損害に伴う支出の増大は近接町村にその比を見ない状態である。ついては、関ケ原町の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県不破郡関ケ原町はその自然条件並びに経済事情による諸物価の高騰せる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県遠山村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡遠山村長神崎俊之助外九名）（竹尾弌君紹介）（第二一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡遠山村は、成田町に隣接し、同町と文化的、経済的に密接な関係にあり、日常生活必需品を仰いでいるが、成田山を擁する同町の特殊事情によつて、物価は著しく高く、生計費の増高を余儀なくされている。ついては、遠山村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡遠山村はその地理的条件並びに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県黒田庄村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多可郡黒田庄村長宮崎増之助外七名）（岡田五郎君紹介）（第二一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多可郡黒田庄村は、播州織の大生産地西脇市の北部に位して、近く同市に編入されることになつているが、交通網に恵まれ京阪神との往来盛んで、織布業を中心とする各種の商工業の躍進目覚しく、事実上同市の一部となつている。ついては、黒田庄村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県多可郡黒田庄村はその産業事情並びに経済事情において西脇市となんら異るところのない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県杉原谷村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多可郡杉原谷村長宇高義忠外六名）（岡田五郎君紹介）（第二一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多可郡杉原谷村は、織都西脇市より約六里の北に位する産山村であるが、戦後本村にも播州織物工場が出現し、木材の需要に伴つて製材工場も増加し、且つ、近時バスの運転ひん繁となり、西脇市、阪神方面とも三、四時間で直結するに至るや、消費地的様相を呈し、生計費がすこぶる増高している。ついては、杉原谷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県多可郡杉原谷村は、その産業事情、交通事情によつて生計費が著しく増高している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県松井庄村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多可郡松井庄村長篠原卯三郎外六名）（岡田五郎君紹介）（第二一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多可郡松井庄村は、隣接の西脇市、中町に次ぐ播州織の産地であり、また双葉、神文両鉱山を有する鉱業地であつて、産業の発展に伴つて消費地としての傾向が強くなり、交通の発達とともに西脇市はもちろん、阪神地方とも二、三時間で直結されるに至り、これら都市の物価高は強く本村の物価に影響している。ついては、松井庄村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県多可郡松井庄村はその産業事情、経済事情によつて消費地となり諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県瀬加村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県神崎郡瀬加村長斎藤潤三外二名）（大西正道君紹介）（第二一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県神崎郡瀬加村は、地域給二級地の田原村に接続し、二級地の福崎町とともに同一経済圏にあり、これら町村と同様の生活水準にあるが、物価はむしろ割高となり、地域給においては一級地であるため、公務員の人事交流に支障を来している。ついては、瀬加村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県神崎郡瀬加村は、その地理的条件により近接の支給地（二級地）と同様の生活水準にあり物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県桐原村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡桐原村長重田源治郎）（矢尾喜三郎君紹介）（第二一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡桐原村は、本県の穀倉蒲生郡の中心地に位し、八幡町に隣接して密接不離の関係にあり、なお現在桐原村を含む八幡外四箇村による都市計画が企図され、将来その中心地域として期待されている。かかる現状から本村は文化的、経済的に八幡町と同水準にあるので、地域給も同級地が妥当である。ついては、桐原村を地域給二給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

滋賀県蒲生郡桐原村は、その経済事情、産業事情は隣接八幡町となんら異るところなく、地域給も同等であつてよい実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

富山県下の地域給指定等に関する請願（請願者　富山県全官公庁労働組合協議会議長岡田耕作外七十三名）（三鍋義三君外三名紹介）（第二一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山県下の各市町村の現行地域給級地の区分は、県内的に見ても、国全体として見ても、その均衡上不合理な地域が相当ある。ついては、本県下の地域給を富山市及び高岡市を四級地に、魚津市、西礪波郡石動町、東礪波郡礪波町、射水郡小杉町、中新川郡滑川町、婦負郡婦中町、八尾町及び下新川郡内山村を二級地にそれぞれ引き上げ並びに東礪波郡井波町、中田町、下新川郡舟見町、中新川郡浜加積村、西加積村、婦負郡八幡村、長岡村、倉垣村、朝日村、射水郡二口村、大島村、氷見郡上庄村、河尾村及び十二町村を一級地にそれぞれ指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
富山県下の各市町村の現行地域給級地の区分は、それぞれの理由によって、県内、また全国的にみて不均衡が相当にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県元吉村外三箇村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県富士郡須津村長稲垣禎次外三名）（山田彌一君紹介）（第二一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県富士郡元吉原村、須津村、吉永村、原田村は、郡の東部に位し、大昭和製紙を始め数十の製紙会社を有し、一大工業地帯を形成して、高物価、高生活水準の地域でありながら、いまだ地域給の指定もなく、近隣諸町村に比較して、著しく不均衡な待遇にある。ついては、元吉原村、須津村、吉永村及び原田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県富士郡元吉原村、須津村、吉永村及び原田村は、その産業事情により物価高をきたし生活水準は相当に高くなっている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県対島村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡対島村長池谷孫四郎外六名）（山田彌一君紹介）（第二一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県田方郡対島村は、ほとんどの物資を他に求める消費地で、近隣に伊東市、熱海市を控え、本村の経済条件は両市と事情を一にし、諸物価も実態調査の結果、両市と異なるところがなく、ことに隣接の伊東市へ経済的に依存するため、生計費の増高はきわめて公務員の生活を困難ならしめている。ついては、対島村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県田方郡対島村は、その経済事情により諸物価は高く、生計費の増高はきわめて公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県三浜村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡三浜村長肥田鶴吉外八名）（山田彌一君紹介）（第二一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県賀茂郡三浜村は、消費生活者がほとんどで、主食の移入はもちろん、冬期における魚介類、野菜類等も東京方面より沼津、下田を経て移入される状態で、交通不便と遠隔へき地のため運賃等が加算され、きわめて高物価となっている。ついては、三浜村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県賀茂郡三浜村は、その地理的条件ならびに経済事情により、きわめて高物価となっている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県大仁町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県田方郡大仁町長相原忠平外八名）（山田彌一君紹介）（第二一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県田方郡大仁町は、東洋醸造株式会社、東京電気株式会社大仁工場の二大工場を始め、工場数三十二に達する中伊豆の商工業の中心地であり、あるいは温泉観光都市として急速に発展しつつ、人口は増加の一途をたどっているが、公務員は高物価のもと生計費の増高にあえいでいる。ついては、大仁町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県田方郡大仁町は、その産業事情また特殊事情により高物価となり、公務員は生計費の増高に苦しんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県修善寺町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県田方郡修善寺町長大城貢外九名）（山田彌一君紹介）（第二一八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県田方郡修善寺町は、伊豆中部の温泉観光地にして、年間二十余万の来遊客を迎えるため、必然的に物価高となり、沼津及び三島をはるかに上まわる現状で、生活の悪条件下公務員の生活状態は悲惨をきわめている。ついては、修善寺町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県田方郡修善寺町は、その特殊事情により物価は著しく高騰して、公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきもの、と議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県船川港町の地域給引上げの請願（請願者　秋田県南秋田郡船川港町長中川重利外二名）（石山權作君紹介）（第二一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
秋田県南秋田郡船川港町は、本郡第一位の町であり、男鹿郡十箇町村の政治、経済の中心地で、本町の代表工場である日本鉱業船川製油所は従業員五百を擁し、待遇が良く、公務員の給与を大幅に上まわっているのと港湾事業関係者の出入が多いため、秋田市をしのぐ物価高で、県下第一位となっている。ついては、船川港町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
秋田県南秋田郡船川港町は、その産業事情ならびに経済事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県瀬峰町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県栗原郡瀬峰町長佐々木嘉一外十二名）（佐々木更三君紹介）（第二一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県栗原郡瀬峰町は、毎年災害を被る悪条件下にあつて、経済

力に乏しく商業が振わず、商品は高いのみで少ないから、仙台市、古川市及び塩釜町に経費を投じて買いに行く実情で、あまつさえ低給与の公務員は不利な生活環境にあつて常に窮乏している。ついては、瀬峰町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県栗原郡瀬峰町は、その経済事情により、給与の低い公務員は、常に窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県小松町外二箇村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　山形県東置賜郡小松町長小関芳太郎）（西村力弥君紹介）（第二一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東置賜郡小松町、中郡村及び大川村は、現在寒冷地手当四級地の指定を受けているが、当地区は大陸性的気候で、冬期は積雪量多く、十一月下旬以降翌年四月までは全く雪に埋もれ、気温も零下十五度を示すことが連日で、冬期間に消費する暖房費、雪害復旧費、被服費等は他の四級地の地区と比較にならないほど多額を要し、公務員の生活は極度に困窮している。ついては、小松町外二箇村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県東置賜郡小松町、中郡村及び大川村は、その自然的諸条件により出費多く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県小松町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県東置賜郡小松町長小関芳太郎）（西村力弥君紹介）（第二一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東置賜郡小松町は、米坂線の開通とともに交通の要衝としての優位をさらに助長し、小国、坂町方面及び米沢方面との物資の交流は激しく、その影響は諸物価を上昇せしめ、本町の消費地的性格に一層拍車をかけ、公務員の生活を著しく圧迫している。ついては、小松町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県東置賜郡小松町は、その経済事情により諸物価を高騰せしめ、公務員の生活も著しく圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道浜中村の地域給引上げの請願（請願者　北海道厚岸郡浜中村長坂田重蔵外三名）（伊藤郷一君紹介）（第二一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道厚岸郡浜中村は、十勝沖地震による釧路管内最大の被害地であり、隣接町村に比べ、交通不便で、物価指数の高い悪条件下に在勤公務員の生活は困窮している。ついては、浜中村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道厚岸郡浜中村は、その地理的条件ならびに経済事情により、物価は著しく高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県上灘町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡上灘町長米岡伊太郎）（武知勇記君外一名紹介）（第二一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡上灘町は、国鉄上灘駅並びに港湾を有するため、人と物との交流激く、諸物価を必然的に高騰させ、松川市に比べても常に高値である。ついては、上灘町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊予郡上灘町は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ難い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県南伊予村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡南伊予村長重松峯行外四名）（武知勇記君紹介）（第二一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡南伊予村は、地域給三級地の松山市と一級地の松前町に近接し、特に松前町とは経済的に不離一体の関係を有し、また生活必需品の多くを両市町に依存するため、物価指数は松山市を上まわつているが、いまだ地域給の支給を受けていないため、人事の交流に多大の支障を来たしている。ついては、南伊予村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊予郡南伊予村は、その地理的、経済的条件よりして、勢い生計費の増高は免れ難い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県石下町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県結城郡石下町長岡井仁外七名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二一九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県結城郡石下町は、全国的に有名な石下かすりの生産地であつて、近年人口は増加し、東京方面の行商人、通勤者も一日数百名以上にのぼる盛況で、純消費的都市の観を呈し、物価高に伴う生活費の高騰はまぬがれない状況にある。ついては、石下町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

結城郡石下町の経済的諸事情よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県谷塚町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡谷塚町長並木信治外五十六名）（梶永健司君紹介）（第二一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡谷塚町は、東京都足立区（五級地）、川口市新郷区（四級地）、草加町（三級地）、にそれぞれ隣接し、諸物価はこれら都市と同等か、それ以上の高価を示しているが地域給においては、本町のみ二級地となつていることは不均衡であり、人事

交流の障害となつている。ついては、谷塚町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡谷塚町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の人事交流を妨げている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県福渡町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県久米郡福渡町長河本仲市外十一名）（小枝一雄君紹介）（第二一九四号）及び同（請願者　岡山県久米郡福渡町福渡中学校長延原毅外十名）（大村清一君紹介）（第三一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡福渡町は、生活必需物資のほとんどを岡山市から移入するため、物価は必然的に二割ないし三割程度高騰し、加うるに旭川ダム工事による水没家屋の移住者、工事関係者の住居等で、住宅難は一層深刻となり、日常生活品もますます高騰している現状である。ついては、福渡町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県久米郡福渡町はその経済事情ならびに産業事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県海田市地区の地域給引上げの請願（請願者　広島市海田市町長頼沢忠雄外二名）（中川俊思君紹介）（第二一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島市外海田市地区は、かつて米軍の進駐基地であつた関係から物価は高く、最近では警察予備隊の本部が設置され、且つ、日本製鋼所、東洋工業及びキリンビール等の大工場があつて、その好景気はいやが上にも諸物価を高騰させ、町民の生計費は広島市を上まわる実情にある。ついては、海田市町、船越町及び府中町の地域給を広島市と同等の四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

海田市地区は、戦後の特殊な地理的、経済的事情よりして、いきおい生計費の増高は免れ難く、在住公務員の生活も困窮を極めている実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県川上村の地域給引上げの請願（請願者　広島県賀茂郡川上村長福島俊男外十名）（中川俊思君紹介）（第二一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡川上村は、村内に駐留軍施設を有するため、特殊飲食店等増加し、物価高と住宅難を来たし、また生活必需物資のほとんどを広島、西条方面から仕入れる関係上、高物価に一段と拍車をかけ、在勤公務員の生活ははなはだ困難である。ついては、川上村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

賀茂郡川上村は、戦後の経済的事情より勢い物価高を免れず、生計費もかさんでいる実状である。これらの点にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県生保内村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県仙北郡生保内村長鬼川誠外五名）（根本龍太郎君紹介）（第二一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県仙北郡生保内村は、地域給支給地としてのあらゆる条件を具備している。ついては、県内地域給指定市町村との均衡上、生保内村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県仙北郡生保内村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道伊達町の地域給引上げの請願（請願者　北海道有珠郡伊達町全官公庁労働組合連絡協議会長横田博外十六名）（山中日露史君紹介）（第二二三四号）、同（請願者　北海道伊達町議会議長萱場久米三郎外十六名）（森三樹二君紹介）（第三六九三号）及び同（請願者　北海道有珠郡伊達町議会議長萱場久米三郎外十五名）（南條徳男君紹介）（第四二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道有珠郡伊達町は、工業都市室蘭に隣接し、同市とは生活必需物資並びに人的資源の需要供給においても密接不可分の関係にあるので、本町の経済状態は同市に負うところ大であり、特に勤労者においてはまつたく消費生活状態をひとしくし、且つ、町村行政下における住民の負担は同市のそれをはるかに上まわる窮状にある。ついては、伊達町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道有珠郡伊達町は、その経済事情ならびに特殊事情によつて勤労者の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県相去村の地域給指定に関する請願（請願者　岩手県胆沢郡相去村長松田久外七名）（高田弥市君紹介）（第二二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県は一般に県民の生活水準が低いという非現実的概念から、級地指定に当つては低位の級地区分になつているが、胆沢郡相去村のごときは遠隔地にあるため、かえつて物価は大都市よりも高く、生計費に及ぼす影響は多大であり、しかも本村は特に黒沢尻町と金ケ崎町の中間にあつて生活水準が高く、俸給生活者は困窮している。ついては、相去村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県胆沢郡相去村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は高騰して俸給生活者は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県涌谷町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県遠田郡涌谷町会議員平軍之亟外三名）（佐々木更三君紹介）（第二二三八号）、同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町勤務地手当対策委員会副委員長斎藤宏輔外二名）（竹谷源太郎君紹介）（第二四八六号）、同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町須藤弥三君紹介）（第二九〇六号）、同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町長斎藤尋外二名）（内藤安吉君紹介）（第三〇二九号）、同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町勤務地手当対策副委員長須藤弥外一名）（小山倉之助君紹介）（第三〇三〇号）、同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町勤務地手当対策副委員長斎藤宏輔）（只野直三郎君紹介）（第三〇三一号）及び同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町斎藤宏輔外二名）（本間俊一君紹介）（第三一二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県遠田郡涌谷町は、仙台以

北地区における文化、政治の中心地であり、陸上交通の要衝でもあつて、他地域に比べ著しく高物価である。ついては、溜谷町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県遠田郡溜谷町は、その特殊事情によつて物価は著しく高騰しているの実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県和田村の地域給引上げの請願（請願者　千葉県印旛郡和田村長円城寺悦作外三十五名）（竹尾弐君紹介）（第二二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡和田村は、周囲の町村に比較して地域給を低位におかれ、また物価のぜん騰によつて、公務員の生活は次第にひつ迫しているため、教職員の配置転換等に重大な影響を及ぼしている。ついては、和田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡和田村は、その経済事情により物価は高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県小川町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県那須郡小川町長白相一策外十一名）（船田中君紹介）（第二二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡小川町は、木材及び薪炭の集散地で、東京都に直結し、商工業が興つて年年人口の増加を見、南那須の中心的存在で官公署が多い。しかるに鉄道沿線から遠隔の地であるため、物資の交流を阻害され、物価の高騰をもたらし、公務員の家計は困難な状況にある。ついては、小川町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県那須郡小川町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県熟田村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県塩谷郡熟田村長増形監物外七名）（尾関義一君紹介）（第二二四六号）及び同（請願者　栃木県塩谷郡熟田村字都宮地方法務局熟田出張所長柳沢倡雄外六名）（山口好一君紹介）（第三〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県塩谷郡熟田村は、喜連川町、氏家町等と同一経済圏にあり、水田単作地帯であるから野菜等は宇都宮市よりも高く、その他衣料、魚介類も前記二町を上まわり、生活水準は農家経済が豊かなため相当に高く、ひとり公務員のみひつ迫した家計に苦しんでいる。ついては、熟田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県塩谷郡熟田村は、その経済事情ならびに産業事情によつて物価は著しく高騰して公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県川辺村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡川辺村長秦野高次外二名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡川辺村は、日常雑貨及び副食物を春日野町及び野田市に求めているので、運賃その他で両市町を上まわる物価高となり、また東京方面への通勤者が多いため、都会の影響によつて被服費、教養及び娯楽費の支出が多く、ともに生計費を高騰せしめている。ついては、川辺村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡川辺村は、その経済事情より物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県松伏領村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡松伏領村長山崎悦三外百五十六名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡松伏領村は、野田市、越ヶ谷町、大沢町、吉川町、春日部町等の地域給有級地を四キロないし五キロの地点に控えるポケット地帯で、交通不便なため諸物価はこれら市町を上まわり、村民のほとんどは日用品の購買にも不自由で、多くはわざわざ近隣市町に買い求めに出る状態であるから、生計費が勢い上昇している。ついては、松伏領村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡松伏領村は、交通事情ならびに経済事情により物価高をきたし生計費の上昇を示している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県南桜井村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡南桜井村長小川文卓外四名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡南桜井村は、地域給一級地の春日部町、三級地の野田市の中間に位し、交通の便よく、東京方面へ通勤する者多数を占め、生活水準は向上し、また本村の生活必需物資のほとんどを春日部、野田に求めるため、諸物価は高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、南桜井村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡南桜井村は、その交通事情ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県豊野村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡豊野村長遠藤信太郎外三名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡豊野村は、地域給三級地の野田市と一級地の春日部町に隣接し、交通至便で、村民の大半は手工業を主とし、家計豊かにして、文化、生活水準高く、地形的に生活物資の移入は一方路にして、しかも古利根川に有料の橋りょうある等のため、運賃加算で、物価は野田市、春日部町に比べ高価となつている。ついては、豊野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡豊野村は、その産業事情より生活水準高く物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県金杉村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡金杉村長今井忠太郎外三名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡金杉村は、地域給三級地の野田市に隣接し、同市への通勤者多く、戦後生活水準は向上しているが、生活必需物資のほとんどを東京、野田方面に求めるため、諸物価高く、生活程度は都市となんら異なるところがない。ついては、金杉村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡金杉村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県旭村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡旭村長平井伊一外八十七名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡旭村は、交通不便の地で、生活必需物資のほとんどを吉川町及び野田市に求めているが、東京都に近接するため、諸物価は高く、これら各市町と地理的、文化的、経済的になんら異なるところはなく、地域給は野田市が三級地に、吉川町が一級地に、また附近町村も支給され、本村のみが無級地で、在勤公務員は職務に専念することが不可能に陥っている。ついては、旭村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡旭村は、その経済事情により物価は著しく高騰して、公務員の生活を苦境におく実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県静村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡静村長池田保次外十一名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡静村は、地域給一級地の栗橋町に市街地続きで接続し、本村地区に所在する栗橋駅附近を中心に一大市街地を構成し、人口は増加の一途をたどり、住宅難をもたらし、物価、生活水準の高いことは同町以上である。ついては、静村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡静村は、その特殊事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県上高野村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡上高野村長齋藤正雄外六名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡上高野村は、地域給一級地の幸手町と街続きに接続し、経済依存の関係にあるため一級地の久喜、杉戸両町に比べ物価は高価を示し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、上高野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡上高野村は、その経済事情により物価高をきたして、公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県豊田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡豊田村長青木鉦治外六名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡豊田村は、地域給一級地の栗橋町、幸手町に隣接し、産業、経済ともにこれらの町と密接な関係を有し、特に昭和二十三年九月までは栗橋町に併合し、同町の一単位として存在していたので、生活程度、物価指数等も同町と同一であり、日用品のごときは町制施行地よりも割高である。ついては、豊田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡豊田村は、その経済事情より物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県八代村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡八代村長宮田犀寿外五名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡八代村は、地域給一級地の幸手町及び杉戸町に隣接し、米麦の産高は県下有数であるが、東京方面よりのやみ商人によつて、価格はつり上げられて両町を上まわり、また生産必需品も他地区から求めるため高物価となり、地域給無級地の故に公務員の補充もつかない状態である。ついては、八代村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡八代村は、その経済事情により高物価となり、公務員の人事交流に大いに支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県吉田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡吉田村長深井良助外十二名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡吉田村は、地域給一級地の幸手町、杉戸町に近く、両町との経済関係は非常に密接であつて、主食の一部を除き、生活必需物資のほとんどを両町に依存する関係上、輸送費が加算されて村内の諸物価は割高となり、生計費は両町となんら異ならない。ついては、吉田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡吉田村は、その経済事情により物価高をきたし生計費の高騰を示している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃玉県権現堂川村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡権現堂川村長藤沼富外四名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡権現堂川村は、地域給支給地の幸手町と隣接し、その一部は幸手町の市街地と接続して、あらゆる点において同町と異なるところなく、物価においてはむしろ割高となつているにかかわらず、本村は地域給の支給を受けていないので、小、中学校教員の確保、採用に困難を来している。ついては、権現堂川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡権現堂川村は、その経済事情により物価は割高となつて教育職員の採用に困難している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付し

て採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県行幸村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡行幸村長三ツ林幸三外十七名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二五九号）に関する報告書

請願の要旨又び目的

埼玉県北葛飾郡行幸村は、地域給一級地の幸手町に隣接し、同町依存の経済事情にあつて、物資を同町に求めていることとやみ商人の主食買あさりとによつて、同町を上まわる高物価にありながら、地域給無級地に据えおかれていることは不合理である。ついては、行幸村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡行幸村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県桜田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡桜田村長野村喜之佐外十三名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二六〇号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡桜田村は、東は幸手町、西に鷲ノ宮町に接し、南北には久喜町及び栗橋町に近接し、いずれも地域給一級地に囲まれ、これら各町とともに同一経済圏に属しながら、いまだ無級地に取り残されているため、公務員の欠乏はもとより人事交流にも支障を来している。ついては、桜田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡桜田村は、その地理的条件により周辺の支給地と同一経済圏にあり、公務員の生活を苦しくしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県須賀村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡須賀村長渋谷淳外十七名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡須賀村は、東武線によつて東京都までわずか四十分の距離に位し、大都市の文化的、経済的影響下にあり、久喜町及び杉戸町の地域給一級地にそれぞれ東西に接続して、経済事情をほとんど同じくしている。ついては、須賀村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡須賀村は、その経済事情は支給地と同一条件にあるという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県桜井村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡桜井村長中村定三郎外六名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二六二号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡桜井村は、東京都との物資の交流きわめて多く、生活必需物資のほとんどを地域給一級地の粕壁町、大沢町等に求め、また隣村大袋村とはあらゆる面において、共通の地位にあるが、今回同村は一級地の指定を受け、本村のみ取り残されているのは不合理である。ついては、桜井村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡桜井村は、その経済事情により支給地と同一条件にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県日勝村及び篠津村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡日勝村立菁莪小学校長岡村逞外八十三名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡日勝、篠津両村は、東北本線久喜、大宮間に位する四隣町村の文化、交通、産業、経済の中心地であつて、主食、副食をはじめ衣料その他の価格は大宮、東京より高く、在勤公務員の生活は都会と同水準の生活をしているが、いまだ地域給の支給を受けていないことは不合理である。ついては、日勝村及び篠津村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡日勝、篠津両村は、その経済事情により公務員の生活水準は相当に上昇している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県増林村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡増林村長石川三津蔵外五名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡増林村は、地域給指定地の越ケ谷、大沢両町及び大袋、出羽、蒲生等の各村を周辺に控え、これら町村と同一経済圏にあつて、東京都に近い関係から、物価指数並びに生活水準がはなはだ高くなつているにもかかわらず、本村のみ無級地であることは不合理である。ついては、増林村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡増林村は、その経済事情により物価高をきたし、生活水準は相当に高い実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県武里村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡武里村長中村延寿外十名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡武里村は、附近町村のうち、ひとり地域給の指定を受けていないが、交通、産業、経済上において附近の町村となんら異なるところなく、生活水準及び諸物価も同等以上である。ついては、武里村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡武里村は、その附近の支給地町と産業、経済事情を同じくし、物価も高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県幸手町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北葛飾郡幸手町長殿塚長次外十二名）（佐瀬昌三君紹介）（第二二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北葛飾郡幸手町は、東武日光線の沿線にあつて、本郡東部地区の交通、商工業上の要衝にあり、これら地理的、経済的条件は必然的に生活必需物資の価格を上昇させ、他の地域給二級地あるいは三級地と比べて、なんら差異が認められない実情にある。ついては、幸手町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北葛飾郡幸手町は、その交通事情ならびに経済事情により物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願

は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県岩槻町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県南埼玉郡岩槻町長平野広外十三名）（佐藤昌三君紹介）（第二二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡岩槻町は、東京都の衛生都市として、東京都と不離密接の関係にあり、文化、交通、物資の交流及び人事の往来はひん繁で、諸物価は東京都と差異が認められないが、いまだ地域給一級地として取り残されているため、人事の交流等に多大の支障を来たしている。ついては、岩槻町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡岩槻町は、その経済事情により物価は高くなり、公務員の人事に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県田原町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県渥美郡田原町長蔦城佐一外三十名）（八木一郎君紹介）（第二二一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県渥美郡田原町は、豊橋市と密接な関係を有する町で、最近町内各種産業の生産量は急激に増大し、交通の発達と相次ぐ統制の解除に伴う大都市への物資移出によつて、町民の一般経済生活はにわかに向上して、物価の高騰を招き、在勤公務員の窮乏生活を著しく圧迫している。ついては、田原町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県渥美郡田原町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県加茂町及び新加茂町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県苫田郡加茂町長川島貞二外二名）（小枝一雄君紹介）（第二二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡加茂町及び新加茂町は、古くから地方政治、産業、文化等の中心地として発展し、農、林産物の集散地並びに畜産の地として知られ、近代工業の面においても郡の中心地として重要な位置を占め、因美線によつて南は岡山市及び津山市に、北は鳥取県智頭町及び鳥取市に連絡し、町民の生活もこれら都市の経済力に支配され、日常生活物資もこれら市町村に依存するため、特殊なものを除きほとんど高価となつている。ついては、加茂町、新加茂町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

加茂町、新加茂町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大分村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県嘉穂郡大分村長千代田弘外一名）（岡部得三君紹介）（第二三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県嘉穂郡大分村は、炭都飯塚市とほとんど同条件をもつ鉱山地帯で、主、副食の移入困難のため福岡市、北九州都市よりも高物価な実情で、鉱山の好況に伴い、物価が急騰して公務員の生活ははなはだ困窮している。ついては、大分村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大分村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県上穂波村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県嘉穂郡上穂波村長高橋宅次）（岡部得三君紹介）（第二三一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県嘉穂郡上穂波村は、筑豊炭坑地帯の町村と同じ条件をもつ鉱山地であつて、主要食糧は福岡市及び北九州都市に匹敵する物価高で、一般生活品も高騰している。ついては、上穂波村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上穂波村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県福岡市内今津外三地区の地域給引上げの請願（請願者　福岡市役所内福岡市地域給昇格促進委員会代表小西春雄外二名）（福田昌子君紹介）（第二三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市内の今宿、能古、十六町及び今津の各地区は、いずれも行政区画は福岡市で、経済圏は市の中心部と同一の条件下にあり、最近交通の利便と相まつて、住宅地として飛躍的発展を遂げ、諸物価も市の中心部となんらの差異ないのにもかかわらず、地域給は市の中心部が五級地で、本地区は四級地のため、人事の交流等に支障を生じている。ついては、福岡市内今津外三地区の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

今津外三地区の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県真幸町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県西諸県郡真幸町長永崎公一外一名）（伊東岩男君紹介）（第二三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県西諸県郡真幸町は、県唯一の温泉郷として知られ、また国立公園霧島と日本三大展望の一と称せられる天岳展望台を控える絶光地である関係上、農村形態を示しておるものの、実に消費都市的傾向を示し、物価及び賃金と生計費との関係はきわめて不均衡の状態にある。ついては、真幸町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

真幸町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県伊倉町の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県玉名郡伊倉町長寺真均外十二名）（大久保武雄君紹介）（第二三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県玉名郡伊倉町は、玉名町（二級地）、荒尾市（四級地）、大牟田市（四級地）、熊本市（三級地）及び植木町（一級地）の中間に位し、諸物価はこれら諸都市を下らず、また本町の周辺には主食等の生産地をもちながら、交通の利便により、ほとんどの主食類は北九州方面へ移出され、物価は

北九州方面と比べても同価格程度で、生活必需品もこれら都市から逆流入する状況で、在勤公務員の生活は極度に窮迫している。ついては、伊倉町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊倉町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県三瀬谷町の地域給引上げの請願（請願者　三重県多気郡三瀬谷町長前納信三）（橋本清吉君紹介）（第二三二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県多気郡三瀬谷町は、従来生活諸物資を宇治山田市、松阪市に依存していたが、宮川ダム開発事業の着手とともに消費量が著しく増加したので、遠く他府県よりの移入が必要となり、そのため多額の輸送費が加算され、諸物価の高騰はなはだしく、在勤公務員の生活はまことに困窮している。ついては、三瀬谷町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県多気郡三瀬谷町は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県曽根町外三箇町村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県印南郡曽根町長米田亮吉外四名）（小林絹治君紹介）（第二三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県印南郡曽根町、米田町、大塩町及び伊保村は、東は地域給三級地の荒井村に、西は四級地の姫路市に接続し、これら都市と同一の経済ブロックを形成して、あらゆる面に共通性をもつているばかりか、当地方は播磨臨海工業地帯に指定され、人口の密度も高く、生活必需物資等も神戸市、姫路市に比べ高価となつている。ついては、曽根町外三箇町村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

曽根町、米田町、大塩町及び伊保村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県東神吉村外十箇村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県印南郡東神吉村長神吉逸郎外十名）（小林絹治君紹介）（第二三二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県印南郡は、神戸市、姫路市の中間に位し、交通は至便で、文化は開け、生活水準も都市となんら変らぬ状態で、地域給二級、三級地の町村に囲まれ、在勤公務員は物価高に悩まされている。ついては、本郡の東神吉、平荘、上荘、東志方、志方、西志方、西神吉、阿弥陀、別所、的形、北浜の各村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東神吉村、平荘村、上荘村、東志方村、志方村、西志方村、西神吉村、阿弥陀村、別所村、的形村、北浜村の立地条件からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県畑村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡畑村長畑貞一外二名）（佐々木盛雄君紹介）（第二三二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡畑村は、篠山町、岡野村、城北村等に隣接し、地形上、交通上、経済産業上においてこれら各町村に劣らぬ地域であり、村内には日本製鉄株式会社の硅石採掘所を有し、勤務者も数百人に上り、物価指数も前記各町村に比べ高位にあるにもかかわらず、これら町村は地域給一級ないし二級地に指定され、本村のみ放置されている。ついては、畑村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

畑村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県佐治町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県氷上郡佐治町長足立幾嶋外七名）（佐々木盛雄君紹介）（第二三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡佐治町は、商工業発展し、本郡西北部における政治、経済、交通の中心として都市的形態をなし、特に近年の交通網の発達は福知山、和田山、西脇の隣接都市との交流を深め、生活費はますます上昇し、郡内随一の傾向にある。しかるに郡内四町のうち本町を除き、他は地域給二級地の指定を受けている。ついては、佐治町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

佐治町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県三刀屋町の地域給引上げの請願（請願者　島根県飯石郡三刀屋町長陶山政松）（櫻内義雄君紹介）（第二三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県飯石郡三刀屋町は、仁多、大原、飯石の三郡の中心地帯に位し、松江市より広島市に至る陰陽連絡の要衝にあるため、人と物との交流激しく、商工業が盛んで、住民の生活水準の向上と相まつて、物価の上昇とみに著しく、公務員の生活は困窮している。ついては、三刀屋町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三刀屋町の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県宍道町の地域給引上げの請願（請願者　島根県八束郡宍道町長森山益平外八名）（櫻内義雄君紹介）（第二三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県八束郡宍道町は、郡下第一の都市で、工業の急速な発展と宍道湖干拓等の土木工事の進展に伴い、市街地の規模をさらに拡大し、松江、出雲市に劣らぬ生活水準に在勤公務員の生活はきわめて困難である。ついては、宍道町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宍道町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県三隅町の地域給指定に関する請願（請願者　島根県浜賀郡三隅町長三浦敬尚外二名）（櫻内義雄君紹介）（第二三三〇

号）及び同（請願者　島根県那賀郡三隅町議会議長福原穂次郎外二名）（中村英男君紹介）（第三一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県那賀郡三隅町は、浜田市及び益田市の中間に位し、生活必需物資のほとんどを両市に求める関係上、物価は両市以上の高物価となり、生活水準もきわめて高位にあるため、公務員の生活は困窮している。ついては、三隅町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三隅町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県伯太村の地域給指定に関する請願（請願者　島根県能義郡伯太村長黒田幸治外十名）（櫻内義雄君紹介）（第二三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県能義郡伯太村は、米子市に近接し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は高く、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、伯太村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伯太村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県磐田市の地域給引上げの請願（請願者　静岡県磐田市長赤松昭彦外一名）（静間田清一君紹介）（第二三三二号）、同（請願者　静岡県磐田市地域給引上促進委員会代表鈴木才一外一名）（山花秀雄君紹介）（第二五五七号）及び同（請願者　静岡県磐田市議会議長鈴木長四郎）（長谷川保君紹介）（第五〇八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県磐田市は、県西部の工業都市として発展し、人口の増加著しく、特に繊維工業の躍進目覚しく、ために生活必需物資の生産皆無で、それらの物資を東京、大阪及び浜松市に依存している現状で、物価高を招来し、在勤公務員は生活にあえぎつつある実情である。ついては、磐田市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県磐田市は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県坂城町の地域給指定に関する請願（請願者　長野県埴科郡坂城町鈴木甚四郎）（井出一太郎君紹介）（第二三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県埴科郡坂城町は、観光温泉郷として全国的に名のある戸倉、上山田両町に隣接し、長野市及び上田市の中間にある交通上の要地であるが、生活必需品は県下屈指の高物価で、町民は汽車、バスを利用して長野、上田両市に出て購入している状態で、生計費が著しく増高している。ついては、坂城町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県埴科郡坂城町は、その地理的条件により高物価となり生計費は著しく増高している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道北村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道空知郡北村長小木曽孝義外三名）（稚熊三郎君紹介）（第二三八〇号）、同（請願者　北海道空知郡北村議会議長金森保太郎外二名）（松浦周太郎君紹介）（第二六〇五号）、同（請願者　北海道空知郡北村議会議長金森保太郎外二名）（森三樹二君紹介）（第三七六六号）及び同（請願者　北海道空知郡北村議会議長金森保太郎外二名）（小平忠君紹介）（第三九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡北村は、岩見沢市より分村した地域で、文化的にも、経済的にも、密接不離の関係にあつて、同市の郊外的位置にあるため、生活実態は同市内となんら差異を認められず、在勤公務員は不均衡な待遇のもと常に困窮している。ついては、北村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡北村は、その経済事情により物価高をきたし、公務員は不均衡な待遇を受け困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道太田村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道厚岸郡太田村長佐藤忠一外四名）（伊藤郷一君紹介）（第二二八一号）及び同（請願者　北海道厚岸郡太田村教育長佐々木真平外二名）（森三樹二君紹介）（第三七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道厚岸郡太田村は、本土の最北端に位する交通不便な地域で、物資はすべて釧路市から移入するが、全国的にも高物価の同市を、なお上まわつているので、在勤公務員はきわめて生活難となつている。ついては、太田村を地域給四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道厚岸郡太田村は、その地理的悪条件ならびに経済事情により高物価をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県飯田川町の地域給指定等に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡飯田川町飯田川小学校浪蹄明外十九名）（柳野三千雄君紹介）（第二三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡飯田川町は、積雪多く、寒冷厳しい本県において、特に西に八郎潟を控え、冬期の寒風はひどいものである。ついては、飯田川町を地域給一級地に指定し、寒冷地手当を五級地に引き上げ、薪炭手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡飯田川町の特殊事情により本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県金ケ崎町の地域給指定に関する請願（請願者　岩手県胆沢郡金ケ崎町長小泉永太郎）（小澤佐重喜君紹介）（第二三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県胆沢郡金ケ崎町は、遠隔地のため物価は大都市よりも高く、これが生計費に及ぼす影響は多大であり、特に水沢町、前沢町、黒沢尻町、花巻町等の新興各町にはさまれ、これら町と経済事情を同じくしている。ついては、金ケ崎町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県胆沢郡金ケ崎町の特殊事情ならびに経済事情より考察して

本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県伊深村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡伊深村長木沢権一外四名）（平野三郎君紹介）（第二二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡伊深村は、関市及び太田町を近くに控え、日常諸物資を両市町に求めているが、これらを上まわる高物価であるため、生計費が著しく増高し、公務員の生活はきわめて困難となつている。ついては、伊深村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡伊深村は関市、太田町との経済関係により生計費が著しく増高して、公務員の生活はきわめて困難である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県加茂郡坂祝村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡坂祝村長竹内丈夫外七名）（平野三郎君紹介）（第二二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡坂祝村は、名勝日本ラインの本場で、来遊客の出入きわめて多く、あるいは従業員千数百名に上る呉羽紡績を有するため、諸物価が比較的高く、入手困難な現状である。しかるに地域給は近隣町村に比較し、著しく不合理な待遇におかれている。ついては、坂祝村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡坂祝村は、その特殊事情ならびに産業事情により諸物価が高く公務員の生活は困難をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県加茂野村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡加茂野村長森要一外七名）（平野三郎君紹介）（第二二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡加茂野村は、地域給二級地の関市及び一級地の太田町にそれぞれ東西に隣接して、また名古屋市、岐阜市、多治見市の大消費都市を控えるため、物価がきわめて高くなつている。ついては、加茂野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡加茂野村の位置により経済事情は公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県富田村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡富田村長板津亨外八名）（平野三郎君紹介）（第二二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡富田村は、地域給二級地の関市、一級地の太田町の中間に位し、近時商工業が発展しているが、主食の外見るべき特産物もなく、日常生活必需物資のほとんどを名古屋、岐阜等の遠隔地から移入するため、相当の物価高となつている。ついては、富田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡富田村の位置により経済事情は物価高をきたし、公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県加治田村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡加治田村長井上鎮平外四名）（平野三郎君紹介）（第二三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡加治田村は、往時より城下町として発達し、同地方の中心地をなしていたが、高山線及び美濃鉄道開通の影響を受け、人の集散減少し、商店は転出、転業続出するに至り、今日の半農半商の一消費地となり、農産物の外に見るべき特産なく、日常物資は岐阜、名古屋から移入しているため、すこぶる高く、文化水準も高いので生計費が増高している。ついては、加治田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡加治田村の特殊事情ことに経済事情により生計費が増高し公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県依那古村及び神戸村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県名賀郡依那古村小学校長倉田博義外十名）（中井徳次郎君紹介）（第二三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡依那古、神戸の両村は、地理的に大阪及び名古屋の二大商圏の影響を強く受ける上野市、名張町の陥没地帯に位し、さらに関西線、近鉄を結ぶ伊賀線の要地にあるので、物資の交流がきわめて激しく、物価の高騰と生活水準の向上をきたしている。ついては、依那古村及び神戸村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡依那古、神戸両村の経済地理的特殊性ならびに経済事情により物価の高騰と生活水準の上昇をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県古山村及び花垣村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県名賀郡古山村長西浦喜市外六名）（中井徳次郎君紹介）（第二三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡古山村及び花垣村は、地域給二級地の名張町及び上野市にはさまれ、本地域の亜炭、粘土炭坑従業員の購買力に影響され、生活必需物資は両市町よりも一割ないし二割は高く、魚介類のごときは品質低下にもかかわらず、二割以上も高くなつている。ついては、古山村及び花垣村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡古山村及び花垣村はその特殊事情ならびに経済事情により物価は上昇している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府住道町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府北河内郡住道町長中谷吉太郎外二百四十二名）（篠香忠雄君紹介）（第二三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府北河内郡住道町は、布施市に近接して大阪市に通じ、古来より本郡南部の発祥地として知られ、守口市並びに枚方市とはなんらそん色なく、近年府営住宅及び海外引揚者住宅の建設によつて、著しい躍進をしているが、生活必需品は大阪市をはるかに上まわる現状で、公務員の生活はきわめて困難な実情にある。ついては、住道

町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

住道町の立地条件等からして、生計費の地高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県函南村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県田方郡函南村長小柳津五郎外十八名）（第二四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡函南村は、東は観光都市熱海、湯ケ原に、西は学園消費都市三島市に、また南部は中豆温泉地帯に囲まれ、日常消費物資はきわめて高く、都市文化もあまねく浸透し、生活程度も高度化しているため、給与所得者の生計に深刻な影響を与えている。ついては、函南村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡函南村の地理的条件並びに経済事情等により給与所得者の生計に深く影響する実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県下の地域給指定等に関する請願（請願者　静岡県議会議長大石文一郎）（西村直己君紹介）（第二四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県は、神奈川、愛知両県とほぼ同様の立地条件を有し、物価、生計費もほとんど変らないが、地域給に関しては、両県に比べてはなはだ不均衡となつている。ついては、熱海市を五級地に、浜松、沼津、清水の三市を四級地に、三島、吉原、富士宮、焼津、島田、磐田の六市及び賀茂郡下田、田方郡網代、宇佐美、駿東郡御殿場、小山、富士郡富士、安倍郡有度の各町村を三級地に、賀茂郡稲取、松崎、稲生沢、田子、南中、田方郡修善寺、大仁、伊豆長岡、函南、韮山、中郷、北狩野、土肥、駿東郡原、裾野、清水、長泉、大平、玉穂、原里、印野、須山、富士岡、高根、須走、深良、北郷、富岡、足柄、浮島、愛鷹、庵原郡興津、袖師、蒲原、由比、富士川、飯田、高部、庵原、安倍郡美和、服織、南藥科、中藥科、玉川、大河内、志太郡藤枝、青島、小川、岡部、西益津、六合、大長、大津、榛原郡川崎、吉田、相良、金谷、御前崎、地頭方、小笠郡掛川、堀之内、横須賀、池新田、周智郡森、磐田郡袋井、二俣、福田、掛塚、浜名郡新居、舞坂、鷲津、積志、芳川、浜名、笠井、可美、引佐郡三ケ日、気賀の各町村を二級地にそれぞれ引き上げ並びにその他無級地の各町村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県は、その立地条件により神奈川県、愛知県と物価ならびに生計費はほとんど変らないという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県稲生沢村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県賀茂郡稲生沢村長土屋俠太郎外五名）（山田彌一君紹介）（第二四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡稲生沢村は、伊東及び修善寺駅より東海バスで約三時間の遠距離にあり、しかも日常生活物資の村内における生産はほとんど見るべきものがなく、すべてこれを他町村より移入している上、温泉観光地である関係上、消費的需要ははなはだしく、従つて物価は隣接下田町をはるかに上まわつている。ついては、稲生沢村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡稲生沢村は、その地理的条件ならびに物資需給状況によつて高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県高田町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県養老郡高田町養老税務署長大西利夫外十名）（野田卯一君紹介）（第二四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県養老郡高田町は、地域給三級地の大垣市に隣接し、各種物資を同市及び桑名方面より移入するので、諸物価は大垣市と差異がなく、在勤公務員の生活は著しい苦境にある。ついては、高田町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県養老郡高田町の地理的条件によつて諸物価は大垣市と差異がなく、公務員の生活は著しい苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県養老村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県養老郡養老北小学校長渡辺一夫外二名）（野田卯一君紹介）（第二四〇五号）及び同（請願者　岐阜県養老郡養老村養老北小学校長渡辺一夫外二名）（大橋忠一君紹介）（第三九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県養老郡養老村は、各種の物資を大垣市、三重県方面より移入するため、大垣市、高田町と物価において変りなく、公務員の生活経済も高田町と大差ない状態にある。ついては、養老村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県養老郡養老村の経済事情によつて高物価をきたし、公務員の経済生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県多芸村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県養老郡多芸村多芸小学校長藤塚功）（野田卯一君紹介）（第二四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県養老郡多芸村は、地域給一級地の高田町と隣接し、商工業が著しく発達し、商工業者の生活程度は高く、俸給生活者は苦境におかれている。ついては、多芸村は地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県養老郡多芸村の経済事情によつて俸給生活者は著しく苦境におかれている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県宮村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県大野郡宮村長三瀬藤吉外一名）（岡村利右衛門君紹介）（第二四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県大野郡宮村は、高山市の郊外に位する観光及び高山市民の慰楽の地であつて、奥地には二千数百町歩にわたる国有林を有し、森林鉄道が敷設されて、木材の生産量きわめて多く、これが好景気による物価の高騰は顕著であり、さらにめん羊の生産、羊毛加工及び隣村の朝日ダム建設事業の推進による公務員の生計費に及ぼす影響は大である。ついては、宮村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県大野郡宮村の特殊事情ならびに産業事情によつて物価の高騰をきたし公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県北富田村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県西牟婁郡北富田村長田中安之助外一名）（世耕弘一君紹介）（第二四〇八号）及び同（請願者　和歌山県西牟婁郡北富田村議会議長山本泰次郎）（田渕光一君紹介）（第三二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県西牟婁郡北富田村は、米、麦等及びそ菜類の生産村であるが、田辺市並びに白浜に通ずる地形上、湯崎の観光都市の消費地を近くに控えるため、諸物価は相当に高く、しかも東、西、南の各富田村は地域給の引き上げを見、本村のみが取り残されている。ついては、北富田村を地域給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北富田村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県太田村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県東牟婁郡太田村長大木茂外六名）（田渕光一君紹介）（第二四〇九号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡太田村小匠防災溜池施設事務所長田口栄吉外六名）（世耕弘一君紹介）（第三〇七三号）及び同（請願者　和歌山県東牟婁郡太田村太田郵便局長坂本亮一外四名）（辻原弘市君紹介）（第三五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県東牟婁郡太田村は、地域給一級地の下里、太地等の各町に隣接し、これら各町と地理的、経済的、交通的及び産業的に密接不離の関係を有し、村民の生活状態はほとんど同様である。ついては、太田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
太田村の経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県下里町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県東牟婁郡下里町長横本利左衛門外八名）（田渕光一君紹介）（第二四一〇号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡下里町下里小学校長羽山政彦外七名）（世耕弘一君紹介）（第三〇七一号）及び同（請願者　和歌山県日高郡下里町浦神郵便局長西政士外五名）（辻原弘市君紹介）（第三五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県東牟婁郡下里町は、紀伊半島の南端に位し、交通機関に恵まれないため、生活必需物資は他町村に比べすべて高物価となり、勤労所得者の生活は誠に困難をきわめている。ついては、下里町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
下里町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県藤田村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡藤田村長山本貞一外四名）（田渕光一君紹介）第二四一一号）、同（請願者　和歌山県日高郡藤田村日高平野農業水利改良事務所長亀井繭外四名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六六号）及び同（請願者　和歌山県日高郡藤田村藤井道成寺駅長赤井寅太郎外三名）（辻原弘市君紹介）（第三五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県日高郡藤田村は、生活物資の自給ができず、これを地域給二級地の御坊町の卸売業者より購入するので、消費価格は同町より約三パーセント程度高くなつている。ついては、藤田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
藤田村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県日高郡藤田村は、生活物資の自給ができず、これを地域給二級地の御坊町の卸売業者より購入するので、消費価格は同町より約三パーセント程度高くなつている。ついては、藤田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
藤田村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県箕島町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県有田郡箕島町長中谷良太郎）（田渕光一君紹介）（第二四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県有田郡箕島町は、人口一万八千余りを有する県下最大の町で、有田地方の交通、産業、文化の中心地として、商工業、漁業等発達し、町民の生活、文化程度高く、会社従業員の購買力は旺盛で物価をつり上げ、その生計費は大阪、和歌山よりも高くなつている。ついては、箕島町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
箕島町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県三尾村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡三尾村三尾郵便局長中井一男外二名）（田渕光一君紹介）（第二四一三号）、同（請願者　和歌山県日高郡三尾村紀伊日の御崎燈台長森田与一外二名）（世耕弘一君紹介）（第三〇五九号）及び同（請願者　和歌山県日高郡三尾村長大森喜代蔵）（辻原弘市君紹介）（第三五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県日高郡三尾村は、耕地狭少で、食糧の自給自足ができず、御坊町及び附近町村から食糧品、衣料品及び日用雑貨類等を仕入れているため、諸物価高く、また県立公園指定地として、遠く飯神、関東方面から来遊するもの多数を算え、物価を一層つり上げ、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、三尾村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三尾村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県内原村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡内原村長上石米次郎外三名）（田渕光一君紹介）（第二四一四号）、同（請願者　和歌山県日高郡内原村内原郵便局長森幹楠外二名）（世耕弘一君紹介）（第三〇五八号）及び同（請願者　和歌山県日高郡内原村内原駅長井上久太）（辻原弘市君紹介）（第三五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県日高郡内原村は、県下において著しく物価指数の高い地域給二級地の御坊町に近接し、その影響をこうむること大きく、附近町村のすべては地域給支給地となつているが、本村のみ無級地として取り残されているため、人事の交流等に多大の支障をきたしている。ついては、内原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
内原村の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よ

つて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県北野上村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県海草郡北野上小学校矢船勲）（坊秀男君紹介）（第二四一五号）及び同（請願者　和歌山県海草郡北野上村西居俊正）（田中義之進君紹介）（第四二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県海草郡北野上村は、和歌山市及び海南市に近接し、交通至便で、半農半商工の村で、まつたく都市的形態をなし、地域給一級地としての条件を具備している。ついては、北野上村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北野上村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県牛窓町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県邑久郡牛窓町全官公協議会代表宮本一郎）（星島二郎君紹介）（第二四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡牛窓町は、県の最南部の進歩的農村で、畑作地帯であるが、主食類は全消費量の約五十パーセントを他町村より移入しているため、自由物価指数は岡山市等に比べて割高であるのみならず、その他一般物資も大都市より移入する関係上、大消費地より高く、県下最高位にあるバス賃を支払つても岡山市方面へ買出しに行く方が有利な実情にある。ついては、牛窓町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

牛窓町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府八雲村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府加佐郡八雲村長佐藤実蔵）（大石ヨシエ君紹介）（第二四一七号）

同（請願者　京都府加佐郡八雲村八戸地助役宮田繁雄外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三五号）、同（請願者　京都府加佐郡八雲村八雲郵便局長坂本秀蔵）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇一号）及び同（請願者　京都府加佐郡八雲村八雲小学校長永井保雄外一名）（田中好君紹介）（第五六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡八雲村は、農耕地であるが、舞鶴市と密接な関係があるため、むしろ消費的性格が強く、また生活程度も同市の影響を受けて高水準にあるばかりでなく、生活必需品は購入ルートの関係上、京阪神方面より二割以上の割高となつている。ついては、八雲村を舞鶴市と同等の地域給に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府加佐郡八雲村は、その産業、経済事情により著しき物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府宇治市の地域給引上げの請願（請願者　京都府宇治市長山崎平次外三十八名）（加賀田進君紹介）（第二四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府宇治市は、京都市に隣接し、観光都市として、また工業都市として発展し、交通機関の発達とともに京都市の延長のごとき状態にあるが、生活必需物資を京都市に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は同市を上まわり、住宅難とともに在勤公務員の生活は困窮している。ついては、宇治市の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇治市の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県柳津村の地域給引上げの請願（請願者　広島県沼隈郡柳津村長佐藤三郎）（岡本忠雄君紹介）（第二四二一号）、同（請願者　広島県沼隈郡柳津村大本政幸）（高津正道君紹介）（第三一〇五号）及び同（請願者　広島県沼隈郡柳津村議会議長小林初三）（高橋禎一君紹介）（第三四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡柳津村は、地域給二級地の松永町に接続し、同町と産業、生活程度、文化等はまつたく同じで、しかも同一経済圏及び生活圏を構成し、近時これら圏内の発展は活気を呈し、生活水準は松永町より高位にある。ついては、柳津村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

柳津村の経済的諸事情等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県倉橋町の地域給引上げの請願（請願者　広島県安芸郡倉橋町下向井正義外二十九名）（池田勇人君紹介）（第二四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県安芸郡倉橋町は、地域給四級地の呉市、三級地の江田島町及び二級地の音戸町等に隣接し、これら各市町と同一の生活環境にあるにかかわらず、本町のみが一級地であることは不合理である。ついては、倉橋町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

倉橋町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県剛志村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡剛志村長井上孫司外六名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第二四二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡剛志村は、境町に隣接し、東武線の沿線にあるため、人と物との交流が激しく、諸物価は近接の地域給支給地に比べはるかに上まつている。ついては、剛志村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡剛志村の経済地理的条件によつて、諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県東村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡東村長小島茂外十二名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第二四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡東村は、伊勢崎市に隣接し、生活必需物資のほとんどは伊勢崎市、桐生市に求めるため運賃等が加算され、両市より割高となり、他の地域給支給地町村に比べても高価な実情にある。ついては、東村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
群馬県佐波郡東村の経済地理的条件により、高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県下妻町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県真壁郡下妻町長沢部元信外十五名）（丹羽蕃四郎君紹介）（第二四二五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城県真壁郡下妻町は、絹戸数の約十六パーセントが農家で、一戸当りの耕地面積は七反弱で、自家消費の程度にすぎず、一方商家のほとんどは小売業者であるため、衣類その他の日用品はもちろん、一般物価もさきに二級地の指定を受けた県下各地区特に隣接の下館町と比べ、一割ないし二割以上の高値を示している。ついては、下妻町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
茨城県真壁郡下妻町の産業事情により、相当の高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県吾野村及び東吾野村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入間郡吾野村長浅見育造外百四十五名）（松山義雄君外一名紹介）（第二四二六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県入間郡吾野村及び東吾野村は、地域給二級地の飯能町に隣接し、西に正丸峠、子の権現等の名所を控え、四季都会人の出入多く、東京の郊外地の観を呈しているが、生活必需物資のほとんどを飯能町及び東京方面から移入するため、運賃等の加算で、高物価となり、公務員の生活は困窮している。ついては、吾野村及び東吾野村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県入間郡吾野村及び東吾野村の特殊事情ならびに経済事情等により、高物価をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大岡村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡大岡村長榎本茂夫外二名）（山口郎文君紹介）（第二四二七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡大岡村は、松山町に隣接し、同町と生活環境においてなんら異なるところがないのにかかわらず、松山町は地域給二級地に指定され、本村はいまだ無級地である。ついては、大岡村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県比企郡大岡村の経済地理的条件によつて、生活環境は隣接地松山町と何等異なるところなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県児玉郡児玉町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県児玉郡児玉町長筑紫権四郎外二百三十二名）（荒船清十郎君紹介）（第二四二九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県児玉郡児玉町は、県の西北端のへき地に位し、交通不便で、物価は他地方よりの製品が高価であるとともに、現地の農産物すら買出し、買あさりによつて常に東京周辺都市と同値で、在勤公務員は他地区への転出希望者続出の状態にある。ついては、児玉町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県児玉郡児玉町は、交通不便のため物価高く、公務員の生活を相当に圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県秩父郡尾田蒔村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡尾田蒔村長内田庸一外五十三名）（荒船清十郎君紹介）（第二四三〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県秩父郡尾田蒔村は、秩父市、小鹿野町の中間に位し、生活必需物資のほとんどを両市町及び皆野町に求めるため、交通費等が加算され、諸物価は高く、公務員の生活は常におびやかされている。ついては、尾田蒔村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県秩父郡尾田蒔村の位置ならびに経済事情によつて、公務員の生活は相当に困難となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県北条町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県筑波郡北条町達山都一外百五十九名）（赤城宗徳君紹介）（第二四三一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城県筑波郡北条町は、筑波山ろく地方の行政、産業、文化の中心地で、鉄道及びバスの便に恵まれ、東京都へわずかに一時間半、土浦市へ三十分の距離にあるため、都市的風潮が流入して経済的生活に圧迫を加え、また本町の商業は発展性に乏しく、これがため物価高となつている。ついては、北条町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
茨城県筑波郡北条町の地理的条件ならびに経済事情によつて、公務員の経済生活に相当の圧迫を加えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県小瀬村の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県那珂郡小瀬村長五位淵耕介外百十六名）（塚原俊郎君紹介）（第二四三三号）及び同（請願者　茨城県那珂郡小瀬村立小瀬高等学校長佐藤秋太郎外百十九名）（山崎猛君紹介）（第二九〇九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城県那珂郡小瀬村は、主食及び野菜を他地域に求めねばならず、その他の必需品に至つては交通事情が悪い関係から、郡市をはるかにしのぐ高物価であり、住宅難とともに公務員の生活に過重な

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県瓜連町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県那珂郡瓜連町長生天目広吉外九十八名）（塚原俊郎君紹介）（第二四三二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城県那珂郡瓜連町は、水郡線の要点で、五隣町村の文化、経済上の中心地として都市的形態を整え、生活程度も高く、物価も相当の高価を示し、農産物を始め一般消費物資も水戸市、太田町を上まわる物価高を示している。ついては、瓜連町を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
茨城県那珂郡瓜連町の交通事情ならびに経済事情によつて、相当の高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

負担となつている。ついては、小瀬村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県那珂郡小瀬村の地理的条件によつて、相当の高物価をきたし、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県平潟町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県多賀郡平潟町長篠原捷三外二名）（塚原俊郎君紹介）（第二四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県多賀郡平潟町は、水産業を主とし、商業及び農業がこれに次いでいるが、近年漁獲高は減少の傾向にあり、農業による生計者はわずか五パーセントに過ぎず、物資を近隣町村に仰ぐ消費地として、消費生活の実態は周囲の地域給支給地の各市町村に比較して、なんら劣ることのない実情にある。ついては、平潟町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県多賀郡平潟町の産業事情により高物価をきたし、消費生活は相当に困難である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県北相馬郡守谷町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県北相馬郡守谷町長片山亀之助外八名）（橋本登美三郎君紹介）（第二四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県北相馬郡守谷町は、常磐線中の主要都市で、取手町へ十五分、東京都心へ一時間十分の近距離に位し、生活必需物資のほとんどを東京都に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は高く、隣接地域給一級地の水海道、布川町よりも高位にある。ついては、守谷町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県北相馬郡守谷町の位置ならびに経済事情によつて、物価は相当に高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県山上村の地域給引上げの請願（請願者　石川県能美郡山上村長田川孝司外七名）（喜多壮一郎君紹介）（第二四三六号）及び同（請願者　石川県能美郡山上村山上中学校長小野勇吉外七名）（坂田英一君紹介）（第四五一一号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

石川県能美郡山上村は、金沢市、小松市の中間に位し、村内に辰口温泉を有するため、諸物価、生活水準等高く、温泉地帯の特徴として日々に上昇の一途をたどつて、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、山上村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山上村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

富山県舟見町の地域給指定に関する請願（請願者　富山県下新川郡舟見町長野島邦次外七名）（鍛冶良作君紹介）（第二四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県下新川郡舟見町は、古くから車馬の往来はげしく、物資の導入、消費等盛んで、文化水準も高く、すべての点において地域給支給地の町となんら異ならないにもかかわらず、現在無級地であることは遺憾である。ついては、舟見町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

下新川郡舟見町は、その立地条件などからして、いきおい物価高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県西条村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県埴科郡西条町長佐藤邦家外三名）（羽田武嗣郎君紹介）（第二四三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県埴科郡西条村は、生産物少なく、生活必需物資のほとんどを他町村より購入するため、諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。しかるに隣接の松代町が現在二級地に申請中であり、村内の中央気象台松代地震観測所のみ一級地に指定され、公務員の打撃は大で、人事運営上の困難と不便ははなはだしい。ついては、西条村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県埴科郡西条村は、その産業事情ならびに経済事情によつて、諸物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県神科村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県小県郡神科村長深町唯文外三名）（羽田武嗣郎君紹介）（第二四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県小県郡神科村は、隣接する地域給三級地の上田市と産業、経済、文化及び交通上密接な関係を有し、上田市の住宅地帯として物価及び生活水準が高いため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、神科村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県小県郡神科村は、その経済、地理的条件により、物価及び生活水準高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県佐渡郡畑野村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡畑野村地域給対策協議会長石川重雄外百二十八名）（北吟吉君紹介）（第二四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡畑野村は、佐渡島内で自給できる一、二の物資以外は新潟市から海路搬入されるため、船賃が加算されて、衣類、果物、そ菜、雑貨等は同市より高く、さらに五月から九月まで本島には五万と称せられる観光客が来遊するので、一層物価を高騰させ、公務員の生活を圧迫している。ついては、畑野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県畑野村は、その地理的条件よりして、勢い生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県金沢村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡金沢村長兒玉喜平治）（北吟吉君紹介）（第二四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県佐渡郡金沢村は、地域給一級地に指定されている本郡両津、相川両町と比べてなんら異なるところなく、むしろ生活必需品は高騰し、給与所得者の生活はきわめて窮乏し、さらに離島という悪条件は人事交流の適正化に重大な障害をもたらしている。ついては、金沢村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
佐渡郡金沢村は、経済的事情よりして、生活必需物資は他に依存せる関係上、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県浦佐村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県南魚沼郡浦佐村関幸雄）（田中角栄君紹介）（第二四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県南魚沼郡浦佐村は、全国的にも裸押合祭をもって有名な毘沙門堂があって、古くより商客等が集散し、小村ではあるが、密集市街地を形成し、その後交通の発達とともに観光、遊客が増加し、加えて不二越鋼業株式会社八海鉱業所の事業拡張に伴って、下請業者が多数入村したため、消費物価は高騰し、住宅等は著しく不足となり、公務員の生活は極度の困窮にあえている。ついては、浦佐村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
浦佐村の経済的特殊事情などからして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県谷浜村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡谷浜村長小林六一郎外十名）（田中彰治君紹介）（第二四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡谷浜村は、北陸第一の海水浴場とゆ漁の桑野川を有する一大観光の地であって、生活水準高く、しかも耕地が少ないので、主食その他は自給できず、他からの供給に依存するため、物価は高騰し、公務員の生計は著しく窮迫している。ついては、谷浜村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
中頸城郡谷浜村は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県下の地域給指定等に関する請願（請願者　新潟県知事岡田正平外一名）（北吟吉君紹介）（第二四四六号）及び同（請願者　新潟県寒雪地域給対策協議会長米田東吾外一名）（櫻井奎夫君紹介）（第五〇八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県下主要市町村の地域給に関し、今般新たなる角度から実情に即するよう県内関係機関協力の下に、慎重に検討の結果、地域給の引上並びに指定の順位を決定した。ついては、新潟市を四級地に、長岡市、三条市、高田市、糸魚川町及び青海町を三級地に、新発田市、柏崎市及び燕、加茂、小千谷、十日、巻、吉田、両津、見附、亀田、内野、地蔵堂、村上、小出、六日、新井、栃尾、宮内、相川、河原田、水原、中条、葛塚、津川、五泉、塩沢、村松、与板、五十公野、柿崎、安塚、白根、関原、堀之内、沢根、小須戸、鷹野、寺泊、出雲崎、真野、湯沢、黒崎、千手、下保倉、曽根、小木、能生、名立、片貝、高浜、石地、保内、今、歌外波、瀬波、岩船の各町村を二級地にそれぞれ引き上げ並びに両鹿野、岩室、名香山、新道、弥彦、来迎寺、中郷、有田、入千浦、下早川、大和川、今井、下給渡、松崎浜、新飯田、本田、両川、横越、加茂、新穂、金沢、吉川、津有、浦佐、石打、大野、西海、西越、月潟、坂井輪、田上、松代、西中通、潟田、二宮、畑野、八幡、河崎、羽茂、赤泊、吉井、春日、湯之谷、城川、千田、川治、大潟、和田、中之島、川口、安田、金津、大河津、山辺里、荒浜、和納、山本、上川西、内郷、川井、葛巻、大島、小池、漆山、味方、小中川、小合、西神納、築地、中浦、鷲巻、下条、深才、日越、大津、黒条、女川、関谷、磯部、平林、高柳、高田、揚川、藤神、大崎、大江山、福島、森町、下塩谷、北谷、十日町、二見、川東、新潟、黒川、市振、田麦山、長浦、紫雲寺、菅名、板倉、金谷、渡沢、中条見、田沢、白井、庄瀬、中条、塚山、木崎、川東、乙、神納、金屋、鮎川、谷浜及び本成寺の各村を一級地にそれぞれ指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
新潟県下の各市町村は、それぞれの実情を検討して、現行の地域給区分が不合理であるとの結論に達し、新に順位を決定した事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県高石村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡高石村長小川豊）（長野長廣君紹介）（第二四四八号）及び同（請願者　高知県高岡郡高石村地域給対策委員会代表井上博規外三名）（佐竹晴記君紹介）（第二七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡高石村は、高知市、高岡町等に隣接し、生活必需物資のほとんどをこれら各市町に求めるため、運賃等の加算で諸物価は高く、生活程度もこれら市町となんら異なるところがない。ついては、高石村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
高知県高岡郡高石村は、高岡町に隣接し、高知市ともまた近い、従ってこれ等二大都市町に影響されること著しく、その要求は概ね妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県赤松村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県赤穂郡赤松村長藤本由雄外十二名）（大上司君紹介）（第二四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県赤穂郡赤松村は、交通至便で、直接相生市、姫路市との物資交流激しく、物価は必然的に高騰し、また上郡町（二級地）、久崎町（一級地）に囲まれ、これら両町と文化的、経済的に密接不離の関係を有するにもかかわらず、本村が無級地であるため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、赤松村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
赤松村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県神戸村外十箇村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県宍粟郡戸原村長松岡神恵外四十一名）（大上司君紹介）（第二四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県宍粟郡神戸村、河東村、城下村、戸原村、安師村、富栖村、神野村、菅沢村、菅野村、下三方村及び西谷村は、生活必需物資のほとんどを消費価格が阪神、姫路を上まわる地域給二級地の山崎町より直接購入するため、運賃等加算で、同町以上の高物価となり、在勤公務員の生活は困窮に陥りつつある。ついては、神戸村外十箇村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
神戸村外十箇村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる

状況にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県山崎町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県宍粟郡山崎町長村上弥治外十名）（大上司君紹介）（第二四六二号）及び同（請願者　兵庫県宍粟郡山崎町宍粟地方事務所長村上勘外九名）（大西正道君紹介）（第二五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県宍粟郡山崎町は、山陰、山陽を結ぶ西播因幡街道の要地に位し、耕地面積少なく、生活必需物資のほとんどを阪神及び姫路に依存するため、運賃等の加算によつて、諸物価は著しく高く、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、山崎町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山崎町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県矢野村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県赤穂郡矢野村長深山竹市外七名）（大上司君紹介）（第二四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県矢野村は、交通至便で、近接諸都市との物資の交流激しく、物価は必然的に高騰している。また藤野市（三級地）、赤穂市（三級地）、有年村（一級地）及び新宮町（一級地）に囲まれ、これら各市町村と地理的、文化的及び経済的に密接不離の関係にありながら、本村のみが無級地であるため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、矢野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

矢野村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県船坂村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県赤穂郡船坂村長古谷実外三名）（大上司君紹介）（第二四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県赤穂郡船坂村は、交通至便で、上郡町（二級地）、有年村（一級地）及び三石町（二級地）に囲まれ、これら各町村との物資の交流激しく、また地理的、文化的、経済的に密接不離の関係にありながら本村のみが無級地であることは不合理である。ついては、船坂村を地域給一級地又は二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

船坂村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県赤穂郡高田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県赤穂郡高田村長平山秀治外七名）（大上司君紹介）（第二四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県赤穂郡高田村は、上郡町（二級地）、有年村（一級地）及び若狭野村（一級地）に囲まれ、地理的、文化的、経済的にこれら各町村と密接不離の関係にありながら、本村のみが無級地であるため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、高田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高田村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県育波村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡育波村長上田瑞穂外十五名）（富田健治君紹介）（第二四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡育波村は、地域給一級地の郡家町、富島町等に隣接し、阪神地区よりの往来激しく、生活必需物資のほとんどを明石、阪神地区に求めるため、諸物価は高く、経済的条件は郡家、富島町と同様であるにもかかわらず、いまだ無級地である。ついては、育波村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

育波村の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県多田村及び東谷村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県川辺郡多田村長福本正弘外四名）（富田健治君紹介）（第二四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡多田村及び東谷村は、大阪、神戸に近接し、西日光の多田神社、東谷小童寺及び関西随一の鳴尾ゴルフ場等を有し、年間を通じて観光遊覧客は後を絶たず、諸物価は大阪、神戸両都市より高く、在勤公務員は生活苦に悩んでいる。ついては、多田村及び東谷村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

多田村、東谷村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県志筑町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県津名郡志筑町長日野弥三郎外十七名）（富田健治君紹介）（第二四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡志筑町は、地域給三級地の洲本市に近接し、当地区における交通、経済、行政、教育及び文化等の中心地であり、この点において洲本市に比肩するものである。ついては、志筑町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

志筑町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県西宮市塩瀬町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県西宮市長辰馬卯一郎外二名）（富田健治君紹介）（第二四七二号）及び同（請願者　兵庫県西宮市塩瀬町全官公庁級地引上促進委員会長川島亀吉外二名）（永田亮一君紹介）（第二九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県西宮市塩瀬町は、西宮市の北部に位し、宝塚町、良元村と隣接している関係上、宝塚経済ブロックの一環をなし、諸物価はこれら各市町村と比較し一、二割以上の物価高であり、在勤公務員は西宮旧市内の公務員となんら、変るところがない生活難を来たしているにもかかわらず、三級地に据え置かれている。ついては、西宮市塩瀬町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
西宮市塩瀬町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県佐治町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県氷上郡佐治町長足立渙島外七名）（有田喜一君紹介）（第二四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡佐治町は、本郡西部の政治、経済、交通の中心地で、都市的形態を呈し、ことに近年の交通網の発達は福知山、和田山、西脇の各都市との交流を深め、生活費はますます増大し、郡内随一の物価高を示しているにもかかわらず、郡内四町のうちで本町のみが一級地であることは不合理である。ついては、佐治町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
佐治町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　兵庫県美方郡村岡町長松岡保治外六十一名）（有田喜一君紹介）（第二四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県美方郡村岡町、兎塚村、無次村、射添村及び小代村は、本県の北海道たる名さえある積雪寒冷地帯で、山岳に囲まれ、全く孤立状態の地域にして、冬期一箇月間は丈余の積雪を見、衣類の消耗、薪炭の消費量等は多大で、生活費はかさむばかりである。ついては、村岡町外四箇村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
村岡町外四箇村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県名手町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県那賀郡名手町長松山賢三）（山口喜久一郎君紹介）（第二四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県那賀郡名手町は、交通至便で、大阪、和歌山の両市との住来激しく、住民の生活程度は高く、しかも生活必需物資のほとんどを他地区に求める関係上、諸物価は高騰して生活費の増高を来し、地域給二級地の岩出、粉河の両町と比べてなんらそん色がない。ついては、名手町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
名手町の立地的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県糸我村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県有田郡糸我村長大浦善一）（田渕光一君紹介）（第二四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県有田郡糸我村は、交通の便よく、文化の程度も高く、産業は柑橘園芸を主とする農村としては特殊な立場にあり、しかも本村をはさむ箕島町、湯浅町は地域給二級地であり、隣接の藤並村も一級地であつて、本村だけ無級地であるのは生活程度、物価等が郡内随一である実情から見て、まことに不合理である。ついては、糸我村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
糸我村の経済的諸条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県宮原村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県有田郡宮原村長太田義雄）（田渕光一君紹介）（第二四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県有田郡宮原村は、有田川の下流にあつて蜜柑の産地として、県下においても枢要な位置を占めており、従つて本村には全国の柑橘業者が参集し来り、毎年十月から翌年七月にかけて車馬の運送が脚をたたない状況で、そのため本村は経済的に豊かで、生活程度の高さは県下でも有数である。ついては、宮原村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
宮原村の立地条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県保田村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県有田郡保田村長川島善一）（田渕光一君紹介）（第二四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県有田郡保田村は、現在地域給二級地の箕島町に隣接しているが、本村は箕島町やその他の町村以上に物価も高く、また生活水準も高いため公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、保田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
保田村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県日高郡矢田村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡矢田村長湯川政一郎外五名）（田渕光一君紹介）（第二四九二号）、同（請願者　和歌山県日高郡矢田村教育委員会教育長尾尻茂樹外五名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六一号）及び同（請願者　和歌山県日高郡矢田村国立衛生試験所和歌山分場木下孝三外三名）（辻原弘市君紹介）（第三五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県日高郡矢田村は、地域給二級地の御坊町を隔てること四キロ、日高平野の北隅に位する村であるが、御坊町を中心とする日高平野の町村は物価の高いところ

であつて、各官公署に勤務する職員は生活苦に悩んでおり、しかも昨年近接町村が地域給の指定をうけてからはさらに各町村との均衡がとれない実情となつている。ついては、矢田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

矢田村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県稲原村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡稲原村長赤坂恭太郎外九名）（田渕光一君紹介）（第二四九三号）、同（請願者　和歌山県日高郡稲原村議会議長森本久松外九名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六五号）及び同（請願者　和歌山県日高郡稲原村教育長岡本栄晴外七名）（辻原弘市君紹介）（第三五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡稲原村は、南は地域給一級地の印南町に隣接し、西は二級地の御坊町を隔てること約十キロの地点にある村で、物価指数においても、さきに一級地に指定された湯川村、松原村、上南部村等に比較してなんらそん色を見ない実情にある。ついては、稲原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

稲原村の立地条件等からして生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県丹生村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡丹生村長平井栄太郎外六名）（田渕光一君紹介）（第二四九四号）及び同（請願者　和歌山県日高郡丹生村紀勢西線和佐駅長鈴木実外六名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡丹生村は、郡の中心地御坊町（二級地）を隔てること四キロの位置にあり、郡内一の柑橘の生産地であるため、生活物資の自給ができず、魚類はもちろんのこと野菜類に至るまで御坊町より購入する状態で、給料生活者は物価高に悩んでいる。ついては、丹生村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

丹生村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県衣奈村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡衣奈村長上山和夫外十一名）（田渕光一君紹介）（第二四九五号）、同（請願者　和歌山県日高郡衣奈村教育委員会教育長上出又一外十一名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六三号）及び同（請願者　和歌山県日高郡衣奈中学校長上山義雄外九名）（辻原弘市君紹介）（第三五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡衣奈村は、日高郡の最北端にあつて、生活物資は地域給二級地の湯浅町を主として、一級地の由良町あるいは和歌山市、大阪方面より移入されるので、物価はこれらの市町よりも、二、三割上まわつているにもかかわらず、いまだに無級地である。ついては、衣奈村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

衣奈村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県石榑村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県員弁郡石榑村長伊藤久美外四名）（木村俊夫君紹介）（第二五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡石榑村は、豊富な山林資源と郡内最高の産額を占める製茶及び特産ほたる石等を産し、これらによる村民の収入は多大であることと、また名古屋市、桑名市等の遠隔地から物資を移入することのために、高位の生活水準となり、高物価となつている。ついては、石榑村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡石榑村の産業事情により生活水準の上昇、物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県井出村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県南牟婁郡井田村長南貞治外六名）（橋本清吉君紹介）（第二五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県南牟婁郡井田村は、農漁村とはいえ、交通の便きわめてよく、また村民の経済状況は相当豊かであるが、生活必需品のほとんど全国的に高物価な新宮市より供給しているため、同市以上の物価高となり、公務員の生活はますます困窮している。ついては、井田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県南牟婁郡井田村は、地理的条件ならびに産業、経済事情によつて高物価をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県相野谷村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県南牟婁郡相野谷村長滝口源太郎外六名）（橋本清吉君紹介）（第二五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県南牟婁郡相野谷村は、生活必需品の一部を農業において販売するのみで、ほとんどは新宮市に出て購入するか、あるいは同市よりの行商人に依存しており、農産物も米麦を主とし、野菜類は自家消費用のみのため、公務員は日常の野菜さえも新宮市に依存する実情で、同市と生活圏を同じくし、生活苦に悩まされている。ついては、相野谷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県南牟婁郡相野谷村の産業事情ならびに、経済生活の実態により公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県久々利村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県可児郡久々利村長浅井正外四名）（平野三郎君紹介）（第二五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡久々利村は、地域給二級地の多治見市、一級地の御嵩町、中町、広見町に接し、交通便よく、村民のうち、これら市町への通勤者多く、生活様式も岐阜、名古屋に匹敵し、しかも生活必需品を多治見、岐阜、名古屋の市場より搬入するため、物価は隣接町村をはるかに上まわつているにもかかわらず、いまだ無級地である。ついては、久々利村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡久々利村の地理的条件ならびに経済事情によつて、生活様式は名古屋、岐阜に匹敵している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付

して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県姫治村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県可児郡姫治村小学校長鷲嶋至外二十七名）（第二五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県可児郡姫治村は、南は地域給三級地の多治見市に、北は一級地の広見町と境を接し、多治見市の経済的影響下にあつて、高物価、高生活水準を示しているが、本村は無級地ではなはだ不均衡な待遇におかれている。ついては、姫治村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県可児郡姫治村の地理的条件ならびに経済事情によつて、高物価、高生活水準を示している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県鵜沼町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県稲葉郡鵜沼町長栗本藤二外七名）（稲垣次郎君紹介）（第二五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県稲葉郡鵜沼町は、国鉄高山線及び名鉄犬山線に沿う交通の要点で、名古屋へ三十分、一宮へ二十五分、岐阜へは十五分の距離に位し、川崎岐阜製作所等を擁する工業地帯であるとともに日本ラインの観光地であつて、かかる環境は住民の消費生活を著しく困難にしている。ついては、鵜沼町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県稲葉郡鵜沼町の地理的条件ならびに産業事情によつて、消費生活を著しく困難にしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県遠山村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県恵那郡遠山村長佐々木利八外五名）（稲垣次郎君紹介）（第二五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県恵那郡遠山村は、周囲を山で囲まれ、県下屈指の寒冷地帯で、寒天製造に適し、優秀なる製品は欧米各国に輸出されているが、日常必需品は遠く名古屋、静岡から移入されるので相当の高物価となつており、特に冬期の厳寒はすこぶる生活難をもたらしている。ついては、遠山村の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県恵那郡遠山村の地勢ならびに産業事情により高物価をきたし、殊に厳冬の生活は相当の苦難となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県郡中町の地域給引上げの請願（請願者　愛媛県伊予郡郡中町長城戸豊吉）（武知勇記君紹介）（第二五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡郡中町は、地域給三級地の松山市に隣接し、人口一万六千、郡内の政治、経済、文化の中心地で、松山市には交通機関の連絡よく、約二十分で市の中心街に達し、経済的に密接な関係にあり、産業的にも主要工場の配置は同市の一翼をなしている。ついては、郡中町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

郡中町は、その立地条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県砥部町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡砥部町長佐川義一）（武知勇記君紹介）（第二五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡砥部町は、従来消費地として諸物価の高いことは県下一の定評があり、また伊予名産として名のある砥部焼の産地にして、先年二十選投票においてその首位を占め、近時は諸外国向け陶磁器を多額に産出しつつあり、川之江、三島と経済事情を同じくしている。ついては、砥部町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

砥部町の立地条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県松前町の地域給引上げの請願（請願者　愛媛県伊予郡松前町長兵頭貞雄）（武知勇記君紹介）（第二五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡松前町は、松山市周辺における最大の工業地帯として近時飛躍的に発展し、昭和二十六年都市計画の認可を得、目下港湾の改修、上下水道工事等諸般の態勢を備えつつあるが、本町の生活事情を松山市に比較して、常に物価が割高であり、生活程度は同一水準にある。ついては、松前町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

松前町の立地条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県夜須村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡夜須村長金子甚六）（熊谷憲一君紹介）（第二五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡夜須村は、消費地の久留米、福岡、飯塚各市の近郊にあつて、交通事情がきわめて良好であり、物価指数はこれら都市とほとんど同一程度と推定され、さきに地域給の指定をうけた二級地の甘木町、一級地の立石村、杷木町に比較してもむしろ高物価である。ついては、夜須村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

夜須村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県糸島郡可也村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡可也村会議長江川竹次郎外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県糸島郡可也村は、福岡市及び唐津市とそれぞれ東西に近接し、また本郡は政治、経済、交通、文化等すべて福岡市を中心として営まれている関係上、郡内の地域給においても、前原町外四箇村がすでに地域給二級地に、他は全部一級地に指定されているが、前原町に隣接する本村はあらゆる面において郡内他村に比べ一段と発展している。ついては、可也村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
可也村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県大野町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡大野町長白鍵喜平次外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五一四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県筑紫郡大野町は、福岡市と二日市町との中間に位し、中央に国鉄及び西鉄が走り、店舗、工場、事業場が連つて、駐留軍兵舎宿舎の正門要衝の通路となり、交通至便なるが故に住宅地として最適の地位を占め、人口もまた急激に増加している等、本町は経済的都面においても、隣接地域給四級地の那珂町、春日町と同様である。ついては、大野町（字牛頸を含む。）の地域給を四級地に引上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
大野町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県御笠村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県筑紫郡御笠村井上隆助）（熊谷憲一君紹介）（第二五一五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県筑紫郡御笠村は、福岡市の近郊地域としての特殊事情にあつて、消費生活の実態は公務員にとつてはなはだ容易ならざるものがある。ついては御笠村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
御笠村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県太宰府町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡太宰府町長中村久二）（熊谷憲一君紹介）（第二五一六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県筑紫郡太宰府町は、福岡市の衛星都市として、また太宰府天満宮を始め、旧太宰府政庁の跡をしのぶ一大観光地として、年々数十万人の来遊客があるので、町民の生活水準は福岡市に等しく、日常生活物資は同市よりも割高となつている。ついては、太宰府町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
太宰府町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県水城村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡水城村長松島徳蔵外三名）（熊谷憲一君紹介）（第二五一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県筑紫郡水城村は、地域給三級地の大野町及び二日市町にはさまれ、名所旧跡に富む観光地で、福岡市の南端よりわずか八キロにして、その郊外住宅地となつているため、物価は運賃が加算されて同市を上まわり、村民は市民居住者と同様の生活費の支出を余儀なくされている。ついては、水城村の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
水城村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県春日町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡春日町長森山末吉外五名）（熊谷憲一君紹介）（第二五一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県筑紫郡春日町は、保安隊第四管区所在地と駐留軍ベースの所在地である特殊条件に加えて、商工業発展して福岡市街の一部を形成しているため、福岡市内同様の経済環境にある。ついては、春日町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
春日町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県山家村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡山家村長平山国雄外二名）（熊谷憲一君紹介）（第二五一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県筑紫郡山家村は、筑豊本線によつて福岡市、久留米市に通じ、物資の集散地として貨客の往来盛んとなつているが、本村の農産物はほとんど筑豊炭田に流れ、生活必需品は前両都市よりも高騰している。ついては、山家村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
山家村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県筑紫郡筑紫村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡筑紫村長田中弥四郎外四名）（熊谷憲一君紹介）（第二五二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県筑紫郡筑紫村は、交通至便で、福岡市、久留米市に直結し、両市への通勤者はすこぶる多く、一方生活必需品はこれら都市に求めているが、物価は常に割高となつており、生計費等大差がないにもかかわらず、地域給は不合理な級地にある。ついては、筑紫村を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
筑紫村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県山口村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県筑紫郡山口村長坂田義太郎外七名）（熊谷憲一君紹介）（第二五二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県筑紫郡山口村は、保安隊第四管区本部、米駐留軍基地の所在地に近く、福岡市及び二日市町の経済圏に含まれるが、日常物資の価格はすこぶる高く、生計費は近隣地域給指定地を上まわつている。ついては、山口村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山口村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

官報
号外
昭和二十八年八月十日

第十六回国会衆議院会議録第三十九号附録（その二）（七）

福岡県南畑村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県筑紫郡南畑村長山田比良高）（熊谷憲一君紹介）（第二五二二号）

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡南畑村は、福岡市に近接し、同市よりわずか三キロの地点にあり、主食以外の日用物資は福岡市より移入し、常に二割ないし三割高であるが、無級地のため人事交流等を阻害している。ついては、南畑村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南畑村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県日佐村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡佐村長長野傾男）（熊谷憲一君紹介）（第二五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡日佐村は、福岡市の周辺工業地帯として、また近郊住宅街として発展し、同市依存の経済圏にあつて、物価は福岡市の一、二割高で、生活水準は同市に近似して、著しく生計費が増高している。ついては、日佐村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日佐村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県那珂町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県筑紫郡那珂町長広田松次郎外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡那珂町は、福岡市を囲む一連の地域にして、国際航空基地板付飛行場があり、また保安隊が駐屯し、本町の経済生活は福岡市に結合しており、同市となんら差別がないのみならず、かえつて物価高となつている。ついては、那珂町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

那珂町の経済的諸事情等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県雷山村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡雷山村議会議長宮崎野人外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県糸島郡雷山村は、本郡の中心地にして、地域給二級地の前原町に隣接し、同町の経済圏に属しているが、近時都市への通勤者が激増していることと、前原町の発展による影響とのため、本村の生活事情は都市とまつたく近似するに至つた。ついては、雷山村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

雷山村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県芥屋村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡芥屋村議会議長土井良夫外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県糸島郡芥屋村は、福岡市の西方十八キロ、バスにて一時間余の距離にあり、同市依存の経済事情にあつて、日用必需品の価格は同市場価格に支配され、生活費はむしろ同市よりも高くなつている、また一方本村は玄海公園の枢要地帯として、年とともに増加する観光客も少なからず、本村の経済に大きな影響を与えている。ついては、芥屋村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

芥屋村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県桜野村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡桜野村議会議長月形正雄外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県糸島郡桜野村は、本郡の中心地前原町より北方へ二里、福岡市より西へ六里、唐津市の東方五里にあつて、半農半漁をもつて生活し、衣料その他の日用雑貨は福岡市よりも高価であり、玄海公園の一環として名所旧跡多く、観光客によつて盛況を呈し、経済、文化、観光等において、地域給二級地町村となんら異なるところがない。ついては、桜野村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

桜野村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県長糸村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡長糸村議会議長福井為外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県糸島郡長糸村は、蚕桑物のすべてを地域給二級地の前原町又は五級地の福岡市に吸収されて、本村の経済は両市町依存となつているが、ことに蚕桑物を除く、日常必需品はこれを移入する両市町を相当上まわる高物価となつているので、地域給の低位にある本村在勤公務員は他町村への転出希望者が続出している。ついては、長糸村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長糸村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県周船寺村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡周船寺村議会議長池次雄外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県糸島郡周船寺村は、隣接する福岡市今宿地区、今津地区が地域給四級地であり、村民の生活環境は両地区となんら異なるものなく、従来より公務員の人事交流がひん繁に行われていたところ、地域給の不均衡な級地差によって、著しくこれを困難ならしめている。ついては、周船寺村を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
周船寺村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県福吉村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡福吉村議会議長田嶋市外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県糸島郡福吉村は、福岡市を中心とする経済圏に属し、支海公園の中心地区をなしており、半農半漁の純光地として、生活水準、物価指数ともに高く、地域給二級地の筑原町、周船寺村に劣らない生活条件下にある。ついては、福吉村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
福吉村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県小富士村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡小富士村議会議長中原耕太外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県糸島郡小富士村は、福岡市に近接し、政治、経済及び文化等すべて同市依存で、同市の都市計画地域内にも包含され、また本村に接続する地域給二級地の筑原町とは産業、経済等ことに密接で、生活条件を同じくしている。ついては、小富士村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
小富士村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県元岡村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡元岡村議会議長浜地新外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県糸島郡元岡村は、福岡市に隣接し、政治、経済、文化、交通等のすべてが福岡市を中心とした一単位に包含されている実情で、村民の日常生活環境は同市となんら異なるところがないのにかかわらず、行政区の相違で、地域給の級差があるため、公務員の生活及び人事の交流等に多大の影響を及ぼしている。ついては、元岡村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
元岡村の経済的諸事情等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県怡土村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡怡土村議会議長松崎弥藤次外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県糸島郡怡土村は、政治、経済、文化等のすべてが福岡市を中心とした一単位のうちに包含される地域で、隣接する福岡市は地域給五級地に、その他本村を囲む町村は三級地に指定されている現状からも、現在の地域給は不均衡であり、公務員の生活及び人事の交流に多大の影響を及ぼしている。ついては、怡土村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
怡土村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県深江村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡深江村議会議長谷口宗太外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県糸島郡深江村は、福岡市に隣接し、政治、経済、文化等すべて福岡市を中心とした一単位に包含されているが、福岡市の地域給五級地、四級地に比べ、本村は二ないし三段階の低位な地域給を受けているに過ぎず、この不均衡は公務員の生活及び人事の交流等に多大の影響を及ぼしている。ついては、深江村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
深江村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県前原町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡請原町議会議長中原鶴太外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県糸島郡前原町は、地理的に政治、経済、文化等のすべてを福岡市の一単位に包含される立地条件に置かれ、町民の日常生活は福岡市のそれと同様であるが、地域給においては、福岡市の五級地ないし四級地に比べ、本町は二級地であって、この不均衡は公務員の生活及び人事交流等に多大の影響を与えている。ついては、前原町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
請原町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県北崎村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県糸島郡北崎村議会議長柴田富造外一名）（熊谷憲一君紹介）（第二五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県糸島郡北崎村は、経済、交通、文化、観光等のすべてが福岡市に包含される立地条件におかれているが、地域給においては、福岡市の五級地、隣接する今宿、今津地区の四級地等に比較すると、二ないし三段階の低位にあり、この不均衡は公務員の生活や人事運営にはなはだしい困難と不便を来している。ついては、北崎村を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北崎村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県三橋町の地域給引上げの請願（請願者　福岡県山門郡三橋町長堀喜内外十八名）（山崎兼君紹介）（第二五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県山門郡三橋町は、周辺の

久留米、大牟田、佐賀の各市への交通至便であるため、これら各市の住宅地帯として人口の増加著しく、加えるに本町は高畑公園を中心に水郷として風光明びで観光客の来遊も数多く、前記各市とまつたく同一の経済圏内にありながら、本町のみが地域給二級地のままであることは不合理である。ついては、三橋町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三橋町の議決理由、条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県東山村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県山門郡東山村長梅野茂芳外十一名）（荒木萬壽夫君紹介）（第二五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県山門郡東山村は、文化、交通、観光、保健等の諸条件において、附近の地域給支給地となんらそん色がないばかりか、むしろ俸給生活者の生計費は上まわつているにもかかわらず、本村のみ無級地のまま放置されていることは不均衡である。ついては、東山村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東山村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県高田村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県三池郡高田村長柿原種雄）（荒木萬壽夫君紹介）（第二五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三池郡高田村は、地域給四級地の大牟田市に隣接し、同市と交通、産業、経済上きわめて密接なつながりを有し、また物価指数、生計費指数等は同市となんら異なるところがない。ついては、高田村を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高田村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道苫小牧市の地域給引上げの請願（請願者　北海道苫小牧市長田中正太郎外二十四名）（山中日露史君紹介）（第二五四三号）、同（請願者　北海道苫小牧駅長加川与作外二十三名）（小平忠君紹介）（第二八〇八号）、同（請願者　北海道苫小牧市議会議長菊池善吾外二十五名）（南條徳男君紹介）（第三四三八号）及び同（請願者　北海道苫小牧市議会議長菊池善吾外十一名）（森三樹二君紹介）（第三六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫小牧市は、昭和二十三年市制施行以来、逐年発展の一途をたどり、現在人口四万三千を数える有数の工業都市であるが、その反面まつたくの消費地であるため、需要と供給のアンバランスを生じ、加えて仕入先が遠隔地であること等が原因して物価は高騰し、給与水準の低い在勤公務員の生活を脅かしている。ついては、苫小牧市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道苫小牧市は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は高騰し、在勤公務員の生活を脅している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道幌加内村の地域給引上げの請願（請願者　北海道雨龍郡幌加内村長青木哲雄外七名）（南條徳男君紹介）（第二五四四号）、同（請願者　北海道雨龍郡幌加内村幌加内中学校長木津谷陽外六名）（芳賀貢君紹介）（第三〇二三号）及び同（請願者　北海道雨龍郡幌加内村議会議長菊地得一外六名）（森三樹二君紹介）（第三六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡幌加内村は、生産農村である反面、生活必需品のほとんどを他都市より移入するため、高物価となり、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、幌加内村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道雨龍郡幌加内村は、その特殊事情ならびに経済事情によつて公務員の生活は困窮をきわめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県柳津町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県本吉郡柳津町長池田猛外十名）（佐々木更三君紹介）（第二五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県本吉郡柳津町は、北上川改修工事により宅地三万九千七百余坪、山林、田畑二百四十余町歩が河底となり、住民の大部分は日常生活の基盤たる田畑を失い、生活必需品を他町村より移入する上に、交通不便のため、諸物価は極度に高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、柳津町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県本吉郡柳津町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県福島市の地域給引上げの請願（請願者　福島県福島市長佐藤元治外十名）（佐藤善一郎君外一名紹介）（第二五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県福島市は、年々物価の上昇を来たし、東京都の物価と接近するに至り、地域給の上級地である仙台、千葉、甲府の諸都市を上まわる実情である。ついては、福島市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県福島市は、その経済事情により物価は著しく上昇している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県村木沢村の地域給指定に関する請願（請願者　山形県南村山郡村木沢村長加藤富也外七名）（牧野寛索君紹介）（第二五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡村木沢村は、山形市に隣接し、政治、経済、文化、教育、交通等すべての面において、山形市とともにあつて、衣類、魚介類、雑貨の価格は山形市より高く、農産物価もほとんど同市と変りなく、加えて積雪寒冷地帯であるので、越冬用諸物資の購入に多額の費用を要し、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、村木沢村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県南村山郡村木沢村は、その経済事情によつて物価の著しき高騰となり、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつ

て本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県大郷村の地域給指定に関する請願（請願者　山形県東村山郡大郷村長岩松長太郎外七名）（牧野寛索君紹介）（第二五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東村山郡大郷村は、山形市とともに村山盆地における一中心地であつて、生活費、物価指数、労働賃金その他経済生活一般にわたり、山形市となんら異なるところがないが、地域給においては低位にあるため人事の交流に多大の支障を来している。ついては、大郷村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県東村山郡大郷村は、その経済事情は山形市と異なるところなく物価高く人事の交流に妨げとなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県片岡村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県塩谷郡片岡村長羽吉甲子郎外五名）（尾関義一君紹介）（第二五四九号）、同（請願者　栃木県塩谷郡片岡村郵便局長君島啓二外四名）（山口好一君紹介）（第三〇三七号）及び同（請願者　栃木県塩谷郡片岡村郵便局長君島啓二外五名）（黒澤幸一君紹介）（第三九二三号）に関する報告書

一、請願の旨要及び目的

栃木県塩谷郡片岡村は、交通の便がよいため、都会と物資の交流が盛んで、各種農産物を東京等の大消費地に出荷している関係上、村内の価格は大都市なみとなり、日常生活物資は宇都宮市あるいは氏家町、矢板町等を経由して輸送されるため、その価格はこれら都市を上まわり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、片岡村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県塩谷郡片岡村は、その産業事情経済事情等により高物価をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県大胡町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県勢多郡大胡町長小暮高爾外十四名）（廉枝泉介君紹介）（第二五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡大胡町は、生活物資のすべてを前橋市等から移入するため、諸物価は同市を上まわり、加えて古い慣習的行事が多く、生活様式も複雑多岐にわたり、この面の出費も多額で、公務員の生活はきわめて苦しい実情である。ついては、大胡町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県勢多郡大胡町は、その経済事情により諸物価は高騰して、公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県太田市の地域給引上げの請願（請願者　群馬県太田市長武藤伝次郎外六十四名）（山口好一君外一名紹介）（第二五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県太田市は、かつて中島飛行機株式会社をはじめとする諸産業の発達した人口八万余の特殊な性格をもつ新興都市であつて、人口の動態激しく、また物資の受給状態はつねにひつ迫し、一大消費地として諸物価は高騰し、県下最高位の騰貴率を示している。ついては、太田市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県太田市は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価の高騰著しき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県島村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県佐波郡島村長田島嘉之外一名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第二五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡島村は、きわめて交通不便な小農村であつて、生活必需品は他からの移入にまつ外なく、従つて運賃、手数料が加算されて、相当高価なものを消費している状態で、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県佐波郡島村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価は相当に高く公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県岩谷村の地域給引上げの請願（請願者　広島県芦品郡岩谷村長田辺福松外七名）（高橋禎一君紹介）（第二五五三号）及び同（請願者　広島県芦品郡岩谷村議会議長浦上登外六名）（高橋等君紹介）（第三一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県芦品郡岩谷村は、さきに地域給二級地として指定された府中町及び国府村府川、広谷村字町とは地勢、交通、産業、財政的にもまつたく同一状況で、生活費においてもこれら町村となんら異ならない。ついては、岩谷村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩谷村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府島本町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府三島郡島本町長西田利一外六名）（原田憲君紹介）（第二五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府三島郡島本町は、現在地域給四級地の富田村と物価、規模、人口、産業等において、同等かそれ以上のものを示しているが、地域給においては、郡内三箇町のうち、本町のみ二級地として取り残されていることは、はなはだ不均衡である。ついては、島本町を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

島本町は、四級地の富田村と物価、規模、人口、産業等において何等異なるところがない実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県堀之内町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県小笠郡堀之内町長有海寿三郎外十一名）（堀原時三郎君紹介）（第二五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県小笠郡堀之内町は、郡下第二位の人口を有し、そのうち農家はわずかに二十八パーセントに過ぎない商工都市であるが、実

生活に必要な物資のほとんどを他地域に求めているため、物価は高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、堀之内町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県小笠郡堀之内町は、その特殊事情、経済事情により物価は高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県鰍沢町の地域給引上げの請願（請願者　山梨県南巨摩郡鰍沢町長青柳完次郎外十九名）（古屋貞雄君紹介）（第二五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県南巨摩郡鰍沢町は、現在地域給一級地に指定されているが、物価指数及び生活水準等は三給地の甲府市とほとんど変りなく、公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、鰍沢町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県南巨摩郡鰍沢町は、その経済事情において、甲府市とほとんど異なるところがなく、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県中郷村外八箇町村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡中郷村議会議長丸山新二外十七名）（瀬戸山三男君紹介）（第二五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡中郷村、三股町、山之口村、高城町、志和池村、山田町、庄内町、高崎町及び西岳村の各町村は、都城市に隣接し、その経済的、文化的影響は現在地域給支給地となつている鹿児島県側の都城市隣接町村となんら差異がないにもかかわらず、本県側の町村のみが無級地であることは不合理である。ついては、中郷村外八箇町村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中郷村外八箇村の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長崎県三重村の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県西彼杵郡三重村長田崎正治）（田口長治郎君紹介）（第二五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡三重村は、主食をはじめ生活必需品のほとんどを長崎市より仕入れるため、村内の小売価格は長崎市を上まわり、在勤公務員は極度の生活苦にあえいでいる。ついては、三重村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長崎県南有馬町の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県南高来郡南有馬町長石川瑞穂外一名）（田口長治郎君紹介）（第二五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南高来郡南有馬町は、島原市に近接し、政治、経済、文化等はほとんど同市と同一環境にあつて、物価においては同市よりむしろ高い現況にあるが、本村はいまだ無級地であるため、人事の交流に多大の支障を来している。ついては、南有馬町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南有馬町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県岡山村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県八女郡岡山村長末広栄外五名）（稲富稜人君紹介）（第二五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡岡山村は、福島町及び羽犬塚町の中間にあつて、住民の生活態様及び経済状態も両町と異なるところなく、主食の生産地であるから両町をはじめ大牟田市、久留米市からの買付多く、物価はかえつて両町より高い状態であり、また本村は地域給四級地の久留米市とわずか二・八キロの近接地であるにもかかわらず、地域給はなはだ不合理に格付されている。ついては、岡山村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山村は、その立地条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道中札内村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道河西郡中札内村議会議長前田辰造外八名）（本名武君紹介）（第二六〇六号）、同（請願者　北海道河西郡中札内村長横本一雄外七名）（森三樹二君紹介）（第三七八四号）及び同（請願者　北海道河西郡中札内村郵便局長光地鶴次郎外六名）（森三樹二君紹介）（第三七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河西郡中札内村は、雑穀の生産地帯で、当地方の中心地帯広を隔たること二十八キロの交通不便な一小村である関係上、消費者は全国的に物価指数の最高地といわれる帯広市より移入した生活必需品を購入するため、生活費はばく大となつている。ついては、中札内村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道河西郡中札内村は、その地理的条件ならびに産業事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道帯広市の地域給引上げの請願（請願者　北海道帯広市長佐藤亀太郎外一名）（本名武君紹介）（第二六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道帯広市は、本道東部地区の産業、経済、文化、交通等の中心都市として、十勝発展の重要拠点であり、戦後新興都市として年々飛躍的発展ぶりを示し、各種消費物価の高騰は全道第二位であるため、在勤公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、帯広市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道帯広市は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮をきわめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県鏡山村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　滋

賀県蒲生郡鏡山村長古株角蔵外百八十名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡鏡山村、苗村及び馬淵村は、東海道本線に近く、国道中仙道並びに国鉄バス三八線、近鉄八幡線に沿う交通の要衝であるとともに、農業生産の要地にあつて、隣接村よりはるかに生活費が高いにもかかわらず、いまだ無級地であることは不合理である。ついては、鏡山村、苗村及び馬淵村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鏡山村外二箇村の立地条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県岡山村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡岡山村長伴伝兵衛）（今井鉄君紹介）（第二六一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡岡山村は、地域給二級地の八幡町に近接し、生計費も他村に比べ著しく高いにもかかわらず、単に町村区域が異なるがため、本村が無級地のままであることは不合理である。ついては、岡山村を八幡町同様の地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山村の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県谷浜村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡谷浜村長小林六一郎）（田中彰治君紹介）（第二六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡谷浜村は、直江津町、名立町に接続し、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、諸物価は高く、しかも北陸第一の谷浜海水浴場を有する関係上、物価の高騰に一段と拍車をかけ、生計費は増大している。ついては、谷浜村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中頸城郡谷浜村の立地条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府交野町及び津田町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府北河内郡交野町長伊藤頼州外一名）（浅香忠雄君紹介）（第二六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府北河内郡交野町及び津田町は、地域給の五級地の枚方市に隣接し、経済的にも同一圏内にあつて、生活必需物資のほとんどを大阪市及び枚方市に求めるため、運賃等の加算で、両都市に比べて諸物価は高く、在勤公務員の生活はますます困窮している。ついては、交野町及び津田町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

交野町及び津田町の立地条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県岩出町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県那賀郡岩出町長山崎一夫）（山口喜久一郎君紹介）（第二六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県那賀郡岩出町は、郡下の政治、経済、文化等総べての中心地であり、近時本町の生活程度はきわめて高く、地域給二級地の伊都郡橋本町に比べるはるかに上まわつている現状で、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、岩出町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩出町は、その地理的、経済的諸事情により、勢い生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県鳥屋城村の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県有田郡鳥屋城村長上山義男外六名）（田淵光一君紹介）（第二六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県有田郡鳥屋城村は、郡中央部における交通、経済、行政、文化等の中心地であり、有田産柑橘及び木材の生産、集散地であつて、生活必需物資はほとんど他地区に求めるため、必然的に高物価となり、観光施設の拡充に伴い、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、鳥屋城村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥屋城村の立地条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県大島村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県東頸城郡大島村教育委員長本山正雄外十四名）（塚田十一郎君紹介）（第二六二一号）、同（請願者　新潟県東頸城郡大島村大島保健所長布施教平外十二名）（稲葉修君紹介）（第三八五五号）及び同（請願者　新潟県東頸城郡大島村大島郵便局長高橋興太郎外十二名）（田中彰治君紹介）（第四三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県東頸城郡大島村は、郡の中央に位し、交通路線の交叉点にして交通ひん繁をきわめ、都会人の往来激しく、従つて生活水準は向上し、生活必需物資も地域給二級地町村に比べ、なんらそん色なき高騰を来し、在勤公務員の生活に脅威を与えている。ついては、大島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県東頸城郡大島村は、その地理的条件により生活水準は高くなり物価は高騰して公務員の生活に脅威を与えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県佐渡郡二宮村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡二宮村長渡辺保）（櫻井奎夫君紹介）（第二六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡二宮村は、近時交通、生活費の増高は本村在勤公務員の生活に重大なる影響を与え、真に離島による人事交通の適正化にも大きな支障を来たしている。ついては、二宮村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

二宮村の地理的条件により、物価は高くとうし、公務員の生活費もかさんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県八幡村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡八幡村長遠藤真一郎）（櫻井奎夫君紹介）（第二六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡八幡村は、近年観光地としてあるいは運輸その他特殊事情による物価差と生計費の上昇は公務員の生計に重大な影響を与え、さらに離島による人事交流の適正化等に大きな支障を来している。ついては、八幡村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八幡村の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県吉井村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡吉井村長原与一）（櫻井奎夫君紹介）（第二六二四号）及び同（請願者　新潟県佐渡郡吉井村吉井郵便局長山崎俊雄外三名）（稲葉修君紹介）（第三四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡吉井村は、孤島とはいえ、生活水準、文化水準非常に高く、しかも離島開発、軍事基地工事はいやが上にも物価の高騰を招来し、観光地佐渡の表玄関両津と金沢との間に位する本村在勤公務員の経済面で受ける影響は甚大である。ついては、吉井村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県佐渡郡吉井村は、その地理的条件ならびに特殊事情により物価高をきたし公務員の生活は苦しい実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県真野町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県佐渡郡直野町長曾我与一）（櫻井奎夫君紹介）（第二六二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡真野町は、近年観光地としてようやく発展の途上にあり、運輸その他特殊事情による物価差と生計費の増高は在勤公務員の生計に重大なる影響を与え、さらに離島による人事交流の適正化等に大なる支障を来している。ついては、真野町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

真野町の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県佐渡郡加茂村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡加茂村長氏田良隆）（櫻井奎夫君紹介）（第二六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡加茂村は、地域給支給地の両津町とすべての点において条件を同じくし、観光客の往来はひん繁をきわめ、必然的に物価を高騰させ、また生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、運賃等の加算で一段と物価高となつている。ついては、加茂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

加茂村の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県赤泊村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡赤泊村長野沢安太郎）（櫻井奎夫君紹介）（第二六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡赤泊村は、近年観光地としてあるいは運輸その他特殊事情による物価差と生計費の増高は在勤公務員の生計に重大なる影響を与え、さらに離島による人事交流の適正化等に大きな支障を来たしている。ついては、赤泊村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐渡郡赤泊村は、観光地として特殊な経済事情などからして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情である。これらの点にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県二見村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡二見村長大地団治）（櫻井奎夫君紹介）（第二六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡二見村は、近年観光地として、諸物価の値上り著しく、生計費の増高は在勤公務員の生計に重大な影響を与え、さらに離島による人事交流の適正化等に大きな支障を来している。ついては、二見村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐渡郡二見村は、その観光地として特殊な経済事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県河崎村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡河崎村長角坂仁三次外一名）（櫻井奎夫君紹介）（第二六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡河崎村は、地域給一級地の両津町を中心として両津湾沿岸の重要な位置を占め、産業、経済、文化、交通等の興隆著しく、両津町の発展影響を受けること多大にして、特に文化生活の進展、経済生活の向上等近年の発展は実に目覚しいものがある。ついては、河崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐渡郡河崎村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県沢根町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県佐渡郡沢根町長光谷政吉）（櫻井奎夫君紹介）（第二六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡沢根町は、相川町及び河原田町と接続しているため観光客等は特に物価が高騰し、しかも、野菜その他衣食等のほとんどを町外又は郡外に求めるため、物価指数も新潟市よりも高い環境にあり、公務員の生活に及ぼす影響きわめて大で、諸般の運営に支障を来たしている。ついては、沢根町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

佐渡郡沢根町の地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県両津町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県佐渡郡両津町長斎藤喜八郎）（櫻井奎夫君紹介）（第二六三一号）及び同（請願者　新潟県佐渡郡両津町議会議長伊藤富太郎）（北畠吉君紹介）（第三〇八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡両津町は、全島の文化、産業、交通の中心をなし、経済活動きわめて盛んにして、生活水準高く、観光都市としての特殊性に影響され、物価の高騰と生計費の増高は在勤公務員の生活に重大な影響を与え、さらに離島による人事交流の適正化等を阻害している。ついては、両津町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県佐渡郡両津町は、その経済事情ならびに特殊事情により生活水準高く、物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県金沢村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡金沢村長児玉喜平治）（櫻井奎夫君紹介）（第二六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡金沢村は、地域給一級地の両津、相川の両町並びに他の町と比較してなんら変るところなく、むしろ必需品は高騰し、ために、給与所得者の生活はきわめて困窮し、さらに離島という悪条件にある関係上、人事交流の適正化にも重大なる障害をもたらしている。ついては、金沢村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐渡郡金沢村は、その地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県畑野村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡畑野村長石川重雄）（櫻井奎夫君紹介）（第二六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡畑野村は、近年観光客の来遊漸しく、必然的に諸物価を高め、また運輸その他特殊事情による物価差と生計費増高は在勤公務員の生計に重大なる影響を与え、さらに離島による人事交流の適正化等に大なる支障を来している。ついては、畑野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

畑野村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県栃木市の地域給引上げの請願（請願者　栃木県栃木市教員組合長青木六郎外一名）（山田長司君紹介）（第二六三四号）及び同（請願者　栃木市全逓信従業員組合栃木支部長神田幸一）（山口好一君紹介）（第二八二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県栃木市は、県南五市宇都宮、鹿沼、佐野、足利の中央を占め、県南の行政、経済、文化の中心都市で、各種官公署、銀行等多数を擁し、商工業が盛んであるが、生活必需物資のほとんどを東京都、宇都宮及び足利市に求めるため、これを各都市に比べて、高物価となっているにもかかわらず、地域給は足利、宇都宮の両市が三級地に指定され、本市が二級地であることは不合理である。ついては、栃木市を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県栃木市は、その産業事情ならびに経済事情により、著しき高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県七本木村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡七本木村小学校職員代表大野政雄外二名）（杉村沖治郎君紹介）（第二六三五号）及び同（請願者　埼玉県児玉郡七本木村中学校職員代表宮崎信衛外一名）（松山義雄君紹介）（第三四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡七本木村は、地域給一級地の本庄町、旭村、神保村、原村に近接し、生活必需物資のほとんどを本庄町に求めるため、諸物価は高く、生活水準においても、同町となんら異るところがない。ついては、七本木村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡七本木村は、その経済事情により諸物価は高く、隣接の支給地と何ら異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県芦ケ久保村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡芦ケ久保村長町田与志平外三十四名）（荒船清十郎君紹介）（第二六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡芦ケ久保村は、地域給一級地の横瀬村、高篠村に隣接し、生活必需物資のほとんどを秩父市、横瀬村に求めるため、運賃等が加算され、高物価となり在勤公務員の生活は困窮している。ついては、芦ケ久保村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡芦ケ久保村は、その地理的条件ならびに経済事情によって高物価となり、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県美川町の地域給引上げの請願（請願者　石川県石川郡美川町議地指定協議会長原田武夫外九名）（岡良一君紹介）（第二六四一号）及び同（請願者　石川県石川郡美川町役場職員代表尾形省吾外十五名）（坂田英一君紹介）（第四五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県石川郡美川町は、地域給三級地の金沢市及び松任町より南方八キロないし十七キロ、目下三級地申請中の小松市の北方十キロに位し、経済、産業等両市と不離一体の関係にあって、有力な教工場を始め会社、工場等多く、商工業盛んで、前記市町をはるかにしのぐ高物価である。ついては、美川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

石川県石川郡美川町は、その産業事情ならびに経済事情によって物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県成田町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県印旛郡成田町長石原貞三外十三名）（池田禎治君紹介）（第二六四三号）及び同（請願者　千葉県印旛郡成田町成田税務署長山本芳雄外十八名）（川島正次郎君紹介）（第四三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県印旛郡成田町は、本郡交通の中心地に当り、二十に及ぶ官公署が所在し、約千名の公務員を有するが、本町には有名な成田山新勝寺があり、年間三百万を超える参拝者を迎えるので、諸物価及び生活程度は他町村に比べすこぶる高く、生計費がきわめて増高している。ついては、成田町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
千葉県印旛郡成田町は、その地理的条件ならびに特殊事情により、物価は著しく高騰して生計費は増高じている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県中狩野村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県田方郡中狩野村長立岩正夫外五名）（山田彌一君紹介）（第二六四四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県田方郡中狩野村は、伊豆の中央地域にて温泉観光地の中間に孤立する鹿山村で、温泉観光地の影響から生活水準が高く、日常諸物価は都市より高価となつており、さらに交通、住宅事情が悪いため、公務員の生活は困窮の度を増している。ついては、中狩野村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
田方郡中狩野村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県光明村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県磐田郡光明村長宮沢岳外九名）（足立篤郎君紹介）（第二六四五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県磐田郡光明村は、地域給一級地の二俣町に隣接し、特に全村世帯の七割の地区は同町と連なり、経済的にまつたく一体となつており、本地方は従来交通至便のため、文化の交流が容易であつて、生活程度は比較的高く、日常物価も浜松市、静岡よりも高くなつている。ついては、光明村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
光明村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県都田村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県引佐郡都田村長斉藤太郎外七名）（竹山祐太郎君紹介）（第二六四六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県引佐郡都田村は、戸数千七十一、人口六千百四十二を擁し、農産物も自給自足できない消費村にして、浜松市及び気賀町等に生活必需品を求めているので、物価は両市町を上まわり、在勤公務員は地域給の支給もなく、困難な日常生活を続けるのみならず、近時転出希望者が多くなり、人事交流上支障を生じている。ついては、都田村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
引佐郡　田村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高は免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県小牧町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県東春日井郡小牧町長稲山国幸外十九名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二六四八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県東春日井郡小牧町は、名古屋市の北方十二キロに位し、交通の発達に伴い商工業都市として、また観光地として活況を呈し、名実ともに濃尾平野東部における政治、経済、文化及び交通の中心地となつているが、近時米空軍の小牧飛行場の拡張、民間日本航空機の寄航に伴う利用者の激増等の影響を受け、諸物価は上昇の一途をたどつている。ついては、小牧町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
小牧町は、その地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県守山町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県東春日井郡守山町長加藤千一外十七名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二六四九号）及び同（請願者　愛知県東春日井郡守山町鳥羽見小学校長永野芳朗外十七名）（加藤清二君紹介）（第四六〇〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県東春日井郡守山町は、名古屋市の接続地であり、交通至便のため、わずか十数分をもつて都心に連することができる状況から、同市の住宅地として戦後一万余の人口が激増し、町民の生活環境はまつたく同市内と同様になつている。ついては、守山町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
愛知県東春日井郡守山町は、その経済地理的条件により、その生活環境は名古屋市内と何ら異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県西浦町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡西浦町長久田慶三外六名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二六五〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県知多郡西浦町は、地域給二級地の常滑、半田、武豊の各町に隣接し、特に県下第一の高物価地として定評のある常滑町と不離一体の関係にあり、常滑町の繁華街とされている大通りの三分の一は本町地域となつている現状で、目下西浦、常滑両町合併計画も進ちょくしている。ついては、西浦町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
知多郡西浦町は、その地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県東浦町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡東浦町長太野新一外一名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二六五一号）及び同（請願者　愛知県知多郡東浦町東浦郵便局加藤義一外一名）（加藤清二君紹介）（第四六〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県知多郡東浦町は、名古屋市を中心とする同じ経済圏内の地域給三級地の刈谷市及び半田市に、二級地の大府町に隣接し、商業、経済、文化並びに交通等あらゆる面において、これら市町と同様の現況にあり、特に刈谷市とともに全国屈指の機業地として、経済的に一体の関係にある。ついては、東浦町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
愛知県知多郡東浦町は、その産業事情ならびに経済事情によつて

すべての条件は刈谷市と何ら異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県稲武町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県北設楽郡稲武町長大石文一）（鷲井勇君紹介）（第二六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県北設楽郡稲武町は、多くの官公署をはじめ銀行、会社、図書館等を有し、また県立山岳公園等があつて、郡下産業、文化の中心地となつており、日常生活必需物資のほとんどを田口町、新城町、豊橋市等から移入しているが、運賃は主としてトラック便によるので運賃が加算され、高物価の一因となつている。ついては、稲武町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北設楽郡稲武町は、その地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下中島村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡下中島村大野逸雄外一名）（野田卯一君紹介）（第二六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡下中島村は、地域給一級地の竹鼻町に接続し、また川を隔てて愛知県起町、祖父江町の三級地に相対しているが、これら町村と経済事情は実質的になんら差異を認めない現状にあつて、公務員は最低生活を続けながら職務に精励している。ついては、下中島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

羽島郡下中島村は、その地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県桑原村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡桑原村長渡辺政義）（野田卯一君紹介）（第二六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡桑原村は、木曽川を隔てて地域給三級地の祖父江町及び一級地の長岡村に相対し、交通の要路に当つているため物資の集散地となつているが、生活必需物資はすべて岐阜市、竹ケ鼻町から搬入され、さらに背後に海津郡の大消費地を控えているので、物価は高く、消費者の生活は困難である。ついては、桑原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

羽島郡桑原村は、その地理的条件からして、生活必需物資は絶より依存している関係上、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県小熊村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡小熊村長河出敏一）（野田卯一君紹介）（第二六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡小熊村は、一宮市及び竹ケ鼻町とともに濃尾繊維工業の中枢地帯に属し、商工業者の生活程度は高く、生活必需品の価格は岐阜市、大垣市等に比較して常に高いため、俸給生活者の生活は常に苦しく、エンゲル系数も五十五パーセントの高率を示している。ついては、小熊村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小熊村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県正木村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡正木村長加藤静）（野田卯一君紹介）（第二六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡正木村は、北は機業地笠松町を経て岐阜市に近接し、南は毛織物美濃じまの主産地竹ケ鼻町に接続し、東は木曽川を経て尾西の大機業地帯起町、一宮市に連なり、これら市町の影響と生活交渉はきわめて深く、さらに濃尾大福蒲工による各種工場の増設と、地価の著しき高騰によつて、村民の生活費はきわめて高くなつている。ついては、正木村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

正木村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県江吉良村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡江吉良村長小池実）（野田卯一君紹介）（第二六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡江吉良村は、本県より一宮市、名古屋市に通ずる重要地点で、古来織物の産地として発展をきわめ、一宮市、津島市、起町に次ぐ生産地で、取引商人等の本村への出入激しく、商業は活況を呈し、諸物価は高騰して大都市を上まわる現状である。ついては、江吉良の村地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

江吉良村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下羽栗村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡下羽栗村長松山信二）（野田卯一君紹介）（第二六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡下羽栗村は、岐阜市、笠松町、那加町、一宮市等の地域給二級地ないし四級地に囲まれ、岐阜市の郊外地として、生活様式はこれら都市と同様であり、物価も相当高いため、生計費が増高して公務員の生活をひつ迫せしめている。ついては、下羽栗村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

下羽栗村は、岐阜市及び笠松町その他市町村に囲まれて特殊な経済事情にあるため、いきおい生計費の増高を免れ難い実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県中屋村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡中屋村長伊藤英雄）（野田卯一君紹介）（第二六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡中屋村は、地域給三級地の那加町に隣接し、笠松

町及び岐阜市に近接する機業地帯で、経済的にこれら市町に依存しているため、生活環境をほとんど同じくし、生計費がきわめて高くなつている。ついては、中屋村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

中屋村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県川島村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡川島村川島中学校長可児亮三郎）（野田卯一君紹介）（第二六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡川島村は、一宮市外にあつて、同市の経済圏内にあり、特に本村縦貫道路は一宮市、名古屋市に通じ、主要産業たるねん糸業、織物業を発展させているので、これら都市と同様な経済環境にある。ついては、川島村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

川島村の地域的、経済的特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県竹ケ鼻町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡竹ケ鼻町長武藤重造）（野田卯一君紹介）（第二六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡竹ケ鼻町は、岐阜市、大垣市及び一宮市の中間に位し、織物業がきわめて発達しているので、これに伴つて一般商工業もともに活況を呈して、南濃の政治、経済、文化の中心地となつており、附近一帯の地域給上級地の都市に比較して、生活事情がほとんど異ならない。ついては、竹ケ鼻町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

竹ケ鼻町は、岐阜市と大垣市の中間に位しているため、いきおい生計費の増高は免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県福寿村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡福寿村小学校長渡辺貫市）（野田卯一君紹介）（第二六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡福寿村は、地域給一級地の竹ケ鼻町及び江吉良村に接し、経済事情をほとんど同じくしながら無級地であるため、本村在勤の公務員に深刻な影響を与えているのみならず、人事の交流を阻害している。ついては、福寿村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福寿村の地理的、経済的特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県堀津村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡堀津村立堀津小学校長下川錦一）（野田卯一君紹介）（第二六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡堀津村は、濃尾織維工業の中心地帯に属し、織物工業が著しく発達し、商工業者の生活程度は一般に高く、物価は近接諸市町を上まわる高価を示しているので、公務員の生活はきわめて困難となつている。ついては、堀津村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

堀津村は、その地理的、産業的特殊事情よりしていきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県上中島村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡上中島村長山田信行）（野田卯一君紹介）（第二六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡上中島村は、生活必需品の価格が持込販売のため、名古屋市、岐阜市及び竹ケ鼻町と比較して常に高く、周囲の地域給地の各町村に比較しても、生活事情はほとんど異ならない状態にある。ついては、上中島村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県羽島郡上中島村は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県羽島郡上中島村は、生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県羽島郡上中島村は、地域給三級地の岐阜市に隣接し、三級地の那加町及び二級地の笠松町に近接するが、岐阜市の経済圏内にあつて、生活はまつたく同市に依存しているので、本村の経済事情は三級地のこれら市町となんら差異がない。ついては、上羽栗村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上羽栗村の地理的、経済的諸事情などからして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県上羽栗村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡上羽栗村長岸一郎）（野田卯一君紹介）（第二六六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡上羽栗村は、地域給三級地の岐阜市に隣接し、三級地の那加町及び二級地の笠松町に近接するが、岐阜市の経済圏内にあつて、生活はまつたく同市に依存しているので、本村の経済事情は三級地のこれら市町となんら差異がない。ついては、上羽栗村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上羽栗村の地理的、経済的諸事情などからして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県柳津村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡柳津村長伊藤千代太郎）（野田卯一君紹介）（第二六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡柳津村は、美濃じまの主産地として栄え、岐阜市、笠松町及び一宮市とともに濃尾織維工業の中心地をなし、岐阜紡績

工場を始め大小機業工場軒を連ね、比較的生活水準の高い商工業者の間にあつて、俸給生活者の生活は困難をきわめている。ついては、柳津村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

羽島郡柳津村は、その地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県足近村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県羽島郡足近村立足近小学校山本茂樹）（野田卯一君紹介）（第二六六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡足近村は、交通の便が良く岐阜市、一宮市、名古屋市との交流ひん繁で、経済的にこれら都市の影響下にあるため、生活程度も相当に高く、物価は都市以上となつて、近時これら都市への通勤者は激増し、その郊外住宅地として発展している。ついては、足近村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

羽島郡足近村は、その地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県多治見市の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県多治見市全官公庁協議会代表　金子義一）（加藤鐘造君紹介）（第二六六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県多治見市は、陶磁器の生産に集中されているので、生活物資の生産は絶無で、すべてのものが移入に待つ状況であるから、物価が高いことはすでに定評があり、特に貿易陶器の出荷は名古屋港であつて、商取引その他交通の便等が名古屋市依存を強くさせているから、消費生活にも大きな影響を受け、生計費は名古屋市におけると同様にすこぶる増高している。ついては、多治見市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

多治見市は、その産業的特殊機構からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県下麻生町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡下麻生町長佐伯勝兼外二十三名）（植髮次郎君紹介）（第二六七〇号）、同（請願者　岐阜県加茂郡下麻生町議会副議長佐原宮吉外二十一名）（平野三郎君紹介）（第二八四三号）及び同（請願者　岐阜県加茂郡下麻生町議会議長丹羽邦平外二十一名）（岡村利右衛門君紹介）（第二八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡下麻生町は、完全農家はわずか十一戸で、主食を始め生活必需品のほとんどを岐阜、名古屋方面から移入しているが、物価は隣接地域給指定地の太田、古井両町を上まわり、ことに今般一級地に指定された接続地の川辺町は本町よりも恵まれた経済条件下にあるので、本町の無級地はすこぶる不均衡である。ついては、下麻生町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡下麻生町は、その産業事情また経済事情より物価は隣接支給地よりも上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県中津川市の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岐阜県中津川市長市岡訃介）（植髮次郎君紹介）（第二六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県中津川市は、岐阜、長野両県境にわたる美濃第一の高峰恵那山ろくにあつて、冬期は本地方特有の寒さがつのり、採暖にことのほか意を用いざるを得ない実情にあるが、寒冬地手当は長野県に比べ、岐阜県はややもすると級地が低い矛盾があることは遺憾である。ついては、中津川市の寒冷地手当を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

中津川市の地理的条件及び積雪寒冷度等の諸条件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県久米村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡久米村長岸良夫外三名）（關谷勝利君紹介）（第二六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡久米村は、地域給三級地の松山市に隣接し、同市と密接な関係にあり、消費生活の実態は近似していながら、本村が無級地であることは著しく不均衡であり、人事の交流を阻害するものである。ついては、久米村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

温泉郡久米村の地理的、経済的諸事情よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県余土村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡余土村長森千枝松外四名）（關谷勝利君紹介）（第二六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡余土村は、地域給三級地の松山市に隣接して不可分の関係にあり、同市垣生地区よりも市の中心に近く、物価指数及び生活程度等市内と同様でありながら、本村がいまだ無級地であることは不合理である。ついては、余土村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

温泉郡余土村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県南吉井村及び北吉井村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡南吉井村長近藤勝外五名）（中村時雄君紹介）（第二六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡南吉井村及び北吉井村は、地域給三級地の松山市の近郊にして、日常必需品を同市に仰いでいるが、運賃等が加算されるので、同市よりも高価であり、国立療養所等の大消費地を控えているので、さらにこの傾向を強くしている。ついては、南吉井村及び北吉井村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南吉井村及び北吉井村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県下の地域給引上げ等の請願（請願者　愛媛県庁内愛媛地域給対策連絡協議会長久松定武）（中村時雄君紹介）（第二六七五号）及び同（請願者　愛媛県松山市地域給対策協議会檜垣正之外百四十二名）（安平鹿一君紹介）（第三五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県下の各市町村の地域給を、総合的に検討を加えた結果、次のごとく引き上げ又は指定をされたいというのである。四級地に松山市、新居浜市。三級地に西条、今治、八幡浜、宇和島の各市及び川之江、三島、中、大洲の各町。二級地に御荘、城辺、西海、東外海、吉田、近永、岩松、松丸、高光来、宇和、野村、三瓶、川之石、喜須来、日土、宮内、長浜、内子、五十崎、松前、砥部、中山、上灘、久万、北条、余土、石井、久米、波止浜、桜井、菊間、伯方、宮窪、引間、壬生川、円原、小松、泉川、角野、中萩、上分、金生、寒川、大生院、土居、小富士、妻鳥の各町村。一級地に南内海、内海、一本松、日吉、奥南、喜佐方、立間、三間、愛知、吉野生、下波、蒋渕、戸島、日根島、遊子、中川、石城、渓筋、土居、狩江、魚成、高山、三島、双岩、三木生、真穴、川上、宮内、伊方、三崎、菅田、筏川、新谷、白滝、出海、原町、南山崎、北山崎、南伊予、北伊予、岡田、川瀬、面河、柳谷、参川、小田町、中島、河野、粟井、五明、興居島、神和、湯山、北吉井、南吉井、浮穴、荏原、富田、清水、日高、乃万、大井、生名、岩城、宮浦、関前、吉井、国安、三秀、楠河、庄内、船木、加茂、大保木、金田、川滝、豊岡、長津、天満、葦崎、関川、金砂の各町村。

二、請願の議決理由

愛媛県下の各市町村は、それぞれ総合的検討を加えた結果、それぞれ具体的な条件が備っている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県花岡町の地域給引上げの請願（請願者　三重県飯南郡花岡町長若林健次郎外八名）（濱地文平君紹介）（第二六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県飯南郡花岡町は、地域給三級地の松阪市と行政区画が判明しがたいほど隣接し、日用品から農機具に至るまで松阪市内から購入しているので、諸物価は割高となり、生計費においても同市とならん異ならない。ついては、花岡町の地域給を松阪市と同格に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

花岡町は、その地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県松尾村の地域給引上げの請願（請願者　三重県飯南郡松尾村長魚井正雄外三名）（濱地文平君紹介）（第二六七七号）及び同（請願者　三重県飯南郡松尾村小学校長堀田俊雄外二名）（竹山祐太郎君紹介）（第二六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県飯南郡松尾村は、地域給三級地の松阪市と隣接し、政治、経済、交通、通信、文化、教育等は同市と密接不離の関係を有しているにかかわらず、一級地として取り残されていることはなはだ不均衡である。ついては、松尾村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

松尾村の地理的、経済的諸条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県豊浜村及び北浜村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡豊浜村長大仲義一外六名）（竹山祐太郎君紹介）（第二六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡豊浜村及び北浜村は、地域給二級地の宇治山田市に近接して、産業、経済は相互依存の関係にあり、公務員の生活は同市におけるとまったく同様でなんら異なるところがない。ついては、豊浜村及び北浜村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊浜村及び北浜村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県豊浜村及び北浜村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡豊浜村長大仲義一外六名）（竹山祐太郎君紹介）（第二六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡豊浜村及び北浜村は、地域給二級地の宇治山田市に近接して、産業、経済は相互依存の関係にあり、公務員の生活は同市におけるとまったく同様でなんら異なるところがない。ついては、豊浜村及び北浜村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊浜村及び北浜村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県城田村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡城田村長中西与蔵外三名）（竹山祐太郎君紹介）（第二六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡城田村は、耕地少なく、人口の密度大で、加えて宇治山田市、小俣町及び田丸町に接続して、生活物資のほとんどを同市町より購入するため、諸物価は一割以上割高となり、給与水準の低い公務員の生活はまことに困窮している。ついては、城田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

度会郡城田村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県竹尋村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡竹尋村長原田克己外二十八名）（高津正道君紹介）（第二六八二号）、同（請願者　広島県深安郡竹尋村議会議員北川徹夫外二十七名）（高橋等君紹介）（第三一一一号）及び同（請願者　広島県深安郡竹尋村議会議員中村建一外二十七名）（高橋禎一君紹介）（第三一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡竹尋村は、地域給一級地の神辺町と工業都市の岡山県井原市に隣接し、生活物資の多くをこれら市町に依存する消費地である関係と、近時当地方の産業の隆盛とともに従業員の待遇は向上し、諸物価の高騰著しく、公務員の生活は真に苦境である。ついては、竹尋村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡竹尋村は、その経済事情ならびに産業事情により物価の高騰甚しく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県加茂村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡加茂村長吉田吉市外二十九名）（高津正道君紹介）（第二六八三号）、同（請願者　広島県深安郡加茂村議会議長木ノ原祐一外二十七名）（高橋等君紹介）（第三一一七号）及び同（請願者　広島県深安郡加茂村議会議員三島俊夫外二十七名）（高橋禎一君紹介）（第三一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡加茂村は、福知山市にバスでわずか一十五分の距離に位し、生活必需物資のすべてを同市に依存し、加えて近時当地

方産業の発展に伴い、従業員の待遇は向上し、諸物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて苦境にあえいでいる。ついては、加茂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡加茂村は、その経済事情ならびに産業事情により物価は著しき高騰をきたし公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県加茂村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡加茂村長高木隆一外四十名）（高津正道君紹介）（第二一六八四号）、同（請願者　広島県深安郡加茂村議会議長吉岡覚外三十九名）（高橋等君紹介）（第三一一五号）及び同（請願者　広島県深安郡加茂村議会議員河相一郎外三十九名）（高橋禎一君紹介）（第三一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡加茂村は、生活必要物資のすべてを隣接の地域給一級地の駅家地に依存し、同町と経済圏を同じくし、物価は高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、加茂村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡加茂村は、その経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県加茂村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡加茂村長高木隆一外四十名）（高津正道君紹介）（第二一六八四号）、同（請願者　広島県深安郡加茂村議会議長吉岡覚外三十九名）（高橋等君紹介）（第三一一五号）及び同（請願者　広島県深安郡加茂村議会議員河相一郎外三十九名）（高橋禎一君紹介）（第三一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡加茂村は、生活必要物資のすべてを隣接の地域給一級地の駅家地に依存し、同町と経済圏を同じくし、物価は高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、加茂村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡加茂村は、その経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県深安郡加茂村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡加茂村長高木隆一外四十名）（高津正道君紹介）（第二一六八四号）、同（請願者　広島県深安郡加茂村議会議長吉岡覚外三十九名）（高橋等君紹介）（第三一一五号）及び同（請願者　広島県深安郡加茂村議会議員河相一郎外三十九名）（高橋禎一君紹介）（第三一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡加茂村は、生活必要物資のすべてを隣接の地域給一級地の駅家地に依存し、同町と経済圏を同じくし、物価は高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、加茂村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡加茂村は、その経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県加茂村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡加法村長高木隆一外四十名）（高津正道君紹介）（第二一六八四号）、同（請願者　広島県深安郡加法村議会議長吉岡覚外三十九名）（高橋等君紹介）（第三一一五号）及び同（請願者　広島県深安郡加法村議会議員河相一郎外三十九名）（高橋禎一君紹介）（第三一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡加法村は、生活必要物資のすべてを隣接の地域給一級地の駅家地に依存し、同町と経済圏を同じくし、物価は高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、加法村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡加法村は、その経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県加法村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡加法村長高木隆一外四十名）（高津正道君紹介）（第二一六八四号）、同（請願者　広島県深安郡加法村議会議長吉岡覚外三十九名）（高橋等君紹介）（第三一一五号）及び同（請願者　広島県深安郡加法村議会議員河相一郎外三十九名）（高橋禎一君紹介）（第三一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡加法村は、生活必要物資のすべてを隣接の地域給一級地の駅家地に依存し、同町と経済圏を同じくし、物価は高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、加法村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡加法村は、その経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県湯田村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡湯田村長矢田近治外二十六名）（高津正道君紹介）（第二一六八六号）、同（請願者　広島県深安郡湯田村議会議長佐藤時太郎外二十四名）（高橋等君紹介）（第三一一九号）及び同（請願者　広島県深安郡湯田村議会議長安原忠勇外二十四名）（高橋禎一君紹介）（第三一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡湯田村は、米麦を始め特殊作物等の生産の実が大いに挙つているとともに、大小数十の工場を擁する機業が発達しており、村内の産業が伸展するに伴つて、一般の生活水準が上昇し、相当の高物価となり、公務員は常に生活難を来している。ついては、湯田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡湯田村は、その産業事情ならびに経済事情により、相当の高物価となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県道上村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡道上村長松浦弥一外二十五名）（高津正道君紹介）（第二一六八七号）、同（請願者　広島県深安郡道上村議会議長加藤軍平外二十四名）（高橋等君紹介）（第三一一二五号）及び同（請願者　広島県深安郡道上村議会議員國武夫外二十三名）（高橋禎一君紹介）（第三一一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡道上村は、電車にて地域給一級地の神辺町に五分、三級地の福山市に二十分で到達する近距離にあつて、これら市町と密接な関係を有し、経済的諸条件を同じくしているにかかわらず、本村が無級地であることは両市町を始め近隣町村に比べても、はなはだ不合理となつている。ついては、道上村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡道上村は、その経済事情において近接の支給地と何ら異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県坪生村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡坪生村長橋本勝太外二十二名）（高津正道君紹介）（第二一六八八号）、同（請願者　広島県深安郡坪生村議会議長幸田員一外二十一名）（高橋等君紹介）（第三一一二三号）及び同（請願者　広島県深安郡坪生村議会議員掛谷達三郎外二十名）（高橋禎一君紹介）（第三一一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡坪生村は、バスで地域給三級地の福山市に二十五分、二級地の笠岡市に五分の近接地にして、両都市とは従来密接な関係にあるので、同様な経済的環境にありながら無級地のため、本村の公務員は他市町村と同じ文化的生活をすることが困難である。ついては、坪生村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡坪生村は、その経済事情により近接の福山市、笠岡市と何ら異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県広瀬村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡広瀬村長松井折四郎外三十七名）（高津正道君紹介）（第二一六八九号）及び同（請願者　広島県深安郡広瀬村議会議長松井敏太外三十七名）（高橋等君紹介）（第三一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡広瀬村は、福山市にバスでわずか四十分の距離にあり、同市も従来密接な関係にあるが、物価は同市の二割ないし三割高となつているので、公務員の生活はすこぶる困難となつている。また地域給においては、本村と同じ経済事情にある近接町村に比べ、本村の無級地は均衡を失している。ついては、広瀬村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県深安郡広瀬村は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県庄原町の地域給引上げの請願（請願者　広島県比婆郡庄原町長伊藤忠義外二十九名）（第二六九〇号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
広島県比婆郡庄原町は、郡内の政治、経済及び文化の中心地で、各官公署を始め、工場も主なるもの百数十を数え、劇場その他飲食店、娯楽施設等は近時激増している。かかる現状から本町の物価はすこぶる高く、生計費等は広島、呉市と異ならなくなっている。ついては、庄原町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
比婆郡庄原町は、その立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県東海田町の地域給引上げの請願（請願者　広島県安芸郡東海田町役場佐々木寿雄外五名）（池田勇人君紹介）（第二六九一号）及び同（請願者　広島県安芸郡東海田町東海田小学校長世田光泰外四名）（中川俊思君紹介）（第二八五四号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
広島県安芸郡東海田町は、地域給三級地の海田市町に接続し、従来あらゆる面において不離一体の関係にあるが、同町は駐留軍キャムプがあり、また日本製鋼、東洋工業等の大工場があって、商工業はなはだ活況を呈し、これが物価をつり上げ、従って本町もその影響をこうむりきわめて高物価である。ついては、東海田町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
広島県安芸郡東海田町は、その産業事情ならびに特殊事情により高物価となっている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県豊岡市の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県豊岡市議会議長谷岡友造外二名）（佐々木慶雄君紹介）（第二六九二号）及び同（請願者　兵庫県豊岡市長佐川辰夫外二名）（永田亮一君紹介）（第二九二〇号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
兵庫県豊岡市は、県北部の政治、経済、文化等の中心をなし、その物価指数は県下の四級地ないし五級地の都市に比べて、なんら差異がないにかかわらず、いまだ二級地として取り残されていることは、はなはだ不均衡である。ついては、豊岡市を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
兵庫県豊岡市は、その経済事情によって物価は県下の四級、五級の支給地と何ら異なるところがなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県三田町外七箇町村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県有馬郡三田町長和田神才外二十名）（富田健治君紹介）（第二六九三号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
兵庫県有馬郡三田町、三輪町、長尾村、藍村、本庄村、広野村、小野村及び高平村の各町村は、神戸市及び物価指数において全国最高位にある芦屋市、西宮市に隣接し、大阪市、尼崎市の衛星地帯として交通、産業、文化、経済等は完全なる都市的形態を形成し、従って物価は高騰し、日用品、副食物等においてはかえって都市を上まわる価格を示し、俸給生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、三田町外七箇町村の地域給を三級地以上に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
兵庫県三田町外七箇町村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県西谷村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県川辺郡西谷村長船岡利雄外二十六名）（富田健治君紹介）（第二六九四号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
兵庫県川辺郡西谷村は、阪神地方の住宅地帯として、また武田尾、千苅池水源地の観光地帯として、人口の増加著しく、村民の生活水準も隣接の宝塚町（五級地）、川西町（四級地）、長尾村（四級地）となんら差異なく、物価は高騰の一途をたどり、給与生活者はきわめて困窮している。ついては、西谷村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
川辺郡西谷村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認めて採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県明石市の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県明石市長田口政五郎外十九名）（岡田五郎君紹介）（第二六九五号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
兵庫県明石市は、現在地域給四級地の指定を受けているが、諸物資の仕入先がほとんど神戸市並びに神戸市以東に依存する関係上、運賃等が加算されて、高物価となり、阪神間の各都市と諸物価を比べても、なんら差異が認められない。ついては、明石市を五級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
明石市の経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県古市村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多紀郡古市村長西山貫三郎外十八名）（有田喜一君紹介）（第二六九六号）及び同（請願者　兵庫県多紀郡古市村議会議長中島新次外十七名）（佐々木慶雄君紹介）（第三一六一号）に関する報告書
請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡古市村は、福知山線によって大阪、神戸から二時間足らずの地点にあるので、この方面に通勤するもの多く、従って生活水準及び物価は高く、生計費においてもこれら都市と同等かそれ以上を要し、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、古市村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
多紀郡古市村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県村岡町外四箇村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　兵庫県美方郡村岡警察署長田中黛外五十七名）（佐々木慶雄君紹介）（第二六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県美方郡村岡町及び兎塚、熊次、射添、小代の各村は、山岳に囲まれた孤立的な地形下にあつて、但馬の北海道と呼ばれ、冬期は丈余の積雪に埋もれ、村内唯一の交通機関は途絶し、諸物資は人の肩によつて輸送されるため、その価格は高騰し、冬期間の生計費の増高はじん大である。ついては、村岡町外四箇村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
美方郡村岡町及び兎塚、熊次、射添、小代の各村は、各町村の地理的条件及び積雪寒冷度等の諸条件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県本庄村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県八東郡本庄村長中村正夫外七名）（中村英男君紹介）（第二六九九号）

一、請願の要旨及び目的
鳥取県八東郡本庄村は、境町をはじめ美保関町、森山村、松江市及び米子市の間にあつて、中海海岸における生活物資交流の中心地であるため、物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、本庄村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
八東郡本庄村は、境町を始め松江市、米子市の間に位し、その経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

島根県下の地域給指定等に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（中村英男君紹介）（第二七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
島根県は、原始的な農業、林業及び水産業が主要なもので、県内に生活必需物資の生産工場なく、商品はすべて関西、山陽、九州方面から移入されるため、物価は他県に比べ、格段の高値となり、公務員の生活は困窮している。ついては、県下市町村のうち、松江、浜田、出雲、益田の各市及び江津町を地域給三級地に、美保関、安来、大社、大東、横田、掛合、太田、仁万、川本、都野津、津和野、西郷、宍道、広瀬、平田、木次、三成、赤名、久手、田府、森山及び三刀屋の各町を二級地に、それぞれ引き上げ並びに挿屋、本庄、玉湯、八雲、恵曇、来待、荒島、赤江、島田、飯梨、伯太、伊波野、直江、久木、荘原、出東、出西、神門、神西、加茂、海潮、鳥髙、布勢、頓原、来島、吉田、西須佐、波根東、長久、川合、佐比売、大森、温泉津、大代、久利、静間、井原、浜原、粕淵、祖式、中野、矢上、吾郷、出羽、市木、阿須那、田所、川波、江東、浅利、三隅、今市、鎌手、匹見上、都茂、日原、六日市、七日市、柿木、畑迫、浦郷、黒木、海士及び中条の各町村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
島根県は、農業、林業、水産業が主で県内では生活必需物資の生産は殆んどなく、それらの物資は他県より依存している関係上、いきおい県下全般に亙つて増高は免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

島根県温泉津町の地域給指定に関する請願（請願者　島根県邇摩郡温泉津町長内藤淳作外八名）（中村英男君紹介）（第二七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
島根県邇摩郡温泉津町は、古くより温泉町として県内はもとより中国地方一円にその名を知られ、来訪する観光客は年間七万を数え、本町の消費地的性格と相まつて、諸物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、温泉津町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
福泉津町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

島根県大東町の地域給引上げの請願（請願者　島根県大原郡大東町長三原佐市郎外二名）（中村英男君紹介）（第二七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
島根県大原郡大東町は、松江、宍道、出雲、木次との物資の交流はきわめてひん繁で、生活物資はもちろん、諸物価は上昇し、交通の発達によつて一輌の拍車を加え、給料生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、大東町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
大東町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

島根県仁万町の地域給引上げの請願（請願者　島根県邇摩郡仁万町長服部茂太郎外十四名）（中村英男君紹介）（第二七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
島根県邇摩郡仁万町は、人口密度において県下第四位を占めているが、主食の生産は極少で、生活必需物資の生産工場にも恵まれず、これらの諸物資は他地方から移入するため、その価格は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、仁万町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
仁万町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

島根県荒島村の地域給指定に関する請願（請願者　島根県能義郡荒島村長上田秀外九名）（中村英男君紹介）（第二七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
島根県能義郡荒島村は、全人口の七十パーセントが農業で占められている村で、その生産高は郡内有数の地位を占めているが、交通の便が非常によいため、本村の農産物の多くは都市へ搬出され、また生活物資は松江市、米子市等より仕入れて、小売するので、その価格は著しく高くなつている。ついては、荒島村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
荒島村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

島根県島田村の地域給指定に関する請願（請願者　島根県能義郡島田村長石原重之助）（中村英男君紹介）（第二七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
島根県能義郡島田村は、農業生産者は六割、消費者は四割で構成する村で、交通の便が非常によいため消費者が次第に多くなつて、都市的様相を帯び、農産物価は上昇し、その他日用品の価格も都市と同様に高騰し、在勤公務員の生活は都市におけるのとなんら異な

らない。ついては、島田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

島田村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県赤江村の地域給指定に関する請願（請願者　島根県能義郡赤江村長加藤正義外五名）（中村英男君紹介）（第二七〇六号）

に関する報告書

請願の要旨及び目的

島根県能義郡赤江村は、農産物の生産高において県内有数の地位を占めているが、交通の便が非常によいため、農産物は都市へ搬出され、その他生活物資は松江市、米子市等に求めるので、その価格はこれら都市よりも割高となつている。ついては、赤江村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

赤江村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県広瀬町の地域給引上げの請願（請願者　島根県能義郡広瀬町長増田栄四郎外九名）（中村英男君紹介）（第二七〇七号）

及び同（請願者　島根県能義郡能義地方事務所長斎藤守正外八名）（櫻内義雄君紹介）（第二七〇八号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

島根県能義郡広瀬町は、まつたくの消費地であつて、主食をはじめ、生活必需品のほとんどを他市町村より移入しているため、物価は著しく高く、給料生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、広瀬町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

広瀬町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県松江市の地域給引上げの請願（請願者　松江市議会議長菅野一外百三名）（高橋圓三郎君外二名紹介）（第二七〇九号）

に関する報告書

請願の要旨及び目的

島根県松江市は、県庁の所在地で、物価は年とともに高騰し、さらに住宅難、借家料金の値上りを来して、物価指数においては、地域給三級地の水戸市、宇都宮市及び津市等を上まわつているにもかかわらず、いまだ二級地である。ついては、松江市を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

松江市の物価水準ならび消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県袋掛村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡袋掛村長井上関次）（逢澤寛君紹介）（第二七一一号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡袋掛村は、主食をはじめ、日常生活必需品のすべてを岡山市等に依存するため、村内の諸物価は著しく高騰している。ついては、袋掛村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県邑久郡袋掛村の地理的経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県成羽町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県川上郡成羽町地域給対策委員長平松幹章外二十六名）（橋本龍伍君紹介）（第二七一二号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

岡山県川上郡成羽町は、昨年十一月一級地の指定を受けたが、山間へき地にあるためその後交通運賃の増大により生活費は高騰しており、しかも地理的、経済的に同条件にある高梁町はすでに二級地の指定を受けており、同町との間に地域給差があることはなはだ不合理である。ついては、成羽町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

成羽町の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県落合村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県川上郡落合村地域給対策委員長小林六二外十三名）（橋本龍伍君紹介）（第二七一四号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

岡山県川上郡落合村は、東は地域給二級地の高梁町に、西は一級地の成羽町に接し、その中間にあつてすべての物資を両町から仰いでおり、生活態様も両町と全く同じであるが、今日まで無級地であるのはまことに不合理である。ついては、落合村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川上郡落合村の地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県大正町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県幡多郡大正町大正中学校長新谷守重外十七名）（佐竹晴記君紹介）（第二七一五号）及び同（請願者　高知県幡多郡大正町長小畑豊馬）（長野長廣君紹介）（第二九四八号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

高知県幡多郡大正町は、地理的条件、経済、産業上の諸事情及び文化生活の程度等においてすでに地域給を受けている他町村となんらそん色がないばかりでなく、生産地でありながら米、麦、野菜、鮮魚、衣料等の小売価格は一、二割高知市を上まわつており、物価指数は県内最高の状態である。ついては、大正町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県幡多郡大正町は従来一級地に指定さるべき地区でありながら諸般の事情によつて未だ実現していない。物価指数の上からもその要求は当然と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県常盤村の地域給引上げの請願（請願者　岡山県都窪郡常盤村長河田一雄）（橋本龍伍君紹介）（第二七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡常盤村は、昨年十一月に地域給一級地の指定を受けたが、その後日紡常盤工場等の大工場の新設に伴い、人口がにわかに一倍半も増大し、生活費も高騰して隣接の総社町となんら差異なき状態となつている。ついては、常盤村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

都窪郡常盤村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県八女郡下の地域給引上げ等に関する請願（請願者　福岡県八女地方事務所長園田展右外一名）（荒木萬壽夫君紹介）（第二七一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡下の町村地域給は他に比較して非常に低位にあり、不均衡の点が少なくないので、実情に即するよう次のように地域給の引上げ又は指定をされたいというのである。福島町、羽犬塚町、岡山村及び黒木町を三級地に、中広川村、下広川村、古川村、水田村、忠見村、川崎村、光友村、豊岡村及び上広川村を二級地に引き上げ、新たに北川内村、北山村、木屋村、串毛村、白木村、辺春村、笥原村、大洲村、星野村、矢部村及び横山村を一級地に指定すること。

二、請願の議決理由

八女郡下各地区の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県小波瀬村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県京都郡小波瀬村長久富喜代寿）（平井義一君紹介）（第二七二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県京都郡小波瀬村は、本郡の東北部に位し、北は苅田町に軒を連ね、南は行橋町に隣接しているが、苅田、行橋両町は現在地域給三級地であり、本村は一級地であつて物資等を両町に依存している本村との間に二級の差があるのは明らかに不合理である。ついては、小波瀬村を両町と同じく三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小波瀬村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道月形村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道樺戸郡月形中学校長神房蔵外四名）（小平忠君紹介）（第二八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道樺戸郡月形村は、日常必需品のほとんどを札幌市及び小樽市から仕入れる関係上、物価は常に両市を上まわつており、農産物においても札幌市、小樽市からの買出人が殺到し、その自由価格は両市と異ならない状態である。ついては、月形村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道樺戸郡月形村の経済的、地理的諸条件より物価は高く公務員の生活は当然困難となる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道島野村の地域給引上げに関する請願（請願者　北海道岩内郡島野村長工藤義三外四名）（椎熊三郎君紹介）（第二八一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡島野村は、隣接の岩内町に医療、観劇等を始め、生活必需品のすべてを依存しているので、物価は同町を上まわつており、さらに冬期極寒における燃料費、衣服費等がかさんで、本村の公務員はきわめて窮乏している。ついては、島野村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道岩内郡島野村の経済事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道小沢村の地域給引上げの請願（請願者　北海道岩内郡小沢村長大代与三郎外十四名）（椎熊三郎君紹介）（第二八一一号）及び同外一件（請願者　北海道岩内郡小沢村議会議長山西良吉外十五名）（森三樹二君紹介）（第二七四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡小沢村は、住友金属鉱業所があり、村内一千戸のうち、約七割までが俸給生活者で占められる消費地で、物価はとみに高く、文化生活の程度もすこぶる高く、しかも本村は積雪寒冷地のため、冬期ばく大なる費用がかかり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、小沢村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道岩内郡小沢村の経済ならびに産業事情から、公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道発足村の地域給引上げの請願（請願者　北海道岩内郡発足村長奥野長太郎外十名）（椎熊三郎君紹介）（第二八一二号）及び同外一件（請願者　北海道岩内郡発足村郵便局長中田博外九名）（森三樹二君紹介）（第三七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡発足村は、後志管内最高の物価を示す地域給二級地の岩内町に隣接し、同町より物資を移入するため、物価はさらに高騰して、公務員の生活ははなはだ苦しい実情にある。ついては、発足村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道岩内郡発足村の経済、地理的諸事情より、公務員の生活は甚しく困難となる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道前田村の地域給引上げの請願（請願者　北海道岩内郡前田村長山本精一外十五名）（椎熊三郎君紹介）（第二八一四号）及び同（請願者　北海道岩内郡前田村北海道食糧事務所前田

出張所長森国重一外十四名）（森三郷二君紹介）（第三七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡前田村は、交通不便な厳寒の地で、生活物資のほとんどを小樽市より岩内町経由で移入されているため、物価はすこぶる高くなつており、農産物も一般消費者の入手価格は都市と同じであるという特殊事情下にあるから、公務員の生活は常に窮乏している。ついては、前田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道岩内郡前田村は、その交通事情ならびに経済事情により、物価高をきたし、公務員の生活は常に窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県金山町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県伊具郡金山町長沼崎省三外五十五名）（竹谷源太郎君紹介）（第二八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡金山町は、鉄道沿線でないから、すべての物資は自動車によつて輸送されるため、運賃がかさみ、日用品及び雑貨類は仙台市その他の地域と比べ著しく高価であり、在勤公務員は生活に苦かされ、近時交通の便利な物価の安い地方に転出を希望するものが続出している。ついては、金山町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県伊具郡金山町は、交通事情ならびに経済事情によつて、物価の高騰をきたし、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県矢本町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県桃生郡矢本町長大江真志次外十八名）（小山倉之助君紹介）（第二八一六号）、同（請願者　宮城県桃生郡矢本町矢本中学校長近江義雄外十七名）（内海安吉君紹介）（第三〇二八号）及び同（請願者　宮城県桃生郡矢本町矢本中学校長近江義雄外十七名）（佐々木更三君紹介）（第四二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡矢本町は、石巻市に隣接して、松島飛行場を有し、航空基地として米駐留軍がいる特殊性から、諸物価は上昇し、住宅が払底する等、最近の物価指数は地域給三級地の仙台市及び二級地の石巻、塩釜の両市を上まわる現状である。ついては、矢本町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県桃生郡矢本町の地理的条件ならびに特殊事情によつて、物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県日詰町の地域給指定に関する請願（請願者　岩手県紫波郡日詰町長堀内孫十郎外十一名）（柴田義男君紹介）（第二八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県紫波郡日詰町は、盛岡及び花巻の二大消費地の中間に位し、交通不便なため、これら大都市よりも高物価であり、公務員の生活にじん大な影響をもたらしている。ついては、日詰町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県紫波郡日詰町は、その地理的条件により諸物価の高騰をきたし、公務員の生活に甚大な影響を与えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県藤島町の地域給指定に関する請願（請願者　山形県東田川郡藤島町地域給対策協議会長小野寺忠）（加藤精三君紹介）（第二八二一号）、同（請願者　山形県東田川郡藤島町長太田伝内）（上林與市郎君紹介）（第三〇二五号）及び同（請願者　山形県東田川郡藤島町議会議長高橋金四郎）（池田正之輔君紹介）（第五七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東田川郡藤島町は、水稲単作地の代表的農村の一小都市で、米以外の産物はほとんどなく、日常生活諸物資は隣接の鶴岡、酒田の両市から移入するため、諸物価は鶴岡市より一割ないし二割高となり、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、藤島町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県東田川郡藤島町は、その産業事情ならびに経済事情により、物価は著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県大原町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県夷隅郡大原町長土屋幸正）（森清君紹介）（第二八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県夷隅郡大原町は、木原線及び近隣各村の商業の中心地で、大原漁港のしゅん工により遠近漁船の宿泊が多く、房総十二景に列する観光地として来遊客多数あるため、物資の需給の差はなはだしく、文化の向上に反比例して一般物価の高騰を来している。ついては、大原町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県夷隅郡大原町は、その産業事情ならびに特殊事情により、物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県粕川村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県勢多郡粕川村長青木健寿外四名）（金子與重郎君紹介）（第二八二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡粕川村は、県下に誇る東洋防水布工場を始め各種の工場、銀行、学校等を有し、農村にまれな文化、産業の施設があり、これら官公庁並びに事業所の急激な増加は必然的に消費者の数を増しているが、物価は消費量の増大するにつれて上昇しているため、公務員は常に生活に追われている。ついては、粕川村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県勢多郡粕川村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県平村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡平村長内田晴治外五名）（赤城宗徳君紹介）（第二八二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡平村は、地域給一級地の小川町、大河村に近隣接し、小川町と不可分の関係にある

が、ここに経済的にはもつぱら同町に依存しており、生活事情は同町内となんら差異がないにもかかわらず、本村は無級地であるため、公務員の物心両面に深刻な打撃を与えている。ついては、平村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡平村は、その経済事情により物価高となり、公務員の生活に脅威を与えている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県片柳村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡片柳村長坂東貞市外二名）（福永健司君外一名紹介）（第二八二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡片柳村は、地域給四級地の大宮市及び浦和市にはさまれ、これら都市の効外住宅地化しつつあつて、生活様式も都会化しているので、生計費と給与に著しく不均衡を来し、在勤公務員は地域給上級地の前記都市等へ転出希望者が続出している。ついては、片柳村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡片柳村は、その地理的条件により生計費の増高をきたし、公務員の生活を脅している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県一宮市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県一宮市長伊藤一外二十七名）（鈴木幹雄君紹介）（第二八三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県一宮市は、繊物の産地として全国の大工場、大会社が集中し、これらの従業員は各地から集まるので、人口の増加に伴つて購買力もおう盛となり、消費面に影響を及ぼして諸物価を高騰せしめ、また取引の関係から本市の経済は阪神と同一状態におかれ、かかる特殊な環境のうちにある本市在勤公務員の生計はまことにみじめなものがある。ついては、一宮市の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県一宮市は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しき高騰をきたし、公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県桑名郡長島村の地域給引上げの請願（請願者　三重県桑名郡長島村長伊藤幸太郎外九十二名）（木村俊夫君紹介）（第二八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県桑名郡長島村は、田鉄、近鉄及び三重交通バスと三箇所の駅があり、交通至便にして桑名市へ六分、名古屋市の郊外地的様相を示して、生活水準はこれら都市と同一となつており、俸給生活者は困難をきわめている。ついては、長島村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県桑名郡長島村は、その地理的条件によつて著しき物価高をきたし、俸給生活者は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県香良洲町の地域給指定に関する請願（請願者　三重県一志郡香良洲町長八太正太夫外五名）（木村俊夫君紹介）（第二八三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県一志郡香良洲町は、川を隔てて地域給三級地の津市に接しているので、経済的環境はまつたく同市に近似するのみならず、目下同市との合併問題も具体的になつている現状にありながら、地域給無級地であることは近隣町村に比べても、はなはだ不均衡である。ついては、香良洲町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県一志郡香良洲町は、その地理的条件ならびに経済事情により、物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県川上村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡川上村公務員代表辰己義人）（仲川房次郎君紹介）（第二八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡川上村は、村のほとんどが山林によつて占められた県下随一の林業村で、生活諸物資のすべてを近接地域給二級地の上市町その他京阪神より数回商人の手を経て入荷されるため、山林労務者の好況と相まつて、物価は近接二級地よりむしろ高くなつている。ついては、川上村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

吉野郡川上村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県陵西村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県北葛城郡陵西村役場職員代表井上伊一郎外四名）（仲川房次郎君紹介）（第二八三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県北葛城郡陵西村は、戦後靴下製造業者の増加に伴い、これに附随する業者も増加し、大阪、神戸、名古屋等の大都市からの商人の出入ひん繁となり、大和高田市と接近する関係もあつて、日常生活が向上し、物価も高騰して、公務員の生活をますます脅かしている。ついては、陵西村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

陵西村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県田殿村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県有田郡田殿村長矢崎茂一）（山口喜久一郎君紹介）（第二八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県有田郡田殿村は、すでに地域給一級地の指定を受けた藤並、御多、島屋城の各村に隣接して、同一経済状態にありながら無級地のため、本村在勤公務員に深刻な影響を与えている。ついては、田殿村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

田殿村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県有田村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県西牟婁郡有田村長仁木岩之助外四名）（山口喜久一郎君紹介）（第一八三七号）、同（請願者　和歌山県西牟婁郡有田村有田郵便局長清野正楠外四名）（世耕弘一君紹介）（第三〇七一号）、同（請願者　和歌山県西牟婁郡有田村有田小学校長二河田勝治外三名）（田中義之進君紹介）（第三九三六号）及び同（請願者　和歌山県西牟婁郡有田村有田郵便局長清野正楠外三名）（辻原弘市君紹介）（第四一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡有田村は、県下でも屈指の小村であり、貧弱村でもあるが、観光地である地域給二級地の串本町、一級地の潮岬村に隣接する関係上、生活条件はこれら町村と大差がない。ついては、有田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

有田村の立地条件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県切目村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡切目村長森川清外五名）（田渕光一君紹介）（第二八三八号）、同（請願者　和歌山県日高郡切目村教育長要海正夫外四名）（世耕弘一君紹介）（第三〇四一号）及び同（請願者　和歌山県日高郡切目村農業協同組合長村上二郎外四名）（辻原弘市君紹介）（第三〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡切目村は、地域給一級地の印南町に隣接し、切目川デルタにおける小都市的存在で、さきに一級地に指定された湯川村、松原村、和田村及び南部村と比べ、経済的事情を同じくしているので、本村の無級地は不合理である。ついては、切目村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

切目村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県宇久井村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県東牟婁郡宇久井村長角勘三郎外五名）（田渕光一君紹介）（第二八三九号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡宇久井村宇久井郵便局長泉善男外五名）（世耕弘一君紹介）（第三〇七五号）及び同（請願者　和歌山県東牟婁郡宇久井村宇久井駅長西口貞一外三名）（辻原弘市君紹介）（第三五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県東牟婁郡宇久井村は、熊野国立公園を近くに控え、遊覧観光客の往来ひん繁で、しかも生活必需物資のほとんどを新宮市等に求めるため、諸物価は隣接市町を上まわるほどである。ついては、宇久井村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宇久井村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県新宮市の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県新宮市長杉本喜代松外二十一名）（田渕光一君紹介）（第二八四〇号）及び同（請願者　和歌山県新宮市東牟婁地方事務所長池田新之助外二十一名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県新宮市は、紀南の都と呼ばれ、この地方における政治、経済、教育、文化、交通の中心地で、生活程度高く、しかも生活必需物資のほとんどを他府県に求めるため高価となり、さらに吉野熊野国立公園の中心に位する関係上、遊覧観光客の往来ひん繁をきわめ、高物価に拍車をかけている実情である。ついては、新宮市の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

新宮市の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県高池町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県東牟婁郡高池町長小滝伴四郎外四名）（田渕光一君紹介）（第二八四一号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡高池町古座中学校長坂本仲亮外四名）（世耕弘一君紹介）（第三〇七四号）及び同（請願者　和歌山県東牟婁郡高池町学校組合立古座中学校長坂本仲亮外四名）（辻原弘市君紹介）（第三五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県東牟婁郡高池町は、本州最南端潮岬の附近に位し、木材、木炭の集散地として経済、文化等の中心であつたが、その後火災、大水害等のため、失業者は続出し、家財は損失し、しかも人口に比べ耕地少なき本町は主食をはじめ生活必需物資を他地区に求めるため、物価は高く、京阪神方面より二割高となり、県下最高指数を占めている。ついては、高池町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高池町の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県塩屋村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡塩屋村長木村五郎松外九名）（田渕光一君紹介）（第二八四二号）、同（請願者　和歌山県日高郡塩屋村塩屋郵便局長松山歩外九名）（世耕弘一君紹介）（第三〇七〇号）及び同（請願者　和歌山県日高郡塩屋村農業協同組合長坂本登外九名）（辻原弘市君紹介）（第三五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡塩屋村は、生活物資の自給ができず、地域給二級地の御坊町より購入するため、諸物価は同町に比べ割高となり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、塩屋村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

塩屋村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県小鷹利村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県吉城郡小鷹利村長北平久次郎岡村利右衛門君紹介）（第二八四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城郡小鷹利村は、地域給一級地の古川町等に隣接し、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は高く、地域給支給町村とならん異なるところがない。ついては、小鷹利村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県吉城郡小鷹利村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は、妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院にお

いて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県岩国市の地域給引上げの請願（請願者　山口県岩国地区官公庁労働組合協議会長桐山仁外二十二名）（受田新吉君紹介）（第二八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県岩国市は、県の最東部に位し、国際航空港としての岩国空港に関係ある軍関係者等の異常な購買力は物価の均衡を著しく乱し、生活必需品である主食、副食類は県下でも最高値を示し、本市所在の帝国人絹岩国工場、山陽パルプ岩国工場等の大工場従業員の給与に比べ、在勤公務員の薄給は文化生活を営むに困難を来たしている。ついては、岩国市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩国市の立地条件及び産業的諸事情よりして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県長浜村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡長浜村全官公庁職員協議会代表野口佐嘉太）（逢澤寛君紹介）（第二八四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡長浜村は、主食、その他の日常生活必需物資を邑久町、阪神及び下関方面より移入するため、大消費地を上まわる物価高で、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、長浜村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

邑久郡長浜村の地理的、経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県玉津村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡玉津村全官公庁職員協議会代表水野梶郎）（逢澤寛君紹介）（第二八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡玉津村は、近時交通の発達に伴い、村民の生活程度はますます向上し、地域給一級地の邑久町、牛窓町に比べ、同程度あるいはそれ以上となり、その反面俸給生活者は困窮の度を深め、また生活必需品のほとんどを岡山、西大寺、阪神方面より移入するため、その価格は大消費地をはるかに上まわる現状にある。ついては、玉津村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

邑久郡玉津村の地理的、経済的かつまた交通量の増大に伴い、周辺の市町村と何等変る事なく、むしろ生活必需品はその地区より依存せる関係上、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県邑久郡長浜村は、主食、その他の日常生活必需物資を邑久町、阪神及び下関方面より移入するため、大消費地を上まわる物価高で、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、長浜村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

邑久郡長浜村の地理的、経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県玉津村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡玉津村全官公庁職員協議会代表水野梶郎）（逢澤寛君紹介）（第二八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡玉津村は、近時交通の発達に伴い、村民の生活程度はますます向上し、地域給一級地の邑久町、牛窓町に比べ、同程度あるいはそれ以上となり、その反面俸給生活者は困窮の度を深め、また生活必需品のほとんどを岡山、西大寺、阪神方面より移入するため、その価格は大消費地をはるかに上まわる現状にある。ついては、玉津村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

邑久郡玉津村の地理的、経済的かつまた交通量の増大に伴い、周辺の市町村と何等変る事なく、むしろ生活必需品はその地区より依存せる関係上、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県朝日村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡朝日村長吉永勝美）（逢澤寛君紹介）（第二八四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡朝日村は、西大寺市、大宮村、鹿忍町に囲れた内海沿岸の僻村で、生活必需物資のほとんどを岡山市、西大寺市に求めるため、運賃等の加算で、物価指数はこれら両市を上まわる実情である。ついては、朝日村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

朝日村の地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県江見町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県英田郡江見町長江見秀夫）（大村清一君紹介）（第二八五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡江見町は、姫路、津山の両市の中間に位し、国鉄姫路線の中間を占める主要都市で、物資の集散激しく、生活必需物資のすべてを遠く阪神、関門地区及び岡山、津山、姫路等の近接都市より移入しているため、その価格は運賃等が加算され、これら地域を上まわる物価高となつている。ついては、江見町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

江見町の地理的、経済的特殊事情よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県土居町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県英田郡土居町長地対策委員会江見晴則）（大村清一君紹介）（第二八五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡土居町は、生活必需品のすべてを阪神地区又は姫路市、津山市、美作町等より移入しているため、運賃等が加算され、その価格は近接の中小都市を上まわる高騰を示し、さらに兵庫県にもつとも近い距離にある関係上、阪神、姫路方面との交流きわめて多く、町民の生活水準は向上し、在勤公務員の生活のみ窮乏している。ついては、土居町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

土居町の地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県藤江村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡藤江村長大本理一）（高津正道君紹介）（第二八五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡藤江村は、地形的に、経済的に、地域給一級地の高須村及び柳津村等と同一圏内にあつて、物価指数においても二級地の松永町、三級地の尾道市とまつたく同一条件下にある。ついては、藤江村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

藤江村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府柏原町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡柏原町長早川良祐）（田中萬逸君紹介）（第二八五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡柏原町は、地域面積並びに人口において大阪府下随一の町で、逐年人口は増加し、各種の文化施設も漸次増設せられ、文化水準の向上とともに消費小都市として、物価は年々高騰の一途をたどり、日用品の小売価格は大阪市を上まわり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、柏原町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
柏原町の地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県徳山村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡徳山村長竹中節雄外十六名）（塩原時三郎君紹介）（第二八六二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県志太郡徳山村は、農地少なく、主食、副食物等のほとんどを他地域から求めているため、必然的に物価は高く、しかも物資輸送路として大井川鉄道一本に依存し、輸送運賃もまた全国一といわれるほど高く、東海道沿線の他市町村に比べて、より以上の経済負担をしなければならない状況下に、民間給与より低い公務員の生活は困窮している。ついては、徳山村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県志太郡徳山村は、その交通事情ならびに経済事情により物価は著しく高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県日坂村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県小笠郡日坂村長杉本秀外六名）（戸塚九一郎君紹介）（第二八六三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県小笠郡日坂村は、静岡市と浜松市との中間に位する茶の産地で、他に見るべき産物なく、生活必需物資を掛川町、堀之内町、金谷町及び静岡市、浜松市等より移入するため、運賃等が加算され、必然的に高物価となり、公務員の生活を圧迫している。ついては、日坂村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県小笠郡日坂村は、その経済事情により物価高を来たし公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県都田村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県引佐郡都田村長斎藤太郎外七名）（足立鳩郎君紹介）（第二八六四号）及び同（請願者　静岡県引佐郡都田村立都田中学校長国原甲子郎外八名）（中村幸八君紹介）（第三一六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県引佐郡都田村は、生活必需品を自給できず、浜松市、北浜村及び気賀町より移入するため、必然的に高価格となり、公務員の生活を著しく困難ならしめている。ついては、都田村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県都田村は、その経済事情により物価高となり公務員の生活を著しく困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県掛川町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県小笠郡掛川町長鈴木理一郎外五百十六名）（戸塚九一郎君紹介）（第二八六五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県小笠郡掛川町は、さきに地域給一級地の指定を受けたが、二級地の磐田市及び島田市と物価指数を比べると同等以上の高位を示している。ついては、掛川町を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県小笠郡掛川町は、その経済事情により著しき物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

石川県井上村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県河北郡井上村長川村甚松外三名）（益谷秀次君紹介）（第二八六六号）及び同（請願者　石川県河北郡井上村教育長洞庭政男外三名）（南好雄君紹介）（第三一五七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
石川県河北郡井上村は、津幡町に隣接し、その物価と賃金は金沢市及び津幡町となんら変るところなく、むしろ高価なものが多いが、金沢市は三級地、津幡町は一級地の指定をうけ、本村は無級地となつていることはなはだ不均衡である。ついては、井上村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
石川県河北郡井上村は、その地理的条件により物価等は金沢市、津幡町と異るところなく高物価となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

島根県益田市の地域給引上げの請願（請願者　島根県益田市長伊藤正男外三十名）（高橋圓三郎君紹介）（第二八六七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
島根県益田市は、山陰線と山口線との分岐点に位する消費都市で、生活必需品の生産工場少なく、原料物資を関西、山陽、九州方面に移出して、商品として再び還元されるという産業構造であるため、物価は他都市に比べて格段の高価を示している。ついては、益田市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
益田市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県野島村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡野島村長宮本茂外五名）（永田亮一君紹介）（第二八六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県津名郡野島村は、岩屋町、富島町の中間に位し、交通至便で、生活水準高く、生活必需物資のほとんどを岩屋町又は富島町若しくは明石、仮屋町方面より購入するため、運賃等が加算されて、諸物価は高騰している。ついては、野島村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
津名郡野島村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県複列村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県三原郡複列村教育委員長木下竹二外二十八名）（永田亮一君紹介）（第二八六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県三原郡複列村は、地域給一級地の市村、広田村の中間に位し、生活必需物資のほとんどを販

神地区に求めるため、運賃等の加算によつて、諸物価は阪神地区に比べ一、二割高となつて、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、穀列村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

穀列村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県賀集村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県三原郡賀集村長原口武夫外一名）（永田亮一君紹介）（第二八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡賀集村は、地域給二級地の福良町に隣接し、彼我の物価を比較すると、衣料費、居住費、教育費、医療費及び生鮮物等は本村が高く、従つて生活費は同町よりも本村の方が高いという現状にある。ついては、賀集村を地域給二級地に指定せられたいというのである。

二、請願の議決理由

賀集村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県松山村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県綾歌郡松山村長藤原梅松外六名）（細田繁芳君紹介）（第二八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県綾歌郡松山村は、坂出市（二級地）、王越村（一級地）、府中村（一級地）等に囲まれ、本村内にあらゆる産業が興り、特に真空式製塩工場の設置、土木事業の開発等文化、経済面に進展を来し、これに伴い他町村よりの移入者も年々増加し、物価は必然的に高騰して、公務員の生活を圧迫している。ついては、松山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松山村は新工場の設置、土木事業の開発等に伴い、他町村よりの移入者も逐次増加し、いきおい物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県城井村外六箇村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県京都郡伊良原村長宮尾恒親外十七名）（滝井義高君外二名紹介）（第二八七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県京都郡城井村、黒田村、白川村、椿市村、諫山村、久保村及び伊良原村は、北九州工業地帯と筑豊炭田地帯にはさまれたいわゆる北九州の一環に位するが、経済事情の変化した現在において、消費生活は農山村でも都市に比べ、はるかに高物価となり、また隣接小倉市の東谷、採銅所、津野、採田等の各町村は地域給五級地ないし四級地となつているにもかかわらず、該各村が無級地であることは不合理である。ついては、城井村外六箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

城井村外六箇村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県八幡村及び高家村の地域給指定に関する請願（請願者　大分県宇佐郡八幡村長乙咩太郎外十一名）（西村英一君紹介）（第二八七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県宇佐郡八幡村及び高家村は、中津市（三級地）と高田町（二級地）の中間に位し、本郡下の文化、産業、経済、交通等の要地で、特に経済的には北九州及び中津市とまつたく同一圏内にあるため、諸物価はこれら地区と同様で、中津市の経済状況は直ちに両村在住者にそのまま影響する実情にある。ついては、八幡村及び高家村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八幡村及び高家村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県枕崎市の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県枕崎市議会議長柳田栄二外一名）（池田清君紹介）（第二八七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県枕崎市は、薩隼半島南部の経済、文化等の中心であるとともに、すべての台風は上空を必ず通過するので、年々累次の災禍の中に、経済的諸条件の異常な変動、負荷と戦いながら、建設発展に死力を尽している実情である。ついては、枕崎市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

枕崎市の経済的、諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県頴娃町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県指宿郡頴娃町長椿井栄吉）（池田清君紹介）（第二八七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県指宿郡頴娃町は、南薩地区における産業、文化の中心地であり、近時は製粉業、搾油業の発達著しく、また金山の開発、砂鉄採集事業の活発化に伴い、町民の生活は向上し、物価も上昇している。ついては、頴娃町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

頴娃町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県黒川郡粕川村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県黒川郡粕川村地域給支給地区編入期成連盟会長赤間大助）（佐々木更三君紹介）（第二九〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県黒川郡粕川村は、東北地方まれに見る貧弱な単作農村で、食糧品を始め、そ菜、果物、衣料品、生鮮魚介等を仙台、塩釜方面より移入しており、さらに本村には上級学校がないため子弟の通学費が増大し、給料生活者の大きな負担となつている。ついては、粕川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県黒川郡粕川村は、その特殊事情により物価高となり特に公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

埼玉県片山村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡

片山村六千百七十五番地小沢儀平外四十九名）（井堀繁雄君紹介）（第二九〇七号）に関する

報告書

請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡片山村は、周囲の三分の二が東京都にかこまれ、生活必需品の八割は東京都に求めており、医療費のごときは無医村のためすべて東京都大泉、保谷、久留米等の医療施設を利用する状況であり、生活費は隣接の町村よりかえつて上昇している。ついては、片山村の地域給を三級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡片山村は、その経済事情により生活費は上昇している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県日立市の地域給引上げの請願（請願者　茨城県日立市教育委員会教育長津田正志外十三名）（山崎猛君紹介）（第二九一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県日立市は、現在地域給二級地であるが、生活実態調査、エンゲル係数等の比較調査によつても、本市の生活費は三級地の水戸市を上まわつており、本市在住の公務員は地域給の不均衡に多大の不満を抱いている。ついては、日立市を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県日立市は、その経済事情により生活費は水戸市を上まわつており、公務員は生活に苦しんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県稲敷郡龍ケ崎町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県稲敷郡龍ケ崎町長富塚橋一）（葉梨新五郎君紹介）（第二九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県稲敷郡龍ケ崎町は、県の南部では土浦市に次ぐ第二の町で、多数の会社工場があり、消費都市となつているため、県庁所在地の水戸市よりも物価は上まわつている状況である。ついては、龍ケ崎町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県稲敷郡龍ケ崎町は、その産業事情により物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県水海道町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県結城郡水海道町水海道第一高等学校長原口武雄外四百十五名）（丹羽雋四郎君紹介）（第二九一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県結城郡水海道町は、現在地域給一級地であるが、本町は私鉄常総線の沿線の要衝であつて、東京都心まで一時間余の衛星都市であり、都内への通勤者はその数千を超え、さらに民間諸会社の給与改訂、常総筑波鉄道の運賃値上げ等により諸物価は上昇し、その生活環境は二級地の取手町、土浦市、下館町とならん異ならない状況である。ついては、水海道町を二級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県結城郡水海道町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく上昇している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県壬生町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡壬生町官公職員連合会長堀江忠治）（山口好一君紹介）（第二九一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県下都賀郡壬生町は、北方十六キロに地域給三級地の宇都宮市、南方八キロに二級地の栃木市を控え、一般生活程度はまつたく都市並であり、諸物価の動向は統計に示すごとく、宇都宮市、栃木市をはるかに上まわつて高価であるため、公務員は一般生活水準を下まわる窮乏生活を続けている。ついては、壬生町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県下都賀郡壬生町は、地理的条件により生活程度高く従つて高物価をきたし公務員は窮乏生活を余儀なくしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県久野村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡久野村長兵藤半次郎外四名）（山口好一君外三名紹介）（第二九一五号）及び同（請願者　栃木県足利郡久野村議会議長近藤幸造外三名）（小平久雄君紹介）（第二九一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡久野村は、地域給二級地の館林町に近接し、北東部には渡良瀬川を隔てて二級地の佐野市を控え、西北地区には三級地の足利市が接続する関係から、生活程度並びに物価等はこれら都市に近似している。ついては、久野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡久野村は、その地理的条件により生活程度ならびに物価等は近接の支弁地と異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県佐野町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡佐野町長藤岡弥三郎外四十五名）（富田他治君紹介）（第二九一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡佐野町は、地域的諸事情から阪神地区と文化、経済状態において大差なく、ことに産業、交通関係は阪神地区と直結するため、その影響はきわめて敏感であり、しかも高物価である。ついては、佐野町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津名郡佐野町の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県鶴居村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県神崎郡鶴居中学校長荒木新太郎外一名）（大西正道君紹介）（第二九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県神崎郡鶴居村は、地域給四級地の姫路市、二級地の豊富、香呂、田原の各村及び福崎町と二級地の生野町との中間に位し、日常必需品は姫路市よりも高くなつており、前記二級地の各町村と同様な経済環境にある。ついては、鶴居村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鶴居村の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県栗賀村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県神崎郡栗賀村長藤本政治）（大西正道君紹介）（第二九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県神崎郡栗賀村は、城下街として古来栄えた村で、郡北部の交通、文化、産業の中心をなしているが、物価は姫路市よりも高く、周辺の地域給二級地の各町村よりも、困難な生活条件下にある。ついては、栗賀村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栗賀村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県湖南村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県諏訪郡湖南村長赤羽増雄外六名）（原茂君紹介）（第二九二六号）及び同（請願者　長野県諏訪郡湖南村議会議長田中國吉外五名）（原茂君紹介）（第三四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県諏訪郡湖南村は、諏訪市に隣接し、生活物資の需給、交通等においてもほとんど同市と異なるところなく、また町村適正規模として県が示した案にも、同市との合併が第一案として取り上げられているほどで、同市と地域給一割の差は本村公務員に深刻な影響を与えている。ついては、湖南村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県諏訪郡湖南村は、その地理的条件によつてあらゆる事情を隣接諏訪市と同じくしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県南広村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県有田郡南広村長栄原吉雄）（田渕光一君紹介）（第二九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県有田郡南広村は、隣接の地域給二級地の湯浅町、広町と同一の経済事情にあつて、物価指数においても、生活水準においても、なんら異なるところがない。ついては、南広村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南広村は、その立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れ難い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県行幸村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡行幸村長河野通剛）（逢澤寛君紹介）（第二九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡行幸村は、本郡北部における交通、産業、文化の中心地として、産業又は文化の進展とともに生活程度も向上し、西大寺市、牛窓町、邑久町及び香登町等の地域給地に比べ同程度以上にあり、物価指数は主食を除いて岡山市等の大消費地を上まわつている。ついては、行幸村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

行幸村は地理的、経済的からして、生活必需物資は他より依存している関係上、いきおい生計費の増高を免れ難い実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県西大寺市の地域給引上げの請願（請願者　岡山県西大寺地区官公庁協議会長家野猛之外十五名）（和田博雄君紹介）（第二九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県西大寺市は、邑久、上道両郡の物資集散地として発展し、本年二月市制実施をみたのであるが、現在の物価指数並びに生計費指数その他いかなる要素より判断しても、明らかに隣接岡山市以上に不利な環境にあるので、現行の地域給はきわめて不合理、不均衡である。ついては、西大寺市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

西大寺市は、その地理的、経済的特殊事情からして生活必需物資は他より依存せる関係上、いきおい生計費の増高を免れ難く、在住公務員の生活は貧困を極めている実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県井上村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県河北郡井上村長川村甚松外三名）（喜多壯一郎君紹介）（第二九三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県河北郡井上村は、地域給一級地の津幡町と隣接し、村内物価は同町及び三級地の金沢市と比べてなんら異なるところなく、むしろそれ以上のものが多い実情である。ついては、井上村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

井上村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府山田村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府三島郡山田村議会議長下野清一）（浅香忠雄君紹介）（第三九三二号）及び同（請願者　大阪府三島郡山田村長箕林信雄）（原田憲君紹介）（第二九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府三島郡山田村は、地域給五級地の吹田、茨木の両市にはさまれ、相互に交錯してその境界も明確を欠く状態となつており、文化住宅地として人口増加の一途をたどつているが、生活程度及び物価等は両市に比べむしろ高い現状にありながら、地域給においては

三級の差異があつて、きわめて不合理な格付となつている。ついては、山田村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三島郡山田村の地理的、経済的諸事情よりして、いきおい生計費の増大を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県大塚村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡大塚村長大須賀隼次外四名）（第二九三三号）に関する報告書

愛知県宝飯郡大塚村は、生活物資のほとんどを地域給三級地の蒲郡町及び三谷町あるいは一級地の御津町より移入しているため、相当多額の運賃や人件費がかさみ、これら各町に比べて物価高であつて、俸給生活者はきわめて困窮している。ついては、大塚村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県宝飯郡大塚村は、その経済事情により物価高をきたし、俸給生活者は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県御油町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡御油町長石黒伝一外五名）（第二九三四号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡御油町は、地域給二級地の豊川市内国府町と隣接し、同市の一区域の観を呈し、生活状態はまつたく同じで、生活必需品の生産工場なく、そのほとんどを名古屋、豊橋方面より移入するため、物価は両都市を上まわつている現状である。ついては、御油町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県宝飯郡御油町は、その経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県豊川市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県豊川市長福山政一）（八木一郎君紹介）（第二九三五号）及び同（請願者　愛知県豊川市長福山政一）（穂積七郎君紹介）（第三〇八八号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

愛知県豊川市は、保安隊の駐留、鉄道工機部の拡張及び日平産業の工場等の急速な変転膨脹をきたし、人口は増大し、居住費、物価は高騰の一途をたどりつつある現状である。ついては、豊川市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県豊川市は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は高騰の一途をたどりつつある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県碧海郡知立町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県碧海郡知立町長高木高治郎）（小林錡君紹介）（第二九三六号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡知立町は、大消費地の名古屋市及び岡崎市に近接して、物価水準も都市価格に追随しているため、在勤公務員の生活は窮乏している実情である。ついては、知立町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県碧海郡知立町は、その経済事情により物価高く公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県六ツ美村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県碧海郡六ツ美村長本田要蔵）（小林錡君紹介）（第二九三八号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡六ツ美村は、地域給三級地の岡崎市に隣接し、矢作川を隔てて二級地の安城市及び西尾町と相対している地理的関係上、経済状況もこれら市町となんら差異がないにもかかわらず、本村のみが一級地であることは実に不合理である。ついては、六ツ美村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県碧海郡六ツ美村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県碧海郡依佐美村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県碧海郡依佐美村長丹羽権九郎）（小林錡君紹介）（第二九三七号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡依佐美村は、刈谷市に隣接して同市の経済圏内にあつて、日用必需品は名古屋、刈谷の両市に依存するため、周辺の市町以上の物価高となつている。ついては、依佐美村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県碧海郡依佐美村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県矢作町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県碧海郡矢作町長稲垣利作）（小林錡君紹介）（第二九三九号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡矢作町は、地域給三級地の岡崎市と地理的、経済的に密接不離な関係にあつて、生活水準も同等であるにもかかわらず、本町は一級地であるため、在勤公務員の生活は苦しく、他町村へ転出希望するものが多く、行政、教育面に及ぼす影響は大である。ついては、矢作町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県碧海郡矢作町は、その地理的条件ならびに経済事情により生活水準高く、公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県川上村外五箇村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県南佐久郡川上村外五箇村地域給対策委員会篠原菊一）（井出一太郎君紹介）（第二九四一号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

長野県南佐久郡川上、北牧、小海、栄、田口、平賀の各村は、生活必需品のほとんどを他地域より移入しているため、諸物価は地域給二級地の上田市、小諸町及び一級地の臼田町、野沢町、中込町を上まわり、これら各町と比べて在勤公務員の生計費は割高となつている。ついては、川上村外五箇村

を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県南佐久郡川上、北牧、小海、栄、田口、平賀の各村は、その経済事情のため物価は高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県臼田町外二箇町の地域給引上げの請願（請願者　長野県南佐久郡臼田町外二箇町地域給引上げ対策委員会三村一甫）（井出一太郎君紹介）（第二九四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県南佐久郡臼田、野沢、中込の各町は、古くより各官公署多数を擁し、政治、行政、文化の中心地であつて、生活必需物資のすべてを他地域より移入するので、現在二級地の上田市、小諸町に比べその生計費は割高である。ついては、臼田町外二箇町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県南佐久郡臼田町、野沢町、中込町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県小川町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県志太郡小川町長中野三郎）（西村直己君紹介）（第二九四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡小川町は、焼津市と隣接し、生活諸物資のすべてを同市より移入するため、運賃、手数料が加算されて、かえつて高物価となり、さらに本町は遠洋漁船の基地である関係上、出漁の際には多くの物資を購入して物価を高騰せしめ、公務員の生活はきわめて困難となつている。ついては、小川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県志太郡小川町は、その経済事情により物価は著しく高くなり、さらに特殊事情も加つて、公務員の生活を窮迫させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県川崎町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県榛原郡川崎町長浜崎庄吉外十八名）（西村直己君紹介）（第二九四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡川崎町は、生活必需物資の価格がきわめて高く、他の地域給一級地町村より、その生活費ははるかに上まわつて、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、川崎町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡川崎町は、その特殊事情により高物価をきたし生活費も相当に増高し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県井川村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県安倍郡井川村長栗山徳太郎外八名）（西村直己君紹介）（第二九四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡井川村は、野菜その他副食物のほとんどを他より移入しており、しかも唯一の搬路である静岡、井川線は海抜千百五十メートルの大目峠にさえぎられ、これを索道により輸送する非常な難路であるため、運賃はきわめて高くなり、諸物価は静岡市をはるかに上まわつている。ついては、井川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県安倍郡井川村は、その経済事情ならびに輸送事情により、高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県地頭方村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県榛原郡地頭方村長増田英太郎外九名）（西村直己君紹介）（第二九四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡地頭方村は、相良町、御前崎村との中間に位する農漁村で、近時漁業の好況とともに物価の高騰著しく、俸給生活者の生活はきわめて苦境におかれている。ついては、地頭方村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡地頭方村は、その産業事情により物価高騰して、俸給生活者の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県御前崎村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県榛原郡御前崎村長小野田喜平外九名）（西村直己君紹介）（第二九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県榛原郡御前崎村は、駐留軍基地、測候所灯台、税関監視所等多数官公署の存在は必然的に物価を高騰させているが、本村は生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、運賃等加算で、諸物価は都市に比べはるかに上まわつている。ついては、御前崎村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県榛原郡御前崎村は、その特殊事情ならびに経済事情等により、物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県吉武村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡吉武村長立石昇）（館谷憲一君紹介）（第二九五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡吉武村は、吉武炭坑、宗像炭坑を有し、炭坑外部の人の動きが多いため、本村内に軽飲食店が多く、物価の高騰著しく、また生活必需品を福岡市近郊の問屋から買い入れるため、同市より割高となつている。ついては、吉武村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

吉武村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県豊津村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県京都郡豊津村長熊谷兼治）（池田禎治君紹介）（第二九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県京都郡豊津村は、生活必需品特に食糧品を関門、北九州六市より仕入れる関係上、小売価格はすべて高価で、また村民のほとん

どの給与生活者は北九州六市に通勤し、高額の給与と最高の地域給を支給されているため、本村在勤公務員とはなはだ不均衡となり、公務員に多大の脅威を与えている。ついては、豊津村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

豊津村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県鬼塚村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県東松浦郡鬼塚村長遠藤竹之助外七名）（井手以誠君紹介）（第二九五二号）及び同（請願者　佐賀県東松浦郡鬼塚村議会議長瀬戸徹香外七名）（江藤夏雄君紹介）（第二九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県東松浦郡鬼塚村は、唐津市（二級地）、相知町（二級地）の中間に位し、地域的環境及び村民の生活実態は両市町となんら異るところなく、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、鬼塚村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀県東松浦郡鬼塚村は、地理的条件によりその生活実態は唐津市、相知町となんら異るところなく、高物価に公務員は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県矢田町及び今井堀角地区の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県球磨郡矢田町長富永定外十四名）（吉田安君紹介）（第二九五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県球磨郡矢田町、上村今井堀角地区は、地域給二級地の人吉市に近接し、五木発電所及び球磨川沿岸の改修工事に伴う多数の労務者によつて、物価を高騰させているのみならず、生活必需物資を人吉、八代方面に求めるため、諸物価は一段と高価となつている。ついては、矢田町及び上村今井堀角地区を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

矢田町、上村今井堀角地区の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県松橋町外二箇村の地域給引上げ等の請願（請願者　熊本県下益城郡松橋地区地域給対策協議会長浜田政雄）（吉田安君紹介）（第二九五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県下益城郡松橋町は、県の中央に位し、政治、経済、交通等の中心地で、官公署が集中し、交通至便で、地域給三級地の熊本市の郊外地として、同市を上まわる物価高を示している。なお当尾村曲野、大野及び字土郡不知火村大字御船高良は、同町の連接市街地で、経済状況はまつたく同一で、近く合併の気運にある。ついては、松橋町の地域給を二級地に引き上げ並びに当尾村及び不知火村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松橋町外二箇村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県小湊町の地域給指定に関する請願（請願者　青森県東津軽郡小湊町長辻村秀雄外十五名）（淡谷悠蔵君紹介）（第二〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県東津軽郡小湊町は、青森市に近接し、東北本線及び国道に沿つて交通、文化、教育の発展している反面、特殊事情から大都市並びに青森市よりも高物価で、本町在勤公務員の生活を脅かしている。ついては、小湊町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森県東津軽郡小湊町は、その地理的条件ならびに特殊事情により高物価をきたし公務員の生活を脅かしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県飯野川町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県桃生郡飯野川町長中川陸司外十五名）（内海安吉君紹介）（第二〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡飯野川町は、近隣の農山漁村を基盤とする消費地であり、鉄道沿線から遠く離れ、バスを唯一の交通機関とする交通不便の地であるから、あらゆる物資に運賃等が加算され、石巻市と比較して常に一割内外の高価を示すのみならず、医療並びに娯楽等にすこぶる不自由をしている。ついては、飯野川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県桃生郡飯野川町は、その地理的条件により物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県船岡町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県柴田郡船岡町長柴田倫之助外八名）（佐々木更三君紹介）（第二〇二三号）、同（請願者　宮城県柴田郡船岡村立船岡中学校長小野寺春雄外八名）（竹谷源太郎君紹介）（第二〇二四号）、同（請願者　宮城県柴田郡船岡町立小学校長小関熊外七名）（本間俊一君紹介）（第二〇二五号）及び同（請願者　宮城県柴田郡船岡町立中学校長小野寺春雄外八名）（只野直三郎君紹介）（第二〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県柴田郡船岡町は、仙南地区における文化、産業及び交通上の主要な位置を占め、生活水準の高い一大消費地であるが、米駐留軍弾薬集積所、保安隊船岡部隊の設置に伴い、物価並びに家賃等は不当な高価となつている。ついては、船岡町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県柴田郡船岡町は、その特殊事情により生活水準高く物価の高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県米谷町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県登米郡米谷町地域給協議会長及川稔）（佐々木更三君紹介）（第二〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県登米郡米谷町は、県北における経済、交通の中心地として、貨客の往来ひん繁をきわめ、物価は佐沼、登米の両町をはるかにしのぎ、住宅難による高家賃等、常に公務員を困窮せしめている。ついては、米谷町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県登米郡米谷町は、その特殊事情により物価の高騰をきたし公務員を困窮させている実情にか

んがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県太田町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県久慈郡太田町長伊村安四郎外二十四名）（大高康君紹介）（第三〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県久慈郡太田町は、昨年四月地域給一級地の指定を受けたが、今次本郡久慈、大子の両町、隣郡那珂湊、菅谷、大宮の各町が同じ一級地として指定されたので、県北の中心地にして諸官署、学校、会社等多数を擁し、生活水準がこれら各町よりもはるかに高位にある太田町は不合理な低位におかれることとなつた。ついては、太田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県久慈郡太田町は、その産業、経済事情によつて、生活水準が相当に上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県利南村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県利根郡利南村長倉品宇平外四名）（鷹枝泉介君紹介）（第三〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県利根郡利南村は、従来隣接地域給一級地の沼田町と一体の関係にあり、学校、郵便局、浄水池等においては実質的にその一部となつており、また本村は農産物の取引上平坦部都市と直結しているため、経済的にその影響を受け、生活水準も高くなつている。ついては、利南村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県利根郡利南村は、その隣接沼田町との関係においてまた経済事情によつて生活水準は著しく上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県氏家町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県塩谷郡氏家町長矢沢高佳外十七名）（尾関義一君紹介）（第三〇三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県塩谷郡氏家町は、東北本線の沿線にあつて宇都宮市に近接しているため、物価及び生活程度は同市と大差なく、在勤公務員は経済的に非常に不遇な環境にある。ついては、氏家町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県塩谷郡氏家町は、その経済地理的条件によつて生活水準高く物価は著しく高騰している事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

東京都西多摩村の地域給引上げの請願（請願者　東京都西多摩郡西多摩村国鉄小作変電区長細川圭次郎外四名）（山花秀雄君紹介）（第三〇四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都西多摩郡西多摩村は、官公施設多く、人口は増加の一途をたどつており、また隣接地には米軍横田基地を始め、昭和飛行機その他の会社、工場があつて、地域給四級地の青梅市、福生町、昭和町に比べ、生活環境はほとんど同様となつている。ついては、西多摩村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都西多摩郡西多摩村は、その産業事情により生活環境は近接の四級地と何ら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県勝浦町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県東牟婁郡勝浦町長岸正雄外九名）（辻原弘市君紹介）（第三〇四三号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡勝浦町郵便局長大久保亀鶴外八名）（世耕弘一君紹介）（第三〇四四号）及び同（請願者　和歌山県東牟婁郡勝浦郵便局長大久保亀鶴外九名）（田渕光一君紹介）（第三二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県東牟婁郡勝浦町は、主要産業の漁業が天恵の良港と漁場によつて、ことに冬期盛漁期はいんしんをきわめ、生活物資の価格が異常に高騰し、また年間十五万を数える観光客が来遊する外、三万二千に及ぶ機帆船が入港するため、さらに物価をつり上げている。ついては、勝浦町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

勝浦町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県印南町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県日高郡印南町長橘本次男外六名）（辻原弘市君紹介）（第三〇四五号）、同（請願者　和歌山県日高郡印南町議会議長岡本貫一外五名）（世耕弘一君紹介）（第三〇四六号）及び同（請願者　和歌山県日高郡印南町印南郵便局長倉善次郎外六名）（田渕光一君紹介）（第三二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡印南町は、一部の野菜、魚介類を除いて大部分の物資を御坊町、田辺市を経て仕入れるので、これら市町に比べ著しく物価高となつている。ついては、印南町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

印南町の立地条件ならびに経済的諸事情により、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県由良町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県日高郡由良町長尾崎昌興外八名）（辻原弘市君紹介）（第三〇四九号）及び同（請願者　和歌山県日高郡由良町由良警部派出所長寺杣友一外八名）（世耕弘一君紹介）（第三〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡由良町は、郡の北海道といわれるごとく、三方を山で囲まれ、一方海に面した交通不便な地域であるから、物資の需給不円滑なる上に、著しく高物価となつているので、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、由良町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

由良町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県白崎村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡白崎村長岩崎茂助）（辻原弘市君紹介）（第三〇五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡白崎村は、村内の物価指数が東京の〇・九一に当る指数を示し、生計費がすこぶる

増高している現状で、さらに住宅不足のため、地域給一級地の由良町から通勤する公務員も多く、在勤公務員は近時無級地の本村より転出者続出し、人事行政上憂慮されている。ついては、白崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

白崎村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県上秋津村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県西牟婁郡上秋津村長田中英穂外三名）（辻原弘市君紹介）（第三〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡上秋津村は、地域給三級地の田辺市と橋を隔てるのみで、従来密接な関係にあり、近く合併されることとなつているが、景勝地を有するので観光客の出入多く、物価及び生活水準とも高くて田辺市と同様である。ついては、上秋津村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上秋津村の経済的諸条件よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県生馬村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県西牟婁郡生馬村長木本義雄外一名）（辻原弘市君紹介）（第三〇五四号）、同（請願者　和歌山県西牟婁郡生馬村議会議長山本修平）（世耕弘一君紹介）（第三〇五七号）及び同（請願者　和歌山県西牟婁郡生馬村長木本義雄外一名）（田渕光一君紹介）（第三二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡生馬村は、田辺市並びに白浜湯崎の観光地等の消費地を近くに控えているので、一般諸物価が相当高く、近接地域給地の朝来、岩田の両村に比べ、地理的条件又は経済事情を同じくしている。ついては、生馬村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

生馬村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県串本町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県西牟婁郡串本町長北野順吉外二十三名）（辻原弘市君紹介）（第三〇五五号）、同（請願者　和歌山県西牟婁郡串本町串本中学校長今村経三外二十三名）（田渕光一君紹介）（第四一四八号）及び同（請願者　和歌山県西牟婁郡串本町串本地区警察署長明山義雄外二十一名）（世耕弘一君紹介）（第四一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡串本町は、漁業及び商業が盛んであり、観光地として熊野国立公園を擁し、紀伊半島における行政の一拠点となり、官公署二十六を数え、その職員数五百余名となつているが、生活必需品はすこぶる高く、大阪市を上まわつているため、公務員の生活はきわめて困難である。ついては、串本町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

串本町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県南広村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県有田郡南広村長栗原吉雄）（辻原弘市君紹介）（第三〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県有田郡南広村は、地域給二級地の湯浅町、広町に隣接し、同一経済圏にある両町と物価その他の生活事情を同じくしているので、本村が無級地であることは不合理である。ついては、南広村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南広村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県志賀村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡志賀村長井上長次郎外二名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六七号）、同（請願者　和歌山県日高郡志賀村教育長野畑新三外二名）（世耕弘一君紹介）（第三二九〇号）及び同（請願者　和歌山県日高郡志賀村教育長野畑新三外一名）（辻原弘市君紹介）（第三五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡志賀村は、地域給二級地の御坊町に近く、さらに一級地の和田村に接しているが、その生活実態は和田村となんら異なるところはなく、しかも本村が無級地のままでは人事交流上大きな支障があり、ひいては教育その他の公務に及ぼす影響も大である。ついては、志賀村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和歌山県日高郡志賀村は、その地理的条件によりその生活実態は隣接の支給地となんら異るところなく人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県岩代村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡岩代村長坂庄七外四名）（世耕弘一君紹介）（第三〇六九号）及び同（請願者　和歌山県日高郡岩代村小学校長原徳太郎外四名）（田渕光一君紹介）（第三二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡岩代村は、東は南部町、西は切目川村に接し、北は上南部村及び切目村に続く地点にあるが、主食農産物を除く、生活必需物資はほとんど南部町及び田辺市に依存しているので、高物価となつており、また村内には田辺市、南部町に通勤する者が相当数あるので、地域給不均衡の声が漸次高まつており、人事交流にも支障をきたしている。ついては、岩代村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和歌山県日高郡岩代村は、その経済事情により高物価となり近接の支給地との人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県古座町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県東牟婁郡古座町長楠屋孫太郎）（世耕弘一君紹介）（第三〇七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県東牟婁郡古座町は、古座川筋七箇町村の交通の基点であつて、官公署多く、高等学校もあり、生活水準も、物価指数も、ともに高いので、現行の級地では在勤公務員の生計に支障を来している。ついては、古座町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

古座町の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、

これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県三本松村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県宇陀郡三本松村長奥村利七外七名）（前田正男君紹介）（第三〇七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県宇陀郡三本松村は、大阪市と宇治山田市の中間地として、古来より交通の要地であり、近鉄によつて大阪市への通勤者はきわめて多く、遠距離ながら郊外住宅地的形態をなしているので、生活水準きわめて高く、物価もまた大阪市を上まわつている。ついては、三本松村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三本松村の地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県百田村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県中巨摩郡百田村長秋山祥二外四名）（鈴木正文君紹介）（第三〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県中巨摩郡百田村は、郡西部の中心地区にして、南は巨摩町、小笠原町及び鰍沢町と相接し、北は韮崎町と近接して、文化生活並びに経済生活程度高く、これら地域給地の各町と同一の生活状態にある。ついては、百田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県中巨摩郡百田村は、その経済事情において近接の支給地と何ら異るところなき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県羽茂村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡羽茂村長川内精一郎）（櫻井奎夫君紹介）（第三〇八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡羽茂村は、文化、産業等本郡南部の中心地として各学校、官公署、会社等は本村に設置され、日々発展しつつあるが、交通に恵まれない離島として、他郡市に比べて生活費は割高となり、ことに先般地域給一級地に指定された小木町をも上まわる物価高を示している。ついては、羽茂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐渡郡羽茂村は、その地理的、経済的諸事情よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県関市の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県関市長亀山一二）（山本幸一君紹介）（第三〇八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県関市は、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市及び中津川市と並ぶ商工業都市であり、特に県中部における中心地で、諸官公庁、諸機関が多く集中しており、近時朝鮮動乱あるいは貿易再開等に伴い、特需景気の刺激を受け、利器工業の活況を見るや、生活諸物価が高騰し、名古屋、岐阜の両市をしのぐ高物価となつている。ついては、関市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県関市は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県塩尻町の地域給引上げの請願（請願者　長野県東筑摩郡塩尻町長小沢正人）（増田甲子七君紹介）（第三〇八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県東筑摩郡塩尻町は、関東、関西、信越方面への交通の要衝に位している関係上、同町の生活様式も次第に都会的様相を示すに至り、従つて消費地としての性格もまた日と共に加わり、あまつさえその生活必需物資類を松本市その他より移入しているため、諸物価は他の地域より高額を示している実情である。ついては、塩尻町の地域給を二給地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県東筑摩郡塩尻町は、その交通事情ならびに経済事情によつて諸物価の著しい高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県佐織町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県海部郡佐織町長水谷亮次外八名）（濱地文平君紹介）（第三〇八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡佐織町は、地域給三級地の津島市、祖父江町にはさまれ、名古屋、一宮の両市の衛生都市的立場にある関係上、諸物価は著しく高騰している。ついては、佐織町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県海部郡佐織町は、その地理的条件ならびに経済事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県西谷村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県養父郡西谷村議会議長松本光隆外十名）（山口丈太郎君紹介）（第三〇九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県養父郡西谷村は、宝塚町（五級地）、川西町（四級地）、長尾村（四級地）等に隣接し、駐留軍宿舎及び観光客の往来ひん繁をきわめ、諸物価を必然的に高めている。ついては、西谷村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

西谷村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県宇倍野村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県岩美郡宇倍野村長桑原英雄外六名）（古井喜實君紹介）（第三〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県岩美郡宇倍野村は、農産物特に二十世紀梨の産地であるため、村民の生活水準はきわめて高く、且つ、鳥取市に接し、同市と同一生活圏内にあるため、諸物価も著しく高価となつている。ついては、宇倍野村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥取市に接する宇倍野村の産業的特殊性等よりして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報
号外
昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　衆議院会議録第三十九号附録（その二）（八）

鳥取県溝口町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県日野郡溝口町長松原一男外十四名）（赤澤正道君紹介）（第三〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡溝口町は、本郡第一の行政、文化、交通、産業の中心地であつて、その生活程度は近接米子市と同一で、物価においてはむしろ高値なものが多いにもかかわらず、いまだ地域給が支給されないため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、溝口町を地給支域給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日野郡の中心地である溝口町の経済的諸事情にかんがみ本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県網代村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県岩美郡網代村長博田義雄外六名）（古井喜實君紹介）（第三〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県岩美郡網代村は、山陰地方の境港以東における主要漁港であり、生活必需物資を鳥取市に求めるため運賃等が加算され、諸物価は同市をはるかに上まわる実情で、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、網代村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁港としての網代村の経済的諸事情等よりしていきおい生計費の増高を免れがたい実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県若桜町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県八頭郡若桜町長木島節夫外十五名）（古井喜實君紹介）（第三〇九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡若桜町は、本県と兵庫県の連絡の要衝に位し、交通至便にして、二十数余の製材所を有し、商人の往来激しく、物価の高騰はなはだしく、さらに生活必需品のほとんどを鳥取市に求めるため、運賃等加算で、高物価に一層拍車をかけている現状である。ついては、若桜町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

若桜町の立地条件及び経済的諸事情等よりしていきおい生計費の増高を免れがたき実情にかんがみ本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県大岩村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県岩美郡大岩村長石河大直外六名）（古井喜實君紹介）（第三〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県岩美郡大岩村は、近くに大岩、網代漁港を控え、水産物の集荷すこぶる多く、県の経済部面における一大要地であり、山陰松島と呼ばれる海岸景勝地を有し、年々遊客の往来多く、しかも人口の密度大で、米麦はもちろん、野菜類に至るまで鳥取市並びに地域給支給町村より物価指数が高く、公務員は困窮している。ついては、大岩村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大岩村の立地条件及びその経済的諸事情等よりして生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県丹比村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県八頭郡丹比村長中林直蔵外七名）（古井喜實君紹介）（第三〇九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡丹比村は、若桜線丹比駅の所在地で、農村ではあるが、近接する鳥取市、若桜町の影響を受けて、生活程度は著しく高く、生活費は上昇し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、丹比村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

丹比村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県鳥取市の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県鳥取市長入江昶）（古井喜實君紹介）（第三一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県鳥取市は、本県下の運輸、交通、政治、文化の中心地であり、昨年四月の火災以後諸物価の高騰はなはだしく、生活程度が高く、公務員の生活は困難である。ついては、鳥取市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥取市の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県上井町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県東伯郡上井町長砂原美雅外十名）（古井喜實君紹介）（第三〇九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡上井町は、山陰本線と倉吉線との接合点に位し、一日の乗降客は二万人を下らぬ状況で、物資の交流激しく、本町の消費都市的性格と観光地を有する関係から、米子市を上まわる物価高を示している。ついては、上井町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上井町の物価水準ならび消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県智頭町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県八頭郡智頭町長安東哲次郎外二十三名）（古井喜實君紹介）（第三一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡智頭町は智頭杉の主産地で、木材を通じ岡山、京阪

神地方との経済的関係が深く、商人の往来はひん繁をきわめ、諸物価は高騰して県内最高となっている。ついては、智頭町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

智頭町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県郷原村外三箇村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県賀茂郡郷原村長藤本直規外三名）（中川俊思君紹介）（第三一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡郷原村、下黒瀬村、上黒瀬村及び板城村は、呉市、安浦町、西条町の中間に位し、これら市町と人的に、物的に、その交流は激しく、郊外住宅地的存在となって、生活様式等においても呉市、西条町となんら異なるところがなく、生活必需物資は高価で、俸給生活者の生活費は都市をはるかに越えている状態であり、また呉市隣接町村で地域給の支給を受けついた地区は黒瀬地区のみである。ついては、郷原村外三箇村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

郷原村外三箇村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県下三永村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県賀茂郡下三永村長末釜正二）（中川俊思君紹介）（第三一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡下三永村は、西条町、安芸津町にはさまれ、生活様式、生計費等は両町と全く同一であるが、地域給については、対象外に放置されたままで、在勤公務員は他町村へ転出希望者続出し、その欠員補充に困却し続けている実情である。ついては、下三永村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

下三永村の立地条件等からして、生計費増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県郷田村及び吉川村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県賀茂郡郷田村長角谷泉外一名）（中川俊思君紹介）（第三一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡郷田村及び吉川村は、西条町、原村、熊野村に接続し、駐留軍の出入ひん繁にして、生活様式、慣習、生計費はこれら各町村と全く同一であるにかかわらず、いまだ地域給の支給を受けていないため、在勤公務員は他町村へ転出希望者続出し、その欠員補充に困却し続けている。ついては、郷田村及び吉川村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

郷田村及び吉川村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県三田村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県高田郡三田村長永井弥六外十二名）（難尾弘吉君紹介）（第三一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県高田郡三田村は、広島市との往来激しく、同市への通勤者も多数にのぼり、生活水準は向上しているが、諸物資は自給できるものなく、そのほとんどを広島、京阪神方面に求めるため、物価は高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、三田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三田村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県高南村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県高田郡高南村長茶堂充郎外六名）（難尾弘吉君紹介）（第三一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県高田郡高南村は、広島市、三次町の中間に位し、広島市の郊外地といい得る芸備線志和口駅の所在地で、生活必需物資のほとんどを広島市に求めるため、運賃等の加算によって、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、高南村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高南村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県井原村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県高田郡井原村長蜂須賀永之助外十一名）（難尾弘吉君紹介）（第三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県高田郡井原村は、広島市、三次町、十日市町の中間に位し、交通至便で人と物との交流激しく、村民の生活程度は向上しているが、生活必需物資のほとんどを広島、京阪神方面に求めるため、運賃等の加算によって、諸物価は著しく高価であるにもかかわらず、無級地で、人事の交流に支障をきたしている。ついては、井原村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

井原村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県御野村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県深安郡御野村長長田益夫外三十二名）（高橋等君紹介）（第三一一二号）及び同（請願者　広島

県深安郡御野村議会議長岸本四郎外三十一名）（高橋顧一君紹介）（第三一一三号）に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県深安郡御野村は、神辺町、高屋町に隣接し、近時繊物機業地として著しく発展し、これら従業員の待遇向上は諸物価を高騰させて、薄給の在勤公務員との給与差は人事の交流に多大の支障をきたしているが、いまだ本村は無級地である。ついては、御野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

御野村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県小田村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県高田郡小田村長川崎六郎外九名）（離尾弘吉君紹介）（第三一一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県高田郡小田村は、地域給一級地の吉田町、甲立町及び向原町に隣接し、経済事情はこれら各町となんら差異がないのみならず、生活必需物資を広島、呉方面より移入するため、物価は高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、小田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小田村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県川越村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県玖珂郡川越村長井上幸人外一名）（受田新吉君紹介）（第三一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡川越村は、高森町に隣接し、近時林業及び鉱業著しく発達し、従つて一般経済は活気を呈し、自然諸物価は割高となり、在勤公務員は最低生活を脅かされている。ついては、川越村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川越村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県米川村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県玖珂郡米川村長木下満外一名）（受田新吉君紹介）（第三一一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡米川村は、郡の西端に位して、玖西盆地の中核を形成し、地域給一級地の高森町と並んでおり、諸物価も相当割高で、在勤公務員は最低生活に不安を感じている。ついては、米川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高森町に並ぶ米川村の経済的諸事情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県玖珂町の地域給引上げの請願（請願者　山口県玖珂郡玖珂町長岡掛照治外一名）（受田新吉君紹介）（第三一一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡玖珂町は、県東部における岩国市、柳井町に次ぐ、中小商工都市で、交通網に恵まれた地理的条件により近来諸官庁、会社等の進出目覚しく、町勢は躍進の一途をたどり、人口の増加に伴い物価は異状に高騰し、近接都市を上まわり、在勤公務員の生活は窮迫を告げている状況である。ついては、玖珂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

玖珂町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県高森町の地域給引上げの請願（請願者　山口県玖珂郡高森地区官公署職員組合連合会長山本林之助外一名）（受田新吉君紹介）（第三一一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡高森町は、工業消費都市の中間にある関係から、人的資源の供給地となり、諸物価は著しく高騰し、住宅難とともに公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、高森町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高森町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県祖生村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県玖珂郡祖生村長亀岡助一外一名）（受田新吉君紹介）（第三一一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡祖生村は、災害復旧工事の実施に伴い、工事人夫等の転入によつて人口は増加し、生活必需品の需要は激増して諸物価は異状に高騰を来し、その価格は近接の岩国市を上まわる実情で、在勤公務員の生活は真に窮乏している。ついては、祖生村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

祖生村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県平田町の地域給引上げの請願（請願者　島根県簸川郡平田町長木佐徳之助外二十五名）（大橋武夫君紹介）（第三一一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県簸川郡平田町は、一畑電気鉄道によつて出雲市、松江市へ各々三十分で結ばれる観光、産業、経済の一環した連坦地をなし、諸物資は両市より移入されるため、その価格は両市より高価なもの相当数あり、さらに住民の生活様式は両市に準じて向上している有様で、公務員の生活を著しく困窮に追い込んでいる。ついては、平田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

平田町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県黒田村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県京都郡黒田村長藤本正夫）（池田順治君紹介）（第三一一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県京都郡黒田村は、村内給料生活者のほとんどが関門、九州

六市に通勤して高額の給与と最高の地域給を支給されているので、在勤公務員の生活に重大な脅威を与えるとともに有能な職員を迎えることが困難であり、人事管理上支障をきたしている。ついては、黒田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

黒田村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県金川村及び三奈木村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡金川村長土方一男外八名）（中島茂喜君紹介）（第三一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡金川、三奈木の両村は、地域給二級地の甘木町、一級地の立石村に隣接し、福岡、甘木、立石を経て日田市に通ずる主要県道が両村を縦断しているため、両村の経済的条件は甘木、立石とまつたく同一であつて、給料生活者はきわめて困窮している。ついては、金川村及び三奈木村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金川、三奈木両村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県三輪村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡三輪村長早瀬利康外五名）（中島茂喜君紹介）（第三一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡三輪村は、甘木町に隣接し、同町の都市計画区域内に包含されているが、甘木町はすでに地域給二級地に指定され、距離的に見ても、交通上から見ても、同一市街地としての立地条件下にある本村が地域給の指定からもれていることは不均衡である。ついては、三輪村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三輪村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県標葉町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県双葉郡標葉町長天野楯夫外一名）（高木松吉君紹介）（第三一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡標葉町は、地域給一級地の富岡町及び浪江町と経済事情が同一であり、在勤公務員は物価高のため著しく生活の苦境に陥つている。ついては、標葉町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡標葉町の経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県大野村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県双葉郡大野村長斎藤正外二名）（高木松吉君紹介）（第三一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡大野村は、経済、交通、住宅、食糧等に恵まれず、諸物資をすべて他市町村に依存するため、その価格は運賃、手数料が加算されて、著しく割高となり、在勤公務員の生活を脅かしている。ついては、大野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡大野村は、その経済事情によつて物価高をきたし、公務員の生活を脅かしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県久之浜町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県双葉郡久之浜町長新妻久五郎）（高木松吉君紹介）（第三一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡久之浜町は、交通、住宅、食糧等に恵まれず、公務員の生活は常に不便と生活の脅威にさらされている。ついては、久之浜町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡久之浜町の特殊事情によつて、公務員の生活は脅威をうけている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県浪江町の地域給引上げの請願（請願者　福島県双葉郡浪江町長愛沢寧外一名）（高木松吉君紹介）（第三一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡浪江町は、主食及び野菜を自給自足できず、鮮魚類、日用品等を他の都市より移入する上に、小売業者が多いので、運賃、手数料がかさみ、その価格は著しく高価となり、公務員は窮乏にあえいでいる。ついては、浪江町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡浪江町の経済事情により物価高となり公務員の生活を窮乏させている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県朝倉郡金川村及び三奈木村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡金川村長土方一男外八名）（中島茂喜君紹介）（第三一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡金川、三奈木の両村は、地域給二級地の甘木町、一級地の立石村に隣接し、福岡、甘木、立石を経て日田市に通ずる主要県道が両村を縦断しているため、両村の経済的条件は甘木、立石とまつたく同一であつて、給料生活者はきわめて困窮している。ついては、金川村及び三奈木村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金川、三奈木両村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県三輪村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡三輪村長早瀬利康外五名）（中島茂喜君紹介）（第三一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡三輪村は、甘木町に隣接し、同町の都市計画区域内に包含されているが、甘木町はすでに地域給二級地に指定され、距離的に見ても、交通上から見ても、同一市街地としての立地条件下にある本村が地域給の指定からもれていることは不均衡である。ついては、三輪村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三輪村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県大野村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県双葉郡大野村長斎藤正外二名）（高木松吉君紹介）（第三一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡大野村は、経済、交通、住宅、食糧等に恵まれず、諸物資をすべて他市町村に依存するため、その価格は運賃、手数料が加算されて、著しく割高となり、在勤公務員の生活を脅かしている。ついては、大野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡大野村は、その経済事情によつて物価高をきたし、公務員の生活を脅かしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県久之浜町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県双葉郡久之浜町長新妻久五郎）（高木松吉君紹介）（第三一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡久之浜町は、交通、住宅、食糧等に恵まれず、公務員の生活は常に不便と生活の脅威にさらされている。ついては、久之浜町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡久之浜町の特殊事情によつて、公務員の生活は脅威をうけている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県浪江町の地域給引上げの請願（請願者　福島県双葉郡浪江町長愛沢寧外一名）（高木松吉君紹介）（第三一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡浪江町は、主食及び野菜を自給自足できず、鮮魚類、日用品等を他の都市より移入する上に、小売業者が多いので、運賃、手数料がかさみ、その価格は著しく高価となり、公務員は窮乏にあえいでいる。ついては、浪江町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡浪江町の経済事情により物価高となり公務員の生活を窮乏させている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県富岡町の地域給引上げの請願（請願者　福島県双葉郡富岡町長早川竣通）（高木松吉君紹介）（第三一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡富岡町は、二十数箇所の各種官公署を擁し、これに附随する各種団体も数多く、事実上双葉地方の文化、経済、行政等の中心地となつている消費地で、交通、住宅等に恵まれず、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員は常に不便と脅威を感じている。ついては、富岡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡富岡町の特殊事情ならびに経済事情により生計費が

増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県利府村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県宮城郡利府村地区動務地手当対策協議会伊藤兵吾外一名）（第三一四九号）

宮城県宮城郡利府村は、仙台市と駐留軍諸施設に隣接するわが国屈指の漁港で、東北唯一の国際港である塩釜市と日本三景の一である松島町にはさまれ、両市町の発展に伴う経済的圧力による高物価は一般農村と比較にならない状態にある。ついては、利府村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県宮城郡利府村は、その特殊事情により高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県宮城郡利府村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県宮城郡利府村地区動務地手当対策協議会伊藤兵吾外一名）（竹谷源太郎君紹介）（第三一四九号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡利府村は、その特殊事情により高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県三沢村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡三沢村長野沢新作外四十名）（荒船清十郎君紹介）（第三一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡三沢村は、秩父地方産業の中核をなす秩父めいせんの産地で、一工業地帯をなしているが、秩父鉄道を四キロ余り隔てる交通不便の地で、生活必需品のほとんどを秩父市、皆野町から移入するため、郡下においても最高の物価高を示し、公務員の生活は著しく窮乏している。ついては、三沢村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡三沢村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県国神村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡国神村長久米弁作外三名）（荒船清十郎君紹介）（第三一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡国神村は、地域給一級地の皆野町、吉田町に隣接し、消費物資のほとんどを両町に依存するため、諸物価は両町と同等か、それ以上の高騰を示し、公務員の生活を著しく圧迫している。ついては、国神村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡国神村は、その経済事情により物価高をきたし公務員の生活を著しく圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県秩父郡大田村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡大田村長斎藤儀平外十名）（荒船清十郎君紹介）（第三一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡大田村は、地域給一級地の皆野町及び吉田町の中間に位し、その生活環境は両町となんら異ることろなく、生活諸物資の価格はむしろ上まわつている。ついては、大田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡大田村は、その地理的条件により支給地と経済事情を同じくし諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県国神村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡国神村長久米弁作外三名）（荒船清十郎君紹介）（第三一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡国神村は、地域給一級地の皆野町、吉田町に隣接し、消費物資のほとんどを両町に依存するため、諸物価は両町と同等か、それ以上の高騰を示し、公務員の生活を著しく圧迫している。ついては、国神村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡国神村は、その経済事情により物価高をきたし公務員の生活を著しく圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県中之条町及び原町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県吾妻郡中之条町中之条税務署長池原謙三外四十一名）（武藤運十郎君紹介）（第三一五三号）及び同（請願者　群馬県吾妻郡中之条・原町官公庁職員連絡協議会長塚田政民外四十二名）（福田紘夫君紹介）（第四九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県吾妻郡中之条町及び原町は、原料資源に乏しく、また交通不便等の上に、温泉郷観光地への関門の消費地であるため、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困難となつている。ついては、中之条、原両町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県吾妻郡中之条町及び原町は、その特殊事情ならびに経済事情により諸物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県神郷村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県上水内郡神郷村長矢島清隆外十名）（小坂善太郎君紹介）（第三一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県上水内郡神郷村は、観光地志賀高原に近接し、交通至便で、生活程度高く、あらゆる物価が長野市と同様であり、鮮魚類においては二割を上まわる状態であつて、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、神郷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県上水内郡神郷村は、その地理的条件、経済事情により生活程度高く物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府横山村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府泉北郡横山村長井上耕作外一名）（小西寅松君外一名紹介）（第三一五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府泉北郡横山村は、現在地域給一級地の指定を受けているが、本村より文化程度、生活水準、物価等の点において、低位にある隣接町村が二級地あるいは三級地に指定されていることは不合理である。ついては、横山村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

横山村の地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府南横山村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府泉北郡南横山村長植林千松外一名）（小西寅松君外一名紹介）（第三一五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府泉北郡南横山村は、耕地少なく、米、麦、野菜等は農家の自家用のみしか生産されず、その他の生活諸物資はすべて近接都市より購入するため、その価格は都市を二、三割上まわり、俸給生活者は都市以上の生活難におそわれている。ついては、南横山村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
南綱山村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大阪府南松尾村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府泉北郡南松尾村長辻忠夫外七名）（小西寅松君外一名紹介）（第三一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府泉北郡南松尾村は、主食、野菜等を自給自足できず、その他の生活諸物資を大阪市内から移入して、これを小売するため、その価格は市価より二、三割高となつている。ついては、南松尾村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
南松尾村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県海草郡初島町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県海草郡初島町長岡村太一郎）（山口喜久一郎君紹介）（第三一六二号）及び同（請願者　和歌山県海草郡初島町議会議員南口太一郎）（田中織之進君紹介）（第三五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県海草郡初島町は、最近外資導入による工場復興等によつて、年々人口の増加をきたし、町内の消費量も著しく上昇して、物価は高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、初島町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
和歌山県海草郡初島町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県田中村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡田中村長中尾忠栄）（山口喜久一郎君紹介）（第三一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県那賀郡田中村は、国鉄和歌山線及び国道十五号線によつて、和歌山市、高野口方面あるいは大阪市、泉佐野市方面との物資及び文化の交流激しく、従つて村民の生活水準は著しく向上し、物価指数は日々高騰を続けている。ついては、田中村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
田中村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県長田村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡長田村石橋重次郎）（山口喜久一郎君紹介）（第三一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県那賀郡長田村は、準都会地であつて、生活費は都市となんら異ならず、非常に多額を要する状態にある。ついては、長田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
長田村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県柏原村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県上水内郡柏原村長若月正雄外十三名）（小坂善太郎君紹介）（第三一六五号）及び同（請願者　長野県上水内郡柏原村柏原中学校長小林実外十三名）（倉石忠雄君紹介）（第三四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県上水内郡柏原村は、妙高、戸隠の高原と野尻湖を結ぶ風光の中心地で、且つ、消費地であるため、諸物価は著しく高く、公務員の生活は窮乏にあえいでいる。ついては、柏原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
長野県上水内郡柏原村は、その特殊事情により諸物価は著しく高騰して公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県古川町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県吉城郡古川町長蒲茂雄）（平野三郎君紹介）（第三一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県吉城郡古川町は、神通川の上流である宮川水域開発計画が樹立されて以来、物価並びに生活費は高騰し、公務員の生活は誠に憂慮すべき状態にある。ついては、古川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
岐阜県吉城郡古川町は、その産業事情より生活費は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県鈴鹿市の地域給引上げの請願（請願者　三重県鈴鹿市寺家町鈴鹿市全官公庁地域給対策委員会委員長北村勲外十五名）（木村俊夫君紹介）（第三一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県鈴鹿市は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県浜松市の地域給引上げの請願（請願者　静岡県浜松市長岩崎豊）（中村幸八君紹介）（第三一六八号）及び同（請願者　静岡県浜松市官公庁代表鈴木治平外一名）（長谷川保君紹介）（第五四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県浜松市は、遠州地方の交通、経済等あらゆる面の中心都市であり、全国の八割を産出する軽自動車工業及び保安隊航空学校の影響等によつて、物価著しく高騰し、その物価指数は地域給四級地の静岡市に比べて、なんらそん色のない高率を示している。ついては、浜松市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
静岡県浜松市は、その経済事情ならびに特殊事情により物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

んがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県因島市の地域給引上げの請願（請願者　広島県因島市東生口中学校長長田寛外一二十五名）（高橋等君紹介）（第三一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県因島市は、日立造船、田熊造船等を有する工場都市で、戦後造船業の復興に伴い、その従業員が激増し、造船景気とともに物価は高騰の一途をたどり、住宅難とともに公務員の生活は著しく困窮している。ついては、因島市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

因島市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県中川村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡中川村議会議長守屋柳一外五名）（橋本龍伍君紹介）（第三一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡中川村は、地域給一級地の矢掛町、小田町等にはさまれた農村で、周辺の市町村がほとんど地域給の指定を受け、本村のみが取り残されている現状であるが、これらの町村に比べて物価高で、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、中川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小田郡中川村の地理的、経済的特殊事情からしていきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県八浜町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県児島郡八浜町長山田俊三）（星島二郎君紹介）（第三一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県児島郡八浜町は、地域給三級地の玉野市に隣接し、生活必需物資を玉野、岡山、倉敷の各都市に依存している状態で、物価はこれら都市を上まわり、公務員の生活は窮迫している現状である。ついては、八浜町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

児島郡八浜町の地理的経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県山手村の地域給引上げの請願（請願者　岡山県都窪郡山手村長岡宝平外一名）（橋本龍伍君紹介）（第三一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡山手村は、地域給三級地の倉敷市及び二級地の総社町に隣接して、生活状態はこれら市町となんら異なるところなく、また物価においても差異がなく、公務員は苦難な生活を続けている。ついては山手村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山手村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県足守町外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡足守町、大井村、阿曾村級地引上対策委員長門博）（橋本龍伍君紹介）（第三一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡足守町、大井村及び阿曾村は、交通至便で、岡山市、倉敷市に通勤するもの多いため生活水準は向上し、また観光地的性格をもつ本地域は自由物価も高く、県下主要都市と比べて、その差異が認められず、在勤公務員の生活は苦境にある。ついては、足守町外二箇村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

吉備郡足守町外二箇村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県北山崎村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡北山崎村地域給対策連絡協議会代表藤本政夫外五十四名）（武知勇記君紹介）（第三一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡北山崎村は、地域給一級地の郡中町と隣接し、交通、経済ともに同一条件下にあり、また三級地の松山市へは電車で三十分の距離にあつて、常にこれら都市の文化施設に負うところ大きく、従つて村民の生活程度は向上し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、北山崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北山崎村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ないい実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県阿川村外七箇村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県豊浦郡阿川村長入江助一外七十八名）（田中龍夫君紹介）（第三一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県豊浦郡阿川村、宇賀村、神田村、角島村、粟野村、田耕村、神玉村及び滝部村は、各村とも村内事情は同様で、諸物価、生活状態等を現在地域給支給地の市町村と比較しても差異がないばかりでなく、無級地にも高価なものもあり、各村の交通、通信等の諸事情によつて、生活費はむしろ高くなつている現状である。ついては、阿川村外七箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

阿川村外七箇村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県門川町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県東臼杵郡門川町地域給対策協議会長白木次蔵外六名）（相川勝六君紹介）（第三一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡門川町は、日向市、延岡市の中間に位し、生活必需物資を延岡市に求めるため、諸物価は必然的に高く、また日向市とは地理的、行政的、経済的に一環をなしている。ついては、門川町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

門川町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道鹿部村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道茅部郡鹿部村長棟方健太郎外六名）（森三樹二君紹介）（第三二二六号）及び同（請願者　北海道茅部郡鹿部村議会議長草野豊次郎外六名）（森三樹二君紹介）（第三八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡鹿部村は、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、諸物価は著しく高く、また、観光温泉地を有する関係上、物価高に一段と拍車を加え、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、鹿部村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道茅部郡鹿部村は、その経済事情ならびに特殊事情により高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上富良野町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道空知郡上富良野町長田中勝次郎外九名）（森三樹二君紹介）（第三二二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡上富良野町は、地域給一級地の美瑛町と富良野町にはさまれ、日常生活品を旭川市に移存するため、同市を上まわる物価高で、さらに冬期間の保温費の出費が伴つて公務員の生活は困窮している。ついては、上富良野町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡上富良野町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県北谷地村の地域給指定に関する請願（請願者　山形県西村山郡北谷地村長大場正市）（牧野寛索君紹介）（第三二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡北谷地村は、地域給一級地の谷地町の経済圏内にあつて、生活様式も同等であるばかりでなく、生活必需品の移入に運賃が加算されて、地域給支給町村に比べて高物価で、最低生活を目標にしている公務員の生活は赤字続きとなつている。ついては、北谷地村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県西村山郡北谷地村は、その経済事情によつて物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県谷地町の地域給引上げの請願（請願者　山形県西村山郡谷地町長市川清矩）（牧野寛索君紹介）（第三二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡谷地町は、米、紅花及びその他農産物の集散地であるが、交通不便のため諸物価は著しく高価を示し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、谷地町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県西村山郡谷地町は、その産業事情等により物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県西郷村外三箇村の地域給指定に関する請願（請願者　山形県南村山郡上山町近郊村地域給対策協議会連合会長阿部晃三郎外四名）（西村力弥君紹介）（第三二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡西郷村、本庄村、宮生村及び中川村は、温泉観光地の上山町を包囲して常に経済生活は同町に準じているため、物価も差異がなく、特に積雪寒冷地帯の本地区では暖房、防寒、防雪費がかさみ、公務員の生活は不安定である。ついては、西郷村外三箇村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県南村山郡西郷村外三箇村は、その経済事情は上山町と異るところなく物価高をきたし公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県上山町の地域給引上げの請願（請願者　山形県南村山郡上山町上山地区官公労協議会議長佐藤庄蔵）（西村力弥君紹介）（第三二三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡上山町は、山形市の近距離に位して、各種の工場と諸官庁を有し、政治、経済、文化、教育、交通の中心地となつているが、生活必需物資を山形方面に移存するため物価は同市と差異がなく、また温泉地であるから遊興、観光客が物価を一層高騰せしめて、地元消費者は常に圧迫されている。ついては、上山町の地域給を山形市並に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県南村山郡上山町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰して地元消費者の生活に圧迫を加えている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県郡山市の地域給引上げの請願（請願者　福島県郡山市長丹治盛重外一名）（佐藤善一郎君紹介）（第三二三二号）及び同（請願者　福島県郡山市公官庁地域給引上委員会江尻高外一名）（栗山博君紹介）（第三三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県郡山市は、交通の要衝で、地理的、産業的価値は経済の発展を促進するとともに現下の経済危機を反映して、生活費は東京に比較してその差はほとんどみられない状態である。ついては、郡山市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

郡山市は、その地理的事情ならびに産業事情より生計費の増高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県大野村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県双葉郡大野村長斎藤正外二名）（松井松吉君紹介）（第三二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡大野村は、交通、住宅、食糧等に恵まれず、さらに県立大野病院、浪江高等学校大野分校が設置されているので、諸物価、借地、借家料等が著しく高騰している。ついては、大野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡大野村は、その経済事情によつて物価高をきたし公務員の生活を脅している実情に

かんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県浪江町の地域給引上げの請願（請願者　福島県双葉郡浪江町長愛沢寧外一名）（松井政吉君紹介）（第三二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡浪江町は、郡内交通の要衝で、経済方面の中心地であるが、生活必需物資のほとんどを他地区に移存するため、諸物資は高値を示し、特に衣料、野菜、鮮魚類は仙台、塩釜、平の各都市を上まわつている実情である。ついては、浪江町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡浪江町の経済事情により物価高となり公務員の生活を窮乏させている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県標葉町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県双葉郡標葉町長天野栫夫外一名）（松井政吉君紹介）（第三二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡標葉町は、本郡における地域給一級地の富岡町、浪江町の経済事情に比べ、生活程度、物価等は同一水準かあるいはそれ以上にあるので、公務員の生活は困窮し、人事の交流にも支障をきたしている。ついては、標葉町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡標葉町の経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県久之浜町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県双葉郡久之浜町長新妻久五郎）（松井政吉君紹介）（第三二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡久之浜町は、交通の便が悪く、出張、通勤等に費用がかさみ、住宅事情がひつ迫して家賃が高く、食糧その他生活必需品が高価であるから、公務員の生計費が増高し、すこぶる生活困難となつている。ついては、久之浜町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡久之浜町の特殊事情によつて公務員の生活は窮乏をうけている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県双葉町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県双葉郡双葉町長大和田鼎蔵外一名）（松井政吉君紹介）（第三二三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡双葉町は、衣類その他の日用品等が平市の二割高となつており、わずかの農産物を除いて、一切の生活物資を他に求めねばならない本町の消費生活は近隣地域給支給地の各町村に比べ、困難の度は深めている。ついては、双葉町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡双葉町は、その特殊事情により物価高く、公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県富岡町の地域給引上げの請願（請願者　福島県双葉郡富岡町長早川竣通）（松井政吉君紹介）（第三二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡富岡町は、本郡の中央に位し、各種官公署二十余を有し、これに附随する施設が多く、事実上双葉地方の文化、経済、行政その他の面の中心となつており、平市、中村に次ぐ大消費地で、生計費がすこぶる増高している。ついては、富岡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県双葉郡富岡町の特殊事情ならびに経済事情により生計費が増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県高舘村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県名取郡高舘村長三浦孝外五名）（本間俊一君紹介）（第三二四三号）及び同（請願者　宮城県名取郡高舘村議会議長川村庄右ェ門外四名）（竹谷源太郎君紹介）（第三三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県名取郡高舘村は、名取川を隔てて仙台市に接しているので、同市の影響下にあり、近時農山村から都市的傾向を帯び、生活水準が向上して同市の生活事情に近くなつている。ついては、高舘村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県名取郡高舘村は、その仙台市との関係より生活水準はほとんど仙台市と同様である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県閖上町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県名取郡閖上町長木皿善太郎外七名）（本間俊一君紹介）（第三二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県名取郡閖上町は、名取川を隔てて仙台市に接する県南唯一の漁港であるが、仙台市との経済関係はきわめて密接で、町勢の発展は同市と併行しており、今や郡下の産業、経済上の重要な地位を占めているに至り、本町の生活事情は都市並となり、公務員の生活をひつ迫させている。ついては、閖上町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県名取郡閖上町は、その仙台市との関係、特に経済事情を同じくしていることから公務員の生活を苦境におく実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県荒浜町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県亘理郡亘理排水改良事務所長鵜谷子之吉外四名）（本間俊一君紹介）（第三二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県亘理郡荒浜町は、仙台市の郊外地域として密接な関係の下に発展しているが、非戦災地のため戦後急激に人口が増加し、住宅事情が悪く、海水浴場があるので来遊客が多く、これら消費者を多数抱える本町は物価も他に比べて高く、公務員は困難な生活環境にある。ついては、荒浜町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県亘理郡荒浜町は、その特殊事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困難なる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、

これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県古川市及び三本木町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県古川市給与対策協議会長猪股春雄）（本間俊一君紹介）（第三二四六号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

宮城県古川市及び三本木町は、純消費地にして、衣料、日用品雑貨及び魚介類等のあらゆる物価は仙台、石巻、塩釜よりもはるかに高値を示しており、給料生活者の経済を圧迫している等、両市町在勤公務員の生活費と給与は著しく不均衡を生じている。ついては、古川市及び三本木町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県古川市及び三本木町は、その特殊事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活を苦境におく実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県吉田村外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県東茨城郡吉田村長住谷金次郎外十五名）（加藤高蔵君紹介）（第三二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県東茨城郡吉田村、河田村及び渡里村は、地域給三級地の水戸市に接続し、日用品その他の必需品のほとんどを同市に依存しているので、同市内における生計費をむしろ上まわる状況にありながら、地域給ははなはだ不均衡になつており、公務員の人事交流等に支障をきたしている。ついては、吉田村外二箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県東茨城郡吉田村、河田村及び渡里村は、それぞれ水戸市に接続し、経済事情において何ら異るところなく、生計費は高騰して、公務員の人事交流等に支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県氏家町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県塩谷郡氏家町長矢沢高佳外十七名）（高瀬傳君紹介）（第三二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県塩谷郡氏家町は、鬼怒デルタの上に位し、東北本線の要衝として近接町村の文化、経済の中心地となつているが、宇都宮市に近接しているので、経済的に大きな影響を受け、生活水準及び物価がすこぶる高い。ついては、氏家町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県塩谷郡氏家町は、その経済地理的条件によつて生活水準高く、物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県那須村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県那須郡那須村農林省那須開拓建設事業所長塚田幹夫）（黒澤幸一君紹介）（第三二五七号）、同（請願者　栃木県那須郡那須村農林省那須開拓建設事業所職員組合委員長星見）（山口好一君紹介）（第三二五八号）、同（請願者　栃木県那須郡那須郵便局長本田且元外六名）（高瀬傳君紹介）（第四九六〇号）及び同（請願者　栃木県那須郡那須村議会議長薄井信吉外十三名）（黒澤幸一君紹介）（第五〇七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡那須村は、生活必需品を白河市又は黒磯町から移入しているため、輸送費等が加算されて、両市町の一割以上の物価高となつており、本村の生活環境は近隣地域給地に比べなんらそん色がない。ついては、那須村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県那須郡那須村は、その経済事情によつて物価は著しく高騰し生活水準は非常に高くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県西那須野町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県那須郡西那須野町長川上安一郎外十八名）（黒澤幸一君紹介）（第三二五九号）、同（請願者　栃木県那須郡西那須野町農林省関東山農業試験場畜産部長鈴木俊二外十八名）（山口好一君紹介）（第三二六〇号）及び同（請願者　栃木県那須郡西那須野町西那須野郵便局長品川弥三外十七名）（黒澤幸一）君紹介）（第四一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡西那須野町は、東北本線に沿う交通の要衝で、観光地塩原温泉の門戸であるとともに那須温泉にも近接して、これら観光地の消費地圏内に包含されているため、生活必需品の価格は著しく高騰している。ついては、西那須野町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県那須郡西那須野町は、その特殊事情、経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県二俣町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県磐田郡二俣町長勾坂佐一外十七名）（足立篤郎君紹介）（第三二六一号）及び同（請願者　静岡県磐田郡二俣町静岡県二俣土木事務所長鷲巣兼三外二十六名）（長谷川保君紹介）（第五〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県磐田郡二俣町は、浜松市及び磐田市とともに本県西部における交通の要衝をなし、天龍川の山林資源の集散及び加工の中心地であつて、人口密度高く、さらに近時天龍川総合開発等に伴う人口の急激な増加と物資の消耗は諸物価を著しく高騰させ、低額所得者である公務員の生活を極度に圧迫している。ついては、二俣町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県磐田郡二俣町は、その特殊事情により物価を著しく高騰せしめ公務員の生活を極度に圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県平田村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県小笠郡平田村長戸塚民平）（戸塚九一郎君紹介）（第三二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県小笠郡平田村は、生活必需品のほとんどを遠く静岡、浜松、掛川方面から都市の業者を経て購入するため、運賃等が加算されて、諸物価は地域給支給地の町村となんら異なるところがなく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、平田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県小笠郡平田村は、その経済事情により物価を著しく高騰さ

せている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県気多村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県周智郡気多村長天野安平）（足立篤郎君紹介）（第三二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県周智郡気多村は、山間地でありながら官公署等の関係で、郡外及び他府県よりの人事の交流、物資の動きがきわめて多く、従つて文化水準も他町村に比べて著しく高度化し、また物価は輸送困難による輸送費の増高のため、鉄道沿線地帯よりも二、三割高となつている。ついては、気多村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県周智郡気多村は、その特殊事情からの経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県西鞍手地区の地域給引上げの請願（請願者　福岡県鞍手地方事務所長山下広外十九名）（多賀谷眞稔君紹介）（第三三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県鞍手郡西鞍手地区は、石炭鉱業を主要産業として、あらゆる産業がこれに結びつき、人口きわめて稠密で、その消費生活は派手で荒々しく、石炭以外の多くの消費物資を他地区よりの移入にまつ状態であるため、諸物価は著しく高騰し、公務員は極度の生活苦にあえいでいる。ついては、本地区の若宮町、笠松村、吉川村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

若松町、笠松村、吉川村の経済的諸条件よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県小坂井町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県宝飯郡小坂井町長鈴木登進）（福井勇君紹介）（第三二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡小坂井町は、豊橋市（三級地）、豊川市（二、三級地）の中間に位する交通至便の地で、住宅地として都市への通勤者等は増加の一途をたどり、これら消費生活者によつて諸物価は高騰し、在勤公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、小坂井町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県宝飯郡小坂井町は、その地理的条件により諸物価は高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県御津町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県宝飯郡御津町長三浦鹿蔵外二百二十五名）（福井勇君紹介）（第三二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡御津町は、豊橋市（二級地）、豊川市（三級地、二級地）及び蒲郡町、三谷町（三級地）に隣接し、本町の生活程度及び物価指数においてこれら市町と同程度に高まつている。ついては、御津町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県宝飯郡御津町は、その経済地理的条件によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県江尾町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県日野郡江尾町長手島祐外十二名）（赤澤正道君紹介）（第三二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡江尾町は、地域給一級地の黒坂町、根雨町に比べて、その生活程度は上まわり、在勤公務員の生活は困窮しているのにかかわらず、いまだ無級地であることはなはだ遺憾である。ついては、江尾町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

江尾町の物価水準ならび消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県日野郡江尾町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県日野郡江尾町長手島祐外十一名）（赤澤正道君紹介）（第三二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡江尾町は、本郡奥部の中央に位し、耕地面積は平均五反という零細農村であり、従つて主食をはじめ生活必需物資のほとんどを米子市及び横田町等に求めるため、運賃等加算で、諸物価は著しく高価となつている。ついては、日野上村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日野上村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県中浜村及び大篠津村の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県西伯郡中浜村長永井芳房外十七名）（赤澤正道君紹介）（第三二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡中浜村及び大篠津村は、駐留軍の基地所在という特殊地域であり、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、物価は都市より二、三割も上まわり、生活費は急速に増高し、給料所得者の生活はきわめて困窮している。ついては、中浜村及び大篠津村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

中浜村及び大篠津村の経済的諸事情等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県根雨町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県日野郡根雨町長松田寛一郎外二十一名）（赤澤正道君紹介）（第三二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡根雨町は、本郡における政治、経済、文化の中心地であり、生産物少なく、生活必需物資のほとんどを米子市、境町、岡山、鳥取方面に求めるため、運賃、手数料等の加算によつて、諸物価は著しく高物価となつている。ついては、根雨町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

根雨町の物価水準ならび消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当であると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日　人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県米子市の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県米子市長野坂寛治）（赤澤正道君紹介）（第三二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県米子市は、山陰都市中における商工経済の中心地で、近時その発展著しく、京阪神及び広島等との大都市と経済圏を結び、物資の交流激しく、物価高騰の影響をこむること大である。ついては、米子市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

米子市の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県手間村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡手間村長坂田勇外六名）（赤澤正道君紹介）（第三二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡手間村は、農耕地少なく、野菜をはじめ日用品、魚介類等を米子市、境町、島根方面に求めるため、運賃、手数料が加算され、著しく物価高をきたし、公務員の生活は極度に困窮している。ついては、手間村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

手間村の経済的諸事情等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県大高村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡大高村長石見顕養外六名）（足鹿覺君紹介）（第三二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡大高村は、国立公園大山参道等の要所にあり、生活必需物資のほとんどを米子市に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は米子市に比べて高価となつている。ついては、大高村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大高村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

村の寒冷地手当を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大宮村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県面影村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県岩美郡面影村面影小学校長森本直蔵）（足鹿覺君紹介）（第三二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県岩美郡面影村は、鳥取市の南部に接続し、同市との境界は幅二十メートルの小河川を隔てるのみで、交通ひん繁をきわめ、物価の高騰著しく、且つ、本村所在の鳥取大学農学部及び警察学校等はすでに地域給二級地の指定を受けているにもかかわらず、本村は無級地で、人事の交流等に多大の支障をきたしている。ついては、面影村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

面影村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県下の地域給指定等に関する請願（請願者　鳥取県議会議長木島公之外六名）（足鹿覺君外三名紹介）（第三二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県下の地域給については、今なお多くの地域的不合理が残り、公務員の給与の公正、人事の交流に多大なる支障をきたしている。ついては、鳥取市、米子市、宇倍野村、大正村、倉吉町、境町、上道村、中浜村及び大篠津村を三級地に、岩井町、智頭町、若桜町、郡家町、国中村、浜村町、湖山村、青谷町、上井町、赤碕町、八橋町、由良町、三朝村、淀江町、日吉津村、厳村、根雨町及び黒板町を二級地にそれぞれ引き上げ並びに浦富町、津ノ井村、面影村、大岩村、網代村、田後村、用ケ瀬町、船岡町、河原町、円比村、大御門村、下私都村、千代水村、鹿野町、宝木村、末恒村、吉岡村、松保村、大和村、美穂村、東郷町、浦安町、羽合町、社村、迫村、下郷村、御来屋町、外江町、余子村、渡村、法勝寺村、大和村、崎津村、彦名村、富益村、手間村、春日村、大山村、所子村、成美村、和田村、高麗村、夜見村、大高村、五千石村、県村、溝口町、江尾町、日野村、日野上村及び阿毘縁村をそれぞれ地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥取県下各地区の立地条件ならびに経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県倉吉町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県東伯郡倉吉町長早川忠篤外十四名）（足鹿覺君紹介）（第三二七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡倉吉町は、県の中央に位し、政治、文化、経済の中心地であるが、需要量のわずか六割程度の食糧を生産するのみで、その他生活必需物資のほとんどを京阪方面に求めるため、運賃、手数料等加算で、諸物価は鳥取、米子両市に比べ高価である。ついては、倉吉町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

倉吉町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県倉吉町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県議会議長吉田忠雄外十名）（足鹿覺君紹介）（第三二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡倉吉町は、県の中央に位し、政治、文化、経済の中心地であるが、需要量のわずか六割程度の食糧を生産するのみで、その他生活必需物資のほとんどを京阪方面に求めるため、運賃、手数料等加算で、諸物価は鳥取、米子両市に比べ高価である。ついては、倉吉町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

倉吉町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県安佐郡口田村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県安佐郡口田村長村本里肆）（岸田正記君紹介）（第三二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県安佐郡口田村は、生産物少なく、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、諸物価は広島市に比べて約一、二割高となり、近隣町村が地域給の指定を受けているにもかかわらず、本村のみが無級地であることは不合理である。ついては、口田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

口田村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情

にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県下市町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県吉野郡下市町長小川勝太郎外二名）（仲川房次郎君紹介）（第三二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡下市町は、奥吉野地方の関門に位し、吉野熊野国立公園等を近くに控え、観光客と木材関係業者の豊富な購買力によつて、物価は上昇の一途をたどり、県下の首位を占める物価高となり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、下市町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

下市町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県小倉村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡小倉村長湯川都太郎）（山口喜久一郎君紹介）（第三二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県那賀郡小倉村は、和歌山市に近接し、ことに地域給二級地の岩出町に隣接するため、生計費は著しく高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、小倉村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小倉村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県上岩出村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡上岩出村長谷沢輝男）（山口喜久一郎君紹介）（第三二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県那賀郡上岩出村は、本郡より京阪神への物資輸送の主要地にして、和歌山、大阪方面への通勤者多く、生活程度、物価指数等において、地域給二級地の岩出町となんら異なるところがない。ついては、上岩出村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上岩出村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県神田村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県員弁郡神田村長佐藤孫治外四名）（木村俊夫君紹介）（第三二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡神田村は、桑名市に隣接し、同市と産業、経済、文化、教育等はまつたく同一で、三重交通電鉄の駅が村内に三箇所もある等によつて、四日市、津市及び桑名市との交通ひん繁であるため、生活程度は高く、物価は上昇し、公務員の生活は困窮している。ついては、神田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡神田村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価の高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県下の地域給指定等に関する請願（請願者　三重県地域給審議会長今中原夫）（山手満男君紹介）（第三二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県は、名古屋、大阪、京都との交通便利で、観光、温泉、海水浴場等を有するため、諸物価、民間給与は高騰の一途をたどり、公務員の生活は困窮している。ついては、四日市、津、松阪、桑名、宇治山田、上野、尾鷲及び木本の各市町を四級地に、楠、鈴鹿、亀山、久居、二見、御薗、四郷、鳥羽、名張、長島、菰野、一身田、花岡、箕曲及び拓植の各市町村を三級地に、弁員、河原田、川越、朝日、大矢知、城南、深谷、長島、関、久間田、松尾、相可、三瀬谷、小俣、五ヶ所、鵜方、浜島、波切、和具、阿保、滝川、西柘植、阿田和、御船、鵜殿、相賀、錦及び引本の各町村を二級地にそれぞれ引き上げ並びに阿下喜、梅戸井、石榑、三重、小山田、入郷、井田川、神辺、書生、深伊沢、大里、白塚、栗真、片田、安濃、松ヶ崎、高岡、櫛田、港、澤代、射和、西黒部、斉宮、大淀、豊浜、北浜、田丸、東外城田、有田、城田、下外城田、滝原、吉津、磯部、越賀、御座、布施田、片田、船越、古山、花垣、上津、神戸、依那古、河合、壬生野、山田、桂城、入鹿、相野谷、有井、久米、神田、川島、桜、加太、村主、明合、七栗、豊地、川合、米之庄、榊原、中川、戸木、桃園、柏崎、大内山、七保、島津、中島、鵜倉、島ヶ原、丸柱、布引、納田、加茂、神明、津田、川崎及び家城の各町村をそれぞれ地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県の地理的条件ならびに産業、経済事情等により諸物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県大井町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県久米郡大井町長岡田孝子外二名）（小枝一雄君紹介）（第三一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡大井町は、津山市と落合町の中間に位し、文化、産業の中心地で、主産業は林産、畜産物を主として町経済は活発化しつつあるが、生活必需物資のほとんどを津山市に求めるため、諸物価は著しく高騰している。ついては、大井町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大井町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県新山村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡新山村長高木正志外四名）（中原健次君紹介）（第三二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡新山村は、地域給二級地の笠岡市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市及び福山、阪神方面に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、新山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新山村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県飯岡村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県勝田郡飯岡村給与対策委員会代表滝谷嘉十郎）（大村清一君紹介）（第三一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡飯岡村は、村内に同和鉱業株式会社柵原鉱業所の事業場が存するため、これら従業員及び家族の生活動向は村民に大影響を与え、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、飯岡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

飯岡村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

徳島県川島町及び鴨島町の地域給引上げの請願（請願者　徳島県麻植郡川島、鴨島両町連合地域給対策協議会代表河野健臣）（小笠公韶君紹介）（第三二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県麻植郡川島町及び鴨島町は、地域給三級地の徳島市に近接するため、あらゆる点において、同市の影響を直接に受け、諸物価、生活水準等きわめて高く、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、川島町及び鴨島町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

川島町及び鴨島町は、その地理的条件により、物価は高いとし、生計費は益々増高して、在住公務員の生活は困窮を来たしている実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

徳島県市場町の地域給指定に関する請願（請願者　徳島県阿波郡市場町湊熊太郎）（小笠公韶君紹介）（第三二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県阿波郡市場町は、本都における産業、交通の中心地で、諸官庁多く、諸物資の集散地であるため、多数の人々が来町し、必然的に諸物価を高騰させ、公務員の生活は困窮している。ついては、市場町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

市場町の地理的、経済的条件により、いきおい生計費は増高し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

徳島県山瀬町の地域給指定に関する請願（請願者　徳島県麻植郡山瀬町地域給促進会代表三谷直平）（小笠公韶君紹介）（第三二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県麻植郡山瀬町は、主要物資のほとんどを他町村より運ぶため、物価、生活水準はいずれも地域給一級地の川島町を上まわり、在勤公務員の生活は苦しい実情にある。ついては、山瀬町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山瀬町は主要物資を他町村より運ぶため高物価は免れない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県穆佐村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県東諸県郡穆佐村長児玉甚之助）（瀬戸山三男君紹介）（第三二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東諸県郡穆佐村は、宮崎市に接続し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、諸物価は著しく高価となつているにもかかわらず、本村のみが無級地であることは隣接町村と比べ不合理である。ついては、穆佐村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

穆佐村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県下の地域給指定等に関する請願（請願者　宮崎県官公庁地域給対策協議会長田中長茂）（片島港君紹介）（第三三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は、昨年の末の地域給改訂後の諸情勢の変化によつて、その後地域給の不均衡をきたしている。ついては、延岡市を四級地に、宮崎市、日向市、都城市を三級地に、日南市、高千穂町、小林市、高鍋町、福島町、椎葉村、妻町、南郷村、諸塚村、高原町、門川町、高岡町、清武町、本庄町、住吉村、日の影町、都農町、生目村、広瀬村、宮田村及び真幸町をそれぞれ二級地に引き上げ並びに川南町、飯野町、庄内町、細田町、三股町、田野町、北郷村、美々津町、高城町、東郷村、高崎町、南郷村、那珂村、北川村、三ケ所村、山田町、上野村、岩戸村、志和池村、西郷村、山之口村、穆佐村、南方村、木城村、中郷村、鞍岡村、田原村、酒谷村、北郷村、新田村、上穂北村、鵜戸村及び大束村をそれぞれ地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎県下各地区の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県那珂村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県宮崎郡那珂村長清張銮次郎）（片島港君紹介）（第三三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県宮崎郡那珂村は、宮崎市、住吉村に接続し、生活必需物資のほとんどを宮崎市より求め、同市の経済圏内にあつて、物価は同市と大差なく、また隣接町村のとんどが地域給指定地であるにかかわらず、本村のみが無級地であり、人事交流等に支障をきたしている。ついては、那珂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

那珂村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県小林市の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県小林市長岡藍助左衛門）（片島港君紹介）（第三三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県小林市は、南九州における産業、交通、文化の中心都市で、霧島国立公園等の観光資源に恵まれ、市況はさらに活況を加えているが、生活必需物資のほとんどを遠隔の地より搬入されるため、運賃等の加算によつて、諸物価は著しく高価となり、公務員の生活はきわめて悲惨である。ついては、小林市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小林市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決

した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県飯野町の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県西諸県郡飯野町長武夫外一名）（片島港君紹介）（第三三〇五号）及び同（請願者　宮崎県西諸県郡飯野町議会議長長井虎二）（伊東岩男君紹介）（第四九七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県西諸県郡飯野町は、県の穀倉と称されていたが、農家平均耕作反別の減少と相まつて、移入消費物資は増大の一途をたどり、諸物価は逐次高騰し、またえびの高原等の観光地を有する関係上、観光客の来遊は必然的に物価高に拍車をかけている。ついては、飯野町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

飯野町の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県高岡町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県東諸県郡高岡町長長野恕男）（片島港君紹介）（第三三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東諸県郡高岡町は、生活必需物資のほとんどを宮崎市に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は高く、公務員の生活は困窮している。ついては、高岡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高岡町の物価水準ならび消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県東郷村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡東郷村長小野弘一外名）（片島港君紹介）（第三三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡東郷村は、地域給三級地の工業都市延岡市と二級地の日向市に隣接し、生活必需物資のほとんどを全国最高位の物価高を示す日向市に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は非常に高く、これに加えて、椎葉ダム発電工事関係者の往来により生活水準は高まり、公務員の生活は悲惨である。ついては、東郷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東郷村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県広瀬町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県宮崎郡広瀬町長新頭喜一外十四名）（片島港君紹介）（第三三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県宮崎郡広瀬町は、住吉を隔てて宮崎市に接し、住吉村とも郊外といいうよりむしろ市内の一部を形成し、経済的、文化的に同市の圏内にあり、主なる生活物資、文化、娯楽等のすべてを同市に依存している上に、日向大橋及び国道建設工事等によつて、一般に物価は同市より高く、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、広瀬町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

広瀬町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県合志村の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県菊池郡合志村竹迫郵便局長山隈和四郎外七名）（松野頼三君紹介）（第三三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県菊池郡合志村は、熊本市より十キロの地点に位し、諸物資を熊本市より移入するため、物価は必然的に高騰し、県下においても最高の生活指数を示しているにかかわらず、同市はすでに地域給三級地に指定され、本村は無級地となつていることはなはだ不均衡である。ついては、合志村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

合志村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊本県花房村の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県菊池郡花房村長永田次雄）（松野頼三君紹介）（第三三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県菊池郡花房村は、生活諸物資を熊本市より仕入れるため、諸物価は高騰し、公務員は極度の生活苦にあえいでいる。ついては、花房村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

花房村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀県東川副村の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県佐賀郡東川副村長重松初次外六名）（館林三喜男君紹介）（第三三一三号）、同（請願者　佐賀県佐賀郡東川副村議会議長西川常太郎外五名）（江藤夏雄君紹介）（第三三五三号）及び同（請願者　佐賀県佐賀郡東川副村議会議長西村常太郎外六名）（三池信君紹介）（第三九四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県佐賀郡東川副村は、佐賀市と三潴郡大川町に隣接し、生活上あらゆる条件が両市町となんら異ならず、消費物価の一部はむしろ高値を示している実情にもかかわらず、地域給は無級地のままとなつていることはなはだ不均衡である。ついては、東川副村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東川副村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県本郷村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三井郡本郷村長平田糸次郎外七名）（稲富稜人君紹介）（第三三一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三井郡本郷村は、農村地帯で、商工業においては見るべきものがなく、生活諸物資を久留米市、甘木町に依存しているため、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活は都市よりかえつて困難となつている。ついては、本郷村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本郷村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県内野村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県早良郡内野村長峯崎嘉吉外五名）（中島茂喜君紹介）（第三三一六号）
に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県早良郡内野村は、耕地面積少なく、野菜等のほとんどを近接する福岡市の野菜市場に依存している上に、観光地であるため、都市よりの来村者多く、諸物価は常に福岡市を上まわつている実情である。ついては、内野村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
内野村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県田隈村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県早良郡田隈村長有吉新助外五名）（中島茂喜君紹介）（第三三一七号）
に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県早良郡田隈村は、福岡市に近接し、地理的に、文化的に、また産業、教育、経済、通信等の各方面にわたつて、同市と密接な関係を有し、実質的には福岡市の一地域をなしている。ついては、田隈村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
田隈村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県入部村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県早良郡入部村長土生伊八郎外五名）（中島茂喜君紹介）（第三三一八号）
に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県早良郡入部村は、その一部が福岡市に接し、道程わずか四キロで市に至り、西日本鉄道福岡市内バスは一日四十一回往復する近距離で、政治、経済、文化等はすべて同市との一環であるにかかわらず、地域給だけが同市の四級ないし五級地に比べて一級地となつていることはなはだ不均衡である。ついては、入部村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
入部村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県金武村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県早良郡金武村長林善雄外十名）（中島茂喜君紹介）（第三三一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県早良郡金武村、福岡市と隣接し、同市との交通は市内西新町より十数分で到着する近接地で、政治、経済、教育、文化等あらゆる面において福岡市と密接不離の関係にあるが、物価指数においてはかえつて同市を上まわるものがある実情である。ついては、金武村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
金武村の立地条件ならびに経済的諸事情により、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県脇山村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県早良郡脇山村長平野重実外三名）（中島茂喜君紹介）（第三三二〇号）
に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県早良郡脇山村は、福岡市に隣接し、県道によつて八キロ、西日本鉄道福岡市内バスでわずか十数分余りで同市に達し、政治、経済、文化、教育等あらゆる面において同市とは密接不離の関係にあり、物価指数も大差なく、品物によつては運賃等の加算で、かえつて上まわるものがある。ついては、脇山村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
脇山村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県上穂波村及び大分村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県嘉穂郡上穂村高橋宅治外一名）（多賀谷眞稔君紹介）（第三三二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県嘉穂郡上穂村及び大分村は、地域給四級地の穂波村及び桂川村に隣接して、不離一体の関係を有し、まつたく両村と同一条件下にある。ついては、上穂村及び大分村を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
上穂村及び大分村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県沼部村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県遠田郡沼部村長富田要治郎）（佐々木更三君紹介）（第三三二五号）及び同（請願者　宮城県遠田郡沼部村教育委員会委員長加藤清人外五名）（只野直三郎君紹介）（第三三二七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県遠田郡沼部村は、すでに地域給支給地に指定されている涌谷町及び不動町とまつたく同一条件を具備し、物価においてはむしろ上まわる実情にある。ついては、沼部村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県遠田郡沼部村は、すでに支給されている涌谷町と同一条件を具備し、物価はむしろ上まわつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福島県松川町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県信夫郡松川町長風間金吾君外七名）（栗山博君紹介）（第三三二七七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福島県信夫郡松川町は、国、県道及び東北線が貫通し、川俣線の起点として交通の要地で、北芝電機の大工場及び絹織物業の地として、急速に発展し、近接地域給一級地の油井村、二本松町及び伊達町に劣らない経済環境にある。ついては、松川町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
福島県信夫郡松川町は、その交通事情ならびに産業事情により物価高となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県醍醐村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡醍醐村長藤原敬之輔外二名）（川俣清音君紹介）（第三三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡醍醐村は、地域給一級地の横手市及び十文字町の中間にあつて、諸官庁、文化施設等を有し、両市町と生活条件において、なんら差異を認められず、高物価の本村公務員は常に窮乏している。ついては、醍醐村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県平鹿郡醍醐村は、その経済事情において横手市及び十文字町とならん差異なく物価高をきたし、公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県一日市町の地域給及び寒冷地手当引上げ等の請願（請願者　秋田県南秋田郡一日市町長三戸宮治外二名）（石山權作君紹介）（第三三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡一日市町は、戦後住宅の復興と諸官公署の建築、産業の再建等に邁進してきた結果、やみ取引が盛んとなり、物価は他に見られない高騰を示し、しかも本町は寒冷地のため光熱費、被服費がかさみ、公務員の生活をひつ迫せしめている。ついては、一日市町の地域給を二級地に引き上げるとともに寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡一日市町は、その産業事情、経済事情によつて物価は著しく高騰して公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県足尾町の地域給引上げの請願（請願者　栃木県上都賀郡足尾町全官公協議会長三島木早苗）（船田中君紹介）（第三三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県上都賀郡足尾町は、高山に囲まれたへき地であり、銅山都市である特殊事情から、桐生及び宇都宮方面から移入される物資は県下五市のいずれよりも高価であり、現在の地域給は他都市に比べきわめて不均衡である。ついては、足尾町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県上都賀郡足尾町は、その特殊事情により、物価は非常に高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県高萩町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県多賀郡高萩町地域給引上促進協議会長桜井茂男外二十五名）（山崎猛君紹介）（第三三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県多賀郡高萩町は、県の北端に位し、常陸、磐城の大炭田を擁する中枢地であるが、諸物価は都市の水準にまで高騰し、在勤公務員の生活環境はますます窮迫の状態にある。ついては、高萩町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県多賀郡高萩町は、その産業事情により諸物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県岩瀬町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県西茨城郡岩瀬町榎戸耕蘭）（樹本登美三郎君紹介）（第三三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県西茨城郡岩瀬町は、本都西部地区における行政、産業及び文化の中心地であり、近い将来県下有数な商工業都市に発展する気運にあるが、従来物価がきわめて高く、また住宅難から家賃が高騰しているので、近隣地域給指定地に比べ、なんらそん色のない経済条件にある。ついては、岩瀬町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県西茨城郡岩瀬町は、その産業事情により物価が著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県美笹村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡美笹村長霜田米三郎外十名）（松山義雄君紹介）（第三三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡美笹村は、荒川を隔てて東京都に接し、浦和市、戸田町、蕨町及び大和町に囲まれ、従来蕨ブロックとしてこれら各町と政治、経済等一体の関係にありながら、これら市町のみ地域給三級地ないし四級地になつていた。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県水上町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県利根郡水上町長高橋三郎君外十八名）（武藤運十郎君紹介）（第三三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県利根郡水上町は、温泉観光の行楽地で、生活物価の指数も県下第一位を示し、利根電源開発藤原ダムの建設に着手してより、高物価に拍車をかける結果となり、在勤公務員の生活は苦境にある。ついては、水上町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県利根郡水上町は、その特殊事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県上尾町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡上尾町長下里金太郎外十五名）（松山義雄君紹介）（第三三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡上尾町は、本地方の産業、文化及び行政の中心地で、近時工業の発展も目覚しく、大小工場数十が活躍しており、近接地域給二級地の鴻巣町に比べ、産業経済上その水準はるかに高く、生活様式においても都市同様になつている。ついては、上尾町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡上尾町は、その産業事情により生活様式も都市同様となり近接の高級支給地よりも物価等は上まわつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県北足立郡美笹村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡美笹村長霜田米三郎外十名）（松山義雄君紹介）（第三三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡美笹村は、その級の支給地と経済事情を同じくしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

ることは不合理である。ついては、美笹村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡美笹村は、その地理的条件により周辺の三級、四級の支給地と経済事情を同じくしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大和町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡大和町長富沢敬蔵外六名）（松山義雄君紹介）（第三三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡大和町は、東京都内と異なるところないまでに市街地化し、また本町と隣接朝霞町にまたがり駐留軍が駐留するため、特殊婦人の出入がきわめて多い等、物価の高騰著しく、東京都内よりも一割ないし二割高となつている。ついては、大和町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡大和町は、その特殊事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県元狭山村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県入間郡元狭山村長栗原為吉外五名）（松山義雄君紹介）（第三三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡元狭山村は、地域給三級地の瑞穂町及び村山村に隣接して、所沢市、青梅市に近く、豊岡、福生の両町に米軍の航空部隊が駐留してから、その刺激をうけて生活状態及び物価は近隣三、四級地と同一の生活をしていながらいまだ一級地である。ついては、元狭山村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡元狭山村は、その地理的条件ならびに特殊事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県元和村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡元和村長中島林蔵外三十二名）（松山義雄君紹介）（第三三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡元和村は、他域給指定地の栗橋町に隣接し、加須町及び三俣村に近接して、従来生活事情の悪いへき地のため、公務員は転出希望者のみで、人材の獲得に困難をきたしていたところ、地域給制度によつてさらにその傾向を強くし、無級地の本村は村行政に憂慮すべき現状にある。ついては、元和村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡元和村は、その地理的条件による経済事情は公務員の人事の交流に大いに支障をきたし、さらに地域給制度によつて、その傾向を強化している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県秦村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡秦村長増田恵一外四十二名）（松山義雄君紹介）（第三三九一号）及び同（請願者　埼玉県大里郡秦村議会議長鉾原角三郎外六名）（荒船清十郎君紹介）（第四九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡秦村は、往時関東七大渡船場の一として栄え、現在は熊谷、館林線の主要地として都市的形態を備え、都市との往来まことにひん繁であり、かかる本村の実情から生活事情は熊谷市、妻沼町となんら異ならない状況となつている。ついては、秦村を地域給二級地又は一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡秦村は、その地理的条件によつてその経済事情は附近の支給地と何ら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県男沼村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡男沼村長横倉喜久郎外六名）（松山義雄君紹介）（第三三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡男沼村は、地域給一級地の妻沼町、尾島町及び二級地の太田市に接続し、交通機関の発展に伴つて熊谷市、東京都に通勤する者激増し、これとともに文化、生活の水準が上昇して、生活事情は妻沼町と異ならない現状である。ついては、男沼村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡男沼村は、その特殊事情によつて文化、生活水準も著しく上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県今井村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡今井村長松田保治外二名）（稲葉修君紹介）（第三四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡今井村は、地域給二級地の糸魚川、青海の両町にはさまれ、一部は青海町と一連で区別がつかず、交通機関及び通信機関はすべて糸魚川町と同一の取扱いを受けており、本村から両町への通勤者多く、従つて生活水準は両町となんら異ならず、しかも新潟県本年度最大の工事といわれる姫川第七発電所工事の実施に伴つて、作業員四千人とその家族の増加により、諸物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、今井村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

今井村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県長岡市の地域給引上げの請願（請願者　新潟県長岡市長松田弘修外一名）（稲葉修君紹介）（第三四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県長岡市は、戦災により八割五分がまつたく灰じんに帰したが、この深刻なる打撃はいまだ消えることなく、戦災都市の通例として異常な住宅難と物価高をきたし、物価指数は他の都市に比べてはるかに高率を示し、在勤公務員の生活を困窮におとし入れている。ついては、長岡市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長岡市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県松代村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県東頸城郡松代村長柳宗一郎外十五名）（稲葉修君紹介）（第三四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県東頸城郡松代村は、陸の孤島と称される本郡の東部に位するきわめて交通、文化に恵まれないへき遠の地にあるが、一面東部の中枢的役割を果しているため、各種の学校、官公署を有し、また生活必需品のほとんどを他より移入する関係から、諸物価は高騰し、寒冷地である特殊事情と相まつて、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、松代村を

地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松代村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県吉川村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡吉川村長平田虎一外十三名）（稲葉修君紹介）（第三四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡吉川村は、本郡北部の中心地に位し、多くの官公庁を擁し、消費者の数多く、しかも鉄道より遠隔地のため、移入される生活諸物資の価格は高騰し、物価指数は近隣地域給有級都市となんら異なるところがない高率を示している。ついては、吉川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

吉川村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県春日村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡春日村長岡本善司）（稲葉修君紹介）（第三四六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡春日村は、高田市と直江津市との中間に位し、村内には信越線と北陸線が貫通している関係から、両市町との物資の交流激しく、且つ、名所旧蹟が多いため、年間約五万人の観光客が訪れ、文化及び生活水準を向上せしめ、諸物価は両市町に比べて、同等以上の高騰を示している。ついては、春日村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

春日村の経済的諸事情等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県巻町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県西蒲原郡巻町長本間代吉）（稲葉修君紹介）（第三四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡巻町は、産業の発展に伴い諸物資の交流著しく増大しているが、近接新潟市及び三条市と物価指数の差異はまつたくなく、しかもこれら地域給上級地から本村に通勤する公務員が多く、上級地に住んで下級地の給与を受ける矛盾から、近時転出者が増加し、人事行政上支障をきたしている。ついては、巻町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

巻町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県吉田町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県西蒲原郡吉田町長幸田重郎）（稲葉修君紹介）（第三四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡吉田町は、産業の発展に伴つて近接都市と諸物資の交流が増大しているが、これら都市との物価指数の差異は皆無というよりむしろ高位を示し、また本町十数箇所の官公署に勤務する公務員は半数近くが主として地域給上級地の新潟市、三条市、長岡市より通勤者であるため、下級地の本町は人事行政上支障をきたしている。ついては、吉田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

吉田町の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県糸魚川、青海地区の地域給指定等に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡青海町長柳沢新太郎外四名）（稲葉修君紹介）（第三四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡糸魚川町、青海町、大和川村、西海村、大野村及び今井村は、東京並びに大阪方面の影響を直接に受ける特異性をもつており、外来者も物価の高いことに驚くほどで、その上電化青海工場、西海村の四発電所の及ぼす影響があり、食糧のごときも自給できずに他からの移入に依存する現状である。ついては、糸魚川、青海両町の地域給を三級地に引き上げ並びに大和川、西海、大野、今井の各村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

糸魚川、青海地区の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県大和川村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡大和川村長岩崎栄二外七名）（稲葉修君紹介）（第三四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡大和川村は、隣接地域給二級地の糸魚川町と地理的、経済的に全く附属地帯となつており、生活条件等も同じである。ついては、大和川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大和川村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県大野村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県西頸城郡大野村長桧沢勘一郎外六名）（稲葉修君紹介）（第三四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡大野村は、地域給二級地の糸魚川町の南方一キロに接近する地理的条件から、諸物価及び生活水準は同町となんら差異がない。ついては、大野村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大野村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県関原町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県三島郡関原町長山田清治）（稲葉修君紹介）（第三四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県三島郡関原町は、経済、交通及び文化における郡下の中枢をなし、また長岡市を基点とした交通機関は本町を中心にひん繁に往復し、物価等の生活条件は長岡市に追随を余儀なくされているので、現行の地域給では同市同様の文化生活を営むことが困難であ

る。ついては、岡原町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岡原町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県金谷村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡金谷村長横田善蔵）（稲葉修君紹介）（第三四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡金谷村は、村民の大半が高田市の接続地に密集しているので、同市とほとんど変らない生活事情にあり、公務員は生活難のため勤務能率にも重大な影響を及ぼしている。ついては、金谷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金谷村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県見附町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県南蒲原郡見附町長斎藤為次郎）（稲葉修君紹介）（第三四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県南蒲原郡見附町は、近郷唯一の産業、文化の中心地であり、ことに紡織関係の伸展著しく、その産額は月二億円をはるかに上まわり、県下随一と称せられた十日町をりょうがする状況で、長岡市及び三条市に比べ物価指数、生活水準ともに差異がない。ついては、見附町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

見附町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県弥彦村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県西蒲原郡弥彦村長半間巌保外十一名）（稲葉修君紹介）（第三四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡弥彦村は、観光商業が発展し、一般商業がきわめて不振のため、生活物資のほとんどを地域給一級地の吉田町、三級地の新潟市及び二級地の三条市より移入するので、これら都市に比べ二割程度の高物価となり、公務員の生活はきわめて困難となつている。ついては、弥彦村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

弥彦村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県安田村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北蒲原郡安田村長広田伝次郎外六名）（井伊誠一君紹介）（第三四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北蒲原郡安田村は、全戸数の半数以上が中小商工業者、俸給生活者で占める消費地域としての傾向を強く示しており、近接の地域給地の水原町、五泉町、新発田市等に比べ、生計費はなんら異ならない。ついては、安田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

安田村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県内野町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県西蒲原郡内野町長古俣文吉外二名）（櫻井奎夫君紹介）（第三四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡内野町は、新潟市に接続しているが、同市の北部は湿地帯のため海岸沿いに交通至便な内野町に発展して、その都市計画地域にも含まれているほどの関係にあるので、本町は同市の文化、経済の影響を受け、生活事情をほとんど同じくしている。ついては、内野町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

内野町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県手子林村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡手子林村長山崎忠一外四十八名）（青木正君紹介）（第三四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡手子林村は、会社及び工場六十有余を数え、これらに従事するものは人口の約三十パーセントに達し、その経済的条件は近接の地域給支給地の町村となんらの差異も認められず、公務員は例外なく赤字生活を続けている。ついては、手子林村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡手子林村は、その産業事情により、経済的諸条件は近接の支給地と同様にて公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県阿蘇村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡阿蘇村長山崎四郎外九名）（竹尾弌君紹介）（第三四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡阿蘇村は、戦時中からの疎開者多く、このため消費量が急激に増加しており、また都市よりの買出しが後を絶たず、互にせり上げて物資を購入したので勢い物価高となり、今もなお、その余波を受けて相当の高物価地域となつており、近隣地域給指定町村に劣らない経済条件下にある。ついては、阿蘇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡阿蘇村は、その経済事情により善しき物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県印旛郡公津村の地域給引上げの請願（請願者　千葉県印旛郡公津村小川源之助）（竹尾弌君紹介）（第三四七九号）及び同（請願者　千葉県印旛郡公津村公津中学校長藤方恒二外三名）（川島正次郎君紹介）（第四三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡公津村は、義民佐倉宗吾の発生地で、この霊を祭る宗吾霊堂は全国に数百万の信徒をもち、四季外来客が絶えず、これ

らを対象とする商店が多いため、生活必需品の価格はきわめて高騰している。ついては、公津村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡公津村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県宮崎村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県丹生郡宮崎村長田中一之外一名）（第三四八〇号）及び同（請願者　福井県丹生郡宮崎村議会議長木原千代三郎）（受田新吉君紹介）（第五三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県丹生郡宮崎村は、東は武生市に隣接し、西は織田町、北は朝日町に囲まれ、交通、産業及び文化ともに隣接市町になんらそん色ないにもかかわらず、ひとり本村のみが町制を実施しない故をもつて、地域給が支給されないのは不合理である。ついては、宮崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県北潟村中小学校職員の地域給指定に関する請願（請願者　福井県丹生郡北潟村北潟小学校矢尾善右エ門外二十三名）（坪川信三君紹介）（第三四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡北潟村所在の北潟中小学校職員は、本村の北潟郵便局、国立療養所臨湖園、巡査駐在所及び同村役場等、村内の各官公署がすべて地域給を支給されておりながら、ひとり除外されていることはまことに遺憾である。ついては、北潟村中小学校職員に地域給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

北潟村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県能登川町の地域給引上げの請願（請願者　滋賀県神崎郡能登川町長西川権右衛門外十六名）（堤康次郎君紹介）（第三四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県神崎郡能登川町は、繊維工業を中心として各種工業が発展し、名古屋、大阪を結ぶ東西文化の中心点にあり、交通至便にして農産物の集散も盛んで、生活水準が高く、物価も高騰している。ついては、能登川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

能登川町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県神崎郡八日市町の地域給引上げの請願（請願者　滋賀県神崎郡八日市町長山田治右衛門）（堤康次郎君紹介）（第三四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県神崎郡八日市町は、本県湖東地方の消費地の中心であり、古来京阪神市場と直結して、彼我商人の往来きわめてひん繁で、これら大都市の経済状況そのままの様相を呈しているため、本町在勤公務員はますます窮乏の度を加えている。ついては、八日市町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

八日市町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県細江村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県吉城郡細江村長牛丸泰蔵）（岡村利右衛門君紹介）（第三四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城郡細江村は、北飛の中心地域給二級地の神岡町に隣接し、同町のあらゆる面の門戸をなし、また経済的には隣接二級地の古川町並びに神岡町と全く同一の事情にあり、木工業等の飛躍的発達に伴い、次第に消費地化しつつあつて、公務員の生活は苦境におとし入れている。ついては、細江村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県吉城郡細江村は、その経済条件は神岡町、古川町と同一条件にあり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府島本町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府三島郡島本町長西田利一外一名）（松原喜之次君紹介）（第三四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府三島郡島本町は、東海道本線並びに京阪神急行京都線の各沿線に位置して高槻市と隣接し、交通の利便に加え、文化、経済等の都市的施設を有して、物価指数等においては隣接都市よりも高率となつているので、生活に及ぼす影響はきわめて大である。ついては、島本町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

島本町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県日置村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多紀郡日置村長波部宗次郎）（有田喜一君紹介）（第三四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡日置村は、当地区における政治、経済、文化等の中心地であり、隣接の地域給二級地の篠山町と諸物価、生活水準等においてなんら異なるところがなく、同町に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県山崎町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県宍粟郡山崎町長村上彰治外十名）（河本敏夫君紹介）（第三四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県宍粟郡山崎町は、当地方における政治、文化、経済の中心地で、高度の文化生活を営み、製材業の発展に伴い、町民の購買力は増大してきたが、生活必需物資のほとんどを阪神及び姫路方面に求めるため、運賃等の加算によつて、諸物価は大都市を上まわり、篠山、龍野等に比べても割高となつている。ついては、山崎町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山崎町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

い。ついては、日置村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日置村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県神戸村外十箇村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県宍粟郡戸原村長松岡神恵外四十一名）（河本敏夫君紹介）（第三四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県宍粟郡神戸村、河東村、城下村、戸原村、安師村、神野村、蔦沢村、下三方村、西谷村、富栖村及び菅野村は、交通不便で、生活必需物価が地域給三級地の龍野市を上まわり、同市周辺地域が二級地に指定されているにかかわらず、それ以上の生活負担を余儀なくされている神戸村外十箇村が一級地であることは不合理である。ついては、神戸村外十箇村を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神戸村、河東村、城下村、戸原村、安師村、神野村、蔦沢村、下三方村、西谷村、富栖村、及び菅野村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県上野市の地域給引上げの請願（請願者　三重県上野市全官公庁職員団体連絡協議会長松井豊治外二名）（中井徳次郎君紹介）（第三四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県上野市は、名古屋、大阪、京都及び奈良等の大都市を結ぶ交通の中心部に位し、大阪経済圏と中京経済圏の交流の衝点にあつて、これら各都市の文化、経済の影響を直接に受けるため、生活水準は高く、諸物価も大都市に比べはるかに上まわる実情にある。ついては、上野市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県上野市は、その経済事情ならびに地理的条件によつて諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県県村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県三重郡県村長加藤誠一外六名）（木村俊夫君紹介）（第三四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県三重郡県村は、新興工業港都四日市に近接し、近くに観光温泉を控えているため、諸物価は著しく高騰しているにもかかわらず、四日市周辺町村のほとんどが地域給の指定を受け、本村はいまだに無級地である。ついては、県村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県三重郡県村は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県下野村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県三重郡下野村長谷口専九外六名）（木村俊夫君紹介）（第三四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県三重郡下野村は、四日市市に近接し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、諸物価は同市に比べ一割ないし二割高となつて、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、下野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県三重郡下野村は、その経済事情により諸物価は高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県員弁町の地域給引上げの請願（請願者　三重県員弁郡員弁町長太田嘉太郎外十二名）（木村俊夫君紹介）（第三四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡員弁町は、名古屋市、桑名市に近接し、交通至便で、人の出入激しく、その影響を受けて生活程度高く、物価は上昇し、特に生活必需物資のほとんどを名古屋、大阪方面に求めるため、さらに高物価となり、公務員の生活は極度に困窮している。ついては、員弁町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡員弁町は、その地理的条件ならびに経済事情により高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県城南村の地域給引上げの請願（請願者　三重県桑名郡城南村長津春次郎外五名）（木村俊夫君紹介）（第三四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県桑名郡城南村は、桑名市に隣接し、生活条件等において同市となんら異なるところがなく、しかも村内には海水浴場等を有するため、諸物価の高騰著しく、桑名市を上まわる物価高となつている。ついては、城南村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県桑名郡城南村は、その経済事情ならびに特殊事情のため物価高となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県白塚町の地域給指定に関する請願（請願者　三重県河芸郡白塚町長山舗義雄外四名）（木村俊夫君紹介）（第三四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県河芸郡白塚町は、地域給一級地の一身田町と三級地の津市に近接し、両市町と諸物価、生活水準等なんら異なるところがないにかかわらず、本町がいまだ無級地であることは不合理である。ついては、白塚町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県河芸郡白塚町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価、生活水準等において津市、一身田町と何ら異なるところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県久米村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県員弁郡久米村長藤谷伝衛外二名）（木村俊夫君紹介）（第三四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡久米村は、地形的に隣接桑名市と交錯し、文化、産業、交通上同市の一環として存在しながら、地域給において、同市は二級地、本村は無級地という不合理な差別を設けられ、人事行政

上ひいては村発展のためまことに遺憾である。ついては、久米村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡久米村は、その産業事情ならびに経済事情において隣接桑名市と何ら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県刈谷市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県刈谷市長岡本藤平外一名）（小林錦君紹介）（第三四九八号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

愛知県刈谷市は、名古屋市に近接する工業都市で、人口の六割六分は工業従事者にして、その給与ベースも公務員を五千ないし八千円を上まわる状況で、本市に勤務する公務員の実情は想像外の経済苦境下におかれている。ついては、刈谷市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県朝日村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県中島郡朝日村長河野広仲）（河野金昇君紹介）（第三四九九号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

愛知県中島郡朝日村は、北は地域給三級地の起町、東は二級地の萩原町、南は三級地の祖父江町に囲まれ、古来これら市町と同一経済圏を形成し、近時尾西毛織物業地帯の一環として関係工場の飛躍的増加を見ており、これら市町と異ならない消費事情下にある。ついては、朝日村の地域給を二級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県中島郡朝日村は、その産業事情ならびに経済事情において周辺高級支給地と同一条件下にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県大塚村の地域給指定に関する請願（請願者　島根県能義郡大塚村長湯浅武進外六名）（櫻内義雄君紹介）（第三五〇〇号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

島根県能義郡大塚村は、農家経済のひつ迫から、保有米のやみ売りによる収入に頼つている現状で、一般消費者の食生活費は相当高騰しており、その他の必需品は米子市に依存しているが、同市を上まわる高物価である。ついては、大塚村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大塚村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県大淀町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県吉野郡大淀町長園田政勝外四名）（仲川房次郎君紹介）（第三五〇一号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡大淀町は、交通の要衝にして木材の集散地で、材木工業を主とする諸企業が勃興し、今や人口、生産あるいは公共施設の充実等において、隣接吉野、上市、下市の各町を抜き、都市計画中の大吉野市の中心たらんとしている現況にある本町の消費生活は大都市におけるとまつたく同様になつている。ついては、大淀町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大淀町の立地条件等からして生計費の増高を免れざる実状にかんがみ本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県秋野村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡秋野村長岡田豊太郎外十一名）（仲川房次郎君紹介）（第三五〇二号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡秋野村は、主食及び副食物の生産少なく、そのほとんどを下市、大淀の両町に求めなければならず、その他の必需品は両町及び京阪神に仰いでいるが、相当高価にして、在勤公務員は近隣町村と同様な文化生活を営むことが困難となつている。ついては、秋野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋野村の立地条件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県黒滝村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡黒滝村長田村亮三郎外十七名）（仲川房次郎君紹介）（第三五〇三号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡黒滝村は、近時奥地開発の進展により木材の産出が増大し、これに伴つて製材工業並びに交通の発達著しく、阪神地区又は県内主要都市との交易がひん繁となり、各種の公共施設が完備して、隣接の地域給地以上の発展を遂げているので、公務員の生活も地域給の無級地では困難になつている。ついては、黒滝村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

黒滝村の経済的諸条件よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県丹生村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡丹生村長吉岡信一外十名）（仲川房次郎君紹介）（第三五〇四号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡丹生村は、下市町に接続し、近時交通機関の発達とともに大淀町、大和高田市及び大阪市と直結して、文化又は生活様式が上昇して、これら都市に大差がない現状となり、物価も都市以上に高騰しているので、公務員の生活はきわめて困難である。ついては、丹生村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

丹生村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県上市町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県吉野郡上市町官公署職員代表大西重夫）（前田正男君紹介）（第三五〇五号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡上市町は、本郡の門戸に位し、奥地林産物の集散地及び奥地への生活物資の供給地として、古来より商業の町として栄え、郡下の政治、経済、文化及び交通の要衝をなすに至り、一方吉

野川の名勝地があり、近くには吉野熊野国立公園を控えるので、近接地域給三級地の桜井、生駒町と異ならない生活条件下にある。ついては、上市町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上市町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県田後村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県岩美郡田後村長上村忠彦外四名）（第三五〇七号）

鳥取県岩井町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県岩美郡岩井町長成瀬弥太郎外七名）（第三五〇六号）

安宅藏君紹介）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県岩美郡岩井町は、千数百年の歴史を有する温泉宿場として名があり、兵庫県に通ずる唯一の門戸で、外客の往来はひん繁をきわめているため、生活程度は高くなつている上に、温泉地の特性として著しく高物価である。ついては、岩井町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩井町の物価水準ならびに消費形態等よりして生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県岩井町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県岩美郡岩井町長成瀬弥太郎外七名）（第三五〇六号）

安宅藏君紹介）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県岩美郡田後村は、指定避難港として県下屈指の重要港湾を有し、また山陰松島と称される海岸景勝地の中心地で、観光客がはなはだ多く、魚介類を除く、日常必需品は鳥取市からの取次販売であるから、すべて同市をしのぐ物価高である。ついては、田後村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

田後村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県浦安町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡浦安町長野口武保外十四名）（第三五〇八号）

安宅藏君紹介）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡浦安町は、地域給一級地の赤崎、八橋、由良の各町と一連の町制地帯をなし、特に八橋町とは緊密な関係にあつて、町境界一帯は家屋連たんして同一町の状態で、町民の消費生活においてもなんら差異を認めない。ついては、浦安町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

浦安町の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県浦安町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡浦安町長野口武保外十四名）（第三五〇八号）

安宅藏君紹介）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡三朝村は、全国有数の温泉地であるという特殊な環境下にあつて、生活物資は鳥取市あるいは京阪神等より求めており、その経済生活は倉吉町、鳥取市に比べなんらそん色のない実情にある。ついては、三朝村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三朝村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県三朝村の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県東伯郡三朝村長藤井順一外七名）（第三五〇九号）

安宅藏君紹介）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡三朝村は、全国有数の温泉地であるという特殊な環境下にあつて、生活物資は鳥取市あるいは京阪神等より求めており、その経済生活は倉吉町、鳥取市に比べなんらそん色のない実情にある。ついては、三朝村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三朝村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県羽合町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡羽合町長秋田義治外十四名）（第三五一〇号）

安宅藏君紹介）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡羽合町は、本郡唯一の港湾を有し、また風光明びな東郷湖に望み、一方温泉町として発展している特殊な環境下にあるので、本町の生計費は著しくかさみ、公務員の生活はきわめて困難となつている。ついては、羽合町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

羽合町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県羽合町の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡羽合町長秋田義治外十四名）（第三五一〇号）

安宅藏君紹介）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡松保村は、鳥取市に隣接し、観光温泉吉岡に通ずる幹線道路の中央にあつて、交通きわめてひん繁であり、地域的に、また経済的に鳥取市内同様の現状にありながら、無級地であることは近隣町村に比べ不合理である。ついては、松保村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松保村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県気高郡松保村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県気高郡松保村長森岡祐太良外一名）（第三五一一号）

安宅藏君紹介）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡青谷町は、本郡の経済及び文化の中心として発達し、京阪神及び山陰各都市との交易も盛んであるから都市的傾向を帯び、町民の生活、文化水準も向上し、サービス業、商業、文化施設等も急激に発展して、諸物価は鳥取市よりはるかに高価である。ついては、青谷町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

青谷町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県青谷町の地域給引上げの請願（請願者　鳥取県気高郡青谷町長大谷一佐外十名）（第三五一二号）

安宅藏君紹介）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡浜村町は、地方事務所を始め、各種官公署、団体、銀行等多数を有する郡下の行政、経済及び文化の中心地であるとともに、観光温泉地にして四季来遊客が絶えない状況にあるため、生活程度が向上し、物価が高騰して、生計費がきわめて増高している。ついては、浜村町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

浜村町の経済的諸条件等よりし

て、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県宝木村の地域給指定に関する請願（請願者　鳥取県気高郡宝木村長松本義久外九名）（徳安實蔵君紹介）（第三五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡宝木村は、警察署を始め、各種官公署、会社、工場、団体、銀行、学校等があつて、隣接の浜村町とともに郡下ことに山東地区の産業、経済、文化及び交通の中心地で、生活必需物資は鳥取市よりも高価であるため、在勤公務員は近隣町村同様の文化生活をすることが困難である。ついては、宝木村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宝木村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥取県大山村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　鳥取県西伯郡大山村長美谷邦安外六名）（徳安實蔵君紹介）（第三五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡大山村は、中国地方第一の高峰大山のすそ野にあつて、標高百五十ないし八百メートルに及ぶ間に部落が散在し、村の低位にある佐陸部落さえ、四季を通じて近隣町村より平均二度低い温度を示しており、また降雪量は一メートル余に及ぶことが普通で、一年を通じその半分は雪の下で暮している実情で、冬期の出費はじん大である。ついては、大山村の寒冷地手当を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大山村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県和木村の地域給引上げの請願（請願者　山口県玖珂郡和木村長善岡宮治外三名）（青柳一郎君紹介）（第三五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡和木村は、日本紙業芸防工場及び興亜石油麻里布製油所の二大工場を始め、多数の中小工場を有し、年毎に工業都市的な傾向を増大し、岩国市、和木村、大竹町を連ねる沿岸地区は一大工業地帯となりつつある現状で、本村の生活事情は岩国市に異ならない実情となつている。ついては、和木村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

和木村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県小瀬村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県玖珂郡小瀬村長正木善一外二名）（青柳一郎君紹介）（第三五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡小瀬村は、主食の生産量がわずか村民の一箇月をまかなうに過ぎず、村民の大部分は隣接の和木村、岩国市、大竹町等の工場従業員又は一般労務者の純消費者で、物価その他の生活条件はこれら各地域給地に異ならない実情にある。ついては、小瀬村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小瀬村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県井原市の地域給引上げの請願（請願者　岡山県井原市長大山文雄外五名）（中原健次君紹介）（第三五一八号）、同（請願者　岡山県井原市井原郵便局長園部哲二外五名）（橋本龍伍君紹介）（第三五二二号）及び同（請願者　岡山県井原市井原高等学校長林和義外六名）（大村清一君紹介）（第三八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県井原市は、備中織物の中心地としてその名を知られ、朝鮮動乱を契機としてが然活況を呈するに至り、これがため日常生活物資は騰貴続昇を見つつ、近接の福山、倉敷、笠岡の各市を上まわる高物価となつているため、民間給与をはるかに下まわる公務員の生活は窮乏の一途をたどつている。ついては、井原市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

井原市は、備中織物の中心地として朝鮮動乱以後急速に活況を呈したため日常生活物資の価格は続昇しつつあり、福山、倉敷、笠岡の各市を上廻つている実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県高田村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県苫田郡高田村長片岡元武外八名）（小枝一雄君紹介）（第三五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡高田村は、日常生活必需品が隣接地域給二級地の津山市よりも高価で、生活程度も同市と大差がないにもかかわらず無級地であるから、本村の農業、工業者に比べ、公務員はきわめて困難な生活事情にある。ついては、高田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高田村は、日常生活必需品の価格が隣接の二級地の津山市より上まわつている実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県丹原町及び壬生川町地の域給引上げの請願（請願者　愛媛県周桑地方事務所長長野正則外二十一名）（安平鹿一君紹介）（第三五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県周桑郡丹原町及び壬生川町は、地方事務所を始め、各種官公庁を有して郡下行政の中心となり、富士紡績壬生川工場以下各種工場が点在して産業活況を呈し、港を擁して東予における農産物の集荷港となり、これらに従事する純消費の増加に伴つて、町民の生活も都市的になり、ことに低給与の公務員はきわめて困窮している。ついては、丹原町及び壬生川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

丹原町及び壬生川町の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県江住村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県

西牟婁郡江住村長藤田常四郎外九名）（田渕光一君紹介）（第三五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡江住村は、海外移民村であるとともに、京阪神方面への進出目覚しく、これにより生計者は人口の約六割を占める実情にあつて、自然生活水準を高め、しかも風光明びな海岸美の遊覧客が多く、また奥地林道開発に伴う木材の集散地として発展しているも、主食及び必需品の生産きわめて僅少で、物価高をきたし、生活費は相当高くなつている。ついては、江住村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

江住村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県山口村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県山口村長梶本佳吉外五名）（田中織之進君紹介）（第三五二八号）、同（請願者　和歌山県海草郡川口村議会議長川端茂治外四名）（坊秀男君紹介）（第三八八七号）及び同（請願者　和歌山県海草郡山口村議会議長川端茂治外四名）（山口喜久一郎君紹介）（第三九三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県海草郡山口村は、純農村であつて、米麦の外見るべき生産物なく、村内人口の二十八パーセントは都会地への勤労者であるため、生活物資を他都市から移入するため、物価の高騰とともに公務員の生活を極度に圧迫している。ついては、山口村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山口村は生活物資を他都市から移入するため物価高となり公務員の生活を極度に圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県笠田町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県伊都郡笠田町長井田佐吉）（坊秀男君紹介）（第三五三〇号）及び同（請願者　和歌山県伊都郡笠田町大塚昌和）（田中織之進君紹介）（第四六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県伊都郡笠田町は、さきに地域給一級地の指定を受けたが、近時物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、笠田町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

笠田町における物価の高騰は著しく公務員の生活が困窮をきわめている実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県高野口町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県伊都郡高野口町長宮本鳥雄外八名）（山口喜久一郎君紹介）（第三五三一号）及び同（請願者　和歌山県伊都郡高野口町高野口中学校長中泉益輝外八名）（坊秀男君紹介）（第四五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県伊都郡高野口町は、紀北地区における繊物工業及び製材業の中心地であつて、繊物製品の年間生産は十二億二千五百万円、木材の移出量は一万五千トンに及んでおり、大都市との物資の交流激しく、生活水準は向上し、諸物価は著しく高騰している。ついては、高野口町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高野口町の産業の特殊事情が本町の生活に及ぼしている影響等にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県潮岬村の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県西牟婁郡潮岬村潮岬郵便局長橋本春太郎外八名）（辻原弘市君紹介）（第三五四七号）、同（請願者　和歌山県西牟婁郡潮岬村出張郵便局長石川晋平外八名）（田渕光一君紹介）（第三八八八号）及び同（請願者　和歌山県西牟婁郡潮岬村潮岬無線電報局長高倉貞二外六名）（世耕弘一君紹介）（第三八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡潮岬村は、農村とはいえ、耕地は一戸平均一反歩たらずで、生産的性格きわめて乏しく、日用生活物資のすべてを村外に依存するため、通貨、手数料が加算されて、物価指数は他町村に比べて高く、また文化水準、生活程度についても観光地として都会人の出入多きことと、隣接串本町との接触激しく、しかも生活様式が欧米的である関係から、非常に高度化している。ついては、潮岬村の地域給を大幅に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

潮岬村は、日用生活物資のすべてを村外に依存している関係上、輸送費が加算され物価高となつている等の実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大和田町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡大和田町長並木庄兵衛外十名）（松山義雄君紹介）（第三三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡大和田町は、地域給四級地の清瀬村に隣接し、同村に勤務する中央気象台、気象通信所職員が本町内の官舎に居住して五級地の待遇を受けており、また駐留軍通信隊施設があつて朝霞町と緊密な関連ある等、これら地域給上級地の町村に比べ、在勤公務員の消費生活はなんら差異がない。ついては、大和田町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡大和町は、その特殊事情によつて経済事情は周辺の高級支給地と何ら異るところなく公務員の生活は相当に苦しい実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願の趣旨は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県宗岡村外二箇村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡宗岡村長金子栄吉外十一名）（松山義雄君紹介）（第三三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡宗岡村、水谷村及び内間木村は、隣接地域給三級地の志木町から分離したもので、生活経済等の立地条件は同町となんら異なるところなく、物価においても志木町を上まわる実情にある。ついては、宗岡、水谷、内間木の三箇村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡宗岡村、水谷村及び内間木村は、それぞれの特殊事情により経済事情を三級地志木町と同じくしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県幸松村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡幸松村長村山宏外四名）（松山義雄君紹介）（第三三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北葛飾郡幸松村は、地域給一級地の春日部町に隣接し、生活必需物資のほとんどを東京都に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は高く、生活水準も春日部町となんら異なるところがない。ついては、幸松村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県北葛飾郡幸松村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大山村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡大山村長伊藤亥太郎外一名）（松山義雄君紹介）（第三三九六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡大山村は、地域給一級地の蕨浦町に接続し、生活様式、経済等なんら異なるところがないにかかわらず、いまだ本村に地域給が支給がないため、人事交流等に支障をきたしている。ついては、大山村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡大山村は、その経済事情は隣接支給地と同じくし、人事交流等に大いに支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県黒浜村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県南埼玉郡黒浜村長中野金作外三百六十名）（松山義雄君紹介）（第三三九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡黒浜村は、蓮田町に隣接し、経済的に最も密接な関係があるばかりか、生活も同一水準にあつて、本村に国立結核療養所が設置されて以来、これに反し、農産価格は三、四級地の町村より上まわり、生活は困難となりつつある。ついては、黒浜村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡黒浜村は、その特殊事情により物価の著しく高騰をきたし生活は、困難の度を加えている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県和土村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡和土村長遊馬久嘉外六名）（松山義雄君紹介）（第三三九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡和土村は、近時東京都の衛星村として密接不離の関係にあつて、物価、生計費はなんらの差異もなく、しかも隣接町村のほとんどが地域給の支給地であるにかかわらず、本村が無級地であることは不合理である。ついては、和土村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡和土村は、その特殊事情により物価高をきたし、生計費の上昇をしめしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県豊春村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡豊春村長渡辺一郎外三名）（松山義雄君紹介）（第三三九九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡豊春村は、岩槻町及び春日部町の中間に位し、東武鉄道豊春駅等を有し、物資の交流激しく、物価、生活水準は東京都と同一にもかかわらず、本村はいまだに無級地であることは不合理である。ついては、豊春村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡豊春村は、その経済事情によつて物価は相当に高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県川通村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡川通村長森田真録外三名）（松山義雄君紹介）（第三四〇〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡川通村は、東京都の衛星都市外として重要な存在であり、隣接の大宮市、岩槻町と生計費、交通その他経済事情はなんら異なるところがない。ついては、川通村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡川通村は、その特殊事情により経済事情は隣接高級支給地と何ら異るところのない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県江面村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡江面村長黒須晃外四名）（松山義雄君紹介）（第三四〇一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡江面村は、地域給一級地の久喜町に隣接し、東京、大宮市及び浦和市等に通勤する者多く、消費物価は非常に高騰し、給料生活者の生活状態はきわめて困窮している。ついては、江面村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡江面村は、その経済事情によつて物価は著しく高騰し給料生活者の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県慈恩寺村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡慈恩寺村長利根川清外四名）（松山義雄君紹介）（第三四〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡慈恩寺村は、名所、古蹟に富み、観光客の来訪多く、生計費、交通事情等は岩槻町及び大宮市となんら異なるところなく、東京都への文化、交通物資の交流及び人事の往来ひん繁をきわめているにかかわらず、いまだ地域給の指定をうけないのは遺憾である。ついては、慈恩寺村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県南埼玉郡慈恩寺村は、その特殊事情により生活程度はきわめて高く未支給地たることは不合理である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県新和村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡新和村長尾島清外四名）（松山義雄君紹介）（第三四〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県南埼玉郡新和村は、東京都に近接するため東京都と物資及び人事の交流激しく、必然的に高物価となり、また隣接の岩槻町、

越ケ谷町等と物価指数、生計費交通等においてなんら異なるところがない。ついては、新和村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡新和村は、その特殊事情により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県新方村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡新方村長小林保重外三十六名）（松山義雄君紹介）（第三四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡新方村は、東京都に近接し、交通至便のため同方面と物資の交流激しく、従つて諸物価、生活水準は東京都となんら異なるところがなく、また本村は越ケ谷行政区域内のほとんどが地域給の指定を受けているにかかわらず、いまだ無級地である。ついては、新方村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡新方村は、その経済事情によつて生活水準は相当に上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県八幡村の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県南埼玉郡八幡村長会田悠治外三十三名）（松山義雄君紹介）（第三四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡八幡村は、東京都に近接し、交通至便であるため、都内の諸官庁に通勤する者は激増し、村民の生活水準は他村に比べはるかに高く、経済生活は東京都の影響を直接に受ける関係上、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、八幡村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡八幡村は、その特殊事情により物価高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県柏崎村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡柏崎村長金子龍蔵外二名）（松山義雄君紹介）（第三四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡柏崎村は、東京都に近接し、交通至便で、東京都との交流激しく、諸物価は必然的に高騰し、東京都に比べ高価なものもある状態で、また隣接町村がほとんど地域給の指定を受けているにかかわらず、本村がいまだ無級地であることは不合理である。ついては、柏崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡柏崎村は、その経済事情より無級地に据えおかれることは不合理である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県丹荘村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡丹荘村長川野平治外五名）（松山義雄君紹介）（第三四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡丹荘村は、郡下第三位の大村で、交通機関に恵まれないへき地であるため、生活必需物資のほとんどを他地区に求める関係上、運賃等の加算によつて、物価は隣接の児玉町、藤岡町に比べはるかに高く、村民の経済生活は苦しい実情にある。ついては、丹荘村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡丹荘村は、その経済事情により物価高く村民の経済生活は苦しいという実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県本泉村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡本泉村長中里善三郎外五十六名）（松山義雄君紹介）（第三四一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡本泉村は、へき村で、耕地僅少にして、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、運賃等の加算によつて、諸物価はきわめて高く、住民の生活は困窮している。ついては、本泉村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡本泉村は、その特殊事情ならびに経済事情により諸物価高く住民は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県長幡村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡長幡村役場職員代表相川甚外二名）（松崎納治君紹介）（第三四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡長幡村は、地域給一級地の本庄町、旭町及び二級地の群馬県多野郡藤岡町等に隣接し、生活必需物資をこれら各町村に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は高く、生活水準においてもこれら各町村に比べなんら異なるところがない。ついては、長幡村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡長幡村は、その経済事情により物価高きたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県三箇村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡三箇村長菊地啓作外五十名）（青木正君紹介）（第三四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県南埼玉郡三箇村は、地域給一級地の富士見町に隣接し、交通機関に恵まれず、生活必需物資のほとんどを同町に求めるため、運賃等加算によつて、諸物価は高く、大宮、浦和市にも劣らない高騰を示している。ついては、三箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県南埼玉郡三箇村は、その経済事情により物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県小谷村外六箇村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡小谷村長小林新三郎外六名）（福永健司君紹介）（第三四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡小谷村、田間宮村、馬室村、常光村、加納村、上平村及び川田谷村は、熊谷市、大宮市の中間にあつて、地域給の指定を受けている吹上町、箕田村、鴻巣町等とともに行政区を構成し、これら各町村と社会環境及び生活環境等においてなんら異なるところがない。ついては、小谷村外六

僻村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡小谷村、岡間宮村、馬室村、常光村、加納村、上平村及び川田谷村は、近接の支給地町村と経済事情に何ら差違なき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県下田町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県賀茂郡下田町長河津市次郎外三十七名）（勝間田清一君紹介）（第三四一七号）、同（請願者　農林省静岡統計調査事務所下田出張所長土屋勝長外三十六名）（石橋湛山君外一名紹介）（第三四一八号）、同（請願者　静岡県賀茂郡下田町下田電報電話局長杉村和夫外三十七名）（勝間田清一君紹介）（第四一九四号）及び同（請願者　静岡県賀茂郡下田町下田小学校長小沢昇外三十八名）（山田彌一君紹介）（第五二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡下田町は、耕地狭あいで、主要食糧に乏しく、物資のほとんどが大都市以上の高値を示し、温泉と景勝による観光客の激増によつて、さらに物価をつり上げている実状で、公務員の生活は困窮している。ついては、下田町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡下田町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価をつり上げて公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県横須賀町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県小笠郡横須賀町長鈴木純外六名）（塩原時三郎君紹介）（第三四一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県小笠郡横須賀町は、交通不便で、静岡鉄道駿遠線のみを利用するため、運賃等の加算によつて、物価は地域給二級地の町村よりはるかに高く、俸給生活者の経済状態はきわめて不安定で、都市への転勤希望者が続出している現状である。ついては、横須賀町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県小笠郡横須賀町は、その地理的悪条件ならびに経済事情により物価高く俸給生活者を苦境におく実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県原里村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡原里村長芹沢英夫外二名）（勝間田清一君紹介）（第三四二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡原里村は、駐留軍のミドルキャンプが存在するため、雇傭者及び接客婦の激増は必然的に諸物価及び家賃等を高騰させ、一般公務員の生活は困窮の度を深めている。ついては、原里村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡原里村は、その特殊事情のため物価を著しく高騰させ公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県富士岡村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡富士岡村長土屋五雲外八名）（勝間田清一君紹介）（第三四二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡富士岡村は、一切の物資を他地域からの移入にまつ状態の上に、そ菜類に至るまで自給自足できず、駐留軍のキャンプを有するため、要員及び接客婦の入村は諸物価及び家賃等の高騰をきたし、本村の物価は沼津市、三島市より二割以上も高くなつている実情である。ついては、富士岡村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡富士岡村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県印野村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡印野村長池谷兵吉外二名）（勝間田清一君紹介）（第三四二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡印野村は、駐留軍演習地であるため、雇傭者、接客婦の多数が入村し、物価高と住宅難をきたし、且つ、観光地としても有名なので、諸物価は一層高騰し、公務員の生活は困窮している。ついては、印野村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡印野村は、その特殊事情のため諸物価は著しく高騰し公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県玉穂村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡玉穂村長江藤誠之外五名）（勝間田清一君紹介）（第三四二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡玉穂村は、駐留軍キャンプの所在地であるため、諸物価は必然的に高騰し、且つ、夏期の富士登山、冬期のスキー等の観光地なので、さらに物価高をきたし、住宅難とともに公務員の生活を苦境におとし入れている。ついては、玉穂村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡玉穂村は、その特殊事情により物価高をきたし、公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県須走村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡須走村須走小学校長　土屋隆外五名）（勝間田清一君紹介）（第三四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡須走村は、国鉄御殿場駅より十一キロの海抜八百メートルに位する山間のへき地で、主食、野菜をはじめ、生活必需物資を御殿場町を中心とする近郊地に依存しているため、運賃、手数料が加算されて、諸物価は御殿場町の二割高を示し、公務員の生活は極度に困窮している。ついては、須走村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡須走村は、その地理的悪条件ならびに経済事情により、物価は著しく高く公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県足柄村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡足柄村長稲五六外四名）（勝間田清一君紹介）（第三四二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡足柄村は、地域給三級地の箱根温泉地、二級地の御殿場町及び小山町に囲まれ、米軍演習地の富士特殊地帯に接続する消費地であつて、諸物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、足柄村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡足柄村は、その特殊事情により物価の高騰著しく公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県裾野町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡裾野町長藤原重治外八名）（勝間田清一君紹介）（第三四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡裾野町は、地域給二級地の三島、沼津の両市に隣接し、これら都市の影響をこうむること大きく、野菜類の価格は都市並であつて、他よりの移入に依存する魚類の価格は都市以上で、給料生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、裾野町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡裾野町は、その経済事情より物価は著しく高く給料生活者の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県南崎村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡南崎村長平山富次外七名）（勝間田清一君紹介）（第三四二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡南崎村は、石廊崎の景勝地を有している関係上、近時内外人の来遊する者数千を数える現況で、近接下田町、蓮台寺温泉、下賀茂温泉の発展とともに、将来国道完成の暁はさらに来遊客の激増が予想されているが、その反面諸物価を高騰させる誘因ともなつて、近隣地域給指定地以上の生活難をきたしている。ついては、南崎村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡南崎村は、その特殊事情により諸物価を高騰させ、生活に困難をきわめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県小山町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡小山町長湯山正平外十四名）（勝間田清一君紹介）（第三四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡小山町は、近隣町村が駐留米軍の演習地であるから、米軍の転出入は非常に多く、またキャンプの増設あるいは保安隊幹部学校の新設等を見て、接客婦並びに労務者は数千名に達する状況にあるので、本村の諸物価はすこぶる高騰している。ついては、小山町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡小山町は、その特殊事情による経済事情の変化によつて諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県高根村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡高根村長横山茂理江外三名）（勝間田清一君紹介）（第三四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡高根村は、地域給三級地の箱根温泉地、二級地の御殿場及び小山町に囲まれ、在日米軍演習基地の富士特殊地帯に接続するので、多数の兵、接客婦、労務者等の消費によつて、きわめて高物価となつている。ついては、高根村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡高根村は、その特殊事情のための経済事情の変化によつて諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県賀茂郡南崎村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県賀茂郡南崎村長平山富次外七名）（勝間田清一君紹介）（第三四二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡南崎村は、石廊崎の景勝地を有している関係上、近時内外人の来遊する者数千を数える現況で、近接下田町、蓮台寺温泉、下賀茂温泉の発展とともに、将来国道完成の暁はさらに来遊客の激増が予想されているが、その反面諸物価を高騰させる誘因ともなつて、近隣地域給指定地以上の生活難をきたしている。ついては、南崎村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県賀茂郡南崎村は、その特殊事情により諸物価を高騰させ、生活に困難をきわめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県小山町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡小山町長湯山正平外十四名）（勝間田清一君紹介）（第三四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡小山町は、近隣町村が駐留米軍の演習地であるから、米軍の転出入は非常に多く、またキャンプの増設あるいは保安隊幹部学校の新設等を見て、接客婦並びに労務者は数千名に達する状況にあるので、本村の諸物価はすこぶる高騰している。ついては、小山町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡小山町は、その特殊事情による経済事情の変化によつて諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県高根村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県駿東郡高根村長横山茂理江外三名）（勝間田清一君紹介）（第三四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県駿東郡高根村は、地域給三級地の箱根温泉地、二級地の御殿場及び小山町に囲まれ、在日米軍演習基地の富士特殊地帯に接続するので、多数の兵、接客婦、労務者等の消費によつて、きわめて高物価となつている。ついては、高根村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県駿東郡高根村は、その特殊事情のための経済事情の変化によつて諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道臼尻村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道茅部郡臼尻村長鈴木慶一外七名）（森三樹二君紹介）（第三四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡臼尻村は、函館市、森町に隣接する漁村であるが、交通不便のため日常生活費の出資が多くかさむばかりでなく、隣接の地域給指定地に比較すれば物価も高く、文化面に貧困で、きわめて生活条件が不利である。ついては、臼尻村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道茅部郡臼尻村は、その交通事情ならびに経済事情により物価高をきたし、生活条件が悪くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道岩見沢市の地域給引上げの請願（請願者　北海道岩見沢市長山本市英）（南條徳男君紹介）（第三四三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩見沢市は、交通の要衝にして、産業の中枢地帯でもあるが、生活必需品のほとんどを札幌、小樽の両市から仕入れる関係上、小売価格は常に高率を示し、両市に比べそん色なく、その指数は上昇の一途をたどり、公務員の生活は苦境におかれている現状である。ついては、岩見沢市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩見沢市は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高く公務員の生活は苦境におかれている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道追分村の地域給引上げの請願（請願者　北海道勇払郡追分村議会議長山口信治外二十一名）（南條德男君紹介）（第三四四〇号）、同（請願者　北海道勇払郡追分村郵便局長真保恒弘外二十名）（山中日露史君紹介）（第三四四一号）及び同（請願者　北海道勇払郡追分村地域給対策委員長佐々木潔隆外二十名）（森三樹二君紹介）（第三七五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道勇払郡追分村は、地域給三級地の夕張市、千歳町に接しているため、経済的影響をうけ高物価となり、駐留軍の演習地に指定されてから、駐留軍並びに保安隊の出入が激しく、物価は高騰するばかりであり、且つ、本道有数の寒冷地の関係上、俸給生活者の生活費は増大し、公務員の生活は困窮している。ついては、追分村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道勇払郡追分村は、その特殊事情ならびに経済事情から著しく物価高となり公務員の生活は困窮しているの実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道鬼脇村の地域給引上げの請願（請願者　北海道利尻郡鬼脇村長太田新助外一名）（玉置信一君紹介）（第三四四二号）及び同（請願者　北海道利尻郡鬼脇村議会議長本郷久三）（芳賀貢君紹介）（第四六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道利尻郡鬼脇村は、北海道の最北端の利尻島にある漁村で、生活物資を礼幌、小樽、稚内の各都市より船便によつて移入するため、運賃の加算で、これらの市に比べ常に三割ないし四割高となり、さらに冬期になれば、海上荒波のため物価は高騰して、公務員の生活は困窮するばかりである。ついては、鬼脇村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道利尻郡鬼脇村は、その地理的条件ならびに経済事情により著しく物価高をきたし公務員の生活は困窮する実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道猿払村の地域給引上げの請願（請願者　北海道宗谷郡猿払村長佐藤貞雄）（玉置信一君紹介）（第三四四三号）、同（請願者　北海道宗谷郡猿払村議会議長荒井与一郎）（松浦周太郎君紹介）（第四三四三号）及び同（請願者　北海道宗谷郡猿払村議会議長荒井与一郎）（芳賀貢君紹介）（第四七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道宗谷郡猿払村は、宗谷岬の東部に位する漁村で、生活必需物資を旭川、札幌、小樽の市場より移入するため、輸送費がかさみ、これらの都市よりも二、三割高となり、公務員の生活に多大の脅威を与えている。ついては、猿払村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道宗谷郡猿払村はその地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたし、公務員の生活に多大の脅威を与えている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道香深村の地域給引上げの請願（請願者　北海道礼文郡香深村長野村太市）（玉置信一君紹介）（第三四四四号）、同（請願者　北海道礼文郡香深村代表佐藤善作）（松浦周太郎君紹介）（第四三四二号）及び同（請願者　北海道礼文郡香深村議会議長笹谷常好）（芳賀貢君紹介）（第四七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道礼文郡香深村は、稚内を隔てる三十二浬の離島で、生活必需物資を小樽、稚内の都市より船便によつて移入するため、常に両市を上まわる物価高となつている実情で、公務員の経済生活は困窮している。ついては、香深村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道礼文郡香深村は、その地理的条件ならびに経済事情より著しき物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道枝幸町の地域給引上げの請願（請願者　北海道枝幸郡枝幸町長高田照外一名）（玉置信一君紹介）（第三四四五号）、同（請願者　北海道枝幸郡枝幸町議会議長天野佐市）（松浦周太郎君紹介）（第四三四一号）及び同（請願者　北海道枝幸郡枝幸町議会議長天野佐一）（芳賀貢君紹介）（第四六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道枝幸郡枝幸町は、交通不便な道北の漁業地で、主食の生産は皆無で、生活必需物資も札幌、小樽、旭川、稚内等の都市より移入するため、輸送費が加算されて高物価となつている。ついては、枝幸町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道枝幸郡枝幸町はその特殊事情ならびに経済事情より著しき物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道鶯泊村の地域給引上げの請願（請願者　北海道利尻郡鶯泊村長征木久栄外一名）（玉置信一君紹介）（第三四四六号）及び同（請願者　北海道利尻郡鶯泊村議会議長工藤豊作）（芳賀貢君紹介）（第四六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道利尻郡鶯泊村は、道北端の離島で、漁業を主とし、生活必需物資を道内都市より船便にて移入するため、物価は相当高価で、公務員の生活は苦しい状態にある。ついては、鶯泊村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道利尻郡鶯泊村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は相当に高くなり公務員の生活は苦しい実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道宗谷村の地域給引上げの請願（請願者　北海道宗谷郡宗谷村長沢内精治外三名）（玉置信一君紹介）（第三四四七号）、同（請願者　北海道宗谷郡宗谷村議会議長熊谷熊太郎外二名）（松浦周太郎君紹介）（第三九〇九号）及び同（請願者　北海道宗谷郡宗谷中学校長高木茂外三名）（芳賀貢君紹介）（第四四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道宗谷郡宗谷村は、稚内市に近く交通不便な漁村で、生活必需物資を稚内市より移入しているが、輸送費がかさみ、物価は同市の二割ないし三割高で、特に冬期の輸送には例外な運賃が加えられ、公務員は経済的にきわめて困難な生活に直面している。ついては、宗谷村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道宗谷郡宗谷村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高く公務員の生活は困難である実情にかんがみ本請願

の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県花巻町の地域給引上げの請願（請願者　岩手県稗貫郡花巻町小学校教員古川盛外四十三名）（北山愛郎君紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県稗貫郡花巻町は、郡の中央に位し、主要官公衙の所在地で、経済界の動きも激しく、諸物価は釜石線の分岐点と釜石地方の高物価の影響を直接うけているため、釜石市と異なることなく、温泉郷であるだけに遊客によつてさらに物価は高騰する実情にある。ついては、花巻町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県稗貫郡花巻町は、その経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県花巻町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岩手県稗貫郡花巻町岩手県教員組合稗貫支郡花巻小学校分会長古川盛外四十三名）（北山愛郎君紹介）（第三四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県稗貫郡花巻町は、現在寒冷地手当四級地の指定を受けているが、冬期間における防寒、防風雪の費用は四級地の手当では赤字支出が多い状態である。ついては、花巻町の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県稗貫郡花巻町は、その冬季間の経済事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県荒沢村の地域給指定に関する請願（請願者　岩手県二戸郡荒沢村長勝又雄一郎外十三名）（田子一民君外一名紹介）（第三四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県二戸郡荒沢村は、山林原野の地帯に位する貧困農村で、日常生活品を盛岡、花輪より求めているが、交通不便のため物価高をきたし、釜石市に比べて常に二割高で、ときには十割を上まわることさえある現状である。ついては、荒沢村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県二戸郡荒沢村は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県前田村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡前田村長庄司宥一郎外二名）（細野三千雄君紹介）（第三四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県北秋田郡前田村は、終戦以来人口が急激に増加し、また県内有数の山林地下資源に恵まれている関係上、近年商工業その他の産業の発展は目覚ましく、都市的形態を形成し、農村というよりむしろ消費地であつて、ほとんどの生活物資を他に求めるため、物価は著しく高騰している。ついては、前田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県北秋田郡前田村は、その産業事情ならびに経済事情によりかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県能代市の地域給引上げの請願（請願者　秋田県能代市能代地区全官公労働組合地域給対策協議会長渡辺喜代治）（細野三千雄君紹介）（第三四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県能代市は、秋田杉の大森林地帯を控えた木材の集散及び加工地で、さきに地域給一級地の指定を受けたが、その後木材の需要の増大とともに製材業の発展は目覚ましく、諸物価の高騰は著しいものがある。ついては、能代市の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県能代市は、その産業、経済事情によつて諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県境町村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡境町村長淀川喜代治外二名）（川俣清音君紹介）（第三四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡境町村は、横手市、角間川町の中間に位し、生活必需品のほとんどを横手市より求めているため、諸物価は高騰し、同市以上の生計費を要する現況で、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、境町村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県平鹿郡境町村は、その経済事情によつて物価は著しく高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県須賀川町の地域給引上げの請願（請願者　福島県岩瀬郡須賀川町長岡部宗城外二名）（助川良平君紹介）（第三四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県岩瀬郡須賀川町は、地形上住宅地としての好条件を具備している上に、交通至便のため、隣接の郡山市への通勤者多く、給与生活者は総人口の約半数以上を占めており、物価も同市となんら変りなく、消費物資は郡山市に出向いて購入している現状である。ついては、須賀川町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県岩瀬郡須賀川町は、その経済事情ならびに特殊事情により物価高となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県千田村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡千田村長横東海）（小林進君紹介）（第三四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡千田村は、郡の北端に位し、地域給一級地の小千谷町に隣接し、その影響を受けること大で、生計費は高騰している。ついては、千田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千田村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報
号外
昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　衆議院会議録第三十九号附録（その二）（九）

熊本県千丁村の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県八代郡千丁村長増田英夫外七名）（上塚司君紹介）（第三五五一号）

一、請願の要旨及び目的

熊本県八代郡千丁村は、八代市に隣接する藺製品の生産地として、県下において最も経済活動の活潑な地域であつて、他地方に比較して生活程度が高く、諸物価は著しく高価で、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、千丁村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千丁村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県栗野町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長田代春奥外二名）（尾崎末吉君紹介）（第三五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県栗野町は、鹿児島市より五十七キロの地点に位し、同市の商圏外にあるようであるが、歴史的関係から、従来より経済的関係は密接であつて、日用諸物資を同市に依存するため、諸物価は二割ないし二割五分高となつており、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、栗野町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栗野町の物価水準及び消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県上屋久村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長深田直彦）（岩川與助君紹介）（第三五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県熊毛郡上屋久村は、わが国最南端の孤島屋久島の玄関口に位する政治、経済、文化の中心地であつて、流通経済は鹿児島市に依存しているため、諸物価は同市より二割ないし四割高となり、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、上屋久村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上屋久村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道新篠津村の地域給引上げの請願外一件（請願者　北海道石狩郡新篠津村長野村忠三郎外三名）（森三樹二君紹介）（第三六四八号）、同（請願者　北海道石狩郡新篠津村議会議長市川末吉外三名）（横路節雄君紹介）（第四一七六号）、同（請願者　北海道石狩郡新篠津全官公協議会長越田正晴外四名）（武田信之助君紹介）（第四二七五号）及び同（請願者　北海道石狩郡新篠津村新篠津郵便局長新岡元三郎外二名）（町村金五君紹介）（第四三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道石狩郡新篠津村は、石狩地区の江別町に隣接し、石狩川を境として空知地区の中枢岩見沢市に相対している人口三千六百余の小村であるが、交通便利のため生活程度が高く、生計費等は江別町、岩見沢市を上まわる状況であり、しかも冬期は積雪多く、多額の暖寒費が必要であるので、給料生活者の生活は困窮をきわめている。ついては、新篠津村の地域給を三級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道石狩郡新篠津村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は高く給料生活者は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道鵡川町の地域給引上げの請願（請願者　北海道勇払郡鵡川町長門山義雄外三十名）（森三樹二君紹介）（第三六四九号）、同（請願者　北海道勇払郡鵡川町鵡川郵便局長佐藤秀次外二十八名）（南條徳男君紹介）（第四三四〇号）及び同（請願者　北海道勇払郡鵡川町議会議長貞広国義外十九名）（横路節雄君紹介）（第五〇六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道勇払郡鵡川町は、その自由物価が、札幌、室蘭、苫小牧諸市をはるかに上まわつているため、本町に居住する公官庁職員はもちろん、一般勤労者の生計維持にもなみなみならぬ苦労をし、これが赤字補充は日常業務に重大なる支障をきたしている現況である。ついては、鵡川町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道勇払郡鵡川町は、その経済事情により公務員の生活は著しく困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道女満別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道網走郡女満別町長杉本民一外四名）（森三樹二君紹介）（第三六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道網走郡女満別町は、純農村地帯であるが、米麦非生産地帯の根室、釧路、十勝の消費地を控えているため、農産物価は高くなり、生活必需物資は近接各都市よりの移入に依存している関係上、その物価は近接諸都市を上まわつている。ついては、女満別町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道網走郡女満別町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道沼田町の地域給引上げの請願（請願者　北海道雨龍郡沼田町長青陽松太郎外二十七名）（森三樹二君紹介）（第三六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡沼田町は、同郡深川町と留萌市の中間に位し、鉱業、農業、商工業者等からなつているが、本町の商工者業は小企業体であるため、産地からの直接仕入れはほとんどなく、小樽、札幌、旭川

等より小量仕入れるので、必然的に輸送費、マージン等の加算によつて、物価は他都市に比べ高値となつている。ついては、沼田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道雨龍郡沼田町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道今金町の地域給引上げの請願外一件（請願者　北海道瀬棚郡今金町長斎藤房由外三名）（森三樹二君紹介）（第三六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道瀬棚郡今金町は、檜山支庁の最北端に位し、季節風の影響が強く、年間約六箇月は暖房設備を必要とするため平均四トン以上の石炭を消費し、加えて交通の便に恵まれず、道南の中心地函館市にも遠いが、商品の仕入元をほとんど岡市に依存する関係上、物価は運賃などが加算されて近接町村の三割高の現状である。ついては、今金町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道瀬棚郡今金町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道大樹町の地域給引上げの請願（請願者　北海道広尾郡大樹町代表富田鉄雄外二十四名）（森三樹二君紹介）（第三六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道広尾郡大樹町は、地理的及び経済的条件により物価指数がきわめて高いため、公務員の生活水準は低く、且つ、赤字経済の状態である。ついては、大樹町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道広尾郡大樹町は、その地理的条件経済事情により物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道長万部町の地域給引上げの請願（請願者　北海道山越郡長万部町長吉田常三郎外十名）（森三樹二君紹介）（第三六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道山越郡長万部町は、勤労階級の多数を占める消費地であり、特異の経済事情から、札幌、函館、室蘭等の主要都市に比べて格段の高物価となつている。ついては、長万部町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道山越郡長万部町は、その特異の経済事情により著しき物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道亀田郡亀田村の地域給引上げの請願（請願者　北海道亀田郡亀田村全官公庁協議長鮫谷孝外十三名）（森三樹二君紹介）（第三六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道亀田郡亀田村は、函館市と境し、村内物資のすべてを函館市に依存しているため、公務員の生計は函館市の公務員より相当に苦しい現状である。しかるに先般の地域給改訂に際しては、函館市よりの遠近によつて字ごとに差をつけたことはまことに不合理である。ついては、亀田村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道亀田郡亀田村は、その経済事情により物価高く、公務員生活は相当に苦しい実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道滝上町の地域給引上げの請願（請願者　北海道紋別郡滝上町長岡本政道外五名）（森三樹二君紹介）（第三六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡滝上町は、地勢、気候の特殊性から主要産業である農業の作物の種類もみずから制約を受け、ことに米作はこの限界点にあるため他地域からの移入によらなければならないので、その価格は運賃などが加算されて、生計の面に重大なる支障をきたす実情にある。ついては、滝上町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡滝上町は、その特異な産業事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道福島町の地域給引上げの請願（請願者　北海道松前郡福島町全官公議長工藤由太郎外二十二名）（森三樹二君紹介）（第三六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡福島町は、対岸青森県と結ぶ航路の開設により産物の移出、貨物の交易ひん繁となり、市況にとみに活気を呈し、また主産物であるするめの豊漁と高値は水産業を活況ならしめ、人口、戸数ともに激増の一途をたどり、生活必需物価もこれにともない高騰を続け、給料生活者にはますます住み難い土地となりつつある。ついては、福島町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道松前郡福島町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は非常に高騰し給料生活者の生活を脅威している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道鶯泊村の地域給引上げの請願（請願者　北海道利尻郡鶯泊村立鶯泊小学校長武田豊作外三名）（森三樹二君紹介）（第三六五九号）及び同（請願者　北海道利尻郡鶯泊村議会議長工藤豊作）（松浦周太郎君紹介）（第三九一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道利尻郡鴛泊村は、村民の九十パーセントが漁民であつて、利潤が多く、物価高の消費生活を意としないため、一般商品の掛値は相当大幅に許容され、遠隔地から移入するための輸送費増高と相まつて、ますます物価をつり上げている。ついては、鴛泊村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道利尻郡鴛泊村は、その地理的悪条件、産業事情等のため物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道枝幸町の地域給引上げの請願（請願者　北海道枝幸郡枝幸町全官公庁地域給推進協議会議長三国英夫外六名）（森三樹二君紹介）（第三六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡枝幸町は、交通不便に加えて農産、水産物を除き、ほとんどの物資を札幌、小樽、旭川、稚内方面より移入するため、物価の非常に高い地域である。ついては、枝幸町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道枝幸郡枝幸町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は非常に高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道歯舞村の地域給引上げの請願（請願者　北海道花咲郡歯舞村華岬小学校長中川原梅治外十三名）（森三樹二君紹介）（第三六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道花咲郡歯舞村は、わが国最東端の小村である関係上、生活必需品はもちろん、日用雑貨に至るまで、すべてを中央の工業生産地帯からの供給を仰がねばならず、人口密度のき薄なため大商店の開設するものなく、そのため中間商人の手をいくつも経てくる状態で、予想外の物価高となつている。ついては、歯舞村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道花咲郡歯舞村は、その地理的悪条件ならびに経済事情によつて物価は想像以上に高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道美幌町の地域給引上げの請願（請願者　北海道網走郡美幌町長豊田義之輔外三名）（森三樹二君紹介）（第三六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十六年度において保安隊が創設されると東北海道の治安維持に任ずるため三千名の保安隊員が北海道網走郡美幌町に駐屯したが、これに伴う人口および戸数の増加の各種施設、官公署の増加とは、とかく農村として宣伝されていた本村を消費都市化せしめた結果、北見、網走両市をりよう駕する生計指数の高い町となり、給料生活者の生活は極度に圧迫されている実情にある。ついては、美幌町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道網走郡美幌町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて、生計指数は急騰して、給料生活者の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道千歳町の地域給引上げの請願（請願者　北海道千歳郡千歳町長山崎友吉外二名）（森三樹二君紹介）（第三六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道千歳郡千歳町を次の理由により、地域給四級地に引き上げられたいというのである。（一）米軍及び保安隊の基地がある、（二）国際都市であり、文化的水準が高く、生活様式も高度なものが要求される、（三）国立公園を有し観光都市である、（四）千歳空港があり、東京とは四時間の近距離にある、（五）終戦後急激に発展した町であるが、産業都市としてではなく軍事都市として発展した町である等。

二、請願の議決理由
北海道千歳郡千歳町は、その特殊事情によつて、文化水準、生活程度は著しく高く公務員の生活は極度の圧迫を受けている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道沓形町の地域給引上げの請願（請願者　北海道教職員組合沓形支部長三宅栄作外二名）（森三樹二君紹介）（第三六六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道利尻郡沓形町は、現在地域給二級地と指定されているが、本土を遠く離れて特殊な悪条件下にあり、生計費は著しく高額となつているので、この島の公務員はふ任することを好まず、つねに欠員がちの状況にあり、住民の生活に支障を与えている。ついては、沓形町を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道利尻郡沓形町は、その地理的悪条件ならびに経済事情により生計費は著しく高く公務員はその生活に極度の困窮をしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道置戸町の地域給引上げの請願（請願者　北海道常呂郡置戸町長阿部重美外八名）（森三樹二君紹介）（第三六六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道常呂郡置戸町は、北見市に隣接しているので、文化、経済等の諸条件が同市と同じである。ついては、置戸町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道常呂郡置戸町は、その地理的条件により文化経済の諸事情は北見市と全く同様である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道渚滑村の地域給引上げの請願（請願者　北海道紋別郡渚滑村地域給対策委員長工藤栄外七名）（森三樹二君紹介）（第三六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道紋別郡渚滑村は、地域給二級地の北見市、網走市となんら異なるところがない。ついては、渚滑村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道紋別郡渚滑村は、あらゆる条件は北見市、網走市と何ら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道興部町の地域給引上げの請願（請願者　北海道紋別郡興

部町長桑部長太郎外二名）（森三樹二君紹介）（第三六六八号）

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡興部町は、主食をほとんど生産せず、保健衛生及び文化面についても、地理的条件より弱態を示し、物資の流通状況が悪いため高物価なものを消費している現況である。ついては、興部町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡興部町は、その地理的条件、産業事情、経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道奥尻村の域域給引上げの請願（請願者　北海道奥尻郡奥尻村吉田由太郎外四名）（森三樹二君紹介）（第三六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道奥尻郡奥尻村は、地理的悪条件に加えて、物資をすべて函館から仕入れるため、運賃等が加算されて、物価の非常に高い地域となっている。ついては、奥尻村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道奥尻郡奥尻村は、その地理的悪条件ならびに経済事情によって物価の著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道瀬棚郡瀬棚町の地域給引上げの請願（請願者　北海道瀬棚郡瀬棚町全官公労働組合連絡協議会議長佐々木透外四名）（森三樹二君紹介）（第三六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道瀬棚郡瀬棚町は、経済不況により購買力は低下したため、日常生活必需品は他町村に比べて平均一割四分の高価を示しており、純然たる消費地帯のために自家菜園の経営さえできず、野菜、鮮魚すら、市価をはるかに上まわる高価な価格で買わねばならない状況である。ついては、瀬棚町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道瀬棚郡瀬棚町は、その産業事情ならびに経済事情によって物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道訓子府町の地域給引上げの請願（請願者　北海道常呂郡訓子府町長谷本泰三郎）（森三樹二君紹介）（第三六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡訓子府町は、北見市の効外的隣接町で、経済的にはなんら北見市と異なるところがなく、むしろ諸物価等においては同市を上まわる状態である。ついては、訓子府町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道常呂郡訓子府町は、その経済事情は何ら北見市と異なるところなく、物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道歌志内町の地域給引上げの請願外一件（請願者　北海道空知郡歌志内町本町佐藤利明外三名）（森三樹二君紹介）（第三六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡歌志内町は、衣食の純消費者のみで形成する特殊な炭鉱町であるため、地理的条件よりくる物価指数は大都市よりもはるかに高く、なかんずく公務員の生活はまことに不安定である。ついては、歌志内町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡歌志内町は、その特殊事情、産業事情等によって物価は著しく高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上磯町の地域給引上げの請願（請願者　北海道上磯郡上磯町北海道教職員組合上磯支部長高谷孝悦外十三名）（森三樹二君紹介）（第三六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上磯郡上磯町は、人口一万九千を擁し、函館市に隣接して、必需物資の大半を函館市に依存している関係上、物価は同市をはるかに上まわっている状態である。ついては、上磯町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上磯郡上磯町は、その経済事情によって物価は非常に高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道砂川町の地域給引上げの請願（請願者　北海道空知郡砂川町砂川地区労働組合協議会議長多田勝一外二十一名）（森三樹二君紹介）（第三六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡砂川町は、商工業地帯と農村地帯に大別され、加えて隣接する上砂川町、歌志内町、奈井江町などの大炭礦地帯の中にはさまれた中部空知における各種産業の中心地として、きわめて重要な地位を占めているため、労働賃金はもとより諸物価においても近隣市町村に比べ法外な高価となり、公務員の生活は生計の維持に全く困難な状態にある。ついては、砂川町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡砂川町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰し公務員の生活は相当に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道森町の地域給引上げの請願（請願者　北海道茅部郡森町長中野仁吉外十二名）（森三樹二君紹介）（第三六七六号）及び同（請願者　北海道茅部郡森町議会議長佐藤哲郎外十一名）（横路節雄君紹介）（第五三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡森町は、人口二万五千を有する大町で、産業、経済はますます発展の一途をたどり、文化の程度も他の都市と比べてなんらそん色なく、且つ、物価指数は近隣の都市を上まわる状態にありながら、一級地であることは、はなはだ不合理である。ついては、森町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道茅部郡森町は、その産業、経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道銭亀沢村の地域給引上げの請願（請願者　北海道亀田郡銭亀沢村桜井清外十六名）（森三樹二君紹介）（第三六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道亀田郡銭亀沢村は、函館市に囲まれ、遊覧温泉地である湯の川、根崎と隣接するため、食料品は高価で売買され、本村中央部に土谷鉱山、石崎鉱山があつて、諸物価の消耗は盛んで、生活必需物資は高騰を示し、給料生活者の生活は困窮の状態にある。ついては、銭亀沢村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道亀田郡銭亀沢村は、その地理的条件ならびに産業事情によつて諸物価は高騰して給料生活者は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道長沼町の地域給引上げの請願（請願者　北海道夕張郡長沼町長阿達忍外一名）（森三樹二君紹介）（第三六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道夕張郡長沼町は、主食の自由価格がやや低率である以外、副食物、調味料、し好品、衣料品等すべてにわたつて高率であるため、村民は交通費をかけて札幌、小樽まで買出しに行く実状である。ついては、長沼町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道夕張郡長沼町は、その経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道木古内町の地域給引上げの請願（請願者　北海道上磯郡木古内町地域給地引上期成同盟会実行委員長市川初太郎外十三名）（森三樹二君紹介）（第三六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上磯郡木古内町は、江差松前線の分岐点として交通上の要衝に位し、農漁産物の若干を除く外、すべての生活物資を他地方より移入するため、諸物価は常に函館市と同格か、それ以上となつている。ついては、木古内町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上磯郡木古内町は、その地理的条件ならびに産業事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道松前町の地域給引上げの請願（請願者　北海道松前郡松前町字松城五十六番地伊藤栄三郎外十六名）（森三樹二君紹介）（第三六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡松前町は、交通運輸の不便と主食その他のほとんどの生活物資を他地方よりの移入にまち、加うるに駐留軍キャンプ所在地となつてからは、諸物価は急激に高騰し、給与所得者の生活は中央都市に比べて、まさるとも劣らない困窮状態にある。ついては、松前町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道松前郡松前町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて諸物価は急騰し給与所得者は生活に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道函館市の地域給引上げの請願（請願者　函館市函館地方全官公庁労働組合連絡協議会議長後藤春治外十一名）（森三樹二君紹介）（第三六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道函館市は、産業の主体が漁業とこれに関連した製造工業と商業であるため、一般日用品は道内の生産地並びに本州に依存しなければならず、このため物価は本道で最高を示しており、民間水準をはるかに下まわつている公務員の生活は著しい苦境にある。ついては、函館市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道函館市は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰し公務員は生活に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道江部乙町の地域給引上げの請願（請願者　北海道空知郡江部乙町長松儀一男外十二名）（森三樹二君紹介）（第三六八三号）及び同（請願者　北海道空知郡江部乙村議会議長前田春市外十二名）（横路節雄君紹介）（第五〇五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡江部乙町は、現在一級地に指定されているが、滝川町（二級地）にその中心部が約二キロ隔てて隣接しており、さらに赤平、芦別、砂川の各町に連なるため、本町における一般消費物価格はことごとくこれら町村の影響を受けて、在勤公務員は赤字生計になみなみならぬ苦労を重ねている。ついては、江部乙町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡江部乙町は、その地理的条件、経済事情によつて、物価は高騰して公務員の生活は苦労を重ねている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道三笠町の地域給引上げの請願（請願者　北海道空知郡三笠町長宮尾権吉外一名）（森三樹二君紹介）（第三六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡三笠町は、岩見沢市に隣接する人口五万八千余りを有する全国屈指の町であるが、工業は未発達のため生活必需品のすべてを遠隔地から導入せねばならず、勢い輸送費増高等によつて物価高となり、岩見沢市等を上まわつている実情である。ついては、三笠町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡三笠町は、その経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道根室郡根室町の地域給引上げの請願（請願者　北海道根室郡根室町全官公庁労働組合協議会議長三浦隆治外二十名）（森三樹二君紹介）（第三六八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道根室郡根室町は、生活必需物資を遠隔地より移入するため、消費物価は高騰し、特に主食は入取困難で、公務員の生活費は増大するばかりである。ついては、根室町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道根室郡根室町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議

に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道一己村の地域給引上げの請願（請願者　北海道雨龍郡一己村長児見山増夫外九名）（森三樹二君紹介）（第三六八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡一己村は、地域給三級地の旭川市に近く、さらに二級地の深川町に隣接し、文化的、経済的条件はこれら市町と全く同一であり、全国有数の寒冷地であるため、被服、燃料等の支出高額に達し、しかも諸物価は小資本経営のものが多い関係上、産地よりの直接仕入不能であつて、小売価格はきわめて高いという悪条件下にある。ついては、一己村を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道雨龍郡一己村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道増毛町の地域給引上げの請願（請願者　北海道増毛郡増毛町地区官公庁労働組合協議会議長日沼菊治郎外二十五名）（森三樹二君紹介）（第三六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道増毛郡増毛町は、現在地域給一級地に指定されているが、本町の産業は漁業が大半を占め、本道特有のにしん漁業のウエイトが常に全般を支配し、特に経済面に対する影響力は大きく、物価に対する支配力は直接にそのうちにおいて生活する公務員に波及し、これがため在住公務員の生活は困窮している実状である。ついては、増毛町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道増毛郡増毛町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道深川町の地域給引上げの請願（請願者　北海道雨龍郡深川町長香川兼吉外三十四名）（森三樹二君紹介）（第三六九〇号）及び同（請願者　北海道雨龍郡深川町議会議長真鍋政之外三十四名）（横路節雄君紹介）（第五〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡深川町は、道内の中央部北空知地方十二箇町村の中心都市として経済、文化、教育などの施設がととのい、且つ、鉄道、自動車交通の要衝として広く知られているが、産業面に見るべき企業なく、全くの消費都市であるため、住民の担税額が大きく、物価高で、経済的負担はますます加重されている実状にある。ついては、深川町の地域給を三級地に引き上げられたいとい参のである。

二、請願の議決理由

北海道雨龍郡深川町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道津別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道網走郡津別町長佐々木千太郎外三名）（森三樹二君紹介）（第三六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道網走郡津別町は、交通路が支線の奥地である関係上、生活必需物資のほとんどを二重、三重の卸売業者の手を経て移送されるので、その価格は地域給二級地の北見、網走の両市よりも高価となり、かかる不利な条件にある公務員の生活は危機状態にある。ついては、津別町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道網走郡津別町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道島野村の地域給引上げの請願（請願者　北海道岩内郡島野村長工藤義三外四名）（森三樹二君紹介）（第三六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡島野村は、岩内町に隣接し、消費面においても同町と密接不離な関係をもち、生活必需品始め、いつさいの物資を同町より移入しているため、物価は同町より割高となり、しかも医療、娯楽、銭湯の類は全く岩内町依存であり、加えて冬季間の燃料費の上昇は公務員の生活を一層困難ならしめている。ついては、島野村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道岩内郡島野村は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価高く公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道浦河町の地域給引上げの請願（請願者　北海道浦河郡浦河町地区全官公庁労働組合協議会議長島嘉彦外三名）（森三樹二君紹介）（第三六九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道浦河郡浦河町は、食糧の生産が少なく、町民の需要の三箇月分を満たすにすぎず、ほとんどを他からの移入に依存しており、生活必需品もすべて陸路で輸送されてくるので、運賃だけ物価高となり、また文化的水準も高いので、公務員の生活はきわめて苦しい情況にある。ついては、浦河町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、本請願の議決理由

北海道浦河郡浦河町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高く公務員の生活はきわめて苦しい実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道紋別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道紋別郡紋別町地域給対策委員長大西真平）（森三樹二君紹介）（第三六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡紋別町は、衣服、食糧、野菜、燃料等のほとんどが中央依存で、運賃加算で物価高となり、また厳寒地の本町における住宅耐寒設備はきわめて悪く、他の地域以上に被服、燃料費がかさみ、寒冷地手当、石炭手当は冬期間の燃料費全額をとうてい補うことができない。ついては、紋別町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡紋別町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道帯広市の地域給引上げの請願（請願者　北海道帯広市長

佐藤亀太郎外一名）（森三樹二君紹介）（第三六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道帯広市は、道東部地区の産業、経済、文化、交通の中心都市として十勝発展の重要拠点であり、戦後新興都市として年々飛躍的発展ぶりを示し、各種消費物価の高騰は全道第二位であるため、在勤公務員の生活は困窮の状態にある。ついては、帯広市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道帯広市は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道厚沢部村の地域給引上げの請願（請願者　北海道檜山郡厚沢部村官公衛退路協議会長蔦谷金作外二名）（森三樹二君紹介）（第三六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道檜山郡厚沢部村は、一見農業生産地と見られ、物価も格安のように考えられるが、本村は農産物の生産のみで、日用品、燃料、食料品、衣料品等の物資は地域給二級地の江差町及び函館市より移入しており、しかも交通は鉄道なきため自動車によつている状況で、とくに冬期には積雪のため物資輸送は停止するため越冬準備の必要があり、給料生活者に及ぼす影響はじん大である。ついては、厚沢部村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道檜山郡厚沢部村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし給料生活者の生活に脅威をあたえている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道石狩町の地域給引上げの請願（請願者　北海道石狩郡石狩町長飯尾円什外三十一名）（森三樹二君紹介）（第三七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道石狩郡石狩町は、小樽市に隣接し、生活必需物資を札幌市からトラック、又は海運を利用して小樽市から仕入れる関係上、運賃、手数料が加算されて、諸物価は両市をはるかに上まわつている。ついては、石狩町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

三、請願の議決理由

北海道石狩郡石狩町は、その経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道焼尻村の地域給引上げの請願（請願者　北海道苫前郡焼尻村字豊崎野呂稲城外四名）（森三樹二君紹介）（第三七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡焼尻村は、北海道の西海岸よりはるか三十キロ離れた日本海上の孤島であるため交通不便であり、物価も高く、医療設備も不備であり、在勤公務員の生活は窮乏にあえいでいる状況である。ついては、焼尻村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道苫前郡焼尻村は、その地理的悪条件により物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道留萌市の地域給引上げの請願（請願者　北海道留萌市長原田太八外二名）（森三樹二君紹介）（第三七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道留萌市は、見るべき工業生産物なく、特に衣料品、日用雑貨類は全部を中央に依存し、交通機関の発達が遅れているため、内地との運賃差による高騰並びに高率のマージンが加えられ、物価はきわめて高価である。ついては、留萌市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道留萌市は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道夕張市の地域給引上げの請願（請願者　北海道夕張市長北島光盛外六名）（森三樹二君紹介）（第三七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道夕張市は、典型的な炭鉱都市で、人口十万五千のうち七十三パーセントが炭鉱従業員及びその家族であり、しかもこれらの者は相当高額の給与を受け、且つ、炭鉱の経営する福利厚生施設の恩恵を受けているに反し、一般公務員は全くかかる恩恵もなく、物価高の中にあつて苦しい生活を余儀なくされている。ついては、夕張市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道夕張市は、その特殊な産業事情により物価は著しく高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道白老村の地域給引上げの請願（請願者　北海道白老郡白老村長浅利義市外三十一名）（森三樹二君紹介）（第三七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白老郡白老村は、農漁村であるが、最近各産業はまつたく不振であるため、購消費地的形態を有し、必然的に不足需要量を隣接都市より移入するため、物価は常に近接都市より二、三割高の高値を示している。ついては、白老村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道白老郡白老村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上斜里村の地域給引上げの請願（請願者　北海道斜里郡上斜里村長中村弥一外二名）（森三樹二君紹介）（第三七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上斜里郡上斜里村は、本道の東北端に位し、農産物の生産地であるが、生産の主なものは馬鈴しょ、麦類であり、主食たる米は生産されず、北見方面よりこれを求め、また衣料品、雑貨は北見、網走の小売問屋を経由して割高な価格で購入されるので生活は容易でない。ついては、上斜里村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道斜里郡上斜里村は、その産業事情また経済事情によつて物価は高騰して生活は容易でない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道安平村の地域給引上げの請願（請願者　北海道勇払郡安平村早来畠弘二外十九名）（森三樹二君紹介）（第三七〇八号）及び同（請願者　北海道勇払郡安平村長礒部義光外十九名）（南條徳男君紹介）（第四二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道勇払郡安平村は、昨年地域給二級地に指定されたが、隣接の夕張市、苫小牧市、千歳町等との通勤並びに役職員の補充等に支障があるばかりでなく、自然的にも、経済的にも、不利なる環境下にあつて、その生計はまことに困窮をきわめている。ついては、安平村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道勇払郡安平村は、その地理的条件、経済事情によつて物価高く、生活は困窮し、人事交流にも支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道室蘭市の地域給引上げの請願（請願者　北海道室蘭市全官公労働組合連絡協議会代表浜中清外二十九名）（森三樹二君紹介）（第三七〇九号）及び同（請願者　北海道室蘭市議会議長古道亀治外二十八名）（南條徳男君紹介）（第四二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道室蘭市は、純然たる消費地で、すべての物資を遠く他府県から移入しているため、非常な物価高をきたし、他府県人をして一驚せしめている程である。ついては、室蘭市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道室蘭市は、その経済事情、産業事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道滝川町の地域給引上げの請願（請願者　北海道空知郡滝川町長神部俊郎外二名）（森三樹二君紹介）（第三七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡滝川町は、周辺地がすべて基礎産業地帯であり、しかも生活必需物資の生産は皆無の状態であるため、これらを他都市より移入しなければならず、運賃などが加算されて必然的に物価高をきたしている。ついては、滝川町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡滝川町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道栗山町の地域給引上げの請願（請願者　北海道夕張郡栗山町長藤田佐一外二名）（森三樹二君紹介）（第三七一四号）及び同（請願者　北海道夕張郡栗山町議会議長高山金作外一名）（山中日露史君紹介）（第四四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道夕張郡栗山町を次の理由により地域給三級地に引き上げられたいというのである。（一）現に勤務地手当指定市町村に比べて生計費が多額であること、（二）新興都市として急激な発展のため生活文化費が大きいこと、（三）民間企業の勤労者に比べて公務員の給与は低いこと、（四）教育文化の発展と都市計画の推進に不合理を生じていること。

二、請願の議決理由

北海道夕張郡栗山町は、その産業事情ならびに経済事情により生計費が増高して公務員の生活は著しい実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は妥当と認められる。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道雄武町の地域給引上げの請願（請願者　北海道紋別郡雄武町地域給対策委員長吉倉義光）（森三樹二君紹介）（第三七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡雄武町は、本道網走支庁管内の最北端に位し、地理的条件並びに物価高によつて、在勤公務員の生活は著しく窮迫している。ついては、雄武町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡雄武町は、地理的悪条件によつて物価高をきたし、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道虻田町の地域給引上げの請願（請願者　北海道虻田郡虻田町全官公労働組合連絡協議会代表秋田次郎外十六名）（森三樹二君紹介）（第三七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡虻田町は、観光温泉地で、毎年来遊する遊覧客は三、四万人を下らず、これら観光客によつて物価は高騰し、他市町に比べて二割高の上昇を示し、在勤公務員の生活は常に困窮している。ついては、虻田町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道虻田郡虻田町は、その特殊事情によつて物価は著しく高騰して公務員は生活に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道網走市の地域給引上げの請願（請願者　北海道網走市長吉田栄吉外一名）（森三樹二君紹介）（第三七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道網走市は、さきに地域給二級地の指定を受けているが、その後の経済情勢の変化もあり、また他の都市の地域給引上げ等の結果、不均衡となつてきている。ついては、網走市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道網走市は、その経済事情の著しき変化により北海道における三、四級支給地の都市と不均衡をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道栗沢町の地域給引上げの請願（請願者　北海道空知郡栗沢町長山田利忠外八名）（森三樹二君紹介）（第三七二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡栗沢町は、民度において札幌市及び岩見沢市となんらの差異を認めないのであるが、生活諸物資は主として両市から供給をうける事情にあるため、物価は高騰して日常生活に多額の生活費を必要としている。ついては、栗沢町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡栗沢町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は高騰し生活費の増高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣

旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道秩父別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道雨龍郡秩父別村長柴田清富外十二名）（森三樹二君紹介）（第三七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡秩父別村は、極寒の純農村地帯で、冬期は被服、燃料に要する費用が大で、現在公務員に支給されている石炭手当、寒冷地手当では到底それを満たすことができず、しかも本村の商工業者は小樽、札幌、旭川等に入荷した商品をさらに小量仕入れるため、輸送費等の経費が加算されて、他都市に比べて小売価格は高額となり、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、秩父別村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道雨龍郡秩父別村は、その自然条件ならびに経済事情のため物価の著しき高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道小樽市の地域給引上げの請願（請願者　小樽市小樽地区全官公庁労働組合連絡会議長森川政雄外十五名）（森三樹二君紹介）（第三七二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道小樽市は、日本海における最大の貿易港として、外船の寄港著しく、商取引の活発化は経済都市として発展の一途をたどつており、一般市民の経済生活はいよいよ好調に向いつつある反面、公務員との生活のへだたりはますます増加し、しかも本市は近くに農村を持たぬため、高価な食糧の購入を余儀なくされ、純消費地として、必然的に高物価をまぬかれぬ実情下にあつて、公務員の生活は非常に困窮している。ついては、小樽市の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道小樽市はその特殊事情ならびに経済事情によつて高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道留辺蘂町の地域給引上げの請願（請願者　北海道常呂郡留辺蘂町長佐野準一郎）（森三樹二君紹介）（第三七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡留辺蘂町は、大雪山のすそ野に位し、東洋一の水銀採鉱地で、温泉、観光地を有する関係上、観光客が増加するばかりか、これらによつて物価は高騰して、北見、網走の両市に比べて、なんら異なるところなく、むしろ物価においては両市を上まわる実情で、公務員の生活は常に脅やかされている。ついては、留辺蘂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道常呂郡留辺蘂町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰し公務員の生活は脅威されている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道妹脊牛町の地域給引上げの請願（請願者　北海道雨龍郡妹脊牛町長徳本要作外二名）（森三樹二君紹介）（第三七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡妹脊牛町は、旭川市に最も近い農村都市で、生活必需物資を小樽、旭川の両市に依存するため、小売価格は高額となり、また極寒地帯の悪条件で出費も増大するばかりである。ついては、妹脊牛町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道雨龍郡妹脊牛町は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道遠軽町の地域給引上げの請願（請願者　北海道紋別郡遠軽町長安達悦二郎外三名）（森三樹二君紹介）（第三七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡遠軽町は、当地区の文化、経済、政治の中心地で、保安隊の駐留とともに町の人口は急激に増加し、今や都市計画に基き、市制を施行せんと計画中にして、町発展のため公務員の生活安定こそ重大なる要素である。ついては、遠軽町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡遠軽町は、その特殊事情により公務員の生活の安定を要請されている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道常呂町の地域給引上げの請願（請願者　北海道常呂郡常呂町地域給対策委員会委員長政井三郎外二名）（森三樹二君紹介）（第三七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡常呂町は、オホーツク海の寒流が接岸し、冬期においては海岸より沖合数百キロにわたる大流氷原を生じ、気温は著しく低下するため燃料、衣服など多量の保温物資を必要とし、且つ、農漁業期間の短縮と生産減少を余儀なくされて生活必需物資を外から移入するので、生活難を招く結果となつている。ついては、常呂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道常呂郡常呂町は、その自然条件産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし生活難となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道端野村の地域給引上げの請願（請願者　北海道常呂郡端野村長安藤保雄外四名）（森三樹二君紹介）（第三七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡端野村は、北見市に隣接し、非常に商店が少なく、これがため住民のほとんどが直接北見市に行き日常生活必需物資を求めており、従つて他町村より運賃だけ高値となり、現今汽車運賃あるいはバス料金等の値上げによりますます深刻な機相を呈している。ついては、端野村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道常呂郡端野村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道幕別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道中川郡幕

別町全官公議長杉田和夫外三名）（森三樹二君紹介）（第三七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡幕別町は、主食、燃料、衣料品、雑貨、用材等のすべてを他から移入しており、これらの大部分は帯広市において中継されるため、各種運賃、手数料が加算されて同市に比べ二割ないし三割高となる現状である。ついては、幕別町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道中川郡幕別町は、その経済事情により著しく物価高をきたしている事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道佐呂間村の地域給引上げの請願（請願者　北海道常呂郡佐呂間村長栄時治外二名）（森三樹二君紹介）（第三七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡佐呂間村は、地勢的恵まれず交通不便で、主食のほとんどが他町村よりも高価で、ことに衣料品、雑貨、日用品は生産地から函館、札幌、小樽、旭川、北見に仕入れたものをさらに移入して販売する関係上、近接遠軽町、北見市よりも高価なものを消費している現状である。ついては、佐呂間村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道常呂郡佐呂間村は、その地理的条件ならびに経済事情により著しき物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道八雲町の地域給引上げの請願（請願者　北海道山越郡八雲町長田仲孝一外二十七名）（森三樹二君紹介）（第三七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道山越郡八雲町は、渡島支庁管内の中心たる大町で、人口二万二千を数え、市制施行の準備を進めているほどの町であるが、一昨年駐留米軍の飛行場の建設完成があつて以来、物価指数は近隣市町村を上まわり、在勤公務員の経済生活は困窮をきわめている実情である。ついては、八雲町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道山越郡八雲町は、その特殊事情により高物価をきたし公務員の生活を著しく困窮させている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道京極村の地域給引上げの請願（請願者　北海道虻田郡京極村長佐藤賀外二十三名）（森三樹二君紹介）（第三七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡京極村は、支線にあるため流入物資の輸送費がかさみ、札幌市、小樽市等に比べ三割以上の物価高で、また水田がきん少なるため自給すら困難であり、配給外主食の消費者価格は札幌方面より常に一割高を示している。ついては、京極村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道虻田郡京極村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付し採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道江差町の地域給引上げの請願（請願者　北海道檜山郡江差町全官公庁協議会議長福島貞司外四名）（森三樹二君紹介）（第三七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道檜山郡江差町は、物価高のため、在勤公務員の生活は苦しく、都市より本町に転勤してきた公務員はひとしく生活の困窮を訴え、一日も早く都市への転出を念じている。ついては、江差町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道檜山郡江差町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道新得町の地域給引上げの請願（請願者　北海道上川郡新得町長杉本義行外十六名）（森三樹二君紹介）（第三七三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡新得町は、諸物価並びに賃金が著しく高いため、生計費は全道的に見て高位を示し、本町人口の相当部分を占める公務員の生活は困窮している。ついては、新得町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上川郡新得町は、その経済事情のため物価は著しく高騰して諸物価は著しく高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道落部村の地域給引上げの請願（請願者　北海道茅部郡落部村長愛山行永外十七名）（森三樹二君紹介）（第三七三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡落部村は、山林地帯で、耕作地少なく、しかも交通不便のため、生活必需物資を函館市及び八雲町から仕入れるため、両市町の二、三割高を示し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、落部村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道茅部郡落部村は、その地理的悪条件、経済事情のため物価は著しく高騰して公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これら議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道神恵内村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道古宇郡神恵内村助役北井七太郎外十六名）（森三樹二君紹介）（第三七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道古宇郡神恵内村は、鉄道沿線より三十キロのへき地にあつて、物価は岩内町より海路または トラックにて輸送される関係上、岩内町に比較して平均一割八分高となり、従つて五千円余りの収入の独身者は下宿料三千五百円の負担に耐えずして転出を希望する者続出する状態である。ついては、神恵内村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道古宇郡神恵内村は、その地理的悪条件ならびに経済事情により物価高く、生活費の増高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道古平町の地域給引上げの請願（請願者　北海道古平郡古

平町長伊藤由松外三名）（森三樹二君紹介）（第三七四五号）
に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道古平郡古平町は、往時においてにしん漁業が盛んで小樽市の経済を支配するほどであつたが、漁業の不振とその後経済構造の変化によつて、現在においては漁獲物の相場はもちろん、すべて小樽市によつて影響をうけ、その取引先も全部同市に依存している現状であるため、生活必需物資は運賃が加算されて同市の市場価格を上まわつている。ついては、古平町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道古平郡古平町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道幌別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道幌別郡幌別町長深瀬寅次外二十五名）（森三樹二君紹介）（第三七四六号）
に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道幌別郡幌別町は、登別温泉町を包含し、工業的には蕃達工場が設立され、加うるに保安隊施設の設置を見るなど、町勢の発展は目ざましく、純然たる消費都市としての形態を呈し、生活物資を隣接室蘭市より移入しているため、物価は室蘭市より二、三割方高くなつている。ついては、幌別町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道幌別郡幌別町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道美国町の地域給引上げの請願（請願者　北海道美国郡美国町全官公労連絡協議会長原川太司馬外九名）（森三樹二君紹介）（第三七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道美国郡美国町は、衣食、日用品等のほとんどを小樽市に依存し、これが輸送については種々の困難が伴うため、小樽市、余市町よりも運賃差による物価高は二割以上という大きな開きを見せており、また寒冷地として半年以上も悪天候にさらされながら生活を続けて行かなければならないが、住宅の耐寒がきわめて悪いので、この悪条件を補う意味において、被服、燃料費の支出はぼう大な額にのぼり、公務員の生活は苦しい実情にある。ついては、美国町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道美国郡美国町は、その自然条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰し公務員は生活に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道芽室町の地域給引上げの請願（請願者　北海道河西郡芽室町教職員組合芽室支部長藤田実外四名）（森三樹二君紹介）（第三七四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道河西郡芽室町は、都市の隣接地で物価は高く、また文化水準が高度のため、在勤公務員は諸経費がかさんで、生活は困窮の実状にある。ついては、芽室町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道河西郡芽室町は、その地理的条件により物価高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道本別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道中川郡本別町土根太郎）（森三樹二君紹介）（第三七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道中川郡本別町は、網走本線の最大新進都市で、主として農産物及び木材を生産しているが、生活必需物資は青函航路を経て帯広市、釧路市に輸送され更に本別町に移入される関係で、物価は高く、また北海道特有の寒気に必要な燃料費が物価高と相まつて高騰するばかりである。ついては、本別町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道中川郡本別町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道幌泉村の地域給引上げの請願（請願者　北海道幌泉郡幌泉村幌泉全官公庁労働組合協議会代表中野忠次郎外十一名）（森三樹二君紹介）（第三七五四号）及び同（請願者　北海道幌泉郡幌泉村長小西喜代人外七名）（山中日露史君紹介）（第四四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道幌泉郡幌泉村は、さきに地域給一級地に指定されたが、本村における自由物価は道内主要都市より上まわつており、また日高管内の二級地である浦河町、静内町と比較しても、本村は経済的に悪条件下にあることは何人も認めているところであり、特に北海道の最南端に位する孤島にもひとしい本村に勤務する公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、幌泉村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道幌泉郡幌泉村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高く公務員は生活に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道広尾町の地域給引上げの請願（請願者　北海道広尾郡広尾町長元野元吉外十八名）（森三樹二君紹介）（第三七五八号）
に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道広尾郡広尾町は、十勝平野の南端に位し、漁業のみの生産によつて生計を立てており、魚類の生産地でありながら、その価格は帯広市と同価格か、それ以上となり、また米、青果物、野菜等は現地生産は望みなく、帯広市より仕入れるため高価を示している。ついては、広尾町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道広尾郡広尾町は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道天売村の地域給引上げの請願（請願者　北海道苫前郡天売村字富磯菊池竹雄外九名）（森三樹二君紹介）（第三七六〇号）
に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道苫前郡天売村は、北海道の西北海岸にある小島で、交通不便と位置的偏在のため燃料費、被服費、厚生費、日常雑貨等の諸物価が他町村に比べ著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて窮迫している。ついては、天売村の地域給

を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道苫前郡天売村は、その地理的悪条件ならびに経済事情により著しく物価高をきたし、公務員の生活は窮迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道寿都郡の地域給引上げの請願（請願者　北海道寿都郡寿都町若林久次外二十二名）（森三樹二君紹介）（第三七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道寿都郡寿都町は、札幌（四級地）、小樽（四級地）、余市（二級地）に比較して物価は高く、まとまつた買物等は汽車賃の高い私鉄で国鉄に連絡し、札幌、小樽、余市まで買出しに行つても地元で購入するよりは、むしろ安く買える程の物価高である。ついては、寿都町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道寿都郡寿都町は、その地理的条件ならびに経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道幌向村の地域給引上げの請願（請願者　北海道空知郡幌向村南十四線西五番地石嶺喜太郎外六名）（森三樹二君紹介）（第三七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡幌向村は、水田単作農村で、主食を除く生活必需物資のすべてを他町村よりの移入にまち、且つ、私鉄路線のため生活費もかさみ、近接町村より生活は苦しい実情にある。ついては、幌向村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡幌向村は、その産業事情ならびに交通事情から高物価をきたし生活は困難である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道荻伏村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道浦河郡荻伏村全官公労連絡協議会議長佐藤哲夫外三名）（森三樹二君紹介）（第三七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道浦河郡荻伏村は、隣接の浦河町が地域給二級地に、三石町が一級地に指定されているが、その中間に位する本村が無級地であることは不合理であるばかりでなく、ことに必需物資を浦河町に求めている現状である。ついては、荻伏村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道浦河郡荻伏村は、その地理的条件ならびに経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道芦別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道空知郡芦別町全官公代表安川勉外三名）（森三樹二君紹介）（第三七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡芦別町は、石狩炭田の中心炭鉱都市で、戦後石炭鉱業の飛躍的振興に伴い、人口が急激に増加し、今や戸数一万一千六百余戸、人口六万四千余を有するに至つたので、生活必需品に対する需給に不均衡をきたし、物価は最近急速な高騰を示すに至つている。ついては、芦別町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡芦別町は、その産業事情ならびに経済事情により物価の高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道士幌村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道河東郡士幌村長古山佐作外三十五名）（森三樹二君紹介）（第三七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河東郡士幌村は、地域給二級地の帯広市、一級地の音更村、池田町及び本別町よりも高物価で、消費物価は常に約二割の高値を示す悪条件下にあるので、公務員の生活状態は実に窮迫しており、地理的、経済的環境より考え、本村の無級地は不合理である。ついては、士幌村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道河東郡士幌村は、その地理的条件ならびに経済事情により高物価となり公務員の生活は窮迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道知内村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上磯郡知内村地域給引上期成同盟会実行委員長中沢喜八郎外二十名）（森三樹二君紹介）（第三七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上磯郡知内村は、隣接の木古内町、福島町と生活条件においてなんら差異が認められてない。ついては、知内村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上磯郡知内村は、その地理的条件より支給地である隣接町村と生活条件を同じくしているという実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道留寿都村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道虻田郡留寿都村長及川八三郎外二名）（森三樹二君紹介）（第三七七二号）及び同（請願者　北海道虻田郡留寿都村議会議長上木儀一郎外二名）（積路節雄君紹介）（第五〇五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡留寿都村は、冬期間は北海道における最深雪地で、燃料費、被服費は膨大で、畑作地帯であるため米価は高く、加うるに交通不便のため、物価は非常に高価であり、生活必需物資は諸物価の平均値に比較し、常に上まわつている現状である。ついては、留寿都村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道虻田郡留寿都村は、その自然条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道雨龍村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道雨龍郡雨龍村長竹原太八外十九名）（森三樹二君紹介）（第三七七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡雨龍村は、滝川町、深川町、江部乙町の地域給支給地に隣接し、消費物資は旭川、札幌市に求めるため、物価は必然的にこれらの町より上まわつており、在勤公務員の経済生活はきわめて不利な状態にある。ついては、雨龍村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道雨龍郡雨龍村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高となり公務員の生活は困窮をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道日高村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道沙流郡日高村長占部久重外十八名）（森三樹二君紹介）（第三七七四号）及び同（請願者　北海道沙流郡日高中学校長小藤松茂外十二名）（南條德男君紹介）（第四二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道沙流郡日高村は、鉄道を離れること数十キロ、その間バス、トラックによる交通の不便、全面積の九五パーセントを占める国有地は民有地を極度に圧迫し、主要食農産物の生産はおろかその大部分を管外より、また生活必需品のすべてを内地、札幌方面に依存している現状で、輸送費加算の消費物価は驚くべき上昇を示しており、ことに冬期間の移入労務者による季節人口の増加はさらに物価騰貴をうながしている。ついては、日高村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道沙流郡日高村は、その地理的悪条件ならびに経済事情により著しく物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道更別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道河西郡更別村長石田初太郎外三名）（森三樹二君紹介）（第三七七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道河西郡更別村は、立地条件悪く、畑作単営の純農村で、村民は購買力がないので生活物資の販売業者が少なく、しかもわずかな商品を原価の高い帯広市に求めるためさらに高価となつており、また教育施設がないので子弟の教育費がかさみ、冬期厳寒のための費用が増高している。ついては、更別村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道河西郡更別村は、その産業事情ならびに経済事情により高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道真狩村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道虻田郡真狩村長田端元外十二名）（森三樹二君紹介）（第三七七六号）及び同（請願者　北海道虻田郡真狩村議会議長秋山勝祐外十二名）（横路節雄君紹介）（第五〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道虻田郡真狩村は、副食類、日用品、衣料品等のすべてを小樽市から供給するため、鉄道、バスの運賃が加算され、同市に比べて二割ないし三割ほど物価高となり、在勤公務員の生活を窮乏ならしめている。ついては、真狩村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道虻田郡真狩村は、その経済事情により物価高をきたし公務員の生活を窮乏ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道東藻琴村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道網走郡東藻琴村地域給対策委員長吉田三伊）（森三樹二君紹介）（第三七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道網走郡東藻琴村は、極寒の地に位するため、冬季間は生計費の増高をきたし、且つ一般物価は鉄道から遠隔の地にある関係上、輸送費がかさみ、網走市、美幌町より高価となつている。ついては、東藻琴村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道網走郡東藻琴村は、その自然条件ならびに経済事情により高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道入舸村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道積丹郡入舸村長山路泰治郎外十六名）（森三樹二君紹介）（第三七七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道積丹郡入舸村は、近接する小樽市の経済圏に属し、生活の実態は同市と同様の状況にあり、生活必需品の価格はむしろ同市を上まわつている状態であるから、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、入舸村を地域給四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道積丹郡入舸村は、その経済事情により高物価をきたし、公務員の生活をきわめて困難ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道熱郛村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道歌棄郡熱郛村長三坂俊光外十四名）（森三樹二君紹介）（第三七八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道歌棄郡熱郛村は、純農村で、地元商店の仕入先はすべて小樽市、札幌市であるため、その価格は両市をはるかに上まわり、加うるに冬期は風雪きびしく、多額の燃料、衣料費が増加されて公務員の生活はきわめて困難な状態にある。ついては、熱郛村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道歌棄郡熱郛村は、その経済事情ならびに特殊事情によつて物価高をきたし公務員の生活はきわめて困難な実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道穂別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道勇払郡穂別村長横山正明外十四名）（森三樹二君紹介）（第三七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道勇払郡穂別村は、地理的悪条件に加えて、各種開発に伴う異常な需要量によつて物価は非常な高騰を示しているが、いまだに地域給の指定からもれているため、公務員の生計はきわめて苦しい状態におかれている。ついては、穂別村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道勇払郡穂別村は、その地理的悪条件ならびに産業事情により物価高をきたし公務員の生活は困難である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道太櫓村の地域給指定に関する請願外二件（請願者　北海道太櫓郡太櫓村大字太櫓四十七

番地松居栄外六名）（森三樹二君紹介）（第三七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道太樽郡太樽村は、地元産の農水産物も他の地域なみに高く、その他の日常物資も札幌市や函館市より移入するので割高となり、特に冬期は交通が、と絶し一層高くなるので、給料生活者の生活は困窮を余儀なくされている。ついては、太樽村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道太樽郡太樽村は、その経済事情ならびに冬期交通事情より物価高となり給料生活者は困窮を余儀なくされている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道余別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道積丹郡余別村余別地区全官公議長玉山鶴衛外七名）（森三樹二君紹介）（第三七八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道積丹郡余別村は、小樽市の経済圏内にあり、経済機構が独立していないので、物価は常に浮動して生活の脅威となり、しかも交通は余市に至る陸路五十六キロと小樽に至る海路三十五マイルのみであるため、小樽市の物価に運賃を加算しただけ物価高となり、冬期は石炭、衣料、野菜、貯蔵等の多額の出費を余儀なくされる状態である。ついては、余別村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道積丹郡余別村は、その経済事情ならびに交通事情から物価高をきたし生活を相当に困難ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道豊浦町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道虻田郡豊浦町長正源次作外十一名）（森三樹二君紹介）（第三七八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡豊浦町は、周囲の室蘭市（三級地）、苫小牧市、幌別町、安平村、追分村（二級地）、伊達町、虻田町、長万部町（一級地）などが地域給支給地に指定されているにもかかわらず、これらの市町村に比べ、経済条件の劣悪な本町のみが支給地から取り除かれたことは遺憾である。ついては、豊浦町を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道虻田郡豊浦町は、附近の支給地たる市町村とその生活条件はかわらず経済条件はむしろ劣悪である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道尻岸内村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道亀田郡尻岸内村立尻岸小学校長飯田正夫外十一名）（森三樹二君紹介）（第三七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道亀田郡尻岸内村は、耕地、地質、気候の関係上、主食の生産が皆無である上に、生活必需品のほとんどを函館市からの供給にまつため、村内の物価は函館市よりも三割高となつている。ついては、尻岸内村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道亀田郡尻岸内村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道七飯村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道亀田郡七飯地区全官公労連絡協議会委員長斎藤勝弥外一名）（森三樹二君紹介）（第三七八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道亀田郡七飯村は、主産業が農作物、果樹等で、これを近接都市の函館市に送り、他方生活必要品である副食物をはじめ衣料品、日用雑貨等は同市より購入している関係上、同市の市価の動きに敏感である。ついては、七飯村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道亀田郡七飯村は、その経済事情より物価は函館市と同様であるとの実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道戸井村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道亀田郡戸井村長工藤健次郎外五名）（森三樹二君紹介）（第三七九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道亀田郡戸井村は、函館市に近接し、あらゆる面において同市の制約を受け、日常生活必需物資はすべて同市より自動車便にて移入されるために、運賃等が加算されて、同市より割高となつている。ついては、戸井村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道亀田郡戸井村は、その経済事情より物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道根法華村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道亀田郡根法華村議会議長滝澤外二十三名）（森三樹二君紹介）（第三七九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道亀田郡根法華村は、道南の最端に位する一漁村で、産業、経済、教育ともに五十数キロもはなれている函館市に依存しており、従つて給料生活者の生活も一段と困難をきわめている状況である。ついては、根法華村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道亀田郡根法華村は、その経済事情により函館市と同じ水準にあり給料生活者は生活に困つている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道尾札部村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道茅部郡尾札部村長杉谷梅一外十二名）（森三樹二君紹介）（第三七九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡尾札部村は、終戦直後の生活経済とは正反対に、郡部の物価高は驚くばかりで、また主食はもちろん野菜に至るまで移入にまつ状態である。ついては、尾札部村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道茅部郡尾札部村は、その経済事情のために著しく物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上ノ国村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道檜山郡上ノ国村全官公地域給指定

期成協議会長佐藤清外二名)(森三樹二君紹介)(第三七九三号)

一、請願の要旨及び目的

北海道檜山郡上ノ国村は鉱業がいんしんをきわめ、これら鉱山に働く従業員の購買力は物価の高騰を招き、生活物資はすべて移入によつてまかなわれるため、輸送費、中間のマージン等が加算されて、函館市より一割ないし三割高を示しており、隣接地域給二級地の江差町、木古内町よりもはるかに悪条件下にある。ついては、上ノ国村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道檜山郡上ノ国村は、その産業事情ならびに経済事情によつて著しく物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道貝取澗村の地域給指定に関する請願(請願者　北海道久遠郡貝取澗村字平浜三百七十番地大畑孝一外三名)(森三樹二君紹介)(第三七九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道久遠郡貝取澗村は、交通に恵まれないへき地にある純漁村であるが、都市とは遠く離れているため、日常生活必需物資の輸送その他の関係上、物価は高騰し、公務員の生活は常に困窮している。ついては、貝取澗村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道久遠郡貝取澗村は、その地理的悪条件により著しき高物価をきたし公務員の生活を困難ならしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道熊石村の地域給指定に関する請願(請願者　北海道爾志郡熊石村長針谷為治外三名)(森三樹二君紹介)(第三七九五号)及び同(請願者　北海道爾志郡熊石村議会議長加藤誠一外三名)(森三樹二君紹介)(第三八三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道爾志郡熊石村は、主産物が水産物のみであり、生活必需品のすべてを移入物資にたより、交通不便のため物資の導入には他市町村に比べて運賃がかさむ等のため物価指数は地域給三級地の函館市、二級地の江差町等より上まわつている実情である。ついては、熊石村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道爾志郡熊石村は、その産業経済上の諸条件より物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道乙部村の地域給指定に関する請願(請願者　北海道爾志郡乙部村長吉岡亀之助外三名)(森三樹二君紹介)(第三七九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道爾志郡乙部村は、衣料品をはじめとし、日常生活用品のすべてを村外より移入している純然たる消費地であり、物価指数より考慮しても公務員は常に不利な立場におかれ、生活の脅威を感じている実情である。ついては、乙部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道爾志郡乙部村は、その経済事情により高物価をきたし公務員の生活は脅威をうけている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道久遠村の地域給指定に関する請願(請願者　北海道久遠郡久遠村字都三百八十八番地新村晰外四名)(森三樹二君紹介)(第三七九七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道久遠郡久遠村は、交通に恵まれないへき地の純漁村であるが、都市とは遠く離れているため、日常生活必需物資は輸送その他諸種の関係上高騰を示し、公務員の生活は常に困窮の状態にある。ついては、久遠村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道久遠郡久遠村は、その地理的条件ならびに経済事情から高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道初山別村の地域給指定に関する請願(請願者　北海道苫前郡初山別地区全官公庁労働組合協議会議長藤原勇外十二名)(森三樹二君紹介)(第三七九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡初山別村は、豊漁、風速、交通の状況よりして住民の生活環境は全道有数の悪条件下にあり、これがため住居、燃料、被服、食糧及び保健衛生に要する費用はばく大なものがある。ついては、初山別村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道苫前郡初山別村は、その地理的悪条件ならびに経済生活は著しく困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道音江村の地域給指定に関する請願(請願者　北海道空知郡音江村長藤谷軍一外十六名)(森三樹二君紹介)(第三八〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡音江村は、主として農業、林業により行つているが、交通の利便と地理的文化の交流は逐年人口の増加となり、従つてこれに伴う消費面の加重は必然的に倍加され、近接町村に比べ物価高となつている。ついては、音江村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道空知郡音江村は、その産業事情により消費面の増高、したがつて物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道鶴居村の地域給指定に関する請願(請願者　北海道阿寒郡鶴居村長山崎伊作外八名)(森三樹二君紹介)(第三八〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道阿寒郡鶴居村は、地域給三級地の釧路市に近接し、同市とは三十キロも離れており途中の交通も不便であるため、釧路市より仕入れる生活必需品は平均一、二割高になつて、在勤公務員の生活を極度に圧迫している。ついては、鶴居村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道阿寒郡鶴居村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は窮迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを

議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道若佐村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道常呂郡若佐村長桐山修外八名）（森三樹二君紹介）（第三八〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡若佐村は、きわめて交通不便の地で、特に冬期の積雪のため、交通は、と絶し、他地方より移入する生活必需品の価格は大半輸送費で占められているという実情下にあり、従つて物価は道内各地よりはるかに高くなつている。ついては、若佐村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道常呂郡若佐村は、その地理的悪条件は著しき高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべき本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道豊富村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道天塩郡豊富村北海道教職員組合豊富支部長峨家実外三名）（森三樹二君紹介）（第三八〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村は、馬鈴しょを除く米、みそ、しょう油等の主要食料品をはじめ衣類、日用品、雑貨等に至るまで札幌、旭川、稚内方面より移入するため、中間手数料等が加算され、物価はいきおい割高となり、給料生活者の生計を極度に困窮せしめている。ついては、豊富村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道天塩郡豊富村は、経済事情により著しく物価高をきたし給料生活者の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道生田原村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道紋別郡生田原村北教組生田原支部長木村良之進外三名）（森三樹二君紹介）（第三八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡生田原村は、旭川市より汽車で六時間、札幌市よりは十一時間の地点にあり、日用物資は、これらの遠隔地より送られる関係上、勢い物価高をまぬかれない状態にある。ついては、生田原村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡生田原村は、その地理的悪条件より著しく物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道月形村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道樺戸郡月形村富本町神房蔵外四名）（森三樹二君紹介）（第三八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道樺戸郡月形村は、商品のほとんどを札幌市及び小樽市から仕入れる関係上、販売価格は常に両市を上まわつており、農産物においても札幌市、小樽市からの買出人の往来がひん繁で、自由価格は札幌市とほとんど異なるところがない。ついては、月形村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道樺戸郡月形村は、その産業事情ならびに経済事情により著しき物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道下湧別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道紋別郡下湧別村役場職員組合委員長渡辺佐久真外三名）（森三樹二君紹介）（第三八一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡下湧別村は、物資を各生産地から札幌、小樽、旭川、帯広等の大手筋へ卸され、さらに北見市、遠軽町、紋別町等へ輸送された物資を本村へ移入する関係上、中間における運賃、マージン等が著しく加算され、きわめて高物価となつている。ついては、下湧別村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡下湧別村は、その産業事情ならびに経済事情からきわめて高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道大滝村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道有珠郡大滝村長小林寅太郎外十六名）（森三樹二君紹介）（第三八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道有珠郡大滝村は、特殊な経済的、地理的条件から純消費地として性格を有し、著しい高物価の現象を引き起し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、大滝村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道有珠郡大滝村は、その経済的、地理的条件より高物価をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道幌延村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道天塩郡幌延村地区全官公議長荒木敬造外三名）（森三樹二君紹介）（第三八一二号）、同（請願者　北海道天塩郡幌延村郵便局長山本健治外三名）（芳賀貫君紹介）（第四四五七号）及び同（請願者　北海道天塩郡幌延村議会議長井上徹雄外三名）（玉置信一君紹介）（第四四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡幌延村は、地理的条件に恵まれないため、あらゆる産業は不振であり、従つて住民の生活程度は低く、公務員の生活は物価高のため、困窮している現状である。ついては、幌延村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道天塩郡幌延村は、その地理的悪条件より高物価をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道平取村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道沙流郡平取村長平佐武美外四十名）（森三樹二君紹介）（第三八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道沙流郡平取村は、林業、鉱業等の生産資源地として活潑な活動を有する反面、農業、牧畜業等の自給生産力のほとんどを近接の消費地に吸収せられ、また生活必需物資においては大部分を他よりの供給にまつため、物価は輸送費等が加算され、札幌市をはる

かに上まわる実情である。ついては、平取村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道沙流郡平取村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道白滝村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道紋別郡白滝村地域給対策委員長徳江保外三名）（森三樹二君紹介）（第三八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡白滝村は、農村電化の恩恵と至便な鉄道交通事情とが相まつて、急速に伸展し、村民の生活水準も急激に上昇の一途をたどりつつあり、また一面生活必需品は遠く他地方からの供給に依存しているため、物価の非常に高い地域である。ついては、白滝村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡白滝村は、その交通事情ならびに経済事情により著しく物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道樽岸村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道寿都郡樽岸村長中村重次郎外四名）（森三樹二君紹介）（第三八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道寿都郡樽岸村は、気候寒冷である上に、資源に恵まれず、農、漁の生産収入も少ない上に交通も不便であつて生計費が高く、在勤公務員の生活は困窮をきわめている。ついては樽岸村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道寿都郡樽岸村は、その自然条件ならびに産業事情から生計費高く公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道西興部村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道紋別郡西興部村長酒井政四郎外五名）（森三樹二君紹介）（第三八一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡西興部村は、農村とはいえ米作皆無の消費地であつて、物資はすべて小樽、札幌、旭川、名寄、紋別等から購入するため、これら市町村より物価高であり、また本村は網走本庁管内有数の積雪寒冷地で、冬期間が長く、燃料費を多額に要するので、公務員の生活は困窮している。ついては、西興部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道紋別郡西興部村は、その産業事情ならびに経済事情により高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道小島村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道松前郡小島村字静浦川守田大作外八名）（森三樹二君紹介）（第三八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡小島村は、主食の生産が皆無にひとしく、副食としての魚介類はほとんど原料として移出されるのみで、実質的な生活必需品は主として函館市、松前町より仕入れるため、高額の運賃と利潤が加算され、松前町よりは、三割の高値となつている。ついては、小島村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道松前郡小島村は、その産業事情ならびに経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道茂別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上磯郡茂別村地区全官公議長木野総一郎外十八名）（森三樹二君紹介）（第三八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上磯郡茂別村は、生活必需品を鉄路二十一キロ、所要時間一時間に及ぶ函館市とその周辺町村に依存しているため、輸送費等が加算され、物価高をきたしている。ついては、茂別村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道上磯郡茂別村は、その地理的条件ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道吉岡村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道松前郡吉岡村字吉岡土田辰男外六名）（森三樹二君紹介）（第三八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡吉岡村は、農耕地が少なく、これがため耕作者の需要さえ充足しえない結果、農産地はもちろん、水産物以外の食糧品のほとんどを函館市や亀田、上磯及び福島町に依存している状態で、必然的に物価高を招来している。ついては、吉岡村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道松前郡吉岡村は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道大島村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道松前郡大島村全官公議長花田清次郎外三名）（森三樹二君紹介）（第三八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡大島村は、地理的、経済的に函館市に商業圏内に属し、函館方面から仕入れる商品は仕入れ価格に運賃等が加算されて売価となるため、全般的に函館方面に比較してはなはだ物価高である。ついては、大島村を地域給二級地に指定されたいというのである。

北海道砂原村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道茅部郡砂原村長三浦嘉七外十五名）（森三樹二君紹介）（第三八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡砂原村は、純漁村で、文化的、経済的な交流は函館市、森町を中心においているので、生計費は交通費、運送費を伴つて相当に増高している。ついては、砂原村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道茅部郡砂原村は、その産業事情ならびに経済事情により生計費は相当に増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

二、請願の議決理由
北海道松前郡大島村は、その経済事情より物価は全般的に函館市より高い実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道大沢村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道松前郡大沢村字荒谷五百四十九番地村上清一外七名）（森三樹二君紹介）（第三八二三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道松前郡大沢村は、西に地域給一級地の松前町に隣接し、東に吉岡村をはさんで一級地の福島町に接しており、生活のあらゆる面が松前町、福島町及び函館市に依存しているばかりでなく、野菜をはじめ衣類に至るまで福島町、函館市より購入しているため、運賃等が加算され、物価は割高となつている。ついては、大沢村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道松前郡大沢村は、その経済事情より物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道忠類村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道広尾郡忠類郵便局長大橋武男外四名）（森三樹二君紹介）（第三八二五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道広尾郡忠類村は、主要食糧のほとんどを他町村より移入している実状で、交通がきわめて不便で、ことに冬期間の十一月中旬より五月中旬までは積雪のため運行不能となり、物価は著しく高価となつている。ついては、忠類村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道広尾郡忠類村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価は著しく高くなつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道歌棄村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道歌棄郡歌棄村福田彦治外十九名）（森三樹二君紹介）（第三八二六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道歌棄郡歌棄村は、水田数町、畑数十町の農耕地を利用する程度の農村で、わずかに自家野菜を満たすのみであり、地勢、気候、交通の悪条件が累積し、あらゆる生活必需物資を他に依存している関係上、必然的に物価高となつている。ついては、歌棄村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道歌棄郡歌棄村は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道西島牧村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道島牧郡西島牧村長市川健助外七名）（森三樹二君紹介）（第三八二七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道島牧郡西島牧村は、漁業を唯一の生業とし、他に生産を求めることのできない状態で、生活消費物資はすべて北海道内外より供給されているが、鉄道本線より五十四キロを隔てるため、運賃が加算されて、必然的に物価高をきたしている。ついては、西島牧村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道島牧郡西島牧村は、その産業事情ならびに特殊事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道黒松内村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道寿都郡黒松内村長仁藤総吾外四十七名）（森三樹二君紹介）（第三八二八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道寿都郡黒松内村は、立地条件悪く、産業において見るべきものがなく、他よりあらゆる生活物資を購入しなければならない環境下にあるため物価は高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、黒松内村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道寿都郡黒松内村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価高をきたし、公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道泊村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道檜山郡泊村大字泊村斎藤忠雄外二名）（森三樹二君紹介）（第三八二九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道檜山郡泊村は、地域給二級地の江差町及び一級地の厚沢部村の中間に位し、生活必需物資は函館その他の都市より江差町に移され、さらに本村の商店にこれを仕入れるため、物価は函館市はもちろん、江差町より二割ないし三割の高騰を示している。ついては、泊村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道檜山郡泊村は、その地理的条件ならびに経済事情より物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道厚真村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道勇払郡厚真村長井上正則外四十二名）（森三樹二君紹介）（第三八三二号）及び同（請願者　北海道勇払郡厚真村議会議長斎藤吉之助外四十一名）（第四二七〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道勇払郡厚真村は、その周辺市町村の苫小牧市、安平村、追分村が地域給二級地に指定されており、しかもそれら市町村と全く経済的環境を同じくするにもかかわらず、いまだに無級地となつていることは、はなはだ不合理である。ついては、厚真村を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道勇払郡厚真村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて周辺市町村と同様にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道北龍村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道雨龍郡北龍村長山本幸司外十九名）（森三樹二君紹介）（第三八三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道雨龍郡北龍村は、交通不便で、特に冬期は陸の孤島に等しく、輸送難から物価の高騰著しく、教育費、医療費の増高とともに、公務員の生活は困窮している。ついては、北龍村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道雨龍郡北龍村は、その特殊事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道多度志村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道雨龍郡多度志村長水谷隆毅外三十名）（森三樹二君紹介）（第三八三四号）及び同（請願者　北海道雨龍郡多度志村議会議長岩寺与一外二十九名）（森三樹二君紹介）（第四九三八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道雨龍郡多度志村は、寒冷にして北海道第一の深雪地であり、また交通機関がきわめて不便である等の特殊事情から、一般勤労者の生計費が他市町村に比べ、著しく増高している。ついては、多度志村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道雨龍郡多度志村は、その特殊事情によつて勤労者の生計費は著しく増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道御影村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道河西郡御影村北海道教職員組合御影支部長門屋俊盛外十名）（森三樹二君紹介）（第三八三五号）、同（請願者　北海道河西郡御影村議会議長坪井弥助外十七名）（本名武君紹介）（第四二六七号）及び同（請願者　北海道河西郡御影村御影郵便局長須田隆一外十七名）（町村金五君紹介）（第四三四五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道河西郡御影村は、根室本線に位置し、茅屋町、清水町及び新得町と同じ状況にありながら、本村が無級地であることはきわめて遺憾である。ついては、御影村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道河西郡御影村は、地理的条件によつて、その周辺の受給地と何ら異ることなき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道壮瞥村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道有珠郡壮瞥村議会議長中村佐市郎外十一名）（森三樹二君紹介）（第三八三六号）及び同（請願者　北海道有珠郡壮瞥村長湯浅健治外十名）（南條德男君紹介）（第四二七一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道有珠郡壮瞥村は、水田面積少なく、主食はほとんどやみ米補給であり、一般消費物資も小資本の行商人によつて室蘭市などから移入しているため、物価は著しく高くなつている。ついては、壮瞥村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道有珠郡壮瞥村は、その特殊事情により相当の物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道沙流郡門別町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道沙流郡門別町長松本末吉外二名）（森三樹二君紹介）（第三八三七号）及び同（請願者　北海道沙流郡門別町議会議長太田弘道外一名）（小平忠君紹介）（第四七〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道沙流郡門別町は、季節労働者が一時的に多数移住して来るため物価は高騰し、加うるに駐留軍の演習候補地になるに及び兵員の再三にわたる在町は特殊消費を増大し、市中の自由物価は実に無軌道に上昇する原因となり、公務員の生活は極度に困窮している実情である。ついては、門別町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道沙流郡門別町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて物価は高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道浜頓別町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町代表塚越一太外五名）（森三樹二君紹介）（第三八三八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡浜頓別町は、字浜頓別市街、下頓別駅及び山軽駅附近を除き、駅までの路程三キロより十キロ以上におよび、物資の移入がすこぶる困難なため、物価は非常に高くなつている。ついては、浜頓別町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道枝幸郡浜頓別町は、その特殊事情、経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道南尻別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道磯谷郡南尻別村長小林栄三郎外二名）（森三樹二君紹介）（第三八四〇号）、同（請願者　北海道磯谷郡南尻別村議会議長村田富太郎外二名）（横路節雄君紹介）（第四四六三号）及び同（請願者　北海道磯谷郡南尻別村労働組合協議会長速水鹹一外三十八名）（椎熊三郎君紹介）（第四七〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道磯谷郡南尻別村は、日用品雑貨類の四割を札幌市、小樽市、函館市から仕入れ、他の六割はこれら都市から仕入れた倶知安町の物資をさらに買入れるので、二重仕入の形となり、著しい物価高を招来している。ついては、南尻別村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道磯谷郡南尻別村は、その経済事情より、相当の物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県田子浦村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県富士郡田子浦村長船山啓治郎外七名）（遠藤三郎君紹介）（第三八四一号）、同（請願者　静岡県富士郡田子浦村議会議長伊東千代吉外六名）（山田彌一君紹介）（第三八四二号）及び同（請願者　静岡県富士郡田子浦村議会議長伊東千代吉外七名）（勝間田清一君紹介）（第四一九九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県富士郡田子浦村は、富士町と吉原市に隣接し、物価は両市町よりも高いため、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、田子浦村を地域給三級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県富士郡田子浦村は、その経済地理的条件により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県富士根村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県富士郡富士根村長土谷牧太郎外一名）（遠藤三郎君紹介）（第三八四三号）、同（請願者　静岡県富士郡富士根村議会議長渡辺芳広）（山田彌一君紹介）（第三八四四号）及び同（請願者　静岡県富士郡富士根村議会議長渡辺芳広外一名）（勝間田清一君紹介）（第四一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県富士郡富士根村は、富士宮市、鷹岡町に接近し、その周辺一帯は交通の便と水利により、製紙パルプ、電線製作テックス等十数箇の工場が存在し、また全村にわたつて製茶、製材、製麦工場等も二十数箇の工場を数え、本郡下中部工業都市と称するも過言でない、従つて物価も高く、在勤公務員百二十余名の生活は極度に困窮している。ついては、富士根村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県富士郡富士根村は、その特殊事情による経済事情の変化により物価は著しく高く公務員の生活は極度に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

衆議院議長堤康次郎殿　人事委員長　川島正次郎

福島県湯本町の地域給引上げの請願（請願者　福島県石城郡湯本町長矢吹荘司外一名）（松井政吉君紹介）（第三八四六号（及び同（請願者　福島県石城郡湯本町町立第二中学校三瓶導雄外二名）（高木松吉君紹介）（第三九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡湯本町は、常磐炭鉱の中心地で、人口の約六割が炭鉱従業者及びその家族で占められている町であるが、生産物としては石炭がその主なるもので、日用品、雑貨、衣料品等はすべて東京方面から移入する関係で、物価は県下第一高額地域である。ついては、湯本町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡湯本町は、その産業事情により物価の増高をきたしている事情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県浅舞町の地域給引上げの請願（請願者　秋田県平鹿郡浅舞町長大和谷久雄外二名）（石山禮作君紹介）（第三八四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡浅舞町は、横手市に近い半農半商の町で、日常生活必需物価は著しく高く、ことに冬期は積雪のため防塞採暖の設備、除雪等の出費も多く、公務員の生活は困窮している実情である。ついては、浅舞町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県平鹿郡浅舞町は、その経済事情によつて物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県成東町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県山武郡成東町長小出安栄昌）（千葉三郎君紹介）（第三八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡成東町は、国鉄総武本線が結ぶ千葉市と銚子市の中間に位し、郡内の交通の要路にして、米単作地帯で、千葉市、東京方面からの買出人が主食の価格を高騰させ、主食を除く生活必需品は千葉、東京より移入するため、その価格は隣接市町村よりはるかに高く、在勤公務員の生活は苦しい実情にある。ついては、成東町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡成東町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰し公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県本納町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県長生郡本納町長鎗田馨吾外十六名）（千葉三郎君紹介）（第三八四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県長生郡本納町は、国鉄房総東線千葉、茂原両市の中間に位する小売物価のきわめて高い町であるが、本鉄道沿線町村のうちで、本町のみが地域給の支給がないことはきわめて不合理且つ不公平であり、人事の異動交流を困難ならしめ、地方文化の発展を阻害している。ついては、本納町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県長生郡本納町は、その地理的条件ならびに経済事情により物価は高騰し人事の交流に支障を来している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県東金町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県山武郡東金町　地域給連絡協議会佐藤信一）（千葉三郎君紹介）（第三八五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡東金町は、五箇村を合併して以来、大都市的形態を帯び、政治、経済、文化の全般に多大の変化をきたし、生活実態も大都市とほとんど差異がない状態で、物価は高騰して現給の地域給二級地では公務員の生活は困窮するばかりである。ついては、東金町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡東金町は、その経済事情により物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県相馬町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県相馬郡相馬町地域給対策委員長川村静）（葉梨新五郎君紹介）（第三八五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県相馬郡相馬町は、取手町に隣接し、東京都心まで一時間で達する近距離にあり、常磐線の電化に伴つて最近は東京都の郊外都市的色彩を濃厚にして、都への通勤者の移住するものも多く、その生活態様は地域給二級地の取手町、我孫子町等と同様となつているが、相馬町のみいまだ無給地であるのはなはだ遺憾である。ついては、相馬町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県相馬郡相馬町は、その経済事情等において、取手町、我孫子町に何ら異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県東児玉村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡東児玉村長細村徳寅外三名）（荒船清十郎君紹介）（第三八五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡東児玉村は、地域給一級地の本庄町、旭村及び相保原村に近接し、児玉町とは指呼の間にあつて、これら町村とは生活水準、諸物価等においてもなんら異ならないにもかかわらず、いま

だ無級地のため、人事の交流にも支障をきたしている。ついては、東児玉を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡東児玉村は、その生活水準を附近の支給地町村と同じくし物価高く、人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県三岡村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県北佐久郡三岡村長中村正之外七名）（井出一太郎君紹介）（第三八五四号）及び同（請願者　長野県北佐久郡三岡村教育委員長遠山民蔵外七名）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県北佐久郡三岡村は、地域給二級地の小諸町と一級地の岩村田町にはさまれ、日用必需物資のほとんどを運賃をかけて、両町に買出しに出向くため、諸物価は両町以上の高値を示しているが、いまだ地域給は無級地であるため、両町に比べ不均衡であるとともに、人事の交流等に支障をきたしている。ついては、三岡村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県北佐久郡三岡村は、その地理的条件により諸物価は高騰して人事交流等を妨げている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県美山村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡美山村長細川久夫外八名）（橋本龍伍君紹介）（第三八五六号）及び同（請願者　岡山県小田郡美山村地域給設定対策委員会片岡軍二外八名）（星島二郎君紹介）（第四二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡美山村は、井原市に近接した高原地帯の純農村で、日常生活必需物資を倉敷、笠岡、井原の各都市より仕入れるため、小売価格は近接の小田、矢掛、高梁、成田の各町より高物価を示し、公務員の生活は常に脅かされている。ついては、美山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

美山村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県堺村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県小田郡堺村長川上清外八名）（橋本龍伍君紹介）（第三八五七号）及び同（請願者　岡山県小田郡堺村堺小学校長清水克己外八名）（星島二郎君紹介）（第四二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡堺村は、井原市に近接した高原地帯の純農村で、日常生活必需物資を倉敷、笠岡、井原の各都市及び近隣の総社、成田、高梁、矢掛、小田の各町より仕入れられるため、小売価格はこれらの市町よりも高物価を示し、在勤公務員の生活は常に脅かされている。ついては、堺村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

堺村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県早島町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県都窪郡早島町長妹尾利男外十名）（橋本龍伍君紹介）（第三八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡早島町は、岡山市と倉敷市との中間に位し、両市編入市域に隣接する本県南部地区の政治、経済、交通の中心地であつて、商店街は軒を連ねて繁栄をきわめており、諸物価も上昇の一途をたどり、公務員の生活を著しく圧迫している。ついては、早島町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

早島町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県福河村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡福河村長松本佐一）（小枝一雄君紹介）（第三八五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡福河村は、日用生活諸物資を隣接の日生町、赤穂市及び遠く岡山市、姫路市等から仕入れるため、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、福河村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福河村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県高倉村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県苫田郡高倉村長木多保外七名）（小枝一雄君紹介）（第三八六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡高倉村は、津山市と境を接し、平坦な県道が通じているので、津山市周辺の農業地帯の一部の観を呈し、あらゆる生活必需物資を同市に依存するため、運賃が加算されて諸物価は高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、高倉村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高倉村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県田邑村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県苫田郡田邑村長水杉義夫外三名）（小枝一雄君紹介）（第三八六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡田邑村は、地域給二級地の津山市の北部に隣接する農村であるが、一般消費物資をほとんど津山市に依存しており、物価も津山市の市場価格に比べ特殊の物を除き、そのほとんどが高価

であつて、本村の生活水準は同市と変らず、むしろ公務員の生活は津山市以上に苦しい状況である。ついては、田邑村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

田邑村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県神庭村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県苫田郡神庭村長易道夫外一名）（小枝一雄君紹介）（第三八六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡神庭村は、地域給二級地の津山市と近接し、生活必需物資のほとんどを同市から仕入れるため、諸物価は同市よりかえつて高値であり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、神庭村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

神庭村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県一宮村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県苫田郡一宮村長妹尾太郎外五名）（小枝一雄君紹介）（第三八六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡一宮村は、郡の中央部に位し、地域給二級地の津山市と連絡しており、生活必需品等のほとんどを津山市より移入しているため、物価は同市を上まわり、また給料生活者を除いた商工農業者の生活水準が一般に高いので、公務員の生活は苦しく赤字に悩んでいる。ついては、一宮村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

一宮村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県弓削町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県久米郡弓削町長在里三芳外二名）（小枝一雄君紹介）（第三八六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡弓削町は、南北が岡山市、津山市に続き、東は棚原鉱山、西に旭川ダム開発工事場及び滝山銅山等の大消費地を控えて、これらの市町村の経済的影響により、ますます物価が引き上げられ岡山市、津山市よりも高価なものが多く、地域給の高い津山市、福渡町、加美町等の生活水準となんら変るところがない。ついては、弓削町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

弓削町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県大宇陀町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県宇陀郡大宇陀町役場代表松本正義外二十六名）（仲川房次郎君紹介）（第三八六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県宇陀郡大宇陀町は、古くより城下町として繁栄をきわめ、現在も本郡の経済、文化の中心地であつて、生活程度高く、生活諸物資を京阪神方面に依存する関係から、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大宇陀町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大宇陀町の立地条件ならびに経済的諸事情により、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県上宝村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県吉城郡上宝村長高井幹三外五名）（岡村利右衛門君紹介）（第三八六七号）及び同（請願者　岐阜県吉城郡上宝村全官公労協議会長高井紀念太郎外四名）（平野三郎君紹介）（第四一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城郡上宝村は、昨年地域給一級地の指定を見たが、その後本村を中心として神通川流域の発電工事があり、これに附随する幾多の建設事業が起つており、さらに隣接の三井金属神岡鉱業所の発展及び近年とくに発達したバス網による乗鞍乗山、平湯温泉を中心とする観光客の誘致等のため、諸物価は地域的制約もあつて需給のバランスを失し、本村の消費生活を急激に上昇せしめて大都市以上になつている。ついては、上宝村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県吉城郡上宝村は、その産業事情、経済事情によつて諸物価は高騰し消費生活は上昇している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県元吉原村外三箇村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県富士郡吉永村長斎藤八重蔵外七名）（遠藤三郎君紹介）（第三八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県富士郡元吉原村、須津村、吉永村及び原田村は、地域内に東海道線及び岳南鉄道が通じ、また大昭和製紙を始め数十の製紙会社があり一大工業地帯となつて、これら工場の従業員の給与は相当高いが、諸物価の高いことも吉原市以上で、公務員の低給与のため生活に苦しんでいる。ついては、元吉原村外三箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県富士郡元吉原村、須津村、吉永村及び原田村はその産業事情により諸物価は高騰し公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県岩松村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県富士郡岩松村長藤島初男外四名）（遠藤三郎君紹介）（第三八六九号）、同（請願者　静岡県富士郡岩松村立中学校長水野僖一郎外三名）（山田彌一君紹介）（第三八七〇号）及び同（請願者　静岡県富士郡岩松村立中学校長水野僖一郎外四名）（勝間田清一君紹介）（第四一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県富士郡岩松村は、交通の要路に位し、製紙工業並びにこれに伴う諸工業が発達した南部地区にあつて、生活水準高く、日常生活用品の物価は隣接する富士町などよりも高い状態である。ついては、岩松村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県富士郡岩松村は、その産業事情によつて生活水準は高く物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県鷹岡町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県富士郡鷹岡町長橋徳太郎外九名）（遠藤三郎君紹介）（第三八七一号）、同（請願者　静岡県富士郡鷹岡町議会議長高木秀男外八名）（山田彌一君紹介）（第三八七二号）及び同（請願者　静岡県富士郡鷹岡町議会議長高木秀男外九名）（勝間田清一君紹介）（第四一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県富士郡鷹岡町は、交通の要衝に位し、全国唯一の大工場たる富士製紙第一工場を有し、躍進的発展を遂げているが、その反面諸物価の高騰は郡下第一であり、経済的にこれら会社工場の労務者は比較的恵まれているも、在勤公務員の給与はいちじるしく低いため、その生活はきわめて困難である。ついては、鷹岡町を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県富士郡鷹岡町は、その産業事情より諸物価は高騰し公務員の生活はきわめて困難である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県大渕村外五箇村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県富士郡大渕村長稲垣正信外五名）（山田彌一君紹介）（第三八七三号）及び同（請願者　静岡県富士郡北山村長石川久男外五名）（遠藤三郎君紹介）（第三八七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県富士郡大渕村、北山村、上井出村、白糸村、上野村及び柚野村は、いずれも県道、組合道が縦横に開発せられ、交通至便にして商工業地帯に接続し、物資、人事の交流盛んで、生活水準高く、物価も都市を上まわつているので、低給与の公務員はますます生活難をきたしている。ついては、大渕村外五箇村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県富士郡大渕村、北山村、上井出村、白糸村、上野村及び柚野村はその特殊事情により生活水準高く物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県品野町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県東春日井郡品野町長柴田要助外五名）（久野忠治君紹介）（第三八七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県東春日井郡品野町は、隣接の瀬戸市とともに陶工場地帯を形成して、その境界さえ判別し難い状態で、瀬戸市と同町とはただ行政上の区別のみとなり、事実上経済、文化においても、町民の生活においても一体となつている。ついては、品野町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県東春日井郡品野町は、その産業事情ならびに経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県鬼崎町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡鬼崎町長伊藤如実外八名）（久野忠治君紹介）（第三八七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡鬼崎町は、交通至便で水利もよく、しかも広範な工業用地を有するために、近年大工場が集中し、各種工業は飛躍的に発展し、隣接の地域給二級地の常滑町及び西浦町と一体の関係にあつて、目下都市計画が進められ、産業の活況による人口増加は購買力を増大し、必然的に物価を高騰せしめている。ついては、鬼崎町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡鬼崎町は、その産業事情ならびに経済事情により物価を高騰せしめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県根来村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡根来村長辻野六郎外十七名）（山口喜久一郎君紹介）（第三八七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県那賀郡根来村は、粉河町、和歌山市、岩出町及び信達町に四方を囲まれ、京阪神に通ずる交通上の要地で、物資の集散盛んであり、また根来寺への参詣者、観光客は年間二十万を数えるが、諸物価は著しく高く、生計費が増高している。ついては、根来村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

根来村立の地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県山崎村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡山崎村長坂本静）（山口喜久一郎君紹介）（第三八七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県那賀郡山崎村は、和歌山市に近接し、文化、経済等はその同市の影響を受け、生活程度高く、諸物価も隣接地域給二級地の岩出町を上まわつている実情である。ついては、山崎村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山崎村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県東貫志村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡東貫志村長岸本徳雄）（坊秀男君紹介）（第三八八一号）及び同（請願者　和歌山県那賀郡東貫志村議会議長佐々木喜兵衛）（田中織之進君紹介）（第四九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県那賀郡東貫志村は、海草市及び和歌山市との貨客の往来が繁く、また貫志川ラインの観光地を擁して、諸般の生活環境は東野上町、西山東村、岩出町、粉河町等の地域給一級地ないし三級地に異ならない現状にある。ついては、東貫志村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東貫志村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県中貫志村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡中貫志村長吉村孝信）（坊秀男君紹介）（第三八八二号）及び同（請願者　和歌山県中貫志村山本清次外一名）（田中織之進君紹介）（第四九六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県那賀郡中貫志村は、和歌山鉄道終点駅所在地にして、附近に観光地が多く、バス網の拡充とともに観光客が激増し、商店街もぜん次拡張されつつあつて、自然に生活程度が上昇し、物価が高騰している。ついては、中貫志村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
中貴志村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県西貴志村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡西貴志村長土橋義幸）（坊秀男君紹介）（第三八八二号）及び同（請願者　和歌山県那賀郡西貴志村太田正信）（田中織之進君紹介）（第四九六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
和歌山県那賀郡西貴志村は、和歌山鉄道の開発による大池遊園の観光施設が完備するに伴い、遊覧客が激増し、一大観光地帯となり、この結果消費地としての特色が現われ、物価指数も郡内の最高を示している。ついては、西貴志村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
西貴志村の立地条件等よりして生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県安桑川町の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡安桑川町長西武雄）（坊秀男君紹介）（第三八八四号）及び同（請願者　和歌山県那賀郡安桑川町議会議長松本秀一）（田中織之進君紹介）（第四九六六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
和歌山県那賀郡安桑川町は、地域給指定地の粉河、名手、岩出の各町並びに狩宿、王子の両村に比べ、そん色ない地域給地たるの条件を具備している。ついては、安桑川町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
安桑川町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県調月村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡調月村長井沼昇）（坊秀男君紹介）（第三八八五号）及び同（請願者　和歌山県那賀郡調月村飛松秀夫）（田中織之進君紹介）（第三九三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
和歌山県那賀郡調月村は、都市的地域に接しているので、これら地域との交通、取引がひん繁で、生活程度が高く、生活必需品も全部移入するため、都市よりも高く、地域給地の岩出町、粉河町に異ならない生活事情にある。ついては、調月村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
調月村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県丸栖村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡丸栖村長大西弥太郎）（坊秀男君紹介）（第三八八六号）及び同（請願者　和歌山県那賀郡丸栖村永長弘純）（田中織之進君紹介）（第三九三四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
和歌山県那賀郡丸栖村は、都市に近く、交通至便の位置にあるから、貨客の往来ひん繁であり、また都市への通勤者がきわめて多く、これらの者の影響を受けて生活程度が上昇しつつあるが、高物価のため公務員の生活は困難をきたしている。ついては、丸栖村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
丸栖村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府亀岡町の地域給引上げの請願（請願者　京都府南桑田郡亀岡町長大槻嘉男外二十名）（田中好君紹介）（第三八九〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府南桑田郡亀岡町は、京都市に隣接する住宅地として、また消費地として、経済的、政治的に同市の日々の動向が反映する密接な関連性を有する地域であつて、物価も京都に比較して高い状況にある。ついては、亀岡町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
亀岡町の経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府周山町外十一箇村の地域給指定等に関する請願（請願者　京都府北桑田郡周山町長船越寛治外二十八名）（田中好君紹介）（第三八九一号）、同（請願者　京都府北桑田郡町村会長佐野健太郎外二名）（柳田秀一君紹介）（第四九〇四号）及び同（請願者　京都府北桑田郡全官公庁協議会議長藤野信太郎外一名）（田中好君紹介）（第五六六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府北桑田郡周山町、神吉、細野、宇津、山国、黒田、弓削、平屋、知井、宮島、鵜ケ岡、大野の各村は、山間高冷地帯の低位取穫地で、主食も大半の農家が配給を受ける実情であるから、その自由価格は京都市をしのぎ、その他の必需品もトラック輸送による移入のため非常に高価である。ついては、周山町を地域給三級地に、神吉村外十箇村を二級地にそれぞれ引き上げ又は指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
周山町及び神吉、細野、宇津、山国、黒田、弓削、平屋、知井、宮島、鵜ケ岡、大野各村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府大江町の寒冷地手当引上げの請願（請願者　京都府加佐郡大江町長高宮岩次郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第三八九二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府加佐郡大江町の寒冷地手当は、加佐郡地域の二級地より脱落しているが、昭和二十八年度全国寒冷積雪地給対策協議会の全国統一算出基礎による資料から見ると、当然三級地に該当する。ついては、大江町の寒冷地手当を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
大江町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県日野町の地域給引上げの請願（請願者　滋賀県蒲生郡日野町長吉田武雄外六名）（堤康次郎君紹介）（第三八九三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
滋賀県蒲生郡日野町は、昨年ようやく地域給一級地の指定を受けた

が、経済的に全く同様な状況にある隣接の水口、八幡が昨年二級地に昇格されたため、またまた同町との間に地域差を生ずるに至つたのは、はなはだ遺憾である。ついては、日野町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日野町の立地条件ならびに経済的諸条件等よりして本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県新宮町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県揖保郡新宮町長川辺利夫）（大西正道君紹介）（第三八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県揖保郡新宮町は、地域給四級地の姫路市、三級地の龍野市及び二級地の佐用町、山崎町の中間に位し、本郡の中心地であるが、農産物以外は阪神、姫路、龍野市等より移入するため、物価指数は著しく上昇し、前記隣接都市の上位にある現状である。ついては、新宮町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

新宮町の物価水準ならびに、消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県洲本市の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県洲本市長白川修外二名）（永田亮一君紹介）（第三八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県洲本市は、大阪湾を囲む海岸線一帯が地域給四級地ないし五級地であるが、本市は岸和田市及び和歌山市へは四十分、明石市及び神戸市へ一時間、大阪市へ二時間の近距離にあり産業、経済、文化等あらゆる面において敏感に影響を受けていながら、地域給三級地であることは不合理である。ついては、洲本市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

洲本市の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県市村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県三原郡市村級地引上促進委員長八木光表）（永田亮一君紹介）（第三八九六号に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡市村は、淡路の中心で、国家公務員の数も洲本市に次いで多く、文化程度も高く、その生活実態は窮迫した状況に置かれているので、洲本市の地域給三級地、福良町の二級地に比べ木村は不均衡である。ついては、市村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

市村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県室津村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡室津村長中村栄）（永田亮一君紹介）（第三八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県室津村は、阪神地区との往来ひん繁で、生活必需物資の移入も明石、阪神地区に依存しているため、日常高物価にあえいでいる現状であるが、しかるに同一条件の郡家町、尾崎村が地域給一級地であることは不均衡である。ついては、室津村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

室津村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県山田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡山田村長藪内巳之一外二名）（永田亮一君紹介）（第三八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡山田村は、隣接の都志町及び江井町とこれに続く郡家町、多賀村、尾崎村等がすでに地域給一級地に指定され、都志町と江井町にはさまれた本村のみ唯一の無級地になつているが、本村はこれら町村に比べ生活費に差異を認められない。ついては、山田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山田村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県城南村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県熊毛郡城南村長吹田幌外一名）（石村英雄君紹介）（第三九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県熊毛郡城南村は、地域給二級地の光市及び柳井町に近接し、一級地の隣接田布施町とともに経済的に密接な関係を有する純消費村で、政治、文化、産業の中心的位置を占め、これら市町となんら異ならない生活環境下にある。ついては、城南村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

城南村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県徳山市の地域給引上げの請願（請願者　山口県徳山市長黒神直久）（青柳一郎君紹介）（第三九〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県徳山市は、戦時中大空襲によつて市街地の七十パーセントを灰じんに帰したが、戦後は復興目覚しく、山陽沿線屈指の工業都市として発展しており、各会社工場の生産高も上昇しているので、これら民間会社工場の給与ベースは県下においても最も高く、生活水準も高くなつている。しかるに公務員はきわめて低い給与ベースのため最下位の生活を余儀なくされているのはなはだ遺憾である。ついては、徳山市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

徳山市の物価水準ならびに、消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県原町村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡原町村地域給対策協議会代表矢野利夫外八十五名）（武知勇記君紹介）（第三九〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡原町村は、松山市の南方一里半にあり、文化水準もきわめて高く、またみかん、かき等の果実生産地として本県の首位を占めるので、村民の生活は豊かで、その程度は相当高い。ついては原町村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
原町村の立地条件によつて、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県北方村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北方村長早樋利喜弥）（片島港君紹介）（第三九〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮崎県東臼杵郡北方村は、県統計課調査のラスパレス式物価地域差指数において、県下第四位の高物価地域で、隣接地域給三級地の延岡市、一級地の高千穂町及び日の影町の経済的発展のうちにあつて、延岡市とともに消費物価は県下でもつとも高くなつている。ついては、北方村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北方村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県真幸町の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県西諸県郡真幸町長永崎公外一名）（片島港君紹介）（第三九〇四号）及び同（請願者　宮崎県西諸県郡真幸町級地引上対策協議会委員長西山茂裕）（持永義夫君紹介）（第三九〇五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮崎県西諸県郡真幸町は、本県唯一の温泉郷として知られ、また国立公園霧島と日本三大展望の一と称せられる矢岳展望台を控える観光地である関係上、消費都市的傾向を示し、物価と賃金、生計費との関係はきわめて不均衡で、公務員の生活は非常に困窮している。ついては、真幸町の地域給を二級地に引上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
真幸町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道鬼脇村の地域給引上げの請願（請願者　北海道利尻郡鬼脇村長太田新助）（松浦周太郎君紹介）（第三九一〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道利尻郡鬼脇村は、本道における日本海に望む漁場の中心地であるが、交通、気候ともに恵まれず、本村在住者は衣食住並びに文化生活の経済面において非常な困難をきたしているばかりでなく、物資のほとんどを札幌、小樽、稚内方面に求めるため、諸物価はこれら各都市に比べ約三割高となつている。ついては、鬼脇村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道利尻郡鬼脇村は、その地理的悪条件ならびに産業経済事情より高物価となり在住者の生活は困難をきわめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県角間川町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県平鹿郡角間川町長平野正市外二名）（根本龍太郎君紹介）（第三九一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県平鹿郡角間川町は、横手市、大曲町及び六郷町に近接し、生活必需物資のほとんどをこれら高物価な各市町に求めるため、交通費等の加算によつて、諸物価は著しく高く、また雄物川改修工事による地方開発の諸種事業によつて、公務員の生活面に一層の困難を加えている実情にある。ついては、角間川町を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県平鹿郡角間川町は、その経済事情により物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県船川港町の地域給引上げの請願（請願者　秋田県南秋田郡船川港町長中川重利外二名）（石田博英君紹介）（第三九一四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県南秋田郡船川港町は、郡下第一位の町で、男鹿部十箇町村の政治、経済、社会、文化の中心地であり、生活必需物資のほとんどを隣接の秋田市に求めるため、諸経費の加算で、諸物価は同市を上まわる実情にある。ついては、船川港町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県南秋田郡船川港町は、その経済事情、特殊事情により著しき物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県南秋田郡下新城村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡下新城村長柏谷栄相外四名）（石田博英君紹介）（第三九一五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県南秋田郡下新城村は、秋田市に近接し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、諸物価並びに生活水準は同市となんら異なるところがない。ついては、下新城村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県南秋田郡下新城村は、その経済事情は秋田市と何ら差異なき実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県阿仁合町の地域給引上げの請願（請願者　秋田県北秋田郡阿仁合町長小武海修治外二名）（石田博英君紹介）（第三九一六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県北秋田郡阿仁合町は、生産物少なく、生活必需物資のほとんどを能代市、一日市町、大館市等に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は地域給二級地の大館市に比べ高価となつている。ついては、阿仁合町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県北秋田郡阿仁合町は、その経済事情により物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県高倉村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県志田郡高倉村小学校長伊東軍一外十五名）（佐々木更三君紹介）（第三九一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県志田郡高倉村は、三本木町、古川市、中新田町等に囲まれた農村で、生活必需物資のほとんどをこれら各市町に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は著しく

高く、公務員の生活は困窮している。ついては、高倉村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県志田郡高倉村は、その産業事情より諸物価は高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県山田村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡山田村立山田第二小学校長小宅徳外六名）（松井政吉君紹介）（第三九一八号）及び同（請願者　福島県石城郡山田村長蛭田三郎外六名）（關内正一君紹介）（第三九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡山田村は、常磐地区に位し、人口の六割が炭鉱従業員で占められる純然たる消費地で、生活必需物資を他地区から求めるため、炭鉱地帯の人口増加とともに、諸物価は高騰している。ついては、山田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡山田村の経済事情により諸物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県川部村の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石城郡川部村長鈴木長治外四名）（松井政吉君紹介）（第三九二〇号）及び同（請願者　福島県石城郡川部村立川部中学校長草野伝外四名）（關内正一君紹介）（第三九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡川部村は、常磐炭田の中央に位し、村民は生計費を炭鉱賃金に依存し、直接、間接に炭鉱につながつて生活を維持し、炭鉱の好況に伴い、諸物価の高騰著しく、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、川部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石城郡川部村の産業事情は諸物価の高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県古河市の地域給引上げの請願（請願者　茨城県古河市長小池宗次郎外二十八名）（赤城宗徳君紹介）（第三九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県古河市は、古来より当地方における商業の中心地であるとともに中小工業が盛んで、交通至便にして東京へ一時間余りの近距離に位するため、あらゆる面でその影響を受け、また保安隊の駐屯に伴い、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、古河市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県古河市は、その産業事情ならびに特殊事情により諸物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県笠間町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県西茨城郡笠間町西茨城地方事務所長秋山半十郎外二百八十四名）（橋本登美三郎君外三名紹介）（第三九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県西茨城郡笠間町は、当地方の交通の中心地で、多数の官公庁、学校を擁し、日本最大稲荷の一つである笠間稲荷神社があつて、観光客を相手とする商業が盛んで、生活必需物価は地域給三級地の水戸市及び二級地の下館町、土浦市に比べはるかに高価である。ついては、笠間町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県西茨城郡笠間町は、産業事情ならびに特殊事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県河原田町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県佐渡郡河原田町長中山三代吉外一名）（櫻井奎夫君紹介）（第三九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県佐渡郡河原田町は、離島であるため、交通の不便と相次ぐ賃金の値上げは物価を必然的に高騰させ、また観光路線の中心をなしている関係上、高物価に一段と拍車を加えている実情にある。ついては、河原田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

河原田町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県小木町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県珠洲郡小木町立小木中学校長蔵宗一郎外十名）（益谷秀次君紹介）（第三九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県珠洲郡小木町は、当地区における水陸交通の中心地であるとともに、水産品の集散地であるため、大都市の消費生活に直結し、その経済的影響を受けることが大であり、また生活必需物資のほとんどを他地区に求める関係上、諸物価は著しく高騰している。ついては、小木町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小木町の経済的諸事情等よりして本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県増穂町の地域給引上げの請願（請願者　山梨県南巨摩郡増穂町長志村武）（鈴木正文君紹介）（第三九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県南巨摩郡増穂町は、昨年地域給一級地に指定されたが、その後の経済状勢の変転に伴い、町勢は一層の進展を示して、物価高を招来し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、増穂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県南巨摩郡増穂町は、その経済事情によつて物価高となり公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県小川村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡小川村役場職員代表福神正久外八名）（仲川房次郎君紹介）（第三九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡小川村は、地域給二級地の大宇陀町に接し、交通至便で大阪方面と物資及び人事の交流激しく、生活程度はきわめて高いが、生活必需物資のほとんどを大阪方面及び大宇陀町等に求めるため、諸物価は著しく高価で、在勤公務員の経済負担は大である。

ついては、小川村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小川村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県多度村及び七取村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県桑名郡多度村桑北中学校長浜田謙治郎外七名）（木村俊夫君紹介）（第三九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県桑名郡多度村及び七取村は、地域給一級地の長島村、城南村及び深谷村と生活必需物価等を比べ、同一条件下にあつて、いまだ無級地であり、且つ、近接する桑名市が二級地である関係上、この方面への転出希望者多く、人事の交流等に苦慮している。ついては、多度村及び七取村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県桑名郡多度村及び七取村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価高と人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県和佐村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県海草郡和佐村長川端恒次郎外八名）（山口喜久一郎君紹介）（第三九三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県海草郡和佐村は、和歌山市に近接し、文化的、経済的に同市と密接な関係を有するため、物価指数は県下まれに見る高位であり、地域給一級地の西和佐村、西山東村等に比べなんら異なるところがない。ついては、和佐村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和佐村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県久慈町の地域給引上げ等の請願（請願者　岩手県九戸郡久慈町久慈郵便局内全逓信従業員組合久慈地方支部長古里啓一）（柴田義男君紹介）（第四一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡久慈町は、本県北端に位するきわめて交通不便の地であつて、生活必需物資を盛岡、八戸両市から搬入するためと都市からの買出人により、諸物資の高騰著しく、しかも冬期は積雪量多く、当地方特有の風雪は多くの家屋に損害を与え、薪炭費は上昇し、公務員の生計を極度に圧迫している。ついては、久慈町を地域給の三級地に、寒冷地手当を五級地にそれぞれ引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県九戸郡久慈町はその地理的条件ならびに経済事情により諸物価は高騰し、公務員の生計を極度に圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県下の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岩手県官公労組対策協議会長増井嘉一）（柴田義男君紹介）（第四一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県は、本州中もつとも寒冷度の厳しい地区であるにかかわらず、寒冷地手当支給地区分の現状はいまだ三級地を含むなど、不当に均衡を失しており、また現行支給率の最高は、本俸及び扶養手当の月額の八割に止められているが、これは冬期間の生計費増高を補うためには不充分である。ついては本県下の寒冷地手当三級地を解消し、五級地を大幅に拡大するとともにその支給率を最低五級地十割、四級地八割に改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県の自然条件はきわめて酷烈にて現在の支給割合は均衡を失している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県浄法寺町の地域給指定に関する請願（請願者　岩手県二戸郡浄法寺町長小田島勇三外十四名）（柴田義男君紹介）（第四一一四号）及び同（請願者　岩手県二戸郡浄法寺町小学校八重嶋実外十四名）（田子一民君紹介）（第四一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県二戸郡浄法寺町は、山候地帯に位置するため、主要食糧を除く日常生活品の移入に費用がかさみ、高物価となるばかりか、寒冷地の保温物資の出資、また医療施設の不完備によつて、盛岡市、福岡町の遠隔地に診療を求めるための費用は増大して、公務員の生活は困難である。ついては、浄法寺町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県二戸郡浄法寺町はその自然条件ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰して公務員の生活は困難をきわめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県矢島町の地域給引上げの請願（請願者　秋田県由利郡矢島町佐藤直太郎外三名）（齋藤憲三君紹介）（第四一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県由利郡矢島町は、城下町として発展したので、消費都市的性格が強く、矢島線の全通に伴い、官公署、工場及び発電所等の誘致による人口増加、又は観光客の出入等で、県下まれに見る高物価地域であるところをさらにつり上げている。ついては、矢島町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県由利郡矢島町は、その経済事情ならびに産業事情等により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県金足村の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県南秋田郡金足村長三浦盛典外一名）（須磨彌吉郎君紹介）（第四一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡金足村は、秋田市の北方約四キロに位し、昨年工業都市として指定され、新たに都市計画中の同市案にも入つているごとく、経済及び文化等密接な関係にあつて、同市の近郊住宅地として生活環境は都市的になりつつある。ついては、金足村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県南秋田郡金足村は、その産業事情ならびに経済事情によつて生活環境はほとんど秋田市と同じである実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

東京都由木村外十箇村の地域給引上げの請願（請願者　東京都南多摩郡元八王子村長山上十郎外三百名）（福田篤泰君紹介）（第四一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都南多摩郡由木、元八王子、多摩、忠生、恩方、南、堺、鶴川、川口、七生及び加住の各村は、隣接都市がそれぞれ地域給五級地の指定を受けているにかかわらず、二級地に止まっているが、その実態は諸物資を隣接都市から購入するため、かえつて物価高となり、生活費はこれら都市以上を要し、人事交流等に多大の支障をきたしている。ついては、由木村外十箇村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都南多摩郡由木村外十箇村は、その経済事情において隣接五級地と何ら異るところがなく、高物価となり人事交流等に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県吹上村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡吹上村長増茂宗作外九名）（山口好一君紹介）（第四一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県下都賀郡吹上村は、地域給二級地の栃木市に接続し、村内の一部は栃木市の都市計画区域に編入され、全く都市の生活と同様であり、諸物価も同市を上まわつている実情である。ついては、吹上村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県下都賀郡吹上村はその生活条件は全く栃木市と同様にて物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県睦村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県千葉郡睦村長兼子通純外六名）（吉川象光君紹介）（第四一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県千葉郡睦村は、地域給一級地の大和田町に隣接し、三級地の二宮町を経て船橋市に接する農村で、これら市町と全く同一の生活条件下にあつて、ほとんどの物資を船橋市より購入するため、在勤公務員の生活は無級地の故に、はなはだ困難となつている。ついては、睦村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県千葉郡睦村はその経済事情により物価は高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県小湊町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県安房郡小湊町長鎌田与吉外七名）（森清君紹介）（第四一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県安房郡小湊町は、農地狭少で、生活必需物資を他の地域から移入するため、諸物価は高騰し、特に漁港を有する関係で、出入漁船の物資積載と日蓮上人誕生の地として、参拝客等がさらに物価をつり上げ、公務員の生活は日々苦痛をますばかりである。ついては、小湊町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県安房郡小湊町はその経済事情ならびに特殊事情にも物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県小川町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県東茨城郡小川町長沼田藤四郎）（加藤高蔵君紹介）（第四一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県東茨城郡小川町は、観光地の水郷及東京都との交通至便で、彼我の往来盛んであり、やみ屋の出入が多いので、本町の商家は諸物資の価格を観光地、大都市並につり上げ、生活費は著しく増高せしめられている。ついては、小川町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県東茨城郡小川町はその産業事情ならびに特殊事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県七本木村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡七本木村小学校職員代表大野政雄外二名）（杉村沖治郎君紹介）（第四一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡七本木村は、地域給一級地の本庄町、旭村及び神保原村に隣接し、日常生活品も本庄町に移存しているため物価は高く、生活水準も、経済状況も、これら町村となんら色がなく、公務員の生活は困窮している。ついては、七本木村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡七本木村はその経済事情により公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

神奈川県小田原市の地域給引上げの請願（請願者　神奈川県小田原市長鈴木十郎）（小金義照君紹介）（第四一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県小田原市は、現在地域給三級地に指定されているが、今回物価その他において本市より低位にある伊東市が四級地に引き上げられたことは、京浜地帯の政治、文化、経済、観光の中核である本市とし、人事の交流に多大の支障をきたしている。ついては小田原市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神奈川県小田原市は、その特殊事情により物価は異常というほどに高騰して、人事の交流等に多大の支障をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県大里村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県中島郡大里村長秋田和十郎）（河野金昇君紹介）（第四一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県中島郡大里村は、地域給三級地の稲沢町と二級地の清洲町にはさまれ、名古屋市に近接して生活環境はこれら市町となんら異なることなく、日常生活物資も高騰するばかりで、公務員は最低の生活を余儀なくされている。ついては、大里村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県中島郡大里村はその地理的条件ならびに経済事情により物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県赤坂町地域給指定に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡赤坂町長山田孝外五名）（羅井勇君紹介）（第四一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県宝飯郡赤坂町は、地域給三級地の豊川市に隣接し、日常生活物資を名古屋市、豊橋市より移入するため、諸物価は都市以上の高騰を示し、近隣一級地の御津町及び小坂井町とは経済状態においてなんらそん色がない。ついては、赤坂町を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県宝飯郡赤坂町はその経済地理的条件により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県豊橋市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県豊橋市長大野佐長外十八名）（八木一郎君紹介）（第四一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県豊橋市は、現在地域給三級地に指定されているが、五級地の名古屋市、四級地の一宮市及び静岡市と比べ、交通、文化、産業をはじめ経済情勢はこれら都市とならんらそん色がない実情である。ついては、豊橋市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
豊橋市はその経済事情において名古屋市、一宮市、静岡と比べて何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県幸田町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県額田郡幸田町長本多伴吉外十名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県額田郡幸田町は、西三河の中心地である岡崎市と東海の観光地蒲生町の中間に位し、三菱レイヨン幸田工場等多数の会社工場を有し、消費物価指数等は地域給三級地の岡崎市及び宝飯郡蒲郡町と比べてなんら異なるところがない実情である。ついては、幸田町の地域給を二級地に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県額田郡幸田町はその経済地理的条件ならびに産業事情によつて物価は高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県豊坂村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県幡豆郡豊坂村長稲吉仁蔵外六名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県幡豆郡豊坂村は勤労生活者及び兼業農家が大多数を占め、加えて地域給上級地に境を接し、経済上の諸問題はすべて上級地に依存する状況にあるため、経済的、文化的状態は他都市と異なるところがなく、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、豊坂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県幡豆郡豊坂村はその産業事情ならびに経済事情により物価高く公務員は生活に困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県室場村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県幡豆郡室場村長近藤正一外四名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県幡豆郡室場村は、文化、交通、経済の各面において、岡崎市、西尾町、蒲郡町の勢力圏の交錯する地点に位置し、特に郡の中心都市である西尾町とは相互依存の関係あり、日常生活必需品の価格は運賃加算のため、同町よりかえつて高値となつているが、いまだ無級地として取り残されていることは不均衡である。ついては、室場村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県幡豆郡室場村はその経済地理的条件により物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県三和村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県幡豆郡三和村長犬塚計平外五名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県幡豆郡三和村は、岡崎市と西尾町を南北に控えた郊外地であつて、消費地的性格が強く、物価は都市なみであるため、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、三和村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県幡豆郡三和村はその経済事情により物価高きたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛知県福岡町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県額田郡福岡町長藪田亥之助外六名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県額田郡福岡町は、岡崎市に隣接する郊外的消費都市であつて、生活水準高く、且つ、生活諸物資を名古屋、岡崎などの市場より移入するため、運賃等がかさみ、諸物価は高騰して、公務員の生活を圧迫している。ついては、福岡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
愛知県額田郡福岡町はその経済事情によつて諸物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県玉緒村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡玉緒村長西沢久兵衛外三名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡玉緒村は、地域給二級地の八日市町と一級地の御園村及び中野村に隣接し、生活必需物資を八日市町に依存しているため、物価は高騰し、且つ、御園村とは道路一本を隔てて平行しているのみで、本村がいまだ無級地であることは遺憾である。ついては、玉緒村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

玉緒町の立地条件ならびに経済的諸事情により生計費の高騰を免れざる実状にかんがみ本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県本郷村の地域給引上げの請願（請願者　長野県東筑摩郡本郷村長三浦忠夫外四名）（増田甲子七君紹介）（第四一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県東筑摩郡本郷村は、地域給二級地の松本市に隣接した全国有数の温泉地帯で、毎年の来遊客は百万人を超える大消費地で、従つて生活必需物資は松本市及び近村に依存するため高物価となつて、公務員の生活は苦しい状態にある。ついては、本郷村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県東筑摩郡本郷村はその特殊事情のため著しき高物価をきたし、公務員の生活は窮迫している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県和知村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県加茂郡和知村議会議長渡辺国平外四名）（平野三郎君紹介）（第四一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡和知村は、生活必需物資を他地域より求めるため、諸物価は高騰し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、和知村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡和知村は、その経済事情により諸物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜、名古屋の各都市に依存しているため、これらの都市より、一割ないし二割高となり、公務員の生活は困窮している。ついては、大藪町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県安八郡大藪町はその地理的条件ならびに経済事情により物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県天方村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県周智郡天方村長中村利平次外七名）（足立鷹郎君紹介）（第四一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県周智郡天方村は、東海道線袋井駅より北十六キロの森町に隣接した農山村で、食糧は自給ができず、従つて生活必需物資の高騰は必然的で、諸物価は森町に比べて一割ないし五割高となり、しかも無医村であるため、り病の場合は住民の経済的負担は想像以上のものがある。ついては、天方村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県周智郡天方村はその産業事情より諸物価は高騰し住民の経済的負担は重大である実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県韮山村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県田方郡韮山村長内野豊外六名）（山田彌一君紹介）（第四一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡韮山村は、熱海、長岡、修善寺等の温泉大消費地に包囲された農村で、農産物のほとんどがこれらの都市に流出し、また京浜地区からの買出等によつて物価は高騰し、生活必需品においては驚くべき物価高で、熱海、伊東の両市を上まわつている実情である。ついては、韮山村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡韮山村はその特殊事情ならびに経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県鷲津町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県浜名郡鷲津町長小林儀一郎外九名）（中村幸八君紹介）（第四一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡鷲津町は、浜松市と豊橋市の中間に位し、生活必需物資を両市に依存しているため、物価は高く、特に景勝の浜名湖公園の遊覧観光客が激増して、物価はさらにつり上り、公務員の生活はますます困難となるばかりである。ついては、鷲津町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県浜名郡鷲津町はその地理的条件ならびに経済事情により物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県和佐村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県海草郡和佐村長川端恒次郎外八名）（田中織之進君紹介）（第四一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県海草郡和佐村は、地域給二級地の和歌山市を隔てること二キロに過ぎず、文化的、経済的に密接な関係にあつて、物価指数の高いことは県下においてもまれに見るところで、近隣の地域給地になんら異ならない経済事情にある。ついては、和佐村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和佐村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県内牧村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県宇陀郡内牧村役場森田泰輔外八名）（仲川房次郎君紹介）（第四一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県宇陀郡内牧村は、地域給二級地の榛原町に隣接した木材新炭の生産地で、大阪の経済圏内にあつて、生活必需品を直接大阪方面より移入するため、常に小売価格は三割以上の物価高で、公務員の生活は困窮している。ついては、内牧村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

内牧村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県宇太町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県宇陀郡宇太町役場上野作治郎外四名）（仲川房次郎君紹介）（第四一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県宇陀郡宇太町は、地域給二級地の大宇陀町の隣接した吉野木材の集散地で、生活日常物資を京阪地方に依存するため、大宇陀、榛原の両町に比べて常に二割以上の物価高を示し、在勤公務員の生活はこれ以上の窮乏に耐えがたき実情にある。ついては、宇太町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇太町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県三郷村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県生駒郡三郷村長真柴勝利外三名）（仲川房次郎君紹介）（第四一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県生駒郡三郷村は、地域給三級地の王子町に隣接し、生活必需品を直接大阪市に依存しているため、物価は高く、さらに竜田川、信貴山の観光地を有するので、観光客の来遊による物価の高騰はなはだしく、大阪市の近郊地と比べ生活程度はなんらそん色がない。ついては、三郷村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三郷村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県小川村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡小川村郵便局職員代表芳野寿夫外八名）（前田正男君紹介）（第四一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡小川村は、山林地帯で、農地はきわめて狭少で、地域給二級地の大宇陀町及び一級地の宇賀志村に隣接し、主食等をこれら町村より移入し、日常生活必需品を奈良市その他に求めるため、物価は高騰して、生活程度は都会地と変らない状態である。ついては、小川村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小川村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県柳本町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県磯城郡柳本町長勝井順太郎外五名）（八木一男君紹介）（第四一五七号）及び同（請願者　奈良県磯城郡柳本町議会議長沢田辰生外五名）（八木一男君紹介）（第五三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県磯城郡柳本町は、隣接する桜井町が地域給三級地であり、丹波市町及び田原本町もすでに二級地となつているので、郡内の町で一級地は本町外一箇町に過ぎず、且つ、本町は城下町として生活程度高く、物価指数も郡内で最高圏内に入つている実情であるから不合理である。ついては、柳本町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

柳本町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県八束村の地域給指定に関する請願（請願者　島根県八束郡八束村長渡部邦蔵外五名）（高橋圓三郎君紹介）（第四一五八号）及び同（請願者　島根県八束郡八束村立八束中学校長安田義光外四名）（櫻内義雄君紹介）（第四二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県八束郡八束村は、一平方キロに千人という驚異的人口密度を示し、耕地面積少なく、自家保有米を有するものはわずか二十世帯という状態で、消費地的な性格にあり、生活物資のほとんどを米子市、境町、松江市方面から移入しているので相当な高物価となつている。ついては、八束村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八束村の立地条件及び経済的諸事情とりわけ極めて人口稠密な同村の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県生穂町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡生穂町長谷長左衛門外四十九名）（原健三郎君紹介）（第四一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡生穂町は、本郡における陸海の要衝で、洲本市に次ぎ志筑町とともに古来より繁栄しているので、一般物価その他の生活環境は両市長に比べ、ほとんど差異を認められない現状にありながら、地域給においては著しく不均衡な待遇にある。ついては、生穂町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

生穂町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外
昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 衆議院会議録第三十九号附録（その二）（十）

兵庫県大芋村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡大芋村桐山才助）（佐々木盛雄君紹介）（第四一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡大芋村は、京都へ二時間、阪神地方へは二時半をもつて達し、交通利便と農家のおう盛な購買力から、京阪神よりの行商人きわめて多く、勢い諸物価をつり上げて同地方の二、三割高となり、公務員の生活を脅かしている。ついては、大芋村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
大芋村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県大原町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県英田郡大原町級地対策委員会代表本田晴男）（小枝一雄君紹介）（第四一六三号）及び同（請願者　岡山県英田郡大原町古町二百八十一番地犬川二郎）（大村清一君紹介）（第四二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県英田郡大原町は、姫路、津山、鳥取の三市に囲まれた山間の消費地で、生活必需品のすべてを遠く阪神地区又は鳥取、岡山方面より移入するが、運賃等がかさんで近接中小都市をはるかに上まわる高物価のため、公務員の生活は困窮の度を加えている。ついては、大原町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
大原町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県高田村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県苫田郡高田村共和中学校長片山方雄外八名）（大村清一君紹介）（第四一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県苫田郡高田村は、津山市に接続し、本村の広大な地域から産出する農、林物産はすべて同市に集荷されるとともに、生活必需品を同市から移入し、彼我の往来日にひん繁の度を加えるに伴つて、生活事情は同市に近似してきている。ついては、高田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
高田村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県矢掛町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県小田郡矢掛町矢掛中学校長中山正英外十一名）（大村清一君紹介）（第四一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県小田郡矢掛町は、旧山陽道に沿い昔宿駅として栄えた本郡の中心的役割を果している町で、物価は常に近隣倉敷市、玉島市、笠岡市及び井原市よりも高く、公務員の経済生活はすこぶる過重の負担となつている。ついては、矢掛町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
矢掛町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県豊田前町外二箇町村の地域給引上げの請願（請願者　山口県豊浦郡豊田前町長和田良蔵外四名）（細迫兼光君紹介）（第四一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県豊浦郡豊田前町、西市町及び豊田下村は、下関市の外郭地域を形成し、隣接一市三郡にまたがる中心地にして一連の都市形態を整え、日本一の無煙炭鉱を擁しているが、物価においては関門北九州地区に比べ一割ないし二割高となつており、公務員の生計費は大都市同様に増高している。ついては、豊田前町外二箇町村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
豊田前町外二箇町村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県阿川村外七箇村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県豊浦郡阿川村長入江助一外五十五名）（細迫兼光君紹介）（第四一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県豊浦郡阿川村、宇賀村、神田村、角島村、粟野村、田耕村、神玉村及び滝部村は、政治的、社会的に村内事情を相等しくし、現在地域給指定地の市町村との諸物価を比較検討するに、大差がないばかりでなく、交通、通信等の諸事情を併せ考えるとき、生計費がむしろ高くなつている現状にある。ついては、阿川村外七箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
阿川村外七箇村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県内日村の地域給引上げの請願（請願者　山口県豊浦郡内日村千四百三十二番地正木敏外一名）（細迫兼光君紹介）（第四一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県豊浦郡内日村は、下関市に接続し、交通の利便により経済状態は純然たる消費地的様想を示し、その物価は全国最高である関門北九州と同様となり、公務員の生活はまことに困窮している。ついては、内日村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
内日村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山口県深川町及び仙崎町の地域給引上げの請願（請願者　山口県大津郡深川町字正明市三百二十五番地三輪武夫）（細迫兼光君紹介）（第四一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県大津郡深川町及び仙崎町は、下関、宇部、小野田地区を控えた交通、産業の要地であり、特に漁港の中心として鮮魚仲介人及び湯本、俵山両温泉等を訪れる観光客によつて、諸物価は著しく高騰している。ついては、深川、仙崎の両町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

深川、仙崎両町の物価水準ならび消費形態等よりして、生活費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県鵜戸村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡鵜戸村長福田広次外一名）（伊東岩男君紹介）（第四一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県南那珂郡鵜戸村は、宮崎市に隣接する観光農漁村であるが、総面積の九十パーセントは山林で占められ、漁業に従事する者は総人口の四パーセントに過ぎず、生活必需物資のほとんどを日南市か、宮崎市からの供給にまつため、諸物価は運賃等が加算されて著しく高価となり、公務員の生活を極度に圧迫している。ついては、鵜戸村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鵜戸村の立地条件ならび経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道美唄市の地域給引上げの請願（請願者　北海道美唄市長桜井省吾外十三名）（森三樹二君紹介）（第四一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道美唄市は、石炭需要の増大に伴う炭鉱地帯の拡張、また終戦後の外地引揚げ及び本道の総合開発等によつて、急激に人口が増大したので、他地域に見られない生活必需物資の需給に不均衡をきたし、これがために物価も急騰して、公務員は困難な生活を余儀なくされている。ついては、美唄市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道美唄市はその産業事情ならびに経済事情により物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県白石町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県刈田郡白石町長麻生寛道外四名）（庄司一郎君紹介）（第四一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県刈田郡白石町は、仙南における経済、文化、交通等の中心的都市で、近く隣接三箇村を合併して市制施行の運びにあるが、本町は蔵王県立公園を擁する観光地であり、小原、鎌先等温泉郷の表玄関に当る特殊事情にあるので、生計費はすこぶる増高している。ついては、白石町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県刈田郡白石町は、その経済事情ならびに特殊事情等により生計費は著しく増高している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県大野村大野、細越及び安田の地域給指定等に関する請願（請願者　青森県東津軽郡大野村長高坂久馬一外十三名）（淡谷悠蔵君紹介）（第四一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県東津軽郡大野村大字大野、細越、安田の各地区は、青森市に接続してその境界も判然とせず、又同市の施設が存在する等、歴史的にも、行政的にも、深い関係にあつてまつたく青森市内と同様になつている。ついては、大野村大字大野を地域給二級地に、大字細越及び安田を一級地にそれぞれ引き上げ又は指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森県東津軽郡大野村大字大野、細越、安田の各地区は青森市に接続してすべての条件が青森市と区別できない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県桑折町の地域給引上げの請願（請願者　福島県伊達郡桑折町長半沢金兵衛外九名）（栗山博君紹介）（第四一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県伊達郡桑折町は、生活必需品の大部分を他に求めねばならず、しかもその物価は都市をしのぐ現状にあるので、在勤公務員の生活は常に困窮している。ついては、桑折町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県伊達郡桑折町はその経済事情により物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県浅川町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石川郡浅川町長芳賀梧郎外一名）（助川良平君紹介）（第四一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石川郡浅川町は、近接する石川町及び棚倉町がすでに地域給一級地に指定され、これら両町と比べ、日用品その他生活物資等の物価が割高となつている本町がいまだに無級地であることは不合理である。ついては、浅川町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石川郡浅川町は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県西尾村の地給給指定に関する請願（請願者　石川県能美郡西尾村長西田英次外六名）（岡良一君紹介）（第四一八三号）及び同（請願者　石川県能美郡西尾村尾小屋郵便局長谷口忠弘外五名）（坂田英一君紹介）（第四五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県能美郡西尾村は、小松市より二・八キロに近接する鉱山地帯で、鉱山従業員は本村人口の五分の二を占め、農林業の生産はほとんど見るものなく、生活必需品のほとんどを金沢市、小松市から移入しているが、三割ないし五割の高物価のため、公務員の生産程度はぜん次低下している現状にある。ついては、西尾村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小松市に近接する西尾村の物価水準および消費形態等よりして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請

願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県倶利伽羅村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県河北郡倶利伽羅村長井田直吉外十一名）（喜多壮一郎君紹介）（第四一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県河北郡倶利伽羅村は、主要産業である農林業の産物取引の関係から津幡町、金沢市に直結し、その経済的影響を受けることが多いため、純消費生活を営む公務員の経済的苦悩は他に比べてはるかに大きくなつている。ついては、倶利伽羅村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

倶利伽羅村の立地条件およびその経済的諸事情等よりして本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県寺尾村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県埴科郡寺尾村長鈴木茂理太外三名）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県埴科郡寺尾村は、地域給二級地の長野市の郊外にあつて、一級地の松代町に接続し、二級地の須坂町に近接するので、常にこれら市町の経済的影響を受けているため、本村の消費生活はこれら市町に異ならない実情にある。ついては、寺尾村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県埴科郡寺尾村はその経済地理的条件によつて消費生活は近接地長野市、松代町となんら異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県下の地域給指定等に関する請願（請願者　長野市県町長野県寒冷地地域給対策連絡会会長池田喜太郎）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下の各市町村の地域給は、県下並びに他都府県に比較検討を加えた結果、著しく不均衡である。ついては、長野、松本、上田、岡谷、諏訪、飯田の各市及び軽井沢、小諸、下諏訪、福島、上松、須坂の各町を三級地に、臼田、野沢、中込、岩村田の各町、本郷村、屋代、埴生、松代、戸倉、中野、辰野、中箕輪、茅野、丸子、豊科、塩尻、篠ノ井、上山田、飯山、伊那、赤穂、穂高、大町、池田、坂城、稲荷山、高遠の各町、平穏、大里、三井、神川、西条、若槻、島内、里山辺、川岸、長地、宮川、南箕輪、朝日、鼎、上郷の各村を二級地に引き上げ並びに栄、北牧、小海、川上、田口、平賀、本牧、小沼、御代田、北大井、南大井、川辺、中津、三岡、南御牧、神科、川辺、中川手、波田、松川、社、青木島、川中島、中津、塩崎、杭瀬下、五加、雨宮県、倉科、森、小布施、綿内、日野、豊州、小野、筑摩地、松尾　市田、座光寺、大下条、木祖、福川、大桑、読書、吾妻、王滝、日義、新開、田立、山口、神坂、県、塩尻、別所の各村、長窪古町、長久保新町、滋野、島立、岡田、豊郷、漢、富士見、中州、湖南、西春近、飯島、宮田、神郷、安茂里、大豆島、朝陽、浅川、古里、柳原、水内の各村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県下の各市町村はそれぞれの事情を他都道府県に比較して、級地指定について不利な状況にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県本牧村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県北佐久郡本牧村長内山原雄）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県北佐久郡本牧村は、本郡川西地方九箇村の経済、文化、行政及び交通の中心地にして、会社、銀行、商店等軒を並べ小都市をなしているので、本村の生活事情は近接地域給地となんら異ならず、公務員は困窮生活を続けている。ついては、本牧村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県北佐久郡本牧村はその経済事情ならびに生活事情は近接の支給地になんら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県浦山村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡浦山村長新舟松江外三十三名）（荒船清十郎君紹介）（第四一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡浦山村は、林業を主とする山村であるから、農産物の自給力なく、ことに主食は水田がないので全部他に求め、その他衣料、魚介類も秩父市等より搬入されるため、運賃がかさんできわめて高物価であり、また本村は無医村のため医療費は村民にとつて過重の負担となつている。ついては、浦山村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡浦山村はその産業事情ならびに経済事情により物価高く村民の過重負担をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県久那村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡久那村長引間六郎左衛門外三十四名）（荒船清十郎君紹介）（第四一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡久那村は、地域給二級地の秩父市に隣接する農村で、農産物を除く生活必需品のほとんどを秩父市に依存しているが、交通不便であるため運賃等がかさみ、同市をはるかにしのぐ高価となつている。ついては、久那村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡久那村はその地理的条件ならびに経済事情より物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県下仁田町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県甘楽郡下仁田町長佐藤清一外十三名）（小峯柳多君紹介）（第四一九二号）及び同（請願者　群馬県甘楽郡下仁田町県立下仁田高等学校長高橋正衛外十三名）（細田慶夫君紹介）（第四九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県甘楽郡下仁田町は、高崎駅を起点とする上信電気鉄道の終点で、乗降客は平均二千人に達し、官公庁、学校等は十四を数え、当地方の林産物の集散地として、金融面はきわめて活潑であり、しかも一般生活必需品を高崎方面から移入するため、高物価となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、下仁田町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県甘楽郡下仁田町は、その地理的条件、産業事情ならびに経済事情によつて物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情に

かんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県三郷村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県生駒郡三郷村長真柴勝利外三名）（秋山利恭君紹介）（第四一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県生駒郡三郷村は、地域給三級地の王寺町に隣接し、経済生活は同町とまつたく近似しているにかかわらず、いまだ一級地のままとなつていることは不均衡である。ついては三郷村の地域給を三級地に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三郷村は三級地の王寺町に隣接し、経済生活は同町とまつたく近似している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県平和村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県中島郡平和村長伊藤義二外六名）（河野金昇君紹介）（第四二〇〇号）及び同（請願者　愛知県中島郡平和村平和中学校長鶴飼茂外四名）（小山倉之助君紹介）（第五七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡平和村は、現在地域給一級地の指定をうけているが、三級地の津島市及び祖父江町に隣接し、経済、文化等はこれら市町と密接不離の関係にあつて、生活必需品等もこれら市町から移入されるため、近時毛織工業等の振興と相まつて、物価の高騰は著しいものがある。ついては、平和村の地域給を二級地又は三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県中島郡平和村は、その地理的条件ならびに経済事情によつて物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県足守町外二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡足守町阿曾村大井村級地引上対策委員会委員長長門博）（中原健次君紹介）（第四二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡足守町、大井村及び阿曾村は、本村東部、上房郡南部にわたる経済、文化の中心地であり、また龍泉寺、木下家自宅、近水公園等の名所旧蹟を控える観光地的性格をもつため、諸物価の高騰著しく、県下主要都市に比べても割高という実情である。ついては、足守町外二箇村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

足守町、大井村、阿曾村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県落合町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県真庭郡落合町立天津小学校長森本嘉夫外九名）（小枝一雄君紹介）（第四二〇三号）及び同（請願者　岡山県真庭郡落合家畜保健衛生所長岡秀外九名）（大村清一君紹介）（第四四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡落合町は、西美作の商業、文化の中心地で、南は建設中の旭川ダムの北部の起点であり、北は目下建設中の湯原ダムに近接し、両ダム地域よりの移住者多く、出入の人口も激しく、物価は周辺の町村に比べ非常に高く、在勤公務員の生活は困窮し、他町への転任を希望する者が多い現状である。ついては、落合町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

落合町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県金津町の地域給引上げの請願（請願者　福井県坂井郡金津町長達川高志外一名）（賀木重一君紹介）（第四二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡金津村は、東洋レーヨン、津谷織物、旭化成、北陸パルプ、福井物産等の諸会社を有する工業都市であつて、諸物価は非常に高く、消費物資地域差指数は東京百に対し、本町は八十八・一という高率を示し、民間より給与ベースの低い公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、金津町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

金津町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府岡田中村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府加佐郡岡田中村長小島九兵衛）（柳田秀一君紹介）（第四二〇五号）、同（請願者　京都府加佐郡岡田中村議会議長真下幸右門）（柳田秀一君紹介）（第四八五〇号）、同（請願者　京都府加佐郡岡田中村議会議長井本仙蔵）（大石ヨシエ君紹介）（第五六二一号）及び同（請願者　京都府加佐郡岡田中村岡田中小学校長溝口三郎）（田中好君紹介）（第五六六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡岡田中村は、農業を主とし林業を副とする山間へき地であるから、産物及び生活物資はほとんど舞鶴市、宮津町と取引しているが、その取引条件が不利で売安買高となり、生計費の増高を招く結果となつている。ついては、岡田中村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡田中村は山間へき地であるため生活必需物資の大半を舞鶴市宮津町より移入するため生計費の増高を招いている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府八雲村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府加佐郡八雲村長佐藤実蔵）（柳田秀一君紹介）（第四二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡八雲村は、政治、経済、文化及び交通において従来舞鶴市と密接な関係にあつて、同市の郊外地区を形成し、本郡六箇村の政治の中心となつているが、生活程度は舞鶴市と変らず、物価は京阪神より二割以上高くなつている。ついては、八雲村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八雲村は舞鶴市の郊外地区を形成しており生活程度も舞鶴市と変つておらぬ実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府上狛町の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡上

狛町長浅田操外四名）（柳田秀一君紹介）（第四二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡上狛町は、奈良市、大阪市の近郊都市として、両市との往来ひん繁で、耕作地も少なく、生活必需品のほとんどをこれら都市より輸送消費しているが、諸経費がかさんで相当高物価である。ついては、上狛町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上狛町は、生活必需品のほとんどを奈良市、大阪市等より輸送消費しているため高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府加茂町の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡加茂町長松田信三郎外十一名）（柳田秀一君紹介）（第四二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡加茂町は、奈良市と隣接し、古来交通、文化、産業が発達して、京都市の最南端における要衝であるばかりでなく、奈良市の一環をなして、生活水準は都市となんら差異なく、物価は京阪地方から輸送される関係上むしろこれらを上まわつている。ついては、加茂町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

加茂町は奈良市に隣接し生活水準も都市となんら差異なくいきおい高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府相楽郡精華村の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡精華村長高田熊三郎）（柳田秀一君紹介）（第四二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡精華村は、奈良市、京都市及び大阪市が相互に行う文化、経済等の交流上の中継地であり、また村内には駐留軍部隊が駐留するため、消費生活に影響するところ大で、近隣町村の地域給に比べ本村は著しく不均衡な待遇にある。ついては、精華村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

精華村には駐留軍部隊があり、同村の消費生活に大きな影響を与えている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府棚倉村の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡棚倉村長森村米吉外四名）（柳田秀一君紹介）（第四二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡棚倉村は、地理的関係と交通の利便によつて、大阪、京都、奈良との経済的関連が深く、特に大阪市への通勤者は八割を占め、生活物資についても、これら都市から輸送消費するため、運賃等がかさみ、村内の諸物価は都市以上の高値を示している。ついては、棚倉村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

棚倉村は生活物資を大阪、京都、奈良等の都市から移入しているため輸送費がかさみ、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府高麗村の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡高麗村長井上茂一郎外十一名）（柳田秀一君紹介）（第四二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡高麗村は、地理的関係から物資の交流及び交通、文化、産業上において、大阪、京都、奈良の各市と密接な関係を有し、生活物資についても、これら都市集荷のものを消費するため、運賃その他がかさみ、諸物価は都市以上の高値となつている。ついては、高麗村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高麗村は、生活物資を大阪、京都、奈良の各市に依存している関係上、運賃その他がかさみ、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府相楽郡上狛町の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡木津町長飯田房一外十八名）（柳田秀一君紹介）（第四二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡木津町は、南山城の中心地で、地方事務所を始め各種官公署が多く、一方経済的には大阪、奈良、京都と密接で、貨客の往来ひん繁をきわめ、生活水準もこれら都市におけると同様に向上し、生計費の増高をきたしている。ついては、木津町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

木津町は大阪、奈良、京都と密接な経済関係にあり、生活水準もこれらの都市同様に向上し、生計費の増高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府中和東村の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡中和東村長和田宇一郎）（柳田秀一君紹介）（第四二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡中和東村は、古来繁茶の産地として知られ、昨年農林省より農村建設計画村として選定を受け、着々と新農村建設事業に邁進しており、また本村は交通、文化、産業が発達して、奈良、大阪、京都との往来ひん繁をきわめるに伴い、生活環境もこれら都市に近似してきた。ついては、中和東村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

中和東村は、産業の発達につれて、生活環境も奈良、大阪、京都等の諸都市と近似してきている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府東和東村の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡東和東村役場矢野善一外一名）（柳田秀一君紹介）（第四二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡東和東村は、古来奈良を中心として発達してきた関係上、生活水準は比較的高く、また経済的には主産物の茶以外には見るべきものがないので、生活物資は大阪、京都、奈良よりの移入にまたねばならず、諸経費がかさんでこれら都市よりもはるかに高くなつている。ついては、東和東村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東和東村生活物資を大阪、京都、奈良より移入している関係上諸経費がかさみ高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府高山村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府相楽郡高山村長田仲又四郎外四名）（柳田秀一君紹介）（第四二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡高山村は、亜炭鉱の発掘や疎開等によつて、戦後人口が倍加するに伴つて、消費地としての傾向が強くなり、従来大阪市、京都市及び上野市より搬入される生活物資はさらに高騰して、近隣地域給地と異ならない高物価となつている。ついては、高山村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高山村の特殊な消費事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府大河原村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府相楽郡大河原村長坂井国太郎外七名）（柳田秀一君紹介）（第四二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡大河原村は、地域給二級地の笠置町に隣接し、交通至便にして大阪、京都に一時間半、奈良に三十分余で連絡されるので、これら都市の郊外地の観を呈し、また茶の取引あるいは木津川、伊賀川の景勝地を擁するため都市との往来きわめてひん繁となるに伴い、生活環境はまつたく都市的となつている。ついては、大河原村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大河原村は地理的事情から、生活環境はまつたく都市的となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府湯船村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府相楽郡湯船村長射場道治外五名）（柳田秀一君紹介）（第四二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡湯船村は、本村の産物である木材及び茶等の取引上、大阪、京都、奈良と経済的に緊密となり、これが影響下にあるので生活水準、物価指数ともに高く、在勤公務員の生活を圧迫している。ついては、湯船村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

湯船村は大阪、奈良、京都と緊密な経済関係にあり、その影響を受けて、生活水準、物価指数ともに高い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府笠置町の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡笠置町長窪田要助外六名）（柳田秀一君紹介）（第四二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡笠置町は、史跡と観光地を兼ねるので、四季を通じて京阪神方面からの観光客が絶えず、大阪、京都、奈良等から移入消費される物価はこれら都市をしのぎ、公務員を困窮せしめること著しい。ついては、笠置町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

笠置町は、観光地としての特殊事情から高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府西和東村の地域給引上げの請願（請願者　京都府相楽郡西和東村長上嶋恭二外三名）（柳田秀一君紹介）（第四二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡西和東村は、国鉄バスが一日十八往復をして、京都、大阪、奈良及び木津の各都市と連絡するので、これら都市の会社、官公庁に通勤する者、又は鉱山、よう業関係者の出入きわめて多く、これに従つて本村の生活環境も都市的となり、公務員の生活を圧迫している。ついては、西和東村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

西和東村は、その交通事情から生活環境も都市的となり、公務員の生活を圧迫しつつある実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府由良村の地域給引上げの請願（請願者　京都府加佐郡由良村議会議長田中一五郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四三三号）及び同（請願者　京都府加佐郡由良村由良小学校長田中修一外一名）（田中好君紹介）（第五六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡由良村は、地域給四級地の舞鶴市及び三級地の宮津町にはさまれ、両地域の住宅地となつているので、本村の経済生活の条件はこれら市町と同一でありながら、地域給は実情に副わない待遇を受けている。ついては、由良村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

由良村は、舞鶴市、宮津町にはさまれ、本村の経済生活の条件は、これらの市町と同一である実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府神崎村の地域給引上げの請願（請願者　京都府加佐郡神崎村長森本伴次郎）（柳田秀一君紹介）（第四二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡神崎村は、農村でありながら、純農経営はわずか四割に過ぎず、しかも耕地は砂質のため主食の三分の二は村外より移入し、生活物資もすべて舞鶴市等から搬入されるため、交通の不便と相まつて、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困難な状態にある。ついては、神崎村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神崎村は農村でありながら主食の三分の二は村外より移入し生活物資も殆んどすべてを舞鶴市等から搬入されるため高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府岡田上村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府加佐郡岡田上村長道林吉郎）（柳田秀一君紹介）（第四二二二号）及び同（請願者　京都府加佐郡岡田上村岡田上小学校長迫尾篤外一名）（田中好君紹介）（第五六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡岡田上村は、交通不便であるから衣料品その他生活必需品は都市の二割ないし三割高となつており、また連絡あるいは協議会等による交通費がかさんで、本村の公務員は他町村同様な文化生活をすることが困難である。ついては、岡田上村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡田上村は交通不便であるため衣料品その他の生活必需品は都市より割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議

院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府岡田下村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府加佐郡岡田下村長今西弥一郎）（柳田秀一君紹介）（第四二二三号）、同（請願者　京都府加佐郡岡田下村議会議長真下幸右エ門）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一七号）及び同（請願者　京都府加佐郡岡田下村岡田下小学校長治島国松外一名）（田中好君紹介）（第五六六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府加佐郡岡田下村は、地域給四級地の舞鶴市に接続し、その生活環境は同市と変らない実情にあるので、無級地の本村在勤公務員は苦しい最低生活を続けているのみならず、近時転出希望者が多く、人事交流に支障を生じている。ついては、岡田下村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岡田下村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県津木村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県有田郡津木村長東谷幸太郎外四十四名）（辻原弘市君紹介）（第四二二四号）及び同（請願者　和歌山県有田郡津木村大字上津木梅本利雄外四十一名）（世耕弘一君紹介）（第四四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県有田郡津木村は、地域給二級地の湯浅町、広町に隣接し、生活水準においても、諸物価においても、両町となんら異なるところがないのにかかわらず、いまだ無級地となつていることは、不均衡である。ついては、津木村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
津木村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県美の郷村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県御調郡美の郷村美の郷電話中継所長木村勇外二十三名）（高津正道君紹介）（第四二二五号）、同（請願者　広島県御調郡美の郷中学校長村上憲平外十一名）（岡本忠雄君紹介）（第四二二六号）、同（請願者　広島県御調郡美の郷村美の郷郵便局長山本一登外九名）（佐竹新市君紹介）（第四七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県御調郡美の郷村は、尾道市と三原市に隣接する郊外村で、文化的にも、経済的にも、両市と密接な関係を有し、生活水準高く、また、消費物資のほとんどを両市に仰ぐため、一、二割高となつている。ついては、美の郷村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
美の郷村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福岡県吉武村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県宗像郡吉武村長立石昇）（福田昌子君紹介）（第四二二七号）及び同（請願者　福岡県宗像郡吉武村中島茂喜）（中島茂喜君紹介）（第四四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県宗像郡吉武村は、吉武炭坑、宗像炭坑を有し、人事の交流激しく、軽飲食店が多く、自然物価は高騰しているばかりでなく、生活必需品を福岡市近郊から購入するため、諸物価は著しく高騰している。ついては、吉武村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
吉武村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

熊本県清里村の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県玉名郡清里村長島田一馬）（松野頼三君紹介）（第四二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本県玉名郡清里村は大牟田市、荒尾市の工場、鉱山地帯に接し、生活必需物資のほとんどをこれら各都市に求めるため、運賃等の加算によつて諸物価は著しく高価となり、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、清里村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
清里村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県万世町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県川辺郡万世町長田実彦二外三十九名）（迫水久常君紹介）（第四二二九号）及び同（請願者　鹿児島県川辺郡万世町議会議長相星乙助外三十九名）（池田清君紹介）（第四二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県川辺郡万世町は、生産物少なく、生活必需物資のほとんどを鹿児島市、北九州及び阪神方面に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、万世町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
万世町の立地条件及び経済的諸事情等よりして本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道洞爺村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道虻田郡洞爺村議会議長小笠原繁雄外六名）（南條徳男君紹介）（第四二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道虻田郡洞爺村は、支笏国立公園の南部に位する観光地であるとともに、郡下における交通上の要衝となつているので、都市からの観光客の出入ひん繁となり、これが影響から本村の物価及び生活程度を著しく高めている。ついては、洞爺村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
北海道虻田郡洞爺村はその特殊事情により物価及び生活程度を著しく高めている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県七北田村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県宮城郡七北田村勤務地手当対策協議会委員長庄司孝外二名）（佐々木更三君紹介）（第四二七六号）、同（請願者　宮城県宮城郡七北田村七北田字町五十二番地佐藤

英雄外三名）（日野吉夫君紹介）（第五〇七一号）及び同（請願者　宮城県宮城村七北田村議会議長伊藤喜一外二名）（只野直三郎君紹介）（第五二二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡七北田村は、東西にわたつて仙台市に接続し、同市の一部を形成する実情にあり、また近くに国際港塩釜市及び観光地松島を控える関係から、本村の生活環境は一般の農村と異なり都市的となり、高物価、高生活水準となつている。ついては、七北田村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県宮城郡七北田村はその地理的条件により、すべて仙台市と異るところがなく高物価となつている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県滝山村の地域給引上げの請願（請願者　山形県南村山郡滝山村丹羽新兵工）（西村力弥君紹介）（第四二七八号）及び同（請願者　山形県南村山郡滝山地区官公労協議会鈴木正）（西村力弥君紹介）（第四五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡滝山村は、山形市に隣接し、各種の官公署が多い特殊の地域で、生活事情が同市内と大差ないのみならず、山形大学滝山分校があるので、同分校の教授は山形市内より地域給が低いという不合理を生じている。ついては、滝山村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県南村山郡滝山村はその特殊事情により生活事情は山形市と異るところがない実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

東京都町田町の地域給引上げの請願（請願者　東京都南多摩郡町田郵便局長上原久四郎外十四名）（山花秀雄君紹介）（第四二七九号）及び同（請願者　東京都南多摩郡町田町長渋谷三右エ門外十五名）（福田篤泰君紹介）（第四三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都南多摩郡町田町は、都南に位する近郊都市で、近く市制を施行することになつており、小田急線及び横浜線が交さし、交通の便もよく、両沿線中最大の都市にして、通勤者の大部分は川崎及び横浜方面に通勤し、生活様式等はほとんど両都市と異ならない。ついては、町田町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都南多摩郡町田町はその交通事情、経済事情により、生活様式は川崎市横浜市と異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県大村の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県真壁郡大村長加倉井郁三郎外七名）（赤城宗徳君紹介）（第四二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県真壁郡大村は、下館、土浦、真壁、下妻を結ぶ交通網の交さ点に位し、県西地区の交通及び経済の中心地であるのみならず、東京都との交通至便のため諸物価の変動にきわめて敏感で、常時生活必需品は東京都より三割、下館及び下妻等より一割の高価となつており、公務員の生活は、すこぶる困窮している。ついては、大村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県真壁郡大村はその交通事情ならびに経済事情により、諸物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県津木村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県有田郡津木村東谷幸太郎外四十一名）（田渕光一君紹介）（第四二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県有田郡津木村、地域給二級地の湯浅町及び広町に接し、同一経済環境にありながら無級地のため、在勤公務員の窮乏はもちろん、人事交流上すこぶる支障をきたしている。ついては、津木村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

湯浅町及び広町に接する津木村の立地条件ならびに経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県富田村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡富田村長土金二郎外六名）（小平久雄君紹介）（第四二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡富田村は、地域給三級地の足利市及び二級地の佐野市にそれぞれ接続して両市の中間にあり、戦後綿織物、果樹栽培等の産業も振興し、生活水準も比較的高度であり、物価においては移入地である前記両市を上まわつている。ついては、富田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡富田村はその産業事情ならびに経済事情により物価は相当に高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県城山郵便局職員の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県河内郡城山郵便局長木滑耕一外一名）（黒澤幸一君紹介）（第四二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県河内郡城山郵便局所在の城山村は、宇都宮市の西北方約六キロの郊外にあつて、大谷観音、多気山等の古跡、風光に恵まれた県北屈指の観光地であるとともに、大谷石の産出をもつて知られ、商工業活況を呈して生活水準、物価がきわめて高い特殊地域であり、本地区に勤務する城山郵便局員の生活の困窮は著しいものがある。ついては、城山郵便局職員に地域給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県河内郡城山村はその特殊事情ならびに産業事情によつて、生活水準高く物価が高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県金沢村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡金沢村長四方田賢外四名）（荒船清十郎君紹介）（第四二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡金沢村は、本郡の関門部に近く、また児玉街道の重要位置を占め、地域給一級地の野上町に隣接し、観光地長瀞を近くに控えているので、本村の生活水準は比較的高く、野上町に異ならないのみならず、物価はむしろ同町を上まわつている。ついては、金沢村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡金沢村はその地理的条件ならびに特殊事情によつて生活水準高く、物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣

旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県川口市の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県川口市並木町川口市全官公庁地域給引上対策委員会代表加藤浅次郎外五名）（井堀繁雄君外一名紹介）（第四二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県川口市は、東京都の衛星都市として産業面においてはもちろん、市民全般の生活も都と直結し、諸物資は県下第一の高物価で都を上まわる現状にありながら、川崎市、八王子市、武蔵野市等他の衛星都市の地域給に比べ、同市が、低位にあることは不合理である。ついては、川口市の地域給を五級地に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県川口市はその地理的条件によつて著しき高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県雨宮県村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県埴科郡雨宮県村長安藤豊外六名）（井出一太郎君紹介）（第四二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県埴科郡雨宮県村は、地域給一級地の屋代町及び松代町との中間にあり、両町と文化及び交通上密接な関係にあり、ことに屋代町とは近く合併の運びにあるほどで、本村の生活事情は屋代、松代町となんら異ならない現状にある。ついては、雨宮県村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県埴科郡雨宮県村はその経済地理的条件により生活事情は屋代町、松代町となんら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府北松尾村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府泉北郡北松尾村長河野政雄外一名）（小西寅松君外一名紹介）（第四二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府泉北郡北松尾村は大小多くの紡績工場を有し、これらが次々に拡張整備されるに伴つて、商業及び鉄工業も発達して今や商工都市に飛躍しつつあつて、隣接の地域給五級地和泉町あるいは同級地の忠岡町、高石町に比べ大差のない経済事情にある。ついては、北松尾村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北松尾村の、商工都市に飛躍しつつある産業経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府泉北郡北松尾村は大小多くの紡績工場を有し、これらが次々に拡張整備されるに伴つて、商業及び鉄工業も発達して今や商工都市に飛躍しつつあつて、隣接の地域給五級地和泉町あるいは同級地の忠岡町、高石町に比べ大差のない経済事情にある。ついては、北松尾村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北松尾村の、商工都市に飛躍しつつある産業経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大阪府北池田村の地域給引上げの請願（請願者　大阪府泉北郡北池田村長池辺恒雄外五名）（小西寅松君外一名紹介）（第四二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府泉北郡北池田村は、都市又は鉄道沿線でないということのみによつて、従来低級地の地域給を指定されているので、生活水準及び物価指数等本村の現状を訴え、これが改訂を請願して妥当なる成果を得られないことはまことに遺憾である。ついては、北池田村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北池田村の生活水準、また、物価指数等の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県家島町外五箇村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県飾磨郡余部村全官公庁地域給引上促進委員会代表福島正夫）（河本敏夫君紹介）（第四二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県飾磨郡家島町、余部村、曾佐村、置塩村、谷外村及び谷内村は、隣接の姫路市と一環の経済的特殊事情にあつて、生活物資等の価格も同市を上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県有年村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県赤穂郡有年村長河本鉄夫外十六名）（河本敏夫君紹介）（第四二九六号）及び同（請願者　兵庫県赤穂郡有年村会議長有年亮外十七名）（大上司君紹介）（第五四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県赤穂郡有年村は、地域給三級地の相生市、赤穂市及び二級地の上郡町に隣接し、ことに上郡町とは経済的に全く同一の条件下にあり、また生活程度においてもなんら異るところがないのにかかわらず、本村が一級地であることは不合理である。ついては、有年村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

有年村は、三級地である相生市、赤穂市、二級地である上郡町に隣接し、経済的にも同一条件下にある実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県浅野村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡浅野村長森隆一外十一名）（原健三郎君紹介）（第四二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡浅野村は、明石市周辺町村として、地域給一級地の富島町に隣接し、同町とは物価、生活程度、経済関係において、な

んら異なるところがない。ついては、浅野村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

浅野村は一級地である富島町に隣接し、経済事情において同町と異なるところがない実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県灘崎町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県児島郡灘崎町長若林伯之外八名）（星島二郎君紹介）（第四三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県児島郡灘崎町は、岡山、倉敷、児島、玉野の各市に近接し、郡の政治、経済、文化の中心地で、諸物価はこれらの都市の影響をうけ、むしろ上まわつている実情である。ついては、灘崎町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

灘崎町は、岡山、倉敷、児島、玉野の各市に近接し、その影響を受け高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県金光町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県浅口郡金光町長上藤純之介十二名）（星島二郎君紹介）（第四三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県浅口郡金光町は、地域給二級地の玉島市に隣接した宗教都市で、農産物も他に流出して必ずしも安価でなく、生活必需品も阪神、岡山より玉島、笠岡に移入されたものをさらに本町に供給される関係上物価は隣接都市に比較して一、二割高となつている実情で、公務員の生活は苦境にある。ついては、金光町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

金光町は生活必需品が阪神、岡山方面より玉島、笠岡を経由して移入されている関係上、物価は隣接都市に比較して割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県寄島町外五箇町村の地域給引上げの請願（請願者　岡山県浅口郡町村会長柳治三一外五十一名）（星島二郎君紹介）（第四三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県浅口郡寄島町、鴨方町、船穂町、里庄町、大島村及び六条院町は、東に玉島市、西に笠岡市と隣接し、本地区から産出する食糧物資は法外な高価で両市に流出されるために、消費物価もこれに並行して高騰するばかりで、六箇町村在勤公務員の日常生活は経済的に不安がたえない実情である。ついては、寄島町外五箇町村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

二、請願の議決理由

浅口郡寄島町、鴨方町、船穂町、里庄町、大島村及び六条院町は、その産出物資が法外の高値で隣接の玉島市、笠岡市に流出されるためいきおい高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県飯岡村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県勝田郡飯岡村給与対策委員会代表滝谷嘉十郎外九名）（和田博雄君紹介）（第四三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡飯岡村は、東洋一の同和鉱業株式会社の事業場が所在して、この従業員及び家族の生活動向が諸物価を高騰せしめて、在勤公務員の生活は常に困難と圧迫を受けている現況である。ついては、飯岡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

飯岡村は、所在する同和鉱業株式会社の従業員及び家族の生活動向が諸物価を高騰せしめ、在勤公務員の生活が困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山口県光市の地域給引上げの請願（請願者　山口県光市長松岡三雄）（石村英雄君紹介）（第四三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県光市は、山陽本線の沿線に位し、県下有数の工場地帯であり、また観光都市で、物価は高く、さらに八幡製鉄の光工場の進出による人口の激増と、来遊の観光客によつて一層物価は高騰し、在勤公務員の生活は圧迫されている。ついては、光市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

光市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県小野村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡小野村立小野中学校長和田三郎外二名）（武知勇記君紹介）（第四三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡小野村は、松山市に近接して、文化生活も同市とほとんど差異がなく、生活必需物資も同市に依存するため、輸送費が加算され、高物価となり、公務員の生活は非常に困窮している。ついては、小野村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

温泉郡小野村の地理的、経済的特殊事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県伊吹村の地域給引上げの請願（請願者　香川県三豊郡伊吹村長三好文司外二名）（大平正芳君紹介）（第四三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡伊吹村は、地域給二級地の観音寺町より海上三里の孤島にある漁村で、生活必需物資を観音寺町及び高松市より海上輸送して移入するため、物価はこれらの市町より三割高で、四囲町村に比較しても常に高物価で、公務員の生活は苦しい状態である。ついては、伊吹村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三豊郡伊吹村の地理的、経済的諸事情からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県女川町の地域給引上げの請願（請願者　宮城県牡鹿郡女川町長木村主税外二十二名）（内海安吉君紹介）（第四三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡女川町は、さきに地域給一級地の指定を受けたが、現下の物価指数は仙台市と同一の

事情にある。ついては、女川町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県牡鹿郡女川町はその経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県浅川町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県石川郡浅川地区官公労組地域給対策委員会議長早石保外一名）（山下春江君紹介）（第四三四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石川郡浅川町は、隣接する地域給一級地の石川町及び棚倉町より日用品その他の生活必需物価は割高であつて、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、浅川町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県石川郡浅川町はその経済事情により物価高となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県穴水町の地域給引上げの請願（請願者　石川県鳳至郡穴水町長白藤秀四郎外二十四名）（岡良一君紹介）（第四三五〇号）及び同（請願者　石川県鳳至郡国警穴水地区警察署長田中秀雄外二十三名）（益谷秀次君紹介）（第四三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県鳳至郡穴水町は、陸路交通の分岐発着点として、また海路富山、北海道その他能登半島沿岸への発動機船、漁船等のてい泊地として、奥能登第一の交通の要衝で、木材の集散地となつているが、消費物資は七尾市、輪島町を上まわる高物価である。ついては、穴水町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

穴水町の立地条件及びその経済的諸事情等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県門前町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県鳳至郡門前町長堂前義久外十六名）（岡良一君紹介）（第四三五二号）及び同（請願者　石川県鳳至郡国警穴水地区門前警部派出所長杉森勇外十五名）（益谷秀次君紹介）（第四三五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県鳳至郡門前町は、奥能登西部の交通の中心地にして、曹洞宗門本山総持寺の所在地であり、また本村の主要産業は林業で、農水産物は自給自足の域に達しておらず、衣料あるいは日用雑貨等を金沢、関西方面の都市に依存しているが、物価はこれら都市を常に上まわつている。ついては、門前町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

門前町の立地条件及びその経済的諸事情等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県金沢市の地域給引上げの請願（請願者　金沢市長井村寛雄外三十八名）（岡良一君紹介）（第四三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県金沢市は、従来地域給四級地への最有力候補地で、先般三級地に引き上げられたものの、近時市における高物価と民間給与及び生活水準の高位性等の特殊事情から、本市在勤公務員の生活状態はなはだしく困窮をきたしている。ついては、金沢市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

金沢市の物価水準及びその消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県船橋市の地域給引上げの請願（請願者　千葉県船橋地区全官公労連絡協議会議長石神田松外十名）（吉川兼光君紹介）（第四三五七号）及び同（請願者　千葉県船橋市役所職員組合委員長渡辺時雄外十名）（川島正次郎君紹介）（第四三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県船橋市は、各種の交通機関によつて東京都に直結され、文化、経済等はまつたく都中心の生活環境であるから、行政上千葉県に所属する形式的の理由をもつて、地域給の待遇に差別を設けることは不合理である。ついては、船橋市の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県船橋市はその経済地理的条件によりすべては東京都と差異がない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県船穂村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡船穂村長豊島哲次郎外七名）（川島正次郎君紹介）（第四三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡船穂村は、交通至便で、市川、松戸、船橋方面に直結する経済事情から、本村所在の法務庁印旛少年院はすでに地域給一級地の指定を受けていながら、他の官公署がその待遇から洩れていることは不均衡である。ついては、船穂村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県印旛郡船穂村はその経済事情より物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県東葛飾郡我孫子町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県東葛飾郡我孫子町長秋谷好治外十八名）（川島正次郎君紹介）（第四三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡我孫子町は、人口一万二千余、戸数約三千を有し、千葉、茨城両県を結ぶ関門であるとともに、常磐、成田両線の分岐点として交通至便の地である関係上、諸物価の高騰著しく、物資によつては東京都より高価なものがあり、公務員の生活は困窮している。ついては、我孫子町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡我孫子町はその地理的条件により諸物価は著しく高騰し公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県富勢村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県東葛飾郡富勢村長染谷孫蔵外五名）（川島正次郎君紹介）（第四三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡富勢村は、地域給三級地の柏町、二級地の我孫子町に隣接しているため、村民の経済生活は両町となんら異ならず、

かえつて高価格な物資を購入している実情であるが、いまだに無級地であることはきわめて不均衡である。ついては、富勢村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡富勢村は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県田中村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県東葛飾郡田中村長田中朝吉外四名）（川島正次郎君紹介）（第四三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡田中村は、地域給支給地の町村に囲まれ、村内の国立療養所のみがすでに二級地に指定されているが、いまだ無級地となつているため、人事の交流及び事務能率等に多大の支障をきたしている。ついては、田中村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡田中村は、その地理的条件により無給地となつていることは、人事交流等に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県布佐町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県東葛飾郡布佐町長秋田豪諦外五名）（川島正次郎君紹介）（第四三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡布佐町は、東京都心まで、わずか一時間の距離にあるので、都内からの行商人が町内の諸物資を搬出するため、町内の物資は欠乏して、諸物価は常に附近の町村よりはるかに高く、在勤公務員の生活苦は想像以上のものがある。ついては、布佐町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡布佐町は、その経済事情により物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県小金町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県東葛飾郡小金町長林重喜外六名）（川島正次郎君紹介）（第四三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡小金町は、東京都の近郊地として、経済事業は都市なみの高騰を示し、農産物等は東京都に流れ込み、生活諸物資は移入による運賃加算のため高価格となり、公務員は著しい生活難に陥つている。ついては、小金町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡小金町は、その経済事情により物価高をきたし、公務員は著しい生活難にあえいでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県土村の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県東葛飾郡土村長斎藤吉永外四名）（川島正次郎君紹介）（第四三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡土村は、地理的関係から、東京都、柏町に直結し、特に柏町との関係が深く、日常生活物資のすべてを同町に依存するため、輸送費等が加算され、諸物価は同町以上となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、土村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県東葛飾郡土村は、その経済事情により諸物価は高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県白里町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県山武郡白里町長内山仲外二名）（川島正次郎君紹介）（第四三七〇号）及び同（請願者　千葉県山武郡白里村白里郵便局長金坂典外三名）（森清君紹介）（第五四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県白里町は、生活必需物価が都市とほとんど変りなく、衣料品、食糧品等の価格はかえつて上まわるものがある。ついては、白里町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡白里町は、その経済事情により物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県大網町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県山武郡大網町大網地区地域給連絡協議会長島田正邦）（川島正次郎君紹介）（第四三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡大網町は、生活物資のほとんどが生産できず、食糧品等も東京都、千葉方面から仕入れるため、諸物価の高騰著しく、給料生活者の生活は困窮している。ついては、大網町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡大網町は、その経済事情によつて物価は著しく高騰し、給料生活者は甚だ困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県豊海町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県山武郡豊海町長桜井正中）（川島正次郎君紹介）（第四三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡豊海町は、地域給支給地の東金町、大網町、成東町等に近接し、これら各町の経済事情と比較して、諸物価は駐留軍演習場の関係で、断然高値を示し、在勤公務員の生活困窮はまことに悲惨である。ついては、豊海町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡豊海町は、その経済事情ならびに特殊事情によつて物価は著しく高騰して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県東金町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県山武郡東金町長能勢剛）（川島正次郎君紹介）（第四三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡東金町は、政治、経済、文化の各面にわたつて郡の中心をなし、都市計画の進展とともに、大都市的形態を帯びてきたが、生活必需品の生産少なく、食糧、魚介類等のすべてを東京都、千葉方面から仕入れるため、諸物価の高騰著しく、俸給生活者の生活困窮は大都市と同様である。ついては東金町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡東金町は、その経

済事情によつて諸物価の高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県松尾町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県山武郡松尾町長加藤彦治外十二名）（川島正次郎君紹介）（第四三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡松尾町は、小売物価のきわめて高い町で、隣接の八街町（三級地、成東町（二級地）と同様の物価高を示しているにかかわらず、本村が一級地に止まつていることはきわめて不合理であつて、人事の交流等に支障をきたしている。ついては、松尾町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡松尾町は、その経済事情により物価の著しき高騰をきたし、人事の交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県保田町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県安房郡保田町長福原実外九名）（川島正次郎君紹介）（第四三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県安房郡保田町は、夏期に京浜地区よりの避暑客を多数迎えるので、都会人の生活が町民に影響を与えるところ大きく、夏期における物価の上昇はもちろん、年間を通じても近接町村を上まわる高物価である。ついては、保田町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県安房郡保田町はその特殊事情ならびに経済事情により高物価となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県大和町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県中島郡大和町長上田栄）（鈴木幹雄君外一名紹介）（第四三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡大和町は、一宮市の西南に隣接し、同市の都市計画区域内にあつて政治、経済、文化の各般にわたり同市との関係深く、ほとんど同様の生活環境にあるので、本町の現行地域給はすこぶる不均衡になつている。ついては、大和町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県中島郡大和町はその経済事情は全く隣接一宮市と同一であるとの実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県松永町今津地区の地域給引上げの請願（請願者　広島県沼隈郡松永町長石井謙三）（高橋等君紹介）（第四三八〇号）、同（請願者　広島県沼隈郡松永町今津小学校長小川政一）（高橋頼一君紹介）（第四三八一号）及び同（請願者　広島県沼隈郡松永町西町松浦政吉）（高津正道君紹介）（第四四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡松永町旧今津町地区は、本年四月一日多年の要望を連し、松永町に合併したが、同一町内にあつて同じ経済環境にありながら、地域給は一級地と二級地の不均衡を見、種々支障をきたしている。ついては、松永町の旧今津町地区を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

松永町今津地区の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県金江村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県沼隈郡金江村長前田正一）（高橋頼一君紹介）（第四三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県沼隈郡金江村は、柳津村、高須村及び松永町と地域的、経済的に同一の圏内にあつて、生活程度及び物価指数が同一条件にありながら、これら町村のみ地域給地の指定を受けることは不合理である。ついては、金江村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

金江村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県仮屋町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県津名郡仮屋町長富田良平外十名）（富田健治君紹介）（第四三八四号）及び同（請願者　兵庫県津名郡仮屋町議会議長原田忠昌外十名）（原健三郎君紹介）（第四四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡仮屋町は、地域給二級地の岩屋町とともに淡路島随一の大町で、同一経済圏を形成し、貨客の往来ひん繁をきわめているが、本町は平地が少なく、主食の自給力なく、その他生活必需品を阪神地方に求めているため、同地方をはるかにしのぐ高物価である。ついては、仮屋町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

仮屋町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県美和村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡美和村長平田鎌三郎）（大村清一君紹介）（第四三八六号）及び同（請願者　岡山県真庭郡美和村中学校長信藤曾平外十名）（小枝一雄君紹介）（第四七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡美和村は、商店少なく、しかも商品が乏しいので、生活必需品を多く行商人から購入しているため、勢い生計費の増高

岡山県真備町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県吉備郡真備町長妹尾恵喜雄）（橋本龍伍君紹介）（第四三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡真備町は、倉敷市に十四キロ、玉島市に八キロの位置にあつて、本郡西南部地区の中心地で、また吉備文化の発祥地として文化水準高く、各学校、官公庁が所在し、生活必需物資を町外よりの移入にまち、前記両市を始め県下主要都市を上まわる物価高を示している。ついては、真備町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

真備町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

をきたし、近隣湯河原、勝山、久世の各町に比べはるかに困難な生活条件下にありながら、無級地であることは不均衡である。ついては、美和村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

美和村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県津田村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡津田村長二枝照雄外五名）（大村清一君紹介）（第四三八七号）及び同（請願者　岡山県真庭郡津田村議会議長由井友市外五名）（小枝一雄君紹介）（第四七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡津田村は、衣料、雑貨等の高価な物あるいはまつた品物を岡山市、津山市等に買いに行く実情であり、また先年より着工中の旭川開発事業に伴う人夫、従業員等の関係者は約六千人を数えるので、本村の高物価をさらにつり上げ、公務員は生活上多大の脅威を受けている。ついては、津田村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津田村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県東川東村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡川東村長久保田定二）（大村清一君紹介）（第四三八八号）及び同（請願者　岡山県真庭郡川東村役場内南条瞭外二十一名）（小枝一雄君紹介）（第四七七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡川東村は、国鉄姫新線により東は津山市を経て広島市地方に、西は新見町を経て広島市に通ずる外、バス網南北に走つて勝山、高梁の両町に通じ、本郡南部の政治、経済、交通の中心地をなし、生活事情はこれら都市の影響を受けているため生活費がすこぶる増高している。ついては、川東村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川東村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県木山村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡木山村長高峰秀海）（大村清一君紹介）（第四三八九号）及び同（請願者　岡山県真庭郡木山村助役吉原政太郎外五十七名）（小枝一雄君紹介）（第四七七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡木山村は、山間地に位し、日常生活諸物資等を都市より移入するため、運賃が加算され、諸物価は高騰し、日常生活費も増高している。ついては、木山村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

木山村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県二川村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡二川村長飯田峰一郎）（大村清一君紹介）（第四三九〇号）及び同（請願者　岡山県真庭郡二川村農業共済組合内真田泰生外八十五名）（小枝一雄君紹介）（第四七七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡二川村は、交通不便で、移入物資は高く、目下建設中の湯原ダム工事の影響は日々に生活程度を高め、諸物価の高騰をきたし、ますます生活費が上昇している状況にある。ついては、二川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

二川村の立地条件ならびに経済的諸事情より本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県河内村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡河内村長宮本精一）（大村清一君紹介）（第四三九一号）及び同（請願者　岡山県真庭郡河内村助役白石猛男外五十二名）（小枝一雄君紹介）（第四七七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡河内村は、本郡の南東玄関口に位し、交通の便よく、津山市及び久世、勝山、落合の各町に囲まれ、生産物の多くはこれら市町に流れ、村内の需給価格はこれら市町と変りなく、日常必需物価は高く、近年湯原発電工事が施行されるに及んで、一層物価は高騰の一途をたどつて、生活はますます困難となつている。ついては、河内村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

河内村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県富原村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡富原村長松尾智猛外七名）（大村清一君紹介）（第四三九二号）及び同（請願者　岡山県真庭郡富原村議会議長西本浅吉外七名）（小枝一雄君紹介）（第四七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡富原村は、農作物の自給がやつとできる程度で、魚類を遠く鳥取県より津山市、新見町を経て移入し、また生活必需品を遠隔地より求めるため、その価格も県南部に比べて非常に高値であり、隣接の勝山町及び新庄村はすでに地域給一級地に指定され、本村がその指定から洩れているので、人事の交流に支障をきたしている。ついては、富原村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

富原村の立地条件等からして生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県月田村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡月田村長筒田佐吉外六名）（大村清一君紹介）（第四三九三号）及び同（請願者　岡山県真庭郡月田村議会議長中井正美外五名）（小枝一雄君紹介）（第四七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡月田村は、地域給一級地の勝山町に隣接し、阪神地方、岡山市に直接している関係上、生活情況は大都市に近づき、諸物価は高く、生活費はかさみ、在勤公務員の生活は困難となりつつある。ついては、月田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

月田村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県美川村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡美川村長森川高蔵）（大村清一君紹介）（第四三九四号）及び同（請願者　岡山県真庭郡美川村助役阿部民三郎外五十三名）（小枝一雄君紹介）（第四七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡美川村は、交通に恵れない山間地で、諸物資の運送に多大の不便を生じ、また湯原ダム、旭川ダム等の建設工事の実施に伴い、物価は高騰し、生活費が増高するとともに、生活は困難となつている。ついては、美川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

美川村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県八束村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡八束村長池田帝）（大村清一君紹介）（第四三九五号）及び同（請願者　岡山県真庭郡八束村農林省萩山原開拓建設事務所笹井陸正外九十六名）（小枝一雄君紹介）（第四七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡八束村は、交通機関きわめて悪く、しかも冬期は降雪期間五箇月以上におよび、これがため諸物資の導入に大なる困難をきたし、これに要する諸費用が加算され、必然的に物価は高騰し、地域給支給地に隣接する本村在勤公務員の生活は困窮している実情にある。ついては、八束村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八束村の物価水準及び消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県川上村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡川上村長亀山乾）（大村清一君紹介）（第四三九六号）及び同（請願者　岡山県真庭郡川上村国家警察真庭地区川上駐在所山本豊外六十五名）（小枝一雄君紹介）（第四七七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡川上村は、本郡奥地産業の中心地で、林産物を豊富に生産し、大小の製材工場を有しているが、最近隣村の湯原ダム建設の影響をも受け、諸物価が高騰し、また同様の地勢及び環境にある隣接の中和、新庄、湯原の各町村が地域給支給地に指定されたにかかわらず、本村が無級地であることは不合理である。ついては、川上村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川上村の立地条件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県美甘村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県真庭郡美甘村長広岡美寅外十一名）（大村清一君紹介）（第四三九七号）及び同（請願者　岡山県真庭郡美甘中学校長横山保夫外十一名）（小枝一雄君紹介）（第四七七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡美甘村は、地域給一級地の勝山町、湯原町及び新庄村と隣接し、これら町村と生活程度はなんら異ならず、特に最近着工された湯原ダム建設工事の影響を受けて生活必需品は高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、美甘村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

美甘村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県島田村の地域給引上げの請願（請願者　山梨県北都留郡島田村長小俣徳外八名）（鈴木正文君紹介）（第四三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北都留郡島田村は、地域給二級地の上野原町に隣接し、村内に上野原駅を有し、交通至便のため東京方面への通勤者多く、生活水準は高く、東京都の郊外地の観を呈し、諸物価も高く、給料生活者は経済的にも、文化的にも、きわめて苦境に追い込まれている。ついては、島田村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山梨県北都留郡島田村はその地理的条件により東京都に近く諸物価の高騰をきたし公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県形原町及び西浦町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県宝飯郡形原町長吉見正男外二百二十三名）（福井勇君紹介）（第四三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡形原町及び西浦町は、地域的特殊産業及び観光地、温泉地として活況を呈し、一般町民の生活水準の向上と相まつて、ますます消費物価の高騰を刺戟し、民間給与者に比べ薄給の在勤公務員は最低生活すらおびやかされている現状である。ついては、形原町及び西浦町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県宝飯郡形原町及び西浦町はその特殊事情ならびに産業事業による物価高をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県坂上村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県吉城郡坂上村長嶋広蔵）（岡村利右衛門君紹介）（第四四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城郡坂上村は、高山市に次ぎ古川町、神岡町と並立して政治、経済、文化、交通の中心的位置を占め、多数の官公署、会社等を擁し、宮川水域の開発の着工と木材の好景気に伴い、生活水準は向上し、日常生活物価は高騰し、飛騨地区における第一位を示めすに至り、在勤公務員の生活は日々赤字を加えている。ついては、坂上村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県吉城郡坂上村は、その産業事情により生活水準は上昇し物価は高騰して公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県丹生川村の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県大野郡丹生川村長増田秀平）（岡村利右衛門君紹介）（第四四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県大野郡丹生川村は、地域給三級地の高山市に隣接し、一級地の上宝村、国府村、大八賀村等と同様な生活環境にあつて、物価は高山市よりやや高価で、在勤公務員が安じて職務は精励するため

には隣接市町村と均衡のとれた給与であることが必要である。ついては、丹生川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県大野郡丹生川村は、その経済事情は近隣の支給地と同一であつて物価は高騰し公務員の生活は不均衡に苦しんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県比井崎村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県日高郡比井崎村長西下隼吉外一名）（世耕弘一君紹介）（第四四〇三号）、同（請願者　和歌山県日高郡比井崎村比井郵便局長楠山沢一郎）（辻原弘市君紹介）（第四四七八号）及び同（請願者　和歌山県日高郡比井崎村比井郵便局長楠山沢一郎外一名）（田渕光一君紹介）（第四五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡比井崎村は、耕地少なく、主食をはじめ生活必需物資のほとんどを地域給二級地の御坊町に求めるため、物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、比井崎村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

比井崎村は、生活必需物資のほとんどを二級地である御坊町に求めるため、高物価は免かれざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県気賀町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県引佐郡気賀町長松浦卓朗外二十名）（足立篤郎君紹介）（第四四〇四号）及び同（請願者　静岡県引佐郡気賀町気賀税務署長松井五一外二十名）（長谷川保君紹介）（第五〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県引佐郡気賀町は、郡の政治、経済、教育、文化、交通の中心地で、多くの官公署等を有し、日用品の生産なく、食糧供給源も貧弱な純消費地であつて、生活必需品を浜松、豊橋に依存するため、物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、気賀町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県引佐郡気賀町はその特殊事情ならびに経済事情により物価は高騰し公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県焼津市の地域給引上げの請願（請願者　静岡県焼津市長高富義一）（西村直己君紹介）（第四四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県焼津市は、特殊な条件を有する新興漁港都市で、最近における漁港設備と水産業界の隆昌は当地の水産関係者、一般商工業者及び民間労働者等の給与の水準の向上をもたらし、諸物価を高騰させ、給与の低い公務員の生活をきわめて困難にしている。ついては、焼津市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県焼津市は、その産業事情、経済事情より諸物価を高騰させ公務員の生活をきわめて困難ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県島田市の地域給引上げの請願（請願者　静岡県島田市長森昌也外二十九名）（西村直己君紹介）（第四四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県島田市は、地域給四級地の静岡市と三級地の浜松市の中間に位し、産業、経済、教育、文化、交通等あらゆる面において、両市と差異なく、特に物価は大小工場を多数有している関係上、かえつて両市を上まわるほどで、在勤公務員の生活苦はまことに耐え難いものがある。ついては、島田市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県島田市は、その地理的条件、産業事情によつて物価は高騰して公務員の生活を困窮せしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県坂本村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡坂本村長二神一恵外六名）（中村時雄君紹介）（第四四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡坂本村は、松山市に近接し、交通の便がよいため、同市の影響を受けること大きく、村民の文化生活はほとんど同市と同様であつて、生活物資の価格は輸送費がかさむだけ同市よりも高値となり、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、坂本村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

温泉郡坂本村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県拝志村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡拝志村地域給対策協議会長）（中村時雄君紹介）（第四四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡拝志村は、松山市との交通の便よく、同市の郊外地として文化程度は向上し、また生活諸物資のすべてを同市に依存するため、輸送費が加算されて、諸物価の高騰著しく、公務員の生活は極度に困窮している。ついては、拝志村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

拝志村の立地条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県小野村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡小野村地域給対策委員会長牧恒一外二名）（中村時雄君紹介）（第四四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡小野村は、松山市に近接し、日常生活必需物資のすべてを同市より仕入れ、村内で小売するため、諸物価は著しく高値となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、小野村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小野村の地理的条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県三内村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉

郡三内村地域給対策協議会長大窪晴市外七名）（中村時雄君紹介）（第四四一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県温泉郡三内村は、生活必需物資のほとんどを松山市から仕入れるため、輸送費が加算されて、諸物価は高騰し、主食、副食物、野菜等も農家の自家用を生産するに過ぎず、消費生活者は村内の店舗から購入する状態で、その生活費は都市となんら異ならない実情にある。ついては、三内村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三内村の地理的条件からして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県川上村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡川上村地域給対策協議会長樋口光春外五名）（中村時雄君紹介）（第四四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県温泉郡川上村は、交通の要衝に位し、伊予鉄道等によって松山市及びその周辺の諸官公庁、会社、工場等への通勤者は年々増加しつつあり、一般消費生活、文化生活程度も松山市等となんら差異がなく、生活物資を京阪神地方及び松山市より求めるため、かえって高値となっている。ついては、川上村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
川上村は、生活物資を京阪神地区及び松山市より求めるため、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県荏原村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡荏原村地域給対策協議会長水口通文外二名）（中村時雄君紹介）（第四四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県温泉郡荏原村は、松山市と農産物、林産物、青果物等の取引盛んで、生活物資のすべてを同市に依存するため、諸物価は同市となんら異なるところがなく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、荏原村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
荏原村の地理的、経済的条件により、いきおい生計費はかさみ、公務員の生活は困窮を来たしている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県敷根村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡敷根村長末永清）（池田清志君紹介）（第四四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県姶良郡敷根村は、大隅及び宮崎県都城市への発起点をなし、北隅交通の要点に位する関係上、これら都市の影響を受けて、物価及び生活程度高く、公務員の生活は困窮している。ついては、敷根村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
敷根村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道天塩町の地域給引上げの請願（請願者　北海道天塩郡天塩町議会議長本田善助外三名）（芳賀貢君紹介）（第四四五五号）、同（請願者　北海道天塩郡天塩町長草刈直外二名）（玉置信一君紹介）（第四四九八号）及び同（請願者　北海道天塩郡天塩町全官公庁首長連絡協議会代表明石清外二名）（横路節雄君紹介）（第五〇六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道天塩郡天塩町は、本道留萌、旭川、稚内の諸市及び名寄町と比べ物価高のため、これらの市町との人事の交流に支障をきたしている。ついては、天塩町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道天塩郡天塩町は、その経済事情により高物価をきたし、人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道釧路市の地域給引上げの請願（請願者　北海道釧路市釧路国支庁長小野英男外一名）（伊藤郷一君紹介）（第四四六一号）及び同（請願者　北海道釧路市長佐藤宏平外一名）（森三樹二君紹介）（第四四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道釧路市は、気候の関係上、主食等の収穫が皆無の状態で、生活必需物資を貿易港の小樽市より道内の都市を経て移入されるため、他の都市に比べて常に一割ないし二割の物価高で、人事の交流等に支障をきたしている現況である。ついては、釧路市の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道釧路市は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰して、人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

北海道江丹別村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡江丹別村長久保政一外七名）（武田信之助君紹介）（第四六一号）及び同（請願者　北海道上川郡江丹別村教職員組合江丹別支部長吉崎才吉外七名）（玉置信一君紹介）（第四五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道上川郡江丹別村は、村内商品の一切を旭川市から仕入れる関係上、運賃が極度に増高し、その価格は他の都市よりも二割以上高く、しかも極寒地帯で多額の燃料や被服費を必要とし、在勤公務員は勤物に近い生活を余儀なくされている。ついては、江丹別村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道上川郡江丹別村は、その自然条件ならびに経済事情により公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県逢隈村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県亘理郡逢隈郵便局長広野和蔵外六名）（佐々木更三君紹介）（第四六四号）及び同（請願者　宮城県亘理郡逢隈村逢隈中学校長谷津文雄外六名）（只野直三郎君紹介）（第四九四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県亘理郡逢隈村は、生活必需品のほとんどを仙台市から仕入れるため、その価格は仙台市を上まわり、農産物も農民が直接仙台市に搬出して販売するので、地元消費者はより高価なものを購入している実情で、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、逢隈村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県亘理郡逢隈村は、その経済事情により物価は高騰して公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県下の地域給指定等に関する請願（請願者　秋田県知事池田徳治外三名）（石山權作君外六名紹介）（第四四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来秋田県は、生活程度が低いと考えられていたが、全国的物価高騰の影響により、工業都市県に比べむしろ割高となつており、県下在住公務員は物価高と寒冷地であるための生計費の増高により、極度の生活苦にあえいでいる。ついては、秋田市、大館市、能代市、横手市、浜田村、飯島村及び外旭川村を地域給三級地に、花輪町、尾去沢町、小坂町、毛馬内町、大湯町、鷹巣町、花岡町、米内沢町、阿仁合町、扇田町、早口町、十二所町、二ツ井町、響村、船川港町、一日市町、五城目町、本荘町、矢島町、象潟町、大曲町、花館町、角館町、刈知野町、六郷町、生保内村、増田町、十文字町、浅舞町、湯沢町、和田町、四ツ小屋村、仁井田村及び豊岩村を二級地に引き上げ又は指定し並びに宮川村、柴平村、曙村、錦木村、七滝村、矢立村、前田村、二井田村、下川沿村、鹿渡町、森岳村、人森村、荷上場村、沢目村、藤琴村、昭和町、飯田川町、北浦町、船越町、下新城村、金足村、天王町、平沢町、金浦町、亀田町、東滝沢町、神宮寺町、長野町、神代村、田沢村、金沢村、角間川町、沼館町、大森町、三重村、横堀村、院内町、船底町、岩崎町、川連町、西馬音内町、東成瀬村、西成瀬村、秋ノ宮村及び皆瀬村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県下の各市町村は、それぞれ経済事情により物価高となり公務員の生活を困窮せしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県北郷村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡北郷村長中島滝造外一名）（山口好一君紹介）（第四四六六号）及び同（請願者　栃木県足利郡北郷村議会議長相馬利一外一名）（船田中君紹介）（第五〇八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡北郷村は、足利市に隣接した機業地で、同市の経済圏内にある関係で、一般の生活水準は高く、従つて生計費は増高するばかりか、同一条件下の周辺町村が地域給が指定されているにもかかわらず、いまだ本村が無級地では在勤公務員の精神的打撃は大である。ついては、北郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡北郷村は、その産業事情において足利市と大差なく、生活水準は高く生計費は増高して公務員の生活を苦しめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県桐生市の地域給引上げの請願（請願者　群馬県桐生市長前原一治）（松井登吉君紹介）（第四四六七号）及び同（請願者　群馬県桐生市前橋地方裁判所桐生支部長大島斐雄外八十二名）（長谷川四郎君紹介）（第五四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県桐生市は、古くより機業地として有名で、県下第一の工業都市であり、諸物価も県下最高を示し、物価指数は現在地域給四級地の東京都隣接諸都市を上まわつている実情である。ついては、桐生市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県桐生市は、その産業事情ならびに経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県共和村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡共和村長岡芹友治外一名）（杉村沖治郎君紹介）（第四四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡共和村は、地域給一級地の本庄町と児玉町にはさまれ、生活水準並びに経済、文化等において両町となんら差異が認められず、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、共和村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡共和村は、その地理的条件によつて生活水準は支給地たる本庄町、児玉町と同様にて、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県地蔵堂町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県西蒲原郡地蔵堂町長小川虎五郎）（北畑吉君紹介）（第四四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡地蔵堂町は、給与所得者と中小商工業者で成り立つているまつたくの消費地で、生活必需物資その他の価格は地域給二級地の長岡市、三条市等の都市を上まわる物価高を示し、給与水準の低い公務員の生活はまことに窮乏している。ついては、地蔵堂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地蔵堂町の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県三倉村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県周智郡三倉村長富田茂雄外八名）（足立篤郎君紹介）（第四四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県周智郡三倉村は、農業事情の悪い上に、耕地面積が僅少であつて、村民の三箇月の食糧も自給できず、生活必需物資をすべて村外より移入するため、運送費がかさんで、その価格は著しく高値となり、住宅の不足と相まつて、公務員の生活を極度に圧迫している。ついては、三倉村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県周智郡三倉村は、その産業事情、経済事情により物価は著しく高騰し、公務員の生活を極度に圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県福地村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県幡豆郡福地村長戸田和市外五名）（加藤鐐五郎君紹介）（第四四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県幡豆郡福地村は、西尾、一色、平坂の各町に隣接し、これら地区との経済的取引は盛んであり、特に最近交通機関の発達に伴い、名古屋、岡崎、碧南の各都市との関係も増大しつつあり、従つてこれら都市の影響をうけて、文化水準は向上し、村勢の発展と相

まつて諸物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、福地村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県幡豆郡福地村は、その経済事情ならびに交通事情により諸物価の著しき高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県一色町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県幡豆郡一色町長鈴木三之介外八名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県幡豆郡一色町は、名古屋市の衛星都市として重要な役割を果しつつあり、教育、文化程度高く、観光施設も充実し、在勤公務員の生活状態は大都市となんら異ならない。ついては、一色町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県幡豆郡一色町は、その特殊事情ならびに経済事情により、その生活水準高く、公務員の生活は著しく困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県幡豆町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県幡豆郡幡豆町長牧野健吉外六名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県幡豆郡幡豆町は、織布、漁網、ガラ紡業を中心とする麻網、ゴムひも、機械等の諸工業の発展と人口の急増及び観光地である関係とにより、文化、生活水準は向上し、諸物価の高騰も著しく、給料生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、幡豆町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県幡豆郡幡豆町は、その産業事情ならびに特殊事情により諸物価は高騰して公務員は生活に苦しんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県吉田町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県幡豆郡吉田町長渡辺茂平外十名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県幡豆郡吉田町は、三河湾の中枢に位する海陸交通の要地であつて、のり、食塩の特産物をはじめ、水産業、漁網製造業、織布業等が盛んで、これに伴う一般中小商工業者は活況を呈し、他面観光地として昨年蒲郡地区県立公園の一部編入され、諸物価はこれらの影響を受けて著しく高騰している。ついては、吉田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県吉田町は、その産業事情ならびに経済事情にも諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県平坂町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県幡豆郡平坂町長石川賜一郎外七名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県幡豆郡平坂町は、鋳物工業及び紡織工業の中心地であり、名古屋市の衛星都市の一環として重要な役割を果しつつあり、教育、文化の程度も高く、その生活状態は同市となんら異なるところがない。ついては、平坂町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県幡豆郡平坂町は、その産業事情により文化水準は高く生活状態は名古屋市とほとんど異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県寺津町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県幡豆郡寺津町長鈴木仁市外二名）（加藤鎌五郎君紹介）（第四四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県幡豆郡寺津町は、農、水産物及びかわら、漁網、ガラ紡等の産地であり、特にかわらは全国的にも著名であつて、その取引関係業者の往来はひん繁をきわめ、諸物価を著しく高騰させている。ついては、寺津町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県幡豆郡寺津町は、その産業事情により諸物価を著しく高騰させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県吉岡村の地域給引上げの請願（請願者　岡山県久米郡吉岡村長杉本義夫）（逢澤寛君紹介）（第四四八一号）及び同（請願者　岡山県久米郡吉岡村給与対策委員会代表杉本義夫）（小枝一雄君紹介）（第四四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡吉岡村は、硫化鉄鉱が全国生産量の七割を占める同和鉱業株式会社を有し、その隆盛に伴う物価高と生活物資を岡山、津山等に依存するための運賃加算のため、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活をきわめて困難にしている。ついては、吉岡村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

吉岡村の特殊な産業事情及び消費事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県瀬戸町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県赤磐郡瀬戸町地域給引上協議会代表土井原丈夫）（大村清一君紹介）（第四四八四号）及び同（請願者　岡山県赤磐郡瀬戸町長岡本宗一郎）（逢澤寛君紹介）（第五四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県赤磐郡瀬戸町は、岡山市よりわずか三里を距てる郊外都市で、すべての経済生活は同市の経済圏内に包含され、生活物資のすべてを同市に依存するため、その小売値段は同市より高くなり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、瀬戸町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬戸町は岡山市の郊外都市であり、生活物資のすべてを同市に依存するため物価は同市より割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県川津村の地域給引上げの請願（請願者　香川県綾歌郡川津村長高木徳太郎外一名）（大平正芳君紹介）（第四四八六号）及び同（請願者　香川県綾歌郡川津村議会議長福崎稠）（福田

繁芳君紹介）（第四四八七号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県綾歌郡川津村は、坂田市と宇多津町に境を接し、村内を南北に貫通する県道によつて、両市町との物資の交流激しく、ことに経済的にはまつたく同市内の経済圏に包含され、本村との合併機運も濃厚である。ついては、川津村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県綾歌郡川津村は、その経済事情によつて物価等は近接市町と何ら異るところなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県高室村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県三豊郡高室村長富原是光外六名）（福田繁芳君紹介）（第四四八八号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡高室村は、最近地域給二級地に編入された観音寺町の都市計画内に包含され、諸物価及び村民の文化水準、生活程度において、同町となんら異ならず、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、高室村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高室村の地理的、経済的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県今和泉村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県揖宿郡今和泉村長西良啓）（池田清君紹介）（第四四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県揖宿郡今和泉村は、鉄道沿線地帯に位する関係上、文化、産業の交流激しく、また泉郡指宿町を含む海洋国立公園の一環として、観光客の往来も激しく、商店街は活況を呈し、消費地である本村の物価をいやが上にも上昇せしめて、公務員の生活をきわめて困難にしている。ついては、今和泉村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

今和泉村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県高江村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡高江村長前平善次郎）（岩川與助君紹介）（第四四九〇号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡高江村は、地域給二級地の川内市と串本野市にはさまれ、両市と経済、文化はまつたく同様で、一般物価水準は両市よりむしろ高く、在勤公務員の生活は不安定の実情にある。ついては、高江村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高江村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

秋田県神宮寺町の地域給指定に関する請願（請願者　秋田県仙北郡神宮寺町長藤井久松外七名）（川俣清音君紹介）（第四五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県仙北郡神宮寺町は、隣接の大曲地区、刈和野地区と経済的、地理的、生活実態等のあらゆる面においてなんら異なるところないにかかわらず、両地区は地域給支給地で、本町が無級地であることは不合理である。ついては、神宮寺町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋田県仙北郡神宮寺町は、その地理的条件によつて周辺の支給地と経済事情において何ら差異なき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県船引町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県田村郡船引町地域給指定促進協議会長渡辺善寿外一名）（助川良平君紹介）（第四五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県田村郡船引町は、郡の中央に位し、薪炭、木材等の集散地で、米麦の生産量は年間の五割にみたぬ状態で生活必需品を隣接町村より移入するため、常に一割以上の高物価となり、在勤公務員の生活は困難である。ついては、船引町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県田村郡船引町は、その産業、経済事情により高物価となり、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県吾妻村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡吾妻村長島田武外三名）（小平久雄君紹介）（第四五〇五号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡吾妻村は、地域給二級地の佐野市と境を接し、三級地の足利市に近接して、これら両都市の影響を直接に受けるため、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、吾妻村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡吾妻村は、その経済地理的条件によつて、諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県那珂湊町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県那珂郡那珂湊町長宮原庄助外四百四十名）（山崎猛君紹介）（第四五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県那珂郡那珂湊町は、地域給三級地の水戸市の郊外に位し、本県最大の漁港を有するため物と人との交流激しく、また交通機関は高運賃の私営の鉄道、バスを利用する関係上、高物価となり、生計費の増高をきたし、在勤公務員の生活は困窮し、水戸市在勤者との人事の交流に支障を生じている。ついては、那珂湊町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県那珂郡那珂湊町は、その産業事情ならびに経済事情により高物価となり、公務員の生活は困窮して人事交流を妨げている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県北大井村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県北佐久郡北大井村北大井小学校長上原留五郎外六名）（井出一太郎君紹介）（第四五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県北佐久郡北大井村は、地域給二級地の岩村田町の間に位し、特一級地の小諸町とは商業上の関係深く、小諸町と同町となんら異なるところがないにかかわらず、本村が無級であることは不合理である。ついては、北大井村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県北佐久郡北大井村は、その経済事情において特に隣接地小諸町と関係深く諸物価はなんら異なるところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県朝陽村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県上水内郡朝陽村長篠原太一）（中澤茂一君紹介）（第四五〇八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県上水内郡朝陽村は、地域給二級地の長野市に隣接し、すべての面において同市の影響を直接に受け、物価は同市となんら差異がないのにもかかわらず、本村がいまだ無級地であることは不合理である。ついては、朝陽村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県上水内郡朝陽村は、その経済事情によつて物価は隣接地長野市となんら差異がない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県豊科町及び穂高町の地域給引上げの請願（請願者　長野県南安曇郡南安曇地方事務所長風間貞好外三十六名）（増田甲子七君紹介）（第四五〇九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県南安曇郡豊科町及び穂高町は、松本市、大町に隣接し、生活必需物資のほとんどを松本市等に求めるため、諸物価は割高となり、両町在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、豊科町及び穂高町の地域級を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県南安曇郡豊科町及び穂高町は、その経済事情によつて物価は高騰して公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県大正村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県南葛城郡大正村役場代表山口忠司外十名）（仲川房次郎君外四名紹介）（第四五一五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県南葛城郡大正村は、生活必需物資のほとんどを大阪市を一環とした経済圏内にある地域給二級地の御所町に求めるため、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大正村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
大正村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県彦根市の地域給引上げの請願（請願者　滋賀県彦根市長小林郁）（堤康次郎君紹介）（第四五一六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
滋賀県彦根市は、観光、教育、工場地帯として、大津市に次ぐ第二の都市で、生活必需物資のほとんどを京阪神及び名古屋、岐阜、大垣方面に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は著しく高く大津市以上の物価高となつている。ついては彦根市の地域給を四級地又は三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
彦根市の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県広田村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県三原郡広田村長矢尾田京兵外十六名）（永田亮一君紹介）（第四五一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県三原郡広田村は、地域給三級地の洲本市に隣接し、同市と経済、産業、交通等すべてにおいて密接な関係を有し、諸種の会社工場を有し、諸物価は著しく高く、阪神地方と比べても高価なものが多く、公務員の生活は困窮するばかりである。ついては、広田村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
広田村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県幸世村の地域給指定等に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡幸世村長安田尚熙外四名）（佐々木盛雄君紹介）（第四五一八号）及び同（請願者　兵庫県氷上郡幸世村官公庁地域給指定促進委員会長谷鋭夫外三名）（有田喜一君紹介）（第四七四七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡幸世村は、製材業、鉱業、林業等の発展目覚ましく、日常生活物資の価格は都内の地域給一、二級地の指定を受けた町村より高価で、民間従業員に比べ、薄給の公務員の生活は困窮するばかりである。ついては、幸世村のうち、字氷上、佐敷、柳町の三箇部落の地域給を二級地に引き上げ、残余の区域を一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
幸世村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨および目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県万富町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡万富町地区域給引上協議会長山本寿喜太）（大村清一君紹介）（第四五一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県赤磐郡万富町は、岡山市に隣接し、生活必需物資のほとんどは同市に求めるため、諸物価は高騰し、町内の小売値段は同市に比べはるかに高く、高物価にあえぐ公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、万富町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
万富町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県菅谷村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県比企郡菅谷村長高崎達蔵外百一名）（赤城宗徳君紹介）（第四五八八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県比企郡菅谷村は、農家戸数六百二十三戸に対し、商家戸数百六十戸で、その比率は二十七パーセントを占め、他の農村とは異なる性格を有し、また東京へ通

勧する者が多く、これがため生活水準は高く、諸物価は他に比べて割高となつている。ついては、菅谷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県比企郡菅谷村は、その産業的特殊事情により生活水準高く諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県大穂町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県筑波郡大穂町役場内白井三郎外八十一名）（赤城宗徳君紹介）（第四五九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県筑波郡大穂町は、常磐線土浦駅と東北線古河駅を結ぶ国鉄バス路線中の枢要な区域を占め、また谷田部町と筑波を結ぶ常総バスの通過があり、郡内交通の要衝であるが、交通機関はすべて自動車に依存しているので、諸物価は高額の輸送費が加算される結果、東京都に比べ約一割五分、土浦市に比べ約一割強の高価となつており、公務員の生活は最低水準にある。ついては、大穂町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県筑波郡大穂町は、その交通事情、産業事情により高物価となり公務員の生活は圧迫されている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県梁田村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡梁田村長柳田松太郎外四名）（山口好一君紹介）（第四五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡梁田村は、北東は地域給三級地の足利市に、西南は一級地の御厨町に隣接しており、住民の生活水準は足利市に準じて高く、特に日用生活必需物資はすべて足利市に依存しており、魚介類、繊維品、薪炭、日用品、諸器具等はむしろ同市より高価となつている。ついては、梁田町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡梁田村は、その経済地理的条件によつて、生活水準は足利市と大差なく高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県筑波村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡筑波村長中村喜一外三名）（山口好一君紹介）（第四五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡筑波村は、足利市と近距離にあり、交通運輸はもちろん、農工生産の方面より足利市に直結し、経済生活並びに文化、流行等はまつたく足利市と同一歩調をとつておるが、一方同一事情にある御厨町が地域給一級地の指定を受けており、本村のみが無給地として孤立しているのははなはだ不合理である。ついては、筑波村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡筑波村は、産業事業ならびに経済事情において足利市と大差なき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県川辺村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県小県郡川辺村長倉升善雄外三名）（松平忠久君紹介）（第四五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県小県郡川辺村は、地域給二級地の上田市と家続きで隣接し、産業、経済、文化、交通上きわめて密接な関係をもつ郊外地帯であつて、近く上田市と組合中学校設立の議もあり、将来上田市への合併の気運もある程である。ついては、川辺村を上田市と同様二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県小県郡川辺村は、その産業事情ならびに経済事情等は隣接上田市とたんら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県日進村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県愛知郡日進村長佐橋正雄外十三名）（早稲田柳右エ門君外二名紹介）（第四五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県愛知郡日進村は、名古屋市の東部四キロに位し、文化、経済は同市と密接な関係を有して、生活水準高く、主食以外の生活必需品のほとんどを名古屋市に依存するため、諸物価はかえつて、同市を上まわる実情で、これがため人材の獲得にも支障をきたし、公務員の生活は苦境にある。ついては、日進村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県愛知郡日進村は、その経済事情によつて諸物価は高騰し、公務員の生活は苦境にある事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県春日井市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県春日井市代表鈴木新一）（加藤清二君紹介）（第四五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県春日井市は、名古屋市の東北に近隣した工業地で、市民の交流も多く、生活水準も名古屋市と変るところなく、また生活必需品及び野菜、果実の類まで名古屋市より移入しているため、物価は高く同市を上まわる実情にある。ついては、春日井市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県春日井市は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県武豊町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡武豊町長中川益平外十二名）（加藤清二君紹介）（第四六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡武豊町は、郡内の政治、交通、産業、文化の中心地で、生活必需物資を名古屋市より移入する関係上、隣接の半田市及び名古屋市以上の物価額で、在勤公務員の生活はきわめて不安定である。ついては、武豊町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡武豊町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価の高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県猪高村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県愛知郡猪高村長加藤桂一外七名）（加藤清二君紹介）（第四六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県愛知郡猪高村は、名古屋市の東部に直続する郊外村で、密接な関係を有し、文化的にも、経済的にも、ほとんど名古屋市の延長の状態で、生活水準高く、物価も同市を上まわる実情で、公務員の生活は想像以上に困窮している。ついては、猪高村の地域給を二級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県愛知郡猪高村は、その地理的条件により文化的にも経済的にも名古屋市と一環にあり物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県高蔵寺町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県春日井郡高蔵寺町長水野愛三外十一名）（加藤清二君紹介）（第四六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県春日井郡高蔵寺町は、春日井市と瀬戸市に隣接し、中央線高蔵寺駅を有して自給自足の農村であつたが、戦時中軍需工場の建設、疎開者による人口の増加等によつて消費地と変り、生活物価は都市以上となり、公務員の経済は極度に圧迫されている。ついては、高蔵寺町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県春日井郡高蔵寺町は、その地理的条件ならびに経済事情により高物価をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県半田市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県半田市長森信蔵）（加藤清二君紹介）（第四六〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県半田市は、地理的にはもちろん、産業、経済その他の方面においても、すでに名古屋市の一部をなすがごとき情勢で、諸物価は高騰を続け、昨年末、本市の一部のみが地域給の二級地から三級地に引上げられたことは本市の実情を知らないものであり、全く納得できないものである。ついては、半田市全域の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県半田市は、地理的条件ならびに経済事情等により高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県西浦町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡西浦町長久田慶三外六名）（加藤清二君紹介）（第四六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡西浦町は、県下第一の高物価地として自他ともに認められた地域給二級地の常滑町と隣接し、しかも同町とは町界もはつきりしない程度の家屋続きであつて、実質的にも、政治、経済、文化のあらゆる部面においても同町と一体の関係にある。ついては、西浦町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡西浦町は、その地理的条件ならびに経済事情により著しき物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県浅井町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県葉栗郡浅井町長岩田庄三郎）（鈴木幹雄君紹介）（第四六〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県葉栗郡浅井町は、地域給四級地の一宮市の東北にあつて同市の郊外的位置にあり、物資のほとんどを同市及び名古屋市より購入しているばかりでなく、交通が便利なため本町より両市に通勤するものが多いので、生活水準は上昇している。ついては、浅井町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県葉栗郡浅井町は、その地理的条件ならびに経済事業によつて隣接一宮市と経済単位をなしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県鵜殿村及び御船村の地域給引上げの請願（請願者　三重県南牟婁郡御船村長玉置菊一外一名）（橋本清吉君紹介）（第四六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県南牟婁郡鵜殿村及び御船村は、県の最南端に位し、熊野川を挟んで地域給三級地の和歌山県宮市と相対しているが、同市とは熊野大橋、国鉄熊野川鉄橋並びに数箇所に公営せられている渡し舟によつて連絡され、生活、文化、産業、経済の面で全く同一のブロックを形成している。ついては、鵜殿村及び御船村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県南牟婁郡鵜殿村及び御船村は、その地理的条件によつて、その経済事情は和歌山県新宮市と同一である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県常葉町の地域給指定に関する請願（請願者　福島県田村郡常葉町地域給級地指定促進協議会長白岩忠夫）（助川良平君紹介）（第四七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県田村郡常葉町は、交通が著しく不便で、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、運賃等の加算によつて、諸物価は都市に比べ高価で、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、常葉町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県田村郡常葉町は、その経済事情により物価は著しく高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県喜多方町の地域給引上げの請願（請願者　福島県耶麻郡喜多方町長風間春夫外二名）（山下春江君紹介）（第四七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県耶麻郡喜多方町は、会津地方における若松市に次ぐ政治、経済の中心地で、特に農産物の集散地であり、電源地帯を後に控えるため各種民間会社の増加は必然的に物価を高騰させ、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、喜多方町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県耶麻郡喜多方町は、その産業事情ならびに経済事情により物価の著しき高騰となり、公務員の生活を困窮せしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と

認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮城県逢隈村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県亘理郡逢隈村鹿島小学校長鈴木長一外六名）（日野吉夫君紹介）（第四七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県亘理郡逢隈村は、槻木町及び岩沼町等に隣接し、村民の大部分は仙台市に通勤するため生活水準高く、生活必需物資のほとんどを同市に求める関係上、運賃等の加算によつて著しく高物価となつている。ついては、逢隈村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県亘理郡逢隈村は、その地理的条件ならびに経済事情により著しく物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県湯之谷村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡湯之谷村長米山重良外一名）（稲葉修君紹介）（第四七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡湯之谷村は、観光温泉地であるため観光客の往来がひん繁で、諸物価は著しく高く、また冬期は積雪多量で、交通の不便と相まつて薪炭、衣類、副食物の大量貯蔵購入費等、これらに要する多額の出費は公務員生活に脅威を与えている。ついては、湯之谷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

湯之谷村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県糸魚川町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県西頸城郡糸魚川町長磯野九一郎外二十二名）（稲葉修君紹介）（第四七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡糸魚川町は、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため諸物価は著しく高く、しかも近年大糸線の全通工事及び姫七発電所の着工の影響を受けて、活生水準がきわめて上昇している。ついては、糸魚川町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

糸魚川町の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県大河津村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県三島郡大河津村長遠藤栄）（稲葉修君紹介）（第四七〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県三島郡大河津村は、信濃川に沿い地域給一級地の寺泊町、与板町、地蔵堂町にはさまれた純農村で、主食以外の生活必需品をこれら三町に依存し、生活水準はなんら異なることなく、諸物価はむしろ上まわる実情で、公務員の生活は苦境にある。ついては、大河津村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大河津村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県名香山村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡名香山村長石田敏雄）（稲葉修君紹介）（第四七一〇号）及び同（請願者　新潟県中頸城郡名香山村教育委員長中村喜久男外四名）（田中彰治君紹介）（第五四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡名香山村は、高田、直江津、長野の各市町の中間に位し、生活必需品をこれらの都市に依存するため、諸物価は高く、また妙高山を中心とした温泉地帯で、四季を通じて来訪客多く、さらに物価を高騰せしめ、公務員の生活は常におびやかされている。ついては、名香山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県中頸城郡名香山村は、その地理的条件ならびに特殊事情により、物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県栃尾町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県古志郡栃尾町長皆川信吾）（稲葉修君紹介）（第四七一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県古志郡栃尾町は、郡内東部に位して機業地の中心であるが、交通が不便なため、長岡市に依存する生活必需物資は高価となり、特に積雪期は他に比類なき物価高となつて、公務員の生活を圧迫している。ついては、栃尾町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃尾町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県曽根町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県西蒲原郡曽根町長大村小一）（稲葉修君紹介）（第四七一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡曽根町は、地域給三級地の新潟市に近接し、諸物価は同市となんら差異がないばかりか、物資によつては上まわるものが多くなる実情である。ついては、曽根町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

曽根町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県千田村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡千田村長槇東海）（稲葉修君紹介）（第四七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡千田村は、地域給一級地の小千谷町に接続し、同町を中心として諸物価は郡内各町村に比べて著しく高く、本村の生活費が上昇している実情にある。ついては、千田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千田村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県燕町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県西蒲原郡燕町長田巻甲外四名）（稲葉修君紹介）（第四七一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県西蒲原郡燕町は、三条市北方五キロに位した工業生産地で、戦前、戦後の好景気の影響をうけて諸物価は非常に高く、食品類、衣料品等は新潟市を上まわる状態で、日を追て物価は上昇しつつある。ついては、燕町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
燕町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県揚川村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県東蒲原郡揚川村長阿部栄昇）（稲葉修君紹介）（第四七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県東蒲原郡揚川村は、交通不便な山間部で、かつぎ屋等の商人によつて津川町より渡船を利用して販売されるため、村民は高価な物資を購入しなければならず、交通と絶の冬期間は二割以上も高騰する実情で、公務員の生活は苦境にある。ついては、揚川村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
揚川村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県小出町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県北魚沼郡小出町長桜井又衛門外一名）（稲葉修君紹介）（第四七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県北魚沼郡小出町は、只見川電源開発による人口の急増と観光来訪客の激増、戦後今なおたたぬ買出部隊の買あさり等の影響をうけて、日常生活の諸物価は高騰し、現在の一級地の地域給では公務員の生活は苦しい実情である。ついては、小出町を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
小出町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県村上町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県岩船郡村上町長前田鉞雄）（稲葉修君紹介）（第四七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県岩船郡村上町は、郡の平坦地の中心に位し、農産物は自給できず、生活必需品を遠隔地の新発田、新潟市等の小問屋より移入するため、輸送費が加算され、物価高く、在勤公務員の生活は苦しい実情にある。ついては、村上町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
村上町の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県両鹿瀬村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県東蒲原郡両鹿瀬村長大江勝近）（稲葉修君紹介）（第四七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県東蒲原郡両鹿瀬村は、郡の中央に位し、昭和電工、昭和合成の二大工場が建設されてより、人口が膨脹して、主食をはじめ生活必需品を五泉、新津、新潟の各市町より移入するため、物価は高く、化学肥料生産のこれら工場の好況がさらに物価を上昇せしめて、公務員の生活はきわめて困難な実情にある。ついては、両鹿瀬村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
両鹿瀬村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県塩沢町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町長鈴木雄太郎）（稲葉修君紹介）（第四七一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県南魚沼郡塩沢町は、水上、湯沢、湯檜曽等の温泉地に近く、この地方の物価は本町に影響を及ぼし、魚介類、野菜類等の副食物及び衣料品、日用雑貨等の生活用品は県下最高の高値を示し、しかもわが国有数の豪雪地帯で、暖房費、除雪費、交通費等多額の出費を余儀なくされるため、給料生活者の生活はきわめて困窮している。ついては、塩沢町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
塩沢町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県青海町の地域給引上げの請願（請願者　新潟県西頸城郡青海町長柳沢新太郎外十名）（稲葉修君紹介）（第四七二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県西頸城郡青海町は、全国有数の化学肥料会社である電気化学工業株式会社青海工場の所在地である関係上、まれに見る高物価地であつて、最近同工場の伸展に伴つて人口は増大し、消費地としての本町の物価は著しく高騰せしめ、地域給三級地の新潟市をはるかに上まわつている。ついては、青海町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
青海町の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県和田村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡和田村長笠原公明）（稲葉修君紹介）（第四七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡和田村は、地域給二級地の高田市と一級地の新井町にはさまれ、生活諸物資も両市町から仕入れるため、諸物価は著しく高く、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、和田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
和田村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県城川村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚

沼郡城川村長佐藤武）（稲葉修君紹介）（第四七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡城川村は、地域給一級地の小千谷村に茶郷川を隔てて接続し、本村の中核をなす官公署、商店街、工業地帯等の所在地はことごとく小千谷町に連帯しており、諸物価も同町と同様に急激なる上昇を示し、生活面においてもなんら異なるところがない。ついては、城川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

城川村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県新道村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡新道村長植木千次郎外二名）（稲葉修君紹介）（第四七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡新道村は、高田市東方の関門をなし、近郷の産業、文化、経済の中心地として、生活水準高く、諸物価も都市と実質的になんら異ならない。ついては、新道村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新道村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県川口村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡川口村長関口淳治）（稲葉修君紹介）（第四七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡川口村は、長岡市及び小千谷町の経済圏に属し、両市町より生活必需品を移入しているため、これを上まわる高物価であり、ことに地域給一級地の小千谷町及び堀之内町に接続して同様な経済事情にある。ついては、川口村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川口村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県菅名村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中蒲原郡菅名村長鈴木熊男）（稲葉修君紹介）（第四七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中蒲原郡菅名村は、北は地域給一級地の五泉町に、南は一級地の村松町に接続するので、両町とほとんど同一の生活条件にありながら、地域給においては無級地と差別され、在勤公務員の物心両面に深刻な影響をもたらしている。ついては、菅名村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

菅名村の経済的諸条件よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県石打村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県南魚沼郡石打村長阿部仙太郎外二名）（稲葉修君紹介）（第四七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県南魚沼郡石打村は、湯沢村と塩沢町に隣接し、上越線石打駅の所在地である関係上、附近町村から物資の集散著しく、文化の興隆、生活様態の向上をもたらし、諸物価も他町村に比べ非常に高騰している。ついては、石打村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

石打村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県浜村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県刈羽郡荒浜村荒浜巡査駐在所佐藤又七外五名）（稲葉修君紹介）（第四七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県刈羽郡荒浜村は、田の面積がわずか八反に過ぎず、村民のすべてが米穀の受配者であり、居住者の経済はもつぱら柏崎市に依存しているので、諸物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、荒浜村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

荒浜村の立地条件ならびに経済的諸事情により、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県村松小学校及び愛宏中学校職員の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中蒲原郡村松町長藤田浩次郎）（稲葉修君紹介）（第四七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中蒲原郡村松町は、さきに地域給一級地の指定を見たが、町内所在の町立村松小学校は大火のため隣接の愛宏原へ移転し、低学年のみ本町の新校舎に止まつたため、その職員は新校舎勤務の一部を除き、一級地の恩恵に浴さず、同じ小学校に奉職しながら、教職員間に待遇の相異をきたすことは教育の進展に及ぼす影響大であり、また村松町菅名村組合立愛宏中学校は、村松小学校と同一区域内にあつて、職員の生活状態は全く同一である。ついては、村松小学校及び愛宏中学校職員に地域給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

村松小学校及び愛宏中学校の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県深才村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県三島郡深才村長江口義輝）（稲葉修君紹介）（第四七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県三島郡深才村は、主食をはじめ、生活必需品の多くを都市に求めるため、諸物価は都市以上の高値を示し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、深才村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

深才村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県松ケ崎浜村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県北蒲原郡松ケ崎浜村長今井亀三郎）（稲葉修君紹介）（第四七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県北蒲原郡松ケ崎浜村は、実質的に新潟市の一部分を形成し、且つ、純消費地で、産業経済界はまつたく新潟市に依存しているため、物価指数は同市と同じで、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、松ケ崎浜村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
松ケ崎浜村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県潟町村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡潟町村長藤繩清治）（稲葉修君紹介）（第四七三四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡潟町村は、給与所得者のほとんどが、高田市、直江津町及び柿崎町への通勤者で、村内の給与所得者である公務員に比べ高給与であり、しかも本村はこれら市町に異ならない経済事情のため、在勤公務員は他市町と同様の文化生活をすることが困難である。ついては、潟町村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
潟町村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

新潟県中郷村の地域給指定に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡中郷村長松井泉吉）（稲葉修君紹介）（第四七三五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡中郷村は、常時三千人に及ぶ従業員を擁する日曹二本木工場を有し、文化的生活水準は向上し、また農産物を除く、生活必需品は高田市、新井町を上まわる高価であるため、公務員は常に困窮している。ついては、中郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
中郷村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県七ケ宿村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県刈田郡七ケ宿村長富沢直道外九名）（佐々木更三君紹介）（第四七三六号）、同（請願者　宮城県刈田郡七ケ宿村議会議長小笠原正外十名）（只野直三郎君紹介）（第五二三八号）及び同（請願者　宮城県刈田七ケ宿村立湯原中学校長山家正外九名）（日野吉夫君紹介）（第五〇七〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県刈田郡七ケ宿村は、へき地に位し、交通はきわめて不便で、しかも生活必需物資のほとんどを白石町、仙台市等に求めるため、運賃等の加算で、諸物価は著しく高く、公務員の生活は困窮している。ついては、七ケ宿村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県刈田郡七ケ宿村は、その地理的条件ならびに経済事情にも物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県安中町の地域給引上げの請願（請願者　群馬県碓氷郡安中町長田中龍三外十八名）（小峯柳多君紹介）（第四七三七号）、同（請願者　群馬県碓氷郡安中町安中土木出張所長入野武尚外十八名）（笹本一雄君紹介）（第五二三三号）、同（請願者　群馬県碓氷郡碓氷地区警察署長油井原蕀市外十八名）（長谷川四郎君紹介）（第四九四六号）及び同（請願者　群馬県碓氷郡碓氷地方事務所長遠藤金作外十八名）（福田耻夫君紹介）（第四九四五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
群馬県碓氷郡安中町は、高崎市に近接した産業、交通の発展地で、諸物価は地域給三級地の前橋市及び高崎市をはるかに上まわる実情で、しかも藤岡町、富岡町が二級地に引き上げられた現在、本町が一級地のままでは不均衡である。ついては、安中町の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
群馬県碓氷郡安中町は、その産業事情ならびに交通事情により諸物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

千葉県富津町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県君津郡富津町長佐久間清外四名）（水田三喜男君紹介）（第四七三九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
千葉県君津郡富津町は、県立富津公園地に指定され、生活諸物資を本更津市及び隣接の大貫町に依存するため、高物価となり、外来観光客により物価はさらに高騰して、公務員の生活は危機に直面している。ついては、富津町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
千葉県君津郡富津町は、その特殊事情ならびに経済事情により物価高となり公務員の生活を困窮ならしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県日野沢村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡日野沢村長小林定二外四名）（荒船清十郎君紹介）（第四七四〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県秩父郡日野沢村は、四面山岳に囲まれた山村で、農耕地は狭あいで、生活必需物資を地域給一級地の皆野町及び吉田町より移入するため、輸送費の高額と相まつて、物価は高騰し、公務員の生計費はかさむばかりである。ついては、日野沢村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県秩父郡日野沢村は、その産業事情経済事情のため物価高をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県神岡町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県吉城郡神岡町長中山直次郎外五名）（岡村利右衛門君紹介）（第四七四一号）及び同（請願者　岐阜県吉城郡神岡町神岡郵便局長松井正作外四名）（楯兼次郎君紹介）（第四九六二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県吉城郡神岡町は、神岡鉱業所を中核とする消費地帯で、鉱業景気と発電事業の勃興は本町の生活物価を急激に上昇せしめ、大都市の物価指数をはるかに上まわるほどで、公務員の生活はますます苦しくなる現況である。ついては、神岡町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県吉城郡神岡町は、その産業事情により物価の著しき高騰をきたし公務員の生活を困窮せしめ

ている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県市田村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県下伊那郡市田村助役福島光三郎）（原茂君紹介）（第四七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下伊那郡市田村は、人口の密度大で、村内には各種の工場、会社が設立され、また県立公園の入口に位するため観光客の来遊多く、酪農は日本一と称せられ、村民の文化水準はきわめて高く、諸物価も著しく高価である。ついては、市田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県下伊那郡市田村は、その産業事情、特殊事情によつて諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長野県平穏村の地域給指定に関する請願（請願者　長野県下高井郡平穏村地域給指定促進連盟委員長吉沢和夫外一名）（中澤茂一君紹介）（第四七四四号）及び同（請願者　長野県下高井郡平穏村平穏中学校長武田宇作外二名）（小坂善太郎君紹介）（第五二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下高井郡平穏村は、山の内地帯の政治、文化の中心地で、上信越国立公園の志賀高原と温泉地に恵まれ、来村する観光客及び浴客の影響を受け、文化、生活程度は向上の傾向を示し、地域給一級地の中野町及び二級地の長野市をはるかに上まわる物価高となり、在勤公務員の生活は極度におびやかされている。ついては、平穏村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県下高井郡平穏村は、その特殊事情により生活程度は向上し、物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県高田市の地域給引上げの請願（請願者　新潟県高田市長関威雄外二十名）（塚田十一郎君紹介）（第四七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県高田市は、消費都市で、生産物になんら見るべきものはなく、生活必需物資のほとんどを他地方に求め、また冬期は積雪多量で交通不便はなはだしく、運賃増高のため生活費は大都市に劣らない程であり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、高田市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高田市の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県市辺村の地域給指定に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡市辺村長藤野正夫）（堤ツルヨ君紹介）（第四七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県蒲生郡市辺村は、近江商人の出身村として繁栄し、現在京阪、関東方面との物資の交流激しく、生活水準は著しく高位にあり、また生活必需物資のほとんどを京阪神を仕入れ先とする隣接の八日市町に求めるため、諸物価はきわめて高値である。ついては、市辺村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

市辺村の産業的、消費経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県三椒村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡三椒村長田中規矩雄外六名）（有田喜一君紹介）（第四七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡三椒村は、県の北部に位する積雪寒冷単作地帯中の最高峯にあつて、交通きわめて不便で、生活必需物資のほとんどを豊岡市に求めるため、運賃等の加算によつて、諸物価は著しく高価である。ついては、三椒村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三椒村は、生活必需物資のほとんどを豊岡市に求めるため物価は割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県阿久比町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡阿久比町長田中章一）（久野忠治君紹介）（第四七四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡阿久比町は、知多木綿の産地で、大小数多くの綿布工場の所在と名古屋市を中心とした生活圏及び経済圏にある関係上、諸物価は高騰し、名古屋市以上の高値を示し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、阿久比町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県知多郡阿久比町は、その産業事情ならびに経済事情により諸物価は高騰して公務員の生活を苦しめている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県朝来村の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県西牟婁郡朝来村長榎本操六）（辻原弘市君紹介）（第四七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡朝来村は、本郡の中心地に位し、地域給三級地の田辺市及び二級地の白浜町に隣接するため、すべての点において両市町の影響を受け、諸物価は著しく高価である。ついては、朝来村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

朝来村は、三級地の田辺市、二級地の白浜町に隣接し、両市町の影響を受け高物価となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県柏崎村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡柏崎村長喜多彦一外四名）（中村清君紹介）（第四七五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡柏崎村は、地域給二級地の長島町及び一級地の三瀬谷町の中間に位し、当地方における交通の要衝に当り、また宮川総合開発事業の影響等によつて、生活費は近年特に高く、諸物価においても長島町に比べそん色がない。ついては、柏崎村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県度会郡柏崎村は、その産業事情ならびに経済事情により物価は相当の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県浜島町の地域給引上げの請願（請願者　三重県志摩郡浜島町長森新助外一名）（中村清君紹介）（第四七五二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県志摩郡浜島町は、志摩国立公園南部の中心地であるとともに漁港、真珠養殖の中心で、四季を通じて観光客多く、遠洋又は近海漁業の原料仕入れ、水揚げに漁船員の出入もはなはだしいので、諸物価を異常に高騰せしめている。ついては、浜島町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県志摩郡浜島町は、その産業事情ならびに特殊事情により諸物価を高騰せしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県鵜方町の地域給引上げの請願（請願者　三重県志摩郡鵜方町長西尾昇）（中村清君紹介）（第四七五三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県志摩郡鵜方町は、伊勢志摩国立公園の中枢部で、郡内の交通、産業、文化の要地として官公署十余を数え、町勢の発展に伴い人口は急激に増加し、消費地的性格が強くなるとともに、来遊する多数の観光客は必然的に町民の生活水準を向上せしめ物価を高騰させている。ついては、鵜方町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県志摩郡鵜方町は、その特殊事情ならびに経済事情によつて町民の生活水準を向上せしめ物価を高騰させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県大内山村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡大内山村長乾敬三）（中村清君紹介）（第四七五四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県度会郡大内山村は、地域給二級地の長島町に隣接し、同町と密接な関係にあつて政治、文化、経済等すべてその影響下にあり、また宮川総合開発の実施に伴い、ますます生活費が高騰している。ついては、大内山村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県度会郡大内山村は、その産業事情ならびに経済事情によつて生活費が著しく高騰している実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県七保村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡七保村長小倉季三外六名）（中村清君紹介）（第四七五五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県度会郡七保村は、地域給一級地の三瀬谷町に隣接する農山村で、年産約十五万俵に達する木炭の好況と、宮川総合開発における ダム工事の進ちょくによつて、水活水準が向上し、生活費の増高をきたしている。ついては、七保村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県度会郡七保村は、その産業事情により生活費の著しき増高をきたしている実情にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県荻原村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県多気郡荻原村長大屋新三郎外五名）（中村清君紹介）（第四七五六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県多気郡荻原村は、世帯数一千に近く、木材、薪炭、しいたけ等の林産物の生産地として知られ、近時病院、学校及び社会福祉等の諸施設が拡充されて山間地域の中心となり、映画常設館の三を始め、各種の商店軒を連ね小都市の観を呈するに至り、本村の生活環境は県内都市と大差がなくなつている。ついては、荻原村を地域給三級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県多気郡荻原村は、その経済事情・産業事情によつて生活環境は県も都市と大差なき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県松尾村の地域給引上げの請願（請願者　三重県飯南郡松尾村長亀井正雄外三名）（中村清君紹介）（第四七五七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三重県飯南郡松尾村は、県の中心商都松阪市に接続しているが、同市の終戦後における異常な発展と繁栄は高物価とやみ価格の景気を招来し、同市に依存する本村の経済は直接その影響を受けて、都市における消費生活者よりもむしろ窮迫を告げている。ついては、松尾村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
三重県飯南郡松尾村は、その経済事情により物価の高騰をきたし俸給生活者を窮迫させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府長岡町の地域給引上げの請願（請願者　京都府乙訓郡長岡町助役冨岡千太郎外八名）（田中好君紹介）（第四七五八号）及び同（請願者　京都府乙訓郡長岡町下馬場二丁目二番地西本健太郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五四四九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府乙訓郡長岡町は、交通至便で、国鉄、阪急と京都バスが交錯し、京都市の衛星町村となつているが、郡内の久世、向日、大山崎の各町村とは経済事情をほとんど同じくしながら、地域給は不均衡な級地に差別されている。ついては、長岡町の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
長岡町は、郡内の久世、向日、大山崎の各町村と経済事情を同じくしている実情等にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府綾部市の地域給引上げの請願（請願者　京都府綾部市長長岡誠外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第四七五九号）及び同（請願者　京都府綾部市役所総務部人事課秘書係長河田勝治外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府綾部市は、府北部の中心都市にして、舞鶴市及び福知山市と接続し、両市とともに同一の経済的発展経過をたどつているので、密接不離にして一連の経済環境にあり、従つて本市の地域給も前記両市と同等に取り扱われるべきである。ついては、綾部市の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
綾部市は、舞鶴市及び福知山市と密接不離の一連の経済環境にある。かかる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県祇園町及び古市町の地域給引上げの請願（請願者　広島県安佐郡祇園町長桑原政一外十九名）（岸田正記君紹介）（第四七六〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
広島県安佐郡祇園町及び古市町は、隣接の広島市と政治、経済、文化等の各般にわたつてますます緊密化しており、同市の住宅地として急激に人口が増大し、生活水準の向上と物価の高騰は公務員の生活をとみに圧迫している。ついては、祇園町及び古市町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
祇園町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県原村外三箇村の地域給引上げ等の請願（請願者　広島県佐伯郡原村役場中西信雄外二十一名）（佐竹新市君紹介）（第四七六一号）、（請願者　広島県佐伯郡原村役場中西信雄外二十一名）（岸田正記君紹介）（第五一〇八号）及び同（請願者　広島県佐伯郡二十市駅北山栄外二十一名）（佐竹新市君紹介）（第五七五二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
広島県佐伯郡原村、平良村、宮内村及び地御前村は、地域給二級地の井口村、五日市町、廿日市町等とともに広島市の衛星的周辺農村として同一経済圏にあり、ことに廿日市町と密接にして同一町村のごとき関係にある。ついては、原村外三箇村の地域給を二級地以上に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
広島県佐伯郡原村、平良村、宮内村及び地御前村はその経済事情によつて物価は近接支給地と何ら異なるところなき実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岡山県赤坂町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡赤坂町地域給獲得協議会長福井潔夫）（大村清一君紹介）（第四七七七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県赤磐郡赤坂町は、岡山市に近接し、生活必需物資のほとんど同市に求めるため、運賃等の加算によつて、諸物価は著しく高く、岡山市に比べはるかに高価となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、赤坂町を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
赤坂町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

高知県中村地区の地域給引上げの請願（請願者　高知県幡多郡中村町立小学校代表沖村政清外三十五名）（佐竹晴記君紹介）（第四七七八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知県幡多郡中村地区は、本郡の行政、経済、交通の要衝で、渭南国立公園候補地として指定を受けている関係上、観光客は激増し、純然たる消費地帯で、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため著しく高物価となつている。ついては、中村地区の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
中村地区の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを請願の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県奥南村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡奥南村長若藤富吉）（山本友一君紹介）（第四七七九号）及び同（請願者　愛媛県北宇和郡奥南村地域給対策連絡協議会長酒井義太郎）（井谷正吉君外二名紹介）（第五四二五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛媛県北宇和郡奥南村は、宇和島市及び吉田町に近接し、生活必需物資のほとんどを両市町に求めるため、諸物価、生活状態はこれら各都市となんら異なるところがない。ついては、奥南村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
愛媛県北宇和郡奥南村は、その経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

熊本県小川町の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県下益城郡小川町地域給対策協議会会長西岡熾乗）（上塚司君紹介）（第四七八〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
熊本県下益城郡小川町は、熊本市に近接し、生活必需物資のほとんどを熊本市及び阪神方面等に求めるため、諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、小川町を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
小川町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大分県和田村の地域給指定に関する請願（請願者　大分県下毛郡和田村長村本太喜蔵外五名）（福田喜東君紹介）（第四七八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大分県下毛郡和田村は、北九州工業地帯との物資の交流激しく、生活必需物資のほとんどを隣接地域給三級地の中津市に求めるため、諸物価は著しく高く、実質的に同市に包含すべき性質を有しており、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、和田村を地域給三級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
和田村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大分県北馬城村の地域給指定に関する請願（請願者　大分県宇佐郡北馬城村長河野喜太郎外六名）（福田喜東君紹介）（第四七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県宇佐郡北馬城村は、北九州を控え交通至便で、主食、野菜等の買出しが多く、これが村内消費者の経済に及ぼす影響は深刻なものがあり、一般消費者の経済生活は他の都市に比べ大差がない実情にある。ついては、北馬城村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北馬城村の立地条件等からして生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県安心院町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県宇佐郡安心院町長矢野武夫外十二名）（福田喜東君紹介）（第四七八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県宇佐郡安心院町は、古来郡南部十箇町村の物資の集散地にして、農林産物の取引が盛んで、また宇佐山郷の観光地はその声価がようやく江湖に博するに及び、四季貨客の往来ひん繁をきわめ、本町の物価並びに生活水準を上昇せしめている。ついては、安心院町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

安心院町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府与謝村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡与謝村長森垣政治郎外二名）（柳田秀一君紹介）（第四八五一号）、同（請願者　京都府与謝郡与謝村郵便局長西原盈治外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三九号）及び同（請願者　京都府与謝郡与謝村与謝小学校長小牧光治郎外二名）（田中好君紹介）（第五六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡与謝村は、丹後ちりめん製造業の激増により、往時の純農村の影は薄らぎ、これら業者の取引先たる京阪神の影響を受け、生活様式、文化的水準は絶えずこれら都会地の様式に追随する高度さを持つている。ついては、与謝村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

与謝村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府筒川村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡筒川村長品川偉太郎外一名）（柳田秀一君紹介）（第四八五二号）及び同（請願者　京都府与謝郡筒川村議会議長大上安治外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡筒川村は、村内生産物以外を宮津町より購入しているが、品物によつては同町よりむしろ高価なものが多いにもかかわらず、宮津町が地域給二級地であり、隣村の伊根村が一級地に指定されていることは、はなはだ不合理である。ついては、筒川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府与謝郡筒川村は、その経済事情により物価は著しく高く近接の支給地と不均衡である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府桑飼村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡桑飼村長倉橋清次）（柳田秀一君紹介）（第四八五三号）、同（請願者　京都府与謝郡桑飼村議会議員市田庄太郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五七号）及び同（請願者　京都府与謝郡桑飼村桑飼小学校長森胸政尾外一名）（田中好君紹介）（第五六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡桑飼村は、丹後ちりめんの主産地として都市との交流が盛んであるため生活水準は高く、これがため都市以上の高物価となり、在勤公務員の生計を極度に脅かしている実情である。ついては、桑飼村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

桑飼村の産業事情よりして、生活水準は高く、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府八雲村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府加佐郡八雲村長佐織実蔵）（柳田秀一君紹介）（第四八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡八雲村は、農産物の生産地であるが、地域給四級ないし三級地の舞鶴市と密接な関係があるため、むしろ消費的性格が強く、また生活程度も同市の影響を受けて高い現況であるばかりでなく、生活必需品は購入ルートの関係上京阪神より二割以上の割高となつている。ついては八雲村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八雲村は、舞鶴市に近接している関係上、特殊な消費事情にある点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府市場村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡市場村長福井鉄治）（柳田秀一君紹介）（第四八五五号）、同（請願者　京都府与謝郡市場村議会議長板根四郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三二号）及び同（請願者　京都府与謝郡市場村市場小学校長貫名武夫外一名）（田中好君紹介）（第五七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡市場村は、丹後ちりめんの生産地で、そのうち高級織物の取引は京阪地方並びに東京方面と直接に取引するため、各地間の往来はひん繁となり、地理的にはへき地に位するにもかかわらず、その生活様式、文化的水準はこれら都会地の様式に追随し、従つて一般市販物価も常に京阪神なみにつりあげられ、在勤公務員の生活はきわめて苦しく、近隣の級地との均衡上も、速やかに地域給の指定をする必要がある。ついては、市場村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

市場村の産業的諸事情から、一般市販物価は京阪神なみに高い実情にあり、公務員の生活は困難となつている現状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府石川村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡石川村長小林重敬）（柳田秀一君紹介）（第四八五六号）、同（請願者　京都府与謝郡石川村議会議長坂根貞雄）（大石ヨシエ君紹介）（第五三二四号）及び同（請願者　京都府与謝郡

石川村石川小学校長戸祭茂外一名）（田中好君紹介）（第五七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡石川村は、生活実態が地域給支給地の隣接町となんら異なるところなく、むしろ観光都市としての宮津町に挟している関係から、この町からの影響を受ける面が大きく、その上繊物の関係で京阪神地方との結びつきが大きいので、物価は高くなつている。ついては、石川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

石川村の生活実態が、勤務地手当受給地である隣接の町と異ならず同様に高物価である実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府山田村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡山田村長時武慶治）（柳田秀一君紹介）（第四八五七号）、同（請願者　京都府与謝郡山田村議会議長今田幾太郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三一号）及び同（請願者　京都府与謝郡山田村山田小学校長河辺庄兵衛外一名）（田中好君紹介）（第五七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡山田村は、絹織物の生産地で、その経済は絹織物の相場の高低に支配され、農産物等は村内の需要を満たすに足らず、ほとんど村外からの移入に依存している状況であるため、本村の生活は純農村に比較して相当高く、近隣の有級地に比較しても現在のままではなはだしく不均衡である。ついては、山田村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山田村の産業事情及び消費の実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府世屋村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡世屋村長吉岡初衛）（柳田秀一君紹介）（第四八五八号）、同（請願者　京都府与謝郡世屋村議会議長矢野政助）（大石ヨシエ君紹介）（第五五九九号）及び同（請願者　京都府与謝郡世屋村世屋上小学校長上田一郎外一名）（田中好君紹介）（第五七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡世屋村は、府下において類例のない山間へき地で、交通面においてはことに山坂道の難路で道遠く、多額の交通費を要し、これが公務員の生計に与える影響は実に多大のものがある。ついては、世屋村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

世屋村の地理的特殊事情のため多額の交通費を要し、之が公務員の生計に与える影響等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府本庄村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡本庄村長三野平一郎）（柳田秀一君紹介）（第四八五九号）、同（請願者　京都府与謝郡本庄村議会議長藤原幸一）（大石ヨシエ君紹介）（第五六二四号）及び同（請願者　京都府与謝郡本庄村本庄小学校長藤田長治外一名）（田中好君紹介）（第五七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡本庄村は、地域給一級地の伊根村に隣接し、その生活実態は同村となんら異なるところがなく、むしろ鉄道に遠いため、物価は割高となつている。ついては、本庄村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本庄村は、地域給受給地である伊根村に隣接し、生活実態は何等異なることない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府朝妻村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡朝妻村長今岡庄次郎外一名）（柳田秀一君紹介）（第四八六〇号）、同（請願者　京都府与謝郡朝妻村議会議長戸田嘉蔵外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三〇号）及び同（請願者　京都府与謝郡朝妻村朝妻小学校長竹原正一外一名）（田中好君紹介）（第五七〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡朝妻村は、産業方面において、地域給一級地の伊根村と同一条件にあつて、村民の生活状況もなんら変らず、むしろ生活物資の需給は輸送が若干のびる関係上、日常生活費は同村を上まわる実情である。ついては、朝妻村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

朝妻村は、地域給受給地である伊根村よりも地理的関係から輸送費が高くつき、生計費は同村を上まわる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府日置村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡日置村長田井善久三外一名）（柳田秀一君紹介）（第四八六一号）、同（請願者　京都府与謝郡日置村議会議長中嶋増男）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇三号）及び同（請願者　京都府与謝郡日置村日置小学校長堀見勇外二名）（田中好君紹介）（第五七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡日置村は、村民のほとんどが農業に従事している農村であるが、宮津町に近接している関係上、生活様式は都市となんら異なるところがなく、生活必需品の物価においても、京阪神に比較してなんら劣らず、給料生活者の経済的苦脳は大である。ついては、日置村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日置村は、宮津町に近接し生活様式も都市と異らず物価も高く給料生活者は、困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府物部村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府何鹿郡物部村長小室繁太郎外二名）（柳田秀一君紹介）（第四八六二号）、同（請願者　京都府何鹿郡物部村議会議長上原一郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五八号）、同（請願者　京都府何鹿郡物部村議会議長上原一郎外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三六号）及び同（請願者　京都府何鹿郡物部村議会議長上原一郎外一名）（田中好君紹介）（第五六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府何鹿郡物部村は、本郡西部における交通、文化の要地で生活物資のすべてを京阪神より福知山、綾部を経て移入されるため、薪炭以外の諸物資価格はむしろ都市よりも高く、いきおい生活費はかさみ、給料生活者は経済的苦境に立つているが、鉄道沿線から離れているとの理由で無級地となつているのは不合理である。ついては、物部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

物部村は、生活必需物資を京阪神方面より移入するため、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

官報
号外
昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　衆議院会議録第三十九号附録（その二）（十一）

京都府志賀郷村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府何鹿郡志賀郷村助役倉橋鬼代蔵外二名）（柳田秀一君紹介）（第四八六三号）、同（請願者　京都府何鹿郡志賀郷村議会議長白波瀬半二郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三七号）及び同（請願者　京都府何鹿郡志賀郷村議会議長岡田敬太郎外一名）（田中好君紹介）（第五六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府何鹿郡志賀郷村は、北東に綾部市、舞鶴市と、西北に大江町と隣接し、地理的、風習的に見てこれら市町と密接不離の関係にあり、生活必需物資をこれら地域に求めているため、物価はそれと同等にある。ついては、志賀郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

志賀郷村は、生活必需物資を綾部市、舞鶴市等に求めているため、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府中上林村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府何鹿郡中上林村長古和田敏夫）（柳田秀一君紹介）（第四八六四号）、同（請願者　京都府何鹿郡中上林村議会議長坂田勝蔵外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三二五号）及び同（請願者　京都府何鹿郡中上林村中上林小学校長人見忠夫外一名）（田中好君紹介）（第五六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府何鹿郡中上林村は、在勤公務員約七十名を数え、その給与は周辺の公務員又は会社員に比較すると本給において五割、扶養手当においても五割以上低額であつて、しかも地域給皆無というまことに悲惨な生活状態を続けている。ついては、中上林村を地域給支給地に指定をされたいというのである。

二、請願の議決理由

中上林村在勤公務員は、周辺地区の公務員又は会社員に比べて給与ははなはだしく低額であるため、生活は困窮を極めている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府奥上林村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府何鹿郡奥上林村長松井力太郎）（柳田秀一君紹介）（第四八六五号）、同（請願者　京都府何鹿郡奥上林村議会議長日楮正雄外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三二六号）及び同（請願者　京都府何鹿郡奥上林村奥上林小学校長志馬嘉門外一名）（田中好君紹介）（第五六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府何鹿郡奥上林村は、零細農村でありながら、近接に舞鶴市、綾部市を控えるため、物価は両市をはるかに上まわつている現状である。ついては、奥上林村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

奥上林村の物価は舞鶴市、綾部市をはるかに上まわつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府瑞穂村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府船井郡瑞穂村長貞守一二郎外十一名）（柳田秀一君紹介）（第四八六六号）、同（請願者　京都府船井郡瑞穂村国鉄近畿自動車事務所檜山営業所長天満清一外十一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三三号）及び同（請願者　京都府船井郡瑞穂村立檜山中学校長水口利太郎外五名）（田中好君紹介）（第五六八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡瑞穂村は、園部町と福知山市間における交通、文化の最も発達した地域で、生活物資のほとんどを京都、大阪、福知山方面より供給をうけているため、その輸送費と利潤の加算により、消費価格は著しく高価で、府下においても最高の地にある。ついては、瑞穂村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

瑞穂村は、生活物資のほとんどを京都、大阪方面より移入しているため消費物価の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府高原村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府船井郡高原村長藤田善九郎）（柳田秀一君紹介）（第四八六七号）及び同（請願者　京都府船井郡高原村高原小学校長山崎英一外一名）（田中好君紹介）（第五六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡高原村は、最も物価水準の高い京都市に近接し、特に生活必需品を京都市、舞鶴市等より移入するため、一般物価は運賃加算によつて、市場価格をはるかに上まわつている。ついては、高原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高原村は、京都市に近接し、生活必需品を京都、舞鶴方面より移入するため高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府西本梅村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府船井郡西本梅村長原田光六）（柳田秀一君紹介）（第四八六八号）、同（請願者　京都府船井郡西本梅村議会議長野々口耕太郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三二七号）及び同（請願者　京都府船井郡西本梅村西本梅小学校長田中要三外一名）（田中好君紹介）（第五七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡西本梅村は、全国的に最も物価水準の高い京都市に近接し、特に生活必需物資のすべてを京都市、舞鶴市等から移入供給を受けるので、一般物価は運賃加算の関係上これら両都市よりも高価となつている。ついては、西本梅村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

西本梅村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府東本梅村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府船井郡東本梅村長法貴定治）（柳田秀一君紹介）（第四八六九号）、同（請願者　京都府船井郡東本梅村議会議長莚士三吾外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四〇号）及び同（請願者　京都府船井郡東本梅村東本梅小学校長井上晴夫外一名）（田中好君紹介）（第五六八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡東本梅村は、本郡の最南端に位し、京都市及び大阪市に近接しているので、すべての生活物資をこれらの地区から供給を受けており、従つて一般物価は運賃加算だけ両都市の物価を上まわつている。ついては、東本梅村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東本梅村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府五ケ荘村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府船井郡五ケ荘村長藤林寛次外三名）（柳田秀一君紹介）（第四八七〇号）及び同（請願者　京都府船井郡五ケ荘村五ケ荘小学校長下村義次外二名）（田中好君紹介）（第五六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡五ケ荘村は、京都市と福知山市のほぼ中間に位し、山陰線殿田駅よりいずれも約一時間余の行程にあり、村民の生活必需物資はほとんど京都、大阪、福知山の各都市より供給を受けているため、運賃、利潤が加算されて物価は非常に高くなつている。ついては、五ケ荘村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

五ケ荘村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府胡麻郷村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府船井郡胡麻郷村長木戸雄一郎外二名）（柳田秀一君紹介）（第四八七一号）、同（請願者　京都府船井郡胡麻郷村議会議長塩見八朗）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一六号）及び同（請願者　京都府船井郡胡麻郷村胡麻郷小学校長片山久雄外一名）（田中好君紹介）（第五六八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡胡麻郷村は、主食と野菜を除くすべてを京都、福知山及び舞鶴の各市より供給を受けているため、運賃や中間利潤が加算され、これら都市に比べて物価は高値である。ついては、胡麻郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

胡麻郷村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府世木村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府船井郡世木村長近藤仙太郎）（柳田秀一君紹介）（第四八七二号）、同（請願者　京都府船井郡世木村議会議長湯浅冊三郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四一号）及び同（請願者　京都府船井郡世木村世木小学校長今西喜市外一名）（田中好君紹介）（第五六八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府世木村は、近隣諸町村がそれぞれ地域給の支給地として指定されたのに、ひとり残された村であるが、生活必需物資を京都、大阪、舞鶴方面から求める関係で、府下の農村でも高物価の地域であり、給料生活者の生活は困難をきわめている。ついては、世木村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

世木村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府千歳村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡千歳村長山田徳三）（柳田秀一君紹介）（第四八七三号）、同（請願者　京都府南桑田郡千歳村国分河島照文外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四六一号）及び同（請願者　京都府南桑田郡千歳村千歳小学校長井上忠二外一名）（田中好君紹介）（第五九八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡千歳村は、米麦を除いて他の物資のほとんどを京都市中央市場より小売業者の手を経て移入されるため、輸送費及び業者の利潤が加味され、常に京都市内より高物価となつている。ついては、千歳村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千歳村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府旭村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡旭村長蔭山定七外一名）（柳田秀一君紹介）（第四八七四号）及び同（請願者　京都府南桑田郡旭村旭小学校長安藤安孝外一名）（田中好君紹介）（第五七〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡旭村は、東に京都市西に船井郡八木町と隣接している関係上、生活水準は日増しに向上し、主食を除く消費物資は輸送及び中間商人の利潤を負担しなければならないため、物価指数が常に京都市内より高位となつている。ついては、旭村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

旭村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨および目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府馬路村の地域給に関する請願（請願者　京都府南桑田郡馬路村長中沢栄治外四名）（柳田秀一君紹介）（第四八七五号）、同（請願者　京都府南桑田郡馬路村高田中学校内稲荷真一外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三三四号）及び同（請願者　京都府南桑田郡馬路村馬路小学校長川勝渡外三名）（田中好君紹介）（第五六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡馬路村は、その一部が京都市に隣接しているため、住民の生活水準は向上し、主食を除く消費物資は輸送及び中間商人の利潤を負担する関係上、物価指数は常に京都市内よりも高位にあつて、給与生活者の生計を極度に圧迫している。ついては、馬路村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

馬路村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府千代川村の地域給引上げの請願（請願者　京都府南桑田

郡千代川村長永田敦一外三名）（柳田秀一君紹介）（第四八七六号）、同（請願者　京都府南桑田郡千代川村議会議長野々村幸作外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五四号）及び同（請願者　京都府南桑田郡千代川村千代川駅長岸田佳治外三名）（田中好君紹介）（第五六九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府南桑田郡千代川村は、京都市に隣接する住宅地として、また消費地として、同市の経済的並びに政治的動向が直ちに反映せる密接な関連性を有する地域である。ついては、千代川村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
千代川村の経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府宮前村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡宮前村長西田太郎）（柳田秀一君紹介）（第四八七七号）、同（請願者　京都府南桑田郡宮前村農業協同組合長西田喜久雄）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇五号）及び同（請願者　京都府南桑田郡宮前村宮前小学校長中川義一外一名）（田中好君紹介）（第五六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府南桑田郡宮前村は、京都市近郷の農村として、経済的にも、政治的にも、京都市の日々の動向が直ちに反映する密接な関係の地で、物価等も高く、公務員の生活も最低線にある実情である。ついては、宮前村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
宮前村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府畑野村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡畑野村長高藤清郎外二名）（柳田秀一君紹介）（第四八七八号）、同（請願者　京都府南桑田郡畑野村役場吏員斎藤清一）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一五号）及び同（請願者　京都府南桑田郡畑野村畑野小学校長人見俊造外三名）（田中好君紹介）（第五六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府南桑田郡畑野村は、京都市に隣接する住宅地として、また亀岡町の近郊として、あるいは池田市に近接し、これら各市町村の経済動向が直ちに反映する密接な関連性を有する地域で、諸物価は著しく高価である。ついては、畑野村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
畑野村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府本梅村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡本梅村長森丈太郎）（柳田秀一君紹介）（第四八七九号）、同（請願者　京都府南桑田郡本梅村議会議長加舎敦馬）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇六号）及び同（請願者　京都府南桑田郡本梅村育親中学校長今西為治外三名）（田中好君紹介）（第五六九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府南桑田郡本梅村は、耕作面積きわめて少なく、わずかの米麦と松たけを産するのみで、他物資のほとんどを京都の中央市場より亀岡を経て村内小売業者に入るため、輸送費等が加算され、常に京都市内より物価高となつている。ついては、本梅村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本梅村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府三岳村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府天田郡三岳村長小滝市之助）（柳田秀一君紹介）（第四八八〇号）、同（請願者　京都府天田郡三岳村多三十三番地桑田春夫）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一一三号）及び同（請願者　京都府天田郡三岳村三岳小学校長竹原一雄外一名）（田中好君紹介）（第五六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府天田郡三岳村は、福知山市に近接し、バスの運行と相まつて同市に通勤するもの多く、これらのものは地域給の照典に浴しているが、本村に通勤しているものは地域給がないため給与に著しい不均衡を生じている。ついては、三岳村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
三岳村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府上六人部村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府天田郡上六人部村長高日久一）（柳田秀一君紹介）（第四八八一号）及び同（請願者　京都府天田郡上六人部村字生野大槻実）（大石ヨシエ君紹介）（第五六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府天田郡上六人部村は、福知山市、綾部市及び下六人部村に囲まれ、これら地区に地域給が支給され、本村のみが無級地であることは、はなはだ不合理である。ついては上六人部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
上六人部村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府薪田野村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡薪田野村長鈴木真一外二名）（柳田秀一君紹介）（第四八八二号）、同（請願者　京都府南桑田郡薪田野村薪田野小学校職員吉岡寿栄子）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇四号）及び同（請願者　京都府南桑田郡薪田野村薪田野小学校長法貴芳夫外二名）（田中好君紹介）（第五六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府南桑田郡薪田野村は、京都市の西方十五キロ余、南桑平野の中央部に位する住宅地として、また消費地として、経済的にも、政治的にも、京都市と日々の動向が直ちに反映する密接な関係のある土地であるが、いまだに無級地であつたのは不合理であり、隣村とのつりあいからいつても、二級地の条件をそなえている。ついては、薪田野村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
薪田野村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府曾我部村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡曾我部村長木内源三郎）

（柳田秀一君紹介）（第四八八三号）、同（請願者　京都府南桑田郡曾我部村南条郵便局長陸島昌夫）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇七号）及び同（請願者　京都府南桑田郡曾我部村曾我部小学校長上島俊一外一名）（田中好君紹介）（第五六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡曾我部村は、舞鶴市と池田市の間を結ぶ産業上、交通上の重要な地点にあり、また物価は生活必需品を京阪地方から移入するため、京都市より高くなつており、このような生活環境にある公務員の生活は極度に窮迫している。ついては、曾我部村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

曾我部村の立地条件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府西別院村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡西別院村長細見善一外二名）（柳田秀一君紹介）（第四八八四号）、同（請願者　京都府南桑田郡西別院村寺田井上信一）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇九号）及び同（請願者　京都府南桑田郡西別院村西別院小学校長遠山泰次外二名）（田中好君紹介）（第五六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡西別院村は、主食、燃料等の生産地でありながら、大阪市、京都市の価格の影響をうけ、それらの地とあまり変らぬ価格を示し、また衣類、副食物、雑貨等も京阪神より移入する関係上、必然的に高価となつている。ついては、西別院村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

西別院村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府東別院村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡東別院村長平田一義）（柳田秀一君紹介）（第四八八五号）、同（請願者　京都府南桑田郡東別院村役場吏員荒木一義外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五五号）及び同（請願者　京都府南桑田郡東別院村東別院小学校長服部昇外一名）（田中好君紹介）（第五六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡東別院村は、米麦を除くその他の副食類、衣料の全部を京阪神より購入しているため、中間業者の手数料、輸送費が加算され、常に都市より物価指数が高い現状である。ついては、東別院村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東別院村の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府檜田村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府南桑田郡檜田村長久保増太郎）（柳田秀一君紹介）（第四八八六号）、同（請願者　京都府南桑田郡檜田村田能農業協同組合員北會幸太郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇八号）及び同（請願者　京都府南桑田郡檜田村檜田小学校長南川昇一外一名）（田中好君紹介）（第五六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡檜田村は、農村とはいいながら、耕地面積農家一戸当り五反弱の米単作地帯で、生活必需物資のほとんどを京都市、大阪市より移入するため、運賃、利潤等が加算されて、物価は京都市、高槻市より高くなつている。ついては、檜田村を地域給二級地以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

檜田村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府豊栄村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府竹野郡豊栄村長宇野勝治）（柳田秀一君紹介）（第四八八七号）、同（請願者　京都府竹野郡豊栄村議会議長道家保一郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一二号）及び同（請願者　京都府竹野郡豊栄村豊栄小学校長大江信夫外一名）（田中好君紹介）（第五六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府竹野郡豊栄村は、地域給の無級地として今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等において、本村となんら差異がない町村と比較して、まことに不合理である。ついては、豊栄村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊栄村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府竹野郡竹野村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府竹野郡竹野村長野木喜保）（柳田秀一君紹介）（第四八八八号）及び同（請願者　京都府竹野郡竹野村議会議長大下直次）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府竹野郡竹野村は、地域給の無級地として今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等において、本村となんら差異がない町村と比較して、まことに不合理である。ついては、竹野村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

竹野村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府蒐原村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府天田郡蒐原村地域給対策委員会細見儀右エ門）（柳田秀一君紹介）（第四八八九号）、同（請願者　京都府天田郡蒐原村友瀬細見与一）（大石ヨシエ君紹介）（第五四六〇号）及び同（請願者　京都府天田郡蒐原村蒐原小学校長森勲外一名）（田中好君紹介）（第五六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府天田郡蒐原村は、周辺に福知山市、綾部町、園部町、篠山町を控え、これらの都市及び京都市、大阪市への交通の要衝にあたり、都市的性格を多分に備えた村であるが、生活用品の価格は物資移入等の関係より、他市町村に比べてきわめて高い状態にある。ついては、蒐原村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

蒐原村の物価水準及び消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府中六人部村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府天田郡中六人部村地域給指定促進協議会代表今川繁治）（柳田

秀一君紹介）（第四八九〇号）及び同（請願者　京都府天田郡中六人部村中六人部小学校長増田益次郎外一名）（田中好君紹介）（第五六六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府天田郡中六人部村は、近接の福知山市が地域給四級地、綾部市が三級地、隣村下六人部村が一級地であるにもかかわらず、本村のみが無級地であることは、はなはだ不合理である。ついては、中六人部村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
中六人部村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府細見村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府天田郡細見村長田中敬市）（柳田秀一君紹介）（第四八九一号）、同（請願者　京都府天田郡細見村細見小学校職員高見哲夫）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五九号）及び同（請願者　京都府天田郡細見村細見小学校長大槻槌之助外一名）（田中好君紹介）（第五六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府天田郡細見村は、京都市の西北十八里、福知山市の東方四里の地点に位し、衣料その他生活必需物資をこれら二市に求めるため、生活程度高く、さきに地域給地に指定された隣村となんら差異は認められない。ついては、細見村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
細見村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府川合村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府天田郡川合村地域給指定促進協議委員会長山本繁左エ門）（柳田秀一君紹介）（第四八九二号）、同（請願者　京都府天田郡川合村小林一利）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一九号）及び同（請願者　京都府天田郡川合村川合小学校長荒樋太市外一名）（田中好君紹介）（第五七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府天田郡川合村は、生活必需物資を取り扱う商店が十九戸ある外、食糧品、雑貨等の行商人が多数往来し、仕入先が福知山、綾部の両市であるため買入原価は高く、加うるに運賃の高騰により賭費を多く要し、京都市と比較すると約二十パーセント高価で、村民の日常生活に多大の脅威を与えている。ついては、川合村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
川合村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府金山村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府天田郡金山村長牧定太郎）（柳田秀一君紹介）（第四八九三号）、同（請願者　京都府天田郡金山村字天座安達貫）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一八号）及び同（請願者　京都府天田郡金山村金山小学校長牧敏夫外一名）（田中好君紹介）（第五六七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府天田郡金山村は、地域給三、四級地の福知山市、一級地の上川口村、上、中、下夜久野村、金谷村及び大江町に隣接し、これら地域と環境においてなんらの差異は認められない。ついては、金山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
金山村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府川上村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府熊野郡川上村長飯野明治郎）（柳田秀一君紹介）（第四八九四号）、同（請願者　京都府熊野郡川上村議会議長岩瀬養一）（大石ヨシエ君紹介）（第五三二九号）及び同（請願者　京都府熊野郡川上村川上小学校長谷口校一外一名）（田中好君紹介）（第五六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府熊野郡川上村は、地勢、交通、経済、生活環境等において、勤務地手当支給地町村と比較してなんら差異がない状態にある。ついては、川上村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
川上村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府佐濃村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府熊野郡佐濃村長森善二）（柳田秀一君紹介）（第四八九五号）、同（請願者　京都府熊野郡佐濃村議会議長小幡悌治外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四六二号）及び同（請願者　京都府熊野郡佐農南小学校長瀬戸亮一外一名）（田中好君紹介）（第五六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府熊野郡佐濃村は、交通、経済、生活環境等において、地域給支給町村と比較して、なんら差異がないにもかかわらず、いまだに無級地であることは不合理である。ついては、佐濃村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
佐濃村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府熊野郡田村は、地域給無級地として今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等において、本村となんら差異がない町村と比較して、まことに不合理である。ついては、田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
田村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府田村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府熊野郡田村長牧野善右エ門）（柳田秀一君紹介）（第四八九六号）、同（請願者　京都府熊野郡田村小学校長宮田梅夫）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一〇号）及び同（請願者　京都府熊野郡田村田村小学校長宮田梅夫外一名）（田中好君紹介）（第五六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府熊野郡田村は、地域給無級地として今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等において、本村となんら差異がない町村と比較して、まことに不合理である。ついては、田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
田村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府湊村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府熊野郡湊村長木村金志）（柳田秀一君紹介）（第四八九七号）、同（請願者　京都府熊野郡湊村議会議長勝下信二）（大石ヨシエ君紹介）（第五三二八号）及び同（請願者　京都府熊野郡湊小学校長山下忠明外一名）（田中好君紹介）（第五六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府熊野郡湯村は、地勢、経済、生活環境等を地域給支給町村と比較するに、なんらの差異が認められないにもかかわらず、無級地であることは、はなはだ遺憾である。ついては、湯村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
湯村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府海部村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府熊野郡海部村長辻幸右衛門）（柳田秀一君紹介）（第四八九九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府熊野郡海部村は地勢、交通、経済、生活環境等において、地域給支給地となんら差異がない状態にある。ついては、海部村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
海部村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府神野村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府熊野郡神野村長森本筆雄）（柳田秀一君紹介）（第四八九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府熊野郡神野村は無級地として今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等において、本村となんら差異がない町村と比較して、まことに不合理である。ついては、神野村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
神野村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府弥栄村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府竹野郡弥栄村長平林恒治）（柳田秀一君紹介）（第四九〇〇号）、同（請願者　京都府竹野郡弥栄村議会議長芦田玉樹）（大石ヨシエ君紹介）（第五六二〇号）及び同（請願者　京都府竹野郡弥栄村峰山高等学校弥栄分校内砂井源之助外二名）（田中好君紹介）（第五六七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府竹野郡弥栄村は、地勢、交通、経済、生活環境等において、地域給支給町村となんら差異がない。ついては、弥栄村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
弥栄村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府上宇川村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府竹野郡上宇川村長岡田恒治郎）（柳田秀一君紹介）（第四九〇一号）及び同（請願者　京都府竹野郡上宇川村字中野井上勉）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府竹野郡上宇川村は、地域給無級地として今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等において、本村となんら差異がない町村と比較して、まことに不合理である。ついては、上宇川村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
上宇川村の立地条件ならびに経済的諸事情より本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府野間村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府竹野郡野間村長木村勝治）（柳田秀一君紹介）（第四九〇二号）、同（請願者　京都府竹野郡野間村議会議長羽賀祐二）（大石ヨシエ君紹介）（第五六二五号）及び同（請願者　京都府竹野郡野間村野間小学校長中村保外一名）（田中好君紹介）（第五六〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府竹野郡野間村は、地域給無級地として今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等において、本村となんら差異がない町村と比較して、まことに不合理である。ついては、野間村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
野間村の物価水準及び消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府下宇川村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府竹野郡下宇川村長小野藤吉）（柳田秀一君紹介）（第四九〇三号）、同（請願者　京都府竹野郡下宇川村中浜郵便局員田中増次）（大石ヨシエ君紹介）（第五六一一号）、同（請願者　京都府竹野郡上宇川村上宇川小学校長善種貞一外一名）（田中好君紹介）（第五六五七号）及び同（請願者　京都府竹野郡下宇川村下宇川小学校長井上利光外一名）（田中好君紹介）（第五六五九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府竹野郡下宇川村は、地域給の無級地として今日に及んでいるが、地勢、交通、経済、生活環境等において、本村となんら差異がない町村と比較して、まことに不合理である。ついては、下宇川村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
下宇川村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府栗田村の地域給引上げの請願（請願者　京都府与謝郡栗田村近畿財務局京都財務部舞鶴出張所栗田監視所代表神成宇吉外九名）（柳田秀一君紹介）（第四九〇五号）、同（請願者　京都府与謝郡栗田村栗田駅長狩野長蔵）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四二号）及び同（請願者　京都府与謝郡栗田村公民館代表下野逸治外九名）（田中好君紹介）（第五六四九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府与謝郡栗田村は、地域給三、四級地の舞鶴市及び二級地の宮津町に近接し、これら市町と生活水準、物価指数において、なんら異ならないにかかわらず、一級地であることは不合理である。ついては、栗田村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
栗田村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府加悦町及び三河内村の地域給引上げの請願（請願者　京都府与謝郡加悦町長細井直泰外一名）（柳田秀一君紹介）（第四九〇六号）、同（請願者　京都府与謝郡三河内村長佐々木弘次郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四六号）及び同（請願者　京都府与謝郡加悦町加悦小学校長清水光成外三名）（田中好君紹介）（第五六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡加悦町及び三河内村は、丹後ちりめんの生産地で、生活必需物資のほとんどを京阪神地方に求めるため、運賃等の加算によつて、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、加悦町及び三河内村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

加悦町及び三河内村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府岩滝町の地域給引上げの請願（請願者　京都府与謝郡岩滝町長嶋田暉三）（柳田秀一君紹介）（第四九〇七号）、同（請願者　京都府与謝郡岩滝町会議員上山信治）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五〇号）及び同（請願者　京都府与謝郡岩滝町岩滝小学校長島崎俊一外一名）（田中好君紹介）（第五六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡岩滝町は、丹後ちりめんの生産地で、一般町民の生活水準高く、諸物資も消費地である関係上、生活必需物資のほとんどを京都市、舞鶴市、宮津町等に求めるため、運賃等の加算で、物価は京都市を上まわる物価高を示している。ついては、岩滝町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩滝町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府吉津村の地域給引上げの請願（請願者　京都府与謝郡吉津村長小谷徳之助）（柳田秀一君紹介）（第四九〇八号）、同（請願者　京都府与謝郡吉津村議会議長大槻宇兵衛外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四八号）及び同（請願者　京都府与謝郡吉津村吉津小学校長鈴内為雄外一名）（田中好君紹介）（第五六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡吉津村は、日本三景の一つである天の橋立を有し、また海水浴場としても知られ、京阪神地方からの観光、海水浴客は多くいんしんをきわめ、一方工業面においては日本冶金工業株式会社があり、本村はいずれの観点より検討するも三級地としての性格を有するものである。ついては、吉津村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

吉津村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府府中村の地域給引上げの請願（請願者　京都府与謝郡府中村長宮田勇）（柳田秀一君紹介）（第四九〇九号）、同（請願者　京都府与謝郡府中村議会議長田中喜太郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四三号）及び同（請願者　京都府与謝郡府中村府中小学校長谷口栄治）（田中好君紹介）（第五六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡府中村は、白砂青松の名勝地天橋立を眼前に控えている関係で、観光客の往来はげしく、その数年間五十万人を越える盛況であるが、これら多数の観光客の到来により、すべての物価は常に京阪神なみとなり、且つ、比較的へき地にあるため、交通運輸等の不便から日常生活必需物資も京都市、宮津町より一割ないし二割の物価高となつている。ついては、府中村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

府中村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府伊根村の地域給引上げの請願（請願者　京都府与謝郡伊根村長上林甫夫外二名）（柳田秀一君紹介）（第四九一〇号）、同（請願者　京都府与謝郡伊根村議会議長筒井寛四郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四五号）及び同（請願者　京都府与謝郡伊根村伊根郵便局長増井新助外二名）（田中好君紹介）（第五六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡伊根村は、食糧その他生活必需物資のすべてを舞鶴、宮津より購入している関係上、物価は著しく高い状態にある。ついては、伊根村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

伊根村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府佐賀村の地域給引上げの請願（請願者　京都府何鹿郡佐賀村長間島春蔵外二名）（柳田秀一君紹介）（第四九一二号）、同（請願者　京都府何鹿郡佐賀村議会議長油利久太郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四四号）及び同（請願者　京都府何鹿郡佐賀村職員代表片岡郁次郎外二名）（田中好君紹介）（第五六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府何鹿郡佐賀村は、福知山、綾部両市のほとんど中心地に位置し、生活必需物資を両市からの移入にまつため、物価は両市に比べて高くなつている。ついては、佐賀村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府豊里村の地域給引上げの請願（請願者　京都府何鹿郡豊里村長田中俊一郎外一名）（柳田秀一君紹介）（第四九一三号）、同（請願者　京都府何鹿郡豊里村議会議長永井一作外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四三六号）及び同（請願者　京都府何鹿郡豊里村豊里小学校片山義一外二名）（田中好君紹介）（第五六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府何鹿郡豊里村は、綾部市に囲まれ、人情風俗はもちろん、文化、経済において密接不離の関係にあつて、生活様式、生活程度、物価もまたひとしい。ついては、豊里村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

豊里村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府園部町外十二箇町村の地域給引上げ等の請願（請願者　京都府船井郡園部町長永井正夫）（柳田秀一君紹介）（第四九一四号）及び同（請願者　京都府船井郡瑞穂村長貞守一二郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡は、京都市に汽車で一時間以内の郊外に位し、文化水準高く、生活必需物資のほとんどを京都、大阪等に求めるため、諸物価は著しく高価である。ついては、園部町、八木町の地域給を三級地に、並びに上和知村、下和知村、須知町、及び摩気村を二級地にそれぞれ引き上げ瑞穂村を二級地に、高原村、胡麻郷村、五ケ庄村、世木村、西本梅村、及び栄本梅村を一級地にそれぞれ指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

園部町、八木町、上和知村、下和知村、須知町、摩気村、瑞穂村、高原村、胡麻郷村、五ケ庄村、世木村、西本梅村、栄本梅村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府下和知村の地域給引上げの請願（請願者　京都府船井郡下和知村長片山忠俊）（柳田秀一君紹介）（第四九一五号）、同（請願者　京都府船井郡下和知村下和知小学校職員片山コハル）（大石ヨシエ君紹介）（第五四四七号）及び同（請願者　京都府船井郡下和知村下和知小学校長村上精一外一名）（田中好君紹介）（第五六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡下和知村は、交通至便で、京都、綾部の両都市との物資及び人事の交流激しく、諸物価は著しく高騰しているばかりか、隣接町村はほとんど地域給三、二級地であるにかかわらず、本村が一級地であることは不合理である。ついては、下和知村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

下和知村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府上和知村の地域給引上げの請願（請願者　京都府船井郡上和知村長山内利兵衛）（柳田秀一君紹介）（第四九一六号）、同（請願者　京都府船井郡上和知村上ノ山三十七番地田中弥市外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四四〇号）及び同（請願者　京都府船井郡上和知村上和知小学校長山口保外一名）（田中好君紹介）（第五六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡上和知村は、阪神と舞鶴要港を結ぶ国道第二十七号線及び桑田郡の開口部に位するため、物資及び人事の交流激しく、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、上和知村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上和知村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府摩気村の地域給引上げの請願（請願者　京都府船井郡摩気村長谷源一郎）（柳田秀一君紹介）（第四九一七号）、同（請願者　京都府船井郡摩気村役場内助役西村武雄外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四四二号）及び同（請願者　京都府船井郡摩気村摩気小学校長猪奥新太郎外一名）（田中好君紹介）（第五六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡摩気村は、生活必需物資のほとんどを京阪神及び舞鶴方面より移入するため、諸物価は運賃等が加算されて、これら都市より著しく高値となり、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、摩気村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

摩気村の経済的諸条件よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府須知町の地域給引上げの請願（請願者　京都府船井郡須知町長荒井友治郎）（柳田秀一君紹介）（第四九一八号）、同（請願者　京都府船井郡須知町議会議長船越準治外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四七号）及び同（請願者　京都府船井郡須知町須知小学校長大野務外一名）（田中好君紹介）（第五六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡須知町は、同一郡内で、しかもほぼ同一条件下にある八木町、園部町と比較してなんら異なることがないにもかかわらず、本町のみ一級地であることは、はなはだ均衡を欠くきらいがある。ついては、須知町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

須知町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府八木町の地域給引上げの請願（請願者　京都府船井郡八木町役場職員代表浅田信夫）（柳田秀一君紹介）（第四九一九号）、同（請願者　京都府船井郡八木町八木郵便局員植村幸一）（大石ヨシエ君紹介）（第五四三八号）及び同（請願者　京都府船井郡八木町八木小学校長三輩弘治外一名）（田中好君紹介）（第五六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡八木町は、京都市の近接小都市で、近時は京都市のみでなく阪神方面との交通もきわめてひん繁となり、諸官公署が増加して、口丹波の一大中心地となり京阪神よりの農産物資の買出客もきわめて多く、物価の高騰をきたしまた、生活必需物資のほとんどを京阪神方面より移入する関係で、物価は京都市よりもむしろ高位にある。ついては、八木町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

八木町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府園部町の地域給引上げの請願（請願者　京都府船井郡園部町長永井正史）（柳田秀一君紹介）（第四九二〇号）、同（請願者　京都府船井郡園部町議会議員井尻福太郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四四一号）及び同（請願者　京都府船井郡園部町園部小学校長山本利一外一名）（田中好君紹介）（第五六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡園部町は、京都市の環境郊外都市として、京阪神方面とも交通きわめてひん繁で、生活必需物資のほとんどをこの方面等から移入するため、運賃等がかさみ、諸物価はこれら都市を上まわり、在勤公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、園部町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

園部町の経済的諸事情よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、

これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府保津村の地域給引上げの請願（請願者　京都府南桑田郡保津村長岡本新五郎外二名）（柳田秀一君紹介）（第四九二一号）、同（請願者　京都府南桑田郡保津村保津小学校職員大西伊助外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五二号）及び同（請願者　京都府南桑田郡保津村保津小学校長河崎市郎外二名）（田中好君紹介）（第五六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡保津村は、耕地面積きわめて少なく、米麦を除く他の物資のほとんどを京都市の中央市場より小売販売業者を経て移入するため、輸送費及び業者の利潤等の関係から、常に京都市内より高価となつている。ついては、保津村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

保津村の物価水準及び消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府河原林村の地域給引上げの請願（請願者　京都府南桑田郡河原林村長上田政一外一名）（柳田秀一君紹介）（第四九二二号）、同（請願者　京都府南桑田郡河原林村農業共済組合長今西喜七郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四三七号）及び同（請願者　京都府南桑田郡河原林村河原林小学校長村田平一）（田中好君紹介）（第五六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡河原林村は、諸物資を京阪神地方より移入するため、必然的に割高となり、京都市及び亀岡町等と大差のない生活を営んでいるため、消費生活者の生活は実にみじめなものがある。ついては、河原林村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

河原林村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府大井村の地域給引上げの請願（請願者　京都府南桑田郡大井村長代理山下栄一外二名）（柳田秀一君紹介）（第四九二三号）、同（請願者　京都府南桑田郡大井村並河駅長大槻武雄）（大石ヨシエ君紹介）（第五四四六号）及び同（請願者　京都府南桑田郡大井村大井小学校長八木玄夫外二名）（田中好君紹介）（第五六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡大井村は、京都市に隣接する交通至便の地で、生産諸物資を京阪神方面へ直接移出する関係上、生活水準、諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、大井村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大井村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府吉川村の地域給引上げの請願（請願者　京都府南桑田郡吉川村長曾我幾雄外一名）（柳田秀一君紹介）（第四九二四号）、同（請願者　京都府南桑田郡吉川村吉川小学校長平井有外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四四五号）及び同（請願者　京都府南桑田郡吉川村小学校長平井有外一名）（田中好君紹介）（第五六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡吉川村は、京都市に隣接する交通至便の地に位し、村内生産諸物資を直接京阪神方面に移出する関係上、生活水準、諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、吉川村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

吉川村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府篠村の地域給引上げの請願（請願者　京都府南桑田郡篠村長宇野清次外四名）（柳田秀一君紹介）（第四九二五号）及び同（請願者　京都府南桑田郡篠村消防団長近藤武一外三名）（田中好君紹介）（第五六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡篠村は、京都市に隣接している関係で、その住宅地として、また消費地として、経済的にも、政治的にも、京都市の動向が直ちに反映する密接な関連性を有する地域である。ついては、篠村の地域給を五級地あるいはそれに近い級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

篠村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府亀岡町の地域給引上げの請願（請願者　京都府南桑田郡亀岡町長大槻嘉男）（柳田秀一君紹介）（第四九二六号）及び同（請願者　京都府南桑田郡亀岡町亀岡小学校長宮内芳樹外一名）（田中好君紹介）（第五六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府南桑田郡亀岡町は、京都市に隣接する住宅地として、また消費地として、同市の経済的、政治的動向が直接反映するという密接な関連性を有する地域である。ついては、亀岡町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

亀岡町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府網野町の地域給引上げの請願（請願者　京都府竹野郡網野町長井上辰治）（柳田秀一君紹介）（第四九二七号）、同（請願者　京都府竹野郡網野町網野郵便局長柴田正諒外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三四九号）及び同（請願者　京都府竹野郡網野町網野小学校長引野市左衛門外一名）（田中好君紹介）（第五六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府竹野郡網野町は、丹後ちりめん織物の主産地として全国的に有名で、これがため生計費は京都市と比較してもなんら差異がない。ついては、網野町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

網野町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府長岡町の地域給の引上げの請願（請願者　京都府乙訓郡長岡町助役冨岡千太郎外八名）（柳田秀一君紹介）（第四九二八号）及び同（請願者　京都府乙訓郡長岡町神足電話中継所長坂田久男外八名）（田中好君紹介）（第五六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府乙訓郡長岡町は、京都市の衛星地区で、生活水準も同市と変ることなく、日常生活物価はむしろ上まわる実情である。ついては、長岡町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長岡町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府上川口村の地域給引上げの請願（請願者　京都府天田郡上川口村長足立弘）（柳田秀一君紹介）（第四九二九号）、同（請願者　京都府天田郡上川口村上川口小学校内伊藤秀子外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四五三号）及び同（請願者　京都府天田郡上川口村上川口小学校長安達忠雄外一名）（田中好君紹介）（第五六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府天田郡上川口村は、福知山市に接続し、同市との交流激しく、また生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、物価は同市を上まわる実情にある。ついては、上川口村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上川口村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府綾部市の地域給引上げの請願（請願者　綾部市長長岡誠外一名）（柳田秀一君紹介）（第四九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綾部市は、山陰線と舞鶴線の分岐点に位し、地域給四級地の舞鶴市及び福知山市とは気候風土はもとより、経済的にも同一である。ついては、綾部市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

綾部市の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府雲原村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府天田郡雲原村長西尾亀三）（柳田秀一君紹介）（第四九三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府天田郡雲原村は、福知山市に接続し、物価は高騰している現状である。ついては、雲原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

雲原村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府金谷村の地域給引上げの請願（請願者　京都府天田郡金谷村地域給指定促進協議委員会長石坪俊雄）（柳田秀一君紹介）（第四九三二号）、同（請願者　京都府天田郡金谷村地域給指定促進委員協議会委員坂根義雄君外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四三三号）及び同（請願者　京都府天田郡金谷村金谷小学校長田渕秀美外一名）（田中好君紹介）（第五六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府天田郡金谷村は、福知山市に接続するため、交通、経済等すべての点において同市の影響を受け、なんら差異がないにもかかわらず、地域給一級地であることは、はなはだ遺憾である。ついては金谷村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

金谷村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府上夜久野村外二箇村の地域給引上げの請願（請願者　京都府天田郡上夜久野村長日和重次郎外二名）（柳田秀一君紹介）（第四九三三号）、同（請願者　京都府天田郡中夜久野村長日下貫外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第五四三九号）及び同（請願者　京都府天田郡下夜久野村長水上茂一郎外二名）（田中好君紹介）（第五六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府天田郡上夜久野村、中夜久野村、下夜久野村は、生活必需物資のほとんどを福知山市に求めるため、交通費等が加算され、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、上夜久野村外二箇村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上夜久野村、中夜久野村、下夜久野村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府下六人部村の地域給引上げの請願（請願者　京都府天田郡下六人部村地域給引上促進協議委員会代表松本庄吉）（柳田秀一君紹介）（第四九三四号）及び同（請願者　京都府天田郡下六人部村一ノ谷甲斐島日出夫）（大石ヨシエ君紹介）（第五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府天田郡下六人部村は、綾部市、福知山市の中間に位し、生活必需物資のほとんどをこれら両都市に求めるため、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、下六人部村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

下六人部村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府久美浜町の地域給引上げの請願（請願者　京都府熊野郡久美浜町長岡田志郎）（柳田秀一君紹介）（第四九三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府熊野郡久美浜町は、本郡の政治、文化の中心地として、各種官公署の所在地であるが、土地狭少のため産業に恵まれず、諸物価は都市と余り大差なく、経済状態は容易でない。ついては、久美浜町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

久美浜町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府間人町の地域給引上げの請願（請願者　京都府竹野郡間人町長蒲田保）（柳田秀一君紹介）（第四九三七号）同（請願者　京都府竹野郡間人町長蒲田保）（大石ヨシエ君紹介）（第五三五一号）及び同（請願者　京都府竹野郡間人町間人小学校長川戸一男外一名）（田中好君紹介）（第五六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府竹野郡間人町は、さきに地域給一級地の指定を見たが、地勢、交通、経済、生活環境等において隣接二、三級地の町村と比較してなんら差異がない状態にある。ついては、間人町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府竹野郡間人町は、その生活環境等は隣接支給地と何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県下の寒冷地手当引上げの請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（鈴木善幸君紹介）（第四九四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下は、寒冷且つ瘠気象条件下にあるため、生計費は著しく増高している。ついては、本県下の寒冷地手当を弥栄、金沢、花泉、老松、日形、油島、溜津、永井、折壁、薄衣、千厩、小梨、黄海、藤沢、八沢、矢越及び大津保の各町村を四級地に、大野、有芸、湯口、太田、土渕、青笹、上郷、笹間、藤根、横川目、岩崎、若柳及び厳美の各村を五級地にそれぞれ引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県下の各地はその自然条件酷烈にして生計費は著しく増高している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県下の地域給指定等に関する請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（鈴木善幸君紹介）（第四九四二号）及び同（請願者　岩手県盛岡市内丸岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第五四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下の諸物価は他府県に比べてもはるかに高額であり、これが生計費に及ぼす影響はきわめて多大である。ついては、本県下の地域給を釜石市、甲子村を四級地に、盛岡市、宮古市、一ノ関市、大船渡市のうち盛町及び大船渡町を三級地に、大船渡市のうち二級地に含まれる地域以外の地域、久慈町、長内町、花巻町、水沢町、遠野町、黒沢尻町、福岡町、岩谷堂町、岩泉町、千厩町、大槌町、鵜住居村、山田町、一戸町、田老町、松尾村及び湯本村を二級地にそれぞれ引き上げ並びに沼宮内町、巻堀村、葛巻村、雫石町、平館村、御所村、日詰町、石鳥谷町、大迫町、湯口村、土沢町、湯田村、前沢町、金ケ崎町、花泉町、平泉村、大原町、摺沢町、藤沢町、高田町、気仙町、広田村、世田米町、軽米町、種市町、浄法寺町、田山村及び石切所村を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県下の各市町村はそれぞれがその経済地理的条件によつて物価高をきたし、生計費を増高せしめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県鳩ケ谷町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県足立郡鳩ケ谷町議会議長新井庄衛外十四名）（井堀繁雄君紹介）（第四九四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県足立郡鳩ケ谷町は、川口市及び東京都に隣接し、特に川口市には周囲を囲まれ、生活状態、物価指数等において同市となんら異なるところがないにかかわらず、川口市が地域給四級地で、本町が三級地であることは不合理である。ついては、鳩ケ谷町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の決議理由

埼玉県足立郡鳩ケ谷町は、その地理的条件により川口市と生活状態、経済事情に差違がない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県豊秋村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県北群馬郡豊秋村長伊藤和平外八名）（福田越夫君紹介）（第四九四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県北群馬郡豊秋村は、地域給二級地の渋川町に隣接し、同町と地理的、経済的その他あらゆる点において同一であるため、物価水準、生活程度は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、豊秋村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県北群馬郡豊秋村は、その経済、地理的条件によつて物価水準高く公務員の生活はきわめて困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県前橋市の地域給引上げの請願（請願者　群馬県前橋市長岡口志行）（蓑枝泉介君紹介）（第四九五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県前橋市は、名実ともに地方における一大中心都市であり、近時高崎線の電化に伴い、東京の衛星都市としての性格を一段と強め、諸物価を一段と高騰し、浦和市、千葉市等となんら異なるところがない。ついては、前橋市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県前橋市は、その地理的条件ならびに経済事情により諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県神流村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県多野郡神流村長井本菊雄）（福田越夫君紹介）（第四九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県多野郡神流村は、地域給一級地の新町と二級地の藤岡町との中間に位し、これら両町との交渉きわめて密接で、物価、生活水準は両町となんら異なるところがない。ついては、神流村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県多野郡神流村は、その経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県長野原町の地域給指定に関する請願外一件（請願者　群馬県吾妻郡長野原郵便局長宮崎要三外二十六名）（福田越夫君紹介）（第四九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県吾妻郡長野原町は、温泉郷、観光地への関門に位するため、諸物価は著しく高騰している。

ついては、長野原町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県吾妻郡長野原町は、その経済地理的条件により諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県生品村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県新田郡生品村長田村勇次郎外七名）（長谷川四郎君紹介）（第四九五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県新田郡生品村は、生活必需物資のほとんどを太田、伊勢崎及び尾島に求めるため、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、生品村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県新田郡生品村は、その経済事情により諸物価の高騰をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県綿打村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県新田郡綿打村長岩崎久成外六名）（長谷川四郎君紹介）（第四九五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県新田郡綿打村は、伊勢崎市、太田市、桐生市、大間々町、尾島町及び境町等をいずれも三キロないし八キロの近接地に控えるので、これら都市の経済的影響を受けること大きく、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、綿打村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県新田郡綿打村は、その経済事情によつて物価高く公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県八日市場町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県匝瑳郡八日市場町長大枝十兵衛）（小川豊明君紹介）（第四九五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県匝瑳郡八日市場町は、四面農作物の生産地帯に囲まれ、東京及び京浜方面の大消費地をまかない、漁港銚子市に近く、九十九里浜を控えるので、農水産物の集散地となつていながら産地高の市場安の現象を呈して、千葉市及び銚子市に異ならない生活事情にある。ついては、八日市場町の地域給を引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県匝瑳郡八日市場町はその産業事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県豊海町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県山武郡豊海町長桜井正中）（森清君紹介）（第四九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡豊海町は、駐留軍の演習地がある関係で、諸物価は都市をはるかにしのいでおり、近隣の地域給地東金町、大網町、成東町及び片貝町に比べ、きわめて悪い生活条件下にありながら無級地であることは不合理である。ついては、豊海町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県山武郡豊海町は、その特殊事情により物価高をきたし、きわめて悪い条件下に生活している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県下館町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県真壁郡下館町長秋山源吉外三十名）（赤城宗徳君紹介）（第四九五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県真壁郡下館町は、水戸、真岡、常総三線の合点として、東に水戸市、北に宇都宮市を控え、交通、産業、経済上県西の中心地であるのみならず、東京方面への交通便利のため、諸物価の変動にきわめて敏感で、常時生活物資の価格は東京の二割高となつている。ついては、下館町の地域給を三級地に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県真壁郡下館町は、その経済事情ならびに産業事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県赤見町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県安蘇郡赤見町長天海陸平外七名）（山田長司君紹介）（第四九五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県安蘇郡赤見町は、古来両毛機業地として東京、大阪を始め東北、北海道方面にまで販路を有し、地域給三級地の足利市、二級地の佐野市と産業、経済上密接な関係のもとに発展しているので、本町の生活事情は両市と大差がない。ついては、赤見町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県安蘇郡赤見町は、その産業事情において足利市、佐野市と大差なく従つて経済事情は何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県那須村黒田原地区の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県那須郡那須村長益子仁助外十六名）（高瀬傳君紹介）（第四九五九号）、同（請願者　栃木県那須郡那須村立黒田原中学校長吉田福一外十二名）（戸叶里子君紹介）（第五〇八〇号）及び同（請願者　栃木県那須郡那須村議会議長薄井信吉外十二名）（船田中君紹介）（第五〇八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡那須村黒田原地区は、同村の中枢で、芦野町、伊王野村への玄関となり、近郷の物資集散地として最近とみに発展しつつある地区であるが、あらゆる生活必需品を他に求めねばならないので、宇都宮市及び石河市を上まわる高物価である。ついては、那須村黒田原地区を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県那須郡黒田原地区は、その経済事情によつて物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県那須村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　栃木県那須郡那須御用邸管理主任鈴木金太郎外六名）（高瀬傳君紹介）（第四九六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡那須村、那須火山

脈系の主峰那須ヶ嶽の中腹に位し、標高平均九百メートルの高原にあつて、十月上旬には霜が降り、十二月、一月に入れば気温零下十度ないし十五度に低下し、二十メートル前後の猛吹雪が多いので防寒に要する費用はきわめて増高している。ついては、那須村の寒冷地手当を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県那須郡那須村は、その地理的条件ならびに自然環境より寒冷にして、防寒の費用はきわめて高くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛知県神戸村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県渥美郡神戸村長河合茂一外九名）（磯井勇君紹介）（第四九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県渥美郡神戸村は、大消費地名古屋、大阪等を控える農産地域で、村民一般の生活水準が高く、日常必需品も都市を上まわる高価にして、隣接地域給一級地の田原町となんら異ならない生活事情にある。ついては、神戸村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県渥美郡神戸村は、その産業経済事情により生活水準高く物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県畝傍町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県高市郡畝傍町長増田清一外二十一名）（仲川房次郎君紹介）（第四九六四号）及び同（請願者　奈良県高市郡畝傍町地域官公署首長協議会長増田清一）（八木一男君紹介）（第五五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県高市郡畝傍町は、橿原神宮及び畝傍陵を中心とする名所旧跡をたどる人々によつて賑う全国的観光都市であり、大阪並びに京都の経済圏内にあるので物価指数も高く、生計費が著しくかさんでいる。ついては、畝傍町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

畝傍町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県山田村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡山田村長岸本三千夫）（逢澤寛君紹介）（第四九六五号）及び同（請願者　岡山県和気郡山田村村岡亮）（大村清一君紹介）（第五四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡山田村は、山陽線及び片上線を利用して阪神、姫路方面より、やみ買出人が連日大挙して来村するので、米価はこれら都市に変らない高値であり、その他衣料、魚介類等も阪神、岡山より二割程度の高価になつている。ついては、山田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山田村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県御坊町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県日高郡御坊町全官公署協議会長菅原清六）（辻原弘市君紹介）（第四九七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡御坊町は、旭化成日高工場、製糸工場、食品工場等を有し、工場都市として、あるいは観光地として発展し、阪神地域よりの遊覧者の来訪著しく生活費は高騰し、諸物価は和歌山市より高価を示し、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、御坊町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

御坊町の経済的諸事情等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県大方町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県幡多郡大方町長田辺菊治）（佐竹晴記君紹介）（第四九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県幡多郡大方町は、郡の中心地である中村町と近接し、政治、産業、交通、経済等すべての面にわたつて密接な関係を有し、従つて生活程度、諸物価も同町となんら異ならず、むしろ交通費がかさむだけ物価は高くなつている。ついては、大方町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県幡多郡大方町は、中村町と近接し、中村町は現行二級地であるため、無給地である大方町と均衡を破つている。よつて同町の要求は妥当なものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県津田町の地域給引上げの請願（請願者　香川県大川郡津田町長田中修三外十七名）（福田繁芳君紹介）（第四九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県大川郡津田町は、最近各官公庁をはじめ、多くの会社工場等が設置されて異状な躍進を遂げ、一般の生活水準は向上し、諸物価の高騰は著しいものがあるにかかわらず、県下の市町のうち、本町のみが地域給一級地として取残されているのはきわめて不均衡であつて、行政事務の完遂と能率の増進に支障をきたしている。ついては、津田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

津田町の産業は最近、異状な躍進を遂げ、一般の生活水準は向上し、諸物価の高騰も著しい実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県北川村の地域給指定に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北川村長夏田義忠）（片島港君紹介）（第四九七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡北川村は国道十号線によつて、延岡市と隣接しているので、産業、経済、教育、文化のすべてが同市と同一圏内にあり、村内の消費、物資は同市より移入されるため、必然的に物価高となり、公務員の生活を困窮に追い込んでいる。ついては、北川村を延岡市と同様の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北川村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県長井村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県大里郡長井村長大熊五郎外四十六名）（荒船清十郎君紹介）（第四九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡長井村は、交通きわめて便利な地点に位し、隣接の熊谷市、妻沼町等との交流はげしく、生活物資のほとんどはこれら市町から移入するため、諸物価及び村民の生活状態はこれら市町となんら異なるところがない。ついては、長井村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県大里郡長井村は、その地理的条件、経済事情によつて諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県槻川村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡槻川村長中島博保外三名）（荒船清十郎君紹介）（第四九七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡槻川村は、地域給支給地の大河村と高篠村との中間に位し、経済、文化等各方面においてなんら差異が認められないのにかかわらず、いまだ無級地のまま取り残されていることは不均衡である。ついては、槻川村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡槻川村は、その地理的条件により支給地に挟まれその経済事情になんら異るところのない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県野上町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県秩父郡野上町長村田義八外九十一名）（荒船清十郎君紹介）（第四九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡野上町は、観光地長瀞の所在地にして、都市からの来遊者は年間百万を突破する盛況であり、また全国的に有名な落合眼科病院があつて、東京都等から来町する者多く、従つて、町内の生活必需品の価格は東京都に匹敵する高値を示している。ついては、野上町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡野上町はその特殊事情により諸物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県皆野町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県秩父郡皆野町長門平文作外四十二名）（荒船清十郎君紹介）（第四九八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡皆野町は、本郡第一位の人口密度を有し、交通上、商工業上の中心地であつて、近村の消費者はすべて本町に生活物資の需要を求めており、これら物資は熊谷市、秩父市を経て供給されるため、物価の高騰著しく、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、皆野町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡皆野町はその産業事情ならびに経済事情によつて物価の高騰著しく公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大柳村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡大柳村長清水道治外三名）（荒船清十郎君紹介）（第四九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡大柳村は、海抜七百メートル以上の山々に囲まれたきわめて交通不便の地に位し、日常必需品を三里余りの道を自転車で近接の越生町、小川町まで出向いて購入しているため、在勤公務員は肉体的にも、時間的にも、経済的にも疲労と困窮にあえいでいる。ついては、大柳村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡大柳村は、その地理的悪条件ならびに経済事情によつて公務員の生活は、きわめて困難なる状況にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大河原村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡大河原村長高山福六外三名）（荒船清十郎君紹介）（第四九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡大河原村は、隣接する地域給一級地とすべての点において、なんら差異なきにかかわらず、いまだ無級地となつていることは不均衡である。ついては、大河原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡大河原村は、隣接市情ならびに経済事情によつて物価高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県荒川村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡荒川村長磯田忠文外九十二名）（荒船清十郎君紹介）（第四九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡荒川村は、僻地狭少で主食をはじめ生活必需品のすべてを秩父市から移入するため、諸物価は高く、且つ、隣村の昭電秩父工場、秩父市の秩父セメント工場等に通勤する者多いので、生活程度も高くなり、公務員の生活上における出費はかさんで著しく困窮している。ついては、荒川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡荒川村は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県梅園村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡大河原村は、隣接支給地と何ら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県秩父郡大河原村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡大河原村長清水道治外三名）（荒船清十郎君紹介）（第四九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡大河原村は、海抜七百メートル以上の山々に囲まれたきわめて交通不便の地に位し、日常必需品を三里余りの道を自転車で近接の越生町、小川町まで出向いて購入しているため、在勤公務員は肉体的にも、時間的にも、経済的にも疲労と困窮にあえいでいる。ついては、大柳村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡大柳村は、その地理的悪条件ならびに経済事情によつて公務員の生活は、きわめて困難なる状況にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県荒川村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡荒川村長磯田忠文外九十二名）（荒船清十郎君紹介）（第四九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡荒川村は、僻地狭少で主食をはじめ生活必需品のすべてを秩父市から移入するため、諸物価は高く、且つ、隣村の昭電秩父工場、秩父市の秩父セメント工場等に通勤する者多いので、生活程度も高くなり、公務員の生活上における出費はかさんで著しく困窮している。ついては、荒川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡荒川村は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価高く、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県梅園村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県入

間郡梅園村長堀江德司外四名）（松山義雄君紹介）（第四九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡梅園村は、越生、毛呂、山、川角の各町と政治、経済、文化等あらゆる面において不可分の関係にあり、生活環境はほとんど同じでありながら越生町、毛呂町のみ地域給の指定を受けていることは不合理である。ついては、梅園村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県入間郡梅園村は、経済、文化等の諸条件を附近の支給地と同じくしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

群馬県鬼石町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県多野郡鬼石町長大沢喜平次外十一名）（福田赳夫君紹介）（第四九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県多野郡鬼石町は、奥多野の木材集散地として県下に知られる山村で、鉄道沿線から離れているから生活必需品は高運賃の自動車によつて輸送され、また町の北部には八塩温泉、南には三波石峡谷を控え、四季観光客賑うので、物価は県内各都市を上まわつている。ついては、鬼石町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

群馬県多野郡鬼石町は、その産業事情ならびに経済事情によつて物価は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道別海村の地域給引上げの請願（請願者　北海道野付郡別海村長中尾彰良外六名）（森三樹二君紹介）（第五〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道野付郡別海村は、生産物少なく、生活必需物資のほとんどを根室町及び釧路市に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、別海村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道野付郡別海村は、その産業事情ならびに経済事情により諸物価は著しく高く、公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

北海道上士幌村の地域給指定に関する請願（請願者　北海道河東郡上士幌村教育委員会委員長高橋鹿蔵外十二名）（森三樹二君紹介）（第五〇六四号）、同（請願者　北海道河東郡上士幌村長鈴木泰助外十二名）（本名武君紹介）（第五〇六五号）、同（請願者　北海道河東郡上士幌村議会議長吉田武一郎外十二名）（伊藤輝一君紹介）（第五〇六六号）及び同（請願者　北海道河東郡上士幌村議会議長吉田武一郎外十二名）（松田徳蔵君紹介）（第五三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河東郡上士幌村は、帯広市に近接し、生活必需物資のほとんどを同市等に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、上士幌村を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道河東郡上士幌村は、その地理的条件ならびに経済事情により諸物価は著しく高く、公務員は生活に困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県本沢村の地域給指定に関する請願（請願者　山形県南村山郡本沢村長斎藤久市外五名）（西村力弥君紹介）（第五〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡本沢村は、地域給一級地の天童町とともに山形市に接し、政治、経済、文化等のすべてを同市に依存しているため、生活諸物価は同市となんら変ることなく、むしろ割高で、特に冬期は防寒諸費がかさみ、公務員の生活状態は苦境にある。ついては、本沢村を地域給二級地に、指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県南村山郡本沢村は、その地理的条件によつて経済事情は山形市と異なるところなく、物価高となり、公務員の生活を困窮させている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

青森県金木町の地域給指定に関する請願（請願者　青森県北津軽郡金木町花田一外二名）（三和精一君紹介）（第五〇六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県北津軽郡金木町は、水田地帯の農山村で、主食以外の生活必需諸物資を青森、弘前の両市と五所川原町より仕入れる関係上、運賃その他が加わつて両市より常に一割以上も物価高となつている実情にある。ついては、金木町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森県北津軽郡金木町は、その産業、経済事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県東十郷村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県坂井郡東十郷村長宮川治雄外百六十四名）（岡良一君紹介）（第五〇七三号）及び同（請願者　福井県坂井郡東十郷東十郷村郵便局長上坂良策外七名）（受田新吉君紹介）（第五三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡東十郷村は、北陸線、京福電鉄の丸岡駅を有する交通の要衝で、生活必需品を福井方面に依存するため物価は高く、地域給三級地の福井市よりかえつて高物価である。ついては、東十郷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福井県坂井郡東十郷村は、その経済事情により著しき物価高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県三国町外六箇町村の地域給引上げ等の請願（請願者　福井県坂井郡三国町長光成滋）（岡良一君紹介）（第五〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡三国町、芦原町、雄島村、加戸村、本荘村、木部村及び新保村は、九頭龍公園地帯を形成し、隣県の石川県江沼郡の大聖寺を中心とする一帯が地域給二級地の指定をうけているにもかかわらず、これと全く同様の生活環境下にある九頭龍公園地帯が無級地であることは遺憾である。ついては、三国町及び芦原町の地域給を二級地に引き上げ、雄島村外四箇村をそれぞれ一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三国町外六箇町村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる

実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県白潟町の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県長生郡白潟町長細谷幸一外十三名）（千葉三郎君紹介）（第五〇七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県長生郡白潟町は、九十九里浜の孤立した零細農漁業の町で、近隣の茂原市、一宮町より物価高であるにもかかわらず、いまだ無級地であることは不合理で人事の交流等にも支障をきたしている。ついては、白潟町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県長生郡白潟村は、その産業事情により著しき物価高をきたし人事の交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県井泉村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡井泉村長平野宏外十三名）（青木正君紹介）（第五〇七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡井泉村は、工業消費地帯の羽生町に隣接して、農産物はこの方面に吸収されて高価となるばかりか、同町より移入する生活物資はさらに上まわつて、生活水準もなんら差異もない現状である。ついては、井泉村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡井泉村は、その産業事情、経済事情によつて物価高をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県桶進川村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡桶進川村長塩原梅之亟外七名）（青木正君紹介）（第五〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡桶進川村は、地域給一級地の加須、三俣、不動岡の各町に隣接した農村で、これら各町とは生活水準も同一であり、物価においてはむしろ上まわる実情にある。ついては、桶進川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県桶進川村は、その生活水準は隣接支給地と差違なく物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県須加村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡須加村長藤野高輔外六名）（青木正君紹介）（第五〇七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北埼玉郡須加村は、行田市に接続し、熊谷、館林、羽生の各市町を近くに控え、日常生活物資をこれら市町に依存するため高物価となり、中、小学校職員の半数が転出を希望して教育行政運営上に支障をきたしている実情である。ついては、須加村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北埼玉郡須加村はその地理的条件、経済事情により高物価となり教育公務員の生活は困窮し、人事交流に支障をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県名草村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡名草村長塩田修一郎外一名）（山口好一君紹介）（第五〇八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡名草村は、足利市を中心とする機業地帯に位し、足利市までの距離はわずかに八キロで、同市の経済圏内にあつて、村民一般の生活水準は高く、物価も同市を上まわる状況である。ついては、名草村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡名草村は、その経済事情によつて物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県三方原村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県浜名郡三方原村長鈴木周平外八名）（長谷川保君紹介）（第五〇八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡三方原村は、県下第一位の商工都市浜松市に隣接するため、その経済的影響を受けること大きく、同市の復興に伴つて物価も高騰しているが、その影響が直ちに本村に及び、公務員の生活を窮地に陥らしめている。ついては、三方原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県浜名郡三方原村は、その地理的条件により経済事情により物価高騰して公務員の生活を圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県東浜名村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県引佐郡東浜名村長石原茂登男外五名）（長谷川保君紹介）（第五〇八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県引佐郡東浜名村は、県立浜名湖公園の重要な一環をなし、ことに佐久米、都筑海岸は海水浴場、観光地として来遊客が絶えないほどで、また畳表、かんきつ類等の産地であるから都市との往来繁く、一般村民の生活環境は都市的になつている。ついては、東浜名村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県引佐郡東浜名村は、その特殊事情、産業事情により生活条件は都市的であるという実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県久々野村の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県大野郡久々野村長桐山敏男）（岡村利右衛門君紹介）（第五〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県大野郡久々野村は、朝日ダム建設に伴い、需要供給のバランスを失い、日常生活の必需物価の高騰はなはだしく、在勤公務員の生活を極度におびやかしている。ついては、久々野村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県大野郡久々野村は、その産業事情により必需物資の高物価をまねき公務員の生活を脅している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院におい

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県南相木村外四箇村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　長野県南佐久郡臼田営林署南相木村三川事業所萩原彩外三十七名）（井出一太郎君紹介）（第五〇九五号）及び同（請願者　長野県南佐久郡南相木村長中島佐順外三十七名）（羽田武嗣郎君紹介）（第五〇九六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県南佐久郡南相木村、北相木村、南牧村、川上村及び大日向村は、県の最東部に位し、千曲川の源流地帯深山幽谷の間に散在する部落をもつて形成され、標高亜高山地帯の極寒冷地帯で、交通費、生活物資等の割高に、加えて越冬防寒に要する経費は県内いずれの地域よりも上まわる実情にある。ついては、南相木村外四箇村の寒冷地手当を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県南佐久郡南相木村、北相木村、南牧村、川上村及び大日向村はその地勢条件自然条件による寒冷度は経済事情に変化を加え高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長野県大町の地域給等引上げの請願（請願者　長野県北安曇郡大町長松田正人）（増田甲子七君紹介）（第五〇九七号）及び同（請願者　長野県北安曇郡大町大原町阿部西与外一名）（萩元たけ子君紹介）（第五四一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県北安曇郡大町は、呉羽紡績、昭和電工の大工場従業員等が大部分を占め、しかも生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、諸物価は著しく高価で、また寒冷度等においても隣村の平村とすべての点においてなんら異なるところがない。ついては、大町の地域給を二級地に、寒冷地手当を五級地にそれぞれ引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
長野県北安曇郡大町は、その産業事情ならびに経済事情により諸物価は著しい高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山梨県大同村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県西八代郡大同村長望月清正外五名）（小林信一君紹介）（第五〇九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山梨県西八代郡大同村は、地域給地の市川大門町と鰍沢町との間にはさまれ、経済等の諸事情は両町とまつたく同一である。ついては、大同村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山梨県西八代郡大同村は、その経済事情において近接の支給地とまつたく同一である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

大阪府玉川町の地域給引上げの請願（請願者　大阪府中河内郡玉川町長西野米太郎外一名）（小西寅松君外一名紹介）（第五一〇〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大阪府中河内郡玉川町は、現在地域給三級地に指定されているが、五級地の布施市と接近しているので、人口の増加著しく、村民のあらゆる生活の諸事情が同市と全く同等である。ついては、玉川町の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
玉川町の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県中野上村の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県海草郡中野上村長尾崎義雄外三名）（田中織之進君紹介）（第五一〇一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
和歌山県海草郡中野上村は、地域給三級地の海南市に近接し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は著しく高く、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、中野上村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
中野上村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県田殿村の地域給指定に関する請願（請願者　和歌山県有田郡田殿村平林俊一）（田渕光一君紹介）（第五一〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
和歌山県有田郡田殿村は、地域給一級地の藤生村、御多村、鳥屋城村に接続し、同一経済圏にあつて物価指数、生活水準等なんら差異を認められないのにかかわらず、本村のみ無級地であることは公務員に大きな影響を与え、人事の交流においても支障を生じている。ついては、田殿村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
有田郡田殿村の立地条件よりして、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県吉野町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県吉野郡吉野町沢井宝海）（前田正男君紹介）（第五一〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県吉野郡吉野町は、古来花と史跡で名声高く、吉野熊野国立公園の玄関をなし、観光客絶えることなく、修験者の往来ひん繁をきわめる状態で、また近鉄によつてわずか一時間余で大阪と結び、これら都人士との接触が激しいため文化水準きわめて高く、生活もまたまつたく都会化している。ついては、吉野町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
吉野町は、その地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県曾爾村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県宇陀郡曾爾村長首藤義次外四名）（伊瀬幸太郎君紹介）（第五一〇四号）及び同（請願者　奈良県宇陀郡曾爾村議会議長岡田一雄外四名）（前田正男君紹介）（第五一〇五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県宇陀郡曾爾村は、海抜五百メートルの高地に位するので、

交通の便悪く、日常の生活物資を仰ぐ藤原、名張両町を上まわる高物価であり、冬期の厳寒はことに生計費の増高を余儀なくされ、公務員の生活は常に困難な状態にある。ついては、曽爾村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

奈良県宇陀郡曽爾村は、その経済事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県豊浜村の地域給指定に関する請願外一件（請願者　三重県度会郡豊浜村長大仲義一外六名）（陳地文平君紹介）（第五一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡豊浜村は、宇治山田市に徒歩で二十分の近距離に位し、生活必需品のほとんどを同市に出て求めているので、在勤公務員の生活は同市在住者となんら変りない実情にありながら、地域給の無級地では不合理である。ついては、豊浜村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県度会郡豊浜村は、その経済事情によつて公務員の生活は何ら宇治山田市と異らない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県芦田村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡芦田村長小寺逸八外四名）（佐々木盛雄君紹介）（第五一〇七号）及び同（請願者　兵庫県氷上郡芦田村官公庁地域給指定促進委員会長公江五雄智外四名）（有田喜一君紹介）（第五二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡芦田村は、京都府福知山市に接し、佐治町と幸世村の中間に位する林鉱業地で、物価及び生活程度ともに高く、前記各地域給地と異ならない生活条件下にある。ついては、芦田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

芦田村の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県音戸町の地域給引上げの請願（請願者　広島県安芸郡音戸町長樫原勉外十四名）（前田栄之助君紹介）（第五一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県安芸郡音戸町は、瀬戸内海島しょの特徴として農家が少なく、しかも零細農業で、主食の大半は外部の移入に頼つている状態で、その他衣料、日用雑貨等もすべて広島、呉地方に求めており、年々の消費人口の増加はますます消費地として性格を深め、生計費の増高を余儀なくされている。ついては、音戸町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

音戸町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

島根県都野津町の地域給引上げの請願（請願者　島根県那賀郡都野津町津宮中学校長森脇義寛）（大橋武夫君紹介）（第五一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県那賀郡都野津町は、県下第一の人口密度をもつ町で、農業生産の自給能力わずか三箇月にして主食の入手難、物価高はもちろん、副食も東京市場の二、三割高となつており、在勤公務員にとつては食生活の確保が精一杯である。ついては、都野津町の地域給を二級地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

都野津町の物価水準ならびに消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県高江村外八箇村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県知事重成格）（池田清志君紹介）（第五一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡高江村、高城村、山崎村、肝属郡新城村、揖宿郡今和泉村、利永村、開聞村、出水郡大川内村及び伊佐郡西太良村は、生活必需物資のほとんどを川内、串木野、阿久根の各市に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、高江村外八箇村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高江村外八箇村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石炭手当増額に関する請願（請願者　札幌市北八条西五丁目北海道大学内豊田久馬彦）（横路節雄君紹介）（第五一三六号）及び同（請願者　北海道札幌市北八条北海道大学内豊田久馬彦外千六百八十名）（横路節雄君紹介）（第五四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

半年以上暖房なしで暮すことができない北海道の生活の厳しさは言語に絶し、これがため冬期間の暖房用燃料購入資金として石炭手当が支給され、その額はトン当り六千四百円で三トンを支給されているも、こんな安い石炭ではカロリーが低く、しかも、この額から税金を差引かれると残額は二トン分にも満たず、厳寒をしのぐことは到底困難である。ついては、トン当り九千八百七十五円で三、七トン購入できるよう石炭手当を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道における冬期生活の特殊事情により勘案して本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

高知県須崎町の地域給引上げの請願（請願者　高知県高岡郡須崎町高岡地方事務所長藤平栄）（横田幸雄君紹介）（第五二一二号）及び同（請願者　高知県高岡郡須崎町荒川弥一郎外一名）（佐竹晴記君紹介）（第五四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡須崎町は、本郡における政治、経済、交通の中心地で、生活必需物資のほとんどを県外及び高知市等に求めるため交通費等が加算され、諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては須崎町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

須崎町の立地条件からして、いきおい生計費の増高は免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県尾鷲町の地域給引上げの請願（請願者　三重県北牟婁郡尾鷲町地域給対策協議会長北村俱也外一名）（田中幾三郎君紹介）（第五二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県北牟婁郡尾鷲町は、紀伊連山に三面を囲まれ、一面は水産無限の太平洋を控えた天然の良港であるが、海・林産物を除く生活必需物資を遠隔地より移入するため物価は高く、特に水産、林産業の好景気が物価高に拍車をかけている現状で、公務員の生活は苦境にある。ついては、尾鷲町の地域給を三級地又は四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県北牟婁郡尾鷲町はその産業事情ならびに経済事情により物価高をきたし公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県長島町の地域給引上げの請願（請願者　三重県北牟婁郡長島町官公庁協議会代表田中芳明外十五名）（田中幾三郎君紹介）（第五二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県北牟婁郡長島町は、海と山を背景として発達し、水産物の集荷及び加工業、造船、林業の町で、出荷先の阪神地方の景気が鋭敏に物価に影響し、主食類はもちろん、生活必需品の価額は阪神以上のもので、公務員の生活は松阪市、宇治山田市に比較してきわめて貧困な生活状態にある。ついては、長島町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県北牟婁郡長島町はその産業事業ならびに経済事情により物価の高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県錦町の地域給引上げの請願（請願者　三重県北牟婁郡錦町官公庁協議会代表山崎享吾外十名）（田中幾三郎君紹介）（第五二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県北牟婁郡錦町は、地域給二級地の長島町及び三級地の尾鷲町に比べて特別に生活費が多額を要し、公務員の生活は他の町民と同様な文化生活を営むことは困難な状態にある。ついては、錦町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県北牟婁郡錦町はその地理的条件ならびに経済事情により、公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県相賀町及び引本町の地域給引上げの請願（請願者　三重県北牟婁郡引本町官公庁協議会代表浜口岩一郎外十名）（田中幾三郎君紹介）（第五二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県北牟婁郡相賀町及び引本町は、現在地域給一級地であるが、物価等の経済事情は二級地の宇治山田市及び松阪市をはるかに上まわり、三級地の他の都市と比較してもむしろ生活費は多額を要し、公務員の生活はきわめて困難をきたしている。ついては、相賀町及び引本町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
三重県北牟婁郡相賀町及び引本町はその経済事情により生活費は増高し公務員の生活はきわめて困難をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

三重県入鹿村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県南牟婁郡入鹿村長東義巽外三名）（田中幾三郎君紹介）（第五二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県南牟婁郡入鹿村は、石原産業紀州鉱山の所在地で、生活必需物資を新宮町、木本町に依存するため、常に物価は両町の一、二割高の実情で、公務員の生活は困窮している。ついては、入鹿村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
入鹿村は、生活必需物資を新宮町、木本町に依存するため、物価は両町に比べて割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

滋賀県水口町の地域給引上げの請願（請願者　滋賀県甲賀郡水口町地域給対策協議会長木内宗光外五百八十五名）（矢尾喜三郎君紹介）（第五二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
滋賀県甲賀郡水口町は、大津市、京都市を近くに控え、交通、文化、産業の中心地で、これら都市との物資の交流激しく、従つて生活必需物資もこの影響をうけて増高するばかりで、公務員の生活環境は日毎に困窮の度合を増している。ついては、水口町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
水口町は、大津市、京都市を近くに控え、その影響を受けて生活必需物資の価格は高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県天川村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡天川村長宮田金寿外十八名）（仲川房次郎君紹介）（第五二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奈良県吉野郡天川村は、吉野熊野国立公園内の森林地帯に位し、耕地が少ないため主食その他の日常生活品を下市、五条、桜井の各町に移存する関係上、輸送費がかさみ諸物価は高く、山林労務者の入村によつて物価はさらに高騰している。ついては、天川村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
天川村は、主食その他の日常生活品を下市、五条、桜井の各町に依存する関係上、輸送費がかさみ物価高となる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県竜野市外八箇町村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県竜野市誉田町片吹上田静夫外六名）（大西正道君紹介）（第五二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県竜野市外揖保郡下の八箇町村は、西播地帯の政治、経済、交通の中心地で、経済的に姫路市と密接の関係を有し、同一経済圏にあるため、諸物価は著しく高価で、在勤公務員はその日の生計に追われている。ついては、竜野市のうち、地域給三級地以外の地域

給及び太子町、御津町、揖保川町を三級地に、新宮町、竜田村、太市村、林田村、伊勢村を二級地にそれぞれ引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

竜野市外揖保郡下の八箇町村は、経済的に姫路市と密接な関係を有し、同一経済圏にあるため、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議院に送付すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県長野村外十二箇村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県磐田郡長野村外十二箇村地域給引上促進委員長山内克己外八十六名）（中村幸八君紹介）（第五二二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県磐田郡長野村、袖浦村、於保村、十束村、豊浜村、南御厨村、御厨村、田原村、向笠村、大藤村、今井村、三川村及び岩田村は、それぞれ地域給支給地の市町に隣接し、生活必需物資のほとんどをこれら市町に求めるため諸物価及び生活水準はきわめて高く、公務員の生活は困窮している。ついては、長野村外十二箇村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県磐田郡長野村、袖浦村、於保村、十束村、豊浜村、南御厨村、御厨村、田原村、向笠村、大藤村、今井村、三川村及び岩田村はそれぞれの特殊事情により物価高く、生活水準は上昇して、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府丹波村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府中郡丹波村長藤村千代次）（柳田秀一君紹介）（第五二二四号）及び同（請願者　京都府中郡丹波村丹波小学校長地部弘史外一名）（田中好君紹介）（第五七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府中郡丹波村は、さきの地域給改訂にあたり、隣接の峰山、網野両町はいずれも二級地に指定されたにもかかわらず、本村のみが漏れているのは不合理である。ついては、丹波村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

丹波村は、現在無級地であり隣接の二級地である峰山、網野両町にくらべて著しく均衡を失している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府五十河村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府中郡五十河村長中川儀平）（柳田秀一君紹介）（第五二二五号）及び同（請願者　京都府中郡五十河村五十河小学校長糸井秉助外一名）（田中好君紹介）（第五七一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府中郡五十河村は、地勢、交通、経済、生活環境等において、すでに地域給支給地の町村と比べて、なんらの差異もないのにいまだ無給地であることは適正を欠いている。ついては、五十河村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

五十河村は、すでに地域給支給地の町村と比べてなんら差異もないのにいまだ無給地であり均衡を失している。かかる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府吉原村の地域給引上げの請願（請願者　京都府中郡吉原村長新治新右衛門）（柳田秀一君紹介）（第五二二六号）及び同（請願者　京都府中郡吉原村吉原小学校長安井鉄雄外一名）（田中好君紹介）（第五六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府中郡吉原村は、さきに地域給一級地の指定を見たが、地勢、交通、経済、生活環境等において、なんら差異のない峰山町及び網野町が二級地であるのに比較して、はなはだ適正を欠き不合理である。ついては、吉原村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

吉原村は、二級地である峰山町、網野町にくらべて、地勢、交通、経済、生活環境等において、なんら差異のない実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府日ケ谷村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府与謝郡日ケ谷村長松田保太外一名）（柳田秀一君紹介）（第五二二七号）及び同（請願者　京都府与謝郡日ケ谷村日ケ谷小学校長吉本武外一名）（田中好君紹介）（第五七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡日ケ谷村は、三方山に囲まれた農村であるが、近年都市の華美な風習が流れ込み、生活様式は都市と差異なく、生活必需物資は輸送費加算のため、京阪神地区よりその価格は二割高となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、日ケ谷村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日ケ谷村は、生活必需物資が輸送費加算のため、京阪神地区より割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府新山村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府中郡新山村長藤村悦治郎）（柳田秀一君紹介）（第五二二八号）及び同（請願者　京都府中郡新山村新山小学校長吉岡茂男外一名）（田中好君紹介）（第五七一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府中郡新山村は、地域給二級地の峰山町と一級地の吉原村の間に位し、生活物資のほとんどを峰山町より購入するために、その価格は同町より高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、新山村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新山村は、生活物資のほとんどを峰山町より購入するため、物価は同町よりも割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府峰山町の地域給引上げの請願（請願者　京都府中郡峰山町長田中家光）（柳田秀一君紹介）（第五二二九号）及び同（請願者　京都府中郡峰山町峰山小学校長藤村力蔵外一名）（田中好君紹介）（第五六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府中郡峰山町は、さきに地域給二級地の指定を見たが、地勢、交通、経済、生活環境等なんら差異なき他の支給町村と比較すると、はなはだ適正を欠き不合理である。ついては、峰山町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
峰山町の地勢、交通、経済、生活環境等の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府舞鶴市の地域給引上げの請願（請願者　京都府舞鶴市舞鶴官公庁労働組合議会議長中道秋治）（柳田秀一君紹介）（第五二三〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
舞鶴市は、さきに地域給三級地に指定されたが、その後同市は他の都市と異なる特殊事情によつて、物価の高騰はなはだしく、きわめて生活状態が悪く、特に公務員の困窮は著しいものがある。ついては、舞鶴市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
舞鶴市の地理的、経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

京都府長善村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府中郡長善村長家谷平夫）（柳田秀一君紹介）（第五二三一号）及び同（請願者　京都府中郡長善村長善小学校長表喜作外一名）（田中好君紹介）（第五七一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府中郡長善村は、地域給支給町村と比較して、交通、経済、生活環境等においてなんら差異がないにかかわらず、地域給が支給されないことは遺憾である。ついては、長善村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
長善村は、他の地域給支給町村と比較して交通、経済、生活環境等においてなんら差異がない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県磯浜町及び大貫町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県東茨城郡磯浜町長河上秀雄外十六名）（加藤高蔵君紹介）（第五二三二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
茨城県東茨城郡磯浜町及び大貫町は、県下東部海岸有数の漁港を擁し、また景勝の地として県下随一の観光都市であるが、観光客の出入は年間数十万に達し、生活水準及び物価ともに水戸市、那珂湊町に匹敵している。ついては、磯浜町及び大貫町の地域給を二級地に引上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
茨城県東茨城郡磯浜町及び大貫町は、その産業事情及び特殊事情により物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

群馬県東横野村の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県碓氷郡東横野村長小野精一外三名）（小峯柳多君紹介）（第五二三四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
群馬県碓氷郡東横野村、安中町及び磯部町の経済圏内にあり、衣料及び雑貨等は地域給地の各町に比べ約一割高にして、また生活水準の比較的高いことはラジオの普及率が郡内で首位にあることによつても明らかである。ついては、東横野村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
群馬県碓氷郡東横野村は、その経済事情により近接の支給地よりも生活水準は高位にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

秋田県下の寒冷地手当引上げの請願（請願者　秋田県知事池田徳治）（石山權作君外六名紹介）（第五二三七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
秋田県は積雪量大であるのみならず、他府県に例を見ない風速による寒冷度が高く、冬期の生活に重大な支障を生じている。ついては、秋田市、能代市、山本郡藤琴、粕毛両村を除く全町村、南秋田郡全町村、河辺郡岩見三内、船岡両村を除く全町村、由利郡矢島町、上川大内、下郷、玉米、川内、直根、笹子の六箇村を除く全町村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
秋田県下の各地は、その自然条件のきびしさによつて冬期の生活は苦難そのものである実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県大八賀村外八箇村の地域給指定等に関する請願（請願者　岐阜県大野郡町村長会長瀬之上市郎右衛門）（岡村利右衛門君紹介）（第五二四一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県大野郡大八賀村、久々野村、朝日村、宮村、清見村、丹生川村、白川村、荘川村及び山之口村は高山市を囲んで経済事情ならびに生活条件もほとんど同等にあり、その他特殊事情もあつて、物価の高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
二、請願の議決理由
岐阜県大野郡大八賀村、久々野村、朝日村、宮村、清見村、丹生川村、白川村、荘川村及び山之口村は、高山市を包囲して経済その他あらゆる面において、同市と密接な関係にあり、生活条件もほとんど大差なく、加えるに観光地及び温泉地を控え、電源開発地帯となつているので物価の急騰をみている。ついては、大八賀村の地域給を四級地に、久々野村を三級地にそれぞれ引き上げ並びに朝日村外六箇村を二級地に指定されたいというのである。

栃木県祖母井町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県芳賀郡祖母井町長直井隆次郎外百三十二名）（戸叶里子君紹介）（第五二四二号）及び同（請願者　栃木県芳賀郡祖母井町教育委員会長坪内武四郎外百二十五名）（佐藤親弘君紹介）（第五七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県芳賀郡祖母井町は、本郡北部の中心地で、日常の消費物資は宇都宮市を上まわる高物価であり、郡内の真岡町、益子町及び茂木町の地域給地に比べほとんど異ならない生活環境にある。ついては、祖母井町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県祖母井町は、その地理的条件ならびに経済事情により高物価をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県南海村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡南海村長山川金右衛門）（田中幾三郎君紹介）（第五二四三号）及び同（請願者　三重県度会郡南海村南海郵便局長竹内正二外六名）（中村清君紹介）（第五四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡南海村は、宇治山田市の商業圏内に属し、五ケ所湾内の一漁村として、生活必需物資のほとんどを地域給一級地の五ケ所町に求めるため、諸物価は著しく高騰している。ついては、南海村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県度会郡南海村は、その産業事情ならびに経済事情によつて諸物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県大滝村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡大滝村長山中一郎外六十三名）（荒船清十郎君紹介）（第五二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡大滝村は、奥秩父山岳に囲まれた観光地で、都人士との交流多く、文化は向上し、諸物価は輸送費等の関係で高価となり、公務員の生計費は都市となんら異ならない実情にある。ついては大滝村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡大滝村は、その特殊事情によつて諸物価は高騰し、公務員の生活は苦しい実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県長若村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡長若村長笠原為一郎外三十八名）（荒船清十郎君紹介）（第五二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡長若村は、東に秩父市、尾田蒔村、南に久那村、北西に吉田町、小鹿野町と隣接し、三方市街地に包囲された地域で、本村の文化水準も、生活水準も近時まつたくこれら市街地に同化されて、ほとんど差異を認められない状態になつている。ついては、長若村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡長若村は、その地理的条件によつて、文化水準、生活水準は周辺支給地と同様である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県阿久原村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡阿久原村長貫井清憲）（荒船清十郎君紹介）（第五二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡阿久原村は、生産物少なく、生活必需物資のほとんどを鬼石町にも求めるため、運賃等が加算され、諸物価は著しく高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、阿久原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県児玉郡阿久原村は、その産業事情、経済事情によつて諸物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県旭町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県久米郡旭町級地設定対策委員会代表杉山朋一）（小枝一雄君紹介）（第五二五二号）及び同（請願者　岡山県久米郡旭町級地設定対策委員会代表河本賢一）（大村清一君紹介）（第五四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡旭町は、消費都市で、生活必需品はもとより、米麦に至るまで移入しているため、諸物価は岡山市及び津山市をはるかに上まわる高値を示し、給料生活者の生計はきわめて困窮している。ついては、旭町を地域給三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

旭町は生活必需品のほとんどを他地区から移入している消費都市である実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県北狩野村の地域給引上げの請願（請願者　静岡県田方郡北狩野村長土屋四衛外九名）（山田彌一君紹介）（第五二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡北狩野村は、伊豆半島の中心地に位し、交通、経済文化の発展は目覚しく、諸物価は温泉地、観光地の影響をうけ沼津市、大仁町、修善寺町をはるかに上まわる実情で、公務員の生活は極度に困窮している。ついては北狩野村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県田方郡北狩野村は、その地理的条件、産業事情により諸物価は高騰して公務員の生活は苦境にある実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県鞍居村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県赤穂郡鞍居村議会議長田中四郎治）（大上司君紹介）（第五二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県赤穂郡鞍居村は、地域給二級地の上郡町に接続し、その境界も判然としないほど地理的、文

化的、経済的に密接な関係にあり、一級地の久崎町及び有年村に近接し、これら町村となんら異ならない経済事情にある。ついては、鮫居村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鮫居村は、二級地の上郡町に接続し、一級地の久崎町及び有年村に近接し、その経済事情はこれら町村となんら異ならない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県結城町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県結城郡結城町役場木村正義外四百六名）（赤城宗徳君紹介）（第五二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県結城郡結城町は、地域給二級地の下館町と小山町に隣接し、人口二万余を有し、県下四市に次ぐ交通の要地で、生活必需物価は想像以上の高値を示し、両町と生活環境はなんら異ならないにもかかわらず、一級地のままでは不均衡である。ついては、結城町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県結城郡結城町は、その交通事情ならびに産業事情により、物価は著しく高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県伊都郡高野町の地域給引上げの請願（請願者　和歌山県伊都郡高野町高野営林署長和田軍三外二十名）（坊秀男君紹介）（第五二五七号）及び同（請願者　和歌山県伊都郡高野町長森谷勲外二十名）（田中織之進君紹介）（第五四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県伊都郡高野町は、郡の南部高地に位した寒冷地で、陸耕地がきわめて少く、生活必需物資を大阪方面と紀の川筋より移入するため、これら地域より常に三、四割の物価高で、金剛峯寺の参詣客の多数によつて物価はさらに高騰して、公務員の生活は苦境にある。ついては、高野町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高野町は、生活必需物資を大阪方面等より移入するため、物価はこれらの地域より割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県高野町の寒冷地手当支給に関する請願（請願者　和歌山県伊都郡高野町長森谷勲外二十名）（坊秀男君紹介）（第五二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県伊都郡高野町は、標高八百五十メートルの高原地で、年間の平均気温は十・五度、低温は零下十四・五度を示し、九月中旬に初霜が降り、初雪は十月上旬で、零下以下の日数は約百十日という超寒冷地で、物価高と防寒のための出費がかさんで、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、高野町を寒冷地手当五級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高野町の地理的、気象的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県立石村の地域給引上げの請願（請願者　福岡県朝倉郡立石村長坂田茂三郎外三名）（長正路君紹介）（第五三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡立石村は、地域給二級地の甘木町に隣接し、交通至便で、物資と人事との交流激しく、経済生活の九割までを甘木町に依存するため、同町と全く同一の消費状況下にある。ついては、立石村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

立石村の経済的諸事情等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県上秋月村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡上秋月村長尾畑常次郎）（長正路君紹介）（第五三二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡上秋月村は、隣接に純消費地たる秋月町を控え、その需要のほとんどを本村より供給し、加えて秋月、大隈線、飯塚、日田線等の県道開さくとともに諸物価は急激に高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、上秋月村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上秋月村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県秋月町の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡秋月町長林卓外四名）（長正路君紹介）（第五三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡秋月町は、名勝旧跡多く、観光客の往来はひん繁をきわめ、生活必需物資のほとんどを他地区に求めるため、運賃等の加算で諸物価は高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、秋月町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

秋月町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県小石原村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡小石原村長長沢善之助）（長正路君紹介）（第五三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡小石原村は、杷木町、添田町、宮野村等の地域給支給地に囲まれ、生活必需物資のほとんどを杷木町、飯塚市等に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、小石原村を地域給四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小石原村の立地条件等からし

て、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県高木村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡高木村長豊島義親外一名）（長正路君紹介）（第五三二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡高木村は、地域給二級地の甘木町、杷木町、吉井町等と村民の生活状件においてなんら異なるところがないのみか、交通費及び必需物資の価格は非常な高値を示している。ついては高木村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高木村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府下の寒冷地手当引上げの請願（請願者　京都府舞鶴市字引土四百四十一番地加藤宗太郎外四名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府下は、昨年の寒冷地手当支給について、裏日本の一部のみが二級地に、その他は一律に一級地に指定されたが、これは実態と全然異なる不合理きわまるもので、本府は当然に二級地より四級地に区分されるべきで、隣接の福井県においても最低二級地より四級地までに区分支給されている。ついては、京都府下の寒冷地手当を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都府下各地域の気象上の実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県蒲生町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡蒲生町長森文雄外四名）（池田清志君紹介）（第五三五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡蒲生町は、地域給二級地の吉田村と接し、北薩中間地と鹿児島の市中間経由地として、同市の文化、経済圏内にあつて、生活必需品のほとんどを鹿児島市に移存しているため常に物価は同市を上まわり、吉田村とはなんら変ることがない実情である。ついては、蒲生町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

蒲生町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県鹿屋市の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第五三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市は、産業、経済、交通、文化の興隆発展目覚しく、近代的都市の形態も備え、市民の生活様式も鹿児島市とほとんど同じで、保安隊の駐とんに伴ない物価は高騰し、住宅は払底して、公務員の生活は困窮している。ついては、鹿屋市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿屋市の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県川辺町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県川辺郡川辺町長逆瀬川正外三十六名）（迫水久常君紹介）（第五三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川辺郡川辺町は、薩摩半島の中央に位し、地域給二級地の谷山町、枕崎市に接して、食糧等の自給自足ができず、日常生活必需品を鹿児島市、北九州、阪神地方より移入するため、運賃等が加算され、物価は鹿児島市を上まわつている。ついては、川辺町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川辺町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県高取町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県高市郡高取町長宮本宗雄）（仲川房次郎君紹介）（第五三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県高市郡高取町は、郡の南端部に位した山間地帯で、日常生活物資の輸送費が非常に高額のため、平坦地方に比較すれば平均一割以上の物価高である。ついては、高取町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高取町は、山間地帯に位置するため、日常生活物資の輸送費がかさみ、物価は平坦地方より割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県真菅村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県高市郡真菅村長坂木安次郎）（仲川房次郎君紹介）（第五三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県高市郡真菅村は、地域給二級地の今井町、八木町、畝傍町と三級地の高田市にはさまれ、生活様式もこれら市町となんら異なることがないばかりか、物価はむしろ上まわる実情で、公務員の生活費はかさみ困窮生活を続けている。ついては、真菅村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

真菅村は、二級地の今井町、八木町、畝傍町と三級地の高田市にはさまれ生活様式等もこれら市町と異らない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県箸尾町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県北葛城郡箸尾町長安田音八外四名）（仲川房次郎君紹介）（第五三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県北葛城郡箸尾町は、奈良平野の北部に位した交通至便な半商半農地で、生活必需品は都市よりも高価であるばかりか、生活水準も大阪市となんら異なるところがない実情である。ついては、箸尾町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

箸尾町は、生活必需品の価格においても、生活水準においても、大阪市と異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県室生村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県宇陀郡室生村長堀本政夫外十一名）（仲川房次郎君紹介）（第五三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県宇陀郡室生村は、交通の便悪く、諸物資を求める榛原町及び桜井町に約十五キロも離れているので、本村の消費生活はきわめて不自由であるのみならず、高物価によつて費用の増高を余儀なくされ、ことに標高六百八十メートルの高地に位するから厳寒期の生計費がかさんでいる。ついては、室生村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

室生村は、交通の便が悪いため、消費生活がきわめて不自由であり、高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県田原村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県添上郡田原村長貫定増一外二名）（仲川房次郎君紹介）（第五三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県添上郡田原村は、奈良市に隣接し、一般物価はもちろん、生活水準も同市となんら異なるところがない実情であるにもかかわらず、いまだ無級地であるため、行政上にも幾多の支障をきたしている。ついては、田原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

田原村は、奈良市に隣接し、一般物価、生活水準ともに同市となんら異るところがない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県四郷村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県吉野郡四郷村役場職員代表田中仁外七名）（仲川房次郎君紹介）（第五三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県吉野郡四郷村は、木材を中心として都市資本文化が直輸入され、その程度は高く、衣服その他においても高級品を販売しており、しかも高物価であるから、消費生活者にとつて家計上の負担はますます重くなつている。ついては、四郷村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

四郷村は、文化程度が高く、高物価のため消費生活者の家計負担がますます重くなつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県生目村の地域給引上げの請願（請願者　宮崎県宮崎郡生目村長森繁春）（片島澄君紹介）（第五三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県宮崎郡生目村は、宮崎市に三方囲まれ、生活必需物資を同市内より購入あるいは配達を受けており、宮崎市と生活程度諸物価においてなんら異なるところがない。ついては、生目村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

生目村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県上荘村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県印南郡上荘村長田中繁雄外七名）（吉田賢一君紹介）（第五三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県印南郡上荘村は、地域給三級地の加古川市と二級地の八幡村の間にはさまれ、地形、経済、交通上より見て、これら市町と同等以上にありながら、いまだ一級地に取り残されているため、人事の交流等に多大の支障を生じている。ついては、上荘村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

上荘村の地理的、経済的、諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県上久下村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡上久下村村長村上英夫外四名）（有田喜一君紹介）（第五三六九号）及び同（請願者　兵庫県氷上郡上久下村立上久下小学校長山本恒夫外四名）（佐々木盛雄君紹介）（第五五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡上久下村は、篠山町、西脇市に近接し、また阪神地方への最近接地点にあるため、これら大都市の影響を受け、諸物価はきわめて高く、公務員生活は著しく困窮している。ついては、上久下村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上久下村は篠山町、西脇市に近接しその影響を受けて高物価は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

兵庫県南河内村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡南河内村長細見之次郎）（有田喜一君紹介）（第五三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡南河内村は、農産

物を大量に生産し、買出人の来村著しく、必然的に諸物価を高め、また生活必需品を大都市に求めるため、物価は京阪神に比べ二、三割高となつている。ついては、南河内村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

南河内村は、生活必需品を大都市に求めるため、物価は京阪神にくらべて割高となつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県今庄村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県南条郡今庄村長福島伊兵衛）（受田新吉君紹介）（第五三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県南条郡今庄村は、本郡の文化、経済の中心地で、生活必需物資のほとんどを武生市、敦賀市、福井市等に求めるため、諸物価は著しく高騰している。ついては、今庄村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

今庄村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県遠敷郡瓜生村の地域給指定等に関する請願（請願者　福井県遠敷郡瓜生村長田辺安蔵外二名）（受田新吉君紹介）（第五三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県遠敷郡瓜生村は、地域給二級地の小浜市に近接し、この数年間にわたる諸物価の継続騰貴並びに冬期間の除雪、防寒費がかさみ、在勤公務員の生活費は著しく困窮している。ついては、瓜生村を地域給支給地に指定し、寒冷地手当を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

瓜生村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県伊井村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県坂井郡伊井村長斎藤願義外二名）（受田新吉君紹介）（第五三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡伊井村は、地域給一級地の金津町に隣接し、同町の都市計画のうちに編入されており、従来密接な関係にあつて諸穀の生活環境を同じくしている。ついては、伊井村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊井村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県北新庄村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県今立郡北新庄村長田中一二）（受田新吉君紹介）（第五三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県今立郡北新庄村は、武生市に隣接し、同市に編入される機運にあるが、交通の便よく、生活程度も比較的高いので、生活費はますます増大する傾向にある。ついては、北新庄村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北新庄村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県三宅村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県遠敷郡三宅村長田中弥七外五名）（受田新吉君紹介）（第五三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県遠敷郡三宅村は、地域給二級地の小浜市に隣接し、村内の一部は都市的様相を呈し、同市の影響によつて生活は派手でその程度も高く、物価も同市を上まわつているので生計費が著しく増大している。ついては、三宅村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三宅村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県細呂木村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県坂井郡細呂木村長佐藤繁夫外四名）（受田新吉君紹介）（第五三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡細呂木村は、西に県立九頭龍公園の観光地帯と接し、南は芦原温泉及び金津町に続いているので、これら特殊地域の経済的影響を受けること大きく、公務員の生活に深刻な打撃を与えている。ついては、細呂木村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

細呂木村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県乾側村の地域給指定等に関する請願（請願者　福井県大野郡乾側村長小林仁右ヱ門外一名）（受田新吉君紹介）（第五三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県大野郡乾側村は、接続する大野町及び下庄町が地域給一級地に、上味見村及小山村が寒冷地手当四級地にそれぞれ指定されているが、本村はこれら町村に異ならない経済事情にあつて、寒冷度も同じである。ついては、乾側村を地域給一級地に指定するとともに寒冷地手当を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

乾側村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県志比谷村及び下志比村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県吉田郡下志比村長河合弥作外九名）（受田新吉君紹介）（第五三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県吉田郡志比谷村及び下志比村は、永平寺本山と密接な関係にあつて観光地帯の一環をなし、全国からの参拝者、観光客は年間数十万人を数える現況にして、しかも両村は県下有数の機業地となつているので、日常必需品の物価は福井市、松岡町よりも高く、生計費がかさみ、公務員の窮状は深刻なものがある。ついては、志比谷村及び下志比村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

志比谷、下志比両村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県城崎村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県丹生郡城崎村長仙石勇治外五名）（受田新吉君紹介）（第五三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県丹生郡城崎村は、東西を山と海にはさまれた交通まことに不便な地域で、主食の自給能力もなく、日常生活の必需品のほとんどを福井市及び武生市に求める状態であり、ことに医療施設もなく、一度り病に際してはばく大な出費を余儀なくされる等、本村の公務生活をひつ迫せしめている。ついては、城崎村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

城崎村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生活費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県高椋村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県坂井郡高椋村長柳九平外六名）（受田新吉君紹介）（第五三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡高椋村は、近くに福井市を控え、丸岡町に接続して都市的様相を整えた交通至便な地域で、生活水準及び物価指数が相当高く、これら市町と大差のない生活環境にあるので、在勤公務員の生活は深刻な現状にある。ついては、高椋村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高椋村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県村岡村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県大野郡村岡村長田中茂外二名）（受田新吉君紹介）（第五三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県大野郡村岡村は、すでに地域給の支給を受けている勝山町に隣接し、地理的、歴史的にも関係深く、本村の一部は市街地を形成し勝山町の都市計画中にも加えられているごとく、勝山町に異ならない生活事情にある。ついては、村岡村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

村岡村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県北日野村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県今立郡北日野村長服部与兵衛）（受田新吉君紹介）（第五三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県今立郡北日野村は、近時都市的傾向が強くなりつつあつて、接続の武生市に編入の気運にあるが、従来同市と地理的、経済的に密接な関係にあつて、物価及び生活程度等なんら差異を認められない状態にある。ついては、北日野村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北日野村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県岡本村の地域給指定に関する請願外一件（請願者　福井県今立郡岡本村長吉田利蔵外二名）（受田新吉君紹介）（第五三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県今立郡岡本村は、七割が商工業地で、主として製紙業及び紙の商取引、紡織業に従事し、商取引のため業者の往来ひん繁をきわめ、三割の農家生産にては主食の自給も不可能で、生活必需品のほとんどを他に求めねばならず、物価はすこぶる高く、公務員の生活を苦境に陥れている。ついては、岡本村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡本村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県東郷村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県敦賀郡東郷村長山本助右ェ門）（受田新吉君紹介）（第五三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県敦賀郡東郷村は、敦賀市に接続し、同市の諸施設も村内にある等、境界も判然としないほど密接な関係にあるので、文化水準も同市にそん色を認められず、生活の程度も同様である。ついては、東郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東郷村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県小山村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県大野郡小山村小中学校長松田芳栄）（受田新吉君紹介）（第五三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県大野郡小山村は、すでに地域給の指定を受けている大野町に隣接し、衣料、雑貨等のすべてを依存しているので、消費生活の実情はほとんど同じでありながら、本村のみ無級地であることは不合理である。ついては、小山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小山村の経済的諸条件等より、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県中郷村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県敦賀郡中郷村長岸三蔵外五名）（受田新吉君紹介）（第五三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県敦賀郡中郷村は、敦賀市に近接し、電話及び郵便も同市局区内に属し、同市における最大工場の東洋紡績を始め敦賀ようす業等各大工場が村内にあり、同市と生活、文化等きわめて密接な関係にあるので著しく生計費の増高をきたしている。ついては、中郷村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中郷村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県鳥羽村外五箇村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県遠敷郡野木村長小林甚右ヱ門外二名）（受田新吉君紹介）（第五三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県遠敷郡鳥羽村、瓜生村、熊川村、三宅村、野木村及び宮川村は、上中地方として一体の関係にあるが、二十六年小浜市誕生の際合併した七箇村と風俗、生業及び生活程度等従来まったく同じでありながら、これら合併村はすでに地域給二級地に指定されている。ついては、鳥羽村外五箇村を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥羽村外五箇村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県加斗村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県大飯郡加斗村長竹中憲二）（受田新吉君紹介）（第五三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県大飯郡加斗村は、小浜市に隣接し、生活必需物資のほとんどを同市に求めるため、運賃等が加算され、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活は困窮している。ついては、加斗村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

加斗村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県遠敷郡鳥羽村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県遠敷郡鳥羽村長森下長正）（受田新吉君紹介）（第五三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県遠敷郡鳥羽村は、小浜市に隣接し、生産程度は同市となんな異なるところがないのみか、機業地として好景気に恵まれ、諸物価は必然的に高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、鳥羽村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥羽村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県遅羽村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県大野郡遅羽村長仲村利章）（受田新吉君紹介）（第五三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県大野郡遅羽村は、地域給一級地の勝山町に隣接し、同町と生活程度、諸物価等についてはなんら異なるところがない。ついては遅羽村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

遅羽村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県加戸村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県坂井郡加戸村長山口市之介）（受田新吉君紹介）（第五三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡加戸村は、県立第一号公園を有する勝地で、観光客の往来は必然的に諸物価を高騰させ、また隣接の地域給一級地の芦原町、三国町と経済、交通、生活程度においてもなんら異なるところがない。ついては、加戸村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

加戸村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

福井県和田村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県大飯郡和田村長芝原道信）（受田新吉君紹介）（第五三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県大飯郡和田村は、舞鶴市に近接し、村内に観光地、海水浴場等を有するため、観光客の往来はひん繁をきわめ、諸物価は高騰し、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、和田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
和田村の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福井県河野村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県南条郡河野村長山本又右エ門）（受田新吉君紹介）（第五三九五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福井県南条郡河野村は、村内生産の製炭、木材、漁業を活況を呈し、諸物価を高騰させ、また生活必需品を隣接の武生市に求めるため運賃等の加算で、高物価に一層と拍車かけている。ついては、河野村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
河野村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福井県熊川村の地域給指定に関する請願（請願者　福井県遠敷郡熊川村長内藤英正）（受田新吉君紹介）（第五三九六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福井県遠敷郡熊川村は、地域給二級地の小浜市に近接し、同市と生活事情等なんら異なるところがないのみならず、無級地であるため、在勤公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、熊川村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
熊川村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福井県下の地域給指定等に関する請願（請願者　福井県知事小幡治和）（受田新吉君紹介）（第五三九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福井県は、織物の好況に伴い京阪方面より求める生活必需物資は著しく高価となり、他府県に比べ地域給は不均衡となつている。ついては、福井市を四級地に、敦賀市、武生市を三級地に、芦原町、三国町、勝山町、大野町、鯖江町、神明町、丸岡町及び金津町を二級地にそれぞれ引き上げ並びに三方、雄島、和田、今庄、高椋、東十郷、新保、北潟、村岡、上庄、遅羽、下志比、志比谷、本荘、細呂木、長畝、坪江、東郷、麻生津、宮崎、城崎、北新庄、小山、東郷、東浦、岡本、志津、王子保、社、加戸、磯部、耳、中藤島、大関、河合、東藤島、六条、岡保、北日野、白山、味真野、鳥羽、三宅、加斗、熊川、北西郷、富田、越廼、中郷、愛発及び伊井の各町村をそれぞれ一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
福井県下各地区の立地条件ならびに経済的諸事情よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福井県丸岡町の地域給引上げの請願（請願者　福井県坂井郡丸岡町長友影覧也）（受田新吉君紹介）（第五三九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福井県坂井郡丸岡町は、郡の塞部に位し、京福電鉄永平寺線及び丸岡線の分岐点にして交通の要衝に当り、幾多の史跡を有するため、観光客の往来はきわめて多く、人口密度は全国一の消費地で生計費は著しく増大している。ついては、丸岡町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
丸岡町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

福井県敦賀郡粟野村の地域給引上げの請願（請願者　福井県敦賀郡粟野村長網沢喜一外四名）（受田新吉君紹介）（第五三九九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福井県敦賀郡粟野村は、地域給二級地の敦賀市に接続し、生活程度、民情、風俗及び物価指数等において同市となんら異なるところがない。ついては、粟野村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
粟野村の経済的諸条件等よりして、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

和歌山県高野町の寒冷地手当支給に関する請願（請願者　和歌山県伊都郡高野町長森谷勲外二十名）（田中兼之進君紹介）（第五四〇〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
和歌山県伊都郡高野町は、標高八百五十メートルの高原台地に位し、年間を通じて気温低く、特に冬期極寒時は零下十四度以上になり、積雪もすこぶる多量であるため、冬期の経済生活はきわめて困難である。ついては、高野町を寒冷地手当五級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
高野町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県中島町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡中島町長堀内博）（關谷勝利君紹介）（第五四〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛媛県温泉郡中島町は、果樹栽培及び畜産が盛んで、これらの活況に伴い町民の購買力は増大し、生活必需物価は著しく高騰し、給料生活者は町民と同等な生活が困難となり、困窮の度を深めている。ついては、中島町を地域給三級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
中島町は、その地理的、経済的諸条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥

当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岐阜県神戸町の地域給引上げの請願（請願者　岐阜県安八郡神戸町長河出義一外六名）（野田卯一君紹介）（第五四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県安八郡神戸町は、さきに地域給一級地に指定されたが、経済、交通、産業等において大垣市と全く同様で、生活諸条件はむしろ困難な悪条件下にある。ついては、神戸町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県安八郡神戸町は、経済事情ならびに産業事情は大垣市となんら異るところなく生活はむしろ困難である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県神根村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡神根村長中川哲男外五名）（遙澤寛君紹介）（第五四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡神根村は、農地狭少で、林産資源に富み、薪炭の生産地として、あるいは鉱業、よう業の活況に伴つて人と物との交流が盛んとなり、村民の生活様式は都会化しているが、日常必需物資は他地域よりも高値で、給料生活者の生計はきわめて困窮している。ついては、神根村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

神根村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県備前町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県和気郡備前町直江虎正外一名）（遙澤寛君紹介）（第五四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡備前町は、生活物資の仕入れを岡山市並びに西大寺町に依存している関係上、諸物価はこれら市町よりも高値であり、特需景気の影響をうけて、給与水準の著しく高い民間会社に比べ低位にある公務員の生活は困窮している。ついては、備前町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

備前町の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県御津町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県御津郡御津町長荒木伊三二外二名）（遙澤寛君紹介）（第五四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県御津郡御津町は、交通の要衝であるとともに本郡の中心地で、岡山市に連接して生活水準高く、必需物資を岡山、阪神地方に依存するため諸物価も同市を上まわり、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、御津町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

御津町の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県下の地域給指定等に関する請願（請願者　山形県官公庁地域給対策協議会長村山道雄外）（上林與市郎君外五名紹介）（第五四一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県下の各町村は、全国で地域給の最下位にあるが、経済状況は米作を主とした単作地帯であるため、生活必需品を他県からの移入に依存しているため、諸物価は高く、品物によつては東京よりかえつて高値のものもある状況である。ついては、山形、米沢、鶴岡、酒田、新庄及び神の各市町を地域給二級地に、上山、滝田、南沼原、飯塚、椹沢、東沢、天童、金井、寒河江、左沢、谷地、西根、楯岡、東根、真室川、西小国、高畠、赤湯、宮内、小松、長井、小国、蔵島、余目、斎、温海、加茂、西荒瀬、稲川及び蔵岡の各町村を二級地にそれぞれ引き上げ又は指定し、並びに西郷、本庄、宮生、中川、金井、蔵王、柏倉門伝、村本沢、東、長崎、山辺、津山、山寺、高瀬楯山、出羽、高柳、大郷、大寺、相模、大曽根、宮宿、白岩、高松、北谷地、柴橋、大石田、尾沢、西郷、大倉、山口、大富、小田島、長瀞、金山、舟形、八向、鮭川、萩野、豊里、万世、山上、南原、上長井、三沢、広幡、六郷、塩井、窪田、高島、和田、上郷、沖郷、漆山、犬川、荒砥、十王、平田、黄山、渡前、広瀬、横山、八栄島、新堀、狩川、大山、温田川、念珠関、豊浦、大泉、西郷、袖浦、栄、京田、松嶺、遊佐町、南平田、北平田、中平田及び上田の各町村を一級地にそれぞれ指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県下の各市町村は、それぞれその特殊事情によつて、諸物価は高く生活費は増高している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県谷塚町の地域給引上げの請願（請願者　埼玉県北足立郡谷塚町長並本信治外五十九名）（井堀繁雄君紹介）（第五四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県北足立郡谷塚町は、地域給五級地の東京都足立区と四級地の川口市新郷地区等に囲まれ、諸物価は、これら都市と同等以上の高値を示しているにかかわらず、二級地に止まつていることは不合理である。ついては、谷塚町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県北足立郡谷塚町は、その地理的条件によつて、物価等は著しき高騰をきたしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県関本町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県真壁郡関本町長西本桂次外七名）（赤城宗徳君紹介）（第五四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県真壁郡関本町は、生活様式においてほとんど都会的で、諸物価も著しく高く、隣接地域給支給地の下館町、結城町及び下妻町となんらそん色のないばかりか、生活環境も全く同一である。ついては、関本町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県真壁郡関本町は、その生活様式は隣接支給地と何ら異るところなく、諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県池新田町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県小笠郡池新田町長松本佐平外十一名）（西村直己君紹介）（第五四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県小笠郡池新田町は、本郡及び榛原郡南部の農産物の集散地で、取引のため出入する商人の数多く、従つて生活程度の向上と諸物価の高騰を招来し、公務員の生活を著しく圧迫している。ついては、池新田町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県小笠郡池新田町は、その産業事情により生活程度の向上、諸物価の高騰をきたし、公務員の生活を著しく圧迫している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県粟生村及び吉田村の地域給指定に関する請願（請願者　石川県能美郡粟生村長浅井長一郎外四名）（岡良一君紹介）（第五四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県能美郡粟生村及び吉田村は、地域給一級地の寺井野町、根上町及び山上村に囲まれ、地理的、経済的、教育的の各面において、これら町村となんら異なるところが認められない。ついては、粟生村及び吉田村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

粟生村及び吉田村の立地条件等からして、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

山形県寒河江町外十四箇町村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　山形県西村山郡寒河江地区官公労協議会議長西川光顕外十五名）（牧野寛索君紹介）（第五四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡寒河江町、本郷村、宮宿村、大谷村、白岩町、左沢町、柴橋村、西根村、高松村、醍醐村、西里村、三泉村、溝延村、谷地町及び北谷地村は、積雪寒冷地帯に位するため、積雪に基因して出費するもの多く、燃料用薪焼費はばく大な数に上り、これがため公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、寒河江町外十四箇町村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山形県西村山郡寒河江町外十四箇町村は、それぞれその自然条件によつて相当の出費がかさみ、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府大原野村の地域給引上げの請願（請願者　京都府乙訓郡大原野村農業共済組合長城戸平左エ門）（大石ヨシエ君紹介）（第五四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府乙訓郡大原野村は、諸物資を京都市及び阪神地方より移入するため、運賃等が加算され、物価指数は地域給四級地の隣接向日町を上まわるほどである。ついては、大原野村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大原野村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府久世村の地域給引上げの請願（請願者　京都府乙訓郡久世村巣山岩井峯吉）（大石ヨシエ君紹介）（第五四二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府乙訓郡久世村は、地域給五級地の京都市に囲まれ、四級地の向日町に接続しているが、諸物価は京都市を上まわり、本村のみが三級地であることは、はなはだ不合理である。ついては、久世村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

久世村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府田原村の地域給引上げの請願（請願者　京都府綴喜郡田原村小学校ＰＴＡ会長今西秋利）（大石ヨシエ君紹介）（第五四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府綴喜郡田原村は、古来より茶の産地であつて、茶商及びその他の商業も盛んで、特に本村郷ノ口は商店街を形成し、生活必需物資は京都市よりはるかに高い実情である。ついては、田原村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府大山崎村の地域給引上げの請願（請願者　京都府乙訓郡大山崎村長津田治三郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府乙訓郡大山崎村は、史跡名勝に富み、観光客の往来激しく、これがため諸物価は高騰し、給料生活者は困窮している。ついては、大山崎村の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大山崎村の観光地として特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

二、請願の議決理由

田原村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

大分県宇佐町の地域給引上げの請願（請願者　大分県宇佐郡宇佐町長炭矢豊一外二名）（西村英一君紹介）（第五四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県宇佐郡宇佐町は、国鉄日豊線及び三号国道路線によつて門司、小倉、八幡の各都市に連接し、且つ、別府、大分と至近の位置にあるので、その影響を受け文化水準も、生活程度も、これら諸都市となんら異ならない実情にある。ついては、宇佐町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇佐町の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県両神村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡両神村長加藤博康外三名）（荒船清十郎君紹介）（第五四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡両神村は、林業並びに薪炭製造を主とし、農業を従とする交通きわめて不便な山林に位し、生活必需物資のほとんどを村外から購入するため、諸物価は他町村に比べて著しく高価となつており、在勤公務員の生活は困難をきわめている。ついては、両神村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

埼玉県秩父郡両神村は、その産業事情ならびに経済事情より諸物価は高騰し、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　三重県津市桜橋二丁目教育会館内今中原夫）（中井徳次郎君紹介）（第五四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷積雪地帯に生活する者にとつて、半年にも及ぶ寒気と雪害の自然の重圧に対して、現在の給与では食糧費すら削減せざるをえない実体でありながら、現行の寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律に基く、石炭手当、寒冷地手当はきわめて少額で、国民生活水準の向上しつつあるなかに、公務員は依然として悪条件下に据えおかれている現状である。ついては、同法を（一）石炭手当について、必要量を三・七トン、熱量をトン当り六千五百カロリーとし、現行の頭打ちを是正すること（二）薪炭手当について、北海道の石炭手当に準じて法制化すること（三）寒冷地手当について、五級地十割以下一級地を二割とする二割刻みにすること（四）公共企業体職員について、本法律適用を明文化すること等に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する本請願の趣旨並びに目的は適切且つ妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県田老町の地域給等指定等に関する請願（請願者　岩手県下閉伊郡田老町第一小学校長佐々木安治外三名）（田子一民君紹介）（第五五六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下閉伊郡田老町は、遠隔地のため都市よりも高物価にして生計費に及ぼす影響きわめて大きく、また寒冷積雪半年にわたるので、冬期はことに出費がかさみ、本村の公務員は常時赤字生活に苦しんでいる。ついては、田老町を地域給一級地に指定し、寒冷地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県下閉伊郡田老町は、その地理的条件により物価の高騰をきたし、冬期は特に著しく、公務員の生活を苦しめている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岩手県葛巻町の地域給指定に関する請願（請願者　岩手県岩手郡葛巻町長三浦藤兵衛）（田子一民君紹介）（第五五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡葛巻町は、県民の生活水準が一般に低いという非現実的な概念から常に低位の地域給地区分をされているが、本町は経済的、交通的諸般の事情から大都市を上まわる生活費を要し、公務員の生活に与える苦痛は多大である。ついては、葛巻町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県岩手郡葛巻町は、その経済事情ならびに交通事情により物価は著しく高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

茨城県筑波郡筑波町の地域給引上げの請願（請願者　茨城県筑波郡筑波町郵便局長広瀬倪寿外八名）（赤城宗徳君紹介）（第五五六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県筑波郡筑波町は、坂東無双の名山筑波山のふもと土浦、石岡、下館の諸都市に近接し、貸客の往来ひん繁にして生活水準を上昇せしめ、一方観光地の特殊事情から物価が高いので、在勤公務員は生活難によつて転出者が増大している。ついては、筑波町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県筑波郡筑波町は、その交通事情ならびに経済事情により高物価となり公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

静岡県一宮村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県周智

郡一宮村長松田万外二名）（足立鷹郎君紹介）（第五五六八号）
に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県周智郡一宮村は、昭和十五年二俣線開通に伴つて純農村より商工業方面に発展し、隣接地域給地の森町及び山梨町等となんら異ならない生活水準にあるので、在勤公務員は両町と同様な文化生活を営むことも困難である。ついては、一宮村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県周智郡一宮村は、その産業事情により生活水準の上昇をきたし公務員が生活に苦しんでいる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県南生駒村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県生駒郡南生駒村長増田市太郎）（仲川房次郎君紹介）（第五五六九号）
に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県生駒郡南生駒村は、先般来地域給引上げについて請願していたところ、隣接の生駒、伍見王寺等の町村が一級ないし二級地に引き上げられ、その中間にはさまれた本村が漏れていることは不均衡であり、人事交流にも強く影響している。ついては、南生駒村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
南生駒村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県榛原町の地域給引上げの請願（請願者　奈良県宇陀郡榛原町長高野隆雄外二十一名）（仲川房次郎君紹介）（第五五七〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県宇陀郡榛原町は、県下中東部地域の中心地にして、大阪市に近いため強くその経済的影響を受け、日常生活も同市程度の高水準となつており、観光地赤目室生公園を擁するので、著しく物価を高騰せしめている。ついては、榛原町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
榛原町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県御杖村の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県宇陀郡御杖村長田中一一外四名）（仲川房次郎君紹介）（第五五七一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県宇陀郡御杖村は、諸生活必需品を求める榛原町及び名張町に二十八キロ離れ、運搬機関は一日三往復のバスのみであるから、その種類が少ない上に高く、その他冬期の防寒費等がかさんで、生活費の増高を余儀なくされている。ついては、御杖村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
御杖村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県伊那佐村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県宇陀郡伊那佐村松岡文三外二名）（仲川房次郎君紹介）（第五五七二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県宇陀郡伊那佐村は、地域給二級地の大宇陀町及び榛原町に隣接し、一般の生活水準も高く、生活必要品は輸送費等の関係で、大阪、奈良両市より二割以上高くなつているので、在勤公務員は最低生活を保持するにすこぶる困難な状態にある。ついては、伊那佐村の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
伊那佐村の立地条件等からして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県葛村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県南葛城郡葛村長南勇次）（仲川房次郎君紹介）（第五五七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県南葛城郡葛村は、県下東南部交通の中心地にして和歌山、大阪、奈良に連絡し、木材の集散地としてことに大阪と貨客の往来繁く、産業、経済は活況を呈して隣接地域給二級地の大淀町、御所町に異ならない生活事情にある。ついては、葛村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
葛村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県忍海村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県南葛城郡忍海村配井清次外五十一名）（仲川房次郎君紹介）（第五五七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県南葛城郡忍海村は、地域給二級地の御所町及び新庄町とそれぞれ南北に接続し、日常必需品は両町及び大和高田市に依存しているが、物価はこれを市町を上まわり、生活程度も都市との往来がひん繁であるから比較的高く、生活事情は前記両町に異ならない。ついては、忍海村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
忍海村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

奈良県鴨公村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県高市郡鴨公村長殿村藤八郎）（仲川房次郎君紹介）（第五五七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
奈良県高市郡鴨公村は、地域給二級地の八木町及び畝傍町に隣接し、生活程度、物価指数等はほとんど変らない実情にありながら、

地域給の差別は本村の人事交流を著しく阻害している。ついては、鵜公村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鵜公村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県高市村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県高市郡高市村長福井磯太郎）（仲川房次郎君紹介）（第五五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県高市郡高市村は、近鉄によつてわずか四十分にして大阪、奈良に連するので、経済、文化の交流繁く、ことに隣接の地域給二級地の畝傍町とは生活環境を同じくし、組合立中学校は畝傍町と本村の境界にある故をもつて二級地の待遇を受けているが、同じ村の教育に従事しながら地域差があるため人事行政に支障をきたしている。ついては、高市村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高市村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県宇賀志村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県宇陀郡宇賀志村中学校代表中西七郎外四名）（仲川房次郎君紹介）（第五五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県宇陀郡宇賀志村は、大宇陀町及び宇太町に隣接し、ことに村役場庁舎が宇太町に所在して同町とともに躍進の度を加え、都市との交渉は密接に行われ、日常消費物資は阪神地方を上まわる高価であり、生活程度も一般に高いので公務員は最低生活を辛うじて保持している。ついては、宇賀志村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇賀志村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県葛城村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県南葛城郡葛城村長楳田忠雄外三名）（仲川房次郎君紹介）（第五五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県南葛城村は、地域給二級地の御所町及び五条町の中間に位し、物価又は生活水準等はこれら両町を始め奈良市、大和高田市に比べ大差を認められないにもかかわらず、地域給の差がはなはだしいため人事交流等に著しい支障をきたしている。ついては、葛城村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

葛城村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県天満村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県高市郡天満村官公庁職員協議会長村上誠）（仲川房次郎君紹介）（第五五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県高市郡天満村は、奈良市、大阪市等に通ずる交通上の要衝にあるので、物資の交流は激しく、必然的に諸物価は高騰し、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、天満村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

天満村の経済的諸条件等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

奈良県阪合村の地域給引上げの請願（請願者　奈良県高市郡阪合村長浦谷直彦外三名）（仲川房次郎君紹介）（第五五八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県高市郡阪合村は、京都市、大阪市に近接し、地域給二級地の隣接畝傍町と諸般の事情がなんら異ならない。ついては、阪合村の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

阪合村の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長崎県北串山村の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県南高来郡北串山村長金子栄男外一名）（馬場元治君紹介）（第五五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南高来郡北串山村は、島原半島の西部に位する農漁村で、食糧をはじめ生活必需物資のほとんどを他市町村に依存するのと、観光地帯である雲仙、小浜町に近接しているため、諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、北串山村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北串山村の立地条件等からして、生計費の増高を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

長崎県千々石町の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県南高来郡千々石町長田中登外一名）（馬場元治君紹介）（第五五八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南高来郡千々石町は、島原半島の西部に位する農漁村で、小浜町、雲仙を結ぶ観光路線上にあり、小浜町と隣接して市街地的形態を有しているため、諸物価の著しく高価な地域である。ついては、千々石町を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千々石町の物価水準ならび消費形態等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これ

を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

長崎県南串山村の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県南高来郡南串山村長寺田善吉外一名）（馬場元治君紹介）（第五五八四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長崎県南高来郡南串山村は、島原半島の西部に位する農漁村で、主要食塩及び生活諸物資のほとんどを他市町村より移入するのと、観光地帯たる雲仙等に隣接しているため、諸物価は著しく高騰し、公務員の生活はきわめて窮乏している。ついては、南串村山を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
南串山村の経済的諸条件等よりして、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

熊本県今津村の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県天草郡今津村長石兼武雄外八名）（上塚司君紹介）（第五五八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
熊本県天草郡今津村は、天草島における海陸交通の要衝である上に、千厳山、次郎丸岳等の観光地を控える準消費地であるため、諸物価は高く、公務員の生活は極度に窮乏している。ついては、今津村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
今津村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

熊本県松橋町外二箇村の地域給引上げ等の請願（請願者　熊本県下益城郡松橋地区地域給対策協議会長浜田政雄）（上塚司君紹介）（第五五八六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
熊本県下益城郡松橋町は、県下町村のうちでも政治、経済、産業、交通、通信、文化等の中心地として、官公衙、学校その他の施設が集中し、熊本市の郊外都市として消費地的形態を醸成しているため、諸物価は著しく高騰している。ついては、松橋町の地域給を二級地に引き上げるとともに、本町と同一経済環境にある当尾村の一部、曲野、大野を二級地に、宇土郡不知火村一部大字御船、高良を一級地にそれぞれ引上げ又は指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
松橋町外二箇村の立地条件ならびに経済的諸事情より、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

熊本県天草郡維和村の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県天草郡維和村長九里山政人外十一名）（上塚司君紹介）（第五五八七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
熊本県天草郡維和村は、海の観光地天草島の玄関として、また天草航路の要所として発展しているが、農耕地が少い上に零細農家が多く、主食をはじめ生活必需品のほとんどを他より移入しているため、諸物価は著しく高値となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、維和村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
維和村の立地条件等よりして、生計費の増高を免れざる実状にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

埼玉県倉尾村の地域給指定に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡倉尾村長高田九重外四十四名）（荒船清十郎君紹介）（第五五八九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県秩父郡倉尾村は、交通不便な上に食糧を自給自足できず、生活必需品を他都市に依存するため、諸物価は著しく高く、しかも無医村であつて高価な往診料等が加わり、公務員の生活は極度に窮乏している。ついては、倉尾村を地域給一級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
埼玉県秩父郡倉尾村は、その経済的特殊事情によつて諸物価等の著しき上昇をきたし、公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県村田町及び富岡村の寒冷地手当引上げの請願（請願者　宮城県柴田郡村田町長升健蔵外三百三十四名）（佐々木更三君紹介）（第五五九〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県柴田郡村田町及び富岡村は、隣接する寒冷地手当四級地の川崎町と同じく奥羽山脈、蔵王山に連なる山々が起伏する地域で、冬期間における気象条件のもたらす経済的影響は深刻なるものがある。ついては、村田町及び富岡村の寒冷地手当を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県柴田郡村田町及び富岡村は、その地理的条件ならびに自然条件による経済的影響ははなはだ深刻である実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

宮城県白石村の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県宮城郡白石村地区勤務地手当対策協議会委員長豊田正夫）（佐々木更三君紹介）（第五五九一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県宮城郡白石村は、米の生産地でありながら完全農家が比較的少ないのと大消費地の仙台市に隣接している関係上、その価格は同市と同額以上の高値を示し、その他の生活物資を同市からの供給に依存するため、運賃、手数料だけ割高となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、白石村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県宮城郡白石村は、その産業、経済事情によつて物価は著し

き高騰をきたし公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県垂水町の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県肝属郡垂水町長坪内作之丞）（永田良吉君紹介）（第五五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡垂水町は、地域給三級地の鹿児島市と二級地の鹿屋市に近隣接している上に、大隅地方の門戸である関係上、旅客の往来激しく、消費地である本町の諸物価を高騰せしめ、公務員の生活実態は鹿児島市在住の者となんら異ならない。ついては、垂水町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

垂水町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県蒲生町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡蒲生町長森文雄外三名）（軍吉栄二君紹介）（第五五九三号）及び同（請願者　鹿児島県姶良郡蒲生町議会議長馬渡義夫外三名）（永田良吉君紹介）（第五五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡蒲生町は、地域給二級地の吉田村に隣接し、耕地が少ない上に零細農家が多く、食糧の自給自足ができず、生活必需品においてはそのほとんどを鹿児島市に依存しているので高物価となり、町民の生活は著しく窮乏している。ついては、蒲生町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

蒲生町の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県姶良郡帖佐町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡帖佐町長井之口義満外四名）（永田良吉君紹介）（第五五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡帖佐町は、鹿児島市に近接して、同一文化圏内にあり、また生活必需物資のほとんどを同市に求めているため、町内の小売価格は同市よりはるかに高く、公務員の生活を著しく圧迫している。ついては、帖佐町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

帖佐町の立地条件等よりして、生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県内之浦町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡内之浦町長吉留伊衛外二十八名）（永田良吉君紹介）（第五五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡内之浦町は、大隅の東海岸に位し、中心都市に遠いので一文化圏を構成し、町民の生活様式は近代的消費形式に準じ、生活諸物資は遠く京阪神、北九州、鹿児島かあるいは地域給一級地の志布志高山地区より購入するため、これら地域に比較して、販売価格は二、三割高となり、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、内之浦町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

内之浦町の経済的諸事情等よりして、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県大崎町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県曛唳郡大崎町地域給地引上期成同盟会長蓜口猛男）（永田良吉君紹介）（第五五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県曛唳郡大崎町は、諸産業発達し、交通は活潑をきわめているため、必然的に都市形態を形成して、町民の生活程度は高く、また生活必需品の購入はほとんど鹿児島市、都城市等に依存するので、諸物価はこれら都市より高くなり、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、大崎町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大崎町の立地条件ならびに経済的諸事情より、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

三重県宿田曾村の地域給指定に関する請願（請願者　三重県度会郡宿田曾村長浜田才太郎外三名）（濱地文平君紹介）（第五五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡宿田曾村は、地域給二級地の宇治山田市の商圏内に属し、日用必需物資及び食料品を一級地の五ヶ所町、浜島町から購入するため、諸物価はこれら地域よりも高くなつている。ついては、宿田曾村を地域給一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県度会郡宿田曾村は、その経済事情によつて、諸物価は高騰している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府雲原村の地域給指定に関する請願（請願者　京都府天田郡雲原村雲原郵便局長糸井七右エ門）（大石ヨシエ君紹介）（第五六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府天田郡雲原村は、福知山を隔てること二十キロの山間へき地の小村であるため、交通は不便をきわめ、物資は極度に不足し、物価は高騰している現状である。ついては、雲原村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

雲原村の物価水準ならびに消費形態にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に

付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県岡田村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡岡田村長八束東誉外六名）（武知勇記君外一名紹介）（第五七一六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛媛県伊予郡岡田村は、松山市と地域給一級地の松前町との中間にある関係上、文化水準高く、諸物価も両市町となんら異なるところがないが、いまだ無級地であることは不合理である。ついては、岡田村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岡田村の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県久下田町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県芳賀郡久下田町長栃本良雄外五名）（佐藤親弘君紹介）（第五七一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
栃木県芳賀郡久下田町は、下館町、真岡町の中間に位し、生活必需物資のほとんどを隣接都市に求めるため運賃等の加算によつて、諸物価は著しく高く、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、久下田町を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
栃木県芳賀郡久下田町は、その経済事情により、諸物価は高騰して公務員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

栃木県足利市の地域給引上げの請願（請願者　栃木県足利市長木村浅七外三十一名）（佐藤親弘君紹介）（第五七一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
栃木県足利市は、県南唯一の機業地で、公務員の生活は機業家並びにこれに関連する給与所得者に比べ著しく窮乏している。ついては、足利市の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
栃木県足利市は、その経済事情ならびに産業事情により、公務員の生活は経済的に窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

静岡県大坂村の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県小笠郡大坂村長山崎昇二郎外八名）（舘林三喜男君紹介）（第五七二〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
静岡県小笠郡大坂村は、本郡南部における交通、経済の要地であるとともに附近の農産物集散地として、商工業も発達し町の形態を備えているが、その立地条件から物価指数も地域給支給地の掛川町、横須賀町及び池新田町等となんら異ならない。ついては、大坂村を地域給二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県小笠郡大坂村は、その産業事情ならびに立地条件により、物価は附近の支給地となんら異ならない実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山形県酒田市の地域給引上げの請願（請願者　山形県酒田地区官公地域給引上期成協議会会長佐々木良治）（池田正之輔君紹介）（第五七二二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山形県酒田市は、酒田港が重要港湾に指定されて以来、商工業の活況著しく、諸物価は必然的に高騰し、また本市の生活必需物資のほとんどを他県及び関東、関西に求めるため運賃等が加算され、高物価に一段と拍車をかけ、公務員の生活はきわめて困窮している。ついては、酒田市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
山形県酒田市は、その産業事情ならびに経済事情により高物価となり、公務員の生活は窮乏している実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

山形県西荒瀬村外八箇町村の地域給指定に関する請願（請願者　山形県飽海郡北平田村長小松小一外十七名）（池田正之輔君紹介）（第五七二三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山形県飽海郡西荒瀬、上田、稲川、北平田、中平田、南平田、蔵岡の各村及び遊佐、松嶺の両町は、酒田市と不離一体の関係にあり、これら町村に勤務する公務員は大部分酒田市に居住して通勤する者で、同市公務員と同じ生活環境にある。ついては、西荒瀬村外六箇町村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山形県飽海郡西荒瀬村、上田村、稲川村、北平田村、中平田村、南平田村、蔵岡村、遊佐町及び松嶺町は、その地理的条件により、その公務員は二級地の酒田市の公務員と生活環境を同じくしている実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
人事委員長　川島正次郎
衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県鹿島村の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡鹿島村長白橋弥右衛門外一名）（池田清志君紹介）（第五七二八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿児島県薩摩郡鹿島村は、県本土の西海東支那海に孤立する離島にして、串木野港まで汽船による航程七十六・八キロ、四時間余を要する交通に恵まれないへき地であるため、運賃等がかさんで大部分を本土に依存する生活物資はきわめて高く、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、鹿島村を地域給支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
鹿島村の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択

すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県帖佐町の地域給指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡帖佐町長井之口義満外四名）（池田清志君紹介）（第五七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡帖佐町は、北部中間地及び郡西部の門戸にして、西部大隅地区物資の集散地となり、政治、経済、交通及び文化等が発達して鹿児島市の郊外地の観を呈し、観光資源の開発と相まつて都市との往来繁く、生活環境をまつたく都市的様相を濃くしている。ついては、帖佐町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

帖佐町の地理的、経済的諸条件により、いきおい生計費の増高を免れ難い実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

岡山県豊野村外三箇村の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県上房郡豊野村外三箇村地域給対策委員会委員長仁熊八郎）（橋本貞伍君紹介）（第五七六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上房郡豊野村、上竹荘村、下竹荘村及び吉川村は、標高三百五十メートルないし四百五十メートルの吉備高原に位し、東に御津町、西に高梁町、南に昭和、総社町を控え、当地域に産する食糧物資はこれら各町に流出し、必需物資を岡山、高梁等を経て移入するため、法外な高値を示し、生活物価指数の高いことは県下でも屈指の地域に数えられている。ついては、豊野村外三箇村を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊野村外三箇村の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県串木野市の地域給引上げの請願（請願者　鹿児島県串木野市鉞地引上促進会長橋口行彦）（床次徳二君紹介）（第五七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県串木野市は、近接の地域給三級地の鹿児島市及び二級地の川内市とともに県内経済の中枢として活潑に発展しているが、その好況は必然的に諸物価を高め、物価、消費水準は鹿児島市、熊本市、佐賀市を上まわり、在勤公務員の生活は困窮している。ついては、串木野市の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

串木野市の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

石川県鳥屋町の地域給指定に関する請願（請願者　石川県鹿島郡鳥屋町長大岡藤一外七名）（南好雄君紹介）（第五七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県鹿島郡鳥屋町は、能登半島の関門に位し、政治、教育、工業、経済の枢要な位置を占め、諸物価の高騰著しく、在勤公務員の生活は極度に困窮している。ついては、鳥屋町を地域給二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥屋町の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

香川県多肥村外十四箇村の地域給指定に関する請願（請願者　香川県香川郡町村会長田山敬一外十四名）（赤城宗徳君紹介）（第五七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県香川郡多肥、一宮、檀紙、弦打、下笠居、上笠居、川岡、大野、池西、由佐、川東、安原、塩江、浅野及び雌雄島の各村は、高松市に近隣接し、経済生活その他すべての点において、同市及び香西町、仏生山町、円座村等の地域給地となんら異なるところがない。ついては、多肥村外十四箇村を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

多肥村外十四箇村の地理的条件により、いきおい生計費の増高を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

人事委員長　川島正次郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔第三十八号附録参照〕

内閣委員会

軍人恩給復活に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡夜須村岡部仁三郎外千百十五名）（中島茂喜君紹介）（第一一号）、同外四件（請願者　岡山県都窪郡妹尾町三百八十六番地高森孝平外四十八名）（橋本龍伍君紹介）（第九三号）、同（請願者　茨城県土浦市内西町三番地茨城県旧軍人恩給復活期成連盟代表菊地朝三外千百八十二名）（原彪君（改）紹介）（第二三八号）、同（請願者　岡山県井原市井原恩給復活期成連盟後月支部共和会分会長細川栗男）（橋本龍伍君紹介）（第三一九号）、同（請願者　舞鶴地方恩給復活促進同盟委員長立花一外七百十名）（大石ヨシエ君紹介）（第六二五号）、同（請願者　福島市恩給復活期成福島県遺族代表佐藤保吉）（粟山博君紹介）（第六二六号）、同（請願者　甲府市古府中町二十八番地山梨県戦傷病者遺族等援護連盟会長堀内一雄）（小林信一君紹介）（第六二七号）、同（請願者　金沢市上柿木畠一丁目八番地石川県恩給扶助料復活促進会委員長伊佐一男外千三百三十六名）（坂田英一君外一名紹介）（第六二八号）、同外一件（請願者　千葉市登戸町一丁目十三番地曾根良吉外千六百六十八名）（臼井莊一君紹介）（第七四七号）、同（請願者　千葉県長生郡豊栄村千手堂五百八番地加藤理三郎外五百二名）（千葉三郎君紹介）（第七四八号）、同（請願者　京都府舞鶴市字行水二百六十番地舞鶴地方恩給復活促進同盟委員長立花一外七百十名）（青田均君紹介）（第七四九号）、同（請願者　埼玉県児玉郡東児玉村大字関四百十五番地遠藤孫次外六百九十二名）（荒船清十郎君紹介）（第八〇七号）、同外二十八件（請願者　千葉県印旛郡川上村大谷流二百七十九番地の二山本和三郎外三千九百六十七名）（寺島隆太郎君紹介）（第八六二号）、同（請願者　東京都杉並区松ノ木町千二百六番地藤沢一孝外百九十七名）（河野密君紹介）（第八六三号）、同（請願者　岡山県岡山市上伊福軍人恩給復

活期成連盟委員長片岡覚太郎）（逢澤寛君紹介）（第一一〇九号）、同（請願者　高知県高知市八軒町二十八番地山岡重厚外四千四百五十五名）（長野長廣君紹介）（第一一一〇号）、同（請願者　東京都中野区氷川町三十九番地旧軍人関係恩給復活全国連絡会代表原田二郎外千八百三名）（橋本龍伍君紹介）（第一二一一七号）、同（請願者　広島県芦品郡府中町広島県恩給復活連盟芦品支部長石井靖広）（高橋禎一君紹介）（第一二一八号）、同（請願者　広島県福山市築切町恩給復活備後連合支部宗清常一外十五名）（岡本忠雄君紹介）（第一三四三号）、同（請願者　広島県芦品郡府中町広島県恩給復活連盟芦品支部長石井靖）（岡本忠雄君外一名紹介）（第一三四四号）、同外三件（請願者　東京都新宿区西大久保三丁目百一番地小島金次郎外六百八十名）（菊川忠雄君紹介）（第一三四五号）、同外一件（請願者　埼玉県浦和市仲町五丁目二百四十三番地近藤豊外千七百六十一名）（松永東君外一名紹介）（第一七七九号）、同（請願者　青森市柳町五十二番地青森県旧軍人関係恩給復活期成連盟委員長石戸勇一外二千七百三十一名）（橋美省吾君紹介）（第一七八〇号）、同外一件（請願者　和歌山県日高郡和田村湯川忠一外七百二十七名）（田渕光一君紹介）（第一七八二号）、同（請願者　千葉県山武郡松尾町柴田欣一郎外千四百四十七名）（千葉三郎君紹介）（第一七八三号）、同（請願者　山口県山口市上金古曾牧野保外四千二百七十五名）（宮柳一郎君紹介）（第一七八四号）、同（請願者　福岡県旧軍人恩給擁護連盟朝倉郡連合支部長原彦雄）（中島茂喜君紹介）（第一九一九号）、同（請願者　茨城県土浦市前川町三百二十九番地中村敏之介外千四百二十一名）（原彪君（改）紹介）（第二三〇六号）、同外十四件（請願者　山形県鶴岡市荒町山形県軍人恩給連盟鶴岡市未亡人会副会長丸谷幾外七百九十三名）（松岡俊三君紹介）（第二三〇七号）、同（請願者　山形県米沢市北谷地小路山形県軍人恩給連盟米沢支部長鈴木章外二百七十四名）（黒金泰美君紹介）（第二三〇八号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字熊谷埼玉県軍人恩給復活擁護連盟熊谷地区委員長戸根木亀之助外百八十九名）（荒船清十郎君紹介）（第二三〇九号）、同（請願者　富山市神通町富山文化園内富山県遺族及元軍人軍属生活擁護連盟委員長森田範正）（鍛冶良作君紹介）（第二三一〇号）、同（請願者　熊本市大江町熊本県恩給擁護連盟代表千田貞雄外百五十四名）（上塚司君紹介）（第二三一一号）、同外一件（請願者　千葉県夷隅郡長者町長者百十八番地石川角蔵外五十名）（寺島隆太郎君紹介）（第二三一二号）、同（請願者　熊本市大江町大江三十五番地熊本県恩給擁護連盟千田貞雄外二百七十一名）（大麻唯男君紹介）（第二三七七号）、同（請願者　千葉県館山市那古千二百九十四番地中村覚之助外三百八十四名）（中村庸一郎君紹介）（第二六〇二号）、同外十件（請願者　山形県鶴岡市高畑町山形県軍人恩給連盟鶴岡連合支部長柴田亀三郎外千四百九十八名）（加藤精三君紹介）（第二六〇三号）、同（請願者　千葉県匝瑳郡八日市場町旧軍人遺族連合会代表鈴木博雄外二千六百五名）（千葉三郎君紹介）（第二八〇三号）、同（請願者　和歌山県田辺元町角谷喬子外二百七十四名）（田渕光一君紹介）（第二八〇四号）、同（請願者　岩手県九戸郡軽米町大字軽米四丁目六十七番地大久保喜七郎外三十八名）（田子一民君紹介）（第二八〇五号）、同（請願者　和歌山市真砂町一丁目一番地岡本正義外百九十九名）（坊秀男君紹介）（第二八〇六号）、同（請願者　岡山県岡山市石関町六十番地中張歓一郎）（大村清一君紹介）（第二九〇四号）、同（請願者　青森県三戸郡三戸町在府小路町四十六番地ノ一石谷仲弘外二千七百五十三名）（山崎岩男君紹介）（第二九八〇号）、同（請願者　岡山県苫田郡鏡野町大字寺元三百六十番地村上雄治郎外五百二十五名）（大村清一君紹介）（第二九八一号）、同（請願者　千葉県館山市那古千二百九十四番地中村覚之助外四百九十二名）（小高熹郎君紹介）（第二九八二号）、同（請願者　宮崎県宮崎市大字恒久二千百九十一番地金子篤外三千六百三十五名）（相川勝六君紹介）（第二九八三号）、同（請願者　山形県東村山郡大曽根村山形県軍人恩給連盟支部長城戸口準外千九百七十四名）（牧野寛索君紹介）（第三一八三号）、同（請願者　千葉市作草部町八百六十一番地宮川達造外千七百六名）（臼井荘一君紹介）（第三一八四号）、同外一件（請願者　和歌山県和歌山市濱葵町百二十二番地辻本隼三外三百六十三名）（坊秀男君紹介）（第三三二七号）、同（請願者　千葉県市川市真間町三丁目百五十九番地館野保之助外四千六百二十名）（橋本登美三郎君外一名紹介）（第三三二八号）、同（請願者　山口県山口市上金古曾三十八番地高橋忠治外一万一千八百十六名）（今澄勇君紹介）（第三三二九号）、同外一件（請願者　和歌山県西牟婁郡中芳養村木村庄右エ門外五百十四名）（田渕光一君紹介）（第三四三五号）、同（請願者　千葉県館山市那古千二百九十四番地中村覚之助外四百三十六名）（小高熹郎君紹介）（第三九〇六号）、同（請願者　青森県三戸郡斗川村大字斗内字栗上三十番地乗上喜一郎外二千七百二十一名）（三和精一君紹介）（第三九八九号）、同（請願者　青森県三戸郡向村大字小向字二又二十番地岩間次郎外二千七百三十五名）（夏堀源三郎君紹介）（第三九九〇号）、同（請願者　山形県山形市小白川町百三番地山形県恩給連盟山形市連合支部長江口時次郎外千五百名）（木村武雄君紹介）（第四〇四〇号）、同外一件（請願者　山形県南村山郡柏倉門伝村山形県軍人恩給南村山郡柏倉門伝村支部長飯野吉右衛門外二千百三十一名）（牧野寛索君紹介）（第四〇四一号）、同（請願者　愛知県南設楽郡宝来寺町鈴木誉三郎）（福井勇君紹介）（第四〇四二号）、同外三件（請願者　山形県山形市市脊町山形県元軍人恩給連盟会長南雲親一郎外二千八十七名）（黒金泰美君紹介）（第四〇四三号）、同外一件（請願者　埼玉県北葛飾郡堤郷村白石勝治外四百四十三名）（佐瀬昌三君紹介）（第四〇四四号）、同（請願者　山形県酒田市浜田堀北九番地桜井俊三外八百九名）（池田正之輔君紹介）（第四一七三号）、同（請願者　和歌山県西牟婁郡西富田村尾崎栄次郎外二百二十

三名）（田渕光一君紹介）（第四二六四号）、同外三件（請願者　山形県南村山郡東村山形県軍人恩給南村山郡東村支部長鈴木為次郎外千名）（黒金泰美君紹介）（第四三三八号）、同（請願者　和歌山市北甚五兵衛町十一番地志摩庚子郎外二百五十一名）（坊秀男君紹介）（第四三三九号）、同（請願者　岐阜県岐阜市鍋井町二丁目一番地谷口弥兵衛外千四十九名）（柳原三郎君紹介）（第四四九一号）、同（請願者　大阪府北河内郡津田町大字春日千五百十九番地丸内哲夫外二百七十五名）（淺香忠雄君紹介）（第四四九二号）、同外三件（請願者　山形県南村山郡東村大字須田板山形県軍人恩給南村山郡東村支部長鈴木為次郎外千名）（木村武雄君紹介）（第四四九三号）、同（請願者　山形県南村山郡飯塚村七十五番地加藤忠八外三十五名）（木村武雄君紹介）（第四五七九号）、同（請願者　愛知県恩給復活同志会長谷口晴寿）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第四五八〇号）、同外三件（請願者　埼玉県北葛飾郡上高野村三千四百六十九番地渡辺繁次外六百四十二名）（佐瀬昌三君紹介）（第四六三七号）、同外一件（請願者　埼玉県所沢市有楽町七百二十五番地山崎一二外百九十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第四七八六号）、同外一件（請願者　山形県南置賜郡万世村大字堂森三百七十四番地加藤隆光外百四十四名）（黒金泰美君紹介）（第四七八七号）、同（請願者　和歌山県有田郡箕島町北湊小林浅三外二百五名）（田渕光一君紹介）（第五〇五三号）、同（請願者　大阪府枚方市大字中宮九百九十番地伊東保正外二百七十五名）（大麻唯男君紹介）（第五〇五四号）、同（請願者　和歌山市関戸高松三百二番地楠山英太郎外四百五十八名）（坊秀男君紹介）（第五〇五五号）、同（請願者　埼玉県北葛飾郡吉川町大字吉川千五百四十四番地長久連平外三百十九名）（佐瀬昌三君紹介）（第五一三三号）、同（請願者　山形県北村山郡冨本村軍人恩給連盟冨本支部長石川善夫外七十名）（松岡俊三君紹介）（第五五三〇号）及び同（請願者　千葉県茂原市高師四百二十番地鈴木俊三外三百六十一名）（森清君紹介）（第五五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軍人恩給復活に関し、次の事項を実現されたいというのである。（一）公務死亡者遺族扶助料が圧縮されているから、最低月額三千円とする程度に下級者の倍率を増加すること。（二）第七項症、各款症の年金ことに第七項症増加恩給を復活すること。（三）恩給受領の予想資格者中普通恩給所要最短在職年に達しないものに限り、従軍加算を復活し、支給恩給額の計算は既裁定者中の同一事態のものと同一要領によること。（四）文武官在職年通算については「引き続き勤務したこと。」の条件を削除すること。（五）戦争受刑者に対して恩給法上特別の規定を設けないよう配慮するとともに、刑死者を公務死亡者として取り扱うこと。（六）陸海軍法務官及び技師で戦争の末期転官することを強要されて、武官となつたものに対しては勤務年数通算上除外例を認めること。（七）恩給受給者を援護するため、速やかに恩給金庫を設けること。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革、国民感情並びに旧軍人及びその遺族等の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願（請願者　鹿児島県川辺郡加世田町地頭所二百一番地新留三次郎外五百八十二名）（池田清君紹介）（第一一二号）、同（請願者　名古屋市西区北鷹匠町三丁目二番地愛知県恩給復活期成連盟委員長大塚堅之助外千四百五十名）（加藤鎌五郎君紹介）（第八六一号）、同（請願者　大分市中島町五条一丁目大分県恩給権擁護連盟会長安部朗外三千三百四十八名）（山下春江君紹介）（第一一〇七号）、同（請願者　神奈川県藤沢市鵠沼六千四百八十四番地神奈川県軍人恩給復活期成連盟委員長仙波安芸）（小泉純也君紹介）（第一一〇八号）同（請願者　福岡県八女郡忠見村旧軍人恩給復活連盟八女支部長内野宇一外二千十四名）（石井光次郎君紹介）（第一九二〇号）、同（請願者　群馬県高崎市請地町群馬県恩給復活期成連盟委員長野口俊太郎外十二万二千五百十四名）（中曾根康弘君紹介）（第二六〇一号）及び同（請願者　高崎市清地町群馬県恩給復活期成連盟委員長野口俊太郎）（福田赳夫君紹介）（第五一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軍人恩給復活に関し、さきの国会に提出された法案を次のように改正されたいというのである。（一）未裁定者の戦地加算年廃止に伴い失格する未裁定者に対し、戦地加算年を認めること。（二）傷い軍人の第七項症以下を復活すること。（三）仮定俸給は昭和二十三年以前の文官仮定俸給と同一率とすること。（四）恩給特例審議会建議中普通恩給給与条件の法文中「引き続く」を削除すること。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革、国民感情並びに旧軍人及びその遺族等の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

台湾省出身元日本軍人等の軍人恩給復活等に関する請願（請願者　東京都新宿区新宿二丁目光亜ホテル内台湾省民在日存款清理主席代表盧超）（今村忠助君紹介）（第一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る第二次世界大戦において台湾省出身の多数の青年は、日本の軍人、軍属、軍雇用人員として戦場に職場に動員され、中には戦死、戦病傷死せる者、及び不具になつたものも少なくないが、終戦後日本の国籍を離脱したとはいえ、これは本人の意思によらず、不可抗力によるものであるから、かかる者に対して、救済、弔慰する責務のあることはもちろん、国際間の慣例としても当然取らるべき処置である。ついては、台湾省出身の元日本軍人、軍属、軍雇用人の戦死、戦病傷死者遺族及び身体障害者に対し恩給、年金、弔慰金等を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

台湾省出身元日本軍人等の過去の服務の実体並びに、これらの者の生活困窮の実情にかんがみ、本請願の要旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願（請願者　東京都北多摩郡小金井町貫井東京都恩給権擁護連盟三多摩連合支部長平井亮助外八百五十二名）（福田篤泰君紹介）（第三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軍人恩給復活については、さきの国会に法案が提出されたが、解散のため、未だこれが施行されないのはまことに遺憾である。ついては、本年四月より支給されるよう恩給法を速やかに議決されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人及びその遺族等の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は、妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外 昭和二十八年八月十日

○第十六回国会 衆議院会議録第三十九号附録（その二）（十二）

軍人恩給復活に関する請願（請願者　高知市帯屋町上一丁目高知県傷い軍人会長津村久茂外一名）（長野長廣君紹介）（第三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷い軍人は、戦時中国民の代表として戦争に参加して傷いを受け、著しく労働力を失い、終戦以来悲惨な生活にあえいでいる実情である。ついては、（一）第七項症以下第四款症までの年金制を復活すること。（二）第六項症より第四項症までの障害年金額を増加すること。（三）第三項症以上には扶養家族を加給すること。（四）兵卒より准士官以上になつた者で、実役年限十三年に満たざるも満十二年間実務した場合は下士官に相当する普通恩給の受給権を認むること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革、国民感情並びに、旧軍人及びその遺族等の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

公務員の給与改訂に伴う恩給改訂に関する請願（請願者　北海道上川郡名寄町旭東百一番地白土寒外八十四名）（芳賀貢君紹介）（第四八七号）、同（請願者　北海道釧路市浦見町五丁目二十一番地佐藤直太郎外八十七名）（伊藤郷一君紹介）（第四八八号）、同（請願者　石川県金沢市野田寺町五丁目四十四番地藤沢潤外七百八十名）（益谷秀次郎君紹介）（第四八九号）、同（請願者　石川県金沢市泉野町二丁目三十八番地岸サク外七百八十名）（喜多壮一郎君紹介）（第四九〇号）、同（請願者　金沢市県庁内石川県退職公務員連盟代表表弥三郎外八百三十名）（岡良一君紹介）（第四九一号）、同（請願者　石川県金沢市白山町二十五番地若崎小三郎外七百八十名）（辻政信君紹介）（第四九二号）、同（請願者　石川県金沢市上本町一番地十八番地ノ一横田証淳外八百二十名）（南好雄君紹介）（第六二四号）、同（請願者　岐阜市美江寺町二十六番地岐阜県退職公務員連盟理事長中島芳次外三千八百三十九名）（野田卯一君紹介）（第八六〇号）、同（請願者　札幌市南八条西十六丁目林広三外三百五十一名）（横路節雄君紹介）（第一一一一号）、同外一件（請願者　福島市大町二十七番地大和田弥一外一名）（和田博雄君紹介）（第一一一二号）、同（請願者　新潟県高田市西城町一丁目上野周吾外一名）（田中彰治君紹介）（第一五一五号）、同（請願者　埼玉県川越市大字川越千七十一番地高松今男外千百七十六名）（平岡忠次郎君外二名紹介）（第一七〇三号）、同（請願者　東京都北区滝野川町一丁目八百八十三番地中村静三郎外六百四十八名）（鈴木仙八君紹介）（第一七七七号）、同（請願者　東京都中野区宮園通り四丁目田中三郎外千三百六十名）（花村四郎君紹介）（第二二一〇〇号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字熊谷千百二十一番地田口次作外四百七十二名）（松崎朝治君紹介）（第二三七八号）、同（請願者　埼玉県秩父市大字大宮六百七十八番地浅見鶴蔵外二百八十名）（荒船清十郎君紹介）（第二九八六号）、同外一件（請願者　埼玉県南埼玉郡岩槻町大字太田百九十八番地栗原亨吉外四百九十三名）（佐瀬昌三君紹介）（第三三二六号）、同（請願者　埼玉県児玉郡北泉村大字北堀百九十五番地井上義三外二百七十二名）（杉村沖治郎君紹介）（第三九九一号）及び同（請願者　石川県金沢市沼田町石川県退職公務員連盟代表岡野正策外七百六十名）（坂田英一君紹介）（第四四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給は、永年公務に従事したものに退職後の生活を守るため支給される給与であつて、現職公務員給与改訂の場合には同時に改訂措置をとられるべきであるが、昨年の給与改訂に際してはなんらの措置も講ぜられず、また本年度予算においても、これが削除されたことはまことに遺憾である。ついては、速やかに恩給比例増額措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国家公務員給与ベースの改訂に伴い、いわゆる不均衡を是正することは、恩給制度の趣旨にかんがみ、妥当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

増加恩給並びに傷病年金復活に関する請願

（請願者　東京都渋谷区永住町二十五番地日本傷い軍人会長蒲穆）（橋本龍伍君紹介）（第六二九号）、同（請願者　福岡県小倉市瑞穂町三丁目福岡県傷い軍人会長加藤政太郎外五名）（熊谷憲一君紹介）（第八〇八号）、同（請願者　小倉市瑞穂町三丁目福岡県傷い軍人会長加藤政太郎外四名）（中島茂喜君紹介）（第一四九五号）、同（請願者　金沢市十一屋町カ四十番地石川県傷い軍人会長徳田保久）（山下春江君紹介）（第一四九六号）、同（請願者　高知市西町二十八番地安井勝正外七千五百六十三名）（長野長廣君紹介）（第一五七二号）、同（請願者　富山県富山郡石倉村十四番地中新庄次郎外九名）（三鍋義三君紹介）（第一五七五号）、同（請願者　兵庫県津名郡岩屋町兵庫県傷い軍人会岩屋支部長野島芳雄外二十九名）（山口丈太郎君紹介）（第二二二二号）、同（請願者　愛知県豊橋市花田町字斉藤四十八番地高津巳年夫）（八木一郎君紹介）（第二二三三号）及び同（請願者　兵庫県津名郡岩屋町兵庫県傷い軍人会岩屋支部野島芳雄外三十名）（永田亮一君紹介）（第二八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷い軍人は、不具廃疾または永続性の傷い疾病の患者で終身全治しないものであり、その生活は実に悲惨なものである。ついては、政府が提出予定の恩給法改正法律案を次のように改正されたいというのである。（一）第七項症に対して増加恩給を復活支給すること。（二）第一款症ないし第四款症に対して傷病年金を復活支給すること。（三）特別項症ないし第七項症に対しては現在家族人員によつて家族加給を支給すること。

二、請願の議決理由

旧軍人傷い者及びその遺族の生活に実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

未復員者給与法による入院患者に傷病恩給等支給に関する請願（請願者　京都府舞鶴市国立舞鶴病院傷病未復員者互助会吉川勝正）（芦田均君紹介）（第八四七号）、同（請願者　京都府舞鶴市国立舞鶴病院傷病未復員者互助会代表吉川勝正）（前尾繁三郎君紹介）（第一二〇四号）、同（請願者　京都府舞鶴市国立舞鶴病院傷病未復員者互助会代表福田勇三外十五名）（柳田秀一君紹介）（第二九八四号）、同（請願者　京都府舞鶴市国立病院傷病未復員者互助会代表村本豊春外十五名）（島上善五郎君紹介）（第二九八五号）及び同（請願者　京都府舞鶴市国立舞鶴病院傷病未復員者互助会代表　新井万輔外十六名）（中川源一郎君紹介）（第三一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

入院中の旧軍人傷病者は、医療を保障されているとはいえ、昔の入院軍人の俸給に代るべきものも支給されず、また傷病恩給も受けられないため、全く無収入の困難な条件下に療養を続けている。ついては、早急に未復員者給与法による入院患者に傷病恩給若しくは生活扶助料（月額二千円）を支給し、未復員患者の医療制限を撤廃する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

入院中の旧軍人傷病者及びその遺族の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

元樺太特定郵便局長に恩給法適用の請願（請願者　北海道網走郡津別町元樺太特定郵便局長協助会長清水雅一郎外五名）（稲村順三君紹介）（第一一一三号）、同（請願者　元樺太特定郵便局長協助副会長塩田芳松外四名）（椎熊三郎君紹介）（第一四四八号）、同（請願者　北海道虻田郡喜茂別町元樺太特定郵便局長協助会副会長橋本忠雄外三名）（武田信之助君紹介）（第二三七九号）及び同（請願者　北海道網走郡津別町元樺太特定郵便局長協助会幹事渡部助治外二名）（園田直君紹介）（第三四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元樺太郵便局長は、明治の末期ないし大正年間に渡樺し、以来三十余年間極寒と戦い、不便を忍び、国家所期の目的達成に努力して来たものであるが、昭和二十一年勅令第五十四号によつて廃官となり、なんら国家的恩典もなく、老境の日々を生活苦に迫われている。ついては、昭和二十五年法律第百八十四号附則第八項を改正し、恩給法の適用を受けられるよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十五年法律第百八十四号附則第八項の措置にかんがみ、本請願の趣旨は、考慮する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦没者遺族の公務扶助料復活等に関する請願外二件（請願者　岡山県浅口郡寄島町遺族会長山本利一外九名）（和田博雄君紹介）（第一二〇二号）、同外五件（請願者　岡山県和気郡日生町遺族会長大森忠治外十二名）（逢澤寛君紹介）（第一二〇三号）、同外十五件（請願者　岡山県吉備郡総社町総社町遺族会長田中福三郎外二十三名）（逢澤寛君紹介）（第一四三六号）、同外八件（請願者　岡山県上房郡上竹荘村鈴木信太郎外十六名）（逢澤寛君紹介）（第一四九四号）、同外三件（請願者　岡山県和気郡備山村遺族会長三木虎太外六名）（逢澤寛君紹介）（第一七〇号）、同外二件（請願者　岡山県後月郡明治村遺族会長滝寿一郎外五名）（逢澤寛君紹介）（第一八二六号）、同外十一件（請願者　岡山県阿哲郡千屋村遺族会長田中孝三郎外三十五名）（逢澤寛君紹介）（第二二二九一号）、同外二件（請願者　岡山県赤磐郡旧高月村遺族会長小倉忝太外一名）（逢澤寛君紹介）（第二五六四号）、同外四件（請願者　岡山県小田郡新山村遺族会長平本政治外六名）（逢澤寛君紹介）（第二七六九号）、同外一件（請願者　岡山県井原市井原町遺族会長安井諒平外二名）（逢澤寛君紹介）（第四一七四号）及び同（請願者　愛知県東春日井郡小牧町小牧遺族会代表小沢鎌三郎）（早稲田柳右エ門君紹介）（第四六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第十五国会が解散されたため、遺族関係の諸問題は未解決のままとなつている。ついては、次の事項を今国会において速やかに確立せられたいというのである。（一）戦没者遺族に対する恩給法による公務扶助料を復活すること。（二）戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等の改正を行うこと。（三）旧軍人会館を遺族に無償貸与すること。

二、請願の議決理由

戦没者遺族の生活困窮の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願（請願者　高崎市請地町葬馬県恩給復活期成連盟委員長野口俊太郎）（小峯柳多君紹介）（第一二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第十五国会に上程された軍人恩給復活に関する恩給法の一部を改正する法律案並びにその予算額を、おおむね踏襲するごとく今国会にも上程され、速やかに成立を期せられるとともに、次の事項を実現されたいというのである。（一）実在職年の計算法は通算制に改めること。（二）従軍加算年を認めること。（三）文官恩給との不均衡を是正すること。（四）第七項症、第一款症ないし第四款症該当者に傷病年金を支給すること。（五）戦没者に対する弔慰金を増額すること。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革、国民感情並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡西館村谷地中字谷地中九十番地高橋栄二郎）（飯塚定輔君紹介）（第一二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軍人恩給の復活に関して、次の事項の実現を配慮され、四月より適用されたいというのである。（一）既得の加算を認め、文官との均衡を図ること。（二）傷い者の第七項症は増加恩給を支給すること。（三）公務扶助料は最低月額三千円を下まわらぬこと。（四）引き続き七年の「引き続き」を削除すること。（五）戦争刑死者は公務死とすること。

二、請願の議決理由

恩給制度の沿革、国民感情並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日
内閣委員長　稲村　順三
衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願（請願者　広島県比婆郡西城町老齢軍人団長藤原作市）（船越弘君紹介）（第一三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦以来困苦欠乏に耐えて今日に至つた元軍人に対する恩給の復活に当つては、まず老齢者の生活を保障すべきである。ついては、次の事項の実現できるように恩給法を改正されたいというのである。（一）老齢者を優先的に取り扱うこと。（二）戦地勤務、予備勤務等による加算を認めること。（三）現在老齢軍人の所持する恩給証書の金額に百五十倍した金額を支給し、その支払いの始期は昭和二十七年四月とすること。

二、請願の議決理由
恩給制度の沿革、国民感情並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月五日
内閣委員長　稲村　順三
衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願（請願者　東京都西多摩郡吉倉村百八十二番地宮本幾蔵外七十七名）（並木芳雄君紹介）（第一四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧軍人は、かつては祖国のために死をもつて戦い、目をとられ、足を失い、その生活は悲惨をきわめており、軍人恩給の復活を唯一の願りとしている。ついては、速やかに旧軍人の恩給を復活し、本年四月より扶助料を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由
恩給制度の沿革、国民感情並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において、措置するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月五日
内閣委員長　稲村　順三
衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願（請願者　鹿児島市山下町鹿児島県恩給復活同志会長伊木壮五郎外三万二千百八十七名）（永田良吉君外五名紹介）（第一四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきの国会に提出された恩給法の一部改正法律案を次の各項により改訂し、速やかに成立せしめられたいというのである。（一）遺族扶助料中下級者は公務員の恩給と均衡を保持すること。（二）第七項症第一ないし第四款症を年金とし、第一、第二目症に一時金を支給すること。（三）未裁定者についても既裁定者と同様恩給最短年限に達するまで加算年を認めること。（四）召集、応召等のため勤務断続した服務年月を条件にて通算すること。（五）文官恩給と一貫した法律とすること。（六）昭和二十八年四月一日より支給すること。

二、請願の議決理由
恩給制度の沿革、国民感情並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の要旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月五日
内閣委員長　稲村　順三
衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願外三件（請願者　東京都世田谷区玉川用賀一丁目東京都恩給権擁護連盟第三区支部代表岡沢精三外二百三十一名）（安井大吉君紹介）（第一五〇二号）、同（請願者　仙台市小田原山本町宮城県軍人恩給扶助料復活連盟会長小泉貞吉）（只野直三郎君紹介）（第一七七八号）、同（請願者　東京都恩給権擁護連盟立川支部長菊川重一外千十二名）（並木芳雄君紹介）（第一七八一号）、同（請願者　東京都北区上十条五丁目東京都恩給権擁護連盟北区有志会長宮原昌法外四千七百八十三名）（鈴木仙八君紹介）（第一七八五号）、同（請願者　滋賀県大津市真西町滋賀県軍人恩給権擁護連盟委員長国富八尸嘗外八千四百三名）（堤康次郎君紹介）（第一七八六号）、同（請願者　東京都立川市錦町三丁目二十三番地浜田禎三外千二百三十三名）（福田篤泰君紹介）（第一九二四号）、同（請願者　長野県飯田市江戸浜町上三千六百二十九番地井阪政治外六百八十一名）（今村忠助君紹介）（第二二三一号）、同（請願者　広島県呉市上畑町広島県恩給復活期成連盟呉支部長岩崎素直外四百三十九名）（庄司一郎君紹介）（第二三〇二号）、同（請願者　広島県呉市上畑町広島県恩給復活期成連盟呉支部副支部長児玉勧外二名）（椎熊三郎君紹介）（第二三〇三号）及び同（請願者　東京都三鷹市上連雀東京都恩給権擁護連盟三鷹支部長斉藤吾郎外十九名）（福田篤泰君紹介）（第五四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
軍人恩給復活については、第十五特別国会において政府提出の法律案に基き速やかに支給し、本年四月一日にさかのぼつて適用されたいというのである。

二、請願の議決理由
旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月五日
内閣委員長　稲村　順三
衆議院議長堤康次郎殿

軍人恩給復活に関する請願（請願者　福岡県八女郡川崎村大字北田形平島正実外二千十三名）（荒木萬壽夫君紹介）（第一五〇三号）、同（請願者　福岡県八女郡福島町平田軍人恩給復活連盟八女連合支部長内野宇一外二千十四名）（山崎巌君紹介）（第一五〇四号）、同（請願者　名古屋市中区正本町愛知県恩給復活期成連盟委員長大塚堅之助外千百五十一名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二六〇〇号）及び同（請願者　広島県呉市広島県恩給復活期成連盟呉支部長岩崎素直外三名）（高橋禎一君紹介）（第三六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
軍人恩給復活については、恩給法特例審議会の答申案を基礎とし、また文武官との受給額の均衡並びに加算問題に関しては、特別に配慮され、速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
恩給制度の沿革、国民感情並びに旧軍人及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月五日
内閣委員長　稲村　順三
衆議院議長堤康次郎殿

増加恩給並びに傷病年金復活等に関する請願（請願者　愛知県額田郡岩津町奥殿戸倉森市外七十六名）（小林錡君紹介）（第一九一七号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入番地瑞正次）（大石ヨシエ君紹介）（第一九一八号）、同（請願者　鳥取市東町鳥取県傷い軍人会長山形長太郎）（古井喜實君紹介）（第三三三五六号）、同（請願者　鹿児島県庁

内鹿児島県傷い軍人会長川越守二）（高瀬傳君紹介）（第四四九六号）、同（請願者　愛知県愛知郡東郷村大字春木野字山正淳）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第四五八七号）、同（請願者　神奈川県高座郡相模原町国立相模原病院内川原和雄）（鈴木義男君紹介）（第四七八八号）及び同（請願者　鹿児島市山下町鹿児島県傷い軍人会長川越守二外一万四千九百九十九名）（永田良吉君紹介）（第五一三二号）及び同（請願者　東京都荒川区尾久町六丁目六百五十番地小峯直）（山下春江君紹介）（第五七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷い軍人は、今なお路頭に迷い、その生活は悲惨をきわめている。ついては、一日も早く軍人恩給を復活して次の事項を実現されたいというのである。（一）増加恩給、傷い年金の復活並びに増額。（二）特別項症より七項症までに現在人員により家族加給を支給すること。（三）鉄道優待乗車証の復活（四）傷い軍人軍属に対する強制履用法の制定。（五）国税、地方税の減免。

二、請願の議決理由

旧軍人傷い者及びその遺族等の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦没者遺族に公務扶助料支給に関する請願（請願者　三重県度会郡東外城田村野篠大井幸太郎）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二七六八号）及び同（請願者　三重県鈴鹿市稲生町一丁目百四十三番地樋口愛之助外十八名）（田中久雄君紹介）（第四五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給法の一部改正案中公務員の遺族扶助料に関する規定は、その遺族に対して種々の制限を設けてあるが、戦没者の父や祖父の扶助料まで、普通公務員の扶助料の資格と同一に制限し、再婚した場合に適用されないのは不合理であり、且つ、惨酷である。ついては、恩給法に特例を設けて、戦没者の遺族扶助料については、父及び祖父の再婚者にも受給権を付与されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人等戦没者遺族の生活、並びにわが国の家族生活の実情にかんがみ、請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

元南西諸島特定郵便局長に恩給法適用の請願（請願者　東京都北多摩郡三鷹市下連雀南西諸島特定郵便局長代表仲浜政助外八十五名）（園田直君紹介）（第三四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元南西諸島の特定郵便局長は、戦時中悪戦苦闘を重ねて通信精神を発起し、郵便局運営に努力してきたが、老後退職に際しては一時金のみでなんらの保障もされないばかりか、通信共済組合にも加入できない規則であったため、その生活は困窮している。ついては、元南西諸島の特定郵便局長に恩給法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和二十五年法律第百八十四号附則第八項の措置にかんがみ、本請願の趣旨は、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者の増加恩給復活に関する請願（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地井上房行外六十八名）（小金義照君紹介）（第四二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軍人恩給の復活による増加恩給の原案中、特別項症の年額及び階級等に関しては、現行戦傷病者の傷害年金制度とまったく相異しているので、われわれの遺憾とするところである。ついては、次のように同案を修正されたいというのである。（一）年額表の備考中「特別項症は第一項症の金額にその十分の五以内を加えたものとす」とあるを「以内」を削除し、「その十分の五」とすること。（二）六階級を撤廃し下級者の年額を上段（将官）の線に引き上げること。（三）戦傷病者の増加恩給受給者に家族加給を支給すること。

二、請願の議決理由

旧戦傷病者の生活の実情並びに傷病恩給制度の趣旨にかんがみ、本請願の要旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

結核戦病者の恩給項症基準引上げの請願（請願者　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内日本恵者同盟北陸支部連合会代表石渡正好）（内藤友明君紹介）（第四四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷病恩給制度の上では同じ傷い軍人でも戦傷と戦病と対比すると、戦傷は戦病よりも重点的、優先的に厚遇されており、同じ公務起因による恩給系上の差別は不合理である。ついては、不公平な差別待遇を改廃するとともに、胸部疾患患者の傷病恩給の項症基準を現行の規定により二項症引き上げるよう速やかに法律を改正して予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

今次大戦の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

傷病恩給等に関する請願（請願者　東京都千代田区富士見町二丁目三番地川原利雄）（鈴木魏男君外一名紹介）（第四五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軍人恩給復活のため、国会において恩給法の一部を改正する法律案が審議されているが、傷病恩給については特に次の事項を考慮されたいというのである。（一）傷病恩給の階級制度を撤廃し、査定基準を改正し、病状等差の金額をちぢめ、七項症以下四款症までの年金制度を確立し、最低生活を保障し得る金額を支給すること。（二）適用範囲を徴用工、勤労学徒、女子挺身隊員、開拓義勇軍員、戦災傷病者等にも及ぼし、また国籍のいかんを問わないこと。（三）傷病恩給金庫を設置すること。（四）傷病恩給を所得から控除すること等。

二、請願の議決理由

旧軍人傷病者の生活の実情並びに傷病恩給制度の趣旨にかんがみ、本請願の要旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

拘禁中の戦犯者に対する恩給権復活に関する請願（請願者　東京都巣鴨拘置所内東木誠治）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第四五八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年六月二十日公布の恩給法の特例に関する件の措置に関する法律によると、その附則第二項において戦犯者は講和条約発効後も、依然として恩給権を喪失したものとして取り扱っているが、戦犯は一般の国内犯罪とは全く別箇のものであつて、国内法上のすべての権利を喪失すべきものでないことが明らかにされており、すでに選挙権においてその実例を見るに至つたのに、依然として「戦犯者は拘禁中は恩給を支給せず」の一項を恩給法の一部を改正する法律案に規定しているのは不合理である。ついては、同項を慎重審議の上削除されたいというのである。

二、請願の議決理由

拘禁中の戦犯者の遺族の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦没者遺族の公務扶助料復活に関する請願（請願者　愛知県東春日井郡味岡村大字岩崎二千四百八十一番地丹羽欽治）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第四五八六号）及び同（請願者　愛知県瀬戸市佐久間町瀬戸市遺族連合会池田与作）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第四六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦没者遺族は、わが国の独立後、戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて救済を受けているが、遺族の現状はとうていこの様な待遇では不十分である。ついては、戦没者遺族に公務扶助料を復活支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦没者遺族の生活の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦没者遺族の公務扶助料復活等に関する請願（請願者　宮城県庁内宮城県遺族会長高橋進太郎）（只野直三郎君紹介）（第五一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第十五国会が解散されたため、遺族関係の諸問題が未解決のままとなつている。ついては、（一）戦没者遺族に対する恩給法による公務扶助料の復活に関して、公務扶助料の基準となる仮定俸給額は文官と同等にし、その倍率を特に下級者には五・一倍とし、平均四倍に引き上げ及び父母が婚姻したときは扶助料の受給権を喪失しないこと等（二）戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関して、年金の支給に父母祖父母の年齢制限の撤廃等及び弔慰金の支給は昭和十二年七月七日以降の戦没者遺族にも支給する等を実現するように両法案を改正し、速やかに国会の通過を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の実情並びに戦没者遺族の生活の実情にかんがみ、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

増加恩給並びに傷病年金復活等に関する請願（請願者　東京都港区赤坂青山南町六丁目六十二番地福田忠）（長谷川保君紹介）（第五二二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務上において自己の責任によらない障害疾病に対して国の完全なる援護措置を図ることは緊要である。ついては、（一）傷病恩給の階級制度を撤廃し、査定基準を改正し、症状等差の金額をちじめ、七項以下四款症までの年金制度を確立し、最低生活を保障できる金額を支給すること。（二）徴用工、勤労学徒、女子挺身隊員等を旧軍人戦傷病者と同等な待遇を与え、完全な国家保障をすること。（三）沖縄、台湾、朝鮮出身者の戦争公務に起因する傷病者に対して同等な国家保障をすること。（四）傷病恩給金庫を即時設置し、五年以上の貸出しを実施すること。（五）傷病恩給の所得税の控除及び戦傷病者に対する所得税の基礎控除額を三十万円に引上げること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人傷病者の生活の実情並びに傷病恩給制度の趣旨にかんがみ、本請願の要旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

恩給法の一部改正する請願（請願者　兵庫県三原郡沼島村二千二百八十二番地北野くに外二名）（永田亮一君紹介）（第五五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中の兵役服務者にして、空襲の間接被害により病死した者に対して、これを公務死と認定するか、若しくは新たに準公務死の名称を設定してこれを悲運の犠牲者に慰霊の方途を講ずべきである。ついては、恩給法を改正してこれら犠牲者を救済されたいというのである。

二、請願の議決理由

今次大戦の実況にかんがみ本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

戦没者遺族の公務扶助料復活等に関する請願（請願者　京都府熊野郡久美浜村熊野郡遺族会長西村林造）（大石ヨシェ君紹介）（第五七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会において審議中の戦没者遺族の扶助料復活は、軍人の階級によつて支給率に差異を設けているが、これは少数の上級軍人の遺族のみを厚遇するもので、下級軍人の特種事情についてなんらの考慮も払われていない不当なものである。ついては、下級戦没者遺族の公務扶助料を増額するよう特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人傷病者の生活の実情並びに傷病恩給制度の趣旨にかんがみ、本請願の要旨は国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

傷病年金支給に関する請願（請願者　京都府舞鶴市和田大槻岩蔵）（大石ヨシェ君紹介）（第五七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府舞鶴市和田在住の大槻岩蔵は第二次世界大戦に従軍して負傷を受け、このため終戦後両眼失明し、生活は貧窮の極に達している。ついては、傷病年金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人傷病者の生活の実情並び

に傷病恩給制度の趣旨にかんがみ、本請願の要旨は、国家財政の許す範囲内において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

元台湾の州、庁有給吏員の恩給復活に関する請願（請願者　佐賀県東松浦郡久里村大字夕日百四十五番地浜田才一郎）（館林三喜男君紹介）（第五七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

内外地の一般公務員の恩給をはじめ、外地関係の共済組合の受給権すらすでに復活しているにかかわらず、ひとり元台湾の州、庁の有給吏員の恩給のみが捨ておかれ、これら吏員は生活苦と闘い最低生活を営みつづけている。ついては、元台湾の州、庁有給吏員の恩給を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

石狩支庁管内総合開発事業に関する請願（請願者　石狩支庁管内開発促進期成会長古田島章平）（樋口三郎君紹介）（第二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の総合開発は現下の緊要事であるが、石狩支庁管内においては、この事業がようやくその緒についたばかりで、三万数千町歩の未利用可耕地を有し、その開発事業は遅々として進展していない。ついては、石狩支庁管内総合開発事業推進に緊急事業として（一）豊平、千歳両地区の総合開発の施行（二）内陸運河の開さく（三）石勝線の敷設（四）小樽、岩見沢間一級国道の改修（五）千歳川切替え並びに改修工事施行（六）東野幌原野の開発（七）篠津地区総合開発事業の促進（八）札幌留萌線道路改良並びに開設工事の促進等の事業を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道の総合開発の重要性にかんがみ、資材並びに予算等を勘案して、これが促進を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

港湾及び通関行政の一元化に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（永田良吉君紹介）（第七二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、港湾及び貿易に関する官公署は、税関の外、海運局、海上保安庁、港湾建設局、植物防疫所等その数は十指に余り、しかも所掌する職務とその権限は互に交渉するところ多く、同一対象に対して数機関の権限が錯そうし、公務の能率は阻害されているばかりか、諸手続上においても不利不便が大である。ついては、人員、施設等の節減の上からも、速やかに港湾及び通関行政を一元化されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は、行政機構の簡素化、行政運営の能率化に資するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

大蓮町に警備隊大蓮地方監部設置の請願（請願者　青森県下北郡大蓮町長佐々木由吉外一名）（山崎岩男君紹介）（第七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、独立後の治安維持に備えて自衛に関する諸制度を確立するため、青森県下北郡大蓮町地内大蓮港を警備隊大蓮地方監部に決定したとのことであるが、大蓮町の生きる道は一に港湾の利用と旧軍施設の活用以外にはない実情である。ついては、速やかにこれが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

国家財政の現況にかんがみ、旧軍施設の活用を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

桂高等学校隣接地の保安隊使用反対に関する請願（請願者　京都市右京区川島松ノ木本町京都府立桂高等学校P・T・A会長可児明義）に関する報告書（大石ヨシエ君紹介）（第三三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府立桂高等学校の隣接地に保安隊が駐留することは教育環境に悪影響を及ぼすものである。ついては、これが使用に断乎反対し、善処方を要望するというのである。

二、請願の議決理由

教育の重要性にかんがみ、請願の趣旨を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

埼玉開拓地に保安隊飛行場設置反対の請願（請願者　栃木県那須郡高林村埼玉飛行場設置反対同盟委員長後藤久四郎外二十四名）に関する報告書（黒澤幸一君紹介）（第三九〇七号）

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡黒磯町埼玉開拓地が保安隊の飛行場として使用される由であるが、これが使用は農地の周辺の樹木が伐り払われ、農民はたい肥、燃料を失い、また防風林が無くなる等のため、冬期における農作物の被害及び耕土の損害は大となり、且つ、爆音による人畜に及ぼす心理的、生理的影響は多大である。ついては、埼玉開拓地に飛行場を設置することは絶対反対するというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月五日

内閣委員長　稲村　順三

衆議院議長堤康次郎殿

地方行政委員会

防火水そう設置に関する請願（請願者　岩手県庁内岩手県消防協会長佐々木卯右エ門）（小澤佐重喜君紹介）（第一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の延焼火災のほとんどは、消防水利の不良が主要原因の一つに数えられる現状で、消防水利施設の整備保全はきわめて緊要なことであるが、現在行われている防火水そう設備に対する国庫補助は都市計画区域内に限定せられ、適用外にある町村は全くこの恩恵は及ばないため、消防水利の改善は遅々として進まない実情である。ついては、防火水そう施設に対する国庫補助を都市計画の枠内よりはずして最重点的に施設しうるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

防火用貯水そう施設に対する国庫補助の取扱に関する本請願の趣旨は極めて妥当である。本委員会

においても本件国庫補助所管庁につき政府に申入れあり、建設省当局は昭和二十九年度よりは移管差支なしと言明している。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

消防施設に対する起債増額等に関する請願（請願者　岩手県庁内岩手県消防協会長佐々木卯右エ門）（小澤佐重喜君紹介）（第一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

各市町村において、消防施設強化に対する熱願は最高度に達しているが、最近における起債許可額はきわめて僅少で、これでは消防施設の弱体化は免れない実情である。ついては、速やかに起債を大幅に増額するとともに起債対象の枠を拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

消防施設に対する起債増額の要望はその願意固より当然且つ妥当なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

浜頓別小学校災害復旧費起債認可の請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木龍吉外二名）（松浦周太郎君紹介）（第二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年十月、オホツク海方面に襲来した大暴風によつて、北海道枝幸郡浜頓別小学校校舎の大半は破壊されたが、もともと本校舎敷地はでい炭地の不良地盤で全然使用に耐えられないものである。ついては、好地盤の町有隣地に新校舎を建設するための災害復旧費の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は災害復旧のためにする小学校校舎のために起債認可をもとめるものであるが、願意固より妥当なものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方税軽減に関する請願（請願者　愛知県柔道整復師会長米田極三外百二十五名）（赤松勇君紹介）（第四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年健康保険取扱による医療関係業者の所得に対して、国税は三割課税となり、地方税は課税の対象外と改められたのであるが、この中地方税においては、その対象が医師及び歯師に限られ、柔道整復師はこれから除外されているのはまことに遺憾である。ついては、柔道整復師の治療は国民の利用度が低額所得者に多い点等を考慮して、本業に対しても地方税を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

柔道整復師の地方税適用につき、今回の改正において特別所得税第一種業務に入れられ、特別な軽減税率百分の四を適用することになつたのは本請願の主旨の一部の実現であつて、本請願の願意は固より妥当なりと認めらるるによるものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の願意は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

中川村直営製酪工場設置費起債認可に関する請願（請願者　北海道中川郡中川村長斎藤吉平）（松浦周太郎君紹介）（第四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡中川村から生産される原料乳の日産十石程度の処理は雪印乳業株式会社幌延工場に送られているが、列車時刻の関係から、村内集乳所には遅くとも午前五時までに搬出しなければならないので、飼育者の困窮はなはだしく、また工場が遠いため、脱脂乳の返還が行われず、多大の不利不便を来し、有畜農業発展途上に深い暗影を投じている。ついては、本村直営製酪工場を設置するについて、その費用に対する起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の願意は村産業の特性上、村営製酪工場を新設する資金として起債を認可されたいというのであるが、事情は一応考慮すべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方財政確立に関する請願（請願者　新潟県議会議長児玉龍太郎）（渡邊良夫君紹介）（第五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

シヤウプ勧告以来、地方財政の窮乏は年とともに増加し、特に後進県においてはその財政の不均衡は増大し、地方自治は危機に直面している実情である。ついては、国において、行政改革を実施して機構の簡素化と事務の再配分を行い、財源の偏在を是正して府県に対して適正な新税を創設するなど財源確保の途を講じ、府県財政の根本的確立を図り、もつて地方自治の本旨を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治の進展途上における後進県の立場を主張する本請願の趣旨に理由ありと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

牧園町上水道敷設費起債認可に関する請願（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡牧園町は、地質の関係から、飲料水が極度に乏しく、遠方にある自然湧水を導入して、かんがい用水を兼ねて、家庭用水に充てている状態で、衛生上、防火上からも危険な状態にあり、また本町は霧島国立公園の大半を占める観光地であつて、この面からも誠に寒心に堪えない。ついては、牧園町の上水道敷設費に対する起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

水道敷設費に対する起債を求める本請願の願意は妥当なものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

八代村役場庁舎改築費起債認可に関する請願（請願者　宮崎県東諸県郡八代村長小川此義夫）（伊東岩男君紹介）（第五六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東諸県郡八代村役場の庁舎は、老朽著しく、使用に堪えられない実情にあるが、村財政きわめて窮迫しているため、これが改築費のえん出は困難である。ついて

は、本庁舎改築費に対する起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願のごとき要望は従前においては災害復旧に係るものの外、法律上は困難であつたが、今国会における地方財政法の一部改正によつて、法的障害は除かれ、本件のごとき公用施設を対象とするものもその建設費に起債による道も開かれることになつた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方自治法の一部改正に関する請願（請願者　大阪市北区中之島一丁目四番地松尾禎一郎）（西尾末廣君外一名紹介）（第七一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行地方自治法上、市町村の監査委員は任意機関となつているが、地方行政事務の複雑、老大且つ多角化と財政支出の増大に伴い、あるいは都市監査委員の監査の対象が具体的真実性を探究し、一定の規範を下す性質上、科学的監査が必要となり、監査事務機構の整備と監査権限の拡充が要請されている。ついては、地方自治法を改正し、（一）都市監査委員を必置機関とし、その補助機構の強化（二）監査に当り、関係人の出頭を求め、説明の聴取及び記録等の提出を請求し得ること（三）出納長、収入役及び普通地方公共団体の職員が法令に基き、保管する現金又は物品を亡失又はき損したときは、長はすべてこれを監査委員の監査に付する等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

市町村監査委員の任意機関となつている現行地方自治法を改正し、都市監査委員の任務の重要性にかんがみ、その権限を強化しようとする本請願の願意は妥当なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

矢田村上水道敷設費の起債増額に関する請願（請願者　大阪府中河内郡矢田村長川本谷一）（杉山元治郎君紹介）（第七一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡矢田村は、近時商店街としての発展著しきものがあるが、村民は飲料水を井戸水に求めている状態で、保健、衛生上あるいは防火上まことに憂慮すべきで、昭和二十四年度より上水道敷設事業を実施し、その経費を起債に求めたが、その後諸資材の高騰はなはだしく、当初の計画を完成するには倍額の工費を要する実情である。ついては、昭和二十八年度において、本村の上水道敷設費の起債を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

上水道敷設費の起債の増額を求める本件の願意は事情固より当然の要望なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十七年度赤字処理方策に関する請願（請願者　新潟県議会議長児玉龍太郎外七名）（渡邊良夫君外一名紹介）（第七八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年度決算見込における赤字処理方策として、政府はいまだ歳入繰上げ充用等の財源措置を講じないので、自主財源に乏しい北海道、東北七県においては節約、増徴、繰り延べ等あらゆる方途を講じても、なお、赤字総額は十七億の巨額に達している。ついては、速やかに府県財政の赤字処理のための財源措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方公共団体の赤字解消問題及国会及び政府において目下検討中であるが、北海道及び東北七県における昭和二十七年度赤字財政に対する財源措置をとるべきことを求める本請願の主旨は一応考慮の要ありと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方公共団体に関係ある国費予算に関する請願（請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎外七名）（渡邊良夫君外一名紹介）（第七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

暫定予算による公共事業費を始め地方公共団体に関する予算措置は、財源の六割強を国に依存している北海道、東北各県において、国庫補助事業及び政府直轄事業に、各種の支障や停滞が現われ、あるいは時期的に制約されて事業施行の適期を失するもの多数に上ると思われる。ついては、今後の暫定予算編成に当つて、新規事業についても相当の予算化をなすとともに、予算の配分等に遺憾なきを期されたいというのである。

二、請願の議決理由

暫定予算が相次いで行われ、その中には新規事業費を含まないため、地方的には時期の関係上、本予算成立するも施行不能の面を生じ迷惑する点のあることは容易に察知せられる。本請願の願意は無理からぬものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方議会の権限縮小反対に関する請願（請願者　長野県議会議長下平柄四）（原茂君紹介）（第一〇八三号）、同（請願者　長野県議会議員小沢貞孝）（萩元たけ子君紹介）（第一五五九号）及び同（請願者　茨城県議会議長宇田川源次郎）（塚原俊郎君紹介）（第二三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回全国知事会において、地方制度改革を立案し、関係方面に提出する由であるが、同改革案は地方議会の議員の定数を減少し、常任委員会の廃止、議会選出の監査委員の廃止等地方議会を軽視し、その機構と権限を極度に圧縮し、地方公共団体の民主的形体を破壊するものである。ついては、全国知事会の地方制度改革案には反対するというのである。

二、請願の議決理由

地方制度改革において地方議会の権限機構の縮小を図るものは是認しがたいとする本請願の主旨は固より妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願（請願者　東京都文京区新諏訪町東京都クリーニング商工業協同組合理事長赤羽長一郎）（加藤勘十君紹介）（一〇八六号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町十三番地東京都クリーニング商工業協同組合副理事長石田信一外四十四名）（菊

池義郎君紹介）（第一一八一号）、同（請願者　京都市中京区西ノ京上合町京都府洗染クリーニング協同組合理事今井吉雄）（中村三之丞君紹介）（第一六八五号）、同（請願者　滋賀県神崎郡八日市町前田春吉）（堤ツルヨ君紹介）（第一八二五号）、同（請願者　福島市陣場町三十六番地福島県クリーニング協同組合長大貫昇作）（河原田篠吉君紹介）（第一九二七号）、同（請願者　青森県南津軽郡黒石町浜町信濃寿郎）（木村文男君紹介）（第一九二八号）、同（請願者　京都市中京区西ノ京上合町京都府洗染クリーニング協同組合理事今井吉雄）（前尾繁三郎君外一名紹介）（第二二七五号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町東京都クリーニング商工業協同組合理事長赤羽長一郎外五十四名）（山花秀雄君紹介）（第二二七六号）、同（請願者　福島県福島市陣場町福島県クリーニング協同組合理事橋本久三郎）（栗山博君紹介）（第二五六五号）、同（請願者　甲府市境町山梨県クリーニング工業協同組合理事大宮山宗忠）（平野力三君紹介）（第二五六六号）、同（請願者　神戸市須磨区千歳町兵庫県クリーニング協同組合松尾富松）（山下榮二君紹介）（第二五六七号）、同（請願者　彦根市一番町滋賀県クリーニング商工業協同組合理事前田春吉）（森幸太郎君紹介）（第二五六八号）、同（請願者　神戸市須磨区千歳町兵庫県クリーニング協同組合松尾富松）（原健三郎君紹介）（第二五六九号）、同（請願者　彦根市一番町滋賀県クリーニング商工業協同組合理事前田春吉）（今井耕君紹介）（第二七四一号）、同（請願者　栃木県宇都宮市一条町栃木県クリーニング組合連合会理事岡川万蔵外一名）（栗田英男君紹介）（第二七四二号）、同（請願者　甲府市境町山梨県クリーニング工業協同組合大宮山宗忠）（鈴木正文君紹介）（第二七四三号）、同（請願者　大阪府布施市荒川三丁目大阪府クリーニング協同組合理事長高橋成治）（松永佛骨君紹介）（第二八八四号）、同（請願者　市川市二丁目千葉県クリーニング商工業協同組合理事長飯野嘉吉）（臼井壯一君紹介）（第二九五七号）、同（請願者　大阪府布施市荒川三丁目大阪府クリーニング協同組合理事長高橋成治）（久保田鶴松君紹介）（第二九五八号）、同（請願者　栃木県宇都宮市一条町千二百二十三番地栃木県クリーニング組合連合会代表岡川万蔵）（佐藤親弘君紹介）（第二九八七号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町十三番地東京都クリーニング商工業協同組合理事長赤羽長一郎）（花村四郎君紹介）（第二九八八号）、同（請願者　長野市南石堂町千二百五十四番地長野クリーニング業協同組合代表高橋豊平）（中澤茂一君紹介）（第二九八九号）、同（請願者　広島市中広町広島ドライクリーニング協同組合理事長木村周次郎）（岸田正記君紹介）（第三一八七号）、同（請願者　長野市南石堂町長野県クリーニング業協同組合竹内末吉）（原茂君紹介）（第三一八八号）、同（請願者　長野市南石堂町長野県クリーニング業協同組合代表理事宮下光則）（倉石忠雄君紹介）（第三一八九号）、同（請願者　長野市南石堂町長野県クリーニング業協同組合原山元三）（松平忠久君紹介）（第三三三二号）、同（請願者　甲府市境町山梨県クリーニング工業協同組合大宮山宗忠）（小林僖一君紹介）（第三三三三号）、同（請願者　大阪府布施市荒川三丁目大阪府クリーニング協同組合理事長高橋成治）（臼井壯一君紹介）（第三三三四号）、同（請願者　浦和市北浦和町埼玉県クリーニング協同組合連合会理事長岡根忠）（井堀繁雄君紹介）（第三三三五号）、同（請願者　高松市花園町クリーニング協同組合理事　深江　政喜外二十五名）（大平正芳君紹介）（第三三五六四号）、同（請願者　高松市花園町香川県クリーニング協同組合山口彦五郎外二十五名）（大西禎夫君紹介）（第三三五六五号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町十三番地　増田正雄）（三輪壽壯君紹介）（第三三五六六号）、同（請願者　横浜市南区南太田町神奈川県クリーニング商工業協同組合渡辺静男）（門司亮君紹介）（第三三五六七号）、同（請願者　浦和市北浦和町一丁目九番地埼玉県クリーニング協同組合連合会理事長岡根忠）（松山義雄君紹介）（第三三五六八号）、同（請願者　京都市中京区西ノ京上合町京都府洗染クリーニング協同組合理事長今井吉雄）（大石ヨシエ君紹介）（第三三五六九号）、同（請願者　浜松市砂山町浜松クリーニング商業協同組合理事長河西宇市郎）（長谷川保君紹介）（第三三五七〇号）、同（請願者　焼津市本町仲通り静岡県クリーニング業組合連合会片山賢一）（勝間田清一君紹介）（第三三五七一号）、同（請願者　横浜市南区南太田町神奈川県クリーニング商工業協同組合森下惣一）（志村茂治君紹介）（第三三五七二号）、同（請願者　静岡市中原静岡クリーニング業協同組合理事長加藤桂市）（下川儀太郎君紹介）（第三三五七三号）、同（請願者　磐田市御殿磐田クリーニング商業協同組合理事鈴木政一）（竹山祐太郎君紹介）（第三三五七四号）、同（請願者　神奈川県横浜市南区南太田町神奈川県クリーニング商工業協同組合石川守司）（小泉純也君紹介）（第三三五七五号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町東京都クリーニング商工業協同組合要田守江）（天野公義君紹介）（第三三五七六号）、同（請願者　神奈川県横浜市南区太田町神奈川県クリーニング商工業協同組合杉本亀太郎）（三浦寅之助君紹介）（第三三五七七号）、同（請願者　神奈川県横浜市南区南太田町神奈川県クリーニング商工協同組合伊藤勝治）（小金義照君紹介）（第三三五七八号）、同（請願者　静岡県焼津市本町仲通り静岡県クリーニング業組合連合会田中正一）（西村直己君紹介）（第三三五七九号）、同（請願者　静岡県焼津市本町仲通り静岡県クリーニング業組合連合会斎藤文三）（山田彌一君紹介）（第三三五八〇号）、同（請願者　静岡県焼津市本町仲通り静岡県クリーニング業組合連合会鈴木高助）（中村幸八君紹介）（第三三五八一号）、同（請願者　静岡県磐田市御殿磐田クリーニング商業協同組合大石銀太郎）（足立篤郎君紹介）（第三三五八二号）、同（請願者　静岡県焼津市本町仲通り静岡県クリーニング業組合連合会望月伊三郎）（遠藤三郎君紹介）（第三三五八三号）、同（請願者　静岡県焼津市本町仲通り静岡県クリーニング業組合連合会小沢金次郎）（塩原時三郎君紹介）（第三三五八四号）、同（請願者　長野市南石堂町長崎県クリーニング業協同組合篠原只之助）（吉川久衛君紹介）（第三三五八五号）、同（請願者　高松市花園町百二十八番地香川県クリーニング協同組合上枝佐市外二十四名）（成田知巳君紹介）（第三三五八六一四号）、同（請願者　長野市南石堂町長野県クリーニング業協同組合宮坂一雄）（滝元たけ子君紹介）（第三三五八一五号）、同（請願者　横浜市南区南太田町一丁目神奈川県クリーニング商工業協同組合小菅銀三）（安藤覺君紹介）（第三三五八一六号）、同（請願者　福井市松本下町福井県クリーニング連合会小林清）（坪川信三君紹介）（第三三五八一七号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町東京都クリーニング商工業協同組合副理事長石田信一外五十三名）（河野密君紹介）（第三三五八一八号）、同（請願者　宮城県仙台市柳町宮城県クリーニング協同組合門脇正男）（小山倉之助君紹介）（第三三五八一九号）、同（請願者　水戸市馬口労町茨城県洗染クリーニング商工業協同組合理事長菅谷善助）（橋本登美三郎君紹介）（第三三五九四二号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路山形県クリーニング商工業協同組合池田新治）（加藤精三君紹介）（第三三五九四三号）、同（請願者　堀島市陣場町福島県クリーニング協同組合理事長大貫昇作）（關内正一君紹介）（第三三五九四四号）、同（請願者　福井県福井市松本下町福井県クリーニング連合会林アサイ）（植木庚子郎君紹介）（第三三五九四五号）、同（請願者　宮城県仙台市柳町宮城県クリーニング協

同組合品川清一）（日野吉夫君紹介）（第三九四六号）、同（請願者　岡山県岡山市桑田町岡山県備南ドライクリーニング商業協同組合塩田春男）（中原健次君外一名紹介）（第三九四七号）、同（請願者　横浜市南区南太田町神奈川県クリーニング商工業協同組合理事長平尾城市）（飛鳥田一雄君紹介）（第三九四八号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町十三番地東京都クリーニング商工業協同組合理事長赤羽長一郎）（大矢省三君紹介）（第三九九五号）、同（請願者　岡山市桑田町四丁目三番地備南ドライクリーニング商業協同組合佐々木佐一）（和田博雄君紹介）（第三九九六号）、同（請願者　岡山市桑田町四丁目三番地備南ドライクリーニング商業協同組合塩田春男）（山崎始男君紹介）（第三九九七号）、同（請願者　福島市陣場町三十六番地福島県クリーニング協同組合永山真彦）（八百板正君紹介）（第三九九八号）、同（請願者　鹿児島市高麗町鹿児島県クリーニング事業協同組合代表崎山重和）（池田清志君紹介）（第四〇五五号）、同（請願者　高松市花園町香川県クリーニング協同組合理事長阿部政吉外二十六名）（加藤常太郎君紹介）（第四〇五六号）、同（請願者　鹿児島市高麗町鹿児島県クリーニング事業協同組合島田守）（迫水久常君紹介）（第四〇五七号）、同（請願者　仙台市柳町宮城県クリーニング協同組合代表高橋清太郎）（庄司一郎君紹介）（第四〇五八号）、同（請願者　福島市陣場町福島県クリーニング協同組合理事佐久間与平）（助川良平君紹介）（第四〇五九号）、同（請願者　福島市陣場町福島県クリーニング協同組合理事塩田永三）（佐藤善一郎君紹介）（第四〇六〇号）、同（請願者　福島県福島市陣場町福島県クリーニング協同組合斎藤吉雄）（加藤宗平君紹介）（第四〇六一号）、同（請願者　岡山市桑田町岡山県備南ドライクリーニング商業協同組合井上善一）（逢澤寛君紹介）（第四〇六二号）、同（請願者　岡山市桑田町岡山県備南ドライクリーニング商業協同組合矢一明雄）（犬養健君紹介）（第四〇六三号）、同（請願者　岡山市桑田町岡山県備南ドライクリーニング商業協同組合佐々木好男）（星島二郎君紹介）（第四〇六四号）、同（請願者　岡山市桑田町岡山県備南ドライクリーニング商業協同組合井上義雄）（大村清一君紹介）（第四〇六五号）、同（請願者　岡山市桑田町岡山県備南ドライクリーニング商業協同組合黒田直市）（橋本龍伍君紹介）（第四〇六六号）、同（請願者　岡山市桑田町岡山県備南ドライクリーニング商業協同組合湯浅一男）（小枝一雄君紹介）（第四〇六七号）、同（請願者　高知市九反田町高知県クリーニング洗染協同組合城田政治）（林譲治君紹介）（第四〇六八号）、同（請願者　広島市中広町広島県クリーニング組合連合会木村周次郎）（宮原幸三郎君紹介）（第四〇六九号）、同（請願者　長崎市岩川町長崎県クリーニング協同組合松岡文作）（木原津與志君紹介）（第四〇七〇号）、同（請願者　仙台市柳町宮城県クリーニング協同組合上野源四郎）（佐々木更三君紹介）（第四〇七一号）、同（請願者　広島県広島市中広町広島県クリーニング組合連合会中山太郎）（前田榮之助君紹介）（第四〇七二号）、同（請願者　茨城県洗染クリーニング商工業協同組合石川登）（山崎猛君紹介）（第四〇七三号）、同（請願者　鹿児島市高麗町六百九十六番地鹿児島県クリーニング事業協同組合宇都俊盛）（赤路友蔵君紹介）（第四二三四号）、同（請願者　宮城県仙台市柳町五十八番地宮城クリーニング協会武田孝平）（只野直三郎君紹介）（第四二三五号）、同（請願者　鹿児島市高麗町六百九十六番地鹿児島県クリーニング事業協同組合中村晃）（池田清君紹介）（第四二三六号）、同（請願者　茨城県水戸市仲町五百十四番地石井正勇外十名）（塚原俊郎君紹介）（第四三一〇号）、同（請願者　高松市花園町香川県クリーニング協同組合代表山下茂）（福田繁芳君紹介）（第四三一一号）、同（請願者　茨城県水戸市下金町茨城県洗染クリーニング商工業協同組合小林弥三郎）（葉梨新五郎君外四名紹介）（第四四一七号）、同（請願者　鹿児島市高麗町鹿児島県クリーニング事業協同組合国生守）（尾崎末吉君紹介）（第四四一八号）、同（請願者　茨城県水戸市馬口労町茨城県洗染クリーニング商工業協同組合理事長菅谷善助）（加藤高蔵君紹介）（第四五三〇号）、同（請願者　福井県福井市松本下町三十四番地福井県クリーニング連合会牧野清）（齋木重一君紹介）（第四六一一号）、同（請願者　名古屋市北区田幡町愛知県クリーニング商業協同組合理事長山田利一）（伊藤好道君紹介）（第四六四七号）、同（請願者　北海道札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合中島半蔵）（玉置信一君紹介）（第四六四八号）、同（請願者　北海道札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合林彦次）（伊藤輝一君紹介）（第四六四九号）、同（請願者　焼津市東町静岡県クリーニング業組合連合会鈴木高助）（戸塚九一郎君紹介）（第四六五〇号）、同（請願者　広島県尾道市栗原町五百八十一番地堀川儀一）（中川俊思君紹介）（第四七九六号）、同（請願者　北海道札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合代表森地秀一）（椎熊三郎君紹介）（第四七九七号）、同（請願者　愛知県岡崎市井田町愛知県西三クリーニング協同組合理事杉浦芳種）（中野四郎君紹介）（第四七九八号）、同（請願者　広島県福山市米屋町備南クリーニング協同組合頓行連雄）（高橋等君紹介）（第四七九九号）、同（請願者　札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合代表浜崎太三郎）（町村金五君紹介）（第四九八七号）、同（請願者　広島県尾道市久保町百五十四番地の二亀山魚治）（岡本忠雄君紹介）（第四九八八号）、同（請願者　新潟市沼垂東横町新潟県洗染商工業協同組合連合会渡辺権作）（櫻井幸夫君紹介）（第四九八九号）、同（請願者　札幌市北八条西四丁目北海道クリーニング商業協同組合長市川米三郎）（横路節雄君紹介）（第五一一七号）、同（請願者　広島市中広町広島県クリーニング組合連合会長木村周次郎）（佐竹新市君紹介）（第五一三八号）、同（請願者　埼玉県入間郡飯能町埼玉県西部クリーニング協同組合理事長町田徳太郎）（山口六郎次君紹介）（第五二六〇号）、同（請願者　埼玉県大宮市仲町大宮洗染クリーニング協同組合理事長沢岡亀吉）（福永健司君紹介）（第五二六一号）、同（請願者　浦和市浦和町浦和洗染クリーニング協同組合理事長加藤彦左エ門）（松永東君紹介）（第五二六二号）、同（請願者　埼玉県入間郡飯能町埼玉県西部クリーニング協同組合代表水村純一）（平岡忠次郎君紹介）（第五二六三号）、同（請願者　埼玉県大宮市大門町大宮洗染クリーニング協同組合理事入塩栄吉）（川島金次君紹介）（第五二六四号）、同（請願者　富山県富山市手伝町富山県クリーニング協同組合理事平正弘）（鍛冶良作君紹介）（第五二六五号）、同（請願者　新潟市沼垂東横町新潟県洗染商工業協同組合連合会渡辺正雄）（田中彰治君紹介）（第五四七〇号）、同（請願者　富山市手付町富山県クリーニング協同組合加藤寅雄）（三鍋義三君紹介）（第五四七一号）及び同（請願者　鹿児島市高麗町鹿児島県クリーニング事業協同組合古江武二）（池田清君紹介）（第五四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

クリーニング業は、手作業のため増収少なく、しかも料金は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の制限を受けて値上げもできない現状である。ついては、条件の類似する理容業と同様クリーニング業に対する道府県税中、事業税第一種事業の指定を特別所得税第一種事業とし、また附加価値税第一種事業の指定を同第三種事業と地方税を改正し、税の

軽減を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

クリーニング業は、公衆衛生の立場から法的に種々の規制を受けて居り、且つ主として手作業による業務である関係から、その収入増加にも一定の限界がある等、さきに特別所得税の対象に移された理容業と類似する業態にあるので、本請願の趣旨はまことに妥当なものと考えられる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

身体障害者の特別所得税免除に関する請願（請願者　名古屋市瑞穂区市丘町二丁目六十五番地　愛知県盲人連合会代表坂野丈太郎外四名）（赤松勇君紹介）（第一七六〇号）及び同（請願者　名古屋市中区梅川町愛知県盲人連合会代表野田宗作）（赤松勇君紹介）（第二八八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在身体障害者に特別所得税が賦課されているが、われわれは不自由な身体にむち打つて一生を送るべき運命にあり、暗夜の道をたどるがごとく生活にあえいでいる現実にあるので、この重税はわれわれの生活を困窮その極に達せしめている。ついては、身体障害者に対する特別所得税免除の立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

身体障害者に対する特別所得税を免除すべしとする本請願の願意は固より妥当であり、考慮を払うべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

道路交通取締令の一部改正に関する請願（請願者　新潟市一番通二番地新潟県バスハイヤー協会長中野四郎太外五名）（三宅正一君紹介）（第一七七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自動車の運転事故に関して、当該運転手は、公安委員会による行政処分に対しては行政訴訟以外に再審を請求することができず、また司法処分による無罪の判決があつても、すでに行われた行政処分に対して行政訴訟以外に補償の途がなく、一運転者としてはなはだ不利な立場にある。ついては、現行制度の行政処分の言渡しに対して再審を請求させる途を開き、公正な判定に浴させるよう、公安委員会の行政処分の現行制度を、同処分に不服の場合は簡易に控訴再審並びに補償を行い得る制度に改正するか、同制度を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車の運転者に対する交通事故に基づく行政処分を全面的に廃止することは道路交通取締法の目的精神からみて到底首肯しがたいが、又人権擁護の面からは本請願の要請のごとく自動車運転者の立場を法的に充分保護すべきことは当然であるが願意固より考慮に価する。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

固定資産税法に特例設定に関する請願（請願者　宮城県柴田郡大河原町大字大河原字町百八十四番地庄司隆）（庄司一郎君紹介）（第一八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年度以来固定資産税の賦課決定を見るに、富裕にして実質的な資産や収入を伴う資産の所有者と住宅金融公庫の融資によつて辛うじて住居を持ち得た者とを無差別の条件において課税しているが、後者の住宅は借入金の十五年償還の期間中は抵当権が設定されているため、実質的には所有権がなく、また月々支払う利子も現在月割元金の八割に上つているのであるから、前者と同一基礎算定において課税することは不合理である。ついては、住宅金融公庫の融資を受けて住宅を新築した勤労者に対し、固定資産税の減免の措置を講ずるよう、固定資産税法に特例を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

住宅金融公庫の融資をうけて新築した住宅に対しては固定資産税の税率は特例を設けて軽減すべしというのであるが、現行法上は困難としてもその主旨においては考慮の要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

催しものの入場税免除範囲に映画を加入の請願（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地の二社会福祉法人中央共同募金会長中川望外一名）（床次徳二君紹介）（第二五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

共同募金は戸別、街頭及び特殊等の方法をもつて実施し、従来その大部分は戸別募金に依存しているが、この方法に多くを期待するときは強制割当等の批難を受けるので、今後受配者の要望に応えるためには、どうしても催しもの等による特殊募金に期待せざるを得ない。しかるに社会福祉事業関係の免税興業に関する地方税法第七十八条に映画が含まれていないことはまことに遺憾である。ついては、催しものの入場税免除の範囲に映画を加入されたいというのである。

二、請願の議決理由

入場税を免税とする共同募金のための催しものの中に映画を含めることは、民衆圧迫及び脱税防止の両面から考慮せねばならないが、本請願の願意は妥当であり、本委員会においては今回の地方税法の一部改正において本願意を尊重し、これが解決をはかつた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

教科書供給事業に対する事業税免除に関する請願（請願者　東京都台東区浅草蔵前二丁目十二番地教科書供給協議会全国連合会斎藤義雄外三名）（大石ヨシエ君紹介）（第二五七九号）、同（請願者　東京都千代田区神田須田町一丁目二十三番地佐久間長吉郎外三名）（佐藤親弘君紹介）（第二九五五号）、同（請願者　京都市中京区河原町通り夷川上ル京都府教科図書販売株式会社永津信之助（大石ヨシエ君紹介）（第四二三二号）及び同（請願者　東京都台東区浅草蔵前教科書供給協議会全国連合会幹事長斎藤義雄外三名）（園田直君紹介）（第四五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新聞業は発行、販売面等において事業税を免税されており、これと同様に公益性を有する教科書業においても、発行業者に対すると同じ理由によつて、供給業者に対しても免税措置を講じ、教科書の計画生産と計画供給との特殊なる関係が適正なる価格を維持できるようにすることが必要である。ついては、教科書供給業に対して事業税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

教科書の供給は法律上発行業者の義務とせられており、発行業に対しては事業税が免税されていることを考えても、供給業自体の公

益性に考えても本請願の趣旨は妥当なりと認められる。本委員会としては今次の地方税法の一部改正においてその主旨の実現を期した。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

大工、左官等に対する課税方法改正等に関する請願（請願者　新潟県長岡市大工組合代表渡辺匠司外四名）（三宅正一君紹介）（第二九五六号）、同（請願者　新潟県長岡市四郎丸本町新潟県大工職組合連合会代表木村音作外七名）（猪俣浩三君紹介）（第四三一二号）、同（請願者　新潟県大工職組合連合会代表長岡市四郎丸本町木村音作外四名）（稲村順三君紹介）（第四五二七号）、同（請願者　新潟県三条市西新保町三条大工職組合代表高野熊治郎外五名）（亘四郎君紹介）（第四六四一号）、同（請願者　新潟県中頸城郡柿崎町塚田秀策外八名）（塚田十一郎君紹介）（第四六四二号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡大工職組合連合会代表袖山勝太郎外四名）（佐藤芳男君紹介）（第四七九三号）、同（請願者　新潟県長岡市四郎丸本町新潟県大工組合連合会小林次郎外三名）（小林進君紹介）（第五四七三号）、同（請願者　新潟県長岡市四郎丸本町新潟県大工職組合連合会代表木村音作外三名）（三宅正一君紹介）（第五四七四号）及び同（請願者　新潟県長岡市四郎丸本町新潟県大工職組合連合会西頸城郡支部代表町沢盛造外六名）（田中彰治君紹介）（第五四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大工、左官等の業にたずさわつている者は、あらゆる法規又はその実態よりして営業者でないのにもかかわらず、その収入は営業所得として課税され、そのため地方税においても、所得の一割二分の事業税さえも徴収し、しかも市町村民税も、勤労者控除も、除外されている実情で、かかる課税方法は不合理、不当なものである。ついては、大工、左官等の業者に対する税金は営業所得を勤労所得として徴税するよう改正し、地方税中、大工職、左官職、木びき職、屋根職等これに準ずる各職の勤労者から事業税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願に示されるごとき業種の税法上の取扱いは極めて困難なものであるが、しかもその願意は考慮を払うべきものと認められる。今国会における地方税法の一部改正中に、事業税及び特別所得税の基礎控除を三万八千円から五万円に引上げたのはこの趣旨の線に沿うものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

柔道整復師業に対する特別所得税免除に関する請願（請願者　東京都文京区春日町講道館内全日本柔道整復師会長　金井良太郎）（菊川忠雄君紹介）（第三一九二号）及び同（請願者　東京都中野区本町通り五丁目十六番地村越吉光）（菊川忠雄君紹介）（第三三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回地方税法の一部改正によつて、医師及び歯科医師の健康保険及び国民健康保険の診療報酬が特別所得税の課税対象から除外されたが、柔道整復師は単価の低い診療報酬をも隠忍して取り扱つているにもかかわらず、且つ、同一の健康保険を扱いながら差別されることは矛盾している。ついては、柔道整復師業に対する特別所得税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

柔道整復師の業は、今回の地方税法の一部改正において第一種業、特別所得税を課せられ、しかもその税率は特別な軽減税率百分の四とせられることになつたのであつて、本請願の主旨はこの限度において認められたのである。従つて本請願の願意は固より妥当なりとせられるのである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

めん類業者に対する飲食税撤廃の請願（請願者　名古屋市中区南大津通名古屋めん類食堂組合梅村不二一外三百七名）（赤松勇君紹介）（第三一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遊興飲食税の改正によつて、一品五十円、一回百円までの飲食は非課税となつたが、めん類業は大衆を唯一の販売対象とし、飲食業に比べ零細な業者であるから、他の業者と異つて営業に無理な点が多い。ついては、めん類業者に対する遊興飲食税を一品百円まで非課税とされたいというのである。

二、請願の議決理由

めん類食堂の大衆性及び現下の物価水準にかんがみ、本請願の趣旨は考慮すべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

東郷小学校改築費起債認可に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡東郷村長小野弘）（片島港君紹介）（第三一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡東郷村は、村立小学校の五校のうち、東郷小学校の二棟はすでに倒壊寸前にあつたので、早急に改築を要するところ、学制改革により新制中学校三校舎を新築したための財源難により、その一棟を昨年度にようやく改築し、残り一棟を継続事業として、二十八年度において工費八百万八千円で改築すべく努力を続けているが、財政難のためいかんともし得ない実情にある。ついては、これが工事費七百万円の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

老朽小学校校舎の改築費に対する起債認可を要望する本請願の願意は妥当なりと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井一夫

衆議院議長堤康次郎殿

国民健康保険直営診療所建築費起債認可等に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡東郷村長小野弘）（片島港君紹介）（第三一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡東郷村は、県下でも有数の人口と面積を有しながら、村内にはわずか二箇所のしかも不完備な開業医あるのみで、急患についてはほとんど手が回らず、止むを得ず遠く日向市に往診を求めねばならないので、村民はその経済的負担に堪えられず、且つ、伝染病発生等の場合は真に憂慮するべき状態にあるため、本年度において七百十万七千円の予算をもつて、国民健康保険直営診療所を設置する予定にしているが、本村財政をもつては、これが実現は困難である。ついては、これが施設資金のうち、国庫補助二百三十六万九千円の確保及び起債二百三十万円の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由
国民健康保険事業は国民衛生上使命重大である。無医村において該保険組合が直営の診療所を設けることは又極めて必要なことである。これが資金を得るために国庫補助及び起債の認可を要望することも又当然である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月四日
地方行政委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

保安隊に対する地方税の課税方法に関する請願（請願者　長崎県大村市長大村純毅外二名）（馬場元治君外五名紹介）（第三三三〇号）、同（請願者　熊本県熊本市長林田正治外二名）（馬場元治君外五名紹介）（第四〇四五号）及び同（請願者　福岡県久留米市長山下善助外十名）（山中貞則君外五名紹介）（第四二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
保安隊は、集団的機動性と機密性を有するため、地方税法の適用は困難で、いたずらに滞納税額を増高して市町村財政に赤字をまねくもとである。ついては、保安隊に対する地方税の課税方法を（一）政府において全国一括措置し、これが代り財源を関係市町村に与え、市町村個々の直接徴収を廃除し、これが実施できない場合は合法的に特別徴収すること（二）課税標準及び税率を全国統一すること等に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
保安隊に対する地方税の適用につき便法を考慮されたいとの本請願の主旨は一応もつともなことと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月四日
地方行政委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

宮田高等学校移改築費起債認可に関する請願（請願者　福岡県鞍手郡宮田町長野津五郎外二名）（多賀谷眞稔君紹介）（第三三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福岡県鞍手郡宮田町所在の宮田高等学校は、定時制の夜間高等学校として、地域産業である炭鉱の技術者養成を目的とし、四百名の生徒を有するが、現在宮田中学校校地内に建物を改造して校舎に当て、不足教室は同中学の貸与を受けているが、校舎は狭あい不完全なるのみならず、万事に支障多く、学校双方とも多大な不便を忍んでいる。ついては、本校移転新築費のうち、千三百万円の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由
特殊性を有する定時制高等学校の移転改築費としてその一部に対する起債認可を要望する本請願の主旨は妥当なりと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月四日
地方行政委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

楠栖小学校校舎新築費起債認可等に関する請願（請願者　長崎県北松浦郡小佐々町長山口房吉）（辻文雄君紹介）（第三三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県北松浦郡小佐々町立楠栖小学校校舎の二棟は、腐朽はなはだしく早急に新築を迫られているのが、地域的にまた児童数の上から、分校して新校を設立するのがもつとも教育的効果が挙がるとの結論に達した。ついては、同町の困難な財政事情を考慮され、校舎新築に対し相当額の補助金を交付するとともに、起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由
やむを得ぬ小学校校舎新築のために国庫の補助金交付及び起債を認可するよう要望する本請願の願意は一応妥当なものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月四日
地方行政委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

自転車業者に対する事業税改正に関する請願（請願者　神戸市兵庫区湊町四丁目鈴木平八外百七十三名）（山口丈太郎君紹介）（第三五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
自転車業者は一般的不況による営業不振と重税のため、多くの同業者が経営困難におち入つているが、本業者は営業主自ら終日油にまみれ、組立、修理を行うもので、職人労働者となんら異なるところなく、自家労力が認められる理髪、湯屋業等と同様に事業税の税率を二分の一に引き下げられるべきものであり、全面的に事業税の対象になることは妥当でない。ついては、自転車業者に対する事業税は事業所得から自家労賃相当額を差し引いたものとされたいというのである。

二、請願の議決理由
自転車業者がその事業税に特別の考慮を自家労力の点に払い、税率を特に軽減すべきことを求める本請願の主旨は一応検討を加うる必要ありと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月四日
地方行政委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

地方自治法の一部改正に関する請願（請願者　中国五県町村議会連合会会長林栄三）（高津正道君紹介）（第三九四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行地方自治法の第百二十二条に普通地方公共団体の長が議会に予算に関する説明書その他地方公共団体の事務に関する説明書を提出するのは長の自由裁量に委されており、また第百一条第一項には招集期限が明示されず、これを故意に遅延し、議会の使命達成に支障をきたす場合がある。ついては、（一）長に説明書提出の義務を負せるよう第百二十二条を改正し、（二）招集期限を二十日以内に招集しなければならないように第百一条第一項を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方議会における地方公共団体の首長との関係について、議会の権能発揮を十全ならしめるため、一層両者の関係を明瞭ならしめ、且つ首長の故意専断を抑制しようとする目的をもつて地方自治法の一部を改正しようとする本請願の願意は一応妥当なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年八月四日
地方行政委員長　中井　一夫
衆議院議長堤康次郎殿

町村合併促進法制定に関する請願（請願者　中国五県町村議会議長会連合会長林栄三）（高津正道君紹介）（第三九五四号）及び同（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（永田良吉君紹介）（第五一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
町村合併促進法案は、目下関係方面で再検討中とのことであるが、合併を積極的に促進するため、本法を速やかに制定せられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は町村合併に関する促進のための法律を速やかに制定すべしとするのであるが、願意

国より当然であり、今国会においてその願意は本法の制定により実現された。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

町村財源確保に関する請願（請願者　中国五県町村議会議長会連合会長林栄三）（高津正道君紹介）（第三九五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の町村を民主的な行政基盤として、強固にすることは民主政治確立のために最も大切なことであるが、実情はなはだ弱体で、これが確立の根本は自主的財源の確保によつて始めて達成せられるのである。ついては、町村財政として独自の税源を大幅に確保し、平衡交付金並びに補助金をできるだけ圧縮するような方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村財政確立のため、町村に自主的財源を更に多く与うべしとする本請願の主旨は固より妥当であり、国会及び政府ともに考慮を払い具体策につき検討中である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

議会の懲罰権擁護に関する請願（請願者　中国五県町村議会議長会連合会長林栄三）（高津正道君紹介）（第三九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方議会の懲罰権は、議会自体の規律保持のため特別な権限であつて、これなくしては厳粛な議会の運営は期し難い、しかるに議会の懲罰に関し、裁判所が不当な関与、特に行政事件訴訟特例法第十条第二項による処分の執行停止などは実に議会の自律権の侵害である。ついては、議会の懲罰に対してその処分の停止をすることができるとの解釈ができないよう法律を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方議会の自律的懲罰権と裁判所の処分権との関係に関し、議会の自律権尊重の主旨を貫徹し、法律上疑義なからしめるため、これを法文上明らかにすべしとの本請願の主旨は考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

共同墓地並びに火葬場新設費起債認可に関する請願（請願者　大阪府三島郡山田村長箕林信雄外一名）（浅香忠雄君紹介）（第三九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府三島郡山田村は、東海道線に沿う大阪、京都間の文化住宅地帯で、当住宅区域内に近村の大葬場が三箇所も存在し、その施設たるや原始的な火葬場で、衛生、環境上まことに放置しがたい現状であり、また墓地も、新規移入者はほとんど墓地を有せず、精神的な不安をいだいている。ついては、山田村の共同墓地並びに火葬場の新設費の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

共同墓地並びに火葬場の新設費の起債認可を要望する本請願の趣旨は極めて妥当なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

めん類等に対する遊興飲食税の免税点引上げに関する請願（請願者　名古屋市中区老松町一丁目四十一番地愛知県大衆飲食税撤廃期成同盟代表柴田捨夫外二十五名）（辻寛一君紹介）（第三九二号）、同（請願者　名古屋市中区南呉服町二丁目八番地愛知県大衆飲食税撤廃期成同盟代表橋本金次郎外三十五名）（赤松勇君紹介）（第三九九三号）及び同外三件（請願者　愛知県東春日井郡小牧町飲食組合長田中清一外三十名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第四六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

めん類等に対する遊興飲食税の非課税の範囲一人一回百円以下、一品五十円以下の免税点においては、最近の経済状勢から見て食事の代りになるべき飲食物の提供は不可能であり、また大衆は職場からの帰途にとる食事にさえ飲食税を課せられ、同税の趣旨にはなはだしく矛盾を生じ、あるいは家庭の延長として大衆食堂を利用する現状にあつて、これに課税することは大衆のいこいを圧迫するものである。ついては、めん類等に対する遊興飲食税の免税点を百五十円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

めん類食の大衆性及び国民栄養並びに経済の現状にかんがみ、本請願の趣旨は誠にいわれあるものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

平衡交付金並びに起債わく拡大に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第四〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県においては、さきの地方税法の改正により、数億の減収を見るに至り、県の独自の歳入は全体の十九パーセントにすぎず、ほとんどを平衡交付金及び国庫補助金に依存しており、また起債も諸種の制約により公共事業の実施も困難の状態で、昭和二十七年度決算に当つては、止むなく二十八年度歳入より繰上げ充用している実情にある。ついては、本県に対して、積雪寒冷地帯同様、平衡交付金の算定基礎を加味するとともに、平衡交付金の増額並びに起債わくを拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島の特異の事情に基く財政事情は、自主財源が極めて乏しく、国庫支出金に多くを期待するをもつて、積雪寒冷地同様の考慮を払うべきことをもとめる本請願の主旨は一応考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

信用金庫に対する固定資産税等免除に関する請願（請願者　岐阜県土岐郡泉町土岐津信用金庫理事長奥村義夫）（岡村利右衛門君紹介）（第四二三九号）、同（請願者　愛知県宝飯郡蒲郡町蒲郡信用金庫理事長山本重治）（福井勇君紹介）（第四八一六号）及び同（請願者　京都府福知山市福知山信用金庫理事長篠本玉治）（大石ヨシエ君紹介）（第五二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信用金庫は、その性格及び社会的使命において、中小企業協同組合となんら異らないにもかかわらず、協同組合には固定資産税が免除され、本金庫のみが除外され、しかも信用金庫は現下の景気、停滞傾向の進行により、その経営ますます困難ならしめられおる実情にある。ついては、信用金庫に

対する固定資産税及び法人税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の願意の前半は信用金庫に対する事業所の固定資産税を免除すべしとなるのであるが、該金庫の公益性にかんがみ、且つ他の協同組合等に対する取扱上の権衡からも、その願意妥当と認め、今次地方税法の一部改正において、本委員会はその実現を計つた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

農業協同組合並びに連合会経営の病院及び診療所を課税対象より除外の請願（請願者　東京都中央区銀座西全国厚生農業協同組合連合会会長塩川藤一）（野田卯一君紹介）（第四五二九号）及び同（請願者　東京都千代田区大手町全国農業協同組合大会実行委員長田谷充実）（伊瀬幸太郎君紹介）（第五一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに農業用倉庫、農業協同組合事務所が固定資産税の非課税の対象とされ、同じ農業協同組合による非営利事業であり、国及び地方自治体の代行機関として、公的医療機関に指定されている厚生農業協同組合並びに連合会の経営する病院及び診療所が非課税の対象から除外されているが、本病院及び診療所は無医地域の解消、適正診療による医療費の軽減を図る等、社会公共福祉の増強に寄与すること大である。ついては、農業協同組合並びに連合会の病院及び診療所を非課税の対象に加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の願意は極めて妥当である。公共的社会的施設として本請願の示すごとき組合並びに連合会の病院及び診療所を固定資産税の非課税の対象とすることは当然であるから、本委員会は今次の地方税法の一部改正においてその主旨の実現をはかつた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

町村合併促進法制定に関する請願（請願者　茨城県東茨城郡緑岡村元緑岡村議会議員鈴木清八外二十六名）（加藤高蔵君紹介）（第四六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治の基盤たる町村の規模を合理化するための町村合併促進法の制定は機宜に即したものである。ついては、同法の制定にあたつては、（一）同法を人口十万以下の都市に適用し、（二）町村が市に合併した場合においても、在任期間中の議員に関する同法案第九条の特例を存置する等について適切なる措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併促進を要請する本請願の願意は極めて妥当なりと認められる。国会においては本件に関し立法を用意した。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

固定資産税算定に用いる田の指示平均価格改訂に関する請願（請願者　山形県西村山郡町村会長渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第五〇二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

固定資産税算定に用いる田地の指示平均価格は、賃貸価格及び米の反当収穫割合のみに偏重せず、最近における収益、すなわち総合所得割合をもさらに加味するとともに、雪害に基因する損失並びに農家経済の実態からみて、負担能力に応じた補正教値をもつて調整し、税負担の均衡を期すべきである。ついては、寒冷積雪地方の固定資産算定に用いる田の指示平均価格を水田地の総合収穫力と負担能力の適切なる握による公正妥当な平均価格に改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

固定資産税算定に用いる田地の指示平均価格の定め方について更に実態に即するよう検討を加うべしとする本請願の願意は固より考慮の要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

固定資産税算定に用いる家屋の指示平均価格改訂に関する請願（請願者　山形県西村山郡町村会長渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第五〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

雪害は農家の経済生活上重大な影響を及ぼしているが、これら雪害に対しては一定の方法によつて調査を行い具体的、計数的に雪害の実態を明白ならしめ、積雪地方の農家がいかに毎年大きな経済的圧迫を加えられているか を再確認し、雪害による損失は一方においては出費の増加となり、他方においては所得の減少となつている現況にかんがみ、税負担の均衡を期する必要がある。ついては、固定資産税算定に用いる家屋の指示平均価格の特例措置を講じ、積雪地の税の軽減を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

雪害地の家屋に対する固定資産税の算定につき、特別な考慮を払い、かかる家屋の指示平均価格の特例措置を講じ、積雪地の税軽減を計るべきことを求める本請願の願意は固より考慮を払うべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

金属くず回収業者古物営業法適用の請願（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目三番地電気事業連合会長堀新）（長谷川四郎君紹介）（第五一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時ひん発している金属類の盗難は電気、ガス、電気通信、鉄道、水道等の公益事業又は公共事業全般に対する妨害となつているのみならず、その他の文化財のき損等公共の福祉に重大な悪影響を及ぼしている、しかるにこの種の犯行の大きな動機はこれら金属の容易に換金化し得ることに基因しているが、現行古物営業法は金属くずを適用対象としていない。ついては、同法を金属くず回収業者にも適用せしめるよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

金属くず類を古物として盗難故物売買を防止するため、古物営業法を改正するよう要望する本請願の願意は誠にもつともなりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

国庫補助公営住宅建設費中市町村負担額の全額起債認可に関する請願（請願者　中国五県議会議長会岡山県議会議長蜂谷初四郎）（星島二郎君紹介）（第五一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国庫補助公営住宅の市町村負担分に対しては、一部起債が認

められているに過ぎないため、各事業団体は一般財源による自己負担が非常に大きくなり、窮迫せる地方財政に著しく圧迫を加えている。ついては、これが市町村負担分に対し、全額起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

公営住宅建設の国庫補助分の残りの市町村負担分に対する起債の認可を現在のごとく一部にとどまらず、市町村負担分の全額にすべしとの本請願の願意は、地方財政の現状より自然の要望なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方財政の危機打開対策確立に関する請願（請願者　岡山県議会議長会中国五県議会議長蜂谷初四郎）（星島二郎君紹介）（第五一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

当面している府県財政の窮乏打開については、かねてより地方財政平衡交付金その他の国庫支出金の増額、起債わくの拡大等を要望するとともに、恒久措置として地方財政制度の根本的改革を要望してきたが、その措置は遅々と進まず、政府が今次国会に提出した本予算案について見ても、府県財政窮乏を救うに足る措置は全く採られていない。ついては、地方財政の危機打開のため根本的且つ十全の措置を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

・地方財政確立のための根本的対策を速やかに講ずべしとの本件願意は趣旨極めて妥当なりと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

地方債のわく拡大並びに平衡交付金の増額に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（永田良吉君外二名紹介）（第五一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家財政のしわ寄せが地方財政に向けられた結果、町村財政の窮迫はその極に達し、地方財政の赤字は積年累増している現状にかんがみ、これが打開策は緊急を要するところとなつている。ついては、地方債のわくの拡大と平衡交付金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、起債のわくの拡大と、平衡交付金の増額を要望する本請願の願意は現状においては一応妥当なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

町村の議会事務機構法制化に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会長高野季信）（永田良吉君外二名紹介）（第五一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法第百三十八条において、県市の議会事務機構については規定されているが、町村においては法制化なく、町村が条例に基いて議会事務局の名称を使用することはできないとされている。ついては、市よりも規模のはるかに大きな町もあるにかんがみ、町村の事務機構についても市と同様に事務局を設置しうるよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村には現状においては、その規模にはなはだしい懸隔があるので一概に町村に議会事務局を設くべしと法定することは尚早の感があるのであるが、場合によつてはその必要もあるべく、本請願の趣旨はこれを考慮すべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

高原村学校組合立新制中学校校舎新築費起債認可等に関する請願外一件（請願者　京都府船井郡須知町高原学校組合管理者荒井友治郎外一名）（田中軒君紹介）（第五一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡須知町高原学校組合立新制中学校は、京都府下において唯一の文部省モデルスクール候補校として、昭和二十七年度より新築着工となつたが、地方財政貧困のため、一時停とんを余儀なくされており、また当地方は寒冷地で、屋外運動場の使用可能期間はわずか二箇月に過ぎず、屋内体操場の設置を必要としている。ついては、本校校舎新築費の起債を認可するとともに屋内体操場に対し生徒一人当り〇・五坪以上として町村財政に配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

組合立新制中学校新築費に対する起債の認可を求める本請願の願意は固より妥当なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

清掃施設費に対する財政措置並びに清掃法制定に関する請願（請願者　名古屋市長小林橋川外三十九名）（長谷川保君紹介）（第五一七八号）及び同（請願者　愛知県豊橋市長大野佐長外三十七名）（加藤鐐五郎君紹介）（第五一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市における清掃事業は保健衛生行政の基幹で、病原菌の温床となる汚物を衛生物に処理することが目的であつて、この目的達成のため処理施設の整備拡充は急務であるにかかわらず、これが施設の不備、不完全等の悪条件によつて、清掃事業は非常な難関に直面しているため、これが改善を企図しているが、地方財政の窮迫によつてわずかにその一部の補修にとどまり、本事業の行詰りを招来している現状である。ついては、(一)清掃施設に対する国庫補助の交付(二)起債わくの設定(三)清掃法の判定等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

清掃事業の整備拡充につき財政的方策及び立法的整備をなすべしとの本請願の主旨は極めて当然の要望なりと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

消防自動車設備費起債認可に関する請願（請願者　岩手県稗貫郡湯口村長斎藤光市）（志賀健次郎君紹介）（第五二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県稗貫郡湯口村消防団は団員四百三十五名、手びきガソリンポンプ二台、腕用ポンプ九台によつて任務を遂行しているが、村には学校を始め官公署、観光温泉地帯としての建造物等があり、消防施設の強化が特に重要視されているが、中学校校舎の新築又は移転

改業に多額の財源を要したため、この上いかんともし得ない村財政の現状である。ついては、湯口村の自動車ポンプ購入費の一部の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

消火用ポンプ購入のための資金として起債認可を要望する本請願の願意は正当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

古書籍業に対する事業税免除に関する請願（請願者　東京都千代田区神田小川町三丁目二十二番地全国古書籍商組合連合会理事長村口四郎）（水谷長三郎君紹介）（第五七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般地方税を改正し出版業に対する事業税は非課税とされたが、この出版物を国民の需給に応じて販売し、またはこれを回収し、再供給をする文化財の仲介者である古書籍業を含まなかつたことは片手落ちの措置であり、ことに戦後わが国の図書館、調査機関等の復興に際しては古書籍業の手によつて完成されたといつても過言でなく、わが国文化の推進には出版業と古書籍業とは車の両輪のごときと使命を果しているものである。ついては、古書籍業に対する事業税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

書籍の文化財たり、これを扱う業者の文化的使命に着眼するときは、本請願者の主旨は一応考慮を払うべきものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍駐在による市町村経費国庫補助に関する請願（請願者　山形県北村山郡東根町公安委員長松岡清太郎）（床次徳二君紹介）（第五七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍の駐在する関係市町村は警察運営全般に諸般の影響をきたし、これが直接、間接の主要任務となつているため、相当数の人員と労力を必要としているが、現在の地方財政では到底これが負担に堪えない。ついては、駐留軍の駐在する関係市町村の諸経費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

駐留軍関係の市町村経費特に治安関係費の膨脹に起り得る現象である。国家がこの点につき特別の考慮を払うべきことも又当然なりといえる。従つて国は財政の許す限り、関係市町村のこの面における財政上の圧迫を除くべく努力すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

上野村の水害復旧費起債に関する請願（請願者　千葉県東葛飾郡上野村長吉野信之）（森清君紹介）（第五七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県夷隅郡上野村は、去る六月下旬の豪雨によつて本村中央を貫流する夷隅川がはん濫し、未曾有の水害を生じ、農作物、農地の流失、道路及び橋りょうの流失、破壊等まことにじん大なもので、これが応急対策を実施中なるも現在の村財政をもつては困難である。ついては本村の水害復旧資金として五百万円の起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は水害による損害の復旧資金として起債を認可されたいというのであつて、願意は妥当なものと認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月四日

地方行政委員長　中井　一夫

衆議院議長堤康次郎殿

法務委員会

英国エリザベス女王陛下戴冠式に伴う戦争犯罪受刑者恩赦に関する請願（請願者　長野県議会議長下平晒四）（萩元たけ子君紹介）（第一四二二号）、同（請願者　長野県知事林虎雄）（松平忠久君紹介）（第一八〇一号）及び同（請願者　長野県議会副議長後藤武次郎）（原茂君紹介）（第二八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犯罪受刑者は、わが国内外地に多数存し、その留守家族は釈放の日を一日千秋の思で待ちわびている。ついては、英国エリザベス女王陛下の戴冠式が挙行されるに当り、これら受刑者に対し、大赦の恩典に浴せしめ、速やかに釈放されるよう適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当委員会においては、請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

戦争受刑者に関する請願（請願者　宮城県庁内宮城県戦争受刑者世話会理事長内ケ崎菅五郎外四名）（庄司一郎君紹介）（第一八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

独立後の今日、なお、一部戦争犠牲者が獄窓の中に伸吟する声を聞き、その留守家族の路頭に迷う姿を見ては、はなはだ慨嘆に堪えない。ついては、国会内に戦犯釈放に関する特別委員会を設置するとともに、戦犯に関しても関係諸外国との交渉等に当るため、外務省内に戦犯に関する専任参事官を置かれたいというのである。

二、請願の議決理由

当委員会においては、請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

戸籍並びに除かれた戸籍の副本再製費国庫補助に関する請願（請願者　静岡県榛原郡町村会長長野宇恵茂）（西村直己君紹介）（第一一八三号）及び同（請願者　全国戦災都市連盟会長姫路市長石見元秀）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年三月十日附民甲第三百四十三号をもつて、民事局長から戦災及び火災により焼失した戸籍及び除かれた戸籍の副本を再製するよう通牒に接したが、国家事務の委譲あるいは拡大によつて、市町村の事務量は増加し、その財政負担が過重となつているので、戸籍の副本の再製費用を市町村に負担せしめることはいたずらに破たんに導くのみである。ついては、副本再製経費を地方財政法第十三条第一項に準じて取り扱われるとともに、これが予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

戸籍事務に要する経費は、地方財政法の建前上、市町村において負担するものとされているけれども、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍軍人軍属の不法行為に基く被害者に国家賠償金支払の請願（請願者　呉市下中町八十七番地進駐軍事故被害者連盟会長中安甚五郎）（宮原幸三郎君外一名紹介）（第四〇〇二号）及び同（請願者　広島県呉市長鈴木術外一名）（宮原幸三郎君紹介）（第四二三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

占領中国連軍の軍人、軍属の不法行為によつて、殺傷害その他、人的、物的被害数は相当多数に及

よが、当時政府は国連軍側に請求して、その損害を賠償せしむべきであつたにもかかわらず、なんら適切な措置も講じなかつた。しかるに独立後は政府の責任において損害補償をしているので、これと同一基準に基き公平なる損害の補償をなすのが至当である。ついては、占領中駐留軍人、軍属の不法行為による被害者又はその相続人に対して公正なる国家補償金を支払うよう適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、国家財政等の許す範囲内において、可能な限り実現するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍による接収土地建物解除に伴う元借地借家人に権利復帰に関する請願（請願者　東京都港区芝浦芝浦会館内全国接収借地借家復権期成同盟会代表山田新之助）（三木武夫君紹介）（第四三一四号）及び同（請願者　東京都港区芝浦町全国接収借地借家人権期成同盟会代表大古田長治）（鈴木茂三郎君紹介）（第四八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦直後元居住していた災地または強制疎開地にもどり、戦前のごとく営業且つ居住すべく建築し、あるいは計画中のところ突然接収せられ、またはビルディングで借室をいたし、営業中のところを駐留軍により強制的に接収された土地建物は、これが解除の場合には元の借地借家人に権利を復帰しうるよう立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨のような立法措置によつて、旧借地、借家人の権利の復活を認めるときは、これらの土地、建物について現に正当な権利を有する第三者に不測の損害を与える結果となり、取引の安全を害するおそれがあるとの政府当局の答弁があつたが、当委員会としては、請願の趣旨は、おおむね妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

旭川地方裁判所名寄支部庁舎新築に関する請願（請願者　北海道上川郡名寄町長鈴木秀吉）（松浦周太郎君紹介）（第四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道旭川裁判所名寄支部庁舎は、大正八年名寄区裁判所として建築されたもので、以来三十余年間旧態依然として、修理すらも施したことなく、今日に至つているため、庁舎の老朽著しく、事務室は狭あいをきわめ、特に法廷は一〇・五坪で、傍聴人を十五人に制限しなければ、裁判に支障を生ずるという状態にある。ついては、本庁舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

旭川地方裁判所名寄支部庁舎は、大正八年の建設であり、相当老朽していることは事実であるから、二十九年度には考慮したいとの政府答弁があつた。当委員会としても本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

本別簡易裁判所及び検察庁昇格に関する請願（請願者　北海道中川郡本別町長鈴木忠男）（伊藤郷一君紹介）（第一〇八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道十勝地方は、近時平和産業の急激な発達とともに人口の増加およびたづしく、これに比例して、犯罪の増加も当然予想せられるが、広範囲な当地方には裁判所支部は帯広のみにて、池田、北見間における網走沿線の住民はほとんど日帰り不可能であつて、その不便は重大である。ついては、中川郡本別町の簡易裁判所を裁判所支部に、また裁判所と不離一体にある区検察庁を乙号支部に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本別簡易裁判所及び区検察庁昇格の趣旨了解しており、本請願の趣旨を最高裁判所に伝達し、考慮を願うことにし、検察庁支部の設置は最高裁判所の措置に対応して考えたいとの政府答弁があつた。当委員会においては、請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

札幌地方裁判所室蘭支部を甲号支部に昇格の請願（請願者　北海道室蘭市長熊谷穣雄）（南條徳男君紹介）（第四四二一号）及び同（請願者　北海道室蘭市議会議長古道直治）（山中日露史君紹介）（第四五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道室蘭市は重要工業都市として、また全国屈指の貿易港として、北海道開発計画の進展に伴い急激な発展途上にあり、人口の増加によつて必然的に犯罪事件も漸増の傾向を示し、ことに凶悪犯罪の増発はまことに寒心に堪えないものがあり、現在の乙号支部としては幾多の不便をきたしている実情にある。ついては、札幌地方裁判所室蘭支部を甲号支部に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

裁判所支部昇格に関する事項は、最高裁判所の権限に属しているので、本請願の趣旨を最高裁判所に伝達し、十分考慮したい旨政府答弁があつた。当委員会においては、この請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

築館簡易裁判所を支部に昇格等の請願（請願者　宮城県栗原郡若柳町長若見伍郎）（長谷川峻君紹介）（第四八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県栗原郡の中心地築館町は、官公庁の各出先機関が設置されているが、ひとり法務関係官庁については、郡の西北部町村のごときは約十二里の距離にある古川市に出向かねばならない状況であり、また築館簡易裁判所は、法律相談として受付ける件数が年間三百五十件位で、その三分の一は支部事件であり、その庁舎は今般新築落成を見ているので、支部昇格等の条件を具備している。ついては、築館簡易裁判所を支部に昇格し、家庭裁判所支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

裁判所支部昇格に関する事項は、最高裁判所の権限に属しているので本請願の趣旨を最高裁判所に伝達し、十分考慮したい旨政府答弁があつた。当委員会においては、この請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋区裁判所を甲号支部に昇格の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第五五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大隅方面民衆の便益のため、鹿屋地区裁判所を甲号支部に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

裁判所支部昇格に関する事項は、最高裁判所の権限に属しているので、本請願の趣旨を最高裁判所に伝達し、十分考慮したい旨政府答弁があつた。当委員会においては、この請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

宮家村に岡山地方法務局高梁支局宮家出張所設置の請願（請願者　岡山県川上郡中村長那須忠雅外五名）（犬養健君紹介）（第一六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡中村、平川村の住民は、急坂を下り、又は山頂の吹屋出張所に徒歩で行く有様で、あるいは宮家村は、郡内の中央にあ

りながら十キロ離れている成羽出張所の管轄下にあるため、関係住民のこうむる時間的、経済的の損失は多大で、しかもこの数年間登記及び台帳事務は倍加しつつある。

ついては、富家村に岡山地方法務局高梁支局富家出張所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国家財政の現状から見てただちに実現することは困難であるが、村民は非常に不便なことは承知しているので将来十分考慮したい旨の政府答弁があつた。当委員会は、この請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

千歳町に区検察庁設置の請願

（請願者　北海道千歳郡千歳町長山崎友吉）（町村金五君紹介）（第一八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道千歳郡千歳町は、人口三万のうち、日共関係者約五百名、人口外として朝鮮人五百名、特殊婦人二千名の外、リンタク二百五十台、市街地建物の大半は飲食店、ピヤホール、露店、パチンコ屋で占められ、あらゆる犯罪の要素をなしており、家庭裁判所の調停事件並びに人権擁護委員会相談所における取扱件数の九十パーセントは本町の事件である。ついては、千歳町に区検察庁を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本件については、すでに第十二回国会の参議院においても同趣旨の請願がなされ、調査の結果特殊的事情は了解しているが、事件数の関係、他地方との均衡等早急の設置は困難と思うが、最高裁判所とも協議の上、なお十分研究したい旨の政府答弁があつた。当委員会においては、本請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

千歳町に簡易裁判所設置に関する請願（請願者　北海道千歳郡千歳町長山崎友吉外一名）（町村金五君紹介）（第一八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道千歳郡千歳町は、人口三万のうち、日共関係者約五百名、特殊婦人二千名の外、リンタク三百五十台、市街地建物の大半は飲食店、ピヤホール、露店、パチンコという実情で、あらゆる犯罪の要素をなしており、家庭裁判所の調停事件並びに人権擁護委員会相談所における取扱件数の九十パーセントは本町の事件で占められている。ついては、千歳町に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本件については、すでに第十二回国会の参議院においても同趣旨の請願がなされ、調査の結果、特殊的事情は了解しているが、事件数の関係、他地方との均衡等早急の設置は困難と思うが、最高裁判所と協議の上、なお十分研究したい旨の政府答弁があつた。当委員会は、この請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

植田町に簡易裁判所設置の請願（請願者　福島県石城郡植田町長渡辺国之助）（高木松吉君紹介）（第二八八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石城郡植田町は、当地方における政治、経済、文化等の中心地で、植田警察署、福島地方法務局植田出張所、植田町営林署、植田土木監督所、植田保健所その他各官公署を有しているが、裁判所のみはいちいち平市に出頭を余儀なくされるため、住民は実に不便を感じている。ついては、植田町に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

植田町は平簡易裁判所の管轄区域であり、不便の事情は了解しているが、勿来町からも同趣旨の請願があり競願の形になつているので最高裁判所と協議の上、なお、十分研究したい旨の政府答弁があつた。当委員会は、この請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

滝川町に札幌地方裁判所及び検察庁滝川支部設置の請願（請願者　北海道空知郡滝川町長神部俊郎外二名）（南條徳男君紹介）（第二五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡滝川町は近年産業の発展に伴い、交通上の便益、生活上の環境、文化的諸施設等から常に当地方の中心地として、国、道の地方官庁はほとんど設置せられている現状であり、周辺地人口三十万を数え、本町所在の滝川簡易裁判所、滝川検察庁も設置以来、その取扱い件数は逐年増加の一途をたどつている。ついては、本町に札幌地方裁判所及び検察庁滝川支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

滝川町に裁判所及び区検察庁設置の趣旨了解しており、本請願の趣旨を最高裁判所に伝達し考慮を願うこととし、検察庁支部の設置は最高裁判所の措置に対応して考えたいとの政府答弁があつた。当委員会においては請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

舞鶴拘置支所廃止反対に関する請願（請願者　京都市中京区富小路通丸太町京都弁護士会長納富義光）（大石ヨシエ君紹介）（第二八八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般舞鶴拘置支所を廃止して、東舞鶴刑務支所に併合するの議あるやにそく聞するが、東舞鶴刑務支所は、裁判所所在地より東方約二里の山のすそにあるきわめて交通不便の場所で、日々被拘禁者を護送するに多大の経費を要し、不慮の事故を起す危険がある等あるいは公共の利益を害し、被拘禁者の人権を侵害する結果を招来するものである。ついては、舞鶴拘置支所を廃止することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

舞鶴拘置支所は、大正八年の設置であり、建物は老朽し、敷地もせまく、支障を来していたのであるが、東舞鶴刑務支部は昭和十六年の創設にかかる元海軍刑務所が戦後法務省に所管がえとなつたもので、敷地も広く、建物や設備も良好で、交通もさほど不便ではなく、収容者の人権侵害を来すようなことはないように十分注意する所存である旨、政府の答弁があつた。当委員会においては、この請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋市に鹿児島刑務所支所設置の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第五五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大隅地方には刑務所がないため、同地方民の不利不便はきわめてじん大である。ついては、鹿屋市に鹿児島刑務所支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

法務省としては早くからその設置の必要性を認めて、昭和二十六年度以降毎年度にわたつて大蔵省に対して工事費予算の要求を続けているが、国家財政上まだ実現しないが今後もこれに必要な予算的措置を講ずるように極力努力してぜひ拘置支所を設置したいと考えている旨、政府の答弁があつた。尚委員会においては、本請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

法務委員長　小林　錡

衆議院議長堤康次郎殿

外務委員会

ソ連地区残留者引揚げ促進に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡直江津町横区道場チノ外三名）（田中彰治君紹介）（第二七四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ソ連地区に抑留されている者はいまだ引揚げの見通しすらつかず、まことに憂慮に堪えない。ついては、ソ連地区残留者の引揚げを促進するとともに、（一）残留者の所在地、状況、帰国の可能性等に関する情報の入手及び留守家族への周知（二）死亡者の死因及び遺骨、遺品の送還（三）タス通信による戦犯者などの千百名の氏名、訴因、内地服役、減刑及び釈放等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、心情誠に同情すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

未帰還者の帰還促進等に関する請願（請願者　広島市已斐東本町広島県在外同胞帰還促進連盟委員長里瀬正行外十三名）（岸田正紀君外四名紹介）（第二九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦以来八年を経過する今日、今なお多数の同胞が海外に抑留あるいは収容されている等のため、留守家族は一家の支柱を失い生活に困窮している。ついては、（一）国の責任において未帰還者の状態を明確にするとともにその帰還について責任をとること（二）全留守家族に対して援護法を適用し、金額は生活保護法の支給金額の最高額を下らぬこと（三）ソ連、中共をも含める戦犯問題の解決と戦争受刑死没者に対して遺族援護法、恩給法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は心情誠に同情すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

未帰還者の帰還促進等に関する請願（請願者　在外同胞帰還促進全国協議会副会長鯨岡兵衛外一名）（有田八郎君紹介）（第四二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近のソ連地区の抑留同胞の通信によれば、引揚げの可能性を示さしているもの多く、ソ連の全般的ゆう和政策と相まつて、働きかけいかんによつては多大の成果が期待され、また現在進行中の中共地区の引揚げといえども前途すこぶる憂慮すべきものがある。ついては、（一）中ソ両国に対する政府交渉の開始、（二）中ソ両国に対する国民代表としての国会代表の派遣、（三）未帰還者中、特に状況不明者の調査究明に対する有効適切なる措置、（四）在比戦犯の釈放に感謝するとともに米、英、濠、仏、蘭の全戦犯に対する助命、減刑、内地服役及び釈放促進等に積極的に努力されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は心情誠に同情すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

海外抑留同胞引揚促進に関する請願（請願者　長野県在外同胞帰還促進家族連盟委員長島立広次）（小川平二君紹介）（第四三一五号）、同（請願者　滋賀県栗太郡瀬田町滋賀県留守家族代表松田はる外一名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四三一六号）、同（請願者　宮城県仙台市長町宮城県留守家族同盟代表門間正寿）（日野吉夫君紹介）（第四六一五号）、同（請願者　福島県福島市上浜町福島県留守家族連合会長鈴木實）（山下春江君紹介）（第四六一六号）、同（請願者　島根県引揚促進留守家族会長岡敏雄）（櫻内義雄君紹介）（第五〇〇四号）及び同外三件（請願者　茨城県猿島郡寺島村留守家族委員内海操外十五名）（丹羽喬四郎君紹介）（第五〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近のソ連地区抑留者よりの通信によれば、帰還の可能性を示さしてくるもの多く、ソ連の平和政策と相まつて、わが国からの働きかけいかんによつては多くの成果が期待される状況にあり、また中共地区よりの引揚げは内外呼応しての政治的策謀が次第に顕著となり、その前途にすこぶる憂慮すべきものがある。ついては、（一）中ソ両国に対する政府の直接及び間接の交渉開始、（二）中ソ両国に対する国民代表としての国会代表派遣、（三）未帰還者中、特に状況不明者の調査究明に対する有効適切なる措置、（四）戦争犯罪者の助命減刑、釈放及び内地服役等の措置を講ずるとともに、本問題解決のため積極的努力を傾注されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は心情誠に同情すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

ソ連地区抑留同胞引揚促進に関する請願（請願者　大阪府庁内大阪府未帰還者留守家族会長笹島栄助外一名）（押谷富三君紹介）（第四五三六号）、同（請願者　大阪府池田市伏尾町池田市留守家族会支部長山本初美）（原田憲君紹介）（第四六五四号）、同（請願者　大阪市東区大手町大阪府未帰還者留守家族会長笹島栄助）（杉山元治郎君紹介）（第四六五五号）及び同（請願者　大阪市東区大手前之町大阪府未帰還者留守家族会長笹島栄助）（大矢省三君紹介）（第五〇〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ソ連地区に抑留されている同胞は、いまだ引揚げの見通しすらつかず憂慮に堪えない。ついては、最近ソ連のゆう和的政策がとられている際、その引揚げ促進につき、（一）残留者の所在地、状況、帰国の可能性等に関する情報の入手及び留守家族への周知（二）状況不明者の徹底的究明、（三）死亡者の死因及び遺骨遺品の送還（四）戦犯者の氏名、訴因、内地服役、減刑、釈放等に尽力されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は心情誠に同情すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍水上機の博多湾使用反対に関する請願（請願者　福岡県福岡市大字箱崎漁業協同組合長藤野文市外八名）（前谷憲一君紹介）（第八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

博多湾海面は、本年二月在日米軍水上機発着場として要求されているが、箱崎漁業協同組合外七組合の共同漁業権筑共第十号の漁場内で、関係漁民にとつてはかけがえのない主たる漁場であり、現在駐留軍の施設等のため、地先水域の制限を受け、漁業者は完全なる操業もできず、業者の生活はきわめて困窮している現状で、更に飛行機発着場として当海面を使用されることになれば、博多湾漁民及び家族にとつては死の生活に致命的な打撃を受け、死活問題となる。ついては、当該水面を在日米軍水上機発着場としての使用に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

内灘射撃場の永久接収反対に関する請願（請願者　東京都港区芝高輪南町三十番地日本私鉄労働組合総連合会中央執行委員長藤田藤太郎）（山口丈太郎君紹介）（第二一二号）、同外三十五件（請願者　石川県金沢市大豆田新町一番地佐藤朝雄外百四十三名）（岡良一君紹介）（第三〇四号）、同（請願者　石川県金沢市本多町六番丁十一番地日本電気産業労働組合石川支部執行委員

長奥村弘）（淺谷悠蔵君紹介）（第四六一号）、同（請願者　石川県金沢市長町川岸通り全専売労働組合金沢支部長赤土乾三）（岡良一君紹介）（第四六二号）、同（請願者　石川県石川郡松任町新田町国鉄労組北陸地方本部松任工場分会執行委員長山田清）（喜多壮一郎君紹介）（第五五八号）、同（請願者　石川県議会議長太田考三）（喜多壮一郎君紹介）（第八三七号）、同外一件、（請願者　石川県金沢市少将町一丁目五番地白浜卓也外六百七十一名）（岡良一君紹介）（第一九三七号）及び同（請願者　静岡県浜松市海老塚町十七番地内山茂外六十三名）（島上善五郎君紹介）（第三九五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県内灘射撃場は四月末日をもつて使用期限が終つたにもかかわらず、改めて永久接収が強要されているが、現地石川県では北陸鉄道労組を中心として超党派的反対運動が高まり、いまや市会、県会においても取り上げられ、全県民反対運動に発展している。ついては、内灘射撃場の永久接収に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の止むを得ざる心情と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

妙義、浅間両地区に駐留軍演習地等設置反対の請願（請願者　群馬県甘楽郡富岡町大字富岡千四百十二番地高田元八郎外二名）（中曾根康弘君紹介）（第一〇八八号）、同（請願者　群馬県甘楽郡富岡町大字富岡千四百十二番地高田元八郎外二名）（武藤運十郎君紹介）（第一四二三号）、同（請願者　東京都千代田区神田神保町一丁目日本文化人会議代表務台理作）（中澤茂一君紹介）（第二六二二五号）、同（請願者　東京都千代田区神田神保町一丁目二十七番地日本文化人会議代表務台理作）（川上貫一君紹介）（第二九五九号）、同（請願者　東京都港区芝三田慶応義塾大学文学部会佐々木順一）（川上貫一君外一名紹介）（第四〇七四号）及び同（請願者　群馬県吾妻郡北軽井沢大学村岩波雄二郎外七百七名）（中澤茂一君紹介）（第四〇七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

妙義山及び浅間山の山ろくに米軍演習地を設置し、米軍山岳学校を開設するやに伝えられるが、妙義山は同地方の霊山として信仰の対象であり、植物学及び鉱物学の研究資料に富み、なかんずく「妙義しだ」は広く学界に知られている。しかるに演習を行われるときは、同地方民に心理的打撃を与え、文化財を破壊するのでその不安が高まつている。ついては、同地域の妙義、浅間両地区に米軍演習地及び山岳学校設置に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

嵯峨島大島を駐留軍の艦砲射撃演習場に使用反対に関する請願（請願者　北海道松前郡大島村江良漁業協同組合長木村利三郎外十名）（館俊三君紹介）（第一三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡内の嵯峨島大島を、今回米国駐留軍が艦砲射撃の演習場として、その提供を要求している由であるが、本島近海は地元漁民にとつて、唯一の宝庫であり、これをかく乱し、又は粉砕された場合には重大な死活問題となるとともに生物界の貴重鳥をも失うことになる。ついては、嵯峨島大島を駐留軍の艦砲射撃場として使用することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

浅間地区に駐留軍浅間演習地設置反対の請願（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町長佐藤恒雄外一名）（井出一太郎君紹介）（第一四八一号）及び同（請願者　東京教育大学演習地化反対対策委員会代表鈴木与一外千百十八名）（田中稔男君紹介）（第二二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軽井沢周辺並びに浅間山を米軍の冬季山岳戦学校の演習場に使用する由であるが、これが使用は地震国日本の火山活動研究に重大なる障害となり、国立公園を失い、国際親善文化観光都市の建設は不可能となり、本地区住民の経済と生活は破壊され、日米親善に重大なる阻害を来たすものである。ついては浅間地区に駐留軍浅間演習地を設置することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

福岡地方簡易保険局大濠庁舎返還に関する請願（請願者　福岡市西新町七百七十八番地全逓福岡地方簡易保険局支部長柿本博）（福田昌子君紹介）（第一七六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市所在の福岡地方簡易保険局大濠庁舎は、地元民の期待に反し占領時に引き続き、日米行政協定によつて米駐留軍の一時借用ということになり、その後一年余を経てもいまだ返還されず、現在の庁舎は九百八十万に及ぶ莫要な保険申込書の保管に不完全であり、事務室が狭小である等種々支障を来している。ついては、福岡地方簡易保険局大濠庁舎を即時返還されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

内灘射撃場返還に関する請願（請願者　金沢市深川町十番地前田とめ外百十三名）（岡良一君紹介）（第一九三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大砲の音は悪夢のような戦争を思わせ、自由と平和を願う婦人の立場から、内灘射撃場をただちに返還されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍のオジカセ島接収反対に関する請願（請願者　長崎県佐世保市八幡町佐世保市会議長中田正輔外一名）（辻文雄君紹介）（第一九三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般米駐留軍において、爆発物処理作業のため佐世保市港外のオジカセ島接収の要求がなされたのであるが、この島は本市島嶼群の一小島とはいえ、これが接収されることとなれば、本市多年の懸案となつて着々準備を進めつつあつた観光立市計画、海の国立公園化計画等に一大支障を来すのみならず、この島を中心とする漁業に重大な影響を及ぼすものである。ついては、駐留軍のオジカセ島の接収に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍弾薬部隊駐屯による加津良白浜地内交通制限に関する請願（請願者　舞鶴市字加津良白浜京都船舶工業株式会社取締役崎田甚蔵）（大石ヨシエ君紹介）（第一九四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴市大字長浜所在の京都船舶工業株式会社は各種船舶修理、製材業として昭和二十二年一月創立以来、その成果をあげつつあるが、約三年前より駐留軍弾薬部隊の駐屯により、当初近辺に弾薬庫があるため通行を制約され、従業員及び本社出入の業者等はなはだしく通行を看視され、営業上多大の支障を受け、本会社の将来の運営に悪影響を与えている。ついては、加津良白浜地区の交通制限を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

合浦公園返還に関する請願（請願者　青森市長　横山実外一名）（夏堀源三郎君紹介）（第二七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県合浦公園は、設立以来県民の健康と遊楽の地として親しまれていたが、戦後は全地域を連合軍の住宅地として接収され、当園の美観的基礎をなす古桜、老松の多くは伐採され、荒廃の極に達し、その後接収地域の一部が返還されたが、残余の地域こそ本公園の主要部分を構成しているもので、この地域なくしては到底公園としての価値はないものである。ついては、速やかに合浦公園を全面的に返還されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

饗庭野に駐留軍演習場設置反対の請願（請願者　滋賀県高島郡今津町長前川利吉外一名）（森幸太郎君紹介）（第二八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県饗庭野地区が米駐留軍演習場又は基地となるごとき事態の発生については、かねてから地元官民が重大関心をもつて見守つて来たが、今回日米合同委員会分科会の同演習場視察のことをそく聞して以来、その内容が基地化実現への計画の一歩前進にあらざるかと深刻に憂慮し、民心の動揺はなはだしく、これが設置反対の声はとみに高まり、いかにしてもこれが実現を阻止せんとする悲願に燃えている。ついては、饗庭野に駐留軍演習場設置を取り止められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

妙義地区に駐留軍演習地設置反対の請願（請願者　群馬県碓氷郡坂本町農業委員会長佐藤一雄）（小峯柳多君外一名紹介）（第三五八七号）、同外十件（請願者　群馬県碓氷郡坂本町母子会代表青森高麗子外十名）（小峯柳多君外一名紹介）（第三六〇六号）、同（請願者　群馬県碓氷郡坂本町農業委員会長佐藤一雄）（武藤運十郎君紹介）（第三九六〇号）、同外十六件（請願者　群馬県碓氷郡臼井町議会議長向田幸造外十六名）（武藤運十郎君紹介）（第四〇〇一号）、同外十二件（請願者　群馬県碓氷郡松井田町辻中保次外十二名）（小峯柳多君紹介）（第四〇七六号）、同外四件（請願者　群馬県碓氷郡細野村長金井牛三郎外四名）（小峯柳多君紹介）（第四三一七号）、同外一八件（請願者　群馬県碓氷郡臼井町長関宇之助外八名）（小峯柳多君紹介）（第四五三三号）、同外二十八件（請願者　群馬県碓氷郡八幡村社会福祉協議会長中曾根浦司外二十八名）（武藤運十郎君紹介）（第四五三四号）、同外五件（請願者　群馬県碓氷郡磯部町母子会代表奥谷すみ外五名）（小峯柳多君紹介）（第四五三五号）、同外三件（請願者　群馬県碓氷郡安中町選挙管理委員会委員長飯沼竹次郎外三名）（小峯柳多君紹介）（第四六五六号）、同外五十五件（請願者　群馬県碓氷郡鳥渕村農業協同組合長塚越明次郎外五十五名）（福田越夫君紹介）（第四八〇六号）、同（請願者　群馬県碓氷郡臼井町長関宇之助）（武藤運十郎君紹介）（第四八〇七号）、同外十二件（請願者　群馬県碓氷郡秋間村農業委員会長坂田茂雄外十二名）（小峯柳多君紹介）（第五〇〇一号）、同外八件（請願者　群馬県碓氷郡坂本町明賀部落代表上原美明外八名）（武藤運十郎君紹介）（第五〇〇二号）、同（請願者　群馬県碓氷郡後閑村教育委員長金井竹七郎）（福田越夫君紹介）（第五一九号）、同（請願者　群馬県碓氷郡安中町農業委員会長田中龍三）（小峯柳多君紹介）（第五一四九号）及び同（請願者　群馬県北群馬郡P・T・A連絡協議会代表山中伝一）（福田越夫君紹介）（第五一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県妙義地区を駐留軍の演習地とすることは、住民の生活を脅かし、交通事故等の生命の危険を増大するのみならず、悪花は良花を駆逐し、家庭生活は変態化して、郷土社会は不浄化し、さらに住民は奴れい化し、強姦殺人等犯罪の温床となる等その及ぼす悪影響はきわめて大きく、且つ、文化的、学術的、歴史的な名勝を含む国立高原地帯が人間死闘の訓練場に化することは許容できない。ついては、妙義地区に駐留軍演習地を設置することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の止むを得ざる心情と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

新牧山地区に軍事施設設置反対の請願（請願者　鹿児島県川辺郡知覧町長柚木弘親）（池田清君紹介）（第四五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川辺郡知覧町新牧山地区に駐留軍の軍事施設を設置される由であるが、本町は太平洋戦争当時、特攻隊の基地として使用され、これが空襲等により受けた被害は多大であり、当時の恐怖より脱却しない今日、軍事施設云々の事は民心に動揺をきたし思想上由々しき問題となる。ついては、新牧山地区に軍事施設を設置することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月一日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

日高門別町の駐留軍演習使用区域拡大反対に関する請願（請願者　北海道沙流郡門別町日高総合開発期成会長佐々木茂一外二名）（小平忠君外二名紹介）（第四五三八号）、同（請願者　北海道沙流郡門別町長松本末吉外三名）（山中日露史君外四名紹介）（第四五三九号）及び同（請願者　北海道沙流郡門別町長　松本末吉）（南條穂男君外四名紹介）（第四六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道沙流郡日高門別町における駐留軍の演習地として陸地七十三町歩と附近海域を接収され、関係農漁民に多大の損害を与えつつある今日、さらに上陸演習用として陸地三千五百町歩、海域の拡大使用を要請されているが、この地域を演習地とする場合、当地区の農漁民の生活は根底よりくつがえされ、町経済に致命的打撃を与えるばかりか、教育、社会民風等にじん大なる影響を与えることは明らかである。ついては、当該地域の新たなる拡大接収に絶対反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月一日
外務委員長　上塚　司
衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍関根演習地拡大反対に関する請願（請願者　青森県議会議長　中島清助）（淡谷悠蔵君紹介）（第五一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県下北郡東通村及び田名部町にまたがる関根地区は昭和二十四年在日米軍の演習地として強制的に接収され以来、独立後も引続き使用され、これがため地元民の精神的苦痛、農業、水産等に及ぼす損失は多大なものであるが、しかるに昨年二月突如として同地区の拡張と無期限使用の通知に接し、地元民は生業の方途を失い、本県産業経済の民生上に発達が圧迫されることはもちろん、民政上に大なる影響を及ぼし、由々しき思想問題の生ずることを憂慮している。ついては、関根演習地の拡大に反対し、速やかにこれが調達解除をされたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月一日
外務委員長　上塚　司
衆議院議長堤康次郎殿

九十九里海岸豊海地区の駐留軍射撃場による被害対策確立に関する請願（請願者　千葉県山武郡豊海町教育委員会委員長山本通三外三十名）（千葉三郎君紹介）（第五一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国が独立した今日においても、九十九里海岸豊海地区には駐留軍の演習基地が依然として残置され、これがため被る町村の被害は産業面のみならず、教育、文化、社会面においても全く破壊的影響を及ぼしている。ついては、これが被害対策として駐留軍の撤退及び過去五年間に累積した損害を完全に補償し、且つ、将来における悪影響を断ち切る根本施策を速やかに講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望なることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月一日
外務委員長　上塚　司
衆議院議長堤康次郎殿

神縄に抑留中の善進丸返還に関する請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北浦村市振五百六番地善進丸船主塩月秋好外一名）（片島港君紹介）（第三一一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十六年一月十五日善進丸（一九・九七トン）は、鮮魚運搬のため鹿児島を出港して甑島に向う途中、約十時間後に故障を起し、漂流四日後の十九日低気圧発生による荒天下止むを得ず、奄美大島竜郷港に緊急避難をし、竜郷地区官憲にその旨届け出たにもかかわらず、不法入国のかどで船員は二箇月の重労働、船体は没収を命ぜられたが、はなはだ不得心に堪えない。ついては、善進丸の返還を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は関係当局において返還方の促進に努力すべきことを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月一日
外務委員長　上塚　司
衆議院議長堤康次郎殿

大蔵委員会

油津港を貿易港に指定の請願（請願者　宮崎県日南市日南商工会議所会頭平部俊弘）（伊東岩男君紹介）（第三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県油津港は、南九州唯一の良港で、南九州総合開発の拠点として、また県南経済の中心地として発展しており、ことに南方諸地域の貿易再開に伴い、ぼう大な輸出実績を挙げているが、本港はいまだ不開港であるため、外国貿易船の出入については不開港出入手続及び通関手続上、多大の不利不便を来している。ついては油津港を貿易港に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地域における貿易を促進するため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

台湾省出身元日本軍人等の未払給料整理に関する請願（請願者　東京都新宿区新宿二丁目台湾省民在日存款清理主席代表　盧超）（今村忠助君紹介）（第二一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
第二次世界大戦において、台湾省民の青年が多数日本軍人、軍属及び軍雇用人員として、戦場に、職場に動員され、その職に服したのであるが、そのうち戦死、戦病傷死及び不具になりたるものも少なくない。しかるに終戦とともに不具者と生存者は南海の孤島から、あるいは大陸から帰島したが、当時その給料諸手当を未精算、未受領のまま郷里したる者が少なくない実情である。ついては、この際未払給料を支払われたいというのである。
二、請願の議決理由
当該者の窮状を打開するため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

商工組合中央金庫に対する政府預託金引揚反対に関する請願（請願者　神戸市生田区下山手通り兵庫県商工会館内兵庫県商工組合中央会長梶村茂外二十一名）（山口丈太郎君紹介）（第四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般大蔵省においては、商工組合中央金庫への指定預託金五十七億七千万円の約一割額を四月末日より引揚げ回収される由であるが、これが実現による商工組合中央金庫の資金源ははなはだしく窮屈となり、同金庫を唯一の金融機関としている業者の受ける打撃は実に大きく、中小企業の育成に反するものである。ついては、同金庫に対する預託金の引揚げに反対するとともに、これが増額を図られたいというのである。
二、請願の議決理由
中小企業の育成発展の見地より、極めて適切なる要望であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

日章飛行場返還に関する請願（請願者　高知県香美郡日章村長穂岐山万視外五名）（長野長廣君紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦時中強制買収された高知県香美郡下の元高知航空隊敷地は、終戦後一部の土地の還元払下げを受けたが、その面積は強制買収の面積の半ばにも達せぬ実状である。ついては、昨年米軍の接収が解除となつて、わが国の管理下にある該敷地を速やかに、元の地元民に還元復帰されたいというのである。
二、請願の議決理由
地元民の要望に応えるため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
大蔵委員長　千葉　三郎
衆議院議長堤康次郎殿

旧海軍文官の退職賞与中未払額の支払促進に関する請願（請願者　広島県呉市上平原町旧海軍文官退職賞与支払促進呉地方同盟委員長芦田祐一外十九名）（前田榮之助君紹介）（第六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧海軍文官の退職賞与については、一部現金が支給され、他は連合軍最高指令官の指令に基いて支

払停止となつているが、独立した今日において、未だにこれが未払額を支給しないのは遺憾である。ついては、旧海軍文官の退職賞与未払額の支払を促進し、(一)終戦時海軍文官で他庁に転官した者は海軍の勤務年数を通算し退職金を支給すること。(二)支給率について共済年金等の増給率を参考にすること。(三)支払時期のずれによる差額を補うこと等を考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

物品税法の一部改正に関する請願（請願者　東京都中央区新富町三丁目八番地山岡猪之助外三名）（浅香忠雄君外一名紹介）（第七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

物品税法の一部改正法案が近く提出される模様であるが、次の事項を実現されたいというのである。(一)白金、金、貴石、半貴石、べつ甲等を用いて製品の小売課税を一割とすること。(二)免税点を三千円とすること。(三)施行期日は八月一日とすること。

二、請願の議決理由

当該業者の現況にかんがみ適切なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

舞鶴市地内の国有財産払下げに関する請願（請願者　京都府舞鶴市長槌峨捜連雄）（大石ヨシエ君紹介）（第八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴市地内の通称愛宕山は、舞鶴西地区市街を一望の下に見渡せる景勝の地を占めており、その民有地の預上とその一部山ろくは従前より公園として市民にもつとも親しまれているものであるから、この際旧舞鶴鎮守府第六防禦区、舞鶴要塞、舞鶴山砲塁及び交通路を含む全域を譲り受け、公園としての必要な施設を設けて市民の多年の要望に添いたいので、土地及び工作物一式を払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

市民多年の要望に応えるため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

酒類容器完放し制度実施に関する請願（請願者　東京都豊島区池袋東京硝子壜商業協同組合理事長熊沢伊三郎）（世耕弘一君紹介）（第一一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

酒類のから容器は酒類販売業によつて、引取り、買戻しが行われているため、容器の円滑な流通を阻止し、容器の質の向上価格の低落を防圧し、容器産業の発達に重大な支障を来し、酒類業界では容器の値引販売の具に供し、正常な取引が行われている現状である。ついては、酒類容器の完放し制度を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

容器産業の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

蓄音機針に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都足立区本木町二丁目千八百九番地全国蓄音機協会長中島政太郎）（春日一幸君紹介）（第一四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蓄音機針の生産は、きわめて小規模な家内工業的なものであつて、他の針類の物品税が撤廃されている今日、蓄音機針のみが、課税されていることは、まことに遺憾であり、従つて業者は不振に陥り、また納税にも支障を来たす状態で、輸出振興上大きな支障となつている。ついては、蓄音機針の物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

健全娯楽育成の見地より、極めて適切なる要望であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国有機械器具交換払下げに関する請願（請願者　名古屋市瑞穂区熱田東町字内浜十九番地増田正文外十三名）（春日一幸君紹介）（第一四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般中小企業育成と産業の合理化並びに近代化を目的として、国有機械器具の交換払下げが実施されることとなり、従来の旧式な機械設備を改善する好機と期待しているが、代金決済方法が現金一時払いで、これが不可能な場合は払下げを取消すとの条件は、中小企業者にとつて重圧となつている。ついては、払下げ代金を長期年賦償還にする便法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業者の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

火災保険料引下げに関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第一八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市は、数度にわたる大火の被害にかんがみ、道路の拡張、区画整理、水道、水路の整備等を実施し、消防施設を強化して火災の予防に努力した結果、近年火災の発生数及びり災額は減少しているが、本市の火災保険料は九州諸都市に比べ、最高位にあることは納得のいかないことである。ついては、鹿屋市の火災保険料を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地域の窮状を打開するため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

旧軍属に対し年金並びに一時金受給資格付与に関する請願（請願者　三重県度会郡二見町大字江旧軍属三重更生会長西井修太郎外三名）（中村清君紹介）（第一九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元陸軍に奉職した軍属は終戦とともに旧陸軍共済組合脱退の取扱いを受けたが、敗戦で全く同じ運命にあつた旧海軍関係の軍属には年齢に制限もなく「特別措置法」によつて、それぞれ年金受給資格が与えられている。ついては、陸軍の軍属にも「特別措置法」の一部を改正して、次のごとく年金並びに一時金の受給資格を付与されたいというのである。(一)満二十年以上終戦時まで連続軍に奉職した軍属に対して本人死亡の場合その遺族に対して年金を支給すること。(二)障害者に対しては現在の傷状に応ずる軍人なみの障害年金を支給すること。(三)満二十年に満たざる者に対しては一時金を支給すること。

二、請願の議決理由

当該者の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

スキー木部並びに附属品に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都千代田区神田小川町日本スキー工業会長小野健次郎外三

名）（塚田十一郎君紹介）（第二五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

冬期国民体位の維持向上並びに能率増進のためのレクリエーションとして、また青少年補導の見地から、スキーは国策として普及発展せしめるものであるが、しかるにスキー木部並びに附属品に対して物品税が賦課されているため、製品の改善向上及び生産意慾を著しく阻害している。ついてはスキー木部及び附属品の物品税を即時撤廃せられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の体位向上を図り、又当該業者の窮状を打開するため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

工芸刺しゆう画に対する物品税撤廃の請願（請願者　京都市中京区東堀川三条上ル姉東堀川町七十七番地吉田万繕外十九名）（水谷長三郎君紹介）（第二八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回工芸刺しゆう画に対して、物品税法第十一条所定の課税物品中の丙類第二十七号室内装飾用品に該当するものとして、物品税を課税する旨指摘され、移出価格に対し三割の課税を受けることになり、製品の価格はますます高価となり、販売もと絶し、製造は停止状態にて技術者の育成、技術の保存に堪えられない現状である。ついては、工芸刺しゆう画に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業者の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

税務調査委員設置に関する請願（請願者　京都府伏見区鷹匠町三十二番地京都課税民主化連盟代表内堀三九郎外四名）（中村三之丞君紹介）（第二九六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の所得税法による課税及び徴税は、旧態依然たる個視偏権の施策いまだその跡を絶たず、特に中小工業者のごときは個視偏権の重圧課税によつて、所得のほとんどを徴収せられ、生産に無気力となつている。これは税法上の申告権を全く無視し、予定、確定申告に対して、実態調査することなく、特定の割増をして、これに応じない者は更生決定等を敢行し、実に強制割当的な不公平な賦課状況にある。ついては、これが是正のため、民間人より税務調査員を選出して、税の民主化を図るよう立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由

課税の公平と民主化を図るため、適切なる措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

海外引揚者に対する諸課税猶予措置に関する請願（請願者　岐阜県岐阜市長良南町百三十番地森崎俊外二名）（辻寛一君紹介）（第二九九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次中共より引揚げて来たものは、わずかに上陸地点において支給される壱万円と定着地の国民金融公庫より受け得る生業資金五万円をもつて、自力更生一家再建に乗り出すわけであるが、求むるに職無き現在の国内事情において、衣食を全うし住宅を得ることは容易のことではない。ついては、今次引揚者に対して当分の間免租の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該引揚者の窮状等にかんがみ、適切なる要望であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

果実エッセンスに対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都中央区日本橋本町一丁目五番地豊玉香料株式会社長井上辰蔵外二十四名）（櫻内義雄君紹介）（第三二〇〇号）、同（請願者　東京都中央区日本橋本町小林香料株式会社長小林鍵次郎外三十四名）（船田中君紹介）（第三三三九号）、同（請願者　東京都中央区日本橋本町豊玉香料株式会社長井上辰蔵外二十四名）（本名武君外三名紹介）（第三五九八号）、同（請願者　大阪市東区高麗橋四丁目稲畑合資会社代表社員稲畑勝之助外三十三名）（島村一郎君紹介）（第三六三〇号）、同（請願者　東京都中央区日本橋本町豊玉香料株式会社長井上辰蔵外二十四名）（上林與市郎君外四名提出）（第四〇七八号）及び同（請願者　東京都中央区日本橋室町日本香料工業懇和会長井上辰蔵）（三和精一君紹介）（第四五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

果実エッセンスに対する物品税率五パーセントの課税総額は、わずかに年額二千万円に過ぎないものであるが、小売業者にとつてはその死命を制する重大問題で、納税の完遂を計るためには専従事務従業員を置く要もあり、またその他本税関係に対する諸経費も、この零細業者にとりまことに堪え得ないところである。ついては、果実エッセンスに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業者の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

葉たばこの風水害対策確立に関する請願外一件（請願者　福岡県朝倉郡宮野村朝倉浮羽郡たばこ耕作組合連合会長井上貢外一名）（熊谷憲一君紹介）（第三三三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る六月上旬の豪雨によつて葉たばこは多大の被害をこうむり、耕作者はこれが水害を最少限に止めるべく努力しているが、精神的損害及び今後の経済面に及ぼす影響は大である。ついては、耕作意慾の高揚と生活擁護のため、葉たばこの風水害救済施策に万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地域の窮状と、専売益金確保の見地より、極めて適切なる要望であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

外地財産補償に関する請願（請願者　京都府舞鶴市字京田西鮮農地開発組合長山根市右衛門）（大石ヨシエ君紹介）（第三三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海外からの引揚者は、多年外地において取得蓄積した資産を喪失し、まことに悲惨な生活を送つている。ついては、凍結財産のうち、せめて銀行預金だけでも補償するか、又は銀行証書を担保に還金できるよう取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

協同組合に対する法人税免除に関する請願（請願者　東京都千代田区丸之内全国漁業協同組合連合会長木下辰雄）（田口長治郎君紹介）（第三五九九号）及び同（請願者　東京都千代田区大手町全国農業協同組合大会実行委員会田谷充実外二名）（園田直君紹介）（第五〇二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

協同組合は、非営利の団体であり、その純益も団体の性格上、営

利法人のそれと異なり、きわめて社会的性格を備えており、公共的財産にひとしいものであるが、シャープ勧告に際しては、近代的に発達した米国の協同組合に対する課税概念をもつて律せられ、特別法人法がなくなつて、一般法人税が課せられたため、税の負担が本組合にとつて重圧となり、その資本蓄積を著しく減殺されている。ついては、協同組合に対して法人税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

協同組合の実情にかんがみ、適切なる要望であり速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

転換造船所の昭和二十八年度国有財産使用料に関する請願（請願者　東京都中央区京橋一丁目セントラルビル五階社団法人日本造船工業会転換造船所対策特別委員会委員長江藤俊吉外二名）（大石ヨシエ君紹介）（第三六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯野産業株式会社舞鶴造船所、佐世保船舶工業株式会社佐世保造船所及び株式会社播磨造船所呉船きよの三転換造船所は、第九次前期分新造船の決定に当つては事業制限解除後、日が浅く、準備が不完全であつたことなどの理由により不幸にしてその選からもれ、また立地条件が悪いこと、商船の造修事業に適応しないこと等、あるいは高率な国有財産使用料により、その経営は日増しに窮迫し、しかもこれが使用料を昭和二十八年度分としてさらにばく大な額を予定しているようで、従来とても負担力をはるかに超える重圧にあえいでいた転換造船所は企業の維続に支障をきたすことが必至である。ついては、該三転換造船所に対する昭和二十八年度の使用料を二十七年度分以上とならないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

造船業の発展助長のため、極めて適切なる要望であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度国有財産貸付料に関する請願（請願者　京都府舞鶴市舞鶴飯野産業株式会社飯野剛三）（大石ヨシエ君紹介）（第三六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧舞鶴海軍工廠施設の一括転用を受け、民間造船所として発足した飯野産業株式会社は、それ以来七年間幾多の経営の浮沈を繰り返しながら、今日に至つているが、昭和二十八年度の国有財産の貸付料の査定は昭和二十七年度の二倍以上増額となる由で、若しこれが実施されれば、当社は到底その負担に堪えられず、経営は根本からくつがえされることとなる。ついては、昭和二十八年度の国有財産貸付料の増額を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

造船業の育成、発展を図るため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度国有財産貸付料に関する請願（請願者　呉市宮原通り株式会社播磨造船所長佐藤義一）（大石ヨシエ君紹介）（第三九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧呉海軍工廠施設の一括転用を受け、民間造船所として発足した株式会社播磨造船所呉船きよは幾多の浮沈を繰り返し、今日に至つているが、今回昭和二十八年度の国有財産貸付料の評定基準を大幅に増額するとの由であるが、これは企業の存立を危うくするものである。ついては、(一)貸付料の決定に際しては、企業が負担し得る総合施設としての貸付料ということにおいて決定すること(二)その貸付料は現在民間造船所が実施している減価償却程度に止めること(三)施設の一括転用に伴う特殊事情等を考慮し、二十八年度の貸付料は少なくとも二十七年度と同程度に止められるよう特別に措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

造船業の育成、発展を図るため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

土地区画整理に基く町名地番整理に伴う法人の変更登記の登録税免除に関する請願（請願者　全国戦災都市連盟会長姫路市長石見元秀外四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第三九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦災復興土地区画整理施行に当つて、必然的に起る町界、町名、地番整理に伴い、各法人は商法に基き商業登記の変更登記を必要とし、従つて登録税を賦課されることとなるが、この際法人は自らの意思に基かずして多大の負担を課せられることとなり、そのため区画整理の円滑な進ちよくを阻害し、ひいては戦災復興事業の施行にも悪影響を招来する。ついては、土地区画整理施行地区内においてはこれが登録税につき免除措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業協同組合に対する法人税免除に関する請願（請願者　名古屋市中区桜木町愛知県教育農業協同組合連合会長市川為次外三名）（八木一郎君外五名紹介）（第四四二二号）及び同（請願者　愛知県教育農業協同組合連合会長市川為次外四名）（福田赳夫君紹介）（第四八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業協同組合は、終戦後特別法人税が廃止されてから、一般法人と同様に法人税を賦課されているが、これは営利を目的としない農業協同組合の本質に背反し、協同組合の運営上大なる重圧となり、資本蓄積の余裕を与えず、零細な農家の自主的組織である農業協同組合の発達に支障をもたらしている。ついては、農業協同組合に対する法人税を免除し、これが実現困難なるときは、農業協同組合法による組合若しくは連合会であつて、各事業年度の初日において同法第五十一条第一項の規定によつて当該事業年度の直前の事業年度の末日までに積立した準備金の額が出資総額の二分の一の額に達しない出資組合及び連合会並びに同法に規定する非出資組合及び連合会に対しては法人税を課さないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

農業協同組合の実情にかんがみ、適切なる要望であり速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

十八インチ以下子供自転車に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都中央区銀座西六丁目五番地日本自転車卸組合連合会理事長江木富夫外五名）（柳原三郎君紹介）（第四五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国自転車産業を振興し、子供自転車の輸出振興に貢献し、子供自転車の中小企業者の窮乏を救済し、しかも納得のいく公平な納税をなさしめるため、実用的性格の大きな子供自転車に対する物品税は種々の障害となつている。ついては、十八インチ以下の子供自転車に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業者の窮状を打開し、あわせて幼児の体位向上等にかんがみて、適切なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

旧第三海軍燃料廠跡地開放に関する請願（請願者　徳山市長黒神直久外一名）（田中龍夫君紹介）（第四六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍徳山貯油所として利用されている旧第三海軍燃料廠は、最近の朝鮮の状勢に伴い、その機能はほとんど停止の状態にあり、広大な用地施設等もほとんど遊休状態にあつて、徳山市の心臓部というべき地域並びに港湾施設を占有せられていることは貿易の伸展、経済の再建、地方自治発展の大なる障害となつている。ついては、旧第三海軍燃料廠跡地を全面的に開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治発展のため、速やかに適切なる措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

国家買収による土地、家屋移転補償料免税に関する請願（請願者　千葉県野田市長戸辺鎌太郎外十四名）（川島正次郎君外一名紹介）（第四六九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土総合開発上の治水、利水の観点より江戸川に改修工事が施行され、これに伴う土地及び家屋喪失者に対して国家補償がされているが、聞くところによると、これらの補償料金に対し一般税法に従い所定の課税をする由であるが、もともと土地所有者は一方的国家意思の発動によつて、受忍の義務を余儀なくされ、しかも当該補償金は喪失田畑の代替用を他より取得し、これを熟田、熟畑となす間の生産低下を補完せんとするものである。ついては、国家買収による土地、家屋移転補償料に対し免税の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の窮状と不安を一掃するため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

彦根刺しゆうに対する物品税撤廃の請願（請願者　滋賀県愛知郡愛知川町大字市八百十四番地彦根刺しゆう工芸協会長入谷佐太郎外十一名）（今井耕君紹介）（第四八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

彦根刺しゆうは、特殊製法により安価量産を特徴とし、もつぱら輸出及び観光外国人向に販売し絶賛を博しつつあるが、昨年十月以降物品税三割の課税を受けたので、売価が高騰し、販売は、絶状態にあり、外貨獲得、要保護者救済、技術保存等の見地からきわめて遺憾である。ついては、彦根刺しゆうに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業者の現況にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

在外資産補償に関する請願（請願者　長崎市常盤町乙の九番地長崎県海外引揚者連合会長島崎辰美）（西村久之君紹介）（第五〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

講和条約締結後二箇年を経るが、いまだ在外資産に対する処置は国内財政の窮乏を理由になんら着手されない現状にあり、六百万引揚者の大部分は生活に窮し、子弟の教育にもこと欠く現状にある。ついては、他の戦争犠牲者と併行して、在外資産の補償に積極的な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者の窮状等にかんがみ、適切なる要望であり速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

現行会計年度を暦年度に改正の請願（請願者　札幌市北四条西六丁目二番地北海道町村会長山田利忠）（苫米地英俊君紹介）（第五一五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道のごとき積雪寒冷地帯の土木工事は、年度開始と同時に施行されなければ困難な状況にありながら、起債の承認及び国費補助金の交付は事業の困難な十一月以降になるため、事業の施行上に支障著しくなつているが、これは会計年度の不適当に基因している。ついては、現行会計年度を暦年度に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地域の状況等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

銀行従業員の給与に対する大蔵省の干渉及び統制の排除に関する請願（請願者　東京都港区赤坂青山南町全国金融機関労働組合協議会議長大野正市）（赤松勇君紹介）（第五一五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大蔵省が監督権を乱用して銀行従業員等の給与に干渉することは、労働基本権の侵害であるばかりでなく、再軍備体制へ秘行のための金融政策の露骨な強制である。ついては、銀行従業員に対する大蔵省による不当な給与干渉及び統制の企図を排除するよう適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

銀行従業員の不安を一掃するため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

水害救援資金の長期貸付に関する請願（請願者　山口県労働金庫理事長阿部強外六名）（多賀谷眞稔君紹介）（第五一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

西日本を襲つた豪雨は各地に多くの犠牲者とじん大なる損害を与え、これが復旧に懸命の努力を払つてはいるものの広範囲にわたる被害のため救済不充分となつているので、この際労働金庫による救援資金の貸付を行わんと企図しているが、労働金庫は発足以来日も浅く、資力も乏しく、り災労働者を救援することは不可能な状態にある。ついては、水害地の労働金庫に対して水害救援資金として無利息の長期貸付を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害地域における住民の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

旧軍港市転換事業に関する請願（請願者　呉市長鈴木術外七名）（前田榮之助君外二名紹介）（第五一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍港四市は旧軍港転換法を唯一の頼りに産業港湾都市の建設に鋭意努力しているが、なお幾多の障害に逢着して転換事業の推進を阻止されている。ついては、(一)転換旧軍用施設の使用料を据え置くこと(二)国有財産処理方針の確立と価格適正化を図ること(三)駐留軍等の施設は最少限度に止め余剰施設を速やかに返還すること(四)旧海軍助成金に代る財源を附与すること等の打開策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍港都市の産業港湾都市への転換を促進するため、速やかに善

処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

物品税法の一部改正に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋通象牙美術工芸組合長北哲雄）（西村直己君紹介）（第五一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行物品税法において、象牙製品は第一種品目として指定されているが、撞球用具のうち象牙製の玉、楽器、囲碁分品、附属品のうち象牙製ばち、囲碁用具、将棋用具及びチエス用具のうち象牙製チエスは純然たる象牙製品であるにかかわらず、現在第二種品目として取り扱われているため、これが製造業者は多面にわたつてその手続、営業面等に種々面倒な点多く、多大の不利不便を感じている。ついては、前記各品目を含む象牙製品全般にわたつて第一種品目に指定するよう物品税法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業者の窮状を打開するため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

鉄道車両輸出振興に伴う金融優遇措置に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内一丁目一番地日本鉄道車両輸出組合理事長徳永香作外一名）（岡田五郎君紹介）（第五一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在鉄道車両に対しては海外より年額三、四百億円に上る引合があるが、コスト高のため成約をみるものはきわめて少ない。ついては、輸出銀行の金利を三分に引き下げ、且つ、同銀行の単独融資を実施するとともに、融資期間並びに設備輸出為替損失補償法の補償期間をそれぞれ十年ないし十五年に延長し、輸出信用保険の付保率を十割に引き上げる等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

鉄道車両の輸出を振興するための要望として極めて適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

鉄道車両輸出振興に伴う特別措置に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内日本鉄道車両工業協会理事長岡田五郎外一名）（岡田五郎君紹介）（第五一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鉄道車両の輸出については、海外より年額三、四百億円に上る引合があり、またプラントものの中においても有望な輸出品目とされているが、コスト高のため引合の割に成約をみるものはきわめて少なく、このコスト高の原因は鉄鋼の割高、高金利とともに税法上の不利が主なものである。ついては、税法上において、鉄道車両の輸出振興のため輸出所得に対する特別控除並びに特別積立金制度の採用等の特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

鉄道車両の輸出を振興するための要望として極めて適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

転廃業者酒造免許に関する請願（請願者　福井県足羽郡東郷村安原安本旺外二十名）（齋木重一君紹介）（第五二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中国家の要請により将来優先的に免許を附与するという公約によつて、酒造業を転廃した者は戦争の犠牲となつた者であり、現在政府は諸般の戦争犠牲者に対して救済措置を講じているのであるから、これら転廃業者の復活についてもなんらかの配慮をするのが妥当である。ついては、該転廃業者の酒造免許申請に対し優先的に免許を附与されたいというのである。

二、請願の議決理由

転廃業者の窮状にかんがみ速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

東北興業株式会社に対する財政援助に関する請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第五五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方の開発振興のため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

二、請願の議決理由

東北地方の開発振興のため、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

大蔵委員長　千葉　三郎

衆議院議長堤康次郎殿

厚生委員会

豊崎簡易水道敷設費国庫補助の請願（請願者　北海道苫前郡焼尻村長志水要外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡焼尻村字豊崎は、四季を通じて飲料水に乏しく、特に夏期、冬期は井戸水皆無で湧水及び流水を飲料水としているが、毎年にしん漁期の三月より六月までは漁業労務者の入村により、ことさら欠乏がちで保健衛生上放置できず、簡易水道の敷設を計画しているも巨額の費用を要するため、これが実施は困難である。ついては、豊崎簡易水道敷設費に国庫補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立三豊療養所施設拡充に関する請願（請願者　香川県三豊郡勝間村長安藤昌三外二百三十二名）（成田知巳君紹介）（第三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立三豊療養所は、香川県一円、愛媛県の一部を包含した地域の結核治療の核心であるが、地元には一万二千の患者を有し、その内四割が開放性結核患者であつて、本療養所の治療施設の完備は

善通寺伏見分院は、結核病棟として存立しているにもかかわらず、複雑多岐な内容をもつ国立善通寺病院内科に所属しているため、種種障害を生じ、運営面での支障はなはだしく、建物も明治時代のまま、老朽はなはだしく、給食にも不合理多く、この状態では療養をすることは困難である。ついては、本分院を国立結核療養所へ転換されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、結核対策上、必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立善通寺病院伏見分院を国立結核療養所へ転換の請願（請願者　香川県善通寺町国立善通寺病院伏見分院患者自治会代表宮崎英雄外百二十名）（成田知巳君紹介）（第三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

善通寺伏見分院は、結核病棟として存立しているにもかかわらず、複雑多岐な内容をもつ国立善通寺病院内科に所属しているため、種種障害を生じ、運営面での支障はなはだしく、建物も明治時代のまま、老朽はなはだしく、給食にも不合理多く、この状態では療養をすることは困難である。ついては、本分院を国立結核療養所へ転換されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、結核対策上、必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

急を要するものがある。ついては、本療養所の施設拡充による病床回転と患者収容力の増加により、治療体系を全国的水準に達するようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、結核対策上特に必要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立米子療養所の病床増設に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡町村長会長林原正二外三名）（足鹿鷲君紹介）（第三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立米子療養所は、山陰にまれな立地条件が備わつているが、結核対策の重点は病床の整備拡充であつて、常に入院希望者は現病床数より増加するばかりである。ついては、国家的重要施策の見地から、速やかに国立米子療養所の病床数を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

病床増設は、結核対策上特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

中川村国民健康保険直営診療所の施設拡充に関する請願（請願者　北海道中川郡中川村長斎藤吉平）（松浦周太郎君紹介）第四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡中川村は、北海道上川支庁管内の最北端で、きわめて文化の開発が遅れている純農村であるが、特に医療施設が乏しく、昭和二十六年八月に国民健康保険診療所を設置したが、医療法によつて入院ができず、遠く名寄町や旭川市に入院する外ない実情で、村民の不利、不便は大である。ついては、本村診療所を病院にするため、国庫補助と起債を承認されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は国民医療上も特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

稲葉郡下の伝染病舎新設費国庫補助の請願（請願者　岐阜県稲葉郡更木村長岩井甚一郎外六名）（野田卯一君紹介）（第四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県稲葉郡は、過去三箇年において多数の法定伝染病が発生して、他の郡に比べ、今なお、その発生率が減少せず、今後人口の増加と発生件数の増加及び収容能力のないことを想起するとき、まことに寒心にたえないものがあり、これがため関係町村で組合立伝染病舎の新設を計画したが、財政的弱少な町村で独立して設置することは不可能である。ついては、本郡下の伝染病舎の新築費を国庫で補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願（請願者　岐阜市幸之町一番地岐阜県下六市民生委員常務委員議長協議会中島啓作外六名）（野田卯一君紹介）（第四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法は、同じ遺族のうち、原因によつて、本法の適用を受けられない者あるいは不適当な者に支給される等の矛盾があつている。ついては、本法を改正し、（一）発病の場所、期日並びに病名を問わず、軍隊に入隊以後の傷病の発生については公務によるものと認めること（二）弔慰金の支給については、死亡原因が公務により死亡年月日が昭和十六年十二月八日以後のものもひとしく支給すること（三）戦死者が幼くして他家の養子となり且つ養父母の死亡しているとき、弔慰金は実際これを養育した人に支給すること等を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦没者遺族に対し、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立田辺病院看護婦宿舎及び官舎設置に関する請願（請願者　和歌山県田辺市国立田辺病院職員組合長荒川忠彦外二百五十六名）（辻原弘市君紹介）（第五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県田辺市国立田辺病院は、看護婦宿舎の設置なく、看護婦は余室を利用して休養をとり、また化粧室、作法室及び便所等の設備がないため、はなはだ不便であつて、交通不便の田辺市においては、特に宿舎の必要を痛感している。また現在の官舎は院長の方針により、政令指定外の者が居住し、しかもはなはだ交通不便の地にあるので、医師招へいの一大障害となつている。ついては、本病院に看護婦宿舎及び官舎を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立田辺病院に看護婦宿舎及び官舎を設置することは国民医療上特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

中国人ふ虜殉難者遺骨送還に関する請願（請願者　東京都中央区銀座西八丁目八番地東京華僑会館内中国人ふ虜殉難者慰霊実行委員長大谷瑩潤）（柳田秀一君紹介）（第七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中多数の中国人ふ虜労働者が日本内地の鉱山、工事場等の各地において、労働に従事していた間に、不幸な事件の発生によつて多くの死者を出し、その遺骨は無縁のまま放置されている現状であり、これを可能な限り拾集し、丁重に本国へ送り届けることは、われわれ日本国民の当然なすべき責務である。ついては、これら遺骨を現在就航中の帰国船を利用して、六月中に送還を実現せしめ得るよう、旅券下附の保証及び費用の国庫補助等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立福知山病院に深部治療器械整備に関する請願（請願者　福知山市字内記福天地方全官公庁労働組合協議会議長池部清）（大石ヨシエ君紹介）（第八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福知山市附近十里四方の地域には深部治療装置が一台もないため、周辺郡部の住民は、これが治療を要するときはやむなく大阪または京都の大学病院まで出向かねばならず、その不利不便は大である。ついては、福知山病院に深部治療器械を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療普及ならびに結核予防のために、深部治療器械を整備することは最も時宜に適すると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡野上町秩父郡遺族連合会長塩谷松次郎外三十五名）（荒船清十郎君紹介）（第一二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦傷病者戦没者遺族等援護法は種々の欠点を有している。ついては、同法を改正して、（一）めかけ関係にある妻に本法を適用すること（二）妻が復氏又は婚姻を解消したときは、弔慰金は戦没者の家本意に与えること。（三）事実養父母を援護の対象と認めること（四）発病の日が昭和十六年十二月八日以前のときも弔慰金を下付すること。（五）満州開拓従業性者に対しても本法を適用すること（六）弔慰金は戸籍によらず、英霊を祭祀する家に対して一斉に給付すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県にアフター・ケアー協会設立の請願（請願者　愛媛県温泉郡北吉井村国立愛媛療養所井上敦（中村時雄君紹介）（第一四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県においては、国立療養所の外、二十箇所の公立病院で結核療養中の約二千名を含め、保健所へ登録されている患者は三万余名あり、さらに未登録の者を加えると五万名に上るものと推算されているが、これら患者の医療対策の重要なことはもちろん、後保護施設に対する施策においてはなはだ不充分である。ついては、愛媛県にアフター・ケアー協会を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由
結核予防対策上、本請願の主旨は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

助産婦の教育制度実施に関する請願（請願者　新潟県新潟市白山浦二丁目百七十一ノ一番地菊池タツセ外九百五十六名）（佐藤芳男君紹介）（第一五七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
助産婦の資格条件としての教育程度に関しては、これを引き上げるべきか、引き下げるべきかについては議論があり、産婦人科学会案としては将来の助産婦数の不足を理由としてこの教育程度の引下げの改正が強行される気運にあるが、現在助産婦の数は六万を数え、必要数の倍に当つておるのであり、且つ、一国の文化の基準が乳児死亡によつて評価される今日、この乳児の育成に重大なる関係のある妊娠、分べん、産じよくの指導を担当する助産婦の教育程度を引下げるがごときは、時代の逆行もはなはだしい。ついては、助産婦の資格低下、養成年限の短縮をしないよう取り計われたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

遺族弔慰金支給に関する請願（請願者　兵庫県神崎郡神崎町高岡千百六十七番地の二松岡茂）（大上司君紹介）（第一七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十三年三月の公報によつて、兵庫県神崎郡田原村南田原千六百六十三番地の二松岡大は戦死した旨、村役場より通知を受けたが、いまだに五万円の弔慰金が支給されないため、その遺家族は墓石すら建てることができず、困窮している。ついては、速やかに遺族に弔慰金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は、緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国立らい療養所職員の増員並びに待遇改善に関する請願（請願者　東京都北多摩郡東村山村全生園内鈴木寅雄）（山花秀雄君紹介）（第一七六九号）、同（請願者　東京都北多摩郡東村山町国立癩療養所入園者代表桜井貞雄）（中村高一君紹介）（第二七七二号）、同（請願者　東京都北多摩郡東村山町国立療養所多摩全生園職員代表久保栄吉）（山花秀雄君紹介）（第四八二五号）及び同（請願者　東京都北多摩郡東村山町国立医療労働組合多摩生園支部長川津富蔵）（山花秀雄君紹介）（第五七四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
らい療養生活の維持、治療、研究の充実及び療養施設の壊滅的破損の防止等は現下の緊要事である。ついては、（一）医師、看護婦その他の職員の定員を増員し、待遇を改善すること（二）患者附添夫（婦）の手当を日額六十円に増額すること（三）増床を含む医療施設整備を継続し、重病棟を始め療養施設を改善すること（四）国立らい研究所を設立し、本疾患の医学的克服を促進すること（五）養護施設の拡充、児童の待遇改善並びに教育年限を延長すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
らい療養所に対し、前掲のごとき措置を講ずることは、最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

星塚敬愛園の病床増設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市星塚町星塚敬愛園入園者代表南幸男）（山中貞則君外一名紹介）（第一八二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府が昭和二十五年度より昭和二十七年度までにらい療養所の病床を四千床増設したことは、まことに喜ばしいことであるが、この四千床のうち、星塚敬愛園に割当てられたベットの数は、わずかに二百八十床であり、これをもつてしては、鹿児島、宮崎両県下の在宅患者数の約三分の一を収容するにすぎない。ついては、星塚敬愛園の病床を増床するとともに、施設の整備をされたいというのである。

二、請願の議決理由
らい療養所の病床を増床することは、らい予防上、特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

栗生楽泉園施設整備に関する請願（請願者　国立らい療養所栗生楽泉園在園者総代藤田武一外二百五十名）（武藤運十郎君紹介）（第一八三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立らい療養所栗生楽泉園は、高原の馬の背状に位し、医局治療棟が各所に点在しているため、歩行困難な患者はその往復に多大の不便を感じ、寒気厳しく、コンクリートの便槽は凍割れを生じて、不衛生きわまりなく、且つ、患者収容病棟は狭あいをきわめ、患者は空室を利用して転々と移動している有様である。ついては、昭和二十八年度において栗生楽泉園の施設を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は、適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国立舞鶴病院の給食費引上げの請願（請願者　舞鶴市行永国立舞鶴病院患者自治会代表梅田鴻吉外八百二十一名）（柳田秀一君紹介）（第一八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立舞鶴病院に入院加療中の患者に支給される給食は余りにも粗悪で、療養に必要欠くべからざる栄養を補給し得ないため、入院患者はわずかな財産を処分し、又は

借金をして自炊により補食しているが、長期療養を余儀なくされる結核患者にとつては前途暗たんたる心情にある。ついては、本院入院患者の給食費を一人一日百三十円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国立病院における患者に対し、適当な栄養を支給するため患者食費の引上げを行うことは現下の状勢にかんがみ緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

生活保護法の一部改正に関する請願（請願者　舞鶴市行永国立舞鶴病院内患者自治会代表梅田鴻吉外五百八十一名）（柳田秀一君紹介）（第一八三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護法による基準額は、副食について一食男六円、女三円八十五銭となつているが、これは罪を犯して服役している者に比べはるかに低い額であり、このため入院中の患者の生活はその極に達し、生命を断つ者もできかねない実情にある。ついては、本法を改正し、基準額を入院中の患者の日用費一箇月千二百円に、その他の基準額を二倍に増額するよう予算的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済情勢下、本請願の要旨は考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

小佐々町東部地区に簡易水道敷設の請願（請願者　長崎県北松浦郡小佐々町長山口房吉外三名）（辻文雄君紹介）（第一九五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県北松浦郡小佐々町東部地区は、自然の水利に恵まれず、毎年の渇水期にあつては、住民の生活上の悲惨は目に余るものがある。ついては、本地区に簡易水道を敷設し、これが費用を国庫で補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、公衆衛生上も必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立渋川病院の施設整備拡充に関する請願（請願者　群馬県北群馬郡渋川町長佐藤力外五十名）（中曾根康弘君紹介）（第一九五八号）及び同（請願者　群馬県北群馬郡渋川町議会議長篠原栄一外六十二名）（小峯柳多君紹介）（第二五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立渋川病院は、群馬県北群馬、勢多、吾妻、利根及び群馬の五郡唯一の総合病院として使命を担うとともに伊香保、水上、草津等の各地に点在する温泉郷の観光病院として、また内外人を収容しうる重要な医療機関として、県民は絶大なる関心と期待を寄せているが、同院はいまだ不備の点が多く、その使命を充分に発揮できない状況にある。ついては、本院の施設整備と拡充を図るための七千三百七十七万五百円を予算化されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立渋川病院の施設整備と拡充を図ることは、国民の衛生上特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

遺族年金支給に関する請願（請願者　京都府舞鶴市字北田辺百十九番地の五上谷すて）（大石ヨシエ君紹介）（第一九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

故上谷清次は大正四年五月十日舞鶴海軍工廠に入廠、終戦により昭和二十年九月十五日退職するまで、まる三十年余り終始一貫海軍に奉職したものであるが、戦時中の過労が原因で、昭和二十一年八月十四日死亡した。普通なれば、海軍工員として二十八年も勤務したのであるから、当然共済組合年金が遺族に下付されるのであるが、故人の場合は昭和十八年十月一日に任官したために、共済組合脱退となり、しかも昭和二十一年八月十四日死亡のため、共済組合の遺族年金受給非該当者となつている。ついては、かかる取扱いは余りに不合理であるから、三十年の勤続に対して遺族年金を支給されるよう特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

舞鶴西消費生活協同組合に低利資金融通に関する請願（請願者　京都府舞鶴市字引上舞鶴西消費生活協同組合長山崎新一）（大石ヨシエ君紹介）（第一九六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴西消費生活協同組合は組合員並びに市民大衆の福祉増進に関する各種の供給、利用及び共済事業を営み、地方文化の向上と生活の安定に寄与しているが、今回組合員並びに市民のために利用事業として大衆浴場の経営を計画しているが、資金難のため、これが実現はきわめて望み薄の状態である。ついては、本組合に対して、低利資金融通の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

インターン制度廃止に関する請願（請願者　東邦大学医学部学生代表高橋達志）（萩元たけ子君紹介）（第二二一六号）、同（請願者　東京都文京区本郷東京大学医学部自治会井形昭弘外五名）（堤ツルヨ君外一名紹介）（第二三五五号）、同（請願者　東京都板橋区志村小豆沢一丁目二番地門松利子外百三十一名）（加藤鐐五郎君外五名紹介）（第三二〇五号）、同（請願者　三重県津市大谷町十一番地県立医科大学インターン対策委員会戸田陽）（中井徳次郎君紹介）（第三二〇六号）、同外一件（請願者　名古屋市昭和区鶴舞町名古屋大学医学部インターン対策委員会代表石川道雄外一名）（加藤鐐五郎君紹介）（第三二三五四号）、同（請願者　京都市下京区西七条御所ノ内西町京都府立医科大学学生自治会宮崎恭一）（大石ヨシエ君紹介）（第二三二五五号）、同（請願者　長崎市浜口町長崎大学医学部学生池田一彦外百四十六名）（白濱仁吉外一名紹介）（第三六三三五号）、同（請願者　京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町四百六十五番地田中康夫）（水谷長三郎君紹介）（第四二四〇号）及び同（請願者　日本大学医学部学生会委員長梶原長雄）（世耕弘一君紹介）（第五一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医師法第十一条によつて医学生は卒業後一箇年のインターンを義務的に行なわなければならないが、このインターン制度は予算の裏付けがほとんど皆無のため、きわめて不備のまま放置され、医学教育に対して悪影響を及ぼし、医学生の経済的負担をますます重くしている。ついては、現行のインターン制度を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

覚せい剤患者防犯対策に関する請願（請願者　静岡県清水市堂林三百九十八番地の一白鳥茂作）（遠藤三郎君紹介）（第二三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近ヒロポンなどの覚せい剤が

流行し、社会に多大の損害と迷惑をかけているが、覚せい剤は密造が容易であつて、罰金が軽く、利益が多いため、その密造者のほく滅は非常に困難となつている。ついては、覚せい剤の密造、密売者に対する刑罰を重くし、これが使用を絶対に禁止して、中毒患者の根絶を期し、青少年犯罪を絶滅されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

基幹病院新築費国庫補助等に関する請願（請願者　岩手県知事国分謙吉外一名）（田子一民君紹介）（第三〇〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県立遠野病院は、県医療組合運動の最初の所産として、私立病院を買収し、本県においてこれを直営しているが、この病院は構造、設備において医療法の要請に合致しないのみならず、老朽はなはだしく危険な状態にあるので、本県としては基幹病院整備計画に基いて、この病院を廃し、新たに病床四百以上の中央病院を昭和二十九年度から年次計画により新築する予定である。ついては、これが財源に関して本県の財政上起債及び国庫補助に求める予定であるから、政府においても、これに対する財政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上、医療機関の整備は特に必要である。これに対し、政府は財政的措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立出目療養所施設拡充に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡近永町長川添日和郎外三名）（井谷正吉君外三名紹介）（第三〇〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立出目療養所は、現在収容可能床百十二床で、常に満床であり、目下入所申込者は八十名を算し、その需要に応じ切れない状況であり、しかも手術設備がないため、外科療法は国立愛媛あるいは広島療養所に転送している有様である。ついては、本年度において百床の増床と手術室の設置並びに本館を治療棟に転用するための事務棟の増築等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、国民の保健衛生上特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

同和問題に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡町村会長山崎一夫）（櫻内義雄君紹介）（第三二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教世紀にわたるわが国の封建制は、人の下に悩む人を作り、今なお残存して社会機構のうちに差別制を持続していることは断じて許し難いことであり、かかる不平等を根本的に排除し、平等にして万人幸福な人権を尊重されねばならない。ついては、衆参両院に同和対策特別委員会を即時設置し、地方改善事業の実施、国策樹立審議会の設立等の同和問題対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は充分考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

清掃法制定に関する請願（請願者　都市清掃協会長安井誠一郎）（安井大吉君紹介）（第三三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市清掃事業は、明治三十三年制定にかかる現行汚物掃除法を唯一の基準法として施行されているが、この法律が現代に即応しないものであることはいうまでもなく、全国の都市は法改正につとに繰り返し要請してきた。ついては、速やかに清掃法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

清掃法制定は国民保健上も特に必要で本請願の要旨は緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　長野県南安曇郡高家村長野県未亡人連盟会長宮下みどり）（萩元たけ子君紹介）（第三三五二号）、同（請願者　島根県議会議長中島龍一）（高橋圓三郎君紹介）（第四〇一六号）及び同（請願者　長野県長野市権堂町高野いし）（萩元たけ子君紹介）（第四〇四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに母子福祉資金の貸金等に関する法律が制定されたことはまことに感謝に堪えないが、なお母子家庭の医療問題、自立更生、住宅問題等に関しては強力な施策の実施が必要である。ついては、本法を改正して、新たに医療資金を加え、母子の国家医療施設及び母子授産所を設置し、住宅補助金を増額する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

母子家庭に対し、要旨のごとき措置を講ずることは緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

象頭山の観光施設整備に関する請願（請願者　香川県仲多度郡琴平町長　細川秀雄　外四十二名）（福田繁芳君紹介）（第三三三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県仲多度郡琴平町所在の象頭山は、金刀比羅宮の境内である関係上、いまだおのを入れない原始林であつて、その林相は全国まれに見る美観を呈し、また当山の象の鼻の部分に当る通称愛宕山は、讃岐平野を一望におさめ、はるかに瀬戸内海をも眺望しうる風景絶佳のところで、両山ともに昭和二十五年に瀬戸内海国立公園に編入されたが、戦後の混乱期における盗伐と豪雨による崩壊の決潰等により著しく荒廃し、休憩用の小亭と展望台の名のみを残す貧弱なものとなつた。ついては、象頭山及び愛宕山の観光施設を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯の観光施設を整備することは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

官報 号外
昭和二十八年八月十日

第十六回国会 衆議院会議録第三十九号附録（その二）（十三）

生活保護法適用患者の身廻品費引上げの請願（請願者　京都府久世郡城陽町国立京都療養所京和会代表西鉄男外三百五十名）（柳田秀一君紹介）（第三六〇二号）、同（請願者　和歌山県日高郡和田村延寿浜園松風会代表出羽芳郎外百八十三名）（辻原弘市君紹介）（第四〇一四号）同（請願者　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内日本患者同盟北陸支部連合会代表石渡正好）（内藤友明君紹介）（第四四四一号）及び同（請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所湯病院患者自治会自友会田中耕八郎外二百四十九名）（勝間田清一君紹介）（第四五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護法適用患者の身廻品費は、昭和二十四年度よりすえ置かれているため、諸物価の高騰している現在、長期療養者は経済的に非常に困っている。ついては、これが患者の身廻品費を月額二千円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

戦病死確認に関する請願（請願者　京都府舞鶴市河辺中二百九十六番地岩崎治平）（大石ヨシエ君紹介）（第三九七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

故岩崎正義は、戦地においてり病し、兵たん病院で加療中のところ終戦となり、病身のまま召集解除で、地方の医師に診療を受けていたが、昭和二十一年十月死亡した。しかしこの死亡は戦病死でありながら、犬死同様で、靖国神社に合祀もされず、故人はもちろん、親としても残念でならない。ついてはこの死亡を戦病死と確認されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

山田村に国民健康保険直営診療所設置の請願（請願者　大阪府三島郡山田村長笑林信雄外一名）（淺香忠雄君紹介）（第三九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府三島郡山田村は、人口九千余を有するにかかわらず、ただ一人の開業医がいるのみで、その医師も病院勤務のため昼間は不在で、急病人の場合は村民大騒ぎを演ずる状態で助かる病人でも一命を捨てる場合がしばしばある。ついては、山田村に国民健康保険直営診療所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民医療上、直営診療所の設置は緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

身体障害者の完全雇用に関する請願（請願者　和歌山県日高郡和田村国立療養所延寿浜園松風会代表出羽芳郎外百八十三名）（辻原弘市君紹介）（第四〇一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長期療養を要する結核患者は、職場より退職せしめられたもの、又は身分保障期間中に治ゆの見込みもなく、失職明らかな者が多数あり、回復後生きるための職場獲得に苦慮している。ついては、身体障害者の完全雇用の実現対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立療養所の看護婦増員に関する請願（請願者　和歌山県日高郡和田村国立療養所延寿浜園松風会代表出羽芳郎外百八十三名）（辻原弘市君紹介）（第四〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在医学の恩恵の下に、いかに外科及び化学療法が進歩しようとも、結核療養者にとつて、看護婦の存在は肉体的、精神的に必要かくべからざるものであるが、その看護婦の絶対数は最低限度の定員にさえ遠く満たない少数のため、療養者にとつて大なる悩みとなつている。ついては、法令を改正し、看護婦養成施設の拡充と看護婦増員の予算的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

医療従業員の増員は、医療普及上、緊切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

結核患者に身体障害者手帳交付の請願（請願者　和歌山県日高郡和田村国立療養所延寿浜園松風会代表出羽芳郎外百八十三名）（辻原弘市君紹介）（第四〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

治療のため胸廓の一部を変形し、立居にも不自由を感ずる程の成形手術患者の社会復帰後の生活は実に想像以上のものがあり、それは上肢や下肢等の障害となんら異ならないものである。ついては、身体障害者福祉法の適用範囲を拡大して、結核患者にも適用するとともに、これが予算的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主要は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立公園の施設整備国庫補助に関する請願（請願者　福島県南会津郡檜枝岐村長橋朝良）（鈴木義男君紹介）（第四〇九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立公園が真に国民の公園として、また国際観光の場として、その全機能を発揮するには道路、宿舎、野営場その他の施設を整備することにあるが、地方の財政力をもつてしては到底満足な成果を挙げえない。ついては、(一)奥日光国立公園特別地域尾瀬沼に集団施設を整備し、単独施設としてのヒユッテ建設計画に対する融資(二)福島県南会津郡檜枝岐村字七入より群馬県地内片品村大字清水に至る間の車道の整備(三)尾瀬地方の歩道の改修等を図り、国立公園施設整備に要する国庫補助金及びホテル整備等の融資を優先的に考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立公園に対し前掲の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

日吉村に上水道敷設の請願（請願者　愛媛県北宇和郡日吉村長渡辺綱雄外五名）（井谷正吉君外二名紹介）（第四二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県北宇和郡日吉村大字下鍵山は、飲料用の井戸を掘るも地下の水量少なく、住民のほとんどはとよをかけて飲料水を取り入れ、あるいは河水を使用している状態で、はなはだ不衛生きわまりない。ついては、日吉村に上水道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

湖岸病防除に関する請願（請願者　島根県鳥取郡出東村長植田元雄外十三名）（櫻内義雄君紹介）（第四三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

風土病である湖岸病にかかると、農業上の野外作業期間の大部分を通じて、水田作業が不能となり、これがため農家経済及び農業生産力に及ぼす影響はまことに多大で、関係町村はこれが撲滅を期しているが、最近の町村財政をもつてしては万全を有することができない。ついては、これが対策として、水田撒布の薬剤費等に補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

湖岸病予防のため薬剤費等に補助金を交付することは公衆衛生上特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

沼部村授産場施設整備拡張に関する請願（請願者　宮城県遠田郡沼部村長宮田要治郎外三名）（只野直三郎君紹介）（第四四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県遠田郡沼部村授産場は、戦争未亡人、身体傷害者の唯一の職場として利用されてきたが、最近本授産場の利用を希望する者五十世帯を救える現況で、これが施設の整備拡張は事故防止上、衛生上よりもきわめて緊要なことである。ついては、本授産場の整備拡張を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

生活保護法の最低生活基準額引上げの請願（請願者　富山県東礪波郡城端町内国立療養所北陸荘内日本患者同盟北陸支部連合会長石渡正好）（内藤友明君紹介）（第四四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般改訂の運びにある生活保護法は、最低生活基準額五人世帯で、特級地八千円、一級地七千五百円、二級地五千五百円程度となつているが、これでは改訂前に比較して、各級においてわずかに三百五十円の引き上げに過ぎず、諸物価の値上げなどから見れば、むしろ実質的に相対的に低下となり、最低生活を確保し難い。ついては、生活保護法の最低基準額を一万円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済情勢下、最低生活基準額を引上げることは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

二等症患者の処遇に関する請願（請願者　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内日本患者同盟北陸支部連合会代表石渡正好）（内藤友明君紹介）（第四四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中軍務に服役中内地で発病した二等症患者は、遺家族援護法及び軍人恩給法の対象になつておらず、これは軍国主義時代のあやまつた観念で、二等症患者といえども徴兵検査及び徴集入隊時は健康と認定されたもので、その二等症患者に対して国家よりなんらの補償が与えられないことは時代の逆行もはなはだしい。ついては、二等症を一等症と同等に処遇されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願（請願者　佐賀県三養基郡中原村国立佐賀療養所療友会代表千住竹蔵）（井手以誠君紹介）（第四五五一号）及び同（請願者　札幌市白川国立北海道第二療養所白川療患者自治会代表木南正敏）（横路節雄君紹介）（第五五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行生活保護法の最低生活基準額は、一級地五人世帯で七千二百円に過ぎず、現今の社会情勢や物価の状態においては生きることさえできず、ことに長期療養を必要とする入院患者及びその家族は悲惨をきわめている。ついては、生活保護法の最低生活基準額を二万円に、また同法による入院中の生活扶助料を二千円にそれぞれ引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済情勢下最低生活基準額を引上げることは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

国立らい療養所職員の増員に関する請願（請願者　東京都北多摩郡東村山町国立療養所多摩全生園職員代表久保栄吉）（島上善五郎君紹介）（第四六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国十箇所の国立らい療養所においては、収容患者に比べ、職員数が非常に少ないため、治療上の困難、患者に各種の重労働を負担させる等の悪結果を生んでおる。ついては、国立らい療養所の技官、看護婦及びその他の職員の増員を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、最も適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

児童福祉対策に関する請願（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地全国社会福祉協議会連合会長田子一民）（青柳一郎君紹介）（第四六六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉対策として次の事項等を実施されたいというのである。

（一）身売り児童を保護するための単独法の制定。（二）医療、住宅、税金、授職補導を含む母子福祉保障の総合立法の制定。（三）母子福祉資金の貸付等に関する法律を、母子相談員を常勤とし、これを町村にも配置し、事務費を国庫補助する等について改正すること。（四）地方税法第七十八条に定められた入場税免除の催し物の範囲に映画を加えること等。

二、請願の議決理由

児童福祉行政の育成発展を図り、その万全を期するために前掲のごとき措置を講ずることは最も適切と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

長崎県の簡易水道敷設費国庫補助増額に関する請願（請願者　長崎市木博多町長崎県水道衛生協議会長成瀬寮外十二名）（辻文

雄君紹介）（第四六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県は、地勢急峻で、平地少く、対馬、壱岐、五島列島等の五百八十九に及ぶ島嶼によつて形成され、山岳と海岸線に沿つた細長い山間へき地及び海辺に部落が点々として個々に発達しているため、水利に恵まれず、飲料水の不足で、これが獲得に多大の労力と時間を空費し、渇水時期にあつてはまことに悲惨であり、また消化器系伝染病発生の原因ともなつている。ついては、本県の簡易水道敷設費に対する国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、公衆衛生上も特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

大島青松園の病床増設等に関する請願（請願者　香川県木田郡庵治村国立療養所大島青松園代表大基純三）（阿部五郎君紹介）（第四六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大島青松園は、明治四十二年県立療養所として発足以来、そのまま施設であり、患者は日常の療養生活においてきわめて不利不便を被つている。ついては、本園に対して、（一）重病棟の新築及び改装（二）不自由舎の新築及び改装（三）夫婦舎の新築（五）治療棟の改装（六）附属建物の新築及び改装（七）舗装道路の新設（八）蒸汽設備の新設及び改修等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

大島青松園に対し、前掲のごとき措置を講ずることは特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

福島県の簡易水道敷設費国庫補助増額に関する請願（請願者　福島県議会議長蓮沼韓輔）（助川良平君外四名紹介）（第四八二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県は、赤痢等の消化器系伝染病が毎年多発しているが、これは最大原因は多数県民の流水等の不良飲料水の使用にあると考えられるので、抜本的施策として簡易水道並びに上水道の設置を必要とするが、各町村の単独負担による施行は困難である。ついては、本県の簡易水道事業費に対する国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者の終身医療保障に関する請願（請願者　富山県東礪波郡東般若八十歩石附正弘外二名）（三鍋義三君紹介）（第四八三〇号）、同（請願者　神奈川県高座郡相模原町国立相模原病院川原和雄）（鈴木義男君紹介）（第五〇三一号）及び同（請願者　東京都荒川区尾久町六丁目六百五十番地小峯直）（山下春江君紹介）（第五七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷い軍人軍属に対して、国が終身医療の保護を与え、その健康を管理すべきは当然の責任であるが、現実には一時的に治療保護が法律の制度の下に定められ、適用を受け得る者の範囲を限つて行われているために、自己の負担による病気治療を行わねばならず、障害と疾病を自ら守り得ないまま犠牲となつていく者が多数ある。ついては、戦争病者の終身医療を国家保障されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

簡易水道敷設費国庫補助増額に関する請願（請願者　中国五県議会議長会長会岡山県議会議長峰谷初四郎）（星島二郎君紹介）（第五一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年度以降五箇年計画をもつて、簡易水道施設に対して四分の一の国庫助成を行つているが、地方財政の窮状は年とともに度を深め、この上多額の地方負担経費を支出することは至難な実情にある。ついては、現行簡易水道敷設費の補助率を事業費の二分の一に引き上げるとともに、予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易水道施設に対し、国庫の補助率を引上げることは、最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、子福祉資金の貸付等に関する法律が制定されたことはまことに感謝に堪えないが、しかるにこの法律に基く生業、支度その他の貸付金はいずれも年三分の利子が付されており、これでは貧困の極にある母子家庭にとつて利子償還が大きな負担となつている。ついては、同法による貸付金のすべてを無利子とするよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

象頭山に薬用植物公園並びに参考館設置に関する請願（請願者　香川県仲多度郡琴平町長細川秀雄外一名）（福田繁芳君紹介）（第五一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国は薬草の国といわれるほど多種の薬草が山野に自生し、又は栽培されており、これが研究及び利用法が漢法薬、民間薬としてあるいは薬品製剤原料として盛んに行われているが、国家的見地からこれを研究しようとする者に資料を提供し、あるいは家庭の庭園等の実生活に取り入れる等の知識の増進に資することは大いに意義があり効果のあることと考える。ついては、瀬戸内海国立公園象頭山に薬用植物公園並びに参考館を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

厚生委員長　小島　徹三

衆議院議長堤康次郎殿

西山温泉を温泉地に指定の請願（請願者　山梨県南巨摩郡西山村長清水義之助外一名）（鈴木正文君紹介）（第五二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県南巨摩郡西山村の西山温泉は、風光の明びと情趣豊かな自然の環境に恵まれ、南アルプスのふもと早川渓谷の中心地に位し、その泉質と四十度ないし四十五度の最適温は胃腸病、婦人病等の諸病に顕著な効能を示し、県内外の浴客は四季を通じて絶えることなく、利用者の数は年々増加の一途をたどつている。ついては、西山温泉を温泉法に基く温泉地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

隼人保健所横川支所を本所に昇格の請願（請願者　鹿児島県姶良郡横川町長目床秋彦外九名）（池田清志君紹介）（第五三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県姶良郡の北部地帯は山間へき地で、気温低く、衛生的悪条件下にあるが、医療機関は保健所横川支所を有するのみで、本地帯の五箇町村の公衆衛生指導を横川支所の少数の職員をもつてしては到底できえず、交通的悪条件にはばまれ、多数の住民は不遇な状態のもとにおかれている。ついては、隼人保健所横川支所を本所に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は、国民保健上も特に緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

韓国人戦犯者並びに遺家族援護に関する請願（請願者　東京都渋谷区大和田町九十六番地丸山鶴吉外十四名）（池田清君外二十二名紹介）（第五四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
かつて日本のために忠誠を尽して刑死し、又は長期拘禁によつて、青春の門出を踏みにじられ、物心両面に言語に絶する打撃を被つた韓国人戦犯者及びその家族は、第三国人なるが故に日本戦犯者に対して行われている多少の援護の道もはばまれ、その境遇はまさに悲惨である。ついては、日本として韓国人に対し、国際道義上、人道上からもあるいは日韓両国の親善を促進し、東洋の平和と世界の安全を維持する上にも、これら韓国人戦犯者及びその遺家族に対して、援護施設の設置、厚生資金の供与、就職あつ旋援護等の措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は、国際道義上も又、日韓両国の親善上も、緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国立志布志療養所の病床増設に関する請願（請願者　鹿児島県曽唹郡志布志町長有留重利）（山中貞則君紹介）（第五五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立志布志療養所の結核病床は現在百五十床であるが、入院希望者は日々増加の傾向にあり、入所待機者及び入所不能とあきらめて入所申込をなさない者等を加えるとその数は多大となり、このまま放置するならば、各家庭はもちろん、国民の衛生上悪影響を及ぼすこと大である。ついては、国立志布志療養所の病床を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由
病床を増設することは、結核対策上も特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

国立療養所の給食費増額の請願（請願者　北海道北見市北海道立北見療養所療友会代表青木正彦）（永井勝次郎君紹介）（第五七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在国立療養所（道立、公立を含む。）入所患者の給食費は一日九十一円であるが、これでは物価高騰の今日、到底必要な基準栄養熱量が得られない。ついては、国立療養所の給食費を一日百三十円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
入所患者の給食費を引上げることは時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
厚生委員長　小島　徹三
衆議院議長堤康次郎殿

水産委員会

斜内漁港を第一種に指定等の請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外二名）（松浦周太郎君紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡浜頓別町の斜内漁港は、目前に豊富な魚田を控えているにもかかわらず、大型、中型動力船による沖合漁業ができず、天然の彎曲を具備するもそのまま放置されていることは、はなはだ遺憾である。ついては、速やかに斜内港を第一種漁港に指定の上、施設を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
斜内漁港は該地方における漁業の発展を期し、生産力の増大を図る上に、きわめて必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

大樹町沿岸に漁港築設の請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外三名）（伊藤郷一君紹介）（第三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道広尾郡大樹町は、太平洋の漁田に面し、その沿岸は四季を通じて大なる漁獲を有し、十勝国における水産物の揚陸地として、寄与するところ大であるが、いまだ漁港の施設なきため小規模なる漁船のみであつて、若し動力船けい留場が設備されれば、その漁獲高は現在の十数倍に増加すること確実である。ついては、速やかに本町沿岸に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
大樹町漁港は、該地方における漁業の発展を期し、生産力の増大を図る上に、きわめて必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

密漁船取締強化等に関する請願（請願者　鹿児島市県漁業連合会内鹿児島県密漁船対策委員長原捨思）（床次徳二君紹介）（第七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県南薩、北薩海域は、魚族保護のため機船底びき網漁業の操業禁止区域に指定されているが、機船底びき網密漁者は近時昼夜を分たず、不法操業を続行しているので、現在、関係漁民は生活の危機にさらされている。ついては、南薩、北薩海域における機船底びき密漁船の取締りを強化するとともに、機船底びき網漁業の特例を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、該海域の魚族保護と沿岸漁業の安定を期するため、きわめて適切妥当なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

船越漁港修築等に関する請願
（請願者　愛媛県宇和郡西海町長岡田庄松外二十二名）（井谷正吉君外三名紹介）（第八四九号）

一、請願の要旨及び目的
愛媛県南宇和郡西海町地先の船越港は、本県の最南端、漁場宇和海及び土佐海を扼して突出した半島部にあり、古くから沿岸漁業の基地として有名であるが、近時潮流の異変によつて漁場は沖合に移行したため、最近においては魚群探知機や無線電話等を装備した科学的な大型漁業に転換を余儀なくされつつある。しかるに本港は漁業基地としても、避難港としても、施設きわめて不充分であり、速やかに漁業根拠地としての施設の整備が望まれている。ついては、漁港法に基き本港を漁港に指定の上、修築工事等を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
船越漁港は該地方における漁業の発展を期し、生産力の増大を図る上に、きわめて必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

土々呂漁港を第二次整備計画に編入の請願（請願者　宮崎県延岡市土々呂漁業協同組合長和田盛一外六名）（甲斐政治君紹介）（第八五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県延岡市土々呂漁港は、港湾に恵まれない本県において、産業開発上特に重要性を有するものであるが、近年の荒廃はなはだしく、この修備着手の時期如何は関係市民死活の問題として早急実現を熱望している。ついては、土々呂漁港を第二次整備計画に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由
土々呂漁港を整備することは、該地方における漁業の発展を期し、生産力の増大を図る上に、きわめて必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

佐尾漁港を第四種に指定の請願（請願者　長崎県南松浦郡若松村長入井村太外二名）（西村久之君紹介）（第一四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県南松浦郡若松村佐尾漁港は、近海漁業の根拠地であるばかりでなく、済洲島、台湾方面への遠洋漁業の前進基地として、また避難港として、多大の役割を果している。ついては、佐尾漁港を第四種漁港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
佐尾漁港を第四種にすることは、該地方における漁業の発展を期し、生産力の増大を図る上に、きわめて必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

小川原沼開さくに関する請願（請願者　青森県上北郡浦野館村長阿部留吉外一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一九六九号）及び同（請願者　青森県上北郡浦野館村議会議長吉田昌三郎）（山崎岩男君紹介）（第三〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県上北郡内小川原沼尻を開さくすれば、農作物の被害排除及び漁船の船だまり及び避難港として最適地である。ついては、速やかに沼尻天ケ森附近を開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、小川原沼の開発並びに該地方の漁船に対し便益を与え漁業の発展に資すること大である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

泊焼山湾漁港修築に関する請願（請願者　青森県上北郡六ケ所村長佐々木高寿外一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第二〇六八号）及び同（請願者　青森県上北郡町村会長吉田昌三郎外一名）（山崎岩男君紹介）（第三〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県上北郡六ケ所村泊焼山湾は、船だまり港として従来築港を要望され、さきに県港湾の改修指定港の認定を受け、埋没箇所のしゅんせつ工事をしたのであるが、近年漁業の発展に伴い、本港は漁船の収容力なく、且つ、港内は流砂のため港としての価値を失いつつある。ついては、昭和二十八年度より泊焼山港を国庫補助による漁港修築工事に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、該地方の漁業の発展と生産力の増大を図る上に、是非とも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

霞浦及び北浦に国立淡水区水産研究機関設置の請願（請願者　茨城県議会議長宇田川源次郎）（塚原俊郎君紹介）（第二二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県下の霞浦、北浦は本邦まれに見る栄養湖として、年間百五十万貫の漁獲量を挙げているが、近年の濫獲、干拓、水質汚濁等による影響により、減産のすう勢をたどつている。かくてこれが振興対策として干拓、埋立の影響又は温水性湖沼の高度利用のための総合研究等、政府によつて実施されるを至当と認めるものが少なくない。ついては、霞浦、北浦に国立淡水区水産研究機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の目的は、該地方における淡水漁業の発展と生産力の増大を図る上に是非共必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

岩手県下の漁港整備に関する請願（請願者　盛岡市内丸岩手県漁港協会長鈴木善幸）（鈴木善幸君紹介）（第二五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
漁港法に基く第一次漁港整備計画の実施は、予定に反して著しく遅延を重ねている。ついては、本県下の漁港整備に関して、（一）局部改良予算の計上（二）第二次漁港整備計画の早期樹立（三）国及び県負担の増額（四）市町村の起債を全面的に認可すること等を速やかに完遂されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の目的は、該地方における漁業の発展と生産力の増大を図る上に、きわめて、適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

厚内漁港修築に関する請願（請願者　北海道十勝郡大津村厚内漁港修築期成同盟会長斉藤兵二郎外四名）（本名武君紹介）（第二七七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道十勝郡厚内漁港は、十勝における漁業基地として重要であるばかりでなく、鉄路、日高方面の漁船の避難港として、また道内及び本州各港との連絡港としてきわめて重要な位置にあつて、東北海道の漁業振興上欠くことのできない漁港である。ついては、本港の修築計画を決定の上、速やかに築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、該地方における漁業の発展と生産力の増大を図る上にきわめて適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院にお

いて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

鯛の浦湾を第四種漁港に指定の請願（請願者　長崎県松浦郡有川町長山下元一郎外十名）（白濱仁吉君紹介）（第三二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県松浦郡有川町所在の鯛之浦湾は、漁業国策遂行上における漁業基地として、又は離島漁業の開発、就業漁船及び近海航行貨客船舶の海難防止の避難港としてあらゆる条件を具備している。ついては、鯛の浦湾を第四種漁港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、該地方における漁業の発展と生産力の増大を図る上に、きわめて適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐世保湾の禁止制限解除並びに防潜網撤去に関する請願（請願者　佐世保市三浦町長崎県佐世保市漁業協同組合長　松本義隆）（白濱仁吉君紹介）（第三二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐世保湾沿岸一市三箇村の漁民は、同湾における漁船の操業制限等によつて、二十七年度における漁業被害は総額一億三千余万円に達し、これが補償を関係法規に基いて調達庁へ事務手続をとつたところ、昨年十二月交付された防潜網の見舞金をもつて打切りとの通示であるが、徒らに法を無視する措置と考える。ついては、佐世保沿岸漁民に昭和二十七年法律第二百四十三号に基く補償をするとともに、同湾の禁止制限を解除し、防潜網を撤去されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、佐世保湾における漁業の発展と生産力の増大を図る上にきわめて、適切妥当なものと認め、且つこれによる損失の補償は、速やかに措置すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

新潟県水産業会資産処理に関する請願（請願者　新潟県佐渡郡両津町佐渡郡漁業協同組合連合会長本間寿一）（鈴木善幸君外一名紹介）（第三四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県水産業会の佐渡郡両津町瑛所在の荷さばき所及び倉庫と瀋所在の荷さばき所は、本年五月二十九日に新潟県漁連に譲渡認可となつたが、本施設は郡連事業遂行上必須とする施設であつて、県連では使用の途なきものであり、かかる措置は昭和二十五年以来この資源譲渡を希求してきた郡連の漁組、漁民にとつて遺憾であるのみならず、立法の精神である資産譲渡の適正を欠き、新協同組合の発展を阻害するものである。ついては、本県水産業会の資産処理について善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、漁業協同組合の健全な発達を図るためには、水産業協同組合法の遵法が不可欠である。よつて本件は速やかに適切な措置が必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

一瀋漁港修築に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長梁田直彦）（岩川興助君紹介）（第三六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県熊毛郡上屋久村地内の一瀋漁港は、屋久島における唯一の漁港で、避難港としても、また南方漁業の基点としても重要な地位にあるが、一朝荒天時に際しては、港内は波浪高く、漁船のでい泊は不能となり、一瀋川に退避するも、同川は河口狭く、水深が浅いため、退避した漁船は干潮時に出入困難となり、漁港の損失、出漁の不能等多大の損害を被つている。ついては、速やかに一瀋漁港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、該地方における漁業の発展と生産力の増大を図る上に、速やかに修築の必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍演習等による漁業損害補償金増額に関する請願（請願者　長崎県知事西岡竹次郎外一名）（田口長治郎君外二名紹介）（第二九七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日米安全保障条約に基き、わが国に駐留する軍隊に水面に使用させるため、漁船が操業の制限等を受けることによつて生じた漁業者の損害はきわめて大きく、これが補償に対して法律が制定されているが、その額はきわめて極少で、水産経済全般に与える影響は多大である。ついては、これが補償に万全を期されるよう、補償金割当額を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、漁業経営上、きわめて支障を来たしており、漁家の経済が底落し困ばいしていることを認め、これが救済の途を速やかに講ずべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

南洋群島内漁業基地復活に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内新丸ビル六階大洋漁業株式会社内南興水産株式会社復興準備会発起人代表大志摩孫四郎）（今澄勇君紹介）（第四〇七七号）、同（請願者　東京都千代田区新丸ビル六階大洋漁業株式会社社長中部兼吉外十四名）（大橋忠一君紹介）（第四八〇五号）及び同（請願者　東京都世田ケ谷区大原町一一一四番地依光重親）（赤城宗徳君紹介）（第五一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南洋群島一円の海域における漁業は、漁場に近接して基地を設定することによつてもつとも効果を挙げ得るが、米国は一昨年南洋群島に民政を布いて以来、産業開発にはほとんど手を施さず、戦前南興水産が永年にわたり、巨額の資金を投じた彼地の漁業施設もそのまま風雨にさらされているので、これらを活用して南洋漁業の復活すべく所要の準備を進めている。ついては、（一）パラオ、トラック、ポナペ及びクサイの各島における漁業基地の使用許可（二）南洋群島内における漁業権の許可（三）各島基地に残在する資産の返還等に関し米国と交渉されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、日本水産業の進飛する礎石として極めて適切妥当なものである。よつてこれが実現は、日本水産業に利することばく大なもので速やかにその措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

水産委員長　田口長治郎

衆議院議長堤康次郎殿

水産業協同組合法の一部改正に関する請願（請願者　岩手県大船渡市気仙郡漁業協同組合連合会内伊藤佐十郎）（鈴木善幸君外一名紹介）（第四六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の水産業協同組合法によれば、総会を招集する場合は開始の当日まで十日間をかけなければならないが、これでは余り日数が多過ぎて、かえつて予想されない事情が生じ、総会を開くことが困難な場合がたびたびあり、また漁業生産組合の成立条件は、漁民の資金調達等の面から実際問題としてなかなか行い得ない条件となつている。ついては、総会招集期間を五日間に短縮し、漁業生産組合の成立条件を緩和するよう同法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、漁業協同組合の健全な運営を図る上に、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

オットセイ保護条約締結等に関する請願（請願者　岩手県上閉伊郡大槌町赤浜海獣漁獲組合連合会長川口鶴松外一名）（鈴木善幸君紹介）（第四六七六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三陸漁業を中心に千葉沿岸まで回遊するオットセイは、禁漁期間が長期にわたるため、非常な増殖をきたし、沿岸魚田を荒し、東北漁民の生活をおびやかしている。ついては、オットセイ保護条約を速やかに締結するとともに日本近海に回遊するオットセイの海上漁獲を解禁し、いるか漁業を対象に許可制限の原則を規定されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、該海域における魚族の保護並びにオットセイ捕獲の必要があり、極めて適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

漁港整備費予算増額に関する請願（請願者　岩手県大船渡市気仙郡漁業協同組合連合会内伊藤佐十郎）（鈴木善幸君外一名紹介）（第四六七七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
政府の昭和二十七年度における漁港予算はきわめて少額で、漁港整備計画遂行上に重大な支障をきたしていることはなはだ遺憾である。ついては、昭和二十八年度においては漁港整備完遂促進のため、予算を相当増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、水産業の健全な発展と生産力の増大を図る上に、是非とも必要欠くことのできないものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

漁業協同組合の行政委託事務費補助に関する請願（請願者　岩手県大船渡市気仙郡漁業協同組合連合会内伊藤佐十郎）（鈴木善幸君外一名紹介）（第四六七八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
漁船登録事務その他漁業協同組合に対する行政委託事務がすこぶる多くなつてきており、これに要する経費も相当額に上つている。ついては、該経費に対して補助金を交付されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨は、漁業協同組合の事務の円滑を図り、組合の健全な発達を期するために適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

玉江浦漁港防波堤並びに船だまり築設の請願（請願者　山口県萩市玉江浦漁業協同組合長上領源六）（田中龍夫君紹介）（第四六八〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
萩市玉江浦漁港は、河川港にして水深浅く、また港口前二百メートルの海底には岩しよう及び暗しようがあつて、常時漁船の出入に危険が多く、大型船は入港できない状態にあり、また本港の船だまりは阿武川からの土砂流出によつて、大型動力船のけい留が困難となつている。ついては、玉江浦港に防波堤を築設するとともに、船だまりのしゅんせつを促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、該地方の漁業の発展と生産力の増大を図る上に、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

見島漁港整備に関する請願（請願者　山口県阿武郡見島村長山谷義太）（田中龍夫君紹介）（第四八三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
山口県阿武郡見島村見島港は、昭和二十五年漁港法公布の当初に、早くも第四種漁港として本土十二港の一に選定されたのであるが、他の諸港は直ちに特定告示を受け、整備計画実施の段階に入りながら、見島港のみは占領軍関連の特殊事情によりとくに除外され、約一箇年半を経た昨年五月始めて指定されたために、整備計画から取り残されている。ついては、見島港を整備計画に編入するとともに、速やかに実施できるよう緊急措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、該地方における漁業の発展と生産力の増大を図る上に、きわめて必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

妻鹿漁港整備に関する請願（請願者　兵庫県姫路市長石見元秀）（堀川恭平君紹介）（第四八三五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
兵庫県妻鹿漁港は、遠く九州、四国及び中国西部の漁場に活躍する漁船が近畿地方に荷さばきする門戸にあたり、その整備によつてもたらされる利益はきわめて大である。ついては、妻鹿漁港の整備諸費を予算に計上されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、該地方における漁業の発展と生産力の増大を図る上にきわめて必要なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

陸奥湾のほたてがい増殖事業費国庫補助に関する請願（請願者　青森県上北郡野辺地町長吉田昌三郎外三名）（淡谷悠蔵君紹介）（第五五五五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
陸奥湾における漁業不振の打開策として、ほたてがいの増殖事業を推進し、多大の成果をおさめているが、同事業は採苗、移殖、管理、育成及び保護等を継続的に実施するを要し、その費用は多額を必要とするので、漁民の経済事情をもつてはこれが目的達成は困難である。ついては、同湾のほたてがい増殖事業費を国庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、同湾の特殊事情にかんがみ、これが発達増長を図ることは極めて妥当である。よつて同湾における漁業の育成に国の援助を必要とすることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
水産委員長　田口長治郎
衆議院議長堤康次郎殿

通商産業委員会

信用協同組合育成強化のための障害除去に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡北条町大字辻北温信用組合組合長坂本明外四名）（關谷勝利君紹介）（第八五三号）、同（請願者　東京都中央区日本橋茅場町第三信用協同組合長佐々四三郎外二名）（櫻内義雄君紹介）（第二二二二五号）、同（請願者　山形市十日町山形庶民信用組合理事佐久間丈介外五名）（松平忠久君紹介）（第二二二二六号）、同（請願者　今治市宝屋町三丁目七十五番地富士貯蓄信用組合長津吉良幸外十七名）（小笠公韶君紹介）（第二二九七号）、同（請願者　福島県石城郡湯本町湯本信用組合理事長松本久吉）（山下春江君紹介）（第二三六九号）、同（請願者　山形県西置賜郡長井町大字宮境町置賜信用組合長竹田嘉兵衛）（黒金泰美君紹介）（第二三七〇号）、同（請願

者　東京都墨田区東駒形四丁目中ノ郷質庫信用組合長賀川豊行）（杉山元治郎君紹介）（第二三七一号）、同（請願者　福岡県大川町大川町信用組合長兼行卯三郎）（稲富稜人君紹介）（第二三七二号）、同（請願者　東京都足立区梅島町報徳民生信用組合理事中野智敬）（熊本虎三君紹介）（第二五九三号）、同外二件（請願者　東京都台東区下谷二長町東海信用組合理事熊谷直利外二名）（浅沼稲次郎君紹介）（第二七八一号）、同（請願者　新潟県南蒲原郡加茂町加茂信用組合長川崎捨吉）（稲村順三君紹介）（第二七八二号）、同（請願者　岡山県真庭郡勝山町真庭信用組合長清友英太郎外一名）（和田博雄君紹介）（第二七八三号）、同（請願者　新潟市東堀前通り新潟県商工信用協同組合理事長阿部隆治外四名）（櫻井奎夫君紹介）（第二七八四号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡燕町燕信用組合長田野三右衛門）（藤枝浩三君紹介）（第二七八五号）、同（請願者　東京都江東区深川永代二丁目七番地永代信用組合長理事山屋八万雄）（井堀繁雄君紹介）（第三二一三号）、同（請願者　広島県芦品郡新市町七百三番地新市信用組合長木村一太外九名）（高橋禎一君紹介）（第三六三九号）、同（請願者名古屋市中区南伊勢町中部信用組合組合長山内庫三郎外十四名）（加藤鐐五郎君紹介）（第四三二一号）、同（請願者　大阪市西区西長堀北通三丁目三徳信用組合理事長田季晴外二十三名）（松田竹千代君紹介）（第四六二五号）、同（請願者　愛知県東春日井郡小牧町永田浅雄外二名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第四六八三号）、同（請願者　大阪市西区西長堀北通不動信用組合長高畑熊常外三十三名）（原田憲君外六名紹介）（第四六八四号）及び同（請願者　千葉県山武郡東金町東金信用組合長能勢鬼一）（佐藤洋之助君紹介）（第五一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国産業の中核体である中小企業は、信用協同組合との連けいにおいて、着々その業績を向上し、信用協同組合もまた健全なる運営によつて中小企業の振興に寄与しているが、いまだ組合員以外の預金制限、組合連合会の出資基準の高額、出資株金払込み証明の発行不能等信用協同組合の育成強化のための障害が除去されていないことは、まことに遺憾である。ついては、速やかにこれらの障害を除去し、信用協同組合の育成による中小企業金融対策の強化に推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在、中小企業者の金融対策として、信用協同組合の果す役割は、今更附言するまでもない所である。しかるに、その内容につき、預金制限等の措置により金融事業には充分の処置はとられておらない。今後信用協同組合の内容充実の万全を期すなら、業務範囲の拡大をなすべきである。特に最近において、信用組合は出資金、予金の面で、何ら信用上の欠如があるとは思われない程に育成強化されつつあるにかんがみ、本件の趣旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

特定中小企業の安定に関する臨時措置の一部改正に関する請願

（請願者　日本綿寸工業会理事長森一郎外一名）（高橋禎一君紹介）（第三六四〇号）、同（請願者愛知県瀬戸市吉田町瀬戸綿寸販売組合長林寿男）（早稲田柳右エ門君紹介）（第四六二八号）及び同（請願者　神戸市生田区北長狭通日本綿寸調整組合理事長永木広次）（福田赳夫君紹介）（第四八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特定中小企業の安定に関する臨時措置法は、その立法趣旨の高邁なるにかかわらず、その目的達成のための不可決の要件が欠けているため、調整組合の運営は困難であり、所期の効果を挙げるに至つていない。ついては、本法を（一）恒久立法（二）新規開業の抑制措置に関する規定を設け（三）第二十九条の勧告の段階を廃止し及び命令の内容に関する規定を強制加入的命令規定に変更し（四）調整組合に価格協定、共同販売その他経済活動を許容し（五）調整組合に対する融資の道を開く等改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

私的独占禁止法の改正にならい、中小企業者にも組織力に強化を加え、内容的に営業等の横の連繋により、経済活動分野に万全の備えを加える本請願の処置は妥当適切なるにかんがみ、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の指定業種に印刷工業を指定の請願（請願者　東京都中央区新富町日本印刷工業会長佐久間長吉郎）（小金義照君紹介）（第二三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

印刷業界は、そのほとんどが中小企業者である上に、最近の出版業界の不況、貿易の不振等により、多大な打撃を受けて、倒産を余儀なくされる業者が続出している有様である。ついては、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の指定業種に印刷工業を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦後印刷、出版業の乱立は特に目に余るものがあつたのである。これらは戦時中の出版物の統制による反動として出版物であれば何物でも売上げを示した事によるのである。よつて今日の現況には法的措置により印刷工業の自粛自戒によつて正常の育成に努めるべきものなるにかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

特定中小企業の安定に関する臨時措置法の指定業種に清涼飲料水製造業を加入の請願（請願者愛知県瀬戸市権現町愛知県清涼飲料工業会理事長浅井金之丞）（早稲田柳右エ門君紹介）（第四六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清涼飲料水製造業者は、設備過剰と製品乱売による採算割れをきたし、大多数の中小業者は多額の物品税を滞納する結果となり、一方採算割れによる非衛生品や脱税商品が市場にはん濫し、業界では中小企業等協同組合法によつて、自主的な生産調整を行つた地区もあるが、この不況を克服するには安定法による保護以外にない。ついては、清涼飲料水製造業を特定中小企業の安定に関する臨時措置法の指定業種に追加されたいというのである。

二、請願の議決理由

清涼飲料水製造は製造方式は簡便であり、資本は少額でなし得る点につき、製造方法等設備に不備の点もある実情である。特にこれらは衛生的配慮を充分要するため、その乱立を防止し、公衆衛生の見地より、健全なる製造を行わしめるべきである。本請願は妥当適切なるを認め、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

企業組合の育成強化に関する請願（請願者　久留米市荘島明治商店街共栄企業組合久留米出張所長末安朝吉）（田中稔男君紹介）（第一四八号）、同（請願者福岡県久留米市荘島明治商店街共栄企業組合久留米出張所堤明外一名）（川上貫一君紹介）（第八五一号）及び同（請願者　福岡県久留米市荘島大島俊文）（稲富稜人君紹介）（第八五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小商工業者は、現在の経済状態の下に最低の営業と生活権を否定され、特に課税面においての圧迫はなはだしく、苦境のどん底にある。ついては、不況に対処する中小企業の自主的組織である企業組合の育成強化のため、所得税、法人税の改悪を行わず、中小企業等協同組合法の強化、中小企業庁の充実及び中小商工業者の組織化と保護育成に努められたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の健全な発展伸長を期

するため、協同組織形態により、その育成強化に種々の施策をとつているが、現在の経済的見地より、租税処置による方途を適切妥当な条件の下におくべきである。すなわち、所得税、法人税の点で特に公正妥当な税制をとるべきにかんがみ、その趣旨妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

中小企業対策に関する請願（請願者　東京都中央区商工組合中央金庫内日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝）（第四六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の国際的、国内的政治経済の不安定は、中小企業に重圧を加え、これがため中小企業は未曾有の苦難に当面している。ついては、これが対策として、(一)政府預託金の引上げを延期するとともに、さらに大幅の資金を預託すること(二)中小企業金融公庫の運用に当つては、業界の組織化を育成助長するよう配慮するとともに、その業務取扱については中小専門金融機関に重点をおくこと(三)中小法人の資本蓄積を可能ならしめるためその所得の最初の一定金額（五百万円未満）については、税率を軽減すること(四)事業協同組合及び同連合会に預金の受入れを認めること(五)中小企業に対する労働基準法については、中小企業が完全に遵守しうる程度に緩和すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府預託金の引上げは延々となつている実情であり、現在不渡手形の乱発により当然行うべき金融操作である。又中小企業金融公庫の運用についても対象が中小企業であるのにかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

綾部市に中小企業金融公庫代理所設置に関する請願（請願者　京都府綾部市西本町十七番地綾部中小企業相談所長出口亀次郎）（大石ヨシエ君紹介）（第二〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

綾部市は京都府下丹波、丹後地方の中心地であり、且つ、山陰、北陸両方面の交通上における要衝であるが、本市内の綾部信用金庫は、近時中小企業者の金融機関として飛躍的に発展し、すでに八年にわたり国民金融公庫代理所としての業務の経験と優秀なる成績を挙げつつある。ついては、京都府内に中小企業金融公庫代理所を設置するときは本市所在の綾部信用金庫を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業金融公庫の受託機関として信用金庫が当然金融業務を行うことは、本請願の趣旨にある所であり、妥当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

電気事業法の一部改正に関する請願（請願者　愛媛県松山市愛媛県電力協議会長井部栄治）（中村時雄君紹介）（第三二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回電気事業法改正のため、審議会において法案を審議中のことであるが、民間電力需用者として、(一)電気事業のうち、一般需用のみならず、特定需用を含めた供給事業をも電気事業と認めること(二)電力会社のサービス悪い場合等においては、同一供給区域内でも住民の意思により二以上の公益事業の許可を与えること(三)人為的、故意の停電に対する損害賠償の条項を加えること及び電気の融通、料金その他の供給条件、地域差の調整等は現行通り存置し、聴聞、苦情申立制度の改善等を実現するよう同法案を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気事業法改正審議会において、種々検討中であるが、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

四国の電源開発促進に関する請願（請願者　松山市二番町松山商工会議所内愛媛県電力協議会長井部栄吉外五名）（中村時雄君紹介）（第一四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国の電源開発は中国、九州又は関西地方に送電し、ひ益せしめる国策的開発で、速やかに開発に着手すべきであるが、目下四国電力会社と住友共同電力会社間の高知県奈半利川の水利権をめぐつて係争中で、両社その立場を異にしているため解決至難の実情にある。ついては、大乗的見地から両社を協調せしめるとともに、開発会社によつて四国の電源開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の電力事情は需要の急増によりすこぶるひつ迫している。かかる時に急速なる電源開発は経済伸展、民生の安定上、最も望ましいのであつて、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

四国の電源開発促進に関する請願（請願者　愛媛県松山市議会議長檜垣正之）（中村時雄君紹介）（第三〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国の電源開発は、単に四国のみでなく、四国の産業興隆に大きな寄与となる関係上、国家的事業の立場から電気料金の低廉の基盤に立つて、統一的なしかも適切且つ強力な公共事業である電源開発株式会社によつて、速やかに四国の電源を開発されたいというのである。

二、請願の議決理由

電源開発の急務なることは現在の電力事情よりして極めて当然なることである。従つて、本請願の要旨は適切妥当なりと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

奈半利川の電源開発に関する請願（請願者　高知県幡多郡宿毛町長山県省三外三千名）（井谷正吉君外三名紹介）（第三三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電源開発は各種産業の振興上きわめて緊要なことであり、わが国有数の未開発電源地帯高知県奈半利川の電源開発は、早期開発、低れんにして四国県民が公平に使用され、地方自治体の財政窮迫を救う産業の根源である。ついては、これが開発を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

国家的見地よりして電源の増強は、最も希ましいことである。従つて本請願の要旨は極めて適切妥当なりと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

公営及び自家発電に関する請願（請願者　新潟県議会議長児玉龍太郎（渡邊良夫君紹介）（第七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、新設水力発電設備に関する昭和二十八年度の電力割当にあたり、公営発電を行う地方公共団体が特定企業に供給しうる電力量を、その発電量の三割程度にとどめ、また自家発電については、その発電量の五割程度を従来当該企業が所要する電力量から控除する方針がとられるように、そく聞するが、かかる措置は公営及び自家発電を奨励する本旨に反するのみならず、発電を行う企業の開発

意欲を減退させるおそれがある。ついては、公営発電についてはその発電量の五割以上の特定供給を認め、自家発電には発電全量を自家用に供給する措置を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

自家発電奨励の根本方針よりして本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

盛岡市に電気試験所支所設置の請願（請願者　盛岡市長二見直三外一名）（柴田義男君紹介）（第四一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気試験所は、東北において福島支所があるのみで、盛岡市を中心とする岩手、青森、秋田の各県下の企業界がこれを活用することは事実上不可能の状況である。ついては、盛岡市に電気試験所支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気試験所の支所が少ないため、辺境の各企業者の不利不便のじん大なることにかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

電気料金値上げ反対の請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（高橋頂三郎君紹介）（第四〇二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電力会社は今回またまた料金の値上げの計画を進めている由であるが、電力は国民生活上絶対欠くことのできないものであり、また現段階においては、会社自体の経営の合理化によつて容易に解決しうる問題であり、これを需要者に転嫁するごときは国民生活を脅かすのみならず、産業の発展を阻止する結果となる。ついては、電気料金の値上げに反対するというのである。

二、請願の議決理由

電気料金値上げの各産業に及ぼす影響並びに民生の安定に及ぼす影響にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

石炭危機打開対策確立に関する請願（請願者　東京都港区芝三田四国町日本鉱山労働組合書記長　重枝嫁巳）（伊藤卯四郎君紹介）（第二九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石炭の本年度需給関係は、わが国経済活動の一般的停滞と無制限の外国炭輸入等のため、需要量の減退を来しつつあるに加えて、各炭鉱は従来の増産態勢をそのまま続けているためぼく大な貯炭を生じつつある現状であり、従つて各炭田においては廃休山、企業整備が行われ、賃金の引き下げ、労働強化等の社会問題を起しつつある。ついては、この窮状を打開するため、（一）恒久的対策として、総合的石炭政策の樹立、国内炭の有効需要の開拓及び合理化、機械化、新坑開発等のため長期国家資金の融資（二）応急的対策として、外国炭及び重油の輸入制限、中小炭鉱への融資、労働不安の除去、炭鉱労働者の失業防止等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

石炭は産業の米とさえいわれている重要物資である。しかるに最近の石炭の需給関係は極めて、不良の状態でありこのまま放置するときは、わが国経済の活動に深刻な影響をあたえるものであり、本請願の趣旨は、十分諒解できるのである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

尾久島地下資源の調査並びに開発に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長深田直彦外三名）（岩川與助君紹介）（第三六〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県熊毛郡屋久島は、地下資源として金、タングステン、錫砂鉄、水晶等が埋蔵されており、ことにタングステンの採掘は島民の唯一の稼業となつているが、大企業工場なく、全島の埋蔵規模を明確にできないため、大企業家の誘致等を不可能ならしめている。ついては、国家的見地から屋久島地下資源を徹底的に調査して、その資源の種類、埋蔵量並びに埋蔵規模等を明らかにし、開発設備の導入及び資金のあつ旋等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

国内地下資源の開発は、わが国経済の自立達成上極めて必要なことであり、かかる観点よりみて、本請願の趣旨は、十分諒解するところである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

天然ガスさく井に関する地質調査の請願（請願者　北海道天塩郡幌延村長赤松満太郎外二名）（玉置信一君紹介）（第二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡天北地帯は、埋蔵量十億トンと称せられる石炭と有望な石油資源を有し、この石油鉱脈に随伴して天然ガスが豊富に埋蔵され、推定十二億立方メートルは確実とする識者もあり、各所に自噴している現状である。ついては、諸産工業の発展を助長する見地から天然ガスさく井に関する地質の調査を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道天塩郡天北地帯が石炭及び石油資源を埋蔵する有望な地域であるということは、十分認められるところである。従つて、この地帯の地下資源の賦存状態を調査されたいという本請願の趣旨は、極めて、妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

陶磁器産業振興に関する請願（請願者　瀬戸市陶原町一丁目瀬戸商工会議所会頭宮崎泰三）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二七八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県瀬戸市を中心とする陶業地一帯で生産する陶磁器は、ドル支払の伴わないわが国にとつては、もつとも貴重な輸出品であるが、一昨年下期より北米向け輸出が不振となり、続いて東南アジア諸国、特にインドネシア政府の輸入抑制措置が大きく影響し、今や全滅寸前にある。ついては、東南アジア向け輸出促進の施策を講じ、特に陶磁器に関してポンド決済を認めること及び中共地区に対する陶磁器輸出を可能ならしめるよう措置すること、あるいは陶磁器を賠償物資、役務賠償の一部に加える等の輸出促進の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

陶磁器はドル地域又はポンド地域並びにオープンアカウント地域等に相当量の輸出をみ、又需要を認めておつたのである。更に今後も輸出可能品として特に何らかの処置を施すべきである。かかる見地にかんがみ、本件の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

四国通商産業局近永アルコール工場存置に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡近永町長川添日和郎外八十三名）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県北宇和郡近永町地区は、気候、土質の関係上、甘しよの品質きわめて優良で、その生産は全国の十分の一を占め、地方農民は甘しよ販売によつて生計を維持している現状であるが、若し、当地方の四国通商産業局近永アルコール工場が廃止されるときは商工関係

者ことに農家経済は破たんをきたし、他に類例のない窮乏に陥ることは明白である。ついては、四国通商産業局近永工場を官営存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県北宇和郡近永町地区は、気候、土質の関係上甘しよの品質極めて優良であり、近永アルコール工場を存置されたいという本請願の要旨は、十分諒承せられるところである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

盤城セメント煙害調査団派遣に関する請願（請願者　栃木県安蘇郡葛生町三百四十八番地横塚勘一外二千六百六十一名）（山田長司君紹介）（第一五七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県安蘇郡葛生町は、石ヘン景気によつて一躍世に大きくクローズアップされて来た山峡の町で、盤城セメント株式会社の栃木工場があり、その煙突からは昼夜を分たず煙と塵埃が吐き出されており、田畑は勿論人家、校舎の窓硝子、洗濯物等ありとあらゆるものにその塵埃がふりかかつており、その農作物に及ぼす影響、環境衛生と人体に及ぼす影響、商店街や一般家庭に及ぼす影響等その計り知れざる害悪に悩まされているので、しばしば会社とも交渉したが改善を見ない実情である。ついては、速やかに調査団を派遣されて実情調査の上適切なる措置を講ぜられたいというのである。

一、請願の議決理由

盤城セメント株式会社の栃木工場の煙害についての調査は、現在通商産業省において係官を派遣してこれが解決に努力しているとのことである。しかしながら、本請願の要旨にあるごとき事態が現在も解決されずに放置されていることは、由々しき社会問題であり、至急に適切な措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

日中貿易促進に関する請願（請願者　東京都三鷹市上連雀日中貿易促進西部地区協議会代表伊東伝一郎）（枫足計君外二名紹介）（第三九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中国に対する輸出制限が撤廃され、渡航の自由が保障されたならば、現在わが国経済が直面している工業原料の不足問題、多くの製品の滞貨の問題を解決するばかりか、国民の生活を安定しうるものである。ついては、現在行われている鋼材、亜鉛引鉄板、顕微鏡、ペニシリン等の輸出制限品目を全面的に撤廃するとともに、国会議員等の各界代表の中国への派遣及び業者の取引のための渡航について、渡航の自由を保障する法的その他必要な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在中共貿易に対しては、自由国家群の相互間の相互援助等の立前より、わが国のみ自由に貿易をなし得る実情ではない。しかし逐次貿易の品目等の範囲も大幅に解除されつつあり、今後相当に貿易の実績が効果を上げる事と信ずる。以上の点にかんがみ、本件の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

通商産業委員長　大西　禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

油津港に臨港鉄道敷設の請願（請願者　宮崎県日南市日南商工会議所会頭平部俊弘）（伊東岩男君紹介）（第三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県油津港は、最近活況を呈してきた南方諸地域との交易と、さらに沖縄貿易の定期寄港地に指定以来、港勢の伸展目覚ましく、港頭は滞貨の山をなしているため、通行に不便であるばかりでなく、荷役能力に多大の支障を来している。ついては、油津港に臨港鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該港の荷役能力を整備するため、現状に即して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

辺富内線を根室本線十勝清水駅まで延長の請願（請願者　北海道上川郡清水町長西川巽三外一名）（伊藤郷一君紹介）（第五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

辺富内線を十勝清水駅まで延長することは、現在諸種の事情によつて工事中止となつているが、これが実現は輸送力の増強はもちろん、本沿線地帯に埋蔵される鉱産物、森林資源の開発、未開地の開拓、生活文化の向上等北海道総合開発に寄与するところ多大である。ついては、速やかに辺富内線を平取、日高、占冠村を経て根室本線十勝清水駅まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発等をはかるため、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

大畑鉄道敷設促進の請願（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外十三名）（山崎岩男君紹介）（第七九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北郡を開発し、北海道との連絡を期するための大間鉄道の敷設工事は、大畑、大間間の二十九キロ中、桑畑まで十六キロの至難な基礎工事が完成したまま中止されているが、未開通の十三キロは比較的平易な工事であり、これが完成は都民の切望であり、産業開発にも多大な利便を来たすものである。ついては、大畑鉄道敷設工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

青函間輸送力の増強並びに地方資源の開発をはかる等のため、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

大間鉄道敷設促進並びに大間港国営修築に関する請願（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外十三名）（山崎岩男君紹介）（第八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在本州、北海道連絡は青函連絡航路のみで、貨客の運送に万全を期し難い、ここにおいて本州、北海道の最短距離に位する大間、函館間に新航路を新設すれば、数時間を短縮でき、燃料等の節約も多大である。ついては、大間、函館の新航路を開設するとともに大間港を国営で修築し、且つ、大間鉄道を速やかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

青函間輸送力の増強並びに地方資源の開発を図るため、予算資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

隼人、古江間鉄道敷設の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男）（永田良吉君紹介）（第一二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日豊線隼人駅から古江線古江駅に至る区間は、全国有数の未開発宝庫として知られる地下資源及び農、林、畜、水産等の資源が無尽蔵で、特に全国に比類のない亜熱帯地帯として天恵に恵まれた地帯であつて、これが開発は日本経済再建に最も大きな役割を果すものである。ついては、該区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

古江線鹿屋、野里駅間路線変更に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第一八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

古江線鹿屋駅より野里駅間の四・七キロは、郊外のへき地に敷設されており、都市計画樹立の観点から、あるいは保安隊駐とん地の関係等から、著しく交通の利便を欠いている。ついては、鹿屋市の密集地域周辺を経由し、元海軍航空厳引込線路敷を利用し、野里駅に通ずるよう本路線を変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通の利便を図る等のため、請願の趣旨につき慎重に考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

名羽線全通促進に関する請願（請願者　北海道上川郡名寄町長鈴木秀吉外二名）（玉置信一君外一名紹介）（第二〇七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡名寄町を起点として苫前郡羽幌町に至る名羽線は、その沿線に鉱、林、農産資源を豊富に包蔵し、本線が全通すれば、容易に名寄地帯より移入をうけ、またこれら各資源を最短距離で名寄、旭川方面の需要を満たしうるなど、その効果は大である。ついては、本路線中幌内村朱鞠内より羽幌町に至る区間が未建設となつているから、これが建設を促進し、速やかに全線の開通を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

遠美線敷設の請願（請願者　岐阜県恵那郡遠山村長佐々木利八他十一名）（岡村利右衛門君紹介）（第二〇七四号）及び同（請願者　岐阜県恵那郡下原田村長安藤重雄外十一名）（岡村利右衛門君紹介）（第二七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遠美線の敷設については、すでに計画されて、東海道線掛川駅より分岐して二俣町まで、また中央線大井駅より分岐して明知町まで、それぞれ敷設されたが、その後戦禍により中断されている状態で、これが貫通すれば、東海道線、飯田線及び中央線が結ばれ、静岡、愛知、岐阜の三県及び長野南部の山林資源が開発されて、経済的、文化的に国家に利するところ大なるものがある。ついては、明知、二俣間の八十キロに速やかに鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び交通系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

石勝線敷設の請願（請願者　北海道夕張市長北島光盛外一名）（本名武君紹介）（第二七九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

根室本線金山を起点とし、夕張本線紅葉山を終点とする帯広、札幌を結ぶ石勝線鉄道の新設は、道東、道南の連絡距離を最小限に短縮し、あわせて沿線各種資源の開発を促進するためきわめて緊急且つ重要な施策であつて、沿線住民の熱望するところである。ついては、石勝線の敷設を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

三陸沿岸縦貫鉄道等敷設の請願（請願者　青森県議会議長中島清助外一名）（小山倉之助君紹介）（第二七九二号）及び同（請願者　青森県知事津島文治外五名）（山崎岩男君紹介）（第三〇一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城、岩手及び青森の三県にまたがる東海岸縦貫鉄道は三陸沿岸地方開発の根幹となるもので、これが急速なる工事完遂をしばしば当局に要望しておるのであるが、すでに鉄道敷設法によつて建設予定線に編入されておりながら、未だ全面的に着工の運びに至らず、なお大畑、大間線も一部着工のまま中止の状態にあることはまことに遺憾である。ついては、三陸沿岸縦貫鉄道の速急完遂と大畑、大間線鉄道を速急実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図るため予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

大白川駅、只見間鉄道敷設の請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角栄君紹介）（第二七九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡小出町上越線小出駅より福島県南会津郡只見村大字只見に至る鉄道只見線の全線開通は、本地方の林産資源、地下資源の開発及び文化の向上のため、多年の懸案となつており、その一部小出駅から大白川駅間はすでに昭和十七年に開通している。ついては、大白川駅より只見間を開通せしめて只見線の全線を開通されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び文化の向上をはかるため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

二俣、佐久間間鉄道敷設の請願（請願者　静岡県小笠郡掛川町長鈴木理一郎）（戸塚九一郎君紹介）（第二八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県磐田郡二俣町より同郡佐久間村に通ずる国有鉄道の敷設は、表裏日本を結ぶ最捷要路として、また沿線地域における豊富なる森林、鉱山及び電源等の開発のため、もつとも緊要なる鉄道である。ついては、速やかに二俣、佐久間間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

岩内、黒松内間鉄道敷地の請願（請願者　北海道岩内郡岩内町長山本律）（苫米地英俊君紹介）（第二九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡岩内駅から黒松内

駅に至る区間に鉄道を敷設することは、沿線の鉄鉱、林産、水産、農産等の資源開発上きわめて重要なことであるのみならず、函館本線の改良工事施行上よりも絶対必要であつて、本年二月鉄道建設審議会においても、本路線を鉄道敷設法第一条別表の新線建設予定線に編入すべき答申が行われている。ついては、速やかに鉄道敷設法を改正して、岩内、黒松内間（後志西海岸鉄道）を新線建設予定線に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

掛川、御前崎間鉄道敷設促進の請願（請願者　静岡県小笠郡掛川町長鈴木理一郎（戸塚九一郎君紹介）（第二九〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有鉄道二俣線を延長し、掛川駅より御前崎港に通ずる区間に鉄道を敷設すれば、沿線地域に包有するばく大なる産物の輸送と沿道住民の交通の利便及び中部日本の縦貫路の完成という公用的見地からも多大の役割を果すこととなる。ついては、速やかに掛川、御前崎間の鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便をはかるため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

江川崎、窪川間鉄道敷設促進の請願（請願者　高知県幡多郡大正町宮本輝明外七名）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九七三号）及び同（請願者　愛媛県知事久松定武外二名）（三木武夫君紹介）（第三二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国循環鉄道のうち、二十六年度には影野、窪川間、二十七年度には吉野生、江川崎間の開通を見るに至つたが、なお江川崎、窪川間の五十二キロが残つており、この間が開通されなければ循環鉄道の使命を達成することができず、四国四県を最短距離に結んで相互の提携、交流を図ることも、林産資源の開発等も不可能である。ついては、四国循環鉄道窪江線の開通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに資源及び産業の開発を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

東北本線の複線化に関する請願（請願者　青森県議会議長中島清助）（山崎岩男君紹介）（第三〇一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北、北海道の総合開発の促進に伴い、東北地方自体の貨物発送量の増加に加えて、北海道からの貨物処理が多大となり、今後現在の東北、奥羽両線のみではとうてい円滑な輸送ができないものと思料される。ついては、速やかに東北本線を複線化されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強をはかる等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

江迎、臼ノ浦間鉄道敷設の請願（請願者　長崎県北松浦郡鹿町町長吉村徳治外七名）（辻文雄君紹介）（第三三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県北松浦郡鹿町、小佐々の両町は、北松炭田の中心地で、製鉄に不可欠の強粘結炭を産し、年産約六十万トンの成績を挙げ、これが輸送は最寄の敦港による海運に依存しているが、降炭積込その他にばく大な経費を要し、炭価及び生産面に影響するところ大きく、また天候に支配されるので、石炭の輸送に多大の支障をきたしている。ついては、これが輸送と生産費の低下を図るため、松浦線江迎駅より鹿町、小佐々両町の海岸線に沿い、臼ノ浦線臼ノ浦駅に連絡する鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発、産業の振興をはかる等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

水戸鹿島縦貫鉄道敷設の請願（請願者　茨城県鹿島郡鉾田町地方事務所内鹿島縦貫鉄道敷設促進期成会長橋本豊美三郎外三千名）（橋本豊美三郎君紹介）（第三三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県鹿島郡一帯は、農業、水産業、林業等の生産尨大で、さらに進展の余力に富むといわれながら、輸送力が乏しいため、生産設備、生産意欲もきわめて低調である。ついては、本地帯の産業発展のため、水戸鹿島縦貫鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに産業文化の向上に資するため、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

三明、三井間鉄道敷設の請願（請願者　石川県羽咋郡富来町長浜込半七郎外三十七名）（益谷秀次君紹介）（第四〇二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県北鉄能登線三明駅より羽咋郡富来町、鳳至郡門前町を経て国鉄三井駅に至る外浦地方一帯は、天然資源が豊富で、特に富来町附近の金鉱区あるいは富来郷及び門前郷一帯にわたる農水産物、林産物等の生産高はばく大であり、さらにこの一帯は奇岩連立の名勝に富み、能登随一の景勝地である。ついては、能登外浦の振興と福利増進のため、速やかに三明、三井間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発及び産業文化の向上のため、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

喜米鉄道全通促進に関する請願（請願者　福島県耶麻郡喜多方町喜米線貫通促進期成同盟会長幽岳小百合外百八名）（黒金泰美君外一名紹介）（第四四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現今の会津喜多方駅と熱塩駅とを結ぶ日中線を米沢まで延長して喜米鉄道（喜多方町と米沢市を結ぶ鉄道）を貫通すれば、現下わが国においての化学せん維工業並びに絹糸機工業に必要不可欠な白土、その他の地下資源及び林産資源の開発を促進するばかりでなく、物資の輸送を円滑にする便宜は想像以上である。ついては、速やかに喜米鉄道の全通を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに産業経済の指興を図る等のため、予算、資材等を勘案して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

福島より飯坂を経て米沢に至る間に鉄道敷設の請願（請願者山形県東置賜郡和田村安部勘七）（牧野寛索君紹介）（第四四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奥羽本線は奥羽を縦走する東北鉄道幹線であるが、その取付に板谷峠の険があるため、幹線とは名のみで輸送力少なく、奥羽地方の産業文化の発達を阻害している。ついては、これが打開方法として福島より飯坂温泉附近を経て置賜平野に至る鉄道を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発及び産業文化の発達等をはかるため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和年二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

左荒線等敷設の請願（請願者山形県西村山郡町村会長渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第四八三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県西村山郡は、鉄道運輸の便に恵まれず、同地方の農産加工品の集貨、林産及び鉱産資源の開発、鼠梯朝日国立公園への観光客誘致等、地方産業の開発、文化の向上のためまことに遺憾である。ついては、（一）左荒線（約三十キロ）左沢、荒砥間（二）間鶴線（約五十キロ）間沢、鶴岡間（三）寒楯線（約二十三キロ）寒河江、楯岡間の鉄道を早急に敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の開発並びに文化の向上を図るため予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

三陸沿岸国道並びに縦貫鉄道敷設等に関する請願（請願者岩手県大船渡市第三回岩手県水産大会議長伊藤佐十郎）（鈴木善幸君外一名紹介）（第四八四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城、岩手、青森の三県にわたる三陸沿岸地帯は豊富な、水産、林産及び鉱産の資源を保有し、また風光明びの地であるが、交通不便のため経済、文化上に重大な支障をきたしている。ついては、（一）仙台市を起点とし塩釜市、石巻市、釜石市、八戸市等を経て三本木町に至る三陸沿岸縦貫線国道の開設促進（二）仙台市を起点とし気仙沼町、釜市市、宮古市、田老町等を経て久慈町に至り八戸線に結ぶ三陸沿岸を縦貫する鉄道敷設の促進（三）宮城、岩手、青森の三県にわたる三陸沿岸地帯を国立公園として指定促進等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発及び経済、文化の向上をはかる等のため、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

若桜、播磨新宮駅間鉄道敷設の請願（請願者兵庫県揖保郡新宮町長川辺利夫）（岡田五郎君外四名紹介）（第五一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄姫新線播磨新宮駅と国鉄若桜線若桜駅間に鉄道を敷設することは、沿線の十数万町歩に及ぶ、ぼう大な森林資源の開発を促進し、且つ、山陽の要衝姫路市と山陰の主要都市鳥取市とを短距離で連絡するのみならず、地方住民多年の宿望である。ついては、若桜、播磨新宮駅間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

生保内、雫石間鉄道敷設の請願（請願者岩手県盛岡市長二見直三外一名）（田子一民君外九名）紹介）（第五一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
盛岡市と秋田市をつなぐ鉄道連絡線のうち、生保内、雫石間は、日本有数の硫黄鉱を始め石油等の重要資源が豊富であり、北日本における太平洋と日本海をつなぐ最短距離で、諸物資の交流等に必要不可欠な路線であるが、いまだ鉄道未完成区域として取り残されているのは遺憾である。ついては、生保内、雫石間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便並びに地方産業の開発を図るため予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

上士幌、西足寄線敷設の請願（請願者北海道河東郡上士幌村長鈴木泰助外一名）（本名武君紹介）（第五三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北海道は幾多の豊富な資源を包蔵し、また大雪山並びに阿寒国立公園の世界的観光地を有するにもかかわらず、交通が不便なためこれら資源は放置されたままになつているのであつて、河東郡西足寄、上士幌両町村間に鉄道を敷設すれば、沿線の豊富な農、林、産物等の開発はもちろん、大雪山、阿寒国立公園を結ぶ最短路線として、観光客の利便は大きく、電源開発にも多大の使命を果すこととなる。ついては、上士幌、西足寄線の鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

上川、十勝三股間鉄道敷設の請願（請願者北海道河東郡上士幌村長銀木泰助外一名）（本名武君紹介）（第五三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道石狩国上川より十勝国三股に至る間は、大雪山国立公園に属し、無尽蔵の大森林が各所に散在し、有望なる農耕適地、有用なる鉱石等を包蔵している。ついては、これら各資源開発のため、上川、十勝三股間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発を図る等のた

め、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日　運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

小本線の延長工事施行に関する請願（請願者　岩手県下閉伊郡岩泉郡町長中村半二郎外一名）（田子一民君紹介）（第五五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在延長工事施行中の小本線は、岩手県北部開発に大なるひ益をもたらすものとして期待されているが、終点予定地の浅内は大川村の一小部落にして、人口少なく、駅の用地が狭あいで、その利用度低く、浅内より東方七キロの郡下の中枢地及び物資の集産地をなす岩泉町まで延長してこそ、始めて十分な利用価値を生ずる。ついては、小本線を岩泉町まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を促進するため予算、資材等を勘案して請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日　運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

新潟市、富山市間国鉄海岸線を予定改良線に編入の請願（請願者　富山県新潟市長杉本兵太外一名）（内藤有明君紹介）（第四五六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済、交通事情の推移に伴い、日本海の良港として躍進途上にある新潟市伏木港と富山市富山港を結ぶ海岸線敷設の必要性が増大し、富山市方面においても、伏木、富山両港の陸上連絡は港勢発展上県、市ともに多年の熱望となつている。ついては、新潟市、富山市間国鉄海岸線を予定改良線に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図る等のため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日　運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国有鉄道新潟線復活等の請願（請願者　富山県新潟市長杉本兵太外一名）（内藤友明君紹介）（第四五六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産商工都市の新潟市には国鉄がないため、交通的にはまつたく孤立状態にあつて、外来者及び托送手小荷物等の発着の不利不便は大きく、市内工場の原材料の荷動、あるいは水産物の輸送に多大の障害となつて、同市への工場誘致等に深刻な影響を及ぼしている。ついては、国鉄新潟線を復活し、市内に導入されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、現地の実状を勘案し請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日　運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

山田線復旧工事促進に関する請願（請願者　岩手県大船渡市気仙郡漁業協同組合連合会内伊藤佐十郎）（鈴木善幸君外一名紹介）（第四六八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山田線は二十三年の台風によつて寸断され、目下復旧工事中であるが、同線は盛岡市と宮古市を結び釜石線に連絡するもので、その沿線地域は林、水産物豊富にして岩手県下の経済動脈となつている。ついては、山田線の復旧工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日　運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

青森港中央ふ頭臨港鉄道整備に関する請願（請願者　青森市長横山実外一名）（山崎岩男君紹介）（第八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森港は、その中央ふ頭に三千トン岸壁が完成されることになつたが、これと表裏一体をなす臨港鉄道が未だ整備されず、本岸壁の利用上、不利不便は大である。ついては、本港の国際的重要性にかんがみ、速やかに中央ふ頭臨港鉄道を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該港の重要性にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日　運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

鉄道敷設法の一部改正等に関する請願（請願者　北海道檜山郡江差町檜山鉄道促進期成同盟会長長谷口太一）（山崎岩男君紹介）（第七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行鉄道敷設法の別表敷設予定鉄道は、制定以来相当の長年月を経過し、且つ、終戦後のわが国経済の現況から大幅な追加編入を要するものである。ついては、本法を改正し、地方産業開発上重要なる鉄道新線の敷設予定線を設定するとともに、北海道南西海岸線を敷設予定線に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、経済、文化の振興をはかる等のため、請願の趣旨につき慎重に考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日　運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

城海津及び大山塚両踏切存置の請願（請願者　愛知県豊橋市花田町百北六十九番地前沢兼太郎外二十二名）（福井勇君紹介）（第九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊橋市内城海津及び大山塚両踏切は狭あいなこ線橋の完成に伴い、閉鎖されることになつているが、本市西部の中小企業の復興と豊橋港の拡張等とともに、その交通量は増大し、バス、牛馬、歩行者等はこのこ線橋のみでは交通困難な事態で、加えるに城海津踏切を中心に商家が軒を連れ、踏切閉鎖により直接生活に脅威を来すおそれが大である。ついては、城海津及び大山塚両踏切を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の交通の利便を増進するため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日　運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

常磐線一丁目踏切改修の請願（請願者　東京都足立区長大山雅二外一名）（島上善五郎君紹介）（第七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都足立区は、常磐線によつて二分され、これが唯一の交通路たる一丁目踏切は一日の交通量著しきにかかわらず、昼間の遮断回数三百三回を数え、一回の遮断時間十八分を要し、一日の通過時間わずか四時間に過ぎず、交通上の不利不便は多大である。ついては、本踏切を速やかに改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかる等のため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採

択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

大通鉄道踏切にこ線橋架設の請願（請願者　十勝総合開発促進期成会長神田槻助）（本名武君紹介）（第一五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

帯広市大通鉄道踏切のこ線橋は、戦時中撤去されて以来これに代替すべき施設がないため、交通の要点としてばく大な交通量を有する関係上、貨車の入替え等によつて人馬、車両はすべて長時間にわたり待機させられるのみならず、事故発生のおそれがある。ついては、帯広市大通鉄道踏切にこ線橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の交通の利便をはかるため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

台町外二箇所に踏切番設置の請願（請願者　八王子市教職員組合執行委員長白土孝一外十五名）（並木芳雄君紹介）（第三〇一六号）、同（請願者　八王子市長小林吉之助外十五名）（山花秀雄君紹介）（第三〇一七号）及び同（請願者　東京都八王子市八南地区労働組合協議会委員長桑原正一外十三名）（中村高一君紹介）（第三二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

八王子市台町、小門町、上野町における中央線の踏切は、昨年十月従来の番人付遮断器を撤廃したが、以来一般市民の警戒と努力にもかかわらず、すでに三名の犠牲者を出し、しかも該踏切は見通し困難な上に、上下線の交換多く、また各種学校への通学生が多いため、きわめて危険な状態にある。ついては、台町外二箇所に番人付遮断器を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便をはかるため、現地の実情に即して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

都城市内国道十号線の鉄道橋拡張等に関する請願（請願者　宮崎県都城市長曽木重貴外十一名）（瀬戸山三男君紹介）（第三六四七号）及び同（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（瀬戸山三男君紹介）（第五三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都城市内国道十号線上に架設されている鉄道橋は、約四十年前に設置されたもので、著しく交通量の増大している現今ではガードが低く、且つ、狭いため、人馬車の往来が非常に窮屈で、軽微な交通事故は絶え間なく、通行人は常に危険を感じている。ついては、本鉄橋の拡張と桁上げを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便をはかるため、関係地方自治体とも協議の上、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

中之条駅こ線橋架設の請願（請願者　群馬県吾妻郡原町吾妻地方総合開発協会長木檜三四郎）（松井豊吉君紹介）（第五〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄長野原線中之条駅は四万、沢渡温泉郷への関門であり、また中之条町が郡下政治、経済、交通の中心地であるから、同駅を利用する乗降客は多いが、現在の下りホームへの横断道がきわめて狭いため、客車の交換及び旅客にはなはだしい危険と不便を与えている。ついては、中之条駅にこ線橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅における乗降客の利便を図るため、予算等を勘案して請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

文化町地内踏切に自動警報機設置の請願（請願者　埼玉県熊谷市長鴨田宗一）（荒船清十郎君紹介）（第五五一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊谷市文化町の地内の踏切は、高崎線、秩父線及び妻沼線の列車の進行状況が地形の関係上見通困難のため従来しばしば事故を起す等きわめて危険の場所であり、近時高崎線の電化に伴い列車の速度、回数も激増し、児童、生徒等の交通も増加している現在、現状のまま放置するときは事故の増大明らかである。ついては、文化町地内踏切に自動警報機を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通事故の防止を図るため、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

大山塚踏切存置の請願（請願者　豊橋市西小田原町百二十番地丸山亮四郎外十二名）（八木一郎君紹介）（第五七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊橋市内の東海道線城海津踏切にこ線橋が新設されるに伴い、通称大山塚踏切が閉鎖されるとのことであるが、これがため同踏切を中心とする商店街は営業上重大な打撃を受けるに至り、関係業者は国鉄当局に陳情したところ、踏切に代る施設をするとの言明があつたので、これを信じていたのであるが、最近貨物駅拡張工事のため踏切閉鎖後さらに現在の人道橋をも撤去する計画あるやにそく聞するが、万一これが強行された場合は東西両市街の交通はしゃ断され致命的結果をもたらすこと必至である。ついては、大山塚踏切閉鎖の際は交通に支障なき万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

紀勢西線和深、田並駅間に駅設置の請願（請願者　和歌山県西牟婁郡和深村長山鹿藤太郎外三名）（世耕弘一君紹介）（第四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県西牟婁郡和深村は東西延長三里半余に及び、和深、田並両駅はそれぞれ両端に位置するため、附近住民の不利不便は筆舌に尽し難く、産業、文化の発達をいちじるしく阻害している。ついては、紀勢西線和深、田並駅間に新駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、予算要員等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

西牧内地内に駅設置の請願（請願者　愛知県碧海郡矢作町長稲垣利作外一名）（小林錦君紹介）（第七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県碧南郡矢作町は、面積に比し、人家稠密で、人口多く、従つて都市に職を求める通勤者が多いのにかかわらず、停車駅がなきために、やむなく遠隔の安城駅等を利用し、また東京方面への旅行者は約八キロ隔てた岡崎駅で乗降している実情で、町民の不利不便は大である。ついては、東海道線の電化が実施されるに当り、本町大字西畝内地内に停車駅を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方の利便をはかるため、予算、要員等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

根室本線御影、芽室駅間に簡易乗降場設置の請願（請願者　北海道河西郡御影村長竹田謙二外二名）（伊藤郷一君紹介）（第七三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
根室本線御影駅から芽室駅に至る路線は一〇・六キロに及んでいるが、この区間の沿線部落は御影村の日進外七部落で百四十六戸に達し、帯広市に近いため同市への通学、通院、その他一般用務の利用希望者は相当数に上る実情である。ついては、根室本線御影、芽室駅間に簡易乗降場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方住民の利便をはかる等のため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

温田駅名変更等に関する請願（請願者　長野県下伊那郡大下条村長朝岡荘三外十四名）（今村忠助君紹介）（第七三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国鉄飯田線温田駅は、十数年前の小部落の名をそのまま冠したるものであり、当地方が県立南宮峡公園を有する観光地として、著しく発展を見た現在では余りにも小さく、且つ、古く感じ、その駅舎もはなはだ狭あいで混雑をきわめている。ついては温田駅名を現在の地域の最も象徴的と思われる「南宮峡駅」に変更するとともに、その駅舎を改築されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方の実情に即し、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

北千住駅改築の請願（請願者　東京都足立区長大山雅二外一名）（島上善五郎君紹介）（第八〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
常磐線北千住駅は、明治二十九年に建設せられ以来、五十六年を経過した老朽建物であつて、現在は一日十四万人の人が同駅を利用しているが、現在の駅ではこれら多数の乗降客を取り扱うにきわめて不完全な施設であり、朝夕の混雑は言語に絶するものがある。ついては、北千住駅を近代的駅に改造されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該駅利用者の利便を図るため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

永野田駅を貨物取扱駅に昇格の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第一二〇七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国鉄古江線の永野田駅は、附近一帯にでん粉工場、かわら工場等を有し、その他農産物も豊富であるが、私設鉄道時代に存した貨物引込線がないため、物資の集散に多大の支障を来たしている。ついては、永野田駅の貨物引込線を復活し、本駅を貨物取扱駅に昇格されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地区の交通の利便をはかるため、現状に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋駅改築の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第一二〇八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国鉄古江線鹿屋駅は、終戦前移転改築することになつて、新敷地の埋立工事も完了しているが、未だ改築されず、その敷地は草場と化している状態である。ついては、速やかに鹿屋駅の改築を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該駅の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

茅野駅東口開設の請願（請願者　長野県諏訪郡茅野町長笠原国男）（原茂君紹介）（第一二一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
中央線茅野駅は、一日の乗客八千余人を数え、貨物の取扱数も中央線管内において冠たるものであるが、本駅の乗降客の六十パーセントは西口をう回して、さらに東上方のこ線人道橋または鉄道ガード下を潜り、辛うじて通行している現状であり、しかもこ線橋は狭あいで、下車客は長蛇の列をなし、貴重なる時間を空費する等多大の不利不便を忍んでいる。ついては、速やかに本駅の東口を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該駅の現状にかんがみ、予算要員等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

一乗谷村地内に駅設置の請願（請願者　福井県足羽郡一乗谷村長浅川知綱外一名）（菅木重一君紹介）（第一二一二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福井県足羽郡一乗谷村は、昨年村内道路の完成と相まつて、史せき朝倉館趾、西山光照寺跡、名勝一乗滝を中心とした観光地ハイキングコースの最適地として県下に知られ、毎年来訪する観客は五千人に達し、また隣接の鉱泉地河和田村においても四季を通じて観客の来訪はひん繁である。ついては、両村の産業開発と観光客の来遊のため、一乗谷村地内に停車場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方の交通の利便をはかる等のため、予算要員等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

西鹿児島駅の本駅化促進に関する請願（請願者　鹿児島県西鹿児島駅本駅化促進会長小関平右衛門）（池田清志君紹介）（第二三七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在の西鹿児島駅を拡充整備して本駅化し、各路線の始発駅とす

る計画に即応して、鹿児島市の都市計画はあらゆる困難と悪条件を克服して今日の復興を見るに至つたが、当駅の本駅化は当初の期待に反し遅々として進まないため、この計画の目的は達成できない状態にある。ついては、速やかに西鹿児島駅の本駅化を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便をはかる等のため、資金等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

湯之尾、栗野駅間に駅設置の請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長田代喜美外二十九名）（池田清志君紹介）（第二九七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄山野線湯之尾、肥薩線栗野両駅の中間に位する高校区の住民は約五千人に達し、平常はもつぱらバスを利用しているが、汽車利用のためには栗野駅へ四キロないし七キロ、湯之尾駅へ二キロないし七キロの距離があつて、通勤及び通学者を始め住民の不便は言語に絶するものがある。ついては、湯之尾駅及び栗野駅の中間地区に駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、現地の実情を調査の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

伊予北条駅整備拡張の請願（請願者　愛媛県温泉郡北条町長得能久吉外一名）（関谷勝利君紹介）（第三二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県温泉郡北条町所在の伊予北条駅は、大正十五年鉄道開設時に建築されたままで、観光地の駅としては相応しくないのは止むを得ないとしても、同町の現勢、交通量に比べきわめて狭あいで、待合室は現在の二倍程度が必要であり、ホームは十車両連結の列車は二車両がホーム外に停車する状況である。ついては、伊予北条駅を整備拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅の現状にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

南千住駅改築の請願（請願者　東京都荒川区三河島荒川区役所　村上勇三郎）（天野公義君紹介）（第三三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常磐線南千住駅は、たびたびの火災のため、乗客待合室なく、また改札口よりホームまでの通路が狭あいで、朝夕のラッシュ時の混雑は想像に絶し、さらに改札口よりホームまでの間は約三十メートルの無蓋の個所があつて、雨天は傘をささねばならず、また出入口が一つしかないため、すべての乗客は駅を半周する状態で、その不便は筆舌に尽し難いものがある。ついては、南千住駅を改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅の現状にかんがみ、実情に即して予算、資材等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

北千住駅改築の請願（請願者　東京都足立区千住町足立区役所　内大山雅一）（天野公義君紹介）（第三三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北千住駅は、設立以来五十五年、改築よりすでに二十八年を経過した老朽建造物であつて、構内のすべての施設が不完全なため、朝夕の混雑は言語に絶し、ことに雨天の場合においては幾多の傷害者を見る状態で、また踏切は駅より四百メートル先にあつて、貨車の入換、汽車、電車の通過等により、一日昼間の間の遮断回数は三百三回を数え、遮断時間は延べ八時間余りを費す現状で、きわめて不便である。ついては、北千住駅を改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

当駅の現状にかんがみ、実情に即して予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

東海道線刈谷、安城間に依佐美駅設置の請願（請願者　愛知県碧海郡依佐美村長丹羽権九郎外六名）（小林錦君紹介）（第四二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡依佐美村は、東海道線安城、刈谷両駅間八キロの中間にあつて、農産物の生産地であり、大都市の近くにありながら、交通機関に恵まれず、多年の間通勤通学に多大の不便をきたし、都市との往来激しく、旅客及び物資の移動のひん繁なるに伴い、日常生活あるいは経済上の不利不便は多大である。ついては、東海道線安城、刈谷間に依佐美駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに交通の利便を図るため、予算、資材等を勘案して請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

赤間地内に簡易停車場設置の請願（請願者　福岡県宗像郡吉武村長立石昇外三名）（熊谷憲一君紹介）（第四四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡赤間町大字赤間地区は、鹿児島本線上海老津駅と赤間駅の中間にあるが、北に工業地帯、南に政治経済の中心地の福岡市があるため、現在住宅地として発展しつつあり、上下ともに通勤者が多い状況である。ついては、本町赤間地区内に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の住民の利便をはかる等のため、予算、要員等を勘案して、請願の趣旨にそうよう善処せしめるを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

長野原駅構内施設整備拡充に関する請願（請願者　群馬県吾妻郡原町吾妻地方総合開発協会長　木檜三四郎）（松井豊吉君紹介）（第五〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄長野原線長野原駅は、構内がきわめて複雑しており、改札口からホームまで百メートル余り離れ、この間路線を横断する踏切が二箇所もあり、旅客は常に不便と危険にさらされている。ついては、長野原駅の構内施設を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅における乗降客の利便を図るため、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

山香村地内に旅客及び貨物駅設置の請願（請願者　静岡県磐田郡水窪町長安藤悦司外三十三名）（長谷川保君紹介）（第五三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐久間ダム建設によつて水没する飯田線の付替は、地下資源や林産資源に富む山香村を経由するように、静岡県佐久間駅より山香村、城西村、水窪町を経て大嵐駅に至るように付替えすることが関係町村民にひとしく便益を与えるものである。ついては、山香村地内に旅客及び貨物駅を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方住民の利便をはかるため、実情調査の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

向井地内に駅設置の請願（請願者　三重県北牟婁郡尾鷲町大字向井区長岡藤平外三十名）（田中榮三郎君紹介）（第五五一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
紀勢東線鉄道工事再開に当り、尾鷲町、九鬼村間の駅を隣接地大曾根浦東端方面に設置するやに聞いていたところ、遂に岡中間駅として大曾根駅の設置を見るに至つたが、元来尾鷲町向井区は町内においても常時木材の集荷地として重要な土地であり、戸数その他総合的見地からも向井地内に設置されるのが妥当と思われる。ついては、紀勢東線の駅を向井地内に設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

磐田、天龍川間に駅設置の請願（請願者　静岡県磐田郡井通村長伊藤左一外十五名）（竹山祐太郎君紹介）（第五五一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東海道磐田、天龍川間は土地豊沃で、諸産業著しく発達し、附近に神社、仏閣、官公署及び諸会社等があつて、日々の往来激しく、該区間に停車場が設置されれば、地方民の利便はもとより、天龍川東岸の商、工、農三者合体の理想的都市を建設しうるし、貨客の集散も多大のものがある。ついては、速やかに磐田、天龍川間に停車場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため予算、要員等を勘案して請願の趣旨にそい、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

福塩線府中、下川辺駅間電化の請願（請願者　広島県芦品郡下川辺村長重元貫一外三名）（高橋禎一君紹介）（第七三四号）及び同（請願者　広島県芦品郡下川辺村掛昭次外六十四名）（高橋等君紹介）（第一一〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
広島県芦品郡下川辺村地内の福塩線下川辺駅は、村内産業生産物資の集散地として、また奥地御調郡の各村住民の唯一の交通機関として、年々その利用を増大し、朝夕の混雑はなはだしく、村民及び学生の不利不便は多大である。ついては、福塩線府中駅から下川辺駅までの間を速やかに電化されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力の増強をはかり、当該地方住民の利便を増進する等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

山陽線中岡山以東電化の請願（請願者　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（橋本龍伍君紹介）（第二七八六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国鉄の電化はわが国再建の根基であり、当局においては着々とこの計画を実施されつつあるが、岡山県はいまだこの恩恵に浴さず、沿線住民は一日も早く電化の実現を渇望している。ついては、この際山陽線明石、岡山間の電化を計画実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力の増強、石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

東北本線大宮、仙台間電化の請願（請願者　栃木県知事小平重吉）（船田中君外十三名紹介）（第四六八八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東北本線大宮、仙台間三百二十二キロの区間を電化することは、石炭消費を大量に削減し、北関東及び東北一帯にわたる広大な宝庫を開発して、国内経済交流の円滑化を図り、もつて経済自立体制の確立に大なる貢献をなすものである。ついては、該区間の電化を速やかに実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため請願区間の電化につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

仙山線電化の請願（請願者　山形市長鈴木重屹外十六名）（牧野寛索君紹介）（第四八四三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
仙山線は、中部東北地方の表裏を最短距離で横断し、沿線地域の産業及び文化に大なるひ益をもたらしているが、奥羽山脈中の面白山を貫通して敷設した山間鉄道なるがため、トンネル並びに急こう配が連続しており、区間によつてそれぞれ蒸気、電気機関の復雑な運転を行う関係上、機関車の入換え又は方向転換等に多大の時間を浪費し、列車の運行度は極度に削減されている。ついては、仙山線全線を電化されたいというのである。
二、請願の議決理由
旅客の利便をはかる等のため、資金、資材、電源等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

山陽線電化の請願（請願者　中国五県議会議長会岡山県議会議長蜂谷初四郎）（風島二郎君紹介）（第五一九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
輸送力の増強を図るにはまず国内交通の大動脈である国有鉄道の電化が必須の条件であるが、山陽線は、その一部が電化されたのみで、ほとんどがこの恩恵に浴していないことは、まことに遺憾である。ついては、山陽線の重要性にかんがみ、速やかに電化を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため請願区間の電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

東海道草津、京都間電化の請願（請願者　京都市議会議長竹内忠治外八名）（大石ヨシエ君紹介）（第五三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東海道草津、京都間は、東山及び逢坂山の両トンネルがあつて、京津観光地区に集まる内外観光客及び京滋阪神地区へと通勤者はトンネル内のばい煙に悩まされ、著しく旅行の快適さを減殺され、また勤務能率の低下をきたしている実情である。ついては、速やかに草津、京都間を電化されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため請願区間の電車化について考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

常磐線電化の請願（請願者　茨城県土浦市長天谷虎之助）（原彪君（改）紹介）（第五七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近時東京近郊の交通状況は首都人口の分散から著しく変ぼうし、茨城県においても通勤者その他の住来ひん繁となり、ことに学徒の通学は激増し、現在の取手駅までの電化では到底完全な輸送は期し難く、常磐線の乗客の混雑は言語に絶している。ついては、常磐線全線の電化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため予算、資材及び電源等を勘案して請願区間の電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

復原、北郷駅間にガソリンカー運転の請願（請願者　宮崎県日南市日南商工会議所会頭平部俊弘）（伊東岩男君紹介）（第三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄志布志線の宮崎県南那珂郡一帯に与える恩恵は実に大きく、産業動脈として必要欠くことのできない役割を果しているのであるが、増大する乗客に対処するには現在の客車配置をもつてしては到底至難であり、地元民の不便はきわめて大である。ついては、同線の復原、北郷両駅間にガソリンカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため、車両及び要員等を勘案して、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

青森、野辺地間にガソリンカー運転の請願（請願者　青森市長横山実外五名）（山崎岩男君紹介）（第一二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北本線青森、野辺地間の沿線各駅は、乗降客の繁雑はなはだしく、通勤者が乗客のほとんどを占めている現況であり、また本区間は列車の運行間隔が長く、適時運行がないため、利用者は日常著しく不便を感じている。ついては、青森、野辺地間にガソリンカーの運転を実施し、野内村久栗坂、小湊町浜子、東平内村口広及び野辺地町馬門にガソリンカー簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方交通の利便をはかる等のため、車両、要員等を勘案して請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

ガソリンカーの運転区間を米沢駅まで延長等の請願外一件（請願者　山形県東置賜郡町村議会議長会長石黒義一外一名）（西村力弥君紹介）（第一四四〇号）及び同（請願者　山形県東置賜郡赤湯町石黒義一）（牧野寛索君紹介）（第一七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形市を中心に奥羽線の一部並びに左沢線にはガソリンカーが運転され、地方民は絶大な恩恵を浴しているが、奥羽線上りは上ノ山駅までのため、置賜地方の住民はこれが恩恵から隔離されている。ついては、文化、産業の発展のため、ガソリンカーの運転区間を米沢駅まで延長するとともに、長井線に旅客専用のガソリンカーを運行されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかり、産業、文化の発展に資するため車両、要員等を勘案して、請願の趣旨にそうよう考慮せしめるを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

古江線にガソリンカー運転等の請願（請願者　鹿屋市議会議長上松栄吉外五名）（永田良吉君紹介）（第五五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
古江線には戦前ガソリンカーが配車され、関係住民に多大の利便をもたらしていたが、戦後車両不足のため廃止になつたままであるが、同線は大隅総合開発の一環として重要であり、またそのダイヤは現在通勤者の往復にきわめて不便になつている。ついては、古江線にガソリンカーを運転するとともに、通勤時間のダイヤに考慮を払われたいというのである。

二、請願の議決理由
地方住民の利便を図るため車両事情を勘案して請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

名寄線等にディゼルカー運転の請願（請願者　北海道上川郡名寄町長鈴木秀吉外二十名）（松浦周太郎君紹介）（第四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
名寄線及び宗谷線は、列車の待合時間が平均三時間余にわたり、通勤者をはじめ一般乗客にとつて不利不便は実に大である。ついては、該両線にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客の利便を図るため請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

米坂線にディゼルカー運転の請願（請願者　山形県米沢市長高橋広吉外九名）（牧野寛索君紹介）（第一七七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奥羽本線米沢駅より羽越本線に連絡する米坂線は、山岳地帯多く、宇津トンネルを始め十六のトンネルを数え、機関車のばい煙噴出等で旅客は真黒になり、特に計画実施中の造林に火災発生の危険が多い。ついては、米坂線に四月より十月までの火災期間中、ディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客交通の利便をはかる等のため、車両要員等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

長野原線にディゼルカー運転の請願（請願者　群馬県吾妻郡原町吾妻地方総合開発協会長木檜三四郎）（松井豊吉君紹介）（第五〇四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野原線は、地勢上トンネルが多く、これを通過するたびに乗客はばい煙に悩まされることはなはだしいが、本線は観光客多く、沿線そのものが著名な観光地、景勝地の点でつであり、峡谷沿いのトンネルの出入自体も観光的要素をなしている。ついては、長野原線にディゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

富岡駅に急行列車停車の請願（請願者　福島県双葉郡富岡町双葉地方町村会長太田耕治（關内正一君紹介）（第一九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡富岡町は、本郡の中央に位して、地方事務所をはじめとしてその他あらゆる国、県の出先機関並びに団体が本町に設置されており、古くから郡都として地方自治行政、交通、文化の中心地であるが、富岡駅には昭和二年以降急行列車の停車がないため、多大の不利不便を蒙つている。ついては、富岡町の発展に伴い、速やかに富岡駅に急行列車の停車を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅乗降旅客の利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

山陰急行列車を下関まで延長の請願（請願者　中国五県町村議会議長会連合会長林栄二）（高津正道君紹介）（第二九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陰本線は、現在大阪大社間に急行列車を運転しているが、全線の約半分を占める出雲、今市、下関間には普通列車の運転のみで、近年著しく激増を見ている旅行者の不利不便はきわめて大である。ついては、速やかに山陰線の急行列車を下関まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便を図るため、車両、要員等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

明石、姫路間に国鉄電車運転の請願（請願者　兵庫県加古川市議会議長河本豊太郎外三十二名）（岡田五郎君紹介）（第四五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

明石、姫路間の海岸地方はわが国有数の工業地帯であり、京阪神地区と不離一体の関係にあつて、無限の発展力を包蔵する地域であるが、播州と京阪神を結ぶ交通機関は国鉄、私鉄及びバス等八方に通じているが、両地域の交通量を完全に消化し得ない状態にある。ついては、明石から姫路まで国鉄電車を延長運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため予算、資材等を勘案して請願の趣旨にそうよう考慮せしめるを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

紀勢西線に通学列車増発の請願（請願者　和歌山県立熊野高等学校長藤木俊夫外三名）（世耕弘一君紹介）（第四七五号）及び同（請願者　和歌山県立熊野高等学校P・T・A会長田中安之助外二名）（田渕光一君紹介）（第四五六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県熊野高等学校及び田辺高等学校への日置、周参見及び栗栖川方面から紀勢西線による通学生は四百四十五名に達し、これら生徒のため、第三百七十六号貨物列車に客車増接の陳情がいれられ、現在運行されているものの、客車一両のみではとうてい収容できず、学生は交通不便な環境の中に大きな苦痛を味わつている。ついては、紀勢西線第百二十二号列車と百二十四号列車との間に通学列車を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の旅客交通の利便をはかるため、車両、要員等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

参宮線亀山、津間等に列車増発の請願（請願者　津市桜橋教育会館内三重県官公庁労働組合協議会議長森孝太郎外二名）（木村俊夫君紹介）（第二五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県津市、亀山、伊賀上野に勤務する者で、関西線、参宮線の沿線に居住し、国鉄線を利用している者は多数存するにかかわらず、列車回数少ないため、毎朝一時間、毎夕二時間余を無駄にし、身体の疲労等幾多の不便をこうむつている。ついては、国鉄参宮線亀山、津間及び関西線上野、四日市間の朝夕の混雑時に列車を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、車両、要員等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

武豊線に列車増発の請願（請願者　愛知県半田市亀崎町中切二百八番地　間瀬小吉郎外三十一名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第四六八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

武豊線は戦前上下線とも二十四本であつたが、現在上下線各十二本と半数に激減しているため、地元の商工業者並びに通勤者の不便はなはだしくなつている。ついては、武豊線の上り線に朝の通勤時及び二十二時（武豊発）に各一本、下り線午前、午後各一本の列車を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため車両並びに要員等を勘案して請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

土管等の鉄道運賃割引に関する請願（請願者　愛知県碧海郡高浜町愛知県赤瓦工業協同組合理事長黒田真一外十五名）（中野四郎君紹介）（第七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土管及び炊事用陶器は、本年二月一日よりの貨物運賃の全面的改正により、従来の鉄道運賃一割引の特例が廃止されたため、遠距離販売を主体としている愛知県西三河地方及び知多郡常滑町の生産業者はじん大な打撃を受け、鉄道輸送によらない他地方生産業者との対抗が困難となり、いまや死活問題となつている。ついては、土管、かめ、炊事用陶器及びかわらに対して鉄道運賃の特別割引を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

当該商品に対する運賃の生産業者に及ぼす影響の重要性にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、こ

れを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

林産物の運賃等級割引制度存続に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（高橋圓三郎君紹介）（第四〇二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年二月貨物運賃の改訂により、七百五十一キロ以上の遠距離一割引は改定の結果除外されたが、水産物は国民生活上必需物資であり、且つ、その生産は農山村経済の基盤をなすものであつて、これが輸送費の値上りは生産消費の両面から国民経済に及ぼす影響はきわめて大きい。ついては、林産物の運賃等級割引制度を存続するとともに、七百五十一キロ以上の遠距離一割引を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

林産物の特殊性にかんがみ請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

毛反毛及び綿反毛等の鉄道運賃改正に関する請願（請願者　東京都荒川区日暮里町日本繊維産業連合会代表桑原総太郎）（天野公義君紹介）（第四〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年二月一日以降、政府においては運賃改正品類別に値上げを実施しているが、ぼろ等は全国的に散在し、これが集荷は全国各地から鉄道を利用しているため、この値上げによる影響はじん大であり、しかもこれら業者は主に引揚者、戦災者、失業者等の零細な資金者であつて、このまま推移すれば破滅の外ない実情である。ついては、運賃品類別表のうち、四十四番、四十七番現行四級を七級以下とし、減トン数小形及び中形一トンないし三トンをそれぞれ三トン及び五トン減トンに格下げされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該貨物の特殊性にかんがみ請願の趣旨にそい善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

歯だ、製ろう及び原料の鉄道運賃改正に関する請願（請願者　静岡県引佐郡三ケ日町平山四百七十番地金子朝英外十五名）（西村直巳君紹介）（第四五七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

歯だ、製ろう及び歯だ原料の鉄道運賃は二十割、十割とそれぞれ引き上げられたために、価格わずか三、四十円のもの三割以上が運賃となり、手細工のみによる弱小企業である製ろう業者は到底その負担に耐えられず、業界は衰微の傾向にある。ついては、歯だ、製ろう及びその原料の運賃を本年二月改正以前の運賃に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

経済情勢に対し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討し善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

森本自動車営業所移転に関する請願（請願者　石川県河北郡森本村森本自動車分会執行委員長田村文雄外八十二名）（福井次郎君紹介）（第一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄金沢駅の画期的新築工事も着々進行して、現駅前等も計画整理の対象になる状況下にあるが、いまだ国鉄自動車発着所について、その計画上なんら考慮されていないのは遺憾である。ついては、一般利用者の利便と既設現存営業設備を有する国鉄自動車森本営業所を金沢駅前に移転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅の改築に伴う駅前広場の整備拡充の重要性にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

安居線に国営自動車運輸開始の請願（請願者　高知県吾川郡池川町長大原成晴外三百二十五名）（長野長廣君紹介）（第三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県吾川郡池川町内の安居線は、沿線に十一箇部落を有し、毎日三千人の住民が通勤、通学、商用等に利用している。ついては、町民の不便、不自由を解消するため、安居線に国営自動車の運転を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便を増進するため、車両、要員等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

八戸、北福岡間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　青森県八戸市長村井倉松外四名）（山崎岩男君紹介）（第七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県八戸市より三戸郡島守村、中沢村、岩手県九戸郡軽米町を経て北福岡に至る路線は、八戸市と無限の資源を包蔵する岩手県北部地方を結ぶ幹線動脈路で、これが青森、岩手間の経済交通と沿線各町村の経済開発の促進に資するところ大である。ついては、該路線に国営自動車の運転を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、車両要点等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

八戸、軽米間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　青森県八戸市長村井倉松外七名）（山崎岩男君紹介）（第七九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県八戸市と岩手県九戸郡とは同一経済圏内にあつて、物資の交易、文化の交流が著しく、八戸市から生活必需品を、九戸郡から木炭、木材を送り、さらに同地域は地下資源、森林資源を蔵しているが、両区間に未だ旅客の輸送機関なく、東北線をう回する不便な現状である。ついては、八戸市と軽米町間に国営自動車の運転を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興、地方交通の利便をはかるため、車両、要員等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

上の加江、東又間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　高知県高岡郡上の加江町長浜田守正）（長野長廣君紹介）（第二〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡上の加江町、東又村間はまれに見る絶景が展開し、農、林産資源が豊富であり、また矢井賀、小矢井賀、志和の漁港があつて、交通機関が設置されれば、観光客が増加し、産業、経済の発展は期してまつべきものがある。ついては、上の加江、東又間に国営自動車の運転を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかる等のため、現地の実情に即して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

国営自動車の運輸区間を川代まで延長の請願（請願者　岩手県九戸郡夏井村長小田米吉外一名）（鈴木善幸君紹介）（第二五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県九戸郡夏井村は、総合開発地帯であり、久慈町を中心とする二町二箇村の都市計画地帯で、こん後久慈町との交通ひん繁をきわめることは必然であり、また本村内夏井駅から川代に至る路線は山間部の利用路線であり、国営自動車の川代まで運輸区間を延長することにより、地方民の受ける利便は多大なものがある。ついては、本村下夏井までの国営自動車を本村川代、大野村分岐点まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかる等のため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

瀬戸記念橋、名古屋駅間国営自動車運輸開始の請願（請願者　瀬戸市陶原町瀬戸商工会議所会頭宮崎泰三）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二七八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄バス瀬戸記念橋駅は、国鉄バス岡多線、中馬線の始発中心駅で、瀬戸市を中核とする周辺一帯の陶磁器産業地帯の中心にあり、外来客並びに瀬戸地方十万住民の交通の要駅となつているが、遠距離鉄道を利用する場合は総て名鉄線を経て名古屋市電に乗換え、名古屋駅にて乗車するきわめて不便な経路をたどらねばならず、また外来者についても名古屋駅より瀬戸駅まで数度の乗換えが必要である。ついては、国鉄バス瀬戸記念橋駅より名古屋駅間は国営自動車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかる等のため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

宇和島市、近永町間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　愛媛県議会議員宇都宮光明外二百八十名）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県宇和島市、北宇和郡近永町間の路線は、県道宇和島中村線に沿い、人口の密度大で、交通量においても南予地方屈指の幹線であり、地方文化の向上、産業経済の発展に資するところ多大である。ついては、宇和島市、近永町間に国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方文化の向上、産業経済の発展に資するため、現地の実情を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

蟹田、三厩間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　青森市長横山実外八名）（山崎岩男君紹介）（第三〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
先般津軽線青森、蟹田間が開通し、今後さらに三厩までの鉄道延長が実現されることになつているが、該鉄道施設計画は二段、大平経由山の手回りのため、海岸線に沿つた平舘村、一本木村民はその恩恵に浴さず、高運賃の民間バス利用に限定されているのみならず、この海岸線は景勝地に恵まれ、観光的発展を期待される地帯である。ついては、津軽半島蟹田、三厩間に国鉄バスを運行されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかり、産業文化の向上に資するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

県道河野今治線に国営自動車運輸開始の請願（請願者　愛媛県温泉郡北条町長得能久吉外十五名）（關谷勝利君紹介）（第三〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
県道河野今治線は北条町、今治市を連絡する最短道路で、この沿線は一市六箇町村が散在して、住民九万二千三百を数え、産業経済上の利用価値は日毎に増加しているが、この路線は鉄道沿線から遠く離れているため、交通運輸の便がきわめて悪い状態にある。ついては、県道河野今治線に国営自動車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方交通の利便をはかる等のため、実情に即して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

烏山、道地間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　栃木県芳賀郡小貝村長平野徹太郎外十八名）（山口好一君紹介）（第三六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
府県道宇都宮、烏山線は、宇都宮市と烏山町を結ぶ最短距離の重要路線であつて、本路線に国営自動車の運行開始は重要であるがいまだ実現されず、現在宇都宮から道地までの間に国営自動車が運転されているから、烏山から道地への接続バスを運行することは沿線住民の利益と通学、通勤等に与える便益はきわめて大である。ついては、烏山、道地間に国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

若桜線バス複数化に関する請願（請願者　鳥取県八頭郡郡家町長古井万寿治外九十四名）（足鹿覺君紹介）（第四三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県若桜線は、近年旅客の増加おびただしく、既設交通機関をもつては到底乗客をさばききれず、乗客の不利不便は大であり、当地方の経済、文化の進展にも支障をきたしている。ついては、若桜線バスの複数化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方交通の利便をはかるため、実情に即し、請願の趣旨につき慎重に考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
運輸委員長　關内　正一
衆議院議長堤康次郎殿

岩井線バス複数化に関する請願（請願者　鳥取県岩美郡岩井町長成瀬弥太郎外二十六名）（足鹿覺君紹介）（第四三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県岩井線は、近年旅客の増加おびただしく、既設交通機関をもつては、到底乗客をさばききれ

ず、乗客の不利不便は大であり、当地方の経済、文化の進展にも支障をきたしている。ついては、岩井線のバス複数化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便を図るため、実情に即し、請願の趣旨につき慎重に考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

賀露線バス複数化に関する請願（請願者　鳥取県気高郡千代水村長森下友五郎外十一名）（足鹿覺君紹介）（第四八三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県気高郡地方は近年旅客の増加おびただしく、既設の交通機関のみでは乗車不能のため時間を空費することもたびたびで、快適な旅行を望めず、当地方の経済、文化の発展に支障をきたしている現状であるが、幸に鳥取市沢タクシー株式会社は賀露線のバス運行の免許申請をしているやにそく聞している。ついては、賀露線バスの複数化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便を図るため、実情に即し、請願の趣旨につき慎重に考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

河原循環線バス複数化に関する請願（請願者　鳥取県八頭郡河原町長松本義親外十二名）（足鹿覺君紹介）（第四八四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡及び気高郡地方は近年旅客の増加おびただしく、既設交通機関のみでは乗車不能となることがたびたびで、時間の空費等、当地方の経済、文化に支障をきたしているが、幸に鳥取市沢タクシー株式会社が河原循環線のバス運行の免許申請をしているやにそく聞している。ついては、河原循環バスの複数化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便を図るため、実情に即し、請願の趣旨につき慎重に考慮するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国営自動車の路線外団体貸切輸送免許に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡大芋村兵庫県議会議員山口房次郎）（佐々木盛雄君紹介）（第四一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡内には国鉄線国鉄自動車が運転されているが、一定区間内の運行に限られているため、路線外の社会見学、観光旅行等の団体旅行をすることができず、特に中小学校生徒の旅行にはきわめて不便を被つている。ついては、国鉄自動車に路線外の団体貸切運送を免許されたいというのである。

二、請願の議決理由

地区の実状を勘案し請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

国営自動車の路線外団体貸切輸送免許に関する請願（請願者　京都府和歌山県田辺市長小森嘉一外二十七名）（世耕弘一君紹介）（第四八四二号）、同（請願者　京都府船井郡瑞穂村長貞守一二郎外四十八名）（田中好君紹介）（第五〇四一号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡柏木村長木下宇一外十四名）（矢尾喜三郎君紹介）（第五一九四号）、同（請願者　兵庫県多紀郡多紀地方事務所長清水長治外二十六名）（有田喜一君紹介）（第五一九五号）、同（請願者　京都府相楽郡西和束村議会議長森川利寿外十八名）（椿肇次郎君紹介）（第五一九六号）、同（請願者　京都府北桑田郡平屋村長太田元雄外十八名）（田中好君紹介）（第五三〇七号）、及び同（請願者　京都府相楽郡加茂町長松田信三郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における交通機関の発達はそのサービスの向上と相まつて、利用者に快適さを増加しているが、大型貸切の既存業者の反対のため、国鉄バスの路線外貸切運転のできないことはこの快適さを著しく破壊するものであり、また沿線大衆の要望に応えて国鉄バスが大型貸切を運転することは交通使命を全うすべき当然の責務と考えられる。ついては、国営自動車の路線外団体貸切を速やかに免許されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため現地の実状を勘案して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

栃木県における国営自動車の一般貸切自動車事業新規免許に関する請願（請願者　宇都宮市尾上町三千二百九十九番地栃木県乗合旅客自動車協会長保坂正七外二名）（高瀬傳君紹介）（第四五六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般国鉄は栃木県下において一般貸切旅客自動車事業を経営する目的で、烏山外二営業所に五両の新規経営免許申請書を提出した由であるが、国鉄自動車の本県への進出計画は営利のみに走り、民営事業を圧迫するものである。ついては、これが新規免許について民営事業者のため考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため当該地方の実状を勘案して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

栗原鉄道改軌に関する請願（請願者　宮城県栗原郡若柳町栗原鉄道株式会社長鈴木勲一外三名）（只野直三郎君紹介）（第七三五号）、同（請願者　宮城県栗原郡若柳町北上特定地域総合開発栗原地方促進同盟会長若見伍朗外三名）（長谷川峻君紹介）（第一四三九号）及び同（請願者　宮城県北上特定地域総合開発栗原地方促進同盟会長若見伍朗外三名）（佐々木更三君紹介）（第四〇九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上特定地域総合開発計画の一環として、さきに調査事業にとりあげられた栗原鉄道改良事業は、宮城県北部迫川流域並びに栗駒山ろくの開発推進上、重要な鉄道であるが、軌間が国鉄よりも狭いため、国鉄との貨車の直通は不可能で、貨物の輸送に多大の不利不便を来してい

る。ついては、栗原鉄道の改軌を許可し、昭和二十八年度内にこれが工事を完成するとともに、これに要する建設費を開発銀行等より特別融資及び国庫補助の方途等を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。

よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

香深港修築工事促進に関する請願（請願者　北海道礼文郡香深村長野村太市外二名）（玉置信一君紹介）（第二三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道礼文郡香深港は、本邦の最北端礼文島唯一の指定港で、北方漁業の策源地として絶対的価値を有するとともに、同島一万住民唯一の交通機関であるが、港内が狭あいで不完備の点が多いため、昭和二十三年度より運輸省所管の港湾として工事を実施中であるが、毎年度予算に制約せられ、遅遅として進ちょくせず、これがため島民の不利不便は多大なものがある。ついては、香深港修築工事計画の実施促進と内港のしゅんせつを速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

香深港の重要性にかんがみ請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

塩港湾施設設置に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡外江町長高梨充栄外一名）（足鹿覺君紹介）（第三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡塩港は、南鮮等の最短距離にあつて、天然的要件に恵まれ、従つて境港域内にある外江町地先は、この機帆船その他汽船の基地として、臨海工事を興すべく用意とその整備を整えている。ついては、本港に物揚場機械設備、船だまり及びさん橋等の施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

塩港の現状にかんがみ請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

稚内港を重要港湾に指定の請願（請願者　北海道稚内市長西岡斌外二名）（武田信之助君紹介）（第四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道稚内港は、本道北部に位する唯一の商港であり、且つ、日本海とオホーツク海との交さするわが国屈指の漁業根拠地であつて、背後には広大な無尽蔵の地下資源を擁し、これが開発と相まつて稚内港の利用もますます重きを加えつつある実情である。ついては稚内港を重要港湾に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

稚内港の重要性にかんがみ請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

稚内港拡張に関する請願（請願者　北海道稚内市長西岡斌）（武田信之助君紹介）（第四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道稚内市は、戦後において飛躍的な発展をし、特に、港は戦前の施設にては到底間に合わず、産業の発展に多大の支障を来たしている。ついては、稚内港拡充のため、声問西浜沖より稚内防波堤突端に向け深度九米線に防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

稚内港の実状にかんがみ請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

宗谷港を避難港に指定の請願（請願者　北海道宗谷郡宗谷村長沢内精治外四名）（武田信之助君紹介）（第四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道宗谷郡下宗谷港は、宗谷岬に位し、枝幸及び稚内両港間における避難港としてきわめて重要な地位にあり、特に沖合は各種魚族の豊富な漁田を有し、最盛漁期には一日五十隻以上の機船が操業し、これに伴う輸送船の航行も増加しているが、沿岸に避難港の設備なく、荒天に際しては、遠く離れた枝幸港あるいは稚内港に避難する現状で、漁民の不利不便は大である。ついては、宗谷避難港として指定するとともに港内の瀾さく及び防波堤の延長を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難を防止するため請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

佐田湾を避難港に指定の請願（請願者　愛媛県西宇和郡三崎村長杉山勝蔵）（高橋英吉君紹介）（第五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊後水道は魔の海と称され、海難後を絶たず、その損害はばく大な額に達しているが、愛媛県西宇和郡三崎村地内佐田湾は、三崎半島の突端にして、伊予灘、豊後水道及び宇和海の分岐点に位し、海上の交通の要衝を占め、本湾を避難港とすれば、この大損害を最少限とすることが可能である。ついては、佐田湾を避難港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難を防止するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

青森港中央ふ頭に荷さばき施設設置の請願（請願者　青森県青森市長横山実外一名）（山崎岩男君紹介）（第八〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年度を期して、青森港中央ふ頭に三千トンの岸壁が建設される運びとなつたが、せつかくの岸壁も、荷さばき施設が整備されなければ、岸壁の利用率は減じ、経済的効果もはなはだしく低下する。ついては、本港中央ふ頭に三千トン岸壁荷さばき施設を速やかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森港の港湾機能発揮について万全を期するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

佐賀港修築に関する請願（請願者　高知県幡多郡佐賀町長佃寅九郎外一名）（長野長廣君紹介）（第二三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県幡多郡佐賀港は、大正、昭和、佐賀の三町村の物資搬出港として、また天然の良港を形成しているため、附近航行船舶の避難港として、さらに佐賀の豊漁地を控える漁港として、多大の役割を果している。ついては、国費及び県費をもつて本港の修築工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

日向福島港修築に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡福島町長神戸俊一外十一名）（伊東岩男君紹介）（第二七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡日向福島港は、良港としての自然的な素地を有するのみならず、国土総合開発の進ちよくに伴う地方産業の興隆と経済圏の拡大により、本港改修の必然性と重要性は戦後のわが国経済自立政策の一環としての貿易振興政策と相まつて、今日ますますその比重を増大している。ついては、日向福島港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

日向福島港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

若松港修築に関する請願（請願者　福岡県知事杉本勝次外七名）（伊藤卯四郎君紹介）（第二七八九号）及び同（請願者　福岡県議会議長田中保蔵外六名）（岡部得三君紹介）（第二七九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県若松港は、国内産業上重要な使命を有するが、港湾施設の荒廃あるいは不備、航路の土砂堆渡等により、著しく本港の機能を阻害している。ついては、本港の修築に関して、（一）防波堤の急速施行及び本航路を拡幅し十メートルにしゅんせつすること（二）奥・洞海開発工事を実施すること（三）洞海湾修築工事の国庫補助率を十割に引き上げること等を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

若松港の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

宮之浦港修築に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長深田直彦）（岩川與助君紹介）（第二六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県熊毛郡屋久島は、港湾施設が不備のため、豊富な林産、漁業資源を有しながら、これが開拓ができず、冬期、季節風の時期には七日以上も、定期船が欠航する状態で、本島唯一の宮之浦港の使命は重大であるが、その施設は突堤あるのみで、荒天には激浪にさらされ、その不利、不便は大である。ついては、宮之浦港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮之浦港の重要性にかんがみ請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

重井西港防波堤修築に関する請願（請願者　広島県田島市長安松延二外二名）（岡本忠雄君紹介）（第三六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県田島市重井西港は、地理的関係上、近在諸島の農産物の集散港、避難港あるいは観光港として、重要な使命を有し、昭和二十四年に第三種重要港湾として指定を受けたが、防波堤の荒廃、その他港湾施設不十分なため、寄港客船はしばしば覆し、貴重な人命と多大の物資を喪失したことが過去数回に及ぶ状態である。ついては、本港の防波堤修築工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

重井西港の重要性にかんがみ請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

防潜網施設による損失補償金交付に関する請願（請願者　千葉県君津郡富津町浜町防潜網被害対策協議会長森田国雄外六百四十名）（川島正次郎君紹介）（第七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京湾の防潜網施設による損害補償は、その適用が漁業者のみに限られ、最大の被害者である海運業者が除外されたことはまことに遺憾である。すなわち海運業は沖合航行になつて以来が働航海数の激減を来し、単独航行から集団航行に切り替えざるを得なくなつたため、所要時間の延長、夜間航行の不可能等によるか働航海数が半減するに至つている。ついては、防潜網施設による東京湾海上輸送業者の損害補償金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海運業者の損害を補償するため請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

五百総トン未満内航船舶の建造許可制存続に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋箱崎町内航船主会長松本晄吉外一名）（國谷勝利君紹介）（第二九〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、臨時船舶管理法の失効に伴い、これが対策として臨時船舶建造調整法案を今国会に提出する由であるが、同法案によると、五百総トン以上の鋼製船舶についてのみ建造を許可制とし、他の船舶は除外となつている。しかし内航汽船及び木船を含んだ日本海運全体の船腹調整を行わなければ、わが国海運の健全な発展は望めず、また内航汽船の多くは外航船主が傭船しているため、現在の内航における経営不振が直ちにわが国外航汽船の対外競争力を弱化せしめている状態にかんがみ、国内総資本の有効的活用という見地から、一定の需給バランスがとれるまで、木船建造の合理的調整を行う必要がある。ついては、五百総トン未満の内航船舶の建造許可を存続するよう臨時船舶建造調整法案を修正されたいというのである。

二、請願の議決理由

木船建造の合理的調整を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

仁堀航路の延長並びに寄港に関する請願（請願者　愛媛県泯東郡北条町長得能久吉外九名）（關谷勝利君紹介）（第三二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県堀江港と広島県仁方港を結ぶ仁堀航路は、中国、四国を結ぶ内海航路として非常に便利なため、これが利用者は年間九千人以上に達しているが、これら利用者の地理的、連絡交通機関及び待合せ時間の関係等から多くの欠点があるので、他の航路を利用せざるを得ない現状であつて、これが解決は利用者及び地方民の多年の宿望である。ついては、この際、仁堀航路を延長するとともに北条港に寄港されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため請願の趣旨にそい善処せしめるよう、措置するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

伊豆七島航路に関する請願（請願者　東京都大島元村長天野一郎外二百二十三名）（菊池義郎君外十名紹介）（第三三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆七島の交通は、従来より東海汽船株式会社の一環的な航路事業によつて運営されているが、同社は船舶不足のため、新島以南の神津、三宅、八丈島に対する就航船が極限され、しかも内湾の作業船にも劣る貨客併用船を辛うじて就航させているので、島民は生命を脅かされながら船旅をせねばならない実情にある。ついては、伊豆七島就航船として一千トン級の船舶二隻を貸与されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該航路の実状にかんがみ請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

造船業助成等に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋室町佐世保船舶工業株式会社長塩沢英薫）（大石ヨシエ君紹介）（第三六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

転換造船所は、ぼう大な施設と資金を要し、低収益性の事業で、その経営は現下の経済事情のもとはなはだ困難となつている。ついては、転換造船業に対する助成策として、（一）国家の育成補助を行うこと（二）旧軍港施設の管理代行に対する犠牲と功績について考慮すること（三）旧軍港市転換法を改正して、国及び地方公共団体の援助を具体化すること（四）転換造船所を保安庁及び海上保安庁の特別指定工場として運用すること（五）計画造船については転換造船所に別枠を設けること（六）会計検査院が転換造船所についての検査をするときは本所の特殊性を認めること（七）賃付料は収益還元方式による経営可能な範囲に止めること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

転換造船所の特殊性にかんがみ請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

木造船輸出許可に関する請願（請願者　東京都千代田区麹ケ関三丁目三番地森谷新一外四名）（關谷勝利君紹介）（第三九八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国現下の経済不況にあつて、生産能力の四十二パーセントが過剰となつている木造船業界の経営難はその極に達しているが、従来わが国経済と不離の関係にあつた中国の木造船に対する需要は旺盛なるものがあるにかかわらず、木造船の輸出は現行貿易管理令によつて禁止となつていることは、はなはだ遺憾である。ついては、これが業界の苦境を考慮して、戦略物資とは考えられない木造船の輸出を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

木船造船業の振興を図るため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

小型船舶職員養成事業に関する請願（請願者　東京都中央区小田原町日本定期船協会代表塚本栄次郎）（關谷勝利君紹介）（第四一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小型船舶職員養成事業は、船舶職員法の要請に基く海難事故の減少、船員技術の向上等の見地より、約七十年の長年月にわたり主として日本海員被済会が主催してきたが、昭和二十年に従来の被済会に対する国庫補助金が打ち切られたため、受講受験に要する費用の全額が自己負担となり、受講希望者は激減し、船員の技術は年々低下し、海難船舶の件数及び損害額は増加の一途をたどつている。ついては、小型船舶職員の養成のため、同講習会の受講受験費用を速やかに国庫で補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

小型船舶職員の養成の円滑を期するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

因島海員会館設置費国庫補助に関する請願（請願者　広島県因島市長安松延二）（岡本忠雄君紹介）（第五一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の主要港には着々として海員の福祉施設が設置されているが、因島市は日立造船株式会社因島工場及び田熊造船株式会社の二大造船工場の所在地でありながら、資金難のため、いまだ海員の厚生施設の設置を見ないことは、はなはだ遺憾である。ついては、因島海員会館の設置費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地における船員の福祉施設の新設を図るため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

船舶安全法に基く船舶設備規定並びに救命器具試験規定の一部改正に関する請願（請願者　東京都目黒区清水町五百二十二番地守屋敏郎外九名）（安井大吉君紹介）（第二二二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

船舶安全法に基く、船舶設備規定並びに救命器具試験規定は、船舶の遭難時における人命救助を目的とする人類至上のものであるが、船舶の航行中とくに薄暮より夜明け前に事故が起り易く、従つて暗夜なため事故発生場所及び遭難現場の確認が容易でない。これは現在使用されている設備器具に発光物あるいは反射性能がないためで、救助作業又は遭難船の遺流品捜索にも一大支障を来している。ついては、船内備品の作製資材として発光物あるいは反射物を採用するよう船舶設備規定並びに救命器具試験規定の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

海上における救助作業等の万全を期するため請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

水先法の一部改正に関する請願（請願者　東京都中央区京橋日本船主協会長洗尾新甫）（岡田五郎君紹介）（第四三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

船舶運航能率の改善、港湾機能発揮のための港湾サービス業としての水先業務の健全円滑なる運営を期するには、強制水先制度等の改善と並行して水先人採用の面において、広く門戸を開放し、適時適正なる水先人登用の道を拡げる必要がある。ついては、水先法第四条第一項第二号に「又は省令で定める一定回数以上当該水先区において航海に従事したこと」を加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

水先業務の健全且つ円滑なる運営を期するため請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

民間定期航空路開設並びに施設整備に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（相川勝六君外五名紹介）（第四二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに宮崎県議会は、定期航空

路開設並びに定航地として宮崎市赤江飛行場の整備促進について強く要望してきたが、本年度においても、いまだその実現が見られないことは遺憾である。ついては、昭和二十九年度において、定期航空路開設並びに施設整備を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

民間航空の健全な発達を図るため、請願の趣旨に沿うよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

神居岩に標識燈設置の請願（請願者　北海道苫前郡焼尻村長志水要外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二二九号）及び同（請願者　北海道苫前郡焼尻村議会議長鎌田網吉）（椎熊三郎君紹介）（第四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡焼尻島燈台より東方沖合千三百メートルの地点に海面高さ五メートル九十、面積十坪位の神居岩と称する岩礁と附近に連なる深さ一メートル位の浅瀬があつて、毎年船舶の被害がある。ついては、神居岩に標識燈を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難を防止するため請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

牛深港海難防止施設設置に関する請願（請願者　熊本県天草郡牛深町長高橋重博）（吉田重延君外三名紹介）（第三六五号）及び同（請願者　熊本県天草郡牛深町会議長江崎折作）（園田直君紹介）（第五六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県天草郡牛深港は、天草郡の最南端に位し、天然の良港で、長崎、鹿児島の中間にあつて県下第一の第三種漁港であるが、本港外に岩礁が多く、これがため、ばく大な犠牲と損害を出している実状にある。ついては、速やかに牛深港に警備救難署及び同岩礁に浮標識燈の設置並びに港外西方四キロの大島に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難を防止するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

居組漁港に標識燈設置の請願（請願者　兵庫県美方郡西浜村居組漁業協同組合長岡本久五郎外一名）（有田喜一君紹介）（第五一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡居組漁港は、第二種漁港としてその改修工事も完成近く、完備した陸上諸施設と相まつて出入船舶も増加し、その機能を発揮し得る段階に到達しているが、同港の主要航路には干潮時ようやく頂点を現わす程度の暗礁があり、これを熟知する漁民及び航海者さえもすでに数回も遭難している。ついては、本港口の暗礁の所在を明示するため航路標識燈を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を確保するため請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

水難救助に関する法律制定の請願（請願者　東京都港区芝田村町一丁目三番地日本水難救済会長徳川家正）（鶴谷勝利君紹介）（第四四五二号）、同（請願者　福岡市箱崎網屋町日本水難救済会福岡支所長藤野金蔵）（熊谷憲一君紹介）（第四六八五号）及び同（請願者　東京都港区芝田村町日本水難救済会専務鈴木七郎）（有田喜一君紹介）（第五三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海国日本の発展を期するためには海運と水産を振興することが緊要であるが、わが国は世界でも有数な海難国であるので海難救護事業はまことに重要であり、日本水難救済会は職員の献身的努力と救難出動の費用、救難施設の整備等の経済的負担にたえていささか本事業に貢献してきたのであるが、いまだに海難救護に要した経済的負担に対する補償の道が開かれていないため、救難活動は著しく阻害されている。ついては、去る昭和二十三年の閣議決定海難救護態勢の強化要綱を早急に立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由

水難救助活動の強化を図るため請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

鬼付女峰に燈台設置の請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（瀬戸山三男君紹介）（第五三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県児湯郡高田村地内の鬼付女峰は、本県海岸の中央部に位し、現在漁船及び商船航海の好目標となつており、また高田港沖は豊富な漁田を有し、県内外各地より多数の漁船が集まるが、沖合は平坦な砂丘地帯で夜間航行の船舶は雨天時あるいは濃霧時には陸岸に接近し過ぎ坐礁する危険が多く、事故は年々増加している。ついては、鬼付女峰に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を確保するため請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋市に国立気象台設置の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第一二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島は広大な耕地面積と森林資源を有し、将来ダムの設置あるいは亜熱帯地域に適応する農耕上の改善対策等幾多の懸案がある。しかるに毎年の台風による被害がばく大である等の悪条件によつて、その開発を遅らせている実情である。ついては、大隅地区に測候機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

気象災害を防止するため請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

大隅地区に測候機関設置の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第一八四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅国は、わが国の最南端に位し、その面積は香川県の二倍強を有し、年々大小台風の通過路にあたつているにかかわらず、未だ気象観測所の設置なきは、はなはだ遺憾である。ついては、速やかに鹿屋市に国立気象台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

気象災害を防止するため請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

運輸委員長　關内　正一

衆議院議長堤康次郎殿

郵政委員会

余喜簡易郵便局を無集配特定郵便局に指定の請願（請願者　石川県鹿島郡余喜村長高沢伝二郎外一名）（南好雄君紹介）（第一三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県鹿島郡余喜村地内の余喜簡易郵便局は、昭和二十四年発足以来、日増しに郵政事務の繁忙を来し、その利用が激増しているが無集配郵便局でないため、郵政事業の完璧に支障を来し、商工業の発展にまた村民の福利増進に不利不便を来たしている。ついては、速やかに本郵便局を無集配特定郵便局に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配特定郵便局設置の条件を具備していないが、願意は相当理由があるから、将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

勝岡簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願（請願者　宮崎県北諸県郡三股町長桑畑政沖外一名）（持永義夫君紹介）（第一四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡三股町地内勝岡簡易郵便局は、その取扱事務量は大であるが、簡易郵便局なため、附近一帯の村民は電話、電報及び所得税の納入等に六キロないし八キロの道を他の局へ往復し、多大の不便を忍んでいる状態である。ついては、本郵便局を無集配特定郵便局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配特定郵便局設置の条件を具備しているから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

北別井に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　大阪府富田林市字北別井北野仙太郎外十八名）（田中萬逸君紹介）（第一四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府富田林市字北別井は、市の東端に位し、富田林局までの距離がはなはだ遠く、その他の二局はへき地にあるため、住民の不利不便は大である。ついては、北別井に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配特定郵便局を設置することについては、附近局との距離の関係もあつて差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

金川村に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　福岡県朝倉郡金川村大字桑原三百五十番地中島広喜外十二名）（中島茂喜君紹介）（第三〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡金川村は、本郡の中央部に位し、人口四千を有する農村で、現在隣村の三奈木郵便局区内に属しこれを利用しているが、本村中央より同局までは約二キロもあり、郵便関係に村民の不利不便は大である。ついては、金川村に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配特定郵便局を設置することについては、附近局との距離の関係もあつて差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

大房町に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　茨城県土浦市中村町四百四十三番地霜村政行）（赤城宗徳君紹介）（第四三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県土浦局区内大房町及びその周辺は、近年人口の増加著しく、小、中学校の増置、診療所、保育所等の諸施設の整備を見たが、いまだ郵便局設置なきため、荒川沖局まではるばる出向かねばならず、その不便は多大である。ついては、大房町に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配特定郵便局を設置することについては、附近局との距離の関係もあつて差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

山橋簡易郵便局を無集配郵便局に昇格の請願（請願者　福島県石川郡山橋村長渡辺一雄外一名）（山下春江君紹介）（第四六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石川郡山橋村は、同郡石川町の南部に接する山村で、交通きわめて不便であるから、村民の要望によつて昭和二十五年簡易郵便局の設置が許可となり現地に至つているが、その後本村の発展著しく、簡易郵便局ではなお不便をきたしている。ついては、山橋簡易郵便局を無集配郵便局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配特定郵便局設置の条件を具備しているから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

城北地区に無集配郵便局設置の請願（請願者　松山市水口町四十七番地の二曽我見荒一外二名）（武知勇記君紹介）（第五七五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

松山市城北地区は、戦後著しく面目を一新し、旧陸軍練兵場跡には日本赤十字病院が設置されるとともに、愛媛大学を始め諸校が併設され、さらに全両的な区画整理によつて道路網の整備を見、住宅の激増を招来しており、近く郵政職員訓練所四国研究所の移転新設が決定されている等躍進を示しているが、当地域には郵便局の施設がなく、関係者の不便はなはだしいものがある。ついては、城北地区の中心点伊予鉄道城北線鉄砲町停車場前に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配特定郵便局設置の条件を具備しているから、将来予算及び他との振合を見て無集配特定郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

興津郵便局に集配事務開始の請願（請願者　高知県高岡郡興津村長岡部金重外一名）（濱田幸雄君紹介）（第二二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡興津村は、本郡西南端に位する農産、水産に恵まれた村で、また土佐十景の中に数えられる絶光地を有し、四季人の往来盛んであるが、興津郵便局は東郵便局の管下無集配局であるため、郵便物の発着は多大の日時を費し、きわめて不利不便な現状にあり。ついては、興津郵便局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て集配事務を開始するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

治田村に特定郵便局設置の請願（請願者　三重県員弁郡治田村長小森太郎外一名）（木村俊夫君紹介）（第四六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡治田村は、戸数七百十二戸を有する農山村で、村の中央を貫通する県道にはバスが通じ、三岐鉄道の沿線にもなつているが、本村には郵便局がなく、丹生川及び阿下喜両郵便局扱いのため、両局までは村中央から二キロ余、不便な部落は五キロも離れ、村民はきわめて不便を被つている。ついては、治田村に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、簡易郵便局を設置するか又は将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

北条町に特定郵便局設置の請願（請願者　三重県四日市北条町千八百九十八番地黒澤留八外一名）（山手満男君紹介）（第五五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県四日市旧浜町郵便局は、戦災により廃止のままとなつているため、関係住民は多大の不利不便を忍んでいる。ついては、四日市北条町に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配特定郵便局設置の条件を具備しているから、将来予算及び他との振合を見て、無集配郵便局を設置すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

埴生村に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　大阪府南河内郡埴生村長西本繁雄外二十七名）（田中萬逸君紹介）（第三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府南河内郡埴生村は、昭和十年頃までは人口三千未満の小村であつたが、その後あらゆる面において著しい発展を遂げ、現在では人口五千六百を数え、ますます増加の傾向にある。しかるに本村の郵政事務は遠距離にある藤井寺郵便局において行われているため、一般住民及び役場、学校、病院等は非常な不利不便を感じている。ついては、埴生村に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、簡易郵便局を設置するか又は将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

高光村に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　広島県神石郡高光村長田辺正爾外一名）（高津正道君紹介）（第四一〇五号）、同（請願者　広島県神石郡高光村長田辺正爾外六十六名）（鍛冶良弘君紹介）（第四二五九号）、同（請願者　広島県黒木俊雄外六十七名）（高橋等君紹介）（第四四五三号）、同（請願者　広島県神石郡高光村議会副議長加納利幸外三名）（高橋誠一君紹介）（第四五七一号）、同（請願者　広島県神石郡高光村議会副議長加納利幸外七十名）（田中織之進君紹介）（第四六三二号）及び同（請願者　広島県神石郡高光村議会副議長加納利幸外七十一名）（岡本忠雄君紹介）（第五五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県神石郡下の十一箇町村のうち、特定郵便局が設置されていないのは高光村外一箇村のみで、高光村は昨年四月簡易郵便局受託契約をなしたに過ぎず、取扱内容にも幾多の制限があるので、村民は公平なる恩恵に浴することを待望している。ついては、高光村に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配特定郵便局設置の条件を具備していないが、願意は相当理由があるから、将来適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

上川崎無集配特定郵便局に集配事務開始の請願（請願者　福島県安達郡上川崎役場気付喜古由吉外二名）（助川良平君紹介）（第四八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県安達郡上川崎無集配特定郵便局は昭和十八年に昇格したもので、二十一年には二十回線交換台の設置を見、じ来その使命を達成しつつ村民に多大の利便を与えているが、現在上川崎村の集配事務は油井局及び下川崎局扱いで、油井局からもつとも遠い地域は十一キロもあり、さらに住家は丘陵地帯に点在するので、ことに冬季積雪期間の集配は困難をきわめ常に渋滞している。ついては、上川崎無集配特定郵便局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来適当の機会に集配事務を開始すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

北灘郵便局に集配事務開始の請願（請願者　徳島県板野郡北灘村長的場高徳外二名）（片島港君紹介）（第五三一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県板野郡北灘村は現在郵便物を数十キロ離れた鳴門市学浦局よりの配達と北灘村折野における請負配達に依存しているが、これでは郵便の迅速なる配達発送ができないので多大の不便を感じている。ついては、北灘郵便局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て集配事務を開始するの要ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

糸崎郵便局舎新築の請願（請願者　広島県三原市糸崎町広島市議会議員塚原幸雄外十名）（岡本忠雄君紹介）（第七三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県三原市糸崎町は、海陸運輸の要衝にして、新菱重工業三原車両製作所、日本セメント糸崎工場等を有しているが、現在の糸崎郵便局はやや東部に偏しているため、その利用上はなはだ不便であり、またその局舎も百年余を経過し、老朽著しく、且つ、きわめて狭隘になつている等の状態のため、宮崎県労働基準監督署からも不適格の局舎と指定されているほどで、同町議会においても局舎敷地の提供をすでに決議している。ついては、妻郵便局舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て新築を要するものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

妻郵便局舎新築の請願（請願者　宮崎県児湯郡妻町長桐山衛外二名）（片島港君紹介）（第三三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県児湯郡妻郵便局舎は、改築後三十二年を経ているので、年々の台風に各所が損傷し、通風及び採光悪く、取扱量と定員の増加で、きわめて狭あいになつている等の状態のため、宮崎県労働基準監督署からも不適格の局舎と指定されているほどで、同町議会においても局舎敷地の提供をすでに決議している。ついては、妻郵便局舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て新築を要するものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中織之進

衆議院議長堤康次郎殿

狭あいである。ついては、糸崎町の中心部に郵便局を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て新築を要するものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中緑之進

衆議院議長堤康次郎殿

郵便切手類及び印紙売さばき手数料引上げの請願（請願者　広島県双三郡三次町近藤虎雄外一名）（船越弘君紹介）（第二七九五号）、同（請願者　広島県三原市本町吉永龍次郎外八名）（岡本忠雄君紹介）（第三六四四号）及び同（請願者　三重県二見郵便局長中野作蔵外三名）（瀬地文平君紹介）（第四一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵便切手類及び印紙の地方売さばき所は、その売さばき額が相当多額に上り、一般社会に大なる利便を与え貢献をしているが、この業務に類似するたばこ小売に比べると、たばこは種類が少なく取扱いも容易でありながら、その手数料がはなはだ高率で、両者に格段の優劣があることは矛盾している。ついては、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の第七条を、「郵政大臣は売さばき人に対し、第五条の規定による郵便切手類及び印紙の売渡額の百分の十に相当する金額の売さばき手数料を支払うものとする。」と改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は相当理由があるから、趣旨実現の可能性につき政府において考究の要あるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中緑之進

衆議院議長堤康次郎殿

電気通信委員会

日本放送協会にテレビジョン放送本免許決定等に関する請願（請願者　北海道釧路市舞町十二番地釧路市公民館長丹葉節郎）（伊藤輝一君紹介）（第五六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回NHK公共放送にテレビジョンの実用化実験局の免許が決定されたが、テレビ放送の実用化、地方化を図ることは、採算上からも、商業テレビでは不可能である。ついては、多年にわたつて文化の機会均等を目標に人口稀薄地にテレビを普及させるため、努力を重ねてきたNHKに、本免許の決定を速やかに与えるとともに、テレビ放送局を北海道に設置する場合には函館と釧路に対して同一時期に許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

放送法の趣旨にかんがみ、予算、資材等を勘案して、公共テレビジョン放送をあまねく全国に普及せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

電気通信施設の整備改善に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（岩川與助君紹介）（第七四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県下の電気通信施設は、他府県の状況に比較して、著しいそん色があり、全国的水準にほど遠いものがあるが、本県は国土総合開発の一環たる大隅開発事業、屋久島の電源開発、南西諸島との貿易、鴨池空港の開設予定等とも関連し、電気通信施設の整備改善は焦眉の急務として各方面より要請されている。ついては、速やかに本県下電気通信網の全般的な整備改善を図るとともに、長距離幹線の整備、離島無線施設の整備、加入電話の拡充、改善及び主要局舎の新築等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県における電気通信事業施設の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、順次関係施設の拡充、整備及び改善を行わしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

豊岡電報電話局の電話施設整備拡充に関する請願（請願者　兵庫県豊岡市長佐川辰夫外一名）（有田喜一君紹介）（第八五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊岡市は官公衙、学校等を六十三箇所も有し、但馬一円及び京阪神等の物資の集散地で、商取引はきわめて盛んであり、官公庁の連絡、商工取引、遊覧者の用件等電話の利用は想像以上のものであるが、当地より京阪神への市外通話の状態は普通で申込んで平均五、六時間もかかる状態で非常に不便である。ついては、豊岡電報電話局の電話交換方式を共電式にし、豊岡電報電話局を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊岡市の電話事情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかに局舎の新築並びに電話交換方式の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

塩沢郵便局に電話交換台新設の請願（請願者　福島県南会津郡只見村長長谷部大作外七名）（河原田豫吉君紹介）（第一一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県南会津郡只見村は、村内に郵便局が、現在三箇所あるが、そのうち、塩沢局のみに電話交換台がないため本村の約半数を占める下筋部落をはじめ附近一帯の村民の不便は言語に絶するものがあり、また近時電源開発のため人口も激増し電話の需要は急速に増大している。ついては、塩沢郵便局に電話交換台を新設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会にこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

公共放送の岡谷中継所設置に関する請願（請願者　長野県岡谷市長宮坂勝次郎外一名）（原茂君紹介）（第一二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県諏訪郡一円の二市二町、十八箇村は、現在の放送局との地理的及び距離的関係上、公共放送の聴取が非常に困難をきわめ、政治、経済、文化の各方面にわたつて多大なる不利不便をこうむつている。ついては、速やかに岡谷市に公共放送の中継所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

放送法の趣旨にかんがみ、地方のラジオ聴取状態を改善するため、すみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

郵政委員長　田中緑之進

衆議院議長堤康次郎殿

杉生郵便局に電話交換事務開始の請願（請願者　兵庫県川辺郡六瀬村長大西義隆外十八名）（山口丈太郎君紹介）（第一二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡六瀬村北部地区は、電話交換事務を取り扱つているが郵便局がないため、五キロ以上隔てる六瀬、西能勢岡郵便局に依存している状態で、村民の不利不便は大である。ついては、杉生郵便局に電話交換事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会にこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

御坊電報電話局舎新築等の請願

（請願者　和歌山県日高郡御坊町長菅原清六外十七名）（田渕光一君紹介）（第一三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県下屈指の産業の中心地である日高郡御坊町所在の御坊電報電話局舎は、明治末年に建築されたもので、その後ほとんど改善されず、老朽、狭あいをきわめ、著しく作業能率の低下を来し、また電話交換機は旧式の磁石式であつて、利用者は多大の不利不便を感じている。ついては、本郵便局舎を新築するとともに電話交換方式を共電式に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気通信事業の能率的経営のため、すみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋電報電話局舎新築の請願

（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第一八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市が総合開発特定地域の指定による開発計画の具体化、あるいは保安隊設置等のため、電話の需要は極度に増加しているが、鹿屋電報電話局は中央郵便局と局舎を共同している関係上、庁舎が狭あいで施設の整備拡充が限界点に達し、新規架設はほとんど不可能である。ついては、鹿屋市に電報電話局庁舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気通信事業の能率的経営のため、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかに、これが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

歌垣郵便局に電報電話事務開始の請願（請願者　大阪府尊能郡歌垣村長山田武次外二名）（松原喜之次君外一名紹介）（第二二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府尊能郡歌垣村及び田尻村民の要望として、過去数年間歌垣郵便局の電報配達事務の開始方を関係方面に陳情して来たところであるが、いまだにその実現に至らず、文明の便益に浴し得ないことは遺憾である。ついては、歌垣郵便局に電報事務を速やかに開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

村落住民の利便増進のため、予算、要員等の関係を勘案し、将来適当の機会においてこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

下関市の電話施設拡充に関する請願（請願者　山口県下関市長福田泰三外二名）（田中龍夫君紹介）（第二五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下関市は、地勢の関係上飛躍的発展を遂げつつあるが、昭和二十七年末にわずかに六千五十個電話を有するのみで、現在電話の不足に悩み、現に下関電話局に申込める者千名をこえる実情で、住民の不利不便はもちろん、産業の発達を阻害すること大である。ついては、本市の電話を昭和二十八年度において、下関電話局管内千五百個、長府電話局管内二百五十個、安岡管内百四十個、小月電話局管内七十五個、吉見管内三十五個、計二千個を増設するとともに、昭和二十九年度においてもさらに増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

西日本における交通、貿易の要衝下関市の発展に即応するため、予算、資材等を勘案し、順次同市の電話施設の拡充を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

東里村の電話施設整備拡充に関する請願（請願者　奈良県山辺郡東里村長岡本文六外一名）（伊瀬幸太郎君紹介）（第二七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県山辺郡東里村は、県境のへき村であるが、従来通信機関の設備がないため種々の不便を蒙つており、特に暴風、水火災等非常の場合の消防団の召集及び小中学校等教育機関の緊急措置あるいは急病患者の救済措置等、電話の施設は最も重要なものである。ついては、東里村に速やかに電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地の電話需要の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、適宜の方法によりこれが実現につき善処せしめるよう措置することが妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

水窪、遠山局間電話市外回線設置の請願（請願者　静岡県磐田郡水窪町長安藤悦司外十三名）（足立篤郎君紹介）（第二七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県の北部磐田郡と長野県の南部下伊那郡とは従来より天龍川の水運と青崩経由の陸運によつて、物資、文化の交流が行われていたが、国鉄飯田線の開通によつて、その関係は飛躍的に増加するに至つた。しかるに通信関係特に電話においてはまことに寒心すべき状態で、最近天龍川佐久間発電所の着工もあり、また国鉄飯田線の静岡県側へのう回線の付替も決定しているので、物資の取引、人員の交流、犯罪の予防取締等電話の需要は飛躍的に増加している。ついては、水窪、遠山両局間の電話市外回線の設置を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、すみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

口永良部島に超短波無線電話架設の請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長深田直彦）（岩川與助君紹介）（第三六〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県熊毛郡口永良部島は、資源豊富にして、温泉に恵まれているが、後進地域にあるため文化に恵まれず、また他地区との交通、交流が意のごとくならず、島民の日常生活、及び離島のため行政運営等に不利不便をきたしており、また資源の開発、避難港として、位置を占め、屋久島及び鹿児島間に活潑にして急速な交通連絡の必要が多大である。ついては、本島に超短波無線電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

対離島通信の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案し、なるべくすみやかにこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十八年八月十日

○第十六回国会　衆議院会議録第三十九号附録（その二）（十四）

日吉土居線電話架設の請願（請願者　愛媛県北宇和郡日吉村長渡辺綱雄外十三名）（井谷正吉君外二名紹介）（第四二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県北宇和郡日吉村と土居村とは、通信網の不便きわまりなく、わずか八キロに満たない間の通話は宇和島、卯之町、野村町等と相当う回し、その上ふくそうはなはだしく、通話申込み後数時間を要し、住民の不利不便は大である。ついては、日吉土居線電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、なるべくすみやかに関係市外電話回線の増設を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

国立療養所入所者のラジオ聴取料免除に関する請願（請願者　札幌市白川国立北海道第二療養所患者自治会代表木南正敏）（正木清君紹介）（第四五七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長期の療養生活を送っている結核患者にとっては、ラジオの聴取は大きな慰安となっているが、聴取には時間的にも多くの制約を受けており、また患者は経済事情がすべてひっ迫している。ついては、国立療養所入所者のラジオ聴取料を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所入所者のラジオ聴取の実情にかんがみ、放送法第三十二条の規定の精神に照らし、適宜の方法によりこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

御蔵島村に電話架設の請願（請願者　東京都御蔵島御蔵島村長栗本孫治外九名）（菊池義郎君紹介）（第五五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都御蔵島の御蔵島村は、伊豆七島のうち、三宅島を距てる十海里の海上に位し、通信機関は毎年二回の郵便船と定期取扱いによる電信施設があるのみで、島民は不慮の事故突発に対処するすべなく、幾多の人命を犠牲にし遺憾の日常を送っている。ついては、本村に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

対離島通信の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかにこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

奈良市の電話施設整備拡充に関する請願（請願者　奈良県奈良市長高椋正次外三名）（秋山利恭君紹介）（第五七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良市は、人口、産業等よりみて電話数が少なく、しかも奈良電報局は郵便局の建物内に併設されているので狭あいはなはだしく、利用者はきわめて不便を被っている。ついては、奈良市の文化、観光資源の開発及び産業の開発を図るため、奈良市及びその周辺における電話通信施設の整備拡充を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

国際文化観光都市奈良市の電気通信業務の実状にかんがみ、すみやかに関係施設の整備、拡充を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

電気通信委員長　成田　知巳

衆議院議長堤康次郎殿

労働委員会

失業対策事業費増額に関する請願（請願者　東京都港区芝海岸通り三丁目一番地全都日雇労働組合連合会協議会議長馬場大静）（島上善五郎君紹介）（第七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業問題はますます深刻化しつつあるが、失業対策事業の予算は現在五十万人の完全失業者のうち、わずかその十六万人が収容されるのみで、単価も二百四十九円、資材費の単価は二十円しか計上されず、このような貧困な予算では本事業の経済効果と合理的運営を図ることは困難である。ついては、昭和二十八年度予算中失業対策事業費を二百億程度に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業者の救済は現下の重要な問題であり、これがため適正なる失業対策事業費の増額は必要且つ妥当である。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

自由労務者の就労条件改善等に関する請願（請願者　新潟県自由労働組合連合会執行委員長近藤一雄）（櫻井奎夫君紹介）（第二三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の失業状態は悲惨な状況にある。ついては、自由労働者の窮状を打開するため、緊急対策として、（一）最低賃金月八千円を保障すること（二）失業者をすべて失業対策事業に就労させ、月二十五日を確保すること（三）国庫負担による日雇健康保険を実施すること（四）失業保険法を改正して、あぶれた日から支給し、額を二百円に引き上げること（五）赤字補てんとして夏期手当を支給すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

自由労務者の就労条件の適正なる改善は必要にして且つ適切妥当なる問題である。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

呉市の失業対策事業拡充に関する請願（請願者　広島県呉市長鈴木術外一名）（前田栄之助君外一名紹介）（第二八〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

かつて軍港都市として繁栄した呉市は、終戦により一朝にしてその存立基盤を失い、大量の失業者を抱えるに至ったが、幸にして旧軍港市転換法の実施により全市民の努力と相まって徐々に復興しつつあるが、なお一万数千の失業者を擁し、うち約五千は失業対策事業の就労に全生活を依存している状況であり、しかも就労状況は未だ満足すべきものでなく、家族を含む数万の生活問題として市財政独力では如何ともしがたい現状である。ついては、失業対策審議会の意見案に基き適切なる失業対策を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当である。よって本請願は、これを議院

の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業就労労務者の待遇改善に関する請願（請願者　広島県呉市日屋労働組合執行委員長堂城茂）（中川俊恩君紹介）（第二九七四号）、同（請願者　大津市馬場東町二十番地小川満）（堤ツルヨ君紹介）（第四五七四号）及び同（請願者　富山市富山県自由労働組合協議会長田中個一）（三鍋義三君紹介）（第五五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在多くの失業者は、悲惨きわまる生活苦にあえいでいる。ついては、失業対策事業就労労務者の待遇を改善するため、（一）賃金の増額（二）就労日数を二十五日間に増加（三）福利厚生機関の設立（四）日雇失業保険の待期認意の撤廃（五）一般労務費の枠から技能者の労務費を別にすること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業就労労務者の待遇は、失業者救済の制度目的より観てこれが改善は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業就労労務者の待遇改善に関する請願外一件（請願者　横浜市中区港町二十八番地井川芳郎外一名）（門司亮君紹介）（第二九七五号）及び同（請願者　千葉県自由労働者組合千葉支部長芹沢春治）（小川豊明君紹介）（第四一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の失業対策事業は、主として国家及び地方公共団体が当然行うべき義務的公共事業又は単独事業であるにもかかわらず、失業対策の名の下に国家統制による低率な賃金をもつて、主要事業を遂行しつつある。ついては、失業対策事業、就労労働者の労働条件を改善するため、（一）職業安定法を改正して、現場紹介とすること（二）日給を平均四百円に増加すること（三）就労日数を一箇月二十六日を保証すること（四）中元、年末手当を支給すること（五）日傭労務者の社会保険を即時実施すること等を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業就労労務者の待遇は、失業者救済の制度目的より観てこれが改善は必要であり、且つ本請願の趣旨は適切妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業就労労務者の待遇改善に関する請願（請願者　横浜市南区弘明寺町二百九十七番地平山伊三雄）（井堀繁雄君紹介）（第三二二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業対策事業は主として国家及び地方公共団体が当然施行すべき、義務的公共事業又は単独事業であるにもかかわらず、失業対策の名の下に国家統制による低率な賃金をもつて、主要事業を遂行しつつある変則的現象である。ついては、同事業の基本的改革並びに増強に関し、（一）職業安定法の一部を改正し現場紹介とすること（二）日給を平均四百円に増額すること（三）就労日数一箇月二十六日を保証すること（四）日雇労務員の社会保障を即時実施すること等の施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業就労労務者の待遇は、その制度目的より観て、これが改善は必要であり、且つ本請願の趣旨は適切妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業就労労務者の待遇改善に関する請願（請願者　舞鶴市西舞鶴駅前東、西舞鶴労働組合連合会長井住）（大石ヨシエ君紹介）（第三三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争による犠牲者である失業者の救済事業が実施されてから満四年、低賃金のもと経済的苦痛に堪え、労働力強要のもと肉体的苦痛を忍んで今日に至つているも、自由労働者は、近時ますます家庭的悲劇を増加している実情である。ついては、失業対策事業就労者の実質収入を月一万円に引き上げるとともに、同就労者を地方公務員とし、失業保険金給付に対して認定期間を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業就労労務者の待遇は、その制度目的よりして、これが改善は必要であり、且つ本請願の趣旨は適切妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業就労労務者の待遇改善に関する請願（請願者　東京都港区芝新橋全日本土建一般労働組合中央執行委員長中西五州）（山花秀雄君紹介）（第三六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業対策事業就労労務者は、現下の経済事情のもとにどん底の生活をしている。ついては、これが待遇改善のため、（一）失業対策事業就労者の賃金を三百五十円に引き上げること（二）夏期手当として賃金十五日分を支給すること（三）失業対策事業就労者及び日雇労働者の失業保険を待機期間をなくし、日額保険金額を二百円に引き上げること（四）失業対策事業の一日当り就労人員を十八万人に増加し、一人当り月就労日数を二十五日までに引き上げること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業就労労務者の待遇は、その制度目的より観て、改善は必要であり、且つ本請願の趣旨は適切妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業就労労務者の待遇改善に関する請願（請願者　東京都港区芝新橋全日本土建一般労働組合中央執行委員長中西五州）（山花秀雄君紹介）（第三六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業対策事業就労労務者は、現下の重要な問題であり、これがため適正なる失業対策事業の拡充は必要且つ適切である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業就労労務者の待遇改善に関する請願（請願者　広島県呉市日屋労働組合執行委員長堂城茂）（中川俊恩君紹介）（第二九七四号）、同（請願者　大津市馬場東町二十番地小川満）（堤ツルヨ君紹介）（第四五七四号）及び同（請願者　富山市富山県自由労働組合協議会長田中個一）（三鍋義三君紹介）（第五五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在多くの失業者は、悲惨きわまる生活苦にあえいでいる。ついては、失業対策事業就労労務者の待遇を改善するため、（一）賃金の増額（二）就労日数を二十五日間に増加（三）福利厚生機関の設立（四）日雇失業保険の待期認意の撤廃（五）一般労務費の枠から技能者の労務費を別にすること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業就労労務者の待遇は、失業者救済の制度目的より観てこれが改善は妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業拡充に関する請願（請願者　新潟県長岡市議会議長内山由蔵）（稲村順三君紹介）（第二九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨今経済界の変動により、就労し得ない失業者の数もようやく増加の傾向にあり、失業事情は激化し、就労者の生活もまた窮乏の極に達している。ついては、失業対策事業のわくの拡大と、これに対する地方公共団体の財源確保並びに就労する労務者の生活保障、特に貸金引上げと福利厚生を充実されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業者の救済は、現下の重要な問題であり、これがため適正なる失業対策事業の拡充は必要且つ適切である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

労働委員長　赤松　勇

衆議院議長堤康次郎殿

失業対策事業費の国庫補助率引上げ等に関する請願（請願者　全国戦災都市連盟兵庫県姫路市長石見元秀外四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近民間購買力の不振と中小企業の資金不足による閉店、廃業及び諸官公署の人員整理等により、失業者は巷間にあふれているが、これが失業対策事業費に対する地元負担が高率なため、最近の窮迫した地方財政をもつては、本事業を推進することが到底不可能である。ついては、本事業の趣旨にかんがみ、これが事業費の国庫補助を事務費、労力費を五分の四、資材費を三分の二にそれぞれ引上げるとともに地元負担額に対して起債を認可する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと

議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十一日
労働委員長　赤松　勇
衆議院議長堤康次郎殿

建設委員会

佐治川三ケ井堰改修工事促進の請願（請願者　兵庫県氷上郡柏原町長田村昌義外十一名）（佐々木盛雄君紹介）（第一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡成松町西中区所属地にある生郷村の三ケ井堰は、昭和二十八年度工事施行予定地で、佐治川流域中最大のものにして用水田面二百十数町歩を超える広範囲な耕地を有し、これが成否は地元民の重大な関心事である。ついては、佐治川三ケ井堰の改修工事を速やかに完成されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

仁達内二股、上猿払間産業開発幹線道路開設の請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北見線の要衝であり与浜線の分岐点である浜頓別駅より宗谷線の要衝にあたる豊富駅へ通ずる道路は、現在一つも存せず、仁達内原野、上猿払原野及び附近一帯の森林、石炭の開発に支障を来たしている。ついては、仁達内道路二股より上猿払道路に至る区間に産業開発幹線道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

頓別川及び宇曾丹川治水工事促進の請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡浜頓別及び中頓別町の中心を貫通する頓別川及びその支流宇曾丹川は、彎曲はなはだしく、戦時、戦後を通じての森林の濫伐もわざわいしてこう水ひん繁に起り、本町農家の大半は多大の被害をうけている。ついては、速やかに頓別及び宇曾丹川の根本的治水工事を完成されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

地方費道網走、浜頓別間道路側溝工事促進の請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡浜頓別市街地は、砂丘地帯のため大暴風時には波浪により海岸の欠壊すること多く、特に大正年間の大津波には辛うじて海岸町道を保持できる程度であつたが、昨年十月の大暴風雨に際しては町道数百メートルが欠壊し、暴風ごとに市街地の危険、住民の不安は増大し、頓別漁港の維持にも重大なる支障を及ぼすようになつている。ついては、速やかに頓別市街の海岸に防災突堤施設を確立されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡浜頓別市街地は、排水悪く、融雪及び豪雨に際して市街地の汚水のはん乱、道路の破損することはなはだしいため、昨年国費、町費をもつて地方費道網走、浜頓別間道路に側溝工事を実施したが、未だ工事は完了していない。ついては、昭和二十八年度において、町費五割負担により残余の道路側溝工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

頓別市街地海岸防災施設確立に関する請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外二名）（松浦周太郎君紹介）（第二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道枝幸郡頓別市街地は、砂丘地帯のため大暴風時には波浪により海岸の欠壊すること多く、特に大正年間の大津波には辛うじて海岸町道を保持できる程度であつたが、昨年十月の大暴風雨に際しては町道数百メートルが欠壊し、暴風ごとに市街地の危険、住民の不安は増大し、頓別漁港の維持にも重大なる支障を及ぼすようになつている。ついては、速やかに頓別市街の海岸に防災突堤施設を確立されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

富良野橋を永久橋に架替えの請願（請願者　北海道空知郡富良野町長古東久平外二名）（玉置信一君紹介）（第二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方費道旭川帯広線は上川支庁管内随一の主要幹線道路であり、この路線の中心である富良野町地内フラヌ川に架る富良野橋は旭川、帯広間の最重要橋であるが架設以来十数年経過した木造橋で、橋脚沈下、腐朽、しかも橋りょう全体が変形し、交通上きわめて不安な状態にある。ついては、富良野橋を永久橋に架替えられたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力の確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

久慈川改修工事促進の請願（請願者　茨城県久慈川改修期成同盟会長武藤常介）（長谷川四郎君紹介）（第二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県久慈郡と那珂郡界を貫流する久慈川の改修工事は、昭和十三年以来大体において進ちよくしつつあるが、経費の割当少額のため少部分の工事に着手する外なく、一朝豪雨に際会すればたちまち破壊せられ、惨害をこうむる実状にある。ついては、久慈川改修工事に年間二億万円以上の経費を注ぎ、五箇年間位に全工事を完了されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

円山川下流増補工事の国直轄に関する請願（請願者　円山川下流増補工事促進期成同盟会長豊岡市長佐川辰夫）（小島徹三君紹介）（第二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中国山脈に源を発する円山川の下流改修工事は、昭和二十六年から着工され、その後着々進展しつつあるが、本河川下流改修の全体計画を見るに、現下の程度では完成には数十年を要し、八十ミリ程度の降雨でも田畑の冠水、家屋の浸水、道路交通の杜絶を来し、沿岸住民は一日として安ずることができず、本地方の発展を著しく阻害している。ついては、本工事を国直轄継続事業として速やかに完了されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

安瀬、昆砂別間道路改修工事施行等の請願（請願者　札幌留萌線道路新設工事促進期成会北海道浜益郡浜益村長星野菊太郎外九名）（稚内三郎君紹介）（第二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌市より石狩、厚田、浜益、増毛の各町村を経て留萌市に至る札幌留萌線は、近く二級国道に指定されるようであるが、本路線は地方産業の開発上重要である。ついては、速やかに本路線中交通不能の箇所である厚田村安瀬より浜益村字昆砂別に至る二十八キロ及び浜益村床丹より増毛町大字別刈村に至る三十六キロの間を開さく及び改修するとともに現在渡船で交通中の石狩川に架橋されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送確保のため早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

阿佐ケ谷駅前北口広場建設促進に関する請願（請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷一丁目八百一番地片柳真吉外二千八百三十九名）（花村四郎君紹介）（第三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線阿佐ケ谷駅前北口の都市計画は、三年前よりその建設は確定し、その後地主側に対する敷地の買上げを完了しているにかかわらず、予定地域内は雑然たる姿に放置され、はなはだしく都市美を害するばかりでなく、降雨の際は道路は泥沼と化し、殊にこの地域は戦後急造されたバラック式マーケットが密集しているので、交通の危険多く、また火災防犯の見地よりも誠に遺憾に堪えない。ついては、阿佐ケ谷駅前北口広場の建設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

火災防除等のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大樹町に排水溝設置に関する請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外一名）（伊藤郷一君紹介）（第三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道広尾郡大樹町は、交通ひん繁で、建物が軒を並べ、現在人口は五千人を擁し、次第に増加の傾向にあるが、道路にはいまだ排水溝の設置なきため、融雪時や降雨時には泥土じんあいが路面に漂流し、交通上の支障となり、また、不衛生きわまりない。ついては、大樹町に排水溝を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通上及び衛生上、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

柳津町、涌谷町間の県道を二級国道に編入の請願（請願者　宮城県登米郡豊里町長佐藤省三外三十九名）（内海安吉君紹介）（第三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県本吉郡柳津町から登米郡豊里町を経て遠田郡涌谷町に至る県道は、その沿線に無尽蔵と称せられる三陸沿岸の海産物と地下に埋蔵せる重要資源及び登米、桃生、遠田、志田郡の穀倉地帯を有する重要路線である。ついては、これら資源を開発し、産業の振興を図るため、該県道を二級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

総合開発上より、早急に実施するの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

国道一号線中井通村、和田村地内安間橋間道路舗装工事施行の請願（請願者　静岡県浜名郡中ノ町村長鈴木勉太郎外一名）（足立篤郎君紹介）（第三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道一号線中静岡県磐田郡井通村より天竜川鉄橋及び浜名郡中ノ町村を経て同郡和田村地内安間橋に至る路線は、有効幅員十メートル以上で、国道舗装工事の条件に合致し、昭和八年以来再三速時舗装工事の実施を要望しているが、未だこれをが実現をみないのは遺憾である。ついては、昭和二十九年度において、優先的に該道路の舗装工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

天塩川治水工事促進等の請願（請願者　北海道中川郡中川村長斎藤吉平）（松浦周太郎君紹介）（第四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡中川村の中央を貫流する天塩川及び支流安平支内川の二川は、降雨の都度はん濫し、その影響じん大にして、本村産業の進展は一に治水事業の完成にかかつている。ついては、天塩川治水工事の完成を促進するとともに、佐久市街附近並びに豊里の築堤工事の完成を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行するの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

地方費道名寄停車場天塩港線等の改修工事施行に関する請願（請願者　北海道中川郡中川村長斎藤吉平）（松浦周太郎君紹介）（第四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道地方費道名寄停車場線天塩港線は、名寄停車場を起点とし、中川郡中川村を経て、天塩港に連なる幹線道路であるが、中川村字神路より富和の区間約八キロが未着工であるので、多大の支障を来たしている。ついては、速やかに該路線の改良工事を施行するとともに、本路線中同村字国府三日月沼上曲り峠の箇所は、交通の用をなさない現状であるから、本区間の路線を変更し、さらに同村字佐久より板谷に通ずる佐久、板谷路線中第五工区の改良と、同工区間の橋りょうを永久橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

歌内橋架設等の請願（請願者　北海道中川郡中川村長斎藤吉平）（松浦周太郎君紹介）（第四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道町村道歌内停車場線は、中川郡中川村字歌内より同字国府及び大富の一部に連なる開拓地唯一の重要産業道路であるが、天塩川を横断しているため、現在は村営渡船場を、もつて交通を保持している現状で、また本路線は路盤軟弱で、路面狭あいなため、降雨の際は泥沼と化し、村民及び開拓民の不利不便は大である。ついては、本路線中、中川村字歌内に橋りょうを架設するとともに町村道国府十八号線を開拓道路に変更し、これが改良工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

中川橋架設の請願（請願者　北海道中川郡中川村長斎藤吉平外二百七十二名）（松浦周太郎君紹介）（第四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道中川郡中川村地内の国費道路中、中川橋は昨年の天塩川の大出水によつて流失し、通行不能となつたが、本路線は北部北海道の重要路線で、天北原野開発上にも、また本村の産業、交通上にも多大の支障を来たしている。ついては、速やかに中川橋の復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送の確保のため、早急施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

町村道熊牛、美蔓道路改修等に関する請願（請願者　北海道上川郡清水町長西川興三外一名）（伊藤郷一君紹介）（第五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道上川郡内の町村道熊牛、美蔓道路は、幅員狭あいのため、自動車等の交さ困難で、諸物資の輸送に多大の支障を来たしている。ついては、産業開発のため、該道路の改修工事費並びに十勝川に熊牛橋りよう架設費を助成されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

日高国沙流郡日高村に通ずる延長四十キロにわたる十勝、日高を結ぶ日勝産業幹線道路の開設は、幾多の未開発資源の開発と経済交流を必要とする日高、十勝の産業開発促進とのためにも、きわめて緊要なことである。ついては、昭和二十八年度よりこれが開設工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

萩浦橋を永久橋に架替えの請願（請願者　富山市長富川保太郎外四名）（三鍋義三君紹介）（第八〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山県の中央部を縦貫する神通川の最下流に架せられた萩浦橋は、本県海岸線を横断する重要な橋であるが、木橋のため毎年のこう水毎に災害をこうむり、その都度長期にわたり通行を禁止され、利用者は多大の不便と損失を忍んで、遠く十キロもう回しなくてはならない状態である。ついては、萩浦橋を永久橋に架け替えられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

東又村地内藤の越に隧道開さくの請願（請願者　高知県高岡郡東又村長津野安秀外三名）（長野長廣君紹介）（第八五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡東又村地内の県道藤の越坂は、勾配の急激な坂道が続く難所であるため、貨物を満載したトラックなどは遠く仁井田村をう回している状況で、地方産業の発展をいちじるしく阻害している。ついては、藤の越峠に隧道を開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

府県道弘瀬後免線改修に関する請願（請願者　高知県土佐郡土佐山村長山崎幸太郎外三名）（長野長廣君紹介）（第八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県土佐郡土佐山村地内の県道弘後免線は、数キロの間が未改修のため、一朝災害に際するや、他町村との交通がしや断され、食糧の運搬もできない状態に陥つている。ついては、県道弘瀬後免線を速やかに改修しうるよう予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

県道畑山安芸線改修工事促進の請願（請願者　高知県安芸郡畑山村長高橋耀明外六名）（長野長廣君紹介）（第一一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県安芸郡畑山村より同郡安芸町間の県道畑山安芸線は、昭和二十六年度より国庫補助による府県道改良工事として着工したが、まだ終点まで二千四百メートルが残り、現在の予算ではさらに完成まで六箇年を要する。しかるに同線終点から香美郡に通ずる奥地開発林道舞川柿ケ久保線は本年度に完成の予定であるが、県道が完成しないときはまつたく利用価値が生じない。ついては、畑山安芸線を二十九年度までに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

岡田川改修工事施行の請願（請願者　山口県吉敷郡小鯖村長吉屋豊樹外十一名）（佐藤栄作君紹介）（第一一〇六号）及び同（請願者　山口県吉敷郡大内村長和田八十一外十名）（岸信介君紹介）（第二五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県吉敷郡小鯖村字江良及び稔畑に源を発する岡田川は、曲折はなはだしく、河川の幅に比べ、水量が多く、土堤が低く、流域一帯は花崗岩系砂土のため、豪雨の際は出水して沿岸一帯の耕地の流失、家屋の浸水等その損失はまことに多大である。ついては、速やかに岡田川の改修工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

岸良、大泊間道路開設の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第一二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島大隅半島東海岸内之浦町岸良より佐多町大泊間は、県道も林道もなく、数万町歩の国有林と数百町歩の民有林が未開発のまま放置されている状態である。ついては、該区間に道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

白口川及び追敵川改修工事施行の請願（請願者　福岡県三潴郡荒木町長近藤卓雄）（山崎巌君紹介）（第一四四三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
福岡県三潴郡荒木町及び大善寺町の北部を白口川が、南部を追敵川が流れているが、両川は、ともに屈曲はなはだしく、現在の断面では通水に困難を来し、一朝豪雨の際には両河岸の崩壊著しく、沿岸一帯に多大の被害を与えている。ついては、白口川及び追敵川の改修工事を速やかに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍昭和基地周辺道路改修工事施行の請願（請願者　東京都北多摩郡昭和町宮沢四百十五番地上野太吉外三名）（中村高一君紹介）（第一四四五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東京都北多摩郡昭和町管内都道二百十六号八王子三ッ木線宮沢地先より米軍昭和基地に至る道路は、基地に通ずる唯一の道路で、自動車の往来非常に激しく、そのため道路の損傷はなはだしく、砂塵飛散し、沿道住民並びに通行人の迷惑著しく、且つ、沿道の小学校児童の保健、衛生上よりも憂慮すべきものがある。ついては、該駐留軍昭和基地周辺道路を舗装する等の改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
交通上、保健上、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

鳴瀬川改修工事施行に関する請願（請願者　宮城県志田郡三本木町長石垣幸太郎外一名）（佐々木更三君紹介）（第一七七六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県志田郡三本木町地域の鳴瀬川改修工事は、その経済的価値が大きく、また住民の死活に係る重要且つ緊急問題である。ついては、本川の改修工事を三本木町の市街地の態様をできるだけ変えずに実施し、右岸の堤防改修と左岸の改修工事と同時に施行する等を早期且つ完全に施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

北上川改修工事計画変更に関する請願（請願者　宮城県遠田郡大貫村助役林源之助）（只野直三郎君紹介）（第一八三四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮城県を流れる北上川は、降雨時にその下流神取山附近の狭さく部に滞水し、支流迫川を逆流するので蕪栗沼においては、約八メートル増の水量となり、周辺のぜい弱な堤防は決壊し、遠田郡大貫村の下谷地耕土百二十町歩は流失の危険にさらされている。しかるに蕪栗沼を遊水地帯として、江合、小山田、迫等各河川の改修計画中と伝えられるが、われわれの容認し得ないところである。ついては、下谷地耕土保全のため神取山地点をまず開さくされたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

大隅道路改修工事促進の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男）（永田良吉君紹介）（第一八四五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
県道大隅道路は、大隅半島の大動脈とも称すべき重要道路で、国土総合開発特定地域に指定された大隅熊毛地区の開発の成否を左右する重要なものであるが、その大部分は補修改良不充分のため、幅員狭く、橋りょうは木橋多く、風水害のつど交通は途絶し、民生蹂躙の苦しみは多大なものがある。ついては、大隅道路の改修工事を促進せられたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

国道四号線中浅虫、青岩橋間道路改修工事施行の請願（請願者　青森県上北郡七戸町上北郡町村会長吉田昌三郎外十五名）（浅谷悠蔵君紹介）（第一九七四号）及び同（請願者　青森県上北郡七戸町長工藤正六外十五名）（山崎岩男君紹介）（第二〇二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国道四号線中青森県浅虫から青岩橋の道路は、青森と東京とを結ぶ唯一の幹線路であり、ことに右路線中三戸町、五戸町、三本木町及び七戸町を経て野辺地町に至る間は、鉄道沿線より遠く、交通運輸は専ら自動車によつているが、現在この国道は火山灰地、砂利敷道であつて融雪期、梅雨期等には道路は泥ねいと化し、交通はきわめて困難で、沿線住民の不利不便は絶大である。ついては、本路線をすみやかに舗装されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

亜炭採掘地帯における落盤災害復旧対策確立に関する請願（請願者　岐阜県可児郡亜炭鉱害復旧対策同盟会長寺本乙次郎外五名）（加藤鯨造君紹介）（第一九七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岐阜県可児郡中町を中心とする上之郷村、御嵩町、伏見町及び広見町の一帯は、亜炭の主要生産地であるが、その採掘の歴史が古いのと戦時中の濫掘の結果、最近これら採掘跡地に大小の落盤がひん発し、地下水の断切による井戸水の渇水、上流用水の地下坑道浸透、水田のかんばつ、家屋の倒壊、公共施設に及ぼす被害等枚挙にいとまもないほどであつて、今日まで被害町村においては関係当局援助の下に当事者間においてできる限りの被害対策を講じて来たが、到底地方のみでは解決出来ない状況である。ついては、本地区における落盤災害復旧対策について国で援助されたいというのである。
二、請願の議決理由
危険防止のため、対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

後川右岸堤防築設に関する請願（請願者　高知県幡多郡後川村長岸本勇外二名）（濱田幸雄君紹介）（第二三〇一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知県幡多郡後川村岩田、田野川部落は、その東を流れる後川のはん濫によつて、年々じん大な水

害を被つているが、現在左岸の東山村は国庫補助によつて二十六年度以来築堤を施工中であり、これが完成の暁は右岸の後川村に及ぼす影響は旧に倍する被害を受けるものとして、村民ひとしく憂慮している。ついては、後川筋右岸も国庫補助による築堤を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

破間橋架替えの請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角栄君紹介）（第二八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道末沢小出線中新潟県北魚沼郡入広瀬村大字大栃山、大字穴沢間の破間橋は、老朽はなはだしく危険にひんしている。ついては、早急に破間橋を架替えされたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大平地内の地すべり対策確立に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡米山村茂田井穀外三十七名）（田中彰治君紹介）（第二三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡米山村大字大平地内の米山川を挟む耕地は、毎年地すべりの災害をうけ、逐年その災害範囲を拡大しているが、これが対策事業の実施は貧困な村財政では到底困難である。ついては、これが地すべりの対策として速やかに砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

入広瀬村、只見村間道路改修工事施行の請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角栄君紹介）（第二八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡入広瀬村から福島県南会津郡只見村へ通ずる六十里越道路は、現在自動車の運行不可能であるが、その一部を改修することによつて自動車の交通が可能となれば、沿線の産業を開発し、文化の向上を計る上において、その利便は絶大である。ついては、本路線中、新潟県側十四キロ福島県側七キロを自動車運行道路に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

喬木村地内天龍川沿岸堤防築設に関する請願（請願者　長野県下伊那郡喬木村長横山利夫）（今村忠助君紹介）（第二九〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下伊那郡喬木村は、水稲、養蚕を主とする農村で、この九割の耕地が天龍川沿岸に接し、これらの耕地を水害から守る延長五千メートルの水防用堤防については、関係農民が全力を尽して努力してきたが、いまだ完成の域に達せず、きわめて危険な状態にある。ついては、本村内天龍川沿岸の堤防を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

小倉口大滝山上高地観光道路自動車道路開設の請願（請願者　長野県南安曇郡小倉村温村明盛村三ケ村観光協会長中村小四郎外八名）（大村清一君紹介）（第二九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上高地は日本アルプス中部山岳国立公園にして、槍、穂高、焼岳、大正池をめぐらした一大景勝地であるが、次第に俗化して、逐次大滝山を拠点に蝶ケ岳、大天井岳、槍岳等に通ずる景観を探勝する観光客が増加している。しかるに現在の島々口を中心とする上高地線は環状線でなく、また初春の雪なだれ及び入梅期の豪雨によつて交通と絶し、災害復旧に巨額の経費を要し、且つ、観光客の不便と不安は大である。ついては、小倉村を起点とし大滝山を中心に上高地に通ずる観光環状自動車道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光資源開発のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

県道野村近永停車場線改修工事促進の請願（請願者　愛媛県北宇和郡愛治村長青木良忠外十一名）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県東宇和郡野村町を起点として、北宇和郡愛治村及び好藤村を経て近永町に至る県道野村近永停車場線は、関係二郡七箇町村の重要な産業道路で、国費改修生産道路として改修工事の施行を見ているが、現在愛治村、近永町間千五百メートルと中間暖道約二百メートルの改修工事が完成されないため、自動車輸送等には相当う回しなければならない状況で、その不利不便はなはだしいものがある。ついては、該路線の改修残工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

三間川改修工事施行の請願（請願者　愛媛県北宇和郡好藤村長河野通史外十二名）（井谷正吉君外二名紹介）（第二九七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県北宇和郡好藤村地内の三間川は、森林の過伐と上流地域の改修工事完了による増のため、過去に比較して水害の程度も年ごとに上昇し、農作物はもちろん、人畜等に与える損害はじん大で、収穫皆無の憂目を見ることもたびたびである。ついては、本村地内の三間川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

佐世保市上水道川谷貯水池築造費負担に関する請願（請願者　佐世保市長中田正輔）（辻文雄君紹介）（第三三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐世保市の水道施設は、駐留軍が一日五万立方メートルも必要とするので、需要に対する絶対給水量不足から、一般市民への給水は極端な制限を実施しなければならない実情にあるので、二十五年度より川谷貯水池を築造中であるが、資金難から計画の三割を進めたに過ぎない。ついては、駐留軍の水需要の割合三十七・八パーセントに相当する同貯水池築造費

二億四千百二十八万円を防衛分担費の一部から支出されたいというのである。

二、請願の議決理由

保健、衛生上、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

遠阪川改修工事施行の請願（請願者　兵庫県氷上郡佐治町長足立淡島）（佐々木盛雄君紹介）（第三三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上、朝来両郡の郡境遠阪峠に源を発する遠阪川は、その流域平坦で、田園と人家に囲まれ、地方民生に及ぼす影響は大であるが、本河川の改修整備は長く等閑に附されているので曲折多く、無堤防区域は七箇所もあり、そのうえ河幅は上流が広く、下流が狭いため、土砂等の堆積と相まつて河水の流通を妨げ、毎年降雨期には流域に多大の水害を与えている。ついては、遠阪川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

西新井橋鉄橋架設の請願（請願者　東京都足立区本木一丁目小宮宗太郎外一万二百五十名）（天野公義君紹介）（第三三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都足立区荒川放水路上の西新井橋は、大正十一年四月に築造された木橋で、現在の急激なる発展に伴う交通量の増大には耐えられず、たびたび事故を起し、まことに憂慮に堪えない。ついては、西新井橋を鉄橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

一級国道十号線改修工事施行の請願（請願者　鹿児島県鹿児島市長勝目清外一名）（迫水久常君紹介）（第三三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島市と宮崎県を結ぶ一級国道十号線は、鹿児島県の興隆に影響するところ大であるが、その現況は高速度自動車の交通に適しないのみならず、危険な状態にあるる。ついては、該道路線の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

二級国道福知山、大阪線中南矢代地内改修工事施行の請願（請願者　兵庫県多紀郡古市村議会議長中島新次外二名）（佐々木盛雄君紹介）（第三三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道福知山、大阪線は、山陰地方より大阪方面に通ずる重要路線であるが、道路の幅員狭い上に路面またおうとつ多く、ことに兵庫県多紀郡古市村南矢代地内は急カーブにて、毎日自動車が何回となく後退待避して、ようやく通行する状態のため、附近の人家にも迷惑少なくないのみならず、地形的にも危険箇所である。ついては、本路線中南矢代地内の道路を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大村駅前より国道三十四号線に至る間の道路舗装工事施行の請願（請願者　大村市長大村純毅）（辻文雄君紹介）（第三三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大村駅前より国道三十四号線に交さし、竹松保安隊に通ずる道路は、保安隊の重車両の交通がひんぱんで、砂利道としての維持困難なため、路面のおうとつきわめて多く、火山灰の土質は車両通過毎に砂じんもうもうとして透視できない状態にて、交通事故は続出し、沿線住宅街は防じんに腐心している。ついては、大村駅前より国道三十四号線に至る間の道路を舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通上、衛生上、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

国道三十四号線及び大村駅前線改修工事施行に関する請願（請願者　大村市長大村純毅外一名）（辻文雄君紹介）（第三三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大村市都市計画街路二等大路一類一号線大村駅前線は、昭和二十六年に街路並びに同事業及びその執行年度を、内閣の認可を得て決定したものであるが、総延長六百メートルのうち、半分は二十二、二十七年度において施行済なるも、未改修区間は幅員狭い上に交通量多く危険であるので、この区間が改修されなくては同道路の利用価値少ないのみならず、改修には移転物件等幾多の困難性がある。ついては、本路線中未改修区間を本年度中に完成できるよう取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍施設による損害補償等に関する請願（請願者　山形県知事村上道雄外十七名）（松岡俊三君紹介）（第三九六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県は、大高根射撃場地六区域が在日米軍に使用されているが、これがため幾多の犠牲、損害等を出し、今日に至るもなんらの補償の措置もされず、生活の困窮にあえぐ関係者は国の誠意に疑惑の目を向け、不満の事態が発生せんとも限らない。ついては、これが緊急対策として（一）大高根射撃場に対して、砲座位置の変更、境界の確定等（二）調達に伴う補償措置について、見舞金若しくは謝金の支給、固接被害に対する補償の立法措置等（三）神町キャンプヤンゲンに対して、旧海軍用地中の若木山附近約十二町歩の返還、風紀、衛生の根本対策の樹立等（四）神町訓練場に対して、排水防止施設の構築と損失の補償等（五）大森山射撃場に対して、射撃の危険防止策の確立（六）佐渡ケ島空戦訓練区域に対して、実弾射撃等の中止等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

二級国道佐賀諫早線改修工事施行の請願（請願者　長崎県諫早市長野村儀平外十七名）（三池信君紹介）（第三九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀市を起点とし有明海沿岸鹿島町、湯江町を経て諫早市に達する道路は、本年五月佐賀諫早線として二級国道に指定されたが、同

国道は佐賀、諫早及び長崎を結ぶ政治、経済上最短重要なるにかかわらず、全延長の約四十八パーセントは全幅員四メートル内外の未改良区間である。ついては、本国道の改良計画を樹立し、早急に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

災害復旧事業の早期完成に関する請願（請願者　中国五県町村議会議長会連合会長林栄三）（高津正道君紹介）（第三九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

災害を未復旧のまま放置されている災害地の住民は、梅雨の季節を控え、これが復旧対策に苦慮している。ついては、災害復旧の緊急性にかんがみ、有効適切な施策を具体化されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

北山崎村海岸地盤沈下対策確立に関する請願（請願者　愛媛県伊予郡北山崎村長藤本政夫）（武知勇記君紹介）（第三九八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県伊予郡北山崎村海岸は、昭和二十一年の南海地震に伴う地盤沈下により、高潮及び波高増大等のため、海岸線一帯は浸水、破堤等、年毎に災害を被り、その被害は逐次増大しているので、民生の安定と産業振興に重大なる影響を及ぼしているが、予算ひつ迫によりこれが対策事業は遅々として進ちよくしない。ついては、北山崎村海岸の地盤沈下対策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

都市復興対策協議会設置の請願（請願者　全国戦災都市連盟兵庫県姫路市長石見元秀外四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦災復興五箇年計画事業は昭和二十四年以来順次遂行してきたが、本計画は立案当時の社会情勢により、きわめて骨格的事業に止まり、最近の資材需給緩和の情勢においては、都市施設として適合しないため、多数の都市は事業の完遂ができない実情にある。ついては、戦災復興事業のすう勢に十分関心のある専門家等を網羅して、都市復興対策協議会を設置し、速やかに都市復興の実を挙げられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

都市復興のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

戦災復興再検討五箇年計画事業促進に関する請願（請願者　全国戦災都市連盟兵庫県姫路市長石見元秀外四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦災再検討五箇年計画による事業費総額は、二百六十九億円と決定されているが、これはきわめて骨格的事業に必要な最少限度の実施経費額であつて、昭和二十五年度から二十八年度までに百八十億円が計上されたにすぎず、従つて昭和二十九年度には残事業費八十九億を計上実施しなければ、計画年度内に予定事業の完遂は絶対に不可能である。ついては、昭和二十九年度には前記必要予算を計上するとともに戦災都市財政の窮迫せる実態を考慮して、戦災復興事業費地元負担に対し全額起債を認め、地方財政平衡交付金の財政需要額中、戦争による被災地の面積に対する補正係数並びに単位費用を大幅に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

戦災復興のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

戦災復興再検討五箇年計画に伴う関連整備事業促進に関する請願（請願者　全国戦災都市連盟兵庫県姫路市長石見元秀外四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦災復興再検討五箇年計画は、その立案当時の社会情勢からその施行区域を縮少されているばかりでなく、その内容もきわめて骨格的事業のみに止まり、都市施設としてはなはだ不完全であつて、これらの関連整備事業の実施はきわめて重要なことである。ついては、都市復興対策協議会を設置し、これが関連整備事業の最も効果的実現の方途を企画し、早速に予算措置等の施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

都市復興のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

住宅建設促進に関する請願（請願者　全国戦災都市連盟兵庫県姫路市長石見元秀外四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後すでに八箇年を経過した今日においても、全国的に住宅の不足は深刻をきわめ、未だに狭あい住宅に数家族が雑居し、不衛生な生活を営んでいるものが相当多数に昇つているも、戦災都市財政の窮乏は著しく、建設資金地元負担にはなはだ苦慮している現状である。ついては、住宅の建設促進のため、（一）公営住宅建設三箇年計画の完遂（二）公営住宅建設に対する国庫補助率の引上げ（三）公営住宅建設費地元負担に対し、全額起債の認可（四）戦災復興都市計画による家屋移転対象者にして、住宅金融公庫の融資を希望する者に対して優先貸付をする等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

住宅建設促進のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

土地整理法制定に関する請願（請願者　全国戦災都市連盟兵庫県姫路市長石見元秀外四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市計画法及び特別都市計画法において準用している耕地整理法は、新時代に適応しないため、すでに土地改良法に改正せられ、都市計画法だけで生きている半死分化した法令で、現下のきわめて進歩した都市計画の運営にはもはや適合せず、また適用上法的根拠に不明確な点が多く、事業遂行上きわめて不都合であるのみならず、市民に対する啓蒙宣伝の上にも不便が多い。ついては、市街地及び市街地となるべき土地の環境を整備するにふさわしい土地整理法を新たに制定し、合理的円滑に都市計画事業を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

都市計画促進のため、早急に法制定の上、施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

高速度自動車道路開設促進に関する請願（請願者　神戸市生田区上橘通兵庫県貨物自動車協会長森崎丁三）（大上司君紹介）（第四一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済の復興に伴い、交通機関の高速度化は日を追つて上昇しているが、道路の狭あい、荒廃、曲線の過多等の悪条件に制約され、整備された車両も驚くべき能率低下を余儀なくされ、従つて、国内全域にわたる道路を改修し、交通の高速度化を図ること緊要であるものの、これが実現は一朝一夕には不可能である。ついては、政治、経済の両面より見て、緊急度の高い東京、神戸間に高速度自動車道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

新旧北上川下流改修工事施行の請願（請願者　宮城県桃生郡飯野川町長中川陸司）（内海安吉君紹介）（第四一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新北上川は改修後、出水の都度土砂流下して河床が上り、各所に中瀬及び中洲が現われ、これにかや等が密生してますます流速を阻害し、また旧北上川はたい廃して、増水毎に危険の状態に陥つている。ついては、飯野川町下流追波川河口に至る区間及び柳津町より石巻河口に至る区間をしゅんせつし、柳津町より追波川河口に至る区間の堤防を補強するとともに、新旧北上川下流にしゅんせつ船各一隻を配置する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

北上川下流しゅんせつ工事施行の請願（請願者　宮城県登米郡豊里町長佐藤省三）（内海安吉君紹介）（第四二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川下流特に柳津こう門より下流神取までの区間は、土砂の堆積によつて、舟航不能であるため、陸上トラックを利用せねばならず、非常な不便をきたしているばかりでなく、運送費が数倍となり、また舟運業者が失業状態になり、生活困窮に陥つている。ついては、北上川下流のしゅんせつ工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

土木災害復旧工事促進に関する請願（請願者　京都府南桑田郡東別院村長平田一義外三名）（田中好君紹介）（第四五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先年来の風水害によつて、山林、農地及び人家等の被害はじん大な額に上り、じ来農地又は公共施設の復旧は順調に進ちょくしているが、土木災害は年々一割内外の復旧を見るに過ぎない現状で、再び豪雨に襲われるや復旧した農地等は重ねて流失する恐れがある。ついては、災害土木復旧工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

県道湯郷吉ケ原停車場線を産業道路に指定等の請願（請願者　岡山県勝田郡飯岡村議会議長湯原勇外六名）（大村清一君紹介）（第四五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道湯郷吉ケ原停車場線中岡山県勝田郡飯岡村柵原駅附近は、日本全産額の三分の一を産出する硫化鉄鉱山柵原鉱業所があるので、その生産品等の搬出入はもとより、同地方の産業物資を輸送する重要路線となつているが、路面きわめて悪いのみならず、屈曲多く、交通の危険がますます増大している。ついては、該県道を産業道路に指定するとともに改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

都市計画に伴う軌道移設費分担免除に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目四番地私鉄経営者協会長鈴木清秀）（鵜谷勝利君紹介）（第四六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来都市計画事業実施に当り、これに伴う軌道移設工事に対しては、都市計画施行者より軌道業者に、相当高率の分担金を課されていたが、最近都市計画事業の進展とともに分担金が激増し、関係軌道業者は軌道移設による受益はほとんどないので、その負担に堪えかねる実情にある。ついては、軌道移設費を原因者負担とするよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

都市発展のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

丹後半島循環道路開通促進に関する請願（請願者　京都府与謝郡本庄村長三野平一郎外十六名）（大石ヨシエ君紹介）（第四六九一号）及び同（請願者　京都府与謝郡宮津町長徳田富治外十六名）（芦田均君紹介）（第四八四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府与謝郡宮津町を起点とし、海岸線に沿つて竹野郡網野町を終点とする丹後半島一周道路は、産業及び観光上重要な交通幹線であるが、与謝郡本庄村と竹野郡下宇川村間の約五キロの区間が未改修のため自転車も通れず、同路線の機能を発揮できない現状にある。ついては、該区間の改修工事を全額国庫負担をもつて急速に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

霞ケ浦柏崎、玉造間に湖上橋梁架設の請願（請願者　茨城県土浦市長天谷虎之助）（橋本登美三郎君紹介）（第四六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県鹿島、行方の両郡及び新治郡出島地方は、交通機関に恵まれないため、物資の交流に円滑を欠き、経済の発展を阻まれ、文化の発達も遅れがちとなつており、また水郷の国立公園指定も陸上施設の貧弱のため停頓を余儀なくされている。ついては、新治郡安飾村柏崎と行方郡玉造町との間に湖上橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通及び観光上、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院におい

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

新山村地内尾坂川及び長迫川改修工事施行の請願（請願者　岡山県小田郡新山村長高木正志外二名）（橋本龍伍君紹介）（第四六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡新山村は、本郡中有数の米麦生産村であり、この肥沃なる村耕地の中央部を尾坂川及び長迫川が貫流しているが、戦時中の森林の濫伐等の影響により、豪雨の際は一瞬にして数十町歩の耕地が泥海と化し、橋りょうの流失等その被害は多大である。ついては、新山村地内の尾坂川及び長迫川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

戦傷病者に第二種公営住宅入居に関する請願（請願者　富山県東礪波郡東船若八十歩石附正弘外二名）（三鍋義三君紹介）（第四八二八号）、同（請願者　神奈川県高座郡相模原町国立相模原病院内川原和雄）（鈴木義男君紹介）（第五〇二九号）及び同（請願者　東京都荒川区尾久町六丁目六百五十番地小峯直）（山下春江君紹介）（第五七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争公務に起因する廃疾障害によつて、戦後にわたる療養生活者及び退院者は、国家の住宅対策いかんにかかわらず、いまだに安定した住居をもつに至らない者がほとんどであり、これがため大部分の者に更生のあらゆる機会を失わしめている。ついては、戦傷病者に第二種公営住宅の無条件入居を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

二級国道山形鶴岡線改修工事施行等の請願（請願者　山形県西村山郡寒河江町渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第五〇四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道山形鶴岡線は、戦後、道路の補修を実施してきたが、予算の関係上現状維持程度に過ぎず、近時発達せる自動車交通に対処するには余りに貧弱で、至るところ道路欠壊、自動車事故等を惹起し、車両運行を阻害している現状である。ついては、該路線を整備するとともに、二見橋の架替え及び押切橋の新設の各工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

西村山郡の砂防工事費国庫補助増額に関する請願（請願者　山形県西村山郡寒河江町渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第五〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡は、地形が急峻で、ぜい弱な第三紀層が大部分を占め、且つ、多雨多雪と森林の過伐などにより、水源地の荒廃著しく、至るところ山腹崩壊等が見受けられ、治山治水は目下の急務とされているが、窮迫せる地方財政をもつては到底これが砂防を完成することは困難である。ついては、本郡の砂防工事費に対する国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

災害復旧工事費国庫補助に関する請願（請願者　山形県西村山郡寒河江町渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第五〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

災害復旧工事はいずれも緊急措置を必要とし、その早期完成が生命であるが、復旧予算の配付は四箇年又は五箇年の長期にわたり、災害発生初年度において、わずかに全額の二十ないし三十パーセントの配付を受けるに過ぎず、これでは次期出水には未着工部分の増破を招来し、災害費が増大するだけで、その効果が薄い。ついては、地方財政の窮迫している今日、災害復旧費を全額国庫補助として予算的措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

小野田市の水害対策確立に関する請願（請願者　山口県小野田市長姫井伊介外一名）（田中龍夫君紹介）（第五〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県小野田市は、本年六月の大豪雨によつて、河川ははん濫し、橋りょう、農耕地及び家財の流失等その被害は多大で、その惨状は言語に絶するものである。ついては、これが対策として、最大限度の国庫補助と特別融資起債あるいは住宅の供給等の措置を速やかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県の災害復旧工事促進に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長高野季信）（永田良吉君外二名紹介）（第五一一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は、毎年台風による被害が多大であるが、その復旧工事は応急的復旧工事を除いて、いまだに放置されさらに拡大しつつある現状である。ついては、本県の過年度の災害復旧工事を速かに完了されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

都市災害対策事業費国庫負担に関する請願（請願者　山口県下関市長福田泰三）（田中龍夫君紹介）（第五一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県下関市は、本年六月上、下旬の水禍によつて多大の被害をうけ、その惨状は言語に絶するもので、り災者の救護、道路の開通等総力を挙げて努力しているが、これが復旧には本市の財政をもつてしては到底困難である。ついては、都市災害対策事業としての国庫補助を全額国庫負担とし、適用対象額の制限を撤廃し全面的に適用する等の特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

都市復興のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

公共土木施設災害復旧工事費国庫補助等に関する請願（請願者　中国五県議会議長会岡山県議会議長蜂谷初四郎（星島二郎君紹介）（第五二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年五月より六月にわたり西日本一帯を襲つた梅雨前線及び台風第二号は、中国各県内の河川、砂防、道路、海岸、港湾等の土木関係諸施設に多大の被害を与えたが、これが復旧工事はその特質上早期完成が要請されているにかかわらず、遅々として進捗せず、そのため低地帯、河尻等の地域にあつては連年災害を受ける傾向にある。ついては、今回発生の災害分のみでなく、目下着工中の過年度災害工事についても、その完成年度を短縮し、今次の発生は三箇年度内に完成するよう国庫補助の増額交付、地方負担額の全額起債認可等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害復旧のため、早急に実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

金江津、滑河町間に橋梁架設の請願（請願者　茨城県稲敷郡金江津村助役桜井昇外百八十名）（第五二〇五号）及び同（請願者　茨城県稲敷郡金江津村長海保輝夫外百八十名）（竹尾弌君紹介）（第五二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県稲敷郡及び千葉県香取郡の両地方は農産物等の生産多く、これら生産物を牛馬車、トラック等で利根川の上流布川橋及び下流大利根橋を経由して運搬しているが、両地方はこの二つの橋まで相当の長距離で、また互に対岸を見ながらう回している状態で、関係住民の不利不便は多大である。ついては、茨城県金江津村大字金江津と千葉県滑河町との間の利根川に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通不便除去のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

大山出雲地方総合開発事業促進に関する請願（請願者　中国五県議会議長会岡山県議会議長蜂谷初四郎）（星島二郎君紹介）（第五二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大山出雲地方総合開発計画は国土総合開発審議会に諮問され、同会において目下審議中であるが、当該地域は昭和二十六年に特定地域として指定を受けると同時に、関係の烏取、島根、岡山各県において鋭意基本的調査を進め、このほど具体的な開発計画を樹立したもので、同地域の開発は多年関係住民の待望しているところである。ついては、大山出雲地方総合開発事業の速やかな指定と昭和二十九年度からこれが実施できるよう予算的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国土開発のため、早急に指定の上、実施の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

黒部川右岸浦山新、小摺戸村間に堤防築設の請願（請願者　富山県下新川郡小摺戸村長寺林吉平外四十名）（鍛冶良作君紹介）（第五二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県下新川郡内の黒部川右岸新屋村浦山新から小摺戸村にわたる約一キロの間に無堤防地帯があり、黒部川工事事務所においては二十六年に一部築堤工事を着工したが、その後工事中止のままとなつているので、降雨増水の都度危険にさらされている。ついては、該区間の堤防築設を完成せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

名古屋市の水源地擁護に関する請願（請願者　名古屋市議会議長鈴村健）（加藤鐐五郎君紹介）（第五二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回岐阜県稲葉郡鵜沼町宝積寺地内に建設計画中の東洋化成鵜沼工場は、名古屋市の水道取入口の対岸至近の位置を占めるので、これが操業の暁は名古屋市の水源を汚染すること必至であり、市民生活を危たいに陥れる恐れを多分に有するものである。ついては、名古屋市の水源地擁護のため、該工場建設計画について適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

籠平、上川間道路開設の請願（請願者　北海道河東郡上士幌村長鈴木泰助外一名）（本名武君紹介）（第五三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河東郡上士幌村は、国有林が豊富で、木材の宝庫にして製材工場等もあるが、籠平以北幌加、三股に至る十七キロ間は全然道路がなく、国鉄路線がわずかに帯広を基点として一日三往復の混合列車を運転しているに過ぎないため、奥地一帯の木材搬出は不可能となつており、なおこの地帯は大雪山国立公園地帯となつているので、道路の完成が観光客の誘致に便することはいうまでもない。ついては、速やかに籠平、上川間に道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

早川県道改修工事施行に関する請願（請願者　山梨県南巨摩郡西山村長清水義之助外五名）（鈴木正文君紹介）（第五三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富士川の支流早川の流域は、西山村外六箇村があり、山梨県下最大の森林と地下動力、観光等重要資源の大宝庫があつて、その開発が期待されているが、輸送を担当する早川県道の現状は幅員が狭あいな上に、急曲折が多く、路面の高低もはなはだしいため事故が続出している有様である。ついては、開発事業の推進と地元民の安全及び福祉の増進のため、早川県道の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十日

建設委員長　久野　忠治

衆議院議長堤康次郎殿

過年度国営直轄工事費の地方負担免除に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（中村英男君紹介）（第五四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年度より国営直轄工事費に対する地方費負担は交付公債をもつて支払いができる予定であるが、過年度分は相当巨額に達し、窮乏せる地方財政の現状では、到底支払不能の実情にある。ついては、これが全額免除の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方負担軽減のため、考慮を要するの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議

院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

広島、長崎両特別都市建設事業促進等に関する請願（請願者　広島市長浜井信三外三名）（木原津與志君外二十名紹介）（第五五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島、長崎両市の特別都市建設事業五箇年計画は、国庫補助の低下、物価の高騰、市財政の窮迫等により、事業の大半は昭和二十九年度以降に残り、且つ、本事業の進捗に伴い施行の必要を生じた関連事業の実施等にも再検討を加える必要がある。ついては、本事業及び関連事業の完成促進のため、強力なる財政措置を講ずるとともに、市財政窮乏の際、原子爆弾による障害者に対する治療援助につき考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
都市復興のため、対策を講ずるの必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

江東区治水対策確立に関する請願（請願者　東京都江東区白河町二丁目十一番地　金井治三郎）（熊本虎三君紹介）（第五五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都江東区は最近地盤の沈下著しく、且つ、キティ台風による災害の復旧工事もいまだその三割を残し、港湾地域の土地は周囲に堤防の片りんすらなく、日常満潮の出入にまかせてあり、異状高潮に対しては全く無防備で、台風期を目前に控え区民は恐怖におのいている。ついては、江東区の治水対策として、（一）改良下水道の早急完備、（二）完全堤防の建設即時着工を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

荒川堤防及び水門工事促進に関する請願（請願者　福井市吉野上町二百三十二番地山田文助外二十六名）（齋木重一君紹介）（第五五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福井市吉野上町一の組地籍の荒川に堤防がないので、毎年増水時には床上浸水を受け、倒壊のみならず悪疫発生の危険が多く、同地方住民の不安はじん大である。ついては、該地域に堤防及び水門を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
保健衛生のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

利根川中流地区の河底しゅんせつ、工事施行の請願（請願者　茨城県猿島郡境町長沼田安兵衛外二十三名）（佐藤洋之助君紹介）（第五七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
江戸川分岐点上流の茨城県猿島郡新郷村、香取村対岸五霞村地先より下流千葉県野田市、東葛飾郡福田村対岸茨城県猿島郡七郷村、中川村地先までの区間は、極度に土砂が堆積し、河底ますます上昇しているので、一朝こう水に際しては到底予防の方途もなく危険きわまりない。ついては、該利根川中流地区の河底しゅんせつのため、一千馬力しゅんせつ船を境町、関宿町地先に搬入し、速やかに事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

国道城白線を二級国道に指定等の請願（請願者　富山県町村会長五島園右衛門外二十一名）（松村謙三君紹介）（第五七五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
富山県城端駅より平村、上平村及び岐阜県白川、荘川の各村を経て白鳥駅に至る路線は、電源開発、食糧増産、林鉱資源の開発及び観光路線として重要であるが、標高七百二十メートルの山嶺を曲折上下するきわめて危険なもので、近時電源開発の施設に伴い、荒廃の度はなはだしく、諸産業の発達を著しく阻害している。ついては、本路線を二級国道に指定されるとともに五箇山にずい道を開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由
観光及び産業開発等のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年七月三十日
建設委員長　久野　忠治
衆議院議長堤康次郎殿

経済安定委員会

御母衣発電所建設計画変更に関する請願（請願者　岐阜県大野郡荘川村長下田正男外一名）（岡村利右衛門君紹介）（第二〇七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
政府が昨年公表した電源開発基本計画のうち、岐阜県大野郡白川村御母衣発電所の現計画の実施は広大なる耕地を失い、三百世帯の生活と村の存立を破壊し、これが救済策は事実上不可能である。ついては、現計画の福島地内における高せき堤を廃止して、庄川支流の尾神郷川並びに六既川に高せき堤を築造し、大貯水池を作り、御母衣発電所を水路式とするよう計

（請願者　中国五県議会議長会　岡山県議会議長蜂谷初四郎）（星島二郎君紹介）（第五二一〇八号）

一、請願の要旨及び目的

公営電源開発に伴うダムの建設は、ひん発するこい水と土砂の流出を防止調節し、また農業用水の合理的確保によって生産力を向上するなど、電源開発は地方産業の基礎を強化し、住民の福祉増進に寄与するところきわめて大である。ついては、河川総合開発に伴う公営電源開発資金のわくを大幅に拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

河川総合開発促進のため必要と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

経済安定委員長　佐伯　宗義

衆議院議長堤康次郎殿

農林委員会

農業協同組合の育成強化等に関する請願（請願者　兵庫県神戸市生田区中山手二丁目兵庫県指導農業協同組合連合会委員長芦田克巳）（山口丈太郎君紹介）（第九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業協同組合は、設立後五年を経たが、未だその基礎が確立せず、経営困難をきわめている。ついては、（一）町村における生産指導事業は農業協同組合に一元化すること。（二）農業協同組合の生産指導事業について必要な助成措置を講ずること。（三）農協に対する各種課税を全廃すること。（四）長期且つ低利な農協経営資金を貸出し、これが利子補給をすること。（五）再建整備組合に対して奨励金を増額すること。（六）農協役職員共済制度に対し財政的援助をなすこと。なお、麦の取扱に関して国営検査機能を整備するとともに現行価格の改訂並びに酒造好適米の格差を是正等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村振興のため、その中核体である農業協同組合の育成強化の措置を講ずる必要があると認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

凍霜害対策確立に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡岩槻町埼玉県南埼玉郡凍霜害対策協議会代表森田森次）（佐瀬昌三君紹介）（第二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年四月より五月三日にわたる凍霜害は、埼玉県南部のそ菜、北中部の桑園、果実等に多大の被害を与えた。ついては、凍霜害対策として、（一）馬鈴しょ、茶園、果樹園及び桑園に対し速効性肥料の即時無償交付（二）果菜類の苗の補植及び野菜の転換作物に対する苗代金の助成（三）被害作物に対する所得税の減免措置（四）稚蚕児配給施設及び廃棄蚕種に対する予算措置（五）再生産確保のための長期低利資金の融資等の措置を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜害被害農民を救済し、その再生産を促進するため、妥当な要請であると認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

急傾斜地帯農業振興対策予算の増額に関する請願（請願者　長野県議会議長下平鴨四）（今村忠助君紹介）（第二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山岳重畳し、地勢的条件に恵まれない長野県の急傾斜地帯における農業生産基礎条件の整備に、農道の整備拡充と土壌侵蝕を防止することが農業振興上緊要事である。ついては、この事業を短期間にしかも最も効果的に実施して、その実績を挙げるため、急傾斜地帯農業振興対策の経費を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業生産力増強のため、妥当な要請であると認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

硫安肥料の国内価格引下げに関する請願（請願者　長野県議会議長下平鴨四）（今村忠助君紹介）（第二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府並びに肥料対策委員会の決定による硫安の国内安定帯価格は、中質品十貫当り八百六十円として、上下に三十五円の価格差を附することに協定されたが、この価格は、朝鮮向輸出硫安六百九十六円六十銭、印度向六百八十円等の輸出価格に比べ不当に高値であり、低米価におさえられている農家経済に及ぼす影響は重大である。ついては、硫安肥料の国内価格を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営安定のため、妥当な要請であると認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

頓別及び仁連内両原野開発促進の請願（請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長佐々木熊吉外一名）（松浦周太郎君紹介）（第二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道枝幸郡頓別及び仁連内の両原野は、地味肥沃で、気候良好なるも、その大半は湿地帯のため、未開のまま放置されているが、本格的に幹線排水開拓道路及び基本客土事業を施行すれば、その利用度を高めるのみならず、新たに四百二戸を入植せしめることができる。ついては、速やかに両原野の開発基本施策を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため速やかに土地改良を行う必要があるものと認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

なだれ防止対策事業確立に関する請願（請願者　北海道礼文郡香深村長野村太市外一名）（玉置信一君紹介）（第二三五号）に関する報告書

国を変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

耕地保持と住民の生活保護のため必要と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

経済安定委員長　佐伯　宗義

衆議院議長堤康次郎殿

特殊土壌地帯の災害防除、保全等諸事業に対する国庫負担並びに補助率増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第四〇二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特殊土壌地帯の災害防除及び振興臨時措置法の施行に伴い、同地帯に対する適切な災害防除及び農地改良対策が樹立され、これに基く事業の実施がこの地帯の保全と農業生産力の向上を見るに至ったが、そのうちで砂防、農地保全、治山治水等の事業については、その性格が災害復旧事業と同様であり、且つ、防災効果は大である。ついては、同事業に対する国庫負担又は国庫補助率を土木、耕地等災害復旧事業に対する率と同一とせられたいというのである。

二、請願の議決理由

国土の生産性を確保するため必要と認める。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年七月三十一日

経済安定委員長　佐伯　宗義

衆議院議長堤康次郎殿

河川総合開発に伴う公営電源開発資金のわく拡大に関する請願

一、請願の要旨及び目的
北海道礼文郡香深村大字尺忍村字シャクニン、シレトコマナイ及びフンベネフは、毎年のごとくなだれがあつて、貴重なる人命の損傷、家屋の倒壊、道路の欠壊等の災害を起し、村民の生活を不安におとし入れ、産業振興に多大の影響を与えている。ついては、これが防止に関して、速やかに適切なる措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防止のため、早急に施行の必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

下尾井国有林の立木を北山村に払下げの請願（請願者　和歌山県東牟婁郡北山村長高須治視）（世耕弘一君紹介）（第二四九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
和歌山県東牟婁郡北山村は、成年男子の六割はいかだ夫を生業としているが、本村の森林は戦時中からの濫伐で、伐り残されたのは四百十五町歩の国有林と、村外者の所有分のみとなり、住民の失業者が続出するとともに村財政を窮迫せしめている。ついては本村の財政救済のため、下尾井地籍の国有林の立木を払い下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
特殊地域の財政救済のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

硫安肥料の国内価格引下げ等に関する請願（請願者　福島市中町六十七番地鈴木正一）（佐藤善一郎君外十一名紹介）（第三〇九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
今般硫安の安定帯価格の引下げをみたが、なお、米麦価その他の農産物に比べ、はるかに比重が大きく、今後かかる状態が続くならば、農業近代化はおろか農民生活の低下を招くこと必至である。ついては、春肥価格は拡大再生産を可能にする価格に是正し、肥料の生産原価を調査できる立法的措置を講じ、あわせて肥料工業の国家管理を実施するとともに農業の近代化を図るため、土地改良事業費の全額国庫負担、有畜営農振興対策の確立等の施策を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
農業経営の安定のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

大樹町に営林署設置の請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長橋新市外一名）（伊藤郷一君紹介）（第三一〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道広尾郡大樹町は、広大な国有林を有する南十勝の中央に位し、林野管理上の交通の便、また今後管轄区域となるべき関係町村の地理的条件等から見て、営林署増設には最も適当な地区である。ついては、大樹町に営林署を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
林野管理上妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

大樹町を高度集約酪農地区に指定の請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外一名）（伊藤郷一君紹介）（第三一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道広尾郡大樹町は、耕地七千町歩を擁し、今後なお、数千町歩の開拓が可能であつて、その将来が期待されており、また本町は十勝国における畜産地として知られ、営農法は酪農経営であり、これに対する農民の意欲大いに高揚し、畜産のための役割は実に大なるものがある。ついては、大樹町を高度集約酪農地区に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
畜産振興上妥当なる要請と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

石坂地区に国直轄排水工事施行の請願（請願者　北海道広尾郡大樹町長高橋新市外一名）（伊藤郷一君紹介）（第三一六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道広尾郡大樹町石坂地区土地改良区の一千四百町歩は、古くより開拓され、比較的土地が肥沃であるが、区域内の中央を流れるリウ川の河床高く、融雪時及び出水時には大はん濫して、畑地に浸水し、年にばく大なる損害を受け、且つ、地区一帯が過湿のため、生産著しく低下し、営農は実に憂慮すべき状態に置かれている。ついては、該地区に国直轄排水工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産のため、土地改良を施行する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

県村地内に道路開設の請願（請願者　鳥取県西伯郡県村長影山嘉重外二名）（足鹿覆君紹介）（第四八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鳥取県西伯郡県村増反部落と集団開拓地大幡外二地区の間を結ぶ既設道路は、そ悪きわまるもので利用価値はなく、本村の農営上非常に支障を来している現状である。ついては、県村地内に小団地区工事による道路を新設されたいというのである。
二、請願の議決理由
営農上道路を開設する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

肥料価格の適正化に関する請願（請願者　新潟県議会議長児玉龍太郎）（渡邊良夫君紹介）（第五六〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国際市場獲得のため、肥料の出血輸出が伝えられているが、輸出価格が生産コストを割る場合には、その出血は国内価格に転嫁され、その価格は高騰し、ひいては、安定しつつある国民生活に脅威を与えるおそれがある。ついては、かかる事態を招かないよう肥料価格の適正化を図られたいというのである。
二、請願の議決理由
農業経営の安定のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

国内産砂糖の政府買上げ及び消費税撤廃に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第七一九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在黒糖（含蜜糖）には斤当り四円の砂糖消費税が賦課されているが、これは自家労力程度の生産にとつては、過重負担であるとともに最近輸入糖の大量入荷により、国内産含蜜糖の販売価格は下落の一途をたどり、甘しょの栽培さえ危ぶまれている実情である。ついては、これが適正価格の維持対策としてて、菜糖同様に政府買上げの措置と消費税を廃止されたいというのである。
二、請願の議決理由
砂糖の国内自給度の向上のため、妥当な要請と認める。よつて

本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業団体再編成に伴う農業改良補助職員の増員に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに政府は、農業委員会法の再編成の一環として、農業改良補助職員の各県配分計画を樹立されたが、鹿児島県は、町村規模が全国においても最も大きく、また山間へき地並びに離島の多い等からして国の配分基準による定員枠では不合理である。ついては、本県の農業改良補助職員の定員を増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

地域的特殊事情にかんがみ、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

開拓地の酸性土じよう改良事業に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

開拓地における土じようは、ほとんど酸性であるため、これが改良いかんは増産意欲に影響するところ大であるが、現行法による国の助成費のみでは公共団体の窮迫せる財政状態からして、開拓事業の推進に多大の困難を来たしている実情である。ついては、速やかに開拓地の酸性土じよう改良事業費を国において五割以上の財政措置を講じ、地方公共団体の負担率を明確にされたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため速やかに土地改良を行う必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

急傾斜地帯農業振興臨時措置法適用に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は、全面積のほとんどが山岳地帯で、毎年来襲する台風の影響並びに耕地面積の全土が特殊土じようの形態のため、農業生産力は全国最低位にある。ついては、本県を急傾斜地帯農業振興臨時措置法の対象として助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地勢的特殊性にかんがみ、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

畑地かんがい特殊法制定の請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県の農業は、全国においても零細的な経営形態で、耕地の六割が畑地で構成され、その大半が特殊土じようのため、その生産量も全国最低位にある現状である。ついては、畑地かんがいの緊急改良を図るため、畑地かんがい特殊法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

畑作振興上妥当なる要請と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業共済掛金の農家負担率軽減に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は、毎年風水害による被害きわめて大きく、従つて災害補償法に基く、農業共済の適否は再生産に強く影響するが、本県の共済金平均額は水稲で五千二百円、これに伴う掛金額は百七十二円というスライド制による掛金の激増から、農家は窮迫の一途をたどり、増産意欲に支障を来している。ついては、現行の掛金額を三分の一程度に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の安定のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業政策確立に関する請願（請願者　京都府宮津町字鶴賀京都府指導農業協同組合連合会小林良雄外十九名）（大石ヨシエ君紹介）（第七二九号）及び同（請願者　水戸市黒羽根町茨城県指導農業協同組合連合会長大内竹之助）（加藤高蔵君外一名紹介）（第四五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民経済の安定と産業の振興は、いつこに農業の発展にまつところ大で、重要農業政策を確立すべきは緊急の要務である。ついては、農業団体の再編成、農協資金対策、農産物の価格安定、硫安価格の引下げ、食糧自給促進及び農業協同組合の法人税免除等の立法措置を速やかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民経済の安定、農業振興上、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

福島県に集約酪農地区設定の請願（請願者　福島県議会議長渥沼龍雄）（鈴木義男君紹介）（第七九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、酪農振興対策として集約酪農地区を設定する施策を樹立し、本年度は岩手、長野の両県にこれを実施する予定のごとく伝えられているが、福島県は両県同様の畜産における立地条件に恵まれ、ことに酪農業が興隆しているものの資金面において制約を受けている。ついては、福島県に集約酪農地区を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産振興上妥当なる要請と認める。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

熊毛塩業育成に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡西之表町長西村健夫外二名）（岩川興助君が四の乙から一の甲に引き上げられたが、現在の本村農家経済の実情においては、掛金の完納は非常に困難となつている。ついては、東襲村農業共済組合を農家単位共済実施指定組合に認定されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の実態に即応するため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

紹介)(第七九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県熊毛郡地方においては、風水害、干害による被害の少ないこと、家畜飼料になること等から、甘しゃ作は農業経営上不可欠の換金農作物であり、また本郡は特産物熊毛糖価の安定なくしては、農民生活の安定を期し得ない実情にある。ついては、熊毛糖業の育成のため、北海道てん菜糖と同様に甘しゃ糖の政府買上げ並びに助成金の交付等の振興対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

砂糖の国内自給度向上並びに農業経営の安定上妥当な要請と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

凍霜害対策に関する請願(請願者　新潟県議会議長兒玉龍太郎外七名)(渡邊良夫君外一名紹介)(第七九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道、福島、宮城、山形及び新潟の各県一帯は、本年五月三日の強烈な凍霜害をうけ、農家経済は危機にひんしている。ついては、これが対策として、(一)速効性肥料、病虫害防除購入費の助成(二)被害農家に対する所得税の軽減及び免除(三)被害町村に対する平衡交付金の増額(四)農業共済保険金概算払の実施等並びにこう久対策を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜害被害農家を救済し、その再生産を促進するため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く予算増額に関する請願(請願者　新潟県議会議長兒玉龍太郎外七名)(渡邊良夫君外一名紹介)(第七九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道、東北地方のごとき、後進地帯における農業経営の改善に関する助成措置のきわめて乏しいことはまことに遺憾である。ついては、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く予算を増額するとともに、農業振興総合助成施設費を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

地域的に自然条件に恵まれない地帯の農業経営を改善するため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

米価対策等に関する請願(請願者　愛媛県温泉郡米価対策委員会委員長渡辺鹿太郎外二千七百六十一名)(中村時雄君紹介)(第七九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農村不況の打開策として、次の事項の実現を図られたいというのである。米価対策に関して、(一)生産費を基礎とする労働所得均衡方式により算定するとともに、超加供出奨励金をおり込み石当り一万二千円以上とすること。(二)二重価格制を採用すること。(三)米価審議会を決議機関とすること等。肥料対策として、(一)肥料の国家管理を行うこと。(二)春肥価格を輸出価格と同じにすること。(三)国内に悪影響を及ぼすごとき輸出を行わないこと等また農民の利益代表機関として、農民組合法を制定して、農民の団結権、国体交渉権を保証すること等。

二、請願の議決理由

農業経営の安定上いずれも考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

荒川及び駒込川の毒水排除事業に関する請願(請願者　青森市長横山実外七名)(山崎岩男君紹介)(第八〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県荒川水系の毒水排除については、昭和二十六年度より農林省農地事務局によつて、基礎調査を完了し、駒込川については、その事業の困難性を有している。ついては、荒川の毒水排除事業に承認を与えるとともに、駒込川の調査を本年度も引き続き実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため土地改良を実施する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

蚕糸座繰製糸を機械座繰に変更許可に関する請願(請願者　高知県香美郡岸本町高知県生糸協同組合長北村馬吉外五十一名)(長野長廣君紹介)(第八四八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年三月地方蚕糸主任会議指示事項により、県蚕糸課を通じた座繰製糸に対する不合理な取締りは、輸出用としての機械製糸に提供する原料繭確保を理由として、われわれの機械座繰への改良を常に拒否している。しかるに機械製糸は昭和二十六年六月より一箇年間に二十二万俵を生産し、輸出されたものはわずか六万俵の実情から見て、本取締りは不当のものである。ついては、座繰製糸を機械座繰に改良することを許可せられたいというのである。

二、請願の議決理由

蚕糸業振興上考慮すべき要請と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

桑園の凍霜害対策確立に関する請願(請願者　宮城県知事宮城音五郎)(小山倉之助君紹介)(第一〇九八号)、同(請願者　仙台市北一番丁宮城県養蚕販売農業協同組合連合会長岡崎祐吾)(只野直三郎君紹介)(第一八三五号)及び同(請願者　仙台市北一番丁宮城県養蚕販売農業協同組合連合会長岡崎祐吾)(小山倉之助君紹介)(第二二二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年五月三日の晩霜は宮城県下一帯の桑園に対し、激甚な被害を与え、その損害は二億余万円、繭にして約十二万貫余の減産が予想され、養蚕農家経済は破滅にひんしているので、県としても予備費を支出して応急的措置を講じつつあるが、県財政は極度に窮迫しているため、その施策は思うに任せぬ現状である。ついては、政府において桑園の被害対策及び今後の助成対策を早急に確立の上速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜害被害養蚕農家を救済し、その再生産を促進するため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

降ひよう害対策確立に関する請願(請願者　京都府天田郡京都府指導農業協同組合連合会長小林良雄)(大石ヨシエ君紹介)(第一〇九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る五月二十六日襲来した降ひようによつて、京都府天田郡下の農作物は一瞬にして多大な被害を受け、目下地元農民はもとより関係機関一致協力し、これが対策に努めている現状である。ついては、農作物生産確保の重要性にかんがみ、速やかに援助せられたいというのである。

二、請願の議決理由

ひよう害被害農家を救済し、その再生産を促進するため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願

願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

上原井領用水路改修工事施行の請願（請願者　岡山県吉備郡真備町長妹尾恵喜雄外一名）（橋本龍伍君紹介）（第一一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡真備町及び総社町の耕地六百二十七町歩をかんがいしている上原井領用水施設は、約三百八十年前にできたもので、現在取入れ仮せきの不完全と、水路の老朽による断面の不整、両岸の崩壊等により、所要水量の流下を阻害し、毎年下流地域は相当の干害を被つている。ついては、上原井領用水路の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため土地改良を行う必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

笠之原に畑地かんがい用高隈ダム設置の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男）（永田良吉君紹介）（第一一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市、肝属郡串良町、高隈村及び高山町にまたがる笠之原台地四千町歩は、南九州特有のシラスで、表土は黒色火山灰土じようでおおわれ、毎年の台風あるいは干害による農作物の生産は低く、農家経済は困窮している。ついては、本地区に畑地かんがい用として防風林、農用林及び排水路を設置するとともに、高隈川上流高隈村下古園に貯水池を築造し、あわせてこれが対策事業の一環として高隈ダムを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、土地改良を行う必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

凍霜害対策費増額等の請願（請願者　長野県議会議長下平昇四）（萩元たけ子君紹介）（第一四三七号）同（請願者　長野市長野県庁内高橋弘躬外三名）（増田甲子七君外一名紹介）（第一四九七号）及び同（請願者　長野県議会副議長後藤武次郎）（原茂君紹介）（第二八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年四月長野県の農作物に及ぼした凍霜被害は真に言語に絶するものであり、被害農家の経済苦境はまさに死活の問題である。ついては、これが対策として被害を最少限にくいとめるとともに、農民経済を安定させるため、速やかに凍霜害対策予算の増額及び税の減免措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜害被害農家を救済し、その経済を安定させるため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

雄国山ろく開拓道路開設の請願（請願者　福島県耶麻郡駒形村長大西覚外二名）（河原田稼吉君紹介）（第一四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県雄国山ろくの開拓事業は、終戦後国策として実施され、地方民は精進してこれが開拓に邁進しているが、肥料の運搬、生産物資の搬出はもちろん、開拓分校の設立に伴い、学童の通学等の交通に多大の不便を来たしている。ついては、東長原停車場より磐梯村の一部駒形村の山間地を横断し、猫倉村に至る千三百キロの雄国山ろく開拓道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓地の営農安定のため、道路を開設する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

川内市地内農作物水害対策確立に関する請願（請願者　鹿児島県川内市天辰町千百三十七番地皆元勝雄外四十五名）（冨吉榮二君紹介）（第一七七〇号）、同外一件（請願者　鹿児島県川内市長岩満重外四十七名）（池田清志君紹介）（第二三六三号）及び同（請願者　鹿児島県川内市赤沢津中赤直志外四十五名）（尾崎末吉君紹介）（第二二五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市は、五月下旬以降の長雨並びにこう水により農作物に全滅的損害をこうむり、今秋の端境期においては農家経済の破たんを来たすことは明らかである。ついては、当面の緊急対策として速やかに適当なる救済策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

大水害被害農家を救済し、その経済を安定させるため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県東部の農業災害対策確立に関する請願（請願者　広島県東部農業委員会協議会沼隈郡代表幸田三郎外六名）（高津正道君紹介）（第一七七一号）、同（請願者　広島県尾道市栗原町綿谷一夫外六名）（岡本忠雄君紹介）（第二〇六五号）、同（請願者　広島県御調郡久井村鍛倉敏人外六名）（船越弘君紹介）（第二〇六六号）、同（請願者　広島県沼隈郡町村会宇田三郎外十四名）（高津正道君紹介）（第三九七四号）、同（請願者　農業委員会広島県東部協議会三原市代表上野佐一外八名）（高津正道君紹介）（第三九七五号）、同（請願者　広島県御調郡町村会長村上義輝外一名）（高津正道君紹介）（第四〇九七号）、同（請願者　広島県御調郡久井村郡農業委員会協議会長山名正雄外一名）（船越弘君紹介）（第四二五五号）、同（請願者　広島県御調郡向島町郡町村会長村上義輝外一名）（岡本忠雄君紹介）（第四二五六号）及び同（請願者　広島県御調郡農業委員会協議会長山名正雄外一名）（高橋頼一君紹介）（第四五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県東部地方は、五月下旬以降の長雨及び浸水等により農作物に与えた損害は大で、農家経済に及ぼす影響はすこぶる多大なものがある。ついては、本地方に対して、共済金の早期支払と災害等級の設置その他補助金の交付及び適正課税の方途等を速やかに樹立し、農村経済再建の方策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

大水害被害農家を救済し、その経済の再建安定を図るため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

桑園の災害対策確立に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助外一名）（西村力弥君紹介）（第一七七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今春主要養蚕地帯は、桑介殻虫の集団大発生により、その被害はなはだしく、被害桑園の数も著しく、蚕児を廃さざるを得ない農家が続出しつつある現状である。ついては、(一)廃棄蚕種及び蚕児の蚕種代の助成(二)防除薬剤の無償配付(三)災害桑園の回復促進用として速効性窒素肥料の無償配付(四)夏秋蚕種購入費の助成(五)災害養蚕者に低利付農資金の融資(六)桑葉繭給調整のための運賃の助成等を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

主要養蚕地帯の農業経営安定のため、桑介殻虫の大発生による桑

風の災害対策を講ずる必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

凍霜ひよう害対策確立に関する請願（請願者　長野県上伊那郡町村会長原賢一外三名）（原茂君紹介）（第一七七三号）及び同（請願者　栃木県知事小平重吉外一名）（船田中君紹介）（第二〇六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県上伊那郡下の麦類、水稲苗代及び果樹類は今回の凍霜害及びひよう害により、多大の被害を被り、農民は再生産に要する経費はもちろん生活費にも窮する現況である。ついては、（一）麦類に対する農業共済保険金の早期完全支払等（二）追播共同苗代設置の助成等（三）果樹類に対しては低利資金の融資並びに利子補給等（四）被害農家の減税措置等の救済措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜ひよう害被害農家を救済し、再生産を促進するため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

開拓道路花岡線改修工事施行の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第一八三六号）及び同（請願者　鹿児島県肝属郡新城村長福永虎男外三名）（永田良吉君紹介）（第五五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市及び新城村地籍の高隈山ろくに点在している開拓地を横に連絡する開拓道路花岡線は、幅員、曲線、こう配等のため、自動車の運行不能で、開拓者の生産意欲を阻害している実情である。ついては本道路の予算を計上し、速やかに交通運搬道路として改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓者の営農安定のため、道路の改修工事を施行する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

肝属地区に畜産試験場設置の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男）（永田良吉君紹介）（第一八三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属地区は、土じょうの大部分はシラス層の上をローム灰砂層が被つているので、地力がなく、生産はきわめて低位にあり、農業経営は窮迫している。しかるにこれが地力の培養には畜産の振興を図り、堆きゅう肥を増産することであるが、本地区は畜産の指導機関がなく、畜産技術は著しく低下している。ついては、肝属地区に畜産試験場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地域の特殊性にかんがみ農業経営安定のため、妥当なる要請と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県の農業災害対策確立に関する請願（請願者　山梨県議会議長小田切彰）（古屋貞雄君外四名紹介）（第一八三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県における過般の凍霜害は、その被害額三億六千四百万円余に推定され、しかも被害農民は零細な農家経営であるためきわめて窮状にあるが、これが農業補償制度は主食農作物、蚕繭等に限られ、補償の内容もはなはだ微温的である。ついては、災害補償対象農作物として新たに馬鈴しよ、そ菜、果樹等を加えるとともに、補償額を大幅に増額するよう法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜害被害農家を救済し、その経営の安定を図るため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

六ケ所村に開拓地診療所設置の請願（請願者　青森県上北郡六ケ所村長佐々木高寿外一名）（浅谷悠蔵君紹介）（第一九五九号）及び同（請願者　青森県上北郡町村会長吉田昌三郎外一名）（山崎岩男君紹介）（第二〇〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県上北郡六ケ所村は、終戦以来引揚者の入植するもの多く、特に満州移民、樺太移住の引揚者が多数を占め、現在総戸数千七百戸、人口一万一千余に及んでいるが、本村は鉄道沿線から遠く離れ、しかも道路が不良のため降雨の際は二、三日も車馬の交通が絶えるほどであり、且つ、村内における開拓地には保健施設がないため開拓民は非常な不便と生命の危険を感じている。ついては、本村に開拓地診療所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓民の生活安定のため、診療所を設置する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県下の農業災害対策確立に関する請願（請願者　愛媛県松山市農協災害対策委員会代表白石春樹）（中村時雄君紹介）（第一九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年五月末より十数日にわたつて、西日本一帯を襲つた豪雨により、愛媛県下においては、麦類をはじめ農作物全般に未曾有の被害を受け、そのため災害農家は再生産はおろか、生活資金にすら窮する実状である。ついては、この被害を克服し農業の復興と農民生活の確保のため、次の応急対策を実施されたいというのである。（一）麦類共済保険金の概算払と特別共済金の大幅交付（二）長期低利資金の貸出措置（三）麦類検査規格の特別緩和措置（四）検査手数料の全免（五）優良種子代の全額国庫助成（六）苗代、そ菜、果樹に対する病虫害防除薬剤購入の全額国庫助成（七）麦類の品質改善のため調整費の全額国庫助成（八）災害農家に対する課税減免（九）速効性肥料購入費の全額国庫助成（十）農業団体に対する被害対策活動費の助成（十一）農業災害に対する特別法の制定並びに農業災害補償法の改正。

二、請願の議決理由

大水害被害農家を救済し、その復興と民生の安定を図るため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県下の農業災害対策確立に関する請願（請願者　広島県知事大原博夫）（高橋順一君紹介）（第一九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る六月四日から八日までの豪雨により、広島県下は実に十九億円という予想外の大被害を蒙り、特に農民はこれがため生活の破たんにひんしている。ついては、速やかに次の特別の災害対策を講ぜられたいというのである。（一）営農資金特別融資（二）麦再保険金早期支払措置（三）麦種子確保経費の国庫補助（四）病虫害防除費の国庫補助（五）稲苗緊急輸送費国庫補助（六）そ菜種子の確保経費国庫補助（七）除虫菊輸出促進対策（八）農林省整備農業の中国地区保管（九）被害麦の政府買上及び需給対策（十）家畜の伝染予防費の国庫補助（十一）公共土木災害応急復旧費に対する融資の措置（十二）耕地関係の緊急復旧事業に対する補助金の早期交付と融資（十三）二十八年台風二号による災害林地、林道の緊急復旧費国庫補助。

二、請願の議決理由
豪雨による被害農家を救済し、その経営の安定を図るため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業政策に関する請願（請願者京都市中京区西ノ京小堀町二丁目二十四番地京都府指導農業協同組合連合会長小林良雄）（大石ヨシエ君紹介）（第一九七〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
去る五月二十八日西日本指導農業協同組合連合会長会議で次のごとき重要な農業政策に関する要望事項を決議したので、その実現を計られたいというのである。（一）農業協同組合法の一部を改正する法律案の再提出の場合は、「町村における生産指導事業は農業協同組合に一元化すること及び農業協同組合の行う生産指導事業に対して国は充分な助成を行うこと」を規定すること（二）農家経済の安定のため、食糧増産基本法の制定と小農対策の樹立、業種を加えた農産物価格安定法案の実現及び米麦価格の適正化と流通機構を確立すること（三）農協中央会設立に伴う指導教育農協連の欠損金を政府の負担とすること（四）肥料需給調整に関しては全購連案を採用すること（五）農林漁業組合連合会整備促進法案を早急に成立せしめること（六）農業協同組合の法人税を免除すること（七）政府米並びに政府買上麦の保管料並びに扱手数料の引き上げをすること。
二、請願の議決理由
農業協同組合の健全なる発達並びに農家経済の安定のため考慮すべき要請と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

凍霜害対策確立に関する請願（請願者長野県下伊那郡町村会長原貞治郎外三名）（原茂君紹介）（第二二二四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
本年四月中旬より下旬にわたる異状気象によつて、長野県下伊那郡の農作物に対する凍霜被害は過去に類例のない惨害で、郡市二万の農家は自失の有様である。ついては、これが救済策として、（一）麦類、苗、果樹類及び桑等の再生産のための資金の融資並びに利子補給（二）病害虫防除に対する農薬の無償交付（三）肥料購入助成金の交付（四）被害農家の減税措置等の対策を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
凍霜害被害農家を救済し、再生産を促進するため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業災害対策確立に関する請願（請願者神戸市生田区中山手通り四丁目農業委員会兵庫県協議会長岩谷源治外三名）（山口丈太郎君紹介）（第二二九二三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
台風第二号による農作物の被害は多大で、農家経済に深刻な打撃を与えている。ついては、これが救済措置として、（一）被害麦は全農共済の対象とし、即時共済保険金の概算支払いを行い、利子補給をすること（二）麦類の検査規格を下げるとともに、規格外被害麦も全農政府買上げとすること（三）被害農家の主食並びに種子用麦確保のため早急に具体的措置を講ずること（四）災害農家に対して所得税の減免措置を講ずること等の措置を速やかに講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
台風第二号による被害農家の救済のため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業政策に関する請願（請願者福島市中町福島県下農業協同組合棚辺四郎）（佐藤善一郎君外十一名紹介）（第二二六二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
当面する農協、農業の諸問題を解決するため、（一）農協の生産指導事業について助成措置を講じ、町村農協に対し、農業経営指導員設置に関する経費を助成すること等（二）農民及び農協に対する課税の軽減（三）農協及び同連合会に対する長期低利資金の融資（四）肥料価格の引下げを図ること（五）食糧の自給体制の確立（六）凍霜害被害農家に対する助成等の措置を速やかに実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
現下の農協農業の健全なる発達を図るため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

小松島市に農林省神戸植物防疫支所設置等に関する請願外二件（請願者徳島県知事阿部邦一外一名）（小笠公韶君外一名紹介）（第二三六六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
徳島県は、高温多湿であるため病虫害の発生は毎年異常に多く、県においてはこれが防除に不断の努力を傾注しているが、本県は本州と海を隔てて存在する関係から、農林省神戸植物防疫所からの病虫害の指導監督又は防除機具の借受け等にきわめて不利な立場に置かれ、その不便は大である。ついては、小松島市に農林省神戸植物防疫支所及び輸出品検査所神戸支所の出張所を設置するとともに小松島港も植物防疫法による輸入港に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
病虫害が異常に多く発生する特殊地域としてこれが防除施設を講ずる必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

東鷹栖村地内国有林野払下げに関する請願（請願者北海道上川郡東鷹栖村長飛鷹仁男）（武田恒之助君紹介）（第二三六七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道上川郡東鷹栖村は、分村及び境界変更の結果、わずかな森林地帯を残すのみで、その基本財産はきわめて僅少となり、村民経済は破たんを生じつつある現況である。ついては、森林資源の本村経済に及ぼす重要性にかんがみ、本村地内の国有林野を払い下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
特殊地域の財政救済のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

柳原用水土地改良事業施行の請願（請願者栃木県足利市長木村浅七外四名）（栗田英男君紹介）（第二三六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
渡良瀬川は降雨毎に出水して井せきを損傷、流失するので、栃木県足利市、足利郡山前村、三重村及び北郷村の耕地の用水取入れは不能となり、また平常は渇水嘆が少ないのと井せきの不完全及び上下流の水利権等の関係で、完全取水が困難となり、農作物の減収を来している。ついては、当地区を水配区域とする柳原用水の土地改良事業を昭和二十八年県営事業として実施できるよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産のため、土地改良事業を実施する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日　農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

神辺町外十四箇市町村農業水利改良事業施行促進に関する請願（請願者　広島県芦品郡近田村長信岡昇一外二十七名）（高津正道君紹介）（第二五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県芦田川沿岸に広がる平坦耕地の土地改良事業である神辺町外十四箇市町村農業水利改良事業の本年施工予定計画によると、井溝幹線水路工事のうち、約六百メートル未施行として残ることになるが、本水路は断面狭少にして、排水不良のため豪水期に各所決かいし、附近耕地はことごとく冠水し、県内東部におけるまれに見る被害地を現出する状態にある。ついては井溝水路工事を未施行部分として残さず、本事業を本年度事業として完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、土地改良事業を施行する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

三二〇九号）、同（請願者　福岡県朝倉郡宮野村議会議員浦塚虎次外二十七名）（熊谷憲一君紹介）（第三六三八号）及び同外一件（請願者　福岡県朝倉郡立石村長坂田茂三郎外百五十五名）（熊谷憲一君紹介）（第四三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡下は、五月下旬よりの豪雨によつて、田畑の冠水及び麦菜種の流失等農作物の受けた被害は多大なるものがあり、農民の生活は危機に直面している。ついては、これが対策として、（一）麦類及び菜種の生産に要した肥料及び種子代を全額国庫で補助すること（二）夏作（麦作）の肥料資金及び生活資金を無利子長期融資すること（三）地方平衡交付金中、特別平衡交付金の増額により町村税を減免すること（四）所得税を減免すること（五）本年秋冬の麦、菜種の種子代を全額国庫負担とすること、（六）農業共済金の即時支払及び非共済農作物の特別補償措置を講ずること（七）麦類収穫皆無のため食糧米の増加配の措置を講ずること等を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害被害農家を救済し、再生産を促進するため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

朝倉郡の農作物水害対策確立に関する請願（請願者　福岡県朝倉郡甘木町長井口久七郎外十名）（福田昌子君紹介）（第二七七六号）、同外四件（請願者　福岡県朝倉郡夜須村大字柳木久家一外九十九名）（熊谷憲一君紹介）（第二八九八号）、同（請願者　福岡県朝倉郡蜷城村草牧純吉外七十七名）（熊谷憲一君紹介）（第二九六七号）、同外一件（請願者　福岡県朝倉郡安川村中村来外二十五名）（熊谷憲一君紹介）（第

一、請願の要旨及び目的

広島県比婆郡口南村の耕地面積三百四十四町歩は、村を貫流する江の川の水系の油木川よりきわめて小規模な井せきによりかんがい、水を供給するに止まり、ため池よりのかんがいは見るべきものなく、ために旱害による減収は例年のことに属し、本村の産業振興と経済の確立に一大障害となつている。ついては、本村大字湯水字岩根中野原にため池及び水路の新設を基幹とする県営土地改良事業を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、土地改良事業を施行する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

県営土地改良事業施行に関する請願（請願者　広島県北婆郡口南村長末広清一）（船越弘君紹介）（第二七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県下の大雨災害に対して、次のような災害対策を速やかに講ぜられたいというのである。（一）共済金の増額（二）農業手形の取扱いを簡素にし利子補給をなすこと（三）検査等級を別途考慮し、等級間を圧縮すること（四）価格の調整を考慮すること（五）麦種子のあつ旋確保（六）園芸、特作物の病害防除並びに助成金（七）特に災害農家に対し、見舞金の交付（八）恒久対策として収納金の建設、動力脱穀機の購入資金の大幅融資及びこれが助成（九）所得税の減免措置（十）災害農家の飯米対策（十一）麦検査手数料の免除並びに集荷費の交付。

二、請願の議決理由

水害被害農家を救済し、再生産を促進するため、考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

愛媛県の農業災害対策確立に関する請願（請願者　愛媛県松山市道石南町農業委員会愛媛協議会長堀本宜実）（中村時雄君紹介）（第二七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自作農創設特別措置法によつて、茨城県多賀郡高岡村地内国有牧野のうち、百八十六町歩は所属替え、売渡しの恩恵を受けたが、残る四百八十六町歩は未だ国有牧野として存置している現状で、これは古くより民間貸付けを受け、放牧地あるいは採草地として部落農民に欠くべからざる牧野で、多大の労費を投じて管理利用に努力してきたことは解放牧野となんら異なるところがない。ついては、本村地内の牧野を所属替えされたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産振興上妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

高岡村地内国有牧野の所属替えに関する請願（請願者　茨城県多賀郡高岡村長鈴木重光外十六名）（山崎猛君紹介）（第二九六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

砂糖の輸入量増加等に関する請願（請願者　愛知県名古屋市西区鱗下町四十三番地山本宗次郎外四名）（辻寛一君紹介）（第三〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

菓子の主要原料である砂糖の輸入量を削減するような動きが精糖工業界方面において活潑化しつつあると伝えられているが、輸入糖の削減は糖価の引上げを招き、砂糖取扱業者のみの利益を擁護するものであつて、菓子業者のこうむる迷惑は実にじん大であるのみならず、一般大衆に及ぼす影響もきわめて大きい。ついては、砂糖の輸入量を増加して消費税の引下げと精糖業者の加工賃の引き下げ等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健上妥当な要請と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年度産米価格等に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡石井村波部鹿太郎外一名）（井谷正吉君外二名紹介）（第三〇〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の食糧政策は常に低米価と強制割当によつて、農家経済を極度に圧迫しており、しかも基本米価を低くして奨励金を多く支出することによつて、農村の貧富の差をますます大きくしているが、農業の再建を図るためにはかかる反農民政策を一掃する必要がある。ついては、米価対策として、（一）米価は生産費を基礎とする労働所得均衡方式により算出するとともに超過供出奨励金を基本価格に織込み、石当り一万二千円以上とす

ること(一)二重価格制を採用すること(二)米価審議会を決議機関とすること(三)米価審議会を決議機関とすること(四)供出制度を自主供出制度とすること(五)検査規格を合理化し、検査手数料を全廃すること(六)供出米については減税の措置を講ずること等を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧政策上考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

西日本水害対策確立に関する請願（請願者　京都市中京区西の京小堀町一丁目四番地京都府農業共済組合連合会長城戸平左衛門外二十一名）（大石ヨシエ君紹介）（第三〇一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

西日本の農家は五、六月の豪雨によつてじん大な被害を受け、特に麦作の被害は著しく農民の不安を増大している。ついては、(一)農業共済団体の企図する麦類共済金支(仮)払に必要な資金を直ちに融資するよう特別の措置を講ずること(二)この共済金支(仮)払のために融資を受けた資金の利子は国庫負担とすること(三)損害評価費について特別の国庫負担金を交付すること等を速やかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害被害農家を救済するため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

福岡県下の農作物水害対策確立に関する請願（請願者　福岡県八女地方事務所長園田展右外五名）（熊谷憲一君紹介）（第三二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県下は、去る五月末より六月上旬にわたる豪雨によつて、農作物のこうむつた被害はじん大で、被害地農民の窮乏は目を覆う実情にある。ついては、本県下の農作物水害対策として、(一)苗代の損害補償(二)麦類、菜種、馬鈴しよ等の種子の無償配付(三)果樹、そ菜等園芸作物の復元費補助(四)麦類の等外品の無制限政府買上げ(五)農薬、肥料の無償配付(六)共済金の即時支払と営農資金の貸付促進等の措置を速やかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水害被害農家を救済し、再生産を促進するため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

淡路島の農作物水害対策確立に関する請願（請願者　兵庫県洲本市長白川修外十一名）（佐々木盛雄君紹介）（第三六〇三号）及び同（請願者　兵庫県洲本市農業協同組合長時安豊秋）（永田亮一君紹介）（第三六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

淡路島は、本年の台風第二号と五月十八日より六月八日の長期にわたる降雨により、収穫期にあつた麦、玉ねぎ及び園芸作物等の作物は多大の被害を受け、このまま推移するときは次期再生産に多大の支障をきたすこと必至と思われる。ついては、淡路島を現地調査の上、次期再生産のため相当額の補償と災害復旧費を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害被害農家の再生産を促進するため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

除虫菊の水害対策確立に関する請願（請願者　広島県御調郡町村会長村上義輝外六名）（岡本忠雄君紹介）（第三六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年六月初旬の長期豪雨のため、収穫期にあつた除虫菊は収穫不能となり、著しい被害をこうむつている。ついては、これが救済対策として、(一)営農低利資金の融資(二)除虫菊を農業共済対象種目に編入(三)仮植床更生補助金の交付(四)被害花加工販売の助成(五)減収農家の救済助成等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水害をこうむつた地域的特用作物の救済民生安定上妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

土地改良事業の制限範囲拡大並びに補助率引上げの請願（請願者　中国五県町村議会議長会連合会長林栄三）（高津正道君紹介）（第三九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷単作地帯及び急傾斜地帯の土地改良等の事業を施行して、産業を助長すべく立法化されたが、実施の現状は施行範囲の制限、補助の低率等実際に即しない点が多く、はなはだ遺憾である。ついては、特殊地帯の再生産を容易ならしめるため、事業施行範囲を大幅に緩和し、補助率を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

特殊地帯農業の生産力を増強するため、考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

地方競馬の民営移管反対に関する請願（請願者　全国戦災都市連盟会長姫路市長石見元秀外四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第三九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林省においては、地方競馬を昭和三十年末までに、特殊法人を設立してこれに譲渡せんとする民営競馬法案提出の準備を進めているとのことであるが、戦災復興にきわめて重要な財源となつている地方競馬の民営移管は、公正、明朗な運営により発展しつつある現在の地方競馬の将来に多大の暗影を投じ、利益のほとんどはまつたく異なつた方面に配分される等のため、戦災都市の復興事業は致命的な打撃を被ることとなる。ついては、地方競馬の民営移管を阻止されたいというのである。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農産物価格安定法制定に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第四〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに農産物価格安定策の一環として、農産物価格安定法の制定を企図せられている由であるが、

二、請願の議決理由

戦災都市の復興促進のため、妥当なる要請と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県印旛郡八街町外三箇村の凍霜害対策確立に関する請願（請願者　千葉県印旛郡八街町長新津午三郎外十六名）（小川豊明君紹介）（第四〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡八街町を中心とする四隣町村は、農産物に凍霜害をこうむり、今後の営農に支障をきたすこと大である。ついては、これが対策として、(一)農業所得反当り基準の引下げ(二)昭和二十八年度第一期納税の延納(三)営農資金の長期貸付(四)共済金の早期交付(五)麦価の引上げ等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜害被害農家の経営を安定せしめるため考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県の換金農作物として重要な地位を占める菜種、甘しよ、でん粉及び黒糖の販売価格いかんは直接農家経済に大なる影響を与え、ひいては再生産に支障をきたす恐れがある。ついては、農産物価格安定法の制定にあたつては、菜種、甘しよ、でん粉、黒糖を政府買上げの対象とし、速やかに同法を制定するとともに、農産物適正価格維持のための助成策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

重要農産物の維持安定のため、必要であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

米崎村の凍霜害対策確立に関する請願（請願者　岩手県気仙郡米崎村長及川良治外一名）（柴田義男君紹介）（第四〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県気仙郡米崎村は、去る五月二、三日の急激な気温低下によつて、農作物、果樹に及ぼした凍霜被害は実に大で、ことに果樹の被つた損害は著しく、多大な減収をきたすこと必然である。ついては、これが対策として、被害園地の樹勢回復に要する追加購入費、病虫害防除の農薬購入費の助成と被害農家の再生産営農資金の低利あつ旋供給等次年度生産に対処できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜害被害農家の再生産を促進するため考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

山梨県営土地改良事業施行に関する請願（請願者　山梨県南巨摩郡増穂町長志村武外二名）（平野力三君外三名紹介）（第四〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県南巨摩郡増穂町地域内の耕地は、砂質壌土で、地下水は一般に西部は低く、東部は排水不良で、湿地帯であり、用水幹線は戸川及び利根川の流れで充足しているも、両河川とも流水少なく、かんがい用水時には流血の惨事を見ることさえある実情にある。ついては、これが対策として本町内の耕地に県営土地改良事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、土地改良事業を実施する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

野鼠の被害山林に対する復元費並びに駆除費助成に関する請願（請願者　岐阜県大野郡山之口村長青木清六）（岡村利右衛門君紹介）（第四〇九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

野鼠による造林地に及ぼした被害は誠にじん大なものがあり、目下これが対策としてフラトール剤による駆除を実施しているが、ぼう大な発生面積に施行することは、地方財政をもつてしては到底その負担に堪え得ない。ついては、これが被害山林に対する復元費並びに野鼠駆除費を助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

治山のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

宮崎県の農作物風水害対策確立に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（相川勝六君外五名紹介）（第四二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は台風第二号等による暴風、豪雨の被害はまことに大であり、農家経済に及ぼした影響も多大である。ついては、これが対策として、（一）営農資金の補助（二）農業共済金の早急なる概算払（三）非共済農作物に対する特別の救済措置（四）麦菜種等の種子確保（五）被害麦類の政府買上げ（六）検査手数料の免除等の根本的救済対策を講ずるとともに、今後の営農に支障なき措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水害被害農家を救済し、再生産を促進するため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

鳥海山ろく農業未開発地域開発に関する請願（請願者　秋田県由利郡本荘町長斎藤憲三）（斎藤憲三君紹介）（第四二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広汎な土地資源と豊富な水資源を有する鳥海山ろく農業未開発地域開発計画は、秋田県由利郡本荘町外十四箇町村を含む六万三千町歩の未開発地域の開発を目的とし、仙台農地事務局と秋田県当局が二箇年にわたり調査を進めてきたが、先般昭和二十八年度以降の基本計画の成案を得て、本省に上申せられたことは、まことに喜びに堪えない。ついては、地方財政の窮迫している今日、本事業を国営をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、土地改良事業を施行する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

果樹の凍霜害対策確立に関する請願（請願者　長野県上伊那郡芸農業協同組合長横沢匡勝外二名）（原茂君紹介）（第四三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県における果樹の凍害は、きわめて深刻なるものがあり、他の農作物に見られないじん大な打撃を農家に与え、生活費に窮し、再生産に支障をきたしている。ついては、果樹凍害による税務措置として、商品価値の低下による収入減及び果実経営面に赤字を生じた場合は他の経営種目より差し引くこと等を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜害被害農家を救済し、再生産を促進するため考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農村の電柱敷地補償に関する請願（請願者　福岡市須崎町土手町福岡県指導農業協同組合連合会長井上文平）（熊谷憲一君紹介）（第四四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農村に建設せられた電柱の敷地補償料は、昭和二十六年度において多少の増額を見たものの、いまだ適正なる額とはいえない。ついては、窮乏せる農民経済の現状にかんがみ、電柱敷地補償料を一本に

つき、鉄塔二百二十五円、鉄柱百五十円、木柱七十五円、支線七十五円それぞれに引き上げ、線下補償料については充分実情を考慮して価格を決定し、また永年無償契約は解除されたいというのである。

二、請願の議決理由

経済界の実情に即し妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する請願（請願者　東京都文京区本郷二丁目三番地日本獣医師会長越智勇一）（笹本一雄君紹介）（第四四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例を設けることは賛成であるが、その場合特別賦課金制度を設けて農民が獣医師を自由に選択する権利を拘束することは、有畜農民にとつて不利益であり、畜産振興上にも大なる損失である。ついては、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案について、特別賦課金制度を設けないよう善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産振興上考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農産物価格安定制度確立に関する請願（請願者　名古屋市中区桜町愛知県教育農業協同組合連合会長市川為次外二名）（八木一郎君外五名紹介）（第四四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産は現下のわが国における重大な国家的要請の一つであるが、米麦以外の農産物はすべて流通自由にされているため、甘しよ、な種等の農産物の価格が変動する結果、農家はきわめて不安定な状態におかれている。かくては農業生産力の減退を招来し、食糧増産上一大暗影を投ずるから、少くとも甘しよ、な種等の主要農産物に対して適正価格水準を維持し、価格の下落を防止することが必要である。ついては、農産物価格安定法の制定等により価格安定の施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

重要農産物の維持安定のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

急傾斜地帯農業振興事業対策に関する請願（請願者　山梨県市川大門町秋山真男外七名）（小枝一雄君紹介）（第四四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

急傾斜地帯農業振興のため、昭和二十七年に急傾斜地帯農業振興臨時措置法が制定されたが、その運用の裏付けとなるべき予算措置については、まことに僅少であるのは遺憾である。ついては、少くとも昭和二十九年度においては、急傾斜地帯農業振興対策費国庫補助金を三十億円以上計上し、特に国庫補助率を改訂するとともに、長期低金利融資、地方債、財政平衡交付金の増額等についても適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

特殊地帯農業振興のため、考慮すべき要請である認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

八平搦及び福富搦干拓工事施行に関する請願（請願者　佐賀県杵島郡福富村長久原獅子太郎外三名）（江藤夏雄君紹介）（第四四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県杵島郡福富村杵島平野の地先には、地味肥沃な干拓に適する土地があり、八平干拓、福富干拓として数年前より計画されているが、財政上より工事は思うにまかせぬ状況にある。ついては、国土造成、耕地拡張の見地から、八平搦、福富搦の干拓工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、土地改良事業を施行する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

双三郡の農作物水害対策確立に関する請願（請願者　広島県双三郡十日市双三郡農業委員会協議会長森安俊夫外三名）（岡本忠雄君紹介）（第四四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年六月初旬の台風一、二号による豪雨のため、広島県双三郡は郡下全般にわたり、収穫期を迎えた麦をはじめ各種農作物にじん大な被害を受け、農家経済はかい滅の寸前にある。ついては、本郡の農民の生活安定及び農家経済の復興のため、水害対策を早急に講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水害被害農家の復興のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業倉庫整備資金増額に関する請願（請願者　札幌市北四条西一丁目北海道指導農業協同組合連合会長理事　幡野直次外二名）（小平忠君紹介）（第四五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における農業倉庫の現況は、道農産物の六割を収容できるのみで、また既存倉庫のうち約三割は耐用年数をはるかに超えた老朽倉庫であるため、農産物は凍結、腐敗等により多大の損失をもたらしている。ついては、本年度農林漁業資金による農業倉庫整備資金の北海道に対する割当額を三千万円増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

農産物の保管を完全にするため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

暗きよ排水工事施行に関する請願（請願者　札幌市北四条西一丁目北海道暗きよ排水協会長幡野直次）（小平忠君紹介）（第四五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における農村施策の熱意の向上と、これに関連する諸施設の実状とを考慮し、工費予算百三十億五千万円をもつて、米換算五十八万石増収を目途に、十四万五千町歩の暗きよ排水事業五箇年計画を樹立した。ついては、これが計画の実現について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、土地改良事業を施行する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

土地改良法の一部改正に関する請願（請願者　名古屋市中区南外堀町愛知県普通水利組合組合連合会加藤英一）（早稲田柳右エ門君紹介）（第四六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の土地改良法は、手続が繁雑で、組合員の諸経費が多く、事業実施にあたつて円滑な運営を欠く点が多い。ついては、（一）法文の文体語句が外国語の直訳語が多く、法の解釈運用上適当でない、（二）土地改良区を土地改良組合に改め、（三）非農家にも組合員の資格を与え、（四）土地原簿を特別の場合に土地改良区の指定する場所

に備え付けられるようにする、(五)組合員は一世帯一人と明記すること等の諸点に関し、本法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良促進のため考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農林漁業組合に対する長期低利資金融資に関する請願（請願者　岩手県大船渡市気仙郡漁業協同組合連合会内伊藤佐十郎）（鈴木善幸君外一名紹介）（第四六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林漁業組合等に対する再建整備法の実施により、漁業協同組合等は再建に努力しているが、戦後過渡期における種々の影響による資金の枯渇から、その整備は容易に達成できない情勢にある。ついては、農林漁業組合に対し長期低利の資金を融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

農林漁業組合の再建強化のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

入鹿別川上流地帯治山事業施行の請願（請願者　北海道勇払郡厚真村長井上正則外一名）（森田弘作君紹介）（第四六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道勇払郡厚真村入鹿別部落と鵡川村の境を貫流する入鹿別川は、大正十一年以来毎年はん濫の傾向を示し、その後の豪雨ごとに田畑の冠水、堤防の欠壊、橋りょうの流失等、沿岸一帯は多大の被害を受けているが、これは上流地帯の森林伐採による水源地帯の崩壊に起因するものである。ついては、入鹿別川上流地帯の治山防災事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、治山防災事業を施行すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

小清水村に営林署設置の請願（請願者　北海道斜里郡小清水村長藤原教）（永井勝次郎君紹介）（第四八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡小清水村は、約一万五千町歩にわたる広範な国有林を有しており、北海道の宝庫とまでいわれるが、これら国家資源の確保と森林行政の拡充を期するためには、地区内に営林署を設置することが緊急の要事である。ついては、小清水村に営林署を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

林野管理上妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

倉橋ため池補強工事施行に関する請願（請願者　奈良県磯城郡桜井町菅生幸左衛門）（仲川房次郎君紹介）（第四八三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県磯城郡桜井町の倉橋ため池は、戦時中、戦後にわたる築造で、資材も乏しく工事も粗雑に行われたために、現在四分の一位の貯水にもかかわらず、外部への漏水はなはだしく、地元民一同該堤防に対して多大の不安をつのらせている。ついては、倉橋ため池の補強改築を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、土地改良事業を実施する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

本新島干拓入植に関する請願（請願者　千葉県香取郡新島村議山二百五十八番地飯田シヅカ外二十名）（平野力三君紹介）（第五〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県香取郡新島村農業委員会及び佐原市農業委員会は県庁の指示により、茨城県本新島干拓地入植者を決定し、農用機械等を準備して待機していたが、関係当局より社会情勢の変化に伴い、当初の計画は困難であるとの回答に接し、農家の二、三男対策等に苦慮している。ついては、(一)初期の計画のとおり、本村の二十名に対し本新島干拓入植地を確保すること、若しこれが困難な場合は新島村地先与田浦埋立地を代替地として優先的に割当確保すること(二)利根川流域開発法により犠牲を受ける千葉県に農家二、三男対策として大幅の埋立地を優先確保すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家の二三男対策として入植のため埋立地を確保する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

西村山郡の土地改良事業等に関する請願（請願者　山形県西村山郡町村会長渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第五〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷地帯は、積雪寒冷単作地帯臨時措置法が施行され、土地改良事業に明るい希望と非常な期待をもつていたが、これが関係予算がはなはだ少額のため、農民負担は加重し、年々不安におののきながら工事に従事している。ついては、(一)土地改良事業を促進するため積雪関係予算を大幅に増額するとともに、現行補助対象面積一団地二十町歩以上を五町歩以上とし、かんがい排水並びに小規模土地改良事業の補助率を最低五割以上に引き上げること(二)耕地災害復旧事業費の国庫補助を大幅に増額し、未交付分に対し、即時完全国庫補助を交付をすること(三)国庫補助金を見返りとする低利資金融資の途を極力開くこと等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、土地改良事業等を一層強化する措置を講ずる必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

仁田山山地酪農地区指定に関する請願（請願者　山形県西村山郡寒河江町渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第五〇三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡は、地勢の大部分が山間地帯に占められ、総面積の七十四パーセントが山林という特殊地域として、当然自立経済樹立のために食糧増産は緊要事であり、また農家人口の過剰及び農業従事者の潜在的過剰労力を吸収する一手段としても広大な面積を占める山地を集約的に高度利用することが必要であり、且つ、当地方は酪農経営に種々恵まれている。ついては、本郡内仁田山を山地酪農地として指定するとともに、これが育成に援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産振興上妥当な要請と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

滝葉沢林道開設の請願（請願者　山形県西村山郡町村会長渡辺彦吉外一名）（牧野寛索君紹介）（第五〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡は、林野面積が総面積の七十四パーセントを占め、林産物の生産額は米、蘭に次

ぐが、林道網の不備のため経済的に著しく不利をこうむつている。ついては、本郡谷地町字弥勒寺地内滝葉沢より白岩町大字田代に至る滝葉沢林道を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

林業経営の安定のため、林道を開設する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

輸入こんにやくに対する対策確立に関する請願（請願者　群馬県前橋市曲輪町乙六十九番地臼田一郎外五千九百名）（小峯柳多君紹介）（第五〇三九号）及び同（請願者　群馬県　勢多郡敷島村長井小川田大畠輝吉外五千八百二十名）（福田赳夫君紹介）（第五一九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

こんにやくの生産は漸次増加して戦前なみに復帰しつつあるが、近時外国産こんにやくの輸入により、内地業者は著しく圧迫されて、生産費を割るきが販売を余儀なくされ、いまや死活の岐路に立つている。ついては、（一）輸入こんにやくに対する十割の高率関税の賦課（二）インドネシア通商協定による輸入品目中よりこんにやくを除外（三）農産物価格安定法案にこんにやく荒粉の挿入（四）こんにやく生産地帯等の農業振興法案の制定等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方的特用作物の栽培を保護し、その生産を維持するため考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

因島市の農作物等水害対策確立に関する請願（請願者　広島県因島市議会議長島田頼三外一名）（岡本忠雄君紹介）（第五一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県因島市は、本年六月の豪雨によつて、道路の損壊、水路の決壊、田畑の流失等その被害総額は約六千万円に達し、民生安定上これが復旧は一日もゆるがせにすることができない。ついては、因島市の農産物等の水害復旧に対して助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害被害農家の救済民生安定上妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

農業災害復旧促進のための法律制定に関する請願（請願者　鹿児島県町村議会議長会高野季信）（永田良吉君外二名紹介）（第五一八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害復旧において、耕地関係については公共事業費より復旧防除工事に対して補助がなされ、農作物、家畜等については共済補償制度が確立しているが、農家個々の田畑の流出、生産資材、生産施設等が被害を受けても、これらについては救済する制度がないので、農民は災害により大打撃を受け、常に貧農に甘んじなければならない実情である。ついては、これらの災害に対して総合的に復旧が促進されるよう立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業災害復旧促進のため、考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

広島県の農業災害対策確立に関する請願（請願者　広島県指導農業協同組合連合会長桑田哲夫外二名）（高橋禎一君紹介）（第五一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県は、再度にわたる水禍によつて多大の被害をうけ、ことに麦類その他農作物は壊滅的打撃を被つている。ついては、これが救済策として（一）被災麦の等級落ちについては災害補給金の方途によるか、検査方法に臨時特例を設けて被災地帯の麦等に対して特別措置を講ずること（二）再生産のための種子は全額、農薬は二分の一国庫補助をすること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水害被害農家を救済し再生産を促進するため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

水源かん養林造成事業拡充強化等に関する請願（請願者　中国五県議会議長会岡山県議会議長蜂谷初四郎）（星島二郎君紹介）（第五一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

河川流域山林の濫伐による水源かん養効果の喪失は国土の保全及び民生安定上由々しい事態を現出しており、水源かん養の造成は一般造林事業促進の緊急性と相まつて、刻下焦眉の緊要事である。ついては、水源かん養造林事業の拡充強化と予算わくの拡大を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

国土保全及び民生安定上水源涵養造林事業を拡充強化する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

台風第二号による風水害対策確立に関する請願（請願者　中国五県議会議長会長岡山県議会議長蜂谷初四郎）（星島二郎君紹介）（第五一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林省当局の発表によれば、去る五、六月の西日本一帯を襲つた梅雨前線及び台風第二号による農作物、農用施設、山林等の災害対策経費は西日本各県災害対策協議会より要望の四十八億九千余万円に対し、わずかに十九億九千余万円の予算化に止める意向とのことであるが、この額は余りにも少額であり、農家経済の窮状を打開し、災害諸施設を復旧することはきわめて困難である。ついては、これが対策として、西日本各県災害対策協議会要望の線にそい相当額の予算化を図られるとともに、平衡交付金、起債等による特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

風水害被害農家の救済復旧のため、考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

鹿屋市地内のえん体こう及び誘導路解体開こんに関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第五一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市内の西箇所に集在する旧軍の建設したえん体こう及び誘導路は、このまま放置することは時局柄きわめて不経済である。ついては、これが事業費を大幅に割当ててこれらを解体開墾せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、土地改良を行う必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

京都府下の農業災害対策確立に関する請願（請願者　京都府伏見市鹿郡物部村農業委員会協議会委員大槻伍郎）（大石ヨシエ君紹介）（第五三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府下は、台風第二号と七月初旬の豪雨とによつて、農作物、耕地、林野等に多大の被害をうけている。ついては、(一)農作物の災害対策として、種苗確保、病虫害防除に要する経費の全額国庫負担等(二)耕地、林野の災害対策として、農林水産業施策災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定により復旧並びに融資措置を講ずること(三)災害農家対策として、飯米食糧の確保及び所得税の減免、徴収猶予等の措置を講ずること等を速やかに実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
風水害被害農家を救済し、再生産を促進するため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

居辺無水地帯開発促進に関する請願（請願者　北海道河東郡上士幌村長鈴木寿助外一名）（本名武君紹介）（第五三〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道河東郡上士幌村は、農耕適地約一万五千町歩を有するも、水利に恵まれないため、その二分の一は荒廃地で、定住営農をすることができず、離農する者が続出する現状である。ついては、これが対策として水道計画を樹立実施して本村居辺無水地帯の開発を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産のため、土地改良を実施する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して議決すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

配給米増配に関する請願（請願者　神奈川県横浜市西区南軍町一丁目五十七番地常盤きよ子外二名）（飛鳥田一雄君紹介）（第五三〇四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
最近やみ米の値上り著しく、各家庭は副食物を買う費用を切りつめてやみ米を入取している状態で、昨今ではそれさえも困難となり、現在の配給米十五日分だけでは国民の栄養が維持できない実情にある。ついては、米の配給を内地米で最低二十日分確保されたいというのである。
二、請願の議決理由
国民生活の安定上考慮すべき要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

統計調査部職員の旅費及び庁費増額に関する請願外一件（請願者　京都府左京区下阿達町全統計労働組合京都支部執行委員長見波格）（大石ヨシエ君紹介）（第五四六六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
農林統計調査部の職員は、その実務の重任と困難性を排除しながら災害の特別臨時調査に従事してきたが、各事務所には旅費がすでになく、自己の生活資金のなかから割いて、雨天をおかし、山間へき地へおもむいて任務を果している。しかるに統計調査の旅費を始め調査経費と人員はきわめて少なく、且つ、今年度予算における十五パーセントの節約は業務の過重と職員の犠牲に一層の拍車をかける結果になることは明らかである。ついては、統計調査部職員の旅費及び庁費を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
農林統計調査の完全を期するため妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

家畜飼料自給に関する請願（請願者　神奈川県三浦郡逗子町桜山九百四十三番地山正篤）（山本正一君紹介）（第五五一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現在家畜飼料は、外国より二十万トンを輸入しているが、この飼料では日本の家畜及び畜産加工の増産は絶対望みえず、くぬぎ、かしわ、なら及びかしの木実を一パーセント以下に脱渋すれば、完全配合飼料類となんら異らない価値があるにかかわらず、毎年一千万石以上廃捨せられていることはまことに遺憾である。ついては、この木実利用により家畜増産と生産品質の改善を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
畜産振興上飼料としての未利用資源の利用は必要であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農地交換分合指定市町村の国庫補助制度確立に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（中村英男君紹介）（第五五一二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
各市町村における農地交換分合の実態は、農地相互間の實的な相異あるいは農道及びかんがい水路等の条件がそれぞれ異なるため、実施上相当の障害となつている。ついては、市町村の農地交換分合の事務費のみの補助に止めず、これに附随して行う農道及びかんがい水路の新設、改修等の事業に対しても大幅の補助を計上し、且つ、この補助は土地改良事業費のうちに一括せず、別わくをもつて措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
農地交換分合の推進を円滑にするため、各般の助成措置を講ずる必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

狩猟期間延長に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（中村英男君紹介）（第五五一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
戦後狩猟期間が極端に短縮されたので、現行の期間は天候の最悪時期に当り、全期間を通じて実際上の出猟はきわめて困難であり、従つて害鳥獣の被害多く、島根県下農林業の受ける被害見積額は五億数千万円に達する状態である。ついては、現行のごとく狩猟期間が全国一律に規定されていることは地方の実情に適合しないから、狩猟期間を十月十五日から翌年四月十五日までとするよう改正されたいというのである。
二、請願の議決理由
農林業の害鳥獣防除のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

農業改良普及事業強化に関する請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第五五一五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
経済の自立は農業生産の増大にあり、これが達成には生産技術指導を根幹とした農業改良普及事業の強化発展にある。ついては、(一)農業生産技術指導は国、都道府県及び地区普及事務所並びに市町村段階に至るまで一貫した体系により、これを行うよう法的措置を講ずること(二)普及事務所費並びに普及活動費は国及び都道府県において支弁すること(三)改良普及職員の職階制は普及職種を設定し、格付については現行給与表の五級を最低とし、最高十四級俸に達するよう制定されたいというのである。
二、請願の議決理由
農業生産の増大のため、生産技術指導を根幹とした農業改良普及事業の強化を図る必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十八年八月六日
農林委員長　井出一太郎
衆議院議長堤康次郎殿

震災害復旧耕地事業用排水機維持費国庫補助に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（中村英男君紹介）（第五五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南海大震災による耕地の地盤沈下地帯に設置した排水機の維持費については、設置後三年未満は三分の一、三年以上は六分の一を県で補助しているが、数次にわたる電気料金の値上げにより農民の負担は過重となり、排水機を廃止するもの続出し、災害復旧に著しい支障を生じているものの、ひつ迫した県財政にては現行以上の補助は不可能である。ついては、該排水機維持費国庫補助の特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

営農安定のため、災害復旧の特別措置を講ずる必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

新城村地内国有林野払下げに関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡新城村長　福永虎男外一名）（永田良吉君紹介）（第五五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡新城村の総面積中、国有林は四十一、七パーセントを占め、また民有林は三十一、八パーセントで、民有林はきわめて少なく、その上毎年の台風によつて、農作物の被害は多大で、農業経営は危機にひんしており、林業の振興なくして本村の存立を期することができない。ついては、新城村地内の国有林野を払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

特殊地域の林業振興、民生安定のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

甘しよ切干を含む農産物価格安定法制定に関する請願（請願者　長崎県南高来郡南串山村長　寺田善吉外二名）（馬場元治君紹介）（第五五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年食糧事情の好転と政府の政策により、甘しよ切干は主食のわくよりはずされ、自由取引に任されているため、生産費をも確保できないほど暴落し、畑作地帯農民の死活にかかわる重要問題となつている。ついては、これが対策として、甘しよ切干を含む農産物価格安定法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

主要農作物の維持安定のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

花岡ダム建設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第五五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市高須川上流の花岡、白水町附近に花岡ダムを建設し、食糧増産計画を速やかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、土地改良を実施するを必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

佐多町地内国有林野払下げに関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡佐田町長田中栄雄外一名）（永田良吉君紹介）（第五五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡佐多町の基礎産業である森林資源は、地形の悪条件と相まつて各所に小面積を散在し、集約的経営も行われず、粗放な林相を多数を占め、しかもこれら民有林はほとんど乱伐され、町及び町民の財政はきわめて困窮している。ついては、国有林野整備臨時措置法により同町地籍の国有林を払下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

特殊地域の民生安定のため、妥当な要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

高隈ダム建設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外一名）（永田良吉君紹介）（第五五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島肝付川上流に高隈ダムを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、土地改良を実施するを必要と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

人造米の主要食糧指定に関する請願（請願者　東京都中央区蒔町一ノ七強化米協会会長倉地友次郎）（坂田英一君紹介）（第五七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人造米は屑米の利用更生、いも作農家経済安定のため政府買上げでん粉の処理及び粉食限界に達したと見られる小麦粉利用等の観点から、これを米粒同様に成型して精米と混食することにより食糧増産と同じ効果をあらしめ、外米輸入を減少せしめるものとして、つとに農林省食糧研究所の指導を受けて研究を行つた結果、従来に見られないほぼ完全な人造米の製造に成功した。ついては、でん粉、小麦粉、砕米粉をもつて製造した人造米を食糧管理法第二条の規定による主要食糧に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧自給並びに国民経済上考慮すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

千葉県の水害対策確立に関する請願（請願者　千葉県知事柴田等外四名）（森清君紹介）（第五七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県下は、六月の連続降雨及び豪雨によつて、農作物、公共諸施設、農地等多大の被害をうけ、これが復旧は地方財政の現況では到底不可能である。ついては、これが対策施設費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害被害農家の復旧のため、妥当の要請であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月六日

農林委員長　井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

〔第二十八号参照〕

文部委員会

学校給食費国庫補助等に関する請願外九件（請願者　岡山県浅口郡長尾町大字長尾五百五十の三番地田辺博外二十三名）（橋本龍伍君紹介）（第一四六号）及び同（請願者　東京都港区芝愛宕町港工業高校内日本父母と先生全国協議会西本啓）（宇都宮徳馬君紹介）（第四〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校の給食制度は、児童の偏食のきよう正、栄養知識の普及等を促進し、教育に潤いを増し、父兄からもよろこびと親しみをもたれていたが、さきの国庫補助打切りの措置は給食の実施を困難ならしめ、今日までに築き上げた基礎を失わしめるものである。ついては、昭和二十八年度において、学校給食法の制定、小麦粉及びミルクの全額国庫補助、物資の免税及び減税並びに学校給食専従者の身分保障等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食の教育上及び食生活改善上における効果の重要性にかんがみ、これが実施について適切な立法措置を講ずるとともに、予算措置についても充分考慮する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

理科教育振興に関する請願（請願者　東京都愛宕中学校長全日本中学校会長長野口彰）（堤ツルヨ君紹介）（第二一五号）、同（請願者　熊本県玉名郡玉名町玉名高等学校長山田直記）（坂田道太君紹介）（第三〇七号）、同（請願者　松江市西津田松江高等工業学校鎌田武）（櫻内義雄君紹介）（第二二八九号）、同（請願者　東京都千代田区一橋二丁目一橋中学校高田善之）（浅沼稲次郎君外一名紹介）（第二三五四号）、同（請願者　東京都世田谷区烏山町九百五十一番地渡辺武一）（三輪壽壮君紹介）（第二八九三号）、同（請願者　東京都豊島区千川町二丁目二十番地清水安雄）（藤枝泉介君紹介）（第二九六三号）、同（請願者　東京都足立区千住二丁目三十二番地中村三次郎）（島上善五郎君紹介）（第二九六四号）、同（請願者　東京都世田谷区烏山町九百五十一番地渡辺武）（鈴木茂三郎君紹介）（第二九六五号）、同（請願者　東京都杉並区和田本町六百八十番地高田善之）（花村四郎君紹介）（第二九九九号）、同（請願者　東京都足立区千住元町四十番地蛯沢由永）（島上善五郎君紹介）（第三〇〇〇号）、同（請願者　広島県佐伯郡大竹町立大竹小学校小田信夫外一名）（灘尾弘吉君紹介）（第三〇〇一号）、同（請願者　東京都目黒区自由ケ丘二百四十七番地川西良吉）（山崎巌君紹介）（第三二〇一号）、同（請願者　東京都江東区南砂町七丁目七十二番地鈴木精次）（熊本虎三君紹介）（第三二〇二号）、同（請願者　千葉県千葉郡津田沼町久々田八十一番地武田良三郎外四名）（浅沼稲次郎君紹介）（第三三四二号）、同外五件（請願者　埼玉県蕨町仲上町六丁目三千五百五十八番地深沢曙雄外五名）（島村一郎君紹介）（第三三四三号）、同（請願者　東京都南多摩郡鶴川村小野路八百八十九番地細野重陽）（福田篤泰君紹介）（第三三四四号）、同外四件（請願者　京都府相楽郡加茂町大野二十五番地大喜多弁外四名）（前田正男君紹介）（第三三四五号）、同（請願者　東京都足立区千住旭町四十番地山崎治憲）（山口シヅエ君紹介）（第三三四六号）、同（請願者　東京都文京区丸山福山町十六番地西垣正巳）（三輪壽壮君紹介）（第三六〇一号）、同（請願者　東京都北多摩郡府中町金井源吾）（藤枝泉介君紹介）（第四〇八九号）、同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺千七百二十一番地加藤藤吉）（橋本清吉君紹介）（第四二四三号）、同（請願者　東京都練馬区高松町二丁目四千五百番地石原和子）（河野密君紹介）（第四二四四号）、同（請願者　東京都江東区北砂町七丁目百八番地中村喜美子）（熊本虎三君紹介）（第四二四五号）、同（請願者　群馬県勢多郡荒砥村飯土井原島世助）（中村高一君紹介）（第四二四六号）、同（請願者　東京都港区白金今里町四十三番地山田弘）（三輪壽壮君紹介）（第四二四七号）、同（請願者　東京都世田谷区北沢二丁目百七十四番地大島正雄）（菊川忠雄君紹介）（第四二四八号）、同（請願者　東京都港区白金今里町四十三番地明治学院内後藤進）（浅沼稲次郎君紹介）（第四二四九号）、同（請願者　宮城県柴田郡槻木町入間田村田高等学校長岡本翁吉外二名）（只野直三郎君紹介）（第七二一号）及び同（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（牧野寛索君紹介）（第四八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

働きながら学ぶ青少年学徒に、憲法の保障する教育の機会均等を保証し、彼らの向学心と向上心に応えることは目下の緊要事である。ついては、平衡交付金の高等学校定時制経費並びに通信教育費への紐付交付と定時制教育施設の設備費の確保を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

勤労青少年教育の重要性にかんがみ、高等学校定時制教育及び通信教育の振興充実のための措置を講ずることは特に必要である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

国立商船高等学校教育施設の整備拡充等に関する請願（請願者　東京都中央区京橋一丁目二番地北日本汽船株式会社内徳永隆一外三名）（越智茂君紹介）（第七二二号）及び同（請願者　広島県広島商船高等学校気付社団法人全国商船学校会長小山亮外三名）（中川俊思君紹介）（第八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立富山、鳥羽、弓削、広島及び大島の各商船学校は、近代的機関、計器等の設備なく、また教職員の給与が低額のため、永年の経歴をもつ優秀な人材を採用できず、且つ、研究、講習及び見学等も財政窮乏のため不可能な現状で、有能にして適格な船員養成に多大の支障を来たしている。ついては、国立商船学校の教育施設の整備拡充を図り、教職員の待遇を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

海運界の発展に資するため、中堅船員養成機関としての国立商船高等学校の教育施設の整備充実等について、適切な措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

旧海軍工廠工員養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願（請願者　広島県呉市本通四丁目四番地大谷正義外二十一名）（前田栄之助君紹介）（第七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧海軍工廠工員養成所卒業生は、三年又は五年の間学術並びに技術を修得し、終戦前においては将来海軍技手あるいは技師への昇進の途を約束され、一般社会でも工業学校卒業と同等以上に待遇されていた。しかるに戦後は文部省の認定がないため、なんらの学歴がない者として放任されている。ついては、これら養成所の見習科卒業生は旧制甲種工業学校卒業と同時に、補修科、専修科、高等科卒業生は新制高校卒業と同等に認定されたいというのである。

二、請願の議決理由

科学技術を専攻する有為な学徒にして戦時中における特殊事情により戦後恵まれぬ待遇を与えられている者に対し、可能な是正措置を講ずる必要がある。よつて本請願

願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校給食法制定に関する請願外一件（請願者　岡山県真庭郡久世町透谷小学校長松原尚外四名）（黒田新男君紹介）（第八四四号）、同外二件（請願者　岡山県小田郡矢掛町池田静夫外六名）（橋本龍伍君紹介）（第八四五号）、同（請願者　岡山県真庭郡久世町村沢武臣外四名）（大村清一君紹介）（第一〇九五号）、同外一件（請願者　岡山県倉敷市本町原玄太郎外一名）（星島二郎君紹介）（第一〇九六号）、同外二件（請願者　岡山県真庭郡久世町大字鍋屋松原尚外四名）（遠藤寛君紹介）（第一〇九七号）、同（請願者　岡山県真庭郡久世町長蓑川忠義外四名）（小枝一雄君紹介）（第一四九一号）、同（請願者　岡山県真庭郡久世町教育委員会委員長　中山有外四名）（大蔵健君紹介）（第一六九六号）、同（請願者　名古屋市熱田区金山町二丁目二十六番地名古屋市P・T・A協議会長増田長男）（坂田道太君紹介）（第一七六八号）、同外一件（請願者　岡山県岡山市門田機山正人外五名）（中原健次君紹介）（第二七六六号）、同外五件（請願者　岡山県勝田郡飯岡村大字吉ケ原湯原勇外七名）（星島二郎君紹介）（第四〇九三号）、同外一件（請願者　岡山県苫田郡高野村大字高野本郷岸本昌外三名）（小枝一雄君紹介）（第四〇九四号）、同外二件（請願者　岡山県御津郡御津町大字下牧千四百六十八番地尾原滋外二名）（遠藤寛君紹介）（第四二四一号）及び同（請願者　岡山県小田郡矢掛町小田郡町村長会長石井遵一郎）（中原健次君紹介）（第四四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校給食は、民主教育推進の立場から、また国民体位向上の立場から、さらにまたわが国民の食生活改善の立場から意義ある教育的施設である。ついては、速やかに学校給食法を制定して全国学童が等しく給食の恩恵に浴せられるよう取り計われたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食の教育及び体育ならびに食生活改善に寄与することの重要性にかんがみ、これが普及充実を図るため適切な立法措置を講ずるよう考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

中学校教員養成機関の整備改善に関する請願（請願者　東京都杉並区西田町一丁目七十八番地全日本中学校長会長野口彰）（坪川信三君紹介）（第一四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教員の養成に当つては、教育者としての人格完成、健全な身体と思想及び学科の実力等、十分な教養が必要であるが、現在その学科目と各科の人数につき均衡のとれた養成機関に欠けるところがあり、教育の効果を挙げる上に、都市、地方を通じてはなはだ支障を来している。ついては、教員養成機関を改善して、適正妥当な計画的養成を地方、中央を通じて実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育の充実は教員の質の向上にまたなければならないのであるから、教員養成機関の整備充実のため、特段の改善措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校校舎及び施設の整備に関する請願（請願者　名古屋市熱田区金山町二丁目二十六番地名古屋市P・T・A協議会長増田長男）（坂田道太君紹介）（第一六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦災学校の施設整備及び老朽校舎の改築等は、いまだ未完成であつて、学校教育の進展を阻害しているため、P・T・A会員はあらゆる苦悩に堪えて、当然公費をもつてまかなうべき経費を負担している実情であり、このため、P・T・A本来の事業を阻止されている。ついては、学校校舎及び施設の整備費を国庫で負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校の施設の戦災復旧、老朽危険校舎の改築等学校の施設整備に、国が特に補助することは、学校教育の円滑な実施を確保する上に大いに必要であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

産業教育振興に関する請願（請願者　名古屋市熱田区金山町二丁目名古屋市P・T・A協議会長増田長男）（坂田道太君紹介）（第一七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業教育振興法の実施に伴う国庫補助額は、補助の対象とその金額が制限されているために、いまだ十分に成果を挙げるに至つていない。ついては、本年度予算の編成に当つては、産業教育振興に対する国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業教育振興法制定の趣旨にかんがみ、その国庫補助額の増額に関し考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

積雪寒冷地帯の学校屋内体操場建築費増額に関する請願（請願者　新潟県知事岡田正平）（本名武君紹介）（第二二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷湿潤地帯における小・中学校屋内運動場整備促進については、昨年国会において決議されたにもかかわらず、政府はこれが予算措置として昭和二十七年度に四億四百万円、さらに昭和二十八年度分として五億余万円合計九億余万円を計上しているが、かかるわずかな予算をもつてしては現有総不足坪数を解消するのに約十三年を要し、また工事費の半額補助、起債は実際上三分の一補助起債以下となつている実情で、関係地方における義務教育上並びに財政上の危機を招来している現状にある。ついては、これが建築費を昭和二十八年度補助予算額として十億円を妥当と認めるので、その差額五億円を増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷湿潤地帯における屋内運動場建築費国庫補助額の増額について考慮を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

奨学金増額に関する請願（請願者　名古屋市昭和区舞鶴町名古屋大学奨学生委員会代表者坂口敏晴外三百七十九名）（辻寛一君紹介）（第三二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在奨学金を受ける学生の約七十五パーセントはアルバイトに従事しているが、社会一般の失業傾向は学生のアルバイトをますます困難ならしめ、われわれ学友の中には過度の疲労で休学する者も続出し、見るに忍びない状態にある。ついては、奨学生の窮状を緩和するため、奨学金について、(一)大学を四千二百円に引き上げること(二)大学院生も一般奨学生と同率に引き上げること(三)奨学生の採用わくを拡大し、成績等による停止を行わないこと(四)四月分育英資金は四月上旬に交付すること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

育英制度の重要性にかんがみ、奨学金の増額について考慮を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

長崎大学薬学部の戦災復旧に関する請願（請願者　長崎市浦上町長崎大学薬学部長高取治輔）（辻文雄君紹介）（第三三四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎大学薬学部（旧長崎医大附属薬専）は、原子爆弾によつて灰じんと化したので、昭和二十五年仮校舎を転々とした後、旧長崎師範跡の残存校舎に移り、以来実習室その他の補修、新営を見たが、今年度本館、講堂、実習工場等の補修、新営工事を文部省に要求したところ、基準坪数の関係で、これが計画実施を許可されなかつた。ついては、直撃弾による大破箇所の修復は薬学部復興の生命であるから、長崎の特殊事情にもかんがみ、これが復興を特に考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

大学教育を支障なく行わしめるため、戦災による施設の復旧整備について特に考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

老朽危険校舎改築促進に関する請願（請願者　中国五県町村議会議長会連合会長林栄三）（高津正道君紹介）（第三九六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

老朽危険校舎が累加し、いたずらに放置する場合は、教育上ゆゆしい問題がじやく起されることを憂慮しているが、町村財政の現況ではこれが改築は容易でない。ついては、老朽危険校舎の改築促進のため、国庫補助を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方町村財政及び全国の危険校舎の現状にかんがみ、当該危険校舎の改築を促進するために、国庫補助を極力増額して学校教育の円滑な実施を確保する必要があると認める。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校給食に対する国庫補助増額の請願（請願者　中国五県町村議会議長会連合会長林栄三）（高津正道君紹介）（第三九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学童に対し、学校給食を実施している町村は偏食の是正、栄養食の補給等を考え、これを継続しているが、その経費負担には非常に苦慮している。ついては、学校給食に対する国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食が児童の教育及び体位の向上に及ぼす好影響にかんがみ、学校給食費に対する国庫補助について予算措置を確保するよう考慮する必要があると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校施設整備費国庫補助増額に関する請願（請願者　島根県議会議長中島龍一）（高橋圓三郎君紹介）（第四〇〇三号）及び同（請願者　松江市殿町島根県教育委員吉田定夫外六名）（大橋武夫君紹介）（第四八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校の施設整備については、昭和二十二年以降国庫補助及び市町村負担によつて、年々整備されてきたのであるが、市町村の財源のみをもつてしてはとていこれが解決は不可能である。ついては、（一）公立学校災害復旧費国庫負担制度の法制化と、危険校舎改築費国庫補助の確保及び補助額以外は全額起債を認可すること（二）積雪寒冷湿潤地帯義務設置学校の屋内運動場建築費国庫補助の確保及びこれが立法化すること（三）未完成中学校校舎の急速整備のための国庫補助予算の確保と立法化等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校教育の円滑な実施を確保するために、公立学校の施設の災害復旧をはじめとして危険校舎の改築、屋内体操場等の整備について、国庫補助を増額して、要旨に記載された各事項を適切に措置することは現下の緊急事であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校給食法制定等に関する請願外五件（請願者　岡山県勝田郡飯岡村吉ケ原森安正三外六名）（大村清一君紹介）（第四〇〇五号）、同外二件（請願者　岡山県小田郡町村長会長石井遵一郎外二名）（橋本龍伍君紹介）（第四〇〇六号）、同（請願者　鳥取県米子市西町百四番地遠藤克明外二百十一名）（足鹿覺君紹介）（第四三二一号）、同外三件（請願者　岡山県岡山市青江町八百四十番地小松原新作外五名）（和田博雄君紹介）（第四三二二号）、同外二件（請願者　岡山県勝田郡飯岡村大字吉ケ原湯原勇外五名）（中原俊次君紹介）（第四三二三号）、同外一件（請願者　岡山県児島郡琴浦町大字田ノ口尾崎央男外一名）（星島二郎君紹介）（第四四三二号）、同（請願者　岡山県久米郡吉岡村長杉本義夫外六名）（逢澤寛君紹介）（第四五四七号）、同（請願者　山梨県学校給食推進協議会長五味洋）（小林信一君紹介）（第五一六四号）、同（請願者　東京都杉並区馬橋町全国学校給食推進協議会中央総本部長塩沢常信）（田中久雄君紹介）（第五二八九号）、同外三件（請願者　岡山県浅口郡船穂町太字柳井原四百六十四番地浅野一郎外六名）（山崎始男君紹介）（第五五〇〇号）及び同（請願者　盛岡市茸手町岩手県学校給食推進協議会長馬場勝治）（田子一民君紹介）（第五五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校給食の制度は、児童の平等感の涵養と栄養、衛生知識の普及徹底による食生活の改善、国民体位の向上等に多大の効果を挙げてきたが、昨年の国庫補助打切り等の措置はこれが運営を困難にし、父兄の負担を増大して、その将来に暗影を投じている。ついては、学校給食法の制定、小麦粉及びミルク代の全額国庫負担、給食用物資の免税及び減税並びに学校給食専従者の身分保障等の措置を速やかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食の重要性にかんがみ、これが実施について適切な立法措置を講ずるとともに予算措置についても充分考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

国立大学の整備充実を図るため、鹿児島県立大学の事情をも考慮し、同大学医・工両学部の国立への移管について考慮を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

鹿児島県立大学を国立に移管の請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第四〇〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県には国立大学として文理学部、教育学部、農学部及び水産学部の四学部があり、しかも地域的に鹿児島市内に集結しているので、教育効果の高揚を図るため、完全な総合大学の実現がもつとも望ましいことである。ついては、県立大学の医学部及び工学部を国立に移管されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立大学の整備充実を図るため、鹿児島県立大学の事情をも考慮し、同大学医・工両学部の国立への移管について考慮を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

戦災都市の義務教育施設整備復旧等に関する請願（請願者　全国戦災都市連盟会長姫路市長石見元秀外四十名）（鈴木茂三郎君紹介）（第四〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦災都市における義務教育施設の復旧整備は、現下の緊急事であるが、財政難のためこれが実現に苦慮している。ついては、（一）義務教育施設の整備上児童生徒一人当り坪数を戦災前の坪数に引き上げ、建築認証坪数を増加するとと

もに、地方における現実の建築単価に即し、認証単価を大幅に引き上げ、今後少なくとも三箇年間にこれを完成するよう特別措置を講ずること(二)戦災都市における義務教育施設整備に対する国庫補助額並びに起債額を大幅に増額すること(三)戦災学校の復旧整備に対する国庫補助その他の措置は六・三制建築物整備等と区分し、優先的復旧すること(四)危険校舎改築に対する国庫補助の増額等の特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校の施設の戦災復旧、危険校舎改築促進は現下の緊急事であり、これがために国庫補助及び起債額を極力大幅に増額することにつとめ、要旨に記載された各事項を適切に措置することは、地方財政の現状にかんがみて必要であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

中学校教育の充実強化に関する請願（請願者　兵庫県豊岡市南中学校長西村英一）（佐々木盛雄君紹介）（第四二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新しい義務教育として中学校が発足してから日なお浅く、国家財政の困難を理由にややもすればその存在意義と性格等につき認識を欠くところ少なくないが、これが実績いかんは直ちに国家の運命を左右する重大使命を有している。ついては、(一)義務諸学校の教育施設費の負担に関する法律の即時制定(二)産業教育振興法による中学校への国庫補助の大幅増額(三)理科教育振興法を制定し、中学校への大幅補助(四)教員給与準則の現行二本建の継続(五)中学校教員の養成機関の確立及び教師の教養と資質の向上(六)教員の定数増加(七)教材費の国庫補助の増額及び父兄の負担軽減等の措置を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

中学校教育の充実を期するため、教員給与準則については既に三本建に決定したが、それ以外の諸施策に関し適切な措置を講ずる必要のあることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

義務教育施設整備に関する請願（請願者　東京都新宿区長岡田昇三外十九名）（迫水久常君紹介）（第四四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育の基盤となる教育施設の現状は、児童生徒一人当りの最低基準にも達せず、まことに寒心に堪えない。ついては、(一)未完成中学校校舎及び戦災学校の急速整備のための国庫負担の増額とその立法化(二)危険校舎改築費の国庫補助の増額(三)学校災害復旧費国庫負担の立法化(四)屋内運動場建設のための国庫負担の増額とその立法化(五)教育施設の地方負担分の全額起債の確保等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育内容を充実するため、その校舎建築に関し、速やかに整備しうるよう適切な措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

書道教育改革に関する請願（請願者　東京都品川区西大崎四丁目七百八十番地日本書道連盟副会長豊道慶中外三名）（辻寛一君紹介）（第四五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国教育の全般より見て、書写能力向上の必要と美的情操教育との二面は見のがすことのできない問題にして、ことに思想上に及ぼす自然浄化の効果をも大いに考慮すべきである。ついては、小学校及び中学校における書き方、習字を一括して独立教科とし、大学においては高等学校と同様に書道料を独立教科にされたいというのである。

二、請願の議決理由

小、中学校における書き方及び高等学校の書道科を独立の教科とすることに関し、考慮を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

北海道大学農学部に農業会計学講座新設の請願（請願者　札幌市北一条西一丁目北海道指導農業協同組合連合会長理事幡野直次）（小平忠君紹介）（第四五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の農業は府県に比べ企業性に富み、農業の経営形態も種類に富んで、農業会計学の理論的、実際的研究には最適の条件にあり、且つ、北海道大学は多年該部門に関する資料のしゅう集並びに研究者養成に努めているので、その研究体制を確立することは成果をもつとも大ならしめるものである。ついては、北海道大学農学部に農業会計学講座を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業に関する学術研究の進展に資するため、北海道大学農学部の充実について考慮を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

小学校危険校舎改築費等国庫補助に関する請願（請願者　京都府南桑田郡本梅村長森丈太郎）（田中好君紹介）（第五〇二五号）及び同（請願者　京都府南桑田郡本梅村議会議長加舎敎馬外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第五五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

老朽危険校舎における教育は正常に運営することが困難であり、しかも今後の台風、地震を予想するとき、町村の教育行政担当の責任者の深刻な悩みとなつており、また一方六・三制による校舎の整備は教室のみがようやく完成したものの、屋内運動場の建設には緊急を要しながらまつたく余裕がなくなつている。ついては、老朽小学校舎改築費の半額国庫補助額三十三億円並びに屋内運動場の建設補助額九億円を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方町村財政の現状にかんがみ、危険校舎の改築促進、災害復旧、屋内運動場及び義務教育年限の延長に伴う施設の整備について、国庫補助を極力大幅に行つて、要旨に記載された各項目を適切に措置することは学校教育の上から緊急事であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

小中学校屋内体操場建築費国庫補助に関する請願（請願者　京都府熊野郡町村会長岡田志郎）（田中好君紹介）（第五一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷湿潤地帯にあつては、季節的に屋外利用を著しく制限されるため、屋内体操場は教育上必要欠くことのできない施設であるが、地方財政の窮乏の現状において、これが建築は意のごとくならない実情である。ついては、小中学校における屋内体操場建築費の国庫補助予算九億円を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷湿潤地帯の屋内体操場建築費の国庫補助額増額に関し、考慮する必要のあることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校施設整備に関する請願（請願者　中国五県議会議長会岡山県議会議長蜂谷初四郎）（屋島二郎君紹介）（第五一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育制度の改革に伴う学校諸施設の整備充実並びに累増の傾向にある学校災害の復旧等は刻下の急務であるにかかわらず、いまなお遅々として見るべき成果を収めていないことはまことに遺憾に堪えない。ついて、(一)危険校舎急速改築のための国庫補助の予算措置とその立法化(二)屋内体操場建設のための国庫負担とその立法化(三)未完成中学校校舎の急速整備のための国庫負担とその古法化等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校教育の円滑な実施を確保するために、公立学校の施設の災害復旧、危険校舎改築、屋内体操場及び義務教育年限の延長に伴う施設の整備について、その法制化と国庫補助の予算措置等要旨に記載された各項目を適切に措置することは現下の緊急事であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

産業教育設備費国庫補助に関する請願（請願者　岩手県議会議長村山順平）（小澤佐重喜君紹介）（第五五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業教育振興法が制定せられ、その寡付となる国の負担については多大の期待を寄せていたが、昨年度の補助率は三分の一となり、本年度もこれと同様の方針で計画されていることは立法の精神に反するものであり、しかも残り三分の二の地方負担は地方公共団体の財政的事情等から困難をきわめている。ついては、国庫補助率を二分の一に引き上げるよう法制化し、これが予算措置を講ずるとともに、産業教育設備費に関する起債については、その増額を図りひも付とされたいというのである。

二、請願の議決理由

産業教育振興法制定の趣旨にかんがみ、その国庫補助の増額について考慮すべき必要のあることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校危険校舎改築費等国庫補助に関する請願（請願者　岩手県議会議員長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第五五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校の危険校舎については、その実態と地方財政の窮迫せる実情にかんがみ、これが改築費に対する国庫補助制度の確立並びに年次計画に基く所要予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、公立の学校の危険校舎改築を促進するために、国が極力大幅に補助を行つて、教育の円滑な実施を確保する必要があると認める。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校危険校舎改築費国庫補助に関する請願（請願者　岩手県議会議員長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第五五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制実施に伴い町村立小中学校校舎の増設が余儀なくされ、既設校舎がその犠牲となり、廃用年数を経過し、危険状態に陥りたるもの、建築基準によりすでに校舎使用の禁止あるいはその寸前にあるもの多数を数え、教育上由々しき問題となつているが、町村財政は極度に困窮し、これが改築は困難な現状にある。ついては、老朽危険校舎の改築につき、(一)危険校舎改築費の本年度国庫補助額三十三億円以上とすること(二)補助率を三分の一とすること(三)改築費地方負担分の全額起債を認めること等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の窮乏の現状にかんがみ、危険校舎改築を急速に実現するために、国庫補助の増額、補助率の引上等要旨に記載された各事項を適切に措置することは教育の円滑実施を確保する上に必要であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校危険校舎改築費国庫補助に関する請願（請願者　東京都港区芝愛宕町港工高内日本父母と先生全国協議会長西本啓）（宇都宮德馬君紹介）（第五五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在使用禁止や制限をうけている危険校舎は全国大多数にのぼり、児童生徒は生命の危険にさらされながら、勉学している現状にある。ついては、これが改築費の国庫補助率現行三分の一を二分の一に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、全国の公立学校危険校舎改築促進のために、国庫補助を極力大幅に増額することは、学校教育上必要であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

理科教育振興に伴う施設整備国庫補助に関する請願（請願者　東京都港区芝愛宕町港工高内日本父母と先生全国協議会長西本啓）（宇都宮德馬君紹介）（第五五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次代をになう青少年の基礎教育に対して、なんら考慮せられていないのは遺憾である。ついては、中学校、高等学校における理科教育振興のために、その施設整備費に対して国庫で補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

理科教育がわが国産業の興隆振興に寄与することの重要性にかんがみ、これが充実振興を図るためその施設費の国庫補助について特に予算措置を講ずるよう考慮する必要があるものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

学校建築基準改正に関する請願（請願者　東京都港区芝愛宕町港工高内日本父母と先生全国協議会長西本啓）（宇都宮德馬君紹介）（第五五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文部省においては六・三制校舎の整備として、生徒一人当り〇、七坪という応急基準のもとに学校校舎を建築しているが、これはあくまでも応急対策であつて正しい学校建築の基準とはならない。ついては、小学校は生徒一人当り〇、九坪に、中学校は一、二五坪に学校建築基準を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育学校の校舎建築の国庫補助の基準は従来生徒一人当り〇、七坪であるが、小学校は〇、九坪、中学校は一、二坪に達しなければ正常な教育を施しえない。従つて速やかにこの基準にまで改正する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

産業教育振興法による国庫補助金増額の請願（請願者　東京都港区芝愛宕町港工高内日本父母と先生全国協議会長西本啓）（宇都宮德馬君紹介）（第五五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業教育振興法による補助金として、各府県の中学校のうち、十

校ずつを指定し、一校当り三十万円程度の補助金を支給しているが、これでは同法の目的を達成することができない。ついては、産業教育振興法による国庫補助を増額し、中学校職業家庭科にも交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業教育振興法制定の趣旨にかんがみ、中学校職業家庭科に対しても、国庫補助につき考慮する必要のあることを認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

公立学校危険校舎改築費国庫補助等に関する請願（請願者　山形県飽海郡一条村長土門藤十郎外八名）（池田正之輔君紹介）（第五七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県飽海郡一条村立一条小学校は、新築以来七十三年を経過しているため、腐蝕はなはだしく、きわめて危険な状態にあるが、村財政が窮乏しているので、これを改築することは到底不可能である。ついては、(一)危険校舎急速改築のため国庫補助の立法化を計り(二)国庫補助額は五割以上とし残額は全額起債として認可し(三)起債補助額等の基準となる坪当り建築単価を参万円以上とし(四)小学校児童一人当りの基準坪数を普通教室一・一坪、雨天体操場（とくに積雪寒冷地帯）は三・五坪以上とされたいというのである。

二、請願の議決理由

老朽危険校舎を急速に改築し、積雪寒冷地帯における屋内体操場を整備するために要旨に配載された各事項を適切に措置し、国が特に補助を大幅に増額することは、義務教育の円滑な実施を確保する上に必要であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

文部委員長　辻　寛一

衆議院議長堤康次郎殿

外務委員会

妙義地区に駐留軍演習地設置反対の請願外九件（請願者　群馬県碓氷郡坂本町恩賀部落代表佐藤忠一外九名）（小峯柳多君紹介）（第五二七六号）及び同外二十四件（請願者　群馬県碓氷郡後閑村消防団代表高橋一郎外十六名）（福田越夫君紹介）（第五七五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県妙義地区を駐留軍の演習地とすることは、住民の生活を脅かし、交通事故等の生命の危険を増大するのみならず、悪花は良花を駆逐し、家庭生活は変態化して、郷土社会は不浄化し、さらに住民は奴れい化し、強姦殺人等犯罪の温床となる等その及ぼす悪影響はきわめて大きく、且つ、文化的、学術的、歴史的な名勝を含む国立高原地帯が人間死闘の訓練場に化することは許容できない。ついては、妙義地区に駐留軍演習地を設置することに反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望であることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

鳥島を駐留軍の爆撃演習場に使用反対に関する請願（請願者　長崎県南松浦郡富江町議会議長角田彦七）（木原津與志君紹介）（第五四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県におけるかつお釣及びかじき延縄漁業の唯一の漁場である鳥島は、昭和二十四年以来米軍の爆撃演習場として使用され、これがため漁族は激減し、操業も危険の度を加え、現在においては全く操業中止の実情に立至り、生業を失つた関係業者の被る損失はまことにじん大である。ついては、鳥島を駐留軍の爆撃演習場として使用することに反対されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望であることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍関根演習地拡大反対に関する請願（請願者　青森県議会副議長中村清次郎）（三浦一雄君外一名紹介）（第五四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北郡東通村及び田名部町にまたがる関根地区は昭和二十四年在日米軍の演習地として強制的に接収され以来、独立後も引続き使用され、これがため地元民の精神的苦痛、農業、水産等に及ぼす損失は多大なものであるが、しかるに昨年二月突如として同地区の拡張と無期限使用の通知に接し、地元民は生業の方途を失い、本県産業経済の民生上に発達が圧迫されることはもちろん、民政上に大なる影響を及ぼし、由々しき思想問題の生ずることを憂慮している。ついては、関根演習地の拡大に反対し、速やかにこれが撤連解除をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望であることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

駐留軍水上機の博多湾使用反対に関する請願（請願者　福岡県福岡市大字箱崎藤野文市外八名）（戸叶里子君紹介）（第五五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

博多湾海面は、本年二月在日米軍水上機発着場として要求されているが、箱崎漁業協同組合外七組合の共同漁業権第十号の漁場内で、関係漁民にとつてはかけがえのない主たる漁場であり、現在駐留軍の施設等のため、地先水域の制限を受け、漁業者は完全なる操業もできず、業者の生活はきわめて困窮している現状で、更に飛行機発着場として当海面を使用されることになれば、博多湾漁民及び家族にとつてはその生活に致命的な打撃を受け、死活問題となる。ついては、当該水面を在日米軍水上機発着場としての使用に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は地元住民の切実なる願望であることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十八年八月七日

外務委員長　上塚　司

衆議院議長堤康次郎殿

衆議院会議録第二十三号中正誤

頁	段	行	誤	正
三三七	三	三	『第十条の認可』と、』	『前条第一項の認証』とある。ただし、特定中小企業の安定に関する臨時措置法第十条の認可』と、』

衆議院会議録第二十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
三三三	三	二六	第四項	第五項
三三六	三	三	に	に、
三三八	四	一〇	第二百五十二条	第二百五十二条並びに
三三〇	一	二四	第十二号	第十三号
〃	〃	二六	十三	十四

衆議院会議録第二十八号中正誤

頁	段	行	誤	正
三五〇	三	末二	設立	成立
三五一	二	三	第二百七十七号	第二百二十六号
〃	三	末二〇	改める。	改正する。

五九八	〃	一九 二〇	で定ある	で定める
六〇九	〃	末一〇	ときは	ときには
六一一	〃	一四	二十三	二十四
〃	〃	七	第六号ノ十	第六号ノ十ノ二
六一三	〃	三	六ノ十ノ二	六ノ十ノ三
六一一	〃	一九	十三	十五

衆議院会議録第三十号中正誤

頁	段	行	誤	正
六六四	三	末一	「第一条」を削り、行頭は二字上る。	

衆議院会議録第三十二号中正誤

七一七頁別表第六の各俸給表中、一級の項の一号俸から十一号俸までの各欄の右下隅に「円」を付す。

七一七頁及び七一八頁各職務の級の項の間の縦線は削る。

頁	段	行	誤	正
七四四	三	自一四 至一六	第三項中「第十条の三」を「第十条の二」に、「第十条の四」を「第十条の五」を「第十条の三」に改め、	第三項中「第十条の四」を「第十条の二」に、「第十条の五」を「第十条の三」に改め、
七四六	〃	末七	第七十条第三項	第七十条第三号
七四三	〃	〃 四	共有持分等	共有持分の処理等
七九二	二	八	第三条	第三条第一項
〃	〃	自三 至二六	「及び私立学校法第十四条第四項の法人」を、「私立学校法第六十四条第四項の法人及び信用保証協会」に改める。	「私立学校法第六十四条第四項の法人」の下に、「信用保証協会」を加える。
〃	〃	自三三 至三四	ソ中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	ツ開拓融資保証法（昭和二十八年法律第 号）

衆議院会議録第三十四号中正誤

頁	段	行	誤	正
八〇一	三	二	補次	補欠

衆議院会議録第三十五号中正誤

頁	段	行	誤	正
八〇六	三	一〇	ため	ための
〃	〃	二 末三	不惧	不倶
〃	〃	四 二	せる剔	せる剔
八〇三	三	一九	また	まだ
八〇六	〃	〃	治とする	治と
八〇九	一	末一三	国家	国際
八〇三	四	一	するも	するもの
〃	〃	九	ものは	ものとは
八〇三	一	一九	算定	算定、
〃	〃	四 末一三	〃	〃
〃	〃	三	〃	〃
〃	〃	五	〃	〃
〃	〃	五	〃	〃
八〇七	一	一六	県	都道府県
〃	二	二	（厚生大臣への権限の委任）	（厚生大臣の権限の委任）
〃	二	一六	休業し、就労	休業し、且つ、就労
〃	〃	八	直接水害	水害
〃	〃	一〇	昭和二十八年六月及び七月	この法律施行前
〃	〃	三 末二	県	都道府県
八〇九	三	末二	当時者	当事者
八〇〇	二	一三	農舎、畜舎、農業協同組合又は農業協同組合連合会	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合
〃	〃	末七	県	都道府県
〃	〃	三	県	都道府県
〃	〃	二 一七	〃	〃
〃	〃	二 二〇	第一項（施行期日）	第二項（施行規定）
八〇二	二	二	毎事業年度、	毎会計年度、
〃	〃	三	〃	〃

衆議院会議録第三十六号中正誤

頁	段	行	誤	正
八〇三	三	三	一回を限り、当該競争	一回で政令で定めるものを限り、当該競争
〃	〃	四 末一〇	県	都道府県
〃	〃	二 一九	〃	〃
〃	〃	五	〃	〃
八〇四	一	三 四	事業をいう。	事業並びに同条第三項第二号に規定する事業（郵便物を運送するものに限る。）をいう。
〃	二	六	業事	事業
〃	四	三	建康	健康
八〇三	二	末二	かつて	かつ

衆議院会議録第三十六号中正誤

頁	段	行	誤	正
八〇六	三	末七	解れる	触れる
八〇七	四	一六	よりて	よつて
八〇九	一	一七	を変更	の変更
八〇八	三	自九 至二	「第九号ノ五を第九号ノ六とし、第九号ノ四を第九号ノ五とし、」は削る。	
〃	〃	一三	九ノ四	九ノ三ノ二
八〇七	二	末九	金融金庫法	金融公庫法
八〇〇	三	七	日程に	日程は

衆議院会議録第三十六号附録中正誤

頁	段	行	誤	正
八九九	三	末九	ともに	ともに
八九七	二	三	以来	以外
八九九	三	九	楽観点	楽観的
〃	〃	末九	宗成品	完成品
九〇三	四	九	解決	解釈
九〇三	一	〃	法安	治安

衆議院会議録第三十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
九一一	一	〃	瑞浪土岐町	瑞浪土岐町
二六	三	〃	佐倉町	伊倉町
三三	四	七	兵庫県塩瀬町	兵庫県西宮市塩瀬町
三三	二	一〇	山形県の	山形県
三四	三	三	下永村	下三永村
三六	末六	末六	直賀町	相賀町
六二	一	〃 九	上宇川村	下宇川村

衆議院会議録第三十八号中正誤

頁	段	行	誤	正
九一〇	三	四 五	及び林業施設で	、林業用施設、漁港施設及び漁場で
〃	〃	末一	費産	費用
九一一	一	〃 末	炭害	災害
九一三	二	二	第五十五の二	第五十五条の二
九一六	欄外		今同	今後同
〃	三	一三	委員会	委員長
九一八	四	六	そういう失	そういう失礼な
九二一	一	末八	行動、	行動の
〃	三	七	白粛	自粛
九二三	三	末一三	は、	ては、

衆議院会議録第三十八号附録中正誤

頁	段	行	誤	正
四	四	一五 一六	（第三五三 八号）	（第三五八 三号）

衆議院会議録第三十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
九三三	三	三	るるともに	るるともに
九三七	一	二	動義	動議

衆議院会議録第三十九号附録（その一）（二）中正誤

頁	段	行	誤	正
九三	上		「附則 この法律の施行期日は、別に法律で定める。」は削る。	

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部　十五円（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)一三一番　振替東京九〇〇〇番

法律政治図書館 31.4.18 第2課